

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 02989 8558

www.libtool.com.cn

www.libtool.com.cn

www.libtool.com.cn

www.libtool.com.cn

卷之四

古文

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

明治三十八年十二月二十日印刷

明治三十八年十二月廿五日發行

百家說林續編上卷

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

合資會社 吉川弘文館

編輯兼
發行者

右代表者

吉川半七

印刷者

本間季男

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印刷所

東京活版株式會社

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

發行所

東京市京橋區南傳馬町
一丁目十二番地

合資會社 吉川弘文館



www.libto.jp

www.libtool.com.cn

百家說林續編上卷畢

坐別殿歟。これは表筒男中筒男底筒男の三柱の神三社にいまし。今一社には神功皇后をいはひまつるかといふなり。か、ればむかしよりたしかならざりけるなり。津守國基は。玉津嶋明神をいはひ申たるよし申されけるといへり。玉津しまの明神は和歌をまもらせたまふよし。いふにつけてなるべし。このことふるくはものにみえたる事なし

○貫之家集云。あつよしの式部卿のむすめのもとに。ちひさきくるみの有けるをこひてほるとてよめる。

鶯に花まられけはみえねども秋くる道の物にざりける

秋くる道の物とは。くるみをば。胡桃とかけど。また吳桃ともかけば。吳は此國よりは西なれば。さてかくはよまれたるか。古語拾遺云。昔往神代大地主神營_レ田之日。以_二牛肉_一食_二田人_一。于時御歲神之子至_二於其田_一。睡饗而還。以_レ狀告_レ父。御歲神發_レ怒以_レ蝗放_二其田_一。苗葉忽枯損似_二篠竹_一。於_レ是大地主神令_二片巫止_一。肱巫_一 今俗電輪止鳥及米占也 占_二求其由_一。御歲神爲_レ祟云々。宜_下以_二牛肉_一置_二溝口_一。作_二男莖形_一以_レ加_レ之。以_二薤子蜀椒吳桃葉及鹽_一。班_二置其畔_一云々。此中に吳桃葉あればこ

れらの心もこまれるか。くるみといふことをよみいれたり。

○土佐日記に。仲丸のぬし我國_{に扶桑拾葉下同}にかゝる歌_をなむ。神代より神も詠_{たひ}給_は今_は上中下の人も。かうやうにわか_をし_しみ。よろこびもあり。悲しびもある時にはよむとて。よめりける歌云々。

河
社終

にをさめられたるは。彼卿のかゝれたる物に。古今に長歌を短歌といへるを遺恨とあるに。俊成卿も古今に依て。千載集に短歌と載られたれは。長歌といへばこれらをもとき。短歌といはん事はこゝろにかなはねばなるべし。

○古事記序云。暨飛鳥清原大宮御_二大八洲_一。天皇御世。潜龍體_レ元。游雷應_レ期。開_二夢歌_一而想_二纂業_一。投_二夜水_一而知_二承基_一。この夢歌夜水の事。日本紀には載られず。

攝津國風土記曰。雄伴郡有_二夢野_一。父老相傳云。昔者刀我野有_二牡鹿_一。其嫡牝鹿居_二此野_一。其妾牝鹿居_二淡路國野嶋_一。彼牡鹿屢往_二野嶋_一。與_二妾相愛無_レ比。既而牡鹿來宿_二嫡所_一。明日牡鹿語_二其嫡_一云。今夜夢吾背爾雪零_レ利_レ見_レ支。又_レ紀_レ草生_レ多利_レ見_レ支。此夢何祥。其嫡惡_二夫復向_レ妾可_レ往_一。乃詐相_レ之曰。背上生_レ草者。矢射_二背上_一之祥。又雪零者。白鹽塗_レ完之祥。汝渡_二淡路野嶋_一者。必遇_二船人_一射死_二海中_一。謹勿_二復往_一。其牡鹿不_レ勝_二感戀_一。復渡_二野島_一海中遇_二逢行船_一終爲射死。故名_二此野_一曰_二夢野_一。俗說云。刀我野爾立留_二眞牡鹿母_一夢相乃麻々爾仁德紀には。菟餓野鹿の此夢のことは

あれど。それより夢野といふよしはみえず。これによりて夢野ともよむべし。
○拾遺集には。藤を夏部に入らる。萬葉には。春と夏と二部にわたりて載たり。

○忍戀といふにふたつあり。いひ出ずしておもふ人にしのぶと。世の人にしのぶとなり。互忍戀といへるは。あひて後もろともに。世の人にかくし_レ之のぶなり。文字かはるべけれど通じてかけり

○いにしへの歌は。たとへば畫師ならぬ人の堪能なるが用あるとき物にまかせてかけるがごとし。後のうたは畫師のかけるがごとし。よけれども心よりおこれるはまれなり。人のやとふにまかせて。草もゆるがずる日にあせも_レ玄と。にて冬の繪かけるに。見る人をさむからしめ。うづみびのもとに衣を八重にかさねきて夏のゑかゝんに。みるひと涼しくおぼえむをは。上手といふべきがごとく。歌もそのたましひをこめたらんをは。いにしへの人につがりといふべし。

○日本紀私記云。神名帳曰。攝津國。住吉郡。住吉坐神社四座。並名神大月先師說云稱_二四座_一者神功皇后次相嘗新嘗

やに侍けるあえものとなんなき侍給ひし云々。これは近江の君のものをやくいふことを。みづからいふなり。あえものは。あやかりものなり。貫之集に。藤大納言殿の御さうぞくにて。魚袋をつくるはさんとてたまはせりける。わかむかしよりようすると仰られて。あえものにけふばかりつけよとて。つかひしてたまはせたりしかば。ようしてたてまつる。拾遺集に

風はやみふねのく葉のともすれば

あやかりやすき人のこゝろか

○景行紀に。日本武尊神さりたまひぬときこしめしてのたまはく。朝夕進退佇待還日一何禍兮何罪兮不意之間倏亡我子云々。この倏亡を。あからめさすとはめるは義訓なり。あからめとは。あからさまにめをふる心なり。さすとは。ふと物にてつくなり。さればおぼしめしもよらず。此御子を失ひ給ふは。かりそめにめをうごかすとして物にてさゝんがごとしとなり。續日本紀に。能登内親王かくれさせたまへるとき。光仁天皇のみことのりにいはく。安加良米佐須加事久於與豆禮加年毛高久成多流朕乎置豆云々。こ

れもまたおなじ。

○二十八宿の中に。牛宿を除て。毎日午時にあつることは宿曜經の説なり。俗説を用べからず。

○神代紀に。天吉葛を。あまのよさつらとよめるは。葛は。かつらなるを。左と加と同韻にて通する故なり。この天吉葛は。匏のことにやとおぼしきなり。

延喜式。第八。鎮火祭祀詞云。神伊佐奈伎伊佐奈美能命中略與美津枚坂爾至坐底所思食久吾名妹命能所知

食上津國爾心惡子乎生置氏來止宣氏返坐氏更生レ子

水神匏川菜埴山姫四種物乎生給氏此能心惡子乃心荒比留水神匏埴山姫川菜乎持氏鎮奉止事教悟給支云

云。この黄泉より立歸りて四種の物を生せたまへる事は。日本紀古事記等にみえず。只此祝詞にのみ見えたり。此四種の中に匏あるによりて。葛といふからかくはおもひよれるなり

○龍田神。廣瀬神を。初ていは、せ給へるは天武天皇なり。天武紀にみえたり。延喜式風神祭祀詞に。其時神の告させたまへること委しくあり。日本紀には載られず。

○新勅撰に。雜體あれと部をたてずして。これを雜

○佛法僧といふ鳥。ふるき文にみえたるは。性靈集。第十云。後夜聞佛法僧鳥。閑林獨坐草堂曉。三寶之名聞一鳥。一鳥有聲人有心。聲心雲水共了了。これはじめなるべし。躬恒集云。延喜八年。八月十三日。左大臣の家に八かうするに。佛ほうそうといふ鳥のなきければ。よみてたてまつるなうた。

あし引の

山にすみらん

この鳥は

たふしやはなく

いかなれば

しげき林も

おほかるを

たかき梢も

あまたあれど

はね打はふき

とひすきて

春夏冬の

時もあるを

君が秋しも

紅葉々の

から紅に

ふりいて、

鳴音を里に

聞せそめつる

山にすみまれに聞ゆる鳥なれど里にも君が秋よりぞなく

その日とも君は告しもせし物をいかでか鳥のかねて知りけむ

殿の御かへし。左衛門ぞうみなもとのなかつたを。御つかひにて

のりを思ふ心し深く入ぬれどさとも鳥に耳ぞ有けむ

これまたつきにふるし。彼鳥のなくやうは。佛法と。さやかにふた聲三こゑなきて。後にひきく。僧となくとなん申す。大和國室生といふ所にまうで侍し時。彼山里のものに尋侍しかば。こゝには田をうゑ侍る頃。あまたなき侍るとかたり申き。

○竹取物語云。かくやひめのある所にいたりてみれば猶ものおもへるけしきなり。これを見てあがほとけ何ごとおもひたまふぞ云々。あが佛は。ことわざに我家の佛たふとしといふにおなじ。仲文集に

あがほとけかほくらべせよ極樂の

おもておこしをわれのみぞせむ

源氏。手習に。あがほとけ京に出たまはゞこそあらめ。といへるもこれらより後なり。

○和名鈔云。淡路國。津名郡。平安。阿惠これによるに。源氏物語に。あゑかにといへるも。おだひかなるこゝろなれば。此平安の字なるべし。

○源氏物語。床夏に。めうほう寺のべたう大徳のうふ

うぢ川とはつゞけたり。玄かるをものゝふといはすして。やそうぢ川といへる歌は千載集に。

俊 頼

おちたきつやそうぢ川の早き瀬に

岩こすなみは千世の數かも

これ初にや。定家卿のゝたまへるごとく。彼人は堪能なるにまかせて。かゝる事よくたゞさぬ人なればならふまじきことも有べし。さればこのたゞやそうぢ川といへるは荒涼に覺ゆるなり。後撰に

行かへるやそうぢ人のたまかつら

かけてぞたのむあふひてふ名を

忠見集に

やそうぢのいたゞく山の雲なれば

久しけれどもまづはたのまし

かやうによめるはあれど。これはみかどにつかへ奉る氏くゝの人をいひて今とことなり。まぎらはすべからず。

○散木集に。雨中郭公。

誰きかむこせのさ山の杉かうれに雨も玄みゝにくきら鳴なり

此ほとゝぎすを。くきらとよまれたるやうの異名等。たとひすこしたしかなる物にありともこのみよむべ

からず。陀羅尼集經に。句枳羅鳥。命々鳥。などある句枳羅は梵語なれば。いかなるとりともしらす。

按句枳羅鳥命々鳥不見于陀羅尼集經而出于守護國界王陀羅尼經陀羅尼品第二也恐是以書名相似二暗記之誤

○壬二集に

有明のつれなくみえし淺茅生におのれとなふる

松虫の聲

心あてにをらばやをらん夕つく日さすや小倉の

峯の紅葉々

かやうにおき所をもかへず。本歌の詞をおほくとられたる歌かすしらす。

ひくまのに匂ふはぎ原入みだれ鳴やをしかの秋

の白露

これは上句は。萬葉第一の歌をひともじもかへずとられたり。但是は十月の歌にて。はぎ原といへるははりの木なるを。萩と心得られけるは誤なり。きはめたる上手にて。心のひろきよりおこれることなるべけれど。さる歌をば後の集までにとられねば。定家卿のをしへのごとくよむべきなり

にといふによりて。秋さへ霜をおきつ風といへる所に難あるなり。

○新古今集

花さそふひらの山風吹にけり漕ぎ行く舟の跡みゆるまで

立田川嵐や峯によはるらんわたらぬ水も錦たえけり

宮内卿の此二首。本歌をとれるやう。意詞おなじほどに聞ゆるを。初の歌は心たくみに。詞いかめしくして。田村丸の末などいひてやつかひげおひたらん人に。よませまほしうて身におはずや。後の歌は。嵐や峯によはるらんといへるがなつかしげにて。おひたゞしからずきこゆるにや。すべて此宮内卿の歌は。をのこにかへまほしきがおほかり。

色かへぬ竹の葉玄ろく月さえてつもらぬ雪をはらふ秋風

此たぐひをいふなり。俊成卿女歌に。

露はらふ寐覺は秋の昔にて見はてぬ夢に残る面影

このうた女の歌めかす。

○續後撰集

寂 延 法 師

もの、ふのやたの、薄打なびきをしか妻よぶ秋は來にけり

もの、ふのといふことを。矢の枕詞とするは。ものふは弓を射るをおもてとするゆゑに。弓に矢はかならずそふ物なれば。さてかくはつゝくるなるべし。此まぐら詞ふるき歌にはみえぬにや。後の人の詠しただせるか。又案るに。風雅集に。

もの、ふのやそうち川の冬の月

いるてふ名をばならはざらなむ

このいるてふとあるは。やそうち。やもじを。矢になしてなり。然ればもの、ふのやそうち川とつゝけたるをば。矢とつゝけたりと。昔は心得たる事あられたれば。矢田野とつゝけたるも。これより轉じけるなるべし。

名のみして山は朝日の影もみす

やそうち川の五月雨の頃

萬葉に。もの、ふのうぢ川とも。もの、ふのやそうち川ともつゝけたるは。ともにもの、ふの氏とつゝけて。物部は氏／＼のおほければ。もの、ふのやそ

てよまれたるにや。それならば又見らくすくなしとは。何のこゝろとかせむ。

五月雨に入ぬる磯の草よりも

雲まの月ぞみらくすくなき

これは五月雨にといひつればことわりあるにや。

○續古今集

はつせめの峯の櫻の花かつら空さへかけて匂ふ

春風

にほふとは。色にて有ぬべかりけるを。春風としてはたるにて。梅が香をやどらせたらん心地するにや。

○新勅撰集

高砂の尾上の花に春くれて残りし松のまがひゆくかな

おなじ後京極殿の御歌に

泊瀬やまうつろふ花に春くれて

まがひし雲ぞ峯にのこれる

後の御歌になすらへば。初の落句も。色ぞまがへるなどやうに有べかりけるにや。ふる野のをぎ、霜を経てひとよばかりにのこる年かな。とあるかなには

たがひて。これはにはかに末のおくれて聞ゆるにや。

○けさよりは立田の櫻色ぞこき夕日や花の時雨な

るらん

今按詞林采葉に内大臣基の歌なりとあり

これはさくらの本色をわすれたる歌なり。たくみをもとむれば。やゝもすればかやうになるなり。

○續古今集

たまきはるいのちもしらず別ぬる人を待べき身こそ老ぬれ

此玉きはるの詞。日本紀。萬葉などに。かなはむことやいかゞ侍らん。

○新續古今集

嘉陽院越前

紀の國や秋さへ霜をおきつ風吹上の月の有明の空

此うた。初の五もじぞ今すこし思ふべかりける。

土佐日記に。

霜だにもおかぬかたぞといふなれど

なみの中には雪ぞ降ける

これは南海なればかくはよまれたれば。今も紀のく

らずとて。旅にいるべかりけるを。

○新古今集夏

夏衣かたへ涼しくなりぬなり夜や更ぬらん行合の空

躬恒が本歌はさることなれど。夏と秋と、いふ詞なくして。行合の空とのみいひては。ことのたらぬやうなるにや。

○新古今集に

皇嘉門院尾張

なげかじな思へば人につらかりし此世ながらのむくいなりけり

これは女の歌に。わが身のとがを思ひかへせる。いとよし。

○續千載集

前關白太政大臣

絶なばとちかひし末の命さへわが僞にながらへにけり

新拾遺集

宗 惠 法 師

逢ごとにかへもこそすれ惜からぬ我命とは人にかたらじ

かゝる歌のとられたること。そのゆゑをしらず。おなじ集に

法 印 村 基

さてしもぞ命はいとゞ惜からんあふにはかへじ戀はしぬとも

戀はしぬともとは。せちにしのぶこゝろなどにこそかなはめ。戀しなむよりはあふに命をかへんといはんこそほいならめ。

○玉葉集 湖邊松

よせ歸る浦風あらしさゞ波にしづえをひたすまがの濱松

浦風のあらしに。猶さゞ波なるは。ことわりおぼつかなし。

○新古今集

みるめこそ入ぬる磯の草ならめ袖さへ波の下に朽ぬる

是は萬葉に。鹽みては入ぬる磯の草なれやといふをとれり。入ぬる磯といふばかりにては。たらひても聞えぬを。下に袖さへ浪の下にくちぬといふにてたらひたり。風雅集に。

とまりふねいりぬる磯の波の音に

今宵も夢はみらくすくなしこれは入ぬる磯といふを。入海などいふやうに心得

○新續古今集

堯

尋

またぬ夜の鳥の初音はさだかにてねざめにたど
る時鳥哉

此歌のこゝろは。またぬ鳥のねはさだかにて。待え
たる時鳥はほのかなるよしなるを。またぬ夜のとい
ひたるはほとゝぎすをまたぬ夜ときこえ。ねざめに
たどるといひつれば。待けりとも聞えず。

○同集

堯

孝

草枕わがふるさとの外にまた遠津飛鳥のみやこ
戀しも

ふるさとの外にまたとて。遠津飛鳥其よせあるはさ
るこなれど。その心まことしからずきこゆ。遠明
日香 近明日香となづくるよしは。古事記にみえた
り。

○新古今集

聞やいかにうはの空なる風だにもまつに音する
ならひありとは

此發句を。世にめでたき事にいへど。人をことわりに
いひつむるやうにて。女の歌にはとにいかになやあ
るなり。きくや君といはゞまさらんやと申人侍し。

拾遺集

ゑるや君ゑらずばいかにつらからむ

わがかくばかりおもふこゝろを

此初の句のたぐひなるべし

見すやいかに雪のゑたるおもひだに

もゆればもゆるふしの烟を

これはうらやみてうつされたるなるべし

○新後拾遺集

吹にけり我手枕の塵ならでたつなもゑるき秋の

初風

たまくらの塵。うたがひをつめり。

○山吹の花にせかるゝ思河色の千しほはゑたにそ

めつゝ

此歌。色のちしほといふわたり。戀の歌とみゆるを。

續後撰集に。山吹のうたにいれり。

○玉葉集夏部に。草野秋近

定家卿

露わけん秋のあさは遠からで都やいくかまの

のかやはら

この歌題の心にはよくかけあひても聞えねば。題し

五七五七七と讀る旋頭歌。此ほかにあることなし。

○新古今集に

後鳥羽院御歌

里はあれぬ尾上の宮のおのづから待こし宵も昔
なりけり

此尾上宮とよませたまへるはいづくにや。万葉に。
高圓の尾上の宮はあれにけりとよめるは。高圓宮の
尾上にあればいへり。これは高まどをはなれてはい
ふべからずとおほし

○新古今集云。延喜の御時女藏人内匠。白馬節會見
侍けるに。車よりくれなゐのきぬを出したりけるを。
檢非遺使のたゞさんとしければいひつかはしける。

女藏人内匠

大空に照日の色をいさめてもあめのゑたには誰
がすむべき

かくいへりければたゞ すなりにけり

伊勢家集云。中宮のうせたまへりし時かいねりこし
とてけびゐしのやらんとしければ

深草に君まどはしてわぶる身の

なみだにそめる色とやはみぬ

○續千載集。曉聞郭公。

寂蓮法師

郭公有明の月の入かたに山の端出るよはの一こ
ゑ

この歌の落句。おぼつかなし。

○玉葉集。月前旅行。

從二位行家

越やせん夜はふかくとも逢坂の鳥のねまたば月
もこそいれ

これは關のことわりをわすれてよまれけるにや。

○續古今集賀に。九月ばかり菊花を。

聖武天皇御歌

百敷にうつろひわたる菊の花匂ひぞまさる万代
の秋

此御歌何に出たるにか。おほよそ万葉集にはきくを
よめる歌一首もなし。また歌のすがた更に上古のお
もむきにあらず

○風雅集

權大納言公宗

うかりける人こそあらめ曉の雲さへ嶺になどわ
かるらむ

夜ふかくいそぎ出なむこそあらめ。あかつきに歸る
はならひなれば。此歌よくよまれたるにとりて。發句
を今すこしおもはれざりけるがをしきなり。

足柄の山立かくす霧の上に獨はれたるふじの白雪

初の歌は家隆卿。後の歌は慶運法師なり。おなじやうにてともにすぐれて見ゆるを。初の歌の空はれてといふより。霧のうへにといへるはおもりかなれば。歌合の歌ならば。ふじの河霧今すこし立およぶまじくやなど。判詞をくはへてかたすべくや。

○新勅撰集に。雨中花 藤原基俊

山さくら袖に匂ひやうつるとて花のまづくに立ぞぬれぬる

六帖には。雨露のほかになづくを出せるを。これは雨に用られたり。

○同集戀四に采女まちにて右近のつかさのさうしにまか出る人を待けるに。行過ながら立よらざりければ。

采女明日香

みかさ山きてもとはれぬ道のへにつらきゆくての影ぞつれなき

拾遺雜戀に。まだ少將に侍ける時。うねへ町のまへをまかりわたりけるに。あすかのうねへながめいたして侍りけるにつかはしける。

小野宮太政大臣
人まれぬひとまちがほに見ゆめるは

たがたのめたる今宵なるらん

かへし 明日香采女

池みづのそこにあらではねぬなほの

くる人もなし待人もなし

さきの歌も。小野宮殿によめるなるべし。

○新拾遺集。物名。

まやう ふえ ひちりき こと びは

讀人不知

うしやうし花匂ふえだに風かよひちりきて人の

こと、ひはせず

草庵集にあるを。いかで頼阿法師とはえるされざり

けむ。

○續千載集。旋頭歌。 俊成卿

みどり子と。おもひし人も老ぬとて。そむく世

を。見る悲しさは。夢かうつ、か。

かへし 隆信

有てなき。夢もうつ、も。たれにかく。とはれ

まし。きみが見る世に。そむかざりせば。

これは白菊といはざれば。空さえぬ雪もうたがひをのこせり。月令云。菊有黄花。きくは黄なるをもととす。但此國には白菊を賞する故に今のごとくよめる歟。古今集に。

はな見つゝ人まつときは白妙の

袖かとのみぞあやまたれける

これはおなじやうなれど。此時すはまに白菊をうゑられけむ。それにつけてよめらむもゑらず。

○金葉集。隣家紅葉

もすのゐるはしの立枝の薄紅葉たれ我宿の物と

みるらん

たれわがやどのといへるばかりは。隣家たしかならずや。

○後拾遺集に

和 泉 式 部

津國のこやとも人をいふべきに隙こそなけれ蘆

の八重ぶき

拾遺集

津のくにのなにはわたりにつくるなる

こやといはなむ行てみるべく

後拾遺集

中 納 言 定 頼

八重ぶきのひまだにあらば蘆のやに

音せぬ風はあらしとをしれ

これは六帖に

津のくにの蘆の八重ぶき隙をなみ

こひしき人にあはぬ頃かな

これより出たり。續後撰集に。女のあしのやへぶきとかけりける手ならひをみてかきそへ侍ける

源 重 之

あしのやのこやのゑのびのゑのびにも

人にしられぬふしをみせなむ

これによれば。六帖にあるは古歌なり。兼盛集に。

蘆のやのこやともいはつづの國の

なにはのことかいはすあるべき

いづみ式部は。これと二首にてよめるにや

○ある人古今の戀の歌はあはれに。新古今の戀のうたのよきはおもしろしと申き。よめるとつくれると

によれり

○朝日さす高ねのみゆき空晴て立もおよばぬ富士

の河霧

職。紀守亦遷_二越前。今上膺_二堯揖讓。馭_二舜寶圖。照_二玉燭乎_二儀。撫_二赤子於_二八嶋。簡_二伴平章事國道。代_二檢_二國事。并_二拔_二藤廣。任_二刺史。兩公檢_二按池事。略_二成也。不日。畢也。不年。云云。藤納言は。右大臣三守。この時中納言なり。紀大守は。未等なり。此池は高市郡にあり。今はあせてその跡のみあり。碑もうせてその立たるあととはのこれりとぞ。人丸集に。はりま。

たちかはりますだの池のうきぬなは

くれどもたえぬものにぞ有ける

これらも。うけがたきそのひとつなり。

○躬恒集

秋の夜の臙にみゆる月よりは紅葉の色ぞ照まさりける

順集 草合の判詞にも。おまへの庭の面をみれば。月影のおぼろなるに。花いろ／＼に打みだれたり。おぼろ月夜うちまかせては春のことなれど。をり／＼はかやうにいへることもあり。常にもあることなり。

○新後撰に神祇

太上 天皇

名もゑるし色をもかへぬ松の尾の神の誓は末の代の爲

壬二集に。遠村秋夕。次は住吉三十首。

名もゑるし雲も一村か、りけりたが夕暮の秋の山本

名もゑるし年も津守の國を経て猶もやそちのさかぞ行べき

これらの發句はこゝろえやすきを。

定 家

卿

な新勅

なもゑるし嶺の嵐も雪とふる山さくら戸の明ぼ

の、空

これはいかにおきたまへるにか。嵐山とも。ふる山ともうけたまはりしらず。此卿の歌には。深ておろかなるこゝろはかりかたきおほかり。

○筆。行平。康秀。棟梁。元方。朝康。千里。貞文。

深養父。忠房。これら三十六人にえられぬこと。おぼつかなし

○金葉集に

さかりなるまがきの菊をけさみればまだ空さえ

ぬ雪ぞ降ける

○源重之歌に

松嶋やをじまの磯にあさりせし蛭の袖こそかく
はぬれしか

元亨釋書見佛の傳に。此歌によりてうたがひあり。

いはく。釋見佛居_ニ奥州松嶋。其地東溟之濱。小嶋千

百數。曲洲環浦。奇峯異石。天下之絶境也。其尤者

曰_ニ千松嶋。佛結_レ茆而居。略中天仁帝聞_ニ道譽。賜_ニ佛像

寶器。而以旌異之。依_レ茲土人改_ニ千松。曰_ニ御嶋。蓋境

得_レ人而顯。又人因_レ境而傳也。御嶋は俗説なるべ

し。

○長明が無名抄に。ある人の水にまられぬ氷なりけ

り。とよめるとてそしれるは。貫之の空にしられぬ雪

といふを。おし出して本歌にはとらずして。ぬすめ

るやうなるをいへり。おなじ貫之の歌に。春にしら

れぬ花とも。時にしられぬ秋ともよまれ。また

金葉集

内 大 臣

春ごとにまつのみどりにうづもれて

風にしられぬ花さくらかな

千載集

覺 盛 法 師

あかなくにちりぬる花の面影や

風にしられぬ櫻なるらん

新後拾遺集

法 性 寺 殿

谷がくれ風にしられぬ山ざくら

いかでか花のつひにちるらむ

かやうによめる歌猶あるべし。

○三代實錄云。貞觀二年。九月十九日。丙寅。詔_ニ下

野國。正三位。勳四等。二荒神社。始置_ニ神主。延喜

式。神名帳云。下野國。河内郡。二荒山神社。名神

この二荒山は。今音を轉じて日光山といへり。性靈

集第二云。沙門勝道上_ニ補陀洛山_ニ云云。此補陀羅は。

二荒の和訓なり。

○益田池は。日本後紀云。弘仁十四年。正月丁巳。

朔丙子。新錢一百貫。賜_ニ大和國_ニ充_ニ築_ニ益田池。性

靈集第二。益田池碑銘云。奥有_ニ益田池。兩尊鼻子之

洲。八鳥初導之國。地是漢語之舊宅。號則村井之故

名。去弘仁十三年。仲冬之月。前和州監察藤納言。

紀大守未等。慮_ニ亢陽之可_レ支。歎_ニ膏腴之未_レ開。占_ニ

斯勝處_ニ奏_ニ請之。綸詔即應。爰則令_ニ藤紀_ニ二公及圓

律師等_ニ擬_ニ功。未_レ幾皇帝遊_ニ鵲汾襄。藤公從_ニ之辭_ニ

ていふなり。おほくはたけ高からんとはかる心より
おこるなり。

○新後拾遺集に

津 守 國 夏

伊勢の蛭の鹽やき衣此ほどや捨とはいはん五月
雨の頃

此ほど、いひて。五月雨の頃といへるたゞおなじ事
にや。もしはさみだれの空などにてありけんや。

○續古今集に

後鳥羽院御歌

はしたてのくらはし川に刈草の長き日くらしす
ずむ頃かな

これは万葉第七。旋頭歌に。

はしたての。倉椅川の。川のまづすけ。われか
りて。笠にもあます。川のしつすけ。

これをとらせたまへば。刈草とは菅なり。もしは菅
をうつしあやまりて。草となせるか。菅の根とて。

根を長きものにいへど。これは根とものたまはねば。
菅のながきによりて。長き日くらしとつゞけさせた

まへり。倉椅河は。大和國。十市郡にあり。

○續後撰集

老となるつらさは知ぬまかりとてそむかれなく
に月をみる哉

古今の篁の歌をとれり。まかるにそむかれなくには。
そむかれぬにといへることなり。万葉に。かやうの
なくは。皆不の字にして無にあらす。定家卿のきえ
なくにまたやみ山をうづむらんとよみたまへるはよ
くかなへり。此歌はかなはずといふべし。

○新續古今集に。かづさの國に下り侍ける時。人の
ぬさなどおこせ侍ける返事に。

藤 原 長 能

わかるゝもとまるもおなし宮城野の木の下露は
笠もととりあへず

かづさに下るととの歌に。宮城野をとり出られたる
はおぼつかなし。詞書にはあたらで。心をえてみる
べきにや。

○續後撰集

よみ人しらす

白波のよすればなびく萱の根のうき世の中をみ
るが悲しさ

これは貫之集に。下句。うき世中はみじかからなん
とてある歌なり。

あま人の袖匂らしわたつみのかざしの花の春の
浦風

わたつみのかざしの花とは。後撰集の小町が歌によ
めるは波なれば。此歌おぼつかなし。

○新勅撰集

玉藻かる井てのしがらみ春かけて咲や河せの山
吹の花

はるかけてといひ。河瀬のとあるは不審なり。

○風雅集に

初瀬山ひばらに月はかたふきてとよらの鐘の聲

を深行く

はつせは。城上郡にあり。豊浦は。高市郡にありて。
其あはひ十市郡を隔て。初瀬は東なれば。此うたは
方角たがへり。

新後撰集に

霧はる、伏見の暮の秋風に月澄のぼるを初せの
山

伏見は。添下郡にて。初瀬はたつみにあたれり。長
き夜の月は。東よりうしとらのかたによりて出るな
らひなれば。又おぼつかなし

○新續古今集

たのむかなわが藤原の都より跡たれをめし玉つ
しま姫

允恭紀に。衣通姫のために。藤原に宮を作りてする
おかせたまへるよしあれど。都といふことは。持統
天皇の朱鳥八年より後のことなれば。人うたがひを
のこすべきか。

○堀川院中宮上總が歌に

郭公二むら山や越つらん明はて、のみ聲のきこ
ゆる

これは鏡とも玉くしげともいはず。ふたむら山とい
ふをそれになして。明はて、のみとはよめるか。

○中ごろよりの歌に。腰句にてもじをすゑたるおは
し。後の連歌の第三句にせばゑかるべきあり。上手
の連歌二句ならべてかきたらんにたがはぬもあり。

てもじをすゑぬにもあれど。おほくはこれにあるな
り。さりとて木の下風はさむからでとき、てかほを
あかめられけん人のやうに。ひたぶるにいふべきに
はあらず。鹽がまの浦ふく風に霧はれて。みよしの
山の秋風さよふけて。などよめるたぐひをばおき

にかなひたればかゝれけるにや。

○千載集に。みこにおはしましける時。鳥羽殿にわたらせ給へりける頃。池上花といへる心をよませ給ふける。

院 御 製

池水に汀の櫻散しきて波の花こそさかりなりけれ

これを平家物語には。大原御幸の道にてよませ給へりとかけり。又玉葉集に。京極攝政家に百首歌よみ侍りけるに。

寂 蓮 法 師

この中も猶うらやまし山がらの身のほどかくす夕顔の宿

これを紀伊守範光が歌といへり。世に信すべきことすくなし。

○俊成卿九十賀屏風。春帖。花

有 家 卿

けふまでは梢ながらの山櫻あすは雪とぞふる郷の空

これは歌はおもしろきを。九十になる人は耳にさはるべくや。

續後拾遺集に。深山曉月

同 卿

花をのをしみなれたるみよしの、梢に落る有明の月

此うたはおもしろく聞ゆるを。上句よりきけば。ただ春月を惜たるやうなるにや。萬葉にも。古今にも。秋の月とよみ。さらでも秋の心をいへるをば秋にいれ。さらぬをば雑部にいれたり。さいはひに秋夜の月といふとも。梢におつるといふにて曉とはなるべきにや。

○位山は。信濃なり。六帖に。

衣手の色まさりつ、信濃なる位の山は君がまにまに

○新拾遺集 湖上水鳥

には鳥はをろのはつをにあらねども鏡の山のかげに鳴なり

萬葉に。山鳥のをろのはつをにかゝみかけとよめるは。をろは。雄にて。ろは。たすけたる詞なり。それぞとはきこえながら。をろとのみいひて。山鶏とせむことやいかゝあるべき。

○續後拾遺集。花のうたに。

これはまほると。まをるとをあやまりて。ともに綾
になしてよまれたるにや。かやうにみゆる歌なほあ
るなり。

萬葉十九

辭繁モトシケイ 不相問爾梅花アヒトハザルニワバナ 雪爾之乎禮氏ユキニシチレチ 宇都呂波ウツロハ
牟可母ムカモ

菅家萬葉

打吹丹ウチフクニ 秋之草木之アキノクサキ 芝折禮者シラルレハ 都子山風緒ムベヤマカゼヲ
荒芝成濫アラシナルラム

これらは風の物を吹しをり。草木のそれにまをる、
なり

○新拾遺集に冬海雪

兵衛内侍

漕かへるたな、し小舟跡もなし難波の蘆の雪の
下折

これは建保五年の歌合に。満坐はめて勝たる歌なり。
もとは腰句。道もなしなり。漕かへるほどに蘆の雪
折して舟の道のなきにてこそ此歌はかちたれ。跡も
なしとは。蘆の雪をれせずばこそ歸りたる跡の水
の上にのこるべきやうにきこえて。難出來たる上に
たましひなくなれること。作者のためにをしむべし。

よりに今わきまふるなり。

○新古今集に

後徳大寺左大臣

なこの海や霞のまよりながむれば入目をあらふ
沖津白波

此歌上句おとれるよし長明がいへり。入目をあらふ
は。詩などにはめづらしからすつくれど。歌にはお
もしろき詞なり。これは後撰集に

ふ か や ぶ

秋のうみにうつれる月をたちかへり

なみはあらへど色もかはらず

これをと用たまひけるにや。

○かくてさは命や限いたづらにねぬ夜の月の影を
のみ、て

これは長明が新古今によき歌三首見ゆといへる中の
一首なり。今はなし。治定の時のぞかれけるにや。

○方丈記に

月影は入山端もつらかりきたえぬ光をみるよし
もがな

これは新勅撰に。十二光佛の心をよみ侍けるに。不
斷光佛を。源季廣がよめる歌としていれり。長明の心

皇と申なり。行平のさがの山みゆきたえにしとよめるは。山をもて彼御事をあらはされたり。

○續後撰集に

右近大將公相

よしさらば越路を旅といひなさむ秋は都に歸る鴈金

これは漢武帝秋風舞に。草木黃落鴈南歸といふによるる

○新續古今集序云。ひだりのおほいまうちぎみ源のあそんえびすをたひらぐるいくさのきみのつかさをかねてあづさ弓やなぎのいとなみまげきはかりごとをとほりのうちにめぐらしあだをちさとのほかにまゐりぞる道まですべおこなはれしかば云々。此中にやなぎのいとなみは。周亞父が故事によりて。將軍を柳營といふによれり。まかるに此營は軍營にして。經營の心にあらず。和名鈔に。そことも。いほりともしめるが軍營なり。

○新拾遺集に

大納言通具

とまりするをしまが磯の浪枕さこそはふかめよ

さの浦風

與謝の浦にもをしまが磯あるにや

○續後撰集に

後にまたあらば逢世のたのみだにわが老樂の身にはまたれず

老らくとよまむほどの戀。いとにげなし。

續後拾遺集に。不遇戀。

たのまじなあふにかへむと契るとも

今いくほどの老の命は

○風雅集雜に。出家の、ち述懷の歌の中に

子を思ふやみにぞまよふくはの門うき世に歸る

道はとぢても

この歌はおもしろく聞ゆるを。桑門は。文選にもよすてびと、こそ義訓しつれ。字につきてくはのかどとよまれたるは。おぼつかなし。

○新後拾遺集雜

やがてはやくろへぬるか夏野行をしかの角の

短夜の月

此うた發句のつゞきつたなきがをしきなり

○新拾遺集戀

袂こそ涙ほすまもかたからめ心をさへにさのみしほらし

いつとなく風吹空にたつ塵の数もしられぬ君が
御代哉

世のさわぎを風塵にたとふるを。濱のまさごならでも。くらぶ山の櫻のちる花びらなども。数おほきものはあらんを。これぞたとへのいまはしくきこゆる。

○新千載集に

吹風のをさまれる世は限ありて

ちるものどけき山櫻かな

此腰句ぞ。かの君が代は末の松山とつゞけたるを。

八雲御抄に催せさせたまへるたぐひなるべき。

○後拾遺集

我宿の軒の忍ぶにことよせてやがてもしげる忘

草かな

金葉集

忘草しげれる宿をきてみれば思ひのきよりおふ

るなりけり

千載集

何とかやしのふにはあらで故郷の軒ばにしげる

草の名ぞうき

續古今集

わする、もしのぶもおなじ故郷の軒ばの草の名こそつられ

續拾遺集

軒端には誰植おきて忘草今はたつらきつまとなるらん

玉葉集

あれにける宿の軒端の忘草かくしげれとはちきらざりしを

新千載集

忘草誰たねまきてしげるらむ人を忍ぶの同じ軒端に

右伊勢物がたり。大和ものがたりより出たり。業平のおふる野べとはよめるに心をつくべし。みなあやまりなり。

○冬雨といふ題あり冬雨。夏雪は。災變なり寄源氏物語戀といふ題あり。よわくきこゆ。

○園韓神は。園神。韓神とてふたつの神の御名なり。文徳實錄第二に見えたり。

○弘仁天子は嵯峨におりゐさせたまへる故に嵯峨天

和歌序終云。臣有三事。非富非壽。家貧親老。庶不擇官。このときの歌などにや。

○歌合は。寛平御時后宮歌合。是真親王家歌合名高し。仁和御時中將御息所歌合は。これよりさきなれど。せずなりにけりとおほし。

○百首は。冷泉院まだ東宮にてまし／＼ける時。重之が令旨をうけてよめるや初なるべき。

○べらなりは。古今集のさきよりおほくよめる言なり。まことか。何なりは。その、ちこのめる言なり。ましかばと。とめていひのこせることは。後拾遺より詞花集までにいとおほし。春曙。えろき。あをき。吹嵐かな。など、いふ詞は。後鳥羽院の御代より人のこのめるなり。

○後拾遺集に

道 命 法 師

名に高きにしきの浦をきてみればかつかぬ蛭はすくなかりけり

神武紀に。紀伊國荒坂津を。また丹敷浦といふとあれば。そなるべし。おなし集に。同じ阿閑梨。熊野にまうづとて人に。

わするなよ忘るときかばみ熊野の浦の濱ゆふ恨かさねん

といふもあれば。そのたびの歌歟。初の歌に次で。増基法師か歌をのする詞書にいはく。熊野にまゐりてあす出なんとし侍けるに云々。此つゞきをおもふべし。

○後撰集

つきつゝ菅萬下同つめ
かきくらし霞降しけ白玉をえける庭とも人のみ
るべく

白雲のおりゐる山とみえつるは降つむ雪の消えぬ也けり

右二首。菅家万葉集にあれば。寛平后宮歌合のうたなるべし。初の歌の發句。後の歌の胸句など。今よま、しかば難となるべし。されば物を深くいむことは世のおとろへたるゆゑなり。大和物語に。躬恒がかげ物たまはりてのうたに。

えら雲のこのかたにしもおりゐるは

天津風こそ吹てきつらし

これもまたそしれる人なし

○金葉集賀に

○鴨長明無名抄に後撰集は古今によき歌はみなえらびとられたれば。詞書をふるまひかけるやうにいへり。春たつといふばかりにや。またる、物は鶯の聲。櫻ちるこの下風。行やらで山路くらしつ。ちりちらずおぼつかなきを。思ひかね妹がりゆけば。夕されはさほのかはら。かやうの名高き歌どもあまたもれて拾遺集にいれり。其後の集にいれるにも秀逸残るべし。おもふに順朝臣むねと勅をうけたまはりて撰れたるに。彼家集にかゝれたる詞ども。歌のやう。後撰に似たることあるなり。

○又無名抄に

夕暮はまたれし物を今はたゞ行らんかたを思ひしそやれ
顯輔卿これを後拾遺集のおもて歌と申されけるよしあれど。後拾遺にはなくて。

わすらるゝ人のばかりをなげきにて戀しきことのなからましかは

此詞花集のおもて歌といへるにならへり。おぼつかなきことなり。

○夕ざれば野べの秋風身にしみて鶉鳴也深草の里

これを俊成卿みづからの歌の中には。執し思ひたまひけるよしかけり。定家卿のかきいだされたる秀歌の中には。此うたを出されず。心／＼のかはれるにこそ。

○金葉集に。三日月の心をよめる。

山端にあかで入ぬる夕月夜いつ有明にならんとすらむ

これは三日月を。たゞ夕月夜とよめり

夕まぐれ秋くる方の山端に影めづらしく出る三

日月

これは末の集にあり。三日月は夕に西の空にあらはれ。まばらくありて山にかくるゝにてこそあるを。

これは。西の山のあなたより出て。山端にのぼらんやうに聞ゆるにや。

○拾遺集に題しらす

よみ人まらず

へざらなん

七夕にことをいのるには。ふたつとはいのらぬ習なるを。さして祈ことある人のよめるなるべし。本朝文粹第八。小野美材。七夕代三牛女惜曉更。應製

く通するなるべし。

○天竺に天を蘇羅といふ。阿修羅は。舊譯の梵語。新譯は阿蘇羅といふ。阿は。非の義。蘇羅は。天なり。天に似て天にあらぬゆるゑの名なり。此國にそらといふ。とほく天竺に通へり。

○那摩といふは。此には名と翻す。上の字を主とす。この國に名の字を那といふ。これらの事おほかるべし。

○甲乙を。幾の叡。幾の登といふは。木兄木弟なり。丙丁等これに准てしるべし。

○古事記。生尾土雲訓云其毛八十建云云。此中の土雲は。日本紀に。土蜘蛛とあるものなり。雲のはたてを。

蜘蛛にもかよはしてよめることわりあり。蜘蛛の手をひろげたるは。雲に似たることあればかよはして名づくる歟。雲は平聲にいひ。蜘蛛は去聲にいふは。後の約束なるべし。これに准へておもふに。神。守。髪。これらの和語は。もと上の心なるべし。

○万葉第十秋相聞に

紅葉ばにおく白露の色葉にも出しと思へばこと
のまげ、く

色葉は。たゞ色なり。言を。言の葉といふごとく。

色を見て心を知こと。葉によりて草木を知ごとくなれば色葉といへり。色葉にはへどちりぬるをといふも。紅葉によせて。色心の二法の色をいふなり。壬二集に。前内大臣家會に。寄海雜。

あはぢ島なにはをかけて見わたせば

波のいろはのあしでなりけり

○いろはの中にあるつもじは。川なり。川もおなし。片假名に。ツとかけるも。此略なるべし。万葉集第十八。家持の長歌のうちに。あがまつきみがといふを。安我末川君我とかけり。彼集中只此一所のみ此字を用たり。續日本後紀。第十五。尾張連濱主が表の中に載たる歌にも。たてまつるといふを。多天萬川流とかけり。

○常に消て越てなどいふにかくえもじは。兄の字の草歟。

○疊はひとへふたへなどいふ時。敵の字のごとくかくべき歟。重疊こゝろおなしければなり。まかるを。むかしより叡になしてかけるは。いまだ和訓のこゝろをしらず。

これなら下山にもよめり。後撰に。

あし引の山におふてふもろかつら

もろともにこそいらまほしけれ

○同

慈 圓

思はねど世をそむかんといふ人のおなしかずに

や我もなりなん

韋丹が靈徹に贈る詩云。已爲三平子歸休計。五老峯前

論靈溪友議

必共君。靈徹答詩云。相逢盡道休官去。林下何曾見

一人。

○同

寂 超 法師

故郷の宿もる月にことゝはん我をばえるやむか

し住きと

此歌に。詞書。あるひは題しらずとあるべきを落た

り。よき本をもておぎぬふべし。

○遊仙窟に。呵耐を。あなめとよめり。秋風の吹に

つけてもあなめくといへるは。これをかけたる歟。

○延喜式。六月晦。大板祝詞に。吞を。可吞とい

へり。よはきを。かよはき。よるを。かよるなど。

源氏にもいへり。いやしきもの、かいといふなるも

これにや。

○古事記。すせりひめの御歌に。打見る搔見るとの
たまへる。搔も打も同じほどの詞なり。折はへてと
いふも。打はへてに通ひてきこゆれば。これら心も
なくかやうにいひなれたる詞なるべし。打の字は。
もろこしにもこなたのごとく用たることおほくみ
ゆ。

○日本紀に。田心姫。これをたこりひめとよめり。

古事記には。是を多記理毘賣とかゝる。こときと五

音通ずれにおなし事なり。心を。こりとよめるは。

凝の義歟。心は三際にわたりて凝然として失ぬ物な

り。こゝろといふは。こゝにこるといふにや。世界

にみちながら。身あればこゝにこりて。ありとえら

るゝこと。水の土にあまねけれど。井をほるときは

あらはるゝに似たれば。こゝにこるといへる心にや

あらん。天笠に汗栗駄といふは。處中の心なり。草

木の心などの類なり。汗栗駄を紵栗駄ともいへば。

こりときりと通ひてきこゆ。質多といふは。縁邊の

心にて。有情の心なり。質の字を體とすれば。心の

字音通ひてきこゆ。質多汗栗駄終には通づるなり。

さればもろこしの心の字。こなたの心といふ詞。遠

淮南子曰。若_二春雨之灌_二萬物_一也。略中無_二地而不_レ潤_二無_二物而不_レ生_一。

○同

左 近

梅がえに折たがへたる郭公聲のあやめも誰かわくべき

金葉集に。後三條院かくれおはしまして後。五月五日。一品宮の御帳にさうぶふかせ侍りけるに。櫻のつくり花のさ、れたりけるをみてよめる。

藤原有祐朝臣

あやめ草ねをのみかくる世中に

折たがへたる花さくらかな

○後撰集に。朱雀院の春宮におはしましける時。たちはさら五月ばかり御書所にまかりて。さけなどたうべてこれかれ歌よみけるに。

大春日師範

五月雨に春の宮人くる時はほと、ぎすをや鶯にせむ

頼基集に。秋の夜めしありて春宮にまゐりて。かりなくを

なくかりはくるか歸るかおぼつかな

春の宮にて秋の夜なれば

右いづれも似たる所あり

○新古今集

寂 蓮

わかの浦を松の葉ごしにながむれば梢によする

蟹の釣舟

張喬詩云。夜火山頭市。春江樹杪船。この下句すこし似たり

○同

式子内親王

今はわれ松の柱の杉の庵にとづべき物を苔深きそで

文集云。五架三間新艸堂。石堦松柱竹編牆。

○同

能因法師

足引の山水に影みればまゆ白たへにわれおいにけり

莊子天道曰。水靜則明燭_二鬚眉_一。

○同

鴨 長 明

みればまづいと、涙ぞもろかつらいかに契てかけはなれけむ

これは桂に葵をそへたるをもらかつらといへり。又

れまづきえて。いづれまばしのころんともあらぬを。
老少不定などにたとへたり。もしさだめて末の露お
ちて本の雫となるといはゞ。おくれさきだつためし
といかゞいはん。何ゆゑにかくあやまるとならば。
露のおちかゝるを。まづくといふとのみ執するより
おこれり。

○同

俊 成 卿

ちらすなよまの、葉草のかりにても露かゝるべ
き袖の上かは

或書に。此歌は釋阿和歌所御會歌なり。人々これ
を尋られければ。なにといふことはみねども。萬葉
集によめるうへに。まの、は草といへる。やさしき
名なればよめるなり。かやうのことあながちに其姿
をたゞすべからずとぞ申されけるといへり。此説う
たがはし。今のことば書に。入道前關白右大臣に侍け
る時。百首歌の中に忍戀とあるを。何ぞ和歌所御會と
いふや。萬葉集の中にまたくまの、は草とよめる歌
なきを。俊成卿いかでか彼集にありとのたまはん。
此まの、は草は。いづくより種もとめられけん。お
ぼつかなし。新勅撰集。

おきまよふまの、は草の霜の上に

夜をへて月のさえわたるかな

新千載集

袖ぬらすまの、は草のかりいほに

つゆの宿とふ秋夜の月

○同

小 侍 從

待宵に更ゆく鐘の聲きけばあかぬ別の鳥はもの
かは

此歌によりて。小侍從をまつよひとめされけるよし。
平家物語にはかけり。それにつけて後撰集に。あひ
まゐりて侍ける人のもとに。返事見んとてつかはしけ
る。

元良のみこ

くや／＼と待夕ぐれと今はとて

かへるあしたといづれまされる

かへじ

藤原かつみ

夕ぐれはまつにもかゝる白露の

おくるあしたやさえははつらん

○同

有 家

春雨のあまねき御代をたのむ哉霜にかれ行草葉
もらすな

○同

西行法師

白雲をつばさにかけて行鷹の門田のおもの友
たふなる

源氏物語床夏に。いとおほかるつらにはなれておく
る、かりを。まひてたづねたまふらんが。ふくつけ
きぞかし

○同

攝政太政大臣

きりくす鳴や霜夜のさむしろに衣かたしき獨
かもねむ

萬葉第九に。此下句あり。

わがこふる妹にあはずば玉の浦に
衣かたしき獨かもねむ

○同

二條院讃岐

散かゝる紅葉の色は深けれどわたればにぐる山
川の水

杜荀鶴詩云。古樹藤纏殺。春泉鹿過渾。まもの句。
これに似たり。

○同

康資王母

ましかれの野路
あづまの道の冬草まげりあひて跡だにみえぬ
忘水かな

冬草はかるゝにこそあるを。まげりあひてとは。今
更にまげるといふにはあるべからず。もとよりしげ
れるをいふなるべし。

○同

攝政太政大臣

片敷の袖の水もむすば、れとけてねぬ夜の夢ぞ
みじかき

源氏朝貌に

とけてねぬねざめ淋しき冬夜に

むすば、れつる夢のみじかさ

○同

僧正遍昭

末の露本の雫や世中のおくれさきだつためしな
るらん

六帖に。雨露の外にまづくとて題に出せり。まかれ
ば本のつゆ末のしづくともいふべし。さるを久しく
此歌を心得損じて。末の露とみればやがてもとのま
づくとなるといへり。續古今集に。本末究竟等の心
を。

有家卿

浅茅はら風をまつまの末の露

つひにはそれももとの雫を

いづれもこれにおなじ。これは末の露と本の雫いづ

白雲の立田の山の八重櫻いづれを花とわきてを
りけむ

京極前關白太政大臣

玄ら雲の棚引山の八重櫻いづれを花とゆきてを
らまし

山にも八重ざくらよむべきか。おぼつかなし。

○同

寂 蓮 法 師

散にけりあはれ恨のたれなれば花の跡とふ春の
やま風

貫之集のうたにならへり。其歌。

春のためあだし心の誰なれば

まつがえにしもかゝる藤なみ

○同

待賢門院安藝

櫻麻のをふの下草まげれたゝあかで別し花のな
なれば

さくら麻は花の名なればまげれといふべしその下草は花の名な
らればあやまれりたゝさくら麻をまげれとぞよむべかりけるを

をふは陰高ければ。その下におふるを下草といへば。

此歌優にはきこゆれど。いかゞとおぼゆ。

○同

皇太后宮大夫俊成

みしふつき植し山田にひたはへて又袖ぬらす秋
はきにけり

萬葉第八に

衣手にみしふつくまでうるし田を

引板われはへまもれるくるし

○同

攝政太政大臣

故郷のもとあらのこはぎ咲しよりよなく庭の
月ぞうつろふ

これはみやぎの、もとあらの小萩露をおもみといふ
歌を取て。まげき露に宿かる月の夜をふるまゝに。

萩のうつろふにつけて。月もさかりすぎゆく心なる
べし。後撰集に。

いくよへてのちかわすれむ散ぬべき

野べの秋はぎみがく月夜を

これも露といはねど。露しげし。

○同

攝政太政大臣

雲はみなはらひはてたる秋風を松に残して月を
みる哉

文集云。露竹偷燈影。煙松護月明。この後句をとり
たまへる歟

り。金葉集にも

打なびき春はきにけり山川の

いはまの水けふやとくらん

かやうにいひては。おしなべてといはんやうなれば。秋冬にもよむべく枕詞とはなりがたければ。あまた所かんなにかけるを證とすべし。陰ふむ道は。萬葉に。橘の陰ふむ道のやちまたにとよめり。人のやすらふは。毛詩菀柳云。有菀者柳不尙息焉。玄みづながる、柳陰。とよめるもこれにかよへり。

○同

崇徳院

風吹く岸の柳のいなむしろをりしく波にまかせ
てぞみる

これは顯宗紀に。いなむしろ川そひ柳とよませたまへるに付て。私記に注したる一説によりてあそぼされたり。此御歌につきて申すにはあらず。彼私記の説あやまれり。別に注之。袖中抄にもみえたり。

○同

公經

たかせさすむつたの淀の柳原みどりも深くかす

む春かな

これは萬葉第九のうたをとれり

蛙なくむつたの川のかは柳の

ねもころみれどあかぬ君かも

○同

有家

青柳の糸に玉ぬく白露のえらずいく代の春かへぬらん

拾遺集

元輔

青柳のみどりの糸をくりかへし

いくらばかりの春をへぬらむ

○同

定家

白雲の春はかさねて立田山をぐらの嶺に花にほふらし

これも彼同卷に。龍田の山の。瀧のうへの。をぐらのみねに。さきをせる。櫻のはなは云々。俗にくらがりといふところなり。

○同

季能

花ぞ見る道の芝草ふみ分てよし、宮の春の明ぼの

あけぼのまことしからず。夕ぐれなるべき歌なり。

○同

道命法師

冬寒み空に氷れる月影は宿にもることくるなりけれ

○新後拾遺集

定 家

それながら春は雲ゐに高砂の霞のうへの松の一しほ

風雅集

同

いつもみし松の色かは泊瀬山櫻にもる、春の一しほ

これらはみづからおなじ心をよめるなり

○新古今集

俊 成 卿

けふといへばもろこしまでも行春を都にのみと思ひける哉

續後拾遺集

同 卿

霞たつよもの山べをみわたせば春は都の物にぞ有ける

歌はかやうに風情のよりくるにまかせてよむならひなり

○同

定 家

霜まよふ空に去ほれし雁がねのかへるつばさに春雨ぞふる

文選。應德璉詩云。朝鴈鳴雲中。音響一何哀。略中春翔北土。今冬客南淮。遠行蒙霜雪。毛羽日摧頽。

略下

○同

太 政 大 臣

常磐なる山の岩ねにむす苔のそめぬ緑に春雨ぞ降る

ときはなる山は。常磐山なり。

貫之集

なべてしもいろかはらねば常磐なる

山には秋もえられざりけり

うつろふをいとふと思ひて常磐なる

やまには秋もこえずぞ有ける

此二首にあはせて知べし

○同

高 遠

打なびき春はきにけり青柳の陰ふむ道に人のやすらふ

うちなびきは。春の枕詞なり。萬葉におほし。霞の打なびく春といふ心なり。第五。第十九等には。打なびくあるを。打靡とかける所に。うちなびきとのみ點じたれば。それによりて後の人みなあやまれ

同 正治二年百首歌中に

式子内親王

ほと、ぎす鳴つる雲をかたみにて

やがてながむる有明のそら

右これらの中におのづから相似たると。おぼつかな
きとあひまじるべし。

○後撰集

忠 岑

戀わびてゑぬてふことはまたなきを世のためし
にも成ぬべき哉

續後撰集

伊 勢

戀しきにゑぬる物とはきかねども世のためしに
も成ぬべき哉

玉葉集

順

いざやまた戀にしぬてふこともなし我をや後の
ためしにはせん

右三首

○後拾遺集

義 孝

君がため惜からざりし命さへながくもかなと思
ひけるかな

新古今集

廉 義 公

きのふまであふにしくはと思ひしを

けふは命のをしくもあるかな

○後撰集

貫 之

わびわたる我身は露をおなじくは君が垣ねの草
に消なん

新勅撰集

忠 岑

もろくともいざ白露に身をなして君があたりの
草に消なむ

これらは古歌の中に相似たるなり

○拾遺集

能 宣

紅葉せぬ常磐の山に住鹿はおのれ鳴てや秋を知
らん

新千載集

同

花さかね常磐の山の鶯は霞をみてや春をしるら
ん

○金葉集

神祇伯顯仲

夏の夜の庭に降しく白雪は月のいる社きゆるな
りけれ

同

同

○千載集

藤原範綱

さゝなみのながらの山の峯つゞき

見せばや人に花の盛を

新古今集

大僧正慈圓

見せばやな志賀のからさきふもとなる

ながらの山の春のけしきを

○新古今集

參議雅經

岩ねふみかさなる山を分捨て花も幾重の跡の白

雲

風雅集

後京極攝政太政大臣

かへりみる山ははるかにかさなりて

ふもとの花も八重の白雲

○新勅撰集

家隆卿

いく里か月の光もにはふらん梅さく山の嶺の春

風

風雅集

定家卿

雲路ゆく雁の羽風もにはふらん

梅さく山の有明のそら

○新古今集

顯輔卿

秋風にたなびく雲の絶まよりもれ出る月の影の

さやけさ

風雅集

後鳥羽院御歌

薄雲のたゞよふ空の月影は

さやけきよりもあはれなりけり

同

清輔朝臣

ひたすらにいとひもはてじ村雲の

はれまぞ月はてりまさりける

○後拾遺集

宇治前太政大臣

有明の月だにあれや郭公たゞ一聲のゆくかたも

見む

金葉集

藤原顯輔朝臣

ほと、ぎすあかで過ぬる聲により

跡なき空にながめつるかな

千載集

後徳大寺左大臣

ほと、ぎす鳴つるかさをながむれば

たゞ有明の月ぞのこれる

玉葉集

丹

後

ほと、ぎす、ぎつるかたの雲まより

猶ながめよと出る月かけ

○新古今集

後徳大寺左大臣

さめて後夢なりけりと思ふにもあふは名残のを
しくやはあらぬ

同

攝政太政大臣

身にそへるその面影も消な、む

夢なりけりとわするばかりに

これは源氏若菜下にある歌をとにもとれり。

明くれの空にうき身は消な、ん

夢なりけりと見てもやむべく

○新古今集

大納言經信

山深み杉のむら立みえぬまでをのへの風に花の
散かな

風雅集

俊成卿女

高砂の松のみどりもまがふまで

をのへの風に花ぞちりける

○金葉集

權僧正永縁

聞たびにめづらしければ郭公いつも初音の心地
こそすれ

續古今集

寂身法師

まだきかぬ人のためにはほとゝぎす

いくたびなくも初音なりけり

○千載集

清輔朝臣

立田姫かざしの玉のを、よはみ亂にけりとみゆ
る白露

壬二集

白露の野山に風やたつたひめ

さのみかざしの玉はみだれし

○後拾遺集

上總乳母

天の川とわたる舟のかぢのはに思ふことをもか
きつくる哉

新古今集

皇太后宮大夫俊成

たなばたのとわたる舟のかぢのはに

幾秋かきつ露の玉づさ

○千載集

同

五月雨はたくもの烟打えめり鹽たれまさるすま
の浦人

新後拾遺集

知家

難波女のすくもたぐひの打えめり
あしやの里に春雨ぞふる

續後拾遺集

前大僧正道玄

あかつきの夜ふかくいそぐ旅人に

おどろかされて鳥やなくらん

○新古今集

從三位賴政

今宵たれすゝ吹風を身にしめて吉野のたけの月
をみるらん

續古今集

僧 正 行 意

こよひわれよしの、嵩の高ねにて

雲もおよばぬ月をみるかな

○後撰集

よみびとしらず

降雪は消てもゑばしとまらん花も紅葉も枝に
なきころ

新古今集

太 上 天 皇

此ごろは、なも紅葉も枝になし

ゑばしな消を松のしら雪

○新古今集

長 明

秋風のいたりいたらぬ袖はあらじたゞ我からの

露の夕暮

續古今集

順徳院御歌

秋風はいたらぬ袖もなきものを

たが里よりか衣うつらむ

○千載集

大納言長家

春雨にちる花みればかきくらしみぞれし空の心
地こそすれ

續古今集

一條院御歌

くらき夜の雨にたぐひてちる花を

春のみぞれとおもひけるかな

○新古今集

權中納言國信

春日野の下もえわたる草のうへにつれなくみゆ
る春の沫雪

俊成卿九十賀屏風。春帖。若草

御 製

ゑたもゆる春日の野べの草の上に

つれなしとても雪のむらさえ

同秋帖。月

同

秋の月白きをみれば鵲のわたせる橋に霜ぞさえ
たる

ちかき世。これに似たる歌。うけたまはりつれども
わすれつ。

此をちの白雲を制すべし。かゝる詞をさへ制せば世にのこれる詞はまれなるべし。

○千載集

崇 徳 院

かり衣袖の涙にやどる夜は月も旅ねの心地こそすれ

同

俊 頼

照月のたびねの床や玄もとゆふ

かつらぎ山の谷川のみづ

○新古今集

俊 成

昔だにむかしと思ひしたらちねの猶戀しきぞはかなかりける

新續古今集

權中納言雅世

むかしだに昔といひしうつの山

越てぞ玄のぶつたの下道

○新古今集

西 行

古はたのそばのたつ木にゐる鳩の友よぶ聲のすごき夕暮

玉葉集

後京極攝政太政大臣

夕まぐれ木高きもりにすむ鳩の

ひとり友よぶ聲をさびしき

○新勅撰集

道助法親王

春日野にまだもえやらぬ若草の烟みじかき萩の

焼原

新續古今集

前中納言雅孝

もえいで、けぶりみじかき初草の

まだうらわかき野べの色かな

○千載集

俊 成 卿

世中よ道こそなけれ思ひ入山のおくにも鹿ぞ鳴

なる

新後拾遺集

參 議 雅 經

おもひいるやまにてもまたなく鹿の

猶うき時や秋の夕ぐれ

は歌合

右建保二年。内裏秋十五首歌合に。秋鹿と有。俊成

卿の歌は。定家卿百人一首に撰出されざるさきには。

おぼえたる人もすくなくや。ひそかにとり用られけ

ん。八雲御抄に。後京極殿の、たまひしことはまこ

とあり

○新古今集

西 行 法 師

を山田のいはちかく鳴鹿のねにおどろかされて

驚すかな

○新古今集

定 家

消わびぬうつろふ人の秋の色に身をこがらしの
杜の下露

これは六帖にあるうたをとらる。その歌。

人しれぬおもひするがの國にこそ

みをこからの杜は有けれ

○同

式子内親王

わすれては打なげかるゝ夕かな我のみまゐりて過
る月日を

これは古今に

人まれぬおもひのみこそわびしけれ

わがなげきをば我のみぞしる

といふうたをとりてよませたまへり。

○千載集

公 實

思ひあまり人にとはゞやみなせ川むすばぬ水に
袖はぬるやと

これは伊勢集の歌をとられたるか。いはゆる

秋風の音羽のやまのたにみづの

わたらぬ袖も色こきやなぞ

新勅撰集

殷富門院大輔

またこえぬあふ坂山のいはしみづ

むすばぬ袖をまぼる物かは

○新古今集

家 隆

思ひ出たがかねごとの末ならんきのふの雲の
跡の山風

圓覺經に。生死涅槃猶如昨夢。とある文などよりお

もひよられたる歟。千五百番歌合に。後鳥羽院の立
春をよませたまへる御製にも。きのふの雲かけふの
霞か。とあり。

新千載集

爲 成

消がての花の雪ふむ朝戸出に

くもはきのふの春の夜の夢

此雲は。家隆卿の歌より出たりとみゆ

○新古今集

家 隆

あけばまた越べき山の峯なれや空行く月の末の
まら雲

末の白雲はゝかるべからず。但心をぬすみてはよむ
べからず。もしこれを制せば。同じ卿の歌に。

高嶋のかちの、原にやどとへば

けふやはゆかかんをちの白雲

玉川のさしのやまぶき影みえて

いろなるなみに蛙なくなり

○新古今集

寂 蓮

村雨の露もまだひぬ檣の葉に霧立のぼる秋の夕暮

新千載集

爲 氏

明そむる外やまの雲はひまみえて

また立のぼる嶺の秋霧

○同

定 家

駒とめて袖打はらふ陰もなしさの、わたりの雪の夕ぐれ

新古今集

寂 蓮

降そむるけさだに人のまたれつる

みやまの里の雪の夕ぐれ

新續古今集

行 家

とふ人も秋風までぞまたれける

生田のもりの雪の夕暮

○同

後 京 極

もらすなよ雲ある嶺の初時雨木葉はまたに色かはるとも

玉葉集 定 家

いたづらに雲ある山の松の葉の時ぞともなき五月雨のやど

新後撰集 後西園寺入道前太政大臣

をりすれば心やゆきてながむべき

雲あるみねに待し櫻を

新後拾遺集

同

たちかくすたえまも花の色なれや

雲あるみねの明がたの空

新拾遺集

花園院御製

みやま路を夕こえくれて宿もなし

雲ある嶺にこよひかもねん

○詞花集

崇 徳 院

瀬をはやみ岩にせかる、瀧川のわれても末にあ

はんとぞ思ふ

これは伊勢物語に。ふつかといふ夜をとこわれてあはんといふ。といへるをとらせたまへり。また萬葉

第十一に。

高ねより出くる水のいはにふれ

われてぞおもふ妹にあはぬ夜は

ぬれつゝぞまひてをりつる年の内に

春はいくかもあらじとおもへば

○新勅撰集

知 家

浅ち山色かはり行秋風にかれなで鹿の妻をこふらん

古今集

みるめなきわが身をうらとまらねばや

かれなであまのあしたゆくゝる

○新古今集

式子内親王

跡もなき庭の浅茅にむすば、れ露の底なる松蟲

の聲

うつは物語

さくそのにいくらのよはひこもれ、ば

露のそこより千世をのぶらん

露のそこ。霞の底。霧のそこ。雲の底。ぬしある詞

にあらず。かほどのことまらぬものは。無繩自縛お

はし。

○同集

家 隆

秋夜の月やをしまのあまの原明がたちかき沖の

釣舟

續後撰集

土御門院

伊勢のうみのあまのはらなる朝がすみ

そらにしはやく烟とぞみる

續古今集

順徳院

あしの屋のなだの鹽やのあまの戸を

おし明がたぞ春はさびしき

能宣集。あまのはしたてわたりにあまの侍る。

誰ためにわたしをめけん與謝海の

うらに世をふるあまのはしたて

忠見集。女のもとに行て物いふに。雨のいみじうふ

ればいとくらうて空もみえぬに。よなかばかりにと

をひきたて、いりぬれば。

音にきくなるとの浦にかづきする

あまよわびしきめをみするかな

此二首は。天と海人とを。ひとつによめる初なるべ

し。

○千載集

俊 頼

あすもこん野路の玉川萩こえて色なる波に月や

どりけり

續古今集

後鳥羽院

逢坂や梢の花を吹からにあらしぞかすむ關の杉村

新勅撰集

覺延法師

住よしの松のあらしもかすむなり

○新古今集

後京極

吉野山はなの故郷跡たえてむなしき枝に春風ぞ吹く

玉葉集

爲兼

木の葉なきむなしき枝に年くれて

まためぐむべき春ぞちかつく

○新古今集

俊成

駒とめて猶水かはん山吹の花の露そふ井手の玉川

風雅集

後鳥羽院

山吹の花の露そふたま川の

ながれてはやく春のくれかな

○新古今集

後京極

打まめりあやめぞかをる時鳥鳴や五月の雨の夕暮

金葉集

經信卿

萬代にかはらぬものはさみだれの

まづくにかをるあやめなりけり

風雅集

爲兼

大井川はるかにみゆる橋のうへに

ゆく人すこし雨の夕ぐれ

○續後撰集

定家

小倉山まぐる、頃の朝な／＼きのふはうすきよ

もの紅葉々

これは拾遺集惠慶法師が歌に。

きのふよりけふはまされる紅葉々の

あすの色をば見てや、みなむ

これをとられたるに似たれど。きのふはうすき。ま

ことにぬしさだまれる詞なり。

○新古今集

家隆

露時雨もる山陰の下紅葉ぬるともをらん秋のか

たみに

これは古今に業平の藤を、りて。人におくるうたあるをとらる

本のくとかあしの濱をこぎくれば

むかし戀しき波ぞたちける

○拾遺集

貫 之

櫻散この下風は寒からで空にしられぬ雪ぞ降りる

俊成卿は此歌には、かりてや。はじめには櫻ちるとはよまじきよしのたまへり。

古今集

承 均 法師

さくらちる花のところは春ながら

雪ぞ降つゝ消がてにする

後拾遺集

坂 上 宅 成

さくらちるとなりにいとふ春風は

花なき宿ぞうれしかりける

千載集

能 因

櫻ちる水のおもにはせきとむる

はなのえがらみかくべかりけり

新古今集

惠 慶

さくらちる春の山邊はうかりけり

よをのがれにとこしかひもなく

同

兼 輔

さくらちる春の末にはなりにけり

あまゝもえらぬなげきせしまに

貫之集

櫻ちり卯のはなもまた咲ぬれば

こゝろざしには春夏もなし

俊成卿も後にはみづからあまりの事とくいてよみたまへるか。玉葉集にいれるうた。

櫻ちりはるのくれゆく物思ひも

わすられぬべき山吹のはな

鳳雅集

儀子内親王

さくらちる山水をせき分て

花にながるゝを田のなはしろ

○金葉集

俊 頼

鶉鳴眞野々入江の濱風に尾花なみよる秋の夕

暮

新千載集

輔 仁 親 王

秋風に尾ばなみよる我宿ぞ

やま里よりも露けかりける

○新古今集

宮 内 卿

をこそいへど上手はつまにあるべきなり。

同集

基

俊

みごもりにいはでふるやの忍草忍ぶとだにも玄
らせてしかな

此みごもりは。萬葉に水隠とかけり。いかにして軒
のしのぶにはよまれけん。俊頼のみかくれを難しけ
る人にして。

同じ集

俊 惠 法師

夕立のまだ晴やらぬ雲まより同じ空ともみえぬ

月影

新古今集に

從 三位 賴 政

庭面はまだかわかぬに夕立の

そらさりげなくすめる月かな

同集。隔海路戀

鳴 長 明

思ひあまり打ぬるよひのまぼろしも浪路を分て
行かよひけり

これは長恨歌にいへる方士が幻術によそへて。夢を
まぼろしとよめる歟。又俗に夢ともうつゝともなく
て。はかなきおもかげなどのみゆるをまぼろしとい
ふ。それにや

同集に

みよしの、花の盛をけふみればこしの白根に春
風ぞ吹

これは俊成卿の歌なり。清輔朝臣の歌に。

をはつせの花のさかりやみな川

みねよりおつる水の玄らなみ

○詞花集

藤 原 道 經

我戀はあゐそめてこそまさりけれ玄かまのかち
の色ならぬとも

新續古今集

俊 成 卿

たのますば玄かまのかちの色を見よ

あひそめてこそふかくなるなれ

萬葉には。以と爲。遠と於。これらをさへかよはせ
る事なし。まして以爲と比など更にかよはず。後は
いにしへにかはれり

○順集に

ほのくゝと明石の濱を見渡せば春の波ともいづ
る舟のは

重之集

てかり侍るなり。

同じ集に

皇嘉門院別當

難波江の蘆のかりねの一よゆゑみをつくしてや

戀わたるべき

續後拾遺集

定 家 卿

難波なるみをつくしてもかひぞなき

みじかさあしのひとよばかりは

同じ集に

刑部卿範兼

妹があたりながる、川の瀬によらば沫となりて

も消んとぞ思ふ

これは萬葉第十一の歌をとられたる歟

河上にあらふわかなのながれきて

いもがあたりの瀬にこそよらめ

同集に

前中納言雅頼

戀すればもゆる螢も鳴蟬も我身の外の物とやは

見る

續後撰集

源家長朝臣

よるはもえひるはをりはへ鳴くらし

螢も蟬も身をばはなれず

これは古今集に

明たてば蟬のをりはへ鳴くらし

よるはほたるのもえこそわたれ

おの／＼これによりて讀れたるがかよへるなるべし。

うつほ物語に

鳴蟬ももゆる螢も身にしあれば

よるひる物ぞかなしかりける

同集に

季 通 朝 臣

心なき我身なれども津國の難波の春にたへずも

有哉

この歌は。本歌今すこしちかしといふべき歟。能因

のめいばくといふべき歟。

おなじ集

圓 玄 法 師

難波がた鹽路遙に見わたせば霞にうかぶ沖の釣

舟

これは長明が無名抄に上句夕ぐれになにはの浦をな

がむればとありて。そしれる歌なるを。かくまでよ

き歌とは。撰者の引なほされけるなるべし。歌よみ

ならぬ人の。たま／＼よき句をまうけたるは。あき

人のよききぬきたるやうになすなり。上手は庖丁に

よき人のよきつまをくはへたらんがごとし。うを鳥

あげむよりは。なつかしかるべし。千載集に。

馬 内 侍

さ、の葉にあられふる夜の寒けきに

ひとりねなむ物とやはおもふ

これはさきの式部が歌とこゝろことば似たるもの。
人になひてまさりたるものなり。

○千載集に

俊 頼

暮はてぬかへさはおくれ山櫻たが爲にきてまど
ふとかしる

風雅集に

後鳥羽院御製

尋いるかへさはおくれほとゝぎす

たれゆゑくらす山路とかしる

同じ集。鳥羽院くらゐおりさせたまひてのころ。庭
花年久といへる心をかれこれつかうまつりけるに讀
侍ける。

大納言 忠 敏

はり植し若木の梅に咲花は年もかぎりぬ匂ひな
りけり

むかしはかやうにもよみけるにや。

同集に。

清 輔

龍田姫かざしの玉の緒をよはみみだれにけりと
みゆる白露

これは萬葉第九に。泉川にてよめる歌をとらる。其歌
ひこぼしのかざしの玉のつまこひに

みだれにけらし此河の瀬に

壬二集に

ゑら露の野やまに風やたつた姫

さのみかざしの玉はみだれし

これは清輔の歌をかけるに似たり

おなじ集に

顯 輔

五月雨の日數へぬればかりつみしゑづやの小菅

くちやしぬらん

玉葉集に

隆 祐

降そむるそがの川原のさみだれに

まだ水浅し眞菅からなむ

菅かる頃は。難波に住なれてよく知侍り。五月雨の
頃こもなどのやうにかかる物には侍らず。みな月のて
りにてる頃かりほすに。夕立などしてぬれつれば。
色のわるくなる故に。よき日をはからひてかるなり。
もしくはもちがちにたびくゆふだつ事あれば秋かけ

いへるにや。
同じ集に

打まれて高くら山につむ物はあらたなる世のと
み草の花

とみ草の花とは。俊成卿九十賀の時の歌に。

權中納言隆房

こゝのそちよはひを君にゆづりおきて

猶春秋にとみ草のはな

神樂歌に。あめなるひばりよりこやひばりとみくさ
もちと。いづれもこれより出たり。

おなじ集に

氷居しゑがのから崎打とけてさゝ波よする春風
ぞ吹

此歌と、ろ詞ともにおもしろくおぼえて。をりく
思ひ出侍るを。ちか頃よりおもふやう。春風ぞふく
といへるや。今すこし春に入たちて後よむべき詞な
らむ。春のはつ風などぞあらまほしきとおもひなり
ぬ。袋草子にもほめていへる歌なり。

おなじ集に。教長卿歌に。

故郷にとふ人あらば山櫻ちりなん後をまてとこ
にへよ

千載集には。紅葉。留客といふ題に。腰句。もみぢ
ばの。とて素意法師が歌なり。

同集に

竹の葉に霞降夜はさら／＼にひとりはぬべき心
地社せぬ

玉川にさらす手作。くめのさら山などにつけて。
さら／＼にとよめるこそよけれ。竹の葉に霞の散音
によせていへる秀句。ことに女の歌にてうとましく
おぼゆるなり。すべて此式部は堪能ながら。人がら
にかなはぬ歌のおほければ。身のほどをはからひて
こゝろづかひしてよむべき事なり。班昭女誡云。鄙
諺有云生男如狼。猶恐其虎。生女如鼠。猶恐其
彪。古今集序に。をのゝこまちはあはれなるやうに
てつよからず。よきをうなのなやめるところあるに
似たり。かくてまたたすけていはく。つよからぬは
女の歌なればなるべし。今いはく。伊勢が歌などや。
よき女にてなやめる所なきにたとへらるべき。たと
ひなやめる所ありとも。ちからありていしのうすを

道遠し井手へもゆかじ此里も八重やはさかぬ山

吹の花

忠見集に似たる歌あり。いはく。

やまぶきの花なき里にすまばこそ

ふりはへとほく井手へと思はめ

同集に。三月つごもりに郭公のなくをきゝてよめる

中納言定頼

時鳥思ひもかけぬ春なけばことしぞまたで初音

聞つる

萬葉第十七云霍公鳥者立夏之日來鳴必定。かゝれば

春の中にも夏の節にだにいらばなくべきなり

○金葉集。冬部に。竹風似雨

なよ竹の音にも袖をかつぎつゝぬれぬにこそは

風とゑりぬれ

此歌題と、もに。いづくを冬とて。此部に入たるに

か。おぼつかなし。

同じ集に。後朝戀の心をよめる。

我戀は瀧の清水いはでのみせきやるかたもなく

てくらしつ

此うた。題の心になへりや。おぼつかなし

同集に。戀のこゝろをよめる。

山井の岩もる水に影みればあさましげにも成に

けるかな

戀にやつれたる心にや。戀の歌とはみえがたきにや。い

おなじ集に。ものへまかりける道に。はしたものの、

あひたりけるをとはせ侍りければ。上東門院に侍る。

すまひこそとなん申すといひけるを聞て。いひつか

はしける。

源 綠 法 師

名きくよりかねても移心かないかにしてかはあ

ふべかるらん

このはしたものの、名。すまひは。相撲なる故に。い

かにしてあはんとはいへり。こそは。うつぼのたゞ

こそといふ名のこそなり。

○詞花集に。花を、しむ心をよめる。

春くればあちかたの海ひとかたにうくてふいを

の名こそ惜けれ

これは物ゑりにいはる、匡房卿の歌なれば。風土記

などいふものによりてよまれけるにや。あちかたの

うみは。いづれの國にかあらん。ひとかたにうくて

ふいをとほ。櫻鯛などいふにつきて。櫻を、しむと

此ことかき。おぼつかなきことなり。

同じ集に

太山木を朝な夕なにこりつめて寒さをこふるを
の、炭やき

文集。賣炭翁云。可憐身上衣正單。心憂炭賤願
天寒^一

同じ集に。聖德太子の御歌の次に。日本紀にある長
歌を注したるは。後の人のせる歟。

○後拾遺集に。長樂寺にて故郷霞といふ心をよみ侍
ける。

山高み都の春を見わたせばたゞ一むらの霞なり
けり

能 因 法 師

よそにては霞^{そイ}棚引故郷の都の春はみるべかりけ
る

これは都より長樂寺へくれば。都をふるさと、いへ
るにや。公界の會ならねど。都をさして故郷といは
んは禁忌のことにや。こと書にも。春長樂寺にまか
りて都をかへりみてよめる。などかゝるべかりける
をや。

同じ集に

藤原範永朝臣

花ならでをらまほしきは難波江の芦の若葉にふ
れる白雪

これはおもしろく聞ゆる歌を。二月餘寒などにふら
んをばえらす。打まかせての残雪は。まだ蘆の下も
ゆる頃なれば。若葉にふれるとよまむことおぼつか
なし。又此歌榮花物語には。高陽院根合には。但馬が
歌なり

同じ集に

春夜のやみにしなれば匂ひくる梅より外の花な
かりけり

此歌すこしおぼつかなき所あり。萬葉第十に。

うぐひすのこづたふ梅のうつろへば

櫻のはなの時かたまけぬ

かやうによみて。梅を賞する頃は諸花はまだしけれ
ば。躬恒がやみはあやなしといへるは。正月より二
月のかみの十日ごろまでの夕やみ曉やみをよめるな
るべし。二月廿日ごろよりのやみには。梅はおそか
るべし。

同集に

名にしおはゞあけの衣はときぬはで

みどりの糸をよれる青柳

猶そこにての歌どもあり。みをつくしたてたる所を。
みをつくしとなづくるごとく。かうふり柳あるところを。
やがてかうふり柳と名づけたるなるべし。ふせやにおふるは、き木の例ならば。冠のなりにまげれる柳ありけるにや。

神樂歌の中に。大嘗會風俗歌に。

いはくら山

おほくら山

松が崎

おももの、濱

彌高山

おほくにの里

よしだの里

いづみ川

以上これらみな近江なり。他國に同名あるところ。

まどふべからず。

同じ集に。

我戀のあらはにみゆる物ならば都のふじといはれなましを

伊勢物語に。ふじの山をいへる所に。その山はこ、にたとへばひえの山をはたちばかりかさねあげたらんほどして。といへるに思ひあはせて。今の人この歌を目枝の山の歌とおもへるは誤なり。此集下に至て。

戀するにほとけになるといはずせば

われぞ淨土のあるじならまし

これに似たる心にて。都の戀の山の中に第一なりといはれんの心なり。このみぎに。

天曆御製

世の人のおよばぬものはふじのねの

雲井にたかき思ひなりけり

思ひとよませたまへる所に火あれば。我戀のといへるにも。火によせて。あらはにみゆるは。あらはにもゆるを。うつしあやまてる歟。いかにももゆるにてありぬべくおぼしきなり。

おなじ集に

雪をうすみ垣根につめるからなつなづきはまくのほしき君哉

催馬樂にも。庭におふるからなつなはよきな、りとうたへり。

同じ集に。春花山に亭子法皇おはしましてかへらせたまひければ。

僧正遍昭

まてといはゞいともかしこし花山にまばしとなかむ鳥の音もがな

同じ集に。法皇宮のたきと云所御覽じける御供にて

菅原右大臣

水引の白糸はへておるはたは旅の衣にたちやか
さねむ

水引の白糸とは。麻をば水にひたして後。皮を剥ゆ
るなり。毛詩云。東門之池可_ニ以_レ漚_レ麻。又云。東門
之池可_ニ以_レ漚_レ紵。これなり。次に

道まかりけるついでにひぐらしの山をまかり
侍て

日ぐらしの山路をくらみさ夜更て木の末ごとに
紅葉てらせる

これは右の詞書をうけたれば。ひぐらしの山。大和
なり。おなじ集に。あにの服にて。一條にまかりて。

太政大臣

春夜の夢の中にも思ひきや君なき宿を行てみん
とは

かへし

宿みればねてもさめても戀しくて夢現とはわか
れざりけり

此返しに作者なし。如何。

○拾遺集

神無月時雨しぬらしくすの葉のうらこかる音に
鹿も鳴なり

此うたは。冬も鹿のなく證なり。

おなじ集に。

水の沫やたねとなるらん浮草のまく人なみのう
へにおふれば

此歌つらゆきが集にあり

此注は。むかしの貫之の集に。右の歌をある人のよ
めるよし注して載られたる故に。花山院かの家集を
證として注せさせたまへる歟。又後の人。貫之の集
にて見出て。貫之の歌なるよしに注したるにや。今
の貫之集にはなし。

おなじ集に。

かうふり柳をみて

仲 文

河柳糸は緑にある物をいづれかあけの衣なるら
ん

此歌惠慶法師が集にも載たり。おぼつかなし。うつ
は物語菊宴に。なにはのはらへに。かうふり柳にい
たりたまひて。

大 宮

よみ人忘れず

多なれど君が垣ほに咲ぬればむべとこなつに戀
しかりけり

秋はさらなり。冬もまれ／＼さけば。とこなつとは
名をたふせたるなるべし。定家卿の歌に。

霜さゆるあしたのはらの冬がれに

ひと花さけるやまとなでしこ

今の歌を思はれたる歎。よまれても侍るかな。何れの
集にか入たるとおもへるに。もれたるぞあやしき。
寒草をよめる歌の第一なるべし。

おなし集に。はちすのはひをとりて。

よみ人忘れず

蓮葉のはひにぞ人は思ふらんよにはこひちの中
おひつ、

玉篇云。蕊美筆切。荷本也。莖下白藕在泥中者。蕊同上 延喜式。第三十

九。内膳式云。波斐四把半云々。はふ物なれば。用
をもて體になづけたるなり。俗にもいふ詞なり。そ

れを今の歌は。わろき身を。塵はひなどいふやうに
よせたり。

おなじ集に。ある人いやしき名とりて。遠江國へま

かるとて。はつせ川をわたるとてよみ侍ける。

よみ人忘れず

はつせ川わたるせさへや濁らんよにすみがたき
わが身と思へば

此はつせ川は。大和なるにあらず。東海道に。遠江
までにあるべし。

おなじ集に。なかはらのむねきが。みの、國へまかり

くだり侍りける道に。女の家にとどりて。いひつき

てさがたくおぼえければ。二三日侍て。やむこと
なき事によりてまかりたちければ。きぬをつゝみて。

それがうへにかきておくり侍ける。

中原宗興^{*}

山里の草葉の露は忘れからんみのしろ衣ぬはず

ともきよ

このみのしろ衣は。蓑代衣といふをもとにて。みの
といふには。國の名をよせ。忘るといふには。ぬは
ぬえらぎぬをよせ。みのしろといふには。かたみの
心をよせたり。此集のはじめに。ふる雪のみのしろ
衣うちきつゝとよまれたるも。蓑代衣を。身の白ご
ろもとよせられたりしに似たり。

此二首は。別の歌なるべければ。題しらずといふことのおちたる歟。

おなじ部に

藤原高經朝臣

夏夜はあふ名のみして敷妙の蘊はらふまに明ぞしにける

敷たへは。玉ぼこの道とつゞくるによりて。道をただ玉銚とのみもよめるごとく。床枕などをよめりとみゆ。萬葉には。敷妙の家とも。黒髪とも。衣手ともつゞけたれば。足引の山。玉銚の道など外にわたらぬにはたがひて。すこしおぼつかなきやうにも侍れど。おほかたは床の事ときこえ侍り。

同じ部に。五月なが雨の頃。久しくたえ侍にける女のもとにまかりたりければ。女

つれづれとながむる空の時鳥とふにつけてぞ音はなかれける

次に題しらずとて三首あり。中に萬葉よりとれる歌もあり。おなじ女のうたならねば。よみ人ゑらずといふことの落たるべし。

同じ集に

紀のともものり

けふよりや天川原はあせな、むそこひともなく

たしわたりなん

此第四句。家集には。うきせともなく。六帖にはよどむともなくとあり。又或本には。そよみともなくとあり。

躬恒集に

そよみなく見る君なれどひこぼしの

けふ待てたる心地のみして

同じ集に

草の糸にぬく白玉とみえつるは秋のむすべる露にぞ有ける

文集。天津橋詩云。柳枝嫋嫋風線出。草縷茸茸雨剪齊。いまの歌。西行のよられつる野もせの草など。

皆此下句より出歟。同じ集に。おほつふねといふ名は。和名鈔に。奴の字をやつことも。つふねともよみたれば。大奴なるべし。あるみかどの。みこにてをさなくおはしましける時。つばねを。つふねとのたまひけるより。つふねといふことのはじまりけるよしふ。おぼつかなし。

おなじ集に。源たゞあきららの朝臣。十月ばかりに。とこ夏ををりておくりて侍りければ。

○續後拾遺集

後新拾遺集

君が行所と聞ば月見つ、姥捨山ぞ戀しかるべき

○風雅集

新後拾遺集

芦の葉にかくれてすめば難波なるこやは夏の風こそ

涼しかりけれ

○新千載集夏

題しらす

遍 昭

五月雨にみだれて人を思ふとて夏の夜をさへ明

しかねつる

此歌戀四に。腰句おもふには。結句あかしかねつ
つ。とて作者躬恒なり。おぼつかなし。

新後拾遺集

わすれしと思ふにそへて戀しきは心になふ心
よりけり

○續千載集

新拾遺集

神山に幾世經ぬらん榊葉の久しく玄めをゆひか
けてけり

○後撰集

だいしらす

閑院左大臣冬嗣

なほざりに折つる物を梅の花こき香に我や衣そ
めてん

此後三首あり。文德實錄第二云。嘉祥三年。秋。七
月丙子。朔壬辰。追_ニ紫外祖父。左大臣正一位。藤原
朝臣冬嗣。爲_ニ太政大臣。云々。此集に本院左大臣を。
贈太政大臣と載たれば。冬嗣公ならば。閑院贈太政
大臣と載べきことわりなるによりておもへば。今冬
嗣とは。後の人の注して。別人なるべし。

同じ集夏部に。友たちのとふらひまでこぬ事をうら
みつかはすとて

白妙に匂ふ垣ねの卯花のうくもきてとふ人のな
き哉

と_ニ同く數首のさきの。讀人しらすをうけたり。此う
たの次に。

時わかず月か雪かと見るまでに垣ねのまゝに咲
る卯花

鳴わびぬいづちかゆかむ郭公猶卯花の陰ははな
れじ

太后宮大夫俊成女。とて重て載られたり。具定母は。すなはち俊成女なり。

新拾遺集

光孝天皇御製

月中の桂の人を思ふとやなみだのまぐれそひて
ふるらん

伊勢集に。うみたりけるをとこみこは。かつらの宮
といふ所におきて。みづからはさききの宮にさふら
ひけるに。雨のふる日うちながめてゐたりければ。
ささきの宮のよみてたまへける。

月の中のかつらの人をこふとてや
おもふとや

あめに涙のそひてふるらむ

久かたの中におひたる里なればとは。此御かへしな
り末の集にも。七條後の御歌にていれり。おなしや
うなり。おぼつかなし。

○續後撰集

新千載集

思はじとおもふ物から松山の末こそ波にぬれつ
つゝ續後
つぞふる

續後撰雜中には濟時。新千載雜中には朝光とあり。

○續古今集

新拾遺集

たのまれぬ花の心とおもへばやちらぬさきより
鶯のなく
續古下同を

續古今春下に元方。新拾遺雜上には興風と有。

續千載集

郭公夜ふかき聲は月まつとおきていをねぬ人ぞ
聞ける

續古今夏躬恒。續千載夏には伊勢とあり。ともに家
集にある中に。恒躬集には。延喜十五年。内裏屏風
歌とあり。六帖にも躬恒なれば。伊勢集に後の人あ
やまりてくはへたる歟。

新後拾遺集

法の花今もふるえに咲ぬとはもとみし人や思ひ
出らむ

○玉葉集

新拾遺集

芦まより難波の浦を引舟のつなでながくも戀わ
たる哉
行玉

新千載集

それとだにわすれやすらん今更にかよふ心は夢
にみゆとも

新勅撰集

法のためになふ薪にことよせてやがてこのよを
うき金
こりぞはてぬる

○詞花集

千載集

いとひても猶^{なほ}志^しのぼる、我身かなふた、びくべ
き此世ならねば

○千載集

新撰六帖

眞柴かるをの、細道跡たえて深くも冬^{ふゆ}のなりに
けるかな

新拾遺集

玉ぬきしあやめの糸はありながらよとのはあれ
ん物とやはみし

新拾遺には。あやめの草は。よここはあれんとあり。
玉ぬきしとあれば。あやめの糸といへるまさるべき
歟。夜殿を。淀野によす。夜床はおとれり。

新後拾遺集

此世をば雲の林にかどでて烟とならん夕をぞ
まつ

○新古今集

新勅撰集雜三云。後京極攝政家百首歌に。草歌十首
よみ侍りける。
寂 蓮 法 師

風ふけば濱松がえの手向草幾世までにか年のへ
ぬらん

此歌は。初の五もじ白波のにて。萬葉第一には。山
上憶良歌。第九卷には。河島王子の御歌と載て。互
に異説を注し。奥義抄には。濱成式には。角沙彌が
紀濱歌とあるよしひかる。新古今集雜中には。萬葉
第九によりて。河嶋皇子とあり。作者もおぼえずし
てよみ。撰者もおぼえずして載られけるにや。いた
りておぼつかなきことなり。

續千載集

命をばあだなる物と聞しかど

つらきが新古今
うき身のためはながくぞ有ける

○新勅撰集

續後撰集

侍従具定母

ほしわびぬ蛭のかるもに鹽たれて我からぬる、
袖の浦なみ

續後撰集戀二には。第四句。我からかゝるとて。皇

みてつかはしける。金葉には。對馬守にて小槻のあ
きみちがくだりけるときつかはしける。共政朝臣妻
とあり。

同

あさましや拾下同
うとましや木の下陰の石清水いくらの人の影を

みつらむ

新古今集

いづかたに行かくれなん世中に身のあればこそ
人もつらけれ

新拾遺集

夢のごとなどかよるしも君をみんくる、待まも

さだめなき世をに拾

○金葉集

千載集

こひくゝて今宵ばかりやたなばたの枕に塵のつ
もらざるらん

同

白雲と嶺にはみえて櫻花ちればふもとの雪にぞ
そ見れ金
有ける

同

今はしもほに出ぬらん東路のいはたのをの、玄
の、をす、き

新古今集

月影のすみわたるかな天原雲吹はらふよはのあ
らしに

詞花集

君が代はくもりもあらじ三笠山峯の朝日のさ、
むかぎりは

同

長濱の眞砂の数も何ならじつきせずみゆる君が
御代かな

同

ありふるもくるしかりけり長からぬ人の心を命
ともがな

千載集

世中はうき身にそへる影なれや思ひすつれどは
なれざりけり

同

吹風にたへぬ梢の花よりもとめがたきは涙な
りけり

あひみてもつゝむ思ひのわびしきはひとまにの
みぞねはなかれける 悲しきは家

續後撰集

わびて後
戀しきにまぬてふことはまたなきを世のためし
にも成ぬべき哉

拾遺集

こふるまに年のくれなばなき人の別やいと遠
く成なむ

○拾遺集

同雜上。并哀傷。

世中をかくいひくのはてくはいかにやいか
ならんとすらん

千載集

さ拾
谷戸をとぢやはてつる鶯のまつに音せで春のく
れぬる しもぞ拾

新勅撰集

あだなりとひとときくる物からに花のあたり
を過がてにする

續千載集

年月は昔にもあらず成ぬれど戀しきことはかは
らざりけり ゆけ拾

千載集

極樂ははるけきほど、聞しかどつとめていたる
所なりけり

但拾遺は作者仙慶法師。千載は空也上人
後拾遺集

天川後のけふだにはるけきをいつともまらぬ舟
出かなしな

千載集

糸拾
瀧の音は絶て久しくなりぬれど名こそながれて
猶聞えけれ

續古今集

いつとてか我戀やまんちはやふる拾下同さらん信濃なる浅間の山のけふ
りたゆとも たけの

金葉集

沖津嶋雲ゐの岸を行かへりふみかよはさんまば
ろしもがな

拾遺雜上云。對馬守をのゝあきみちが女。おきがく
だり侍りける時に。ともまさの朝臣の女。肥前がよ

同

植たて、君が玄めゆふ花なれば玉とみえてや露
もおくらん

新勅撰集

名にしおはへば後下同ゑひてたのまむ女郎花花人の心の秋

はうくとも

拾遺集

夜をさむみねさめてきけばをしぞなくはらひも
あへず霜や置らん

同

梓弓春の山後あら田を打かへし思ひやみにし人ぞ戀
しき

同

よるならば月とぞみまし我宿の庭白妙ふりつもにふれる
るゆき後
ゑら雪

同

身は、やくならの都と後になりにしを戀しきことの
またふりねか後ふりせさるらむ

同

同

あやしきやむ後いとふにはやる心かないかにしてか
は思ひたゆべき

色ならばうつるばかりも染てましおもふ心えを
やみせける後
る人のなき

同伊勢集。信明並家集載此

おもひきやあひみぬお信下同ほどの年月をかぞふばかり
ことないつよりと後下同
にならむ物とは
さ
みも伊勢集

同

曉のなからましかは白露のおきてわびしき別せ
ましや

同

あしたつあしたつのさはべに年はへぬれども後
澤にのみ年はへぬれどあしたづの心は雲のうへ
にのみこそ

同

ひとりねゐる後下同し時はまたれし鳥の音もまれにあふ夜
はわびしかりけり

新勅撰集伊勢。伊勢家集よりえらばる

新勅撰戀二。續後撰戀一に。共によみ人不知と載らる。

第十二

玄かの蛭の釣にともせるいざりびのほのかに妹人
拾下同る
をみんよしもがな

拾遺戀二には。よみ人しらす。同五には坂上郎女おぼつかなし

○古今集の歌を後撰拾遺に重て載られたるは。かの集に注しつけたればこゝに略之。代々の人古今をばもてあそびて。よくおぼえられけるにや。これより後あやまりてふたゝびいることなし。後撰の歌を。拾遺におほく載られたるはわざとにや。後撰より後の集は。たれくもよく見られざりけるにや。誤て重て入たるうたおほし。集に注したるをばおきて。その外に見およべるを出す。

○後撰集重出集歌上注
拾遺集重出之下皆倣之

拾遺集重出

梅花よそながらみんわざもこがとがむばかりの香にもこそしめ

同

久しかれあだに散なと櫻花かめにさせれどうつろひにけり

新勅撰集

神さびてふりにし里にすむ人は都に匂ふ花をだにみす

拾遺集

時わかずふれる雪かとみるまでに垣根もたわに咲る卯花

同

ふた聲と聞とはなしに郭公夜ふかくめをもさましつるかな

同

棚機もあふ夜ありけり天川このわたりにはわたるせもなし

新千載集友則。々々集有之。

天川戀しき時せに後ぞわたりぬる瀧津涙に袖はぬれつ、

拾遺集

朝戸明てながめやすらん棚機は後のあかぬ別の空を戀つ、

第三

くるしくも降くる雨かみわの崎さの、渡に家も

あらなくに

新勅撰。與續古今。並屬旅探之

續古今同

同

明日香川かはよどさらず立霧の思ひ過べき戀に
なら新千
あらなくに

續千載雜體。新千載戀四。

第五

我園に梅花ちる久かたのあめより雪の流くるか
やどごと玉葉下同
やと新後拾

も

玉葉 新後拾遺。共春上載之

第八

雪は降つ、まかすかに吾宅のそのに
かきくらし後
うちさらし雪は降つ、まかすかに吾宅のそのに
ぞなく後拾遺

篇なくも

後撰春上讀人不知。拾遺春家持。元來家持歌也

第九

おくれゐてわがこひをれば白雲の棚引山をけふ
や拾
かこゆらん

拾遺金葉。並離別載之。金葉集別誤取之也。

第十

鴈かねのき鳴しともにから衣たつたの山は紅葉
鳴つるなへに後下同
しにけり、なくなるなへに玉下同
そめたり
しわらし

後撰玉葉並秋下入之。玉葉爲赤人詠。作者未詳歌也。

同

天川遠きわたりはなけれども君が舟出は年にこ
にあられども拾
後興今同

そまて

後撰には讀人不知。拾遺には人丸とていれり

同

たつかねのきこゆるたゐにいほりしてわれ旅な
の新後拾下同

りと妹に告こそ
せ玉同

玉葉には人丸。新後拾遺にはよみ人まらずにて。共

に羈旅にいれらる。此旅なりといふはまことのたび

にはあらず。もにすむ所をおきてかりほにあるほど

をいへり。

第十一

かた糸もてぬきたる玉のを、よはみみだれやし
なん人のまゐるべく

じからず。又宗碩の名所抄に。豊等寺高市郡と注せられたるはよきを。出されたる歌は。

かつらぎやとよらの寺の秋の月

西になるまで影をこそみれ

これまた長明の歌とおなじやうにこゝろえてよめる歌をひかれたれば。ほことたてとをうれるもの、ごとし。白壁を。えら玉とうたふは。推量するに。壁を壁と見たがへたるべし。

續日本紀に。五家真會とあるを。わはへらをとなせるは。わかへらそを。うたひ損しけるなるべし。今の歌にて紀をみるに。五は。吾の字の下口の。落たるなるべし。」

河口の歌は。六帖に載たり。妹と我もおなじ。」

無力蝦に。はねなきみ、ずは。淮南子曰。蟻無筋骨之強。」

難波海に。つくし津までにとは。地の名なるべし。

築紫より京へのぼる人の。舟にてそのあたりまでくれば。築紫津とはいふ歟。今すこしのぼれ山崎までにといへば。山崎より下のかたなるべし。」

石河のこまうとは。石川は。大和國高市郡にあり。

河内にもあれど。むかし高麗等の國より來化せる人は。おほく大和におかる。日本紀に。今來郡といへるは。今大和にはなし。高市郡に今來あり。此名も。異國より今渡り來たるものを。すゑおかせたまひける故の名とみえたり。」

奥山に。木きるやをぢとは。日本紀に。老翁を。をぢとよめり。伯父などを。をぢといふも。別ながら通すべし

第二

おふのうみに拾下同
あみの浦にふなのりすらんをとめらが玉ものす
そに鹽みつらんか

此歌。拾遺雜上にとらる又玉葉雜二に今の玉葉集になし

いはしろの野中にたてる結松心もとけずむかし
おもへば
拾遺戀四と。雜戀と。兩所に人丸とている。奥麿がうたなり。

なり。ことにといふべきを。ことをこそといへるは。古語の習ひなり。古事記に。仁徳天皇の御歌にも。

ことをこそ嘗はらとはいはめとあり。日本紀。木梨輕太子の御歌にも。ことをこそたゝみといはめとあり。をちかたは。嶋津田ある所をさせり。つまさるは。妻あるなり。あとさと。通すること上のごとし。せなは。男女の中にていふにかぎらず。せは。兄の字なれば。人をうやまひていふなり。なは。そへたる字なり。さねこしやは。まことに歸りこしとなり。ゑやすもは。あすもなり。さすと。ゑやすとおなじ。葦垣に。まうよこしけらしもとは。日本紀。及萬葉に。讒の字を。よこすとよみたれば。申讒なり。清き物を汚すを。よぐすといふ。讒者は。よき人をいひけがすなり」

かつらぎの寺のまへなるや。とよらの寺のにしなるや。えのは井に。白玉しづくや。ましろ玉ゑづくや。おしとんと。としとんと。ゑかしては。くにぞさかえむや。わいへらそとみせんや。おしとんと。としとんと。おしとんと。としとんと。以上。

此葛城の歌は。光仁紀にある。童謡をうたひ損せるなり。續日本紀。第三十一。光仁紀曰。天皇諱白壁王。中略又嘗龍潛之時童謡曰。葛城寺乃前在也。豐浦寺乃西在也。於志止。刀志止。櫻井爾。白壁之豆。好壁久也。於志止。刀志止。然爲波。國會昌也。由流。五家眞也。昌也。於志止。刀志止。于時井上内親王爲妃。識者以爲井上則内親王之名。白壁爲天皇之諱。蓋天皇登極之徵也。これをもて引合てゑるべし。葛城寺のまへ。豐浦寺の西といへるは。葛城寺は西にありて東に向ひ。豐浦寺は南などにむかひて。其西の方にあたりて櫻井は有歟。櫻井。板葉井。其名大きにたがへり。又昔より葛城寺。すなはち豐浦寺とこころえけるにや。長明無名抄にも。葛城のえのは井尋たるよし。か、れたり。すなはち長明歌に。

かつらぎや豐浦の寺のえの葉井に

猶しら玉をゑづく月影

豐浦寺は。高市郡なり。此故に萬葉第八に。故郷豐浦寺といへり。元明天皇藤原宮より南良宮へうつらせ給へる故に。彼集には。明日香川の邊をさして。故郷といへり。葛城寺は。葛上郡なれば。更におな

かんがふるに見ゆることなし。まなむすめは。萬葉に。愛子を。まなことよめれば。愛娘なり。」

刺櫛は。たうはりな、つありしかど、は。雄略紀に。似を。たうはれりと點じたれば。おなじやうなるさしぐしの。な、つありしといふなるべし。」

鷹子に。淡津の原のみくるすとは。神功皇后紀に。狹浪栗林といへる所なり。」

大芹に。こせりこそゆで、もうましとあるは。てにをは今にかなはず。萬葉にも。今とたがへるてにをはあり。古今にも。

秋の野につまなき鹿の年を経て

なぞわか戀のかひよとぞなく

とある下句は。顯昭もうたがひをのこされたり。」

かにせんをしのかも鳥出てゆけば云々。をし
かもとて。鴛鳥も。鳧のうちなり。」

あなたふとけふのたふとさいにしへもかくや有
けんけふのたふとさ

此たふとは。たのしきをいへり。日本紀に。貴盛を。たのしとも。たふとしとも。兩方に點せり。」

櫻人その舟ちゝめ嶋つたをとまち作れる見て歸

りこむやそよやさすかへりこんやそよや二段こ
とをこそあすともいはめをちかたにつまさるせ
はあすもイ
な、ればさねこしやそよやそよやすもさねこしや
そよや

櫻人は。櫻は。所の名にて。難波人。須磨人といふ
たぐひなるべし。和名鈔に。尾張愛智郡に。作良郷
あり。その人をいふ歟。萬葉第三に。

さくらたへたづなきわたるあゆちがた

鹽ひにけらしたづなきわたる

此櫻田は。あゆちがたとよめるにて知ぬ。尾張國愛
知郡なり。今嶋つたといふは。嶋津田にて。嶋にあ
る田なり。重之集に。

名とり川わたりてつくるをしま田を

もるにつけつ、夜がれのみする

か、れば櫻といふところに田おほければ。櫻田とも
いへるにや。その舟ちゝめは。ととちと五音通ず
れば。其舟とゝめよなり。さすは。あとさと。同韻
にて通すれば。あすなり。あやめを。さやめといふ
がごとし。そよやは。みな拍子の詞なり。第二段は。
櫻人のこたふるなり。ことをこそは。ことばにこそ

伊勢のうみの清き渚に鹽貝やなのりそやつまん
かひやひろはむ玉やひろはん

これは旋頭歌なり。清き渚は。名所なりといへり。
後撰集に。忍びてかよひ侍りける人。いまかへりて
などのめおきて。おはやけのつかひに。伊勢のくに
にまかりて。かへりまできて。久しくとはず侍りけ
れば。

少 將 内 侍

人はかるこゝろのくまはきたなくて

きよきなぎさをいかですぎけむ

但萬葉第十五に。對馬の竹敷浦にて。玉しける清き
渚とよみたれば。いづくにもいふべき歟。又是は所
の名によめるやうにきこゆ。第六に。赤人。

ぬは玉の夜のふけゆけば楸おふる

清き川原に千鳥しばなく

此歌 吉野にてよまれたるゆゑ。かしこに清き川原
といふ所のあるやうにいへど。同じ集に。佐保川を
はじめて。あまた清きかはらとよみたれば。今もた
だ渚のきよきを。清き渚とよみ。少將内侍も名所と
はおもはねど。今の歌によりて。何となくよめるに
ても侍るべし。續後拾遺集に。仁和御時。大嘗會。悠

紀方。伊勢國風俗歌をよめる。大友黒主が歌。

伊せのうみの渚を清みすむつるの

ちとせの聲を君にきかせむ

これ清き渚。ところの名ならば。清きなぎさにすむ鶴
のとよむべきを。なぎさを清みとよめるにても知べ
し。鹽貝は。古今集に。貫之の長歌にも。浦のしほがひ
ひろひあつめとよまれたり。海にあればまは貝とい
いへるなるべし。鹽貝やといひさして。なのりそやつ
まんといへば。貝をもつむ物のやうにきこわれど。後
にかへして。貝やひろはむと。ふたゝびことわれり」
庭におふるからなつなはよきなゝり宮人のさぐ
るふくろをおのれかけたり

からなつなは。長能もよまれたり。拾遺集に。女の
もとなつなの花につけてつかはしける

雪をうすみかさねにつめるからなつな

なつさはまくのほしき君かな

薺の中に別にあるにや。宮人のさくる袋とは。官位
によりてかはるなり。おのれかけたりとは。なつな
のみのなれるか。袋に、たればいへり。」
我門に。あやめの郡とは。いづれの國にかある。今

隕田寸津。^{オチタハツ}走井水之。^{ハシリノイヅツ}清有者。^{キヨケレバ}度者吾者。^{ワタラハワレバ}去不。^{ユキカ}
勝可聞。^{デンカモ}

此走井歟。いづれの國にありと云らねども。前後大和の名所をよめる中にあれば。大和なるべし。こかやかりをさめとは。かひこをこふには。宿といふ物をあみてそのうへにおきてかへば。其料なるべし。さればこそ。それにこそまゆつくらせてとはいへれ。」

飛鳥井にやどりはすべし陰もしみもひもさむし
しみまくさもよし

あすか井は。大和國。高市郡。飛鳥川あるおなじ所なり。蜻蛉日記に云。はつせさまにおもむく。あすかにみあかしたてまつりければ。^中略にはきよげに井いとのま、ほしければ。むべやどりはすべしといふらんとみえたり。みもひもさむしとは。景行紀に。冷水とあるを。さむきみもさと點せり。片假名なれば。井の字をあやまりて。サに作りける歟またみもさを。こゝにみもひとつたひ損せる歟。紀云。壬申。自^{ラヒダリテ}海路泊^{サムキミモ井ヲ}於^サ葦北小嶋而食。時召^サ山部阿弭古之祖小左^サ令^サ進^サ冷水^サ適^サ是時嶋中無^サ水^サ不^サレ

知^サ所爲^サ則仰^サ之祈^サ于天神地祇^サ忽寒水從^サ崖傍^サ涌出^サ乃酌以獻焉^サ故號^サ其嶋^サ曰^サ水嶋^サ也^サ其泉^サ猶今在^サ水嶋崖^サ也^サ。^下略肥後國風土記云。球磨乾七里海中^サ有^サ島^サ稍可^サ七十里^サ名曰^サ水嶋^サ嶋出^サ寒水^サ遂^サ潮高下云々。彼紀。みも井を。みもさとあやまらば。今もみもゐもさむしとかくべし。赤染衛門集に云。またむまつといふ所にとまる夜。かりやにまばしおりてすゝむに。こふねにをのこふたりばかりのりて。こぎわたるを。何するぞと、はすれば。ひやかなるおもひくみにおきへまかるぞといふ。

おきなかのみづはいとゞやぬるからん
ことはまなるを人のくめかし

水をばもひといひて。みといひ。おといふは。おなじく御の字なり。和名鈔に。漿を。邇於毛比といへるも同じ心歟。又主水司を。もひとりのつかさといふも。もひは。水なり。盥を毛比といふも。飲水器と注したれば。髪をもとゆひといひ。又髪をゆふ物をも。もとゆひといふごとく。ふたつにわたれる名歟。但もとはのむ水をいひて。海川の水をなべていふにはあるべからず」

「玄かしあらば。やはきの市に。くつかひにかむ。これは男の詞なり。玄かしあらば。玄かは。さなり。しは。やすめたる詞にて。さあらばなり。ましてうるはしと女のいふにりて。さ思ふならばといふ心なり。矢作市は。參河にて。今の岡崎なり。かんは。いかむの上略なり。くつかは。ちかひのほそしきをかへさしはきて。うはもとりきて。宮路かよはむ。此第三段は。又女のいふなり。ちかひとは。俗におほはなをといふなるべし。ほそしきをかへは。ほそきなり。うはもは。下の我門に。うはものすそぬれ。下ものすそぬれといへる。うはもなり。宮路は。和名鈔云。參河國。寶飮郡。宮道。美也この所なり。宮路山も。そこなるべし。をとこそここにすめるにこそ」

あづまやのまやのあまりの雨そ、ざわれ立ぬれぬとの戸ひらかせ

和名に。四阿は。あづまや。雨下は。まやなり。今はあづまやを。やがてまやといへば。和名の心にあらず。木を。眞木といふごとく。あづまやをほめて。眞屋といふなり。との戸は。殿戸なり。ひらかせは。ひらけといふ古語なり。かすかひも戸ざしもあらば

こそ其との戸我な、めおしひらいてきかせわれや人つまとは。かすかひは。和名に。鎧の字なり。かけがねなり。とざしは。鎖なり。我な、めは。今案に。われなさめの誤れる歟。古事記に。八千矛神の御歌に遠登實能那須夜伊多斗遠云々。萬葉第五云。遠等咩良何。佐那周伊多斗乎。意斯比良伎云々。なとさと。同韻にて通すれば。なすは。さすなり。さなすは。をとるを。さをとるといふごとく。そへたる字なり。玄かればかけがねもさうもあらばこそわれささめなるべし。きかせは。かまと同韻なれば。來ませをかくいふ歟。もしはうたひ損せる例あれば。もととはきませにて有ける歟。われや人つまとは。人の妻とさだまるものこそおそる、こともあれ。我やは他妻なる。ひとつまならねば。心のま、に戸をおしひらいてきたれとなり」

走井のこかやかりをさめそれにこそまゆ作らせ
て糸引なさめ

走井は。萬葉第七云

此小川。白氣結。瀧至。八信井上爾。事上不爲友。
コトアケセス

今の歌も時の人のよみて。諷刺をふくめるにや。袖
つくばかりとは。あさきをいふ。萬葉第七云。廣瀬
川袖衝計淺乎也云々。裝束したる長き袖に。わづか
につきふる、ほどの水なれば。深からぬなり。おな
じき十一に。須蘇衝河とよみ。十七には。安夫美都
加須毛とよめり。つきあたるなり。高橋とは。常の
橋を高くかくるをいふ歟。神代紀に。大己貴命のた
めに。天安河に。高橋及び打橋を造んと。天神のみ
ことのりしたまふは。高橋は。そりはしのやうに聞
ゆるにや。袖つくばかり淺き瀬なれば。かりそめな
る橋をわたしても。ことたりぬべきをと。思へる心と
聞ゆるにや」

高砂に。さいさごといへるは。小砂にて。ちひさき
いさごなり。みぞがけにせんとは。御衣桁にせんと
なり」

「夏引の白糸な、はかりありさ衣におりてもきせむ
ましめはなれよとは。夏引の白糸は。麻の糸なり。下
にあさきぬといへり。な、はかりは。車七兩を。な
なくなるまといふごとく。はかりにな、はかりかくる
なり。あかは。わかなり。ましは。いましなり。汝

をいましともよめり。麻絲をな、はかりはかりうみ
て。我いましに衣をおりてきすべければ。もとの妻
をいなせて。我を妻にせよと。女のをとこをす、む
るなり。かたくなに物いふをみなかな、。ましあさ
きぬも。わがめのごとく。たもとよく。きよく。かた
よく。こくびやすらに。ましきせめかも。ぬひきせ
めかも。以上は男のこたふるなり。日本紀に。愚癡
を。かたくなとよめり。ましは。初のごとし。こく
びは。えりなり。おほくびにむかへて。こくびとい
へり」

「貫河のせ、のやはら手枕やはらにぬる夜はなくて
おやさくるつまとは。せ、のやはらは。ひちりこな
り。これは枕やはらにといはんために。とりいだせ
り。おやさくる妻とは。萬葉第十四にも。さの、ふな
はしとりはなし親はさくれど、よめり。つまは。今
は女の詞にて。男をいへり。おやさくるつまはまし
てるはしもとは。猶女のいふなり。物はすくなきを
もてめづらしとすることく。親のさくるによりて。
ましてうるはしきとなり。うるはしの。うもじを略
せり。萬葉に。物思ひを。ものもひとといふがごとし。

磨郷の事をかゝれたるには。彼國の風土記を引て。筑紫へおはしましたるやうにみゆれば。今傳る説は。筑前國の風土記などより出けるにや

○催馬樂

催馬樂の名は。諸國よりみつぎ物を大藏省に納し時。そのみつぎものをおふせてはこぶ馬を。かりもよほすとして。民のくちすさびにうたひけるゆゑに。かくは名づくといへり。今案。此歌の中に。大嘗會の時の歌ども、まじれ、ば。民の口すさびにはあるべからず。諸社に神馬をたてまつらるゝは。神の愛してのらせたまふなるべし。たとへば人に物を贈にも。その人の好むものをえさするごとくにやあらん。さればこれをまつる時。御駒にめしていたらせたまふべければ。影向をもよほし奉るとて。めしたまふ馬につきて。かくは名づくるにや。ひるめの歌に

さゝのくまひのくま河に駒とめてまばし水かへ影をだにみん

いかばかりよきわざしてか天てるやひるめの神はまばしとゝめん

いづこにか駒をつながんあまひこがあさる澤べ

の玉ぎ、のうへに

これら天照太神を祭り奉るに。歸りよらせたまふ御なごりをまたひてまつる心に。女神なれど。まばし水かへとも。駒をつながんともいふ歌をうたへば。まして住吉三輪などのごとき男神を祭るは。催馬樂あるべきことなり。若は中に我駒の歌は。萬葉第七にあるを。心をえて取て。初の二句を。神の御こゝろになして。うたひそめけるにや。」

澤田川袖つくばかり淺けれどくにの宮人高橋わたす

續日本紀云。天平十四年。八月乙酉。宮城以南大路西頭。與_二甕原宮東_一之間。令_レ造_二大橋_一。令_下諸國司。隨_二國大小_一。輸_中錢十貫以下。一貫以上。以充_二造橋用度_一。又云。同十五年。十二月己丑。始運_二平城器械_一。收_二置於恭仁宮_一。略_中辛卯。初壞_二平城大極殿并步廊_一。遷_二造於恭仁宮_一。四年於茲。其功纔畢矣。用度所_レ費不可_二勝計_一。至_レ是更造_二紫香樂宮_一。仍停_二恭仁宮造作_一焉。これによるに。聖武天皇は久しく世を治めさせたまひて。全盛なりしこと。唐の開元天寶の頃とひとしかりけり。此時の御事をば。良史すこしそしりたれば。

みなとれる。芦の末葉を。誰かたをりし。

わがせこが。ふる手をみると。我ぞたをりし。

すべては此歌に似たり

「いせしまやあまのとねらがたくほのけいそらが崎にかをりあふとは。とねは。上にもいふがごとし。ほのけは。火氣なり。萬葉に。火氣を。けふりとよめり。ほのけといひては。氣に烟をかぬるなり。かをりあふとは。鹽氣のにはふなり。萬葉第二。長歌云。神風乃。伊勢能國者。奥津藻毛。摩足波爾。鹽氣能味。香乎禮流國爾。云々

同第九云。

鹽氣立。荒磯丹者雖在。云々。

これらおのづからなる鹽氣なり。ましてやくには。猶かをりあふべし。日本紀第一云。伊弉諾尊曰。我所生之國。唯有朝霧而薰滿之哉。霧にも香あるものなり。」

大君のゆきとる山のわか櫻とりにわれゆくや舟
かぢさをかせ

靱に。さくらの木を用る事のあるにや。若櫻は。清正集に。

いつしかとうゑてみたれば若ざくら

さかすて春のすぎぬべきかな

朝倉や木の丸殿に我をればなのりをしつ、行は
たが子ぞ

神樂には。此歌の末を抄略せり。これは天智天皇の御製といへり。日本紀に。百濟より高麗をせめし時。高麗より援兵を賜るべきよし。我國にこひしかばつかはさるべしとて。軍兵を催したまはんがために。伊豫國まで行幸して。石湯行宮にとまりたまへり。其時天智天皇は。いまだ中大兄皇子とて。太子にて供奉したまふ。其年朝倉橘廣庭宮にうつり給ひて。朝倉神社の木を伐て。此宮を作りたまひしかば。神いかりをなせりとなむ。齊明天皇は。終に朝倉宮にて崩し給へり。朝倉神社は。延喜式。神名帳に。土佐國土佐郡に在と注せり。風土記にも。土佐國朝藏郷に。朝倉社有とみゆ。四國のうちなれば伊豫國より土佐國へうつりまし／＼けるにや。朝倉木丸殿は。土佐國に侍るを。古來誤て。筑紫にありとはいへり。黒木にて作れる宮なれば。木丸殿とは申なり。但三善清行の意見封事の中に。備中國。下道郡。爾

しきのはねおとおもしろきかな
此歌なり。まきはすこしふしはらにうとき物なれば。
もしきしのはね音を。かへさまにうたひなせるに
や。但六帖に

あさはらにさよ打ふけて立鳴の

羽こそまゐるめ獨ぬる夜は

とあれば。おどろかし申ばかりなり。猿丸家集に。

まなかと猪名のふしはら青山に

ならん時に色はかはらん

篠波に。あしはら田のいなつきかにのやといふは。

蟹の名なるべし」

うるつきや田中のもりやとは。殖槻は。大和國添下
郡なり。かさの浅茅が原にわれをおきて云々。舊事
本紀第三云。曾々笠縫等祖天都赤麻良。顯宗紀云。
倭者彼々茅原浅茅原云々。これらを引合するに。さ
きにいふ磯城瑞籬を立られし笠縫邑とおなじくて。
添下郡にあるにや」

あげまきをわさ田にやりてやそおもふ中略何もせずし
てやはる日すらは。總角は。今はつかふわらははな
り。わさ田を治ハラせんとて。わらはを出してやりつる

か。長き春日をすら。何もせずしてや遊びをらん
と。心づかひするなり。萬葉第七に

春日すら田に立つかる君はかなしも

つまなききが田にたちつかる

大宮のちひさことねり中略玉ならばひるは手にと

りやよるはさねてん

内舍人は。むかしは廿一歳より召仕はる。ちひさこ
ことねりとは。後には年にもよらざりけるにや」

みなと田に。く、みやつをりや。とろちなやとは。

八ッ居る鵜を取智なきなり。とらんするやうをえまら

ぬをいへり。やつなからものもはすをりや。とろち

なやとは。ものもはすは。物も思はずなり。日本紀

萬葉などの歌は。かやうにおもふを略して。もふと

のみいへることおほし。何の心もなく居るをいへり。

萬葉十三に。物おもはで道ゆきなむもとよめるも。

何ごゝろなくといへるなり」

得錢子に。まもゆふひはを。誰かたをりしとは。も

とめと五音通すれば。標結檜葉といへる歟。また下

結檜葉にて。檜葉をもて垣にゆふに。下をゆひて。

かみをばさておくをいへる歟。萬葉第七旋頭歌に

へり。たふさは。腕の字をよめり。後撰に。遍昭
をりつればたふさにけかるたてながら

みよの佛に花たてまつる

またさ、を手草にとるといへば。もしはかきたがへ
たる歟」

弓の歌に

さつて、がもたせの眞弓奥山にみ狩すらしも弓
のはすみゆ

さつて、は。さつち、なり。俗にもち、をて、といふ
は。五音通すればなり。もたせの眞弓は。持たる弓な
り。みかりは常の狩なり。萬葉に。み袖もて床打はら
ひしよめるは。我袖をいへり。今の世は。みかりとい
ふはかみにのみいひて。下にはかよはぬなり。たと
へば朕とは。いにしへの人は貴賤にわたりていへる
を。秦始皇よりこなた。一人の詞となれるがごとし」
宮人のおほよそ衣ひさとほしきのよろしきもお
はよそ衣

古語拾遺云。至_二于磯城瑞垣朝。漸畏_二神威。同_レ殿不_レ
安。中_略仍就_二於倭笠縫邑。殊立_二磯城神籬。奉_レ遷_二天照
太神。及草薙劔。令_二皇女豐鍬入姬命。奉_レ齋焉。其遷

祭之夕。宮人皆參。終夜宴樂。歌曰。美夜比登能。

宮人_{オホ}於_ホ保與須我良爾。終夜_{トヨノアカリヌ}伊佐登保志。伊佐夜不_{イサヒヤノ}由

伎能_{キノ}與_ヨ呂_ロ志茂。於保與須我良爾。今俗。歌曰。

美夜比止乃。於保與會許侶茂。比_ヒ本_ホ文_フ作_サ伊_イ佐_サ止_ト保

志。由伎乃與保志茂。於保與會許侶茂。詞之轉也。

猶その中に由伎の與保志茂を。きのよろしきもとう

たふも。また後にたがへるなり。呂と保とは。同韻に

て通せり。此歌。古事記にも。日本紀にも。載られ

ねども。残れるは例をいはゞ。王仁が難波津のたぐ

ひなり」

さいはりに衣はそめむ雨ふれどうつろひがたし

ふかく染ては

拾遺には。衣はすらむとあり。さいはりは。榛の木

をほめて。幸榛といふ歟。さきはりといふべきを以

と幾と。五音なれば。さいはりといふ歟。題に前張

とか、れたるは。すべて此神樂の名。かりてかける

ことおほければ。これもなすらふべし」

玄なか鳥ゐなのふし原云々

これは拾遺に

玄なか鳥ゐなのふしはら飛わたる

河

社

九六七

右歌仙の歌どもの中筆にまかす。千載集雜中云。大納言實家のもとに。三十六人集をかりて。返しつかはしけるなかに。故大炊御門右大臣の。かきて侍りけるさうしにかきて。おしつけられて侍りける。太皇太后宮云々。ふるき物に。此集どもの事のみえたるは。これはじめにや

忠見集云。うちのおほせごとにて。ち、たゞみねが歌。たてまつれとめしあるに。かきあつめてたてまつる

言のはの中をなくく尋ねればむかしの人にあひみつるかな

君が代にさかゆくべしと思ひせばとはまし物をたゞみねの道

か、れば忠見があつめたるなるべきを。今みればうたがはし。又六百番歌合に。顯昭。寄海人戀の歌に。

真鹽やく海人のまうかたならねども戀のそめき
もいとなかりけり

これにまうかた。またかたの難陳ありて。俊成卿の判詞の中はいはく。齋宮女御の歌。まてと書たる本はおほかり。彼集にも後撰にも。まうとかける本は

皆誤なり。女御の歌に云

またかたにかきつむ蜚のもしほ草烟はいかに立
ぞとや君

此歌異本廿六
人集にみゆ

贈答の歌なり云々。此歌今の本にはなし。後にまた
おとせるにや

○神樂の取物の篠の歌に

此篠はいづこのさ、ぞとねりらがこしにさかれ
るとも岡のさ、

鞆岡は。和名鈔に。山城國。乙訓郡。鞆岡。度毛 平賀清
少納言に。をかはいへる所に。ともをかはさ、のお
ひたるがをかしきなりとは。今の歌にていへり。鞆
は。弓射る時の具なれば。舍人等が常に腰に著る故
に。かくつゝけたり。日本紀に。兵衛をとねりとよ
めり。

みづがきの神のみよ、り篠の葉をたぶさにとり
てあそびすらしも

萬葉に。みづがきの久しきよ、りとおほくよめれ
ば。今も其意なり。またいにしへのかみのみよ、り
あひけらしとよめるも。久しき事を。神のみよとい

人に

袖玄きてふし、枕を思ひ出て月みるごとに音をのみぞなく

人

高砂の尾上にたてる松をだにをればをりつる我としらなん

かへし

高砂の松はをれども霜枯にまじれる花を玄る人ぞなき

おどろかであらまし物を見もはてぬひるまの夢の戀しかるらん

七月七日

はしまよふほどを待とて織女もやすき空なき雲のなりけり

けふとみなえらぬ人なき織女の中さへ更に夜をふかすかな

たなばたは。月のいりて後あふといへり」

年月の行らんかたもおもほえず秋ばかりのみ人のみゆれば

此歌。拾遺には。伊勢が歌にて。第四の句。秋のは

つかにとあり。彼家集にもさなり。人の心の秋のあればといへるは。上句心得やすし。秋のはつかにとは。いとこゝろえがたくや」

よそにのみあふみの海とかひなくて戀しき波ぞ立わたりける

かひなくて明石の浦の秋風にこひしき波ぞ立わたりける

右二首。下句おなじ。戀しき浪は。戀頻浪とつゞけたり。かやうにつゞくることは。いにしへもまれ

まれありけるなり。萬葉第一に

旅にしてものこひしきのなくことも

きこえざりせばこひてしまし

見し人をみるやと夢をたのむよはめもあひがたき物にざりける

ながき夜をいかに明して女郎花けさしもみれば露けかるらん

山端は池の空にもみえな、んいるとも月のかくれざるべく

日くるればまつぬる萩のさをしかの鳴聲にだに驚やせぬ

こよなくもけふは涼しき袂ゆるあふぐ風さへ秋
になりつ、

中宮の御さうしか、せたまひけるおくに。たまざ、
のはわけにやどるといふことをかきて。まゐらせた
れば。宮より

見れど猶野べにかれせぬ玉ざ、の葉分の露はい
つもたえせじ

御かへし

消ぬまをうきことにする玉ざ、の露は風まつ程

ぞあやしき

六帖さ、

玉ざ、の葉わけにおけるゑら露の

いまいくよへん我ならなくに

ほりかはの中宮の。韻塞あふたきの

夏山のゑげりを分て鳴鹿をいかでともの、人た
しのイ

づぬらん

とものは。鞆野にて。山城に鞆岡あり。そこにや。
むらかみのてんわうの御時に。いれもじのおほせご
とありて。上。たきといふもじ。ゑも。あわといふ
ことを。いれさせ給ひて

代／＼を経て落くる瀧の白糸はぬける玉とはあ
わやみるらん

つきもせずおちくる瀧の白糸もむそびしあわや
かずもしるらん

かへるのかれたるを。人のおこせて

かれにけるかはづの聲を春たちてなどかあがぬ
と思ひけるかな

かへし

誰かかくからをおきては忍びけんよみがへるて
ふ名をやたのみし

さくらの。またはえしたる枝につけて

源仲正はなはえ
とよまる。こと
はえといへり

春過て秋はまだこぬほどなれば花か紅葉かえこ
そ見わかぬ

五月。まゆみの紅葉につけて 大 納 言

時雨をばまちもつけてや山端のおのれまだきに

紅葉そめけん

かへし

咲かねてうつろふ枝のあたりには人にしられぬ
秋やきぬらむ

此神水といふは。みたらしをいふ歟。又よるべの水
とよめる物歟。あはれとやきくとは。山吹の打かた
ぶきたるを。人の耳をかたぶけてきくらんやうに。
神も心にいれて。あはれときこしめすにやとよめり
とみゆ。又神山とかきて。萬葉の古點に。みわやまと
よめり。水をば。日本紀にも萬葉にも。かはとよめ
り。三代實錄にも。鴨川を。鴨水とのみか、れたれ
ば。みわかはにとよみて。三輪の神のまします所な
れば。こゝろはさきのごとく見るべき歟」
こしへ行人に。あふぎやるとて

白山の雪の名残はさむくともかたみの風はあふ
ぎつ、ゆけ

菅家萬葉集に

夏の風わがたもとにしつ、まれば

こひしき人のつとにしてまし

人の家よりたきながれたり。うまひきとゝめたるを
とこあり

いかでかは過て行らん川波のたきとまらる、宿
前
の花より

おほよそかやうにかけの詞がきは。皆屏風障子のゑ

にあはせてよめるなり。いかでかは過て行らんとは。
馬をとめたるをとこの。瀧をいへるなり。川波のた
きとまらるゝとは。馬のたづなをたぐりてとむる
を。たくといふ。萬葉第十九にも。いはせ野に馬たき
ゆきてとよめり。古今にあまのなはたきとよめる
も。たくるなり。それを瀧にそへて。道ゆく我さへ
かく宿の花の見過しがたくて。馬の引とめらるゝに
とよめるなり。たきとまらるゝは。たきとめらるゝ
を。うつしたがへたるにもあるべし」

中宮のひ、なあはせに。かはらのかた。すはまにつ
くれり。ひ、なのくるまのかた。七月なぬか

たなばたもけふは逢瀬と聞物をかはとばかりや

見て歸なん

れいけいでんの女御。中宮にたてまつれたまふ。ひ
ひなのものに。あしでにて

白波にそひてぞ秋は立ぬらしみぎはのあしもそ

よといはなん

なでしこの花の色する川波はいづれのかたに心
よすらん

ば。

きのふまでうらみし風は大空のむら雲はらふつかひなりけり

かくおほやけにつかうまつりて。もと住しところへかよひて

九重イ

いにしへの錦はものかも、しきをきつ、かよふとおもふ心は

かるかやを

白露のかゝるかやがて消ざらば草葉ぞ玉のくしびならまし

此歌。拾遺物名に。忠峯とていれり。彼集にはなし。

○中務集

山里にまれらなりける時鳥またともなかぬ聲をきくかな

まれを。ふるくはまれらといへる故に。もうこしの文にも。ふるき點には玄かあり

拾遺集雜賀にも

左 大 臣

岩のうへの松にたとへむ君くは

よによれらなるたねぞと思へば

瀧の糸はみなとちつらんよしの山雪の高さに音をかへつ、

あやめ草てびきの糸の手にかけてながき日ぐらし人を戀しき

いそのかみ

石上ふるきわたりをきてみれば昔かざし、花咲にけり

此歌。新古今集春上には。ふるき都をとて。題不知。讀人不知なり」

あかざらば千世までかざせ梅花はなもかはらで春もたえずば

春以下異本家集をば

浦ちかく立つる秋のかすみともやく鹽がまの烟をぞみる

秋の霞は。朝の霞をかき損じたる歟。後撰集に似たる歌あり

浦ちかくたつ秋霧はもしほやく

けぶりとのみぞみえわたりける

澤

青柳已上異本家集

神水にかげのかたぶく山吹は蛙の聲をあはれとやきく

うつゝには更にもいはずはりまなる

夢さき河のながれてもあはむ

すはまに。きくうゑて。つるたてり

千年ふる霜の鶴をもおきながら菊の花社久しか
りけれ

拾遺に。ある人の賀し侍りけるに。

権中納言敦忠

ちとせ経る霜のつるをばおきながら

久しきものは君にぞ有ける

むかしかたらひし人の。としごろありて。津の國た
まさかといふところに有けるを。聞つけてまかりあ
ひて。夕ぐれに鈴虫なきければよめる

なまさかにけふあひみれど鈴虫は昔ながらの聲
を聞ゆる

はりまの。ふな坂山といふ所にて

風おはぬ舟坂山は年月もおなじ所ぞとまりなり
ける

つのかみの。ふるうたこひたるにやる

難波津のあなたのことは住の江に年ふる松や玄
のイ

らばしらなん
ぞイ

つくしへくだる道に。あきのくにの。あしの山を。
雨ふる目こゆとて

一たびもまだこぬ道にまどはぬはあめのしたこ
み以上

そゑるべなりけり
イ本

いよにいきたるに。よしあるうかれめのいひたる

音にきゝめにはまだみずはりまなるひゞきのな

だと聞はまことか

かへし

年ふればくちこそまさされ橋柱むかしながらの名

だにかはらで

遊女が歌の心は。忠見を歌よみと聞て。忠見が播磨

にすめることあれば。高名を。ひゞきのなだによす

るなり。ひゞきのなだの有ところ。此歌に分明なり。

返し心は。これよりさき。津の國に住て。えづみ

てありければ。ながらの橋によせたるなり。此返し

を。新古今集雜中に。ながらの橋をよめる忠峯とて

載らる。彼集にはなく。これにはたしかなるにより

ておぼつかなし。津國と。はりまにありけること。

集にみえたり」

きぬふたむらたまふと。おほせごとたまはせけれ

御屏風。春。よしの山に霞たてり。河に舟あり

霞たつよしの、山を越くれば麓は春のとまりなりけり

こゆるぎの蜚はあさりにやつれつ、いかなる時かなまめかるらん

拾遺集に。このしまに。あまのまうでたりけるをみて

水もなく舟もかよはぬこのしまに

いかでかあまのなまめかるらん

色／＼の木葉ながる、大井川まもはかつらの紅葉とぞみる

此歌 拾遺には。たゞみねとていれり。今の集詞書たしかなり。忠峯集にもみえねば。拾遺をうつす人。ねもしひとつ。そへたるにや」

年ごとにやらふ名はしてありつるを今年を終にゆき消ぬべき

春霞立といふ日をむかへつ、年のあるじと我やなりなん

歎冬の花なき宿にすまば社ふりはへ遠く井手へと思はめ

後拾遺集に

藤 原 伊 家

道とほし井手へもゆかじ此里も

八重やはさかぬやまぶきの花

梅のつくりばな

梅花春待わびて咲にけり今は匂ひのそはるばかりぞ

行かへり程さへ遠き子日かな千世の松引龜緒のやま

引人に千世をわくとも龜山に残るよはひのおもほゆるかな

朝ごとにほきけむ庭を櫻花けふより後や散ながらみん

いくそたび春の櫻にこりぬらんまばしの色にたのめられつ、

ゐ手にのみ有と聞つ、山吹の九重近く咲にけるかな

はりまのくになる。ゆめさき河をわたるとて

別てもぬるとはなしにわれみつる夢崎川を誰にかたらん

六帖に

か夫木

か夫木

か夫木

か夫木

か夫木

か夫木

か夫木

花の陰にかくれて。といふをとりて。述懐によめり

冬夜のながきをおくるほどにしも曉がたの鶴の

一聲

新古今集に

後鳥羽院御製

冬夜のながきをおくる袖ぬれぬ

あかつきがたのよものあらしに

これは。今の歌を取て。よませたまへり」

みち露ははらふばかりのから衣かけてもうすき

心とな見そ

秋野の草葉をみればおしなべてうき身の程にお
ける白露

御祓せしなごしのよゝり人えれすたのみわたる

と人はえらすや

烟とも雲とも終になりぬべしつれなき人はよそ

に社見め

www.libtool.com.cn

世のうさも人のつらさも忍ぶるに戀しさに社思

ひわびぬれ

伊勢の海の蟹のぬれぎぬきぬ人は我^わなと思^をへば

残らざりけり

戀わびて身のいたづらになりぬともわするな我
によりてとならば

我とは。人のわれなり」

虫の音のかすぞまさらんおなじくは君が籬の露
にだにきけ

君こふる夢の玉しひ行歸り夢路をだにも我にを
しへよ

ゆふつけの鳥の一聲明ぬればあかぬ別に我ぞな
きぬる

○仲文集 おはよそ俳諧なり

きのくにのこほりどもをよめる 伊都 那賀 名草 海郡
在田 日高 牟婁

いとながき夜はなぐさますあまりありたえずひ
だかんむるにすまばや

三十一字の中に。七郡十八字をかくしてよめるは。
やすからぬことなり」

ふりまがへ花か雪かとまがふまに我世のいたく
更にけるかな

おなし人の。有明の月の光をまつほどにといふに。
下句おなじ

○忠見集

あしわかのうらにきよするゑらなみの

ゑらじな君はわがおもふとも

おもふに。これも和歌の浦を。今のあしわかによせてよめる歟

源氏物語。若紫に

源 氏

あしわかの浦にみるめはかたくとも

こは立ながらかへる波かは

めのとの少納言が返し

よる波の心もゑらでわか浦に

玉もなびかむほどぞうきたる

此返しを證とすべし

春霞たちやどりつるをぐら山おとりのかひに雪

もみえぬは

此歌とはのかひをお
とりとあやまれる歟

夏草のえげき跡にもみえぬかな野中ふる道いづ

れともなく

夏夜のみじかきよりも時鳥また二聲となかで行

らん

打とけていをだにね、ば逢ことは夢路をさへぞ

隔はてつる

も、しきに移してうゝる女郎花心をごりのいかがせざらむ

六月十餘日。秋のせちにいる。秋のせちめづらし

今宵より萩の葉風の音すらし秋のさかひに入や

たつらん

おやの。ゑもつふさになりてくだるに。あにのあふ

みのかみ。うちいでの濱にてよめる

諸ともに打出の濱に立波の歸らん程を思ひこそ

やれ

かへし

世人の打出の濱といふことはなみだのさきに立

名なりけり

人のもとへやる

花薄風にみだる、夕暮ぞあしかりけりと思ひゑ

らる、

これは。君なくてあしかりけりと思ふにぞ。といふ

歌のこゝろばへなり」

卯花の陰にかくれてけふまでぞ山時鳥聲をし

まぬ

これは。なく聲をえやはゑのばぬほとゝぎす初うの

駒なへてすさめぬ澤のあやめ草けふにあはずば
猶やからまし

あやめを駒のすさめぬことは。躬恒が歌に

おふれども駒もすさめぬあやめ草

かりにも人のこぬがわびしさき拾

後拾遺集に

惠 慶 法 師

香をとめてとふ人あるをあやめ草

あやしく駒のすさめざりけり

此歌を入られたるを。經信卿の難せられたるは。右
の歌どもをかんがへられざりけるなり。また惠慶集
に。五月菖蒲ふける所を。をとこうまひかへて見る

わが駒のつねはすさめぬあやめ草

引ならべてはけふこそはみれ

足柄の山にえげれる玉小菅行かふ駒もすさめざ
りけり

菅もまた駒のくはぬにや。ゑにつけてよめればか」

八十嶋の浦のなぎさにかぞへつゝとまれる年も

あまたへぬべし

順集にも。やそしまのうら

やそしまを嶋ごとにいかで見えしかな

春のいたらぬまはありやと

これも國々の名あるところへをかける障子によめ
る歌なれば。今におなじ。わだのはらやそしまかけ
てとよみ。鹽がまの浦によめるなどは。嶋々おほか
るをいひてことなり」

音にきくあさかの沼の朝ぼらけたえぬ烟は名の
みなりけり

六帖に

いつとてか我こひざらん陸奥の

あさかの沼は煙たゆとも

忠見集

月やどるあさかの沼の水清み

よるもけぶりのなびくをぞみる

中にも。六帖なるは古歌にて。いづれもこれによる
なるべし」

難波潟こげどを舟はあしわかかえさる程社久し

かりけれ

あしわかとは。蘆のわかきをいふ。あしつのなり。

六帖に

あけてみし影めづらしきます鏡ふたよりみより
ね社ながるれ

ふたよりみよりは。二度三度なり。日本紀に。六齋
を。むよりのいみとよみ。十度を。とよりとよめり。
時の字を。よりくくとよむは。よとをと。同韻にて
通ずれば。をりくなり」

返事にみ、すがきをしておこせたれば

わびしきに戀にまどへる心にはそのこと、しも
みえずぞ有ける

榮花物語に。ひめみやみ、すがきにせさせたまへる。
これいかで。あての御もとにたてまつらんとした
まはするにつけても。ほと、ぎすにやつけましとあ
はれに御らんせらる。蚯蚓のはへるさまにかけるな
り」

中々におぼつかなさの夢ならばあはする人のあ
りもしなまし

拾遺集に

夢よりぞ戀しき人をみそめつる

いまはあはする人もあらなむ

狭衣に

うた、ねを中々夢とおもはや

さめてあはする人もありやと

手すさびに火桶のおきやわりてけん戀しき人に
あはぬ頃かな

文集。送兄弟回。雪夜詩云。對雪畫寒灰。これも
手すさびなり。おきをわればまたあはねば。あはぬ
ころといはむためなり」

かたきなく思へる駒にくらぶれば身にそふ影は
おくれざりけり

年ごとの名をだにかへばよのつねの櫻とのみは
いはずぞあらまし

大別松といふ人の出家したるを。いひやる
大別は氏に
て松は名

いかにして君が衣にたちつらんこ松の山のすみ

染の雲

歌のこゝろ。出家したる人の名によりてなり」

はせをば。長谷寺やけたりときく頃。物名のうたなり

世中のたのみ所にせし物をはせをばかくや、か
むと思ひし

○元眞集

秋くれど夏の衣もかへなくにありしさまにもあらす成行く

秋風に鹽みちくれば難波江の蘆のほよりぞ舟も行ける

浅ぢふに今朝吹風はさむくともかれ行人を今はたのまじ

信濃なるいなにはあらずかひがねにつもれる雪のとけんほどまで

信濃に伊那郡あり」

その原やふせやにとつくかけ橋も誰ゆるえにかは

我はわたし、

名取川わたりてつくるをしま田をもるにつけつ

つよかれのみする

○信明集

色も香もまつ我宿の梅を社心ゑれらむ人は見に

こめ

おなじ人の歌に

あたら夜の月と花とをおなじくは

あはれしれらむ人にみせばや

行かへり野べにこだかき姫小松これも子日の二

葉なりけり

打つけになぎさの岡の松風を空にも波の立かとぞきく

年を経て君に心をつくま山みねは雲井に思ひやるかな

つくば山を。

つくま山ともいふ。菅家萬葉に

鹿嶋成。

筑波之山之。筑々砦。

吾身一丹。戀緒積鶴。

拾遺に。此歌を載られたるには。第二句。つくまの神のとあり。はとまとは。同韻なり」

長き夜に君とふたこの山のねはあへどもゑらぬ

朝霧ぞたつ

神代よりいむといふなる五月雨のこなたに人を

みるよしもがな

偽をたれならはして限なきわが誠をもうたがは

すらむ

末の山昔よりまつ君をおきて浪たかくともこさ

じとぞ思ふ

これは中務が歌なり。末の松山を。末の山とのみも

よめり。元真集にも

末のやま、つ人をのみたのみつ、

われをばなみにおもふなるべし

ち、

千年をばひなにてのみや過しけんこつるの池と
いひて久しき

和名鈔云。陸奥國行方郡。子鶴。これなるべし」

山風川下同わにふかる、笛のあればこそつゝみの瀧にあ
わもわくらめ

こ、にはみちの國にての歌に。かきつらねたれば。
つゝみの瀧はそのくに、やとみゆれど。此集もみだ
れたることおほければ。かならずとたのむべから
ず。やがてひごにて。ためちか嶋めぐりにいで、。
いみじかりけるところを見せずなりにけるとて。歌
よめりとあり。拾遺集によるに。肥後にさだまれり。
やむととなきところにめせば。おまへに出たるに。
何となく御覽じて。歸さるゝにつけてきこゆ

天原わたる千鳥のはねたゆみきしをかはともみ
て歸る哉

たけくまの松一本はかれにけり風にかたらふ聲
の淋しさきイ

あしたかくもの。てひとつおちたるが。二三日さ

てをぐくに。をぐくは。うぐくなり。神代紀
に。動の字。をぐくと點せり。

さゝがにのくものはたてのをぐく哉風を命に思
ふなるべし

はこかたのいそにて。京にのぼるに。

白川の關よりうちはのどけくて今はこかたのい
そがる、かな

みちのくに、て。このかくれたるに

我爲と思ひおきける墨染はおのが烟の色にぞ有
ける

さもこそは人におとれる我ならめおのが子にさ
へおくれぬる哉

歎てもいひても今はかひなきを蓮の上の玉とだ
になれ

百首の中 百首のはじめこれ歎

春の日のうら／＼ごとに出てみよ何わざしてか
あまはくらすと

鶯のきゐる羽風に散花をのどけくみんと思ひけ
る哉

草も木もうごかぬ夏の照日にも思ふ中には風や
吹らん

都いで、けふやいくかぞおぼつかなとまりし人はかぞへ置らむ

山さき川を。たつた川といふを。つくしへいくとて

白波のたつたの川を出しより後くやしきは舟路なりけり

蛙なく苗代水に影みれば時ぞきにける我いかにせむ

山櫻散ゆく春のこのまは松もみえぬにまげりあひにけり

新勅撰に

後 京 極 殿

たかさごの尾上の花にはるくれてのこりし松のまがひゆくかな

これは右のうたをおもひたまひけるにや」

大伴會主基方。丹波國くはゝらの里を

くはゝらの里のひきまゆひろひ置て君がや千世のきぬ糸にせん

ひきまゆは。和名鈔に。獨繭。これをよめり。いたりてつよき絲なり」

同方。たまつくり江を。同方とあれば。玉造江も丹波なり。陸奥同名あり

ひとつして萬代てらす月なれば空にみがける玉造江か

信濃のつかまのゆに。をかしかりしかばかきつく。はしらに。これたゞのさい相のをり

いづるゆのわくにか、れる白絲はくる人たえぬ物にぞ有ける

やがてうまやをたてたりける。おなじやうなれども。をかしと思ひしかば

最上河おちまふ瀧の白絲は山のまゆよりくるにぞ有ける

このもがみ川は。いみじき河なり。よに、すおそろしきものなれば。人すぎがたし。

最上河瀧の白絲くる人の心よらぬはあらじとぞ思ふ

此最上河は信濃にて。古今集によめるとは異なり」三月ばかりに。みちのくに、まつりに行ほどに。雪にこうじたるかちなるをのこ。こつるの池をすぐるほどに。こ、はいづくぞといへば。こつるの池の堤といへば。心やりによめといへば。むねちか。重之次男ちよをすむこつるの池しかはらねばおやのよはひを思ひ社やれ

へくだられけると。いづれ前後にか。元輔は後にて。重之の今の歌。その頃人のもてあそびて。上の句ばかりを。彼道つらの木に。かきつけゝるにや」

目はてるに我衣手のかわかぬはひとよの露をいかに置しぞ

村雨に立かくれせしかしは木の青葉に夏はあつまりにけり

またみちのくにゝて。かものくひかはに。とらのをたちいれたる。こひにやるとて

冬ふゆの池のおなし友にはあそべどもをしとないひこかものくひかは

土佐日記に。「をしとおもふ人やとまるとあしかものうちむれてこそ我はきにけれ。とよめる歌も。鴛と鴨と。友なふ心あり。今の歌にて知べし。又仲文がかもをもをしと思ふなりけりとよめるも似たり」

春ごとにけふの別はをしめどもあしのうらわはかへらざりけり

くる夏とわかる、春となかにゐてまづ心なく物ものをこそおもへ

あま雲の別し中にかよへばやよそなる袖のかわくまもなき

いひさしてやみぬと思ふな池水いけみづの深き心のよどむとをしれ

年ごとにむかしはとほくなりゆけどうかりし秋は又もきにけり

世中よこはおとろへゆけど櫻花色はむかしの春にぞ有ける

鶯の隣に我もすむものを聲をわきてぞ人はとひける

いそぐらむ夏のさかひに關するて暮行春をとめてしがな

あふぐまにきりたてといひしから衣袖のわたりわたりに夜も明にけり

春すぎばいとゞ物をぞ思ふべき花もちらぬにうきよ捨てむ

わたつみのおのがつぎ／＼尋見ばいとくちみだりいづち行らん

枝もなきうら／＼にさく波の花風にやどれる春かとぞみる

紅葉々のおつるはどしもから衣錦かくるぞあは
れなりける

たゞきよの衛門督。ごせちたてまたしたまふに。た
きものかうばしうあはすとて。そらだきものすこ
しと。たふのみねにこひ給へるに。橘のなりたる枝
に。みをとりうてゝ。それにいれて。たてまたすと
て。たてまたすは。奉るなり。みをとりにていは。實を取捨てなり。
神代紀云。吹棄氣噴之疾霧云々。須と宇と同韻にて通ず。また
取出を。とうでといへばこれ歟。以と宇とも。五音にて通ぜ
り。橘のなりたる枝に。みをとりにて。皮についむなり。
も續後拾遺下同

末の世になりもてゆけば橘のむかしの香にはに
なす
るべくもあらず

かへし

衛門督

香をとめてこひしもゑるく橘のものと匂ひはか
はらざりけり

○頼基集

子日する野べに小松を引つれて歸る山べに鶯ぞ
なく
ち玉

此歌玉葉集には能宣歌とす。彼集にはなしいかゞ
うちもともみえぬ扇のほどなきに涼しき風をい
かでこめけむ

亭子院の御つかひに。こしへゆく人に。おびをとら
するに。たゞなるよりはとて

ゆふ帯のときはあふともわかれなばこしをめぐ
らんほどの久しき

○重之集

三位大貳は。故小野宮の大殿の御まごなり。わら
はより殿上し給へり。さいえやうをかへしたてまつ
られてくだられたる人なり。みちかせおきなだちて
は。いとかしこき手かきなりとて。おほやけもくだ
されたることを。くやしきことにおほせられて。御
手本は。つくしにくだしつかはしてぞか、せたまふ
春はもえ秋はこがる、かまど山烟たえぬや紅葉
なるらん

拾遺葉に。つくしへまかりける時に。かまど山のも
とにやどりて侍りけるに。みちつらに侍ける木に。
ふるくかきつけて侍りける

春はもえ秋はこがる、かまと山

もとすけ

かすみも霧もけふりとぞ見る

元輔の肥後守となりて下られたると。重之のつくし

君わかみ我身おいぬる別こそまばしばかりと思
ひなされぬ

くらう人所のをのこども。河原にてすゞみしに。ま
かり出て

吹風は涼しかりけり草まげみ露のいたらぬ萩の
下葉も

これは河原に萩をよまれたる。おほよそもろこしに
は蘆萩とつゞけて。江のほとりなどに。をぎをも作
れり。萬葉にも、「妹なろがつかふかはこのさゝらを
ぎあし」とひとことかたりよらずもとよみて。蘆に似
たる物の。まじはりおふるよしによめり。伊勢の濱
萩とよめるもこれなるべきを。此國には。軒端の萩
などよみて。水のほとりにはまれによめば。好事の
もの。伊勢には。蘆を濱萩といひなして。よそには。
濱をぎとは。えよまぬやうになり侍りにけんかし」
つくしへくだる人のおんぞたまへるに

から國の人にも見せむあしたづのすだつとおろ
す千世の毛衣

三月三日。ていしの院にて。ふみなどつくりて云
云。元輔は。和歌のみならず。文章にもこゝろえら

れけるにこそ。」

藤崎の宮にて。子日に 藤崎は。肥後にあり

藤崎の、きの岩ほに生る松いま幾千代か子日過
ごさむ

○高光集

たつきしのうはの空なる心にものがれがたきは
此よなりけり

うちとけてもあらぬ人を。わりなき所にひきとゞめ
て。かくやはとつまはじきをまかくれば。あなかま
人きくらんとわぶれば。

さもあらばあれ人のきくらんこともいざ手の限
なる物思ふ身は

手のかざりとはゆびのかざりなり。ゆびはおほけれ
ば。おほくものおもふ身といふなり」

鵲の橋ながれなば藤衣きしより身をや誰も捨つ
べき

たのむよか月の鼠のさわぐまの草葉にやどる露
の命を

ある女の。かひねりのきぬを。十月ばかりに。くど
くにつくるに。

鐘の音に涙の玉をそへてだに玉のかざりをそへんとぞ思ふ

玉葉集雜四に。枇杷皇太后宮の御ために。佛つくられけるに。かざりの玉を藤原保昌朝臣。丹後守にて侍りけるに。めされけるをたてまつるとて。

和泉式部

かすならぬなみだの露をかけてだに

玉のかざりをそへむとぞおもふ

今の歌をよみあらためけるにや。玉といひ。そふといふこと句をへだて、又ありて。わづらはしきやうなれど。これはわざといへるなり」

紅葉ちるところなりけり山里にことぞともなく袖のぬるゝは

さねすけの朝臣。こうませて侍し七夜

日のもとをうしろやすくぞ思ひぬるくにのちぶさのたのもしき哉

太上天皇の子日し給ひしに。紫野に出させたまひしに。つかふまつりし

君がひく子日の松はくちめやはいざをのゝえにすきてたのまむけ敷

よとゝもに心ひとつをやく鹽のときともなしに消ぞ玄ぬべき

鹽の玄めりてゆくを。きゆといへり」

はやうものいひ侍し女の。あるところに物いふ聲をき、侍て。聲ばかりこそといひ侍しかば

住吉の松よりこえし波の音もむかしながらに聞えけるかな

女のことばかりこそといへるは。素性が「いそのかみふるき都のほとゝぎす聲ばかりこそむかしなりけれ。とよめる歌にていへり。末の山の波を。住よしの松にかけたる心は。むかしすみけるゆゑに。名によせて。千年といひしちぎりの。むなしき心をいへり」

もとすけがむすめとほくまかりしに

年ふればいたゞきまさる雪ふかみ打はらへども誰にいはまし

もゝしきになびきてみゆる藤浪は幾萬代の春をたゝまむ

夏山のこぐらき道を尋きて法の師にあへるけふにも有かな

こしかたもみえてながむる鴈金も羽風にはらふ
とこよ悲しな

顯昭は。鴈のとこ世よりくるといふことは赤染がわ
づらひて

おきもぬわがとこよこそ悲しけれ

春かへりにしかりも鳴なり

これはじめ歟と申されたれど。元輔はそれよりさき
なり

續日本後紀。十九。嘉祥二年。三月庚辰。興福寺大
法師等。爲_レ奉_レ賀_三天皇寶算。滿_三于四十。長歌末云。
九重龍御垣之下_爾常世鴈率連天狹牡鹿乃膝折反志候
聞_止言須云々。常世鴈是初歟。」

よしのぶが伊勢へみてぐらのつかひにまかりしに

すべらぎのすゝの限しありければふりで、行も
をしからぬ哉

驛鈴は。數ありてこれをたまはりてゆくは。めいぼ
くあることなれば。かくはよまれたり」

秋深みまだきにおゆる菊みれば花のうへともお
ほえぬかな

老のかむなは。於伊なれば。伊と由と。五音通ずれ

ば。さたる菊を。おゆるきくとはよめり」

さだかにもゆき過なやめ故郷の櫻見すて、かへ
るたましひ

打とけていかでさかぬといふべきを梅はないは
じ雪をふくみて

思ひ出や人めながらも山里の月と水との秋の夕
暮

この歌の下句。後鳥羽院の御世の體に似たり」

我宿に散ぬる花を、しむまにうとまれぬらん外
の櫻に

かつら川月の光に水まさり秋のよ深く成にける
かな

水まさりとは。月によりて。桂川の景色のまさるな
り。下句は。ながめてふかすを。水まさりといへる

によりてふかくなるといへり」

屍風のうた。うめにうぐひすなく
鶯の鳴わたらずば山里のいつの梅とかゑるべか

りける

前の大貳くにのりの四十九日の物。_{夜イ}す經によりてそ
へて侍る。

まへるくは、れる歌。ゐのこの歌は。平兼盛が家集にあり。

わたつみのうきたる山をおふよりはうごきなき世をいたゞけやかめ

はつゐは。物にかけるははじめ歟。又兼盛が家集みづからかけりとみゆ。今の集にはゐのこの歌なし。後にかきあつめたるにや」

内記ためのり朝臣が。なぎさの松といふとをよめる老にけるなぎさの松のふか緑えづめる影をよそにやはみる

といるを

深緑松にもあらぬあさあけの衣さへにぞえづみてめけん

右初の歌を。新古今集に。誤て順の歌と載らる。

○元輔集

兵部卿の親王の。はじめていをまゐりける日

あま舟に釣せし人もけふよりや千年を松の江にわたるらむ

すはうに侍る。かつまのうまやといふ所にて。子日し侍るとて

思ひ出よ千代の子日の春ごとにかつまのうらの岸の姫松

子をとみはたとつけて侍けるに。はかまきすとして。

世中にことなることは^{あらすい}えらずともとみはたして

む命ながくて^{は拾}

さいさう中將藤原朝臣。子うませて侍る七日夜。梅の花を題にて。

咲そむる梅の花がさいつよりかあめのえたをば知べかるらん

此天のえたをえるとは。事をとりおこなふを。えるといへば。その心なるべし。後の作者ならば難せらるべし」

菊の花いとおもしろく咲たるにつけて。^{時文}ときふがよみて侍り

菊の花さかりの色のわが身にはえろくなるなとわびしかるらん

もろこしには黄なる菊を賞するを。此國には白きを愛するゆゑに。こと書に白菊ともか、れぬなり」

大貳くにのり。女のなくなりにたるにかりがねのさむき風をとほぬとよみて侍し。返しに

拾遺にいれり。鈴虫には草の枕などいふべくもあらねど。こゝを旅ともなどいへるには。はかなきがか

へりてをかしきなり」

かまつほ草をよめり。いかなるくさにか

延喜式旋復花
カマツホクサ
官本點 丹波

康頼和名集同之
(加万豆保久佐)

○順集

此こきのおひいで、よろづ代のおい木にならんま
での心ばへをよませたまふに云々。こきは、小木なり」
七月十五日。ほむもたせて。山寺にまうづる所。

けふのためをれる蓮の葉をひろみ露おく山に我
はきにけり

十二月。佛名おこなふ家

各山の雪まにこれるあはれ木のうへにぞくゆる
のイ本

あはれ木いまだいかなるをいふにかゑらず。歌のや
う。炭にやく木などをいふにや」

世中を何にたとへん水はやみかつくづれゆく岸
のふじ松

時雨つ、うつろふみれば菊の色をまめくとふ
る雨にざりける

澤水に鳴鶴のねを尋てやあやめの草を人のひく
らん

夏草にはらへかくれば久方のあまつ、みとは露

やおくらん

てイ

夏衣きもこそまされおなじくは神のひもろぎと

きてかへらん

わたりかゆの饗おほきにまうけてふみつくる云々。

君きかばなけ時鳥黒髪るイ本のふゞきになれば我もお

とらず

皇極紀云。山背王之頭。斑雜毛似ニ山羊ツグキ」

野宮にてかゝれたる序に。名に高ききぬ笠岡にちる
紅葉ば、といへり。きぬがさ岡のありどころさだま
れり」

君は、や人なみ／＼にいでたちてまづみにまづ
む我にあゆなよ

あゆなとは。あやかるなといふなり」

天元元年。十月はじめのゐの日。右大臣の女御の火
をけにもちひくだ物もりて。内裏の女房につかはす。

大臣この火をけひとつたてまつらせたまふまろか
ねしてゐのこのかめのかたをつくりてすゑさせた

昔より名たかきやどのことの葉は

このもとにこそおちつゝもるてへとまりイ

か、れば。此家集もみづからかけるが中に。おぼつかなきこともまじはれり。末にいたりてはことにあらぬ歌どもたほし。

夏の日のもゆる我身におもひのわびしさに水こひ鳥のねをのみぞなく

これはあるをとこの歌なり。水こひ鳥なに、かあらん

逢ことのあけぬよながら明ぬれば我こそかへれこゝろやはゆく

これはことかきのやう。枇杷殿の歌なるを。新古今集には。伊勢が歌にて載られたるはおぼつかなし

草のかう色かはりぬる白露は心おきてもおもふきかな

草のかうをよめるはこれはじめ歟

すざく院のつるを。人の心にもあらでうちころしたりける。いまひとつのつるの戀て。雨ふる日いみじうなきければ

鳴聲にそひて涙はのぼらねど雲のうへより雨の

後撰
ふるらん

鶴は九月九日ぞしにける

菊の上におきゐるべくもあらなくに千年の身をも露になす哉

右二首。後撰にいれり。躬恒集に。朱雀院なりけるつるのしにたるをみて

あしたづのよさへはかなくなりけり

けふや千年のかぎりなるらん

これおなじ時の歌なり

やまのべにて。和名鈔に。大和國。添上郡に山邊あり。山邊郡にはあらす

草枕旅としなれば山のべに白雲ならで我やとまらんなりなば後撰下同

伏見にて。添下郡にある。菅原伏見なり。山邊につきてあるにてふるべし

名にたちて伏見の里といふことは紅葉を床にま

けばなりけり

後撰集に。二首ともにいれり

いづくにも草の枕をすゝむしのこゝを旅ともおもはざらなむこ拾下同

第五句は。兼輔集のごとくあり」

ね夫木下同

時鳥鳴ともゑらずあやめ草こそくすりひのゑる

しなりけり

此歌。六帖にもいれり。こそくすりひ。いかにいへることに」

ものへ行人に。ひうちのぐして。これにたき物くはへてやるによめる。

をり／＼に打てたくひの烟あらばこゝろさすかををのべとぞ思ふ

後撰には。みちのくにへまかりける人に。火うちをつかはすとかきけゝるとのみあれば。下句こゝろえがたきを。今のこゝろきによくきこゆ」

糸による物ならなくに別路の心ぼそくもおもほゆるかな

此歌。家集のみならず。古今にも。拾遺にもいれり。古今集の中の歌くづとは。いかなる人の定めけるにか」こふるまに年のくれなばなき人の別やいと遠くなりなむ

此歌。後撰に入。また拾遺にいる」

草の露おきしもあへじ朝なげに心かよはぬ時し

なければ

新古今集に

後徳大寺左大臣

今ぞきくこゝろは跡もなかりけり

ゆきかきわけておもひやれども

今の歌を本歌にとられける歟。自づからかよへる歟」春源といふだいとくの。櫻の花をうすがみにつゝみて。

空ゑらぬ雪かと人のいふときく櫻のふるは風にざりける

とあるかへし

吹風に櫻のなみのよる時はくれ行春を空かとぞ

おもふ

右春源の歌は。さくらちる木下風はさむからで。といふ歌を思ひて。よまれけるなり

○伊勢集

拾遺集雜秋に。天曆御時伊勢が家集めしければ。まゐらすとて。

まぐれつゝふりにしやどの言の葉は

かきあつむれどとまらざりけり

御かへし

天 曆 御 製

ひとまきにちゝのこがねをこめたれば
人こそなけれ聲はのこれり
かへし
紀 時 文

いにしへのちゝのこがねはかぎりあるを
あふばかりなき君が玉づさ
紀時文がもとに。つかはしける

清 原 元 輔
かへしけむむかしの人の玉づさを

聞てぞそゝぐ老のなみだは
かゝるにおぼつかなきことのまじれるは。後にそこ
なはれけるにや」

澤べなるまこもかりそげあやめ草袖さへひちて
けふやくらさん
かりそげはかりのくるなり。」

住の江の朝みつ鹽にみそぎして戀忘れ草つみて
かへらむ

戀わすれ草つむは。みそぎのえろしなり。
壬二集佳吉三十首に。

みな月のけふのさかひにみそぎして
よはひをのぶるちよの神人

さかひは。堺の浦なり。茅渚といふはこゝなるべし。
其ゆゑは。ちぬはいづみなるに。萬葉第六七には津
國にもよめり。さかひは今も兩國にわたればかくは
おもふなり。」

水とのみ思ひし物をながれくる瀧はおほくの糸
にぞ有ける
さりける六帖

此歌。玉葉雜二には。僧正遍昭と載らる。六帖にも
つらゆきなるを。」

かけとのみたのむかひありて露霜に色かはりせ
ぬかへの社が

梅花おほかる里にうぐひすの冬ごもりして春を
待らん

後の歌は。梅の原を題なり。かへのやしろ。むめの
原。いづくぞや。
日本後紀云延暦二十二年八月乙未遊獵于栢
野及水生野 同庚寅幸梅原宮 名勝志云鴨

社神領梅
原庄云々

青柳のまゆにこもれる糸なれど春のくるにや色
まさるらん

此歌。糸なれば春のくるにぞ色まさりけるとて。兼
輔集にあるを。新千載春上には。それによりて載ら
す。兼盛集には。第四句を。はるぐのみぞとて。

琵琶法師。またびはを。よつのをとよめるは。これはじめなるべし。つけたり六帖に

むつのをのよりめことにぞ香はにほふ

引をとめどが袖やふれつる

これは和琴をむつのをとよめるはじめにや」

旅人いくあひだに。ぬす人あひたり

旅人はすりもはたごもむなしきをはやくいまし

ね山のとねだち

すりは。簾。はたごは。簾。また旅籠とかけり。と

もに和名鈔に見えたり。山のとねは。ぬす人をさしている。催馬樂には。あまをもあまのとねらといへ

り。すこしよきさまにいふことばにや」

するがにふじといふ所の池には。いろ／＼なる玉な

むわくといふ。それにりんじの祭しける日。よみて

うたはする

つかふべきかすにをとらんあさまなるみたらし

川のそこにわく玉

駿河なりけるもの、男の。いつといふ所にかよふが。

さきに人まうけて。もとの人のもとにはまからざり

ければ。かみにうれへ侍る。うれへふみにはしはへ

りける

よこはしり清見が關の通路にいつといふことはながくとめつ

とありければ。まげゆきかへし

關するぬ空に心のかよひなば身をとめてもか

ひやなからん

浦なぎにつりのをたれてくる我ぞいたくなたち

そ沖津白波

足引の山かたつけるいへるにはまつ人さきにわ

かなをぞつむ

水さむく風も涼しき我宿は夏といふことはよそ

にこそきけ

籬より梢を見つ、梅花春のとなりにつふはきに

けり

夏の日は涼しかりけり河風ははらふることとか

くやなるらん

○貫之集

大鏡にみづからかけりといへり

後拾遺雜四云。貫之が集をかりて。返すとしてよみ侍

集にぞ。二葉より今は太田の松のはのいくよに。六帖にあり
か君をこひて經ぬらんとよめる歌のみえたりとて

戀わびぬ太田のまつのおほかたは

いろに出てやあはんといはまし

といふを引たれど。今の六帖にはなし」

あさしとは思はざらなむわたつみのこふればい
とゞおきになる身を

我こひはいをなき淵の釣なれやうけもひかれて
やみぬべらなり

つられれど猶ぞこひつるみなせ川うけもひかれ
ぬ身とはえらく

右二首。後の歌は。こひつるを。鯉釣とさへそへた
り。

年を経てたけもかはらぬひら松のあやしやいか
でねもみてしかな

大嘗會歌

君が代を待しもえらく大あらしの里のさかえを
みるがたのしさ

くにイ下同
くら夫木下同
おくて四
なち

世のとみはいはくら山にをさめ置て萬代までに
君ぞつたへん

とみやかのかすまさり行君が代にあへるくに人
たのもしきかな

あさつまの三井のこのかげえがりあひてさかえ
行世をみるがたのしさ

これら近江なり。いはくら山は。蒲生郡にあり」
降雪に色もかはらでひく物をたがあを馬となづ

けそめけむ

大將の家に。すまひのかへりあるじするに

つまづきもなく今年のかすさしつゑひさまた
れてけふは歸りぬ

武烈紀に。沈湎を。ゑひさまたとよめり」

まつりのつかひのたつ所。つかひ人へいしうなどに
中將かはらけとりて物かづく

ゑひにける我らはえらすあやもなしたがかげ
たるつみにか有らん

びはのほうし

よつのをに思ふ心をえらべつ、ひきありけども
える人もなし

るとて。その中に大井川

大井川そまに秋風さむければ

たついはなみも雪とこそみれ

とあるはおなじ歌のことばのすこしかはれるのみなり

つ、みの大宮にものきこえけるに。四月に郭公の聲をふたりながら聞たりけるに。おろかになりたまひにければきこえける

初聲をふしてや聞し郭公きくにたがはぬ心地社すれ

萬葉集。第十九云。

わね人もおきつ、きくぞほとゝぎす

此あかつきにきなくはつ聲

これもふしてきけばあしとて。おきて待なるべし

○能宣集

屏風歌 あまのはしだてわたりにあまの侍る

たが爲にわたしそめけむ與謝の海の浦に世をふるあまのはし立

家隆卿の。月やをしまのあまのはらとよまれたるは。此歌より出たる歟。もしはおのづからかなへる歟。

こぐれつ、春のなかばに成にけり今やさくらん
山吹のはな

此發句は木闇つ、なり。萬葉に。木のくれやみとも。木のくれしげにとよめるは。皆春にあり。それに
おなじ

○兼盛集

我戀は筒井の濱となりならん心をくみて人はま
るべく

筒井濱いづくぞや。をかしきなり

さゝれ石のうへもかくれぬ澤水の淺ましくのみ

見ゆる戀哉

拾遺集に

さをしかのつめだにひぢぬやま川の

あさましきまでとはぬ君かな

右二首似たる作なり」

二葉より今はおほたの松のはの幾世か君をこひ
てへぬらむ

源氏の胡蝶に。色に出給ふて後は。おほたの松のとお

もはせたることなくといへり。源氏抄

源氏抄といへるは萬水一露なり

それにいふ彼歌は六帖にも朝綱集にも重之集にもあり云々源注拾遺に云今案朝綱集はみさればまちす六帖にも重之集にも見えず兼盛家

薄くこき色はまがへど花といへばひとつがほにもみえわたるかな

あかずして過行春をた、ちあらば今年ばかりの秋をよりなむ

大空の月の光を足柄の山のこなたは秋にざりける

これは。都の月の明らかなるをいはんとて。あしがらの山のこなたは。西にて秋の方なれば。ことにさやけしといへるこゝろなり。古事記云。倭建命略中還上幸時。到足柄之坂本。於食御糧處。其坂神化。白鹿來立爾。即以三其咋遺之蒜片端。待打者。中其目。乃打殺也。故登立其坂。三歎詔曰。阿豆麻波夜自阿字以音也。故號其國。謂阿豆麻也。日本紀には。上野確日山にのぼりて。吾妻はやとのたまふと見えたり。これによらば。足柄山より東を。あづまといふべきなり

○是則集

かつきえぬ涙が磯のあはびゆる海てふうみはかづきつくしつ

なみだが磯は。名所歟。いまだ去らず。名所ならば伊勢に涙河あり。そのながれいるうみの磯歟。海てふうみは天下の海ならずともいふべし

○小大君集

信濃野のや續古、とくさのうへに置露のみがける玉とみえにける哉

信濃野は。武藏のむさし野のたぐひに。信濃にも。國とひとつ名つきたる野あるにや。末の集に入たるには。玄なの、やとあれば。あふみのや。はつせのやといふたぐひになれり」

誰にかはこゝらの年をかぞへみん松の一葉を千世と置つ、

かねもりがおほむにてよめりし

大井川そま山風のさむけくに岩うつ波を雪かとぞみる

これのみならず。人の歌。連歌をも。おもしろしとおもへるをば。あまたかきのせたるを。此歌末の集に。小大君がうたにていりたるぞこゝろえぬ。又此歌。兼盛が集にはなくて。順集に永觀元年。一條殿大納言寢殿障子に。國々の名あるところへをるにかけ

をさなしといふも。智恵のまだいでこねばいへり

まづちりて後に咲ぬる梅花思ひまどふは雪にざりける

○齋宮女御集

うちにおはせし時。ひ、なあそびに。神の御もとにまうづる女に。をとこまであひて。物いひかはす

そのかみはさしも思はでこしかどもおもふことこそことに成ぬれ

女のかへし

神代より思ふことだに有物をあたらし思ひにか

かなるらん

おなしひな社のまへの河に。紅葉ちる所にて

風さへや神のあたりをはらふらんはやきをだに

も散紅葉々を

ひ、なあそび。物にかけるは。これをはじめか

○清正集

いつしかとうゑてみたれば若櫻さかすて春の過ぬべきかな

紀の國にて。子日しけるに

はかなくやけふの子日を過ぎましなぐさの濱の松なかりせば

天曆の御時の中宮の歌合に。うちかたに富士の山。ちんしてつくりて。いたゞきよりいだせるけぶりの下に。うちの御かたに

世に人のおよびがたきはふじの山ふもとに高き思ひなりけり

拾遺には。戀四云。ふじの山のかたを作らせたまひて藤つぼの御かたへつかはすとて

天 曆 御 製

世の人のおよばぬ物はふじのねの雲井に高き思ひなりけり

○興風集

山風の花の香さそふふもとには春の霞ぞほだしなりける

山里は春のほだしにとぢられてすみかまどへる鶯ぞなく

初のうちをもて。後の歌をみれば。春のほだしとは霞をいへり

櫻ちる春の末にはなりにけりあやめも^{あまゝも新古}な
がめせしまに

新古今には兼輔の歌とす。醍醐のみかどかくれたま
ひて後やよひのつごもりに。三條右大臣につかはし
けるとあれば。今おとゞといふ下に。字の落たる歟
若千鳥あやなかるねは行末のなかつの濱のなか
ずもあらなむ

いは千鳥とは。岩のうへにゐるちどりをおもふこ、
ろをいはぬ心にいへるにや。これは重て出たる歌な
り。初には。腰の句何ゆゑに。はての句。なかつま
ちなむとあり。そこにも發句はかはらず。建春門院
北面歌合に。いは千鳥とよまれたる歌判詞にも。此
うたをひかれたれば古本もかはらず

岩千鳥今按に建春門院北面歌合とうはぶみたる印本あり法住寺
殿歌合とて寫本あり名は異にして題并歌作者及判者まで同じこと
なり一本ともにいはいちとりとよめる歌も俊成卿判詞にひかれたる
もみえず歌合のつかひかきおとせりとも見えれば契沖見られたる
異本にや長秋詠康重家集賴政集等に法住寺殿歌合の事は見えなれ
と建春門院興行の歌合とも見えず今鏡に此門院の事少々みえたる
にも歌合の沙汰はみえずもとより歌人にてもおはしまさしりける
にや作者部類にもみえず此歌合の判者俊成卿の撰れし千載集によ
るに法住寺殿の殿上歌合とあり勅撰なればこれを正とすべしまか
るに鴨長明無名抄二建春門院殿上の歌合に云々是法住寺殿歌合に
出たる賴政の關路落葉の歌をあげつひしなりかればむかしよ
りふたやうになへきたるるにや其ゆゑを知らし。夫木抄卷八

忠みれ 夏川のいはれをわくる岩ちどりつひにさてや世をば過
さむ六帖第六。山川のいはまかくれに住ちどり人まればや聲の
きこえぬ是らの歌今
の釋の心に似たる歟

箸鷹のとかへる山のまひのえはときはにかれぬ
中をたのまん

是はひのえをかくせる歌なり。これにて稚を昔は日
本紀萬葉等とおなじく。まひとかけることを知べし

○敦忠集

すけまさのは、ぎみうみおきてうせたるを。をばの
もとにやしなふが。ふたつばかりなるを。見におは
したるに。物がたりなときこえけるにいみじうなき
たまひて。ちこの名は。あづまとなむいひける

むつごともまだいひはてゝ別にし人のかたみは

あづまなりけり

これはむつごとを琴によせて。よみたまへり

○公忠集

みづうみにまほたるばかりをさなくて都に年の
老にけるかな

日本紀に。不賢とも。不肖とも。不敏。不叡なども
かきて。みなをさなしとよめり。いとけなきほどを。

きり／＼すつ／＼りさせとぞ鳴なれどむらきぬわ
たる我は聞いれず

きり／＼すわがきぬつゞれ侘人の宿も秋風よぎ
す吹けり

秋山に心のいればみかりする鹿をおくまでとむ
るなりけり

大空に鴈ぞ鳴なるうねび山みかきかはらに紅葉
しぬとか

きり／＼す我宿ちかくよるはなけひるはさわが
し物がたりせむ

戀しくばきませぬ君が長月の紅葉の色のすぎは
つるまで

白雪の色わきがたき梅が枝にとも待雪ぞ消のこ
りける

詩に待伴と作るは。雪の消がてにするは。降つかむ
ことをまつやうなればいふ。友まつ雪といふ。これ
におなじ

○業平集

宵のまにはやなぐさめよ石上ふりにし床も打は
らふべく

伊勢のうみにあそぶ蜚ともなりてしか波かき分
てみるめかづかん
たのめつゝあはで年ふる僞にこりぬこゝろを人
はゑらなむ

右三首。後撰集にも。なりひらとて載たれど。おも
ふに。枇杷左大臣こそはじめいせにはかよはれたれ。
業平は時代たがへり。伊勢家集にも枇杷殿なれば。
ながひらを。なりひらと見損じて。うつせる人のあ
やまれる歟。在原とかける氏も。藤原をあらためか
ける歟。いかさまにも。歌はかならず枇杷殿にて。
後撰のかきやううたがはし

○兼輔集

にはたつみこのもと近くながれずはうたかた花
をありと見ましや

此歌。小町集にも。小大君集にも。發句たきの水と
ていれり

立よらんかたもゑられすみつせ川むなしき床に
波のさわげば

みつせ川とよめる歌のふるきはこれ歟
三月つごもりにおとゝ三條右大臣實方なり

秋はじめいつとしらぬを月影の窓にいりてもおもほゆる哉

あはである物ならなくにとき、ぬのさらなる戀も我はする哉

おく山の岩ほの苔の年久にみれどもあかぬ君にも有哉

ひこ星の別て後は天の川をしむ涙に水まさるらむ

天河かへらん空もおもほえずたえぬ別とおもふ物から

戀わたる年のわたりをたなばたの片時もあかず別ぬる哉

君がくる今宵はまれに天河年月のみぞわたるべらなる

銀河あさくふみつ、わたるせに歸るなみだの淵となりつ、

天川霧立くもり玉くしげ明なばあかず別まくをし

一年にひとたびわたる天河いくらばかりのひろさなるらん

逢夜しもわたると思へば天河おりたつよりぞうれしかりける

鵲の橋つくるより天河水もひならむかちわたりせむ

天川かはせの浪の打はへてわが立まちしけふぞきにける

秋風に夜の更ゆけば天河かはせに浪のたちるこそまで

鵲のつばさにかけてわたす橋今もこぼれぬ心あらし

宵々に天の河原はならせどもよならぶ年もあらしとぞ思ふ

よならふは。夜並ふなり。萬葉にもよめり。

我宿のわさ田かりあげてにへずとも君がつかひはたゞにはやらじ

にへずともは。萬葉第十四東歌に。には鳥のかつしかわ世をにへずともとよめるにおなじ

から衣たつ田の山にあやしくもつゞりさせてふきりくす哉

手もやまずたをりおきてん櫻花散なむ後にあかぬこひイくいせし

故郷に花は散つ、みよしの、山の櫻はまださかずけり

櫻花こだかき枝の空にのみみつ、やこひむをるすべもなみ

春雨は降やみぬなり時鳥たつたの山にいまやなくらむ

夏衣うたしめ山の時鳥今はきどきぞ立かへりな

清少納言に。橋はといへる所に。うたしめの橋といへり同所歟。東大寺のあたりに。うたひめといふ所あり。うたしめなりけるを。いひあやまれるにや。

五月雨は空もとゞるに時鳥夜ふかく鳴ついやねついでかねつる

誰をかは戀の山べの時鳥草のまくらにたびくはなくこふイ

郭公都へゆかば立かへり今きぬべしと妹につげよしよく

子規山路にたかく鳴聲をわがひとりねに聞がかななしきイひなさ

玄の、めのひがしほがらにきけばイになれば時鳥わがまつかひはなかりけりやは

卯花の匂ふさ月の月清みいねすきけとや鳴ほととぎす

わざも子がきる夏衣白たへに咲る垣根の卯花やとき

此歌は。躬恒が長歌の初を裁てとれり。彼家集にあり。

夏山の梢をたかみ時鳥鳴てとよむる聲のはるけさ

時鳥まつに夜ふけぬこのくれのまづくをおほみ道やよぐらんふしあもせぬイ

君こふといもねられぬに郭公青山べより鳴わたるなり

我宿の花たちばなに時鳥夜深くなけば戀まさるなり

時は今秋ぞと思へば衣手に吹くる風のまゐるも有かな

のかもを。くのしもにすゑて。題の心を

やまつらし旅の雲のま鴈がねのらうだにもある
かすみかかはるも

これは法皇宮の瀧御覽じに。おはしましける御供に
てよまれたるか。えまのかも。所の名歟。やたがら
すは。神名帳云。大和國。宇陀郡。八咫鳥神社。歌録
これ歟。又新撰姓氏錄云。神日本磐余彥天皇。諡神武
欲向_ニ中洲_一之時。山中嶮絶。跋涉失_レ路。於_レ是神
魂命孫。鴨建津身之命。化如_ニ大鳥_一。翅飛奉_レ導。遂
達_ニ中洲_一。時天皇喜_ニ其有_レ功。特厚褒賞。八咫鳥之號
從_レ此始也。これによるに。賀茂建角身命は。山城
國。愛宕郡。久我神社。同郡。三井神社にまして。
賀茂別雷命の外祖父なれば。ふたつの題此意歟。え
まといふものそひたるは。いまだつまびらかなら
す

○媛太夫集

えなな鳥るな山やどり行水の名のみながれて戀
わたるかも

えなな鳥るなふしはら青山にならん時にを色
はかはらん

○家持集

あは雪の日を経てやがてきえす下イ同ら
かすぎなむ
あは雪の日を経てやがてかくふれば梅の初花散

打なびく春かと我はげふぞしる我しくろかみに梅
の花ちる

來て見べき人もあらしを我宿の梅の初花をりつ
くしてん

これは後撰集にあり。人もあらしなとあり

梅花散にし日より敷妙の枕もわれはさだめかね
つも

えらら髪にさしまどはせる花の色をそれなん梅と

人はわかなん

春風の吹にさきだつ梅花君がためにぞこきとゞ
めつる

我宿のまへの青柳風ふけばをる人なしにぬきみ
だる絲

青柳の絲ぞあやしき散花をぬきてとゞむる物と
はなしに

折ててにもて行かほに櫻花咲る山べをわたるえ
ら雲

たてまつりしとて歌有て。次にまとかた。あじろの濱。うはせ川。はり川有て。又竹川の次に。わたらひ。はみつ。うきしま。長濱などあれば。是にて知べし。又順家集に。貞元々年。初齋宮の侍従のくりやにおはするあひだに。八月廿五日庚申夜。人々まゐりあひてあそぶに。いはひの心を

むかし續後撰下同
神代より色もかはらぬ竹川の
續後ナシ

よ、を君にぞかぞへわたらん

和名鈔云。多氣郡。多氣。多延喜式云。多氣大興杼神社。か、れば齋宮のおはする。たけの宮のあたりに。ながる、川なれば。躬恒も順もかくはよまれたるなり。順の歌の竹川の一といへるを。末の集に。河竹の改て載られたるは。本意を聞得ぬなり。もしはさかさまにうつせる歟

かへる鴈雲路の旅にふる時は何をか草の枕とは
するイ
せむ

新勅撰集に

はと、ぎす花橘のやどかれて
康 資 王 母

空にや草のまくらゆふらん

ともにをかし。又重之集に

舟路には草のまくらもむすばねば

おきながらこそ夢もみえけれ

○素性集

天曆のみかりせさせたまひて。河内國にやすませ給に。まかり歸なんと申え、を。をしませ給ひて。そせいがあざなを。よしよりとつけさせ給ふに。

旅にしておしことの葉にいひしかどよしより思へ心くだけぬ

此天曆のみかりせさせたまひてとあるは。時代相違せりいかゞ。よしよりとは。素性のすまれたる寺。いそのかみの良因院なれば。良因を。和訓してつけさせ給ひて。その心をよし家によりて。今えばしとどまれとの御心なるべし。歌におしことのはとは。萬葉第三に。えひごと、あることく。おして名づけたまへるをいふ。よしよりおもへとは。かくばかり名残ををしませたまふも。さるべき宿因なるべければ。そこを思ひて見よと。みづからいへるにや」えまのかも。やたがらすを題にて。歌たてまつれと仰らるれば。やたがらすを。くのかみにする。えま

たり。六十よこくを。物の名によめる歌は。ことに用るにたらぬものなり。さすがに歌のすがたは。延喜天曆の後の作者のまじなるべし

ふる道に我やまどはんいにしへの野中の草はまげりあひにけり

これは。拾遺集の物名にも。やまとを。すけみが讀るなり

あしかものさわぐ入江のみのえのよにすみがたきわがみなりけり

是は。新古今集雜に。人丸とて入たるは。家集によれるなるべし。津の國をば。いかにかくせるにか。みつのえといへるはたらず

とめゆかむつぶさに跡はみえずとも
まかのはかりはまるといふなり

はかりは。和名鈔云。續搜神記云。聶友少時家貧賤常照射。見一白鹿射之中。明晨尋蹤血矣。今按。俗云之。蹤血。波加利。いまもゐるなかには申詞にや。肥前の國のものの申たるをうけたまはりき

○躬恒集

久にこぬ人をまつにやあえぬらむ常磐の戀と我

は成ぬる

これは。待を松によせ。松にあやかりぬらんとなり」かくわぶる人はむかしもありきやとよをまじりそめの神にとはゞや

まじりそめは。さいふ神のあるにや」

花の色はち、こく咲てみゆめれどひとつも枝にあるべきはなし

此物の名によめるち、こ草は。いかなる草にか」

立歸り又も見にこむ紅葉々をおとしなはてそ山川の瀧

新古今集に

俊成卿

立かへりまたもきてみむ松しまや

をしまのとまや波にあらすな

右こ、ろ詞ともに相似たり」

紅葉々のながる、時は竹川の淵のみどりも色かはりけり

これは拾遺集にいれり。此たけ川を。河内なりといふ説あれど。伊勢なり。詞書云。おなじ年上云延喜十七年伊勢のさい宮の御れうに。くにくの名ある所々をかかせ給へる。御屏風の歌めしありしかば。すゝか山

同あふぎをおとしたまへりけるを。とりてみれば玄らぬ女の手にてかくかけり。

元真親王のおとしたまへるを。平中興が女のとりてみるなり。

るな

数ならぬ兼輔集
わすらる、身は我からのあやまちに

なしてだにこそ君をうらみめ

此歌。兼輔集に。あだなりけるを。このあふぎをや
りけるにかはりてとて。君をわすれめとあり」

同下巻にこやくしくぞ。といひける人。ある人をよ
ばひておこせたりける

かくれぬのそこの下草みかくれてゑられぬ戀は
いるしかりけり

かへし。女

みかくれにかくるばかりの下草はながからじと
もおもほゆるかな

伊勢家集に。初の歌は。人とありて。返しの發句。

かくれぬにと有。新千載集戀一に。初の歌。枇杷左
大臣とて。落句わびしかりけりと有。かへしは伊勢
なり。伊勢集によりて載らる」

同

君がため衣のすそをぬらしつ、春の、に出てつ
める若菜ぞ

此歌。續後拾遺集春部に。僧正遍昭にわかなをつか
はすとて。讀人不知と載らる。春の野に出てを。野
澤に出てとす」

○三十六人集

萬葉集云々。古今云々。後撰云々。拾遺云々。この
ほか大納言公任卿。みそぢあまりむつのうた人をぬ
きいで、。これかれたへなる歌。も、ちあまりいそ
ぢかきいだし云々。

みづからあつめたるもあり。後に人のあつめたるも
あり。貫之集などのやうに。みづからあつめたるだ
に。いかなるゆゑにかあらん。おぼつかなきことま
じれ、ば。まして後にあつめたるには。うたがひの
こらざるにあらず。又康秀。喜撰。黒主。貞文。棟
梁。元方。千里。深養父。忠房等を除て。これらに
及まじき。後の作者を入られたることおほきもおぼ
つかなし。これおほよそなり。

○人まろの集は。ひたぶるに信じがたき物なり。む
なしく萬葉集の中より。ぬしゑらぬうたまでぬき出

立やらんこのもともなきつたの身は常磐ながら
に秋ぞ悲しき

後撰雜二に。おなじみつね

人につくたよりだになしおほあらしの

もりの下なる草のみなれば

同

ならののはの後撰

かしは木に葉守の神のましけるをゑらでぞ折し

たゝりなさるな

右清少納言に。木はといへる所に。かしは木いとを

かし。はもりの神のますらんも。いとかしこしと

かけり。顯昭云。葉守の神とは樹神なり。よろづの

木をまもる神なり。さて葉をもる神といふなり。

かくは注せられたれど。基俊等の歌に。葉守の神を

ば。かしはによまれたれば。かしはに居て。あだし

木をもまもらるゝにや。仁徳紀に。葉。此云箇
始婆と注

せられたれば。葉は。かしはをもとゝするなるべし。

うつは物語。國ゆづりの巻に

おひてさはも、かしはにやなりにける

子日をちよとかぞふべき松

此も、かしは、百葉にて。小松の葉の百ばかりある

をいへるにや」

同

くりこまの山に朝たつ雉よりもかりにはあはじ

と思ひし物を

六帖には。われをばかりにおもひけるかなとあり。

おなじ歌なるべし。くりこま山は。山城久世郡にあ

り。和名鈔に。栗隈久里とある是なり。能宣集に。

くりこ山なる人の家に。をうなども紅葉見侍り

紅葉みるくりこまやまの夕かげを

いざわがやどにうつしもたらむ

ことかきのくりこ山は。まの字の落たるにやとおも

へど。俗にはさいふにや。保元平治物語の歌にも

奈良法師くりこ山までゑぶりきて

いかものゝぐをはきぞとらるゝ、

同。ゑげもとの少將

からにだに我きたりてへ露の身の消ばともにと

契おきてき

萬葉集。第十二に

あさなく草のうへ白くおく露の

消ばともにといひし君はも

かしは木の杜の下草おいのよにかゝる思ひはあらじとぞ思ふ

此二首を。續古今集に載られたるに。かへしの作者を。僧正遍昭とあるは誤なり。良峯朝臣義方。承平六年に。右少將になられけるを。良少將とはいへり。後撰夏部に。藤原のかつみの命婦に住けるを。人の手にうつり侍りにける又の年。かきつばたにつけて。かつみにつかはしける 良峰義方朝臣

いひそめしむかしの宿のかきつばた

色ばかりこそかたみなりけれ

これにて知べし

同。良少將。たちのをにすべきかはをもとめければ。監命婦續後拾ナシなんわがもとに。ありといひて。久しくおくらり上同いださるりければ

あだ人のたのめちたりしそめかはの色の深さを

見てやゝみなむ

これをも。續後拾遺集雜中に。良峯宗貞と載られたるは。右にいふがごとし

同故右京のかみ宗子の君。なりいつべきほどに。我身のえなりいでぬこと、思ひたまひけるころほひ。

亭子のみかどに。紀伊國より石つきたるみるをなむ奉りたりけるを題にて。人々歌よみけるに。右京の

かみうつは物語に。春宮の御まへに。なまみるの石貝つきながら有なとりたまひて云々

沖津風ふけひの浦に立波の名残にさへや我は玄づまん

この歌。新千載集には。戀に入られたるこゝろおぼつかなし。吹飯浦は。紀の國なり。清正集に。紀のかみになりてまだ殿上もかへりせで

天津風ふけひのうらにすむたづのふる新古

などか雲井にかへらざるべき

同。亭子の御門に。うきやうのかみよみてたてまつりたりける

あはれてふ人もあるべくむさしの、草とだにこそやあらと續後撰下同おふばかりけれ

此歌。續後撰には戀に入て。作者を監命婦とあり。このまへに。おなしうきやうのかみ。監命婦にとてうたありて。さてつゞきたれば。爲家卿見そんじたまひけるにや

同躬恒が院によみて奉りける

なければ。かりそめなる物語を。そのまゝにかけ
るべし。

戰國策云。齊襄王卒。子建立。后事秦謹。與諸侯
信。以故建立四十餘年不受兵。始皇嘗使使者遺
后玉連環。曰。齊多知。解此環不。后以示羣臣。
羣臣不知解。后引錐推破之。謝秦使曰。謹以
解矣。敏達紀云。又高麗上表疏。書于鳥羽。字隨羽
黑。既無識者。王辰爾乃蒸羽於飯氣。以帛印羽。
悉寫其字。朝廷悉異之。これら似たることなり

同薄をいへる所に。秋のはてこそいと見どころなき
とかけるは。薄をほめむとて。こと草をいへるな
り。同佛眼の眞言といへる所に。あるもの注すと
て。瑜祇經をひけり。これは秘密の中の極秘の經に
して。俗子のたやすく拜覽することをうる經にあ
らず。おほよそ秘密の經軌は。傳受をへずして。ほし
いまいにひらくは沙門すら越三昧耶とて。極重罪な
り。源氏物語薄雲に。あなかしこさらに佛のいさめ
まもりたまふ。玄むごんの深き意をだに。かくしと
どむることなく。ひろめつかうまつり侍り。これは
傳受を経て後の事なり。そのだに分限あることなり。

これほどのことも。はかくしくみぬよりおこれ
り。いはむや行法ことに。佛眼尊の眞言を誦するこ
とは。瑜祇經によるにあらず。別の經につきて。甚
深のならひあることなり。同枕草子となづくるよ
しは。彼草子の奥にみづからかけるがごとし。顯昭
いはく。奥義抄出て後。誰かこれをまくらざうしに
せざる人あると。これはまくらは常にもてならず物
なれば。枕にもするばかり。もてあそぶことなり

○大和物語に

大澤の池の水くき絶ぬとも何かうらみんさかの
つらさは

此さがは。ならひくせなどいふ心を。所の名にかけ
ていへり。おほよそ此詞これなり。神代紀上に。神
性を。かんさがとよめり。此性の字。習而爲性とい
へるこれなり

同。良少將兵衛佐なりけるころ。監の命婦になむす
みける。女のもとよ

かしは木の杜の下草おいぬとも身をいたづらに
なさずもあらなむ

かへし

臣生之歲。正月甲子朔。四百有四十五甲子矣。其季於今。三之一也。吏走問諸朝。師曠曰。魯叔仲惠伯會郤成子于承匡之歲也。略中七十二年矣。本朝文粹。慶保胤。池亭記云。芹田七之一」

同ひそくといへり。五雜俎曰。陶器柴窯最古。略中世傳柴世宗時燒造。所司請其色。御批云。雨過青天雲破處這般顏色做將來。然唐時已有秘色。陸龜蒙詩。九天風露越密開。奪得千峯秘色來。これによるに。盗のたぐひなるべし」

○清少納言に。蟻通の神の事をかける所に。へみのめを。木のもととするのことはでは經說なり。雜寶藏經第一云。略始佛言過去久遠有國名棄老。彼國土中有老人者。皆遠驅棄。有一大臣。其父年老。依如國法。應在驅遣。大臣孝順。心所不忍。乃深掘地。作密屋。置父著中。隨時孝養。爾時天神捉持二蛇。著王殿上。而作是言。若別雄雌。汝國得安。若不別者。汝身及國七日之後。悉當覆滅。王聞是己心懷懊惱。即與群臣參議斯事。各自陳謝稱不能別。即募國界誰能別者厚加爵賞。大臣歸家。往問其父。父答子言。此事易別。以細粟物。停蛇

著上。其躁燒者。當知是雄。住不動者。當知是雌。即如其言。果別雄雌。略中天神又以一栴檀木。方之正等。又復問言。何者是頭。若臣智力無能答者。臣又問父。父答言易知。放著水中。根者必沉。尾者必舉。即以其言。用答天神。略中天神歡喜。大遣國王珍奇財寶。而語王言。汝今國土我當擁護。令諸外敵不能侵害。王聞是已。極大踊悅。而問臣言。爲是自知。有人教汝。賴汝大智。國土護安。既得珍寶。又許擁護。是汝之力。臣答王言。非臣之智。願施無畏。乃敢具陳。王言。設汝今有萬死之罪。猶尙不問。況小罪過。臣白王言。國有制令。不聽養老。臣有老父。不忍遺棄。冒犯王法。藏著地中。臣來應答盡是父智。非臣之力。唯願大王一切國土。還聽養老。王即歎美心生喜悅。奉養臣父。尊以爲師。濟我國家一切人命。如此利益。非我所知。即便宣令。普告天下。不聽棄老。仰令孝養。略終な、わたの玉の緒をぬけることは。林氏もろこしの文をひけり。中將なりけるをといへり。神代よりこのかた。此國に老たる人をすてられたることなきに。まして近衛府をおかれし後のことは。猶くま

思ひきやわがまつ人はよそながらたなばたつめ
のあふをみるとは

同祭の使

思ふことなす社神もかたからめまはしなぐさむわするい

心つげなむ

初の歌は。拾遺集戀二に。後のは。五にいれり

○源氏物語。若紫に。山のさくらはまださかりにて。
とかけるを。抄に

故郷の花は散つ、みよしの、山の櫻はまださか
りなり

といふをひけり。これは家持集に。まださかずけり
とあればたがへり

玉葉集。春下

躬

恒

里はみな散はてにしを足引の

やまのさくらはまださかりなり

これを引へし。此歌家集にはみえず

同をよすげといふ詞に。抄に。日本紀に。助及とか

けるよし注す。またくなきことなり

揚名介あり。揚名目あり。これになすらふるに。揚名

守をばえらす。揚名掾ありぬべし。揚名といふこと
は。今の世にだくみかぢなどのたぐひに。さる名の
聞ゆるたぐひのものなるべし

とのゐものは。とのゐする人の夜の物なり。その袋
といへるは。俗に番袋といへる物なるべし

葵に。そのよさり。ゐのこのもちひまゐらせたり

君みなみのかたにいで給ひて。惟光めして。此もち
ひかうかずくに。ところせきさまにはあらであす

のくれにまゐらせよ。中これみつ中略ねのこはいくつ
か。つかうまつらすべう侍らんと。まめだちて申

せば。みつが一にてもあらんかしとのたまふに。こ
ころえてたちぬ。此みつがひとつは。此もちひか

うかずくに。所せきさまにはあらで。とあるにて
心得べし。假令その時のもちひ百あらば。三十餘な

り。たゞいはひのゑるしばかりにて。隱便ならんた
めなり。三夜のもちひの事は。上に文德實錄をひけ

る。母子草の所に。拾遺集の實方朝臣の歌をひける
にみえたり。みつが一は。左傳云。晋悼夫人食

人之城杞者。絳縣人或年長矣。無子。而往與於食。
有與疑年。使之年。曰。臣小人也。不知紀年。

新古今集に

源 重 之

なとり川やなせの波ぞさわぐなる

紅葉やいとゞよりてせくらん

同まうけはになくせられたれば。さにつきたまふ御
つくゑまゐり。かはらはじまり。御はしくだりぬ

同おまへにうまふねたてゝ。御むまどもに。まぐさ
かはれなどするに云々」 同中嶋なる五えふにみさ

こ池よりたちて。三すむばかりのふなを。くひてを
りけるを。あるじのおとゞ。かれいたまへらん人に

は。このにしの馬ふねの馬。十疋ながらかけむやと
のたまふ」 同みん人に心とめられぬべきこゝろあ

りてきちまやう天女にも。いかゞせましとおもは
せつゝき大臣なり」 同いとせちに思ひたる物から。

さらにあはれたるけしきはみえず。同吹上卷に
春風の吹上に匂ふ櫻花雲のうへにもさかせてし

かな

新勅撰集に

家 隆 卿

時しあればさくらとぞおもふ春風の

ふきあげの濱にたてる白雲波建保百首

これは。古の歌にてよみたまへり。又同卷

年を経て波のよるてふ玉のをにぬきとゞめなん
玉出るしま

かやうに三首まで。玉出る嶋とよめり。三代實錄。

第四十云。元慶五年。冬。十月廿二日丁酉。授三紀

伊國。正六位上。玉出嶋神。從五位下。これ玉津嶋

神なり」

同たゝこそに

吾宿に時ぐ吹し秋風のいとゞあらしとなるが

あやしき

これは六帖に

われをきみとふやくとまつ風の

今はあらしとなるを悲しき

これをとれり。千五百番歌合に

通 具 卿

ふく風もあらしになればとこの山

夕のうづら聲うらむなり

判者定家卿にて。風のあらしとなるといへるを難せ

られたるは。六帖并今の歌を。考られざりけるなる

べし」

同藤原の君

かくれたまひぬ

金葉集に

藤原成通朝臣

水のうへにふるまゆきの跡もなく

きえやまなまし人のつらさに

これはおのづからかよへる歟。また兼盛集に

こひしとはいへば更なり水のうへに

降つむ雨と人はまらなむ

同源少將は山にこもりにし日より。こくをたち。鹽

たちて。このみ。松の葉をすきて。ろくじまなくお

こなひて。なみだをば海とたへ。なげきを山とお

ぼして。なげきわたるを。みかどよりはじめたてま

つりて。をしみなしまぬ人なし云々」皇極紀に。

送飯を。いひをすくとよめり

詞花集に

和泉式都

あしかれとおもはぬ山のみねにだに

おふなるものを人のなげきは

同いきてはたらきたまふほとけといはれたまふに。

かちまゐりたまへば云々」狭衣に。いきながら佛

にもなりぬべかりける物を。といへるこれに似た

り」同律師。山ぶしは。なにのれうにかし侍らむ。

そうのくに。こくのおひさし侍らばこそあらめ」同

大將てづからまかなひして。宮たちにものく、めま

ゐりたまひて」同御くし。せなかばかりなどみる

を。つくりつけたるやうなり」同みな人。ていの

ことゑひて。あしをさかさまにたふれよろぼひつゝ。

御かたぐにおはしまさむ。おのく御ことも。御

ともの人。くものことつきていらたまふ云々」人

間萬事醉如泥」同此こひはいきたるやうなる物か

な。ほとくほうちやうのそまんとおもへるとのた

まふ」同つきもしたてまつらば。うけもしつべき

御かほつきにて。花をりたることをなりまさりたま

ふ。宮のついならびたまへるは。花のかたはらのと

きは木のやうに見えたまふこそ云々」遊仙窟云。輝

々面子荏苒畏彈穿。細々腰支參差疑勦斷。源氏に。

花のかたはらのみ山木といへるはこゝのこと葉をと

れり」同おんなかつくりぐときこえさするにや。

なほ見たてまつりたまへかし。同おとゝ。やり水

のほとりよりおはしすぐれば。うなゐどもあふぎを

たきて。名とり川にあゆつるおとゝのと。うたひ

あへり

します。略すましはてゝ。たかきみづしの上に。御
まねしきてほしたまふ云々。今もかみをあらふを。
女の詞に。御くしますといふ是なり」 同らてん
のおびのはこに。ふくろにいれて。御つゝ、みにつゝ、み
て。もてまわれり。おとゞひらいて見たまへば。てい
まんなうのいしのおび。いとかしこきなり」 同こ
ころやりに。いさゝかばかりは。いらへたまへかし。
うとき人にもこそなけのこをばいふなれ」 同か
ばかりのことを。手たゝきてよびたてまつらんよな
どいふ」 同つや／＼として。はなだのいとうすき。
からおやのうちきにかゝりたる御ぐし。尾花のすゑ
のやうなり」 同わざり入たまふすきかけ。いぬ宮
玉蟲のすよりすきたるやうに。あなゆでにとみえた
り」 同三日。院よりまろかねのひけこども。まろ
かねがねして。かゝくり。松のみ。かへ。なつめ。
など作りいれさせたまひて云々」 同くらう人。み
だれあしは。うごかれず侍り。みぎにかつぎたまふ
ものは。みのむしのやうにてや。むくめきまゐらむ」
同また此くらへさきのごとく。すりや有と見侍れば

云々」俗にぬす人をすりといふこれなり。和名鈔に。
簾をすりとはめり。竹簾なり。さるものもてきて。
物とりいれていぬれば。なづけたるにや」 同後の
ものも。いとたひらかなり。略御ちつけ。さえもの
佐どの、北の方云々」後のものとは。胞なり。俗に
いふがごとし」 同うちやすみたるねみ、に聞て云
々」 同夏ははたるを。すゞしの袋におほくいれて。
文のうへにおきてまどろまず。まいて日などまろく
なれば。まどにむかひて。ひかりのみゆるかぎりよ
み。冬は雪をまろかして。そがひかりにあてゝ。ま
なこのうつるまで。がくもむをし」 同物見ぐるま
どもかずしらず。殿のおほむ車どもものしたる。
まちどもたてつゝ。四位五位まきちらしたることた
てり」 同は、君は。いたゞきの上を。ほうらいの山
になさむも。たなうらのうちに。こがねのおほとのを
つくらむといふとも。たゝこそかいはんことは。たが
へじとやしなひたまふほどに云々」 同すべてわか
子のためあしからんことをば。水のうへにふる雪。い
さごの上におく露と。なしたまへと。きこえおきて

名鈔。造作具部云。辨色立成云。麻柱阿奈三代實錄。

第三十八に。元慶四年。十二月四日。右大臣基經を。

太政大臣としたまふ宣命云。天下政平相奈比助奉。久

奈利とあれば。あななひは。さ、ふるこ、ろになづけ

たるべし。」佛の御石のはちは。西域記云。波刺斯國

略釋伽佛鉢。在此王宮。南山住持感應傳云。世尊初成

道時。四天王奉佛石鉢。唯世尊得用。餘人不能

持。如來滅度後。安鷲山。與白毫光共爲利益。四

天王おの／＼ひとつの石鉢を奉らるゝを。佛よつを

かさねて。おしてひとつとえたまへる鉢なり」蓬萊

の山の玉の枝は。うつほ物語國ゆづりの巻に。左大

將殿おほひなるうみかたをして。ほうらいの山の玄

たのかめのはらには。かぐはしきるひをいれたり。

山にはくろはう玄、うくのみかうあはせたまきものど

もを／＼つちにてつくり玉のえなみたちたり。文選に。

珊瑚を。たまのえだと點せり。」火ねずみのかはき

ぬは。吳錄吳錄三十卷張勃撰。見宋鄭樵通史藝文略。○本邦此書

今既不見不可校訂也。又江表傳引時珍之說云。

火鼠出西域及南海火州。其山有野火。春夏生。秋冬死。鼠產其中

甚大。其毛及舐木之皮。皆可織布。汚則燒之即澤。名火浣布。云々。是不待吳錄。云。日南北景縣有火鼠。取毛爲布。而可爲證也云々。

燒之而精。名火浣布。搜神記云。崑崙之蠃地首也。

是惟帝之下都。故其外絕以弱水之深。又環以炎火

之山。山上有鳥獸艸木。皆生有滋長炎火之中。故有

火浣布。非此山草木之皮。則其鳥獸之毛也。漢世

西域舊獻此布。中間久絕。至魏初。時人疑其無

有。文帝以爲火性酷烈。無含生之氣。著之典論。

明其不然之事。絕智者之聽。其刊百十廟門之

外及大學。與石經並以永示來世。至是西域使人

獻火浣布袈裟。於是刊滅此論。つばめのこやすか

ひは。史記。三代世表第一云。詩傳曰。湯之先爲

契。無父而生。契母與姉妹浴於玄丘水。有燕

銜卵墮之。契母得。故含之。誤吞之。卽生契

索隱曰。按史所引出詩緯。故曰詩傳。殷本

紀云。玄鳥翔水遺卵。城簡狄取而吞之。契生而賢。堯立爲

司徒。姓之曰子氏。子者茲。茲益大也。詩人美而

頌之曰。殷社詩云。芒芒。天命玄鳥。降而生商。商者

質殷號也。天人のよそほひしたる女山の中より出き

て玄ろかねのかなまりを持って水をくみありくとは。

これは天孫の海神の宮に至りたまへる時のさまを。

神代紀にかゝれたるをまなべり

所捨之身。猶イ由如_二生杯_一。消融入_レ地。即於_二沒處_一。而生_二三竹_一。金爲_二莖葉_一。七寶爲_レ根。於_二枝梢上_一。皆有_二眞珠_一。香氣芬馥。常有_二光明_一。所有見者。無_レ不_二欣悅_一。其竹生長十月。日歟則自剖裂。各於_二竹內_一。生_二一童子_一。顏貌端正。令_二人樂_一見。最勝端嚴。光色殊麗。相好成就。時三童子。即於_二是地_一。竹下結跏趺坐。即入_二正定_一。至_二第七日_一。於_二其中夜_一。皆成_二正覺_一。其身金色。三十二相。八十種好。圓光嚴飾。時彼三竹。悉皆變成_二七寶樓閣_一。云云。くはしくは經にあり。これは寶樓閣大陀羅尼の不思議力をとかれたる經なり。經には男子なるを。女子にとりなして。これをもと、してかき出せる歟。」又後漢書西南夷傳曰。夜郎者。初有_二女子_一。浣_二於懸水_一。有_二三節大竹_一。流入_二足間_一。聞_二其中有_一號聲。剖_レ竹視之。得_二一男兒_一。歸而養_レ之。及_レ長有_二才武_一。自立爲夜郎侯。以_レ竹爲_レ姓。これまた竹の中より人を出せり。」史記趙世家曰。知伯怒遂率_二韓魏_一攻_レ趙。趙襄子懼乃奔保_二晉陽_一。原過從後。至_二於王澤_一。見_二三人_一。自_レ帶以上可_レ見。自_レ帶以下不可_レ見。與_二原過竹二節莫_一通曰。爲_レ我以_レ是遺_二趙母卬_一。原過既至以告_二襄子_一。襄子齋三日。親自剖_レ竹。有_二朱書_一曰。趙母

卬余霍泰山山陽侯天使也云云。竹の中にはかゝる事もありけるなり。」智度論第十云。答曰。中眞珠出_二魚腹中竹中蛇膽中_一。これは竹に眞珠ある證なり。」かくやひめの名は。古事記。垂仁天皇段云。又娶_二大筒木垂根王之女_一。迦具夜比賣。生_二御子袁邪弁王_一。これをかゝる歟。かくやひめを思ひかけ、る五人か中のひとり。大ともの大納言みゆきは。文武天皇の御代の贈右大臣大津宿禰御行。これをおもへる歟。五人の人々にかくや姫得がたき物をこふは。詩曰。由_レ醉之言。俾_レ出_二童殺_一。註曰。童殺無_レ角之殺羊。必無之物也。史記封禪書曰。齊桓公既霸。會_二諸侯於葵丘_一。而欲_二封禪_一。管仲曰。中於是管仲略_二桓公不_一可_二窮以_レ辭_一。因設_二之以_レ事曰_一。古之封禪。邨上之黍。北里之禾。索隱曰。韋昭曰。設以不可得之物。所_二以爲_レ盛_一。江淮之間。一茅三脊所_二以爲_レ籍也_一。東海致_二比目之魚_一。西海致_二比翼之鳥_一。云云。於是桓公乃止。又刺客傳。荆軻贊。索隱曰。燕丹求_レ歸。秦王曰。烏頭白。馬生_二角_一。乃許耳。丹乃仰_レ天歎。烏頭即白。馬亦生_二角_一。風俗通及論衡。皆有_二此說_一。仍云。廐門木馬生_二肉足_一也。これらのたぐひなり。あな、ひにあげすられたらといへり。和

て竹をとりつゝ。よろづの事につかひけり。名をばさるきのみやつことなむいひける。其竹の中にもとひかる竹なんひとすぢありけり。あやしがりてよりみるに。つゝの中ひかりたり。それをみれば三寸ばかりなる人。いとうつくしうてゐたり。おきないふやう。われ朝ごと夕ごとに見る竹の中におはするにて玄りぬ。子になりたまふべき人なめりとて。手に打いて家へもちてきぬ。めのおんなにあづけてやしなはず。うつくしきことかぎりなし。いとをさなければ。はこにいててやしなふ。竹とりのおきな竹とるに。此子をみつけてのちに。竹とるに。ふしをへだてよごとにかがねある竹を。見つくることかさなりぬ。かくておきなやうくゆたかになりゆく。此ちやしなふほどに。すぐくとおほきになりまざる 三月ばかりになるほどに。よきほどなる人になりぬれば。かみあげなどさうじて。かみあげさせ。さちやうのうちよりもいささ。いつきかしづきやしなふほどに。此ちごのかたちのけさうなること世になく。屋のうちはくらき所なく。ひかりみちたり。おきなこちあしくくるしき時も。此子をみれば。

くるしきこともやみぬ。はらだ、しき事もなく。なぐさみけり。おきな竹をとること久しくなりさかえにけり。この子いとおほきになりぬれば。名をみむろといひむのあきたをよびてつけさす。あきたなよ竹のかぐやひめとつけ侍る。此ほど三日うちあけあそぶ。よろづのあそびをぞしける云々。右竹とりと名付たるは。萬葉集。第十六云。竹取翁偶逢三九箇神女。贖三近狎之罪。作レ歌。昔有ニ老翁。號曰三竹取翁也。此翁季春之月。登レ丘遠望。忽值ニ煮レ羹之九箇女子也。百嬌無儔。花容無匹。云云。此竹取は。たかとりとよむを、昔はたけとりとよみける歟にて。これをもと、して名づけたらし。顯昭。六百番歌合の時。いまのたけとりを。たかとりとよまれたるを。判者これを難せられたり。されど大和物語に

たかとりがよ、になきつゝとめけむ

君はきみにとこよひしもゆく

か、ればかよはしてもくるしからぬにや。竹の中に人あることは。内外典に見えたり。寶樓閣經不空三藏來師將第一云。佛言。乃往古昔乃有三仙人。云云。時彼仙人得レ法觀喜。心生三踊躍。於三其住處。便捨三身命。

秋之夜之。

月の影許曾。自木間。
墮者衣砒。見江亘氣禮

この歌。後撰集秋中には。秋の歌とてよめる。よみ人あらずとて。下句。おちはごろもと身にうつりけれ。とありてこゝろえがたし。此眞名にかゝせたまへるにて。こゝろうべし

○菅家文章第二云。勸吟詩。寄紀才元慶以來。有識私。爭好論議。立義不堅。謂之疑鈍。其外只醉舞狂歌。罵辱凌轢而已。故製此篇。寄而勸之。

風情斷織壁池波。更恠通儒四面多。問事人嫌心轉石。論經世貴口懸河。應醒月下徒沈醉。擬噤花前獨放歌。他日不愁詩興少。甚深王澤復如何。これは議論を好むことを嫌ひて。詩にこゝろおかれむことを。すゝめさせたまへるなり。又本朝文粹第一。聖廟傷野大夫。雜詩云。紀相公應煩劇務。自餘時輩摠鴻儒。この鴻儒とのたまふは。上の自注におなじく。第二句のごとし。委は紀納言の。延喜以後詩序にも見えたり。宋儒の詩の。唐よりも遙におとれりといふも。こゝろを議論におけるゆゑなるべし。和歌はことに。京極黃門ののたまへるごとく。はかなくよむを。をかしきことゝすべし

○圓覺經云。雲駛月運。舟行岸移。唐曹松詩云。掬水疑山動。揚帆覺岸行。この下句。おのづから經文にかなへる歟

土左日記に

こぎてゆく舟にしみればあしびきの

山さへ行を松はえらすや

此うたは。また曹松が詩に似たり

○諺にいはいく。くろき犬にかまれたるものは。灰汁の滓に恐ると。李德裕が詩に云。愁衝毒霧逢毒蛇。畏落沙蟲避燕泥。この下句にかなへり。離騷云。懲熱羹而吹壺兮。かみのふたつながら。又此言にかなへり

○土左日記に。かちとりのいふやう。くろ鳥のもとに。えろき波をよするとぞいふ。蜻蛉日記に。御車の月のわのほどの日にあたりてみえつるはとんいふめり。更級日記に。もろこしが原にやまとなでしこしもさきけんこそなど人々をかしがる

○竹取物語は。源氏に。ものがたりのいできはじめのおやといへり。そのはじめにいはいく。今はむかし竹とりのおきなといふもの有けり。野やまにまじり

布二千段。綿五百屯。

○日本紀云。車形錦。菱形錦。霞錦。

○和名鈔。木部云。本草云。紫葳一名陵苕。葳音威。苕音條。和名未加夜木。蘇敬註云。一名凌霄。いまの俗の宇是牟音條。和名一云農世宇。

いふは。農世宇を。いひあやまれるなり。葛なるに。いかでか木には入ぬらむ

○同船具云。蔣鮎切韻云。犀音故。和名由土利。舟中水之斗也。唐韻云。滄故紺反。漢語抄云。犀名由。一云客水。水和レ物也。歌にゆも

とりあへずとも。ゆにかく物は涙なりけりともよみ。舟人いふはこれなり

○又云。周易註云。衣紵女余反。又奴下反。字亦作紵。和名夫禰乃能米。所三以塞二舟漏也。俗に桶のたぐひにも。能美といふこれなり。

能米をいひたがへたる歟。かよはしていふ歟

○又云。釋藥性云。白薇和名美那之古久佐一云久呂久佐。一云阿未奈。拾遺集。順長歌に。ふぢごろも。ふた、びたちし。あさ霧に。

こゝろも空に。まだひそめ。みなしご草に。なりしより云々。壬二集に。かべにおふる草を。みなしご草とよまれたるは。おぼつかなし

○萬葉集第六云。天平八年。冬十一月。左大臣葛城王等。賜三姓橘氏之時。御製歌一首

橘花者。實左倍花左倍。其葉左倍。

枝爾霜雖降。益常葉之樹

此御歌を假名にかけるに。落句に。のもじをおとせる本ある歟。第四の句のとを。落句のはじめにくはへて。とましときは木とよみなせるものあり。眞名によりて。誤なることを。わきまふべし

○菅家萬葉云

郭公。鳴立春之。山邊庭。

杳直不輪。八哉住濫

鵲は。むかし郭公のくつぬひにて有けるよしは。世のふることなり。此歌を證とすべし。くつていたさぬ人とは。もずをいへり

○同集云

戀佐。景緒谷不見芝。玉桂。

後遂丹。何爲與砥歟。玉桂。

戀爲留屋門丹。生増留藍

此二首に。玉桂とあるは。月のことなり

○同集云

丈三尺。高一丈六尺。貞觀四年修造云云

○令に筐柳一把云云。山里のものは略してはこやの木とぞ申なる。白楊といふ木これなるべし

○延喜式第三十。織部式云。師子鷹韋遠山等綾後撰に

逢ことはとほやまどりのかりごろも

きてはかひなきねをのみぞなく

此うた。遠山鳥を。あるひは遠山すりとあるは。この遠山綾のたぐひに。遠山のやうをすりなせる歟

○又云。韓紅地細落葉錦韓紅地火打錦

○同諸陵式云。惠我藻伏崗陵。應神天皇日本紀の雄略紀

には。蓬萊魯田陵蓬萊、此云伊致樂姑とあり。惠我は。崇峻紀。

并に天武紀に。衛我河原とある所なり。餌香市と。

雄略紀。并に顯宗紀室壽詞の中にあるもおなじ。古

事記。應神天皇段には。御陵在河内惠賀之裳仗。百舌鳥陵也

崗也とあり。此注不審なり。百舌鳥といふ所。今の

世には萬代とかきて和泉國大鳥郡にあり。萬代の八

幡とて。陵に似たる山に社おはします。その氏人の

習として。毎年正月には元日より三日の間。肉をく

ふことをかたぐちちて。たとひ遠國に行て住つけど

も。さらにこれをゆるしをこたることなし。仁德。履中。反正。この三代の山陵の外にあり

○延喜式。主税上云。陸奥中略祭鹽竈神料一萬束。

○歌垣の事。武烈紀云。立歌場衆。歌場。此云聖武紀

云。天平六年二月癸巳。朔。天皇御朱雀門。覽歌垣。

男女二百四十餘人。五品已上有風流者皆交雜。其

中正四位下長田王。從四位下栗栖王。門部王。從五位

下野中王等爲頭。以本末一唱和。爲難波曲。倭部

曲。淺茅原曲。廣瀬曲。八裳刺曲之音。令都中士女

縱觀極觀而罷。賜奏歌垣男女等祿有差。稱德

紀云。神護景雲四年。寶龜元年三月。中略辛卯。葛井。船津。

文。武。生。藏。六氏男女。二百三十人。供奉歌垣。其

服並著青摺細布衣。垂紅長紵。男女相並分行徐進。

歌曰。乎止賣良爾。乎止古多智蘇比。布美奈良須。

爾詩乃美夜古波。與呂豆與乃美夜。其歌垣歌曰。布

智毛世毛。伎與久佐夜氣志。波可多我波。知止世乎

萬知天。須賣流可波可母。每歌曲折舉袂爲節。其

餘四首。並是古詩。不復煩載。時詔五位已上內舍人

及女孺亦列其歌垣中。歌數闕訖。河內大夫。從四位

上藤原朝臣雄田麻呂已下奏和儻。賜六氏歌垣人商

これまた上にいへることく。御位争ひなどいふ妄説。平家物語の那都羅にかけるあとなしごとは。かゝる史書の明文を見ざるによれり

○同卷に。十陵四墓を擧る中に。贈太政大臣。正一位。藤原朝臣鎌足。多武峯墓。在_二大和國十市郡_一といへり。これは推量するに。不比等を。後の人鎌足と書あらためたるべし。大織冠には。今の贈官なし。今の贈官は。淡海公なる上。延喜式。諸陵式も。多武峯墓は。淡海公なり

○同第十八云。所_二鑄作之早穗二十文云云。これ錢にいへり。俗によるづの物を。はじめて神佛にたてまつるを。はつほといふはみなこれなり。大嘗會に。拔穗使をつかはされ。新穀をもて。神を祭りたまふより。初れる言なるべし。俗に初尾と書は。暗推にてたがへり

○同第三十六云。元慶三年。九月四日辛卯。令_二美濃信濃國。以_二縣坂上岑_一爲_二國堺_一。縣坂上岑。在下美濃國惠那郡與_二信濃國筑摩郡_一之間。兩國古來相_二爭境_一。未_レ有_レ所_レ決。貞觀中。勅遣_二左馬權少允_一。從六位上。藤原朝臣正範。刑部少錄。從七位上。靱負直繼雄等。與_二兩

園司。臨_レ地相定。正範等檢_二舊記_一云。吉蘇小吉蘇兩村。是惠那郡。繪上郷之地也。和銅六年。七月。以_二美濃信濃兩國之堺_一。徑路險隘往還甚難。仍通_二吉蘇路_一。七年。閏二月。賜_二美濃守_一。從四位下。笠朝臣麿。封邑七十戸。田六町。少掾。正七位下。門部連御立。大目。從八位上。山口忌寸兄人。各進_二位階_一。以_レ通_二吉蘇路_一也。今此地去_二美濃國府_一。行程十餘日。於_二信濃國_一。最爲_二逼近_一。若爲_二信濃地_一者。何令_二美濃國司遠入_一。關通_二彼路_一哉。由_レ是從_二正範所_一定。笠朝臣麿の吉蘇路をひらかれし事は。續日本紀にみえたり。和銅六年七月七日戊辰美濃信濃二國之堺徑道險阻往還艱難仍通_二吉蘇路_一かくありて笠朝臣麿のひらかれしとはみる所なし。麿は。後に出家して。沙彌滿誓といひし人なり。吉蘇はかく美濃に定めらるゝことわり明らかなるを。いつよりにかあらん。昔より今に至るまで。信濃の國なりとのみおもひあへり。信濃路やきそといふことは。信濃へかよはむがための吉蘇路なれば。美濃にしてたがはず

○同第四十五云。元慶八年。三月五日。丙寅。喚_二左右馬寮十列細馬於仁壽殿東庭_一。覽_レ之。とをつらの馬といふことこれにみえたり

○同第四十六云。遠江國濱名橋。長五十六丈。廣一

いふにておもへば。此先祖なるべし。天武紀に。柿本朝臣猿といふ人あり。ともに氏によりてつきたる名なり

○同第四云。仁壽二年春正月戊辰。朔己卯。諸衛府卯秋逐精魅也。卯秋のこゝろこれなり

○同第五云。仁壽三年。九月戊子。朔戊辰。攝津國奏言。長柄三國兩河。頃年橋梁斷絶。人馬不通。請准堀江川。置一隻船。以通濟渡。許之。橋あれば。河あることなれど。長柄橋とのみ歌によみて。河はよみならはず。よせあらばよむべし

○同第六云。齊衡元年。三月辛巳。有鳥集殿前松樹。俗名古々鳥。其鳴自呼。云云。まもなく鳥のをり／＼聞ゆるなり

○同第九云。天安元年。夏。四月戊辰。朔庚寅。始置

近江國。相坂。大石。龍華等。三處之關。刻分配國司健兒等鎮守之。唯相坂是古昔之舊關也。時屬聖運。不開門鍵。出入無禁。年代久矣。而今國守正五位

下紀朝臣今守上請加二處關。而更始置之也。相坂の關を始ておかれたるは。桓武天皇。奈良より都をうつさせたまひて後のことにや。古昔之舊關といへ

る詞は。奈良京なりける時よりの事ときこゆ
○同第十云。天安二年。二月甲子。朔己丑。在河内國。從五位下伯太彥伯太姬神。並預官社。これは神名帳を考るに安宿郡にあり。稱徳天皇。神護景雲四年三月に。河内國由義宮に。行幸まし／＼ける時。歌垣の歌云

ふちも瀬もきよくさやけしはかた河

千年をまちてすめる川かも

とうたへる所とおなじかるべし

○三代實錄第一云。天皇諱惟仁。文徳天皇之第四子也。母太皇太后藤原氏。太政大臣贈正一位良房朝臣之女也。嘉祥三年。歲在庚午。三月二十五日癸卯。生天皇於太政大臣。東京一條第。十一月二十五日戊

戌。立爲皇太子。于時誕育九月也。先是有童謠云。

大枝平超天走超天一本先此三字走超天騰躍止利超天我耶護毛

田仁搜阿食無志岐耶推雄伊志岐耶耶

識者以爲大枝謂大兄也。是時文徳天皇有四皇子。第一惟喬親王。第二惟條親王。第三惟彥親王。皇太子是第四皇子也。天意若曰。超三兄而立。故有此

三超之謠焉。

藤ごろもあひみるべしと思ひせば

まつにかゝりてなぐさめてまし

信明家集に

こぞの春枝にてをりし藤の花

衣にきむとおもひけんやは

これら藤衣を藤花によせてよめるはすこし古事記に似たる所あり

○續日本紀云。天平十五年。八月丁卯。朔。幸鴨川。改_レ名爲_二宮川_一也。この鴨川は。岡田賀茂といひて。笠置につゞける所なり

○文德實錄第一云。嘉祥三年。五月辛巳。嵯峨太皇太后崩。壬午葬_二太皇太后于深谷山_一。遺_レ令薄_レ葬不_レ營_二山陵_一。先_レ是民間訛言云。今茲_{三月水府本}。三日不_レ可_レ造_レ饗。

以_レ無_二母子_一也。識者聞而惡_レ之。至_二三月_一。宮車晏駕。是月亦有_二太后山陵之事_一。其無_二母子_一。遂如_二訛言_一。

此間田野有_レ草。俗名_二母子草_一。二月始生_レ莖葉白脆。每屬_二三月三日_一。婦女採_レ之。蒸_レ搗以爲_レ饗。傳爲_二歲事_一。今年此草非_レ不_レ繁生。民之訛言天假_二其口_一。後拾遺集。俳諧歌に。三條太政大臣のもとに侍ける人のむすめを。まのびてかたらひ侍けり。女のおやはらだ

ちて。むすめをいとあましくつみけるなどいひ侍けるに。三月三日かのきたのかた三夜のもちひへ

とていだしけるによめる 藤原實方朝臣

みかの夜のもちひはくはじわづらはし

きけばよとのには、こつむなり

莖も葉も。霜のおきたらんやうに白きが。そこのあをくて。花は黄にて。末ごとにつばめるやうにある草なり。和名鈔云。本草云。菴蘆子_{上音庵}。和今本草を考見るに。菴蘆子にはあらず。鼠麴_{名波々古}といふ草なり。

其葉鼠の耳に似てその花かふたちのごとくなればなり。麴を常にはかふちといふを。和名には。かふたちといへり。かひたちの心なるべし。同和名に。餅の下に。殯の字を。かふたちとよめり。

○同第二云。嘉祥三年。十一月甲戌。朔戊戌。惟仁親王爲_二皇太子_一。策命曰。云云清和天皇これなり。世に惟喬親王と。位あらそひといひつたへたるあとなしごと。これを證としてうぐべからず

○同第三云。仁壽元年。十一月甲午。取_中无位源朝臣至。正六位上_略紀朝臣有常。_中略柿本朝臣枝成。並叙_中從五位下。これより後柿本氏の人見えす。又此枝成と

命と申が立ておはしけるが。物におそはれて心ならずとみにゐたまへるをかくはいへり。うつほ物語に。宮のついならびたまへばといひ。平家物語の六代などに。ついゐてとかき。常にもついゐる。ついくなどいふは。急の字を。兎岐といふを。岐を伊に同音にてかよはしていふにや。何につけても。ついは。すみやかなるにいへり

○古事記序云。亦於姓日下。謂玖沙詞。於名帶字。謂多羅斯。如レ此之類。隨本不改。云云。俗に長きことをながたらしといひならへるは古語の遺るにや。帶はながきものにいへり

○古事記中卷。應神天皇段に。天之日矛が此國に渡り來りしことあり。事長ければ初はこれをおけり。

故其天之日矛持渡來物者玉津寶云而。珠二貫。又振浪比禮。比禮二字以切浪比禮。振風比禮。切風比禮。音下倣此

又奥津鏡。邊津鏡。并八種也。此者伊豆志之八前大神也故茲

神之女名伊豆志袁登賣神坐也。故八十神雖欲得

是伊豆志袁登賣。皆不得婚。於是有一二神。兄號

秋山之下氷壯夫。弟名春山之霞壯夫。故其兄謂其

弟。吾雖乞伊豆志袁登賣不得婚。汝得此嬢子

乎。答曰。易得也。爾其兄曰。若汝有得此嬢子者。避上下衣服。量身高而。釀甕酒。亦山河之物悉備設而。爲宇禮豆玖云爾。自字至玖以爾其弟如兄言。具白其母。即其母取布遲葛而。音下倣此宿之間。織縫衣裪及襪沓。亦作弓矢。令服其衣裪等。令取其弓矢。遣其嬢子之家者。其衣服及弓矢。悉成藤花。於是其春山之霞壯夫。以其弓矢。繫嬢子之廁。爾伊豆志袁登賣思異其花。將來之時。立其嬢子之後。入其屋。即婚。故生一子也。このするもまた長ければ略之。後撰集云。おやのわざしに寺にまできたりけるをき、つけて。もろともにまうでましものをと。人のいひければ。よみ人知らず

わび人のたもとに君かうつりせば

藤のはなとぞ色はみえまし

かへし

をそにをる袖だにひちし藤衣

なみだに花も見えずぞあらまし

拾遺集に。おもふめにおくれてなげくころ。よみ侍りける

身こそかくふりぬるものを年くれて

つもるを雪となにおもひけむ

ト部氏の人の歌は。新勅撰に。初て兼直の歌みえたり。

新續古今集。冬

ト部兼敦朝臣

有明ののこるもうすき庭の面に

それかとはかりおけるはつ霜

同。神祇。吉田祭

正三位兼熙

も、とせをはやよかへりの霜をへて

絶ぬよし田の神祭かな

おなじ集に。兼直の歌あれど。たゞト部の兼直とのみあれば。朝臣の尸を賜りけるも。先祖までにはめぐらされざりけるなり。右兩氏のやうかくのごとし。委くは家に尋て知べし。か、ればさきの説は。大かたひがことなり。範兼卿の童蒙抄。顯昭法橋の色葉集に。或物にト部は思兼命の裔なりといへり。彼家に兼の字をおきて名のり來れるも。さるゆゑにやとおぼしきを三代實錄の説明らかなればおしはかりなり。又或説に。大織冠藤まきの鎌をもて。入鹿を亡されける故に。みかどより名を鎌足とたまひ。そ

の子孫なればとて。鎌の字の旁をたまはれりなどいふ説いふにたらず。意美麿は。持統紀に。藤原臣麿とある人なり。意は。日本紀。万葉等に。於とおなじく用る故なり。伊とおなじとおもひて。忌麿とよむはあやまりなり。大鏡に。大織冠なづびに淡海公の事をかけるに。あやまれることあり。おぼつかなきことなり

○舊事本紀第一云。伊弉諾尊逃_ニ到黃泉平坂。則立_ニ隱桃樹。採_ニ其桃子三箇。待擊者。黃泉雷軍皆悉逃還矣。凡厥用_レ桃避_レ鬼。尤是其緣也。伊弉諾尊。勅_ニ桃子_一曰。汝如_レ助_レ吾。於_ニ葦原中國_一。所_レ有顯見蒼生之落苦瀨而。患惱之時可_レ助告而。賜_ニ名號_一曰_ニ意富迦牟都美命_一矣。古事記の説もまたおなじ。桃はもろこしにも邪鬼を避る木といふ。天竺もまた用陀羅尼門の儀軌の中にあり。三國おのづからかなへるかあやしきなり。又此中に。苦瀨といふは。歌にこゝをせにせむ。戀しきせ。あふ瀨などいふ。みなこれなれば。神代よりつたはれる詞なり。俗に瀨こしといふもこれなり。

○崇神紀云。急居急居。此云。苑岐子。これは大倭迹々日百襲姫

宮主外從五位下。ト部雄貞神祇少祐。正六位上。ト部業基等。賜_ニ姓占部宿禰。これはト部の文字をも占部と改め。姓をも宿禰とたまひたれば。ト部氏の嫡家なり。今のト部は庶流なれば。ト部の文字をもあらためず。宿禰の戸をも賜はらず。此故に古語拾遺の奥書には。延久元年。神祇大副ト部兼豊とあり。新勅撰集にも。ト部兼直とのみあり。釋日本紀奥書云。正安四年。二月。大常卿ト部朝臣兼永とあり。正安は。後伏見院御宇の年號なれば。これよりさきに。朝臣の姓を賜りけるにや。何の姓もなかりける家の。俄に朝臣を賜ひたるは。面目なる事なり。續日本紀。第三十九云。延暦七年。七月癸酉。前右大臣。正二位。大中臣朝臣清麿薨。曾祖國子。小治田朝小徳冠。父意美麿。中納言正四位上。云々。これによれば意美麿を。大織冠御子といへるも誤なり。大織冠御子は。定慧和尚と。淡海公となり。或物に大織冠の父をば御食子といひ。意美麿をば。大織冠の甥といへり。甥ならば大織冠と。意美麿の父とは。兄弟にて國子の子なるべし。いづれも日本紀等にみえねば。皆おぼつかなし。天智天皇の御時は。中臣金

を左大臣に任じたまひ。持統天皇御即位の御時は。神祇伯中臣大嶋朝臣。天神壽詞をよみ申されければ。此人々意美麿よりは猶嫡流にて有けるなるべし。清麿を中納言に任せられたるは。景雲二年二月なれど。大中臣を賜はれるは。同三年六月十九日なれば。斯時加_ニ給大字_一といへるもあやまれり。大中臣は史籍におほくみえ。賴基。能宣等の和歌の堪能さへ出來て。代々の勅撰に歌どもさかりに見えたり。えばらく末の集にみえたるを出して證すべし

新後撰集。神祇

大中臣定忠朝臣

まきもくの玉きの御代にあとたれて

宮居ふりせぬいすゞ川かみ

續千載集。雜上

大中臣永胤朝臣

身のうさをおもへばいとゞ世をあきの

そでのしぐれのはるゝまぞなき

風雅集。雜上

大中臣直宣

雪かゝるそとの梅はおそけれど

まつ春つぐる鶯のこゑ

新後拾遺集。雜

大中臣行廣朝臣

宇。雷大臣達ニ龜ト。故始給ニ卜部姓ニ又常磐大連。奉授中臣祓於欽明天皇。於是改ニ卜部姓ニ而給ニ中臣姓ニ。天智天皇御宇。至ニ大織冠ニ給ニ藤原氏。大織冠御子意美麻呂。又復ニ中臣姓ニ神護景雲二年。意美麻呂子清麻呂。被レ拜ニ中納言。斯時加ニ給ニ大字。又改ニ大中臣。自ニ清麻呂ニ四世。日良麿又給ニ卜部姓。自爾以來代代至今吉田家不レ改。いまいはく。これは妄傳を受たる説なるべし。卜部の家の説にてあるべからず。先大中臣は。天兒屋命より傳りて。隱なき貴姓。卜部は。忍見命より傳りて。先祖大に殊なり。凡祭詞は中臣を最として。忌部これに次たり。延喜式等を見るに。卜部は此等の下に屬すとみえたり。令第二云。凡灼レ龜占ニ吉凶ニ者。是卜部之執業。これ中臣の外に。卜部氏あることむかしより明らかなり。然るに天武天皇十三年に。八姓を分て。真人。朝臣。宿禰等の姓を。諸氏に賜ひける時。中臣には朝臣。忌部には宿禰を賜ひけれど。卜部はあづからず。見えたることもなし。三代實錄。第十七云。貞觀五年。九月七日。丙申。壹岐嶋。石田郡人宮主。外從五位下卜部是雄。神祇權少史。正七位上卜部業孝等。賜ニ

姓伊伎宿禰。其先出_レ自_ニ雷大臣_一也。同第二十一云。貞觀十四年。夏。四月廿四日。癸亥。宮主從五位下。兼行丹波權掾。伊伎宿禰是雄卒。是雄者。壹岐嶋人也。本姓卜部。改爲_ニ伊伎_一。始祖忍見足尼命始自_ニ神代_一。供_ニ龜ト事_一。厥後子孫傳_ニ習祖業_一。備_ニ於卜部_一。是雄卜數之道。尤究_ニ其要_一。日者之中。可_レ謂_ニ獨步_一。これによれば卜部の上祖は忍見足尼命にて。雷大臣より殊に顯はれたる意をあらはさむために。今の兩文影畧互見して。初には雷大臣より出といひ。後には始祖を舉たる歟。雷大臣は。日本紀にはみえず。神功皇后紀に。中臣鳥賊津臣といふ人を。審神者_{サニハカ}と云たまふとあれば。仲哀天皇の御時。尤此人神職を掌るべし。其上彼御時は。武内宿禰大臣にておはしければ。雷大臣は別の代の人なるべし。鳥賊津と。雷と似たれば。鳥賊津臣を。雷大臣といひなせるにや。されど神功紀に。中臣鳥賊津臣とあれば混すべからず。又大臣にあらず。又上古より中臣氏は中臣にて。卜部と改たることも。卜部を中臣と改たる事も。日本紀等の史書。古語拾遺などにもすべてなき事なり。用べからず。文德實錄第八云。齊衡三年。九月庚戌。

○下卷云。時味耜高彥根神光儀華艷^{テリウルハシフシテデリカハヤク}映^{オミ}于^ニ二ノ丘^ニ二谷之間^ニ。この光儀を。てりと點せるは。儀の字の意然るべからず。萬葉には。此兩字を。すがた^ニとよめることかすしらす。よそほひともよむべし。

○垂仁紀云。穴儀は。あなしとよむべし。

○仁德紀云。十四年。冬。十一月。爲^ニ橋於猪甘津^ニ。即號^ニ其處^ニ曰^ニ小橋^ニ。古事記下。仁德天皇紀云。又掘^ニ小橋江^ニ云云。今小橋村は。天王寺の東。少寅の方に當りて十町許にあり。南よりながる、川有て橋あり。橋の東に猪飼野村あり。猪甘津はこれなり。

○繼體紀は。今の本錯亂あり。文の次をよくこゝろえてよむべし。

○崇峻紀。昇^ニ衣指朴枝間^ニとあるを。今の本えのきのまたにのぼりて。とのみあるは點おちたり。きぬすりのえのきのまたとよむべし。衣指は村名にて。河内國澁河郡に今もあり。物部守屋連の所領なりけるよし。平氏が聖德太子傳にみえたり。そこにての事なり。

○舊事本紀第三云。天照太神。高皇產靈尊。勅問^ニ諸神等^ニ曰。昔遣^ニ天稚彥於葦原中國^ニ。至^ニ今所^ニ以久

不^レ來者。蓋是國神有^ニ強禦之者^ニ。我亦遣^ニ何神^ニ。問^ニ天稚彥逗留之所由^ニ也。思兼神諸神答曰。可^レ遣^ニ無名雉亦鳩^ニ。因遣^ニ無名雉鳩^ニ往就之。此雉亦鳩降來見^ニ粟田豆田^ニ。則留而不返。是所^レ謂雉頓使亦豆見落居鳩是其緣矣。この雉のことは。日本紀にもみえたり。鳩をつかはされしことは。日本紀にも。古事記にも。みえぬことなり。

○古事記中卷。垂仁天皇段に。山多和といへり。今も山里のもの、山のひきくて。たわみたるやうの所をいふことなり。たわむといふ心に。名づけたる歟

○日本紀に大織冠鎌足を鎌子連とある所は足を子に書あやまれる歟。欽明天皇の御時中臣連鎌子といふは別人なり

○昔は内大臣。左右の大臣の上にありといふ説は然るべからざる歟。天智紀を見るに。左右大臣を次のごとく舉て。次に内大臣をあげて。百寮の上にありといへば。今とおなじくや

○つれづれ草を注する者。兼好法師が俗姓卜部なるに付て。系譜を出していはく。卜部姓。仲哀天皇御

加茂川のみなそこすみててる月を

ゆきて見むとや夏はらへする

これと思ふに。かぎりある公事こそつごもりにはすなれ。わたくしの家にては便ある日するなるべし

○肩拔鹿のこと。匡房卿の歌にいはく

かく山のは、かゞ下にうらとけてかたぬく鹿は
妻こひなせそ
と堀川初度百首

これは。舊事本紀。第二云。復令中臣祖天兒屋根命。

忌部祖天太玉命。而内拔天香山之眞牡鹿之肩。拔而。取天香山之天波波迦。而令占矣。古事記説

同。此。これらによりてよまれたり。天照太神の天

竈にこもらせたまへる時のことなり。龜の占は後の

事にて。神代には鹿の肩骨を抜取てうらなひけるな

り。は、かの木は。和名鈔云。本草云。櫻桃一名朱

櫻。和名波々加。一云波佐久良。この木歟。延喜式云。凡年中御卜

料婆波加木皮者。仰大和國有封社。令探進之。これ

によれば朱櫻にはあらぬか。うらとけては。萬葉集。

第十一云

夜占問。吾袖爾置。白露乎。
ウラトフ。ワカウデニオク。シラツユヲ

於公令視跡。取者消管
キミニミセムト。トシバキエツ。

此發句を。六帖には。ゆふとけてとあり。いかにか

くはよみおきけるぞとおぼつかないけれど。これによ

りてうらとひてといふべきをかくはよまれけるにや

○神代紀に。天之瓊矛。この瓊の下に注していはく。

瓊玉也此曰努。これを世にとほことよめるは誤

なり。古事記に。天沼矛とあれば。ぬぼことよむべ

し。

○同卷云。妍哉可愛少男。歟。妍哉此云阿那而惠。これを

あなにゑやをとこをえと。可愛を。得の字のやうに

よめるはあやまりなり。えをとこをとよむべし。吉

の字を。えとよむごとく。よきをとこはの意なり。

をとこはといふべきを。をとこをといへるは古語な

り。古事記云。阿那邇夜志愛上袁登古袁。此十字以音下微此これ

とおなじ詞なり。古事記の愛の字は。音を借てかけ

ば。可愛の愛とはおなじからず。萬葉に。梅を烏梅。

柳を楊奈疑とかける時の梅楊のごとし

○同卷云。高輶。これはたかともなるを。今はたか

からと點せる。其ゆゑをえらす。八雲御抄にも。た

かともとあり。輶を柄にまがへたる歟

から衣ひもゆぐれ。例の枕詞なれど。これは贖物のきぬによせたるにやとおぼし。匡房卿。六月萩の歌に云

かはやしろ秋をあすぞとおもへばや

浪のえめゆふ風のすゞしき

此歌は。貫之集をよく心得られたりとみえたり。ふたつのこと。奥義抄。袖中抄。六百番歌合に。顯昭の寄衣戀に。河社をよまれたる難陳の詞。并俊成卿の判詞等に。古義委しくみえたり。前右近中將資盛朝臣家の歌合に。俊成卿のうた

五月雨は雲まもなきを河やしろ

いかにころもをえのにほすらむ

同卿。諸社百首に

さみだれはいはなみあらふきふね川

河やしろとはこれにぞ有ける

後の歌は。彼卿の河社をこゝろえたまへるやうを。釋し定められたる歌なり。續後撰集に後京極殿

春がすみえのに衣ををりかけて

いくかはすらん天のかぐやま

同集に僧正行意

ほしあへぬころも經にけり河やしろ
えのになみこす五月雨の頃
風雅集に。兵部卿成實

かはやしろえのになみこす五月雨に

衣ほすてふひまやなからん

壬二集に

河やしろはすや衣は名のみして

なみにほたるの玉ぞちりかふ

これらみなおなじすぢなり。定家卿のうたに

大井川かはらぬわせきおのれさへ

なつきにけりと衣ほすなり

これも持統天皇の御歌をとりたまへるうへに。衣ほすとは。波をのたまへるは。父の卿の心なるべし。

新續古今集に

前大僧正杲守

うきせのみまさるなみだの河やしろ

ほさぬころものうらみわびつゝ

これは顯昭の意なり。後撰集云。みな月はらへしに。かはらにまかり出て。月のあかきをみて

よみ人えらす

河 社

僧 契 冲 著

○河社。同じく夏神樂の事。昔より此道の先達さまごまにいへる事なり。たゞ古き物をよく見て心得べし。貫之家集第四云。天慶三年。内のおほせとにて。夏菰川社玄のにをりはへほす衣いかにほせはかなぬかひざらむ

又云。同じ四年三月。うちの御屏風のれうの歌。夏神樂行水の上にはへる河社河波高く遊ぶなるかな初の歌。新古今集神祇部には。延喜御時屏風に夏神樂の心をよみ侍りけるとていれり。時代はたがひたれど。まことに屏風の歌にて。夏神樂といへるはたがはず。これらによれば。夏祓の繪。夏かぐらのゑの所どもに。河社とよみたれば。皆六月祓の時のことなり。又右二首ともに。六帖冬部神樂の歌に載たり。四季のうるふ月のうたをも。みな冬につけたることく。類をもて神樂に入たれども。冬の歌とするにはあらず。此六帖によれば。河社。夏はらへは。やがて神樂なり。忠見家集に云。水のほとりにかぐらする

みなかみのこゝろながれてゆくみづに

いとゝなごしのかぐらとおもしろ

これもなごしのはらへを。やがてかぐらとよめる歟。河社とは。延喜式。六月大祓祝詞によるに。天神地祇みな此みそぎをうけたまひ。河の瀬にます瀬織津比咩といふ神。あらゆる罪を。大海の原に持出で。放たまふよしにて。此ゆゑに河原にてはらへをすれば。河をやがて河社といふ歟。もしはむかしは川中に。かりそめに社のかたを結び。神供などをなへて。祝詞などして後。別に神樂をもしけるにや。玄のにをりはへほす衣とは。祓に贖物とて。衣など出すを。小竹にをり懸て。それに麻の葉をもて。水そぎてきよむるを。繪なればいつもさてあるよしに。いかにほせはかなぬかひざらむとはよめるにや。

新拾遺集に

和 泉 式 部

けふはまた玄のにをりはへみそぎして

麻の露ちる蟬のはごろも

此歌を引合ておもふべし。又貫之歌に

御祓する川の瀬みればからころも

ひもゆふぐれに波ぞたちける

ふべからず

寛政八年正月

前波 默軒

○おほよそ此ふみ見むやう條々は圈をもてわかつそれにあげし集物語の歌は一くだりにかく其本歌あるひはこれによりてよめるあるはおのづから似たるまは今の歌をとかむがために載たるなどは二くだりにかけり見まどはせじとなりもとむるには條々の名を端にかきたるに見合すべし

○引たる書はことごとく見合てたゞしつもとの書といへどもあやまれりとみゆるはかならずしもえたがはず

○撰集の歌をあげたる條には家集或異本のたがへるをかつけ家集の歌をあげたる條には撰集或異本のかはりめをえらす見る人に赤き青きしてかたはらにえらすのいたつきをたすけむとなり

○註しつたるにたれ考となきはおほく契沖の説とえるべし所せければいづれの書にあなりとえるさずたまにひそかに考しは今按の字をくはへてわく

○三十六人集に異本あり印本にたがへるを歌のときやすきにつきてえらすこれそのかみ契沖阿闍梨の頃はうづもれて見られざりしを思ひて忠をつくすなり此釋にもとれる所あるを見てわがさかしらすとおも

忍戀の題

一〇三五

今古詠歌のたがひ

一〇三五

住吉四社

一〇三六

吳桃

一〇三六

土左日記

一〇三六

www.libtool.com.cn

河社目錄終

程と頃とつかひたる歌	一〇二二	異體旋頭歌	一〇二六	花のまぐれ	一〇三〇
倉橋川菅	一〇二三	尾上宮	一〇二七	たまきはる命	一〇三〇
そむかれなくに	一〇二三	緋のいろ	一〇二七	紀國や秋さへ霜	一〇三〇
心を得てみるべき歌	一〇二二	曉によはとよめる歌	一〇二七	宮内卿俊成卿女の歌沙汰	一〇三一
貫之歌の下をかへたる	一〇二二	關のことわりわすれたる	一〇二七	もの、ふのやた野	一〇三一
をしま	一〇二三	うた	一〇二七	くさら鳥	一〇三二
えられぬの詞	一〇二三	聖武天皇菊の御歌	一〇二七	本歌の詞の所をかへざる	一〇三二
二荒山訓	一〇二三	公宗堯尋堯孝歌	一〇二七	うた	一〇三二
益田池	一〇二三	さくやいかに	一〇二八	佛法僧	一〇三三
秋夜のおほろ	一〇二四	手枕の塵	一〇二八	あか佛	一〇三三
名もえらし	一〇二四	戀とみゆるを季に入たる	一〇二八	あゑか	一〇三三
三十六人にもれたる歌人	一〇二四	うた	一〇二八	あえもの	一〇三四
菊の本邑	一〇二四	草野秋近題詠	一〇二八	あからめ	一〇三四
隣家	一〇二五	行合の空	一〇二九	二十八宿	一〇三四
津國のこや	一〇二五	尾張かうた	一〇二九	天吉葛	一〇三四
古今集新古今集戀の歌	一〇二五	撰集に入こと不審歌	一〇二九	龍田神廣瀬神	一〇三四
富士歌優劣	一〇二五	あらきさゝ波	一〇二九	新勅撰集雜體を雜部にを	一〇三四
基俊雪を雨とせし歌	一〇二六	入ぬる磯	一〇二九	さめたる	一〇三四
明日香采女歌	一〇二六	にはふの詞	一〇三〇	夢歌夜水付夢野	一〇三五
頓阿物名歌	一〇二六	かなの結句	一〇三〇	藤の季	一〇三五

まつよひ	一〇二一	つもし	一〇一四	柳のいとなみ	一〇一八
春雨のあまねき	一〇二一	えもし	一〇二四	をしなが磯	一〇一八
折たがへたる	一〇二二	へもし	一〇二四	老らくの戀	一〇一八
はるのみや	一〇二二	無名抄後撰の沙汰	一〇二五	桑門	一〇一八
梢によする船	一〇二二	おもてうた	一〇二五	發句つたなき歌	一〇一八
松のはしら	一〇二二	俊成卿うた	一〇二五	玄ほる玄をる	一〇一九
まゆゑろたへ	一〇二二	三日月の歌	一〇二五	内侍兵衛歌	一〇一九
もろかつら	一〇二二	七夕の歌	一〇二五	入日をあらふ	一〇一九
世をそむかんといふ人	一〇二三	歌合	一〇二六	新古今よき歌三首の中	一〇一九
題しらすとあるべき歌	一〇二三	百首歌はじめ	一〇二六	不斷光佛歌	一〇一九
卷の五		時代のこと葉	一〇二六	平家物語歌撰集にたがふ	一〇二〇
呵耐	一〇二三	にしきの浦	一〇二六	有家卿歌	一〇二〇
哥吞	一〇二三	歌の詞いむまじき	一〇二六	位山	一〇二〇
かき見る	一〇二三	たつ塵	一〇二七	をろのはつ尾	一〇二〇
田心姫	一〇二三	世はかぎりありて	一〇二七	かざしの花	一〇二一
そら	一〇二四	忘草忍草	一〇二七	河瀬の山吹	一〇二一
那摩	一〇二四	題の難	一〇二七	方角たがひたる歌	一〇二一
甲乙	一〇二四	園韓神	一〇二七	藤原の都	一〇二一
土雲	一〇二四	嵯峨山	一〇二七	用語のみを遣ひたる歌	一〇二一
いろ葉	一〇二四	都にかへる雁	一〇二八	腰句のて文字	一〇二一

むすばぬ水	一〇〇〇	舟のかちのは	一〇〇三	打なびく	一〇〇七
きのふの雲	一〇〇〇	烟打しめり	一〇〇三	陰ふむ道	一〇〇七
末のしら雲	一〇〇〇	見せばやな	一〇〇四	いなむしろ	一〇〇八
をちの白雲	一〇〇〇	花も幾への	一〇〇四	むつたの淀	一〇〇八
月も旅ね	一〇〇一	梅さくやま	一〇〇四	柳等類	一〇〇八
昔だにむかし	一〇〇一	たな引雲	一〇〇四	をぐらの峯	一〇〇八
鳩の友よぶ	一〇〇一	聲のゆくかた	一〇〇四	春 曙	一〇〇八
烟みじかき	一〇〇一	世のためし	一〇〇六	山の八重櫻	一〇〇九
おもひ入山	一〇〇一	命さへながく	一〇〇六	恨の誰なれば	一〇〇九
おどろかされて	一〇〇一	草に消なむ	一〇〇六	をふの下草	一〇〇九
吉野のたけ	一〇〇二	おのれなきてや	一〇〇六	みしふつき	一〇〇九
枝になき頃	一〇〇二	霞をみてや	一〇〇六	もとあらの小萩	一〇〇九
いたりいたらぬ	一〇〇二	月の入こそ	一〇〇六	秋風を松に残す	一〇〇九
みぞれし空	一〇〇二	宿にもるこそ	一〇〇七	雁の友ゑたふ	一〇一〇
つれなくみゆる	一〇〇二	松の一しほ	一〇〇七	衣かたしき	一〇一〇
秋月ゑろき	一〇〇二	春の一しほ	一〇〇七	わたればにぐる	一〇一〇
夢なりけりと	一〇〇三	春をみやこ	一〇〇七	冬草ゑげり	一〇一〇
をのへの風	一〇〇三	春はみやこ	一〇〇七	とけてねぬ	一〇一〇
いつも初音	一〇〇三	かへるかり	一〇〇七	露の雪山の本末	一〇一〇
かざしの玉	一〇〇三	長なる常磐	一〇〇七	ゑの、はくさ	一〇一一

鷹子	九七五
大芹	九七五
何爲	九七五
安名尊	九七五
櫻人	九七五
葦垣	九七六
葛城	九七六
河口	九七七
無力蝦	九七七
難波海	九七七
石河	九七七
奥山	九七七
卷の四	
万葉集より勅撰の集にと られたるが二部にわた れるうた	九七七
後撰集よりはじめ以下の 集に重出の歌	九七九
後撰	九七九
拾遺	九八一
金葉	九八二

詞花	九八三
千載	九八三
新古今	九八三
新勅撰	九八三
續後撰	九八四
續古今	九八四
玉葉	九八四
續後拾遺	九八五
風雅	九八五
新千載	九八五
續千載	九八五
後撰集より千載集までの 歌評	九八五
後撰	九八五
拾遺	九八八
金葉	九八一
詞花	九八一
千載	九八三
詞評	九八五
ほのゝ	九八五

櫻ちる	九九六
尾花なみよる	九九六
嵐ぞかすむ	九九七
むなしき枝	九九七
花の露そふ	九九七
あやめそかをる	九九七
雨の夕暮	九九七
きのふはうすき	九九七
ぬるともをらん	九九七
かれなて	九九八
露のそこ	九九八
月やをしまのあまのはら付天と	九九八
海人とかよはしたる	九九八
色なる波	九九八
霧立のぼる	九九九
雪の夕暮	九九九
雲ある嶺	九九九
われても	九九九
身をこからし	一〇〇〇
我のみまゐりて	一〇〇〇

字都保物語	九二一	兼盛集	九四〇	殖 櫟	九六八
源氏物語	九二五	貫之集	九四二	總 角	九六八
清少納言	九二六	伊勢集	九四四	大 宮	九六八
大和物語	九二七	順 集	九四六	湊 田	九六八
三十六人集總論	九三〇	元輔集	九四七	得錢子	九六八
人丸集	九三〇	高光集	九五〇	弓 立	九六九
躬恒集	九三一	卷の三		朝 倉	九六九
素性集	九三二	賴基集	九五一	弓 此目當在篠次 下今誤載茲	九六九
猿丸集	九三三	重之集	九五一	催馬樂	九七〇
家持集	九三三	信明集	九五五	澤田川	九七〇
業平集	九三六	元眞集	九五六	高 沙	九七一
兼輔集	九三六	仲文集	九五九	夏 引	九七一
敦忠集	九三七	忠見集	九五九	貫 河	九七一
公忠集	九三七	中務集	九六二	四 阿	九七二
齋宮女御集	九三八	神樂取物	九六六	走 井	九七二
清正集	九三八	篠 人	九六六	飛鳥井	九七三
興風集	九三八	宮 人	九六七	伊勢海	九七四
是則集	九三九	前 張	九六七	庭 生	九七四
小大君集	九三九	階香取	九六七	我 門	九七四
能宣集	九四〇	篠 波	九六八	刺 櫟	九七五

河 社 目 録

卷の一

河 社	九〇五
肩拔鹿	九〇七
瓊予訓	九〇七
可愛訓	九〇七
高朝訓	九〇七
光儀訓	九〇八
穴磯訓	九〇八
猪飼津	九〇八
繼體紀錯亂	九〇八
衣措訓	九〇八
無名雄鳩	九〇八
山多和	九〇八
鎌足鎌子	九〇八
内大臣左右大臣次下	八〇八
卜部家	九〇八
桃子付苦瀬	九一一
急訓	九一一

帶訓	九一二
布遲葛	九一二
鴨川爲三宮川	九一三
母子草	九一三
惟喬親王	九一三
柿本氏	九一三
卯杖	九一四
長柄橋	九一四
古々鳥	九一四
相坂舊關	九一四
伯太彦伯太姬	九一四
惟仁親王	九一四
多武峯墓	九一五
初穂	九一五
吉蘇路屬美濃	九一五
十列馬	九一五
濱名橋丈尺	九一五
筐柳	九一六
遠山綾	九一六
韓紅地	九一六

惠我地	九一六
鹽竈神	九一六
歌場	九一六
錦名	九一七
未加夜木	九一七
由土利	九一七
夫禰の能米	九一七
美那之古久佐	九一七
橘歌	九一七
鴟異名	九一七
玉桂	九一七
落葉衣	九一七
詩歌議論をきらふ	九一八
舟行岸移	九一八
黒犬にかまれて灰汁のた	九一八
れかすにおそるといふ	九一八
俚語雅證	九一八
對句	九一八
竹取物語	九一八
卷の二	九一八

河社序

去きしまやまとみとは天地ひらけはじまれる時より
 大みくに、みち／＼てかぎりなき世々につたはるみ
 ちなればさかえおとろふともあまた、びなるべし
 そのさかゆるや心たゞしく言すなほにて六義方状を
 いです身をさめいへをと、のへ人をさとしおほや
 けわたくしに付て世の用をなせりそのおとろふるや
 えんにもとづき實すくなくくみをむねとしていつ
 はりおほくひとへにたはふれごと、なれる成べしこ
 こにいにし元祿の比阿闍梨契冲攝津國玉造
圓珠庵沙門ふるとの日
 にけにすたれゆくをなげき日本紀童謡の釋よりはじ
 めてあまたの文をあらはされたりそが中に河社を我
 ともから點軒にす、めて印刷せしむ引書校合三とせ
 をへてこたび功なりぬ河社はあざりの隨筆なりさる
よし
物に隨筆をしもかくするとは作者のほいにはあらざ
 めれど人の心はいまめかしきにうつりやすくまめに
 ちちやうなる詞はきはしく思へるならひなるが故
 に延喜天曆の比の歌といへども撰集にいらぬかぎり
 は耳うとく聞えらぬさまになりたりいまだにかゝ
 りはて／＼は我やまととをしもからさへづりのやう

に聞なしつべしこの文はみるにまたがひ聞にまかせ
 てか、れたればくさ／＼のこ、ろづかざるをおどろ
 かしおぼつかなきをさとしていにしへ好める人のみ
 んに益おほかるべしとてなりそも／＼あざりの説は
 例證を引てとわりたゞしく自説をあぐるにもまひて
 つのらすおだやかにさとりやすく名たゝるいにしへ
 の釋にも立まされると年山うちき、に水戸安藤
新介著いへる
 がごとしさればかのあらはされたる文古言好める人
 のゑる所なりまかはあれど梓にのせざればとほつ國
 にはまた上ふみの名をさへまらぬ人もより／＼聞ゆ
 れば卷の末に書のすおなし心ならん人は板につけて
 永世につたへられてよかうはしをひらかれしより詞
 人才子あとをつぎ古言奇説こゝにとなへかしこに聞
 えてまたくさ／＼の文をあらはせりそはすでに板に
 つけたればおくれたるはかへりてさきだちてまらぬ
 人なくなりぬのち／＼はいづれかさきならんなどい
 ぶかる人もいでくべしおくれてすぐれたるもあべけ
 れどなほそのはしをひらきしにはいかでまさらんと
 いふにたよりてさは言をへよとこはる、にいなふべ
 き中らひならねばおもへるやうをかいつけ侍になん

寛政九年正月望

小澤 蘆庵

はしなりしに保元のみだれより世のなかのさまたけかはれるにつれてこの死刑もいとおほくなりぬさてのち天の下をさまりぬれど此ことのきようむかしにかへらぬは世の人のこゝろやう／＼わるくなりてなだめたまひてはあしきわざする人の數そふゆゑにこそあらめいとも／＼かなしむべきことなりかし

ものゑり人はことに善事をすべきこと

こゝの書はさらなりからのにまれ天竺のにまれ書をよみあきらめたるをその道みちのものしり人といふべしさる人はあだし人よりすぐれてわが世のかぎり善事をなさんとおもひつとむべきことになんさいふはいづれの道もあしきことなすをいさめよきことすべきやうをすゝめをしふるひとすむなるにそれをあきらめしり人のゑるべきをもするものゝみづからはさせざらんには天地の神いみじうにくみたまひとがめたまひ世の人もしたくそしるべきことなればなりましてあしきことしたらんはそのつみかいなでの人よりは千重まさりなんかし

此松の落葉よ木かげにつもれるをかきよせいれしによつのかたみにみちてなほのこれるおほし庭のかきねくま／＼に風の吹よせてあるをもかきあつめなばいまいつゝむつのかたみにもといふやうなれどさておきつ其ゆゑはめでたき玉やめづらしき石やをひろひあつめて見るにさへかすおほければあくこゝちもまじるならひなるをましてかれ葉の年へてつもりにたるは大かたはくちくろみてきたなきをやいと／＼うるさくなりてぞ

松の落葉四の巻終

ど大なるいさをのたちぬべくなん同書に以て見占隱
以て往察來といひ三軍之災生於狐疑といへる此ふ
たつをかよはしおもふにかみにゐて何にまれぬもな
る人にことよせてなさしめんに以て見占隱といへら
んやうにその人のつねのさまかう／＼なればかばか
りのことはなしえんとおもひさだめてのちはものう
たがひせずさしはなちてなさしむべしうたがはれて
はよろづにおもひたゆたひつゝ、なすからにえしをへ
ぬぞかし上のくだりにいへるやうにかれをこれにか
よはしておもひなばをさまれる世のをしへにもなり
ぬべしさて兵家の書あまたあれども七書をむねとよ
むぞよからん

驛路鈴

續日本紀三の巻の慶雲二年のくだりに給て大宰府飛
驒鈴八口傳符十枚長門國鈴二口と見え續日本後紀
二十の巻の嘉祥三年のくだりにば賀天子神璽寶劔
符節鈴等奉て於皇太子直曹とあるをおもひわたす
に鈴は天子のみあるしにたまふものにぞありけるお
ほやけごとにてものへゆくに此鈴をならしゆけばう
まや／＼より馬をも人をも出すこと、おもはるさる

からに飛驒鈴とも驛路鈴ともいへるにぞ延喜式四の
巻に凡驛使入太神宮堺者到于飯高郡下樋小河
止鈴聲とあるにてならしゆくゝとえられたりかくや
んごとなきものゆゑに公式令に其驛鈴傳符還到二日
之内送納とありておほやけごとをはりかへればすみ
やかにかへしたてまつることになんいにしへはうま
やぢのみのりのかゝりしかばおほやけごとならでは
馬も人も出すことなくうまやのをさもいかにこゝろ
やすかりけん今も大かたのみのりはさやうなれども
いとことえげくゆき、の人おほくなまかしこくもな
りておほやけごとによせてとかくする人かずえらす
あればうまや／＼ものどもたへがたくくるしとぞ

いにしへは死刑いとすくなかりしこと

六國史を見るにわがみかどのいにしへはおもきつみ
ある人のきらるべきをも大かたはなだめて遠流にな
したまふことにて死刑はいと／＼すくなかりきさる
は人のいのちはすめ神のみこゝろにふかくをしみた
まふゆゑにもあるべし獄令に死刑をおこなふには三
度覆奏するよしにいひその日は雅樂寮音樂をやめな
どいと／＼おもきこと、したまへりきかくよきなら

じ

今の世の武士の兵家の書よむこゝろえ
いとようをさまりてめでたき今の大御代にはた、か
ひのあるべきやうさらになけれどもよそのえみしの
來ていかなることをしいでんもはかりがたく世には
おもひのほかなることのあるものなれば武士は兵家
の書をもよく見てそのすぢをこゝろうべく國々の守
につかふともがらのかろきかぎりは太刀うちふり
弓ひくたぐひのわざのみならひてもさてあるべけれ
どおもきそくなる人何くれのことゝるきはのゑらで
やはゑかにはあれどもめのまへにさしあたりてはや
うなげなるわざなればさおもひつゝもあだしわざに
うちまぎれなさずしてすぎぬべきことにぞさる人の
ためにおのれがおもひとれるひとふしをいはんそは
兵書にいへるすぢを今の世のことにおもひわたして
こゝろうるになんゑかすれば國郡のことおこなふに
もさとくかしこくめのまへのことのまなびとなりぬ
べし孫吳の書によりてそのよしひとつふたつひて
んまづ孫子に令之文齊之以武といひ吳子に内
修文德外治武備といふことをつねにわすれずも

のじたらんには國郡の人どもなびきゑたがひもしお
それもしてよくをさまりなん又孫子に知彼知己百
戰不殆不知彼知己每戰必敗といへるごとく
民のやうをよくゑらざればことおこなひがたくおの
れがなすことのよしあしをよくわきまへゑらずして
はおこなひても民ゑたがはず又辭卑而益備者進也
といへるをおもひて何事のうへにも心をふかくとゞ
め見しりて人にはかられぬやうにせなん國を治るは
戰とはことなるふしありて人はかるはわるけれども
人にははかられては心ならぬあやまちもすべし同書に
鳥のたつを見あつまれるをみてつはものゝかくれた
るとをらでむなしきとをゑるといへるにならば心
さとくなりぬべく又餌兵勿食のいさめをわすれず
ば來てはこゝろをとり言よくいふ人にあぢむかるゝ
とあらじ吳子に安國家之道先戒爲寶といひ又不
和於國不可以出軍といへるなどげにさること
にて守のためにことゝる人のなに事をなさんにもゑ
かしてあやふくはあらずやとふかくおもひめぐらし
かみゑもの中そはくしからぬやうになしえてのち
ものじたらんははじめははかくしからず見ゆめれ

ならしば 椎^ハゑば

檜^ハゑば椎^ハし^ハのたぐひすべてなにし^ハばといふは大本
ならずしてひきくて小枝を折りとり薪とすばかりの
木をいへる名なるべしさればちひさきなら^ハゑひの木
にして別にさいふ木のあるにはあらず^ハゑばを小枝な
りといふあかしは日本書紀に折^ニ取^ニ枝^ニ葉^ニのもしを^ハゑ
ばをりとりとよみ古歌に^ハゑばをりたくといひ^ハゑば垣
もの小枝をあつめゆひたるかき^ハゑをりも^ハゑばをりに
て木の小枝を折かけて山路のめ^ハゑるしとなすこゝろ
なるべしこれらをおもひわたして^ハゑるべし

をしね

をしねは小稻なりをはかろくそへていへる詞にて車
を小車といふがごとし稻をしねといふは和稻^ニ荒^ニ稻^ニの
例ならずやさを歌よみのおくてのこと、こゝろえ
ておしねとかけるををりく見たりき續後撰集に
「かたをかのもりの木の葉のいろづきぬわさ田のを
しね今やかましと爲家卿のよみたまひしもたゝ稻
のこと、こそきこゆれ

高砂のをのへ

山の峯を高砂の尾上といふははりまの地名にたかさ

都のつと

この尾のへといふありて名高ければ山の尾のへのま
くら詞のやうに高砂とはいへるにて津の國のなには
おもはず石のかみふるとも雨になどいへるたぐひな
りさるを後撰集に兼輔の「みじか夜のふけゆくま、
に高砂のみねの松風ふくかとぞきくとよめるははや
く心えあやまりてよめるなりみねには高砂といふべ
きよしなし砂のつもりて高くなりてといふ舊説はい
いとつたなしならは高砂の山とこそいふべけれ

見きり

甲陽軍鑑に山本勘介がいへらくまけ軍にも見きりを
よくしてふみとゞまるべしといへりげにさることに
てた、かひのみかは何事をなすにも此見きりといふ
ことを心えてあらんにはいたくあやまることはあら

長六尺
廣五尺

と見えたり 土佐日記には船やかたとありかたは人形のかたと同じことにてまことの屋ならずたゝそのかたちをなしたるこゝろなり月詣集の歌に旅やかたとあるもいにしへの旅にはかりに屋のかたちなるものつくりてやどりけるよりいひそめてさせぬ世となりてもなほいひなれたるまゝにいへるなればこれも車の屋形と同じこゝろなりさるを甲陽軍鑑によき人の家を屋形といへりこはうちは殿づくりにてなほ人の屋のかたちしたるのみとゑひてよきかたにいひなしたるにこそこれにならひて今もさいへりいにしへより中ころまでの書には見えぬことなり

一家

今の世に親族どちかたみに一家といふはふるき世よりのいひならはしにぞありけるこはいと／＼ちかきうからの人どちいふべきことぞかし北山抄三の卷に左大臣跪長押上二右大臣跪長押下二兄弟之間其儀不_レ同一家之説何異乎と見え榮花物語衣の珠の卷には此大納言殿入道殿は一家にてむつまじき御事ぞかしとあり

猿樂

さるがくのはじめは猿のまねしてをかしきわざしけるよりさる名はいひつらんさてのち此たぐひのをかしきわざ何くれといできぬれどそのおやなるゆゑにすべてをかしきことするを猿樂といふやうにぞなりにけるそは宇治拾遺に陪従はさもこそはといひながらこれは世になきほどのさるがくなりといへるにてゑるべし陪従のをかしきことゑたるを猿がくとはいへるにてことに猿樂といふわざしたるにはあらずさてさるがくのたぐひのをかしきわざといふは西宮記四の卷相撲のくだりに種々雜藝とあるところに左見蛇樂散樂二右犬吉干とあるこの四くさの藝などなり同記に散樂侍臣五位六位童相校走井弄玉と見えたるにてそのさまおほよそにはゑられつをかしかりつるよしは三代實錄三十八の卷に右近衛内藏富繼伎善散樂二令人大咲とあるにておしはかられつ蛇樂犬は蛇のまね犬のまねをせしにぞあらん吉干はそのやうさらにゑられず今の世には能といふわざをぞすなるそのわざをかしからぬを猿樂といふは此能にそひたる狂言の藝のいとをかしかればそれを猿樂といひしを後に能のかたにはいひうつせるなるべし

る人のたまのさらにあらはれぬもおほかればたれも
たれもあやしむとになん高尙がおもへるやうをいひ
てん人死すればその魂神のゑります世界にいらてほ
とくたふときいやしき神となりてをれば此世に
あらはれいづるものにはあらず神のめに見えたまは
ぬに同じゑかにはあれどもいにしへよりいとくま
れには神のあらはれたまふことのあるごとく人のな
きたまもゆるありては神のみはからひにてあらはれ
いづることにこそそのゆるよしは幽冥のことなれば
此世の人の心にはさらにおしはかりゑられぬになん
春秋左氏傳に趙氏の先祖のなきたまのあらはれて晉
景公の夢に見えていへることゝものの中に殺余孫不
義余得請於帝矣といひて壞大門及寢門而入入公
懼入于室又壞戸公覺召桑田巫巫言如夢とあり
これは二とせさきに晉侯の趙同趙括をころし、によ
りてを此事成公の十年のくだりに見えたりかしこに
て帝といへるは神のことにてすなはち幽冥のこと、
りたまふ神をさしていへるなりこは大穴牟遲神にぞ
おはすなる此神の幽事ミコトをあらせたまふこと神典に見ゆ
さて此祟りやまずして景公はつひにうせにきうきた

るにはあらずさればなきたまのあらはるゝは神の
みはからひになんみづからはふかく心のこりても幽
冥のととりたまふ神にこひてゆるしたまはねば此世
に來てとかくすることはなりがたく神もたはやすく
は然させさせたまはぬとゆるにこそなき魂のあらはれ
見ゆるはいとくまれなるらめ人のなき魂は幽冥の
神のゑります世界にいらて身のほとくの神となり
てありといふことはいにしへの物知人のこゝにもか
らにもさらにいはれざりしことなればいかゝあらん
とおもひうたがふ人のあるべけれどこはかならずさ
やうなるべし神のあらはれたまふはおほくは夢に見
え人にかゝりたまへどまれには加茂明神の翁となり
て冬の祭をこひたまへるやうのこともありき人のな
きたまも夢に見え人にかゝりかたちをあらはしもす
るさままたく同じきは神なるにあらすやすることわ
りと得請於帝となきたまのまさしくいへることを
おもひあはせ三のゑるべをも見ておのがいふことの
みだりならぬをゑりてよ

屋形

やかたといふもじは延喜式十七の卷に腰車一具屋形

むかしは天の玄たに人すくなかりしけにや天狗こた
ま鬼やうのものところえてあやしきことゝもおほく
ありけんかしおのれは玄かおもひとりてあれど天文
まなびせざればこゝろもとなくてみやこの小島氏に
せうそこしてとひしにいひおこせけるやう星のおつ
ること古き書にも見えたれどこれは星にはあらずみ
な火氣の所爲なり大流星奔星なども同じ常にみゆる
流星も地中より陽物登りて火際にいたり 又熱際ともい
みづに分て地に近きを温際といひ中
天を冷際といひ上天を火際といふて火燃つきてとぶになん
ぞたより見れば星に似たるによりて流星と名づく星
のあまた隕るやうに見ゆれば天文亂るともいひしな
らんいにしへより名ある星のうせざるを見て流星は
まことのほしにはあらぬをえるといひおこせきげに
さやうなるべしたゞし日本書紀に七星俱流東北と
かきたまひ續日本紀に天衆星交錯亂行无常所と見
えたるは七星又は常所など、こゝろとゞめて見えり
たるよしをかけるさまなれば火氣とおもはれずこ
れらは火氣の玄わざをまねびて天狗のことをへてあ
やしきさまを見せたるにやあらんさて小島氏は名を
好謙といひて天文まなびをなしえて世に名高し一と

せみやこにありつるころおのが旅のやどりをとひき
てあひつるより玄たしくなれる人になん

化物

神代には草木石などものいひさて後も欽明天皇の御
代に禹武邑人探シヒラ拾シヒラ樵子コナシハヤト爲オキタハジ欲コナシハヤト熱コナシハヤト喫コナシハヤト著オキタハジ灰裏ウチ一イリヌ炮其
皮甲化コ成二人一飛騰火上一尺餘許經時相闘とい
ふ事ありて日本書紀に見ゆこれらはあらぶる神てん
ぐこだまやうのもの、より來てあやしきさまをなす
になんありける又狐狸はさらなりすべて年經たる獸
は人になることあり推古天皇紀に陸奥國有格化人
以歌之と見えたり此ふたくさを世の人化物とぞいふ
なる

幽靈

世の人の幽靈といふものは人のなき魂のかたちをあ
らはすことにてやまともろこしの書に見え又今もま
さしく見つかうゝのさまなりしなどかたる人もあ
りけり大かたはうらみもし玄たひもし又は何にまれ
ふかく心をのこして死にたる人のたまのあらはるゝ
にぞありけるされどまれにはさやうならぬもまじり
又いとゝふかく心のこるべきことありて死につ

の卷九日の宴のところに内藏寮給_二紙筆_一 應和二十五
不置_二紙筆_一
依無_二柳_一と見え同記に上卿以_二在_レ前紙筆_一入_二柳宮_一と
 も見えたるにて紙筆をおきもしいれもするものとぞ
 せらるゝたゞし紙筆のみにあらず探韻をいれたる土
 器を居_二柳宮_一といふこと同記に見えます鏡老の浪の
 卷にはまろかねの御へぎ柳宮にすゑてともいへり

時より鐘鼓をうつこと

今の世時をつげてうつに鼓をうつあり又鐘をうつも
 ありてひとやうならすいにしへは時を鼓剋を鐘とま
 らせうつものゝかはりてありつるに剋をまらせうつ
 つにてこれは鼓ぞ正しかりける貞觀式に凡知_レ時以_レ
 鼓示_剋剋以_レ鐘以_レ鼓者肇_レ九而畢_レ九とあるを見てい
 にしへのやうをまゐるべし日本書紀天智天皇の卷に
 置_二漏刻_一於新臺始打_二候時_一動_二鐘鼓_一とあればはじめ
 より鐘鼓して時剋をうちけるなり職員令にも漏剋博
 士二人掌_二率_一守辰丁_二伺_レ漏剋之節_一守辰丁二十人
 掌_二伺_レ漏剋之節_一以_レ時擊_二鐘鼓_一と見えたり此守辰丁
 をときもりといへり

山もり

歌にやまもりといふことは續日本紀五の卷元明天皇
 の和銅三年に初充_二守山戸_一令_レ禁_レ伐_二諸山木_一とある
 其ころよりいひそめてつぎいひあへるなるべ
 し

星隕天文みだるといへる事

日本書紀天武天皇の卷に昏時七星俱流_二東北_一則隕之
 庚午日沒時星隕_二東方_一大如_二釜逮_一子戌時_二天文悉亂_一
 以星隕如雨と見え續日本紀の聖武天皇の天平七年
 のくだりには五月己未天衆星交錯亂行无_二常所_一とも
 みえ同紀光仁天皇の寶龜二年のくだりには有_二星隕_一
 西南_一其聲如_レ雷といふことあり同三年四年にもうち
 つゞき星の隕ること見ゆいともあやしきとなり
 かし朝廷の正史にかくあるされたればうきたることは
 ならすそのかみまさしくかゝるさまの見えつるには
 あるべしまかにはあれども七星まさしく隕たらんには
 は今あるべきやうなきにさだかにそらに見えてあり
 天文まことにみなみだれなばなほるともものとのごとく
 にはなりがたからんをいにしへのまゝなるをおもふ
 にかの僧晏僧がながれ星を見て天狗なりといひしど
 とく天狗のさるさまを世の人に見せたるにぞあらん

る

笠

かさの玄なくさぐありよき人のはきぬがさおほが
さになんきぬがさのこと衣笠内大臣ときこゆる人の
おはせしによりて衣笠と心うるはわろし和名抄に華
蓋和名岐
沼加散黄帝征蚩尤時當帝頭上有五色雲因其
形所造也と見えていろ／＼のきぬしておほひたる
ものにて絹笠なり儀制令にも凡蓋皇太子紫表蘇方裏
云々親王紫大纈ユハ一位深緑三位以上紺四位縹四品以上
及一位頂角覆錦垂總云々唯大納言以上垂總竝朱裏
總用同色と見えて衣をおほひたるさまにあらず頂
角覆錦とあればなべてはそめたる絹もてはれるな
りおほがさのとすぎにし文化八年のう月に京にまゐ
りをかししかばかもの祭見にゆきしに勅使菅のおほが
さをたせられきことしよりはじまれるなりとぞみ
やこ人いひけるそは久しくすたれたりしをおこした
まへるにぞありける西宮記十一の卷に菅笠公卿及祭
使御襖前驅持之白鳳制云三品
已上聽菅笠とあるによりてものした
まへるにこそ菅にてはつくりたれどきぬがさにつぎ
てはこれもとやんごとなきかさなりかし玄もさま

にてはむかしも今もなべてちひさき菅笠をぞきるひ
がさは檜にてつくりて柄あるかさなり日笠とこゝろ
うるはわろし菅笠のたぐひの名になん今もこの國の
山里につくりいだすところあり人のえさせければお
のれももてり扇につくるやうにものしたるなり榮花
物語御著裳卷におきないとおやしききぬきやれたる
ひがさとしてあるをみるべし又ぼうし笠といふあ
り帽子に似たるつくりぎまゆゑにこそさる名はおひ
つらめ同物語音楽の卷にぼうしがさきたるものぞあ
なかなめりと見えたるとありいやしきかたちなる
からにみやこ人はきぬよしなりさて又世をすてたる
人のきる笠にあやはがさといふあります鏡春のわか
れの卷にすぎしころ資朝も山伏のまねして柿の衣に
あやはがさといふものきてといへりなほなにかさく
れ笠といふあれどうるさくてもらしつ

柳筥

柳筥は紙筆をいれもしうへにおきもして歌のまとゐ
のをりなどにいとたよりよきものになん今の世にや
ないばといひてほそき木をあみたる臺は柳ばこをは
ぶきいひ筥をだにかへたるにぞありける西宮記六

も年久しくうちつゞきさせざりしことよかくいふは
文政十とせあまり一とせといふとしの冬高尙六十五
にてやまひおほかる身の近きとしごろおもくわづら
ひてほけ／＼しうなりまされるになん

鹽梅

むかしはものを煮るに玄ほとうめとの汁をいれ又煮
たるものにそゞもして味をそふることにてその玄
るの加減のよしあしを鹽梅よしともあしともいへる
になん今もさやうにはいへども醬油といふものい
きてのちはかの汁をものすることはやみぬ西宮記六
の卷九日宴給氷魚くだりに采女一人持氷魚一人
執鹽梅一度御前云々以在前器分取以汁加上と
見え又各取氷魚少許入在臺盤之器上取汁波
上にもいへりこれを見てむかしのやうを煮るべし
さて汁といふは鹽梅の煮るにて同じものなり

かんばんといふ衣の色黒き事

今の世にめしつかふ奴にきする衣にかんばんと名づ
けたるあり其色くろきはいにしへのなごりなり日本
書紀持統天皇の卷に詔令天下百姓服黄色衣奴
皂衣とみえ儀制令にも家人奴婢橡黒衣とあり

扇つかふはなめきわざとする事

檜扇をも夏の扇のかはほりをともに扇といへるに
よりていとまぎらはしひあふぎは冬も束帶のをりも
つものにてこれはもつをなめしとせずかはほりはも
つをなめきわざとしましてつかふはいと／＼むらい
のこと、す續日本紀二十四の卷天平寶字のぐたりに
御史大夫眞人淨三以三年老力衰優詔特聽宮中持扇
策杖と見えたるは年老ては扇つかはずしては夏の
あつさのたへがたければむらいのことなれどゆるし
たまへるよしなりかはほりを夏の扇といふことは清
少納言枕冊子に見るにつけてすぎぬるかたこひしき
ものこそのかはほりといひ榮花物語音楽の卷にいろ
いろのかはほりをひらめかしつかひたるけはひあり
さまつき／＼しうみゆといへるを見て煮るべしさて
扇つかふをむかしの書になめきことにいへるは北山
抄七の卷に著廳之間與傍不語輒無用扇大鏡三
の卷にうち見れつ、馬のたづなひかへて扇たかく
つかひてとほりたまふをあさましくおぼせど同八の
卷にえたりがほに扇うちつかひつ、見かはしたるけ
しき云々などなりみな夏の扇のかはほりにぞありけ

もひてさかなはみつにかぎることゝす

粥

むかしの物語ふみにかゆといふことのあまた見えた
るを今の世の粥と思ひてはことたがひぬべし江家次
第七の巻解齋のくだりに藏人供^三御粥^一 聖粥也
高盛之と見え
又立^三御箸粥上^一入御とあるにておもふべし粥といふ
は今の飯なりむかし飯といへるはこしきにてむした
るものにて今の世にいはゆるこはいひのことぞ

もちひかゝみ

む月のもちひをかゝみとはむかしもいひきそは榮華
物語のほみ花の巻にむ月にもちひかゝみ見せ奉らせ
たまふとてきゝにくきまでのりいはひつゞけさせ
たまふことゝも云々といへるを見てゑりぬさるはむ
月にはことさらに神をまつればたてまつりもしいは
ひのものともすとてもちひを鏡のごとくまろく大に
むかしも今もものすればなるべし

五節供

今の世五節供とて一とせのうちに五度いはふ月あり
西宮記に七月七日内膳供^一御節供^一 付采女二采女付女房
五七九日同之但三月不
膳式一とあり五七九日とは五七も日といふべきをは

ぶきてかゝれたるにて五月五日正月七日九月九日も
七月七日に同じといふことゝきこゆ三月三日は内膳
式にはいらねどもこれも同じやうにいふ日となり
ぬといふこゝろにこそこれを見れば今の五節供の日
を昔よりいはふ日とせしことはゑられつ四節は内膳
式にありてまたく同じからんには正月七月をはじめ
にして五七九日同之とあるべきに七月七日をはじめ
にかゝれ江家次第八の巻にも七日七日のくだりに同
日御節供内膳司付^三采女^二采女付^一女房^一入^レ自^三鬼間北
障子^一供^三朝餉^一と七月七日のことをゑるしてほかの
せちをはぶきたりゑかあればことにおもきにやとお
もへば延喜式なる三節五節の中には七月七日三月三
日は見えす同式四十五の巻に大儀中儀小儀をわかし
ていへるうちにも正月七日中儀五月五日九月九日小
儀とありてこれにももれたればさやうにてはあらじ
いかなることにかあらんおもひえがたきは老のなら
ひにて見しこともわすれ考へもらしてゑられぬにぞ
あるべきいとくちをし老はけざりしほどにかきたら
ましかばつたなくともかうやうにものわすれはせざ
らましをわが神の宮ところにもものさわがしきことゝ

十一巡王公唱哥擊筭公宴酒興延長云々と見えたり
酒といふもののめばうれひをわすれくすりとなるを
はむめとしてまじらひのむつびにもよろしく何くれ
とよきことおほかるものなれどゑひすぎてはあやま
ちもしいで身の病ともなれば三度三獻とかぎりたる
さほうありしはうべなりけり酒のみかはすべてよし
ぞおもふこともすぎてはあしきことゝなるぞおほか
る胡盧山といへるから人の酒飲微醉花看半開といひ
しはげにさることぞかし

上戸下戸

酒をよくのむ人を上戸といひえのまぬを下戸といふ
はいにしへ百姓の戸口をいふにその口の多少により
て上戸中戸下戸といふことのありしかば酒のむこと
の多少をそれになぞらへていへるになん戸口のこと
は日本書紀持統天皇の巻に大臣よりつぎ／＼宅地を
たまふことをいへるくだりに至無位隨其戸口其
上戸一町中戸半町下戸四分之一とあるを見てゑるべ
し

うちあはび

うちあはびはうす鰻とものしあはびともいひていに

しへよりもちひたるものなりきうちてのしてうすく
なしたる鰻なればかくいゝろ／＼にいひつるを今はの
しとのみいへり延喜式七の巻踐祚大嘗祭のくだりに
薄鰻四連生鰻とありこの薄鰻は生鰻とことにいへれ
ばのしてはしたるにこそ西宮記七の巻に御飯よりさ
きに鮑羹を供すると見え又つれ／＼草にいへらく最
明寺入道鶴が岡の社参のついでに足利左馬入道のも
とへまづ使をつかはしてたちいられたりけるにある
じまうけられたりけるやう一獻にうち鮑二獻にえび
三こんにかいもちひにてやみぬといへり此初獻のう
ち鮑なるも鮑羹を御飯よりさきに供するとを合せて
おもふに今の世めづらしきまらうどの來てあるじす
るにまづのし鮑をいだすことは昔よりのならはしの
なごりにぞあらんさてついでにはんかの左馬入道
の三獻のさまを見て昔のあるじまうけのおろそかな
りしをおもひ今やうのいみじうをごれることをゑる
べしのみくふものにいたく心をいれてとかくするは
いと／＼いやしきわざなればむかしのやうにこそな
りがたからめこゝろすべきことぞかしおのれかへで
の園にてまらうどにかはらけいだすにいにしへをお

ぬためにも、かたへにいさ、かかきつくるをむかしは袖書といひき今の世にはそれを袖びかへといひ又そをはぶきててびかへともいひていかなるともゑられぬやうになれり江家次第四の巻に可_レ注_二付今夜拜任官於申文袖_二其上合點と見えたるにてももの、かたへにかくを袖にかくといひつるををゑるべし又同巻に次攝政下_二給申文_一各有_二短冊_一大辨置_二笏於左方_一及_レ給_レ之置_二視前_一選_二出可_二袖書_一申文と見え又短冊の袖にゑるすといへることもあり申文にはかたへに短冊つきてあればそれにいさ、かかきゑるすを袖書といへるなるべし

ふうに墨をひく事

ふうに墨をひくことむかしもありき江家次第二の巻敘位のくだりに以_二紙一枚_一卷_二其上_一以_二紙搓_一結_二其一中_一其上引_二墨と見えたりふうに印をさすばかりのものならぬをゑかすること昔今かはらず

起請

續日本後紀十二の卷承和九年のくだりに大宰大貳上_二奏四條起請_一といふことあり其四條を見るにみなもとゑか_レせしことをあらためてかう_レせん

こへるなり發起して請ぶこ、ろにぞありける今の世にちかふこ、ろにいふはいたくたがへり

酒のむさほふ三度三獻の事

ひと杯の酒のむを一度といひ三度のむを一獻といひきなみゐたる座にてさかづきを一たびめぐらしのむをば一巡といへりさてももの、儀式にうるはしくのむは三度と三獻とにぞありける西宮記一の巻に藥子嘗_二之次供御第三度と見え大鏡六の巻に御加茂詣の日は社頭にて三度の御かはらけ空にてまゐらするわざなるをその御時には禰宜神主も心えて大かはらけをぞまゐらせしに云々とあるなどを見れば三度は酒のむさはふになん西宮記一の卷臣下大饗のくだりに三獻問客人不_二動座_一四獻以後諸卿起_二座獻_一盃と見えて三獻もうるはしく酒のむさほふにぞありける又同記五の卷定考のくだりに三獻後居_二粉熟飯_一數巡後居_二餅饌_一と見え北山抄一の卷二宮大饗のくだりに三獻後有三_二音樂_一數巡之後_二云々とあるをみれば三獻うるはしくのみをはりてのち度々さかづきめぐらすともありしなりされどこれも大かたのさだまりはありとゑられつ北山抄に節會酒巡_二不過_二七許巡_一而今日及_二

のうちに正身固爭天不_三承伏_一止_毛止_毛子并從者等平拷訊
須留事端既顯天とみゆこれは善男が應天門をやきし
爾罪にて遠流せらるゝをりのことなり善男をさして正
 身といへるなり

印

印は日本書紀のふるき訓におして又はゑるしとも見
 え符をおしてふみとくにつけたるをおもへばむかし
 より印はおしてといひしなりけり此印といふものお
 はやけのやう延喜式に内印一面料熟銅大一斤八兩と
 見え外印そのほかの印みな料の熟銅いくらといふこ
 とをゑるされたり公式令には内印方三寸外印方二寸
 半諸司印方二寸二分諸國印方二寸とあるを見れば銅
 にてつくりて内印のおもきはいと大につき／＼はこ
 とのさまのかるきにゑたがひてやう／＼ちひさくつ
 くらせたまへりさて今昔物語に守硯をとりよせて文
 をかくかきをはりてふうじてうへに印をさしてそれ
 を文箱にいれてその文ばこのうへにも又印をさ、せ
 てとあるを見ればわたくしにもちひさき印をばもち
 ひしこと、おもはる又文をふうじて印をさすも今の
 世に同じわたくしの印も人の身のほどにゑたがひて

ちひさきが中にも大小のけちめはありしにこそさて
 その印にゑりたるはその人の名の文字なるべしさお
 もふは源氏物語橋姫の巻に此袋を見たまへばからの
 ふせんれうをぬひて上といふもじをうへにかきたり
 ほそきくみして口のかたをゆひたるにかの御名のふ
 うつきたりといへり御名のふうといへるはふうに名
 の印をさしたるをいへることなるべければなり又日
 本書紀持統天皇の巻に神祇官より木印ひとつをたて
 まつりしこと見えぬればさてのちはたよりよきまゝ
 にわたくしのは木にてもつくりけんかし

白紙

ことのよしはかきても印さ、ぬを白紙といひき續日
 本後紀十四の巻承和十一年のくだりに主水司言司家
 之政觸_レ類繁多而本自無_レ印只用_二白紙_一事涉_二輕疎_一未
 免_二嫌疑_一望請准_二内膳采女等司_一被_レ給_二件印_一者勅
 宜_レ宛_レ之これを見てゑるべし白紙といふはことのよ
 しはかきてあれども印なければ人のうたがふよしな
 り

袖書

袖は衣のかたへによりてつきたるものなればわすれ

はなりぬ今の京となりては近江丹波などをこそうち
づくにとはいふべきにさやうのことこそえす

貢を進といふ事

今の世に年の貢をえをさめぬを未進といふこれはい
にしへよりまかいひつることになん延喜式十一の卷
に凡諸國例進地子仰所司毎年七月以前申見進未
進數隨卽下符令催進之と見えたり東鑑にも諸
國莊園免除兵糧米進とあり

えうといふ語

むかしのかな文にえう又はふえうといふは字音の語
とは見ゆれど要にや用にやさだかにえられず要はえ
う用はようにてかなことなればいづれとおもひさだ
めずばものかくにまどはしかるべし師の玉かつま八
の卷には菅原贈太政大臣の書齋記の適依有入用入
在簾中といふ語をひきいで、用にてもあらんかと
おもはるよしにいはいはれたれど日本後紀に長門國部
内不要驛家とあるはかな文にふえうとかけるにこ、
ろもよくかなひ台記には依有急要とかかれ東鑑
にも尤可爲御要人之故々同書に今朝武衛有御
要召筑後守俊兼とかけるなどみな要なればおほ

きにつきて此字とさだめてえうとかくべしさて要を
用と同じこ、ろにいひたるはむかしの字音の語のつ
かひざまにぞあるべき管家の用の字をかき給へるは
から書まなびをたて、したまひし君なればそのかた
によりてものしたまへるにやあらん五雜俎といふか
らふみに川中貢野蟹所吐成繭織以爲帛大僅如紙
每供御用之後即使棄擲と見えたりこは近き世の書
なれどかしこに用の字をかきならひたるゆゑにこそ

げかう

京よりことどころへゆくを北山抄に下向とか、れ今
もみやこ人の關東下向などいふこれなり又ものまう
でしてかへるをば還向とぞいふ大鏡八の卷にいなり
まうでのことをいへるくだりにえその日のうちに還
向つかうまつらざりしかばとかけり還向下向かなに
はともにげかうとかくことなればおもひまごふ人の
ありやせんとてかくぞ

さうじみ

これは正身の字音をなだらかにいへるなり俗語にそ
の本人といふ心なりと師のいはれしはさることなり
三代實錄十三の卷貞觀八年のくだりに深草御陵告文

かきたらんをあしとがむべきことにはさらにあらずなんこゝろえおくべし

記録所 領家地頭

延久のころみかどに記録所といふところをさだめたまひてはじめは天皇の御みづからうたへごとき、たまひことおこなひたまひさてのちもことゝりたまふ人々そこにつどひてものしたまへりき頼朝卿のころまでもさやうになんそのかみ鎌倉より朝廷に申たまひしことを東鑑にゑるせるやう領家は尋常にて地頭不當無極之所多候又地頭尋常にて年貢不致_ニ懈怠_一所々も候而領家の中にも地頭惡み乗勝て訴申事も候之中承及候也然者記録所へ被_レ召候て決_ニ眞僞_一御裁許候者不當地頭は成_レ恐て云々九月三日頼朝と見えたり領家といふはもとよりその國郡をゑれる人にて公家衆多し地頭といふは頼朝卿のはじめて國郡に國司領家のほかに守護地頭とてことおこなふ人をそへたまへるにてそれが年の貢をもとかくして國司領家にさゝげ兵糧と名づけてことにもとりつされば民の貢は此時よりぞおほくなりける今の世は領家あるところに地頭はなくことのさまたがひてたゞ領主地

頭といふ名のみのこれり

莊家 名主

莊家名主といふは守護地頭のゑたにありてこれもおこなふものにぞありけるたゞし莊家は延喜のころにたてられてふるけれども守護地頭いできては其ゑたにあればゑたがひてものすべし昔は郡のうちに莊ありてその莊のうちに名ありしなりそのゑるしは東鑑に新屋莊永平名松永名とかけり同書に鹿島社領名主貞家といふこと見え又同書に子細莊家皆存知とあれば此ころは莊家名主守護地頭にゑたがひて貢のこととりつたへつとゑられたりさるからにそのなり見えて今の世にも莊屋名主といふもの貢のことおこなふになん

五畿内

五畿内はいつ、のうちつくにとよむべしはじめは大和山城河内攝津にて四畿内なりしなり日本書紀持統天皇の卷に詔令_ト京師及四畿内_ニ講_ニ說_ニ令_ニ光明經_トとありこは大和の飛鳥淨御原宮ちかきあたりの國をいへるなりさてのちならの都のはじめのころ河内國をさきて和泉のくにのいできしより五畿内といふとに

たてにはひの袖にとまれるといふ歌のおのが新釋にくはしうときあかせるを見てゑるべしこゝにはたゞおほむねをいふになん

いでや

古歌古文にいでともいでやともいへるは心になはぬことありてうちなげきてその事をいひいづるをりの發語にぞありけるざるを六七百年こなたの歌よみはこれをつゞに發語とこゝろえて歌によみ文にかくからにかなはぬぞおほかる古今集の歌に「いで人はことのみぞよき月艸のうつしこゝろはいろことにし」といひ源氏物語帚木の卷にいでやかみのしなとおもふにたにかたげなる世をと君はおぼすべしといへるなどを見考へてゑるべし古歌集物語ふみに此詞のあまた見えたる中にはいとかるくつかへるは其こゝろとあらはには見えぬもあれどよく見ればおのが考のごとくにぞありける

むかし人のものいひはことずくななりし事いにしへのはさらにもいはす中ころのふりなる文をかゝんにも昔人のものいひは言すくなにみじかゝりしことをおもひてものすべしたとへば今の世に庚申

待をす八月十五夜月見をすといふをむかしは庚申す八月十五夜すといふたぐひなり榮花物語花山の卷にわかき人々年のはじめの庚申なりせさせたまへとまをせばさはとて御方々みなせさせたまふ大和物語に院には八月十五夜せられけるにとあるなどを見るべし

歌をつくるといふ事

宇津保物語の吹上の卷に歌つくりなどしつゝよみあげてきんにあはせてもろこゑにすんじたまふといへるはいとたゞしきいひざまなりとぞおもふそのゆゑはよむといふははまのまさごはよみつくすともと古歌にいへるごとくつくりたる歌のみそひともじをひともじづゝよみあぐるよしにてよむとはいふことなれば歌はつくりといふぞ正しき日本書紀顯宗天皇の卷にも詞人のもじをうたつくるひとゝむかし人のくにつけたるはげにさることぞかし玄かにはあれどもつくりてはよみあぐるものゆゑに中ころよりは歌をばつくるこゝろをよむといひて詩又は文をつくるといひわくなるもわるからねばさてありぬべきことなれどことわりはつくりといふかた正しければ人のさ

かなしうしたまひけりとあるは身にしみてうつゝしむこゝろ又同物語に「さりともとおもふらんこそかなしけれあるにもあらぬ身をばえらすてといひ古今集に「聲をだにきかでわかるゝたまよりもなきとこにねん君ぞかなしきといへるは身にまみていとほしくおもふこゝろなりかくいろゝにつかへるやうかはれども身にまみておもふこゝろは同じければさるこゝろの詞とおもひて

はやる

はやるといふ詞はやりはやしとはたらきいへり中ころのふみにこれかれと見えたるをおもひわたして考るに今の世のさとし言にていはゝいきほひにのり拍子にのりてすゝむこゝろにいふ詞なりその例おのがおぼえたるかぎりをとりいづみわたしてさるこゝろなることをえるべしうつぼの物語樓上の巻によろづのがくふえの音をはやしもろゝのおもしろき聲をとゝのへたり蜻蛉日記にはしり井にはこれかれ馬うちはやして大鏡二の巻にみな人まろしめしたらめどものを申はやりぬればさぞ侍る同三の巻にいみじうはやる馬にて同五の巻に堀川の攝政のはやりたまひ

しときに此東三條殿はつかさどもとゞめられさせたまひて増鏡あすか川の巻にさかづきは花にのるとかやはやして

かひくし

かひくしとはかひあることにむかしはいへり今の世にいふとはこゝろすこしことなります鏡老の浪の巻にいとかひくしうわか宮うまれさせたまへればかぎりなくおぼさる今鏡子の日の巻に二人のひめ宮たち二代の帝の后におはしますいとかひくしき御ありさまなり又つりせぬ浦々の巻におのれなからましかばわれいかゞせましとぞかひくしくかんせさせたまひけるとあるなどを見わたしてえるべし

うたて

此詞をむかしよりよくときえたる人なし古今集の歌のこのことばの説餘材抄打聽遠鏡みなよろしからず師の古事記傳八の巻にとかれたるもさてこの詞の古書や古歌やに見えたるをつらゝおもひわたして考るにかくてはよからず思ふことのすゝみていよゝゝあしくなるこゝろにいへりとこゝろえてこれかれにもみなかなへりそのことのよしは古今和歌集なるう

るやうになりてもたゞたからとして蓄へたむる人のこゝかしこにいさゝかいできつるのみにて今の世のさまとはいふことなりきやゝのちのものなる今昔物語に金壹兩をもて米三石にうりてそれをもて家をかひてとあるを見るべし金はこのまぬ人のおほかればそれをもて家はかひがたくたからこのむ人にうりて價の米もて家をばかひけるなり北山抄に調布八端を馬代にたまへるよし見えたるも錢金銀もて馬はかひがたきゆるぞかし上のくだりにふるきあかしをとりいでゝいへるにてむかしの世々には錢をはじめ金銀をおはかたの人のこのまざりしことをゑるべしさやうにてはよろづたよりあしかれども金銀をえまほしくしてよからぬ事どもすなる今の世の人にくらべてはこゝろなく心はなほく正しくありけんとぞおもはるゝかゝりける世のさまをゑればふるき書よむたよりとなることにしあれば錢金銀のこのやうをかくながゝといふになん

金百疋

今の世に壹歩金といふものひとつを百疋といへりこれは此金をはじめてつくらせたまへるとき百疋にう

りもしかひもしけるによりていひそめたることゝぞおもはるゝ百疋といふは錢壹貫のことになんつれづれ草に師匠死にざまに錢二百貫と坊ひとつをゆづりたりけるを坊を百貫にうりてかれこれ三萬疋をいもがしらのあしとさだめてといへるを見てゑるべし百疋は錢壹貫にぞあたれるさて又ついでにいはん小判壹兩はもと砂金壹兩をもてつくられたるものにてまがいふになん壹兩ははかりにかけたるめなりさるからに黃金ひとひらを拾兩ともいへり又天武天皇紀に儲用錢一萬斤といふこと見え今昔物語には錢五千兩といへりめづらし錢をかけめにてもうりかひしつることのありてかくはいへるなるべし

かなし

かなしとは身にまみておもふとにひろくいへる詞なり悲歎の意をいふやうなれどこれはことに身にしみておぼゆればおのづからそのこゝろにいへるがあまたあるゆゑにさおもはるゝになん古今集の歌に「みちのくはいづくはあれどゑはがまのうらこ船のつなでかなしもといへる身にしみておもしろくおぼゆるこゝろ伊勢物語にひとり子にさへありければいと

花さかきといふよし故荒木田久老神主のいひしもこ
こによくかなへり

錢 金銀

錢をもてものにかふるそのはじめはいとふるき代の
ことにぞありけん日本書紀に顯宗天皇の二とせとい
ふとしとしてて稻斛銀錢一文といふこと見えな
れば此御代よりもさきにありつるなり天武天皇の十
二年には用銅錢莫用銀錢といふ詔ありて又同
年に用銀莫止といふ詔あり此御代より銅錢をむね
として銀錢をもとにも用ること、はなれりきされど
都あたりこそ天の下になべて用ひつるにはあらず其
よしはつぎにいふをまちてあるべし續日本紀の和銅
三年に錢を蓄ふるものには位階をまじたまふ詔あり
又同五年には令行旅人必齎錢爲資因息重擔之
勢亦知用錢便上といふこと見えさて又同六年に
は賣買田以錢爲價若以他物爲價田并共物
共爲^三沙^二とも見えたるを思ひわたせばいにしへは
米をもて布にかへなどすべてものとかへてさ
てとたりしかば錢をばきらひて世の中に用ひざりし
ゆゑに天の下をまつりごちたまふ人々心をつくさせ

たまひてかく年々さま／＼と錢のいきほひそふべき
おほせごとはありしなりけりされば天武天皇の御代
などにひろく用ひしことにはあらざりき同紀の養老
のころには銀錢ひとつを銅錢二十五に銀一兩を一百
鐵にあつべしといふみさだめあり錢ならぬ銀をはじ
めてかけめにて用ひいまだあらざりし鐵の錢を鑄さ
せたまへりとやかくやして世に用ふるやうにとした
まふになん同紀の天平寶字四年に錢文はじめて見ゆ
萬年通寶銀錢のは太平元寶金錢のは開基勝寶みな此
年に鑄させたまへり金錢は此たびぞはじめなるさて
後をり／＼新錢を鑄たまひては度ごとにひとつをふ
るき錢十にあつべしとおほせごとありつるは錢を貴
くなさんとのみはからひとぞおしはからるゝさるは
いやしみて人の用ひざればなり續日本後紀承和五年
のくだりに勅畿内諸國雜官稻代收錢一切禁之と見
えたるも民どものきらひて貢に收めてまもさまに用
ひじとするゆゑとあらぬ今の京になりてすらか、
ればさき／＼は旅する人のかいいひをもちありきか
りいほつくりてやどりしもうべにぞありけるさて年
をへてやう／＼世の中に錢はさらなり金銀をも用ふ

ものをうつしかくにもとの本あやまりていかにともよみえがたきをそのまゝにうつしおきてかたへに本のまゝとかきそふるならひはふるくもさやうになんうつばの物語の樓の上の巻にかゝぬは本のまゝ、なちといふ詞みゆむかし本といひしには今いふ手本のごとくおもはるゝもあればこれは手本のまゝ、なりといふこゝろなり同物語國讓の巻に手などもまだならひたまはざるを本をこそまづものせさせたまはめとあるも手本をこそこのこゝろなり

夾竿 鐵尺

けふさんを今の世にはけいさんとよこなまりいひ見れば鐵尺にて夾竿にはあらず鐵尺は江家次第第五の巻列見のくだり請印の事いへるところに外記授^{カチノタガカリヲ}宮史生開^{ハナシ}文置^{カキ}印盤上^{カキ}以^ニ鐵尺^{カキ}之^ニと見え同書十八の巻外記政のくだりに史生取^{カキ}文置^{カキ}案上^{カキ}以^ニ鐵尺^{カキ}之^ニとあるなどをおもひわたしてゐるべし今けいさんといふものに同じけふさんは同書四の巻に置^{ハナシ}刀執^{ハナシ}筆書^{ハナシ}之^ニ刺^{ハナシ}夾竿^{ハナシ}置^{ハナシ}之^ニ同巻に次改^{ハナシ}正召名^{ハナシ}之^ニ削除^{ハナシ}夾竿^{ハナシ}儀^{ハナシ}准^{ハナシ}上^{ハナシ}とあるを見れば紙をはさむものにぞありける其さまは此巻の頭書に夾竿長三寸以^ニ竹作^{ハナシ}之^ニ以

絲結^{ハナシ}之^ニ或以^ニ紙捻^{ハナシ}結^{ハナシ}之^ニ兩説也と見えたるにておほよそにはゑられつ又清少納言枕冊子に御さうしにけふさんしてといへるもよみさしたまふところのさうしの紙をけふさんにはさみおくことにて江家次第に見えたるに同じ

門松

かどに松をたつるは千年のものなるからに年のはじめのいはひのこゝろばへかつはかざりにてとするこゝろ、たれもおもふなれどさやうにてはあらじ年のはじめはことさらに神をまつるとするにこそゑかおもふよしは一とせ江戸よりかへるさに小田原の里にて年々れてはこね山をむ月ついたちの日にこえしに此山里にてはゑきみの木を門ごとにてたてわたしてゑめ繩ひきはへゆふしでかけていとかうくしくゑなしたり又ゑきみと松とまじへさしはやしたるところもありこれを見てゑりぬ松をたつるもひもろぎとなし神をまつるになん萬葉集の歌に「にはなかのあすはの神に小柴さしわれはいは、んかへりくまでにといへるをもおもひあはすべしさでむかしさかきとて神わざに用ひし木はゑきみにて豊受宮にてはこれを

部日記におまへには御さうしつくりいとなませたまふとてあけたてばまづむかひさむらひていろ／＼の紙えりと、のへて物語の本どもそへて所どころにふみかきくばるかつはとぢあつめ玄た、むるをやくにてあかしくらすといへり物語の本どもそへてといへるにて此ころまでは物語ふみもまきものなりしこと玄らるかくはじめは本なるをさうしにうつさせたまふは見るにたよりよければなるべし玄かのみならずめづらしきをこのむは人の心のならひなればかうやうにつくりいとなませたまふにこそかくてやう／＼にさうしのかたおほくなりゆきはて／＼はこれをほととひもとの本はかたはらになりて今はまきものとぞふなるあすか川のふちせのやうにうつりかはる世の中のさまぞかし

枕さうし

中ころになにがしの枕さうしくれがしのまくらさうしといふ書見ゆればひとくさのさうしにぞありけるそはいかなるものにかとつら／＼考るに枕といふは源氏物語の桐壺の巻にやまとことのはをももろこしの歌をもたゞそのすぢをぞ枕ごとにせさせたまふと

いへるまくらにてつねのもてあそびぐさにするこゝろなりこれはものか、ぬさうしをつくりてつねにかたへにうちおきて見き、することおもひえたることどもをわすれぬうちにそこはかとなくかきつくるれうのさうしにてつねにもてあつかふものなれば枕冊子といひならへるにぞありけることさらにかきあらはせりといふばかりのものならねば書の名もなくただその人の枕さうしといふになんさとび言にて何がしのてびかへといふやうのことなり清少納言にははやうより注釋もこれかれとあれど枕さうしといふゆゑをみなときえざりきその書に枕にこそはし侍らめといへるは枕冊子にこそはといふべきをはぶきていへる詞にてそのかみの人のものいひには枕とのみもいひたりけんかし榮花物語わか枝の巻にきぬのつまかさなりてうちいだしたるはいろ／＼のにしきをまくらさうしにつくりてうちおきたらんやうなりと見えたるものか、ぬさうしをつくりてつねにかたへにうちおくならひのあるによりてかくはいへるにあらずや

本のまゝ、

の日記は女のまわぎなればそのこゝろがすやう記録の文とはうらうへのたがひにて旅の情をかきあらはすをむねにてあはれを人に見えんとてはものはかなげなることをもいふことになんすなはち土佐日記ぞさやうなるさは歌をかきまじふればことさらにつくりてこそかゝね歌物語のさまにかよへばなりかゝるを近き世の歌よみのこれかれとかけるを見ればさらにそのこゝろをえずしてもものゝことわりなどをわせたけくいひ名どころの考をなが／＼といへることどもおほきはいとこちなくぞ見ゆるかな文の日記のふりにたがへばなり歌よむ人のこゝろえにとていささかいふになん

漢文はことにかざりおほかる事

文といふものは人の見てさもあるかなとおもひこゝろをおこすやうにもものせざればいさをのちがたきゆるあるによりてありのまに／＼かくとはすれどころをふかめていふとては詞をかざるもならひにぞありけるからはよろづのとかざりおほかる國ぶりなればまして文の詞のいみじうかざりたるもあるをからふみよむ人の其心えなくてはいたくあやまりて世

にことなるとをいひもしなしもすべしたとへば禮記の内則に子婦の父母舅姑につかふるやうをいへるはじめに鶏初鳴威盥漱玄か／＼の身のよそひして父母舅姑のもとにゆくべしといへるはおやは年老てはやくめさめ子はわかくていぎたなきならひなればそれをふかくいさめんとて詞をかざり鶏初鳴玄か／＼とはいへるになん詞はかゝれどこゝろは朝いせすとおきておやのもとにゆかんにもきたなからすなめげならぬやうにといふにぞありけるまことに鶏のはつ聲におきてことさらにうるはしく身をよそひかざりてゆきたらんにはおやはかへりてうるさくぞおもふべき此心得にてから文はよみてよ儒者のとやうにこち／＼しきは漢文のこゝろをよくおもはざるになん

本さうし

むかしほんといひつるはみなまきものにてのちにとちたるがいできつるをさうしとぞいひけるか、ればまきものは昔やうにてうるはしくさうしはうち／＼のものにこそさるからにいろ／＼の紙してうつしくもつくれるなり清少納言枕冊子にうすやうのさうしむらこの糸してとちたるとあるを見るべし又紫式

集にそで大和物語にむつなどなりかくいにしへに例あればかうやうの名つくとして何のさとびたることかあらん

祖のあざなをつくる事

今の世にたとへばおやのあざな三左衛門といへば子もうまごもそのあざなをつくるなるはみ國ふりにしていとよきならはしになんかすれば其家のすぢよくわかれてまざらはしからず神武天皇は彦火火出見尊のうまごの君にして神日本磐余彦火火出見尊と申ましもさるみこ、ろしらひにこそ申ころよりのちも人の名つくにとほりもじとてふたもじのうち一もじはさきくによりてものすなるもいにしへよりのみくにふりにゑたがへるにぞから國のふりとことなりとて何のわろきことあらんさるをみくにのふりをはなれてからのによりたる一もじの名もこれかれと見えゑららがへりそはいみじきひがことする人どもになん

男手 女手

むかしの書に男手にかくをんな手にといへることをり／＼見えたる男手はまな女手はかなをいへりその

よしは宇津保物語の國讓の卷にその次にをとこ手はなちがきにかきて同じもじをさま／＼にかへてかけりといひて歌ありはなちがきにし同じもじをさま／＼まにかへてかけるはまなとこそ見ゆれ男手まなならんには女手はかななることゑられたり女はまなをばむかしもなべてはか、ぬことなりけん榮花物語さまざまのよろこびの卷に女なれどまななどよくかければといひ同物語殿上の花見の卷にみくしげどのもてかき歌よみまなをさへか、せたまふといへりこの女なれどまなをさへといへるにて女手はかななることいよ／＼さだかなり

かな文の旅路の日記

かなふみのたび路の日記は貫之主の土佐日記なん始めなりけるさるからにその日記にをのこのすなる日記といふもの女もして見んとてすなりとか、れき男のにきといふは記録のまな文にて其をり／＼ありとありつる事をうるはしく正しくかける文になんそれを女手してか、んとて女のゑわぎのやうにはいはれけるなりさるは國の守の身におはぬすさみなればぞ此日記の注釋どもみなこのこ、ろをとさえすかな文

るべしといへることあり最澄は傳教大師の名當山とはひえの山をさしていへり奇妙をかたるは佛道のころにあらねば玄かいへるにて僧尼令のおきてによくなへり

儒者の國政をとやかくやといふ事

くにのまつりごとを今の世にとするはわろしかくしてこそとおもふこゝろのさかしらを儒者の人にもいひものにもかきゑるしたるををりく見きけり其事とりおこなふそくにもあらぬ人のとやかくやといふはかなはぬことぞおほかりけるさはからとこゝといにしへと今と同じからざればなり天の下をまつりごちまふやんごとなききはの大なるみこゝろおきてはさらなり國郡のこととる人々もみなさきくの例にたがひてものすなるはいにしへよりの御國ぶりになん此ひとふしもあだし國にすぐれてたふとくからざとののはかせどものおもふにはたがへることぞかし玄かのみならずそのまなびのおやなる孔子も不在^ニ其位^ニ不^レ謀^ニ其政^一といはれきされば儒者は忠孝をはじめよろず身のおこなひ正しくして人にもさるすぢを教へてのみありぬべし玄かすればみづからは

ことなく世をへ人のためにもなりぬべくなん

男女の名昔やうにつくはひがごとなる事

近き世にふることまなびをしいにしへぶりの歌よむをのこのなに彦くれ麻呂といふやうなるいにしへさまの名をつくるはいとく心つきなくさはすまじきことになん名はまざれぬためのゑるしなるになに彦くれ麻呂といへばいにしへの人ときこえてさにあらすいとまざらはしき事ならずや玄かつきてのち名のをかしからずとてたびくかふるはことにわろしその人はこれかかれかとまがふべしさて又女の名歌よむ人はなに子といふをみやびたりとこゝろえてたれもくなに子くれ子とぞいふなるいにしへにこそさやうの名はみゆれ今の世のなべてのふりにあらねばわろきことなに彦くれ麻呂のごとし玄かのみならず大同弘仁のころよりは皇后内親王女王のみ名な子くれ子といふにさだまれるやうになりぬれば下さまの人は心してさる名はつくまじきことぞかしさていやしき女はむかしはなにめといへる多したゞし此ころのに同じきもありおもひいづるまにくひとつふたついはいん續日本紀に八重古今和歌集にまち後撰

さるからにいにしへのかな文にはゐなかの兵士をば
つはものとかきたりきさてついでにいはん今はかろ
き武士をみなさむらひともいへりこれはよき人につ
かへてあたりになむらふよりいひいでたることなる
べし大鏡八の巻に此ころもさやうの人はおはしまさ
ずやあるとさむらひのいへばとあればふるくもい
ひつることになん

長上

なにの長上といふを其をさなる人をいふ事とおほか
たの人のこゝろえたりげなるはいたくたがへること
にぞありける日本書紀持統天皇の卷なる神祇官の長
上を古訓にながづかへとよめるそのこゝろなり古書
どもに長上番上とならべいひたる其長上は都に常に
居てつかへまつる人をいひ番上はをりくゝにゐなか
より京にまゐりてかはるゝつかへまつる人をいへ
りさるからにむかし人の長上のもじをながづかへと
はよめるにぞありける

僧尼の巫術をなす事

なべてにこそあらね世におほかる僧尼のなかには心
えあしくて人の病をまじなひやむることをすとて其

家のかきつのいづこにうづもれたるものゝありてそ
れがたゝりをなすといひあるは人のなきたまのうら
みをなすよしなど何やくれやとあやしきことゝもい
ひもしなしもすなるはかうなぎのわざにていみじき
ひがごとになん僧尼といふものは佛の道を人にとき
をしへてあしきをよきになさんとするをおのがわざ
としてをこたらすつとむべきことになん續日本紀の
元正天皇の養老元年の詔に僧尼輒向病人令家詐
禱幻怪之情戻執巫術逆占吉凶云々布告村里
勤加禁止と見え僧尼令に僧尼ト相吉凶及小道巫
術療病者皆還俗と見えたるにて巫術をなすこととい
みじうあしきことをおもふべし中ごろにも佛のみち
によらずひがことする僧尼のこれかれとありつるよ
しにて同令に僧尼上觀玄象假說災祥語及國家
妖惑百姓云々竝依法律付官司科罪とあるをみ
れば今の世に人まどはす僧尼のおほかるもうべなり
けりよきほうしは心えたるやうことにて和論語とい
ふ書に最澄やみふしてこゝちまぬべくおほえけるを
り弟子のとへるにいらへたる言をまゐる中に當山
おとろへば奇妙をかたり俗屋に徘徊し名聞甚しくあ

もよからめどものかきまゐるしおくにはさてはまぎれぬべければ名をさきに官位姓などを後にかき又はなにがし大夫ともかくべくなんさてついでにとりいで、いはん大政官處分唱考之日三位稱_レ卿四位稱_レ姓五位先_レ名後_レ姓自_レ今以去永爲_二恒例_一といふこと續日本紀元正天皇の養老五年のくだりに見えたり

五位以上

今の世江戸にて布衣以上といふごとく昔は位おもかりしかば五位以上といふはよき人のつらになん六位以下とはいたく異なり延喜式十八の卷に凡於_二太政官已下下國已上_一喚_二諸王五位以上_一辭稱_二大夫_一同四十一の卷に凡親王大臣及一位二位於_二五位以上_一答拜於_二六位以下_一不_レ須五位以上於_二六位以下_一答拜_{高下}亦同_上同四十六の卷に凡黃昏之後出_二入内裏_一五位已上稱_二名六位已下同稱_二姓名_一然後聽_レ之とあるを見わたして五位以上のかろからぬをゑるべし

公家

公家は吳音にくげと昔よりいひき其あかしは榮花物語浦々のわかれの卷にかくてたじまにおはしつきぬれば國の守くげの御さだめよりほかにさしす、みて

つかうまつることおほかりといへるこれなりさて又續日本後紀に幸_二豐樂院_一觀_二諸衛府賭射_一公家以_二白布_一賜_二勝者_一云々と見え三代實錄一の卷には無_レ益_二於公家_一有_レ煩_二於職吏_一と見えたるなどをおもひわたして考るに公家といふは朝廷のことおこなひたまふ所をさしていへるにぞありけるさるからに朝廷のやうにきこゆるなり又うつりては公家にてこととりおこなひたまふ御方をさしてもいひつ甲陽軍艦に公家近衛殿といへるこれなり今はひたぶるに此かたにかたよりていへり

もの、ふ さむらひ

世の人の武士をもの、ふといふものなりとひたぶるにおもふはたがへり物部は武士の官の名にぞありけるさればもの、ふは武士なれども武士はみな物部にはあらず日本書紀雄略天皇の卷に物部兵士三十人と見えたるも兵士にはもの、ふならぬもあるゆゑぞかし獄令に凡徒流囚在_レ役者囚一人兩人防援在京者取_二物部及衛士_一充_二衛士也_一一分物部三分衛士在外者取_二當所兵士_一分_二番防守_一とあり物部は衛士にたぐへいひるかなるは當所兵士といへるにてよくわかれたり

わりはたえてなきことなるをやわが里はゐなかなればむかしよりもゑれる人なくかゝるひがことはするになんされど年久しくならはしとなりぬれば今はあらためんことたはやすからずおろかなる高尙がいさめたりとも人のきゝいるべくもあらねばたゞおのがおもへるやうをこゝにいひおくになん

服衣は椎玄ばしてそめて黒き色なる事

今の世の人のきる藤衣といふものはねすみいろといふ色になんこれはむかしいとかろき服衣は黒き色のいたくうすかりし其なごりになんありけるいにしへのおもき服衣は椎柴してそめて色いとくろしそは榮花物語玉のかざりの巻に女房の日ごろきぬどもきくや紅葉やとしかさねたるうへに藤のくろものかさなるほとぞまがくしきやと見え同物語月の宴の巻におなじ諒あんなれどこれはいとくおどろくしければたゞ天下の人からすのやうなりよもやまの椎しばのこらじと見ゆるもあはれになん見えたるにてゑられたり

敬ひては名をさきに姓官位を後にいふ事

人をよぶをり又はものにかきゑるすにさきの人をう

やまはんには名をさきに姓を後にすべし公式令に凡授位任官之日喚辭三位以上先名後姓謂假令喚云奏萬呂宿禰之類四位以下謂五位以上也先姓後名以外三位以上直稱姓謂直稱奏之類也若右大臣以上稱官名四位先名後姓五位先姓後名謂喚云奏宿禰之類也六位以下去姓稱名謂直言奏萬呂不稱宿禰也即授任之日唯於太政官三位以上稱大夫四位稱及以外并皆通稱也唯於太政官三位以上稱大夫四位稱姓五位先名後姓其於寮以上謂辨官以下也四位稱大夫五位稱姓六位以下稱姓名謂一位以下通用此稱司及中國以下五位稱大夫謂一位以下通用此稱とあるを見ていにしへのさまをえりてよすなはち續日本紀の詔詞に佐伯今毛人宿禰大伴宿禰益立とみえ續日本後紀の詔詞に藤原常嗣朝臣小野朝臣篁と見えたるなどみな四位と五位とのけちめにて公式令に以外云々とあるみさだめになん授任の日ならぬをり朝廷にてのことなりあだし處にてはことなることも令に見えたるがごとしさて姓のみならず官をも位をもうやまひては名の後につらねてぞいひける其例は源氏物語の須磨の巻にかの行平の中納言と云ひます鏡おどろの下の巻に有家の二位定家の中將といへるこれなりいたくうやまはんにはさきの人にかひては官姓のみをいひ又大夫とのみいひて

にてたがへり江家次第に東宮の比々奈の事をいへるくだりに比比奈料絹本宮給^レ之とあれば絹にてもつくれることあるし上のくだりにときあかせるにてむかし今の比比奈のやう大かたにはえられぬべくなん

小兒のもてあそびもの

をさなき人のもてあそびものは昔も今も大かたかはらず榮花物語月宴の巻に石などりせさせてといへる石などりは今の世に石なごといふわざするに同じやうにおもはる同巻に今のうへわらはにはおはしませばつごもりのつゐなに殿上人ふりつゝみなどしてまゐらせたればうへふりきやうせさせたまふもをかしといへるふりつゝみは今も名さへかはらず大鏡五の巻に此殿は小松ぶりにむらごの緒つけてたてまつりたまへりければあやしのもの、さまやこは何ぞととはせたまひければ玄かゝとなん申すまはして御らんじおはしませきやうあるものになど申されければ南殿に出させたまひてまはさせたまふにいと廣き殿のうちに残らずくるへきあるけばいみじきやうせさせたまひてといへる小松ぶりは今はこまといふ緒つ

けてまはすさま同じことぞかしをさなき人の情はさかしらのそはねばいにしへも今もたかきもみじかきも同じくてもてあそびものもかはらぬになんな、つにならぬ子は服なき事

榮花物語月の宴の巻に五の宮はいつゝむつにおはし

ませば御服だになきをあはれなるおほんありさまよのつねの事にかはらずすぎもていくと見えたるは康保のころのことにとぞありける七つにもならぬをさなきはもの、わきまへなければかゝるもげにことわりになん今のおほやけの服紀にもさやうに見えたるさるをわが宮の郷にては神の宮人をはじめさらぬ家までも昔よりをさなきものに服ありとしても屋にいれす庇にのみすませ何ぐれのことゝもおとなに同じやうにすそのおやめのとなどたへがたくくるしけれど昔よりのならはしなればねんじてぞものすなる人はさらなり五畜のたぐひまでも死にたる處はほとほどにけがる、ことにておとなもをさなきも其けがれこそ同じからめ服といふものは心ありてきることなるにもの、わきまへなきをさなき人のさることすべしやはさせざらんには人のいみきらひぬべきこと

めといひそめてつぎ／＼はさならぬをも、まかいふならんといへり高尙おもふにそはむかし人のおしはかりにてまことは阿佐女をよこなまりていふにやあらん江家次第第十五の巻踐祚大嘗會のくだりに天皇遷_ニ御立殿_ニ之後采女進_ニ南戸下_ニ申云阿佐女主水夕曉乃御膳平爾供奉止申と見えたる此阿佐女は主水と、もに夕曉の御膳のこと、りおこなふものなればこゝによくかなへりわが大神の宮所は上つ代よりうごきなければ直會のごとくふることをいひつたへたるたぐひのこれかれとあれば阿佐女にやともおもはるのちの人おもひさだめてよ

比々奈

今の世三月三日に女のわらはのいはひごとゝて比々奈をかしづきまつることあり此事おのれがおもひとれるやうをいひてん上巳のはらへとていにしへ三月のはじの巳の日にせしはらへをはやうより三日にかぎりてなすと、なり中ころの陰陽師のはらへするやうはらへどに神をまつり人がたをおくなる其人がたのちひさきを比々奈といひて神をまつるかたへにあるからに神のごとおもひまがへてまつると、はな

りぬるなめりめのわらはのものとするは源氏物語の若紫の巻に源氏君の詞にいざたまへよをかしきゑなどおほくひゝなあそびなどするところにといひたまふは紫上のいとをさなきころにて比々奈をもてあそびぐさにゑたまふゆゑなりさる世のならひよりめのわらはのものはなれるなるべしそのはじめをおもへばゑかるべくなんあらぬ江家次第第十七の巻立大子のくだりに或幼宮時以_ニ女房_ニ爲_ニ陪膳_ニ云々奉_ニ帳中阿末加津_ニ云々但有_ニ常阿末加津土器_ニ撤其後供_ニ比比奈_ニとあるを見れば比々奈は阿末加津のたぐひにてをさなき人のかたへにおく人かたなりこれも陰陽師のをしへてなさしむるわざにぞありけるをさなき人のかたへにうちまきをおくと同じくはらへより出たることなるべしいとけなき子のれうなればちひさきをつくれりかたへにあればおのづからもてあそびぐさともなしつるになんたゞしめのわらはの情にかなへるものなればそのかたにはかたよれるにこそさてこの比々奈ふるくは紙にてのみつくれりとみな人いへどそはゑもさまにてはむかしは絹もてえつくらざりしゆゑにふるきは紙なるがおほければゑかおもふ

べし

むかし人の木の枝にもものつけつる事

今の世は貴き人にもものたてまつるには臺におくならひなれどいにしへの木だくみは臺やうのものつくりざりしかば木の枝につけて神にもよき人にもさゝげたること、おもはる神代に天石屋戸のまへにて神たちの賢木の枝に玉鏡和幣をかけたまへるもさやうな人を師もこゝろつかれざりしにこそあらめ古事記傳にもときもらされき神學とてそのすぢのみたて、する人のことわりふかげにときなすはかへりていにしへのこゝろにあらじ天石屋戸のまへにてのみゆるありて神たちのしたまひつるとならんには神わざするにもあらぬをりにならひて人のをりくゝにすべしやはこれは神にまれ人にまれたふときままへにさゝぐるものは地にならべおかんはなめげなれば木の枝につくるとにていにしへの禮義にぞあるべきさるからに神代の神たちもまかししたまひさてのち景行天皇の御代には夏磯媛賢木の枝に劔鏡瓊をかけてかしこきおまへにたてまつり仲哀天皇の御代には熊鰐といふ人これも賢木の枝に鏡劔瓊とりかけてみまへにたて

まつりきみな日本書紀にみゆ伊勢物語にはそこばくのさゝげものを木の枝につけてといひ大和物語にはさゝげもの一枝ふた枝せさせたまへときこえたまひければといへりさて又うつりては木の枝に雉をつけて人におくりつるとも物語ぶみに見えふみをつけてやるは中ころはつねのことなりきこれらも皆あなたをうやまひてものするこゝろばえへののこれるなりされば神代に諸神の賢木の枝にみくさのものをかけてさゝげられしも敬ひてゑたまへるわざなることさだかなり此書の二の巻のものまなびのくだりに後をみてはじめをえるべしといひつるはかゝればぞ神道者といふもの、神代のことときたる書を見るにさる心えなくしてたゞそこに見えたることにのみより考てみだりなるおしはかりごとといへるぞおほかるなまどはされそものまなびする人

阿曾女

直會の米のくだりにいひつる竈殿の阿曾女といふおうなのことこゝに昔よりいひつたへたるは此國の岩屋山のふもとなる阿曾の村にてむかしより竈殿のかなへはいるととすそこよりまわりつるおうなをあそ

ねになほりあふといふこゝろなるべしといはれたる
ぞよろしき延喜式四の巻に凡三節祭解齋直會之日云
云とある解齋の文字にてもげにさやうならんとおも
はるさてなほりあふ處にておろしのものたまはるか
らに其物をやがてなほらひなにといへりきそのおか
しはこれも儀式帳に禰宜内人物忌川原に出てはらへ
する處に川原仁侍而奈保良比酒井榮從禰宜始皆悉
給と見えたるにてまゐるべしはらへは神を祭りみきな
どたてまつりてものするゆゑにはらへはて、奈保良
比酒ねまふにぞ此奈保良比料稻六十束とあるをみれ
ばおろしのみならずとりそへてもたまふにこそわが
御社の直會殿にてもさやうになんかく直會のことを
ときおきてさて直會の米のゆゑよしをいひさとして
ん此吉備の國わたりのならひあるはやむ人ありて願
たつるをりあるはかへりまをしの時などに御饌たて
まつらんとてまうで來てかねてその事かたらふわが
神のみや人によりていへばいざなひて廣前にまゐり
ことのよし申しかへさに竈殿にいらてもろともにを
がむ此處にかなへかゝれるかまふたつならびあり西
なるはみけたくかま東なるはなるかまなりあそめと

いふおうなふたりいで、ひとり東のかまにてかれ
たる松葉たく今ひとりはそのかなへによりてうへな
るこしきのうちにて米ふりちらせばなりとゞろくお
とすことはて、そのちらせし米をかきよせものにい
れてはふりのまへにもちくはふりそれを紙につゝ、み
直會とて願主にえさすさるは御饌たきてたてまつる
には何くれのさほふありて時かはりゆくを願主のま
ちかねてかへらんとするにかのこしきのうちにちり
たる米を直會しろのこゝろにてえさすゆゑに昔より
それをも奈保良比といひならひたるにて初穂しろの
ものをはつほといふがごとし

なにはにてはらへする事

大和物語に津の國といふところのいとをかしげなる
にいかでなにははらへしがてらまからんといへる
を見ればむかしはなにはのはらへとてみやこ人のゆ
きてはらへするならひのありつるなりさるははらへ
つものなどながしつるにうみべはたよりよければ
なるべし三代實錄三十九の巻に前伊勢齋内親王來二
月二十二日首途自大和道經山城河陽宮到攝津
難波海一解除而後可入都とあるをもおもひわたす

すくとり出てときあかしたるを見て穢のなほざり
ならぬことをえりて神につかふる人々はさらにもい
はずさらぬ人もこれをふかくいみさけもしおのが家
のうちのけがれたらんにはほかへうつらぬやうにす
べくきよまるわざをもなすべし此けがれをなほざり
におもふ人をば神はいみじうきらひにくみたまひて
家のうちにわざはひおこりぬべくさる人のおほから
んには天の下にもおよぶべし世のため人のためにか
くくはしういふになん

鹽湯してものをきよむる事

大神宮儀式帳に御調櫃入氏鹽湯持氏清氏御調倉進納
畢と見えたるをおもへば今の世にまほ水してものを
きよむることのあるは古代よりのならはしなりけり
こは伊弉諾命のうなしほあみたまひてよみのけが
れをきよめたまひしにならへるにこそ延喜式十三の
卷に宮主供^{御麻立鹽湯案}奉御祓^{前解除調度如常}と見えたるは中宮
の御祓のをりのことなり同式四十三の卷に東宮下駕
神祇官迎供^{神麻}灌^{鹽湯}訖入就^次と見えたるは
平野祭のくだりなり又江家次第十二の卷伊勢大神宮
へ勅使のくだりには内人二人^{一人持大麻一人持鹽湯}著^{衣冠}灑^{鹽湯}

獻^{大麻}と見えたりかく古書にこれかれと見えたる
みな鹽湯なるに今はなべてまほ水にてもものするやう
に見えきこゆるはたよりよきかたにうつりかはれる
しなるべ水にいたれたるのみにては湯にわかしたらん
やうにはまほのけみちざるべしげにいにしへのぞよ
かりける

わが大神の御饌たく竈殿の直會といふ 米の事

おのが家遠く祖より鳴音たかく天の下にきこえたる
こゝの竈殿のこととりおこなふそくをかねたりさる
からに此直會^{ナホウヒ}の米の事をもいぶかしがりてとふ人の
あるに年老てそのをりくいらへするものうけれ
ばおもひとれるよしをこゝにいはんとす直會とい
ふも大神宮儀式帳の年中行事正月朔日の所に白散
御酒供奉次禰宜内人等直會殿被^レ給畢と見えたりこ
は神にたてまつりたるみきをたまはりていたゞきの
むところを直會殿といふよしにきこゆ江家次第五の
卷春日祭のくだりにも直會殿といふあり伊勢にかぎ
れることにはあらずさてなほらひといふ詞は師の考
になほりあひのつゝまりたるにて神事はて、みなつ

るにてもきたなきけがれをにくみたまふ神のみこ、ろはゑられつされば神につかふる人どもはことによくこゝろえていみさくべくもしあやまりてもの、けがれにふれたらんにはきよまるわざしてのち神事はものすべし三代實錄十四の卷貞觀九年十月七日のくだりに大_ニ祓於建禮門前_ニ夫月内裏有_ニ大產穢_ニ不_レ發_ト奉_ニ伊勢太神宮幣_ニ使_ニ明日可_レ發故更齋修_レ禊とあるを見るべしわづかなるけがれなれども神事のあるによりて大祓をしもゑたまへり又同實錄二十五の卷貞觀十六年のくだりには四月廿一日己酉賀茂祭淳和院火穢之人入_ニ於齋院_ニ仍停_ニ祭事_ニとあり淳和院のやけつるは同月の十九日のことなり其けがれにふれし人の齋院にまゐりたるばかりのことにておもき賀茂祭を停めたまひし昔のやうをふかく考へてなほざりにおもふまじきはもの、けがれになんさて此穢のすぐれて深くおもきは人の死にたる家のなりこれは三轉の穢といひて喪ある家のけがれは三所にうつるよしなり其さだめをえたるは延喜式三の卷に凡甲處有_レ穢乙入_ニ其處_ニ謂着座下亦同乙及同處人皆爲_レ穢丙入_ニ乙處_ニ只丙一身爲_レ穢同處人不_レ爲_レ穢乙入_ニ丙處_ニ同處

人皆爲_レ穢丁入_ニ丙處_ニ不_レ爲_レ穢と見ゆゑかしたまへることのものに見えたるは三代實錄二十六の卷に貞觀十六年十一月十六日建禮門前に大祓あり先_ニ是十月二十七日日本工寮史生出雲島成死喪家人入_ニ寮寮官人給_ニ入内裏_ニ由_ニ是平野梅宮春日大原野園韓神鎮魂等諸祭皆從停廢とあり内裏の穢となるはすなはち三轉なり諸祭やみ大祓のあるにてけがれのいとくふかきことゑられたりさてつぎの穢は延喜式三の卷に凡觸_ニ穢惡事_ニ應忌者人死限卅日_{始計}自葬日_{始計}產七日六畜死五日產三日_{忌限}其喫_ニ完三日_{忌限}と見え北山抄四の卷雜穢のくだりには六畜死忌五日_{忌限}產三日六畜落胎三日喫_ニ完及弔_ニ喪問_ニ病忌三日_{忌限}と見えたるなどをたれもくつねにおぼえをりてさばかりにはえせずともほどく穢をいむ心おきてはものすべしついでにいはんけだもの、死にたる處も二轉のけがれはあるなりそのあかしは西宮記六の卷に天德四年九月十一日藏人雅村申云東宮廳有_ニ犬死_ニ而候所人入_ニ交内裏_ニ宣命紙并_ニ奏_ニ草清等_ニと見ゆかくて伊勢の例幣使は八省よりたてられきふた處まではうつりける、事をえたるべし上のくだりにふるき書どもか

たねまくほどになりけるかな

谷水をせくみな口にいぐしたて

いほしろ小田にたねまきてけり

とよめる歌どもを見ていにしへのさまをおもひやるべし
えめはへいぐしたつるはみな神をまつるさまなり
儀制令にも凡春時祭、田之日集、郷之老者、一行、郷飲酒禮とあり

千度祓

中ごろの世には陰陽師のものするひとくさのほらへありけりそはいにしへの大祓をまねびそれに人かた大ぬさうちまきなどやうのものをかすくくはへたること、ぞおもはるゝふるき物語ふみに見えたるはらへはみなそれになん東鑑に被_レ始_二行御祈禱_一大中臣頼隆勤_二千度御祓_一頼隆大神宮、祠官後胤也とある一千度祓は中ごろよりや、後のことなるに千度といふかすをおもへばはらへをうるはしくなしつるにはあらじことをはぶけるはらへなるべし人がたをながすなどは川べにゆかすてはなしえがたくいとまいるわざなればなりこは今昔物語におひけん世もえられざる古き大なる槻の木をきることのありけるにきらんとする人

死する僧をしへていへらく麻苧のえめをひきまはして中臣祭文をよみてきるべしといひけるをいひてきてその僧の申ごとく麻苧のえめをひきまはして木の本に米散し幣たてまつりて中臣祓を令_レ讀て柚立のものとを召て繩墨をかけて令伐に一人死ぬるものなしとあるに同じきわざなるべし米ちらし幣たてまつりて中臣祓をよむなどは陰陽師のなすはらへのうちをひとつふたつものせるにてはぶけるわざながらそれをもはらへとぞいひけんこれは千度もなしつべし今の世のはふりどものなす千度祓はかの東鑑なる鎌倉時代のにならひたるものとおもはれてえめひきまはしぬさたてまつりうちまきして中臣祓詞をくりかへし千度ぞよむなる今昔物語の槻の木のあるごとをおもへばえるしあるわざにこそ

祓

むかしはいさ、かなるけがれにても朝廷の神事にはおもくいませたまひき神のにくみたまふことなればなり日本書紀履仲天皇の巻に狩_二于淡路島_一云々先是飼部_{ウマカヒベノメササキ}、跡部_{アトベ}、皆未_ミ差時_{ササキ}居_{イマス}島伊弉諾神_{カハリゲノハフリニ}託_カ祝_{イハヒ}曰_{イハヒ}不堪_{カハレ}血_{ケツ}、_ニ矣_ニ因_{ヨリ}以_テト之_ヲ兆_ヲ云_フ惡_シ飼部_ニ等_ニ跡_ヲ之_ヲ氣_ヲと見えた

非違使把笏始_ニ於此人_一とあり同書同三年のくだりに
 は夏四月甲戌詔_ニ諸國二位已上名神神主及禰宜祝等_一
 竝預_ニ把笏_一とあり此齊衡三年の詔によればわが大神
 の宮人のともは高尚らをはじめおのゝ笏とりても
 よかめれど名神ならぬやしろの無位のはふりどもは
 ゆるしたまふことものに見えざれば笏しろに扇をと
 りたらんぞ正しかるべき

神にたてまつるものを初穂といふ事

初穂といふことは延喜式の八の卷なる祈年祭の祝詞
 に奥津御年_{オキツミトシヤ}八束穂能伊加志穂_{ヤヅカホノイカミ}皇神等能依奉_{ホニスミワリタチノヨミマツラフ}
 初穂_{ハツホ}千類_{チナリ}八百類_{ハチヨリ}奉置_{ホウシ}氏_ノとあるを見てゑるべしつ
 くれば稲穂をまづ神にたてまつるゆゑに初穂とはい
 ふにぞありける神をたふとみおもくするになんさて
 うつりては稲ならねどもつくれるものをまづ神にた
 てまつるをまかいへりき三代實錄十八の卷貞觀十二
 年のくだりに今神社件鑄錢所_{イマノミヤノタマシヅエノモノ}附近久坐須_{キコノカマ}仍所_{ナラニ}鑄作_{タマシヅメ}
 之初穂_{ハツホ}二十文_{ニジュウモン}某_{ナニ}乎_ヤ差使_{サシテ}天_{アメ}と見えたるにてゑらる今
 の世には錢にまれ金銀にまれつくれるをはじめてた
 てまつるにはあらでたゞなにとなくたてまつるをも
 初穂といふは稲の初穂よりやう／＼うつりにうつり

てはつほしろなるをもたゞに初穂といふになん

小忌 大忌

なに、まれおしなべて大はおもきかたにいひ小はか
 るきかたにいふならひなるに小忌はおもく大忌はか
 ろしそは西宮記十一の卷新嘗會の條に小忌王卿以下
 著_{シテ}青摺布袍_{アヲリフロウ}井日影_{イニカゲ}縵_マ淺履_{シヤシ}等_ト云々但大忌王卿以下如
 恆_トとあるを見てゑらる小忌は神事につきてことな
 るよそひせるはおもく大忌はつねのごとしとあるは
 かろきにあらすや北山抄新嘗祭のくだりに小忌少納
 言若不參大忌應_レ召有_レ例と見えまた小忌五位以上在
 西神祇官列之次大忌東西相分如_レ常儀_トと見えたる
 にても小忌をさきとし大忌は次としたまへること
 よ／＼さだかにゑられたり

春田を祭る事

いにしへは稻たねを田にまきそむるときはそこにま
 めひきはへいぐしたてなどして神をまつりてたねは
 まくことにぞありける神のまもりなくては苗のよく
 生たらぬよしあればげにまかすべきことぞかし堀川
 院初度の百首のうちに

見わたせば小田のなはしろまめはへて

祭^依延^續馬寮所進馬腰損足塞已不^レ申^レ用云々令^レ奏^三事

由^二以^一板立御馬可^レ令^二牽進^一者とあり此板立馬を木
してつくりたてまつりしことのものに見えたるはじ
めなりけるされどこれはえさらぬことにてたゞかり
そめにまことの馬にかへたまへるにてつねにたてま
つりおく今の世のさまとはことなり又馬代は今金
銀なれども昔はさやうならずこれも同書のおなじ卷
に承平四年六月月次祭馬代進^三調布八端^一上卿令可^二
進見^三馬之由^一後後多此例といへりいにしへはさらな
り中ごろまでも金銀をば人のなべてはこのまぬもの
なりしかば布をたまひてこれして馬を買てたてまつ
れとおほせたまひすなはち玄かしてたてまつりける
なりそのころの調布八端は馬にかへぬべきほどのも
のにぞありけんか、れば板立馬もうましろもまこと
の馬をたてまつることをやめてかくしたまふにはあ
らず今のはひたぶるにやめてたゞそのまねびをなす
にぞありける

繪馬

ゑがきたる馬を神のやしろにたてまつるは近き世の
ならはしになんふるき書には見えずさは神ののり

たまふべきものにあらねばいにしへ人はさやうのか
ひなきわざはせざりしなりこれは木してつくること
もえせざるもの、さてやむべきをなほえあらでいさ
さかそのまねびをなすわざにてそのなごりとはいふ
べく少しはつみゆるさる、かたもあるを馬よりうつ
りて今やうはいろ／＼のもの繪にかきてたてまつる
はつゆばかりもかゝるところなきわざなりかし

神の宮人の笏をとる事

今はなべての神の社のはふりどもみな笏をとること
なれどいにしへは把笏はおほやけにいと／＼おもく
したまひて續日本紀天應元年のくだりに令^下賀茂神
二社禰宜祝等始把^下笏と見え日本後紀延暦二十年の
くだりには始令^下住吉社神主把^下笏と見えたりかもの
みやしろの禰宜祝住吉のやしろの神主などみなかろ
からぬゆゑに笏とることをゆるしたまへるなり又續
日本後紀承和五年のくだりに春宮家令永預^三把笏^一と
あるをみても把笏のおもきこと玄らるさてのち齊衡
のころにいたりてはこれをゆるしたまふもや、こと
ひろくなりて文德實錄齊衡二年のくだりに乙巳制大
和國檢非違使正六位上伊勢朝臣諸繼預^三把笏^一諸國檢

ぞらへていますがごとくうやまひて神のこ、におはしますことを人にえらすとしてしか申になんついでにははん稱唯を乎々とかくことは日本書紀の訓點に越とあるにならへるなれどあやまりにて於々とかくべきゆゑよし於乎輕重義といふ書に見えたり

神にたてまつるものを祝詞によきやうに申す事

今の世にはたかき人にもなたてまつるにさゝぐる人のみづからは其ものゝすくなくあしきやうにおとして申すならひなるにいにしへの祝詞にはくさくさの物神にたてまつることを横山のごとく置たらはしとおほかるさまにいひみそは明妙照妙和妙など、ほめいへるは心えぬことにたれもく、おもふめれどゆるあることぞかし神をたふとみかしづくこ、ろざしふからんにはよきものをあまたたてまつるべきことなれば其こ、ろざしをいひあらはすにぞありける光孝天皇の御歌に「君がため春の野にいで、若菜つむわが衣手に雪はふりつ」とよみたまへるもみづからつませたまふやうにのたまへるはめのとをふかくおもほしめすみこ、ろざしをいひあらはしたまへる

なればかしこけれど此御歌のみこ、ろをおもひ合せてもさとりぬべきことぞかし今の世のならひはわろくぞありけるもろこしのいにしへ人もさやうにこ、ろえたりげにて春秋左氏傳といふから書に神にものたてまつりて申す詞をあげて奉_レ盛以告曰_レ絜粢豐盛奉_二酒醴_一以告曰_レ嘉粟旨酒とえるせるを見ればこはこのいにしへの心になへるを左丘明の絜粢豐盛とは謂_二其三時不_レ害而民和年豐_一といひ嘉粟旨酒とは謂_二其上下皆有_二嘉德_一而無_レ違心_一といへるはさかしらぐ、ろのひがごとなるべし政よくて年ゆたけしかみえもの人嘉徳ありなど、神に申ほこらんはむらいのことぞかしさやうにてはあらじたてまつるもの、おほくてよきよしにいへるにて祝詞のおもむきに同じ

板立馬 馬代

神の社に馬をたてまつることはいにしへの祝詞に見え今の世にもたゆることなし又木もてつくれるをたてまつり馬しろのものたてまつること此ころは多しそれも中ころのものには見えたりたゞしみなおほやけごとなり北山抄一の巻に天曆三年七月廿二日月次

松の落葉四の巻

神の宮人の於々といふ聲を高くたつる事

神の宮をあらたにつくりみかたをうつしたてまつり又は御饌たてまつるをりなどに於々と聲を高くたててながくいふことありつかへまつる人ども昔よりのならはしにてゑかすれども其ゆるをばこゝろえかねればおのれときあかしてん於々とはいたくうやひたるいらへにて昔の物語ぶみに見えたるやうたかき人の御前にていらへ申にゑかいひきいにしへの祝詞に稱唯といふもじをおゝとまをすとよめるもさやうなりさて聲を高く長くいふはいにしへもゑかり續日本紀十一の卷承和九年のくだりに中務大輔從四位下高階真人石川といふ人の聲のよかりしことをいへるやう除^ニ兵部少輔^一俄遷^ニ少納言^一父子相襲居^ニ斯職^一以^レ富^ニ聲音^一也時論以爲^ニ稱唯之音細而且高猶勝^ニ於父^一といへりながくいはざれば細而且高とはきこえじ少納言はみまへにさふらふ官にて於々と申ことの多かるからに聲よき人をなさせたまへるなりかくしたまふにつけて高尙つらゝ考るに於々といふはうやま

ひて申すいらへの聲なるよりうつりて大御殿のうちにてこゝかしこへわたらせたまふをりゝにかしこきおまへなる事をかたへの人にゑらせてものゝおとたかきをせいしゑづめかしこまりをれといふこゝろにもものしつることにてよき聲をえらせたまへるなるべしいらへのみならんにはいかでさやうにやはあるべき清少納言の枕冊子におものまゐるにおしゝといふ聲たつることありこれはもととおゝゝとかけるをおしゝに見あやまりてうつしひがめたるにぞあらん神の御前にみけたてまつるをりに於々ゝといふによくかなへりみなかたへの人にゑらせてもののおとたかきなどをせいしとゞめかしこまりをれとてするわざになんありける於々といふこと九重のうちにてはかしこきおまへならではなきことなればその聲を高くたつるはおまへなることを人にゑらするわざとはなれるなりほそくてよくきこゆるやうにひたらんはつゝしめる心ばへもこもりてうへなくよければ石川を少納言になしたまふはうべなる事ぞかし神のみかたをあらたなるやしろにうつしたてまつりて於々と申も同じこゝろなりかしこきおまへにな

いひてかしこのかしこきも柔順なるをよしとおもへ
りき人はこゝろのそこつよくてうはべはものやはら
かに大かたのことは世になびきゑたがひておのがた
てたるおもむきありてもあらはにけやけく人といひ
あらそはずおもひのどめてやう／＼にものすべくな
んかくこゝろえてこゝのまなびに孔子のをしへをと
りそへてもものしたらんにはつゆのなんなくわが身の
ためはさらにもいはず世のためにもなることぞかし
ものまなびといふものはする人のこゝろえによりて
よしあしいたぐことになん

www.libtool.com

いはんはやうなきことのおろかなるわざになんこは
神の御名のみにあらずよろづの言のもとをかうがへ
てあめとはかういふ心ならんつちとはしかく
ととくたぐひみな同じことぞかし

ものまなびする人のよしあし

ものまなびよこ、のはさらにいはずからのもかな
らずすべきことぞ人の身のおこなひのよしあしをわ
きまへゑるをもと、していにしへのふみをひろくよ
みて世の中よろづのことにおもひわたしこ、ろう
ればよきすぢにさとかしこくなるものになんにい
しへと今とはことくなることも多かれどもゑれ
ば智といふもの、ほどく大になればおもひはか
りせまらずしていにしへか、りつればいまはかうか
うしてこそとなみならぬをかしきかうがへもいでき
ぬべよき人になるわざにしあればうへなくたふと
きものになんかくめでたきものなるを鳥けだものは
すぐれたるもえせずわくらはに人とうまれてまなば
でやはあるべきまかにはあれどもまなびたるがなか
なかにまらぬよりはあしきこともありおのがものゑ
れるほどを見えしられんとしてかりそめのこと、ひ

にも人のえき、ゑるまじきことをいひおも、ちけし
きはこりかに人をばおとしめなどすこはなまものし
りのうへにあることにていとくげなりかし又
からことまなびするともがらのかしこのことやうな
りし人のまねしてすぐれたる名とらんことを好みて
は世にことなる身のおこなひをしわれよりかみなる
人にへつらはぬをよきこと、おもふよりなめきこと
どもいひちらし人のきずをもとめてはやくとはしり
う言にそするたぐひぞおほかるか、るをばみな人に
くみてがくもんは人をあしくするもの、やうにいひ
あへりげにことわりぞかしかのさがな人よそのまな
びのおやともおやなる孔子のをしへをいかにこ、ろ
えたるにかあらん其をしへに君子のくむこと、て
惡稱_ト人之惡_ニ者惡_ト居_ニ下流_ニ而誦_ト上_ニ者_トといひ又
年四十而見_ト惡_ト焉其終也已_トともいはれたりこは論語
といふ書に見えたりたとへばなほき木にまがれる枝
のあるごとくきすなき人はありがたきをそのきずを
とめつ、わろくいふぞはあらしきさて又世の人に
くまる、はみづからはよしとおもひてもあしき人な
ればなり易といふからふみに柔順利貞君子所_レ行と

はし用ることのあらんといはれしをはやうはうべな
ることにおもひえたがひてさきにおのがあらはせる
書にはみなさやうにわかちてかきつるを今おもへば

いみじきひがごとになんありける萬葉集の歌にもお
むかしのおをはぶきてむかしとはいひたれどむをは
ぶけることなしさるは音をと、いふたぐひおははぶ
く例おほかるゆゑなりそのおをはぶかすてむをはぶ
くべきいはれなければおむかしのつゝまりたるには
あらざりけり玄かのみならず古歌につゝじのをかし
からましとおもしろきこゝろをものかなにいへる
例あるをや又そのこゝろの大かたうらうへなるはか
よは用ひがたしといはれしもいかにぞやたとへば
かなしは大かたは悲歎のこゝろにいへるを古歌にう
らこ船のつなでかなしもといへるは身にまみてお
もしろくおぼゆるよしなればこゝろのうらうへなる
にあらすやをかしも同じことぞさればいにしへに例
あるにまがひてをかしはみなをのかなにかくべし
とおもひさだめて此ころあらためけるになんといこ
ころおぞしや此書のまがひききある人の見ていひけ
らくをかしのかなをひとつにさだむることはやう

久老春海などいひし人々も考ていひおける事にても
のに見えきといへりそを見ましかばはやうさとりて
改めましものをいと／＼くちをし

神の御名の玄か申すことのよしをいふ事

神のみふみをよみて道のまなびする人よろづの神の
御名のしか申すことのよしのまられぬをとかくにかう
がへていふ中からごゝろ佛ごゝろにとけるはさだ
めいふにもたらずこゝのいにしへのこゝろをおもひ
ていへるも大かたはあたらしたとへば古事記中の卷
神倭伊波禮毘古命のくだりに龜のせにのりて來れる
國津神に槁根津日子といふ名をたまひつるは槁をさ
しわたして御船にひきいれたまひつるよしなりとま
らるゝはその事まらるされたればなりもしそのよしを
まらるされずばさることならんとはたれかおしはかり
まらるべきその國津神のこゝろのなほきを槁のなほき
によそへて賜ひたる名ならんとか又さはかろくそへ
たるにてをは雄々しきこゝろ槁はかりもじならんと
かとおもひべきなればすべて神の御名の玄か申すことの
よしのあらはに見えてまられたるはしか／＼ともい
ふべくまられぬをまひてかうがへておしはかりごと

古今集に見えたるながらの橋のふた歌よくはこゝろえられじかし

文臺の宮

今の世歌のまゝに文臺といふは歌かける懷紙をうへにおくものなりいにしへは文臺宮といひてむねとは詩のまゝにて韻字を宮にいれおき又とり出てそのふたのうへにおきつるなり歌をもさやうにぞしける古書にあまた見えたる中には宮をはぶきて文臺とばかりもかけるとあるによりてこれは宮にはあらじところえあやまりて中ころより後に今のやうにはつくりなせるにこそあるらめ今も宮にしたらんには歌の懷紙にさくをふたのうへにおきなかにいれていとたよりよきものなるべし西宮記六の卷九日宴のくだりに左少將兼村取_二韻器_一昇_レ自_二東階_一入_二文臺_一宮_二退下_一といふこと見え又開_二韻器_一封_二置_二宮蓋_一ともあり同記十の卷講_二日本紀_一 竟宴のくだりに取_二文臺_一置_二博士_一前上卿座之上方_二次又外記_一秉_二燭_一次上卿召_二博士_一一人_二預定_一其_二爲_二講師_一入人讀_二件和歌_一_{此開親王公卿出歌}令_二入_一と見えたるは文臺宮に歌をいれたる例なり此くだりのはじめに就_二文臺_一披詠_二詩_一と見え北山抄二

の卷就_二文臺_一下_二と見えたるなどは宮をはぶきていへるなるべし其卷々のかみしもにはみな文臺宮とのみあればなり又ます鏡老の浪の卷にその後和歌の披講はじまる爲道朝臣もとをしの袍につばおひて弓に懷紙をとりぐして上達部の座のうへをとほりて階の開より入て文臺の上におく其外の殿上人どもの歌はひとつにとりあつめて信輔一度に文臺におくとあるは宮といはねばこのころは今の世のさまにつくれるにやあらん又これも宮をはぶきていへるにやあらん又りえがたし明月記には榊の枝松の枝を文臺として歌合をおきたること見えたるは建永二年三月五日賀茂歌合のをりにて神のみまへなればことゝなりかし

をかしのかな

今はむかしの人なる田中道麻呂の考に物をほめていふをかしはおむかしのつゝまりたるにておのかななり又笑ふべきことをいふをかしはをこといふ言のはたらきたるにてをのかななりといひつるを故鈴屋大人の聞いていとよきかむがへなりほむとわらふとはそのこゝろ大かたうらうへなるをいかでか同じ言を通

たるこゝろぞさるからに時よのおぼえおとろへたる
身のとへにはしけるなりさて弘仁三年につくられ
しより延久のころまで二百六十年のあひだのやうを
ものに見えたるによりていひてさきにいへるおのが
考のあかしとすべし日本後紀に弘仁三年六月遣使
遣攝津長柄橋とあり文德實錄の仁壽三年には冬十
月攝津國奏言長柄三國兩河頃年橋梁斷絶人馬不通
請准堀江河置二隻船以通濟渡許之とあるを
見るべし仁壽三年は弘仁に橋を造られて四十とせな
るに頃年橋梁斷絶といへれば久しくはたもちがたか
りしとをえるべし仁壽より延喜の御代まで五十と
せをふるあひだに船にでわたすもたよりあしきにた
へずやありけん又あらたにつくられきそは伊勢の御
の歌に

なにはなるながらのはしもつくるなり

今はわが身をなに、たとへん

とよまれしにてゑられたり此歌古今集に見ゆればつ
くられしは延喜よりさきにぞありけるその後天暦の
ころに藤原清忠

蘆間よりみゆるながらのはし柱

むかしのあとのゑるべなりけり

とよめり今はわが身をと伊勢の御のいはれしは延喜
のさきにてその造られしも天暦にいたりては五十と
せをへぬればげに此歌のごとくわづかに柱のかぎり
のこるべきことになんか、れば伊勢の御の歌はまこ
とをよまれしなりけりその事の國史に見えざるはも
れたるになんさて又榮花物語松のしづ枝の巻にこゝ
はいづくぞとはせたまふ東宮大夫ぞつたへとひた
まふこれはながらとなん申といふほどにその橋はあ
りやとたづねさせたまへばさむらふよし申すみ船と
どめて御らんずればふるき橋の柱たゞひとつのこれ
りとありこれは延久のころなり伊勢の御のつくるな
りとよまれし橋ならんには百七十年をへたれば柱も
のこるべきかは一條院の御代わたりに又つくられて
八十とせをへてかく柱ひとつ残りたるにこそあるら
めか、れば弘仁の後もふた、びまでつくられしこと
ゑられたりさてのこりたるひとつの柱もくちはて、
いにしへのあともながらとよみつる歌はあれどつく
られしにやあらんとおもはるゝこともたえてなくな
りぬ上のくだりにいへることゝもをゑりおかざれば

りその匠のうちにやありけんむかし飛彈工といふ名のたくみありけりこは人の名にてひだの國なるたくみといふことにはあらず今昔物語にそのころ飛彈工といふたくみありけり都遷の時のたくみなり世にならびなきものなりとありて武樂院はそのたくみのたてたりといへり日本後紀延暦十三年令天下諸國一搜捕逃亡飛彈工とあるも同じたくみなるべし

かはら屋

なべての人の家瓦葺にするははやう聖武天皇の御代神龜のころにはじまれりそは板屋草舎中古遺制難レ營易破空殫ニ民財一請仰ニ有司一令ニ五位已上及庶人堪レ營者一構ニ立瓦舎一塗爲ニ赤白一奏可レ之といふこと續日本紀に見えたるにてあるべしこれよりさき齋明天皇の御代に大宮をさへ瓦葺にせんとしたまひき冬十月丁酉朔己酉於小墾田造起宮闕一擬レ將ニ瓦覆一又於ニ深山廣谷一擬レ造ニ宮殿一之材上朽爛者多遂止弗作と日本書紀に見えたりいにしへは寺をのみ瓦葺にせしことなるをいともたふとき大宮をしかせんとしたまひしはいみじきひがことになんよきはどなる木の朽爛たるがおほかりしは神のみこゝろにぞあるべき

さるからにやめたまひ御代な、よへて上に云るせる神龜のころにも大宮を瓦葺にとはたれもおもひよらざりしにこそ延喜式五の卷に齋宮の忌詞を云るされたるに寺稱ニ瓦葺とありこはいとふるき代のさまをもてかへ名つけたまへるなりさて寺の瓦葺なりしこと齋明天皇の御代にありつることゞもおもひわたすにいさ、かなる社にても神のゐますところは板屋草舎にすべく瓦舎にはすまじきことになん

ながらの橋

此橋のことおのがおもへるやうをいひてんにしへのならひもの、つくりざまいとくおろそかなれば橋などは久しくはたもちがたくをりくあらたに作るにしてみやこわたりは板のくちぬるをさておかることはなけれどながらは遠ければつくりて三とせ四とせもつくろはれねば板くちて人も馬もかよひがたくなりたゆることたびくありつるなりそれをふりぬとはいへるにんながらのはしは用ひらるるあひだはすくなくすてられて久しくあるからにふりぬるものはしとわれとなりけりと歌にもよめるにぞありけるふりぬとは用ひられぬやうになり

かになれる世のさまなり海人藻芥といふ書に疊事帝王院縹網縁也神佛前半疊用_二縹網縁_一也此外更不可用者也大紋高麗縁親王大臣用_レ之以下更不可用_レ之大臣以下公卿小紋高麗縁也僧中僧正以下同有職非職紫縁也六位侍黄縁也諸寺諸社三綱等皆用_二黄縁_一云々四位五位雲客用_二紫縁_一也と見えたり

砌

みざりといふを近世の歌よみは庭のことのやうにこころえて歌によめるありひがごとなりこれはのきのしたにかざれり西宮記に至_二仁壽殿西砌下_一拜舞以_レ雨不立_二庭中_一とあるを見るべし

さじき

いにしへさずきといひしを中ころよりよこなまりてさじきといへりはじめてものに見えたるは古事記の上巻に於_二其垣作八門毎門結八佐受岐とありゆひといへるにてゑるべしかりにゆひてつくれるものなり同じことを日本書紀には作_二假肢_一假肢此云_二八門_一と見えたり假肢とかける文字にてもたゞかりそめにつくれるものとぞゑられたる此さずきをなかころの物語ふみにはさじきといへりそれがあまた見えたる中には

かりにつくれるものながらにいとよきもありきとおもはるゝは榮花物語初花の巻に殿は一條の御さじきの屋なが／＼とつくらせたまひてひはだぶきかうらんなどいみじうをかしうせさせたまひてとあればなり又いとかりそめなるはたゞ車をならべてものしたるもあり狭衣物語三の巻にかねてきゝしにたがはず一條の大路つゆひまなく河原までたちかさなりたり車さじきの多さなどすべてかちの人かしらさしいづべうもなきにといへるを見てゑるべし

せきと

關は和名抄に世岐度と見えてゑかいふぞ正しき名なるさるを萬葉集の歌にとをはぶきてせきとのみいひ中ころの歌文にもみなせきとのみよみもかきもするはいふにたよりよければなるべし此たぐひある事に猫もねこまといふが正しき名なれどまをはぶきてねことのみにしへもいまもいふなり

飛彈工

飛彈國には匠多くありつとは賦役令に凡斐隨國庸調俱免每_二里點_一匠丁十人每_二四丁_一給_二厮丁一人_一一年一替餘丁輸_レ米充_二匠丁食_一と見えたるにてゑられた

のまきてうへにまゝゆゑにさいへり西宮記十八の卷に設冠者親王座

用土敷二枚
并表席褥

に大鏡五の卷にたゝみのうはむしろにわたいててぞまかせたてまつらせたまふねたまふときには大なるのしもちたる女房三人出てかのおほとのごもるむしろをばあたゝかにのしなでゝぞねさせたてまつりたまふとありたゝみとはたゝみかさねたるうはむしろをいへるにぞあらんのしなでゝといへるやうきぬのむしろなり又古歌に狭むしろに衣かたしきひとりぬるよしによめるはねやにいらすうたゝねしたるさまにて今の世に小ぶとんといふものまきてまろねしたるさまなればこれもきぬのならんとぞおもはるゑさればいにしへむしろといひつる中には竹なるもあり昔なるもあり絹なるもあることをこゝろえてふるき書を見るべきことになん

たゝみ

たゝみといふ名は神代よりありされどそのかみのは今のはいたくことなり古事記上の卷綿津見神之宮のくだりに美智皮之疊敷八重亦絶疊八重敷其上とあるを見るべし何にてもいくへもたゝみてまゝくものを

いへる名にてまなさだまれるにはあらずるを萬葉集の歌に疊薦重編敷といへるは薦をたゝみかさねあ

タ、ミ、モカヤムカス

みて疊といふものにつくるさまなればいながらをたゝみかさねあみてつくる疊のはじめなるべくおもはる奈良のみやこのころにかゝれば今の京となりて後のは今のたゝみなるべし西宮記に紫端緑端のたゝみ見え榮花物語の本のしづくの卷にも錦のはししたる長だゝみどもを西ひがし北みなみとまはりてまかせたまへりと見ゆればなり和名抄に蘭のことを細堅宜爲席といへるをおもへば中ころよりはむねともせしゆゑにたゝみといふは蘭をおりたるをおもてにしてつくり出すをいふことゝなりつるになんさるからに薦疊菅疊とはいへど蘭疊といへることはなきぞかしたゝし今のやうに長さ大さのひとしくさだまれるにはあらず和名抄に本朝式云掃部寮に長疊短疊和名太々美といひ榮花物語煙の後の卷にちひさやかなるたゝみふたひらばかりしくほどにてといへるをおもひわたしてまゐるべしさて又中ころより後にはたかきみじかき人のまなによりてその家にまける疊のはしのやういろ／＼にかはれりこはよろづのことこま

たるなどは今ひらき戸といふものとおもはるされば何にまれへだてにものするをみなまやうじといへるになんからかみとはからの紙のめづらしきをもてはやしていにしへはものゝへだてにかくることありしをいへりうつばの物語樓の上の巻に三尺のから紙をかけたまへりとあるを見てゑるべしさて後は此からかみを障子にはりて今のさまにはなれるなるべし長門本の平家物語にはから紙のまやうじをたてたりけるをほそめにあけてといへり今の同じ

天井

今の世の人の天井といふは承塵にぞありけるむかし天井といひしは今の天井竿になんその竿は井のかたちにもたればいへるにこそ延喜式七の卷踐祚大嘗祭悠紀院の條に悠紀院所造正殿一字構以黒木一葺以書草以檜竿爲天井一席爲承塵とあるにて天井と承塵とはさだかにわかれてみゆ

むしろ

むしろはくさくあり廣筵長筵狹筵小筵はその形によりていひ出雲筵信濃筵あづま筵はおりに出す國によりていひたかむしろ菅むしろ綾むしろはまなにより

ていへり又張筵といふありこれはとにはりて塵のたち來るをふせぐものなり西宮記四の卷相撲のくだりに三府佐著_二牀子_一給_二張筵_一云々有_二飛塵_一者主殿灑_レ水掃除撤_二張筵_一とあり又細貫筵といふもあり江家次第一の卷相撲召合の條に敷_二滿廣筵竝細貫筵_一とありほそくながき筵なめりさてたゞ筵といへる中に菅なるも絹なるもありこゝろとめて見ざればあやまりぬべし西宮記十一の卷に件廂敷_二信濃廣筵四枚_一中敷_二毬代_一とあるは竹菅やうのむしろにてあらしくしければ毬代をうへにまけるにぞあらん同記十九の卷に夏不_レ敷_二菅圓座_一敷_二出雲筵_一とあるも同じやうの筵とおもはる江家次第三の卷に敷_二膝突小筵_一爲_二參議座_一とあるはよき人の座なればよきむしろにぞありけん源氏物語夕顔の卷に御車よす此人をえいだきたまふまじければうはむしろにおしく、みて惟光のせたてまつるまた、かにしもえせねば髪はこぼれいでたるも云々とあるはきぬのむしろにて萬葉集の歌によめる綾むしろのたぐひなめり夕顔のうへのまきてね給へるものにそのま、つゝ、みたるさまにてやはらかなるむしろと見ゆうはむしろといふはまなにも

うへにもゐたるを見てせばからぬほどをゑるべし母屋は庇よりはいたく高かりしなりさるゆゑになげしもたかくぞありける源氏物語夕顔巻にも例ならぬ事にておまへ近くもえまゐらぬつ、ましきになげしにもえのぼらずと見えて庇より母屋にいるにのみ長押にのぼるといへり母屋のかぎりたかきほどゑられたり大鏡六の巻には御病いたうせめて云々御簾のところにざり出させたまひしにも長押をおりわづらはせたまひてとありこれにていよくさなめりとおもはる母屋よりはなげしにのぼりたふふことなくなつたゝおりわづらはせたまへり

ゑきゐはいにしへは坐席のことをいへり日本書紀顯宗天皇の巻に離席^{シキハナ}天智天皇の巻に磐城村主^{スヅリ}殷之新婦^{ニヒシキ}牀^{シヤ}席^{シキ}頭^{カビ}端^{ハタ}一宿^{ヨク}之間^{ノミチ}稻生^{イナヒ}而穗^ホ其旦^{ニハ}垂^ス穎^{ヒノ}而熟^シ持統天皇の巻に動^{シキ}坐^ハ而跪^{マカ}とよめるを見わたしてゑるべし今の世にゑきゐといふものはむかしはゑきみといへり^{シキ}和名抄に闕は門限也和名之岐美俗云度之岐美とあるこれなり清少納言枕冊子にもなかのみかどのときじみひきいる、ほどにといへり

屋のうらの間

今の世に家のうちのかみのまゑものまといふ間は昔もさいひしことなり萬須鏡秋のみ山の巻に法皇もおなじまのうちにて御ゑとねばかりにておはします村時雨の巻に震殿の階のまに御しとねまゐりて内のうへおはします第二の間に後の宮その次云々といへるにてゑるべし

障子 からかみ

いにしへ障子といへるはへだてにもなるたぐひをすべていへる名なり今の世にゑやうじといへるものをばむかしはあかり障子といひたりきそは古今著聞集にあかり障子のやぶれよりきとみればといへるにてゑられたり紙ひとひらなるゆゑにやぶれよりもの見ゆるなり同書に清涼殿の弘庇についたち障子をたて、といへるは今ついたてといふもの、さまざま狭衣物語にかみゑやうじによべの御ぞをなんかけてさむらひつるとあるもついたちやうのものにこそかみゑやうじとは紙もてはれるをいふきぬにてもはるゆゑにかゝる名はあるなりけり又江家次第第五の巻に候^ニ於鬼間障子外^ニ子^ハ戸^ノ障^ノと見え宇治大納言物語にへだてのゑやうじのかけがねをかけてきにけると見え

それを思ふにもいける世にいよ／＼神をいつき祭るべきことになん此せかいのうちにいていける人のめに見えぬぞ神のせかいにはありける又わらはの死にてこと家の子とうまれかはれることからふみに見えこにもをり／＼ありそれもみな近きわたりの人どちなるはなきたまの遠くよそへはゆかざればなり此魂のありかよみつのゑるべにもいひきあはせ見るべし高尙がおもひとれる事どもくはしういはまほしけれどさてはいみじき長ごと、なればとゞめつそはことにものすべくこゝにはたゞかたはしをなん

四大 五行

天竺の佛經に地水火風を四大といひてよろづのことわり天地のことも人の身のうへも此よつのほかなきやうにいへるはげにさることぞかしから國には水火金土を五行といひておなじやうにもの、ことわりをこれしていふことなれどかの四大にはおとりていと／＼つたなしこはたとへば五つにいまひとつ石をそへて六行としてもよからんをやつら／＼おもふに佛書のからくにへわたり來てのち四大をうらやみてかしこの儒者のえひてつくり出たることなるべし後

漢よりこなたのすさのときごとには佛書のふりなることをり／＼まじりてぞありける

母屋 庇

むかし母屋といひしは身屋ともかきて今の世に家の本間といふところにぞありける西宮記一の卷二宮大饗のところに垂_ニ母屋御簾_ニ卷_ニ庇簾_ニと見え又同卷臣下大饗のところに下_ニ膳辨進_ニ跪_ニ庇_ニ二開_ニ 去身屋 第二柱とあるにてゑるべし母屋のほかはみなひざしといへり同記に又庇孫庇妻庇などいへるは母屋の次の庇よりつぎつぎをいへるなり同記十の卷に始講_ニ日本紀_ニ事といへるくだりに東孫庇小板敷有聽衆并云々座といへるを見れば孫庇にいたりては板敷なるところもありしなり妻庇は寶子のとなり同記十一の卷に御座在_ニ御簾前孫庇_ニ之時王卿候_ニ寶子敷_ニ 以_ニ圓座_ニ各_ニ置_ニ之云々とあるを見てさなめりとゑらる

長押 ナゲシ 玄きゐ

なげしは母屋と庇との中のへだてのうへしたにあるものにてゑたなるはは／＼ひろくぞありける西宮記十四の卷に跪_ニ長押下_ニ兩三度膝行昇_ニ長押_ニ同記十九の卷に獻_ニ盃者跪_ニ於長押上_ニ獻_ニ之とありのばるといひ

ば人の家にゆきて神わざするやうのことはなければ
大かたの神部はゑかするなりそのわざはみけみきを
そなへて神を祭り中臣祓辭をよむこと、ぞ此詞とい
ふはきたなきつみけがれをはらひきよむるとのある
やうをいへるいにしへのうるはしきみやび詞にぞあ
りけるさる詞は神のき、よろこびめでたまふことに
ていはまくもかしこけれど天照大御神の天の磐戸を
さしこもらせたまひしをりにもふとのりごとのうる
はしきをばき、よろこびめでたまひしことのありつ
るその例によりて家のうちの人ももの事なからんを
いのるにもまづ神のき、よろこびたまふことを申て
みこゝろをとるわざなればゑかするもよかめれど祓
詞のみやびてたふとくうるはしきをよみひがめてい
やしくさとびたるさまにいひなさば龍雲せにしのい
へるごとくこれもよみてかひなきことなるべしか、
れば神部は岡部翁の祝詞考又師のか、れたる大祓詞
後釋に高尙があらはせる後々釋をくはへてよくよみ
てことの心をわきまへしりよみさまもそれにゑたが
ひてこそ

人は死にたらん後のためにも神をまつり

いのるべき事

いける世のいのりのためにはみな人神をまつれども
なからん後のためにゑかすべきことはいにしへより
いひをしへたる人なければたれもゑらざる事の心く
るしさにそのよしいはんとすこゝの人は死にてもそ
のたまみくにの神のゑらせたまふせかいにいりい
しき神となりてありよそにゆくものならずゑかいふ
はいかりて死にたる人のたまのあらぶるを神にいは
ひまつればゑづまるにてたしかにゑられたればなり
そのゆゑは世の人のいつきまつる神となるは神のせ
かいにてたふとくすぐれたることなればよろこぶよ
りいかるこゝろのなきてゑづまるになんいよの國な
る和靈社のゆゑよしをき、てもゑるべしはじめは佛
わざしてゑづめんとしつれどもいよくあらびまさ
るまに／＼神とまつりしよりゑづまりぬとぞかゝる
例いにしへ今に多しさればなきたまは高きみじかき
ゑなのかはりはありなめどみな神のゑらせたまふせ
かいにいりてそのほど／＼にみな神となりたふとき
神の御はからひにゑたがふものなればなからんもの
のことは神をのみひたぶるにたのみたてまつるべし

にこまやかに心とめてよみつるよしなり世にすぐれたるからことのはかせなりかしそのなごり見えて今も岡山の里にからふみなびする人はかならずこのものまなびをもたぐへてぞしけるいとも／＼よきならはしなりけりはかせとあらんもの、まづむねとあきらめゑるべきわがみくにのいにしへの事をばゑらずしてひとのくにのことのみゑりてよからんやはむかしの儒者は今の世のかいなでのすさとはこゝろざしのいたくことなるものになん

龍雲禪師のいへること

三十とせばかりやすぎにけんとおもふむかしにき、つる物語をいまおもひ出るまゝにこゝにかきゑるすちかきわたり蘆守の里の難波なにがしの家に年ごとのむ月にはあまたの僧來て經よみといふことす一とせれいのごとくものするをりにその家の女あるじいで、まらうどざねなる龍雲禪師にむかひていひけらくとしごとのれいとてかたじけなくも君をはじめこれかれ來ましてこの事なしたまへば家さかえまはこゝにて身まかりしものどものためよしとうれしう思ふたまへるはまことにさやうにや侍るといひけ

ればせにしいらへけるやう佛の經文といふはよきをしへをかけるものなれどもことのこゝろをえすしてよみたらんにはそのみづからのためにもなりはべらぬをまして人にあつらへてよませたまふことなればさやうにかひあることには侍らじゑかにはあれどもあしきわざなくくらべてはこよなくよきとになんといらへきとかの女あるじおのがもとに來てかたりき世にすぐれたるせにしかるかなかりそめのこと、ひのやうなれどこは灌頂經といへる經に見えたる七分獲一の心をおもひつゝ、心のまことをいひあらはしたるらんとぞおしはからるゝ、妄語戒をも弘法の志をもわすれぬ人にてよにありがたくなんそのかたのもも千の書をやみあきらめても佛のいさめをおもはずしておのが身のやすく世にへんことをのみねがふ法師どもはいふかひなきことぞかし龍雲禪師といふは此きびのみちの中の井山の寶福寺といふ寺のそのころのほうしざねにて世に名たかくきこえたる人なりき

人の家にて神部の中臣祓辭をよむ事

おのれは名神のみやしろの事とりて職のかろからね

ころのあるをいとあるまじきわざなりとていみじうにくみそしる人ありたゞしかゝることはみくに、もひとのくに、も例なきにしもあらずたとへばからふみ孟子盡心章に古本には萬子曰といふことのあるを趙注とかいふ注釋にはそれにつきてまひたることいへるを朱熹といふ人にいたりてはあらためて萬章曰としたりさて萬子曰恐非などやうのことをだにいひおかざりき此たぐひちかき世には岡部翁の壬生をにぶ深養父をふかやほとやうにうちつけにかゝれしためしもある事ぞとはかねておもひをりつれどよくおもへばよきならはしとはおもはれすいかにといひおこせたりきひがもじとてあらためしといふは一の巻におもひあらばをおもひなくば五の巻にそれををその頃と改めたる類をいふにこそそもこれはひがもじなりとおのれはさだかにおもひ定めたればなにの心もなく改めて新釋にそのよしことわりいひおきたればさやよしとおもひをりしはよくおもへばおふけなきわざはさるものにて學びのすぢにもさはすまじき事にぞありけるおのれはかゝらんとおもひさだめても人は又異なる考もあるべきなればひがもじと見え

てもその詞はさておきてたゞ注釋にこそまかふといひおくべきことなりけれこたみわが誤りをさとれるはそしる人のありけるゆゑとおもへばさる人こそわが爲にさちえさせたる人なりけれ此事をば京にひのぼして板のもしをゑりなほさせつれどはやくもとのすり本をのみえてみるらん人のためかつはそのさちえさせたる人によりこびきこえがてらこゝにはたかくなん

湯淺元禎のかける書を見て思へるやう

元禎は湯淺氏字を新兵衛とぞいひける道の口の岡山の殿人にて此わたりにては名たかき儒者なりけりおのれがわかきほどにうせつる人にてあひ見ざりしぞくちをしきそのあらはせる書どもを見るにからことのみかはこゝのまなびもつたなからず師なりし服部なにがしのもとにゆきてもみくにのいにしへのことをとひあきらめんとし師のいへるもわが國のふるき書をよますばいかでか此日本の萬國にすぐれてたふとき事をゑるべきといひてをしへしことゞも見えたなり此人々よ六國史はさらなりかなのさうしをもあまた見たし榮花物語三鏡平家物語やうのものはこと

こそかくものたまはめと見えたるなどを思ひわたして
 去るべしこれらもおぼろげならぬ又はおぼろげな
 らずといふこゝろになん

あゆ

血汗乳などやうのものはいづをあゆといへり文かく
 人のこゝろえおくべきことぞかしその例はうつぼの
 物語梅花笠の巻につまもとより血をさしあやして落
 窪物語にちあゆばかり榮花物語鳥邊野の巻に御はな
 口より血あえさせたまひて本筆の巻に御口はなより
 ちあえてきえいたまひぬといへるなどなりこれら
 を見わたして血はあえあゆあやすといひつることを
 えるべし汗乳も同じことにて清少納言枕冊子にあせ
 あゆるこゝちぞしける同冊子に乳あえずなりぬるめ
 のとなど見えたり

高殿 たか屋

此ころの歌よみのたゞ人の家の樓をたかどのとよむ
 はあやまりなり殿とはよき人の家をいふことなり日
 本書紀には樓の字をよき人の家なるはくに、たかど
 のとよみたゞ人のをばたかやとぞよみたるされば去
 もざまにてはたかや又はたかき屋などぞいふべかり

ける

堤の柳

つゝみの柳とてつゝみには柳おほかるさまに歌によ
 むなるはゆゑあることぞ雑令に凡堤内外并堤上多
 殖二楡柳一雜樹二充三堤堰用一謂堰所以蓄
 柳をむねとうゝることなりしかばそのならひのこ
 れるなり

伊勢物語新釋の事

おのれ伊勢のものがたりの新さくといふ書六卷をあ
 らはしつるをみやこ人これかれいひあはせてさくら
 木の板にゑらせつるより世にひろまりて高尙が弟子
 なるも遠きくなるは摺本をえてぞはじめて見るこ
 となりけるさる處々より此新釋にあるはときもらせ
 りとおもひえたるあるはとき誤れりと見つけたるな
 どとかくいひおこするもあるにかへりてひがごとな
 るはおきてその中にげにさる事なりとおぼゆるをば
 かきとゞめおきつゝおのがおひつぎ考へたることゝ
 もとあはせて新釋拾遺といふ書をあらはさんとはす
 るなりさてある人のいひおこせけるやう此書に物語
 の詞をひがもじならんといさゝか改めたまへると

れたりさるをちかき世のうたよみは同じやうにおもひまがへてひとつこゝろによめるうたおほし梅井氏にては網びき網蜘蛛のすがきなどいふ書にも同じこころにときてさへはおもくだにはかろしと見えたるなどひがごとなりかく歌よみのおもひたがふゆゑはだにもさへものふたつをかねていふは同じくふるき歌のあるが中にだにもさへと同じやうに見えまがふもあればなりひとつふたつ例をとり出ていふべしこれも古今集に

み山には松の雪だにきえなくに

みやこは野べのわかなつみけり

春やとき花やおそきとき、わかん

うぐひすだにもなかずもあるかな

雪とのみふるだにあるをさくら花

いかにちれとかかせのふくらん

はしは春くれば木陰谷がくれにはのこるとも松の雪なりともきゆべきにそれさへ消なくにといふこゝろ中はうぐひすなりともなきなばとおもふにそれさへなかずもあるかなといふこゝろおくはさくら花よしちるとも雪と見るまでちることなりともせずもがな

とおもふにまかせず雪とふるなりそれさへあるに此うへいかにちれとか風のふくらんといふこゝろなりみななりともこのこゝろにてはあれどもいにしへの歌のふかき情をだにといふにこめてよめるものゆゑにみな人見えず一わたりに見てはなりともといふこころとはおもはれずさへといふに同じやうなれば見あやまるもうべなりけり

おぼろげ

源氏物語末摘花の巻におぼろげならでしいでたまへるわざなればものにかきつけておきたまへりといへるおぼろげならでは此詞のもとこのこゝろなり又おぼろげならぬこゝろを中ごろにおぼろげといふことありきそはことなるいひざまなれど中ごろのひとつの詞づかひにぞありけるうつぼの物語俊蔭の巻に山はやしにまじるものは世の中をおぼろげにおもひはなれて身をなきものにおもひなしてするものなりとありおぼろげならずおもひはなれてといふこゝろなり榮花物語浦々のわかれの巻に此ものどもたちこみたればおぼろげの鳥けだものならずはいでたまはん事かたし初花の巻には殿あはれおぼろげにおもはせば

らぎくだらふたつをおきてこまひとつをもちし
にたぐへていひならへるはこまはあるが中に國もひ
ろくすぐれたるにいにしへ錦あや笛やうのものなに
やくれやこまともろこしとよりわたり來れるをもて
はやしてこまもろこしのなにとたぐへいひしをなら
ひとなりてさるものゝうへならねどもこまもろこし
とはいへるなるべし

歌はいひつくさぬをよしとする事

うたは情をむねとすればこまやかにいひつくしては
情あさくなりてわろし六百番の歌合に稻妻といふ題
にて

左勝

有家

風わたるあさちがうへの露にだに

やどりもはてぬよひの稻妻

右

家隆

ながむればかせふく野べの露にだに

やどりもはてぬいなづまのかげ

右方申云左の歌よろしきか左方申云右の歌

雖似^レ左方^ニ詞つゞき心ゆかず判云兩首の

歌心詞已同等に見え侍るを左は宵の稻妻と

いひ右いなづまのかげといへることの外お
とれるにや以^レ左爲^レ勝

とあり左の歌のまされるは宵の稻妻といひて影をば
いはでえらせ風わたるあさちがうへといひて見わた
すことはいはざるによりてあはれなる情うちにも
りていひえらずをかしければなり

だに さへ

だには古今集の歌に

ちりぬとも香をだにのこせうめの花

こひしき時のおもひ出にせん

といへるにてえるべし花のちるはせんかたなし香を
なりともものこせといふこゝろなればなりともといふ
こゝろぞとこゝろえてたがふことなし

さへは同集の歌に

春雨にはへるいろもあかなくに

香さへなつかし山ぶきのはな

といへるにてえるべし色にくらべて香もといふこゝ
ろなり萬葉集にさへといふに副の字をかけるもの
ふたつをかねていふこゝろなればなりこのふた歌に
てもだにとさへとはこゝろ異なることよく見えわか

今の世の人のこと、ひによも山のものがたりなどいふよもやまはさらに山のとにはあらでひろくこ、かしこといふこ、ろなりむかしもさやうなりき榮花物語花山の巻に世の中にもがさといふものいできてよもやまの人上下やみの、しるにとあるは天の下をいへるやうなり本のまづくの巻によもやまのくすしをあつめよるひろつくろはせ給へど、いひ音楽の巻によもやまの佛神にもいみじきことゝもありつればにやといへるなどはみやこわたりをひろくいへるさまなり又神樂歌に「よもやまのまもり」にたのむあづさ弓神のたからに今しつるかもといへるは花山の巻なると同じく天の下をいへりさるを此神樂歌のよもやまを輯取魚彦がよもやまをうつしあやまれるものぞといへるはわろし榮花物語の巻々に見えたるをみなあやまりともいひがたかるべくまかのみならず四方とはむかしよりあまたいふことなれど八方といふことはき、なれずたゞ續日本紀の宣命に天地八方調賜事者といふひとつあれどこはこ、ろも詞もこ、のふりならずおぼゆ岡部翁の神樂歌のよもやまの考に山を楯とたのむやうにとかれつるもわろし天の下のま

もりにたのむといふこ、ろなるをや

歌まくら

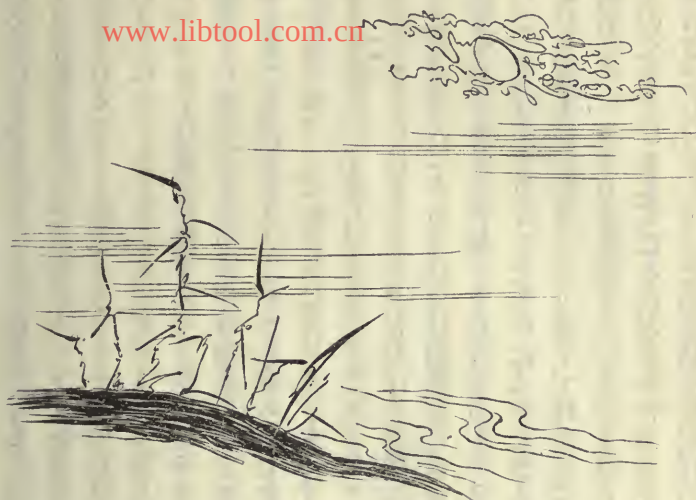
ふる歌によめる天のしたの名どころを世の人の歌まくらといふは歌よみのまくらごと、するこ、ろにやあらん源氏物語桐壺の巻にやまと言のはをもろこしの歌をもたゞそのすちをまくらごとにせさせたまふと見えてまくらごと、はつねのことぐさをいふよしにおもはるればなり又おもふにまかにはあらでまくら詞のたぐひにてよむうたのたすけに名どころをするこ、ろにやあらんいひはじめたるこ、ろはさだかにまくりえがたけれど名どころを歌まくらといふことはものにも見えつ大鏡五の巻に六十よこくのうたまくらに名あがりたるところ／＼などをかきつ、まわらするにとありかくあればふるくもいひつるこになん

こまもろこし

歌よみのこまもろこしといふことは源氏物語寄生の巻にこまもろこしの錦あやをたちかさねたるめうつしにはといひ同物語若菜の下巻にもろこしこまと此世にまとひありきといへるなどによりたるなめりま

月見のまゝぬにあして歌繪をかゝるには

www.libtool.com.cn



このかける歌繪のうたは高尙がよめるになん

づ、の文字やうもそれしてつくりかきなせる石のた
たずまひもそ、げたる蘆とはひきかへていかめしき
をいへりひともしにて石をものしたらんには草書と
いふゑのさまなればこれはいとまいりぬべきものか
なとあるにかなはずまかのみならず蘆も家もひと
もじゑてかきうべしやは鳥をかくこともありきとま
られて榮花物語根合の巻に池のかゝり火ひまなきに白
き鳥どもの足高にてたてるも蘆手のこ、ちしてをか
しとあり此とりは驚なるべし池をゑがけるはれいの
水をものするならひなればなり鳥のあしたかきをあ
してのこ、ちといへるよしは歌のもじをかきつくさ
んとしてはもの、かたちのたけたかくなることをの
り／＼あるならひなればぞこれもひともしゑてか、
ぬあかしとすべしさて蘆よりうつりて家石鳥とかけ
るを見れば水のほとりにつき／＼しきはなに、まれ
かくべきなり水をゑが、すしてものするは蘆手にあ
らずとゑるべしむかしのにならひてこ、ろみにひと
つかきいでついと／＼わろきはくはしうさとさんと
してなか／＼ものそこなひにこそ

四方山

なりけり昔より手といふはもじのことにぞありける
かく文字を蘆のかたちにかきなして蘆手といひつ、
をはじめにてのち／＼は水のほとりなるいはほのた
だすまひ家ゐのさまをも歌のもじゑてかきなすこと
とはなりけるなりそれをものはじめよりのいひならは
しのまゝにあしてとはいふにぞありける水をゑがき
ていへるよしは昔しの蘆手のやうかならずさやうな
ればなりつぎにひきいづる住吉物語のことば玉葉集
の歌を見てもゑらるゝことぞかし歌のもじを蘆のや
うにかきなすことなればゑはげに水をもものすべきこ
とぞす墨にかくゆゑはうたのもじゝてはまことに
其ものゝやうにはかきえがたければうす墨にかきま
ざらしたるものにぞありける住吉物語に南は一むら
の里はのかにみえて苦屋どもにみるめかりほし蘆の
屋に上ゝろぼそくけぶりたちのぼるけしきうすすみ
にかける蘆手に似たりとあり遠くてほのかに見ゆる
苦屋あしやにみるめを屋のうへにあげてほしもしけ
ぶりのたちそひもしてはそのみるめけぶりにまぎれ
て屋のさまのいよ／＼さだかに見えわかぬをうす
墨の蘆手に似たりといへるにてゑるべしうみべの繪

に歌のもじゑてあまの家をうすすみにかくならひも
ありけるを玉葉集の歌には「夕ぐれになにはあたり
をきてみればたゞうす墨のあしてなりけりとありう
みべのゑにうすすみして歌のもじ蘆のすがたにかき
たるに似たりといふこゝろなり石のかたちにかきな
せることも見ゆるは源氏物語梅が枝の巻に蘆手のさ
うしどもぞこゝろ／＼にをかしき宰相中將のは水の
いきほひゆたかにかきなしそゝけたる蘆のおひさま
などなにはのうらにかよひてこなたかなたゆきまじ
りていたうすみたるところあり又いとかめしうひ
きかへて文字やういしなどのたゞすまひこのみかき
たまへるひらもあめりめもおよばすこれはいとまい
りぬべきものかなときやうじめでたまふとあり此蘆
手歌繪よ水のいきほひゆたかといふはひろき海を
ゑがけるなりそゝげたる蘆のゑか／＼とはなぎさよ
りはる／＼と蘆の生つゞき出たる末は遠くてものゝ
そゝげたるやうに見ゆるをいふさばかり蘆の生たる
ところはなにはならんとおもはるゝよしなりこはう
すすみにかすかにかけるところ又いかめしうゑかゑ
かとはめに近き磯べの石はこき墨にものして一もじ

とつさがしいで、見たりともかならずかやうなりとはいひがたかるべしふるき物語ふみに見えたるやうをおもひわたして考へさだむべきことになんおのれまだはたちにたらざりしほどに京にまゐりて梅宮の宮人橋本經亮の家にてあるじにあし手のことを問しにむかしのをうつしおけりとしてとり出て見せけるは繪はなくてたゞ歌のもじをゆがめてあしくかきたるになんありけるこれは西行法師のまことのふでであとをうつせるなりか、ればあしでは惡手なりといひき今おもへばさらにうけられぬ説なりかしこは和泉式部の歌に「ふでもちびゆがみてものゝかゝれぬはこれやなにはのあしでなるらんといへるによりて事好むものゝかの法師の名をかりていつはりかけるにぞありけん此歌は惡手ももじゆがみあして歌ゑももじを繪にかきなすからにゆがめてものすればよそへていへるにこそあれことゝなりその後又みやこにて蘆菴小澤氏のかけるあしてうたゑを見しにむかしのにたがひて水をもゑが、す歌のもじのなかにまれゝに繪をまじへてうめがえの枝といふもじをまじへて木だちのさまにかきなし鶯といふに其鳥のかた

をかきてかの枝にゐさせたるやうのたはぶれがきなりこは源氏物語あして歌繪の注にあしてとは蘆などを下繪にかき文字をかきそへたるなり歌繪とはやといへば矢を繪にかきわといふに輪をかきといひ中峰和尚の笹の葉かきといふ文字の體笹の葉に似たるがごときなりといへるによりてかけるひがことになんありける注は湖月抄にして此説わろし蘆を下繪にかきたらんには蘆繪とぞいはましなにのよしにか手といふべきやといへば矢を繪にかきななどいへるもむかしのあしてのさまにあらすいとゝつたなくいやしそれにならひて名だゝる人のかけるはいかにぞや同じ人の笹の葉かきをまねびてひともじを繪のさまにかきなせるもわろしさやうにては物語ふみに見えたるにたがへり事はおくにいふをまちてゑるべしさておのれはさやうのみだりなるおしはかりごとにはよらずあしてうた繪をもてはやしける中ころの物語ふみに見えたるにゑたがひてなんあしては蘆手なるべし水をゑがきてかたへに歌のもじをうす墨してほそくつゝけて蘆の生たるやうにかきなせるをしかいひきさるからにものがりふみに蘆手歌繪とはいへる

なんふぢばかまに香をむねとよむは袴といふ名によ
りてむかしははかまにもたきものすることなればそ
の香によそへていみじくいへる歌のならひなるをそ
のよしをぬ人のかく蘭とはさだめたるにぞありけ
るかくさだめてのちは菊に和名のなくなりたればか
らよりわたりたる草の葉のかたち蓬に似たるにより
て世の人のからよもぎといひ又かはらよもぎともい
ひあやまれるをそのまゝとりて新撰字鏡にからよも
ぎ和名抄にはかはらよもぎとゑるしたるになん此ふ
た書は世の人のいふまに／＼考へずしてかけるひが
ごと多し蘭蕙はかの字鏡に香艸乎支とかけるぞも
との名にて正しくはあるべき高尙ははやうよりかく
おもひさだめたればひとりむかしにたちかへりて
菊のうたをふぢばかまともよむこと、すよしやあし
や

菊のきせわた

菊にわたをきするは花の香を綿にうつしとりてその
うつしの香をもてはやすためにぞありけるそは清少
納言の枕冊子に九月九日は曉がたより雨すこしふり
てきくの露もこちたくそばちおほひたる綿などい

たくぬれうつしの香ももてはやされたとあるにて
ゑられたりさるを春曙抄といへる此冊子のちうさく
にきくに綿をきするは菊をもてあそぶあまり寒霜を
ふせがんとこのころざしなりととけるやうのひが説
もあれば今くはしうときあかしてん後撰集にとなり
に住はべりける時九月八日伊勢が家のきくに綿をき
せにつかはしたりければ又のあしたをりてかへすと
てと詞がきありて伊勢の御の歌をゑるしたり九月八
日にとなりの菊に綿をきせにつかはすは九日の重陽
宴にうつせる香をもてはやさんとてぞ又のあしたそ
の綿をかへすにてもゑるべし折てかへすといへるは
きくの花にきせたる綿を枝ながら折てかへすにてゑ
かするは道のほどにうつせる香のうすくやならんと
おもふこゝろしらひにこそこれを見てゑるべしはじ
めにいへるおのが考のごとくなることを

蘆手

あしでは中ころのたはぶれがきなれば大かたはあ
さだまれるやうなれどことさらにいさゝかづゝはか
へもしてめづらしきを興じめでけんとおもはるれば
むかし人のかけるあし手のまことのふでのあとをひ

もてはやす花なり又秋の野におのづからあまた生出てさく菊のはなはならのみやこのころにもあるべくぞは萬葉集八の巻の歌にな、くさとかぞへしなかのふぢはかまなりけりそのな、くさは山上憶良詠三秋野花歌に秋野爾咲有花平指折可伎數者七種花其一芽之花平花葛花單麥之花姫部志又藤袴朝貌之花其二とよめるにぞありけるかきかぞふればといへば大かた秋の野に咲たる花のあるかぎりをいへる心なるにあまた咲てうつくしききくの花をもらすべしやは朝貌は桔梗藤袴は菊なればに秋の野のはなのこりなしものより人はふぢばかまを蘭なりといへどらには生いづる野まれにして七くさのかずにいるべき花のさまなりす類聚國史卷三十一帝王部にも平城天皇大同二年九月のくだりに乙巳幸神泉苑琴歌聞奏四位已上共插菊花于時皇太弟頌歌云美那比度乃曾能可邇米豆留布智波賀麻岐美能於保母能多乎利太流祁布上和之曰遠流比度能己呂乃麻丹眞布智波賀麻字倍伊呂布賀久爾保比多理介利と見えたり插菊花とありて御歌にふぢばかまとよみたまへば菊はこ、のふぢばかまなることさだかなりさきに延暦の帝はきく

とよみたまひしかども花はすぐれてめでたけれどこのふぢばかまと同じものなればかくもよみたまへるなりさて插菊花とある此菊は蘭の字の誤を寫傳へしなるべしと上田秋成はいひつれどさにはあらじ日本後紀に同じ御代の此事をか、れたるにも插菊花とあり二書ともに蘭の字を草の手にかきて菊にあやまるべしやは類聚國史は百卷にあまれる書にてうつす人もかいなでならねばましてあやまらじまかのみならず菊をふぢばかまとすればよくかなへること上のくだりにいへるがごとしさてのちかの延暦大同ふた御代のみうたによりてみな人きくともふぢばかまともよみあへるうちに言みじかきかたのいひよきま、にやう／＼にきくのうたおほく見えしらがへばふぢばかまはことの、やうに人のおもふ世になりてふぢばかまに香をむねとよめば蘭蕙の香草なるにおもひまよひてこれならんとて六帖にはらにの部にいれ和名本草にも蘭蕙の和名を布知波賀萬とは玄るせるにこそかやうにみな人あやまるによりて紫式部もひがご、ろえして源氏物語句宮の卷に老をわする、きくにおとろへゆくふぢばかまとはかきつるに

さをしか

故鈴の屋大人のいはれしは萬葉集なる鹿の字はみな加とよむべし^カかとよみてはいづれも文字あまりて^カゑらべわろし^カかにはかならず牡鹿と牡の字をそへてかけり心をつくべし鹿の字をしかとよみてよろしきはわづかにひとつふたつなりといはれき此考によりてある人さをしかの事をしかは牡鹿のことさはそへていへる詞にてをは小のこゝろならんといへりかの萬葉集に左小牡鹿ともかきたればにさることのやうなれどよくおもひめぐらすにさにはあらじさと小とかさねていへる例も見えずさはそへていふ詞を^カは男にて^カかかは鹿なるべし和名抄に鹿^{和名}とあれども昔より^カかともいひつらんとおもはるゝは同書に麋^{松條}新撰字鏡に麋^{久自加又}とあるは皆大鹿のこゝろに^{大鹿}大牡鹿の心にはあらず又萬葉集八の卷^{三十八}に^立面鳴奈流鹿之同卷^{三十九}猪養山爾伏鹿之同卷^{四十八}秋茅子師弩藝鳴鹿毛同卷^{同丁}山下響鳴鹿之同卷^{四十九}秋野乎旦往鹿乃と見えたる歌どもみな^カかとよむべくかとよみては^カかべとゝのはねば鹿をしかともいひしこといよゝさだかにて牡鹿にかざりていふ名

にはあらざるなり萬葉集に^カかといふにをりゝ牡鹿ともかけるはことわりをもて牡といふもじをそへたるものぞさるは鹿を歌によむは鳴聲をめてゝの事にてすべてみな牡鹿のうへをいへればなり故大人はこの事に心つかれずしておもひあやまられたりかみのくだりにもいへるごとく八の卷ひと巻にも鹿といふもじを加とはよまれぬ歌五つあれば萬葉集なるはみな加とよむべしとはいはれぬことなるをや

菊

からくにの菊はこゝのふちばかまなりそのよしあき^カらめいひてんきくとよめる歌ならのみやこのころまでは見えずはじめてものに見えたるは日本後紀延暦十六年冬十月のくだりに皇帝歌曰己乃己呂乃志具禮乃^{阿米爾菊乃}波奈知利曾之奴倍岐阿多良蘇乃香乎とあるこれなりか、れば延暦のころからくによりきたりしにこそ此菊のはなのいゝめでたくこゝのふちばかまとはことなるやうに見ゆればからくにの名によりてきくとよみたまひしなるべしさるゆゑにこれよりさきにきくとよめる歌はなきぞかしこの菊は今の世までも家々のまがきのうちにうゑつぎ來て

あそびはいにしへのにくらべてはこよなくおとりたるものをまれにはよき人のをむなめともなりなどすればなみく／＼の人のめとなるは多しわが家うみの子の末々までもあそびを妾メケともなせそかくいさめおくゆゑは乞兒カガシのたぐひを家あるじのやうにすればいみじきけがれとなり氏神のきらひたまひにくみたまへばよろづのわざはひおこりあひて家おとろへぬべくおもへばなりさてうかれめともあそびともいふ人は人にさそはれてうかれありきあそぶをわざとするゆゑにこそ

あふ坂山のさねかづらといふ歌

一とせみやこのぬての屋にて百人一首といふものをかうさくしけるをりに

名にしおはゞあふ坂山のさねかづら

人にまられでくるよしもがな

といふ歌をおのがとけるやうむかし今ありとある注釋にあひてさねといはんためにのみまかいひつゞけたまひしと、ときたれどまかにはあらじもしさやうならんにははじめの五もじわが中はとやうにいふべき詞のすぢにて名にしおはゞとはさらにいふまじき

とぞ後撰集の歌にて女のもとにつかはしけるとある此ことばかき例のこの集のくせにていひいたらざるにぞあらんさねといふ女のもとにつかはしけるとかきたらんにはときあやまる人はあらじを同集に人の心のつらくなりにければそでといふ人をつかひにてと詞かきして「人まれぬわがものおもひのみだをば袖につけてぞ見すべかりけるといふ歌の例もありけるをやさてさねといふ名の女ならんとは名にしおはゞとあるにてさだかにまられたりさねといふ名をさねかづらといひなしたるぞ歌なる名にしおはゞいざこととはんみやこ鳥といふうたおもひ合せてもさとりぬべきことぞかしさて此御歌のこゝろはいましが名さねといひてさねかづらの名におふとならばちかきわたりなるあふ坂山のまはふさねかづらのやうに人にまられずしてまのびてくるよしもがなとのたまへるなりくるはかづらの縁語なりかくときたるをくすし畑の何がしき、て言の葉の名たゝる殿にまゐりてかみのくだりのことゝももらしきこえしかばいとめづらしげにさることならんとのたまひてかかせさせたまひきとかのうかたりき

す源氏物語のみをつくしの巻にあそびのやうをいへるはおのが心をやりてよしめきあへるもうとましうおぼしけりといへり人にめでられんとてことさらによしめくさまのうとましげなるはげにかゝるあそびものゝくせぞかしいとはなやかなるよそひなりしこは榮花物語殿上花見の巻に江口といふところになりてあそびどもかさに月をいだしらでんまきゑさまざまにおとらじまけじとゑたてまゐりたりとあるを見てゑられたりいまもみさとなにはに大夫といひてさるたぐひのものゝつねにかさゝせてありくはこのならはしのこれるになん大和物語に鳥飼の院にてかしこきおまへにうかれめどもあまたまゐりてさむらふ中に聲もおもしろくよしあるものははべりやととはせたまふと見ゆればこれをよびとりて盃とらせなどするは今やう歌うたはせてきゝはやしこゝろをやるすさみになんいまの世に遊女といふものは名にたがひてよるゝかはるまらうどに枕かはしてぬるをわざとすこれはむかしのやばちになんむかしの遊女は今の世の藝子といふものにぞ似たりける平家物語にはあそびの中にをとこ舞まふを白拍子といへり

これは此ころの舞子といふものにかよへりかく似もしかよひもするものからむかしのはみなあてなるさまぞこよなきや白拍子にもいづれか秋にあはではつべきといふをかしき歌よみしもありきかしされどいにしへ人はあそびのわざをいたくいやしみて順朝臣の和名抄には遊女を乞盜のたぐひとしてかたゐにならべかきたりかゝれば世にすぐれたるひがきのこもそのわざのいやしければなみゝのきは人のめとだにえならずしてその家の集にかけるやうおいの後すみかもなくなりて手づから水くむきはになりてをけをひきさげていづるにしも國のかみゑばし出らるる道にさしあひてめかどなるもの見つけてなどかくはなど見とがむるに名高き檜垣なりと人のいへばはたかくるゝによびいづはづかしけれどかくれどころもなくてをけをきしにおきて居たればいかでいとかくはありしぞあはれなどあればおもひわびて

老はて、かしらの髪はゑら川の

みづはくむまでなりにけるかな

かくかけるを見れば千とせの後にもなほいとあはれにおぼゆ此ころ今やう歌うたひさみせんのことひく

玄なことなり今の世はからのふりうつりてわきなけれど貴賤の玄な正しかりしいにしへは良民はまづしくても人につかはるゝことなしこれぞ御國ぶりなりける續日本紀に播磨國梶保郡大興寺賤若女本是讃岐國多度郡藤原郷女也云々梶保郡百姓佐伯君麻呂詐稱_ニ己奴_ニ賣_ニ與大興寺_一而若女之孫小庭等申訴日久至_レ是始得_レ雪若女子孫奴五人婢十人免_レ賤從_レ良とあるにてあるべし人につかはるゝものはいたく人の玄なことなりしを又同書に案_ニ令條_一良賤通婚明立_ニ禁制_一而天下士女及冠蓋子弟等或貪_ニ艷色_一而奸_レ婢挾_ニ淫奔_一而通_ニ奴_一遂使_ニ民族之胤_一沒爲_ニ賤隸_一公民之徒變作_ニ奴婢_一と見えたるをおもへばいにしへ奴といひしは今の世玄もざまにてゑとをいふに似たり

はしたもの めしうど

むかしはめしつかふいやしき女をはしたものといひき狭衣物語にのきのあやめをひとすぢひきおとしていそぎかきてはしたものの、をかしげなるしておひて奉るといひ古今著聞集には宇治入道殿にさむらひけるうれしさといふはしたものを顯輔卿けさうせられけるにといへるを見てゑるべし又めしうどとはむか

し物語には妾のやうなるものをいへるに今の世には囚人をいへり囚人をばむかしはとらへびと、いへり

餌取

和名抄に屠兒惠止利と見えて屠_ニ牛馬肉_一取鷹鷄スズナ餌之義也とありか、れど牛馬の肉をみづからもくふものにぞありける今昔物語に此持來たるものをくふを見れば牛馬の肉なりけり僧これを見るにあやしき所にも來にけるかな我は餌取の家に來しなりとおもひてといへるを見てゑるべし今の世にゑたといふはこのゑとりをいひあやまれるなるべし

遊女

つくしへゆく人のわかれにいのちだに心にかなふものならばといふあはれにをかしき歌よみし江口のさとのゑろはさらにもいはずこゝろとむなとおもふばかりぞと西行法師にいらへたるおなじ里の君わたつみの中にぞたてるさをしかはとすきものどもの歌の本をいひけるに秋の山べやそこに見ゆらんと末をつけたりし檜垣の子などはすぐれたるきはなればすがたもこゝろもうつくしくよろづたらひてはづかしげに見えけんと思ひやられるれどかいなではさやうなら

き女はみな髪をかしらにまきあげつることをゑるべ
く今はなべて其ふりになりぬることをもゑるべしさ
て又をのこの髪大宮人のほかは大かたひたひの髪を
そりおとし髪の本をわけてゆふは中ころのさまにい
たくことなりたゞし月しろのことは西行法師の撰集
抄無住法師の砂石集などに見えてや、ふるき代より
のことなれどそは今の世の中そりといふさまにて髪
のうちをちひさき月のかたちにそりつるにてひたひ
髪をばそらざりき此ころのをのこのかしらのさまは
足利の末のいみじきみだれ世のころつねに冑さるも
の、ふのさかのぼるいきをもらすために月しろを大
くひたひがみかけてそりおとしつるもありしを見な
らひてたれも、ゝゝゝかするやうになりしにぞあらむ
か

いにしへの男女玉鈴を身のかざりとせし事
神代の書に伊邪那岐大神の左右の御手の手纏の事見
えたりそれも玉にぞありけん萬葉集の歌にわたつみ
のたまきの玉ともいへればなり日本書紀仁德天皇の
卷に勅雄鯽等「莫取皇女所寶之足玉手玉」と見え
又二女之手有纏良珠」といへるをおもふに手にも

足にも玉まきてかざりとせしなり同卷に取得田道
之手纏與其妻」とある手纏も玉なるべし履中天皇
紀に是夜仲皇子忘手鈴於黑媛之家而歸焉とあるに
てもゑるべしいにしへは男も玉鈴を手にまきつるこ
とを又くびにもまきつとおもはる、は神代にゑたて
るひめの歌にをとたなばたのうながせる玉のみすま
るのあな玉はやといひ安閑天皇紀には幡媛偷取物
部大連尾興璆瑠と見えなければなり

百姓

いにしへ百姓といひしは大宮つかへせざる人をなべ
ていふこと、ゑられたり日本書紀持統天皇の卷に詔
令天下百姓服黄色衣」とあるを見るべし大宮つか
へする人はつかさ位のゑなによりて衣の色もことな
ればさらぬなべての人をいへるよしなり又職員令の
左京職のところに大夫一人掌左京戸口名籍字養白
姓云々事と見えたるは京のまちにすむ人をいへり
か、ればものつくる民にかざりていふ今の世のなら
ひはかたよれり

奴

奴は賤ともいひて人の家につかはる、ものにて人の

けてさやうにおぼしけるよしなりさてはひたひにゆふことはやみにけんをんなの髪はひとつゆひて背にたれたるをさきにいへるごとく天武天皇の十一年にはあげゆへとみことのりありつれども同天皇の十三年には女年四十以上髪之結不結及乘馬縦横竝任^ニ意也別^ニ巫祝之類不^レ在^ニ結髪之例^ニといふみことのりもありつひに朱鳥元年には婦女垂髪于背猶如^レ故といふみことのりありつみな日本書紀に見えたりかれば髪あげはたゞ玄ばしのあひだせしことにてものとすべしもとゞりとなりしを又慶雲二年に令^下天下婦女自^レ非^ニ神部齋宮宮人及老嫗^一皆^レ髻髪^上と續日本紀に見えたれども度々かはれるみさだめゆゑにやあらんその世のならひのまゝに正しくはあらたまらずして髪あぐるはたゞ大宮のうちにてことゝあるをりのことなりき紫式部日記におものまゐるとて女房八人ひとつ色にさうぞきてかみあげ白きもとゆひして白き御はんもてつゞきまゐる云々もとゆひはえしたる髪のがりはつねよりもあらまほしきさましてといひ榮花物語初花の巻にその夜になりぬればいのさとのもみなまゐりつどひたりかたへは髪あげなどし

てうるはしき姿なり四十よ人ぞさむらひけるといへりかくことだつをりは髪あげしたるは慶雲二年のみのりのなぐりをさすがにのこせるなりそのさまはからの女の髪ゆへるにぞ似たりけん紫式部日記に内侍二人いづその日の髪あげうるはしき姿からゑををかしげにかきたるやうなりといひ榮花物語にも内侍二人いづかみあげうるはしき姿どもたゞからゑかといへり上のくだりふるき書に見えたるとゞもおもひわたしなばいにしへより中ころまでの男女の髪のおまはるかたゑられぬべしついでに此ころのをいはんとす今は女のすべしもとゞりするはよき人もとゞあるをりの事にしてつねにはあげゆふことゝすそのさまいにしへの髪あげとは異にして伊勢物語に高安の女のを今はうちとけて髪をかしらにまきあげてといへるやうにいやしきさまなりすべしもとゞりよりはまきあげたるはたよりよければ賤女のふりのいづしかよき人にうつれるなり日本風土記といふから書にこゝのことをいへるやう女子富貴者披髪緇繪貧常以^レ髪束髻以便^ニ二用^一といへるは中ころの御國のさまなりこれを見て高安の女のみかはそのかみ貧し

にもかないて

男女の髪

いにしへはをのこも女もわらはのをりは髪をゆふとなくはなちてうしろにたれてありしなり伊勢物語の歌にくらべこしふりわけ髪もかたすぎぬと云るにてゑらるさてをのこの髪をとこになりてはひたひにゆひたりきそのあかしは古事記の景行天皇の巻に小碓命の御事を云るに當此之時其御髪結額と見えたるは此命十六にならせ給ふ時にぞありける又日本書紀崇峻天皇の巻にも是時厩戸皇子束髪於額古俗十五六額十七八間分爲二と見えたるにていよく額にゆへるとさだかなり束髪於額とあるもじをひさごばなにしてと讀めるは瓠花にかたちの似たればなり今亦然とあれば客人親王の御時とかゝりしなり萬葉集の歌に額髪結在染木綿とあるにてもゑるしさて十七八になりてはかしらにふた處にゆひつるなり崇峻天皇紀に分爲二角子とみえ又同書神功皇后の巻に解髪臨海曰吾被三神祇之教一頼三皇祖之靈一浮涉三滄海一躬欲三西征一是以今頭渾三海水若有驗者髪自分爲二兩即入三海洗之髪自分也皇后便結三分髪一而爲三髻云々然暫假三男貌一

と見えたるはゆひたる髪をときたまひうしほにす、きたまふにふたつにわかれたるをそのまゝにふたつにゆひて男のかたちになりたまふよしなりか、れば上古には女はかしらにひとつゆひ男は十七八よりはふたつゆへるなりさて女の髪わらはのふりわけをとめになりてはかしらにてひとつゆひて背に長くたれたる萬葉集の歌にをとめ子がふりわけ髪をゆふの山とよめるにてゑるしさて天武天皇の十一年にいたりては日本書紀にゑるしたまへるやう詔曰自今以後男女悉結髪十二月三十日以前結訖唯結髪之日亦待勅旨云々男夫始結髪仍著漆紗冠とゑるしたまへるをみればをこの髪はかしらにふたつゆへるをときてひとつにあげゆひて漆紗冠をきたるなりかくてふたつゆふことはかうふりきぬわらはのこと、なれるなり中ころのふみにわらはをあげまきといへるにてもゑられたり又源氏物語桐壺の巻に源氏君の元服のくだりに此君の御わらはすがたいとかへまうくおぼせど云々いとかうきびはなるほどはあげおとりやとうたがはしくおぼされけれど、あるもふたつにゆひたる髪をひとつにあげゆへばかたちのかはるにつ

戸の前のかみわざの中に眞賢木の枝に青和幣アヲカギ白和幣シラカギを掛けてさゝげたるぞことの起りなる古語拾遺に見えたるやう青和幣は麻白和幣は穀木カキノキしてつくれる木綿なれば麻と木綿とをつくべきことにぞありける此ふたつをかねて木綿ともいひしことなりそは古歌にさかきの枝に木綿とりつけてとはいへど麻とりつけてとはいへぬにてもゑるべしさて神にさゝぐる木綿のと布に織りたるあり萬葉二の巻の歌に木綿疊手ユフタミテ取持トリ而シテ如此コノ谷母タノモ吾波ワハ乞ヒコヒ昔君コトミコ爾不相ニアハジカ嶋シマといひ同集三の巻の歌に木綿疊手ユフタミテ向乃山乎ムコノヤマニといへるなどなり布をたゝみ手とりもち又はものにおきてもたてまつるをいへり同集三の巻の歌に寧樂ナラノ乃手祭ノテサケ爾置幣者ニオクサハとあるをおもへし又絲ながらなるもあり同集三の巻に奥山オクヤマ乃賢木ノサカキ之枝ノエ爾ニ白香付シロカフ木綿取付キヌトリ而シテ齋戸イハヒ乎忌穿居ヒキイハヒカリスとよめる歌の木綿はゑらがつくといへば絲とみゆ賢木の枝につくる木綿のこと磐戸のまへのは和幣とあれば織たる布ならめどならのみやこのころよりこなたは木綿の絲をつくること、おもはるゑらがつくといへる萬葉集の歌をはじめかぐらの採物の歌に「さかき葉にゆふとりしで、たが世にか神のみむろといはひそ

めけんとあるゆふもゑでとはまげくたる、をいへば絲なりかく絲を賢木の枝につけたるは神にさゝぐるものなるをはやうよりうつりてはさゝげものならで神わざするときにきよまはりをるゑるしのものともなしけるなり萬葉集十九の巻入唐使にたまふ御歌に四船ヨツフネ早還來ハヤキナヘ等白香ヒロカフ著ツク袞裳コノロ裙フデ爾鎮ニオス而將待ニイマツマツとよみたまひしぞそれなる入唐使の船はやくことなくかへるまでは神をまつりいのりおはしましものいみしてまちたまふそのゑるしに木綿の絲を袞裳の裙につけたまふよしなりか、ればゑらがつけたる賢木も神わざしいみきよまはれるところのゑるしものとす延喜式四の巻伊勢齋王の卜にあひたまへる女王の家に勅使つかはしたまふくだりに遣ニ勅使於彼家ニ告ニ示事由ニ神祇祐已上一人率ニ僚下ニ隨ニ勅使ニ共向卜部ニ解除神部ニ以ニ木綿ニ著ニ賢木ニ立ニ殿ニ面及内外門ニとあるこれなり今の世にも神わざするところのいみきよまはりたるゑるしに賢木をぞたつるたゞし木綿の糸にかふるに紙をはそくきりてつくること、す糸しろなればほそく長くきりてまげくつけたらんぞよかるべきゑかすればさかきばにゆふとりしで、といへるふる歌

六月つごもりの日の大祓に荒たへのみそ和たへの御服を縫殿寮よりたてまつりそれを宮主中臣などのかくすることのあるによりて荒和のはらへともいふをむかしの歌よみそのゆゑをえらすして荒和のもじをこは荒ぶる神を和すことぞとおもひあやまりけるなめり拾遺集藤原長能の歌に

さばへなすあらぶる神もおしなべて

けふはなごしのはらへなりけり

とよみけるよりそのあやまりを世々につたへてさとの人なかりき六月のつごもりの日のはらへに荒ぶる神をなごすよしはさらになきことなればなごしのはらへといふはらへももとよりあることなし延喜式一の省六月晦日大祓のくだりに縫殿寮置荒世和世御服於席上と見え又宮主披荒世授中臣中臣取授中臣女即執量御體總五度訖次宮主捧土器中入小石等如鈴中臣轉執授中臣女執奉御訖退授中臣轉授宮主宮主取授後取下部荒世事畢退出亦中臣引和世進退如荒世儀其荒服者賜下部和服者賜宮主訖皆退出臨河解除而去と見えたるにておのがいへるごとく荒和祓といふは荒和の御服によりたる名

なることを考へざるべし江家次第七の卷六月晦日のくだりにも縫殿寮奉荒世和世御服一事神祇官奉荒世和世御贖事ともあり

神遊巫舞

かみあそびを中ころよりはかぐらといひかみのこをなかころにはかんなぎといへり和名抄に巫和名加祝女也と見えて今みこといふものにぞありけるさて此かむなぎ今もろくの神の社にしてかぐらに舞ふにひと手にはちひさきさかきの枝あるは竹のはをもちひと手には鈴をもち此舞は天鈿女命の石窟戸の前にて竹葉飯噫木葉を香草とし手に著鐸之矛をもちて歌舞したまひしをまねぶになん北山抄一の卷園韓神祭のくだりに祝師申祝詞上卿以下拍手次引廻御馬七疋引出次神遊御巫舞と見え江家次第五の卷大原野祭のくだりには和舞和舞取賢と見えかぐらの採物の歌に賢木篠のあるをおもふに中ころの巫の舞も大かた今の世のやうにぞありけん

神わざするところに木綿つけたる賢木をたつる事

神のみまへに木綿つけたる賢木をたつるは神代に磐

唯祭事得_レ行自餘悉斷と見え三代實錄五の卷には九月に此月伊勢齋内親王入_二大神宮_一由_レ是不_レ舉_二音樂_一亦不_レ著_二靴_一とありかく穢惡と靴とにたぐへいはれたるは音樂をなすはけがれとせしごとくおもはるるはいにしへは人の死にける家にて棺の前にて音樂をせしゆゑなるべし今はまかすることのやみぬればおのづからけがれともせざるやうになりつるにこそ

星を祭る事

ほしをまつることはわがみかどのいにしへにさらになきことにてよその國のわざなれば佛をきらひたまへる同じたぐひに伊勢にます大御神はこれをもちたくきらひたまふにこそまかいふは日本後紀十の卷に禁_下今日祭_二北辰_一舉_レ哀改_レ葬等事_上以_二齋内親王入_二伊勢_一也と見え續日本後紀四の卷承知元年八月のくだりに禁_二京畿之内來月供_二北辰灯_一以_二齋内親王可_レ入_二伊勢_一也と見え延喜式五の卷には凡齋王將_レ入_二大神宮_一之時自_二九月一日_一京畿内伊勢近江等國不_レ得_下奉_二燈北辰_一及_二舉_レ哀改_レ葬_一とも見ゆればなり舉_レ哀改_レ葬はいみじきがれのわざなるをそのたぐひとしもまたまへるはまつるまじき神をまつることを天照大御

神はふかくにくみたまふ御心なりけり佛をきらひたまへるもさるゆゑにぞあらんかしされば神の宮人のともはさらにもいはすなべての人もこゝろして星の神をばまつるまじき事なり

齋女

伊勢の齋宮加茂の齋院は内親王のならせたまへばみわざもいとくおもくて國史をはじめいにしへの記録ぶみ物語ぶみなどにもかずく見えたればみな人よくまれるを春日大原野の齋女のことはまれる人まれなり三代實錄十五の卷貞觀十年のくだりに宣_二詔内外_一曰春日大原野兩社齋女藤原朝臣可多子大政官貞觀八年十二月二十五日下_二所司_一符注_二藤原朝臣須惠子_一今追改焉云々勅令_二大和國_一差_二充騎兵四十人執杖士二十人_一備_二春日齋女參社之威儀_一と見え同實錄二十七の卷貞觀十七年のくだりに冬十月藤原朝臣意佳子爲_二春日大原野齋女_一以_二前齋女藤原朝臣可多子_一遭_レ喪也と見えたるにて齋女のやうをまるべし齋宮齋院に内親王のならせたまふ同じこゝろばへに齋女には藤原氏の女のなれる例なり

荒和祓

つるなり延喜のころに至りてのさまは式にあらざる
たるやうにぞありける此名神を國史に明神ともか、
れしはさやうにもいひつることなるべし日本後紀弘
仁四年のくだりに奉_二幣於名神_一報_二豐稔_一也と見え同
紀の又の年のくだりには奉_二幣於明神_一報_二豐稔_一也
と見えたるなどまたく同じやうにおもはるゑかのみ
ならず文德實錄仁壽元年のくだりに詔以_二近江國散
久難度神_一列_二於明神_一と見えたる同じ神社を延喜の
神名式には佐久奈度神社_{大神}としるされたるにて名
神明神同じきこといよ／＼さだかなり國々に明神と
きこゆるはいと／＼おもき神社にて世々の國史に見
えたるやうこと、あるをり／＼には勅使まゐりて幣
たてまつりたまひきこの吉備のみちの中に明神とき
こゆるは高尚がつかへまつる大神のみやしろにかぎ
りぬされば此國人のこゝにまうづるをみやうじんま
ありとぞいふいにしへよりのいひならはしなるべし
名神も明神も字音にいふべくか、れし文字と見ゆれ
ばげに吳音にみやうじんといふべきことぞかし又い
とまれには明神に大といふもじをそへてもいひし例
あり三代實錄仁和二年の宣命の文に松尾大明神と見

えたりおほといふ詞はいにしへ大御神大神など、尊
みてそへいひつる例にてまかものしたまへるなりた
だしこれは文字こゑにだいまやうじんといいしにこ
そ今もさやうにいへり此ころはかいなでの神のやし
ろをみななにがし大明神と世の人のいひあへるはい
とみだりなることになんついでにいはん大明神とい
ふこと般若心經といふほとけぶみに見ゆるによりて
かしこのにならひたまへるならんとおもふはたがへ
りこ、のは上のくだりにいへるがごとしかの經なる
は呪文をほめたる語にてまことの神にはあらず用ひ
たるやういたくたがへりおのづからいひさまのかよ
へるのみなり佛道にはいかやうのこゝろにものすと
もこゝにとやかくやといふべき事ならねどそれによ
りてみくにの大明神をこゝろえあやまる人のありも
ぞするとてかくさだめいふになむ

神事には音楽をなさざりし事

賀茂祭はいと／＼おもき祭なるにあづま遊はあれど
も音楽はなしにいしへぶりなり神祇令に凡散齋之内
諸司理事如_レ舊不得_二吊_一喪問_レ病食_レ完亦不得_二判_一刑
殺_レ不_レ決_二罰罪人_一不_レ作_二音樂_一不_レ預_二穢惡之事_一致齋

のふたつの御社の正しきさだめにはあらめあなかし
こ

賀茂祭の勅使

賀茂祭はいとくおもきまつりにしてむかしの物語
ふみさうしなどにかもといはでまつりとのみかけり
さるはほかにたぐひのあらざればなり北山抄四の卷
神事のくだりに見えたるやう朝廷にて神をまつりた
まふに大祀中祀小祀といふまなありて大祀は踐祚大
嘗祭會中祀は祈年月次神嘗毎季大嘗祭小祀といふは
あまたありさて賀茂祭は此中祀になぞらふべきよし
日本後紀弘仁十年のくだりに見えたりあだし社はか
ろからぬもみな小祀になぞらへたる祭なればほかに
たぐひなくげに祭とのみいひてもさなりとえられた
る事にぞありけんかし北山抄四の卷に賀茂祭爲中
祀諸司齋之園韓神松尾平野春日大原野等祭爲小
祀とあるを見てえるべしさて此祭の勅使にしへ
は内藏頭なる人にて内藏寮より出て大内にまわり見
え奉りてかにもものすることなりきさいふは續日本
後紀五の卷承和三年四月乙酉の日のとをいへるくだ
りに天皇御紫宸殿閱覽賀茂祭使等鞍馬調飾并從

者容儀賜使等祿以播磨守從四位下橘朝臣永雄
爲内藏頭令供祭使と見え三代實錄三十三の卷
に賀茂祭如常先是左近衛官人之染死穢者入侍
陣座是故祭使不受辭見便自内藏寮赴社と見
えたるによりていへるなり内藏寮にけがれなどある
をりはかはりてこと寮よりまゐれる例もありきかの
實錄の五の卷に修賀茂祭先是内藏寮有三人死穢
仍勅使自縫殿寮進と見えたりか、るに今の祭を見
れば内藏寮の人まゐりてはあれどもみつかひざね
のさまにあらず御社のあたりにて勅使何がしの中將
殿に紅紙の宣命をまゐらするなんいにしへのなごり
とは見えける

名神明神并大明神

名神とは天の下に神社のあまたあるが中に名たる
神をまつれりといふころにものしたまへるにてす
ぐれたるかぎりをいへり延喜式に名神大とえるされ
たるこれなり日本後紀に何の神を名神とすくれの社
預名神などか、れたるを見ればはじめは名神な
らざりし神の社もゆるありてはをりく、に名神にあ
げなしたまへることもありてやうくにおほくなり

はあらず下の御社は別雷神の御母神にませばこなたをさきとしたまへりふるくは延暦のころ鉈賀茂下上二社從二位^一といふこと續日本紀に見え日本後紀弘仁十年のくだりには山城國愛宕郡加茂御祖并別雷二神之祭宜^レ准^二中祀^一と見えたるにてまゐるべし下上并になか、れたるはおや子といふが如くおやをさきとし子を後とする朝廷のみこゝろしらひにまがひたるにて大神の御まなことなるにはあらずひとしく從二位になされたまひしにてまゐられたることなりさるからに續日本紀には下上二社とあれども續日本後紀には三ところまで鴨上下とまゐるされたりこはひとしきふた大神なるを下上といふはことやうなりと此紀かける人の思ひてかへたるにぞあらん上下とあれども此御時より下をのちにとさだめたまひしにあらずとは同紀十一卷承和九年のくだりには鴨御祖鴨別雷と見えたるにてまゐる延喜のころにいたりても式に加茂下上又は下上兩社下社上社など、いふ事かずく見えたり加茂に行幸のことをいへるも萬須鏡うち野の雪の卷に申の時にまづ下の宮に行幸くれはて、上のやしろにまうでさせたまふ賞おこなはれ

などしてくわん御はあけがたにぞなりにけるとあり江家次第第二十の卷賀茂詣のくだりに見えたるもまづ下の社つぎに上の社加茂祭に齋王のまゐりたまふも延喜式六の卷に見えてさやうになん此祭の御使も下をさきにそれより上にまゐりたまふこと昔今かはらずかくよろづのこと下をさきとし上をのちとしたまへるにたゞ江家次第第十の卷に見えたる加茂臨時祭にのみ次使捧^二御幣^一立先上社次下社松尾等取^二加之^一とぞありける此臨時祭は亭子の帝いまだみこと申ける時かものみやしろのほとりに鷹つかひあそびありきたまふをりに加茂の明神翁となりあらはれて冬の祭をこひたまへるによりて寛平のはじめの年にはじまれりかく翁とあらはれたまへるはをのこ神にて別雷皇大神ならんとおしはかりおもひたまひてや此祭のみはまづ上社とさだめたまひけんそはとまれかくまれ上社をさきとしたまへるはことなることなれば例とはまがたしおほくの例とおや子の大神のすぢとによりて下の御社をさきに上のみやしろを次にすべくされども神のみしなはひとしくしてさらにかみしもなしとこゝろえつべしまがいはんこそ加茂

松の落葉三の巻

加茂の御社

かものみやしろは伊勢の大御神の宮になぞらへて朝廷におもくうやまひたまへりにしへは伊勢には齋宮加茂には齋院とて同じやうに内親王まゐりをらせたまひ又延喜式十二の卷内記の條には凡宣命文者皆以黄紙書之但奉伊勢大神宮文以縹紙書加茂社以紅紙書と見えてもろくの神のやしろとはいたくことになんありけるかくことなるによりて玉依姬可茂別雷命のみにてはさやうにはあらじ上社は神武天皇下社は鸕鷀草葺不合尊をあはせまつれるならんとふ人ありこはいとくみだりなるおしはかりごとになん高尙つら／＼考るに加茂のみやしろをいたくうやまひたまふは大宮の地主の神にますゆゑなるべしいにしへはかみなかまもの人みな氏神につきがは地主の神をいたくうやまひまつるならひなりしかば朝廷にては伊勢大神宮は御氏神にましますば申もさらなりこれにつぎては加茂の御社をおもくうやまひ祭りたまふにぞありける祭る神のみうへは山城

風土記に可茂社稱可茂者日向曾之峯天降坐神加茂建角身命也神倭石余比古之御前立坐而宿坐大倭葛木山之峯自彼漸遷至山代國岡田之加茂隨山代河下坐葛野河與賀茂河所會至坐廻見賀茂河而言雖狹小然石川清川在仍名曰石川瀬見小河自彼川上坐定坐久我國之北山基從爾時名曰加茂也加茂建角身命娶丹波國神野神伊可古夜日女生子名玉依日子次曰玉依日賣玉依日賣於石川瀬見小河遊爲時丹塗矢自川上流下乃取插置牀邊遂孕生男子云々乃因外祖父之名號可茂別雷命云々可茂建角身也丹波神伊可古夜日賣也玉依日賣也三柱神蓼倉里三井社坐也玉依日子者今賀茂縣主等遠祖也とあるにてあられたり皇大神と申は三代實錄十八卷貞觀十二年のくだりに奉幣加茂御祖別雷兩社祈止霖雨とあるところの告文の中に皇大神御社爾といふこと見えたるを例とすべしおます屋は大かたは社とあれども續日本後紀一の卷天長十年のくだりに奉幣於加茂大神宮と見ゆれば宮ともいひしなり此御社上下といふは地によりていへることにて北なるを上とし南なるを下とせり神の御品の上下に

天皇の十六年のくだりには服色皆用冠色とありて
衣服のさまもかへたまふことなれば大宮人のはから
のにならひてはやくそのころより右襟にはしたま
ひけんされど百姓の衣はさておきたまひしを養老三
年にこれもかへよとおほせありしにぞありける論語
に孔子の管仲がいさををほめて此人なくば被髮左
衽といはれしよしあるしたるを御國人の見て左衽
をえびすのふりなりといやしみおもふはひがこゝろ
えぞ右衽も左衽もその國ぐにのならはしにてまこと
にはよしあしのわきあることなしからには右をかみ
とし御國にては左をかみとするも同じことなりもろ
こしにてはその國右衽なるゆゑにうちをたふとむる
すぢにてほかのくにをえびすといひ左衽をいやしき
やうにいひもすべく御國のいにしへは左衽なればか
らのえびすの右衽なるをこそいやしみおもふべきす
ぢにはありけれされどかく右衽となりての世にはこ
れもまた今のみにふりなればよろしと思ひてあり
ぬべし

松の落葉二の巻終

あり伊勢貞丈の小袖の考にいへらく袖の玄たをまろく縫たるを小袖といひて装束をきるにまづ白小袖を玄たにきるよしいへりおのがおもひとれるは小袖のぬひさまかたちは伊勢氏の説のごとくなるべし白小袖を玄たにきるといへるはわろし今の世のふりはさやうなれどもむかしの小袖はひとつの禮服にして裝束の玄たにきるものならず今の白小袖は禮服にてはなし禮服ならぬつねの衣はさきにもいへるごとくむかしはみな白きをきたることにて其ならひののこれるなり大袖は袍に似てすこしことなるものなるべし小袖もさやうにて小といへるを思へば袖の玄たを丸くぬひてちひさくしたるものにてはありなん今白小袖といふものはそでのかたちの似たるゆゑにこそ玄かいひならひつれいたくことなり北山抄八の巻野行幸の條に舊式近衛大將以下著_二小袖_一但大臣兼大將不著_レ之仁和以後總不著_レ之とあるを見ればうへにきる禮服なることさだかなり大袖のこと西宮記十七の卷に次著_二褶裳_一自_二表袴_一三寸可_レ上次著_二小裾大袖_一大袖上仁以_レ帶天緩爾結天と見えたり小裾の大袖といひ褶裳のかみにきるはこれもひとつの禮服なりけり

中ゆひ ゆまき

帶は裝束してゆふものにて今の世の人つねにきるもの、うへにゆふはむかしは中ゆひとぞいひける宇治拾遺十四の卷にかたびらばかりきて中ゆひてあしだはきて同卷に僧正中ゆひうちして高あしだはきてといへるにてゑるべし

ゆまきといふもの今の世には女のきもの、玄たに腰にまくものをいへどむかしのはことなり宇津保物語梅の花笠の卷にこゝは湯殿のところすけのおとゝすかしのうちぎゆまきして湯殿にまゐるとありこれはうぶ屋にちごにゆあみせさするところなれば湯のかかりてぬるゝをいとひてうちぎのうへにゆまきといふものしたるなり今の世にいやしき女のまへだれといひて腰にまくものゝさまに似たり

御國人の衣きるは左襟なりし事

みくにのいにしへ人はかみ玄もなべて衣きるやう左襟なりき續日本紀八の卷元正天皇の養老三年に初令_二天下百姓右_レ襟職事主典已上把_レ笏といふこと見えたり日本書紀の推古天皇の十一年のくだりに始行_二冠位_一とて見えたるやうからのさまなるに同紀同

古事記應神天皇の御卷に避^ニ上下衣服^一量^ニ身高^一而とあるにてあるべし中ごろにいたりては上下のいろひとしきをぞ^ニ亥^一かいへる東鑑に著^ニ紺直垂上下^一男といふこと見え今昔物語にはあさぎ上下きたる翁といふこと見えたるを思ひわたすにうへのきぬうへのはかまきたるを上下きたるとはいはずひた、れ素襖水干などに同じ色の袴きたるをいふこと、^亥亥られたり家忠日記にも慶長十年のことをあるせるところに人のよそひにあさきこもんの上下るぼうしといふ事みえたり此日記にはるぼうしをたぐへいへればいよくさやうにぞ見えけるたとへばあさぎいろの素襖に同じ色の袴きたりといふべきをあさぎ上下とはぶきて言みしかくいふは中頃よりのちかけての人のものいひのさまなり東鑑なるは直垂といひたればよくわかれたれどあさぎ上下あさきこもんの上下といひては上は直垂にや素襖にや水干にや今は^亥亥りがたけれどその世にはきたるをりのやうによりてさだかにそれと^亥亥られたる事にてかくはいへるなるべし此ごろ肩衣小袴を上下といふはむげに近き世よりのことにぞありける慶長のころに上下といへるも今にはあら

じゑぼうしをたぐへきたれば今やうの肩衣小袴も同じろならんには何の上下ともげにいふべきことぞかし^亥亥かいびて肩衣小袴と^亥亥らるゝは今の時代のさまなりされば麻の上下といふもかみしもながら麻なればなほ中昔のいひさまなりさて肩衣は萬葉集五の卷の長歌に綿もなき布肩きぬのみるのごとわ、けさがれるかゞふのみかたにうちかけといへり袖もなきものにて昔はいたくいやくしまづしき人の衣をかさねきることかたければさむきをりに肩にうちかくるものなりきかゝればかたぎぬといふにぞありけるさるをたよりよきまゝにたれもくきるやうになりはてくはよき人もきたまひ大内ならぬところにてはつひに禮服のかずにいたりたるはめづらしきことになん

小袖

小袖は大袖にむかへたる名にて西宮記一の卷朝拜のところの禮服に大袖小袖といふこと見えてふたつともいにしへの禮服にぞありける今の世に小袖といふものとはことなり同記十七の卷天皇禮服のところには赤大袖縫^ニ日月山形虎猿等形^一同色小袖褶縫々々と

にきぬのたぐひを裁て狩衣とすることをとゞめられ
たる事見えたるをおもへば布にてすべきものなるこ
とゑられ其ころにいたりてはみな人よきかり衣さま
ほしがりて布にてのみはせざりし事もゑられたりか
くとゞめられてもたよりよき衣なるからにやう／＼
よき人のきたまふこととなりてはよきかり衣をきる
ことをせいたまはぬやうにはなりつるなりはじめ
は布に本草の花などすりたるをものしてすり狩衣と
いひしを後にはいろ／＼のぬひものおりものあやに
しきのかり衣をぞきたるます鏡うち野の雪の巻にも
みぢ御らんじに宇治にみゆきしたまふ上達部殿上人
おもひ／＼いろ／＼のかりぎぬきくもみぢのこきう
すきぬひものおりものあやにしきすべになきき
よらをつくしさわぐいみじきけんぶつなりといひ煙
の末々の巻にはゑらぎくのかり衣云々左兵衛のすけ
親朝はむすび狩ぎぬにきくをおきものにしてといひ
あすか川の巻にはさくらのむすび狩衣ゑろき絲にて
水をはまなくむすびたるうへに梅柳をそれも結びて
つけたるなまめかしくえんなりといへりかくます鏡
の巻まきにいへるを見わたして狩衣のことやうには

なやかになりたるをゑるべしむすびかりぎぬとは糸
してももの、かたをむすびなしてそれをぬひつけたる
ものとぞおもはる、後撰集に行平中納言の君のたか
かひにてかりぎぬに鶴のかたをぬひてとあるはぬひ
もの、かり衣なりこはきぬのかり衣きることをとゞ
められし延喜よりすこしさきのことなれば布ならぬ
よきかり衣きることならめどいまだもの、かたをぬ
ひなどするはことなるさまにぞありけん人の見とが
めやせんと思ひたまひて翁さび人などがめそとはよ
みたまへるなりのちにはぬひもの、かりぎぬをたれ
も／＼きたることます鏡に見えて上にゑるせりやう
やうにかはりきぬるさまゑられたりさてついでにい
はん今の世のさまを見てかりきぬにはゑほうしをの
みきること、みな人こゝろえをれどもむかしは冠を
もきたりき大鏡八の巻に布衣に冠なる御前したる車
のいみじう人はらひなべてならぬいきほひなるがと
いへり布衣はかりぎぬなり

上下

いにしへかみしもといひしは上にきるきぬと下なる
はかまとをいへるにて何とさだまれる事はなかりき

和名抄に白絲布大口袴和名於保久知乃八賀萬一云表袴ツバカマとあり續日

本紀に白縛口袴と見えたるも表袴なめればげに大口袴表袴同じものなるべしたゞし布なるよしに和名抄

にゑるせるは唐令によりたるにてたがへりこ、には

きぬもてものせりさてついでにいはん古書に袴との

みあるはうへの袴なりつぎ／＼に何くれの袴のこと

をいひてん小口の袴といふものいにしへありき西

宮記十七卷に小口袴冬時主上著之深紅入綿少或と見

えたり大口袴とつくりさまかよへるものなるべし

さしぬきの袴はかりぎぬにたぐへてきるものなりま

す鏡煙の末々の卷に左兵衛のすけ親朝はむすびかり

ぎぬに菊をおきものにして紫すそごのさしぬききく

をぬのたりといへり佐師奴積和名抄に奴袴乃波賀萬或云岐奴

乃加利乃加萬とありかりぎぬにたぐふものゆゑにかり

ばかきともいへるなり此はかまはすそをあげてく、

るゆゑにそのさまいやしげなるによりて奴袴ともじ

にかきたれどむかしはむねとよき人のきたまへるも

のなりき西宮記十七の卷に指貫王者以下衆人可レ用

也古時有制臣下不用近代五位已上昇殿六位皆用

之とありさしぬきといふ名のよしは袴のすそに狩

衣の袖く、りのごとく組緒をさしぬきてとはすゆゑ

なりともものに見えたり今のとはすこしことなり布

袴といふものあり西宮記十七の卷に布袴舊例上下著

近年法官人著之と見えたり長袴といふものむか

しもありき古今著聞集に「ぬす人は長袴をやきたる

らんそばをとりてぞはしりさりぬるといふ歌見え

るにてゑられたりすそながければむかしもおゆむに

はそばをとりけるなり小袴といふものは今の世な

は人のきるはかまに似たり榮花物語木綿四手の卷に

殿は小袴きてあしだはかせたまひて杖をつきてとあ

りたよりよきま、にかくよき人もうち／＼にはきた

まひしなりむかしのゑもさまの人は大かた此はかま

をぞきたりげなるさて衣はさらなり袴も袴と單とあ

り和名抄に袷衣和名阿波世乃岐沼單衣比止閉岐沼謂衣とあるにて

ゑられたり

狩衣

和名抄に布衣をかりぎぬといふよしゑるせれば布に

ててうじたる衣なり袖口にくゝり緒あるはたか狩の

たよりあるやうにものせしなりさればはじめは位高

き人のきたまふものにはあらざりき延喜式の彈正式

天皇の和銅五年のくだりに制諸司人等衣服之作或襟狹小或裾大長又衽之相過甚淺行趨之時易開如^ソ此之服大成^ニ無禮^一云々と見え榮花物語には見はてぬ夢の卷にかゝる御おもひなれどもあべきことゝもみなおぼしおきて人のきぬはかまのたけのべえめせいせさせたまふたゞ今いとかゝらでゑらずがほにてもまづ御いみのほどは過させたまへかしとまどかしうきこえ思ふ人々あるべし云々人のはかまのたけかりぎぬのすそまでのべえめたまひけるを云々とありこれによりて思へばそのをり／＼の帝のおぼしるまに／＼あるはみだりになりつるを制したまへどもおのづからやう／＼にたがひもしあるはいとまれにはあらたにものしたまふ事ども、ありて御代々々をふるまに／＼すこしづゝはかはれることのありつるなめり

○袖は萬葉集の歌に宮人の袖つけ衣といひひろせ川袖つくばかりあさきをやともいへるを思ひわたせばむかしのたゞ人の衣の袖はつゝ袖といふやうにせばく大宮人のは大なる袖をことさらにぬひつけたもとゆたかにして長くたれたりつらんとおしはかるるゝ

たゞし袖口はせばし續日本紀和銅元年のくだりに制自今以後衣襟口闊八寸已上一尺已下隨^ソ人大小一爲之と見え延喜式四十一の卷には凡衣袖口闊無^レ問^ニ高下一同作^ニ一尺二寸已下一とあり和銅のころより延喜のころにいたりては袖口すこしひろくなりつれど今のよりはいたくせばしたものと／＼ゆたかなりしにぞありける ○ゑたがさねは昔もすそながゝりしなり大鏡八の卷に頭中將ゑたがさねのゑりはさみてうつしおきたる馬にのりてといへり今の世の束帶の裾といふものは此ゑたがさねのすそをことさらにいみじうながくしたるにぞありける ○帯は持統天皇の御代より文武天皇の御代までは綺帶なりつるよし其御代々々の紀に見えたり和銅四年に皮帶始用といふこと西宮記十七の卷に見えたれば元明天皇の御代よりかはれるなり ○袴は持統天皇紀に上下通用綺帶白袴と見え續日本紀大寶元年のくだりに直冠以上者皆白縛口袴勤冠以下者白脛裳と見えたるに同紀慶雲三年のくだりには又勅令天下脱^ニ脛裳^一一著^中白袴とあり今の世のうへの袴もゑろしかければ白袴はいにしへ今にわたりてかはらざりけり

云々とありこれを見て思ふべし大寶令のみさだめを五位已上にはまもられつれど六位より迄もなる人はみだりなりしなりか、ればつぎの御代々々にいさ、かづ、はかはりきぬるもことわりにぞありける延喜式に見えたるやうはかの令と大かたは同じくてたがへるふしは凡大臣帶二位者朝服著深紫諸王二位已下五位已上諸臣二位三位並著中紫六位七位朝服同著深緑と見えたるばかりなり令と式とはいさ、かなれどかくことなるは年へてかはりきぬればなり一位より初位までの服のいろはさきにとり出でゑるせる衣服令にてゑられたり無位の人の袍は黄の色なり制一如朝服也これも同令に无位謂庶人服制亦同皆皂纁頭巾黄袍謂裁縫體天皇紀七年のくだりに是日詔令天下百姓服黄色衣と奴皂衣とあるみさだめによられたるなりもろこしの隋唐の世にはその天子の服黄袍なるにこゝにては無位の人の服とすいたくたがへりさればひたぶるの隋唐の世のふりにはあらざるとをゑるべしさて無位人の黄袍をきたるは朝廷の公事にめしつかはる、をりの事なるべしすべて黄色衣皂衣きるは公事にめ

しつかはる、時はさらなりさらでもうるはしく身のよそひするをりのとにてうちにつねにものするにはあらずつねにはたかきもみじかきもみなそめぬゑろききぬをきたりとぞおもはる、そのよしはほうしはつねにも疊ぞめの衣きるゆるゑにぞれにむかへて天武天皇紀に道俗のものをこなひびとゑろきぬとよみ持統天皇紀には還俗のものをゑろきぬにかへすとよみ續日本紀の詔詞には出家人イヘヒト白衣イハキ毛相雜モソマゼ天とあるにてゑられたるなり又たちかへり朝服の事をいはんとす延喜式に綾者聽用五位已上朝服六位以下不得服用とあり今の世にも六位の袍は綾ならずあさみどり色のこめおりといふきぬなるはいにしへのみさだめののこれるなり令も式も六位の袍は深緑なるを源氏物語をとめの巻にもの、はじめの六位すくせよとつぶやくもほのきこゆ云々かれき、たまへ「紅のなみだにふかき袖のいろをあさみどりといひしをるべきとあれば一條院の御代のころよりは今のごとく六位もあさみどり色の袍をきたると、ゑられたりいろのみかはつくりさまも御代々々にいささかづ、はたがひきにけるなるべし續日本紀の元明

と見えたり明位は淨位の上にあり此御代のははね受色を上のかざりとしたまへりはねずは萬葉集の歌にはね受色の赤裳のすがたといひもじも朱華とかければあかき色なり八千矛神のみうたに衣のあかき色をめてたまへるにもかなひたれば此みさだめにしへのこゝろにてこゝのふりなるをあぢきなくも次の御代にはからのにならひたまひてあかきを紫の次としたまへり持統天皇紀四年のくだりに其朝服者淨大壺已下廣貳已上黒紫淨大參已下廣肆已上赤紫正八級赤紫直八級緋勤八級深緑務八級淺緑追八級深縹進八級淺縹あり此朝服の色のみさだめなん後の御代々々かけて大かたはかはらざりける衣服令なるも延喜式に見えたるもいたくたがはぬにてあるべしたゞすこしづ異なるをり／＼まじれりつぎ／＼にいふべしそも／＼朝服はからふみのわたりこざりしいにしへのさまにてさてありぬべき事なるをさきにもいへるごとくめづらしきをこのむ世の人のこゝろのならひのまゝにつかさ／＼の人々のすゝめ申てからのさまにはなれるなるべしかしこの隋唐などいふ代のに似たること多し玄かにはあれどもかしことこゝとお

のづからかよへる事もすくなからず八千矛神のみうたに衣の緋の色をよしとしてみどりのいろをよからぬよしにのみたまへるは唐の世に紫につぎて緋をたふとびみどりをばいやしめたるになかば、かよへりさればかしこのに似たるをみなならへりと思ふはたがへりもろこしはいたくは遠からぬ國なれば大かたはこゝのと同じやうなるふりにぞありけんをことごとなるさまのまじりたる珍らしきふし／＼にはめうつるならひなればかしこのやうにと人々の申すをことかしこといたくはもてはなれぬことゆゑに貴ききはにもうけひきたまひてからさまにはなりしならんとぞ思はるゝさて衣服令にしろるされたるは一位深紫衣云々三位以上淺紫衣四位深緋衣五位淺緋衣云々六位深緑衣七位淺緑衣八位深縹衣初位淺縹衣とこまやかにあるされたりかくあるされたるさまはうるはしけれど時うつりてはさやうにのみもあらざりしよしにて續日本後紀七の巻に彈正臺奏朝服之色明在法條而今會集之時有綠無縹僭上之弊遂失致敬稽之朝儀理不可然紫緋之品其灼然易就而正綠縹之次其類猥多難得而紉若非早紉正恐流遁忘返

かたくつくりそめしはいつのころにかありけん續世
繼物語に此大將殿はことのほかにえもんをこのみた
まひて云々大かたむかしはゑぼうしもこはくぬる事
はなかりしなるべし此ころこそさびるぼうしきらめ
きゑぼうしなどをりくかはりて侍るめれといへり
大將殿といへるは後三條院の御孫花園左大臣有仁公
なりそのかみこはくぬらせたまへるよしなればかう
ふりゑぼうしなど今のさまにやものせられけんさだ
かにはゑりえがたしついでにはん猿樂の狂言とい
ふわざに大紋といふものきてたてゑぼうしのいみじ
うたけ高きをきることあり此烏帽子は猿樂にたてゑ
ぼうしをことやかにつくりなせるにぞあらん大紋は
布ひたれにて紋の大きなるによりてゑかいふよし
装束抄に見えます鏡にぬのひたれきてをりゑぼう
しきたる事はあれどさるたけたかきゑぼうしはもの
に見えたることなしひがごとこそあらめ

衣服

古事記の神代のみきに伊邪那岐大神の御冠にたぐ
ひて御衣みはかまのこと見えたればそのかみよりう
るはしくとりよそひきることありき同卷に八千矛神

のみうたにくろき青き色のきぬをふさはすとてぬぎ
すてあかきいろの衣をよろしとのたまへれば衣の色
のよしあしをさだめいふ事もありつるなり神代すら
か、ればつぎの御代々々にやうくにと、のひ
てよき人のみよそひはさらにもまをさす宮づかへ人
もたかきみじかきほどくにきぬはかまのやううる
はしくそめいろなどもうつくしくよろづめでたくぞ
なりにけん雄略天皇紀の歌におみの子はたへのはか
まをなへをしとよめるにてゑりつそのころはよく
と、のひたるを七重はたとへ言ならめどゑたのはか
まうへのはかまとかさねきることのあるゆゑにこそ
かくはよみつらめはかまのか、ればきぬもうへした
こそかくたらひてあかぬ事なきをめづらしきをこの
む人の心のならひにて推古天皇の御代十九年といふ
に諸臣服色皆隨冠色」と日本書紀に見えたるはから
のふりにかへたまへるなりされどもひたぶるのかし
このさまにはあらでこ、のふりもそひつとゑられて
同紀天武天皇の十四年のくだりに初定二明位已下進
位已上之朝服色二淨位已上並著^{ハチズラ}朱華^ニ波泥^ニ正位深^{コキ}
紫直位淺紫勤位深緑務位淺緑追位深蒲萄進位淺蒲萄

のさまをかけるなりたゞしこはよそほひかざりてかける繪やうにてゑぼうしをつねにきたる時代にても家にて人にはあはぬをりはぬぎてをりき此事はおくにくはしくいふべしよき人ははしりありきしたまふことなく遠き道はものにのりてゆかせたまへばそのきは、おきてつぎ／＼はげにひとつをりてゑぼうしかけもひとつむすびたるぞよかりなん風折烏帽子これなり下さまの人はいたく身をうごかすことのあれば折にをりてかけたる緒も結びに結ぶはおのづからさもあるべきことぞかし侍ゑぼうしこれなり今の世はそれをたかきいやしき禮服のさだまりとし給へりさてゑぼうしをきることむかしは門の外へ出るをりはさらにもいはず家にてもあるはふしたるにも人にあふには必らずきたりしことなり榮花物語の初花の巻に此姫君たちのおはすればかたじけなかりて御ゑぼうしひきいてふしたまへりとあるにてゑるべしひきいてといへるにてそのかみの烏帽子のやはらかなりつるともゑられたり又古今著聞集十六の巻に此山ぶしがふるまひ見わたるほどにもとゞりとりはててねいりたるいもじがゑぼうしをとりてきてけりさ

て遊女がねたるぬりごめのもとに至りてとありいもじがゑぼうしをきてふしたるもかたへに人のあればなるべしおのが家にてかたへにうとき人のなきをりはきざりきさおもはるゝよしはこれも著聞集の同巻に前隠岐守永親がゑたしきものに左衛門尉何がしかやいふものありけり永親が家とこのぬしが家と向あはせて近かりければつねにゆきかよひけりつとめてとくたゞひとり永親がもとへ行けるほどに忘れてゑぼうしをせでもとゞりはなちながら門をあゆみいりけるを人々見てふしぎの事かなと笑ひあひけれども詞にいふことなければわが事とは思ひもよらであるほどに朝日のかげにもとゞりのうつりて見えけるにはじめてさとりて頭をさぐるにゑぼうしなかりければあわてまどひてはしり歸りにけりうしろ姿かげさこそをかしかりけめとあればなりつとめてゑぼうしきずしてむかひなる家に行つるは人にあはぬをりはきざりし故にぞありける又人の見てわらひあへるよしにいひあわてまどひてはしりかへりしを思ふにむかし人はかりそめにもゑぼうしをきずして人にはあはざりしことゑられたり此ゑぼうし今のごとく

ていとくめでたくたふとしこれなんこゝの冠なりけるたゞ御即位のをりの禮服の冠衣のみなんからのふりなるとぞさて中ごろより後の冠もなほきぬにうるしぬりてつくれるものゆゑにやはらかなり古今著聞集に御冠のひらけてえまゐらせたまはぬといふこと見えたり今の世のやうにたたくつくりはじめられしはいつのころよりにかありけん

烏帽子

日本書紀天武天皇の十三年に其會集之日著^{キデスツツチノコロモヲ}襴衣^{ハカマヲ}而著^{ハカマヲ}長紐^{ハカマヲ}唯男子有^{ハカマヲ}圭冠^{ハカマヲ}冠而著^{ハカマヲ}括緒^{ハカマヲ}襪^{ハカマヲ}とあるは今の世にかりぎぬさしぬきのはかまきてゑぼうしをかかふりたるさまに似たり圭冠は私記に今之烏帽子也とへり圭は瑞玉にて上圀下方といへば今の世に大宮人のきたまふたてゑぼうしといふゑぼうしのかたち似たりたてゑぼうしといふ名はをりたるがいできものちにをらぬをえかいひなせるなりはじめはたゞにゑぼうしとぞいひける此ゑぼうしはかく書紀にも見えたればいとく古きものにぞありけるさて烏帽子も冠と同じくいにしへはきぬをぬひてなしたればうるしぬりにしてもなほやはらかなればをりて

もきたるなり折烏帽子のものに見えたるはます鏡月草のはなの巻に別當は道のほどのわりなきにをりゑぼうしに布ひた、れといふものうちきてとあり緒をかけたらしは古今著聞集に經家水千の袖く、りて袴のそばたかくはさみてゑぼうしかけしてとありこのます鏡著聞集などに見えたるにてえられたり昔はゑぼうしを折て緒をかくるは常のことにはあらず遠きみちをゆくをり又はいそがはしきをりなどにせし事なりけりこれによりて高尙つらく考るに風折烏帽子侍ゑぼうしなど、いふ名の定まれるはいたく後の事にていにしへはこと、ある其をりくゝのやうによりてひとつ折てもきををりに折てもきかけたるをもひとつもむすびふたつともむすびてさだまれることはなかりしをかくするはたよりよきとなるゆゑによき人はえたまはねどもつぎくはつねにをりたるをきる世になりてぞ何くれとゑぼうしの名もいできけんかくてのち身のほどくにあはせて風折烏帽子をきる人と侍烏帽子をきる人とはえなまのおのづからかはれるなるべしふるき職人盡歌合のゑやうはえもぎまの人のつねにをりにをりたる侍烏帽子をきる世になりて

らずかざれる玉于受ははなやかにてめにつくゆるに
それをむねといひて見だてなき冠のとはをさくいはぬ故になきやうにおもはるゝにぞありけるからふ
みの北史倭國傳に至る隋其王始制冠以錦綵爲之
以金銀鏤華爲飾とかけけるは推古天皇の御代の事
をほのくき、傳へてかけるものにてたがへりはじ
めて冠を制したまへるにはあらず冠もて位の玄なを
わかつことをはじめたまへるなりさるからに冠位と
ありこは推古天皇紀に始行冠位と見えたるをいふこゝろをつくべし以金銀鏤
華爲飾といへるは宇受のさまにてこれはげにさや
うにもしたりきされどけづり華ならぬまことの木の
葉草の花など冠にさしつるぞいにしへのふりなる今
もかさしとて大宮人のさやうにしたまふはいにしへ
のふりののこれるにていよくをかしくたふとし孝
徳天皇紀には制七色二十階之冠とありて又冠を
あらためつくらせたまへるよしなりそこに于受もい
ろく見えたるは此時にあらたにつくられしを多か
りつらん又天智天皇の御代三とせといふに冠位の階
名をましもかへもしたまふ事ありてこれも日本書紀
に見えたるやう其冠有三十六階云々とみえたりさ

てのち天武天皇の御代十一年に男夫始結髪仍著漆
紗冠アゲと同紀にあり孝徳天皇の御代の冠のみ定め
も冠の背にうるしぬりのうすものをはりたること見
えそめたりそれをよろしとしてなべてうるしぬりし
たる紗の冠をきる事とはなれるなるべし文武天皇の
大寶のころにも四十八階の冠をさだめたまへると續
日本紀に見えたりこれもみなうるしぬりなりきその
ころいできつる令に見えたるやう冠は禮服につれて
親王諸王諸臣みなその玄な位のきざみごとくに朝
服のをりは一品以下五位以上並皂羅頭巾カワヅリ衣色同禮
服と見え六位より玄も初位までは皂纒頭巾カワヅリ
見えたる此頭巾のいろにならひて中ころより後には
冠をみなくろきいろに玄たまへるなりつくりざまも
この上古の冠に似たるかの頭巾のかたに大かたはよ
りすこしはありつる冠のさまをくはへあはせてひ
とやうにつくりなされしと思はるゝさてこそ頭巾
といふ名はやみて冠とのみいひそのかうふりも衣も
禮朝のわきをさく見えぬやうにはなりつらめかく
なれるはいろくの冠なかりつる推古天皇の御代よ
りあなたのみくにのいにしへふりにたちかへれるに

やうに思はる、ふしをばさておきてよしとゑられたところへをわが神道の教のうちにとりいれんぞあつき神のみこゝろにかなひてひろく大なる神のみちなるべければおのれは儒佛のみちをはらひゑりぞけんとはせざるになん

冠字受

冠はかゝぶるといふ用言を體言にかゝぶるといひそれを音便にかうふりともいひ又かをひとつはぶきてかふりともいへり新撰字鏡には加々保利とありいにしへはさやうにもいひしなるべしさて此もの神代よりありきそは古事記に伊邪那岐大神の御冠の事見え出雲風土記には大穴牟遲命の御冠のこと見えたるにてさだかなり日本書紀雄略天皇の御卷に朝野衣冠未得鮮麗とあるをみれば此帝の御時まではおろそかにはありつらめどみくにぶりなりしを同紀推古天皇の十一年に始行冠位とあるはからのをまなびていにしへぶりをあらためたまへりあぢきなきとなりかしそのさま大徳小徳大仁小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智并十二階以當色絶一縫之項撮總如囊而著^{ツクメリモトホリヲ}綠焉唯元日著^{ワズラ}髻華^{髻華此云于攝}とありこは北史

といふからふみにみえたるからのさまなりめづらしきをこのむ人の心のならひにつれてつかさゝの八たちさこそすゝめ申てかうやうにはなりつらめされどさすがにこゝのをもすてたまはずしていみじうことだつむ月ついたちの日には著^{ワズラ}髻華とありこれぞみかどのいにしへのさまなる此于受といふものは倭建命の御歌にくまかしの葉を于受にさせとあるにてそのさまおしはかりゑらるちひさき木の枝葉をかうふりにさしかざれるものなりのちには金銀をもて木の枝葉花などをつくりなしてもさせりか、ればからざまならざりし上古の御國のかうふりもかしこのにおのづからかよひてこれもきぬにてもにして昔今の頭巾といふもの、如くにぞありけん于受は其巾を貫ぬきて髻にさしたる者とぞおもはるゝ、さるからに文字を髻華とかけり孝徳天皇紀になにの冠はぐれの于受とたぐへいはれたるにてもさやうならんとおしはかりゑられたりそもゝ冠のあるがうへに玉をかざり于受をさしなどしたるはこゝの上古の冠は頭巾に似て見だてなき者なればなり師の古事記傳六の卷に上古に冠はなかりしやうなりといはれしはくはしか

あるがむねなればなりさて六國史又はふるき記録のふみをよみていにしへの事をひろくもゑるべしゑかせざれば道のつたはり來ることのやうゑられず後を見てはじめをゑることもおほきぞかしものごたりさうしにもいにしへぶりののこりてあればふるきをばことごとくよみゑかしていにしへまなびをなしえてのちはあづまかゞみより後かけて家々の記録ふみをも見るべし北條より足利の末の世までのことをゑらずしては今の世にもものするよろづの事の中には其ことのこゝろのわきまへがたきふしもまじればなりさて又ものゑりても心のきたなく身のおこなひのあしからんにはやくなきいたづらごとなり此すぢも神代のみふみをよくよめばよしあしの見えわかれてあきらかにゑらるゝことにてはあれどもゑかして又孔子のをしへのふみをよむなんこまやかにこゝろえられていとよきそは論語をむねとして此ぬしの言行の見えるる書によりてまなぶべし大むねは神のみをしへにたがへることなし其よしおのれ三のゑるべといふ書にくはしくはいへり見てゑるべし上のくだりにいへるなんものまなびの大かたのこゝろえなりける

おのれあながちに儒佛の道をゑりぞけんとせざる事

みくにのものまなびをし神道のこゝろを人にときをしふるにはみ國の道のたふとくすぐれたるよしをとき儒佛のみちのあしき事をいひあらはして此ふた道のをしへをゑりぞくる事をつとめとすべきやうにぞ近き世のものゑり人は思ひもしいひもすなる高尙つらゝ考ふに御國のみちのたふとくすぐれたるよしをいふべきはさる事にて儒佛の道とはことなるふしをいふにつけてはそのふた道のあしきふしをいはではえあらぬすぢはいひもすべきとなれどもひたぶるにそれかかもあしといひてはらひゑりぞけんとするはわろしと思ふ其ゆゑはゑりぞけてよからんにははやう御國のすめ神たちのしかゑたまふべし人のいふをまぢたまふべしやは大穴牟遲神の此みくにをつくりをさめたまふときに外國より少名毘古那神の來たまひてもろともにものしたまひつると神道のあらがるがうへに外國の道どもものわたりきてそひておこなはるゝはまたく同じ事にてみな神のみこゝろなれば人のちからもてゑりぞけえんやはふたみちのあしき

息といふものとりえなどするは寺をよくまもるほう
しげねなりとて今はよき事するやうに人のいひなせ
どむかしのさまはいたくことなり同令に凡僧尼不
得私畜園宅財物及與販出息とありて義解に興
販者賤買賣也出息者貨物生_レ子凡僧尼犯_二此法_一者
其物皆沒官之とみえたりかくむかし今異なるをつら
つらおもふにいふべきこと多しむかし妻もたること
をあしとせざりしは釋迦の身のおこなひにはたがへ
どもゆるある事ぞ此人はおのがえたる法をはじめて
世にときひろめしぬしなるからにかなしうする妻子
をはなれ家を出て山にいらたへがたき苦行といふも
のしきなみくならぬさまを世の人に見せたりしな
りその事を龍樹菩薩の智度論にいへるやう若不_レ行_二
苦行而呵_二言非道_一者無_二人信受_一故自行_二苦行_一過_二於
餘人_一といへりかしこにてはげにありがたうたふと
きことなれどもやまとごゝろにはかなはずあだし人
はさやうにせずともありぬべきことなるゆゑにこゝ
にならひつたへたるには苦行をせず妻をもてるもあ
りつるになんたゞし今の世は淨土眞宗の法師をはな
ちてはおほくはつまをばもたぬならひとなりぬるう

へにその道にてはもとよりたふときことなればさや
うにてありぬべく妻もつはあしき事にこそ又酒のむ
こと五戒のなかのひとつなれども心のみだれぬほど
にのみたらんにはあしきこと、もおもはれねばむか
しのやうにあらずともよかめりたゞものたくはへて
とかくする今やうのふりぞいたくわろき諸經論にも
見えたるごとく貪瞋痴を佛道にはいみじうあしきこ
と、するに田はたけを買とりたくはへ金銀を人にか
してますわぎするは貪なりさるわぎすればかへさぬ
人ありていかりはらだつこと多し瞋にあらずやさ
りつ、するは痴とぞいはましみづからかく三つのあ
しき事しつ、人にはなせると教ふともき、いるべし
やはいにしへにいさめありしはうべなりけり佛のみ
ちにいるといふともがらのかばかりのことわきまへ
ぬはいかなるにかいとかたはらいたくにく、さへお
もはるゝわぎになん

ものまなび

ものまなびは神代のみふみをもと、してよくよむと
にぞありけるさは神のみうへのやうをふかく思ひ
ありし事ども心にとめてその道のすぢをあきらめ

しこれによりておもへばこゝろのまことこそうへな
くたふときものにはありけれ孔子もこれをいみじき
事としてかへすくいはれたり論語のうちに主_三忠
信といふこと數々見えあるは人のまことなきは車
に牛馬をかくるところなきやうなりとたとへてさて
は車のやりがたきがごとしといひあるは君子といふ
は信もてなすものぞともいひ中庸には誠者天之道也
誠之者人之道也といへるなどを思ひわたしてさ
きにいへるこゝの神代のふるごとに合せ考て人の身
のおこなひはまことをむねとすべきことをゑるべし
佛もさやうにおもはれたるよしにて孔子の文行忠信
のよつてもてをしへられたるごとく殺生偷盜邪淫妄語
飲酒のいつゝをいみじくあしきことゝして世の人に
なせそとをしへられき佛道に戒にいとくおほかれ
どこれを五戒といひていたくすまじきことゝしたる
中に妄語はいつはりいふことなればこれをいさめと
どむるは忠信を教ふるに同じかしこき人々の心はか
くかよへるぞをかしきみにの神代のやういにしへ
のことゝも思ひわたすにまことなき神も人もありつ
れどもそはいとくまねなる事にて大かたはまこと

あるさまなりしはおのづからの國ぶりのよきにぞあ
りけるさるからにことさらにいつはりないひそとい
さめおくをしへも聞えざりきふるごとに言あげせぬ
國といひしはかゝればなりけりこゝのはたゞ事實と
いふものかけるふみのうへにいつはり言して人はか
るさがなものはえばしこそ時めきてにぎは、しくよ
きやうなれ天地の神のとがめたまふすぢなればやう
やうにおとろへてあしくまことあるはさびしげなれ
ど神のこゝろよせたまへばつひにはさかえてよかり
し事どものあまた見えたるぞよきをしへにはありけ
る孔子の春秋もさるこゝろをもとゝしてみづからの
心えらへをへてをしへたるものとぞおもはるゝ

僧の身のおこなひのやう昔今ことなる事

ほうしの身のおこなひのやうむかしとはかはれるこ
と多し昔はよきほうしのうちにもつまもたるがあり
つればなみくゝのきはにいたりてはましてさやうな
りつらんを今はかたくさはすまじきことゝなれり酒
のむことは今はふかくもとがめざれどもむかしはさ
やうならず僧尼令に僧尼飲酒食_三完五辛_一者三十日苦
使とありものたくはへ金銀を人にかして年どしに利

はせる春秋といふみに周魯のあしきふしをさらに
か、れず魯昭公の禮にたがへるをわざあるをも人の
とへば禮をえれりとこたへられたると同じこゝろな
り伯夷叔齊をほめられつるにて武王をほむるはま
にえか思ひていはれたるにはあらずとえられたる事
なりさるは禮記に居其邦而不謗其大夫とある
にもよりたるにてすなはちみづからも惡居下流
訕上者といへり此こゝろばへをたてとほされたる
になん又湯王をほめられたるは武王と同じえわざな
ればこれをそしりては周の遠祖の惡をあらはすすぢ
なるをいみたるにぞあらん又孔子の家の遠つおやな
るゆゑにてもあるべし文王を至德ぞといたくほめら
れしも同じこゝろなりさるを和漢明辨といふ書に此
至德といへるをそしれるは孔子のこゝろをおもはぬ
ゆるぞ孔子は心と詞と身のおこなひとそろひてつゆ
のなんなくはじめよりをはりまでいさゝかもたがへ
るふしの見えざる人にて世にありがたくなついで
にいはん御國の儒者の湯武をほめからくに中華と
いひてたふとみみにをえびす國のやうにひがこゝ
ろえしてむげにこゝのいにしへまなびせざるはいか

にぞやそは孔子の詞にのみえたがひてその心にはい
たくそむくにぞありけるたとへばくしのみに人な
らんには湯武のえわざをあしといひみくにのいにし
へぶみをむねとよみあきらめて古事記日本書紀萬葉
集などの誤字ひがよみをあらため正し禮儀などもこ
このふるき例にえたがひてともかくもしそのすぢに
よりて人をもをしへみくにのたふときふしをいひあ
らはしほめてからのよからぬ國ぶりをばえびすなれ
ばかゝるぞといひおとしめらるべしこれぞ孔子のこ
ころなりける高尙は論語をよみてふかくえんじてそ
のこゝろにえたがふになん

信僞

神代のみふみに見えたるやうよき神はかりそめにも
いつはり言はいひたまはず大穴牟遲神の兄弟の八十
神はあしき神にてえばくいつはり言いひて大穴牟
遲神をあざむきてからきめ見せたまひしにはてく
はあざむかれし神はさかえまし八十神はおどろへた
まひぬ人の世の中のさまもさやうにいつはり言ひ
て人をはかればそのをりはよきやうなれどもつひに
は身のためあしくなるさまたれも見てえれる事ぞか

ばげに心のあしきをいさめてよきにすゝむるほかに
まさるをしへはなきぞかし

論語

からふみのも、ふみ千書あるが中にひとりぬけ出て
いはんかたなくをかくしめたきは此論語といふ書
なりとこそ思はるれさるはかしこき心のいたらぬく
まなき孔子の身のおこなひと弟子にをしへていはれ
たる言とをゑるしたる書なればなり人の身のおこな
ひのあるべきやうをこまやかにをしへたとしたるさ
まはあめ地のうちに又たぐひなかりけりよきすぢと
あしきすぢとはたれも大かたは思ひわくなれどその
中におもさかろさのある心しらひの人のゑりえがた
きさかひをのこるくまなくあきらかにいひさとしを
しへたる書にぞありける高尚まだいとわか、りしほ
どより身のおこなひのこゝろえにとてをりく此ふ
みをよむたびにそのをしへをげにさることぞと思ひ
ゑんじていかでくさやうにせばやとこゝろざして
年へにければつたなくてはなえぬものからわが身の
ためとなりぬる事のおほかるはたれも同じ事ぞと人
のためをも思ひてよそのくにの書なれどみつのゑる

べにもとり出でこれをよめとはいひつるになん

孔子の湯武をあしといはれざりしことのゆ
ゑよし

武王のその君をほろぼさんとていくさ人をひきぬて
出たつをりに伯夷叔齊といふふたりがいさめ止めし
をきかずしてゆきてその君をころして天の下をうば
ひしかばさる道なき世にはすまじとてかのふたりは
なにがしの山にいりてわらびを折てくひものとしゑ
ばしこそめぐらひつれつひにうゑてゑにけるを孔子
のほめて仁をもとめて仁をえたりとも又賢人なりと
もいはれたるはげにさる事なるにひがわがせし武王
をもよき人のやうにいはれたるはことわりたがひた
る事にてからごとのほかせの中にもうたがひおもへ
るありこゝのものしり人は孔子のひがことぞといひ
おとしむれどこれはゆゑある事にぞありけるそのゆ
ゑは孔子の周の世の人にて武王はかの人のつかふる
魯君のゑうの遠つ祖君なればその惡をいみかくして
ほめられたるなりこは父の惡をかくし子の惡をかく
すを直しといはれたるたくひにして臣子の情のふか
くおもきによりてかくはいはれたるになんそのあら

のおちいりなどすればにござるがごとく世にふるわざのまげきおもひにつれてきよきこゝろのやう／＼にきたなくなりよからぬ身のおこなひもまじるになんさるからに神代よりはらへといふわざありてきたなきけがれをばはらひすて、清きにかへす事をし身のおこなひのまがりゆくものをばいさめてもとのなほきにとおもむけなほすをしへありきこれぞ神の道のをしへなりけるくはしくはおのがみつのゑるべといふ書にいへりこゝにはたゞかたはしをなん儒道のをしへも同じこゝろにて禮記といふからふみの中庸の篇に天命之謂性率性之謂道脩道之謂教といひ又同篇に誠者天之道也誠之者人之道也ともいへりこれらの天といふは天に神靈のあるこゝろをいへるにてこゝにむすびの神のみたまによりてといふと同じじゝろばへとぞおしはからるゝいともたふとき神のみたまによりてなりいづる人にしあればおのづからきよくなほく誠ありきあれば君親をうやまひ女子をめぐみよき事このみあしきことにくむなるその性にまがひて道をものしてもとよりの心のまゝにあしかるわざなせそといさめをしへたるものぞとい

ふこゝろなるべし佛道教といふもそのとけるやうはことひろけれどもはて／＼は心ひとつのうへにとゞまりて般若經といふほとけぶみに知我心即身成佛といへるなどや佛のみちの大むねならんかし心をまるといふはまよひてこそあしかることはすれもとよりの心はよければ其もとのよきこゝろをまうればさとりたる人となるものなりといふこゝろにてこれも性にまがひて道ををしへなるべしかくいづれの道なりいづといふつたへ言にみなよればなるべし此つたへ言は御國にのみかざるべしやは人の國にもさやうにいひ傳へけんを御國とはやうたがひてから天竺などはいにしへの傳へごとをなほざりにおもひてさかしらいふくにぶりなるからに大かたはまぎれうせつれどさすがになごりのとまれるに事とりそへて聖人または佛などいふかしこき人々のその國ぶりにかなへて道をときひろめ世の人をしへたるものとぞおもはるゝさればいひもてゆくやうはおの／＼いたくことなれどもつひにはかくひとつ心となれり身のおこなひはこゝろよりともかくもなりゆくものなれ

今の世に繪にかくさまに似たりかうやうのおそろしきかたちをあらはすをりもあれどいろ／＼に變化すればこのかたちのものなりともさだめいひがたし又たけたかき人にへんげしたりしは三代實錄四十九の卷に紫宸殿前有^二長人^一往還徘徊内豎傳照者見^レ之惶怖失^レ神右近衛陣前燃^レ炬者亦復得^レ見其後左近衛邊有^二如絞者之聲^一世謂^二之鬼絞^一とあるこれなりこは仁和二年七月廿九日の夜のこととぞありける足あとをのこせりしは同書七の卷貞觀五年正月十九日に侍從所庭中鬼足遺跡といひ同書二十の卷貞觀十三年六月十七日に太政官候廳前晨見^二鬼跡^一といへるなどなりさう又ある人のかたりけるは女の山にいらて鬼になりたるを見たる人ありとかたりきこれもひとぐさの鬼なり五雜俎といふからぶみにも黔筑有^二變鬼人^一能^レ魅^レ人至^レ死といへり上のくだりものに見えたることばも思ひわたして鬼のやうをまゐるべし鬼のたぐひをこさせじとふせぐには桃の木をもてとかくするぞいとよき西宮記に正月卯日以^二桃杖^一作^二卯杖厭鬼也^一と見え同記十二月の追儼には桃弓葦矢もて鬼をおふことあり今昔物語には鬼の來るをふせぐところ

に門に物忌の札をたて、桃の木をきりふさぎてといへりかく桃の鬼をふさぎて人をたすくるゆゑは神代に伊邪那岐命の桃子をもてあしきもの、おひきたるをまちうちたまひしかばにげかへりぬさて桃にのりたまへることを古事記にまゐるやう汝如助吾於^二葦原中國所有宇都志伎^一此四字^二青人草之落苦瀬而患惚^一時可助告賜名號意富加牟豆美命^二美以音^一とまゐるせりこれにてまゐるべしさて桃は鬼のたぐひのもとよりきらひぬべきゆゑよしある事を伊邪那岐命のよくまろしめしてそのみをもてまちうちたまへるなりかゝるにつけて世の人のためにもとおもはしてその桃にかくはのりたまへり此大詔のまゐるしありてよろづ代の後までもいよくあしきものをふせぎて世の人をたすくるになんあなたふとしや

三のみちの教

人といふものは高御產巢日神產巢日神と申二柱の大御神の產靈^{ムスビ}のみたまによりてなり出ればもとよりの心はきよくあかくなほく正しきをきたなくまがりもてゆきもするはいかにといふにたとへばみづは清くすめるものなれどみさびにとちられきたなきもの

いづくこゝちのせしを宮ときこえし人の玄給ふとお
ぼえしほどよりこゝちまどひにけるなめりまらぬと
ころにすゑおきて此男はきえうせぬと見しをとおる
をりの事にて浮船君のものにとられしさまにてきよ
げなる男と見えてとりもてきてくひはせざれどもお
にといへるにてゑるべしてんぐこだまと同じきをむ
かしてんぐの龍をとりし事ありて一の巻にいへり今
の世にも天狗の人をとることをりくあり鬼の人を
くふよしにいへりしばいせの物語に鬼ひと口にぐひ
てけりといひ字津保物語藏開巻におにけだものゝく
ふ山にまじりたる心地してといひ三代實錄五十の巻
に仁和三年八月十七日夜亥時或人告行人云武徳殿
東縁松原西有美婦人三人一向東步行有男在松樹
下容色端麗出來與一婦人一携手相語婦人情感共
依樹下數尅之間音語不聞驚怪見之其婦人手足折
落在地无其身首一右兵衛右衛門陣宿侍者聞此語一
往見有^{云々}其屍一時人以爲鬼物變形行此屠殺一
といへるなどなりおそろしき形をあらはしたりしは
大鏡三の巻に忠平の太政大臣貞信公の御事をいへる
にかの殿いづれの御時とはおぼえ侍らずおもふに延

喜朱雀院の御ほどにこそは侍りけめ宣旨うけたまは
らせ給ひておこなひに陣の座さまにおはします道に
南殿の御帳のうしろのほどとほらせたまふほどにも
の、けはひして御たちのいしづきをとらへたりけれ
ばいとあやしくてさぐらせたまふに毛はむくゝとお
おひたる手のつめは長くかたなのはのやうなるにお
になりけりといとおそろしくおぼしめしけれどおく
したるさま見えじとねんせさせたまひておほやけの
勅定うけたまはりてかためにまゐる人どらふるはな
にもものぞゆるさずばあしかりなるとて御たちをひき
ぬきてかれが手をとらへさせたまへりければまどひ
てもちたる手をはなちてこそうしとらのすみざまへ
まかりけれ思ふによるの事なりけんかしといひ今昔
物語に近江の國安義の橋は鬼ありときゝて人のゆき
て見たりしにおに女になりてありさておそろしきか
たちをあらはしけるやう面は朱のいろにて圓座のご
とくひろくして目ひとつありたけは九尺ばかりにて
手のおよびみづあり爪は五寸ばかりにて刀のやうな
りいろはろく青の色にて目はこはくのやうなり頭の
髪は蓬の如くみだれてといへるたぐひなりこれらは

あらん

鬼

鬼是和名抄に於爾といひ中昔のかな文の書どもにも
 しかいへり神代紀には鬼といふもじをものとよみ中
 ごろの書にはものゝけといひしと見え今の世にもば
 けものといふは術ある鬼といふとこれらをおもひわ
 たせばものともいひづるなりきて此もの^モ和名抄に人
 死魂神なりといへるはからぶみによれるときごと
 てこにおにといふものばざやうならねばうけがた
 し日本書紀神代の巻には吾欲^{オモフシメント}令^ハ撥^ハ平^ハ草^ハ原^ハ中^ハ國^ハ之^ハ
 邪鬼^{カクサニ}と見え同紀景行天皇の巻には山有^{アサキカミ}邪神^ニ郊^ニ
 姦鬼^{カクサニ}と見えたるなどをおもふに鬼といふはあらぶ
 る神のたぐひにて玄なくだれるものなり古事記中巻
 に熊野山のあらぶる神は大熊になりしと見え建御雷
 神の天より降したまへる横刀にぎりたふされたる事
 どもあり景行天皇紀には阿蘇都彥阿蘇都媛の二神人
 に化しといひ吉備穴濟惡神難波柏濟惡神などあしき
 いきふきて道ゆき人を苦めしを日本武尊のころした
 まへる事あり鬼もおなじく人になりこともものにも變
 化してみちゆき人をくるしめしことゝもありそれに

よりて高尙つらく思ふにあらぶる神鬼天狗こだま
 のよつは同じものなるべし世にすぐれてかしこきか
 たにつきて神といひおそろしき形をあらはし人をと
 りくふを見て鬼といひそらをかけるによりて天狗と
 いひふるき樹によるにつきてこだまともいへるにて
 そのをりくゝのあらはるゝさまに玄たがひて名はか
 へていへどもみなくすしきわざありてかたちをあら
 はしもしかくしもしいろくゝに變化するをみればこ
 とくゝなるものにはあらざりけり其中にたふときい
 やしき品はあるべくすぐれたるを神といひしにもあ
 るべし同紀に巧言^{トクヘイ}調暴神^{テウボウシ}振武^{シンブ}以攘^ヘ姦鬼^ニとある
 にてもあらぶる神と鬼とのたかきみじかき品はよく
 わかれてありいにしへは天の下に人すくなかりしか
 ばかりるものどもとてかたちをあらはすこと
 のおほかりしなり源氏物語手習卷に鬼か神かきつね
 かこだまかといひあなさがなのこだまのおにやとも
 いへれば中ごろの人ももてはなれぬものとおもひ
 き同卷に鬼のとりもてきけんほどはものおほえざり
 ければなか／＼こゝろやすしといへるはいときよげ
 なる男のよりきていざたまへおのがもとへといひて

るなり今の人牽牛子をのみあさがほとおもへるはた
がへり萬葉集十の巻の歌に

あさがほは朝露おひてさくといへど

ゆふがげにこそさきまさりけれ

といへるも桔梗なり牽牛子はゆふかげに花のさくこ
となし桔梗のはなはあささきひるまほみてゆふかげ
に又はなやかにさくものなれば夕かげにさきまさる
やうにはいへるなり源氏物語あさがほの巻にかれた
る花どもの中に朝がほのこれかれにはひまつはれて
あるかなきかに咲てとあるは牽牛子なり此草は野山
におのづから生ることなきはから國よりたねのわた
り來てひろごれるにぞあらん其わたり來つるは今の
京のはじめのころなるべしさて朝がほといふころ
をくはしくはんとすいにしへかほ花といひしはか
ほのすぐれてうつくしきはなの事なりかほといふは
今の世にかはかたちといふ意なりかほかたちのすぐ
れたる人の中ごろにはかたち人といひきそれと同じ
こゝろなりされば何にまれ朝さきてかほのすぐれた
る花をめて、あさがほといひはやつたるにて花の名
にはあらず桔梗もはなのあしたにさきて美しくしきゆ

ゑにめで、あさがほといひしにて此草の正しき名に
あらざることは新撰字鏡に又云阿佐加保とゑるせる
にてもゑられたり牽牛子のわたり來てはこれもあし
たにうつくしき花さけばまかいひ槿花もさやうなれ
ばあさがほとはいへるなり新撰字鏡に木槿似_ニ李花_一
朝生夕殞可_レ食者也保已又保已乃加良又禰夫利とあ
りてあさがほとはあらねども和漢朗詠集に槿と題し
てあさがほの歌をいだせればまかいひしことゑるし
薺も和名抄に和名木波知須朝生夕落也といへるに毛
詩にてはふるくよりあさがほとよめりこれらを思ひ
わたしてあさがほとはあささく花のかほばなをいへ
るにてひとつの草の名にはあらざる事をいよゝゝお
もひさだむべし拾遺集の物の名にも桔梗朝顔牽牛子
とみつ出せるはあさがほは桔梗にも牽牛子にもかぎ
らざればごとにしたるなりかくさだかにゑられたる
事なれど牽牛子は中ごろにひとの國よりわたり來つ
るものゆゑに和名のなければあさがほとのみ世にい
ひあへれば源順朝臣も此草の名なりとのみ心えあや
まりて和名抄に牽牛子_{和名阿佐加保}とかゝれしよりた
れもゝさなめりとおもひてさとする人なかりしにや

まがきは和名抄に籬和名末加岐以柴作之とあり水鏡

云末世

一の巻に此めの女おどろきおそれてえたへずして野
子になりてまがきのうへにのぼりてをりといへれば
むかしのは今の柴垣よりはうへをすこしひろくつく
れるものにぞありける ついぢはむかしのは今の土
手といふもの、やうに土をつきあげたるならんとぞ
おもはる、この頃のゑらにぬりたるとはいたくこと
なり和泉式部物語にう月十日あまりにもなりぬれば
木のゑたくらがりもていくはしのかたをながむれば
ついぢのうへの草青やかなるも云々といひ大鏡五の
巻にはなでしこのたねをついぢのうへにまかせたま
へりければ思ひかけず四方にいろ／＼にからにしき
をひきかけたるやうにさきたりしなどをといへるを
見てゑるべし

雨もよ 雪もよ

古歌に雨もよ雪もよといへるはもはやすめ詞よは夜
なり雨の夜雪の夜といふべきをものやすめ詞にかへ
たるはたとへば月のひかりのあかければといふべき
を月のひかりしあかければとしのやすめ詞にかへた
ると同じたぐひにて詞をさまりていうにきこゆれば

まかいへるなり後撰集十四の巻にをとこのまうでこ
であり／＼て雨のふる夜おほがさをこひにつかはし
たりければこれひらの朝臣の女いまき

月にだにまつほどおほくすぎぬれば

雨もよにこじとおもほゆるかな

源氏物語朝がほの巻に

かきつめて昔こひしき雪もよに

あはれをそふるをしのうきねか

いりたまひてもみやの御事をおもひつ、おほとのご
もれるにとあるなどを見て雨の夜雪の夜なる事を思
ひさだむべしみな夜の歌なりさるをもよのふたもじ
をやすめ詞といひあるは雪雨をもよほすこゝろなり
といへる説どもありみなひがことぞ朝顔の巻なるは
雪はれて月あかき夜の歌なるをや

あさがほ

あさがほとはあしたにさくかほ花をなべていへるに
てひとつの草の名にはあらずそのよしつぎ／＼にと
きあかすべしまづ新撰字鏡に桔梗加真久波又云阿佐加保
とあるもその證なりからくはといふが正しき名にて
あしたにさくうつくしき花なればあさがほともいへ

はさらなりあだしげだものをくふもよからぬ事として續日本紀二十の卷此天皇の御代天平寶字のころの事記せるところに以猪鹿之類「永不_レ得_レ進御と見えいまはまもざまの人にて心あるは何にまれけだものをばくはぬならひとなりぬるはいにしへにまさりてよき事になんから國は山多く海遠ければ魚はえがたくけだものはえやすきによりてとりてくふにこそあれいかでかこゝにまかすべきけだものは大にして死をかなしむこゝろふかげなるをころすこといといとわろくくひものにてうじてもきたなしさるからにけかれとせり

人をよぶに昔は何がしこそといひし事

今の世には人をよぶにながしさま何がし殿といふをむかしは何がしこそといひしなりその例は源氏物語夕顔の巻に北殿こそきゝたまふやなどいひかはすも聞の榮花物語さまぐのよろこびの巻にはみすのかたそばよりさし出させたまひてやおとゝこそと申させたまへば宇治拾遺五の巻には地藏こそとたかく此家の前にていふなればおくのかたより何事ぞといらふる聲すなり今昔物語二十四の巻には父こそとよ

べば忠行何ぞといへば兒のいはく云々

ものかものは

むかしの文にものかといふはおどろきあやしむこゝろにつかひものはといふもおどろく心あるところにつかひたり榮花物語月の宴巻いとあやし御なやみのよしうけたまはりてなんまゐりつる事と申たまふものか同物語花山卷中納言や惟成の辨など花山にたづねまゐりにけりそこにもめもつゝらかなるこほうしにてつゐるさせたまへるものかあなかなしやいみじやとそこにふしまろびて同物語玉の村菊卷十月二日びは殿やくるものかあさましきいみじともおろかなり源氏物語明石卷月夜に行道するものはやり水にたふれいりにけり榮花物語見はてぬ夢の卷さるべき二三人ぐしたまひて此ゐんのたかつかさ殿より月いとあかきに御馬にてかへらせたまひけるをおどし聞えんとおぼしおきてけるものは弓矢といふものしてとかくしたまひければ御その袖より矢はとほりにけりこれらの例を見わたしておのが考のごとくなるをまゐるべし

まがき ついぢ

りて祖神をば佛といひなして家のうちに佛壇とてくまひもろぎのやうなるものしつらひするてまつるならひとなりて里の社にてまことの氏神まつる事はたえたるゆゑなるべしむかしのさまになさまほしきことになん

雞をくふまじき事 すべてのけだもの

今の世の人雞をくふこと常にて何ともおもひたらぬもあるはけがらはしくいみじきあやまりなりいにしへけだものをなべてくひあへる世にても雞をくふ事ははやくいましめとゞめられし事ぞ日本書紀天武天皇の巻に莫^レ食^ニ牛馬犬猿雞之完^ニ以外不^レ在^ニ禁例^ニ若^ニ有^ニ犯者^ニ罪^レ之とあるを見るべしたゞし五畜のうち^ニに雞は鳥なるからにやあらむむかしより死にたる處のけがれはなかりき延喜式三の巻に凡觸^ニ穢惡事^ニ者人死限^ニ三十日^ニ 白葬日 始計 産七日六畜死五日産三日 雞非忌限とみえ北山抄四の卷雞穢のくだりにも六畜死忌五日 雞非忌限と見えたりさるからにみな人かろくこゝろえて雞をはゝからずくふこととはなれるなるべし牛馬はさらなり犬雞なども家にかひて門をまもり時をしらせなどほどくくにいさがあるものなるを殺してくふ

はいとく心なきわざになんありけるいにしへにいさめとゞめられしはことわりなりけり六畜とはからくに、て馬牛羊豕犬雞をいへるを羊豕はこゝになきけだものなればはぶきて猿をいれられしは人に似たるゆゑにぞあらんこゝなるは五畜なれども人の心得やすきやうにとてからふみにて見なれたる名目をかりて延喜式北山抄などには六畜とか、れたるなるべしついでにいはん古語拾遺に昔在神代大地主神營^ニ田之日以^ニ牛完^ニ食^ニ田人^ニ子^ニ時御歲神之子至^ニ於其田^ニ唾^レ饗而還以^レ狀告^レ父御歲神發^レ怒以^レ蝗放^ニ其田^ニ苗葉枯損似^ニ篠竹^ニとあるを見れば御國にては神代より牛馬のたぐひをばくふをよからぬこと、したりしをよろづのことからのふりのうつれる世になりてはこゝろせずしてみな人のくひあへるゆゑに天武天皇の御代になくひそといさめおほせられしなり神武天皇紀に弟狛大設^ニ牛酒^ニ以^レ勞^ニ饗皇師^ニ焉とある牛酒は漢文のかざりにてまことにはあらじ御歲神の子のつばきはきしばかりのきたなきものなるをいかでかまめごゝろの弟狛がみいくさにさるものをまゐらすべきさてのち孝謙天皇の御代のころにいたりては五畜

りて手をうちよろこぶゝおびたゞしくたかくしてといへるなどなりかみのくだりにいへるなんいにしへより中ごろまでに手うちつるものおもむきなりける此ころの人のまじはりにはよろこびごとあるをりにのみゑかするならひとなれりいにしへより中ごろまでに手うちつるやうを今の世のならひにかけて思ひわたして高尙つら／＼考るに此手うつとはおどろきよろこぶをりにうつぞもとのこゝろなりける今の世にもさるをりにおもはずも手たつ事のあるはおのづからの事なりさきにいへる一言主大神の手うちたまひしもさやうにぞおもはるゝかくおのづからなるは人にむかひておどろきよろこぶをりの事なりしをゑかするは人をふかくめで思ふこゝろのあらはるゝわがなればさきの人もよろこぶなり人のまじはりの禮儀のこゝろをおもへばうはべをつくりかざるは末の事にてふかくめでおもふこゝろをあらはしさきの人のよろこぶやうになすぞ本の事にはあるべきかかれば此手うつことを拜むわざにそへてこれも禮儀の事としてことさらにうつ事とはなれるなりからふみに禮之用和爲貴とあるをも思ひあはすべし拜む

はかしこまりたるさまなりそのかしこまりたるさまにめでよろこぶ心をそへて手うつはたらひたる禮儀なればおもきことゝはなしけるなり周禮の振動とはこゝろことなりさおもひとけば古書にこれかれと事たがひて見えたるも同じ事となれば此考わろくはあらじかしさて手うつこと今はたふとき人のおまへに出てなすことはやみてたゞ神のみまへにてのわざとなれり高尙はつかへまつるみやしろの廣前にてはさならぬすべてうるはしく神ををがむには兩段再拜して八開手うつことゝす朝ごとに何くれの神を拜みまつるにはいとまいりてさはなしがなくなてはふたつうつならひなれどもそはものに見えねばかの儀式帳に四ッうつを一段とせしにゑたがひ江家次第に一段うちし例もあるによりてかろきにつきて四ッうち長短はおもきによりてながきかたをぞものすなるよしやあしやさて此拍手にさきなる拜をあはせていますこしいふべき事あり此ふたつは禮儀のもとにぞありけるさいへばこと／＼しくきこゆれどおのづからなすことをよくせよとをしへてそれを禮儀となしたるなりたふとき人のみまへにてかしらのたるゝはお

王在京潔齋三年即每朔日著^ニ木綿盤^一參^ニ入齋殿^一遙^ニ拜大神^一云々別當大夫已下ト食者共再拜兩段云々再拜兩段長拍^レ手齋王不^レ拍^レ手と見えなければいよくおもき禮儀とおもはる手うつこと周禮といふからふみにも見えたり九拜のうちのひとつに振動といふは注に戰栗變動之拜一云兩手相擊也といへばこれはいたうかしこまりたるさまを見せてゑかするよしにてこゝに手をうつとはこゝろことなりそのことなるよしはのちにいふをまちてゑるべしもとよりからのをまねびたるにはあらず古事記下卷雄略天皇の御代のところ^ニに天皇のものさゝげたまへるを葛城之一言主大神手うちてうけたまふ事ありきされば手うつことはこゝにいにしへよりありつるわざなりけり日本書紀には持統天皇卷に公卿百寮羅列匝拜而拍^レ手とあり手うつに短拍^レ手と長拍^レ手とのふたつありて古書に見えたりうつかは延喜式七卷踐祚大嘗祭のところに五位以上共起就^ニ中庭版位^一跪拍^レ手四度別八遍^ニ神語所謂八とあるなん三十二うつなればおほきかぎり開手是也ヤヒラデなりける八開手といふはやく大神宮儀式帳にみえて手八うつことなり又同儀式帳に手四段拍といふ

ことありこれは四ッを一段として十六うつをいへり江家次第六卷には手うつこと四段とも三段とも一段ともいひ延喜式四卷には短拍^レ手兩段又長拍^レ手兩段といひ北山抄一卷春日祭のところには上卿以下拍^レ手三度といへりかくいろくなるはその事のおもさかろさによりておほくもすくなくも手はうちつるなりさて酒のむにはかしこまりよろこぶこゝろにて手うちてのむことあり江家次第六卷平野祭のところに諸司拍手三段^{先後}酒觴三行之後拍手一段訖各退といひ同書十卷には給^{稱唯}同酒臣下^{各一度稱名給}之^{之拍手飲之}ともいひ延喜式二卷には喚^ニ宮内省^一令^レ賜^ニ酒食^一行酒三杯以後拍^レ後手退出といへるなどを見てゑるべし又ものうくるにも手うつことあり延喜式二卷賜^ニ出雲國造^一負幸物のところに神部取^ニ太刀^一授^レ之拍^レ手賜^レ之とみえ西宮記六卷例幣のところには先召^ニ忌部^一參上自^ニ南階^一拍^レ手取^レ幣下と見えたりさて又禮儀にはあらでおどろきよろこびて手うつとありき源氏物語玉かつらの卷にわれをば見しりたりやとて顔をさしいでたり此女手をうちてあがおもとにこそおはしましけれあなうれしともうれしといひ水鏡下卷に庭にお

さて拜のかろきは小拜にぞありける一拜はつねのこ
となり再拜といふはふかくうやまひてなすことなり
いと／＼ふかくおもくうやまひては兩段再拜又八度
拜などせしなり神ををがむにはいにしへはむねと兩
段再拜をせしことにて江家次第に本朝之風四度拜
神謂之兩段再拜一本是再拜也拜四度故稱兩段とい
ひ北山抄にも同じやうにいへれば今も神の宮人の廣
前にてをがむなどはかならずさやうにすべきことな
りかし此四度拜古事記の安康天皇の卷にみえていに
しへよりありつることなり八度拜もふるくは同記の
同卷みえ神ををがむにまかせし事は大神宮儀式帳
に見えたり此八度拜ぞ拜のおもきかぎりなりける又
三拜といふありこれは兩段再拜よりすこしかろき拜
にて西宮記には十二の卷に仁和寺にて三拜のことみ
え北山抄には一の卷御齋會のくだりに公卿以下置
笏三拜といふ事みえたるをあはせおもふに此拜は佛
ををがむかたにせしなりさるはみくにの神よりはあ
だし國の神をばうやまひをひとときざみかるくすべ
きことわりによりてなるべしと／＼兩段再拜も三拜も
神ほとけををがむにかぎれることにはあらずさてつ

いでにこゝろえおくべきことをいひてん劔をおびた
らんには神ををがむにはとくべきことなりさおもふ
は西宮記十二の卷に諸社使帶劔人不解劔詣賀茂
御社者可解放云々山陵使向陵拜禮同解之とあ
りて帝の御使の人はもろくの社にてはおびたる劔
をとかずといへるにさらぬ人はとくべきよしえられ
又氏神の神事にえたがふもののおびたる劔をとく事北
山抄に見えたるをおもへばうやまふべき神のおまへ
にてはものゝふもたちはきながらはをがむまじきこ
となりかし

拍手

かみの宮人の神わざする時さらでもひろ前にてをが
むをりに手をうつはいにしへよりまかせし事にて大
神宮の儀式帳にもみえたりその拍ゆゑはつたへなけ
れどおのれ考ありおくにいふべし日本後紀に延暦十
八歳春正月丙午朔皇帝御大極殿受朝賀文武九
品以上蕃客等各陪位減四拜爲再拜不拍手以
有渤海國使也とあるはひとのくにの使もともにこ
とはぎ申に手うつことのそへるはおもき禮儀なるゆ
ゑにはぶかれたりとえられ又延喜式五卷に凡齋内親

を見てもうちまきの米にはあしきもの、おそるべき
ゆゑあることを知るべしといけなき子どものほとり
にうちまきするならひもおんやうしのをしへしこと
にぞありけんむかしよねを神にたてまつりしは加之
與神久萬之禰などいひてあらひもしゑらげもしてこ
そたてまつりつれうちまきちらし、ことはなかり
き

拜

拜はこ、の詞にてはふるくはをろがむといひき日本
書紀推古天皇の巻の歌に鳥呂饒彌豆兔伽陪摩都羅武
とあるを見てゑるべしさてのちはろをはぶきてをが
むといへり神ををがむにはいにしへよりまづ口手を
あらひす、ぐ事にて同紀欽明天皇の巻に下馬洗_ニ漱_ニ
口手祈請_ニ曰_ニといひ西宮記八の巻荷前班幣のところ
には供御手水_ニ天皇御拜といひ宇津保物語俊蔭の巻
にもたゞ御手をかいすまして神ほとけにたひらかに
身ことなしたまへと申たまへといへりこれらぞその
證なるさて今の世にはひたひに手をあて、とかくす
るをもをがむといへり榮花物語の鶴林の巻によるひ
るひたひに手をあて、ねんじ奉りたりとあればこれ

も昔よりせしことにはあれどもいとくいやしき人
をんなわらはべなどの神ほとけをねんじをがむとて
する事にてことくなりうやまひてうるはしくをが
むさまはからふみに見えたる稽首跪拜などのやうに
ひざまづきて手にゑたがひてかしらもたゝみにつく
ばかりにせしなりひざまづきたることは延喜式四の
卷伊勢太神宮四月九月神衣祭のくだりに大神宮司
宣_ニ祝詞_ニ訖_ニ共再拜兩段短拍_ニ手兩段膝退再拜兩段短
拍_ニ手兩段一拜訖退出とみえたる膝退といへるにて
もゑられ又江家次第には九條殿記云凡拜時先突_ニ左
膝_ニ是爲_ニ令_ニ懷中扇疊紙不落也とあるにていよく
さだかにゑられたり手にゑたがひてかしらもといへ
るは延喜式八の巻の祝詞に宇事物頭根衝拔_ニ扨_ニとある
を證とすべし水にうかべる鶉のかづくやうにかしら
をたゝみにつくるさまをいへり又同式十二の卷中務
省のところに女官降_ニ座再拜_ニ首不_ニ至_ニ乎地_ニとあるにて
といへるは女官ゆゑなり首不_ニ至_ニ乎地_ニとあるにて
をのこの拜は首の地にいたることゑられたり又たち
てをがむ事もありけり西宮記一の巻には小拜立再拜
といひ北山抄一の巻にも小拜起而相共再拜といへり

梅宮社とみえ同紀に何がしの神一前といふ事も見えたり又延喜式五の卷二月祈年祭のくだりには大宮賣神四前御門神八前忌火神一前庭火神一前竈神二前御井神二前地主神一前とあり今の世にちひさき神のやしろの名になにのごせんくれのおんさきといふはみな御前のもじにてはじめは何のみまへといひしことにやありけん

神の御使

今の世に鹿は春日神の御つかはしめ鳩は八幡神の御つかはしめといふたぐひのそこ、かしこのやしろにありて鳥獸のたぐひあまた人になれておそれぬは神の御つかはしめといひておひだにせざるゆゑなりつかはしめは使といふ詞をよこなまりたるにぞあらん
 玄かおもふは日本書紀景行天皇の卷に是大蛇必荒^{アラフル}神^{カミ}之^ノ使^{ミコト}也同紀皇極天皇卷に遙見有^{トヨミ}物而聽^{サル}三^ミ猴^{サマ}吟^{コロオト}云々時人曰此是伊勢大神之使也とみえたるによりけり
 なにの神の御使とはその神のおほせごとをうけたまはりて來てことおこなふをいへる事なるにかの鹿鳩などはさやうのさまならねば御使とはいひがたきことなれどもこれをはじめはひとつふたつ神がきのあ

たりに見えつるを神の御使ならんといひて人のおそれておひだにせざりしをよき事としてそのともがらのあつまりきてあまたにはなれるなるべしさてのちもいひなれたるまゝにみつかひといひしを御つかはしめといひあやまれるにこそ

散米

今の世の人神の社にまゐりてよねをうちまきちらしてたてまつるいとくなめきさまにぞありけるこはむかしおんやうしのせしわざのうつりてことたがひたるにて昔のは神にたてまつりしにはあらず宇津保物語にはらへすともうちまきによねいるべしといへるはおんやうしにせさするはらへにてそのはらへにはあしきものどものよることにてよねをうちまくなり又うぶ屋にうちまきせしこと中むかしの書にこれかれと見え今昔物語にはめのとの目をさまして兒に乳をふくめてゐたるにたけ五寸ばかりなる五位どものわたるを此めのおそろしとおもひながらうちまきの米をおほらかにかきつかみてうちなげたりければ此わたるものどもちりてそのなげたるうちまきの米ごとに血なんつきたりけるといへることありこれ

神事のおもきことかくなんありけるさてついでにい
はん神主をかばねにいへることもあり荒木田神主某
といへるこれなり

神社にてはさきをおはすまじき事

いにしへ神の社にては行幸にもさきをおはせたまは
すましてたゞ人はやんごとなききはにてもさきをお
はせらるゝ事なかりきさるは行幸に御父おりぬの帝
のおはしますところのあたりちかくなりては警蹕を
とゞめたまふと同じ心ばへにて神をたふとみ給ひて
の事なり北山抄ハの卷大嘗會御禊のところに神社行
幸可_レ准_二大嘗會御禊_一但_レ至于社頭不_レ警蹕猶可_レ有_レ
禪也とあるがごとしさをつれづれ草に久我内大
臣通基公のものぐるひし給へる事をゑるしたるつい
でにまのつねにおはしましけるときは神妙にやんご
となき人にておはしけりといへるやう東大寺の神
輿東寺のわか宮より歸座のとき源氏の公卿まゐられ
けるに此殿大將にてさきおはれるを土御門相國社
頭にて警蹕いかゞ侍るべからんと申されければ隨身
のふるまひは兵杖の家のゑる事にてさふらふとばか
りこたへたまひけりさて後に仰られけるは此相國北

山抄を見て西宮の説をこそゑられざりけれ眷屬の惡
鬼惡神をおそるゝゆゑに社頭にてことにさきをおふ
べきことわりありとぞ仰られけるとあり此大將殿の
説はうけがたきことなるを兼好法師のうべなへるは
いかにぞや北山抄にたぐへて西宮の説といひたまへ
れば西宮記のことゝきこえたるに此記には十二の卷
に神事時供奉人不_レ著_レ靴不_レ稱_二警蹕_一又十五の卷に
不_レ神事稱_二警蹕_一とこそ見えたれ社頭にてさきをお
ふべきやうのことはさらにみえたることなしおぼえ
たがへたまひしにやあらんもしは西宮記にはあらで
西宮左大臣殿の神泉苑にて變化のものにあひたま
へるにさきの聲する時はひきいりけることのありつ
るをおもひてのたまへるにやあらんとおもへどそれ
にてもなほうけがたし眷屬の惡鬼惡神をおそるとな
らばいよゝ其ぬしの神をうやまひこびしづめてこ
そよけれゑかせばつきしたがへるおにかみのなすわ
ざはひをばおのづからのがるべき事なりかし

神を一前二前と申し、事

續日本後紀五の卷に奉_レ授_二无位酒解神從五位上无位
若子神小若子神竝從五位下_一此二前坐_二山城國葛野郡

上と見えそれよりさきにも大同のころにか禁斷兩
京巫覡事云々勅巫覡之徒好託禍福庶民之愚仰信
妖言淫祀斯繁厭呪且多積習成俗と同紀にありしを
あはせおもへば大同弘仁のころは世の人の心やうや
うになまさかしくわろくなりてかななぎどものいつ
はりもまさりけるなるべしさるからにかゝるおほせ
ごとはありつるなり一條院の御時にいたりては神の
けを人にかりうつしてことのよしのたまふをきくこ
とあり榮花物語玉の村菊の巻にかりうつしたるけは
ひいたうたてありいかに／＼とおぼすにきぶねのあ
らはれたまへるなりけりといへるたぐひなりそはお
んやうしかんなぎらのことさらにものをよりこさせ
てそれが神の御名をかりていひしこと、ぞおしはか
らる大鏡五の巻にそのころよきかななぎ侍りきか
ものわか宮のつかせたまふとてふしてのものを申し
し、かばうちふしのみことぞ世の人つけて侍りしと
いへるは神のつねにかゝりてましますよしにいへる
にていつはりのいよくさかりになれるさまなり今
の世にもいなるのつかせたまへる人なりなどいひて
人のやまひをまじなひなどとにかくにあやしき事ど

もすめりそも／＼神のかゝりたまふはなほざりなら
ぬことにて神代にちかきいにしへすらもいと／＼ま
れにて人にかゝりゆめに見えて神のいひをしへたま
ふはその神のみうへの事あるはみかどの事あるは天
の下の人のうへにもかゝれるやうのからからぬ事に
こそありけileyやしき民のみづからのいさ、かなる
事どもをとひ申すたびごとに神のいひをしへたまふ
べきかはかななぎどものいつはりごと人づてにきく
もけがらはしうなん

神主

かん主といふは神をまつる人のあるが中に主なるを
いひていと／＼おもき職なりそのゆゑは日本書紀仲
哀天皇の巻に皇后選吉日入齋宮親爲神主とい
へるを見てもえるべし又日本後紀延暦十七年のとこ
ろに大政官府應任諸國神宮司神主事云々自今以
後簡擇彼氏之中潔清廉貞堪神主者補任限以六
年相替とあれば神主も國司と同じやうによき人を
えらびなしいくとせと年をかぎりてかはらしめたま
ふ事にてくに／＼の神わざをも朝廷におもくしたま
ひしほどえられたりみくにはあだし國とはたがひて

松の落葉二の卷

神の人に、りたまふ事

眞須鏡新島守の卷に夜すこしふけゑづまりて御社すごくとうろのひかりかすかなるほどにをさなきわらはのふしたりけるがにはかにおびえあがりて院の御前にたゞまゐりにはしりまゐりてたくせんしけりといへるは後鳥羽院の御時にて院の日吉の社にまうでたまひける夜の事なりこれをおもへばあがりたる世にかぎらずいつとも神の人に、りていひをしへたまふことはあるべきなれどもそれによりておんやうしかんなぎらのいつはりいふ事の世にゑげれるぞいとくきかし高尙考るにいにしへに神の人に、りたまひしは崇神天皇の御代には小兒に神のかゝりて出雲人鏡と玉とをもてまつれといふ心を詞にあやなしめてのりたまへり仲哀天皇の御代には皇后に神のかゝりてたからの國あることををしへたまひ顯宗天皇の御代には日神月神人に、りてみおやの高皇產靈神のために田をこひたまふことありき天武天皇の御代には高市縣主許梅といふ人にはかに口とちてえ

ものいはず三日といふに高市社神牟狹社神かゝりて此神たちみいくさをまもりたまふにつきては大君のこゝろえたまふべきことゝもくさぐさいひをしへたまひ同じ時に村屋神も祝にかゝりていくさ人どものくべきわが社の中道をふさげといひたまひきみな日本書紀に見えたりこれらはまさしく神のかゝりたまひしにてわが神ぐにのゑるしといともくたふとくなんおぼゆるをのちにはかんなぎとも神のかゝりたまふといつはりて人まどはす事おほしいともかしこき事のにくむべきことになんありける皇極天皇紀に大生部多勸祭蟲於村里之人曰此者常世神也祭此神者致富與壽巫覡等遂詐託於神語曰祭常世神者貧人致富老人還少云々於是萬野秦造河勝惡民所惑打大生部多巫覡等恐休其勸祭とあるをみればふるき代にもかんなぎともいつはりて神語にことよせいふならひのまれにはありけるなり日本後紀弘仁三年のところに大政官府應檢察神託宣事云々勅怪異之事聖人不語妖言之罪法制非輕云云自今以後若有百姓輒稱託宣者不論男女隨事科決但有神宣灼然其驗尤著者國司檢察定實言

たくちひさくてはわろければ今のやうにはつくれる
なるべし短籍に歌をかくはいつのころよりにかあり
けんくはしうはゑられず伊勢貞丈の隨筆にいへるや
う清少納言枕冊子に「みまぐさをもやすばかりの春
のひによどのさへなどのこらざるらんとかきてこれ
をとらせたまへとてなげやればわらひの、しりて此
おはする人の家のやけたりとていとほしがりてたま
ふめるととせられたれば何の御たんじやくにか侍ら
んものいくらばかりにかといへばまづよめかしとい
ふとあり清少納言は一條院の御時の人也此時既に短
冊に歌かくことありしなりといへる伊勢氏の説はい
みじきひがことなり何の御たんじやくにかとはさと
び言に何の御かきつけにかと云意なりこは歌を紙の
はしにかきてあるをのこにとらせたるなれどもかた
への人の歌とはいはずしてたはおれに家のやけたり
とていとほしがりてたまふめるといふは何にまれも
のえさするよしにかきつけたるもの、やうにいひなし
たるなれば何の御かきつけにか侍らんものいくらば
かりたまふよしにかきてあるにかといらへたるなりさ
れば人にとらするもの、かすなどいさ、かゑるした

るものを短冊といひし例とはすべく歌かきたる例と
はゑがたし歌とはゑらでいらへたるをのこの詞なる
をや慈鎮大僧正の拾玉集七の巻に短冊とかたにかき
て立春の歌をゑるせりこの歌は短冊にかきたりとい
ふことにやあらんこれをはじめとすべしたゞし拾玉
集をはなちてはその世の書どもにさらにみえざれば
めづらしき事にてなべてものせしにはあらず頓阿法
師のころにぞもはら短冊に歌かきたりけるその短冊
のつたはりたるを見ればながさ一尺は一寸五歩な
り今のよのにくらべてはちひさし歌かきはじめしこ
ろはこれよりもいたくちひさかりけんをやう／＼大
きにはなれるなるべし

人「左府歌書」左大臣「件事奇怪事也」とありこれは長
徳五年のことにて八百年にもあまれるむかしなるに
そのまきしうたのやう大かた今のごとくなりけんと
おしはからる又明月記に文暦二年云々五月乙未朝空
晴云々予不^レ知^レ書^ニ文字^一事^ニ嵯峨中院障子色紙形故
予可^レ書由彼入道懇切懸染^レ筆送^レ之古來歌自^ニ天智天
皇^一以來至^ニ家隆雅經卿^一入^レ夜金吾示送と見えたるこ
の色紙形はたれもみてまれるがごとく今のごとな
る事なしにしへまきしといひつるはひとくさの紙
の名なり和名抄に紙有^ニ色紙檀紙^一云々等名^一といへり
又延喜式一の卷散祭料の所に白紙廿張色紙四十張と
見えてまきしとはいろ／＼の色の紙をいへるなりそ
のいろ／＼の中には白きもありけり宇津保物語國讓
卷にはまきばみたる色紙にかきて山吹につけたるはま
んの「春の詩青きまきしにかきて松につけたるはさ
うにて夏の詩といひ源氏物語橋姫卷には白きまきし
のあつごえたるにふではひきつくろひえりてすみつ
き見どころありてかきたまふといへるなどを見てむ
かしの色紙のさまをまるべしそのまきしのやうにて
ひとなたかくばかりにちひさくつくれる紙をまきし

がたとはいへるになんありける形といふはたとへば
人のやうにてちひさくつくれるを人形といふがごと
し

短籍

たんざくの事玉かつまの十四の卷にいさ、か見え
りこ、にくはしくはいとす此ものに歌をかきし事
はふるき書にはさらに見えすいにしへ短籍といひし
はもじいさ、かかきつけたる者になんありける日本
書紀齋明天皇卷に取^ニ短籍^一ト^ニ謀反之事^一とあるは
ひねりぶみとよみたるにてももじすくなくかきたる
ものとしられたり又續日本紀聖武天皇卷に令^レ採^ニ短
籍^一以^ニ仁義禮智信五字^一隨^ニ其字^一而^レとあるはもじひとつづ
つかきたるばかりのいと／＼ちひさきものなり西宮
記三の卷に史作^ニ短尺^一分^ニ給使^一といひ北山抄六の卷
に諸申文等各付^ニ短冊^一入^レ宮といへるはもの、ま
しにつくるふだといふものに似たりか、れば短籍は
ふだのやうなるものにて歌をかくものにはあらざり
しを何事もたよりよきをこのむ世になりて歌をもか
きつるそのはじめは小短冊といふもの、ごとくにぞ
ありけんさてのちたれも／＼かきあへるによりてい

もおほくてよろしかるべき

古歌のこゝろをとくべきやう

いにしへの歌のふかきこゝろをとくべきやうといふと、かたきわざにして今の世にありとある古歌集物語ふみのちうさくども歌のこゝろをとくべきやまれる事いとくおほし人のかしらかたぶかりの歌はおほかたときえたるはなし又こともなき歌なりとおもはるゝもこゝろとめてよく見ればをかしきふしあるなどをむげにえ見しらぬときごとくすくなくらず歌は文とはいたくことにして詞のまゝにこゝろえてはたがへるあとさきにいへるはじめに詞をあまたそへざれば心えがたき又ふかき情をいへるものなれば世のつねのことわりにたがひていとくおろかなる事いへるをさるかたのことわりにこゝろうべきなどくさくときやうありこまかにいはんにはことながくしてうるさければもらしつさるはおのがあらはせる歌書の注釋をこれかれとみればくはしうゑらるゝ事なればなりこゝにはかたはしをいさゝかいひておどろかしおくになん

歌詞をもじにかくにひがことおほき事

なまうたよみのものかくを見るにさはかくまじきもじをさだまれるもじのやうにこゝろえていつもくかくてありかたはらいたきことなり今おもひいでたるかぎりはいはゞえをりを枝折みやまを深山いとゆふを絲遊かくれがをかくれ家やどを宿なごりを名殘いづくを何國そともを外面あづまを東たなばたを七夕みそぎを御祓やまとなしこを大和なでしこさなへを早苗もみちばを紅葉々かへでを楓きゝすを雉子たづを田鶴とかくなとなりこれらみなわろしそのわろきよしをいはまほしけれどことながければもらしつそはわきまへしらすともかなにかきたらんにはなんなしかゝるたぐひ此ほかにもあまたあるべし心つくべきことなりかし

色紙形

今の世にえきしといふはむかし歌をひとつかきて屏風障子におすためにちひさくつくりたる色紙形といひし紙なりされば今も色紙形といふべし色紙とは異なり小右記に右大辨行成書屏風色紙形華山法皇主人相府右大將右衛門督宰相中將源宰相和歌書色紙形皆書名後代已失面目但法皇御製不知讀

り「はこね路をわがこえくればいづのうみや油の小島になみのよる見ゆと鎌倉のおとゝのよみたまひたればこれも大路なりけり又阿佛のいざよひの記に廿八日伊豆のこふをいで、はこねちにかゝる云々あしがら山はみち遠しとはこねちにはかゝるなりけりといへるを見れば足柄路はとほくてたよりあしければはこね路にかゝれるにてかなたはゆき、のすくなくなりてつひにみちたえぬべきさま見えたりされど眞須鏡七の巻にいらぬまの判官といふ者さきの將軍登りたまひしみちもまが／＼しければあとをもこえじとてあし柄山をよぎて登るなどぞあまりなる事にやといへれば正應のころまでもなほ足柄路をたゞしき道とは玄けるよしなるにいつのころにかたえて今の筥根路ひとすぢとはなりけんくはしうは玄れられず

歌よみ うた人

うたよむ人を歌よみといふは日本書紀に書生畫師をてかきゑかきとよみ萬葉集の歌に笛吹琴引といへる例にもかなひふるくは伊勢の御の亭子院歌合日記にうたよみ是則貫之と見え又大和物語にはあなおもしろの玉のうたよみやとなんのたまうけるとみえ紫式

部日記にもはづかしげの歌よみやとはおぼえ侍らすなど見えたればたゞしかりけりさるをわが師の翁など歌人とか、れたることありそは拾遺集十七の巻に三條大政大臣の家にてうた人めしあつめてあまたの題よませ侍りけるに云々とみえたるによられたるなればおのれもまたがひてさきにあらはしつる消息文例佐喜艸などにはさやうにもかきつれど歌よみとのみかくべきこと、ぞ此ころおもひなりぬる拾遺集にこそ歌よむ人をさいひつれ日本書紀天武天皇卷には歌人等賜^ニ袍袴^一職員令の雅樂寮のところには歌師四人掌^レ教^ニ歌人^一延喜大嘗祭式には歌人二十人江家次第五卷園韓神祭のところは率^ニ歌人歌女^一著^ニ南座^一とみえたるなどみな歌人といふはあそびのうたうたふ人をいひて歌よむ人をいへるにあらず又萬葉集十六卷の長歌にも歌人跡^{ウタヒト}和乎召良米夜^{ワチミヤ}笛吹跡^{フエフキ}和乎召良米夜^{ワチミヤ}琴引跡^{コトヒキ}和乎召良米夜^{ワチミヤ}といへり笛吹琴引にたぐへいへばこれも歌うたふ人をいへることさだかなりかく歌人とはうたうたふ人をいへる例おほきに拾遺集のたゞひとつの例によりて歌よむ人をさはいひがたかるべしうたよみとのみいはんぞまぎらはしからず例

てみやこ人のさいはざりしことゑられたり紫式部のころまでは字音の語をいやしめたるをおもふべしされば和歌をわかのうらによせてよんはよからぬことなりかし

祝園の森

歌によむ名所をゑるしたる書どもに柞の森を佐保山にありといひて又いづみ川をよみあはするよしにいへるはところたがひてぞきこゆる佐保山は柞の木おはかるよしにふる歌に見えたれば柞の森はそなりこは柞の木のもりにて森の名にはあらずいづみ川のほとりなるは祝園ハシノの森なるべし山城國相樂郡に水泉ミヅイ祝園といふ地名あり神なみの森生田の森のたぐひにてとろの名を森にかけていひて森の名とはなしつるなり柞の木のもりならんにはいづくにもあるべくいづみ川のほとりにかぎるべしやははふそのとは、そといひざまよく似たるゆゑにむかしよりひとつにまがひてぞ定家の中納言も「時わかぬ浪さへ色にいづみ川柞のもりにあらし吹らしとはよみたまひけんかしはやう京にて河本氏の家にてことのはの友だちなる加茂季鷹縣主に此考をかたりしかばおのれもさ

おもひをりきとぞいひける同じこゝろにおもひよれるはめづらしきことになんさて此ところ古事記に亦ソノイハレニキリハシメニツラナリナリ斬波布理其軍士故號其地謂波布理會能とあればはじめは神をまつれるによりてつけたる地の名にはあらねどもの中に祝園とかきなし森ともいへるは神のやしろありとおもはる

宮根路

萬葉集の歌に足柄フシカラノ乃宮根飛起行鶴乃ハコユ乏見者日本之所フセキミモノニホンノシヨ念とよみたるをおもへばはこねもあしがらにてはあれどもその足柄のうちにことに足柄といひし山ありて宮根とはことにいへりそは日本後紀延暦二十一年のところに廢相模國足柄路フシノミチ開宮荷途ミヤノミチ以富士燒碎石塞道也イハフジノイハシ見え同二十二年のところに廢相模國宮荷路ミヤノミチ復足柄舊路とみえたるにてもゑられたり宮荷路といふは足柄路と同じくのうちにてともに東にゆく道なれば今の宮根路なるべしいにしへははこねともはこにともいひたりけん詞ゑたしくかよへり此路延暦のころひらかれてよりのちはちかくてたよりよきま、に廢宮荷路とはあれどもなほたえずしてやう／＼に人のゆき、おほくなれるさまな

集をうつしかく人のけふばかりと云歌の詞におもひ
なづみて又のとしはとほし年は日のあやまりならん
とてさかしらにかきあらためたるものなるべし仁和
のみかどの芹川行幸は三代實錄に見えて仁和二年十
二月十四日なり行平朝臣の致仕の表たてまつられた
るは同三年正月十四日なること同書に見えたりされ
ば又のとしとはいへどほどもなきとにてぞありける

玉出島 わかの浦

紀のくにの玉津島は玉出島なるをむかしよりいづる
をはぶきていひもしかきもすることなり續日本紀に
玉津島と見え宇津保物語にたまつしまにいらたまひ
てといへるにてゑるべし玉津島は玉の島といふ意な
り又はぶかすていへることもをりくありその例を
いは日本後紀に幸紀伊玉出島三代實錄四十の卷
に紀伊國正六位上玉出島神竝從五位下など見えたり
又宇津保物語吹上の卷にはたまつしまにいらたまひ
てそこにあそびせうえうしたまひて云々あるじの君
「年をへて浪のよるてふたまのをにぬきとめなん
玉いづる島侍從「おぼつかなたちよる浪のなかりせ
ば玉いづる島といかでゑらましとあり

わかの浦はじめは弱濱といひしところなり續日本
紀に神龜元年十月幸紀伊國至海部郡玉津島頓宮
詔曰登^{ノボリ}上望^{ミタマシ}海此間最好不^レ勞^レ遠行一足^ニ以遊覽故
改^ニ弱濱^ノ名曰^ニ明光浦^ノとあり岡部大人の此みことの
りは弱を明光ともじのみかへさせたまへるなりとい
はれたるはうけがたし名曰明光浦とあるをいかでか
もじのみのこといふべきこはわかのはまをあかの
うらと地名をかへさせたまへるにぞありけるまかあ
れどもひさしくいひなれたるはあらたまりがたきも
のなるにわかとあかとはまたしくかよへる詞なれば
まぎれもしてたゞ濱を浦にかへたるが詔ありしゑる
しののこれるにてその後もわかの浦とはいへるなり
けりさてついでにはん六百年あまりもすぎしむか
しの歌よみたちのわかのうらを和歌によせてうたに
よみはじめられつる事はよろしとおもはれずそも
そもうたをわかとはいいにしへはよき人のさらにいは
ぬとにて源氏物語玉鬘の卷に肥後のくにの大夫の監
といへるがみづからよめる歌の事をこのわかほか
うまつりたりとなんおもひたまふるといへるはあな
か人のこちくしきものいひのまゝにかけるとしに

葛野河

かつら川をむかしはかどの河といひけん西宮記十三卷齋宮禊のところ^二先向^一東河^二解除^一云々以月晦^三朱雀門大祓當日西河禊と見えたるに國史には齋宮齋院のみそぎ鴨川葛野河にてありつる例なりされば東川はかも西河はかどのとゑられかつら川すなはち西河なれば同じ川なることもゑられたり三代實錄五十卷仁和三年八月のところに鴨水葛野河洪波汎溢人馬不通と見えたるもかも川かどの河をひんがし西の大川にしていへるこゝろなればかどの川は今のかつら川なることいよ／＼さだかなり源氏物語賢木卷に齋宮の御禊をかつら川にてしたまふ事ありそのころよりやかつら川とはいひはじめけん葛野郡のかつらと云ところにながれたる川なればにいづかたにつきていひてもあしからずかし

大堰

みやこの西なる大井をいにしへは大堰とかきたりき日本後紀に度たびの大ゐのみゆきをゑるしたるみな大堰のもじなり文德實錄五十の卷に爲^下修理大井堰^一使と見えたるは仁和三年のことにてはじめて大

井とかきつこれによりておもふに大ゐはもと大なる堰のあるによりてところの名とはなれるなりけりさればもとより大堰とかくべきことにてゑかかけれどもまことの堰と地名の大堰とまぎらはしきによりて地名のかたを大井のもじにはかへたるものなるべし

嵯峨帝芹河行幸の事

後撰集に仁和のみかどさがの御時の例にて芹川に行幸したまひける日在原行平朝臣「さがの山みゆきたえにし芹川のちよのふる道あとはありけりおなじ日たか／＼ひにてかりぎぬに鶴のかたをぬひてかきつけたりける」翁さび人なとがめそかりごろもけふばかりとぞたづもなくなる行幸の又の日なん致仕の表たてまつりけるとあり嵯峨の御時の例にてとあるを和中抄に帝皇系圖といふ書をひきてさがの御時に芹川行幸なきやうにいへるはたがへり日本後紀に遊獵於芹河野と見えたるは弘仁三年のことにて嵯峨の御時なり後撰集の撰者いかでかなき事をありしやうにかくべきたゞし行幸の又の日しか／＼といへるはたがひたれどこれは又のとしとありけんをつぎ／＼此

梧桐而鳳集其上一從其樹中一起五雲雲上懸悠紀
近江四字其上有日像其山上有半月像其山前有
天老及麟像其後有連理吳竹といへるこれなり主基
にも山あれど同じやうの事なればもらしつさてこの
山むかしのもひきゆきしなり榮花物語にきるはわがし
となげく女房
の大じやうゑれの月日の山ひきあやしのものまで
青ずりにあかひもなまめかしくいそぎあゆみたふれ
ぬべくあしきみちをつゞきたちてゆくもをかしとあ
るを見てゑるべし

京のまちのみち大路小路といひ分たる事

一條より九條までのまちのさかひのみちをば大路といひつるなり江家次第第五の卷春日祭使途中次第のところに梨子原在三條大路南といひ又如一條大路儀といへるを見てゑるべしその條のうちのみち又北より南へゆくみちをば小路といひし事にて同卷列見のころには宮北路春日小路也といひ同書六の卷石清水臨時祭のころには舞人於匣小路西騎馬とあり今も富小路錦小路などいふ名のこれりいにしへはみなまかぞいひけんさて又ひんがし西北みなみのまちの名をあはせてもいひき同書五の卷に於七條

大宮官人行除目又於七條堀川有除目事など見え大鏡八の卷にも物見事ども二條大宮のつじにたちかたまりて見るにといへりさてこの大路と小路とのひろさむかしはいたくことなりき大路のひろさは十丈小路のひろさは四丈なるよし延喜式四十二の卷左京職の京程のところに見えたり

堀川東西にありし事

今は堀川といふはひとすぢのながれなれどむかしは東西にありきと見えて三代實錄十三卷に天下大旱民多飢餓東堀河多鮎魚京師人捕噉之とあり東西ともにみさとのうちにながれてあるに東なるをのみいひこれよりさきに文德天皇の天安一年にさみだれいたくふりしかば東堀川の水冷然院にいたりて庭のおも池のごとくなりきといひしをりも西なるはいかにともいはざるはいさ、かなるながれにていふにもたらぬ小川ゆゑにこそさるからにはやううづもれてたえにけん今堀川とてあるは東堀川なるべしみさとのまぢむかしより東へよれ、ばところもさやうならんとおもはる、なりかの天安二年のことは文德天皇實錄十卷に見えたり

れにて「みるま、にゆめまぼろしの世の中はし、のはてこそかなしかりけれせじの君」さもこそはきみがまもりのうせぬともかくやはまゝ、のはてもあるべきといへり君がまもりとよめるは安_ニ牀頭_ニ避_ニ鬼魅_トといへるこゝろにてあしきものをふせぎまもるよしなり御帳のまへにすゑたるは几帳の風にうごかされぬためにて竝得_レ鎮_ニ押氈席_トといへるこゝろばへなりされば遊仙窟にいへる牀頭玉獅子にして火闌降命のふる事神功皇后の御代にまつろひし高麗王のことゝもはおもひよるべきすぢならぬを女わらはべなどのこま犬といひしにまよひて犬なりとこゝろえそれによりてものゑり人のとかくいへるはをかしかりけりさるはものがたりふみをのみまゐりて記録のふみをこゝろとゞめてみぬあやまりにぞありけるかく獅子形をまゝこまいぬといふよりうつりて獅子舞をもまかいへり榮花物語布引瀧巻に大つゝみかけたるさまことくしうまゝこま犬のまひいでたるほどもいみじう見ゆとあり御堂供養の時の事にて江家次第興福寺供養のところに見えたる獅子舞とまたく同じものなればこれも獅子をまゝこまいぬといひし例とすべ

しさて獅子形の神の社のうちにもあるは内裏のをまねびうつしたるにてことなるまなし又高麗犬を狛犬とかけるもじのよりとこころは三代實錄五卷に欽明天皇時百濟以_ニ高麗之寇_ト遣_レ使_ニ乞_ニ救狹手彥復爲_ニ大將軍_ト伐_ニ高麗_ト云々珠敷天皇世還來獻_ニ高麗之囚_ト今山城國狛人は也と見えたるにぞありける催馬樂にやましろのこまのわたりのうりつくりといひ和名抄に山城國相樂郡大狛下狛_{之毛都}とまゐるなど高麗を狛ともむかしよりかきつることのあかしとすべし

祇園祭の山鉦

京のぎをんまつりに山ほことていろ／＼のつくりものひきゆくことあり中原康富記に嘉吉三年六月七日祇園祭禮也神幸并鉦山已下風流如_レ例渡_ニ四條大路_ト者也とありこは應仁のみだれよりさきのことなるに大かた今のさまならんとおしはかられぬ山は大嘗會の月日の山をまねびたるものとぞおもはるゝ鉦は神をまつるにいにしへはかならずもちゆくものなるを山になすらへてこれもいろ／＼のつくりものをのちにはそへしなりけり續日本後紀に_二の卷天長十年_一御_ニ豐樂院_ニ終日宴樂悠紀主基共立_レ標其標悠紀則山上栽_ニ

ら／＼考るに獅子狛犬はもとよりこゝにありつるものにはあらずさるからにいにしへより奈良のみやこのころまでの書には見えざるなり今の京のはじめつかたにやありけんひとの國よりわたりきて大宮のうちにするたまふことゝはなれり遊仙窟といふからふみの牀頭玉獅子の注に以玉刻爲獅子一安牀頭一避鬼魅竝得鎮押氈席といへるぞ此ものゝゆゑよしなりけるからくににてかく獅子形をゆかのべにおくことなりしかばその獅子形を高麗よりたてまつりて大宮のうちにするたまふはじめ女房たちは獅子といふことをえらず高麗よりたてまつりて犬に似たればこまの犬なりとおもひあやまりさやうにいひしなるべしされど其中にもこゝろえたるはまゝといふべくまゝともこま犬ともいひあへるによりてまゝ、こまいぬといひつゞくるやうにもなれるなりさればこま犬とは女わらはべなどのいへるにてまことは獅子なれば物語ふみさうしなどはそのかみ人のいふまゝ、にかければまゝ、こまいぬともこまいぬとのみもいへれどたゞしき記録の書には獅子とのみいひてこまいぬとはいはず江家次第十四巻踐祚上讓位の條に次被

渡殿上新物等一藏人加監臨一令立^{於殿上口出日}記御厨子二脚大牀子三脚同御厨子二脚師子形二云々十七卷立后の條に大牀子二脚師子形二御插鞋一足云云御插鞋^{置鏡臺下}師子形^{立御帳南面左右}大牀子二脚立^{帳東頭}といへるを見て内裏にて御帳のまへにするたまへるはふたつながら獅子なる事をおもひさだむべし清少納言の枕冊子に宮はじめのさばうまゝ、こまいぬ大牀子などもてまゐりて御帳のまへにまづらひするといへるは定子の君の皇后宮にたゝせたまふをりのこと榮花物語に^{かやく藤}此たびはふちつばの御しつらひ大牀子たて御帳のまへのこまいぬなどもつねの事ながらめとゞまりけりといへるはふちつばの君の后にたゝせたまふをりのことなりみなかく御帳のまへにし、こまいぬするられたるはかの江家次第の立后の條に師子形を御帳の南面左右にたつといへるに同じきを見て師子形をまゝ、こまいぬといひなせるなりとおのれがときたるはひがことならぬをしるべし又榮花物語に^{きるはわひしと}御帳のまへにいとことゝしくてむかひさむらひしまゝ、こまいぬの人はなれたるかべのもとにすておかれたるを見るもいとあは

さるは犬といふものは門をまもりあやしきもの、いりくるをとがめてなくをつねにてすぐれたるは心ありてあるじのためによき事しつるためしやまともろこしにおほければなりそれが中にゑろきはことに心うつくしげなりかしゑろき狗のいにしへいさをありしためしをいはん景行天皇の御代には日本武尊信濃のくにの山中にて道まよひたまひしにゑろき狗きて道しるべつかうまつるさまなればその狗のゑりにたちて行まして美濃のくにいでたまひきとぞ又崇峻天皇の御代には捕鳥部萬ノヨロツといふ人みづからくびさしてゑにけるからを八きだにきりてやつツの國にわかちぐしさせと朝廷のおほせを河内國のくにのつかさうけたまはりてゑかせんとする時いかづちなりひさめふる萬がかひし白き犬なきからをまもりてなきをりつひにそのかしらをくひもちてふるきはかどころにおきてかたへにふしてうゑしにけり此事をくニの司よりみかどに申し、かばゑにける犬をほめたまひてのちのゑるしにとておほせごとありてそのからも萬がからもうづめてつかをならべつくらせたまひきとぞ此ふたつのふるごとは日本書紀に見えたり

獅子狛犬

し、こま犬のこと近き世にもものしり人どものとやかくやといへれどよろしとおもはる、説なしさるからにおのれが思ひとれるふしをいはんとす此もの大宮のうちにすゑたまひ犬といふによりてあるふみに神代紀に見えたる火闌降命のふるごとの狗人のよしにとけるはさらにうけられずその狗形ならんには獅子とも狛ともいふべきよしなし和漢三才圖會といへる書に高麗犬として神功皇后の御代にかの國の王まつろひてわがすゑノ奴のごとく犬のごとく君をまもる臣とならんとちかひし詞のゑるしをとめて狗形をつくれるなりといへるはいみじきひがことなり高麗人のさやうにいひしことはものに見えず谷川士清の和訓栞に獅子と狛犬とふたつなりとて類聚雜要に左師子於色黃口開右胡摩犬於色白不開口とあるをひきいでたるはあかしもありてげにさることのやうなれどこれは獅子狛犬といふにつきてのちにさやうにつくれる形にてむかしのにはたがへり獅子形をこま犬ともいへるにて獅子と狛犬とふたつにはあらずそのよしはつぎノにいふをまちてゑるべし高尙つ

ゆゑにまかなづけたるにこそといらへきあかちのに
しきのしかくといひつゝけたるもふたつとは見え
ざるに眞須鏡にあかちの錦のよろひひた、れにひお
どしのよろひきてといへればよろひとはことなる事
いよくさだかなり又同書に大塔の宮もからのあか
ちのにしきの御よろひひた、れといふものたてまつ
りてといへるさまもよろひとひた、れとふたつには
あらざりけり

劔は身のまもりなる事

ものふはさらにもいはずいやしき民世をすてたる
人にも山道をゆくをりさらでもよるなどはちいさ
き劔をかたはらさけずかくしもつべきことなり身の
まもりとなりてわざはひをのがる、ことあるべした
めしし申はかしこけれど日本武尊みはかせる御劔を
宮簀媛の家におきていぶき山にいらたまふをりに山
神大蛇となりて道にふしたるをかみざねなりともし
ろしめさずしてまたがりこえたまひしにかの神の
あしきけにゑひてこ、ちわづらひたまひしより日に
けにあつしくなりまさりてつひに伊勢の國の能褒
野にてかみさりましぬるもみつるぎを宮簀媛の家に

おきていでましつるみあやまりゆゑとぞおもはる、
此御劔は草薙劔なり倭姫命よりつたへてつねにはか
せたまひしかば駿河にて野にかりしたたまふをりあだ
ども火をつけてみこをやきころしたてまつらむとせ
し時には此御劔おのづからぬけいで、みこのかたは
らの草をなぎはらひしものを其まもりをうしなひた
まひしかばあしき神のけを御身にうけたまへるなり
こはみつるぎもたふとくことなれどもみこも又た
人にてはさらにましまさぬに御身のまもりをうしな
ひたまひてはかゝる事なればましてたゞ人の身にそ
ふまもりの劔をはなちてよからめや今昔物語にある
人のもとに夏ごろわかき侍ふたり南のはなちいでに
て太刀などもちていぬすしてゐたり鬼いで、このふ
たりの侍のもとにきけるに太刀もちけるゆゑさりと
出居にゐける侍をけころしけりといへり今の世にも
きつねたぬきなど人にあだすることあり又たけき
けだものぬす人などのあだせんをりにも劔なくて
は

白狗

わが家にしろとなづけてまろき犬をかふことたえず

にもいみじきあたらずはものひとりうしなひつといひ榮花物語浦々の別巻におの／＼つはものどもかすしらすおほくさむらふといへりこれらを見てゑるべし今の世には兵器もつ人の中にすぐれてつよきをいへれど中むかしにはさやうにいへる事なし　いくさとはいいにしへより中むかしまでは兵士をいへりきとは日本書紀雄略天皇の卷欽明天皇の卷に兵士のもじをまかよみ水鏡にみかたのいくさはかの道よりさきにいたりてといへるにてゑられたり今の世にたゝかひをいくさといふはあやまりなりさてついでにいはん垂仁天皇の紀に兵器のもじをものゝぐとよみて弓矢横刀をいひしを今の世に甲冑をのみまかいふはあやまりなり

みかた　かたき

今の世に人の見はやす軍書といふものに我かたなるいくさをみかたといひてもじを味方とかきたるはいみじきひがことなりみかたとは朝廷のみかたといふことなればもじも御方とかくべしされば官軍のかたにのみいふべき詞なりその例は水鏡下巻に大臣その夜にげてあふみの國へ行しにみかたのいくさはかの

道よりさきにいたりてといひ大臣はふみの押勝にて此人朝延にそむきてきられるをなりの事眞須鏡新島守卷にあづまの代官にて伊賀判官光季といふものありかつ／＼かれを御かうじのよし仰せらるればみかたにまゐるつはものどもおしよせたるにのがるべきやうなくてはらきりてけりといへり　かたきは物語ぶみにあそびがたき碁のかたきなどいへるはさとしび言にあひ手といふこゝろにてこれぞ此言のもとのこゝろなるべきさてうつりてはあひての仇なるをもたゞにかたきといへるなりさるこゝろにいへるむかしの例は源氏物語手習卷によくあらぬかたきだちたる人もあるやうにおもむけりてといひ大鏡一卷に時平の左大臣の御事を北野の御かたき本院のおとゞの御事なりといへり

よろひひたれ

かなぶみの軍書といふものにつはものゝよそひをいふとはあかちの錦のよろひひたれにまか／＼といへるをこはあかちの錦はりたるよろひのうへにひたたれをきるをいふとにやと人のとへるにいらへけるやうさにはあらじこはよろひひたれといふひたれなりたゝかひのをりによろひにたぐへきるもの

やうをもおもひはかりてまくまじきたばかりごとを
ばみづからおもひさだむべきことになんくすしのわ
ざもそののりをゑるしたる書にはなづまずてくすり
をやみ人にのませこゝろみてかうがへ合るやうこれ
に同じかるべくよろづのうへにおもひわたすべき事
ぞかし

いはり

營といふもじはいほりとよむべし日本書紀仁德天皇
の巻に新羅軍卒一人有^{イザアルコトイホリノトニ}放^ニ于^ニ營外^ニと見えたり和名
抄にも營^{余傾反日本紀私記云伊保利}軍營也といへり今の世には菴廬
のもじをいほりとよむことなれど和名抄に此ふた
もじは和名伊保とありていほりとはなく日本書紀宣
化天皇の巻には遷^{ウツス}都^{ヒノクニ}于^ニ檜隈^{イホリ}廬^{スニ}入^ニ野^ニと見え萬葉集
十の巻の歌には客^{カキ}乃^ノ廬^{イホリ}入^ニ爾^ニといへるなどいほりとい
ふにはみな入といふもじをそへてかけるにて廬はい
ほにていほりにはあらざることさだかなりさていほ
りといはとのけぢめをさだめいはんもとは同じ詞に
ていはは體言いほりはいほのはたらける言なるを
萬葉集の歌に廬入^{イホリ}而見者^{ミタリ}といへり 又ひとつの體言としていほよりは
ひとときざみかろくつかひていほりてをるこゝろも

て人のすみかならずたゞかりそめにつくりてやどる
小屋をいへり軍營もさやうの小屋なればいほりとは
いふなり萬葉集十巻の歌に秋田^{アキタ}荊客^{シノカ}乃^ノ廬^{イホリ}入^ニ爾^ニ四具禮^{シツグレイ}
零^{ワリ}武^{タケ}袖^{スリーブ}沾^{シメ}于人^ニ無^ク二^ニとよめるにてゑるべしこは同巻の
歌に秋田^{アキタ}刈^{カリ}借^{カカリ}廬^{イホリ}作^{シテ}五百^{イホリ}入^ニ爲^ニ而^ニともいへるごとく秋田
にかりそめにつくれる小屋なればいほりともかりい
ほともいへるなりされば軍營はいほりといへどもい
ほりといふは軍營にはかざらざることなりかくまぎ
らはしき言ゆゑに和名抄にはわかちてあれども今の
京になりての後の歌などにはいほりも同じや
うにより清少納言枕冊子にも廬山^{イホリ}雨夜草菴中^ニとい
ふこゝろを草のいほりをたれかたづねんといへりい
にしへまなびするともがらはさるあやまりにはゑた
がふまじき事なりかし

つはもの いくさ

つはものとはいにしへは兵器をいひし事なりそは日
本書紀神武天皇の巻に凶器崇峻天皇の巻に兵仗など
のもじをゑかよめるにてゑられたりさるを中むかし
よりは兵器をもつ人をいへり宇津保物語俊蔭卷に四
五百人のつはものにてといひ源氏物語浮船卷にくに

ぞ吉川元春の羽柴氏といなばの國にてた、かはんとてわがいくさのかへるべき道の橋をきりた、れしも柴田勝家がいはりのうちなる水いれたるかめをくだきていで、た、かひしもみないきてかへらぬ心を人に見するわざにてそれと同じことなりゑかすれば孫子といふからぶみに投之亡地、然後存陷之死地、然後生といへるおもむきにもかなひ韓信が背水陣の心ばへなりよきいくさのきみはわがいくさのいたくすくなきときにえさらぬた、かひあればかならずさやうにぞしけるおろかなるはかたきのおほきをおそれてわがいはりのまへなる川橋をきりたちてわたりこさせじとぞなるそのためしは天武天皇の御代のはじめに大友皇子瀬田の橋の西にいはりしたまひていくさ人に智尊といへるが橋をきりたちて東より來るみいくさをふせぎた、かひしに大分君稚臣といふ人川をわたり來てのち西なるいくさみだれて智尊はきられ皇子はくびれうせたまひぬ治承四年には高倉宮平等院にいらせたまひしかば賴政の三位のはからひにて宇治橋をきりたちしに足利忠綱さきにたちてあまたのつはもの川をわたりこしかば宮がたのいくさ

みだれて賴政卿ははらきりてうせたまひつ元暦元年には木曾義仲の家人根井行親楯親忠などかの宇治橋をきりたちてせめくるかたきをふせぎしに佐々木高綱人よりさきに川をわたりて木曾の軍をおひはらひきこれらをおもひわたしてゑかすればかならずまくる事をさとるべし此まけつるいくさのきみたちの心には六韜に濟水可擊といひ孫子に令半渡而擊之利といへるなどをおもひてかたきの川をわたらん時にとかねてははかりし事ならめどそはかなたこなたひとしき軍のた、かひにこそわがいくさのいたくすくなからんにはいかでかは高尙まいとわか、りし時に六韜孫子吳子などいへるからふみをよみてげにさること、おもしろくおもひしにその後によまともろこしにありした、かひのことゝもゑるしたるふみをひろくよみわたしてつらんやおもへばいにしへのいくさののりにのみか、づらひてはあやまるふしぞおほかるべきさればいくさまなびはその法をゑるししいにしへのからふみをよみてむかしよりちかき世までにあまた、びありつるた、かひのかちまけのやうをかののりにかうがへあはせもし國のさま時代の

のがたりふみにはてんぐこだまどぐへてもいへり
き天狗の中むかしのふみに見えたるやう宇津保物語
には俊蔭卷にはるかなる山にたれかもの、音をらべ
てあそびゐたらんでんぐのするにこそあらめといひ
榮花物語には布引瀧卷に白川殿とて宇治殿のとしご
る傾せさせたまひし所に故女院もおはしまし、が天
狗ありなどいひしところを御堂たてさせたまふ云々
おこなひつとめけり天狗えつくらせたまはじとねた
がりいふとき、しかどかくてくやうもすぎぬめりと
いひ大鏡には一卷にいと、山の天狗のゑたてまつる
ところさまぐにきこえはべるめれといへりこれら
を見わたして樹神山鬼天狐やうのものなる事をいよ
いよ思ひさだむべしさるからにみやこわたりにては
むかしも今もあたご山くらま山ひえの山などにあり
かたちはつねにはかくれて見えすあらはるゝをりは
いろ／＼に變化すればそれとさだまれるかたちはゑ
られじを今の世にゑにかくは山伏のかたちにて翼と
髻とありおもふにおく山に住て人の如くものいへば
山伏のかたちとし大ぞらをとびゆけば翼ありとしつ

ばさあるものは髻ありとおしはかりにさだめてゑし
のかきをめてよりつぎ／＼さやうにゑがくにこそ又
さるすがたを山にたまことに見きといふ人もあるは
ゑにかけるを見おぼえたる人のかう／＼のすがたな
らんと思ひをるこゝろのうちをかなたにはやくもゑ
りてさやうのすがたをあらはし見するなるべしへん
ぐゑのものはいはでおもふ心のうちをゑるとぞおの
れははやうよりかく思ひとりてありつるにちかきこ
ろ天狗にさそはれてそのすみかの山にいたりてかへ
り來つる人にあひて天狗のやうをとひけるにいらへ
けるは天狗のかたちはいろ／＼にて天狐もありはな
の高き人もあり又は翼髻あるもゐたりきといらへき
さてかたりけるははなの高きは人のなれるなり翼髻
あるは鷲鷹などのなれるなりとかたりきまことにや
あらんもしさやうならばゑにかける天狗もおのづか
らのかたちなるべし

すくなき軍して多きいくさとた、かふ事
すくなきいくさしておほきいくさとた、かはんには
たとへばかたきのくる道に大なる川ながれて橋あら
ばかなたへわたりて橋をきりたちてた、かふべき事

りましてもののかすすくなきを訓音まじへてよむは
いとさゝぐるし歌の題のもじはなべてくに、よまん
ぞよろしかるべきまれにさはよみがたきもじまじり
たらんにはみながら音にこそ

天狗

てんぐといふものはからぶみには天狗星ともありて
よばひぼしをいひけむやうなるにこゝにては樹神の
たぐひをいへればむかしよりみな人のあやしむ事に
てちかき世に物茂卿が天狗説とてかけるものもさら
にときえざればおのれくはしくときあかさんとすま
づ天狗といふものゝこゝにてものに見えたるははじめ
は日本書紀舒明天皇の巻に大星從^ニ東流^ニ西便有^ニ音
似^ニ雷^ニ時人曰^ニ流星之音亦曰^ニ地雷^ニ於是僧見僧曰^ニ非^ニ流
星^ニ是天狗也其吠聲似雷耳とありこは史天官書に天
狗狀如^ニ大奔星^ニといひ山海經に天門山有^ニ赤犬^ニ名曰^ニ
天狗^ニ其光飛^ニ天流而爲^ニ星長數十丈其疾如^ニ風其聲
如^ニ雷其光如^ニ電といへるなどによりたる説にて中む
かしに天狗といへるものとはことなるやうなれども
さにあらじ天狗はいろ／＼に變化するものなればか
かるともありつるなるべし日本書紀に天狗のもじを

あまつきつねとよめるは天狐といふきつねはよのつ
ねのとはことにして空をかけりもしいとも／＼あや
しきわざすればむかし人のそれならんと思ひてよみ
つるなりてん狗もいろ／＼に變化するを思ふにげに
天狐やうのものもまじりてあらんかし山海經に見え
たる赤犬も狐なりしをかたちの似たるものゆゑに犬
と見まがへてあやまりいひつたへたるにぞあらん犬
にはつきなし五雜俎には俗云天狗所^ニ止輒夜食^ニ人家
小兒^ニ故婦女嬰兒多忌^ニ之とありこれかれとからふみ
に見えたるやうを考へわたすに山にすめるあやしき
ものゝいで、そらをとびゆきおほきなるよばひぼし
のかたちを見すれどもまことの星ならぬからにたか
くこゑをたてとゞまるところにては人の家のちごを
とりくひなどするよしなるは樹神山鬼天狐やうのも
のにてこゝに天狗といふものゝことなる事なしさぬ
きの國万能池にすむ龍の堤のほとりに小蛇の形とな
りてゐたるを天狗のとりけること今昔物語に見えた
るも食^ニ人家小兒^ニといへる五雜俎の説とあへりさて
和名抄に樹神山鬼をこだまといへり此こだまのたぐ
ひをてんぐともいへるにて同じやうのものなればも

ればめづらしくはなやかにとて今やう歌はうたへるなりけり紫式部日記に月おぼろにさしいで、わかやかなる君たち今やう歌うたふも云々といへるにて玄るべしわかき人は今めかしきをこのめるよしなり狭衣物語に此ころわらはべの口のはにかけたるあやしの今やう歌どもをいとしらくしき聲にてうたひてすぐるけしきとあるをみればうるはしくたゞしき歌にはあらざりけり宇津保物語藏開卷にうなるども扇をたゝきて名とり川にあゆつるおとゞのとうたひあへりといひ住吉物語に船にのりたるものどものあやしき聲々してつまもさだめぬきしの姫松とうたひて

といへるなども今やう歌にてはじめはもじのかずもさだまらずそのかみおもふしをたゞありにうたへるさまなりさてのち今めかしきをなべてこのむ世のならひになりあそびに白拍子といふものいできてもはら今様歌をうたひまひあへるにつけてうたふたよりのよきように七五の句八句ともじのかずをさだめてひとつのふりとはなしけるなるべしさればかく八句とさだまれるは永久のころよりのちにこそ承安四年に今様合のありつる事百練抄に見えたればその

ころはさかりにつくりいでけるなりこれもその同じ時代の事にて平家物語に佛祇王などがうたへる今様歌の詞を玄るしたるをみれば八句なればあはせられたるいまやうもさにぞありけん佛がつくりてうたへるは「君をはじめて見るときは千世もへぬべし姫小松おまへの池のかめ岡につるこそむれゐてあそぶめれ祇王がのはわすれたり古今著聞集に見えたるは「ませのうちなるゑらぎくもうつろふみるこそあはれなれわれらがかよひて見し人もかくしつゝこそかれにしか今つくらんにはこれらによりて

からさまにかきたるもじの讀やう

歌の題など三もじ四もじにかきたるを今の世には訓音まじへて古砌コゼキ薄露ハクロ草葉玉ソウヤクとやうによむ事なれどむかしはからざまにかきたるもじは訓によむをりはみながら訓に音によむをりもゑかよみたりき北山抄一卷釋奠の條に都講先音讀發題次座主訓讀と見え又宇津保物語藏開卷にひとたびくにひとたびこゑによませたまひておもしろしときこしめすをばずんせさせたまふとあるは俊蔭の集その父式部大輔の集をかうじたる事にてかく集などをさへひとかたによめ

りたればなりさてこのふたつをたぐへてはもとよりことふえといふべきことにて後撰集の詞がきに琴笛などしてあそびといひ源氏物語の桐つぼの巻にもことふえの音にも雲をひかしといへるに今の世の歌よみは絲竹ともいへりこは漢語によりたるひがごとなり笛を竹とは古歌にもよみたれど琴を絲といへることなし俊成卿のかきたまへる千載集の序にいと竹と見えまた鏡の秋のみ山の巻にいとたけのゑらべはをりあしければとあるを見れば六百年のこなたよりはいと竹といへれどこはいにしへによりて琴笛といふべき事ぞかし

和笛

やま琴は神代よりやんごとなきものとせしかば今の世にもつたへてみやこわたりにはほのめけばなかなの人までもまれ／＼には見しりき、しりたるもあれどやまと笛といふものはさらに世に見えざればいにしへにさるものありきともゑれる人なし延喜式二十一の巻治部省のところに凡諸樂横笛師等不_レ解_ニ和笛_一得_ニ任用_一とか、れたればこれもむかしはから笛よりたふときものとせられつるにこそ

小筆簾

ひちりきのふえとて今の世につたはれるはちひさければむかし小筆簾といひしふえにぞあらん西宮記十六の巻に吉永清貞大筆簾良岑行正小筆簾と見えていにしへは大なるとちひさきとありつるよしなり

さみせんの琴

さみせんのことはいつのころよりかこ、にはつたへてひきをめけん中昔よりのちの書にも見えざればむげにちかき世のものならんとおもはる五雜俎といふからふみに有_ニ所謂三弦者_一常合_ニ簾而鼓_一之然多_ニ淫哇之詞_一倡優之所_レ習耳といへりこ、にてもむねとあそびどものひく琴となりぬるはおのづからの事にてきく人の心うきたつやうなるもの、音がらゆるなるべしげによき人のひくべき琴にはあらずかし

むかしの今様歌

昔いまやう歌とはなに、まれその時につくりいで、うたへるをいひしことなりむねとはふるきうたのさいばらなどをうたひしかばそれにむかへて今やう歌とはいふにぞありけるさいばらの歌はふるめかしけ

にものせるにはあらずか、れば今の世のならひに玄
たがふとてもむげにいやしきものつくる民あき人な
どのあざなにはこゝろしてつくまじき事なりかし

神の宮人を大夫といふ事

神のみや人を大夫といふはむかしよりいひつる事な
り宇津保物語にう月まつりの日あふひかづらいとい
つくしううるはしきさまにて禰宜の大夫かんのとの
の御かたにもてまゐりたりと見え住吉物語に此わ
たりにさるべき人やすむとおほせられればかんぬ
しの大夫どのこそといへばと見えたり加茂の禰宜住
吉の神主をみな大夫といへり公式令に唯於太政官
三位以上稱大夫四位稱姓云々司及中國以下五位
稱大夫謂一位以下
通用此稱とありて大夫とは尊稱にて一位よ
り五位までをところによりていへるをもとにてうつ
りたる末にてはたゞ尊びていふこと、せりかく神の
みや人をたふとみていふは神わざのからかぬゆゑ
にぞありける

大工 少工

今の世に木のみちのたくみをすべて大工といひ鍛冶
を少工といふはあやまりなり日本書紀雄略天皇の卷

に木工コタクとあり大工少工は木工のをさの職の名なり職
員令の太宰府のところに大工一人掌ニ城陸舟機戎器
諸營作事少工二人掌同大工ニと見えて大工少工と
も掌る事は同じくいていさ、か職のたかきみじかき玄
なこととなるなりさて此令にも大郡小郡といへるやう
に大には小をむかへていふならひなるに官職の名は
みな大に少をむかへていへり大納言少納言大貳少貳
大進少進のたぐひを見てあるべしされば大工少工も
職の名なることあきらけしおほやけごとにめさる、
たゞの木工をば丁匠といへり

琴 笛

こと、いふはひきもの、すべての名にて文にはきん
のことさうのこと、わきてもいへど歌にはこと、の
みいへり堀川百首に王照君をよめる歌に「ゆくすが
ら馬のうへにてひく琴の絃ごとに玉をぬくなみだか
なといへるは琵琶をこと、いひたるにてあるべし又
ふえといふは吹もの、すべての名にて文には笙のふ
えひちりきのふえなど、いへども歌にはふえとのみ
いへり職員令の雅樂寮のところに笛笙笛工などい
ひて笙ひちりきの事をいはざるもふえといふにこも

り今昔物語に姓は文忌寸字は上田三郎と云其人の妻あり姓は上毛野公字は大橋の女と云とあるをみるべし。たゞしこれは氏姓によらずれど同物語に源宛といふもの、字を田源二といひ藤原秀郷の字を田原藤太といへりそのちも梶原平三など平氏にて氏によりて字つきたれば氏姓によりてつくるならひは後鳥羽院の御代までもひたふるにはやまざりきさて又名字といふもの、日本書紀の顯宗天皇の卷に帳内^{トナリ}日下部^{クサカベ}連使主^{ムラジノミ}云々使主^{オミ}遂改^{オミ}名字^{ミナナ}曰^{イフ}田^タ疾^{トク}來^キとかきたまへるは正しき名のことなるに中むかしにては字にまがへり東鑑に以^ニ景季^ノ令^レ問^ニ名字^ノ給^ニ之^ニ處^ニ佐藤兵衛尉憲清法師也とあり又同書に名字^{ミナナ}時連五郎と見えたるなどを思ふにおほよそ八百とせのむかしよりはすべて正しき氏のほかなる氏正しき名のほかなる名をひとつにつらねてあざなとも名字ともいひしにぞありけるされど事のよしを考ふれば中頃よりの名字はその人のすみ所の莊名のなによりて氏のやうなるものをものしてまがいひしぞ多きさは同じ氏のあまたになりてまぎらはしきゆるにぞありけん高綱が氏は源にて近江の佐々木にあつれば佐々木四郎高綱とい

へるにてまゐるべしむかしは郡のうちに某名といふありきか、ればあざなと名字とはわきていふぞ正しかるべきたれもさおもへばにやあらん今の世には名字とは氏のほかなる氏をのみいへりしがわきていはんには名のほかなる名をあざなといふべし今昔物語に字太郎介又は京太夫などいへるは今の世のあざなと同じいひざまなり

何右衛門何左衛門といふ事

今の世の人のあざなに何右衛門なに左衛門といふ事のよしを考るにこはみかどにて左衛門右衛門などのあまたありてまぎらはしきを平氏の右衛門なるをば平右衛門藤原氏にて内舍人かけたる左衛門をば藤内左衛門などいひてよびつるにて左衛門右衛門はもと官なれどかくつらねて字のやうにいひなしたるがはじめにてのちくはまもまゝにてその官ならぬ人にもいへるなり甲陽軍鑑にそもく男が四十五十にあまり赤口關左衛門寺川四郎右衛門など、官途受領まで仕る侍が云々といへり赤口寺川は今名字といふものにてそれをもつらねいふさま今の世と同じたゞし官途受領といへるを見れば朝廷に申てなりわたくし

り宇津保物語の吹上巻に舟どもにめのこともおりたちてそめくさあらへりといひ又これはうちものゝところごだち五十人ばかりめのことも三十人ばかりといへるを見るべしごだちはよき女房の事めのこともといへるはすこしえもざまの女をいへるよしなり伊勢物語につとめてその家のめのこともいで、うきみるの浪によせられたるひろひて家のうちにもてきぬとあるも家につかふ女をいへりをのこもたゞに男のとをいふにはたかきいやしきにかよはしていへれど江家次第二の巻敍位の條に大臣召^{サノコドモ}男共^{五位藏人}とあるを見ればすこしえもざまの人をのこもといへるよなり詞づかひといふものはかく代々にうつりかはりもしふるくよりことわりにたがへることのありもすれば代々につかへるやうをひろく考へわたしてこゝろうべき事なりかしざるをむかしより物知人たちおほかたは詞のことわりをのみ考へてとけるからに其説うべししくはきこえてもさらになはぬぞおほかりける

字 名字

いにしへは名をいふをいむことはなかりしかば神の

御名などひとはしらにかずく申もありつれどあざなはなしからぶみのわたり來てよろづのことからのふりのうつれる世になりてそのかたのがくもんする人は名をいふをなめしとしてあざなつくる事なりきされどそのあざなのやうもろこしのとはことにて其人の氏かばねのもじによりてつけゝるを高野天皇の御心になはらずして神護景雲二年のみことのりに或取^ニ真人朝臣^ニ立^ニ字^ニ以^レ氏作^レ字^ニ云々 自今以後宜^レ勿^ニ更^ニ然^ニとありこれはひたぶるにからのやうにせまほしくおぼしよりたるにて御國こゝろにあはぬみことのりなればえざしこそあれつひにはみな人えたがひたてまつらずなほ氏かばねによれり氏によれるは菅原のおとゝの君の御字菅三三善清行の字三耀のたぐひぞかばねによれるは氷宿禰繼麻呂の字宿禰といひしたぐひなり此繼麻呂の字は文德實錄八卷に見えたり高野天皇のみことのりは續日本紀の二十九卷にありさてのちはからぶみまなびする人ならでもたゞしき名のほかにつくる名をあざなとてをのこもをんなもなべてつくる事となれりきそのあざなのやうは今の世に名字にあざなをつらねいふに似た

はえやすくておほく聲はたはなやかにをかしく松むしははなちたまへどもはかなくなりてこゑせねば中宮のはなちたまへどなかりし事をもかたういでたまひてこよひは鈴虫のえんにてあかしてんとは源氏君のたまへるなりん／＼となく虫はあるが中にすくなければいとわざと尋ねとりつゝといひかよわければとりもてくるによりて野べにきゝつるやうにはえなかつゑになどすれば鳴つたふるはすくなし名にはたがひていのちのほどはかなしなどいへるなり今も野べよりとりきて前ざいにはなつにげにさやうにぞありける今やうの猿樂のうたひといふものにたれまつ虫の音はりん／＼としてといへるをおもへばそのころまではまざれざりけりさてまつ虫と名におへるはりん／＼と鳴こゑの遠くては松風の聲のすめるにかよひてきこゆるゆゑにぞあるらんとまれかくまれりん／＼となくはまつむしちんちろりとなくは鈴虫とおもひさだむべしとなん

男女

男ををといひ女をめといふ事はいにしへより今にかはらず男女とつゞけては今ををとこをんなとのみい

へどいにしへはをのこめのこといひし事にて日本書紀の皇極天皇卷に男女のもじをえかよめりき神代紀に少男少女ををとこをとめとよむべきよしあるされてをとはわかきをのこの事にてをとめにのみたぐへいふべきことわりなるに萬葉集廿の卷に秋野爾波伊麻己曾由可米母能乃布能乎等古乎美奈能波奈爾保比見爾といふ歌ありてふるくよりをみなにもたぐへいへりこれはことわりにたがひたれど奈良の京のころはかくもいへりしなり古今集の序にもをとこをんなの中をもやはらげとありて中むかしにはをとこをんなといへりされどえかつゝけすはなちていふときには物語ぶみなどにもをのこみこをんなみこなどいひてをとこといはず源氏物語椎本卷にも子の道のやみをおもひやるにもをのこはいとしもおやの心を見ださずやありけんをんなはかぎりありて云々といへりか、ればうちまかせて男ををとこといへるにはあらざりきさてをのこめのこといふはをめにこといふ詞をそへたるにてうやまふ心こそあれいやしめていへるこゝろはさらになきを中むかしよりはよき人のうへにはいはずすこしえもざまの人にいふ事となれ

の歌に見えたるかはづのやうとはいたくことなり又
中務集にはかへるのかれたるを人のおこせと詞が
きしてかれにけるかはづの聲を春たちて云々といへ
る歌ありこれはまさしくかへるをかはづといへるな
りふるくよりあやまりてかくかよはしいひければさ
てのちの人はみなかへるをかはづと歌によむならひ
とぞなりける

松虫鈴虫

まつむしすゝむしは秋の虫のおほかる中に聲すぐれ
たりとてこれをふかくめで、歌にもあまたよむなれ
どむかしより歌にも文にもその聲のやうをかう／＼
とくはしくいひおかねばかれは松虫これは鈴虫とた
しかに聲をきゝわきまへたる人すくなくなつゝ名によ
りて人まつむしといひ鈴むしのふりいで、鳴などい
ふ事にぞありけるさてもよろしきやうなれどもま
ことにはそれと思ひわきまへえらではよめる歌のさ
まによりて事のがひもいづくあかぬことにな
んあればおのれ今さだめいはんとすり／＼となく
は松虫ちんちろりとなくは鈴虫なりさるを今の人は
松虫をすゝむしといひ鈴虫をまつむしとこゝろうる

もあめり今やうのざれ歌にもよるは松虫ちん／＼ち
ろりとうたふなどひがごととなりそも／＼此ふたつ
の虫の聲はいづれも鈴の音にかよひたればようせす
ばげにまぎれぬべき事なりかし源氏物語の鈴虫巻に
いへるやう

げにこゑ／＼きこえたる中に鈴虫のふりいでたる
ほどはなやかにをかし源氏君詞秋の虫の聲いづれと
なき中にまつ虫のなんすぐれたるとて中宮のはる
けき野べを分ていとわざと尋ねとりつゝはなたせ
たまへるゑるくなきつたふるこそすくなかなれ名
にはたがひていのちのほどはかなき虫にぞあるべ
き心にまかせて人きかぬおく山はるけき野の松原
に聲をしまぬもいとへだて心ある虫になんありけ
るすゝ虫はこゝろやすくいまいたるこそらうた
けれ云々こよひは鈴虫のえんにてあかしてんとお
ぼしのたまふ

といへるを見るべしはなやかにをかしといひ心やす
くいまいたりといへるちんちろりとなく虫の聲の
さまなりこれは女三宮のおまへの草村にはなちたま
へる虫のことなれば野べよりとりきたるにすゝむし

たにかきたりけるゆゑ、しとていむとも今はかひもあらじうきをばこれに思ひよせてんとあるはみづからのをかきたるなればこれによりて扇のうらのはしにかくべしげにわれはがほにおもてのみなにかきたらんはにくげなりかし狭衣物語に「手になれし扇はそれと見えながらなみだにくもる色ぞことなるとかたかなにかきつけてもとのやうにおきたまひつとあるもみづからのなれどかたかなしてかゝん事はよろしとおもはれず又甲陽軍鑑といふ書には扇にものかくはたゞ人のわざならぬやうにいへりそのころはさやうにぞありけん今の世は歌よみや儒者やにこのかゝるこの歌ども扇にかゝする事おほしものこしも昔は扇にものかくことはいとゞまれなりしにちかき世におほくなりぬとぞさて歌かきたる扇をものかけおきて見る事は東山殿のころよりやはじまりけんおし板のをりくぎにものかきたる扇をかけておきたることかの軍鑑に見えたり

かへるかはづ

かへるとかはづとは似たるもの、ことなりとおもはるゝはまづ和名抄新撰字鏡などに蝦蛙のたぐひみな

かへるかひるとありて又の名にもかはづといふ事なく又後撰集に田のほとりにかへるの鳴けるをきゝて「あしびきの山田のそばづうちわびてひとりかへるの音をぞ鳴ぬると見えたる今いふかへるの事なれば歌にもかはづといはずかはづは萬葉集にかすゞみえたる歌ども川にのみよみて秋のものとし聲のおもしろきよしにいひてかへるのさまにあらすよくわかれたり文字も萬葉に河蝦とかけりかへるに似たるかたちしてこれは河にすむものなるよしをえさせたるかきざまなり上のくだりにいへるぞかはづかへるの正しきさだめにはありけるまかにはあれどもかたちのよく似たればむかしよりまぎれてかへるをかはづといひしもこれかれとありうづば物語俊蔭卷にけふの御あるじに此御琴の音せねば春の山に鶯のなかぬあした秋の池に月のうかばぬ夕になんあるべき云々なり忠が手つかうまつらんは蓬の野べにかはづの聲するこゝちなんつかうまつるべきと聲のあしきものにいひ伊勢物語に「よひごとにかはづのあまた鳴田には水こそまされ雨はふらねど、田になくものにいへるなどはかはづといひてかへるのさまなり萬葉集

もと年ふりていと大なるがあれば屋どの名におふせたるになん

吉備國のみつにわかれし時代

おのれがすめる此吉備國のかくくち中ゑりとわかれしはいつのころなりけん國史にゑるしもらされたればさだかにはゑりえがたし日本書紀の仁德天皇の卷に於吉備中國川鳴河派有大虬令苦人といふこと見えたれどこは神武天皇の御船の難波之碇にいたるとゑるされたるごとく縣守が虬をきりしところきびの國のみづにわかれたるのちにてはみちの中なるがゆゑにさやうにかきたまへるにて仁德天皇の御代にみつにわかれてありしゑるしとはゑがたし又同書の欽明天皇の卷に遣蘇我大臣稻目宿禰等於備前兒島郡置屯倉とあるもかみに同じさて同書の天武天皇の卷に吉備大宰石川王病之薨於吉備又遣樟使主磐手於吉備國と見え又吉備國守當摩廣島ともあれば此ごろまではわかれざりしことゑりぬべし續日本紀の元明天皇の卷に割備前國六郡置美作國とありて和銅のころにはわかれてありし事さだかなれば持統天皇の御代にわかれしならんとお

はよそにはゑられつ文武天皇の御代にてはあらじとさだめたるゆゑはもしその御代にわかれたらんには續日本紀にゑるさるべし此紀はかゝる事までももらさずかゝれたる例なればなり

うちは

團扇をうちはといふは和名抄に見えたりうち／＼のものにて翳のかたちに似たればぞなづけつらん宇津保物語の國讓卷に御ぞとりかけ御うちはなどまゐれといふ事みえ狭衣物語にもまだしきにあつさところせきとしかな何しに常にめすらんとつぶやきたまふをうちはなどせさせてものしたまへかしとあるなどをおもふにこはもとたかき人のためにさむらふ人のもてあつかひしものなりけりさるからに今の世にてもみづから手ならずとはすれど門のともていでずうときまらうどのまへにては手にとらぬにこそ

扇にものかく事

むかしの物語ふみを見れば扇にはふるごとをそこはかとなくつくりかけることおほかりきみづからよめる歌をもと末たしかにかきたるもあれどそはいとまれになん大和物語にひきかへしたるうらのはしのか

るとよみたまひし定家卿の伊勢物語は御所よりたまはらせたまひてこなたにありけるもやけぬといへり定家卿のかきたまへりといふはいたくふるからねど今の世にある本にくらべてはよき事もおほからんにうせぬるはをしきことになん

爲家卿のかきたまへる百人一首の本

文曆のころ定家の中納言のかきたまへる嵯峨中院障子の色紙形の百首の歌を爲家卿のはじめてうつしかきたまへるさうしを江戸にもたる人ありけり屋代弘賢のそれをすきうつしといふものにして見せられしに今の世につたはるとは歌のもじのことなるところありそのことなるかぎりは紀貫之の歌ふるさとの大中臣能宣の歌よるはもえて伊勢太輔の歌けふは九重に良暹法師の歌ながむれど源俊頼の歌山おろしよ崇徳院の御歌われてするにも前大僧正慈圓の歌わがたつ柏のなどなり此異なる所々のみなよきを思ふに今の世につたはれるはつぎ／＼にうつしあやまりたるものにぞありけるさてついでにはん御垣守ゑじのたく火のといふ歌を岡部大人はみかきもりとよまれつれどこはみかきもるとよむべきなりみかきも

りとよみてはすなはちゑじの事となりて又ゑじといふまじきなり

大中臣藤井宿禰 松の屋

おのが家藤井氏なることは世々つたへきつる家の書どもにも見えてさだかなりめうじはなし今の世にはおしなべて氏のほかにめうじあれどまれ／＼にはかく氏のみなる家もありけりかばねを宿禰とかき又大中臣藤井ともかくよしは賀陽貞持が家につたへたるわが神の御社の記に齊衡二年二月癸亥庫内之鈴鏡鳴一夜三度於_レ是 天皇勅_三正六位下備中大目大中臣藤井宿禰高雄_一同三年六月壬辰奉_三三品高雄奉_三仕饌司_一と見えたる此高雄といふ人はおのれが家の遠祖なればなり大中臣藤井と云は大中臣氏より出たる藤井といふことにてかしこけれどおのが家も天兒屋命を祖神とぞ申べきまた江家次第の巻に越前權大目從七位上藤井宿禰春武といふ人ありこれはこと家の人なるべけれど藤井氏に宿禰のかばねありつる例とはすべし又おのがすみかを松の屋といふはふる歌に千とせを松のふかき色かなとよみたりし中山のふもとにて松おほかるところなるに庭にも五もと六

らはとゞまりて人のわかれゆくをりのことなりさる
からに人といはず古今集にあふ坂にて人をわかれ
ける時によめる「あふ坂の關しまさしきものならば
あかずわかる、君をとゞめよ又おとは山のほとりに
て人をわかるとてよめる「おとは山木だかく鳴てほ
と、ぎす君がわかれををしむべらなりとあるを見る
べし君をとゞめよ君がわかれをといへるみな人のわ
かれゆくさまなり

女のあへるといふはそなたよりゆくりなく來てあ
へるをりの事なりさるからに女にといはず古今集に
まがの山ごえにて女のおほくあへりけるによみて
つかはしける「あづさ弓はるの山べをこえくれば道
もさりとあへず花ぞちりけるとあるを見るべしかな
たより來てあへるゆゑに道もさりとあへずとはよめる
なりむかし人の詞づかひはかく正しくなんありけ
る

貫之主のか、れたる古今集

高尙一とせ江戸にありけるに加藤千蔭の家にてある
じ貫之主のてづからか、れたる古今集の秋の部をえ
たりとて板にゑらせたるを紙にすりうつしておのれ

にもえさせつうけがたきものとはおもひしかどもお
い人のしたりがほにいふ事にしあればいとめづらし
うなんといらへてもちかへりて見るに思ひしもゑる
くさらにをかしきふしみえざりけりをもく貫之主
のか、れたる本は今の世にはたえてあるまじきなり
そのよしは榮花物語御裳著卷につらゆきが手づから
かきたる古今二十卷道風がかきたる萬葉集などをぞ
たてまつらせたまひける世になうめでたきものども
なり圓融院より一條院にわたりたりけるものどもな
るべし世に又たぐひあるべきものにもあらずなんと
ありてそのかみはやく世にたぐひなきものなりしに
其後やけうせければなりまかいふは古今著聞集に柿
本神のみかげをうつせしゑの事をいへるところに兼
房卿の正本は小野皇太后申うけて御覽しけるほどに
焼にけり貫之が自筆の古今もその時同じくやけにけ
りくちをしき事なりとあり

定家卿のかきたまへる伊勢物語

甲陽軍鑑に今川家の秘藏に仕る定家の伊勢物語を酒
にゑひたるふりをなされ信玄御とりさふらふとてと
見えたるに松蔭記といふ書には趙遙院の船ながした

は日本書紀にはきと訓により又さしともよめれど玄
ろとよめることはすべて古書にみえたる事なし山城
國のもじはやまきのくにとよまんぞ正しかるべきさ
れど國の名などはあやまりにても久しくいひなれて
は今さらにわたくしにはあらためがたき事なりか
し

野

山のふもとに草の生たるところを打まかせては野と
いふところ、ろうべし古今集の歌に「野べちかく家居
しせぬばうぐひすの鳴なるころはあさなくきくと
いへるは山近きところは里よりも鶯の玄ばく來て
なくものなればなりさるを山のすそ野ともいふは田
にかさずて草の生たる所は山のふもとならでもむ
さし野のたぐひ野といふことあればそれにまぎれぬ
やうにとてくはしくいへるなるべしおのれかくこと
わるは今の世の人は田畑をも野といふゆゑに歌よむ
人もあやまるがこゝろくるしさになん和名抄におほ
ねあをなを園菜としたけわらびを野菜としたるにて
も思ふべし

すゝき

すゝきとはあつまり生しげりたる草をいひし事にて
和名抄にも草聚生曰薄といへ又日本書紀神功皇
后的卷に幡荻穂出ハタスキホニイデシツレヤ吾也孝德天皇の卷に三河大伴直
蘆スギとありて荻蘆のもじをとともにすゝきとよめるもあ
つまり生るゆるにこそさて乎花はものよりことにあ
つまり生玄げれば中むかしよりはおのづからに此草
の亦の名のごとくなれるなるべし

雁がね

雁がねはかりが音なる事古今集の歌に「さよ中と夜
はふけぬらしかりがねのきこゆるそらに月わたる見
ゆといへるにてあるし音のきこゆるとつゞきたる詞
なり又同集の歌に霞ていにし雁がねはといへるはた
だに雁をいへるやうなれど末に今ぞ鳴なるとあれば
これも雁が音なることさだかなり萬葉集の歌にも鴈
鳴雁泣雁音とぞかきたる新古今集の定家卿の歌に
「霜まよふ空に玄をれし雁がねのかへるつばさには
るさめぞふるとよみたまひしはたゞ雁のこと、心え
たまへるさまなればあやまりなり

人をわかる女のあへる

ふるき歌集の詞がきに人をわかるといへるはみづか

わたすに御國の神は兵器をこのみたまふ故ありと云
られたりされば延喜式の祝詞にもろくの神の社
の祭に神寶としては弓太刀楯戈などをいへり

國政は神事をむねとせしこと

御國はことに神をいつきまつるべきゆゑある事に
いにしへは國政も神事をむねとせしなり職員令に國
守の掌る事をかずくいへる所に守一人掌_下神社戸
口籍帳字_ニ養百姓_一云々事_上と見え續日本後紀九の卷
承和七年のところに勅敬_レ神如_レ在視民如_レ子國宰
能事古今通規是以屢施_ニ條章_一觀_ニ彼治道_一と見えたる
などみな神事をはじめにいひてむねとせられたるよ
しなり古事記中の卷には汝命_{ナガミコトカミ}爲_ニ上治_一天下_{ナリツクヘマツラムトヲシタマヒキ}僕者
扶_{ナガミコトカミ}汝命_{ナリツクヘマツラムトヲシタマヒキ}爲_ニ忌人_一而仕奉_ニ也_一とあり天下の
政をたすけたまふこゝろを忌人となりて御神事をた
すけたまふよしにのたまへるはあるが中におもきみ
わざなればなりさればもろくの神社をあれたるま
まにさておかる、ことはさらになかりき日本後紀九
の卷に勅修_ニ造諸國神社_一之狀_{云々}其料度者以_ニ神稅_一
宛無封之社宜_レ用_ニ正稅_一とか、れたりかくてもくに
のつかさなど怠るをりはいさめたまふ事にて清和天

皇の貞觀六年に是以格制頻下警告嚴勸今諸國牧宰不
慎_ニ制旨_一專任_ニ神主禰宜祝等_一令_ニ神社_一破損祭禮疎
慢神明由_レ是發_ニ崇國家_一以_ニ此招_一災今欲_レ令_ニ諸社_一一
時新加_ニ華飭_一而經_ニ月踰_一年末_ニ有_ニ修造_一宜_ニ早加_一修
飭_ニ勿_レ致_ニ重怠_一とあり上のくだりにひきいでたる
古書のやうを見わたしてみくにのいにしへは神事の
いともくおもかりしをおもひさとするべし清和天皇
の御代のことは三代實錄に見えたり

山城國はやまきのくにといひたりし事

日本後紀一の卷延暦十三年十一月のところに此國山
河襟帶自然作_レ城因_ニ斯形勝_一可_レ制_ニ新號_一宜_ニ改_ニ山背_一
國_一爲_ニ山背國_一とあれば山背國の名を山城國とかへ
たまへるなり源順朝臣など新號とあるをいかゞ心え
られけんもじのみかはれる事として和名抄に山城_{萬葉}
呂_之とあるされしはいみじきひがことなり此抄の郡郷
の名は其時の人のいふまゝにゑるして住吉_{須美}とか
かれたるたぐひいにしへにたがへる事はほかにもお
ほかれどこれらはさはかくまじき事ぞ延暦のみかど
のみさだめにたがへる事なればなりこのひがごとよ
りおこりて今の世には城_キをしろといへり城と云もじ

松の落葉一の巻

この書かきあらはせるやう

おのれとしごろ何やくれやと思ひとれるふしのあ
るをり／＼にそのよしかきえるさんはものうくて
たゞわすれぬためにとていさ、かづ、此事かのと
とばかりものにかきとゞめおきしを年へてみれば
われながらこはなにいはんとてにかありけんとお
やしうかしらかたぶけらるゝにつけておもふやう
今たにかゝりましてとし／＼にわすれそはんには
はで／＼はなごりなくやなりなんとおもふにくち
をしめてほの／＼おぼえたるかざりを
かきつめてちよのかたみとのこしおかむ

まつのおちばのいろはなくとも

とおもひてそこはかとなかくきもてゆく

松齋 藤井高尙

大吉備津彦命と申御名

己れがつかへまつる神は比古伊弉勢理毘古命と申ぞ
正しき御名なりける古事記に亦の御名を大吉備津彦

命と云るされたる此御名は吉備國をとむけ給ひし
いさをによりての事なるべければこのきびの國わ
りにてはさ申もよかれど大といふもじをはぶきて吉
備津彦命と申ならへるはわろし大といふもじをし
もらすべしやはいともかしこしかつは若建吉備津彦
命とまざれもすべきなりかくはぶくまじきもじなる
を日本書紀に吉備津彦命と云るし給ひしより世々の
國史延喜式などにもさやうにかゝれしはあぢきなき
事なりかし此わたりの人もそれにならひてなるべし

兵器をもて神をまつる事

もろ／＼の神之社の祭のやうを見るにいさ、かづ、
はかはれども兵器もてものするさまは大かた同じき
をこはみだれたりし世のふりののこれるなりと世の
人のいふはこゝのいにしへの事を云らざるゆゑなり
日本書紀垂仁天皇の巻に令_三祠官_一ト_三兵器爲_三神幣_一
吉之故弓矢及横刀納諸神之社_{云々}蓋兵器祭_三神祇_一始
興_三於是時_一也と見えて天の下いづれの神の社にも兵
器もて神を祭るは此御代よりはじまりける事なりこ
れよりさきにも崇神天皇の御代に神のをしへにより
て盾矛もて墨坂神大坂神をまつりたまへりしを思ひ

印
 白紙
 袖書
 ふうに墨をひく事
 起請
 酒のむさほう三度三獻の
 事
 上戸 下戸
 うちあはび
 粥
 もちひかゝみ
 五節供
 鹽梅
 かんはんといふ衣の色黒
 き事
 扇つかふはなめきわざと
 する事
 笠
 柳筥
 時もり 鐘鼓をうつ事

八八二
 八八二
 八八二
 八八三
 八八三
 八八三
 八八四
 八八四
 八八四
 八八五
 八八五
 八八五
 八八六
 八八六
 八八六
 八八七
 八八七
 八八八

山もり
 星隕天文みだるといへる
 事
 化物
 幽霊
 屋形
 一家
 猿樂
 ならしば 椎えば
 をしね
 高砂のをのへ
 都のつと
 見きり
 今の世の武士の兵家の書
 よむこゝろえ
 驛路鈴
 いにしへは死刑いとすく
 なかりし事
 ものゑり人はことに善事
 をすべきこと
 合八十五箇條

八八八
 八八八
 八八八
 八八九
 八八九
 八九〇
 八九一
 八九一
 八九二
 八九二
 八九二
 八九二
 八九二
 八九二
 八九三
 八九四
 八九四
 八九五

松の落葉目録終

繪馬

八五九

服衣は椎えばしてそめて

八六八

本のま、
夾竿 鐵尺

八七四

神の宮人の笏をとる事

八五九

黒き色なる事

八六八

門松

八七五

神にたてまつるものを初

八六〇

敬ひては名をさきに姓官

八六八

錢 金銀

八七六

穂といふ事

八六〇

位を後にいふ事

八六九

金百疋

八七七

小忌 大忌

八六〇

五位以上

八六九

かなし

八七七

春田を祭る事

八六一

公家

八六九

はやる

八七八

千度祓

八六一

ものゝふ さむらひ

八七〇

かひくし

八七八

穢

八六一

長上

八七〇

うたて

八七八

鹽湯してものをきよむる

八六三

僧尼の巫術をなす事

八七〇

いでや

八七九

事

八六三

儒者の國政をとやかくや

八七一

むかし人のものいひはこ

八七九

わが大神の御饌たく竈殿

八六三

男女の名昔やうにつくは

八七一

とすくななりし事

八七九

の直會といふ米の事

八六四

ひがごとなる事

八七一

歌をつくるといふ事

八七九

むかし人の木の枝にもの

八六四

祖のあざなをつく事

八七二

記録所 領家地頭

八八〇

をうつける事

八六五

男手 女手

八七二

莊家 名主

八八〇

阿曾女

八六五

かな文の旅路の日記

八七二

五畿内

八八〇

比々奈

八六六

漢文はことにかざりおほ

八七三

貢を進といふ事

八八一

小兒のもてあそびもの

八六七

本 さうし

八七三

えうといふ語

八八一

なゝつにならぬ子は服な

八六七

枕さうし

八七四

さうじみ

八八一

き事

八六七

枕さうし

八七四

さうじみ

八八一

男女の髪
いにしへの男女玉鈴を身
のかざりとせし事
百姓
奴
はしたもの めしうど
餌取
遊女
あふ坂山のさねかつらと
いふ歌
さをか
菊
菊のさせわた
蘆手
四方山
歌まぐら
こまもろこし
歌はいひつくさぬをよし
とする事
だに さへ

八二七
八二九
八二九
八二九
八三〇
八三〇
八三〇
八三〇
八三二
八三三
八三三
八三五
八三五
八三八
八三九
八三九
八四〇
八四〇

おぼろげ
あゆ
高殿 たか屋
堤の柳
伊勢物語新釋の事
湯淺元禎のかける書々見
て思へるやう
龍雲禪師のいへること
人の家にて神部の中臣祓
辭をよむ事
人は死にたらん後のため
にも神を祭り祈るべき
事
四大 五行
母屋 庇
長押 ^{ナゲシ} ちきゐ
屋のうちの閒
障子 からかみ
天井
むしろ

八四一
八四二
八四二
八四二
八四二
八四二
八四三
八四四
八四四
八四五
八四六
八四六
八四六
八四六
八四七
八四七
八四八
八四八

た み
砌
さじき
せきと
飛彈工
かはら屋
ながらの橋
文臺の筥 硯の筥
をかしのかな
神の御名のしか申すこと
のよしをいふ事
ものまなびする人のよし
あし
合五十三箇條
四の卷
神の宮人の於々といふ聲を
高くたつる事
神にたてまつるものを祝
詞によきやうに申す事
板立馬 馬代

八四九
八五〇
八五〇
八五〇
八五〇
八五一
八五一
八五三
八五三
八五四
八五四
八五五
八五五
八五七
八五八
八五八
八五八

古歌のこゝろをとくべき

やう

七八二

歌詞をもじにかくにひが

ことおほき事

七八二

色紙形

七八二

短籍

七八三

合五十一箇條

二の卷

神の人にかゝりたまふ事

七八五

神主

七八六

神社にてはさきをおはす

まじき事

七八七

神を前二前と申し、事

七八七

神の御使

七八八

散米

七八八

拜

七八九

拍手

七九〇

氏神 氏子

七九三

雞をくふまじき事 すべて

のけだもの

七九四

人をよぶに昔は何がしこ

そといひし事

七九五

ものか ものは

まがき ついち

七九五

雨もよ 雪もよ

七九六

あさがほ

七九六

鬼

三のみちの教

論語

八〇〇

孔子の湯武をあしといは

れざりしことのゆるよ

し

八〇二

信僞

僧の身のおこなひのやう

昔今ことなる事

ものまなび

おのれあながちに儒佛の

道を退けんとせざる事

冠宇受

烏帽子

八〇三

衣服

狩衣

上下

小袖

中ゆひ ゆまき

御國人の衣きるは左襟な

りし事

合三十二箇條

三の卷

賀茂の御社

賀茂祭の勅使

名神明神井大明神

神事には音楽をなさへり

し事

星を祭る事

齋女

荒和祓

神遊巫舞

神わざする所に木綿つけ

たる賢木を立る事

八二一

八二五

八二六

八二七

八二八

八二八

八二〇

八二二

八二二

八二三

八二四

八二四

八二四

八二五

八二五

松の落葉 目錄

一の巻

大吉備津彦命と申す御名
兵器をもて神をまつる事
國政は神事をむねとせし
事
山城國はやまきのくにと
いひたりし事
野
すゝき
雁がね
人をわかる 女のあへる
貫之主のか、れたる古今
集
定家卿のかきたまへる伊
勢物語
爲家卿のか、れたる百人
一首の本
大中臣藤井宿禰 松の屋

七五四
七五四
七五四
七五五
七五六
七五六
七五六
七五六
七五七
七五七
七五八
七五八

吉備國のみつにわかれし

時代

うちは

扇にものかく事

かへる かはづ

松虫 鈴虫

男女

字 名字

何右衛門何左衛門といふ

事

神の宮人を大夫といふ事

大工 少工

琴 笛

和笛

小筆簞

さみせんの琴

むかしの今様歌

からざまにかきたるもじ

の讀やう

天狗

七五九

七五九

七五九

七六〇

七六一

七六二

七六三

七六四

七六五

七六五

七六五

七六五

七六六

七六六

七六六

七六六

七六七

七六八

すくなき軍して多きいく

さとた、かふ事

いはり

つはもの いくさ

みかた かたき

よろひ ひた、れ

劔は身のまもりなる事

白狗

獅子 狛犬

祇園祭の山鉦

京のまちのみち大路小路

といひ分たる事

堀川東西にありし事

葛野河

大堰

嵯峨帝芹河行幸の事

玉出島 わかの浦

祝園の森

宮根路

歌よみ うた人

七六九

七七一

七七一

七七二

七七二

七七三

七七三

七七四

七七六

七七七

七七七

七七七

七七八

七七八

七七八

七七九

七八〇

七八〇

七八一

くものしりて身のおこなひをはじめまじらひのすぢ
 世わたるわざなどのこゝろえにせんと思ひはげみて
 つとむべきことぞゑかすればなしえてのちに人にさ
 るこゝろえををしへものにもかきゑるしおきてわが
 身のためはさらにもいはず天の下の人のためともな
 りぬべしこゝろえあしくてはものゑればゑるまにま
 に身をも人をもそこなひなんとやうにいひてをしへ
 たまひきそれをこゝろえてこのふみをば見るべきこ
 とになんゑかにはあれどもからふみの隨筆といふも
 の、やうにはかなきこともゆくりなくおもひよりて
 はかきゑるしたまへばうるはしくさるこゝろをたて
 とほしてものしたまへる書にはあらすたゞ大むぬを
 いふになん

此松の落葉のふみはもとよりいろなきにあらぬを年
 経てもなほその色のあせずしてくちざらんことをね
 がひて板にゑらせたるにあはせて見ん人のたよりに
 このもくろくの一巻をそへつるになん時は文政の十
 とせあまり二とせといふとしの春かく申すは吉備の
 みちの中なる二子の里の民此頃はなにはの小柴の屋
 に旅居する

中村孫三郎寛

松の落葉序終

松の落葉序

かきつめて千世のかたみにとものせられし此松の落葉の四巻のふみはおのが學びのおやなる藤井の大人松の屋にてこのとしごろなにくれの書どもひろく見わたしふかく思ひめぐらしてそのとけがたきふしぶしをときあきらめたまへるついでに大かたの人のたどりぬべきふし又はこゝろえおきて身のため人のためともなるべきことゝもものゝはしにいき、かづゝかきえるしおきたまへる中よりこたびひとつふたつととりいで、言くはへものしたまへるなりけり

○此書に巻のはじめごとに神のみうへの事かむわざにかれるすぢをかきたまへるはみ國にては神わざをいゝゝおもしとするならひなれば見ん人のはやくめとゞめてよくこゝろえてしがなとのこゝろゑらひにぞゑかのみならず職員令延喜式などやうのふるき書にも神の御事にかゝれるすぢをはじめにかゝれたるにならひたまへるにもあるべし

○道歌文のまなびにかゝれることゝもをりゝ見え

たり此すぢの大むねは三のゑるべといふ書をあらはしてときをしへたまひもしくはしくはそのすぢゝのふる書のちうさくにかきたまひてはあれどももれたるふしいひいたられざりし事又は同じすぢのこともこゝに言みじかくいひてはやくさとさんとしたまへることもあればなるべし此みつのことは心にふかくとゞめたまへるすぢなるからにものゝついでにはかきいでたまへるになん

○まれゝには有職のまなびのかたによれることも見えたるはそのすぢの書まなびをたてゝしてことさらに考へたまへるにはあらずたゞなにとなくいにしへぶみよみたまふにそのことはかゝり此ことはとめにも心にもとまれるふしのじねんにありつるをいささかかきいでたまへるなり

○儒佛のこの見えたるはその道をとやかくやといひたまへるにはあらずそのかたをわざとたてゝまなぶ人のこゝろゑのよしあしをさだめいひたまへるなりこはあしきをいさめよきにおもむけんと心の心しらひにこそ

○師のつねにをしへたまへるはかくもんするはひろ

www.libtool.com.cn

ゑなど、まねびとりたるにやと、おぼゆることさへ
おほく、かたへははしたなう、かたへははらたゝる
るこゝちす、そもくみかどにはかしこうも、かす
かなるみありさまにおはしますを、かの名分といふ
事のかくれはてたる世は、いともかなしき事なりけ
り、

この書名つけたる亥たのこゝろを

ほたるなすかゝやく神のおとなひも

おもひやらるる世にこそありけれ

秀成

貴族ときこえたる中にはかもの祭にはあらぬ
あふひ葉の匂を今猶なつかしむたふれ人あり
ときくがいきとほろしくてなん

明治十四年七月十二日の午時すぎより十三日の夕
までにかきをへぬ

下馬のおとなひ終

ど、飛驒工に大がむらのあつらへするにひとしからむ、髪ゆひはてゝは、白いものゝ名あるをとりいでて、いやがうへにぬりたてたる、金藏の戸前ものするやうなるべし、かくばかりして、頭のかざり、衣のいろどりよそひつくして、えならぬたきものゑめたる袖たれて老女の末に手をつきて迎ひたる、主人一目見て、今日の賀のむしろのいふせかりしも、たちまちいづこにかかきうせけむ、いさゝか見やりて、奥の居間の座につく、本臺も出でゝ、けふのほごこといふべし、この日奥の女ども、みな惣もようなどいふものきて、かいどりのせり、このゆふべは、町より狂言のものめして、あまたの女ども、琴引ふえふきつゝ、かの主人が思ひもの扇をとり、袖打ふりて立舞ふ、海山のもの所せきまでかいならべたり、(再云この山海のためつものよ、皆その預れる國の民のあづらもて煮たるものなる、此味主人が口にはいかに味はへる)奥家老醫師などもはべる、中老ゑひて、かははもみぢ葉に匂ひ、くすしの頭の光りは、奥家老がかうべの白雪にてりあひ、おもひものやなぎのすがた、小姓が夏山のまゆ、立まじりて、

四ッの時の詠めつくしたるむしろなるべし、醫師はひそかに幫間のつかさ兼たるがおほかれれば、丸きあたまに手拭の布打かぶり、みづしのかたより、すり木のいと太きをつぎいだし、おたふくめんといふものつけてまひいでたり、老女はたへかねてわらひいだし、おのが入歯をおとして、ひそかに懷にをさめ、をとめは顔に袖をおほひて打臥すは、もてつきたるやさしさなめり、去年の春の宿下に、俳優某を茶やの一之間によびたる、その小夜中には、やさしくもあらざりけんなど、さだすきたるかざりは、ねたさにゑりうごといふめり、主人もとより春山にたなびく霞のおほゝしきかたにて、さきにはふ花の下かげ長しとかいふ類なれば、おのがむしろをたち、着てゐし羽織ぬぎて、此くすしにとらすめり、勝相撲の引出物のやうなりとは思へど、かの夏もお小袖の古語もあれば、かたじけなうおしいたゞきて、ほこりがほすめり、すべていひつゞくれば、言さがなきものから、いはゆる僭上のつみのがれぬふるまひならすといふことなし、天保といふ年の頃にかありけん、或人のものしたる、田舎源氏といふものゝさし

ほと／＼息もたえむとすることなどもあり、そもそも火の災起りたる時、あるは敵の城戸みだれ入る時などにこそ、かくさまにはあれ、節の賀儀とて、禮ごとするに、いかなればか、かくはあらくることならむ、靜に人まちあはせたらんは、何事もなからましものをや、すべてこの世の事、かゝる類のこと少からざりき、

○諸家の歸邸

諸家その邸にかへる時、邸の四五町こなたより、押足輕一人先にかけぬけて、その由玄關に告ぐ、これを聞て側用人、納戸役、小姓など玄關に出迎ふ、や、乗物門を入れば、先徒士いましめのこゑをかけ、乗物を玄關によこにつく、供人皆つくばひ居る、納戸役乗物の戸を引けば、側用人先にたち、小姓は乗物の内の主人が刀をふくさにてとりて、主人の後にきたがひゆく、間毎をすぎて、表居間の座につく、納戸役着替の衣を廣蓋にもりて、もていで、衣を改む、かくて主人は奥のかたにいたらんとす、鈴口といふ渡殿まで、納戸役小姓きたがふ（こゝは表奥の堺にて、赤き組緒のはしに鈴つけたるを、長く引はへたり、さて

こそ鈴口とはいふなれ、表奥互にことを通はすとき、この鈴を引ならして、納戸役老女（老女は女役の名稱（衆女の長なり）表奥よりいで、ことをつぐるなり）老女中老などはじめ、妾（お部屋と稱す）皆こゝに出迎ふ、妾は主人の邸にあらぬほどにけはひせむとて、まづ湯浴す、ゆあみの具は、ぬかぶくろ、あらひこ、ふすまのこ、ほうの木炭、蛇のぬけがら、鶯のはこなど、博覽會所に藥種の陳列見たらむやうなるべし、うらむらくはその頃シャボン的一種いまだあらざりしを、その時にして、神ならぬ身のこを遺れる一種のうらみなりとは、いかで思はん、湯あみにみがきたつる時の間、いはゆる舊時の一時間あまりはすぎぬべし、湯よりあがり、すがた見の鏡に向ひて、みづからこゝろのうちに、今の世に師直ありて、かいま見たらんにはと思ひあがれるもあるべし、さて髪結ひさすとして、はしためをよびてものせさする也、こよひは御狂言もありて、下方の人ともあるぞかし、わらはも所作事の役にあたりたるを、けふはことにこころもちゐてものせよなどいふめり、さてゆひはてては、こゝすこしつゝめてよ、こゝははりだしてな

十四五人ばかり、上下の麻衣にて廣間に並び、其上座に取次頭取といふもの二人あり、かくて西丸の賀儀をへて、諸家の人々道の次第に従ひて老中の邸を廻る、この時横道などより行列ものして来るがありて一道につらならむとするときは、互におくれじと先をあらそひて、はしりいだしつゝすまふことあり、かくよそひ勇しくしつゝ、砂をけたてゝはしるなどは、いとも見るにもたへず、また諸侯とあるものの禮を失ひたるわざなれど、その世の習はしとなりて、かたはらいたしと思ふ人もなかりき、老中の門の外は、これを見る人、山なして群れるを、先徒士こゑをかけ、道をひらかせて、乗物を門の間によせておろせば、主人は乗物よりいで、門に入る、下座見この時客の氏名を高くのる、取次はかの敷出しの端に居て名簿を受く、かくして引きもきらず入り來れば、門の前ひしめきわたることいはむかたなし、客は草^{グサ}り取を先にたて、かろうじてそのあとよりゆく、草り取の男子は、草履をふりたてゝ道をひらく（草履取皆渡りものといふものなり、これがよきを給分を惜まずあたへてかゝへたるは、かゝる所にて、主人

の後を取ることもなし、給分のひくきをかゝへたるは、おのが乗物にとりいくことだにたやすくはなしがたし、こも又この頃のあやしきことのひとつなり）主人はおのが乗物に近づくと、刀を手にもちてすゝみゆく、籠駕脇戸を引、打揚をすれば、主人乗物に飛入る、いと手際よきことなり（乗り出しとて、初めて城に登りそむる時、乗物にのるわざを習ふことなり）主人の乗りぬと見るたゞちに、戸を引たつと、たちまち乗物をかきあぐ、そのきは、いはゆる髪を容るゝひまなきがごとし、こなたの乗物をあぐれば、あなたよりまた乗物をさし入る、かゝりければ、駕籠脇速に乗物の戸を閉ぢざれば、主人のものにあてられなどすることあり、乗物を損ふことはめづらしからず、（再云、おのれ皆朝家より位階給りたる貴人の身をもて、かく斗り老中の人々にもものする卑屈さは、何の習らばし、何の心よりや起りけむ、）この頃國よりいでし侍など、あるはつかれてまろび、あるは上下の衣引さかれなど、見るめもくるしかり、又乗物の棒の先にあたりなどして、生れもつかぬ角のふくれものするもあるは、たへも玄のぶべけれど、馬にけられて、

は懷より詩歌の横綴本とりいで、ひざの上にて見
つゝあるも、芝居の番附といふもの、よし原の細見
など見るもあり、下部は下座敷の上にひぢ枕したる
もあり國々より江戸詰めにもしたるが、下馬見物
といふにいでたるを見れば、寺島龜戸の里あたりよ
り、こやしとりにこし船のたわしに似たるかしらつ
きし、小倉の袴つばくらめの羽織きて、立並べたる
鍵と、武鑑とてらし合せつゝめぐりけり、ごぎを着
たる翁、白き袋かけたる老女など、この所のありさ
まにたまげはて、立つめり、立賣の商人は、こんに
やくのでんがくあまざけ、すみざけ、すし、作菓子
など、皆下部の買ふものなり、賣りありくこゑ一際
高く聞ゆるは、江戸繪圖、年代記、よし原細見、御大
名附、御役人附、御役替改り」といふは、ふし皆比しか
りき、千萬人のもの談のこゑとよめき、こゝだくの
馬のいなゝき、中空にひゞきわたれり、

○下馬のくづれ

巳の時すぎる頃にもなれば、その日の儀式はて、ま
づ三家の（尾張紀伊水戸）小人といふ者日ノ丸の扇開
きて、城門より走りいづ、これを見て、まちわびてた

へかねたる、あまたの供人、すはくづれよと皆立あ
がり、袴のもゝだちとり直し、衣文かいつくろひ、鍵
をそろへ、牽馬の口とりなどして、さわぎたつ、玄か
するほどに、かの三家の人々は、先をおはせてくり
いだす、これにつゞきて、諸家先をあらそひて玄ぞき
いづ、押足輕先に立ちて、相印の手拭の布をひろげ
て、某の退りでんと玄らすることなり、其家の供人
橋臺近く進むとし、おくれたるはさきなるをおし
のけむとし、さきなるはのかじとすまひなどして、い
たくさわめきたりつゝ、おのづから下部などもの
あらがひして、はてゝは打あふもあり、諸家皆本
丸より西丸に廻り、それはてゝは、大廣間溜詰など
の人々は、西丸より直にその邸にかへり、其他は皆
老中の邸に廻勤することなり

○廻勤

此日老中の家には、玄關前の短冊石、くり石など水そ
そぎ、下座敷に敷出しといふをものせり（常は取次
の者、某以上は、下座敷を離るゝこと何間まで出迎
ひ、某以下は何間と格あるを、此日はすべて其例を
用ゐず、皆敷出しの端にて取次くなり）取次の侍は

來を止む、諸家の供人は、鍵を立なほし、ことごとく折敷きてある、こゝに群れる千萬の人鳴を諷めて、火に水をそゝぎたるに比しかり、やゝ老若の人々の近くなるに従ひて、門衛の侍は、ありのことごとく下座臺に下りてつくばひぬ、この時門衛にも、百人番所といふ所にも、同音に制し聲をかくることといひかしましきまでなり、そのこゑはいはゆる進軍のエイエイこゑといふものに似たり、げに空飛ぶ鳥もおち、堀にうかべる魚もおどろく斗りなり、これを見れば、天の下の事執り申すこの人々は、いかばかりなる人にかあるらむ、けだしさいめにつゝみをこけむさしめ、丸かへりの洪水をもをさむべき器ある、さかし人にかあらんとおぼゆ、かくてこの人々のうち、今猶ながらへたるを見れば、思ひしには似るべくもあらず、よのつね人よりもなど、世にまじりうごとするはさもあらんかし、御堂の關白ときこえたるが、川舟のりまづめたる、平の入道が五百人のかぶるに道おしさせしいきほひにもまさりて、みかどのみいづをおさへ、おのが家のあかしま風をよこさまにふかせぬる世は、今思ひいづるも、いともうれたきこと

なりけり、

○供侍

大下馬に供侍するさまは、大家のかぎりは鍵を正しく立^テさせて、鍵持手代りしつゝみだりなるけはひなかめるを、小家なるは、挾箱の棒に手拭の布にてくゝりつけなどして、ゆがみ傾きて見ゆ、侍は供箱（供待のもたする挾箱を云）に腰打かけ、あるは土の上に下座敷といふものまきてあるもあり、辨當はまらげあしも飯を、長めの箱につめて、ひじきあぶらあげやきどうふなど、合せものとす、そのかたつかたにいろあせたる澤庵の香のもの、あつく切りたる二三ッあるめり、茶は穴をうがちたる樽につめて、木がらしにちりたるやうなるを煮て、日あたりの夏の水よりぬるかりき、雨などの日はおのがかぶれる笠のはしより、辨當の中にあまだりおちなどして、わびしさかぎりなし、駕籠脇の侍だにかゝりけるを、末末のものは思ひやられてなん、こゝは打霞む斗りいと廣き所なるに、立ならべたる鍵はむさしの、原といひしときの尾花の末にひとしく、馬はよそひまれど、むさしの牧ときこえたるむかしにも似たり、侍

れゆくのはての牛のものをするゑたゝりよりも長かり
けり、そも／＼今の心もてこれを思へば、着がへの
衣をさむる箱を、いかめしく先にもたせ、鍵は二の
手もて一筋こそつかへ、二本三本ももたせ、又癪狂
人かさらでもあつしくなやむ人などこそ乗るなれ、
さかりなる人の乗物の内にかゝまりゐて、人の肩に
たすけられ、またはぎをあらはすとは、違警罪の刑
にあてらるゝ律なるを、従ふもの皆ことさらにあら
はせり、いひもてゆけば、あやしからぬはあらざり
けり、さて帝鑑間といへるは花やかに、雁の間は目
立たず、菊の間は小家のみなれば、おのづから其供
立もおはからず、さまざまなるが中に、馬に騎り四
人五人の供を具し、鍵一すぢなるもあり、たゞ二人
斗りぐして、かちよりゆくもあり、あなたこなたよ
りゆきあひつゝ、げに大路もさりあへぬ斗りなり、

○老若登城

老若の人々は、諸家皆登城をへて、後登ることゝす、
そはまづその時よりはやく主人はよそひして、駕籠
臺といふ所にいでゝまてり、この駕籠臺といふはそ
の出仕の時まつほど、主人がをる一間どころなり、こ

こは障子一重へだてゝは外の方にて、そこに乗物を
横にするて、供人皆揃ひて、やがていでたゝるべく
ものしてまてり、ゑかしてかの大鼓矢倉に、辰の
刻（常は老若は巳の時に仕出す）の時を告るやたゞち
に、其下にたてる足輕は長き扇を開らき、さしあげ
てふり立つゝ、これをゑめす、この扇はいと大きな
るに、赤地に白く家のゑるしをぬきたれば、はるか
にもいちじるしかり、所々道の曲たる所に居て、扇
を合すれば、直ちにその邸に達するなり、邸の門に
立てるが、内にはせ入りてこれを告ぐ（オタイコデ
ゴザイマスと大聲に云）このころをきくたゞちに、主
人は乗物にのり、先供はくりいだす、道のほどは早
足に足並を揃へゆく（此をきざみ供と云）かくそのほ
どを合すれば、老若皆ひとしく、こゝの道かしこの
道よりいであひ、つひに一ト行になりて、下馬に至
る、門衛の家人は、兼ねて遠見を立ておきたるが、は
せかへりきてこれを告ぐ（某守様某頭様御揃上リ
デゴザイマスと大聲にいふ）此時足輕の長進みて、往
來を止む（トメサツシャイと大聲にのる）此を聞き
て、足輕三四十人斗り棒をもち、四方に走りて、往

を整へて、時に後れじと出るほどを待てり、

○諸家の行列

定の時を報れば、諸家皆その邸をいづ、大小の家に従ひて、供連に格あれど、まづ國持といふ限は、最先に一人道見といふ者をたゝす、次に先箱といふものは、金もて家の紋を蒔き、太き組緒の紫の色はえたるをかく、此を追^ヒ繩といふ、越前家には赤革をおほひたり、次に徒士は三人立また二人立に、二十人より二十五六人並^ビ立ち、はかまの裾高く引揚げ、はぎをあらはし、腰刀いかめしく、兩手を振りて、さはらばきらむ、よらばうたんの面構して練り行く、鑓は最先なるも、先箱の次なるも、乗物の前なるも後なるもありて、二本持するは常にて、三本なるもあり、鑓の長きは、大船の帆柱に比して、頭の大なるは若き侍のたばねたる頭より大なるが多し、妾の枕にもものする主人が、白くほそきうでは、この鑓たへじなど、やうなき思ひやりさへせらるかし、乗物はごさつゝいみといふも、腰黒、あじろ打揚など品々あり（網代打揚は、許なくては乗ることをえぬものとす）乗物の右左には十七八人、あるは二十人許り

上下の麻衣の裾引たをりて圍めり、この中に供頭といふ者もあり、さて乗物は丈高き男の子のせだけ同じ位なるをえらびてかゝす、また後箱といふも二ツ並べて、猶先箱に異ならず、其次に常の挾箱より、横長の箱をもたす、これをみのばこといふ、簀をいる箱なり、乗物にのりてゆく人の、簀の用はいつばかりかあるといふかし、茶辨當といふものは、銀もてつくり家の紋など彫り、黒塗の覆したるをかゝせ、これにかざりおろしたる人の袴をば着ず、すそのうしろ引をりたるがそへり、これを茶坊主といふ、坊主ならでは、宇治山の木の芽をばえ煮ざるにや、かばかり多く人具したるを、ことさらに坊主具するは、これもまたいぶかしきことのひとつなりけり、次にみちのくだちのふとくたくましき駒に、丹^ニつゝじ花の色に匂へる總をかけ、鬼のたぶさきにすといふ虎の皮の鞍覆せり、むらさき手繩のはしと、立髪タテカミのふさやかなるが、朝風になびき、くつの音はゆきゝする人のあのとにひゃきあへり、また乗換へといふをも一疋、また二疋も引せり、これより後供といふまでは、長濱に海人が引はへたるたく繩よりも長く、引

下馬のおとなひ

琴舍主人 戯著

○下馬所のかまへ

下馬所といふもの多かれど、諸家の登城するは桔梗の下馬、櫻田の下馬の二所あり、桔梗の下馬（桔梗の下馬と云ふは此城其往に太田道灌の居城たりしに太田家の家紋は桔梗なりしが其紋に因りて云ひ初めたる由なり）といふは、東に向ひて常盤橋の内にあり、こゝを大手（大手は爰に云所追手は常盤橋門を云常盤橋とは松平の稱號の縁語に因るなり）といふ、櫻田の下馬といふは、南に向ひて、外櫻田和田倉などの内にあり二タ所ともに金門カナドの外にかけたる橋のたもとより、凡三十間ばかり放れて、文字ふつらかに下馬とかける札建たり、この城に登るものこゝにて馬よりおるゝ所とす、又鍵、挾箱、牽馬なども必こゝに残すことゝす、二タ所共に東にはなちて、供待などのまち居る所を設く、長さ六十間斗り、奥行六七間あるべし、柱いと太く建並べて、下は土間にて所々に腰懸を設く（朔望また五節句など惣登城と

いふ時は、三家また老若の供の外は、こゝに入ることを許さず）下馬はこの二タ所共にいと廣くはるかに見渡す斗りなるを、草の一ト本も立たせず、ちりをすぬまで、いとも清々ときよめたるは、皆こゝの門衛の諸家にてものすることなり、惣登城といふ日は、上ウ下シの麻衣きたるもの、またひとへの羽織に、其家々のしるしせるを着たる、足輕といふものあまた堀の端、こゝかしこに立テていましめ守れり、上下着たるは下部を具し、そのかたはらに飾手桶といふものを並べ、足輕は六尺の棒を突けり、又足輕の長フサに下座見といふ者あり、こは諸家の鍵はさるなり、家の紋駕輿カサ丁（陸尺と云）の看板といふもののしるしなど、つばらかにおぼえゐて、諸家の城に登るを見て、其氏名を呼ぶをこれが職とす、この下座見男は、門衛を承るほど、其家に雇れ居て、交替の時はまた次の門衛に雇るゝを習とせり、此日老若の人々（老とは老中を云、則閣老なり、若とは若年寄を云、則參政なり）の邸よりは、つとめてより押足輕といふ者を西丸城太鼓矢倉の下に出して、其時を候はしむ、諸家には早くより門内に供人

下馬のおとなひ目錄

下馬所のかまへ

七三七

諸家の行列

七三八

老若登城

七三九

供待

七四〇

下馬のくづれ

七四一

廻勤

七四二

諸家の歸郎

七四三

通計七章

www.libtool.com.cn

木からしに吹きちらされしさくらのおち葉にくら
べては、さきにほふ花のいろ香もいとしくおぼ
ゆめり、杯をうかぶといふなるみなもとにたくら
べてわだつみの深さはます／＼思はるべし、いは
ゆる野蠻の世にてらして、開明の時をわきもふべ
し、文政天保といふ年頃の世のありさまをおもひ
て、今の御代にあへる身のさちなることはさと
るべし、さればその頃と、今の世のいたくたがひ
たる事共ざるしこゝろみばやとは、はやくより思
ひしことなきにしもあらねど、おのれこの春より
やまひにかゝりて、何事も勞かはしきこと、はぶき
すゝのみすぐるほどなれば、くはしくかきつら
ねむことのものうさにたいたはぶれごとさへ打ま
じて、一日二日のこゝろやりにかくはものゑつ
るなり、もとより落葉の色なきことは、みなも
とのそこ淺き心なるはいかはせむ、

明治の十四年七月 伊勢國五十鈴川のほとりの家
にありて秀成しるす

うちみてはさかなきいろのことくさも

ねさすこゝろのなくてあらめや

題下馬之於登那比

才筆寫眞眞個奇想看霸府暴橫時行間且寓勤王意作者
胸懷自可如

正臣拜草

附 かう鬢の十筋右衛門がまけ相撲可全

○柴垣の條

家の杖實曆三年印本

前 嵐山連歌の腹の歩行詰

附 柴垣うちし若衆なりけり

青李
七才
草叟

○江戸酸漿の條

延寶四年梅盛が著し、類船集に「山茨菰^{ホ、ツギ}。むかしよりありつらめど近年江戸酸漿とて美しく赤きあり青はほづきの時分にはや珍らしければもてはやす事とぞ丹波より來る青酸漿は吹散されぬべし肴になり鱸にはさまれ云々」かゝれば前にもいふごとくいま夏より色づくは江戸鬼灯にて丹波の種にはあらざるなるべし

江戸

柳亭主人種彦著



此書稿を脱したるは文政甲申の春なり今刻なり

て再考するに説もらし引もらしたる事いと多し

其一二を左に録す

上卷

○安阿彌の條

安阿彌にかぎらず古き佛匠の名をかりて少年の艷顔にたとへしことあり江戸咄に運慶湛慶の名あること

は既に前に載たり元禄六年印本雨夜三盃機嫌に上村井筒といふかぶき治郎に題せし詩に「上作定朝乎湛慶村々

町々開帳盛」とつくれり定朝は後一條院の御時の佛師にて江州坂本大宮に住せし故に大宮形と號すと人

倫訓蒙圖彙にあり

○雛の蛤の條

柳樽五編明和七年印本川柳點

蛤であげるが娘氣にいらす

○雛の枕なきを娘の氣にことたはらず思へる句なり

○楚天國の條

當世男延寶四年印本蝶々子撰

境町肥前座にて

若竹の末一段やうき世節

宗因

福神通夜物語元禄十四年印本不角撰

蓬萊や物の初めの一段目 備考

○末一段を轉じたる句なるべし

寶永三年許六が撰し十三歌仙に「麥一段に秋は暮き

る」といふ魚路が句あり何にもあれもう一段ぢや

などはいまも專いふ俗語なり是末一段といひしより

轉じて其原は淨瑠璃よりいでし詞なるべし

下卷

○七夕踊の條

玉海集明暦二年印本

前 縫はくや織帶はやる盆にして

附 襷をせんにかくるをどり子

○帶といふ句に襷とつけたり前にいふ處と合せ見る

後樣姿天和二年印本言水獨吟

前 糸鹿山鬼灯さらす陰もなし

附 團太鼓の音をたゆる松

この句に露といふ句をつけたりかくいひはなちて秋の句になしゝをもつて團太鼓はいまの盆太鼓なるを思ふべし

言水はひさしく江戸にあり此年上京なしての獨吟なり

○十筋右衛門の條

續山の井寛文七年印本季吟撰

前 ぬけて力は露ほどもなし

寶曆十一年印本

花鶯談に「神事るとき町家の稚兒日傘に祇園まもり服紗やうのものをさげ又浮世袋といふ物をつくる」と見え

又安永八年印本

前句附 自在囊 傘はこへ部屋のかくさも助にでるといふ句を載たれば此事ちかくまでありしなるべし

○煙草の服一錢

むかし煙草を服一錢にて賣しことあり八水隨筆に云「煙草のひろまりしは色々の書にさまざまに記して見えたり予が父弱年の頃大坂高麗橋にて唐人の装束したる商人竹のきせるにて服一錢づゝにて人のまきたるよし常に語りぬ」此話いとめづらしこの書の作者姓名は詳ならざれど江戸の士にて享保元文中を経たること巻中に見えたりその父弱年の頃といふは承應明暦のころにやあらん

○前に引し小唄「月見」に「ざりとる池の水かゝみ」といひ又裏甲寶永三年印本に「砂利取池山谷の田面ながめすてゝ衣紋坂を下り大門へいる」とありいまの砂利場は小砂とり場なりすべて此ほとりは今に小石多し寶永の頃までは小砂を取しあとの池のごとくにてありしなるべし

俳諧其柱其角十七回忌追善享保八年印本貞佐撰

前句 足踏で四万六千にちくさき 蓮之

附句 砂利跡埋て今の一娑婆 貞佐

享保の頃は砂利とり場いまのごとく繁華の地となりしゆゑに此句をまうけしならんいま彼地の何某が庭に池あり是小砂をとりし跡のかたばかり残りしなりとぞ



如此の額をかけたり紙中せばくて委くはうつし得ず



○浅草三社祭の番附

松蘿館藏

○古き屏風の下張より出て惜べし年號を闕たれども是とひとつらに押たる反古に延寶天和貞享等の年號あれば當時の物なるべし

○三社權現の祭禮を俗に觀音まつりといふ故にその俗にしたがひてこゝにも如此しるせり

○母衣武者にいでたつなどふるき神事のふりなり傘に扇和巾等をつりたり前に摸して踊の畫の傘に絹をさげたるもこの類なるべし

吉原つれ／＼草失墜
「土手道」延寶二年印本に
ふ或書にどてにのぼりて
は心うかれて足もとさだ
まらず一足もさきへと
おもふゆゑにしやうく
繩手とこれにいふかへ
るときにはきぬ／＼の
ほしらのきぬ／＼のか
そがひのなきぬ／＼の
さうはさつ／＼と申
き」とあり狸々繩手の名
此さうしほかに見えす
左の圖に泥町の名
編笠の茶屋なり泥町は
の田なり／＼も知ること
元禄の頃つくりし土佐節
なばいはず
おの／＼歌舞妓に／＼し
す／＼いなり草ぶかくと
あるにて此あたりのむか
し／＼今田町におもひやる
めきたる軒つゝきとなり
て草の生べき地もなし



見聞詩林 元禄十七年寫本
吉原八景ノ一 道哲ノ晩鐘
泥湖二挺櫓行遅相共忍人
妾怛怛坂至三衣紋心惛々情
亡道哲撞三申時

天和の頃の畫卷に此圖あり稻荷の岡とは此ところをいひ
しなるべし 下に見えたるは専稱院いはゆる道哲なり
大樹に赤蘿のまとひしところを畫り月見の小唄にかた枝
かれたる皂莢といふはこの木歟

武藏曲

天和二年印本千春撰

附前
歩つ
わかれ
馬に
や、
待た
らん
榎
陰

峽其水
角水

芝肴

延寶年間印本以春撰

前附又
から房を老展めさういふ程に
けふはあげ屋を本陣の月
霧はれて紋日かゝやく幕をう

夏似夏
木春木

同書漢和

血氣さかんにすその洪
輕骸は戀の先陣

似春
靜軒

全似
春

水比目羅

元祿十一年印本

けふなん牽まゐると

空林風葉いざよひ天和三年や吉原馬も印本牽續け自悅撰

牛男三谷乗せけり今霄川素雲

寛文七年印本 吉原讃嘲記に「犬枕を引て○ながき
うなる物道哲がしやるものさんや水車○もじや
りのだちん」とあるがみな此あたりのおきもの
よしや杖ともいふくは杖もたれたりのうきよ杖又
次編にいふべし



き緑色の物とす」といふ事あり寛文の初に近年とい

へば此江戸は、づきは万治のころよりありし物歟俳

諧毛吹草寛永十
五年撰の季寄八月の條に「鬼灯青はいつき
は夏なり」と

あり案内者にいふところを見れば七月に色づく鬼灯

も万治前はなかりし成べし

江戸新道延寶六年印本
言水撰

里の子やするに吹らん江戸鬼灯 心色

柳亭云此句江戸廣小路には上の五文字いかなる

風とあり

洛陽集延寶八年印
本自悅撰

口紅のかひやなからん江戸鬼灯 琴風

江戸は、づきの色のうつくしきゆるに口紅をさ

したるかひはなかるべしとなり

空林風葉天和三年印本
自悅撰

女奴江戸鬼灯や色ごのみ 山川

洛陽集空林風葉の二本は京師の俳書なり好問堂

藏

いま丹波鬼灯の名をいひて江戸鬼灯の名をいはず今

六月より色づきたる鬼灯あるは是則江戸鬼灯歟又い

つか江戸鬼灯は絶て丹波の國の種をもとめて植ける

もの歟

○稻荷岡附小砂とあり

松の葉に載たる「月見」といふ小唄に「かちでやれし歩
行

りよはせをり通ひしみちのべざり小石
取とるいけの水かい

みかたえかれたるさいかちもやれく戀にやせたか片
枝
枯

そちやいなすかた稻荷の岡に馬はあれども君をおも其
芳

へば。ノウ。手編笠どての松原たれゆるの云々」柳亭云
笠をかきすおのれが家よりかぶりゆ
くを手あみ笠又手まへ編笠共云り

繪本及古記畫卷を見るに吉原通ひの馬は弘願山專稱

院道
哲なりうへの土手に繫たり弘願山の裏に合力稻荷

の社ありそのうへなるゆるに稻荷の岡といひしなる

べし松の葉は元禄十
六年の印本なり

續誰が家寶永七年印本
百里撰

前句 みじかき箸の年を喰な

附句 軒白き稻荷の岡に銅壺涌

銅壺涌とは泥町の茶屋のさまをいひ煙の立のぼ

る風情を軒白きとつくり此所の句なるべし

菱川の繪本道引延寶六
年印本に「金龍山待乳山
なりこゝにて馬

よりおりてやうすをなほしえもんなどつくりひ心せ

かるゝ處なり」又松の葉の「富士まうで」といふ小唄

りあかし遠きあなたを思ひはしばの烟を忍ぶこそ色
好むとはいはぬ以下注はし場の烟りしば垣集の中に

あはれに見ゆる橋場のけぶり

つひにやかろゝ身とはしらずや

とあれば延寶より前に此替唱歌を綴りて柴垣集とい
ふ草紙のありしなるべし西鶴が一代男天和二年に越後寺
泊のことをいふ條に「此頃上方よりざゝんと申す小
歌が時花ベヤリきたり爰元の若衆いろ／＼稽古いたせども
聲がそろはぬとまうし侍るさても世は廣いことを今
思ひ合せ柴垣踊はしつてかと尋けるに夢にも知らぬ
と申す何をいうてもこれぢやもの云々」又三千風が
行脚文集一の卷加州金澤の文に「燕樂の加賀節も此
時にはやりいで悲哀の柴垣早歌は遠く廢れて吟人更
になし」これ天和三年に書る文なり一代男に合せ考
るにこの小唄はや天和の頃廢りしこと必せり

俳諧句兄弟元祿七年印本
其角撰

前句略 柴垣うつも老の酔狂

神叔

獨鈷鎌論寶永中印本
關水著に此頃丹前の振袖ちらと柴垣をう
たんは時をしらずとやいはん「百年の昔はいよ／＼
廢たることは等の冊子を見ても知るべし

因云ふひそめ草正保元年著
同二年刻に琴のことをいふ條に

「いつぞの頃より筑紫樂といふとありてひきけ
るそれに隨ひてあひさの興に小歌などのせ侍る

中略筑紫やうにても樂ばかりもてはやさば少し
はおかしからんに小歌のをかざきをどりなどの

みにてひきまはれば琴の道ははやすたれたるや
うになんありける云々」と見え前に引用せし舞

正語臈萬治に「岡ざきを踏」とあればふるくは岡
崎も踊唄にてありしなるべし○友人の曰今の踊

りに六拍子といふが是則岡崎びやうしなり予按
ずるに岡崎は足拍子を要とし柴垣は手拍子を要

とする歟故に踏といひ拍とはいふなるべし岡崎は正
保のさうしに見えたれば寛永前の小唄なる
こと論なし柴垣は明暦前の物には見えす

○江戸酸漿

案内者寛文二年印本
中川喜雲著四の卷「七月七日東西本願寺の花

東西ともに對面所の簷に立らる造物籠にさす。桔梗。
をみなへし。男郎花。仙翁花。蓮花。荷葉。百合花。をぐ

るま。百日紅花。杉の葉莎荷。射干草。等をもつてさま
ざま年々に紋づくし又は鳥獸を作りいれ侍る近年は

江戸酸漿子とて七月に色のあかきをもとめ出してよ

てうつゝなのみや

按に明暦三年の古記に目もくれ竹の。もがり竹、ゆひたてらるゝ。柴垣と。うたひしことも是とかや云々」といふ短歌あり此狂歌にゆひたてられてとあるはかの唱歌なるべし

同書

ある人のもとへ行けるに主いひけるはみな人の馳走にめいよのけだ物を見せんといふ何ぞと思ひ侍ればうは髭つり髭天神髭かひらぎの大小さしたる人むくつけたるなりにてするさんしけるいづくの人ぞととへば奴子するがのしば垣をうつのやの者と聲にくげにいふさをや上手ならんとみな人所望しければ天下一の不拍子者なりあまりをかしさにひそかに歌よみぬしのかたへつかはす

www.libtool.com.cn

しは垣をうつの山邊のうつけ者

夢にもひとつあはぬ手拍子

按に明暦の古記に「柴垣しゆ奉公やめて」せよ夢のうき世とよつくうたふた」といふ狂歌ありうつの山といふより夢にもとつゞけしのみにあ

らず夢の浮世といひ夢にもといふも柴垣節のかへ唱歌なるべし下に引し一代男にしばがき踊を夢にも知らぬと書しも此唱歌をふくみしならん

同書

ある人の方へ行けるに芝の蠅を料理して胡椒をふりて出しければ

小歌なられうりにはよき芝がきの

こせうふり袖ちらと見そめた

異本ト養狂歌集延寶中寫本

小歌ぶしでうちぞながむる芝の海

柴垣ごしにちらと見たとの

柳亭曰此歌寛文十一年十月十六日の詠なること巻中にあり前の歌のはし書はある古記にいふところとあはせてそのさまを知るべし後の二首は初心集の小唄にあはせて見るべし

俳諧江戸廣小路延寶六年印本

前句 胸を扣いて志賀の山風

附句 柴垣や大津うち出の濱よりも ト尺

柳亭曰胸をたゝくといふに柴垣と附たり

吉原つれ々草失墜延寶二年印本 竹本氏藏書に「ながき夜をひと

役者物語の奥書のことし延寶六年は今文政八年にいたりて百四十八年の昔なり此さうしはまへにもいふごとく寛文のはじめより延寶にいたるかぶき狂言をそれからとりあつめ菱川師宣が書るものなり



野良虫剝野良の二本とも千之亟の紋は木瓜に葛なり

俳諧雜巾延寶九年印本常矩撰

此句も千之亟主膳等がことないふなるべし因にこゝに載す

○近年刊行なし、冊子に天和元年千之丞黒き帽子をかぶりしことを載たれどふるきさうしにてはいまだ見いです又舞曲扇林にも千之丞は舞の上手にてありしこと見えたり

柴垣

明暦の頃盛におこなはれし柴垣といふ小唄あり是はうたふのみにあらず二人立ちならんで手を拍胸をうつて踊る故に柴垣をうつともいひし或古記明暦三年の條に「此頃北國下部の米搗唄とやらんに柴垣といふと流布して河原者の業となる」歴歷の會合にも強て翫ぶ酒宴遊興の座の見物のうへは柴垣といふ唄をうたふに拍子をとる形はむくつけき田舎夷が薇繩をもつて口を綴られたる如くに作髭し座席へ罷出て蓬膚を脱敲きえもいはれぬ輔して肩を打胸をたゝき

癪痢やむ人の狂せる形勢にて右様左様に覆り息も繼敢ずあがき俯仰に音を助け手をならして興ず云々」又舞正語磨萬治元年印本に「まづあしくてもはやる證據には岡ざきをふみ柴がきをうつ事はいやしき藝ぶりの頂上なれどもはやりぬれば大方わかき者の人なみに是をすけり」とあるにて明暦の頃流行しを見るべし東海道名所記萬治元年印本歌比丘尼の事をいふ條に「つぎに柴垣とやらん原は山の手奴どもの踊歌なるを比丘尼にのせてうたふ」といへば専ら賤き者のうたひし小唄にてありしなるべし

糸竹初心集寛文四年印本

しばがきぶし

柴垣々々しば垣ごしに雪のふり袖ちらと見たふり袖へ雪のふり袖ちらと見た

柳亭云のちはさまぐの替唱歌ありしかども初は此歌なるゆゑになべて柴垣といへり

ト養狂歌集

ある人奴しば垣をうつ處を繪にかきて歌よめとあれば

やつこ衆の名もさな名もさしば垣ををゆひたてられ



ひとりあゝ
 ひびのやむ
 とさなはを
 ひさけのあら
 ゆとるれず
 さあやめあひ
 あふううう
 わけの月の入る
 つきあそめる
 ろろよまゆそ
 あるの心をほ
 くわくあふの
 をおつうめ
 のしらさあん
 けをあそどひ
 つけてらなり
 あきらちうあ
 ともかくあひ
 とゆくあそ
 のちうとらん
 るて打つて



A small illustration at the bottom right shows a person sitting on the ground, leaning against a large tree trunk. The person is looking upwards towards the sky where the moon is depicted. The scene is set outdoors with some foliage visible.



ひの。狂言ばかり三年が間江戸の人をなびかせ。猶ほめ草。野良虫。にも此身の事をあだには書す云々。

野良虫前に見えたり。ほめ草未見

又同作日本永代藏

元禄元年印本

三の巻に「玉

川千之丞女方して河内通ひの狂言一番を一日小判一兩にさだめ一年三百六十兩づゝ取ぬるも伊勢へ引こ

み死るときはむかしの舞臺衣裳も残らず」是等の冊

子に河内通といふが則高安通なり偕友吉が句に聲か

なぎつてと附西鶴はしら聲と書たれば聲よきといふ

にはあらねど小唄の上手にてありしなるべしこゝに

摸し、書の標注に見えたるが彼河内通の唱歌なり又

むかし、物語にいふ「六十年前享保よりいふなり寛文の末延寶のはじめ

にあり

禰宜町狂言座に多門庄左衛門やぐらに出来島

小ざりし花井才三郎玉村吉彌玉川千之丞山川内記玉

川主膳これ等は禰宜町にてかくれなき美男拍子きゝ

の聲よき者なり是等寄合て加賀節といふ歌をうたひ

出すといふ事あり此高安通ひの小唄はかの加賀節

にてたひし物歟

加賀節の事俳諧古道具にしるす

又案するに吉原讃朝記

寛文七年印本

たがよといへる遊女を

評して「玉川千之丞に似たりといへども此頃も心を

つけて見るに千之丞よりはなほ勝て似つくべくもな

しと答て曰今の千之丞には少も似ず此前千之丞が盛りなりしときに似たり」とあり是は遊女のことをいへるなれど寛文七年の頃は千之丞がやゝ衰し證とすべし〇さて千之丞が没年定かならず

俳諧武藏曲

千春撰季吟序

前句

喩は是萬靈。吉野。千之丞

一品

附句

往ヶば極樂戻れば地獄よ涙

秋風

是天和二年の印本也。若し千之丞此年没したる故に

此吟ある歟吉野は遊女の真享元年印本野良三座託に玉

河千之丞を評して「あつはれよの人にせば一ツくわ

いの名人ならんざりとは親ごのゆかりありとみな人

申げに候」とあれば前の千之丞は天和中に没したる

なるべし

右きやうげんつくしよにおほくありといへども是は

その役者ひとしほるものゝ面白き名を得しばかりを

ひきぬき是にしろし侍る遠里他國のともがら此書う

つす所を見るにおひては今眼前に立まふ振舞を見る

にあに何のたがひかあらんや見つべし

延寶六年清明日 通油町本問屋開板

らすさてそれよりも相續き流れもきよき玉川のせん
 のじやうずに主膳とて野良若衆の水上演なり云々」千
 之丞を先の上手といひかけたるは前の句に似たり
 主膳が事二編にふべし
 此冊子は江戸の開版にて寛文延寶中おこ
 なはれしかぶき狂言の繪本なりかの千之丞が三年が
 間せしといふ高安がよひの圖ありすきうつしにして
 出だす

落花六百句 延寶八年印本

發句

近江萩武藏調布千之丞

友 靜

エキ

聲かなぎつて伊勢の濱萩

友 吉

剝野老に見えたる堺町の圖

近江萩武藏たつくりの歌をとりにて玉川をきかせたる句なり

奥書 寛文貳 天中甚吉日

返酒町

よき尾張板

西鶴犬鑑

貞享四年印本

五の巻に云「七玉川のほか小歌の名

所に千之丞がむかし。風ふけば興津しら聲にて諷ひ
 出して家體の御簾をあげての面影實の女井筒も何と
 して是には立並ぶべき十四の春よりも都の舞臺をふ
 みそめ四十二の大厄まで振袖着て一日も見物にあか
 れぬこと末の世の若女形これにあやかるべし河内通



こいにかばちがよひとあるはずなばち高安がよひなり江戸にて
 此狂言を三年せしといふは寛文二年より四年にいたりしか寛文
 五年に千之丞尾張へゆきしこと左に見えたり

尾陽戲場事始

天明二年寫本

に曰「寛文五年乙巳の秋橘

町裏町にて狂言物真似興行、太夫松本名左衛門、
 太夫玉川千之丞河内通ひ久しくいたし申候」と
 あり是はちかき冊子なれども尾張の國のかぶき
 のことは巨細載たり

女編笠にいふは遊女のことのやうにおもはる

再云衣食住の記老人の筆記也に享保の頃温飧蕎麥切菓子屋

へ誂へ船切にしてとりよせ其後麴町へうたん屋など

いふけんどんや出来蕎麥切ゆで、紅がら塗の桶にい

れ汁を徳利に入て添きたる柳亭云享保の頃までは古製の温飧桶ありしなるべし其

後享保半頃神田邊にて二八即座けんどんといふ看板

を出す云々」此筆記に享保以前にけんどんや無やう

にいふは誤なれど二八蕎麥切のはじまりはさもある

べしふるき冊子には見えす

○玉川千之丞

玉川千之丞は承應の頃より寛文の頃まで人に愛られ

しかぶきの女方なり京師の産にて寛文元年江戸にく

だり高安通といふ又河内がよひと いふもおなじかぶき大に流行て同

じ狂言を三年せしとぞ野良虫明暦年 間印本に曰「村山座玉

川千之丞面體藝いづくを難すべきやうなし女より好

このまれ給ふと在五中將にもおとるまじ年の齡廿日

ばかりの月見る如くなれば野良のよはひも今少しに

て一しは思はる云々」是京師に在う ちの評書也剝野老寛文三 年印本勘三郎

座玉河千之丞女がた古今無類なり但したるしとや申

さん小うたすなほならずして面白し今更なげくはく

だなれども過行く年月のかへりこぬこそ殘多けれ座

配しとやかにしてよし洛陽の昔おもひ出られてなつ

かしなどいふ人多く實に野道の元祖なれば世の人ほ

めわたりしもさることにこそ侍べれ」是江戸に下りて 後の評書なり

江戸名所記寛文二 年印本堺町の事をいふ條に「此頃野良虫

といふ書世におこなはれてとりぐの評をせり中畧

寛文元年都の四條川原には若衆かぶき女かぶきはあ

とをけづられ中略都のかぶき崩れて浪人しける大坂

莊左衛門。小まひ庄左衛門。杵勘兵衛。又九郎。などが

千之丞を柱にしてくだり花をやる云々」と記して畫

中にも中村勘三郎が芝居の看板に太夫玉川千之丞と

書り是れ寛文元年江戸にくだりし證とすべし

野老歌仙治良の名をたていれたる歌仙なり 知算獨吟 古寫本

前句 月影に取ては海老をみなすさまの助

附句 大事にせんは冷じのしよう玉川 千之丞

未得の判の詞あり畧

按るに是れ寛文末のものにて彼千之丞が江戸にて愛

られし時の吟なり又古今役者物語延寶六 年印本に「さて又

右近源左衛門女方の初として中畧若衆かぶきは磯と

なり是にしほめる花の顔色なうて香のこれるに異な

ば切と書つたり虫はありてもくるしからず此返答
し給はゞ代物はとるまじといふ彼者のいふそのぎな
らば我らをば油虫にし給へとて飯つた「摘意」といふ話
あり貞享元祿の頃は蒸たるを好る人多かりしなるべ
し今蕎麥切を盛器に蒸籠を用ふる事あるは此餘波歟
○慳貧飯江戸鹿子貞享四年食見頓、金龍山、品川おもだか
や同所かりがね屋目黒」と並べ出せり金龍山は待乳山也又國花
萬葉記元祿十年印本京三條繩手「茶屋慳貧辨當」とあるもお
なじものにて他所へ持行ゆるの名なるべし

花千句 延寶三年印本

前句 よいしゆさうには見えぬ一連 正立

附句 慳貧の辨當ひらく花の陰 季吟

これ京師にての句なり万葉記及四條川原の書卷にあ
はせ見るべし又元祿曾我物語元祿十五年印本六の卷三谷通

ひの路の事をいふ條に「すなはち丸屋へともなひま

づとりあへず出す盃けんどんなら茶のわけをたつる

云々」按るに江戸鹿子に奈良茶屋を別に出せばけん

どん飯と奈良茶とは異なるべけれどけんどんといふ

もの流行て奈良茶にもその名を負せしならん吉岡染

正徳二年 近松作 といふ淨瑠璃節に「小半切のけんどん酒とあ

るもけんどんの名を假て今いふ居酒のことを戯れて
書るなり○貞享の江戸鹿子に見頓の字を當たるは見
る間に頓ひく調る意なるべし是却て附會の説か延寶の
草紙に慳貧と書る物あれば予は其説を取れり

江戸蛇之鮮延寶七年印本 言水撰

花はなほ待らんものを辨當屋 調吟

是も慳貧辨當の句歟一代女に仕出し辨當とあるに

合て見れば延寶中より三都に此物ありしなるべし

○都風俗鑑延寶九年印本四條川原の少年の事をいふ條に

「はやるにまかせて駄賃の高下ありて或は太夫とい

ひ陰磨カグマと名付。慳貧野良といふが侍るなり」といふ事

を載又姥櫻元祿年間印本 本江戸作に「上は太夫。格子より天神。か

こひ。局。山茶。けんどん。北向まで云々」とありこゝ

にけんどんといふは端傾城ハシケイセイなりされば野良にもあれ

遊女にもあれ品のくだりたるを慳貧といふ事彼蕎麥

切より移りて中昔までは遊里の地名にもよびしこと

あり或草紙にけんどんの名は遊女より起りて後蕎麥

切に負せしと記しゝは信じがたし。又新歲御前はな

元祿十五年印本熊谷女編笠寶永二年印本等にけんどん船といふ事

あり新歲ばなしにいふは食類を商ふ船のやうに聞え

冠附天神花

さら／＼と螢のあそぶうどん桶 作者不知
 蒔繪の光りを螢に見なし、句なり當時は箱なれど桶といふ
 と前に説くがごとし

俳諧花 おふこ 享保十四年印本
 常陽撰

前句 たゞあり 明は勘彌一軒 長水

附句 けんどんの螺蛸は落て秋淺し 雪凍

青貝の落たるをいふ享保の頃よりけんどんの提重は絶たり

○蒸蕎麥切かる口男 貞享元年 頃印本 「飢をたすくる旅籠町弓

手も馬手もそば切屋おはひりあれや殿さまたち一杯

六文かけねなしむしそば切の根本と聲々によばれど

も云々」下は観音のとあり淺 貞享三年 頃印本 「草はたご町なるべしといふ事見え又西鶴一代女

食好鶴屋の饅頭。川口屋のむしそば。小濱屋の薬酒

椀屋の蒲鉾。樽木條の仕出辨當 元禄三年 頃印本 「浅草観音寺内にて能ありけると

き中間一人諏訪町あたりにて蒸籠むしそば切一膳七

文とよびけるとき此男腹もすきければまづよらばや

と入るよりはやく四膳まで喰ひけるがやすでといふ

虫蕎麥のなかにあるを見つけかやうなる毒人にくは

せてもよきかと問ふ亭主が曰おもての看板にむしそ

ば切

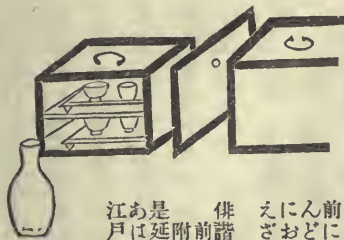




上に摸たる
は酒餅論に
見えたるけ
んどんやの
圖なり

溫飽桶なりはじ
めは質素にて此
器を用ひしゆゑ
後年箱につくり
たるなもうん
どん桶といふ

れいかいせんさうめんだうなるとはいや敵きり麥こ
そおもしろけれとてけんどんさうにぞ見えにける」
とあり此草紙の書風を見れば萬治の頃の物のやうに
思はるれど前にいふごとくむかしく物語に寛文四
年けんどん蕎麥切といふ物出来とあれば酒餅論も寛
文中の印本なるべしむかしく物語に記されしこと
は大むね不違



前に醉の看板を模したる寛文の頃の小屏風にけ
んどん屋を畫たるところに此箱あり酒餅論の棚
におけるものは箱の蓋をおひて裏のさまの見
えざるゆゑに模し出せり今の製にかはらず

俳諧芝居延保年間印本

前句 鉢一ツ萬民是を賞翫す 似春

附句 けんどん蕎麥や山の井の水 桃青

是延寶中の吟なり上の圖の棚に鉢をすゑたるに

あはせ見るべし

江戸鹿子貞享四年印本

見頼屋 堺町市川屋 中橋大が町桐屋

同提重 堀江町若なや 本町 新橋出雲町。

元祿二年の江戸鹿子これにおなじ

○提重と江戸鹿子にあるは一名を大い慥貧といふ龜
惡なる蒔繪をし又青貝にていさゝか粧ひたるもあり
正徳の頃までも流行て其器は今に存好事の人茶簞筒
等に用ひて人の知るところなれば圖を摸さず

ばなしなり仕合揃元禄年
間印本に「年の頃六十をすぎて七

十に近き白髪頭の十筋右衛門云々」なほちかく此詞の
見えたるは王徳中の印本俳諧江戸雀に「むづかし
や十筋ゑもんも玉くしげ」といふ句を載たれば百年
の昔は江戸にてもいひし諺なるべし偕ものを數ふる
に右衛門といふ助語を用ふる例をちかくいはし今女
兒の手毬をつく唄に。一ツゑもんとなン。二ツゑ
もんとなン。とうたふもた一ツ二ツといふま
でにてゑもんには何の意もなく十筋右衛門のゑもん
とおなじ

貞享元年印本西鶴二代男にあたまは六筋右衛門に
てといふことを載せ

又皮籠摺元禄十三
年印本

前句略三筋右衛門を味に曲たり

金毛

是等は十筋右衛門を猶強くいはんとての戯れな
るべし五と八とは大數のことにいひ三と十とは
小數に用ふること雅俗ともに多し

○慳貪

因果經といふ和讃に云「人のものをば。ほしがるを。
けんといふなり、人に物をしがるをどんといふけん

どんぐちとはこゝぞかし」こゝに説ところ大むね法
華經に見えたる慳貪の意に當れりとぞ今の俗噺畫の
強事にいふは誤りにて慳貪は恪ことなりされば蕎麥
切にもあれ飯にもあれ盛切て出しかはりをもすゝめ
ざるをけんどんといふなり飯慳貪のことは
すえに見えたりむかし
物語に曰寛文辰年四年けんどん蕎麥切といふ物出來
て下々賈喰貴人には喰者なし云々」是けんどんの初
なるべし又寛文八年の頃江戸の流行物を集し短歌有
當世はやりもの

肥前本ぶし やりがんな

源五兵衛 閼

き船道行 三谷うた

大明神 鎌倉道心

古作ぼとけに おんすゝめ

觀世音 三谷へ通ふは

八文もりの げんどんや

饅頭以下江戸順禮の條に抄出

一時の戲文幸に存て百五十餘年の昔を見るがごとし
肥前節のこときふれ道行
のこと二編にいふべし又。酒餅論に「さてめんるゐの長
せんぎのびのびにしてうどんけなりそばきりたてら

生身魂 酢屋の輪を抜る氣もなく抜る蝶 見洲
 ○此書は俳諧の高點集にてふるき書とは見えす巴の年とのみ
 ありて年號なし或人寶曆十一年なるべしといへり
 再按に 俳諧世話 盡承應三年土佐國住皆虛撰明曆二年印本一名
 世話燒草
 附意指南の部に「ぶらめく。酢屋の印」とあるも此看板の事歟
 承應は今より百七十年のむかしなり

葉にて毬のごとくこしらへたる酒林といふ物あり尤
 九月ごろ新酒のくだる時分には田舎よりこしらへて
 賣に來るそれを買てかけたるよし近年まで本郷のす
 る四ツ谷邊にはありしがいまは絶てなし又酢の看板
 にこしきを出しおきしがこれもいつしか止で古風を
 失ひとは多し」といふ事を載たるに前に抄出せし生
 身魂の時代とを合せ見れば寶曆の頃まではありし看
 板なるべけれど今は知る人すくなし醋には眼に見え
 がたき小虫の生ことありそれを漉たりといふしるし
 に布篩を掛おきしがいつか輪ばかりとなり遂にその
 輪をかくるとも絶しならん按に九蚶は越後なり支考
 は美濃なりされば此看版は江戸のみに限りしことに
 はあらざりし成べし他國には今も在歟

○十筋右衛門

物を算ふるに右衛門といふ助語あり昔の諺に十筋右
 衛門といふは髪毛のいとすくなきことにて右衛門に

は何の意もなくたい十筋ばかりといふ程のことなり

新續犬筑波集萬治三年撰

ちる頃や十筋右衛門の柳髪 家之

西鶴大矢數延寶八年四月吟

前句 月は峯ざんかの山や光るらん 源八

ざんかは頭上の穴てひかるをいふ

附句 十筋右衛門が瀧の糸露 正俊

阿蘭陀九二番船延寶八年印本宗圓撰
 難波種春藏書

前句 ぬけ参りなり神もあはれめ

附句 これにては公界もならじ十筋右衛門 宜秋

神を髪にとりなしたり

萬治中の句に見えたれば百六十餘年前より此諺あり
 しを思ふべし西鶴一代女 貞享三年印本 三の巻に髪のすくな
 きをかなしむ女の詞に「是見よとひきほどき給へば
 かもじいくつかおちて地髪は十筋右衛門と恨めしさ
 うに袖くれて云々」。又咄大全 貞享四年印本に「髪少しなる
 老人よそへ行けるに後より子供大勢つきて十筋右衛
 門々々といふ老人大に腹立しおのれ十一筋あつたら
 どうしをらうといふた」とあり咄大全は予が此紙料
 を刻する鶴屋喜右衛門が板にて 江戸の輕口

さし繪は 菱川師宣

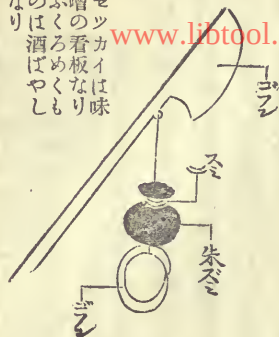
酔の看板の圖

俳諧の書に見えたるは圖のなきも總てこゝに録す
 ○寛文の頃諸小屏風に左のごとくの圖あり
 藍人の名は見えざれと探幽の門人の筆なりとぞ
 ○枉のかづらは千翁が歳旦帳な門人なるべし



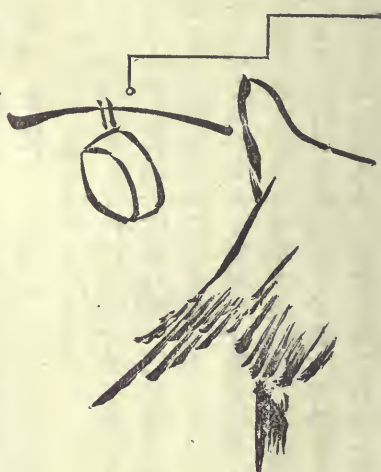
によつと出る初日や滑る酔看板 簗角
 享保十七年印本 結ひの巻 支考
 國の花寶永元年印本 酔の看板と冬の月 支考
 ○もしは染の匂に似たりてらしあはせて見るべし

○セツカイは味噌の看板なりふくろめくものは酒ばやしなり
 下に鈎曲物はかの酔のかんばんなり

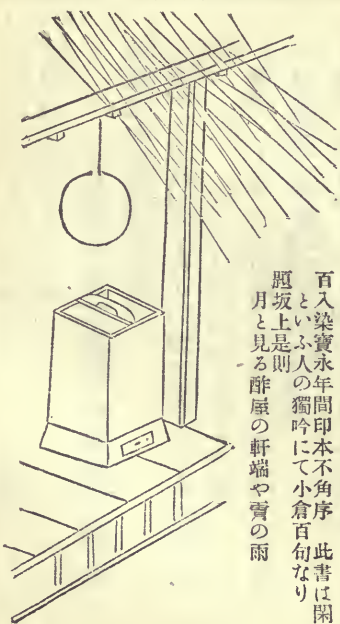


三疋猿寶永二年印本 支考 撰
 前句 川船にめしする時 昌白
 附句 酔の看板はしらぬが
 ○此句は形のことにか
 はらねば此かんばんの
 こといふさだめがたけ
 おれど本朝文鑑國の花と
 おなじ撰者にてしらぬ
 がちとあらざるやうにお
 もはる

此圖享保十七年印本 俳諧倉之衆にあり此書は能の狂言に題したる句集にて酔はじかみといふ處にこの看板と簗にいれたるはじかみを畫り發句には看板のこと見えざればこゝに載せず



百入染寶永年間印本 不角序 此書は閑鴨といふ人の獨吟にて小倉百句なり
 題坂上是則 月と見る酔屋の軒端や賣の雨



大師流に書たり

ふせい

ほしいと讀り、また

ろ

如此なるもあり俗にいふ道明寺なり元

祿の頃より鳥二三羽書き本字を失ひ讀ぬにより脇の方
に仙臺糯といふ判を押して重言にホシイとす皆原を
失ふ」といふこと見えたり按ずるに天和より前に此
看板のことあり

江戸大坂通し馬

延寶八
年印本

前句 蕺筆になかぬ鳥の色染て
附句 仙臺糯夏をきのふに

梅朝
調和

延寶の頃よりかの大師様に書る看板を俗は鳥とおも
ひしかば調和はその俗説を取て鳥といふ句に糯と附
たり此看板五十年まではまれ／＼に残りありしとぞ



www.libriod.com

近く蘭德齋が畫る伊達の興作といふ繪草紙に
「萩大臣高尾となれそめしよりかはるなかに
らじと契りさて誓詞のだんになり熊野の牛王
なかりける高尾心附餅屋にて道明寺のかん
ばんを取らせ萩大臣へ見せまうせしかば
我國のほしひかんばんと見たれども
吉原人はいかいふらん
かくのたまひて云々」と書て上に摸し圖あ
り當時まではたれ／＼も見知りし看板にて鳥
を畫きしより牛王のかはりとおもひよせわが
國とされ歌によめるなど中むかしの洒落なる
べし

○酔の看板三種

酔を商ふ家の看板に三種有其一種は瓶の形を板にて
彫たるなり七十一番職人歌合の繪に酢賣の傍に瓶を
するたり是酢を貯る器なり其形より出てふるくより
ありし看板なるべし
元祿元年印本庭訓往來繪抄元祿三年印本
人倫訓蒙圖彙等に圖あり今も江戸三河町
有又一種は小竹をあみて軒端へかけたるものなりと
ぞ今奥羽の街道又駿州府中にありと聞り竹を編たる
ものを簀といへば簀と酢と通したる例の隠語にて是
も古きふりのやうに思はるれど此事を記し、草紙を
見ず
駿州にて此簀の看板を釣り八月酢ありと紙にかきて掛たるが
ありといふ慶安四年印本萬間書秘傳抄に八月酢の名あり是酢
なるべし
又一種は片板にてつくりし曲物なり是は俳
諧の句にも見えたれば其圖を集めて摸し出せり高笑
序に丙申とあにいふ「酒屋の看板に矢筈を出すはどうし
り享保元年歟にいふ」酒屋の看板に矢筈を出すはどうし
た譯だあれは人のいるやうにとのささ。そんなら酢
屋のかんばんにすゐのうの底の無物をするはどうち
や。あれはなんば射てもすや」又支考が撰し本朝文鑑
享保二年印本
七の卷。九蛸が醋德の頌に「さばかりの徳ある
醋の看板に篩の底のぬけたるをぶらさげ又六が門の
帘には往來の人の津やひくらん云々」なほ近く見え
たるは中古風俗志明和元年
老人筆記
に曰「昔は酒屋の軒に杉の

と數多見えてめづらしからねば抄出せず考證とすへ
き句のみあぐ

鷹筑波 寛永十
五年撰

簿だみの踊り團扇か盆の月 一滴

前に摸し出し、古書及冊子ごとに團扇を持する事見
えたり其踊團扇と太鼓とを混じて後に團扇太鼓とい
ふ物を製しなるべし 團扇太鼓の名前に引用せし
續江戸砂子風俗志等により

俳諧富士石 延寶七
年印本

團太鼓かせや調べてかけ踊 調和

團扇太鼓といふこと古く此集に出 延寶七年は百四十
餘年のむかしなり 總
て此名の見えたるは江戸にて著し、冊子なり此製江
戸に起る歟今盆太鼓といふもの則團扇太鼓なり

誰が家 元祿三年印本
其角撰

聖靈棚にそむく世の中 青井

随句 いろ／＼の傘さしつれてかけ踊 渭橋

再板するものにかけを取と誤る

五元集

後の月踊かけたり日傘 其角

たれ／＼も知りたる俳諧集なれど日傘を用ひし證に
抄出す。さて前に引用せし草紙に見えたるごとく村

にもあれ町にもあれ他處へ行て躍るを踊をかくると
いひ掛られたる處より又此方へ來て踊をかへすとい

ふ是は小女のみにあらず男子にも此事あり 日次紀事に
見えたるは
年涙草にくはしけ
ればこゝに載せず 或書に曰「永祿十年七月駿河國に風流

の踊はやり諸人は是をもてあそび八幡村より踊初村々
へをどりを懸それを又かへす故に後には踊數多とこ
ろになり八月末九月まで踊る」といふことあり是か

け踊の名の見えたる初歟 永祿は今文政より二百十餘年の昔
なり○其角がかねどりの發句に
後の月といひしは此書に記し如くかけつ
かへしつして九月迄踊の残りしといふ意歟 又云或人の隨筆に

薩戒記を引て盆踊は古き事なるよしを記せどかの書
にさる事見えす友人美成二水記にて見出たりとて抄
録をおこせり「永正十七年七月廿二日見踊拍物」今

夜勸修寺張行也當年毎夜有此事 近年不見聞一事也

倚天下靜謐之所爲一歟云云」 以上見
二水記 薩戒記を引しは

此誤なるべしと云り永正十七年は今年まで三百五十
一年になる盆踊りは最ふるき戯れなり 元和九年著醒睡
笑に「風流を他
郷へかけるとあるも懸踊のとなり、正保元年著ひそめ草に小町踊の
名あり又俳諧の書に懸踊のとあまた見えたれどうるさければ抄出せ
すなほ俳諧古道
具にいふべし

○糴の看板

我衣 古老聞書
曳尾庵藏 に「天和年中菓子店の看板に、仙臺糴と

七月七日は牽牛織女天の川にて一夜契りをなしたまふ其縁を引てむかしは娘の子ども持たる人は嫁入を取結ぶまでいかにも美しく形勢出たゝせ何おとらじと色どりがざりて踊らせたり」以上愚案問答に見えたり 是等はさまで古き草紙にもあらねど古老の説によりて記し、にや是に昔を見るこゝちして前に摸したる古書に合すれば別に考を附するにおよばず愚按問答にいふ如く小町とは小女の艶なるを讃るより出たる名にて此書則小町踊なるべし又俳諧五節句元禄元年印本に「踊は國々にて唱歌かはるなり音頭のなき國あり大方夜をどる男女ともに踊又晝は女童部踊これは簿の太鼓塗撥を手毎にたゝき染絹の鉢巻帶を肩よりぶらさげ結びだすきと名づけ都の大路を日傘さしかけて踊をかけに近づきの門にて踊なりこれを小町をどりといふ」とあり帶を纏にかくる事愚按問答にてらし合せて見るべしむかしの女の帶は幅三寸あるひは七尺五寸と一代女、ひとりごと、むかし／＼物語等に見えたり前の古書に纏とする物こゝにいふ幅三寸の帶なり又續江戸砂子享保廿年印本七月の條に「小町踊十二三以下の小女帶腰帶やうのものを襟にかけ纏と

し團太鼓とて團の如くなる太鼓にて拍子をととりて諷ふ踊にはあらずたい群集てあゆみゆくなり」と見え。又。中古風俗志明和元年江戸住老人筆記に「昔は七月六日頃より小町踊といふ事はやりて七八歳ごろの女子紅絹の留金入などにて鉢巻をさせ下髪頭に造花をかざり色々美しき手纏をかけて達なる染もやうを着せ團太鼓に房のつきたるを持せ四五人も召仕ほどの町人の娘は肩車に乗せ乳母抱守等つきそひて日傘をさゝせそのほか大勢娘子供手を曳盆々ばんは今日あすばかりあしたは嫁のしほれ草といふ歌をうたひ歩行しが柳亭曰延寶八年印本に俳諧江戸弁慶に「九月盡ぬあしたは山のしほれ草山夕〇これは暮秋の句なれど此小歌をとりたるをよく聞えたりふるきを思ふべし此小歌の近年いつしか止で衣裳を改てあるく子供はなく漸二三人連て歩行こととはなりし夫故團太鼓并に鬼灯提燈黒き箱提燈に踊繪火消など晝たるちやうちん賣あるく事も止し」と見えたれば享保中まで小町踊の名は残ながら江戸にてはたゞ歌をうたひ太鼓の拍子をとるのみにて踊事は絶しならんちか村政信が繪本に小町などりの圖あり風俗志に記すが、とく下げ髪にはちまきさして腰にさいちなまきたり 偕俳諧の書には貞徳歌、いづれ小町の發句をはじめ小町踊のこ

いたる日傘に布袋かいたる簿繪の團乳母ばかりは古今かはらず此子を笠にきて横ひらたい尻に金入の帶しどけなく地黒に羽團の大模様の縫入のかたびら十四五なる小女郎に彼養ひぎみとおのれが身をあふがれて行のみなっす下女に檜破籠やうの物もたせて小町踊の門にいたればかならず内へはひりて我もの顔に人の娘子をもてなすことにして我主の子はそこそこ喰たも喰ぬも知ことなく暮は酒きげんにゆるぎ歸る」いづれの冊子にも日傘のことあり又こゝに暮にかへると合又愚案問答享保十七年著に曰「七月七日七夕を祭る略中又此日美人の子供平たき太鼓を持美しくけはひかざり出立太鼓をたゝき小歌を謡ひ歩く昔は娘の子十四五より十七八までの花ならば盛なるを美々しく拵へいでたゝせ姥腰もと又は小女郎なん其身分限相應それノに日傘なんさしかけさせ丸團に房なん付たるを持せあるは美しき扇などにてあふがれ面白く歌をうたひ大内町方小路々々友達のかたへ行踊をかけたりむかしより小町といへば人毎に美人のやうに思ひ名付て小町踊といひ傳たり其歌に

関文のところに寛永の曲子なる證あり

正保のころの畫卷に載たる七夕踊の圖小町踊といふ則是なり傘につりたるきぬは和布手細のたぐひなるべし
此と近年まで神祭にあり
幕集萬治三年印本
鉢巻のだてはあたまのおどりかな
鷹羽波集寛永十五年撰
前句盆の頃姫と若衆ををどらせて
附句文に添やるぼしやはちまき
○をどりに帽子はちまきとつけたり
俳諧懷子萬治三年印本
をどり子やあくがれ出し玉釋
○たすきなかくるも此畫および前に
いふところとてらしあはせて見るべし

常 展
良 尚
令 布

髪、カサリ花金、鈴マモリ、松蘿館藏



是等の冊子をてらしあはせて見るに。梵天國。六段目。末一段の諺は淨瑠璃より出たり

○再曰げんざいはなしに「えいしゆの子ども若衆をたぶらかし皆取あげてばんでんをうたはせぬるこそおそろしや」といふ事あり是は若年の者をたぶらかし金銀を貪り取しことをいへるなり此冊子刻梓の年號を闕といへども畫風をもつて按ずるに萬治の比の印行にて前に引しもえぐひ難波鉦の類よりふるき冊子なり此還魂紙の草稿なりて後見出たればこゝに書き載ておきつ

www.libtool.com.cn

還魂紙料上之卷 畢

還魂紙料下之卷

○七夕踊小町をどりかけ踊

正保の頃の畫卷に七夕踊の圖を載て詞書に「さても七月七日は天上に天の川とて深き廣き川あり一年に只今宵ばかりに牽牛織女の逢夜なればかさゝぎの紅葉の橋を渡して契り深きなだちをなし給ふとかや乞巧奠とて人みな今宵は七夕祭するもなまめかしここに七ツ八ツばかりなる小姬たち美しく出立太鼓を手ごと持つれおもしろく歌をうたひ踊まはるもみな是七夕をなぐさむること昔今に怠らずとかや」とあり案に七夕踊とて別にあるにあらず小女の人情に盆を待かねて七夕よりをどる故の名なるべし伊呂芝居正徳年
間印本に「昔は人の心も公道にて十八九迄前うしろ見るといふことなく男のはてのやうにそだつ娘七夕のかけ踊に母の親愛だてなく純子のはちまき光綾綸子の襷髪はあたまの辻にたてかけ縞珍の着物に緋りんずの下着をはのめかせ毛琉マユの帯に紫ちりめんのかく帶紫足袋に尻切をはかせ金の太鼓に塗撥鶴龜か

ためしすくなきおんことゝ上下ばんみんおしなべてたつとかりともなかゝに申ばかりはなかりけり

○尤のさうしまれなる物の段にもこゝにいふ天使宮のことみえたり

とあるが彼祝言にかたりし文章なり百年のむかしまでは流行し淨瑠璃とおぼしくかぶき狂言にもせしことあり元祿十四年森田座の狂言本「梵天國寶船」と題せしを見るに彼梵天國の淨瑠璃にならひて宮崎傳吉がつくりし狂言なり

西鶴が俗つれゝゝ江戸ふきや町のさまを畫て

「今日よりばん天國。市村宇左衛門。玉川吉彌。市川團十郎」といふ看板をかけし圖ありこの冊子は元祿八年の印本なれば森田座よりさきにこの狂言のありしなるべし

因に云むかしの淨瑠璃は總て六段なり十二段なき京都にては井上播磨より五段につゝめたりといふ江戸にては寶永正徳の頃までもなほ古風をうしなはず土佐豫和泉太夫等が淨瑠璃みな六段なりゆゑに何にもあれ是ざりといふ程の事を。六段目ぢやなどいふ諺今もまれゝゝにいふものありて彼梵天國の意に通ずる

もあり又末一段といふもおなじ

江戸八百韻延寶六年印本

前句 對決の場かたへすゝしき 來雪

附句 六段目日も西山に傾きて 青雲

五十番句合延寶三年糠塚翁判

むしの聲末一段のゆふべかな 藤簾子

俳諧二番船延寶八年印本宗國撰

前句 さ湯をものます兄弟あけくれ

附句 かの敵末一段にかたり詰 榮親

俳諧富士石延寶七年印本調和撰

人形や末一段の夏ばらへ 素白

柳亭曰人形を木偶にとりなし末一段にて六月を

聞せし利口なり

三茶三幅一對延寶九年藤枝といふ遊女を評する詞に「容顏

ずるぶんよし御年もはや五六段目までかたりつけ給

へば嫁入のようだいあるべし云々」又近く俳諧に見えたるは

前句 附歌がるた元祿十三年印本一名馬だらひ

前句 編笠ぬいでやすむ 續

六阿彌陀末一段に廻り詰

句の作者不知不トの高點なり

借錢の淵に首たけつかり主親をたふしいつせきをた
たきあげて桶伏になりやう／＼友だちのかげにて逃
れ歸りても主のかたへはかへりえずすぐにぼんでん
ごくをうたふ云々」是は亡命のことをいへり又松の
葉元祿十六年印本に載たる一夜かゝみ。といふ小唄に「げに
さま／＼のたはふれにつれてくるわの。のんやほ、
中略かつてかぶとのをじめのきんちやくきんぎんの。
は。たとひこのみはぼんでんごくになるとてももの
び／＼はむにせまい元祿は粹刻なりし年號にて延寶天和ころの小唄なるべしこゝにい
ふ意は三幅對と同かゝれば其原は淨瑠璃より出で花
街の流言にてありしなるべし上に抄出せし冊子はみな遊里のことなむいふ條に見えたり
又團扇會我座敷狂言元祿十四年印本卜者の詞に「二月三月は
やりくりのくせつがあらうその節はわがしんだいも
ぼんでんごくをうたはうがな云々」此冊子と江戸咄
にうたふとあるを見るべし淨瑠璃をうたふといふことふるし前の宗長が日記に見えたり
今ぼんでん國をくふといふは其原を知らずして訛れ
るなり。偕。今たま／＼傳はる梵天國の淨瑠璃本を見
るに細字にてところ／＼へ繪を加へたり是初にいふ
永閑八太夫等が正本と稱しものなり彼淨瑠璃の六段
目の終に

「それよりもひと／＼はあしはらこゝにかへらせ
給ひ五でうのやかたにうつらせ給ひてそれより
も中なごんどのぼんでんわうのじひつのごは
んをみかどへさしあげ給へばみかどえいらんま
し／＼て日本のためしにせんとして父大じんの
をくわんじやうおろしたてまつりぼんでん王の
じひつのごはんを相そへ五でうの西のとういん
にてんしの宮といはひたてまつるこくどををさ
めぶつくわをまもり給ふとかやさればにやてん
しとはてんのつかひとかくとかやそののち中な
ごんどのたんごたじまは本國なればあんどのご
はんを給はりてありがたし／＼と三度ちやうだ
いなされつゝやかたへかへりとも人あまためし
つれ本國さしてかへらるゝ國にもなればみねに
みねかどにかどをたてならべふつきの家とさか
え給ふためしすくなきしだいなりそののち中な
ごんどのをばきれとのもんじゆといはひ天女ご
せんをばなれあひの觀音とくわんじやうし奉る
いまのよまでもしゆじやうさいどしこくどをま
もり給ふなりまことにじやうごもすゑのよにも

見たい云々」とあればこゝにいふ享保中を盛に經たる勘太郎は故人の名を次たるものなるべかれと延寶中のかぶきの書今おほく傳らねば詳に考がたし緒お七の實の紋を何ぞといふに三ツ柏なり天和笑委集十二の卷に「七がいでたつしやうぞくには肌には羽二重白小袖甲州郡内の基盤縞あさぎの糸にて縫たる定紋の三ツ柏五所につけもゝいろのうらつけて壹尺五寸の大振袖うへにかさね横はひろき紫帶ふたへにきりゝと引まはしうしろにて結び留丈なる黒髪しまだとかやにゆひあげ銀ふくりんに蒔繪かいたる玳瑁の櫛で前髪をおさへ紅粉をもつて面をいろどりさしもあてやかにぞ出立ける」とありこの笑委集は當時天和をの人眼前に見たるさまを筆記したるものなれば證とすべし予。かぶきのとをいふに役者大歌舞妓事始るはいふも是等の書は存在してよく人のしるところなればなり

○梵天國附六段目

むかしの淨瑠璃に梵天國と題するあり梵天國の冊子によりて作れるものなり梵天國は御伽さうしのうちにあり足利の末の代に作れる書歟この淨瑠璃は慶長元和の頃。河内。左内。南無右衛門等がかたり出しゝが傳りて近く貞享元祿のころまでも

虎屋永閑天滿八太夫なんと淨瑠璃の祝言にはかならず此梵天國をかたりけるとぞ今長唄をうたふものをほりに菊慈童を祝言とするがごとしそのゆえに何にもあれ是ざりといふ程のことを梵天國をうたふといひ又うたふといふを略て梵天國とばかりいひし諺は今ありて淨瑠璃は絶たりさて此諺いつのころいひそめし歟延寶中の冊子にはたまゝ見えたりたきつけもえくひ延寶五「人の身をいため苦しめおのれがよろこびとすること人たるものゝ仁の道にはづれたりかゝる男のくせとしてしんだいは風待空のいかのぼりよりなほぼんでんを急ぐものなり云々」とありこゝには國の字を略風まつそらの紙齋に比て身帶の滅却するをいふなり又浪花鉦延寶八六の卷新町の遊女の詞に「くせつといふものはするなどのすることではござんせぬみなぐぼんでんぐくの下地ぢやとおもはんせ云々」これはその遊女の許へ客の來らぬやうになれるを云もえくひは京師の作浪花鉦は大坂の作なり吉原三茶三幅一對延寶九定家といふ遊女を評する詞に「容顔なるほどよし床のうちしつほりしてぬるゝときはかへるさを忘ればんでん國と出るもののみ云々」下に見えたる松の葉の又古郷歸江戸咄貞享三六の卷に

寶永五年彼岸樓
の繪本に見えたる
嵐喜代三郎が
姿

小の字を紋に用
ふるは嵐家ゆゑ
なるべし

享保三年富士の高根の狂
言江戸三條勘太郎が
の淨瑠璃といふ牛太夫節
圖あり三條勘太郎が
かに喜代三郎が封文の紋
を用いしといふ証に模し
出せり
○封じ文は上に見えたる
喜代三郎が紋蝶は則勘
太郎が紋なり



後八百屋彌右衛門の養女お七



○享保年間に刊行なし役者三十六歌仙一名
な濱男妓難の内裏といふ冊子に此圖あり

三條勘太郎はさやうに長へりやどげに
かゝりやあやうの長へりやもあやう
どしどしげにやあやうのうらにあり
はくちやあやう
赤澤左衛門

お七め

そのま
ちやうあげとれ

乃袖



○享保十八年の印本江戸名物鹿子等に津打治兵衛が名あり彼が
作りしお七の狂言はこの勘太郎がなし富士の高根なるを寶
永の度と誤てある冊子に記し、よりいよく混亂せしやうに
おもはる
上に模し出し、圖に封じ文の紋のとは見えざれど勘太郎がお
七の狂言も喜代三郎について流行し證とすべし

寶曆十年紀逸が黄昏日記に「三條勘太郎がお七も程
なくその母と勤かはりて盛衰は常のことながら驚く
は情欲なり」といひしをかし因にいふ延寶九年の
印本吉原三茶三幅一對に橋屋內衣更着といふ遊女を
評する詞に「面ていなる程よし三條勘太郎に似たり
あはれ此君を勘三郎が芝居に出して諷の女形にして

言をあらため俗に二のか名題を追善彼岸櫻中將姫京雛

はりと云

といふ是阿七の狂言のはじめなり當時没したる七三郎が追善と阿七が廿七回忌打混じたる名題にて此二種の狂言とも作者中村清五郎とあり其刻印行せしものなれば證とするに足り津打治兵衛が作といふは信

がたし 因に云關東名殘の袂といふ中村七三郎が末期のことを編る書あり此さうしあり是も其刻板に彫たるものにて寶永五年三月の奥

もむきと略似たり法號葬所等は父の恩に見えたり

此標目狂言繪本のはじめに見えて是まへにいふごとく八百屋お七のかぶきなれど其趣はいまといたく異

なり八百屋お七に打扮もの嵐喜代三郎にて實は中將姫なめうゑん寺の小姓高安吉三郎に打扮もの稻崎

縫之助にて實は唐橋宰相なり畫中には憚るべき事あれば摸し出さず推て知るべし○又云正徳三年閏五月

十五日嵐喜代三郎没法號葬所等は父の恩に見えたり其後享保三年市村

座にて富士の高根といふ狂言に三條勘太郎八百屋お

七の役をつとむ刻喜代三郎が追善の爲彼喜代三郎が

替紋丸に封文を用ふ此狂言大に流行今に至る迄お七

のかぶきには必此紋をつくるとは種々の冊子に見

えてめづらしからぬ話なれど筆の序に書載て置きつ

標題かくの如し



追善彼岸櫻 中村清五郎
お七のかぶき
序一 是好
方二 吊藥
三 今留
信三 在沙
此さうしにめうゑん寺の小姓吉三郎とあり吉祥寺に偽作せるものこの狂言におこるといふはさきにもいふごとくあやまりなり○こい八百屋おきちとありて以下はみなお七につくる故あるとなるべし

とらに打扮は

嵐喜代三郎なり

すけつねに打扮は

山中平九郎なり

あさひなに打扮は

中村傳九郎なり

すけなりに打扮は

申村七三郎なり

この文字さだかな
らず紋をもつて按
るに袖崎ぬひの介
なり

www.libtool.com.cn



萬國の英豪
 大業成就半偈
 星沙の英豪
 城せい傾あじ嵐らん雲うん我が満座まんざ

曲歌占に「北は黄に南は青く東白西くれなゐにそめ
いろのやま。これは須彌山をよみたる歌にて候云々」
とある歌によりてみなみはあをしといふ意にて須彌
山と名づけしやうに思はる汁の妻を古く汁の實とい
へばなり此歌日本紀通證に泉式部
とあれども出處を知らず 又云此豆腐に菜を和す
る物を今ざく／＼汁といふ男重實記元祿に
印本「雑供々々
汁」の字を當たるはわろしざく／＼は菜を切音をい
ふにて。はり／＼。はり／＼の類なりこゝに引用した
る料理物語に「蓬汁。よもぎをざく／＼にきり云々」
とあるにて知るべし此書にざく／＼汁の名目は見
えざれと世話盡承應三年撰明
曆二年印本 四の巻に「菜汁を振舞れ
て。寺でくふくうじやくざくの菜汁かな 皆虛菜を庵
相に切てせしむるを世人の詞にざく／＼汁といへり
以上」
とあればざく／＼の名もふるくよりありしなる
自注「しめみせんざく／＼汁ともに菜のことより出て豆腐のこ
べししにあづからずまた豆腐より起る汁の名目別に一種あり

○八百屋阿七のかぶき

かぶきの事を書く冊子に寶永五年の春堺町中村座に
て嵐曾我と題する狂言に嵐喜代三郎といふ女方阿七
の役をつとむ是阿七がことをかぶきになすのはじめ
なりかの喜代三郎が紋丸の内に封じ文なるゆる今に

おいて阿七の狂言に此紋をつくる寶永五年は阿七が
廿七回忌なり此頃地藏坊正元といふ者江戸はし／＼
に六地藏を建立す俗の名を吉三郎といひけるゆえ吉
三道心と人よぶはお七が菩提の爲に立しといふ評判
を狂者言方作者津打治兵衛お七が戀したひし男は吉祥寺
の小性吉三郎とは作りしなり吉三道心其頃老年にて
天和のはじめ地藏一二體建立ありしとかや」と記し
て人のよく知たる話なり按るに封じ文の紋の喜代三
郎に起りしといふ説は是封じ文は替紋なり
定紋は丸に小ノ字 其餘の説は
みな非、是よりさき貞享三年の印本五人女四の巻に
於七がことを載て懸戀する男を吉祥寺の小性小野川
吉三郎につくる又寶永元年紀海音が作八百屋阿七歌
祭文といふ淨瑠璃も彼五人女の人名を假用ひたり原
來吉祥寺の小性吉三郎とするは僞名なる事は論なし
されどはやく貞享の冊子に見えて嵐曾我の刻に津打
治兵衛が新に作りまうけしにはあらず又於七の狂言
を嵐曾我なりといふも誤なり

此狂言の繪本を見るに嵐喜代三郎は遊君虎に打扮の
みにて彼八百屋お七が事さらになしよりて再按るに
此狂言興行の半に中村七三郎没す寶永五年
二月三日 ゆゑに狂

此圖は近江安永二年鰐形屋が刊行せし古江二色に見えたり此
 されと江二色ともてはやあつて江都二色と屈り書は重政賛は弄
 簞子ある歟今は名馳せる老人なり又或人の翁が畫人に傳へてくら
 といふ物おこなはれしもの多し又或人の佛像をばつと再御せたる
 日の出の御來迎となし鳥を畫し物なりとぞ是富士山の行者が
 しきに古きによりて畫なるべし

ちより光を出すじたい御來迎は大坂のしだしでござ
る今はあづまのはてまでもくわつとはやりて京九重

又伊諸江戶名物鹿子享保十八年印本

「御來迎賣 若竹や誰と孕てかくや姫 素濃」といふ句あり晝はきり竹をかきたれば摸し出さずさて此句竹の筒よりいづるからくりを竹のなかより生れしかくや姫にとりなし光りをはなつを餘情にこめたるなるべし古老の話によりて書せたるまへの圖によく合へり

○いとこ煮附須彌山

料理物語寛永廿一年印本「煮物の部に「い」とこ煮あづき。牛房芋。大こん。豆腐。やきぐり。くわぬ。などいれ中味噌にてよしかやうにおひく」にまうすによりいとこに歟」とあり追々に煮る甥々に似る詞の通ふをもつて従弟似と名つけしなるべし昔はものに名づくるに謎語のやうなるが多し同書汁の部に「しゆみせん菜も豆腐もいかにも細にきりたるをいふみそするにだしくはふ」とありて名義を記さず是も例の謎語歟諺

難談集に上野の櫻見にまかりしに中略清水の糸櫻な
どたいおほかたにながめけるに彼さくらの木にそう
て舞臺の右のかたに鐘かけたり片枝はさながら鐘を
まくばかりにほころびたれば

鐘かけてしかも盛の櫻かな

其角

○柳亭云は元禄三年の記にてこの圖のごとく舊地に清水堂のあり
しときの發句なり

○來迎賣

或老人の話にむかし小兒の翫弄に佛の像を紙の張
貫。又は木にてつくり竹の筒の裏へをさめ其竹の筒
をさぐれば紙にて疊たる後光^{ゴウカ}ひらきて佛もともにあ
らはるゝ機振を藁苞やうのものにさしならべ是をう
ちかたけて御來迎々々と賣きたりしといへり

後光は黄なる紙にて疊たるものにて今ひらき萬
度といふもてあそびに似たり

一竹の筒

爲一圖



此竹の筒をあぐれば佛も後光もかくれ竹の
筒をさぐれば圖のごとく佛のあらはるゝと
ともに後光のひらくからくりなり

○これは老人の話によりてつくりたる圖にて古畫にはあらず

佛は張ぬきあるひは木あるひは土にてつくりしもありいま破甕
弓にかざる尉姥のたぐひなりとぞ

中古風俗志

新見老人の昔々物語を仲慶といふ
老人明和元年に増補せし書なり

に古來より小

兒の翫物はしかぐといふ條に「ぶりぶり。ぎてう。
鈴守。豆太鼓。びい」。おきやがり小法師。この小法
師いづれの時より歟禪家の祖師達磨大師の尊形とな
れり勿體なき事なり。鳩車。板の琴。御來迎のからく
りは中古の物なり云々」中古とはいつの頃をさして
いふ歟元祿のころははや此手遊の流行しと見えて土
佐掾正勝が正本博多露左衛門色傳授といふ淨瑠璃に
彼露左衛門といふもの來迎賣となりて都島原へかよ

こらいさう

やせり



正徳享保の頃印行せし
繪雙六に見えたる來迎
賣圖なり
この雙六のとは千年齡
の條下にくはしくいへ

ふことを載たり
「對の禿やつれ男
わきて目に立あり
さまにしばし詠め
て立たまふ竹のう

○天和の貞天
の行る野上

www.libtool.com.cn

清水

二王門

御書院

富士石（延寶七）上野の雨にぬれ佛いざ御同坐を櫻狩可躍。花鳥時（貞享元）花の木
の間の釋迦天笠の吉野かな儼子。是等の句此御佛に雨おほひなきむかし吟なり
若しこれが井にて側にあるがかの秋色が發句したりし櫻敷

御書院

御書院

黒門

南

茶室

享保元文の頃に起る歟高貴の人は別のことなれば美麗なるもふるくよりありしなるべし

俳諧坂東太郎 延寶七年印
本才麻呂撰

手道具や蒔繪の林雛の桃 調泉

是さきにいふ如く高貴の人の雛遊びをいふ歟。又常の手足に蒔繪あるを雛のとき取出して飾りしにて雛の具にはあらざる歟

○秋色 櫻

俳諧をもつて其名を知られたる秋色は江戸小網町菓子屋の女なり幼名を阿秋といふ十三歳のとき上野の花見にまかりて清水堂の邊井の端にありし大般若といふ櫻を見て「井のはたの櫻あぶなし酒の酔」と口ずさみぬしかりしよりその櫻を秋色櫻といひけるよしは諸書に載てたれくも知るところなり其刻の老樹は枯たれど今も其跡に糸櫻を植て秋色櫻といふ観音堂の辰巳にて側に井あり井は御供所とかいふ所の板垣の裏なり昔は此垣無かりし故かゝる發句をなしゝなるべしと思ひをりしが、つらく考れば此説おぼつかなし其故は此所に観音堂を移されしは元祿十一年なり寛文より貞享中の江戸繪圖及延寶の安

見之圖等を見るに二王門 今の山門の地なり の東今俗に摺鉢山といふ所に此観音堂あり再東叡山の古圖 天和貞享ころ印行 を得て參考すれば堂は南向にて階は西にあり石階は南より登る此所に井のありしとも見えす今の観音堂の地は養壽院なり此寺内の花を見てまうけし句かとも思はるれど沾涼が記に観音堂の邊大般若といふ櫻とあれば養壽院の花にてはあるべからず此古圖に観音堂の南の麓石坂の右に石盤のごとき物あり若これが井にてありし歟とまれかくまれ今の秋色櫻は舊地にあらず 天和三年に淨書せし紫の一本に「右の方は清水の観音堂であるも二王門の右の方へ舞臺出て其下は櫻の古木どもなり云々」とあるといへるなり

秋色は享保十年四月十九日没行年詳ならざれど男女の子あまたまうけすでに孫も有と聞ば夭死にあらざることは論なしまづこゝろみに没年を五十と定むるときは十三歳は延寶八年にあたり譬をさなげたる口つきにても其時代の調は自然としるゝ物なれどかの櫻あぶなしの句は延寶の調にもあらず今の地に観音もたゝせ給はずおそらくは後人この句をつくりて附會の説をまうけしなるべし

ふ狂言の上手なり寶永六年行年六十三にて没とあるに逆算すれば寛文八年は二十一の年にてよく覺をりしさまを吉左衛門にものがりしなるべし

俳諧若葉合 元禄九年吟

前句 ひとへ頭巾を足拭の露 其角

附句 身の秋を藤十郎がやつし事 同

又俳諧太郎河 享保十五年印本 に和專が附合の句に「傾城買の

紋は梅鉢」とあるも藤十郎のことをいふ定紋○○○○

此ごとくの梅鉢なり

雛の蛤貝

古老の傳へて云むかしはものと質素にて雛遊びの調度も今のごとく美麗なるを用ひず飯にもあれ汁にもあれ蛤の貝に盛て備へけるとぞ 柳亭曰今も古風を存し蛤の貝を用ふる家もたまりあり百姓五節句遊といふ草紙に雛遊びのかたかきたる繪の賛に「蛤は雛に對して昔枕」といふ句を載たり今の草冊子の類にて刻梓の年號なしといへども寶暦元年の作なるべしと思はるゝこと巻中に見えた もどかしや雛に對して小孟といふ其角が句によりし狂吟なり 又都老子 東都名張湖鏡編に寶暦二年印本 曰「近年は雛配膳の調度など殊の外美をつくし金銀

を鏤などすることゝはなりぬ然れども貧賤の家には蛤の貝殻に飲食を盛て供するも又多し云々」とあり按に五節供遊びに昔枕に准へ、こゝに貧賤の家にはといへるをもつて寶暦のはじめより此事のはやく廢たるをおもふべし又長水が著し、不思議物語 寶暦十年の序に「雀海中に入て蛤となるそれによりて此物語うそと實の行違ひうそばつかりとおもうても蛤化して雛の枕これは實の雛遊び云々」此文は美を盡したる器にて備るより蛤貝の枕を用ふるこそ實の雛遊びなれといふにやあらん。又、黛山が評したる前句附に「雀又枕と化したる雛節供」といふ句あり是は又といふ字に月令の古事を聞せ蛤といふことを略たる利口なり此帖に辰の八月とあり寶暦十年なるべし 今かならず雛遊びに蛤を備ふるは此の餘波にやあらん 又云内田順也が俳諧五節句 元禄元年印本尙齋藏書 三月の條に「桃の繪櫃同柳木地の櫃に桃柳を畫内に草の餅赤飯もいるゝ御臺匙といふ物添是には繪なしおつば是五器なり木地の挽物に繪あり」と記したればふるく雛の五器のなきにはあらずこゝにいふ木地の挽物の漆器となり縁青繪など畫たるが蒔繪の美を盡すやうになりたるは寶暦の都老子に近年といへば

○土佐にもあれ外記にもあれすべてのうたひものを淨瑠璃といふことく昔はかぶきの惣名を島原と名づけ髪きり島原さかた島原。八しま島原あなを島原などいひけるよし江戸咄にしろしある古記にも見えたり
 是けいせいとかひといふ狂言のおこなはれしゆゑなり
 此看板に島原がよひとある是なり
 次に載せし寛文中の狂言は正保慶安頃の古風の残りしものなるべし

因に云金子吉左衛門 金子吉左衛門は藤十郎が門人にて道外方なり後狂言作者を兼ねいま印行する耳塵集にゆゑありて此一條を脱すが聞書耳塵集に坂田藤十郎が話に曰「明暦三年故ありて京都の芝居止むそれより十二年すぎて寛文八年三月朔日再芝居興行ひさしぶりのことなれば見物の潤ひ大坂の顔見世のごとし其頃の狂言に傾城の出あり今とは格別なりまづ口上出て只今けいせい買の初りと觸てしまへば村上八郎兵衛といふが買手にてこの出立白加賀に銀簿にて鹿の角を蜂のさしたるところを總身につけ一尺七寸ばかりの脇差を落るばかりに抜いだしてさし左の手を張臂右に扇の要をつまみ橋掛りよりゆらり／＼と出て正面に立ながら是が買手のせりふに。八まん買手ですと彼扇にて脇差の柄をたゝけばそりや買手の名人

が出たはと譽る聲しばし鳴もしづまらず奥屏口より揚屋の亭主古き麻袴の腰をねちらして古手拭を腰にさげ貝杓子を持て出早々旦那おいでといへばそりや亭主がでたはあの顔を見よというて笑ふ聲せりふもいひいだされぬばかり漸笑ひしづまれば八郎兵衛が。なんとまだ太夫はこぬかといへばいやまう追つけこれへと橋掛りを見つてあれ／＼是へ見えまするといへば見物あげまくの方をながめゐる傾城の形又をかし金入の衣装その時分はいまだ女形の鬘たま／＼かけるもあり多くははながみを兵庫わけにて地狂言の女形のごとくゆばう子にてあたまをつゝみ只壹人出て大臣さまお出かといへば見物笑ひ手をとれば笑ひさて揚屋盃を出し肴に一曲舞給へといへば頓て囃子方出てならび舞をまふが狂言の一番なりとはなしぬ」此話百五十餘年のむかしのかぶきを眼前に見るこゝちす

此客のいでたち寛文中の姿とも思はれずさきにもいふごとく古きかぶきの傳りしなるべし
 又云坂田藤十郎は京都のカブキ者。やつし事とかい

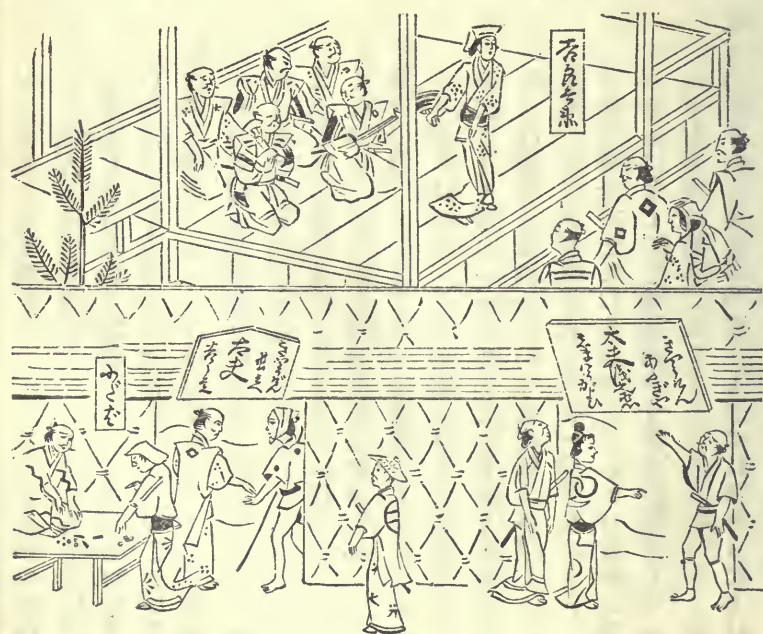
鼠戸によばはる聲かしましくおぼえて名に高き女方
 の上手夷屋吉郎兵衛そのうちに大坂莊左衛門江戸勘
 兵衛が藝づくじ若衆どの舞をどるありさまに瓢金の
 浮世房こちたゞ空になりて云々」又東海道名所記
 萬治年間印本に「此程は夷屋吉郎兵衛大和屋六兵衛村山又兵
 衛此三兵衛が太鼓をうちたゞくそのなかへこくもち
 の勘太郎がとしめくほどに又九郎主馬之助ふるびた
 るものかなこれらの道外もの腹筋をよらする云々」

これも四條川原のくだりに見えたり。又都風俗鑑延寶九年印本杏花園藏書三の巻に「むかしえびすや吉郎兵衛右近源左

が女形とはやらせしをりには手拭にひとしき絹ぎ
 れをぬぶりて女がたとこそいひしに今は何者か仕出
 しけん銅をもて冑をこしらへそれに髪をうゑてかづ
 らと名付てかぶり舞かなでければ云々」といふ事を
 載たりこゝに摸したる吉郎兵衛が圖はいとちひさく
 てよくも見わけがたけれどかの手帕やうの物をうち
 かぶりし姿なるべしこの風俗鑑をもつて考るに銅にて製る壺
 物歟元祿中京都の俳士林鴻が著し、産毛といふ草紙
 に「絲然權三夷屋の吉郎兵衛が扇の手は名のみ残り
 て土の中に骨もなし」とあれば當時までは人口に残

りし舞の上手歟

加茂の本地といふ冊子に載し吉郎兵衛がカブキの圖按に承應年
 間之刊行也



角はうるさくや思ひけん貞享元年自ら筆耕せる蠹集には片假名にて書り

○喉が渴といふ諺

身に應ぜざる美服を着たる者を嘲りて喉が渴くであらうといふ諺はいまも老人は常にいふことなれど其原は服の事にはあらず醒睡笑元和九年作五の巻に曰「小性給仕をするに金作の脇差さしたる人へばかり茶をし

げくはこびて餘の方へは目もかけず末座の人彼が心を推し我脇差を一二寸拔そこな若衆この繩にもちと茶を吞であれといふた」といふ事あり案るに此おとしの話しは普く人口にありし故金作の刀をさしたるものを喉がかはくと戯れにいひしなるべし。是茶を人の吞ますべき料に金作を差たるやと咎むる意なりそれが遂に美服の事にうつり喉が渴くかといふべきを喉がかはくであらうと訛りしとおぼし

江戸向之岡延寶八年印 本不ト撰

重陽 金鏢が喉がかはいて菊の水 二葉子

俳諧一幅半元祿十三年 印本國友撰

歳且 金鏢に喉のかはくや節小袖 湖 夕

二葉子の句は黄菊を金作と見なしそれ故に喉がかは

きて菊の水を吞むといへるにてかの喉がかはくであらうと言化したる後の意におしあてゝ解べしふるき草紙に金目貫といふ菊の湖夕の句は節小袖の常にかはりて美々しきをいへるにて金鏢は喩に假たるまでなれど喉が渴かといひし古意に合金鏢にひとしききらめきたる節小袖を着たるは喉が渴くやと問へる是等の句をもつて金作の刀より出たる諺なるを思ふべし

又曰 俳諧猿蓑元祿四年

前句 迎ひせはしき殿よりの文 去來

附句 金鏢と人によばるゝ身のやすさ 芭蕉

此諺ありし故に富貴なる者を金鏢といひし歟又是は賤者の自こゝろになりて作りし句にて美服を着れば金鏢に例て嘲らるれどいかなる素服を着てもそれをば却て笑ふ人もなきかるき身は心やすきといふ歟猶考ふべし昔はふるきかるくちばなしより出たる句多くあり俳諧古道具にいふべし

○夷屋吉郎兵衛附傾城買の狂言坂田藤十郎

夷屋吉郎兵衛は右近源左衛門と時をおなじうして承應明暦の頃を盛に經たるかぶきの女方なり淺井了意が作なりといふ浮世物語明暦萬治中之印本四條川原の事を云條に「川原に出たれば淨瑠璃あやつり女方の歌舞妓

たづねこそよしやせざらめ哀など

こよひの月の友よびてとる

その名残さびしさ思ひやるべしやがて老をなく
さむ心かきくらし「くまもなく空もみるく」
かきくらしをば捨山のてる月にして」

此紀駿河國宇津山にて書るなれば當時享祿はや田
舎わたらひする小座頭のうたふとあるにて淨瑠璃は
ふるくよりありしを思ふべし享祿四年は何某が生る
る前年なり何某が侍女に起るといふ説の非なるをい
よく知れり宗長は天文元年三月八日卒と二根集に見えたり何某が生れしと同年なり

○キリコ燈籠

きりこ燈籠のきりこといふに種々の説あり切籠又は
切紙と書くは紙を切てさげたるより當たるなるべし
紙捻をこよりといへば紙にこといふ訓もありて此説
あたれるやうなれど予考ふるに切子と書くがおだや
かならん歟

新撰大筑波集永正年間山崎住宗鑑撰

前句

子どもやおもふまゝにくるはん

附句

生木にてけづることたつの火はつよし

ふるくはこたつとばかりいふが今いふこたつやぐら

のことなり子とは格子のことなりこたつやぐらが生
木なるゆゑ火氣にて格子が狂んと前の小兒の句を火
脚タカの子にとりなしたる附句なりさて梯の事をのぼり
ばしといふが中昔よりの俗語なり今はしごとといふは
はしはのぼりばしの上略にてこは踏てのぼる横木の
ことなり長者教寛永四年印本寫本のこゝく開板と奥書あり按るに室町家の頃の俗書なりに云「た
とへばはしのこを一ツづゝあがるにいそがんとて二
ツあがるゆゑにおつるがごとし」とありのの字ある
にて考ふべし

正章獨吟百韻寛永年間吟

前句

子をうしなひてうきは百萬

附句

棧敷へ能の半にのぼりばし

踏てのぼる横木を子といふことは是等の句にてよ
く聞えたり

さてはしの子。こたつの子。といふも左右に親にた
とふべき柱あるに對しての名なり今障子の窓のこと
をしやうじの子といふも同意是よりうつりて總て四
角につくる格子やうの物を組子といふその角々を切
たるが切子なり。切は隅切角の切。子は組子の子なり
と解さば論なかるべし昔よりきりこの字論あるを其

やうじを手につれて云々」とあるをてらし合て考べし。さて。野良揃の紋といふに双六と附たるにて前の書目録の條に論せしごとく當時延寶をさす既に野良雙六をもてはやしゝを思ふべし淨土双六の菩薩も野良揃ひの達姿に移りかはりしといふ吟にて此三句の渡り延寶の昔を見るが如し

類柑子

前句

瘦たうて莢もくはぬ花盛

其角

附句

これぞ雨夜の野良双六

琴風

かゝる句もあれば野良双六といふもの元祿の頃までは存在せしなるべし

○淨瑠璃節の起原不安定事

淨瑠璃節は何某の侍女小野阿通がつくる十二段に起れりとは誰々も知ることなり十二段に起るといふ説はさもあるべし何某の侍女が作といふは非ならん歟其故は

守武千句

天文九年の吟慶安の印本及び古寫本にて参考

前句

いとゝだに座頭まがひの杖つきの

附句

淨瑠璃かたれともし火のもと

又附

こよひはや時はうし若ふけはてゝ

○座頭に淨瑠璃をかたれと附又淨瑠璃に牛若と附たりこれ天文九年の千句なり當時淨瑠璃の流行しゆゑ俳諧の句につくりしなるべしさて何某は天文元年の生也此千句の刻僅に九歳阿通といふ侍女はありもやせん淨瑠璃といふ物幼稚の者を慰めんとて綴りし物とも思はれず最不審きことに思ひをりしが又一つの證を得たり

柴屋軒宗長日記享祿四年の條に「八月十五夜九月十三夜は都鄙いづくも月にめで芋豆を手向とて賤の男しづの女も月見るといふこゝに八句有餘の老拙夕までひして目覺めおきてこよひ名月にやとおもひ出て南の椽の柱にとばかり春をやすめつゐる侍るをりしも範甫老人豆に徳裏トクリをそへもたせ送らる

こよひ月まめに見よとやことたらぬ

いもこひしらの一盃としれ

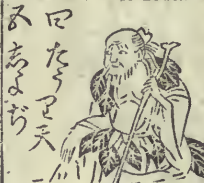
旅宿たすかる一兩輩人をつかはし小座頭あるに淨瑠璃をうたはせ興じて一盃におよぶ或どころより誘引とておのゝちあがるゝにあまりに無下におぼえて菊につけてこと傳やる

西村屋



芝山

三ひょうてん

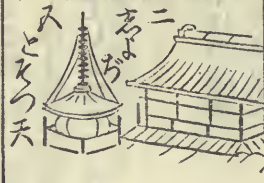


ふきよぢ

ひさう大



ち



也乃天



らん

二



廿二

五



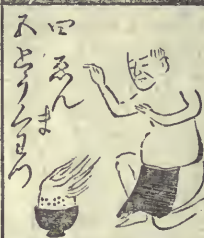
四
らんかう

二五八



かき

...



不孝之至

ちくやう



三

志



けふふり

11



卷之四

せう福



又

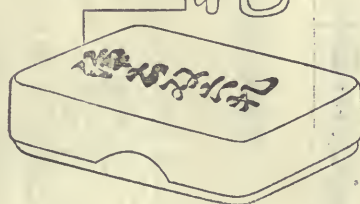
む

書肆永壽堂に此板存今なほ懷中といひしものにて元祿の所の影なるべし前に出せしものは繪の數九十一箇ありこゝに摸すは四十三箇に抄略す全圖豎一尺横一尺五寸あり

ふは前の小とあるに同物なるべし道中雙六は當時
貞享を はじめて製しもの歟野良雙六は延寶の頃より
あり 其證下に天和の書目録に誤て漏しゝにやあらん

淨土雙六の牌匣

淨土雙六



文字如此金粉にて蒔たり箱
の外黒塗裏雲母引紙布目地
梅花の紋あり

或人淨土雙六の札當いふ物を藏す牌は紫檀にてつくり花鳥を蒔
繪たるものなりしが小兒の玩弄にうせたりとぞ此札をおのれ
が目印としてかの雙六をうち廻りしものなるべし
匣の大きき四寸九分横三寸六分深サ一寸五分あり
金粉にて蒔たる書體いと古雅なりすきうつにして上に出せり

因云元祿十三年役者評判記談合衝の序に「春雨
しめやかにふり子供相手に道中双六まければ天
目に水一盃づゝのかけ六云々」これよりふるく
道中すご六のことをいまだ見いでず寶永四年近

松が作の淨瑠璃に見えたる事はすでに前に辨じ
たり又正徳年間の印本俳諧江戸雀に「御太義ぢ
や箱根をもどる繪すご六」といふ句を載享保八
年の印本鴉鳥万葉集に吉原道中双六といふ江戸
節の淨瑠璃等あるにてうしあはせて考るにさき
にもいひしごとく道中双六は貞享の頃つくり出
し寶永正徳の頃より専流行しものなるべし
京都の俳士伊藤信徳江戸に來り松尾桃青山口信章
名^實と三吟の三百韻を催す時に延寶六年是を江戸三
吟と題て上木す其卷のうちに

前句 風青く楊枝百本けづるらん 桃青

附句 野良ぞろひの紋のうつり香 信章

又附 雙六の菩薩もこゝに達すがた 信徳

○今はかゝる附意を嫌へど是延寶の調にて昔を考るには却て便
あり

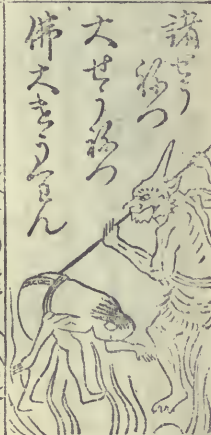
此附意を按るに楊枝に野良の紋と附たるは野良紋楊
枝なり紀子大矢數^{延寶五}前句息のくさきも伽羅のかを
り歟附句紋楊枝十双倍に賣ぬらん。又西鶴大鑑^{貞享四}
七の卷に「えびす橋筋に根本浮世楊枝とて芝居の若
衆の定紋をうちつけ置しにそれゝのおもはく其子
に枕のかたらひ及びがたき人せめては心晴しに此紋

又種

南無分無東身法佛
 又種
 大さうもん



ふか摸ーいだせうの
 あもく上木せーあ
 せうねつ



南
 分
 無
 ちくーやう

南溜浮列

諸
 佛
 せんもん
 せんもん



分
 身
 西
 諸



南
 無
 せんもん



全圖堅四尺柱二尺七寸余丹絳青の疑にて彩色り前の古畫にくらべては遙に拙なり

無分身諸佛の六字を四角あるひは六方の木に書て目安とし南閻浮州よりふり出しあしき目をふれば地獄へ墮よき目をふれば天上に登り初地より十地等覺妙覺等を経て佛に止るを上りとするの遊戲なりこゝに撮要して摸させたるは土佐光忠が畫にて綵飾最密し全圖は竪二尺七寸ばかり横二尺餘あり

○永沉こゝに墮れば永く沉で出す故に如此號俳諧杜撰集元祿十三年印本

前句 運のつきなり貝焼が漏

嵐雪

附句 川竹の永沉出て又候や

氷花

花街を永沈にたとへしなり

やうちんにおつるとは今もいふ諺にて鄙俗は永沉を地獄の名といふも此双六の流行し餘波なり○因に云實永四年近松門左衛門が作丹波興作の淨瑠璃道中すごろくの段に「これこそ五十三つぎをみながらあゆむひざくりげ馬はいまい道中雙六なむしよぶつふんしんと書た六字を六かくにさぎむさくら木花のみやこをまん中に云々」といふことあり道中雙六は原この淨土すご六よりうつりてのちにつくり出しゝものゆる百年のむ

かしは道中雙六をふるにも南無分身諸佛の六字を目安に用ひしもの歟

此雙六の起に種々の説ありまづ漢土に選佛圖といふ物ありそれを寫し、物といへり長胤が名物六帖に五雜俎を引て選佛圖と假字を附たりまへに載し潛藏子も此説によりて選佛圖の字を用ひし歟。又一説。往古より名目雙六名目双六は天台の名目を集しものに繪双六にあらす、今も印行の物ありて佛法双六といふといふ物あり是は初學の僧に天台の名目を覺させん爲に作る物にて弘安中の或書に未學の僧を罵る詞に名目双六も知らずやといふことありとぞ是を繪双六にひきなほしゝが起なりとも云ふ。又異説。昔熊野比丘尼が地獄極樂の繪卷をひらき婦女子に投華させて繪説せしに思ひよせて製しとも傳聞りおそらくは、選佛圖に起るといふ説はなり歟

万治寛文の書籍目錄掛物の部に淨土雙六と載たるは是なり寛永正保の頃梓刻せしものなるべし又延寶天和の書目錄に淨土雙六。同中。同小。とあるはこの雙六いよく流行てあるひは抄略し或は縮圖したるを彫せしなるべし又貞享元祿の書目錄に淨土雙六。同懷中。道中雙六。野良雙六。とならべ出せり懷中とい



佛やどけ

十方はみな浄土すごろく 同

江戸大坂通し馬

延寶八年印本

都卒の内院出がはりの者 梅朝

御忌まゐり浄土雙六はじまりて 同

もみちや月や浄土すごろく 言水

春は花胡粉緑青あらはれて 梅朝

諸八ち

佛九ち

諸九ち



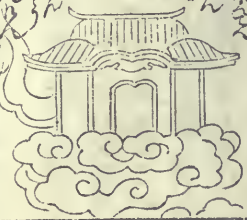
南むさうてん
無むらん
分めん

ぜん
ぜん
ぜん

身ふけん
諸せん
佛あさきよう

南むさうてん
無むらん
分めん

む
ん



此双六おほくは色どりたるものゆゑ胡粉緑青と附たり

西鶴大矢數

延寶八年吟
同九年刻梓

梵天國より細引をひく 西鶴

附句 それしはれ浄六雙六負たらば 同

又寛文九年梅盛が著したる俳諧便船集の附意指南にも地獄といふ條に浄土双六を載たりさて此双六は南

其二

www.libtool.com.cn

○此處あらうなり

為一摸

諸めうかく



ち 六

ち 五

掃八ち



諸七ち

佛七ち



諸六ち

てんげん

南むちん
無せん
分らん

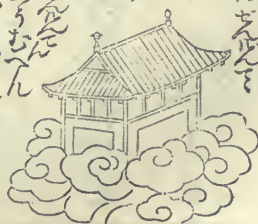
身らん
諸ちん
佛ちん

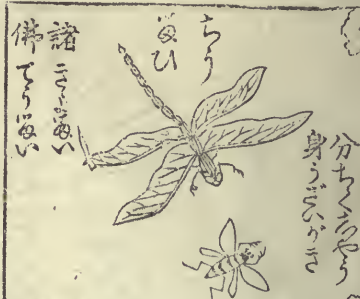


あき
きう
きう

南ちん
無二ち
分ちん

身らん
法ちん
佛ちん





間の草紙にやあらんなほちかく見えたるは潜藏子保享十六年正月元文五年印本上の巻に「此節弘誓の船にはのるべき人もなく廿五の菩薩も毎日の隙ゆる還佛ジャワドスゴク圖ふりてあそび居給ふ云々」是等の書にいふところをもつてむかしはかの雙六の流行しをおもふべし俳諧の書に見えたるは

新續犬筑波集萬治三年李吟撰 寛文七年彫

前句 ひとをこひ目もあやなすご六

附句 繪を見ても淨土のさまぞ願はしき 重信

續獨吟集從承應中至寛文獨吟集

前句 月は淨土の道びきやせん 玖也
附句 雙六をながき夜すがら打あかし 同
雀子集寛文二年印 本光方撰
發句 こひねがふ淨土雙六や諸佛名 正次
今様姿寛文十二年印本

前句 南の岸ぞすゝしき淨土 維舟

附句 雙六をうつゝなの身や月の下 同

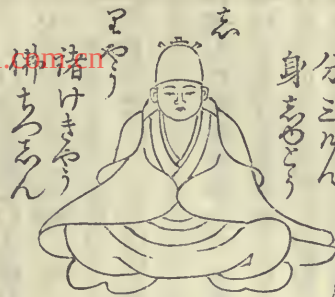
此句撰者維舟寛文二年吟也

大坂獨吟集宗因判延寶三年印本

前句 たふとさや同じやうなる佛ぼさつ 素玄



分ころん
身あめり



諸けきやう
佛ちあん

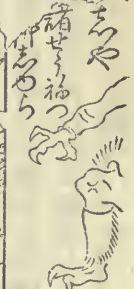
分ころん
身あめり

け



諸よめり
佛あめり

南閻浮外



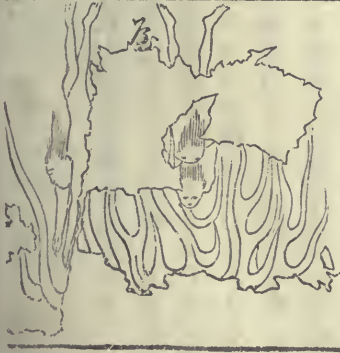
がさ
諸ちきやう
佛あめり

○此處よりいじ



土佐光忠

南ころん
無うさめり
分ちきやう
身あめり
諸せんあん
佛とて天



む
けん
南やうえ
毎大さめり



は岸根の蘆の友摺さわぎ中間の姿宿ありて此所を忍び道具を萬かしける或は長老の髭かけて戀の奴となるもあり云々」と見え又西鶴二代男貞享元年印本八の卷「土手の數番屋日本堤なり燈うつりて簪賣の里童子澤の蓮葉かをり色こそ見えね鞘とがめに水雞も叩て逃る聲忍ぶ人の爲とて懸髭布頭巾賣など云々」とあれば焼印編笠の類にて泥町の茶屋或は船宿にて貸もしうりありきもしたるなるべし作り髭は俳諧の發句におほく見えたれど懸髭はいと稀なり

七百五十韻 延寶九年印本

前句 玉樓金殿耳せゝをみがきし

春澄

附句 久堅の雲の掛髭時めきて

政定

耳せゝといふにかけ髭とつけたり

再按るに雍易府志貞享元年土産門に曰「髭は丈夫の證なり故に男子俳優の爲に髭なき者は假髭を着假髭俗に作髭いふ」と記し又同卷に「兒女踊躍に用るの具太鼓梅花鮫室の木刀假髭團扇編笠云々」と並べいだせりこゝにいふ假髭はかの懸髭と同種にて原かぶき踊の具なるを忍ぶに便よければ常の夜行にも用ひしより遊里近く賣ありきしにやあらん

元祿十七年印本誰袖海に頭巾に作り髭かけて

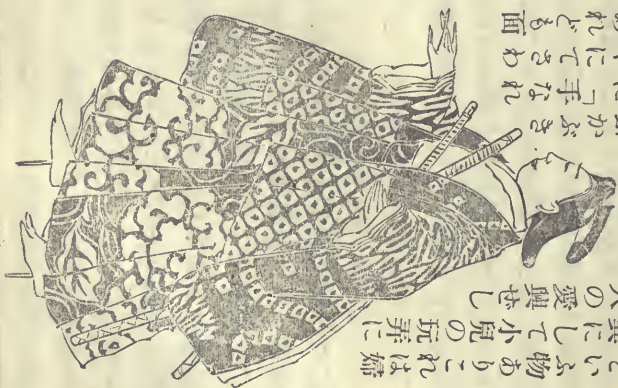
といふことあれども四季ばなしに略同じければ抄出せず又元祿十三年印本俳諧三上吟附合の句「剃時はつす大名の髭 朝更」この句もいふに似たり

○淨土雙六附 治良双六治良紋楊枝道中双六

繪雙六といふもの漢土には古くよりあれども本朝にはふるき書には見えず淨土雙六といふものぞ繪双六の初めなるべきそれさへいつの頃よりあるか詳ならず俳諧の發句には万治寛文中よりあり假字草紙に見えたるは貞享元年の印本西鶴二代男に吉原の遊女の遊びたはふれて居ることをいふ條に「或は手撲火わたり淨土雙六心に罪なくうかれあそぶを云々」又初音草嘶大鑑元祿十一年印本に「九月の中頃日待をせしに明がたき夜のなぐさみとて小歌淨瑠璃物まねなどさまゝなる中に人の心の善惡はこれで見ゆるものぢやと淨土雙六をうちけるにやうちんへおつるもあり餓鬼道へゆくもあり一人は佛になりたりとてよろこぶ云々」又今様廿四孝寶永六年印本六の卷に「高下貧福世間は淨土雙六をうつが如し云々」又野傾旅葛籠に「あの淨土雙六打て居る色のあき黒女の子云々」と云ことあり又舞臺万人鬘にも淨土雙六を少年のうつ事を載たりこの二書は刻梓の年號なし推量おもふに正徳年

かゝれば呼よ繼番屋の行燈星の連る光り往來のしげき

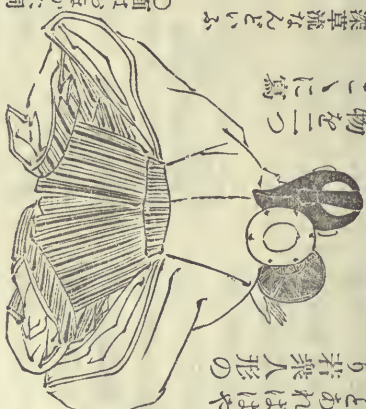
○若衆木偶
むかし若衆人形といふ物ありこれ婦
人の雛とは製作異にして小兒の玩弄に
もあらず却て大人の愛興せし



かしの人情おもものなりとぞむ
ひやるべし
野良虫(明暦年)に
玉木櫃之丞といふかぶき
若衆を許する詞に「手なれ
ぬあら鷹のごとくにてさわ
がしきところもあれども面

體は人形屋につかはして若
衆人形の手本にさせたき人

歌城藏



なりしといふとあればや
く明暦の頃より若衆人形の

おこなはれし
は論なくともと

より缺損じや
すきものゆゑ

さまで古きは
存らざるや

く元祿前後の物を二つ
三つあつめてこゝに寫し

し出せり
○髪の間風は折柳草流んどいふ

類なるべし
○髣と前髪は鯨の鬣にて心を作りは

りいだしものなりとぞ鷗鷺。鶴
鶴やうの名おはるは髣の形

鳥の尾に似たるゆるなり
折柳の名西鶴大鑑鶴鷺様

見えたり
の名天和笑雲集に

○真草の頃は等の木
偶なつくる事に妙

を得しもの山田外
記なり西鶴二代男・真草元年

印本に「されば鶴のはえき
は人形屋外記も鶴を捨てし

○面はおぼれた
うづれば尋面を

歌城藏



云々と見え又吉原つれ
草へ真草年間印本にたと
へば京都の細工山田外記が
浮世人形にさへ種のおひ
どはある事なり云々しとわ
りこいに寫して木偶にかの
外記が製りしもある歟浮世
にんぎやうといへるにて雛
とは異なるを知るべし
寛文二年印本案内者に「お
きあがり小法師主人形はり
ぬきの野良におやま形し
といふことあれば張貫にて
製りし若衆人形もふるくわ
りしなるべし

爲一寫

又。輕口いくよ餅五の巻に「江戸堺町にて今度上方よりまかり下りました鹽賣長次郎根本は是ぢやありや」馬を吞ます牛をのみますと木戸口に呼れど鹽賣長次郎とある芝居四五軒もあればいづれか正真ならんとはひりかねて木戸口より覗くその中に子ども四五人立ならびて覗きゐたれば木戸番腹を立てこゝな子どもは此芝居に何がおもしろいことがあるというて叱つた」といふ落しの話を書いたれば當時は流行し者なるべし 此さうしは都又平といふ者の作にて刻梓の年號を闕といへども巻中に元祿五年の事見えたり

前句附寶船元祿十六年印本露月撰

前句 曲りくねつたものでこそあれ

附句 劔を吞不動鹽屋の長次郎

言水句集毛登柏 此書享保二年の印本なれどふるくしおきたる發句を集しなれば此句元祿年間ものかなるべし

朝霧やさても富士吞長次郎

言水

言水自注に「しほや長次郎といふ者世に出て放下す目前の山海行路の牛馬を忽に吞隱す今の朝霧は眼上の不二山をのむ鹽の長次郎に似たり此山たゞは出さずしほじりの縁をもつてなり予此句好すさりながら雜言の一ツ是慰みにもと」以上自注

○こゝにいふところいくよ餅の話に合ひ言水は重

頼門人にて延寶の江戸八百韻よりその名を世にしられ享保四年まで長壽したり。果はありけり海の音の句を得て木枯の言水と稱せらる彼が句集に長次郎が事の見えたるは最めづらし又元祿十四年の印本梅蘭堂太平記寶水中印本 杉盃等にも長次郎が名見えたり

○まへに引用せし輕口いくよ餅に此圖あり



又寶永七年の寫本寄木といふ小唄に「こゝに中比ふどの吉三とまうす人酒かようのむ膳のみ枕のみかなだらび鹽やの長次郎がななりやれ」とあり牛馬をのむ放家も大上戸を見てあきれよといへるなり寄木とは當時人口にありしとをとりあつめたるゆゑの名なり又同年の印本松の落葉にもしほや長次郎といふ小唄あれど放家のとは見えず

ど淨瑠璃をよくかたりしをもつて世に名高かりしこ
とはむかし／＼物語に記したるによく合り慶長元和
のころ六字南無右衛門。左門。よしたか。など號て女
の淨瑠璃太夫はありしかどもその道にあらざる女の
淨瑠璃をもつて聞えたるは此因幡を初なるべき

花落六百句延寶八年印本

前句 弘徽殿萩の焼原胸苦し
附句 げに近江節袖春の風
友吉
自悦

古き淨瑠璃に弘徽殿後妻打といふあり故に近江節と付たり

因幡がかたりし近江節の名こゝに見えたり異本洞房
語園享保五年記に曰「京町二丁目に勘兵衛といふ者あり
て其頃時花し丹後が淨瑠璃を聞取てかたりしが甚之
丞がすゝめて云やう甚之丞は三味線の上手なり其方が淨瑠璃器用な
れば丹後がしりまひせんも口惜一流かたりかへしか
るべ此前四郎興吉といふ者がかたりし淨瑠璃の風
面白かりしとてかたり聞せければ勘兵衛は彼四郎興
吉と丹後をかね合一流にかたりかへ後に近江太夫語
齋として世上へ名を引けり」といふこと見えたり又印
本洞房語園元文三年に「岡島吉左衛門京町に住す三線は
甚之丞を師として淨瑠璃一流を語りいだし明曆中に

受領して近江の大掾といひ後剃髪して語齋といふ」
とあり語齋が俗稱勘兵衛が是なる歟吉左衛門が是な
る歟知らず江戸總鹿子貞享四年板に「人形町近江語齋」と
ありそれかれ按るに近江節の流行しは万治寛文中よ
り起り元祿の比に廢たる歟其後の冊子には見えす
水飛羅元祿十一年印本

前句 水花麵汁吸うて見る宰夫方
附句 語齋が節のしやれた道具屋
長雅
艶士

語齋節といふもおなじ俠客傳には近江語齋太夫とあり

○鹽屋長次郎

鹽屋長次郎は放家師にて太刀かたなは更なり牛馬を
さへ吞眼くらましに長たり難波にて大に流行れ元祿
の比江戸に下れり原鹽屋九郎右衛門座のかぶき者ともいへり西鶴置
土産元祿六年印本に少年の事をいふ條に「松風琴の承年十七
影人形よくつかひ申候此はか口から水を吹いだし壁
に文字を寫し申候品玉鹽の長次郎まさりに候」又餘
情男元祿十五年印本に「酒のむ口もと牛猪にても飲べしと思
はれ鹽屋長次郎が木戸十二文半の足に相應な手して
盃を持云々」是は木戸を長治郎に比て嘲ける文なり怪談諸國物語年著松
田がからくり鹽屋が手づま云々松田がからくりの年著著す俳諧古道具にくはし

物語享保十八(七)年に曰「昔は客を催し招請の馳走に謠

新見老人記

太鼓淨瑠璃三味線もその役者か座頭などに申つけ是を聞ことを専として自分としてその藝をすることは稀なり殊に女中は猶もつて聞事のみにして自分に淨瑠璃三味線はならず吉原に因幡といふ遊女何としてかおぼえけん頼光山入一段美人揃の道行一段地藏の道行一段大塔宮の道行一段都合淨瑠璃四段おぼえてかたるを女にしては名譽なることゝて江戸中に沙汰せり云々」以上要又西鶴二代男貞享元年即本の巻吉原のとをいふ條に「江戸町助左衛門抱の大和泉ひさしく勢ひて後よろこび事として中略五日續ての大寄上野の藤をこゝにうつして作花屋内匠が俄に咲して揚屋の臺所まで風もいとぬ花棚心ある人手折てかざし見ぬ人のためにといはれしもやさしく春は暮行名残晝の客はかへりてなじみの男は夜こそ深き情もあれ立別れ因幡が近江節の淨瑠璃云々」と見えなれどいつのころの遊女か考えざりしが下に抄出する讃嘲記を見て寛文中なることを知り

吉原讃嘲記一名を時の太鼓といふ刻梓の年號なしといへども寛文七年の作なること巻中に證あり

さん

いなば

江戸

助左衛門内

三十



此きみはつくりかつこうなみふりもあしくみめもまたよからず中々此十人の内え入べきにはあられどもみめすがたきだてかゝりは人のすききらびにてわが目壹つにさだめがたしるにより此いなばをいはいなばはあふみがりの上るりよしはらの元祖にして世にあふみふしのおもしろきといふも此いなばよりおこれりたかきもいやしきもおひたるもわかきも此いなばが上るりをあしといふ人なればけつくまへの九人の女郎よりはまさるべきなりよつて十人の女郎をえらびてかうしの十てつと申はんべ

たちわかれいなばの山のみち行を

かたるときかばまたかへりこん

○立わかれいなばの山の古歌によりて山といふ字を紋にもちひしなるべし

○因幡は格子女郎なり格子女郎十人を十哲になぞらへて撰し巻軸に見えたりゆゑに前の九人といひにいへり

同書のするに犬枕といふ冊子を引て「きゝたき物。きやらのうつりが。かるも花夕がつれぶしまんよが三味せん。いなばがじやうるり」とならべいだせりこにいふところを見れば容貌の勝れたるにはあらね

○庵に木瓜の紋を附たるは曾我のかぶきに彼千年節をとりませし狂言の一枚繪なるべけれどあ

千年事余糧さき八日なふし國あてとも
志じの教う宗家澤此とー
長導大所八十秋の晩
二万とねに十八文うま
はよりこそのもり
こそと吹かきえり
九日道通いふ後ほ
九月十二日のあふ
せりく歌三文うなめあやうさあんぞ
のれにちうと今よ強念あり小
のころのあめきなりまううあめき
ふ年さ何せん孫ん



西村極

のぬほり次

○中村吉兵衛千年飴七兵衛に打扮肖像
享保年間一枚繪なり丹
黄しるの類にて色どれり



中村吉兵衛は異名を二朱判吉兵衛とて世にしられたるかぶきの道外方なり
木挽町とあれば森田座なるべけれど何といひし狂言か未考

還魂紙料上之卷

江戸 柳亭種彦編

○千年飴

元祿寶永の頃江戸淺草に七兵衛といふ飴賣ありその飴の名を千年飴又壽命糖ともいふ今俗に長袋といふ飴に千歳飴と書こと彼七兵衛に起れり生質酒を好で世事にかゝはらざる一奇人なり今様廿四孝寶永六年印本の卷に曰「千年の七兵衛といふ飴賣あり樂に養ふ子のあるにいかな／＼それにかゝらず江戸中を足を空にして童にねぶらし價の其錢をすぐに處々にて酒にして春秋の榮枯を息なく呑の一盃にらちをあけて年のよぬ顔をひさしく見ること頬髭をかこち給ふ堺町のさる野良のあやかりたしとまうされぬ云々」寶永六年に久しく顔を見るとあれば貞享或は元祿の初より其名を人に知られしものか又世間用心記刻梓の年號未考の卷に「淺草の千年飴此おやちは天竺にて釋迦と手習傍輩といへり童部に奇縁あつて此壽命糖をねぶらして大きなしける大道に肩をぬぎて天に指ざさし廣いお江戸にかくれなし京にもよい若者まけぬ

を踊て。じたいそれがしは大坂の生れぢやちつとしそこなうてこんななりになりましたよいきみの／＼と子供にはやされて云々」かくあればちかく江戸にて流行し土平おこま飴等が鼻祖ともいふべし

其角文集類柑子

前句 駒形へあがるは旅人お侍 蓮之

附句 笠で見知るは清十郎千年 只 尺

此句其角十三回忌追善にて享保四年の吟なり

淺草邊を常に徘徊するにより駒形といふ句に附。異やうなる笠をかぶりしゆゑに笠で見知るといひしなるべし。清十郎は阿夏と事ありし播州姫路の者にてたれ／＼も知る○向う通るは清十郎ぢやないか笠がよう似た菅笠が○といふ小唄をとりあはせし吟なり。又俳諧繪文匣享保七年の印本に千年飴の姿繪あり荷箱の上に陶と茶椀をおき笠をいたゞきし翁の天人指さすところを書き「初賣の顔も晴けり鶴の聲 竹巴」といふ書題の發句あり天に指さして小唄をうたふゆゑに釋迦の手習傍輩と用心記に戯れいふか繪文匣に見えたる千年飴の圖は下に出し吉兵衛が像に略々おなじことに拙書なればこゝに載せず

還魂紙料目錄

上之卷

一 千年節	六七二
一 因幡が淨瑠璃 附 近江節	六七五
一 鹽屋長次郎	六七七
一 若衆人偶	六七九
一 安阿彌の作	六八〇
一 懸髭	六八〇
一 淨土雙六 附 治郎雙六 道中雙六	六八一
一 淨瑠璃節の起原	六九〇
一 キリコ燈籠	六九一
一 喉が渴といふ諺	六九二
一 夷屋吉郎兵衛	六九二
一 雛の蛤貝	六九五
一 秋色櫻	六九六

下之卷

一 來迎賣	六九八
一 いとこ煮 附 須彌山	六九九
一 八百屋阿七のかぶき	七〇〇
一 梵天國 附 六段目	七〇四
一 七夕踊 小町踊 かけ踊	七〇七
一 糰子の看板	七一一
一 酔の看板三種	七一二
一 十筋右衛門	七二四
一 慥貪	七二五
一 玉川千之丞	七二九
一 柴垣節	七二四
一 江戸酸漿	七二六
一 稻荷岡 附 小砂とり	七二七
一 淺草祭の番附	七三一

一 煙草の一服一錢

七三三

還魂紙料目錄終

還魂紙料序

一日客あり此稿本机上にあるを取て朗誦する事少
時大に笑ていふ孔なき笛は耳よりほかに音を聞へ
じ絃なき琴は指ならずして調へしとは禪機の活法
なり嗚呼この書用なき無絃無孔の琴笛に劣り破窓
を補ふに暗しとて投ず已答ていふさあらば還魂紙
料とせんか客點頭て去故に名とす

足 薪 翁

www.libtool.com.cn

音人卿の表文奉られし終に然則一門危樹不_レ鳴_レ柯而
永春千里大江不_レ辭_レ海而無盡とかゝれたるよりなづ
き給へるなるべし

○大江

大系圖に大江氏の祖を阿保親王より引たるはいかに
こゝろえたがへけるにか土師の姓より出て菅原大枝
とふたつにわかれたること今のよの人はわらはべも
しりたるほどのことなるをくはしからぬことなり

○厩

太平清話にいへらく馬二反一十六匹を一閑とす天子
は十_二閑計二千一百六十匹なりとしるせり今按する
に是は二千五百九十二匹を誤りたるならずや但いは
れ有_二と歟周禮夏官牧人天子十有二閑註每_レ厩爲_二一
閑_二左傳成王十八年註每_レ厩爲_二一閑_二閑有_二二百一十
六匹とあればいにしへ天子諸侯の馬を養給ふこと
のおびたいしきをしるべし

此書以井上頼圀氏所藏本令寫之畢

ねざめのすさび 三の巻 終

別王^ニ獻^ニ經論若于卷并律師禪師比丘尼咒禁師造佛工
造寺工六人^ニ遂安^ニ置難波大別王寺^一また八年冬十月
新羅遣^ニ枳叱政奈末^ニ進^レ調并送^ニ佛像^一さて同十三年
九月從^ニ百濟^一來鹿深臣有^ニ彌勒石像一軀^一佐伯連有^ニ
佛像一軀^一是歲蘇我馬子宿禰請^ニ其佛像二軀^一云々か
くあれば今の善光寺の如來と聞ゆるは百濟の聖明王
の獻せし物にはあらずもしは敏達^ノの御時百濟より來
れる佛つくりがつくる所歟又は新羅より送たる物か
佐伯連がもちきたれる像かいづれにもあれ欽明の御
時わたりたるは釋迦佛とあれば論なく其後敏達^ノの朝
るわたり給へる御佛なるべくおもはに

○淺草寺のみほどけ

聖護院道興准后の回國雜記といへる書に淺草寺の御
佛を十^ニ面觀音としるし給へり今た^ニせ給ふは正觀
音なるをいかなる故にしかしるしたまへりけむさば
かりいきほひある御かたのわたりて拜し給へるなれ
ば開眼こそし給ひつらめいぶかしきことなりついで
にいふ此回國雜記を宗祇が作なりとしてかれが傳ま
でをそへて印行せる物あり玉かつまといへる書にも
宗祇が作としてひきたりみな誤なり此書の中に身は老

ぬまた逢みんもかたければけふやかきりのわかれな
るらむ」とよませ給ひしは准后の御父御法名大通と
申奉りて後知足院關白房嗣公の御事なりさればこそ
文中にかの在中將の老母なかをかにてのふることこ
ころにうかび侍ればいどゝしるし給ひたれ初に東山
殿室町殿に御いとまごひのことあり又越後こふにつ
かせたまふ所に上杉かねてより長松寺の塔頭貞操軒
といへる席をてんじて宿坊に申つけ相摸守路次まで
迎にきたりなど有宗祇は乞食の法師なりいかでさる
ことあらむこのふみをよみて宗祇が作なりなどいは
むは無下に尊卑の差別をだにわきまへぬ人の詞なり
とおもはる

○かひの國の古塚

山梨郡國玉村の野中に塚あり在原塚とよぶ酒折の宮
より南へ四五町ばかりゆく所なりこれは在原しげは
る朝臣のおきつきなりかのあそんの歌にかりそめの
ゆきかひちとそおもひこし」とよみ給ひしはこゝに
ての事なりとかの國の人かたりき

○大江千里

この名は貞觀八年大枝の姓を改て大江と稱せんとして

るいたのはしちかうあざかなるたゝみひとひらかり
そめにうちしきて同書に二日ばかり有てあるきぬ
きたる男の疊をもてきてこれといふあれはたそあし
はなりなど物はしたなういへばさし置いていぬいづこ
よりぞととはすればまかりにけりとりいれたればこ
とさらに御座といふ疊のさまにてかうらいなどいと
きよらかなり新猿樂記其明朝天陰雨降結_レ葉爲_レ袈割_レ
深泥_一或著_レ蕤落_一入堀川_一宇治拾遺卷之七に物などく
てまかれといへばうけ給はりぬとてゐたるほどには
たご馬かはご馬などきつきたりなどかくはるかにお
くれ_一はまゐるぞ御はたご馬などは常にさきだつこ
そよげれとみの事なども有にかくおくるゝはよき事
かはなどいひてやがてまんひき疊などしきて云々
これらを見れば今のよの疊にはあらず自由にたゝみ
てとはくへももてゆくものなり源氏須磨の巻に疊所
々ひきかへしたりと有所に眞淵の新釋に云疊は時に
のぞみて敷なり用なき時はうらを上にて所々にかさ
ねて有べしとするされしは後世にかたゐなかの家に
てさることするをおもひていはれたるなるべし今の

ごとく厚くこしらへなしたるはいつの頃よりの事に
や

○善光寺の御佛

欽明帝十三年に百濟の聖明王より初て釋迦佛の像一
軀幡蓋經論などを獻せしに國こぞりて疫病行はれし
かば物部大連尾與中臣連鎌子が奏にまかせて有司に
おほせて佛像を難波堀江に流棄とあればこれは釋迦
佛なり今の善光寺の本尊は阿彌陀なりおもふに難波
堀江に佛像を棄たる事この後もあり敏達帝十四年紀
曰是時國行_二疫疾_一民死者衆三月丁巳朔物部弓削守屋
大連與_二中臣勝海大夫_一奏曰何故不_二青用_一臣言_一自_二考
天皇_一及_二於陛下_一疫疾流行國民可_レ絶豈非_二專由_一蘇我
臣之興_二行佛法_一歟詔曰灼然宜_レ斷_二佛法_一丙戌物部弓
削守屋大連自詣_二於寺_一踞_二坐胡床_一斫_二倒其塔_一縱_レ火
燔之并燒_二佛像與_一佛殿_一既而取_二所_一燒餘佛像_一令_レ
棄_二難波堀江_一とあれば難波堀江に佛をなげ入たるこ
とは上ふたたびなりはじめ堀江に佛を棄たる翌年欽
明十四年五月河内國泉郡茅渚海より取えたる樟木を
もて佛像二軀をつくる今吉野寺に放_レ光樟像なりと
あり夫より敏達帝六年冬十一月百濟國王付_二還使大

るをしらぬにや又依の字を書たるもをかし依はえの假字なり家とかゝんには古代にはいへところ書たれすべてこの文つたなきこといふべくもあらず眼をなへたらん人のうけひくべきにはあらねどこの頃も或る法師のこれをいみじく信じていにしへにかゝる言有を後世の人しらぬなりなどいひてほこらしくふれありくものあればもしをさなきものゝかゝることにあざむかれやせまじとこゝにおどろかしおくものなり

御衣

物がたり書に御衣とかけるをおんぞとよむ人あり印本にもおんぞとかきたるもありおのれおもへらく御衣はみそとよむべきにや和名抄に衣架和名美曾加介延喜式に神衣かんみそ拾遺集別の歌に共政朝臣肥後守にて下り侍けるに妻のひせんがくだりけるにつくし櫛御衣など給とて天曆御製「わかるれば心をのみそつくし櫛としてあふへきはとをしらねは此御歌にみそとよみいれ給へり又物がたり書の中にみそひつ清少納言にみそひめなどしるせればみそとよむをふるしとせんか

○佛の神號

延喜式神名帳に常陸國鹿島郡に大洗磯前藥師菩薩明神社といふ有又同國那賀郡に酒列磯前藥師菩薩神社(文德實錄九の二十七天安元年十月己卯在常陸國大洗磯前酒列磯前兩神號藥師菩薩名神)としるせり菩薩に神號あるはめづらしされど大自在天神といへるは北野の御神をのみいへりと人おもへれどももと佛家の稱號にてかれより此國の神へうつしかうぶらせたるなり大自在天神といへること祖底事苑にもしるしてあり

○たゝみ

いにしへにいはゆるたゝみは今のうすべりといふ物なるべしいくつにも自由にたゝむ物故になづけたるなり今のごとく藁をあつくあはせておもてをとちつけたるはたゝむべき物にあらず釋氏要覽僧祇云若在道行得長疊中疊安衣囊中至本處當敷而坐云々清少納言にまことのいつもむしろのたゝみ又かうらいべりの疊のむしろあをうこまかにへりの紋あざやかにくろうしろう見えたる引ひろげて見れば云云同書に有明はたいふもおろかなるいとつやゝかな

もふべし)

○玉あられといへる書に云よりては云々のことによりてと上に詞有てつゞけいふことなり詞の頭にたゞよりてといふことなしもし上なる語を切て次に語をおこしていふ時はこれによりてといふべし云々

考るに上の詞につゞけずしてよりてと詞をおこせるもふるき物に見ゆ三代實錄卷之三貞觀元年十一月十九日庚午詔曰二國乃國司等日夜無怠事久移給利勤之仕奉爾依天治賜不又仕奉人等中爾其仕奉狀乃隨治賜人毛在云々同書卷之十三又善男掛畏岐山陵乃兆域乃内爾佛堂^平建天死屍^平埋世在止申事在仍^今令所司委曲勘定^同書考訊^須留爾事既顯天更無可疑仍須善男與利始天^同書陵戸等或畏罪逃退多利仍其身侍留限波云々よりて詞をおこしいへることこれらにてしるべし

○續江戸砂子卷之五に後拾遺集山里のかひもあかなほとゝきすことしもまたて初音きゝつる是は良暹法師の歌なり山城大原の里勝林寺の中に良暹の舊坊有障子に書付る所の良暹の筆今にきえずといふ

考るに後拾遺集に良暹の郭公の歌みえずたゞし春下に三月つごもりにほとゝきすのなくを聞てよみ侍けるに中納言宣頼「ほとゝきすおもひもかけぬ聲きけはことしもまたて初音きゝつると有今の良暹の歌と下句またくおなじされど良暹が歌にさる歌有もすべし後拾遺集に有といへるはひがごとなり

○神儒佛三法考經解といへる書に云以四十七言詔告大己貴命^一其靈句曰葉普味譽彙務奈夜古堵茂知爐羅年紫紀流庚闌厨衾奴穌汗哆坡昀馬嘉有於依爾望利泪轉能摩數惡世曾備列氣、先天神文言、人含道善命報名親兒倫元因心顯鍊忍君主豐位^臣私盜勿男田^畠耕^女蠶^績織家饒榮理^宜照法^守進惡^攻絕^欲我^刪後天神文言とかきたり

そもいかなる人のかゝる偽ごとをつくりて古をしひ今の人を欺ならむおそるべきことなりかゝる妄言をつくるほどなれどよく古書をよまぬ人なるをしるべし古事記日本紀萬葉集すべての古書にいゑるへの歌ことゝくたがふことなししかるにこの文にいのちといへるに彙の字を用たるはいかに彙はゐの假字な

二所此詞をかけりことに面しろくやおもひけむ
秘抄この詞浮船巻にもあり詞おもしろき故歟

案するに詞のおもしろしとてあまた所に同語をかく
べきにあらずこれは作者も前にかけるをばわすれて
さて後にもかけるなりおもしろきことばならねど重
書せるはあまた有べし末つむ花の巻にさすがに人の
きこゆることをえいなび給はぬ御こゝろにてといへ
る詞同巻の中に二ところ迄あり、これらの歌猶多か
るべし

○そゝや

湖月抄におどろく心也すはやなど云こゝろなり云々
驚破と書とあり新釋に此解を答て驚破と書などいふ
は例の僞説のみ何の書にもかく書てそゝよとよめる
ことなし理もはたなしと有今按するに何の書にもか
く書てそゝよとよめることなしといはれしはおのが
管見をひろむるに似たり白氏文集卷之十二長恨歌に
驚破霓裳羽衣曲とありて驚破の二字そよやと古點に
訓せりこれらは義訓なればそゝやともよむべきなり
何の書にもなしと答られしはひがことなり

○源氏物語引歌と題號せる書のさわらびの條に

あたらしきとしともいはずふるもの共下句未勘
とかけり

これは葵の巻に大宮のよみ給へる歌にて「あたらし
き年ともいはずふる物はふりぬる人の譏なりけりと
いへる歌なり同物語の歌を引歌とすべきものかは下
句未勘とかけるもわらふべきことならずや

○ついな たまゝつり 灌佛

ふるくは十二月の終にたまゝつりせしこと物にみゆ
追攤は國史を見れば十二月晦日にせしことなりいま
は節分にのみおこなふことゝす灌佛を内裏にて行は
るゝを推古の御時よりはじまれりと公事根源に書給
へる事はあやまりなり、仁明の承和七年四月清涼殿
にてはじめて行はせ給ひしよし續日本後紀に見えた
り

○玉かつまといへる書に人を仁といふは近世の
俗言のあり様なれど文粹の大江匡衡の文に臣謬
當其仁聊記

按するに匡衡の文より前にも見えたり三代實錄卷之
十九藤原良房表文曰隨身兵仗等雖舊貫不敢當其
仁とあり(表記仁者人也道者義也論語に有仁などお

て三の句うきしまにあらす浮橋なり橋を島にかへて
引給へるは例のことながら我ともがらの初學の人は
これをまことなりとてこゝろに記してまどふべき
わざなるをや

○いせ物語むかし男いもうとのいとをかしげな
りけるを見をりてうらわかみねよけに見ゆる水
くさを人のむすばんことをしぞおもふと聞えけ
り、かへし、はつくさのなとめづらしきことの
はぞうらなく物をおもひけるかな

今按するにあげ巻の巻にさいこが物語をかきていも
うとにきんをしへたる所の人のむすばんといひたる
を見といかいおぼすらん云々とあるは即こゝのとな
りさらばふるき本には琴をしふとなど有けむをい
まの本には脱せるなるべしねよけといへるは音よき
にかよひむすぶといひまた二首ともにことゝいへる
詞もあればかたゝ古本には琴をしふる事の有しな
るべし（おのれがもてるいせものがたり知顯抄とい
ふものにはむかしをといこいもうとのいとをかしげな
るきんしらぶとて見をりてとあり又古注にもきんひ
く事みゆもてゝ今本は脱したりなるべし元雄）

○そこそ

こそといへるとぢめをけせてねへめれの假字もてむ
すべることとはたれもまれることなり此外にそにかよ
ふこそといふと有てこそといひて終をる。文字にてと
むることありとてある歌學の師をせる人の傳へなり
とて人の語れることありしこゝろえぬことなりこれ
はまたく後撰集戀四にかけろふのほめきつれば夕
暮の夢かとのみそ身をたとりつる」といへる歌を今
本に夢かとのみこそ身をたとりつると誤てかけるを
證據とせるにや又そといひてれと留ること例ありと
てよめる人あり思ふに新拾遺戀四に家持「後世山の
ちもあはんとおもふにそしぬへきものをけふまでも
あれといへるを證據とせるなるべしこの歌萬葉卷之
四家持和坂上大嬢歌後湍山後毛將相常念社可死物乎
至今日毛生有とあれば拾遺に載たるはまた誤なりこ
れらをよしとおもひていへるは諺にいはいゆる抄子を
定木にすといへる類なるべし拾遺集松のうへになく鶯の聲
を誤てうつせり

○椎本卷に有明の月いと花やかにさし出て水の
おもてもさやかにすみわたるを弄花抄に宇治に

のかなしきはいかに契しなごりなるらむ、返しよみ人ぞらず「うつゝにて誰契けむ定なき夢路にまよふわれはわれかは、と有さるゆゑに真木柱の巻にかの返の歌の詞をとりて我はわれと思ふものをと覺すと書たるなりこゝにてはうつゝにては髣髴の契をさし夢路にまよふを帝の御みづからにとりてのたまへるなりみをつくし松風の巻に諸抄等の歌をひかせ給はざるは念なき事といふべし

○夕霧の巻にひぐらしのなきまきりてかきほにおふるなでしこのうちなびけるいろもをかしう

見ゆ

岷江入楚に河海を引て「我のみやあはれとおもはんひくらしのなく夕かけのやまとなてしこ、といふをひかれたり按するにこの歌六帖巻の六古今秋上にも有てともにもそせいが歌にて「われのみやあはれとおもはんきりくす」とあるを例のこゝにあはせんとてひぐらしとなほされたるなり

○ふるきことわざ

世に鬼にかなぼうといへるはちかき頃よりいひならはしたるかとおもひたるに花鳥餘情に鬼にかなさい

ばうとかゝせ給へり嵯峨物語（嵯峨物語攝政良基公の所作なり）にはだけすれんといふこととしるし給へり又うつば物語さがの花の巻に老の學問といふこと見えたりこれらふるくよりつたへていまも猶いふことなり

○古言

ふるき詞は代をふるにしたがひてうつりゆく物なり鐔の字和名抄に唐韻云鐔音尋一音潭和名都美波劔鼻也とあり此つみはを今は高きもいやしきも皆つばとぞとなふる又同書に溫室經云澡浴之法用七物其七日內衣和名由加太比良とありて湯に入し時きる衣にて湯帷子なるを今はゆかたとのみ略しいふなり粉は和名之路岐毛能とあればしろしなど略しいたらんを後に御の字をかうぶらせておしろいとよべればいよくに事にもしれぬ名とはなりになり

○あづまやの巻にうき鳥の哀なりしこともきこえいづと有を河海抄にへたてける人のこゝろのうきしまをあやふきまでもふみみつる哉といふうたを引たまへり

考るにこの歌四條御息所女の歌にて後撰雜一にあり

こゝの解に諸抄に引歌みえず今考るに後撰雜三よみ人あらず「あすか川我身ひとつの淵瀬ゆるなへてのよをもうらみつるかな、又拾遺戀五貫之」「おほかたの家身ひとつのうきかたになへてのよをもうらみつるかな、すべて此物がたりの中になべてのようくとかける所あまた所ありみな此うたをひくべし

○みをつくしの巻にすさびにても心をわけ給ひけんよとたゝならずおもひつゝけられて我はわれとうちそむきながめて

今考るにこのわれはわれといへるを湖月抄に紫の上のゑんじ給ふさまなりと注せり岷江入楚にも紫の源に打そむきたるさまなりとゑるしてたしかなることなしおもふにわれはわれといへる詞みをつくしの巻のみならず松風巻になすらひならぬほどをおぼしくらぶるもわろきわざなめりわれはわれと思ひなし給へとをしへきこえ給とありこゝに河海抄を引てわれはわれと人なしと注せり又まきはしらの巻にいみじう心ふかきさまにのたまひ契てなづけ給ふもかたじけなしわれはわれとかゝる心のつきそめて思ひわびほのめかしてもかひなき物から同書に東宮もひとついもせとお

ぼしおきてたるにわれはわれとかゝる心のつきそめて云々かうやうにいくにも同語のあるはかならず引歌の有べきことなるをゑんじ給ふさまなりといひあるはおもひあられよといひたるなりなど所々にしたがひて解のたがへるはいかにぞやこの詞またく後撰戀三に見えたる貞文が歌の返に女のよみたるよりいでたる詞なりみをつくしにいへるは紫のみづからを夢路にまよふといひたるにて松風巻なるは源の紫をなぐさむとて吾よそ人に心をかよはせしはうつゝ心にはあらず我にもあらぬ夢こゝちにてせしことぞよとおもひなし給へとたまへるなりさて眞木柱にむかしの某がためしもひき出づべきこゝちなんずるとまことにいと口惜く覺したるといへるは貞文が故事也後撰戀三に大納言くにつねの朝臣の家に侍りける女に平貞文いとゑのびてかたらひ侍りて行末まで契侍ける頃この女にはかに贈太政大臣にむかへられてわたり侍にければふみだにもかよはすことなくなりにければかの女の子のいつゝばかりなるが本院の西の臺にあそびありけるをよびよせて母に見せ奉れとてかひなに書つけ侍ける「昔せし我かねこと

大神懷藏怒氣一由是可發一疫癘擾一鄰境兵上勅一國
司一渙齋至誠奉一幣并轉一讀金剛般若經千卷般若心經
萬卷一太宰府司於一城山四王院一轉讀金剛般若經三千
卷般若心經三萬卷以奉一謝一神心一消一伏兵疫一同書十
六日壬戌勅遣一十一僧一向一攝津國住吉神社一轉一讀
金剛般若經三千卷般若心經三萬卷一以奉一謝一神心一

雨雹之咎徵一告文曰始一自一今月二十日一天一萬卷乃金
剛般若經一令奉讀一先止須一「本朝文粹卷之十三江匡衡於一
尾張國熱田神社一供一養大般若一願文ありその文に當
國守代々奉爲一鎮主熱田宮一奉一書一「大般若經一部六百
卷一已爲一恒例之事一」とあり此たぐひあぐるにいとま
あらず

消一伏兵疫一「同書貞觀八年六月九日壬午令五畿七道
奉一幣境內諸神一兼轉一讀金剛般若經一旱也一」同七月十
六日戊午陰陽寮言「天下可一憂一水疫一是以令五畿七道
頒一幣國內諸神一轉讀金剛般若經一」同書卷之十四故律
師靜安弟子東大寺僧傳燈法師位賢護申牒言承和年中
靜安奏始修一佛名懺悔之法一便頒一「天下一專修一此法一賢
護聊捨衣鉢一換以一丹朱一造一「一萬三千佛像八鋪高一
丈八尺廣一丈四尺一請一鋪奉一納一豐前國八幡大菩薩
宮一七鋪安一置北陸道諸國一太政官處分依一請一」同書貞
觀九年四月令豐後國鎮一謝火男火賣兩神一兼轉一讀大
般若經一緣一三池震動之怪一也一又類聚國史延暦十三年
三月戊寅遣一少僧都傳燈大法師位等定等於豐前國八
幡筑前國宗形肥後國阿蘇三神社一讀一經爲一三神一度一
七人一「三代實錄卷之二十三遣一賀茂神社一奉幣曰謝一

○篝火の巻にいつまでとかやふすぶるなりても
くるしきゑたもえなりけりと聞え給ふとある解
に細流抄に夏なれば宿にふすぶるかやりびのい
つまで我身ゑたもえにせむといへる古今集の歌
をひかれたり岷江入楚にも河海を引て此歌あり
古今集戀一よみ人ゑらす「かゝりびのかげとなる身
のわびしきはながれてゑたにもゆるなりけり、とい
へるこそこゝには引べき物なれかゝり火に立そふ戀
のとよませ給てさてくるしきゑたもえなりなどつゝ
け給ひつればかならず右の歌をおもひて式部は書た
るなるべし夏なればてふ歌をのみ引給へるはこゝろ
やらぬことなり
○よもぎふの巻にかゝる世のさわぎいできてな
べてのようくおぼしみだれしまぎれに

その手にて古文にかけり云々よみてきかせよとのたまへばこふみ文つくゑのうへにてよむ例の花の宴などの講師聲よりはすこしみそかによませ給云々興ある所をばきようじ給をかしきをばうちわらはせ給つゝと御心なく聞しめしくらすつかうまつりくらすうへにこの頃は夜長にまめやかにてよるきかなまかでぞとの給へば夕暮に殿上に出給て宮に御ふみ奉れ給^{文詞}まかで侍りなんとすれど御書きこしめしさして夜つかうまつれと仰らるればなん夜さむをいかにとなん南の御方おはしまさせ給てもろともにいぬめ^{太音}して御前にさふらはせ給へばまかで侍るまでは御帳のうち出させ給なおいらかといふ事侍るなりまことやとのゐもの給はせよわいても衣だにとかたらひにてなめし^{中務}の君よみきこえ給へとて奉り給へばあかいろのおりものゝたのあやのものにわた入てまろきあやのうちぎかさねて六尺ばかりのふるきのかはぎぬあやのうらつけてわたいれたる御つゝみにつゝませ給をきくちばかり御衣篋一よろひにいとあからかなるあやかいねりのうちき一かさねおなじあやのうちぎかさねてみへがさねのよるの御袴おりものゝな

ほしさしぬきかいねりかさねの下かさねをいれてつづみたりいろかうちめよになくめでたしはなちの宮ゆするつきのぐなど奉れ給御返事は中務の君かくなと聞えさせつれば御とのゐもの奉らせ給よさむはなにともまたおぼしゑらすとなん、いぬ宮はさおぼし聞えさせよとなんとて奉れ給へば大將見給てあちきなのせんじかきやとひとりごちてとのゐさうぞくゑかへてめしあれば參給ひぬとあり此文にてよくゑらるゝこそ

○神前にて經よむ事

いまのよのねぎはふりの類は佛をにくむことはなはだしくて神前にはもはらこれをとほざくれどいにしへはゑかあらぬことなり續日本紀卷之十四天平十三年閏三月申戌奉^三八幡神宮秘錦冠一頭金字最勝王經法華經各一部度者十八人封戸馬五疋^一又令^レ造^三三重塔一區^一賽^三宿禰^一也とあり(續後紀五承和三年十一月丙寅朔勅護持神道不^レ如^一一乗之力^一轉禍作福亦憑修善之功宜遣五畿七道僧各一口每國內名神社令^レ讀^三法華經一部國司檢校務存^三潔信^一必期^三靈驗^一)又三代實錄貞觀八年二月十四日庚申神祇官奏言肥後國阿蘇

安久 直岐 平久 宜久 慶之岐貴岐 爲流 奉流 在留

淨久 明伎 賜弊流尊伎 美之 好久 侍利 奇久 此乃

授氣 明可仁淨伎 麗岐 恠備 喜備 慈備 畏岐 喜之支

懲美 坐須 高支 厚支 廣支 長久 賜霸留齊伎 是乃

求米 能久これらの類あげつくすべからざるを此頃

の人はよく古書をよむ人さへ同じく齊しく古しへな

どかけることはいかにぞやみな書法を守らぬ書ぎま

にて俗間の手習の師といふものゝほしいまゝに書き

たれるを見ならひてするわざにして見苦しきことな

るをや

○たまづさ

これはあちのく人のむかしよりゑかなづけてつたへ
もてあへべる物なりそのさま紙をさまぐのかたに
むすびてこれをけさう人におくればさきよりもまた
おなじとむすびたる紙をおくるそのむすびたるさ
まにゑたがひてうけひきたるとゑからずとをゑるこ
とゝなむ桃生郡國造郡などのあたりにては今もさる
とをすと仙臺侯の醫師山本宗伯物がたりせりむすび
たるさまも二くさ三くさおぼゑたるをばかの人むす
びて見せたりかのくににてはむすびざま五十種ばか

り有と同人かたりき

○揚名介

これは諸抄にさまぐの説あれどたしかなるやうと
もおもはれず後世の日記などにかけるはいとおぼつ
かなし今考るに揚名とは學問の功をつみて官人にな
りたる人をいふか、もとは孝經に立身行道揚名於
後世以顯父母一孝之終也と有をとれるなりうつば
物語古の大將殿もかばかりのむこはえとり給はじか
しやうめいさえはありがたしやと見えたりすべて學
才ある人をさしてやうめいとはいへり李部王記に揚
名書生とあるなどをおもふべし

○とのゐものゝ衣

河海抄に殿上番直人の名字書たる簡號日給簡を納る
袋歟とゑるし給ひしは大なる誤なるよしは既に先達
もいへりさてこの袋は俗にいふ番袋なりと契沖のい
へりされどたしかなる證文をひかず今考るにうつ
ば物かたり藏開卷に云かくて一二日ありて大將殿う
ちのおほせられし書どももたせて參給てそのよし奏
せさせ給ふ云々あけさせて御覽すればふばこには唐
錦を二にきりてようゑたゝめてとしかげのぬしの集

ねざめのすさび 三の卷

○二十四孝

初穎日記故事といへるはもろこしにてこの國の童子
教今川狀などのごとくわらはべのもてあそぶ物と見
ゆその書はじめに二十四孝をあげたりこの二十四孝
といへるもの此國にもふるくよりもてはやせる物な
がらすぐれたる人のあつめたる物とも見えず元朝の
人などやつくりけむその中に周剡子性至孝父母年老
俱患雙眼思食鹿乳剡子乃衣鹿皮去深山入鹿群之中
取鹿乳供親獵者見而欲射之剡子具以情告乃免とあり
これは孝子ならずとも獵者の人なることをゑらばいか
でか矢をはなつべき江革が賊の難を遁しとはおもむ
きたがひたることなり今考るにこの故事周の代の事
にあらずとも佛經より出たるをひがおぼえせる唐
山の人の此中に加へたる物とおぼゆ閑摩經云閔子
父母俱有在山修道每採薪果供養父母身披鹿皮遇
王出獵誤爲是鹿發箭射之因是命終王至仁慈來告
父母至其尸所呼

天而哭閑摩重活至孝感也とゑるせり閑摩がふたたび
生がへりたるをもて孝の徳とせるはことわり有廿四
孝にかけるごとくにては孝子の徳のあらはれたるに
もあらずことに剡子といへる孝子ありしこと古書に
見えたることなしおもふに剡と閔と音相近く又父母
の眼をやめると鹿皮を着て矢に遭たると共に同故事
なればまつたく此經文より出たる事と覺ゆ熊澤先生
佛書の注釋をせられしことをかしとやいはむ

○すてがな

眞字の下に假字をそへてかくをすてがなとぞいふな
るあるひとのかたりしは二字の詞にすてがなをせず
三字の詞よりすてがなをそふなりたとへば善といへ
るは二字の詞なればすてがなをせず惡しといへば三
字なる故すてがなをそふるなりといへりこれ大なる
誤なりかなの二字三字にかゝはれることにはあらず
うごく詞にはみなすてがなをせるがいにしへの法な
り續日本紀よりのちの宣命また延喜式の祝詞などを
見ばあることなりいまその一二をあぐ 慰米 侍比
高久 賜比 悔備 談比 甕久 悲備 賜不 無久 輕久

に同ことばの所々にあるは引歌こそあらめとおもひ
ゐたれど諸抄にあることなしこの頃信明集をよみて
初てえれりそのうた「僞をたれならはして限なきわ
がまことをもうたかはすらん、このこゝろをもてた
がならはしにかなどかきたるを紫の上をぞたてゝを
しへならはしたることなりと孟津抄ならびに眞淵の
みをつくしの巻に注せるは大なるひがごとなりすべ
て諸抄みな此歌を引たる物なし式部が爲に泉下に笑
はるべきことならずや

① うす雲の巻にひじりの帝の世にもよこざまの
みだれいでたることもろこしにも侍りけるとい
る所に河海抄に堯湯負三洪水大旱之責高宗成
王有_二雉_一迅風之變雖_レ有_二小異_一不_レ失_二天德_一と
り

この文は後漢書の鄧皇后紀に見えたり責字の下而無
威熙假天下之美の九字脱せりさて終の雖有小異不失
天德といへる八字は後漢書にまたくなきことなるを
こゝの解のよくきこえんために河海の作者の補てだ
し給へるとおもはる此外にもはゝきゝの巻にふるこ
だちといへる註に後漢書鄭玄注を引給ひて故以_レ女

謂_二後達_一とえざるされしは契沖の説のごとくまたくた
し給へる語なりたゞ一時の人をば欺く共永く後の世
の人までをあざむかんはかたき事なるべしこの後漢書
といへるは
皇后紀をいへり鄭玄注とは皇后紀に禮記の鄭註を
ひきたるなり湖月抄に註字を云字に誤てしるせり

ねざめのすきび二の巻終

ともおもはれず引歌なども契沖のせんさくし置れたるは契沖の説のごとくゑるされたり契沖のさたし置ざる歌は古書にたがひたるもそのまゝに引たりさてこゝの解に契沖のなにゝ見えたるかとゑるしゝを見てさては古書に見えぬ歌よとおもひてよくもたゞさで偽なるべしなどゝはかゝれたるなりゑかれどもこの歌注家のつくりしにはあらず中務集に見えたる歌なり岷江入楚には作者をもゑるして置たりみだりに偽なりなどいへるは古人をなみするにあたりていかいなり書はひろくよみてのちさて口をひらくべきこととしそ

○松風の巻にやへたつ山はさらに島かくれにもおとらざりけるをいへる處に新釋にいへるは「白雲のやへたつ山のおくにだにすめばすまる物にぞ有ける」てふ上の句をとりて大井の人はなれてさびしきをいふとゑるされたり考るに白雲のやへたつとつゝきたる歌岷江入楚に奥入また河海抄を引てのせられたり湖月抄には引歌見えすこの歌古今集の雑下これたかのみこの御歌にて「白雲のたえすたなひく嶺にたにすめはすみぬるよ

にこそ有けれ、といふをなほしてやへたつといふ詞にあはせて強て引歌とせしなりふるき抄にはひき誤ることも有べし眞淵翁の古今集の歌をおぼえたがへられしは例の口ぶりに似ざる大なる誤といふべし

○同巻に源氏の槿の齋院にいひよりたまふを紫の上のきゝ給ひて怨おもひ給ふ所に人の心もみしらぬさまに物し給こそらうたけれなどまろかれたる御ひたひがみひきつくりひ給へといひよそむきて物もきこえ給はすいといたうわらひ給へるはたがならはしきこえたるぞとて常なきよにかうまでこゝろおかるゝもあぢきなのわざやとかつは打ながめ給孟津抄に紫上はをさなき時より源のそだて給へばかやうに物ゑんじは誰にならひ給ふやとなりとあり

雅望考るに孟津抄の説おだやかならず（孟津抄の説にしたがふべし證歌あまたあり不知にや）たがならはしきこえたるといへる語みをつくしの巻にそはたがならはしにかあらんおもはすにぞ見え給や人の心よりほかなる思やりことしてもものゑんじなどし給ふよとありうつば藏びらき巻にもこの詞ありかくさま

○俵字

いまの世に米を一俵二俵などいふもふるきことなり
延喜式卷之一鳴雷神祭の條に解一俵同春日神四座祭
に解二俵その外にも見えたり但解四把解二十把など
書る所もありいまのごとくむしろもてつゝめるを一
俵といへりしにや

○末つむ花卷に平仲かやうに色どりそへ給なあ
かゝらんはあへなんとたはぶれ給さまいとをか
しきいもせと見えたりこの注に湖月抄に似の字
ヲヘナンと讀なりこの鼻はべにの色に似てその
まゝ赤からんとの心なりとかけり

按するにこの解あやまれり孟津抄にあへなんはその
まゝあるべしとの心なりとしるされしはよし湖月抄
の説にてはあえなんにて假字たがへりおもふにうつ
ば物語國ゆづりの卷に云あしかるべくはよかれとお
もふともまとひなんよかるべくはおそろしき物の中
にすてたりともあへなむたい神佛にまかせ奉るとあ
る此あへなむと同語にて孟津抄の解よくあたれりと
いふべし岷江入楚に私云さてもありなんといふやう
なる所にいへるとおほしあかきはこらへてもありな

んといふなるべしと有ぞおだやかなる説なるべき

○てんこちなし

ゐなか人の詞にてんこちもなしといへることはふる
き詞なり宇治拾遺物がたりにてんこつもなくおろ
／＼かなてたりければとあり實に古言はゐなかにぞ
おほくのこりたり

○こんかきの白袴

この諺ちかき世よりいへりからくにも似たるとあ
り新論云屠者^ハ餓^ハ葉^ハ、造^ハ車^ハ者^ハ步行^ハ、梓匠^ハ處^ハ狹^ハ廬^ハ、陶
者^ハ用^ハ鉄^ハ、鬻^ハ扇^ハ翁^ハ手障^ハ暑^ハ、畜妓^ハ之^ハ夫恒獨處^ハこれらよ
くかよひたる諺なり

○あさがほの卷に河海抄にひきたる戀しきも心
つからのわさなれは置所なくもてそわつらふ
これを源注拾遺にこの歌なに見えたるかとしる
せり眞淵の新釋には例の偽なるべしとかゝれた
り

按するに源語の引うたには注家のわざとつくれりし
にやとおもふばかりの歌もまじれり契沖は記憶よき
人にてなにゝ見えたるかなど云る歌はおほくは
古書に見えず眞淵の新釋はよく心を用てかきたる物

也とあり類書纂要に命運乖蹇曰「數奇」數命數也奇單
也不偶偶也とありいまの茶人の數奇屋などかきて風
流なる文字のやうにこゝろえたるは文盲よりおこれ
ることなり

○あふひの卷に手をつくりてひたひにあてとい
へる所に湖月抄に細流抄を引て云花鳥にいはいく
宋朝に司馬相如といひし君子の洛中に入し時は
是を見るもの手を額にくはふと云事通鑑といふ
書に見えたり云々これおもひ誤てしるし給なる
べし是は司馬相公なるべし司馬溫公が事なり相
如は漢の代の人なり公の字を如の字にあやまれ
るなるべし通鑑も宋朝通鑑なるべし司馬光赴レ
闕衛士以レ手加レ額曰此司馬相公也

雅望考るに花鳥に司馬相如とかへれしは相公の書損
なるべしさて細流抄に通鑑を引て辨せられしもわら
はしきことなりその故は綱鑑を考るに元豐七年甲子
冬十月端明殿學士司馬光上「資治通鑑」と見えておな
じ乙丑八年司馬光自洛入臨夏五月詔求「直言」光居
洛十五年天下以爲「眞宰相」田夫野老皆號爲「司馬相
公」嬪人女子亦知「其爲」君實「也」及「入臨」衛士望見皆

以レ手加^テ額曰此司馬相公也所^レ至民遮^レ道聚觀としる
せり紫式部がこのもの語かきしは一條院の長保寛弘
の頃なるべしと先生すでにいへり司馬公を尊みて衛
士の手を額に加たるは宋の元豐八年のことにて物語
つくりし長保よりは百年ばかり後の事なり年序の前
後わきまへなくみだりに語を引て書の解をなし給ふ
あたらぬ事のおほきもむべなり

○節分

いまの曆には冬のをはりをのみせちぶんとゑるせり
いにしへは四季ごとの終にいひたりとゑらる源氏物
語やどりぎの卷に四月ついたりち頃せちぶんとかいふ
ことまたゑきさきにわたし奉りぬとあり又東屋卷に
なが月はあすとぞせちぶんときゝしかどいひなぐさ
む又伊勢家集にせちぶんのつとめて四月朔日宮にて
いつくまで春はいぬらん暮はてゝわかれしとはよ
るになりにき」とあるもてゑるべきなり

○あづきのもちひ

延喜式卷之七に大豆餅宮十合小豆餅宮十合とありい
まのきなこもちあづきもちなどいへる物もふるき物
とゑらる

所に孟津抄に、花のかげに錦をしけるこよひかなたゝまくをしき庭と見えつゝ」とあり

これも例の強てなほしてひきたるなりこの歌元輔集また後拾遺春下にありてともに、花の陰たゝまくをしきこよひかなにしきをさらす庭と見えつゝ」とありこのもとすゑをかへたるのみならずさらずをしけるとあらためてこゝにあはせたるはいかにぞや引歌なくばさも有ぬべきを古歌をあらためかへて引給へるはいかなる心にか

○同卷よしや命だにとてといへる所に細流抄にいのちだに心になふ物ならは何かは人をうらみしも見む」と有

これもわらふべき事なりこの上の句古今集離別部にのせたる白女が歌にて下の句なにかわかれのかなしからましといへるなりまた何かは人をうらみしもみむとは後撰戀一に讀人しらず、わたつみにふかき心のなかりせばなにかは君をうらみしもせむ」とある此下の句をそのまゝに出せる也このふた歌のもとすゑをあはせて一首となして引れたる也この細流抄は西三條公條公稱名院と申給へる御かたのつくり給へ

る書なるを三代集の類をさへかくあやまりたまへりしはいかなる事にかあやしむべき事なり

○花の兄

梅を花の兄といへるは黄魯直が詩に山礬是弟梅是兄といへるよりいひ初めたるなるべし山礬は注に俗呼三七里香花」と見えたり

○王安石

宋の王安石は新法といふことをたてゝその世の民をくるしめたりしされど今の世にもかれがつくれる詩文章のたぐひを物にしるしてつたふるはいかなることににかかゝる罪ふかき人の手になれるものはやきうしなひて見ざらんこそ道をたふとむ人とはいはめさる悪人のこゝろよりいでゝかきおけるものをなつかしげにうつしつたへなどせるは倭人に方人せるやうにてくちをし師直が歌の風雅集にいりたるだにめさむるこゝちせるをまして安石が書おける詩文のたぐひ道しりたらんものゝめでつべきものかは

○數奇

好を數奇とは書べからず數奇とは俗にいへるふしあはせといふことなり李廣傳に顔師古曰命隻不耦合

梁塵愚案抄にとよらの寺はかつらぎにある寺なりと
ばかり有てたしかにゑるさす按ずるに三代實錄卷之
四十三元慶六年八月
廿三日壬戌太政官下符大和國司一偁散位從
五位下宗岳朝臣木村等言建興寺者是先祖大臣宗我
稻目宿禰之所建也本緣記文具存灼然望請宗岳氏
檢領而彼寺別當傳燈大法師義濟確執曰太政官仁壽四
年九月十三日下當國符偁彼寺推古天皇之舊宮也元
號豐浦故爲寺名云々（古今著聞に豐浦の寺と聞て
感嘆にたへず皆寺に入てゑるのはゑまと云さいばら
をうたふて歸たると云ことはべり古ぬる寺にて名もし
る人なかりしよしなり）

○桐つぼの卷にさきのよにも御契やふかゝりけ
んよになくきよらなるたまのをのこみこさへう
まれ給ぬいつしかと心もとながらせ給ていそぎ
まゐらせて御覽するに

この心もとながらせ給といふをある人の講談の席に
てこゝろもとなしとはおぼつかなくおもふ事なりと
いへりしはたがへりこゝろもとなしといへるはおぼ
つかなきにはあれど十に七ばかりはこゝろせかるゝ
事にのみもちひきたれり心もとなしとは今の俗語に

いへる待ひさし侍りぬるなどいへるにあたれりこゝ
も源氏の生れ出給ふをとく見たまはんとていつしか
と待どほくおぼしめすなりうつせみの卷にみつとは
しらせしいとはしとおぼして夜ふくることの心もと
なさのをたまふとかけるも待どほきこゝろなり枕草
子にこゝろもとなき物とおぼつかなき物とを別にあ
げたるにても知べし同書にかくないそぎそのとかに
やれと扇をさし出てせいすれどきゝもいれねばわり
なくてすこしひろき所にてしひてといめさせてたち
たるをこゝろもとなしにくしとぞおもひたるとあり
是はぬしの事といめさせたるほどをくるまそひなど
のこゝろに待どほくおもへるなりまたこゝろもと
なき物といへる所に人のもとにとみの物ぬひにやりて
待ほど物見に急ぎいでゝいまやゝとくるしうぬい
りつゝあなたをまもらへたるこゝち子うむべき人の
ほど過るまでさるけしきのなき遠ところよりおもふ
人のふみをえてかたく封じたるそくひなどはなちあ
くる心もとなしこのほか猶あまたあげたりこれをも
て心もとなきは待どほき心なるをしるべし

○若紫の卷にしきをしけると見ゆるといへる

ることいにしへ既に天子の命あり日本紀畧云 桓武天皇延暦

十年間 辛丑敕明經之徒不可習 吳カ 口音發聲誦讀既致 詔

謬 熟 習漢音と見えたりこれは儒家の事なり又類

聚國史百八十七佛道部 延暦十二年四月 丙子制自今以後年分

度者非 レバ 習漢音勿 レ 令 ニ 得度 また同卷百七十九に

延暦二十五年 辛卯宜 ニ 華嚴業二人天台業二人律業二人三論業

三人法相業三人分業勸催共令 ニ 競學 仍須各依 ニ 本業

疏 ニ 讀 ニ 法華金光明二部經漢音及 レ 訓經論之中云々

若有 ニ 習義殊高勿 レ 限漢音と見えてあまた レ び漢音

もて書をよまんと詔ありし也されど吳音に熟した

る故にやいまに漢音をばまらぬ僧もおほし吳音をも

て佛書はよむべきにかざれりとおもふはひがとなり

不忍池

大江戸東叡山の下にありこの池を不忍の池とこゝろ

えたるは誤なりしのばすの池はすなはちまのぶの池

なりふをのべてはすとはいへるなり（こはいみじき

強説なり安昌別に考おけり）茂睡翁の鳥の跡といへ

る書にいはくあるひとのいふまのばすの池はまのぶ

が岡につきたる池なる故まのぶが池也それをまのば

すといふは文字を父とす文字を母としてかへし

を見ればふ文字也不忍の池にはあらず忍が池なりといへりとしるせり

○こんるりのつば

若紫の卷またうつば物がたりにも見えたり琉璃は紺の光ある色なればこんるりとかけるとある人いへり今考るに上生經に慈氏髮相紺琉璃色とありまた名義集に瑠璃此云 ニ 青色寶 ニ 言 ニ 金翅鳥之卵殼 ニ 鬼神得 レ 之出賣 ニ 與人 ニ 名 ニ 紺瑠璃 ニ とみゆむかし人の一言半句も臆よりとらずしてかけるをまゐるべし

○こんごうし

湖月抄にたしかなる説をいはずこの物金の堅きものなるよし義楚六帖寶玉珍奇部に金銀のあひだに載てあり註に智論に云有爲縁成皆不 ニ 榮固 ニ 難曰金剛堅固能壞 ニ 一切 ニ 答曰亦可 レ 壞也以 ニ 金剛 ニ 在 ニ 龜背 ニ 靈羊角擊 レ 之碎也とまゐるせりまた金剛樹といへる者有と同書にひきたり（舊唐書天竺傳有金剛似紫石英百鍊不銷可以功王又和州法隆寺に聖德太子の御物を藏たる目錄中に金剛樹の數珠あり）

○催馬樂にかつらぎの寺のまへなるやとよらの寺の西なるや云々

○かなづかひ

かなづかひは古書によるべきことなりといへるはさも有べしされど強ていまとたがはんとせるこゝろよりなか／＼にかたくなゝる説をもいふめりかほると云かなをかゑるとかきて万葉集に香乎禮流また字鏡に加平留とあればそれを據所とすといへりされど賀茂なにがしが説に古本催馬樂歌^{東遊カ}に加平留とあるによるべし万葉集第二に香乎禮流とある乎は本の誤なりといへりこの説ことわりありげに乎と本は字も相似かよひたり保は乎と混すべき字にはあらずあながちにいまのかなをためむとするよりさいふべけれども古書に兩様に云てあらむにはいまのかなのかたに玄たがふかた^しおだやかなるべしをこたりをこりなどいへる詞もはじめをに書來たれるを古言梯といへるものに奢は大ほこりの意なるべしとおごりと書意は行^た廢ならむとおこたりと書改しなどすべて暗推の説にてよりがたし古書に證あらむにはよかるべし證據もなきをにはかに臆説をもて訓義をつけいはんとせばいかさまにもいはるべきことなるをや

○徒然草に官人章兼が牛はなれて廳のうちへ入

て大理の座のはまゆかの上にのぼりてにれうち

かみてふしたりけりおもき怪異なりとて牛を陰

陽師のもとへつかはすべきよし各申けるを云々

かゝることこれのみにあらず百練抄卷の四安和二年

九月廿四日黃牛入^ニ外記廳^ニ經^ニ結政所^ニ即登^ニ築垣上^ニ

東行落出去畢可^レ謂^ニ奇異^ニまた同書に延久四年二月

十一日牛昇^ニ陳座^ニ喰^ニ損疊^ニとあり光仁紀には寶龜六

年四月乙巳有^ニ野狐^ニ居^ニ于大納言藤原朝臣魚名朝座^ニ

とあるせり又日本紀略壬辰^{大同四年}有^レ犬登^ニ大極殿

西樓上^ニ吠鳥數百群翔^ニ其上^ニとあり

○いまのよ荒歲にのぞみて米のあたひのぼりぬ

れば官より酒家におほせて酒つくることを減さ

せ給ふ事あり

此事いにしへにもあり類聚國史卷百七十三災異部に

九月壬子^{大同元年}遣^レ使滅^ニ左右京及山崎津難波津酒家甕^ニ

以^ニ水旱成^ニ災穀米騰^ニ難也^ニ

○あるひとのいはく儒書は漢音もて讀べし佛書

と醫書は吳音にてよむこといにしへのならひな

りといへり

考るに之からず佛書を吳音もてよむべからずといへ

和州歷陽淪爲^ル湖昔有^ニ書生^一遇^ニ一老姥^一姥得^レ之厚^シ生謂^テ姥曰此縣門石龜眼血出此地當^ニ陷爲^レ湖姥數往視^レ之門吏問^レ姥姥具答^レ之吏以^テ朱點^ス龜眼一姥見^テ遂走上^ニ北山^一顧城遂陷焉今湖中有^ニ明府魚奴魚婢魚^一この事を補て書たる物なり（搜神記卷十三曰典奉縣秦時長水縣也始皇時童謠曰城門有^レ血城當^ニ陷沒爲^レ湖有^レ嫗聞^レ之朝々往窺門將欲^レ縛^レ之嫗言^ニ其故^一後門將以^ニ大血^一塗^レ門嫗見^レ血便走去忽有^ニ大水^一欲^レ沒縣主簿命幹入白^レ令^レ曰何忽作^レ魚幹曰明府亦作^レ魚遂淪爲^レ湖云々、又二十卷出述異記之說大同小異耳）

○高瀬船

いま世にいふたかせ船は大なる船なりいにしへ高瀬船とは小船をいひたるよし瀬の高き所をも自在に漕通れる故になづけたる名也新古今集に、たかせ船しふくはかりに紅葉はのなかれてきたる大井川かな」といへる歌の解にたかせ舟は小ぶねなり川の瀬の高き所もゆくやうにたなゝしにつくりてあさくひろき船なりと増抄に見えたり（再考三代實錄卷之四十六元慶八年九月十六日癸酉令^テ近江丹波兩國^上各造^ニ高瀬船三艘^一其二艘長三丈一尺廣五尺二艘長二丈一尺

廣五尺二艘長二丈廣三尺送^ニ神泉苑^一）

○古書のたがひ

蒙求に晋書を引て樂廣が客の酒を飲む時杯中に蛇影のうつりしことを載すこれは風俗通にありて應邵之祖父柳汲令主簿たりし時杜宣詣て酒をくみしに杯中に蛇の影うつりしを見て杜宣おそれにくみて飲ざりしとありまたく同故事なりと紫芝園漫筆にも書たり（樂廣應柳がこと相類せるよし既に瑯邪代碩編にあり醫説にも似たることあり）又墨子に楚靈王細腰を好まれしとあり韓非子にはこれを楚莊王としるせり列女傳に見えたる孟母の機を斷たる故事はよく人のしる所ながらこれも後漢書の河南樂羊子が妻の故事と大にたかはず古書の信じがたきことかゝることぞおほかるされば古事記神代紀の説のあはざるはさもありぬべし千載のかみをはるかに後の世にしるしつけたるものなればたがふことあるべきなりすべてしらべよき歌はおそらくは續紀頃までにいひつたへたる人の口よりあらたに出たるも有べし神代の古語などいへる中にも續紀の頃の俗語などまじりたらんもはかりしるべからず

○いひかゆ

食經に作^レ糲^ヲ法取^ニ蒸米一升^ニ置^ニ沸湯^ニ勿^レ令^ニ過熟^ニ出^ス
著^ニ新羅内^ニとあるは和名抄にいはいゆるヒメといふ物
にやこれは飯にもあらず饅にもあらぬ物としらる今
の世には飯をくらふことなし飯は米を炊て蒸たるを
いふ煮たる米にてはなし米を煮たるは饅字にて和名
かゆといふものいま朝夕人の食とせる物これなり飯
とかゆとのつくりざまは世説に元方季方が炊に箆を
置事を忘れて米を入たれば飯釜中に落て糜^{カユ}となりし
とあるにてしるべし

○宇治拾遺物語にいはいく昔もろこしに大なる山
ありけりその山のいたいきに大なる卒都婆たて
りけり其山の麓の里にとし八十ばかりなる女の
すみけるが日に一度その山のみねにあるそとば
をかならず見けり云々このそとばに血のつかん
をりになむ此山はくづれてふかき海となるべき
となん父の申おかれしかば麓に侍る身なれば山
くづれなばうちおほはれて死もぞするとおもへ
ばもし血つかばにげてのかんとてかく日ごとに
見る侍なりといへば云々この男どもこの女はけ

ふはよもこじあす又きてみんにおどしてはしら
せてわらはんといひあはせて血をあやしてそと
ばによくぬりつけて此男どもかへりおりぬ又の
日女のぼりて見るにそとばに血のおほくかきつ
きてありければ女うち見るまゝに色をたがへて
たふれまろびはしり歸りてさけびいふやう此里
の人々とくにげのびていのちいきよ此山はた
いまくづれてふかきうみになりなるとすとあま
ねくつけまはして家にゆきて子孫どもに家の具
足どもおほせもたせておのれも持て手まどひし
てさとうつりしぬ云々風の吹來るか雷のなるか
とおもひあやしむほどにそらもくらやみに也て
あさましくおそろしげにてこの山ゆるぎ立にけ
りこはいかにくづれもてゆけば女はまことしける
ものをなどいひてにげくえたる者もあれども
親のゆくへをしらす子をもうしなひ家のものゝ
ぐもしらすなどしておめきさけびあひたり云々
この事なにも書よりかきとりにつんとおもひる
に梁任昉が述異記に有しことなりかの書にいはい

拍子木といふべきを横なまりてひやうしぎとはいふなりひあやふしきといへるは附會の説ならむか

○朗詠集

嵇宅迎晴庭月暗といへるを覺明注に解して時務策註云嵇康字叔夜家植五株柳又時人曰五柳先生とあり嵇康を五柳先生といへることいかなる書によりてしかかけるにか永濟注といへる物にもしかしるせるは覺明注のあやまりをうけたるなり

○俗文のあやまり

今の世の俗文に御座候といふ文字をあまた用てかく事にす御座はおはしますと云訓なれば人をあがめいはんにはさもかくべしおのれの事をいふにもこれを用て不佞義も病氣にて御座候などかく事は有まじきひがとのかぎりなるべし

○骨つぎの法

槐面雜志といへる書に骨つぎの奇法を載たり骨をいためたるものに開通元寶の錢を焼て醋にひたし研にてすりてその末を酒にてのむ時は銅末かの折たる骨をまといて癒すとなり（北川氏いへらく本綱藏器云赤銅屑主傷寒能鐸人骨及六畜有損者細研酒服直入骨

損處六畜死後取骨視之猶有鐸痕可驗打熟銅不堪用。宇治拾遺にこしうちをられたる雀に銅こそげてくはせたれば日頃へて癒て飛ゆきしことをしるせり）この法鶏の足の折たるにて試しにはたして接續してもとのごとくなりしとぞさてこの鶏を烹とするに足の骨をみるに銅末骨をまといてありしとなりこの事朝野僉載にも見えて定州の人の馬より墮て足を折たるに醫銅末を酒にて服さしめたるにやまひ癒て後十年をすごして改葬しける時その骨をみるに折たる所銅末つかねまといてありしとしるせりさらばふしぎなる法といふべし

○をちをば

伯父叔父はをち姉妹はをばにて父の兄弟姉妹なり母の兄弟は舅の字なり母の姉妹は姨の字なり母かたのをちをばなり母かたのをちに伯父叔父など云はたがへり本妻を嫡といふ故に本妻のうめる子を嫡子といふ二郎三郎にても本妻の子は嫡子といふべし太郎をのみ嫡子とおもふはひがごとなり息女とはおのが女をさしていふ詞なるを人のむすめをさして御息女といへるもわろし

○盜賊が廟

猶園といへる書に杭州府に草鞋三郎が廟あり頗靈響あり此神古の盜賊をまつれるなりとあるしありこの事めづらしき事なりとおもひをりしに又よく似たることあり六訓園青山立路隨筆に云小野照崎明神は江戸坂本にあり此神名照崎といふ盜賊にて上野に住て往來の妨となる終にめしとられて此坂本にて刑せらるその執念人をなやますに依て神にいはふと也とあり今は小野篁なりとあやまりつたふとあるひとのかりきすべてかたいなかにまつれる神の祠にはかゝるたぐひおほかるべし本所なる業平天神といへるもすまひとれるをのこをまつれるなりと徂徠翁のなるべしにかゝれたり百年のひさしきをへぬれば筆とるすべだにしらぬ田舎人はあやまりごとこそおほからめ

○拾遺集秋部に貫之、相坂の關の清水に影見えて今やひくらむもち月の駒

考るにこの歌は萬葉集にかはつなく神なひ川に影見えて今や咲らむ山吹のはな」といふをおもひてよめるなるべし（此説あたらぬよし別にしるせり）兼盛

が衣うつべき時やきぬらむとよめる歌を紀時文が難せし時貫之の歌をもてこたへたるは萬葉集をば忘れたるにや（古今著聞集卷之五三十一）

○なるべしといへる書に入唐といふことは昔の博士のいかゞ心えたるにや日本を夷に爲たる詞なりとあり

この事いかゞあらむ入といふ文字を用たるとて唐土を内とし我國を外とすともいひがたかるべし歴史に戎夷の地にゆくを入と書たる所もあまた見えたり遜が詩題にも觀ニ永樂公至入蕃とさへ書たるをやこの翁さるこゝろより孔夫子の費にみづから日本國夷人とはいかでかゝれけむ

○同書に火の用心と云は火あやふしと云事なり本朝文粹に見ゆ拍子木も火あやふき木なりとしるせり

考るに時をしらせあるは火あやふしなどふれありくに木をうちてめぐるは後の世のさまにていにしへにさることなし拍子木は柏板などの柏と同一にて釋名に搏也とあるこれなり源氏さごろもにはうしとりてとあるも拍子の音なり後世木を二あはせてうつを

華をきはめたる夢にはあらず楚王となりしといふも
 ひがことなりこれは枕中記といへる書に見えて唐の
 開元七年の頃道士呂翁（王世貞が列仙全傳にも五十
 年間一炊の夢の事を記して黃梁猶未熟のとは有かれ
 も呂翁これも呂翁この名はおなじ呂翁にして枕をか
 りたる人とかしたる人の違ひあるもいぶかし。世に
 傳ふる趣にては盧生といふを一人の名のやうに覺え
 たれど呂翁邸舎にいこふて座すほど俄に少年の盧王
 を見る云々とあるをおもへば其人の名にはあらずし
 て書生塾生などの生のごとき通稱なるべしとい
 へるもの邯鄲の道にて盧生にあひて囊中の枕をかし
 て寢さしめしに夢に進士に擧られ戎虜と戰などして
 終りに同州のものに妬れ邊將とまじはりをむすび不
 軌を圖たりと誣られひとやに下されし時に中官なる
 者のたすけにあひて死をまぬかれて驪州といへる所
 にありしを帝その冤なるをきこしめして中書令とな
 し燕國公に封せられ五子を生さて孫十餘人いできて
 後年八十にいたり病て薨じたりと見て盧生欠伸して
 寐ぬれば呂翁かたはらに座しあるじ黍を蒸てありし
 がいまだ熟せざるほどなりとありよにいひつたへた

るとは大にたがへり

○あるふみに鳥羽院の御胤をやどして女御を忠
 盛にたまひて後忠盛いもが子ははふほどにこそ
 なりにけれとよみて奉りければたゝもりたてゝ
 やしなひにせよと御こたへありけるよしゑるせ
 り

考るに妄説なるべし今物語にいはいく小大進と聞えし
 歌よみいとまづしくてうづまさへ參て御前の柱に書
 つけゝる歌、なもやくしあはれみたまへ世の中にあ
 りわつらふもおなしやまひを」とよみたりければほ
 どなく八幡の別當光清に相ぐしてたのもしくなり
 けり子などいできて後もろともにゐたりける所ちか
 き所にいものつるのはひかゝりてぬかごなどのなり
 たりけるを見て光清、はふほどにいもかぬかこはな
 りにけりといひたりければほどなく小大進、今はも
 りもやとるべかるらむとつけたりける面白かりけり
 とゑるせりこれを帝と忠盛の連歌とせしはいみじき
 強となり今物語といへる書は右京權大夫信實朝臣の
 作れるものにて小大進は榮花物語に見えて、あるは
 なくなきは數そふ世中といへる歌よみたる人なり

べき文とおぼえずこの序に歌のさま六なりからのうたにもかくぞあるべきとかけけるは詩の六義をひがおぼえして書たりけむ風雅頌と賦比興はおのづから別なることを混じておぼえをりけむやうなりその中にそへうたなすらへうたたとへうたといへる此三名はみな物にくらべてよみなせる歌にて詩にいはゆる比の體にやかよひぬらむさるをしひて六の數にあはせむとてあまた名をかへて出せるはいかにぞや序の細注におほよそむくさにわかれんことはえ有まじきことになむとかゝれしは誰人の筆なるにか卓見の説といふべし

○つなまき天神

南畝子の説に世につなまき天神の像ありこれは菅公の圖を人にもとめられし時書工のおもひよりてまきものに圓座をかきそへたるなるべしこの圓座は讃岐圓座にて菅公いまだ昇進したまはざるまへにさぬきのかみとなり給へればそれをおもひてゑがきたるなるべしといはれきおもしろき説にこそ

○桐壺の卷におぼしやりつゝともし火をかゝげつくしておきおはします云々この注に湖月抄に

奥入を引て夕殿螢飛思悄然孤燈挑盡未能眠といへる長恨歌の文をひけり

按ずるにこの注いまだつくせりとおもはれずその故は式部がこゝろには長恨歌の孤燈挑盡未能眠遅々鐘鼓初長夜とあるをうけてともし火をかゝげつくしておきおはします右近のつかさのとのゐまうしの聲きこゆるはうしになりぬるなるべしとやはかられて書とりたる物なり夕殿螢飛云々といへるは引ずともありなむ遅々鐘鼓云々をあげざれば式部が心用ひをいたづらにせるものといふべし

○同卷ゆゑしきといへる詞の注に侘ぬれば常はゆゑまき七夕もうらやまれぬる物にぞ有ける

作者人丸とあるしてあり

考るに六帖第一にはこの歌ふかやぶと有拾遺集戀二にはよみ人ゑらすとのせたり人丸とせるはなにゝよれるにかいぶかしきことなり

○世につたふ邯鄲の市に盧生といふもの粟の飯かしぐひまに楚國の王となりて五十年の榮華の夢を見たりといへり

この事謠曲にもおせてよく人のしる所なりされど榮

者八驛還日事緩者六驛以下親王及一位驛鈴十冠傳符三十冠三位以上驛鈴八冠傳符二十冠四位驛鈴六冠傳符十二冠五位驛鈴五冠傳符十冠八位以上驛鈴三冠傳符四冠皆數外別給驛子一人其六位以下隨事増減不必限數其驛鈴傳符還到二日內送納凡諸國給鈴者太宰府二十口三關及陸奥國各四口大上國三口中下國二口其三關國各給關契二枚とあれば數七にかざれりといふはあやまりなるべし

○松浦佐用ひめ石となれるといふこと

これはよく人のしれることながらふるきものには見えず日本紀宣化天皇二年冬十月壬辰朔天皇以新羅寇於任那詔大伴金村大連遣其子磐與狹手彦以助任那是時磐留筑紫執其國政以備三韓狹手彦往鎮任那加救百濟また欽明天皇二十三年八月天皇遣大將軍大伴連狹手彦領兵數萬伐于高麗狹手彦乃用百濟計打破高麗其王踰牆而逃狹手彦遂乘勝以入宮盡得珍寶賂賂七織帳鐵屋來とありて佐用ひめがことは見えす萬葉集卷五云大伴佐提比古郎子特被朝命奉使藩國艤棹言歸稍赴蒼海妾也松浦佐用嬪面嗟此別易歎彼會難即登高

山之嶺遙望離去之船悵然斷肝黯然銷魂遂脫領巾一麾之傍者莫不流涕因號此山曰領巾麾之嶺也作歌曰得保都必等麻通良佐用比米都麻故非爾比例布利之用利於返流夜麻能奈このほかに後人追和の作四首あり別に憶良の歌にまつらかたさよひめのこがひれふりしやまのなのみやきつゝをらむといへるも載せてあれどいづれもさよ姫が石となれるとはいはず夫木にたのめつゝきかたき人を待ほどに石に我身をなりはてぬべきといふ歌も詞書に武昌北山とあればからくにの故事なり考るに古今著聞集また十訓抄に幽明錄をひきて望夫石の故事をあげつぎにさよ姫がことをしるしたりこれにも石となれりとはあらねどはじめの望夫石の故事と事もよくかよひてあれば佐用姫のこと望夫石の故事と混じてひがおぼえの人の物語せしが世にひろがりたるなるべしとおもはる

○古今和歌集序

すべて此書は師傳口授をえざればさとしえがたしと人いふめりされど周諮殷盤の佶屈聱牙なるさまにもあらず女文字してしるしたればさのみよみがたかる

號曰八十柱津日神、次將僞其柱而生神號曰神直日神次大直日神云々とあり古事記も同ことにて八十禍津日神の次に大禍津日神といへるがうまれ給へり舊事紀にかけるも同ことなりいづれにも禍津日の神のあれませることはしるせれどこの神人のためにわざはひをさづけ給ふといふことはふつに見えず延喜式御門祭の文に天のまがつひといふ神のいはむ惡事に相まじこり相口あはせ給ふことなど見えたるのみなり元明帝和銅五年に古事記なりて養老四年に日本紀撰給ひてよりこのかた世は千年ばかりにやなりぬらむその間に博學多識なる人あまた出たれどもつゆかゝる説をいひ出たる者なし杜撰の甚事いふべうもあらずそのもとは佛書よりさぐりえてさてそれをこの國の神に附會せるものなり涅槃正行品云如一女人入於宅舍、顏貌偉麗、以璣珞莊嚴其身、主人見已、汝字何等答言、我身即是功德大天我所至處、能與七寶具足、主人聞已、心生歡喜、復於門外更有二女、形貌醜陋、主人復問、汝字何等答曰、我字黑闇、我所住處所有財寶、一切衰耗、主人聞已、即持利刀、言汝若不當斷、汝命、曰汝甚愚癡、汝舍中者、即是我姉、我常與姉

進止共居、汝若驅我、我亦當驅、彼功德天言、實是我妹、未曾相離、我常作好彼、常作惡若愛我者、亦應愛彼、主人即言、若有如是好惡事、者我俱不用、各隨意去、としるせりこの黒闇女は耳くろきゆゑに黒耳ともなづく、とぞこのいたる所多不吉祥、人亡び家破ると俱舎にありとて義楚六帖にもしるしたりこの黒闇女のことをおもひて禍津日神におほせたる物なりすべて神學者といふもの、強て説をなせることにはあさまなることおほかりこの國の他國にすぐれたることをあげいへるも俗にいはゆるひいきのひきたをしといへることおほくて笑にたへず

○くぼのすさびといへる書に驛路鈴は數七ありて官使七道へおもむく時一づゝたまふその中に口のかけたる鈴ありその鈴をたまはれる使は道のほど萬につけてあしといへり

このくぼのすさびといへる書はことわりあることをのみあげたり中にこの説はあやまれりとぞおぼゆるいかにとなれば數七ありて一づゝ給ふといふこといづれの書にあることにか、考るに公式令に云凡給驛傳馬、皆依鈴傳符、剋數、事速者一日十驛以上事緩

ありこのことなるべし（安昌按に此故事も猶いかゝあらんか塔こぼちたるにはあらでこぼたんとしたるなればこゝの解にはあたらずや塔こぼちたるといふ一本のかたによるべくおもはるゝ明證あり別にいふべし）末摘のとし月ふるあひだあはれにさびしくおとろへゆきてすりやうどものこの木だち家づくりを心につけてかひもとめてんだといひよれば親のみかげとまりたるふるきすみかをいかで人の物となしはてんとて古代の調度までもうらせ給はず女ばらのいさめをうけひき給はざるをほめ奉りてかの王の人にすゝめられてたやすく塔こぼたんとせしをおもひ出給ひて末摘の御とくをめで給へるなり定家卿の本に塔と書たるぞよき契冲子莊嚴論を引ていはざりしは網をもるゝ魚とやいふべき

のたまくしげといふ書に古傳の説はたゞ神代より語つたへのまゝにて傳はり來りしをその古傳説のまゝに記されたる古事記日本紀なればかの輕薄なる唐戎のあらはせる書どもにおなじなみに時代を以て論すべきにあらず撰錄の時代こそ後なれ其傳説の趣は神代のまゝなれば唐國の古

書どもより却てはるかに古きことなるをや云々惣て神には尊卑善惡邪正さまゝ有故に世中の事も吉事善事のみにあらず惡事凶事もまじりて國の亂などもをりゝおこり世のため人のためにあしき事などもおこなはれまた人の禍福などのたゞしく道理にあらざるともおほきこれらはみなあしき神の所爲也惡神と申はかの伊邪那岐大御神の御禊の時豫美の穢より成出給へる禍津日神と申す神の御靈によりて諸の邪なること惡きことを行ふ神だちにしてさやうの神の盛にあらび給ふ時には皇神^{スミ}だちの御まもり御力にも及ばせ給はぬこともあるはこれ神代よりの趣なり云々

この説めづらしきことをいひ出たりいまのよの人わざはひにあひてからきめみる事このまがつひの神の所爲也といふことはおそらくは舍人親王も安磨もしれる所にあらじ神代紀の一書に吾前^ミ到^イ於^ニ不須也凶目汚穢之處^ニ故當^レ滌^ニ去^ニ吾身之濁穢^ニ則往至^ニ筑紫日向小戸橋之檣原^ニ而祓除焉遂將^ニ盪身之所汚^ニ乃與言曰上瀨是太疾^シ下瀨是太弱便濯^ニ之中瀨^ニ也因以生神

これは權大納言藤原光廣卿の作にて扶桑拾葉集に載給へりその中にいへらく大井川をかちにて渡て見むとてわたる大なる石かぎりなく流て足のふみどなし河こしといふものつかずしては一步もなりがたしと書れたりおのれこの文をよみていにしへの質素なることをおもひやりぬいまの人はいやしきものすら大井川をかちわたりするものやはあるこれらのこといまのよの人にかたりきかすともまことならずとすべし又終に六郷の橋をふみとゝろかしてとありさればこの頃まではかしこに橋ありしこととらる又大磯をゑるせる所に小餘綾磯をゑばらく駕をとめてみる磯の岩に波の打よせしするいとおもしろし、めもあやに清見が波はこゆるきのいそのいはほの見えかくれするしひらつかなどいふ所を通して場乳を船にてわたるとあり考るにめもあやによりみえかくれするまで一首の歌にてこゆるぎの下にのもし落たるなるべし扶桑拾葉集にかきつゝけてあるは筆者のあやまりならむかし

○東關紀行

これも同書にのせられて源親行の作なりその中にも

ろこしの召公夷は周武王の弟なりとあるはいかにおもひたがへられけむいぶかしきことなり

○よもぎふの巻にまのお草にやつれたるうへのみるめよりはみやびかにみゆるを昔物がたりにたうこぼちたる人も有けるを覺しあはするに同さまにてとしふりにけるもあはれなり此解に顔叔子が故事をひき又はかつらの中納言物語をひきて堂こぼちたると解たるも有定家卿の本には塔こぼちたるとありと諸抄に見ゆたうこぼちたるとはまほうなる人の事なるべしとも見えたり

考るに契沖子が説に顔叔子が故事はその意またく叶はず昔物語に親の功德のために立たる塔あるひは堂をその子不孝にしてこぼちたるよしかける物有によりてそれをおもひ合すれば父常陸宮のまおかせ給へる事をあらためずして末摘花のゐ給へるを孝行なりとあはれに見たまふなり云々とありこの解ことわりよく聞えたり諸抄の説はわろしたし塔こぼちたるを物語ぶみに考るにあることなしこれは天竺の故事とおもはる莊嚴論云、毗伽城有佛爪塔、外道惑王、曰不^{カラ}宜^ニ此國^ニ王欲^ニ壞^ニ一夜塔與^ニ樹井^ニ自移^ル四十里と

にて、鳥かなくあつまの森を見わたせは月に入江の波そしらめる」といふ歌ありて自注に吾妻森は東人といふ人の住し所とぞ本所横堀三目の東にありとしるしたり東人といへるはいつの頃の人にか橘姫なりといへるは例の附會のせつなるべし

○神無月時雨とともに神なひの杜のこのはふりにこそふれ

この歌後撰集冬部によみ人しらすとていれり朗詠集には貫之の歌としていれらる今本の貫之集には見えざるを續後撰集に藤原光俊朝臣、冬のきてしくるゝ時ぞ神なひのもりの木の葉もふりはしめける」といへる歌はいまとまたくおなじ、しりておかされしにやおのづからかよひたるにやいぶかし

○事跡合考といへる書に溜池名所和歌集に六帖に狭山の池武藏ひさしなるさやまの池のみくりなはひけはたえずや我ぞたえする」とあるは是正く俗に溜池と

よぶものは即狭山の池なりと老輩申傳ふ同名所集に狭山武藏千載集顯季、五月やみ狭山かみねにともす火は雲の絶間の星かとそみる」是また老輩つたへいふ即溜池の上櫻田山王權現の社の

山まさしく狭山也云々武藏に古歌ある池はこの狭山の池ばかりなり

かゝる俗書にしるせることはあげていふべきにあらねどこれをもまことなりとせむ子どもの爲にかきつけおくものなり先名所和歌集に狭山武藏（武藏國多摩郡村山といへる所より半里許ゆきて狭山といふ山有その下に狭山の池とふるくよべる池あり武藏に狭山ありといへるは是をいふなるべし）一説河内と云るしありて武藏とさだめたるにもあらず又むさしといへる歌六帖には戀すてふさやまの池のみくりこそひけはたえすれ我やねたゆる」とありて武藏なりといへる詞はなしくだんの作者江戸の地の名につきて去ひて證據をいださんとて六帖の歌の五文字をひきかへて出せるはわらふにたへぬと也ことに狭山は河内（古事記中卷云印邑入日子氏者作血沼池又作狭山池又作日下之高津池云々これらみな河内國なり）なりとて契沖子すでにいへり勝地吐懷編に續日本紀云天平四年十二月丙戌築河内國丹比郡狭山下池二神名帳云狭山神社狭山堤神社並大社也と見えたり

○あづまの道の記

爲^レ蛤乃乘宮殿禮^レ佛報^レ恩とありもと死したる蛤の魂氣天にのぼりて宮殿を見るさまを忍がきたるを蜃樓と見あやまりたるは笑ふべきことぞかし

○はゝきいの巻にこの女の家はたよきぬ道なりければとある所に孟津抄に「吹風にあつらへつくる物ならばこの一もととはよきよといはましとしるして解せり

考るに萬葉集卷之七神前荒石毛不所見浪立奴從何處將行與奇道者無荷。よきぬ道にはこの歌こそかなふべけれ

○むさし野

ともとちにいざなはれて玉川のあゆとらんとていでたつよづ府中の六社にまうでてその夜かしこの家にとりてあくるあしたあないの男をさきにたてゝ國分寺にまゐるそれより十町ばかりゆきてすゝきかやおひしげりたるたかき所にのぼるあないの人のいへるはこれなむむさしのゝはらにて侍る歌よみ詩作り給ふ人はふりはへ尋給ふもおほかりといふおのれいへらくひたちの國にたかまがはらといへる所ありそのたぐひならむとわらひてこたへぬ友どちあたりな

るすゝきをみなべしぬきとりて根をつゝみて家づとにと用意すさて玉川にひとひあそびてかへるこたびは玉川をのみこゝろざしつるにむさしのを見たるはいみじきことなりなどいふ人あり歸りつきてのちかの友どちに羅山先生の丙辰紀行を見せて大にわらひたりその文になにおふむさしのは月の入べき山もなしといへばまことにそくばくの莽蒼をすぎてまた莽蒼なり此國の稻毛葛西越谷筑河越鴻巣忍なども皆むさしのゝ内にて侍りいづれも御かりばなれば毎年ここにならせ給ふとしるせりいま大江戸にすめる人らはむさしのは別にありとおもふ人もおほしがる心よりわざとたづねゆくものもあるべしかの髭がちにくろみたる田舎人のことしりがほにあないせるをおもひいづるごとにいまもわらひをもよほすになむ

○吾妻森

大江戸龜戸天神のうしろを四五町ゆきてかしこの畑中にありこの社をやまとだけのみことの御妻橘姫の靈をまつれりと物にしるせりされどうけがたき説なりとおもひをりしにこの頃藤原茂睡入道のえらばれし鳥のあとゝいへる歌集をよめるにくだんの森を題

あれば末つむへよかれし給へること一月のほどなるべし見にくげなるかほかたちの日頃する間に生なほり給はんことあるべうもあらずこれをしひておひなほりと釋しては通せぬやうなりいま考るにおいなほりにて起なほるにはあらずやおきなほるゐなほるなどは今もいふ詞なりこゝは末つむのかたはらふし給へるを源の御覽ありてもし起直りたらん時はさきのをせなかなるすがたけしからぬ鼻のさまなどもちじるからんとおぼされて格子引あげ給へりしかさきのよの物ぐりおぼし出られてあけはてゝ脇そくをしとみに打かけてわづかに日の光をいれ給へるなるべしもとはおいなほりなど書てありしを。お。ひと誤うつしてさる解をもなせるならむか

ねざめのすさび 二の巻

○蜃氣樓

本草云、蜃蛟之屬其狀亦似蛇而大有角如龍狀紅鬣腰以下鱗盡逆ナリ食燕子能吐氣ヲ成ニ樓臺城郭之狀一將雨即見名ニ蜃樓ト亦曰ニ海市ト（史記天官書海旁蜃氣象樓臺）其脂和蠟作燭ニ香凡百步烟中亦有樓臺之形一としるせりしからば海中にて氣を吐ものは蛟の如きかたちせる蜃といふものなり大なる蛤をも（西川如見怪異辨斷云蜃は大蛤と訓す然れども今俗云蛤蜊の義には非ず兎角大なる貝と見えたり其貝の息を吐出すに日の光に映じて樓臺の象現するものなりといへり）蜃といへるより混じておぼえたる人の蛤のうへに樓臺のかたをゑがきたるを見て蜃氣樓なりといへるはあやまりなりさてかの蛤に樓臺をとりあはせてゑがきたるは繪師のあやまりならず別に故事ある事なり金藏經に云佛に膽波國迦羅池邊ニ爲レ衆說法一蛤草下志心聽受有レ人持レ杖悞中蛤頭尋即命終生ニ於天上ニ感其宮殿廣十二由旬得宿命通ヲ知ニ曾

るをいやしき口より孔丘などよべるは何ごとぞやかの翁のいへるおほやけさまにあづかれるおもき名どもをさへにわたくしの心にまかせてみだりにあらため定て書ると儒者をそしりたれど、おのれもすでにおほやけさまの定をやぶりたるにあらずやすべて此翁のつくれる物には聖賢をおとしめそしり儒者をいたくじかんとのみすることをもはらとせり眞曆考玉くしげたまかづまなどいへる書どもよむにたへざる僻説どもおほかり我兒孫たらむものはゆめかゝる人の説にまよふことなかれ（安昌按に此いひなしも又あまりなること也雅望はすべて古學者などいふ大人だちをこともなくいひけつ心ばへありて加茂翁をさへ何かといひおとしたることありされどおのがたてたるすちに何ばかりのたけきことかあるわらふにたへぬことなり）

○源氏物語ゆふかほの巻並に椎本の抄にうばそがおこなふ山の椎がもとあなそはくしとこにしあらねばとあり

按するに抄にこの歌の出所をあげすなにより出たるとおもひたるにこの頃うつば物がたりをよめるに藏

びらきの巻にさる歌ありてさかきばのかをかうばしくとめくればやそうぢ人ぞまとゐせりけるといへる歌の次に今の歌あり印本のうつばには長歌のことゝひとつらにかきて句をもあやまりてしるせり（安昌按うつばの歌花鳥餘情にうつば物語を引てあげさせ給へるをばいひで抄の事のみをいへるはいかゞ）

○末つむ花の巻にすこしさいいでゝかたはらふし給へるかしらつきこぼれいでたるほどいとめでたしおひなほりをみいでたらん時とおほされてかうしひきあげ給へりいとをかしかりし物ごりにあげもはて給はで云々とあり湖月抄におひなほりは末摘の顔の生直り給はんを見出たらん時うれしからんの心なりとするせり

考るに光君の末つむのもとへかよひそめ給ひしは八月廿日と前に見えたり後にこの御いそぎのほどすぐしてぞ時々おはしけるといへるは朱雀院の行幸のことにて十月ばかりのことなりすごしてとあれば十月より後霜月頃のことによりやうちとけたる宵居のほどやをら入たまひてとかけれるも其頃のことなるべしこはなぬかのせちゑはてゝ夜にいりておはしたりと

○同書に本田善光といふ人は開闢以來いまだ出生せざる人なるが何もの、狡兒か寓言せしや云

按ずるに推古帝の頃本田善光など名のるべき人の有まじきといふことはたれもまれることなり開闢以來出生せざる人とはいひがたし本田善光（本田善光事見源平盛衰記）といへる人善光寺の如來を供奉し都にのぼりきたれること足利の末の頃ありけることなりその事古今夷曲集の詞書にしるしてありしが今わすれたり

○本居ながしがかける玉かつまといへる書に東鑑をひきて工藤庄司景光著佐與美水干一といふこと見ゆ今の世に布に細目といふがあるは此

さよみの訛れるなるべしとしるせり
按ずるにさよみの布の出所に東鑑をひかれしはいかにぞや和名抄に貴布唐韻云此布名也漢語抄云佐與美乃沼能とあり（貴布出子延喜式）和學者となのりて人をみちびける人のかばかりのことをわすれられしは笑ふにたへぬことなり

○同書に云孔兵名をたいすをこそいみじきわざ

とはしつれこゝの近き頃の儒者は萬に名をみだることをのみつとむめりそが中に地の名などをからめかすとのべもつゝいめも加へも心にまかせて物するなどはなほつみかるべきをおほやけさまにあづかれる重き名どもをさへにわたくしの心にまかせてみだりにあらため定て書なるはいともく可畏わざならずや云々

續日本紀稱德天皇神護景雲二年七月辛丑大學助教正六位上膳臣大丘言大丘天平勝寶四年隨使入唐問先聖之遺風覽膠庠之餘烈國子監有兩門（兩一本作西賢一本作覽）題曰文宣王廟時有國子學生程賢告大丘曰今主上大崇儒範追改爲王風德之徵于今至矣然准舊典猶稱前號誠恐乖崇德之情失致敬之理太丘庸闇聞斯行諸敢陳管見以請明斷者勅號文宣王また學令に凡大學國學每年春秋二仲之日上丁釋奠於先聖孔文宣其饌酒明衣所須並用官物とあれば皇朝にてはすでに王號をおくり給へりしこといちらるし關東の御おきてにも廟堂いみじうつくらせ給ひて京都のごとく釋奠のまつりたえさせ給はず文宣王をもていつきまつらせ給ふな

す淨は戲場にてあらごとしなど唱る者なり關雲長などみな淨のつとむることなり清の康熙帝の坐右の聯に葬操は丑淨とあるにても知るべし

○水滸傳

宗江は仁智の長者にして賊となれるは據なきより出たる也と人のゑれるがごとしゑかるを金世歎が評にゑひて宗江を姦智の大賊として評せるはことわりなし宋史に見えたる淮南の盜宗にはにくむべし水滸傳の書るごとくならばにくむべき物にあらず世歎が論は還道村にて宗公明三卷の天書を九天玄女より得るといへるところにて説きおはれりかの説のごとくならばいかでか天女のたすけあらむや作者の本意にかなはざる評なり

○東海談になるべしといふ書は赤城翁の茗話なり未練の學者の假字の外題を嫌て可成談とあらためなづけしはさて／＼文盲なる學者かなと其鐵面を見たくおもふ也又奈流邊志と云たるはいよく文盲千万なり僻ことかな云々

按するに可成と云るはいかゝあらむか奈流邊志とかけるは假字なればくるしからずこれを文盲といはい

三代實錄十三に依此天旱災波所致奈留部之とある類をもわろしとせむや常の假字はかしこの草の體なればそれを眞字に書たりとて文盲なりとてとがめ笑ふべきことかは

○同書に云伊勢物語に春日のさ—to知るよしゑてかりにいにけり此物語の作者知の字義を知らざるならむ中華の書に知ニ袁州一知ニ漳州一などの知の字はつかさどると讀なり知行所等の知もゑるといふことにあらずつかさどり行ふなり云云

考るに己が領する所をゑるといへるは我國古言なりざるをいせ物がたりの作者の知の字義をゑらざるなりといへるは過言なるべしゑるといへる詞この物がたりにかぎらずそのほかにもあまた見えたり古事記日本紀萬葉集などに所^{シロシメス}知大八島國一又御^{シロシメス}八島國一などあまた所見えたりこれらは知ろしめすとよめる故こゝろづかざるにやゑろしめすのろしの反りなればしりめすといふこととなり莊園の地などはしるところなどいはんこと論なし皇朝の古言にうとき人のみだりに古人をそしれるたぐひかゝることおほかり

自^レ劉炫^ニ事義紛^ニ蒼誦習尤艱靡^レ厭^ニ衆止^ニ更招^ニ疑義^ニ故玄宗廣酌^ニ儒流^ニ深廻^ニ睿想^ニ爲^ニ之訓注^ニ冀闡^ニ微言^ニ即勅^ニ學士儒官^ニ僉^ニ議可否^ニ於^ニ是當時有識碩德名儒咸集^ニ廟堂^ニ恭尋^ニ聖義^ニ妙理甚深常情難^レ測同共嗟伏服^ニ請頌傳^ニ侍中安陽縣男乾曜等奏曰天文昭爛洞合^ニ幽微^ニ望即流行^ニ佇^ニ光^ニ來葉^ニ制曰可然則孔鄭之注並廢^ニ於時御注之經獨行^ニ於世^ニ而唯傳^ニ彼注^ニ未^レ讀^ニ件經^ニ假之通論未爲允慥鄭孔^ニ二注即謂^ニ非^ニ眞御注^ニ一本理當^ニ遵行^ニ宜自^ニ今以後立^ニ於學官^ニ教^ニ授此經^ニ以充^ニ試業庶革^ニ前儒必固之失^ニ遵^ニ先生至要之源^ニ但去^ニ聖久遠學不^レ厭^ニ博若猶敦^ニ孔注^ニ有^ニ心^ニ講誦^ニ兼聽^ニ試用^ニ莫令^ニ失^ニ望^ニとあり今世にある所の孝經あに孔壁のまゝなる本ならんや唐の頃わたりきたれるに論なきもの也

○年山紀聞の中に安積先生の常照寺藏千字文記を載たりその文に夫千字文は梁武帝使周興嗣編之以教^ニ諸王之書^ニ而百濟王仁所^ニ上^ニ應神天皇^ニ者也皇朝文學之興^ニ實^ニ基^ニ于此^ニと見ゆ

今案するにこの文いかにぞやおぼゆるこれはまたく古事記によりてかゝれたるなるべしされど應神帝の

十六年は晋の大康六年にあたりて梁武帝よりは二百餘年まへなるをやされば古事記に千字文と云るせるはいぶかしきことどもなれども淳化帖に漢の章帝の書なりとて載たる文をおもへばいにしへかゝるもの有しとおもはる歐陽公の説によれば義之より前既にありといへり安積子の文のごとくにては梁武より後王仁來て應神帝にたてまつれると聞えて年代前後せりさる博識の家にもふとおもひたがへたることのあるは千慮一失といふべし

○いかのぼり

都人はいかとよび關東人はたことよべり形の烏賊魚に似たればなりふるき繪はもとより近ごろ西川祐信のゑがける物みな烏賊魚のかたちせり關東にては章魚といへるも足のおほかる物なればまかよべるなるべしいにしへに師勞之とよべるよし和名抄に見えたり風鳶紙鳶などかしこの文にも見えたれば今のとびだこといふものは唐のさまをうつしつくれるなるべし

○淨

俗語數といへる書に淨をどうけと訓せり大にまから

津抄を引ていへるは源の御出によりて火をとり
のけたるなりと云るせり

これは穩なる注ともおもはれず源氏のいらせたまへ
るを見て火をとりのけなどするほどにて右近がうち
臥てをるべきことかはこゝは源氏のいかにも玄のび
て入せ給へる故にさはえらで右近も臥ゐたるさまな
り大といをはじめ法師ばらはみな念佛おこなひにか
ゝりてこなたにをるに右近のみひとり此人々にそむ
きてあなたさまに屏風へだてゝふしたるをししか書た
るなり獨とかくべきを火とりとうつし損じてしひて
説をなしたる物と見ゆ

○太宰子の獨語に仲麿が明州にてよみたりとい
ふあをうなばらの歌は盛唐の佳境にて李太白が
我眉山月の詩と同格なるべし定家卿あまのはら
と改られしは口をし云々

考るにあをうなばらの歌とは土佐日記にあをうなば
らふりさけみればかすかなるといふをとりていへる
にやされど古今集羈旅部にあまのはらとあれば定家
卿のあらためられしにはあらず百人一首にあまのは
らとあるより定家卿の改られしとおもひて古集をわ

すれられしはあやし

○同人の古文孝經の序に孔壁古文孝經并與安
國之傳一在予我日本者寧不_レ知珍而寶_レ之哉と
あり

按ずるに孔壁の古文とかゝれしはいかにぞやおぼゆ
る皇朝につたへたる孝經いにしへの科斗のまゝなる
もの有しことをきかすことに世にある所の孝經に章
ごとに名をわかちつけたるなど他經に例もなくいに
しへざまにあらず漢已後の人のつけそへたる物とお
もはる孔傳といへるものもかしこにてもはやくより
疑おもへる人もありけり皇朝にて詔ありてこれを禁
じ給へることもありしをかの序に清和帝の制詞を舉
いはざるは國史をばみずやありけむいまこゝに書つ
く三代實錄卷之四_{貞觀二十}十六日壬辰制哲主之訓以
_{孝爲_レ基夫子之言窮_レ性盡_レ理即知一卷孝經十八篇章}
六籍之根源百王之模範也然此間學令孔鄭二註爲_レ教
授正業_一厥其學徒相沿盛行_二於世_一者安國之注劉炫之
義也今案_二大唐玄宗開元十年撰_三御注孝經_一作_二新疏三
卷_一以爲世傳_二鄭注_一比_二其所_三注餘義理專非又稽_二之鄭
志_一康成不_レ注_二孝經_一安國之本梁亂而亡今之所傳出

と見え孟津にも源のうつくしきにつきて好色の
心より女になりて見たきと也とゑるせり

接するにをとこは女にくらぶればほねふとくひげお
ひてよろづをゝゑきものなるを是はひきかへうつく
しくなよびたる御姿なれば女ともいはまし女にて見
奉りても上の品なるべしとのたまへるなるべしいか
にいろめきたる御心なりともみづから女になりてこ
の人にむかひたきとおぼさむやは細孟ともに甚しき
穿説なるべし巴抄に源氏を女にしてみばやと也とか
けるはよろしき説なり柳の巻に藤壺の尼になり給は
んとて冷泉院へまゐり給ふ時に冷泉院の御かたちを
あけかへる所におとなびたまふことにたゞかの御顔
をぬきすゑ給へり御はのすこしくちてくちのうちく
ろみてゑみ給へるかほり（一云かほのにはひやうな
るをいへるなりかをりとあるべし）○一本もかほりな
り（一）つくしきは女にて見たてまつらまほしうきよ
らなりとあるをもてこゝの解のあやまれるをゑるべ
し繪合巻に院の御ありさまは女にてみたてまつらま
ほしきをとあるもおなじ

○鞆

和名抄に唐韻を引て鞆韋囊吹火也とありて和名布岐
加波とゑるされたり今ふいごとよぶはかはをよこな
まりたるなり又鋸も和名能保岐利とあり今はのこぎ
りとぞいふなる木天蓼を和太々非と訓せりいまはま
たゝびとおしなべていへりかゝる類猶おほく有べし

○きんち

これは物がたりぶみに見えし詞にて海といへること
なりと抄に見ゆされどいかなることにて海をきんち
といへるにやたしかに注し付たる物を見ず今考るに
もしくはきんだちをつゝめてきんちといひたるにや
とおもふはひがこゝならんか

○のろし

こゝろおそき人をさして俗語にのろしといへりこれ
はぬるしの轉せるにやとおもはる若菜巻上に朱雀院
の御出家の事をかける所に終にかく見奉なし侍るま
でおくれたてまつりぬる心のぬるさをはづかしくお
もう給へらるゝかなとありいまののろしといへるに
よくあたれり

○ゆふ顔の巻にいり給へれば火とりそむけて右
近は屏風へだてゝふしたりとあるを湖月抄に孟

精也寔惟美泉卽合大瑞朕雖痛虛何違天貜可
大赦天下改靈龜三年爲養老元年天下老人年八
十已上授位一階若至五位不在授限百歲已上
者賜純三疋綿三屯布四端粟二石九十已上者純二疋
綿二屯布三端粟一斛五斗八十已上者純一疋綿一屯
布二端粟一石僧尼亦准此例孝子順孫義夫節婦表
其門閭終身勿事鰥寡孤獨疾病之徒不能自存者
量加賑恤仍令長官親自慰問加給湯藥亡命山
澤藏禁兵器百日不首復罪如初又美濃國司及當
者郡司等加位一階又復當者郡來年調庸餘郡庸
賜百官人物各有差女官亦同癸巳授美濃守從四位
下笠朝臣麻呂從四位上云云十二月丁亥令美濃國
立春曉把醴泉而貢於京都爲醴酒也されば此時
孝子の美濃國に在しにはあらず養老といふ文字は符
瑞書に見えたるをもて年號とはなさしめ給ひける也
人ありて老人をいたはりやしなひたることにはあら
ずましてこの頃は孝子烈婦の類はあつくめぐみ給ひ
てその名を史に著るしてもらふことなきをや著聞十
訓抄の作者いかで國史をよまざりけむいふかしき
○世俗に怒はらたつことをいきどほるといひま

たつゝ、ますかくさぬことをあからさまといへり
日本紀卷の六垂仁天皇の條に俯仰喉咽進退而血泣日
夜懷悵無所訴言とありて懷悵の二字いきどほると訓
せたり悵字は字書に不安也憂也と注ありてなげくこ
となりさらばいきどほるとはうれひいたむことにし
ていかりはらだつことにいへるは後の轉じたる語な
るべし（新撰字鏡曰悵悵意不舒泄也伊支止保留この
注に字のはあきらかなり。萬葉集十九布里左氣
見都追伊伎騰保流許已呂能宇知乎思延云々）又あか
らさまといふ詞は神武紀に倏忽の文字をよませてま
ばしの間といふこと也或云明狹間といふことにて日
光の隙を過る急なることにいへる詞なりと源氏物語
などにあからさまにかけける皆まばらくのほどをさし
ていへる所に用たり白氏文集牡丹芳詩に暫の字をあからさまと訓せりいまの俗に
いふとは大にたがへり
○紅葉賀卷に宮もこの御さまの常よりことにな
つかしううちとけ給へるをいとめでたしとみた
てまつり給てむこよなどはおぼしよらで女にて
みばやといろめきたる御心にはおもほす此所の
注に細流に是も女になりて源にむかひたきと也

兌舗は疵の大きさをかりてそのしろをとりて疵なき物とかふることなり考るに財物に疵あるを

いみきらふはふるきならひなりとおもはる

三代實錄第十一貞觀七年六月十日己未禁_三京畿及近江國賣買之輩擇_三弃惡錢_二曰弘仁十一年六月九日下知大藏省曰鑄錢司所_レ進新錢雖_三文字頗不明_二而不_レ失_三體勢_二亦有_三小疵_二行用無_レ妨宜猶檢納而問患者不_レ悟_三此旨_二專任_三己心擇弃不_レ受或稱文字不_レ全計十嫌_二三或號輪郭有_レ缺舉百欠_二八九_一是以要_三升米_二者飢口難_レ糊買_三屯綿_二者寒身不_レ暖宜牒_三于路頭_二嚴加_三禁止_二若有_三乖違_二隨即決笞と見えたり

古今著聞集八及十訓抄卷の六に昔元正天皇御時美濃國に貧く賤き男有けるが老たる父を持たりこの男山の草木をとりて其直をえて父をやしなひけり此父朝夕あながちに酒を愛しほしがるこれによりて男なりひさごといふ物を腰につけて酒をうる家に行て常にこれを乞て父をやしなふある時山に入て薪をとらんとするに苔ふかき石にすべりてうつふしにまろびたりけるが石中より水流れ出る事ありそのいろ酒に似たり汲て

なむるにめでたき酒なりうれしくおぼえて其後日々に是を汲てあくまで父をやしなふ時に帝此事を聞し召て靈龜三年九月にその所へ行幸ありて御覽じけり是則至孝の故に天神地祇あはれみてその験をあらはすと感せさせ給ひて後に美濃守となされけり其酒の出る處をば養老の瀧とぞ申かつは是によりて同十一月に年號を養老と改られけり

この説妄誕のはなはだしきものなり續日本紀養老元年靈龜三年なり八月甲戌遣_三從五位下多治比真人廣足於美濃國_二造_三行宮_二九月丁未天皇行_三幸美濃國_二云々甲寅至_三美濃國_二東海道_一相摸以來東山道_一信濃以來北陸道_一越中以來諸國司等詣_三行在所_二奏_三風俗之雜伎_二丙辰幸_三當耆郡多度山美泉_二賜_三從_レ駕五位已上物_二各有_レ差十一月癸丑天皇臨軒詔曰朕以今年九月到_三美濃國_二不破行宮_一留連數日因覽當耆郡多度山美泉自盥_三手面_二皮膚如_レ滑亦洗痛處無不_二除愈_一在_三朕之躬_二其驗_三又就_二而飲浴_一之者或白髮反黑或頑髮更生_一或闇目如明自餘痼疾咸皆平愈_一昔聞後漢光武時醴泉出飲_三之者痼疾平愈_二符瑞書曰醴泉者美泉可_二以養_一老益水之

かみの瀬まつ里の津にとまりて云々野山蘆荻の中を分るより外のことなくて武藏とさがみとの中にゐてあすた川といふ在五中將のいさこととはんとよみけるわたりなり中將の集にはすみだ川とあり舟にてわたりぬればさがみの國になりぬ云々といへりこは所のものゝ教たるまゝに書しか土人の云傳へたるは大によしあしの侍るめり又京人の聞傳へたるも必よしとのみいひがたし亦いはく右に引たる更科日記のごとく此文にももとはさがみの國とむさしのあはひなりあすた川と有つらんを後人古今集の詞に偏によりてむさしと下つふさのあはひとは改つるにや此文にむさし下つふさの云々とあらむにはいかでかの日記にしかかゝむ此歷る所々のついでによるもむさしには年へたる様を書くにも日記のごとくならんと覺ゆとあり

按するに眞淵の見られしは世にある所の印本の更科日記なるべしやつがれが藏書に萩原宗固といふ人の自筆もて校合せる本ありそれは古本もてうつしなほせるよししるしてこゝにかきつく

そのつとめてそこをたちてしもつふさの國とむさしのさかひにてあるあすた川とぞいふ在五中將のいさこととはむとよみけるわたりなり中將の集にはすみだ川とありかゝみの瀬まつ里のわたり津にとまりて夜ひとよ舟にてかづゝものなどわたす云々野山蘆荻の中をわくるよりほかのことなくてむさしとさがみの國にゐてふとゐ川といふ舟にてわたりぬればさがみの國になりぬ云々かくあれば印本とは大にたがへり此古本にあすた川とあるぞさるべくおもはる今もかのわたりのむらにすだとなふる所ありむかしあづま人のひなびたるくちづきにはすみだ川ともいひつらんを都人はすみだ川と書るにやあらんさて古本にはむさしとさがみのさかひにある川はふとゐ川とありてあすた川にはあらず印本の更科日記のあやまれるをもて證となして古今集伊勢物語までをひがごとしるしたりなどやうにいへるは一時の過失なるべし

○俗間にきれ小判こしをれ小判などいひて疵ある黄金をばいとひきらひてこれをとらずおほやけよりこれを制したまへどさらに用ることなし

かゝる歌の勅撰の集にいれること不思議なることなり此うたたのめしめしかはらのさしもくさといへる歌の下にたゝむことかたくぞおぼゆる

○むさしのくに隅田川のほとりに橋場の里といへる所あり此所むかし橋のありしあとなりといひつたへたり

按するに夫木集に康元元年鹿島社に詣けるにすみだ川のあたりを見ればかのわたり今はうきはしをわたしたりければ、光俊朝臣、

すみだ川むかしはきかすいまこそは身をうきはしのあるよなりけれ、とするせり今の橋場の里はこの歌をもて徴となすべし（僧萬里、梅花無盡藏卷二道灌公攻下總之千葉構長橋三條其所號橋場）

○宇治拾遺物語に今はむかし藤六といふ歌よみ有りりげすの家に入て人もなかりけるをりをみ

つけて入にけり鍋にある物をすくひけるほどに家あるじの女水をくみて大路のかたよりきてみればかくすくひくへばいかにかく人もなき所に入てかくはする物をばまゐるぞあなうたて藤六

にこそいましければ歌よみ給へといひければ、むかしよりあみた佛のちかひにてにゆるものをはすくふとそしる、

この藤六（藤六は大系圖に藤原長良子弘經子輔相無宮號藤六、按作者部類載六位之部謂藤六者藤六位之意乎、袋草紙に藤六輔相過獄前于時獄囚一人走出抱之入獄門内云朝之歌仙之由承之爲題此菊可令詠一首云々輔相即詠云「人やうゑしおのれやおひしきくの花しもとにうつる色のいたさよ、獄囚感歎して免之と云々、保元物語には藤六左近と有しやうに覺えたり」といへる人かゝる狂言利口をもてそのかみよにしられけるなるべし、今仁和寺藏書目錄に藤六傳といふものあり、將門はこめかみよりぞ射られけると、よみしもこの藤六なるよし保元平治物語に見えたり

○いせ物語古意にすみだ川を注していはくすみだ川は既に古今集にしかあればこゝなりとのみわれも人もおもへりしかるを更科日記に下つふさの國とむさしのさかひにてふとゐ川といふか

けれ朝顔の卷にこうくといきてしやうのいといた
くさひにければ蜻蛉日記上にまたひるよりこほく
はたくとするぞひとりゑみせられてあるほどにな
ど見えたり

○十二支に鳥獸の名をつけし事

子丑寅卯の十二は聖作にてふるくより傳へ來しとし
るしこれに鳥けものゝ名を配したるは後漢の頃より
にや王充が論衡にも所々に出たり又陳眉公太平清話
曰十二支所屬北周時已有之宇文護之母與護書曰
昔在武用鎮生汝兄弟大者屬鼠次者屬兔汝身屬蛇
又陸長源以舊德爲宣武行軍司馬韓愈巡官同事或
譏年輩相遠愈曰大蟲老鼠俱爲十二相屬何恠之
存これらにてからくに十二支へ鳥けだものを配當
せし事しらぬれどいかなるゆゑありて子を鼠とし
丑を牛とせるにやとうたがひしに此頃法苑珠林を見
るに第四十卷に大集經に云又此世界諸菩薩等或作
種々天人畜生之像遊閻浮提教化如是種類衆生
若爲人天調伏衆生是不爲難若爲畜生調伏
衆生是乃爲難閻浮提外東方海中有瑠璃山其山有
窟是昔菩薩所住之處有三毒蛇在中而住復有

窟中有二馬復有二窟中有二羊南方海中有玻
瓈山其山有窟有二獼猴復有二窟中有二雞後
有二窟中有二犬西方海中有二銀山中有二窟
中有二猪復有二窟中有二鼠復有二窟中有二
牛北方海中有二金山中有二窟中有二獅子復
有二窟中有二兔復有二窟中有二龍是十二獸
晝夜常行閻浮提內人天恭敬功德成就已於諸佛所
發深重願一日一夜常令二獸遊行教化餘十一獸安住
修慈周而復始七月一日鼠初遊行以聲聞乘教化一切
鼠身令離惡業勸修善事如是次第至十二日鼠
復還行如是乃至盡十二月至三十二歲亦復如是云
々これらの説よりとりて十二支に鳥けだものゝ名を
つけたるなるべしされどこの文には虎なくて獅子あ
りおもふに獅子はから國になきもの故に虎にかへた
るなるべし

○玉葉和歌集神祇部に「十日あまりよかとい
ふよのひとひらきひらくる御代はかくそたのし
き、これは正慶の頃賀茂社の御戸のひらきに參
りて通夜したりける人の夢につげさせ給ひける
となんと記り

ならん此ふみにさるたがひすくなからず

按するにみをつくしの巻に花ちる里をかれはて給ひぬるこそいとほしけれおほやけごとしもしげく所せき御身におほしはかるにそへてもめづらしく御めおどろくことつなきほど思しつめ給ふなりけりさみだれのつれづれなるころおほやけわたくし物靜なるにおぼしおこしてわたりたまへりとあれば須磨よりかへらせ給ひて後はじめて花ちる里をとひ給ひしは五月の頃なりさてよもぎふの巻に卯月ばかりにと有をもて記者のついでうしなひたるらんやうにおもはるれどしからずこれは卯月の夜に花ちるさとおもひ出給ひてさて出給ふ道のゆくてに藤の咲かゝれる松を見給ひて末つむ花のかたとはせ給ひたるにてこの夜花ちるさとへたづね給ひしにはあらずこのち五月になりてふたゝびおもひおこして花ちるさとをばたづねたまひしなるべし巻の末にかの花ちる里もあざやかにいまめかしうなどははなやき給はぬ所にてとかけるは須磨よりまへ花ちるさとへかよひ給ひし事をこゝにおもひ出給ふを御めうつしとは書たるなりしからざれば眞淵の説のごとく四月五月前後

のたがひいできてみをつくしの巻とかなはずなりぬ

○いまの人兄をあにきをちををちきなどいふ事あり

多武峯少將物がたりにたちはきたる人みてもこれやてゝきなどはゝきのもとにおはせぬ我をいだきたまはぬとてなげき給へば云々と見えたりうつば物語藏開の巻にもこの詞ありとおぼゆさらばふるくよりいひきたれることなりけり

○夕がほの巻にこほゝとなるかみよりもおどろゝしくといへる所に湖月抄に孟津抄をひきて蜻蛉日記のかみこほゝとなるとあるをひけり新釋には枕ざうしの庭の砂ごをふむくつおとをもこをめかしといへるを引たり

按するにこほゝといへる詞このほかにもあまたありうつば物語國ゆづり下に御屏風御几帳もこほゝとたふれぬと見えまた紅葉賀巻に屏風のもとによりてこほゝとたゝみよせておとろゝしうさわがすに云々枕ざうしにやりどなどあくるもいとにくしすこしもたぐるやうにてあくるはなりやはするあしうあくればさうじなどもたふめかしこほめくこそしる

で後にさまざまいふはいたづらごとなりとかき
たり

按ずるに古今集其外の書に誹諧とありて俳とかける
ことなしからくにの書にも誹諧と書たるあり隋書に
侯伯字君素好學有捷才爲儒林郎通説不持威
儀好爲誹諧雜説と見えたり世説新語補の注にも
誹諧とあり草の手より誤かけるなりといへるはなか
くにたがへり俳と誹と古音にては通せしならむと
南畝子は申されき

○をとめの巻にめでたくとも物のはじめの六位
すくせよとつぶやくもほのきこゆとあり賀茂翁
の新釋には六位すくせよとくを濁て過せとよま
せたり（釋虎關異制庭訓目競膝挾宿世結に宿
世焼とあり宿世焼は今の縁むすびなるべし佛語
の宿世因縁なるべし）

按ずるに花鳥餘情にすくせは夫婦の契をいふ也と見
えたりこれは六位のくらゐひくきをさきのよのすく
せのつたなきによれりといふ心にて六位すくせとは
いふなりと有さごろも三の上にあなかなしの受領す
くせやとあしずりといふことをしてなくとかけるも

同ことなりあはせ考べし眞淵の説は強解とやいはむ
○繪あはせの巻にえんにすきたるちんのはこに
おなじこゝろはのさまなどいといまめかしとあ
るを古注はみなすきたるを透たると解せり新釋
にはく艶にこのましく風流なる意にてえんに
すきたるとは書しなるべしといへり

考るに古注にしたがふべしわかむらさきの巻にこん
かうしのすいのたまのさうぞくしたるやがてその國
よりいれたるはこのからめいたるをすきたる袋にい
れて云々とありこれと同語なるべしうつはなどのこ
のまじきかたちせるをすきたるなどいはんはいまの
よのいやしき女わらべこそさはいへあがりたるよに
は例ある詞とも思はれず翁の説甘心しがたくこそ

○よもきふの巻に卯月はかりに花ちる里をおも
ひいできこえ給てしのびてたいのうへに御いと
まきこえて出給ふとありこれを新釋にいへるは
上のみをつくしに此花散里とひ給ひしは五月五
日にあかしへの御使行至てそのかへりなどあり
て次に五月雨のつれなる頃ともあれば五月
と見ゆ爰に卯月とあるはいかにぞやふと書たる

とほくして仁義の道に入がたしいはんや女房ご
ときの爲には聊益なしされば先人の耳ちかく又
人の好所の淫風を書あらはして善道の媒として
中庸の道に引入終には中道實相の悟におとし入
べき方便の權教なりまたある人の説に此物がた
りもつはら人情世態を述てかみ中しもの風儀用
意をしめし事を好色によせて差別を言葉にあら
はさずみる人をしてよしあしを定しむ大旨は婦
人のために諷諭するといへどもおのづからをの
このいましめとなることおほし又云みなそのよ
にありし人のうへをのべて勸善懲惡をふくみた
りこの本意をしらずして誨淫の書とのみ見る輩
は無下の事なり云々

これらの説みなしひことにてうけがたしこの物語よ
みて淫奔のこゝろはおこれるともいかで教戒のやく
となるべきあまりに式部をほめんとせる心よりかゝ
るひがことをもいふなりけりかゝる物語のをしへと
ならざることは式部が書るものにもみえたり螢の巻
に云紫の上も姫君の御あつらへにことつけて物語は
すてがたくおぼしたりこまの物語のゑにてあるを

いとよくかきたる繪かなとて御らんずちひさき女君
のなにこゝろもなくてひるねし給へる所を昔の有さ
まおぼし出て女君は見給ふかゝるわらはどちだにい
かにされたりけんまろこそ猶ためしにしつべく心の
どけさは人ににざりけれときこへ出給へりげにたぐ
ひおほからぬこと共はこのみあつめ給へりけんかし
姫君の御まへにてこの世なれたる物語などなよみき
かせ給うぞみそか心つきたるものゝむすめなどはを
かしとにはあらねどかゝることよにはありけりとみ
なれ給はんぞゆゑしきやとのたまふとありこはかゝ
る物語は女子の教とはならでなかゝに世にかゝる
ことも有けりとおのれがこゝろにゆるしてあだなる
かたにこゝろひかるべかめれば女子にはよみきかす
まじきふみなりといさめ給へるなりさらば警戒のた
めとはならで淫奔のなかだちたるべきこと式部がか
けるをもて證となすべし

○古今集打聽といへる書に賀茂翁の説とて今の
本に誹諧とあるはうつしあやまれる也とありて
そのかたはしに細註して秋成とかいへる人のい
はく草の手にて俳と誹とのまぎれたるをおもは

まへに調し出せることあきらけしまた鎌倉の海にと
かきたるはほかのくにへはなきがごとく聞ゆれど山
家集にいらさきにかつをつり舟ならひうきてなど
もみえたり續日本紀には堅魚となをつきし人も見ゆ
いづれにもいにしへよりよにもてはやし物にてぞ有
ける

○演義三國志九十五回到武侯彈琴退仲達とこ
とをしるせり

これよく人のしれることながら陳壽が三國志にはな
きことにて稗史をつくれるものゝいつはりごととなり
天祿閣外史にいはいはく黄憲字は叔度が作有巨盜攻冥
阨之關一郡大恐居民遁逃而無所歸賊有名司馬
龍上者力敵三軍勇冠百萬懸千錢于百步之外
箭九發而九破以此擅譽時羣盜將陷關司馬龍曰吾
聞郡有黃叔度未可攻也乃結營於關外云云徵
君鼓琴帳中司馬龍聞之笑曰此必叔度作也聞態
也吾知其弱矣遂攻關門賊衆曰關不可擊折而鼓
琴此詐也内必有伏且勿攻云云これよく似たること
なり但此外史といへるも王逢年といへる人のいつは
り作れるよしなればかへりて演義よりとり出て附會

せるにやあらむ（天祿閣外史明朝の僞書なり戒菴漫
筆に天祿閣外史乃近年崑山王逢年所詭託者）湧幢小
品に徐應雷説曰黃叔度言論風旨無所傳聞嘉諸之季王
舜華名逢年有高才奇癖著天祿閣外史託于叔度以自
鳴又列朝詩集小傳及帶經堂詩話にあり

○市井のあひだに主人をさして親方といふこと
あり

あげ巻の巻に例のかろらかなる御心ざまに物おもは
せむこそ心ぐるしかるべけれどなおやかたになりて
聞え給ふ（平治物語頼朝庄司に語て云此日來養はれ
奉るも前世の事にこそ待らめ今は一向親方と頼むな
り云々）又曾我物語に三浦別當が妻は曾我十郎がた
めには嬢なりけるが別當がめしつかひたるかたかひ
といへる女を十郎がもとへやらむとてしかかゝのこ
とかたらふ段にいはいはく親かたのいふことなりかねて
かやうの事ありとは夢にもしらすうけたまはりぬと
いふ云々案するに兄伯母などの類をばたふとみて親
に比すべき者ゆる親かたといへるをいまは轉して主
人にも用ひきたれるなるべし

○源氏物語の注者の詞に凡四書五經は人の耳に

にけり、十といひつゝよつを十四年といふ説あれども只四十年相そひたるものゝところはなるゝ所の名残をいかにと推量あれと也とゑるせり
今案するに十四年のかたにゑたがふべきにや蜻蛉日記に道綱の母の道綱のをさなき比のとしかぞへ給ふ所にかくて人にくからぬさまにてとをといひてひとつたつとしはあまりにけりとありいせ物語にゑるせしも是と同じかるべし

○つれづれ草に云門に額かくるをうつといふはよからぬにや勘解由小路の二品禪門は額かくるものたまひき（著聞集卷七九丁御經藏といふ額を一枚かきて置給ひたりければ只今うつべき經藏もなければ云々額ありとてとり出されたりければうたれける云々）見物の棧敷うつもよからぬにやひらはりうつなど常のとなりさんじきかまふるなどいふべし

この文にては棧敷うつといふはわろしと聞ゆされど古書にしかかけることありうつば物語藤原君卷七月七日になりぬ賀茂川に御ぐしすましに大宮よりはじめたてまつりてこぎみだちまで出給へり賀茂川のは

とりにさじきうちてをとこ君たちおはしまさふず云々これらの文をば兼好はふとわすれたるなるべし（又考ふるに宇治拾遺卷十二に一條富小路にさじきうちてとあり）

○同書に鎌倉の海にかつをといふ魚はかのさかひには左右なき物にて此頃もてなす物也それも鎌倉のとしより申侍りしは此魚おのれらわかゝりし世までははかゝゝゑき人の前へ出ること侍らざりき云々

これを徂徠翁の延喜式をひきてそしられしはことわり也万葉の浦島が子の歌は人のゑる所なり今按するに類聚三代格第一に太政官符定準犯科秘事、一大祓料物二十八種馬一匹大刀二口云々酒六斗米六斗稻六束鰻六斤堅魚六斤云々またうつば物語國ゆづりの巻にあけてみればかつをつばやきのあはびとあり賦役令に煮鹽年魚四斗煮堅魚二十五斤堅魚の煎汁四升註に謂熟煮汁曰煎とゑるしたり俗にダシといへる物なり煮堅魚とはそのまゝ煮たるをいふなるべし三代格にゑるせるは脯にゑたるをいふかうつばに見えしは生なるものにやいづれにもいにしへより貴尊のみ

ねざめのすさび一の巻

石川雅望輯

○賀茂の翁の説に百人一首壬生をみぶといふは壬は水の事とおもへる後人のわざ歟、躬恒集の詞に延喜の御時にふのたゞみねがおほやけの使にてと有ぞいにしへのよみなるべき、いかにとなれば和名抄に土佐國安藝郡丹生布爾筑前國上座郡壬生布爾とて丹生はもとより壬生と書るをも爾布とあり壬の吳音爾なれば丹の字とかよはせて書しならん丹生は赭土ソホトのある所をいふなればとまれかくまれみぶとはいふべからずといへり今按するにこの説ことわりあるに似たれど誤なるべし姓氏は國々にわかれておほくの人の子孫うけつぎてよふものなればいかにみだれたる世なりともおのれが姓氏の稱呼をさへわするべきものあらむや（又眞淵の説の如く爾布とよみては壬を音にいひて生を訓によむ事になりて俗にいはいゆるゆとう讀といふもの也）ひかれたる和名抄に土佐國安藝郡丹生は爾布とよまむ事勿論なり筑前國上座郡壬生を爾布と注せ

しは未を爾とうつしそなへるにやあらむ躬恒集の詞書ににふとありとも今の本はあやまりのみおほかればこれをもて證とはまがたし今考るに拾芥抄中に或書云延暦十二年正月甲午遣使於山背國葛野宇太村地爲遷都也始造山背新宮同年六月庚午令諸國造新宮諸門尾張美濃二國造殷富門伊福部氏也越前國造美福門壬生氏也若狹越中二國造安嘉門アイヌカヒ海犬アイヌカヒ甘氏也丹波國造偉鑿門猪養氏也但馬國造藻壁門佐伯氏也これより下拾芥抄今本誤おほし同書中末門號起事といへる所合せ考べしこの拾芥抄にひけるはいかなる書にやさだめて古書なるべし今の山城の京に都うつし給へる時國々におほせて御門をつくらしめ給ひさてそのつくれる人の氏をもて佳字にかへて門號とはなし給ひけるになむこれに美福門をつくれる人の氏壬生なれば壬生を爾布とはよむべからざるとあきらかなりといふべし（任那の任もにんの音なるをみまよめり御間城入彦の御名も此任那の始て來貢せしによれる御名なるべければ壬をみよめる證とすべし）

○いせ物語拾穗抄に古注を引て「手ををりてあひみしとをかぞふればとをといひつゝよつはへ

一 あづま屋の巻の内の事 六六二

一 伊勢物語のうちの事 六六三

一 そこそ 六六三

一 椎本巻の内の事 六六三

一 そゝや 六六四

一 源氏物語引歌の事 六六四

一 ついな たまゝつり 灌佛

の事 六六四

一 玉勝間に人を仁といふ事 六六四

一 玉あられといへる書に云よ

りては云々のことにより

てと云事 六六五

一 續江戸砂子に後拾遺郭公の

歌の事 六六五

一 神儒佛三法孝經解といへる

書の事 六六五

一 御衣 六六六

一 佛の神號 六六六

一 たゝみ 六六六

一 善光寺の御佛 六六七

一 淺草寺のみほだけ 六六八

一 かひの國の古塚 六六八

一 大江千里 六六八

一 大江 六六九

一 腕 六六九

一 朗詠集の事	六四六	一 催馬樂に葛城の歌の事	六五〇	一 同卷の事	六五五
一 俗文の誤	六四六	一 桐つばの卷のうちの事	六五一	一 薄雲の卷のうちの事	六五六
一 骨つぎの法	六四六	一 若紫の卷のうちの事	六五一	三の卷	
一 をちをば	六四六	一 花の兄	六五二	一 二十四孝	六五七
一 いひかゆ	六四七	一 王安石	六五二	一 すてがな	六五七
一 宇治拾遺に大卒都婆の事	六四七	一 數奇	六五二	一 たまづさ	六五八
一 高瀬舟	六四八	一 あふひの卷のうちの事	六五三	一 揚名介	六五八
一 古書のたがひ	六四八	一 節分	六五三	一 とのゐものゝ衣	六五八
一 かなづかひ	六四九	一 あづきのもちひ	六五三	一 神前にて經よむ事	六五九
一 つれ／＼草のうちの事	六四九	一 俵字	六五四	一 かゝり火の卷のうちの事	六六〇
一 酒造減させ給ふ事	六四九	一 末つむ花の卷のうちの事	六五四	一 よもぎふの卷のうちの事	六六〇
一 漢音吳音にて書をよむ事	六四九	一 てんこちなし	六五四	一 みをつくしの卷の内の事	六六一
一 不忍池の事	六五〇	一 一こんかきの白袴	六五四	一 夕霧の卷のうちの事	六六二
一 一こんるりのつば	六五〇	一 あさがほの卷のうちの事	六五四	一 古きことわざ	六六二
一 一こんがうじ	六五〇	一 松風の卷のうちの事	六五五	一 古言	六六二

一 ゆふがほの巻のうちの事 六三〇

一 仲麻呂があをうなばらの歌の事 六三一

一 古文孝經の序の事 六三一

一 常照寺藏千字文の事 六三二

一 いかのぼりと云事 六三二

一 淨の字の訓の事 六三二

一 水滸傳の事 六三三

一 東海談になるべしと云書の事 六三三

一 同書に伊勢物語に知るよしと云事 六三三

一 本田善光と云人の事 六三四

一 本居が玉かつまといへる書に有事 六三四

一 つまに孔丘と云事 六三四

一 源氏物語ゆふかは并に椎本の歌の事 六三五

一 末つむ花の巻のうちの事 六三五

二の巻

一 蜃氣樓の事 六三六

一 はゝきゝの巻のうちの事 六三七

一 むさし野の事 六三七

一 吾妻森の事 六三七

一 神無月時雨とともに云々の歌の事 六三八

一 事跡合考に溜池の事 六三八

一 あづまの道の記の事 六三八

一 東關紀行の事 六三九

一 よもぎふの巻のうちの事 六三九

一 玉くしけと云書の内の事 六四〇

一 驛路鈴の事 六四一

一 松浦佐用姫石となれると云事 六四二

一 古今和歌集序の事 六四二

一 綱しき天神の事 六四三

一 桐壺の巻のうちの事 六四三

一 同巻の事 六四三

一 盧生が夢の事 六四三

一 忠盛がいもかねの歌の事 六四四

一 盜賊が廟并小照明神の事 六四五

一 貫之大阪の關の清水の歌の事 六四五

一 なるべしと云書に火の用心と云事 六四五

ねざめのすさび目録

一の巻

一 壬生と云事

六二九

一 伊勢物語拾穂抄注之事

六二九

一 徒然草に門に額かくるをう

つと云事

六二〇

一 同書に鎌倉の海にかつをと

いふ魚の事

六二〇

一 演義三國志九十五回到武侯

彈琵琶退仲達と云事

六二二

一 市井に主人をさして親方と

云事

六二二

一 源氏物語の注者に凡四書五

經は人の耳にとほくして仁

義の道に入がたしと云事 六二二

一 古今集打聽に加茂翁の説と

今の本にある文字の誤なる

と云事

六二二

一 をとめの巻に六位すくせと

いひし事

六二三

一 繪合の巻にえんにすきたる

ちんの箱と云事

六二三

一 よもぎふの巻の誤之事

六二三

一 今の人兄をあにきをぢき杯

云事

六二四

一 夕がほの巻にこほくとな

るかみよりもおとろく敷

といへる事

六二四

一 十二支に鳥獸の名をつけし

事

六二五

一 玉葉集神祇の歌の事

六二五

一 むさしの國橋場の里の事

六二六

一 宇治拾遺物語に藤六といふ

歌よみの事

六二六

一 いせ物語古意にすみだ川を

注したる誤の事

六二六

一 俗間にきれ小判こしをれ小

判之事

六二七

一 養老の瀧の事

一 いきどほると云事

六二八

一 紅葉賀巻のうちの事

一 轡之事

六二九

一 きんちといふ事

六三〇

一 のろしと云事

六三〇

ぬ横は二尺ばかりもあらんか惣て三十二枚といへり

○京都大通寺尼寺ナリ塔頭多聞院什物木村長門守書

札

一筆令啓上候先以御疵痛如何和申候哉朝夕無心元存

暮候御聞及も可被成候一圓不得寸暇心外之至奉存候

城中之有様墓々敷體無御座兎角天下者家康と存候事

に御座候昨夕も石川肥後守我等陣屋へ忍被參石川も

我等同腹中に城中之詮議評判御母公之下知にて手前

支配承引一圓無之候由尤に存候某事昨朝七つに下知

不承鳴野へ罷出分際之働諸人驚目候兎角一日も早く

打死と覺悟仕候貴所は昨今之籠城其上數ヶ所深手御

負の間無油斷早々在所へ御引込御尤に存候誰とても

嘲者有之間敷候我等儀者家康懇意の筋目故板倉伊賀

方より度々内意申越候得共當君へ被附候所二心は士

之非本意候聊面目も不存候得共人並に月日を送る無

是非事に御座候然ば此香爐姉君へ御届可被下候扱此

太刀は家康より我等十三之年元服爲祝儀給り候使者

は本多平八口上家康之秘藏之大業物にて來國俊之由

申來候我等數度之戰に此太刀にて一度も不覺を不得

候依之大波と名付今日迄所持仕候得共貴所へ形見に

進候隨分御秘藏可被成候一城之内に乍在一時も心閑
に得御意候事も無之他人同然之様に殘念千萬之至に
候嘸姉於照殿御恨可有候此段不私ホウ宜御言分可被下
候無是非事に候恐惶謹言

四月六日

木村長門守

猪飼野左馬介殿

御陣所

此織錦舍隨筆上下二卷は宮崎縣人五十嵐雅言がさ
るところよりかりいでたりとて見せられたるをい
とまあるをりをり筆をとりてつひにうつしをへぬ

明治十七年二月廿日

荻原嚴雄

右者以井上賴國氏所藏本令寫畢之

織錦舍隨筆卷之下終

なはぬ歌也、さてすくろといふ事物に見えたる詞ならねばさもよまを一言説ともいふべけれど、今はなき詞なるをや、又百首の一本にせきをすくろとあるも、開を關とありし本ありてよみたがへたるにや、この一本にていよ／＼萬葉をよみあやまれる事明らか也、さて百首は此一本にかた^{ホテ}や本ならむ、せきとをきは、かなのかたちいとちかし

○上野の人町田清興の物語

吾妻郡にてまふしの事を土人いめといふとやともいへりしにて四方をとりかこひて穴をあけてそこより鳥を射るなり

田に虫の付たる時田にかせきをもて出てまく事今にあり古語拾遺にある事なり

はこむすめといふ事あり親の愛する娘をいふクロフといふ詞あり樹木の立茂りたる山をいふ萬葉四にカミツケクロホノネロと有これなるべし

地名の清水をきよみづとはよめど古語にきよ水をきよみづといへる詞はなし是は本たゞきよみづといへる名のありしに清水の字をうめたるのみにて清水の義にはあらざるべし萬葉の御井の歌に清水とあるを

きよみづとよめるはあやまりなり

○金魚袋

寛政四年壬子五月七日三島自寛とともに住吉内記方へ行て賢聖障子を拜見す此度御吟味に付土佐將監方に杜如晦房玄齡馬周の三圖巨勢金岡の圖ありて獻上す此三つは此度右の圖のまゝに寫せしよし其餘は此度新に圖を制してといへり杜如晦金魚袋を佩ぶかたち



ちして四角にて紐ながくさがれり、房玄齡は六角の金魚袋を佩ぶ是は紐をみじかくしてつけたり六角は右の如く上下ほそりて今京にて兒童のもてあそぶぶり／＼の形の如し二つとも紋なし、皆金泥にてぬれり、負文龜は波の中の岩の上にのりたる圖也甲は薄く赤きくまにて見たる時は黄なるやうに見ゆ圖はコンシャヤにぬりて有し龜の尾は常のみのかめの圖の如くなり堅一尺三四寸横一間ばかりのきぬなり賢聖障子の方は堅八尺許のき

花は詞のさまいたくおとれり、又木がらしといふ事はふるき歌には秋のすゑにふく風をいへり、題詠のならひもはらとなりて冬にのみいふことゝなれりこはすでに天徳の歌合の判にも論見えたれば、はやくしか心得たる人も有なん、此詞などは後のならはしになづまで秋のうたにのみいれんも、かへりて古意ありてをかしかりなん、又松の戸櫻戸などは古くいへるは皆その木もてつくれる板戸の事なり、さるを源氏に松の戸といへるは松の生立たるあたりより戸口をさしていへり、こは歌のとりなしにていへるにてかへりてをかしきいひなし也、古くより前にはぎの花あるあたりの戸を萩の戸といへる名はあれど、いにしへにたがへりてひがごとゝもいひがたし、こは二種の詞となして板戸の事となしても又おひ立たる木につきての名ともなして有べし、定家卿の櫻戸とよみ給へるも詞は萬葉の古言にて心は源氏の松の戸を例にとりなしたまへるなれば、なんすべからず契沖が論は事をたいさんすに過たるやうなり又とぼそは和名抄にも樞字をよみて戸びらとはことなる事しるし、されど古く戸びらの事をも大よそに

とぼそとよめる歌あり、こはいひ習ひ來てさはうつろへるなり、今もしかよまんなんなかるべし、又萬葉に風流士とあるを古き訓にたはれをとよめり、こはみやびをとよまなかたおだやかなれど、たはれをといふ詞もはやくいひなれたる詞なればこそ古の人のさもよみつるならめ、されば今たはれをといひてよくかなひたらんことにはさもいひつべし、萬葉なるがあたりぬ訓也とて此こと葉をばすつべからず後にいひ出たるが、いみじき誤にてさらにしたがひがたきは、あさもよしをあさもよひ、さくらををさくらあさなどいふはまねびがたきに論なし、又俊成卿の歌にまかしけぬきとよみ給へるは詞もいとつたなくていたづらに萬葉をよみかへられたる也、また後の歌には必らずをすをこすといへることいみじきひがごとなる事證多し、又すぐろのすゝきといふ事は堀川百首に基俊朝臣の歌に春山ををきのすぐろとよまれたるをうけたる誤なり、をきのをすぐろは萬葉に春山の開乃乎爲黒にとあるを誤字なる事をもおもはで、をすぐろとよみてあらぬ事をいひでたる也、こは爲黒は烏里の誤にてさきのをゝりとよまではか

脱の事にもいへり、考るにこははじめては万葉の虚
蟬のとあるなどをおもひて誤りてよりいひ出たるに
もあらんか、されどはやく蟬の事にいひなれたれば
こは二種の詞となして、歌によりては古今よりこの
かたのいひなしに従ひてあらんもとがむべからず、
又古今の歌にやました風とよめる詞あり、こはその
もとは万葉に山下風とかけるを文字のまゝによめる
よりいふ詞なるべし、万葉なるはかならず山のあら
しとよむべき事明らかなれど歌のうへにてはかへり
てやました風といはんかたいうなれば、すつべき詞
ともおぼえず、これもひとつの詞となして古今を本
となしてありぬべし、又さゝかにといふ事は、古事
記日本紀などの歌にては篠か根と心えむかた正しき
やう也、されど公望が私記に篠蟹といふ事也とも見
え、さてはやく人々しか心得たる事と見えて、古
今の歌にはもはら蛛の事としていへり、今の歌にて
はくもをさゝかにといはん事さらに論なかるべし、
さゝかねといふこゝろとなしていはん事はかへりて
ことやうなるべし、さて衣通姫の歌にくものおこな
ひとあるを、源氏に其詞をとりてくものふるまひと

いへり、こはおこなひとあるを誤りてよみたがへり
たるにはあらず、かくとなへつたへたる事のいにし
へ有しなり、さて日本紀などにおこなひとあれば衣
通姫の歌はおこなひとあるかた正しきには論なく、
ふるまひといふ詞はそのころの詞ならざる事もしる
し、されど今この詞を歌によまむにはくものふるま
ひといはんかたいうなるやうなり、源氏を例として
しかいひてあらんもなむなかるべし、又ひちかさ雨
といふ事は萬葉にひさかたの雨とある歌を催馬樂に
ひちかさとうたひ誤れるなり、されどはやくより催
馬樂の調によりてひちかさといふ事を一つの詞とな
して、源氏などにもしかいへり、こはその本は誤な
れどもすでにひとつの詞となれる事古ければ今も催
馬樂よりうけてよみいでも難なからんか、歌のい
ひなしによりておもしろしきふしも有ぬべき詞なれば
すつべからず、又すゑ摘花といふこと萬葉に見え
たるは、うれつむ花とよむべきよし本居宣長はいへり
こはことわりはさる事のやうなれど古今にも源氏に
もすゑ摘花といひて詞もいふなれば今歌によみいれ
むには、すゑつむ花といひてありぬべし、うれつむ

例をのみとりて古今より後のいひなしを誤也とはすべからず、又おもひやるといふ詞は万葉なるは遣悶などいふから^唐文字の意にてこゝろをやるともありて想像といふ文字の心なるはなし、古今より後なるはみな想像の意にのみいへり、万葉なるがしかりとて想像の意に用ふるを誤也とはいふべからず、こは二種の詞也、又ながめといふ詞は源氏などより上なるは皆心に物をおもひて目をながうして（物をめて、といふ詞の上に脱語あり今試に補は「見る事にいへり去より後なるは」かくやうの詞ありしなるや）物をめて見る事にいひて月をながめ花をながむなどいへりこはおのづからうつろひ來しいひなしにて詞の意もさる事なればとがむべき事にもあらねど、たゞめづる意にのみいへて月をながむ花をながむなどいはんはこのましからぬやう也、西行法師の歌に、なかむとて花にもいたくなれしかは、といへるはすこしおたしからぬやうにこそおぼゆれ、又よもぎむぐらなどいふは、たゞふるくは草の名にのみいへるを移ろひてよもぎむぐらとのみいひて、あれたる家の事にいひ習へり、こはそのもとは蓬葛満宅などいふ

唐ことよりや出づらん、貫之の歌に春の來ることを八重葎にもさはらざりけりといへるは、其草の名をかりたるのみにて、たゞあれたる家の事となしていへるなり、此歌を契沖法師がなんじてむぐらは萬の草のおなじくもえいでゝさはるといふばかりなるはや、春ふかくなりての事なるを是初春の心なればいかいといへるはことわりあるやうなれど、そは歌の詞のいひなしといふ事をえらぬひがこと也、よもぎがもとむぐらの門などはいづこにてもいふべき詞なり、源氏蓬生の卷に霜月ばかりになりぬれば雪あられがちにて外にはきゆるまもあるを朝日夕日をふせぐよもぎむぐらのかげに深うつもりてこしの白山おもひやらるゝ雪のうちに云々、などいへるもあれたる宿の事を大かたによもぎむぐらのかげとはいへるなり、かゝるいひなしは古き歌にもなほ多くあり、またうつせみのといふ事は万葉にうつそみともありて現の身をいふこと也、虚蟬など書る所あるもたゞかりたる文字にて、むしの蟬の事にいへるはさらになし、さるを古今の歌にはもはら蟬の事をしていひてそれよりして後うつせみのもぬけなどともいひて蟬

たゝちにたかきにうつるなどよむ事常となれり、か
かる事もすでにいひなれたる事になれば、からざま
也とて今あらたむべき事にはあらず、又忠岑が歌に
ちりにつけとやちりの身の、とよめるはまたく文字
によりていへる也、爾雅に塵は久世とあるによりて
久しきにつけといふこと也、されど我國にてちりと
いふ詞に久しき意はなき事也、これはあまりにこと
さまなれどよみ人のすでにふるければことによりて
まねぶまじきにもあらず、春をむかふるといふ事、
からことめきたれど、おくりむかふなどもふるくい
ひけれ、よりむかふるとのみもいひなれたれば、今は
あらたむべきにも詞二字節カとおもほえず、又たつのあし
たと惠慶法師の歌に見ゆるは、三會の曉の事にて龍
華騎のことをたつとのみいへるは、あまりにことを
はぶきたるいひなしなれど、又池のこゝろといふこ
とは池のなからの所をさしていふ事なり、これはも
ろこしの語に湖心池心などあるよりいひならへるな
らむ、物の中らの所をこゝろといへるは、たなごゝ
ろなどいふ詞もあれど池の心といふは、なほからも
じよりうつれるやうにぞおもはるゝ、かゝるたびひ

の事猶あまたあり、すべてはやくいひなれたること
は例によりてまねばんになでふことかあらん、され
ど後の世にからことをうつせるにはいとことさまな
る事も多ければ、こゝろしてよくえらぶべき也、かの
繪の事をいふとてしろきを後になどよむ事近き世の
歌に多くみゆこはいと心得ぬことなり、後素といふ
文字は論語にいでたればいとけちかきことなれど古
より世々の注釋にさま／＼に此後素といふ事をとき
たれどたしかによる所ありてうごくまじき説は見え
ず、もとより他書にも見えぬ事にて、たしかにはし
りがたき事なるを、近き世の歌人其意をいかにとき
得てか我國の詞となして歌にさへよみいるゝなら
ん、いとかたはらいたきわざなり
詞を本の心とはことなることにうつろひていひなれ
たるはチマテ文字ふるさとゝいふ詞は萬葉などに見えたる
は皆古き都をのみいへり、さるを古今の歌には故郷
といふこと、から文字の心にもよめり、又源氏物語
などにはむかしの人のすみかをも又我もとすめる家
のことをも、むかしけさうしたる人の家などをもい
へり、こはいひ／＼てうつろひ來れるなれば萬葉の

れば必玉もて作れるをいふ也とて、ほめていへるなりとせんもかなひぬべし、伊勢の御の歌は長恨歌の繪をよめるなれば、かならずかしこに珠簾などいふをおもひよせたるものと見ゆ、此玉簾たまきりの事として見し玉たれのなどもよめり、又こは古歌に玉たれとあるを簾のこと、おもひて誤りたるにてもあるべし、されど是も詞のわろからぬはずに中比にしかよめる例のあるによりて、歌によりてはいひてもあらんか、又玉のうてなといふもはやくよりいへる詞にて、これももろこしの文字よりいひ來れるにて同じ類ひ也、又玉のいらか玉のことの葉などいふも文字の上よりうつしたるいひなし也、こはいと後の世の詞にて詞のさまもおとれり、されど歌によりていふまじきにもあらじかし、又貫之の歌に、うみ松とよめることあり、こはまさしくみるといふ詞のあるをおきて、かゝるもじのまゝにうみまつといへるはことやうなれど、そは海路にて子日の歌なればかへりてめづらかにこそ聞ゆれ、此歌より後うみ松とよめること也、これかれはやく時の歌にもみゆれど今も歌によりてはみるとはいはで、うみ松といふかたゆるあ

ることも有ぬべし、又後の歌にかはらの松とよめる事ありこは瓦松といふは一種の苔の名なるを文字のまゝにいへるなり、これも全くうみ松の例なれば後のこととてすつべき事にもあらず、そはかはらといひ松といふにて歌のおもむきをなす事あればなり、又龍の馬霜の花などいへるは全くからことばなれどさらにこともなく聞ゆるを、おりひめいしの竹などいへるはいと聞よからず、たなばたなでしこなどいふみやびの詞のあるをおきて、さいひかへたりとて何のおかしきふしかあらん、たいいやしげにこそ聞ゆれ、又大江の千里が歌に鶯の谷より出るとよめるは、その事は毛詩に幽谷を出て喬木に遷るとあるをとりてよめるにて、鶯に鶯の字をあてゝかけることよりかしこの鶯の事になしてよめる也、實は我國のうぐひすといふ鳥は深き谷などより出るものにはあらず野べちかきあたりの竹むら山かたつける里のやぶのうちなどに常にすむなり、かの野べちかく家居しをればといひ、竹ちかき夜床ねはせじなどいへるぞ、まことのうぐひすのありさまにはありける、されどこの千里の歌ありてより谷のふるすなどいひ、

せば歌はよむべき詞せまくなりて、いひがたきことも多くいで來ぬべくや、もろこしの文字にちなみてわが國の詞の意にそむけるは、大伴の旅人卿の歌に、おほきひじり酒の名をひしりといひしなどあり、ひしりといふ事は天皇の天津日嗣しろしめす事をさしてまうす詞にて、檀原の日知の宮などいはんより外あだしことにいふべき詞ならず、もろこしのかしき人をさしてひじりといはむことはあたらず事なりざるを旅人卿のしかよまれたるは其ころ漢文の上にて天皇をさしては聖といふ事常にて、其聖の字を訓てとなふる時天皇の御うへをまうす事なるにつきてひじりとよみたるが、ひさしくいひなれて聖の字のさだまりたる訓となり來ぬるまゝに、やがて詞のころをばとはすしばらく文字によりてかり用ひられたる也、こは誤也といはゞ助けいふべきよしはなけれどかゝる類は詞をかりてうつろひていひなす例として有べき也、さて後に法師をたふとみて、ひじりといふも、うつろひゝていひなれ來れる詞なればさてありぬべし、又菅原のおとゝの母君の歌に、家の風とよまれたるあり、此家の風といふ事は我國の

詞ながら唐の文字の上にて家の風家範などいふは風の字の意常とかはりて、我國の詞にて、いはゞ手ぶりとか、ありさまとかいふべき意なり、さて我國の詞にかせといふ事は春風秋風などいふ風より外にことなる意にもちひたる事はさらになし、手ぶりなどいふ事をかせといへることはたえてなき事也、ざるをかく家の風とよまれたるはこれも我國の詞の心をばとはすしてもろこしの文字にちなみたるもの也、是より世々の家の風といふことひとつの詞となれば、今も家の風などよみいでむことはこともなし、されど此詞あるにつきて手ぶりといふことをかせともいふべしと心得て、あたし詞にみだりにつかはんはひがごとなるべし、風雅集の序に、あまの下のかせをうけいにしへのかせは残らずなど書給へるはこゝろゆかぬ事になむ、又は伊勢の御の歌に、玉すだれあくるもしらてとよめるより玉すだれといふこと常となる、これも我國のいにしへに玉もてすたれを作れる事はなき事なれども、もろこしの珠簾玉簾などいふ事のあるよりそをかりてこゝの詞となしたるいひなし也、こは物をほめていふ詞に玉といふ事も常な

とはいとこと也、此歌とりなしはおもしろけれど一首の辭よからねばよき歌とはいひがたし、此歌を深山の月をおしはかりたる也とも、深山月といふ題にかくよみてはいかゝともいへるは、いたくおもひまどひたるわざ也、題もよくかなひて明らかにきこえたる歌なるをや、寂蓮、月を猶くもらぬ木の間を住吉の松をつくして秋風を吹」松をつくして例のこのごろの口づきいやしげなり、長明、松島やしほくむあまの秋の月袖はものおもふならひのみかは」秋の袖秋の袂などいふ事此頃の辭にてよからぬ詞なり、攝政、雲はみなはらひはてたる秋風を松にのこして月を見るかな」松にのこして例の此ころのくせ也、おもひろきやうなるいひなしなれど、みやびやかならず、行するは空もひとつの武藏野に草の原より出る月影」一首はめづらしきいひなしにてひとふしあれど、二の句わろし、さはいへどかくいはずはいひとりかたかるべし、式子内親王、秋の色は籬にうとくなりゆけと手枕なる、ねやの月影」下の句辭手つゝに聞ゆるを下句めでたしといひしはいかゝ、定家朝臣、いつくにかこよひは宿をかり衣日もゆふく

れの峰の嵐に」辭つゝきめでたしといひたれど、あまりにいひかけの辭かさなりてうるさきこゆ

○こと葉のしな

歌の詞に本の心をうしなひてもろこしの文字にちなみて辭を作りていひ出たる類ひあり、こはそのさま正しからぬ筋には見ゆれど、そもすでに古くいへるは一つの辭となり來れば今もまねばんになむなかるべし、又萬葉の訓を古く誤りとなへたと詞のこゝろいにしへとことに用ひ來れる類、別にひとつの詞也といふべきあり、これもすでに古くいひなれたるはそれに從ひて有ぬべし、學問の上にては其本意を正して誤たる後のひがことをば必ゆるしなくあらたむべき事なれど歌の詞にとり用ひんには、其詞だによく有、はやくいひなれたるを例となして從ひてあらんこそめやすべけれわざならめ、さはいへどよしあしのえらみは有べき也、すべてさるたぐひの事花山一條の御時より上つ^下かたなるはそれに從ひてあらまほしくぞおぼゆる、そは花山一條の御時より上つかたなるはおのづからに詞のさまいやしければなり本をのみとりてうつろひ來りしいひなしをすてんと

于秋と書事なれば、歌の題にさやうにかゝむは中々にいうならねば、かく書ならべりとあるはしひてたすけいはるゝ事にて受られず、これは詩歌の題なれば詩の題もかくありしなるべければ、歌のためにいうならんことをおもひてかくかけるにはあらず、すべて此ごろは文雅の事すたれにし世にて、人々は文字の上にとくて、かくやうのことすらわきまへざりしなり、文字にて漢ざまにかくをいうならずともはいかんもてかゝむこそめやすけれ、すでにいにしへの人の家集どもにさる題おほく見えたり、からにも似つかず日本にもかなはぬ事をいう也とはいはむ、慈圓大僧正、夏衣かたへ涼しくなりぬ也夜やふけぬらん行あひの空」ゆき合のそらといふこといとことやうなる詞也、この頃の人のかくやうにはじめていひ出たる詞はすべていやしげにこそ聞ゆれ、此詞などをみだりにつかはしやうせずばことわり聞えぬ事にもなりぬべし、鴨長明、秋風のいたりいたらぬ袖はあらしたゝ我からの露のゆふくれ、いたりいたらぬ里はあらじといふをいひかへたるをおもしろき事におもひてよめるとは見ゆれど、袖はあらじ

といひては耳たつやうなり、袖には似つかはしからずといへるはさる事也、露の夕ぐれといふ事この頃より常にいふ事なれどみやびかならぬ詞也、式子内親王、それなから昔にもあらぬ秋風にいとゝなかめをしつのをたまき」結句は昔を今になすよしもがな、の心をふくめたるには有べけれど、かくやうの事は上にいひてそれよりいひくだして、それをたとへとなしてこそ、ことわりよけれ、結句にかくいひとちめん事はことやうにてみやびかならず、古き歌には例なき事也、式子内親王、なかめわひぬ秋より外の宿もかな野にも山にも月やすむらん」初句あいうえおの詞なく六言なるをめでたしといひて咎めざるはいかに、攝政、深からぬ外山の庵のねさめたにさそな木のまの月はさひしき」深山の月といふ題を深山の事はいはで深からぬ外山のありさまをおもひやりたる心のみをいひて、さてその身は深山にありて月を見てしかおもへるこゝろ明らかなり、かく題の心をまほにはいはでかたはらよりいひて題のこゝろをしらせたるはおもしろきとりなしにて、此題詠の一格なり、近き世の人のいたく題にまどはれてよむ

らで心をよめる歌也、かゝれば谷川の歌にはまされるかた也、されど鹿の音さそへなどいへるはおもしろきいひなしなれど古きみやびこゝろの大どかなる所はうせて、さかしだちたる口づきにて後の世のすがた也、しかのねながらうつしてしがなといへるはまことにおほどかなるみやびかにていはんかたなくめでたし、されば又しかのねさそへといへるにはまされること遠し、餘寒、攝政、空の猶かすみもやらず風さへて雪けにくもる春のよの月」月はたらかずと或人のいひしはいかゞ、この歌は餘寒といふ題なれば月をかりてその餘寒の有さまをいへるなり、餘寒をむねとしてよむべき歌にて月かたはらなれば、はたらかしいはぬこそよくあらめ、さて月のかけ合のおのづからに有、前大僧正慈圓、天の原ふしの煙の春の色の霞になひくあけほの空、詞くだけていとわるとき歌也、下の句めでたしといへるはいかゞ、けふりの霞になびくといふこともおかしからぬいひなしなり、家隆朝臣、梅か香に昔をとへは春の月こたへぬ影そ袖にうつれる、こひしき昔のことをかはらぬ梅か香にとへば、梅か香はこたへずして月ぞこ

たへがほなるをこれをこたへはせずして其影の袖にうつるよと也といはれたるは、いとくはしくとかれたるやうなれど、猶いかゝあらん、春海がおもふに、むかしをとへばといへるは、梅が香の匂ふにつけてこの家をとひ來てこそぞの事をおもひ出たる意なるべし、こたへぬかげといへるは、業平朝臣の歌に、月やらあぬといへるは昔の月かむかしの月にはあらぬかと、うたがひとひたる心のある句なれば、それをとへどもこたへぬ月といふ事として、こたへぬ影とよまれたるのみにて、とへばこたへぬとを、たゞ調のかけ合によまれたるならむか、もしまことの梅にもとひ、月にもとふといふこゝろにてよまれたる物ならば、いといりほかなる下手の手段といふべし、此歌はさは聞えぬやう也、寂蓮、葛城や高間の櫻咲にけり立田のおくにかゝる白雲、高間の櫻立田のおく二つのうちにひとつは山といふ事ありたしといはれたれど、此歌は山といふことをいはぬをわざと一つのふしにしてよめるにはあらずや、攝政家にて詩歌を合せけるに水邊自涼秋といふことを百家朝臣この題のことをいはれて題自秋涼とは漢文にては涼自

山となしけんといへるをおもしろく、めづらかなる事なりとおもへるはいかにぞや、明日もこん野路の玉川萩こえて色なる波に月やとりけり、「おもしろきけしきにいひつらねたれど、三の句いとみぎはの萩が枝をうちこえたる波をいふならめど詞いさゝかたらはす、二の句にていひきりたるもこゝろよからず、又いろなる波といふことえんなるにすぎていやしげ也、後の世の歌人此詞をうちやみまねびて、ともすれば色なる露あるは月もいろなるなどやうによめる歌の多きは、はらきたなきわざとやいはむ、式子内親王 山ふかみ春ともしらぬ松の戸にたえ／＼かかる雪の玉水」、雪の玉水よからぬ詞なり、古きみやひ詞にらぶればかゝるたぐひの後の世にいひ出たる詞はいやしげにこそおぼゆれ、藤原家隆朝臣、谷河のうち出る波も聲たてつ鶯さけへはるのやま風」、此歌の比のとりなしにて春海がよしとせぬ所なり、今こゝろみに此歌につきて此頃のくせある歌の古き歌に及ばぬよしをいはん、さて此歌は谷風にとくるこほりのひまこに打出る波の春の初花、花の

香を風のたよりにたくへてそ鶯さそふしるへにはやる」の歌を本歌にてよまれたれど、此歌は千載集に、攝政前右大臣の、さま／＼の花をば宿にうつしうゑつ鹿の音さそへ野への秋風」、といふをとりてよまれたるやうにも見ゆ、されば時代の近ければおのづからに同じいひなしなるにも有べし、さて鹿の音さそへとよめるは、元輔朝臣の、秋の野の萩の錦を我やとの鹿の音なから移してしがな」、といへる歌より出たるもの也、今この二首の歌のおとりまさりをいひて新古今のころのくせある歌の、いにしへのおとれるをことわらん、谷川の歌は谷は鶯にもたよりあり波のこゑたつ事も鶯にかけ合ありてはたきたるとりなしなれど、春の山風に鶯をさそへといふ事は花の香を鶯をさそふしるべにやるといへること、よく打あひたる事もあらぬを、谷といひ聲たつるといふ詞にて、もちあはせてはたらかせたるものにて實は詞よりおもひよりてとりつくろへる歌也、さま／＼の花をばの花の歌は秋風に鹿の音さそへといふ事はよく打あひたる事にて詞よりつくれる歌にはあ

墓の側にありて墓表に梅橋院子亮俊明居士とあり

○をかめ湊

土佐の國土佐郡足代と云所に今は田になりてあり昔は入江ならんかとおもはるゝ所也催馬樂に朝倉やをめ湊と有は此所か、朝倉も同所のよし也土佐國人朝比奈某之木丸殿の神社あり其神に羽々神古事記傳に見ゆ(此條不審本ノマコ)

○うつほ物語の次第

としかげ二藤原の君^三たゝこそ^四梅の花かさ^五嵯峨院^六まつりの使^七吹上^八吹上^九下菊の宴^十きくの宴^{十一}あてみ^{十二}や^{十三}たつ^{十四}のむら鳥^{十五}藏ひらき^{十六}同^{十七}同^{十八}同^{十九}國ゆつり^{二十}上^{廿一}同^{廿二}同^{廿三}同^{廿四}同^{廿五}同^{廿六}樓の上^{廿七}同^{廿八}同^{廿九}同^{三十}これはある堂上の人の考給ひし也誰とか其人を忘れた

○木鮒

秩父の郡に、やみそといふ山あり、其谷あひなどの水もなき草むらに魚あり木ふなといひて所の人はとりてくふとぞ、まのあたり見たるとて人のかたりける、されど水にすまぬものゝ尾ひれうろこなどあら

んことわりさらに有べうもおぼえず、こはいとおぼつかなき事ながら、そらことはいはぬ人のかたりつけば、しばらくいかいつくるなり

○上林下若

東鑑に上林下若といふ事あり上林苑の意にて魚鳥の肉多き事、下若は酒の事也、顔真卿聯句、一宿同高會 幾人歸下若」一統志、浙江湖州府長興縣有若溪、南岸曰上若北岸曰下若工人取下水釀酒味極醇美」白樂天詩、勞將下若忘憂物吳興江城愛酒翁吳興記湖州吳興縣若溪南岸曰上若北岸曰下若水美釀酒尤佳亦名曰上若長興縣即普吳興地」

○みのゝ家つとの難

むかしたれかゝる櫻のたねをうゑてよし野を春の山となしけむ、たけありてすがたよろしけれど春の山となすといふことは心ゆかぬやうなり、春をむねとしめたる山なりといふ意なるべけれど、そを春の山となすとのみいひては俗意なるにやあらん、この歌にかゝるいひなしは見えず、おなじ類なる詞ながら春のものとなどいはんはことわりも明らかにて、みやびたるなり、後の世にこの歌をめづる人の春の

また新撰字鏡に樂の字をツチハリと訓たり其義考る所なし

○つかうまつる

これをつかふまつるとかくは誤なり、つかふつかへつかひなどいふ假字なれど、つかふまつるといひてはことわりをなさず、こはつかへまつるといふ詞を音便にてつかんまつるといひ、又つかうまつるといふなり、よりてかならず字の假字を用べきなり

○たまうて たまうける

この假字行成卿の筆の歌合にをりてぞ見えてたまうてとあるにて、ことわりしられたり、たまふ、たまへ、たまひといふ假字なれど、たまふてとはいふべからず、是も上にいへるつかうまつると同じ類にて、たまひてといふを音便にてたまうてといへる也、又たまうけるといふを物語りの今の本にたまふけるとかけるは誤なり、これもたまひけるを音便にてたまうけるといへるなり、此類行成卿歌合を證として字の假字を用ふべし、不の假字にては語のことわり聞えがたし、又おもひたまへといふを、おもふたまへとあるは、みづからの上にいふ詞なればことわりよ

し、此たまひ、たまふの格とはことなり

○ねんころ ねもころ

物語文にねんごろといへるは、ねもころを音便にてねんごろと唱へいへるなり、さるを念比などいふ字を書て其字の義なりなどおもふはいふにもたらず、又古人の草の手のさまを見るに、も^いとんと今字體はなはだ近し、よりて後人の草の手をみだりへたるよりねんごろと書誤來りしならんともいへり、これはさることゝもおぼゆれど常にもいひなれたる詞にて物語文などにも多くある詞なれば皆ねもころとのみ改むべうもなく、かつかく轉ずる事も詞の常なれば毛と牟とはもとより通音なれば音便となしてあらんかたおだやかなり

○駿河植木

駿河の古城のうちに秋より冬かけて生ひしがり春より夏にいたりてちりはつる木ありといへり、かゝる類のものこと國にもありなんや書ひろく見たらん人に問ふべし

○明阿法師墓

三井寺の子院淨光院にあり山岡氏の祖山岡道阿彌の

なるべし其タ、ラメといへるは爛目の義也

順抄に膿
タ、ラメ

と注せり、膿とは眼瞼のはれ 凡て草に病の名をつけし事は

舊例にあり(多々良女花眇眼を治す)龍膽草に溫病を

治する效ある故に疫艸エヤミクサといひ、敗醬に血眼を治する

の能ある故に血眼艸といへり、されど何てふ名を索

むるにつばらに釋せし書なし、但字鏡に葦の字に注

せしかど葦は草のむら／＼に生たる貌也、今案に俗

にタ、ラヒといへる草あり、こは本草經に載る所の

石龍芮なるべし(石龍芮綱目にあり)其主療をみるに

明目の效あり、又我國の俗に突目といひて眼瞼の腫

る病に此たゝらひの葉をとりて揉たゝらして再び熨

し排けて頂の後の風府といふ穴所へ張貼れば、其腫

を理する也、さればいにしへにタ、ラヒといへる草

はまさしく今のタ、ラヒなるべし、さて漢籍に石龍

芮チヂ味チヂ辛とありこゝの俗にも田辛子などの唱へはその

かみ葦の字を借用するにや又漢籍に石龍芮を菜とな

してくひし事詳に見えたり、我國の上古儉素を貴み

給ひし御時にはかゝる種をも春菜のまうけとなして

くらひつべし内膳式すでに龍葵ユナギなどをも用ひたり

○ふかすみ

順抄に石龍芮和名フカスミこの草彌生の比よりして

ふけ田のうちにおひしげり其實のありさまはスミで

ふ樹の實にことならず、さればふけ田のすみといふ

義なるべし、ふけは溼なり

聖田天武紀に
ふけ田と訓りすみは柘也

今の俗に野菜山桑などもいへ抄に石龍芮一名地樾と見えたり、

樾もまた桑の子の事也、我御國のいにしへ此種

に柘の稱をよみしも又この樾の字にすべいふならめ

柘樾抄にスミ按に酸の義にや、されば

清音なるべし今はなべてスミといへり是なん正しく今の横な

まりにいへるたゝらひ也たゝらひのひ
はめの誤なり

○つちはり

萬葉七わか宿におふるつちはり心ゆもおもはぬ人の

衣にすらゆな、永年抄に今王孫といふ草のあれど葉

も花も衣にするべきものならねばいにしへにいひけ

る種とおもはれず其つちはりは野榛のいひなるべ

し、こは獨活をつちたら土桜の
義也ぬたら野萩の
義なりといへる

たぐひなるべし、凡ていにしへくさにしあるをつち

てふことをかうふりたるその狀の似たる樹のありけ

れば、これにむかへてかくはいへるなり、野といへ

るは是にてあらぬ物といふなめり、さて榛ハナに似つこ

らしき種をなんたづぬるに、今にありては詳ならず、

くいはれたり、按るに大分青馬ひたをのこまとよま
んか、ひたは神代紀に純男を江家にてひたをとて訓
る意にてひたを大分とも書べし、和名抄豊後郡名大
分伊多保と有もとおひたなるを、ひを延て保伊とな
るをもておほいたと唱へしならん、卷十六佐青有公
などいへる如くあをを略きてをとのみいふはつねな
り

春海考るに和名の大部分をオホイタとよめるはオホ
キタを音便にてイタといへる也キタは段の意にて
分をもキタと訓る也

○ソハへの假字

枕草子そはへたる小舎人あらは、萬葉十三伊蘇婆比
座興有、伊は發語にて蘇婆比はそはへと同じ語な
るべし此詞今の俗言にもいふ詞なり

○まさか たゝか

萬葉十八さゆり花ゆりもあはむとおもへこそいまの
まさかもうるはしみすれ、

宣長云々、カとマサカは大に異なり正香とかける
もタ、カと訓べしこれをマサカと訓よりまぎれた
り

春海考るにタ、カとマサカのカは助辭にて意なし、
タ、チタ、マサと云詞に力をそへたる物なり、タ、
は夢のタ、ニアフマテなどのタ、也マサはマサシニ
知りて我ふたり寐し、又佛足石の歌にマサに見けん
などあるマサ也、タ、とマサは意甚近き詞なり、さ
て萬葉中の例を見るにタ、カはへだゝりたる時いふ
詞、マサカはまのあたりにいふ詞と見えたり、タ、
カは其人のうはきの正説をいふ其人にあはん事をか
ねていふ時はタ、カといひてマサカといはず、まの
あたり其人にあふ時はサマカといひてタ、カとはい
はざる事と見ゆ、されどタ、とマサは意甚近くて同
じやうなる詞なり、さる故にいにしへより正をタ、
ともマサともよめる物なり、只タ、カ、マサカの詞
ばかり用ひやう例異なるのみ也宣長が大に異といへ
るは違へり、似て例異なる詞なりといふべし

○多々良米

内膳式春菜料に多々良米賣花搗、衛門府風俗歌に多
々良女の花と詠たり（延喜式内膳式の歌に石龍芮草
也俗にタ、ラヒと云）新撰字鏡に辛を太々良女と注
せり、因ておもふに式のタ、ラヒとはタ、ラメの誤

迦具保乃須曾利は下へ聯なる詞用なり、さて體用とも之といふ詞を來たるも、はさまざるも有と見えて古書に正しく其證あり、神代紀訓註に火闌降此云褒能須曾里、姓氏錄に富乃須佐利命など有をしひて紀の能字姓氏錄の乃字は後人の誤にてそへたるならんとおもへるはいたくなづめり、我臆説を立むとてそれに背けるは古書の文字を妄に誤字也としてしりぞけん事いと心得ず、さて火須勢理命と有をば保須世利と訓べしといひ、此記には火之と之のそひたる名には火之某と皆之字あれば之字なきは皆直に火某と訓べしといへるはこれはさもあるべしさてこの火之某とも火某ともあるは其義に深き差別あるにはあらず

○大養德國

この假字國史に所々に見ゆればかならず脱字にはあらざる事なり、是はたゞ養字をヤマの假字に用ひたるものとおもはる、養をヤマの假字に用たる事は多くいまだ見あたらず、古の假字の用ひざまにはかゝる類あり、藤原宇合を馬養とも書たればウマカヒとよむべき事明なり、これは字は上聲の字にてウ、

と引べき音なれば字をウマの假字に用ひたるものと見ゆ、是をしばらくウの引聲をマとなしたる例とせんか、又甲をカウともカハとも、筑をツカともツクとも、色をシキともシカともつかひたる類は、通音なれば論なき事なれど通音にもあらで早をサハ果をカホ郡をクリなどつかひたる事もあり、これはいにしへの音便にてかく唱へたる事の有しと見ゆる也、さて養をヤマとつかひたるも其類となすべきか猶例を廣く考へていふべからむかし、又考るに假字はことわりよき文字を入れんとて養徳の字を用たるとみゆる也奈良の朝のころは専ら唐ざまに文字をなす事のありつれば是もさる類たるべし、所の名などにもさる類みゆ

また考ふるにウマとマと音便にて通ふ事我國の詞には有、タマハリをタウハリ、オハシマスをおハサフスなどもいへり、又今の人伊勢の國の山田といふ地名をヤウタといへり、これらも音便のかよふ例となすべし

○大分青馬

略解云大分青馬は只眞白の意也と、冠辭考にくはし

北山抄 政事要略 もと百三十卷ありしものなり今四十卷ばかり有

侍中群要 裁判至要 金玉掌中抄

以上みな古の典故を考べき書にてかならず失ふべからざる書なり此外朝野群載類聚雜要吉部祕訓等の類又雅亮裝束抄裝束飾抄の類の書一も印行のものなし、此外に古歌集古日記古物語等のいにしへを考るに益あるもの印行にならざる物數十部あり、此正史典故にあづかりて必闕べからざる書の印行本なきは昭代の闕點とやいはむ

○火之夜藝速男神

古事記傳五 五十四 葉 ノヤギハヤヲ 火之夜藝速男神、夜字は迦の誤な

らむ云々○火之炫毘古神、炫は迦賀と訓べし靈異記に炫を加々也計利と訓り字書にも耀光也とも火光也とも明也とも注せり 然るを舊事紀に火々燒彦とあるによりて延嘉(佳)の誤か、燒字に改つるは非なり舊事紀は信じがたし此紀諸本みな炫と作り又師は炫と用ひて本能氏訓と訓れ ○火之迦具土神迦具は赫と云意其は迦賀とも迦藝とも迦具とも迦宜とも活て同言なり云々、さて右の三ノ名の火之は皆肥能と訓べき例也

本能と訓は誤也凡て火と本と云は木を許といふと同格にて、木末木陰本立などの如く下に言を聯ぬる時、火影火中火氣火處など云中に之を夾ても木葉木本木芽などの如く燭火氣など云、しかるに此は其

類にあらず火之と姑く切るゝが如にて下の言へ直に聯なるにあらねば、本と訓例には非ず、右の格の外にナ火とのみあるをも本と訓は誤なり、又葉火と下に付時も肥と訓例にて本と訓は誤なり、此等の格をしらすして妄に本と云を古言と世人のおもへる故に委く辨へおくなり

此説ども精く考へいひて言加ふべくもあらぬやうなれど猶疑ふべきよし有、今試にいはいはむまづ火を保といふは木を古といふと同格なりとあるは甚當れる事と聞ゆれど、其火を保といひ木を古といふ語例を引合せたるに猶おもひ遺せる事ありて當らず、中之を夾みて云に木葉木本木芽などあるは燭火氣など云と同じ格なるにのみよりて保の迦具などいひて之をそへて訓むは其類に非ざればひが言也といふはしからず、古諺に木晚茂木晚闇などいふ事もありて此は保乃迦具保乃須會利などいふ類にて、保乃迦具といふは火のかゝやくといふ義なれば全く同格なるをばなどかおもはざりけん、古の久禮といふ語あるからは保乃迦具とよまを誤也とはいひがたし、又火之と姑く切るゝが如くにて直に下へ聯なるにあらねば保乃とは訓べからずして聯なるいふ詞の體と用との異なるのみ也、木葉木芽は下へ聯なる詞體なり保乃

古言の残りし事多し、よりて我國の書を學ぶには古言をしらずしては有べからず此古言をしらんとするには古事記日本紀萬葉集祝祠宣命等をよく精細によむにあらずしてはしりがたし、しかのみならず後世の歌集日記物語の類をも廣く讀て古今を照らして廣く押ときは其義おのづから明なる物也さて古言に通じたる上にては古人の人情世態も格別に明らかにしらるゝ事あり、こゝにくらき時は徒に國史等をよむとも誤解常に多くして其實をとり失事有べし、されば是まで一科の專業の學とはなすなり我國の古書今も傳はれるものいとあまたあれど和學をこのむ人世に少きまゝに印行になりたる物いと少し、かくの如くにて歲月を経ば漸々に失ひ行て百年の後には多く亡ぬし、いとなげかしき事なり、志ありて力あらむ人の是を刊行しおかば永代國の寶ともいふべし其印行になき書いまことくく擧るにたへずたゞ肝要なるもの一二をこゝに擧ぐ

類聚國史もとは二百卷有しもの也今は六拾餘卷存す

日本紀略原數詳ならず今二十卷殘れり

扶桑略記もとは三十卷ありしが今は十卷殘れり或人

いふ樹尾の舊藏に此書三十卷の全本ありといへりいまだ其詳なる事をしらす

本朝世記もとの數詳ならず今四十卷ばかり有といふいまだ其書を見ず

日本後紀今存したる本は僞書なりといふ説あり今其書を見るに後人の僞作とも定めがたし古の日本後紀にはあらざるべけれど古人の古書を抄錄せし物なる事疑なし類聚國史などの誤字にて讀にくき所など此書にて明らかなる事あればかならず傳ふべき書也新國史日本史の引書目に載たり水戸には殘本の存したるもの有としらる世にたえてなき書なればその眞僞を詳にせず

以上皆正史にて必有用の書也ことに宇多醍醐の時世は記録いとまれなるを此日本紀略扶桑略記等の幸に存するによりて略時世を考へしらるゝ事あり此外にもろゝの家傳雜記の類印行せしになき物いと多し又家記の類は李部王記に九曆等の書を始として百餘部あれども印行のものなし

合集解 律四篇 類聚三代格 貞觀儀式

新儀式 内裡式 内裡儀式 西宮抄

き事なれども後世明法家の學者の録しおける書に法曹至要裁判至要金玉掌中抄等の書あり、是みな律條全く存したる時に其肝要の事を抄録せしものなれば其大概をばしらるべし又三代格政事要略等の書によりても律條のしらるべき事あり、さて唐律は今全篇存したれば是また比校に備へし後世鎌倉にて撰せられし貞永式目も全く律に本づきたる書なれば律學をなすものゝ讀者べきものとす、式は今延喜式全く存したれば弘仁貞觀の式は亡びて傳はらず世に弘仁式の闕本とて少々あれども疑はしきものなり格も三代の全書は亡びて類聚三代格の闕本のみ今のこれり古の制度を詳に見るにたれり、此餘儀式新儀式侍中群要等の書存したれば詳に考る事を得べし、さて貞觀儀式と延喜式は事體やゝ異なる事も有、それより西宮記北山抄江家次第等皆その時世に隨て沿革あり、又公事節會の時の座席及宮殿等の制を考るに雲圖抄禁祕抄禁腋祕抄大槐祕抄拾芥抄等あり、地理の書は諸國の風土記みな亡びて只豐後出雲の二書のみ存したれば詳にしがたき事多し只今の郡郷の名は和名類聚抄にあげたれば其古名のみは考ふるべし、又器物調度の類を考べきは延喜式江家次第等の書によりてもしらるべき、類聚雜要吉部祕訓

等の書には其圖式も多く出たれば詳に考得べし、裝束服玩の類は衣服令延喜式をはじめ雅亮假名裝束抄飾抄などより以下世々裝束の書甚多し且世に隨ひて變改一樣ならず、後世に及ては古の名目を誤り心得たる類も多ければ是又廣く古今を詳にすべきなり、さてこの國史實錄律令典故の學をなすにも吾國の古言に通ぜざればかなはざる事あり、先史學の始とすべき古事記の一書は全く和語を以て錄せしものなれば古言をしらではいかでか通すべき、又日本紀は漢文を以てししたる書にはあれどそのもとは古事記の如く和語を以て錄したる書をとりにて強て漢文となしゝものなれば其義理の漢文に改めがたき所にいたりては古言のまゝに和語をのせたるも多く、又漢字を以て譯したれど猶いにしへの語を失はざらんがために某々の字は此に何々といふなどの自注も多くあり日本紀の注は作者の自注もあり又世々の私記も訓などの混入したるもあり、又後人の加へしと見ゆるもあり有識の人は自その知べし且古事記日本紀の二書に古の歌を載たる事凡二百餘首あり此類みな古言をしらで讀べからず、又延喜式に載たる祝詞歴史に出たる宣命の類みな吾國の古文也、其他官職衣服品物の瑣碎たるまでも皆

○紫のにはへる妹をとある歌の考

是は宣長が説甚おだやかなり、さて額田王をさして人妻とのたまひしは此時いまだ天武の夫人となり給はぬ時はしかのたまひしか誰妻とも定まらぬ人ながら我妻ならぬ人はつひには誰にても人の妻となるべきものなれば人妻ともいふべきか、しかいふ例ありや可考、天武紀今本に天皇初娶鏡王額田姫王生十市皇女とあるを水戸の古本には正しく鏡王女額田姫王とあれば女字の有事疑なし此女の字のなきにつきて異説といふはあしかりなん又集中に額田王鏡王女などあるをことごとくよせて其歌の訓などをも考合せばまた思ひ得る事もあらんか未考

○和學大概

和學といふ事にしへは別に一家の學ならで皆儒生のかね通じたる事也、弘仁承和の頃より世々に禁廷にて日本紀を講せられし事ありしに皆其時の宿儒博達の人に任せられし事にて別に和學を專業せし人有しといふ事を見えず中世堀川院の御時に大江匡房卿の和學得業生問答といへるもの有るを見れば和學といふ名目はさる頃よりやいひ始めし事ならん此匡房

卿の比までは猶いにしへを失はざる事も有しを失より後は干戈つねに動きて源平の亂うちつきたるより此かた和漢ともに學問の道みなすたれてこれを振興する人もなく只漸々におとろへ來たりしを近世文明のころにいたりて一條禪閑絶倫の才學おはし、かば古人の誤をもよく考正しその著述の書數十部に及べり此公をこそ和學再興の人とは申べけれ、されど今よりみれば其學猶疎漏なる事ども多くいまだ全くと和學の正しき筋をえ給ひしとはいひがたし、しかるに此百年あまりこなた治平久しく打つゝき萬の道日々にひらけ來りしまゝにおのづから英俊の士多く出來て和學の事大に開けたり、その研究のいたれるはるかに古人にまされり今にしては和學の道遺憾あるまじくおもはる

我國の儒生はかならず我國の國史典故に通せずして叶はざる事なるを當世は學問の道草莽にのりずみあれば儒者皆曲藝の士の如くになりて儒者の任はたゞ漢土の書に通ずるをおのれが業とのみ心得我國の事は其業の外の事のやうにおもひたるは學問の本意を失へるもの也林春齋が諸生を教ふる五科のうちに和學科を

たらしめて御坂をこえたまへかのゆつかしが本にいりたせ給は。其ぬさるこにて手向とし給へと也、さて宣長は此女王も天智とともに行幸に従ひてゆき給へるならんといへれどさにはあらず女王は天智とともに行幸に従ひて行給はで都にのこりゐてよみたまへる御歌なるべし

○三山歌考

高山は畝備ををしと耳梨と相あらそひきといふを舊説皆高山を女神とし畝備と耳梨を男神とせり、今詳に考るにさにては語勢おだやかならず契沖が高山はといふは高山をばといふに同じといへるもしひごとなるべし、高山はとのみいひて、をばといふ意に聞ゆべきよしなし、かつさる詞の例もなし、よし又をばといふ意を聞ゆるになしても下の語勢よくかなはず、此歌其争ひし古事のくはしく傳はらねば誰が考もおしはかりの説にて、ともかうもいひがちなる事なれど、しばらく試にいはいこれに香山も畝備も耳梨もともに男神にて、あらずし嬌は此三山の外に女神の有しなるべし、さて香山と畝備と嬌を争ひしが畝備のたけくをしき神なるまゝに耳梨と力をあ

はせてたゝかひしなるべし、をゝしといふ詞さへゆゑにてもなければことわり明らかならず、かつ高山はといひいだしたるは専ら香山の上にはんとする語勢也、さて次は隔句にて香山は耳梨とともにうね火ををしき神とおもひかしこみて争ひしといふ意につゞくならん又短歌に高山と耳梨山とあひし時といへるも男女の逢ふ事にはあらで二神の寄あひてうねびとたゝかはんとはかりしをいふならん、さる事となせば阿菩大神の立て見にこしといふもよく聞ゆるやう也、此歌よみ給ひし時は此古語の世にしるき事なりつらんまゝにその嬌の事はいはで相あらそふといふにて嬌をあらそひしことをふくませ下にうつしそみもつまをといふにてその事を明せし也又播磨風土記に大和國畝火香山耳梨三山國關と書を思ふに三山ともに相たゝかひしゆゑにかくは書しなり舊説の如く香山を得てむために畝備耳梨の二山のたゝかひし事ならば別に書やうこそあらめ三山相關とは必かくまじき事なり、とてもかくても此三山のうちに男女をわかたんとするは風土記の文に合ねば従ひがたかるべし

も皆讀かたきにくるしみて物遠き訓を思ひよりてあながちにことわりもなきよみざまをしてとかんとするは皆いたく強ごとなり、此歌は誤字あるによりてよみがたきにこそあれ此歌にかぎりていたくむつかしき書ざまなりしにはあらざるべし、もし文字あやまらざらん本いできなましければ、かならずやすらかによまるべきにてこそあるべけれ、かれ今やすらかによまるべきよみざまをもて諸本の中につきてよしとおもふ文字を拾ひ、誤ならんとおもふ文字六つを

改めて一字を補出てこゝろみに釋す、
奠器スサニ二字ト本國リ隣豆イリビ美相スサニ嘉カ衣湯コエユ本氣ワガセ吾瀨子コガ之射立イリビ爲兼スサニ五カシ可新何本モト

圖は集中の假字に見えねど紀には止と津と兩音に用ひたり、此集は假字を用ふる事廣ければたま／＼此字を用ひたりとせんもしひたるわざともいふべからず圓の字を一本國とあり又圓などもかけり今皆圖の誤とす○豆は草の手によりてまがひて之となりたりと見ゆれば豆の誤とす○美は畫のそこなはれて下の大のみのこれるにやとおぼゆ、すべて古書に畫多き文字の消たるがわづかにかたへの残りたるを其残り

たる畫のみをうつしおく事ある事也これも其たぐひ也として大は美の滅畫とす○嘉はこれも畫のそこなはれて上カのみのこれるにやとおぼゆれば土又七などあるを嘉の滅畫とす○兒は訓によりて胡の假字とす此字は集中に多く見えたる字にて兄を一本児とあるなどことに形の近ければ兒の誤とす○衣は形の似たるより瓜となれるにやとおぼゆれば衣の誤とす○奠器は東萬侶由不とよまれたり又奴左ともよまるべければ今は奴左と訓めりこれはむつかしき訓にもあらずかし○圖隣豆は執て也○美相嘉は美は發語にて相嘉は坂也紀の國にゆく山路をいふ○兒衣湯氣は越往け也○吾瀨子は宣長がいへる如く天智のいまだ太子にておはせし時に此行幸の御供なるを指すなるべし○射立爲兼は入立せ給ふらんといふ也集中に紀路にいりたつまつち山などもあり○五百可新何本はあまたの櫃が本也其坂に櫃などたちたらびてあらんあたりはことにかしこき坂路なるべければそこに入りたゝせ給ふらん時に手向し給へと也、末句舊訓なれば嚴櫃とせるもさる事ながら上にいりたゝすと有れば猶五百櫃なるべく覺ゆ○一首の意は、ぬさをも

く見ゆ、それを今の世の俗意にはやかましといへり然ればカマと計いひても驚きを制する詞たりけん、かれ莫驚とは書るなり、さてかま山といふは神名帳に紀伊國名草郡竈山神社諸陵式同郡竈山墓見ゆ、神社も御墓もともに古の熊野路ちかき所に今もあり○國隣は山は隣の國の堺なる物なればかくも書べし○霜を大相の二字に誤れり此幸は書紀を考るに十月中旬にて十一月までも彼國に留坐る趣なれば霜おくころ也○木兄氏の木を七に兵を瓜に誤れり○吾瀬子は天智天皇を指奉る此時皇太子にて供奉し給へること其趣見えたり書紀を考べし○爲兼はスカネと訓べし幸の御供し給ひて此度いつかしが本に立給ふべき事よとよみ給へるなり、セリケンと訓ては往時の事なれば物遠し○いつかしが本は即竈山神社の嚴櫃之本なり一首の意は此女王も太子に従ひて行給へるにて竈山に詣給はんとする日の朝など霜の深くおけるにつきてよみ給へるさまなり、かくては竈山に霜ふかくて嚴櫃が本に立給ひ霜のかたかるべければ吾背子がやすく立給ふべきためにしばし霜の消むをまちてゆけかしとなり」此考は寛政の七とせ宣長がもと

よりあらたに考へ得たりいかゞあらんとて千蔭とものがもとに見せにおこせたり、其ふしはともかうもこたへやらでやみたりしを今考へ見るにいとおだしからぬ事多し、莫驚をカマとよめる事いとしひたる業也、かまびすしきを制止してあなかまとはいへどかまとのみはいかでいふべき、そはいかにといふに、あなといふは制止する意あるにこそあれ今の上にあなかまといふ詞は後の物語ぶみなどにのみ見えたる詞にて、ふるきものには見えず、またたゝかまとのみいへる例は何の書にもなき事也、俗言にやかましといふを同じ類ひ也として引たれど俗言のやかましといふもヤといふに制止の意はこもれるなり、ヤは人もよびかけていふ詞にて、あなといふに同じ、國隣を山は隣の國の堺なるものなればといへるもたがへり、すべて國の堺は高き山大なる河などをもして堺を分たるものにて山のみにあらず國堺をやまとよまば河をもよむべきにや、霜消てゆけば事もなきやうなれど深く味ひ見るに、これは古人の語氣にあらずたゞ四の句を六言となしたるはさる事なれど猶七言によまるべきをや、上に舉たる諸家の説ど

也といふ字注あれば謁氣はクラシともクレテともよむべし、下の句は前に同じ、上の句は訓義なれども意は前の歌にことならず、天武天皇に奉り給ふ歌にて湯の山の夕暮の旅行をいたはり山氣にかゝるべき事などおもひやり給ふ意なるべし、此前に僻案訓猶一つあれども上の句の文字いづれを正字とも決しがたければあまりにくだしくいはんもいかいなればもらし、先二訓のみをかきつけぬ、かさねて異本異字を見る事あらば其時又いふべし、仙覺の新點と予が僻訓との是非は文字正しき古本を見る人辨へ給ふべし」今考るに國隣をキリとよむはクニの約言キ也とあるは、紀に乾字を賦とよめる類なりとおもはれたるなるべし、されど集中にさる例見えねばいかなら、又隣はとなりの下のをとるといひ、ラリルレの詞の下に音をとり用ふるならひなども皆ひが事也、さる例は無き事也、又大相をそらとよむも山とよむもともに物遠き訓にてうきたる事なり、又虎瓜をカキとよまむと有は集中に追馬をイの假字とし、喚鶏をツ、の假字とせる類なりとの事か、されどもツとツ、とは馬に鶏に限りたる詞にて動くま

じければよし瓜をカキとよまん事は虎にかざるべからず猫にても犬にてもおなじ事なるべければ、これは似たる事にはあれど猶うきたる訓なるべし、謁氣をクラシ、クレテなどは前後の詞によりてしかもよむまじきにもあらず、又東萬侶の秘めて人にいはざりし説也とて考に載られて莫黨國一本隣之大相固兄國湯一本氣以下は上のごとし

かくあり今略解もこれによれり

今考に本居宣長がいへらくキノクニノヤマコエテユケとよむ事いたく心得ず莫黨國隣をキノクニと訓ベキ説もいとしひて聞ゆ、又紀の國へのみゆきに紀のくにの山越てゆけといふ事もあるまじき事也といへり、これはさることなり、又春海さきにおもへるは大相のみにてヤマとよまんはあまりに物遠ければ大相土の三字にてヤマと訓んかとおもひ、又見作湯氣にてミツ、ユケならんかとおもひつれど今思ふに猶しからじ、

本居宣長が考へよみたるは、莫黨國一本隣之カマヤマノシモキエ困兄デコウケワセコシ國湯氣吾瀬子之射立爲兼五可新何本莫黨をカマと訓ゆゑは古へに人の物を制してあかまといへること多

しとあるはいかい、レンの音なればレの假字也といふべし、訓は下をとるといふ定りは無きこと也、入をりといひ、おもひをもひといふなどの類あまたあれど、それは略語といふものにて下をとるといふにはあらず、あはれといふ詞をレとのみいふ事いかであらん、大相をヤマとせるは大きなすがたなれば山の義訓也とあれば猶しひととなるべし、七兄をヤツとよめるはよし、されど七兄は七歳の兄は八歳なれば八の義にかけるかとあるは猶むつかし、八の兄は数は七の数より多ければ七兄は八也とすべし、かゝる類は万葉の葉にあること也たゞし山谷の意とせるはいかい谷をヤともヤツともいへど古歌には見えず、瓜をイとよむ事はウリの反イなれど猶いはい湯氣をユキとよめるは氣を幾の音に用たる事日本紀には見ゆれど万葉には例なし、いたゝせりけん云々を岩ほの本につかれてやすらひ給ふらんといふ意と釋したるはいかい、せりけんにてはいかでさる意とはなるべき、いたゝすらかなといひてこそさる意とはなるべけれ、さてイタ、セリケンとは既に契沖のよめる訓なり、イツカシカモトとよめるは

東方侶のはじめてよみいでられしにて、これはうごくまじき訓なり、たゞしイツカシを巖石の事と釋したるは、いはとかしは玉かしはなどいふよりの事なるべけれどいかなり

又僻按抄に今一つの考を載て、ユフキ莫器國一本隣之大相ユフキ固瓜クワ謁氣ケキこれより下は文字も訓も上に同じ莫器圓隣之これをユフキリ

ノとよむは前にしるせる莫器國隣を國隣としてよむ也莫器は前にいふが如し國隣としてをキリとよむはクニの約言キ也隣はとなりの下のりをとればなり凡皇國語にラリルレロの五音を上にいふことなし此五音假字を訓に書ときは皆下の音をとり用るならひなれば隣の字をリとよみ隣の字をレとよむなり、大相七兄瓜謁氣これをソラカキクレテとよむは前に大相七兄の字をヤマとよめどもソラともよむべし大相の義訓は山よりも天の訓其義さるべきか、七兄瓜をカキとよむは古一本に七の字無き本もあり又七兄の二字を克と一字にかける古本をも見つれば克は虎の字が轉寫して七兄の二字になれるか、もし虎の字なれば虎瓜の二字はカキとよむべし義訓の借訓なり、謁氣の二字をクレとよむは謁氣は謁と通じ用て陰晦

は嚴櫃之本なり、此句は嚴石之本の義にてきびしき岩ほのもとなどに立やすらひ給ふらんとおもひやるをいふ、歌の意は山路はさらでだに越がたきにまして夕ぐれのみ山谷陰などの旅行はいとくるしかるべければ、はげしき岩ほのもとにもつかれて立やすらひ給ふらんと、いたはりてよみて奉れる歌と見えたり、此歌の文字をかくよむより所は左にしろしぬ、莫囂圓隣之これを一古本に莫囂國隣之とかきてナ、クリノと片かなを付たり、しかれば圓隣は國隣をあやまれるか國隣之二字はくれとよむべし、國はくるとよむ例多し、憐はあはれとよむ字なれば下の一言をとりとレとよむべし、音も憐なれば音をかりては上をととり、訓をかりては下をととりていづれにてもレとよむべし、莫囂の二字をユフとよむは一古本に莫を奠に作を見し也又古葉略要集に此歌の文字二字草にして囂を器に作りたり、よりて莫囂は奠器をあやまれりとしりぬ、奠器なればユフと訓べし本朝故實神祭の具には必木綿あり木綿の義訓に奠器と書たるを夕の訓に用ふるは借訓なり、仙覺のユフとよめるも若此意か、故に奠器國隣之の字につきてユフクレノ

とよむ也、大相七兄これをヤマヤツとよむハ大相は大なるすがたなれば山の義訓にかけるか、七兄は七歳の兄は八歳なればヤツの義にかけるか、これによりてヤツは谷の古語なれば山谷とす、瓜謁氣をイユキとよむは一古本に瓜を瓜に作るを見てイとよむなり、瓜なればウリなりウリの約言はイなればなり、謁氣をユキとよむは古葉略要集には謁を湯に作りたり、よりて瓜湯氣の三字につきてイユキとよむなり、吾瀬子より下は音訓常に用る字なればワカセコカイタ、セリケンイツカシカモトとよむには疑有べからねどしひていふにおよばず、今引く古葉略要集は見る人すくなかるべし此書はこの廿とせあまりのさき春日若宮神主大中臣祐宗朝臣やつかりがもとにものまなびに來りしことあり、その比此集の事におよびて彼家に傳へし古葉略要集を祐宗朝臣もち來りて見せけりし時此集の文字のたがひども校合せしなり、古葉略要今に彼家に有べし

今考に莫囂を古本によりて奠器と改めてユフとよめるは幣を奠囂ともいふべければことわり有り、憐をあはれとよむ字なれば下の一言をととりてレとよむべ

からず、夕月ならでは圓隣とも書まじ、第二の句は書きやうよみやうひたつらこゝろえず、新の字あふとよめるもまたいまだしからず」考るに此説仙覺が訓を守りてしひて釋したるにて、すべていとおさなし妻をわかせ子といふ事も例なく莫囂を夕とよむよしを釋したるもことにことわりなし圓隣を七八日の頃の月也といへるは仙覺が十三四日の夕の月也といへるよりおもひよりたるにていみじきしひことなり

東万侶の僻案抄に仙覺が訓のまゝを舉て論じていはく、かくよみてより諸家の本皆此よみをつけて此訓の是非をいへる説も見えず、かの注釋抄仙覺に云ゆふつきとは十三四日の夕の月也此已下の説上に引出とありしかれば此集の歌仙覺新點百五十二首の釋、別にかけりとしられたれども予いまだ彼釋を見ざれば可不を辨へがたし右の文字の上につきて右の訓點をつけられたるはさるゆゑこそありつらめ、たとひ證訓訓義ありとても第一句より第二句のつゝきかくよみては歌といふものにてはなし夕月のあふぎてとひしとはつゝかぬ詞なり此句つゝくつゝかぬさかひは歌を

しる人にあらざればいはれず後しる人わきまへしるべし、予が僻案の訓は此歌の文字相違あれば一定なしがたきによりて異字につきて異訓をもなしていまだ一訓に決せず本してもし正本正字の古本を見る事あらば其時一訓にきはむべし」考るに此説此論にいへるごとく此歌は文字も訓も考へあらためたる上ならではとくべきやうなし

僻案抄に文字をも古本によりてあらためて考へよめる訓歌ありとて二つを舉たり其一つには、奠器國隣四字ノヤマヤツイユ一本之大相七兄瓜湯一本氣吾瀬子之射立爲兼五何新何本、ユフクレは夕暮也、ヤマヤツは山谷也、イユキはイは發語の詞也ユキは行也、ワカは我之なり、セコは夫君をさす詞、古本の傍注に奉天武天皇歌也とあれば天武天皇をさしていふ、額田王は天武天皇の夫人なればわかせこかとはいへり、天武天皇皇子にてまします時此行幸の供奉し給へるなるべしより額田王都に留りて天皇へ奉れる歌と見えたり、イタタセリケンとはイは發語の詞タ、セリケン本は立せ給ふらんとおしはかりおもひやり給ふ意也、イツカシカモトとは古語に此句あり日本紀に見えたり、それ

万葉卷一、幸于紀溫泉之時額田王作歌、莫囂圓隣之大相土兄爪謁氣吾瀨子之射立爲兼五可新何本、此歌此集第一の難義にて文字のいたく誤れるなれば誰が説も皆そらにおしはかりいふにて、いづれをいづれとも定めがたければ一つをすて、一つをとるべきやうなし、かれ今諸家の説をことごとく擧て其よしあしをいひ又おのがこの頃思ひ得たる説をも末にいふべしされど此歌の事にはしひごとく誰もまぬかれがたきわざになん

仙覺抄に訓を擧て眞名は載せず、

ユツキノアフキトヒシワカセコカ

イタ、セルカネイツカアハナム

かくよみてさて抄にユフツキとは十三四日の夕の月なりイタ、セルカネといへるはイは發語の詞、よめる心は夕月の如くあふきてとひしわかせこが、立てやあらんいつかはんとよそへよめるなり此は愚老が新點の歌のはじめの歌なり彼新點の歌百五十首侍るがなかに、これはくはしく釋を書くはへてける歌なり、くはしき旨を知らんとおもはん人は可爲披見彼釋也

考るに仙覺抄が此歌の前釋今は傳らねば此文字をいかなる故にてしかよめるにかわがちがたけれど其訓もいと調はねばよくよみ得たりとはおぼえず、くはしくは東万侶の辨あり下に擧ぐ

契沖が代匠記に訓は仙覺がまゝにて釋していへらく、わがせこか妻をさしてのたまへり御供にいでたつ時いつのころかかへりなんやとわれをゆふ月にあふぎて見るごとく思ひてとひし妹が今は歸るべき比と立まつらんにつか歸りてあひみなんとなり、いたゝすかのいは發語の詞なり、かねはかになり兼の字、此集音をも用たればいたゝせりけんとよむがまさるべし此歌の書やう難義にて心得有し、しひて第一の句を案するに莫は禁止の辭にて、なかれ、なれたゝなしともよめり、囂は左傳杜預注喧嘩也といへり堯の時老人ありて日出而起日入而息といひ又陶淵明が詩に日入群動息と作れりされば陰氣に應じてくるれば靜になる心にて莫囂を夕とよめるか、圓隣とは十日過るころは月もやう／＼まどかに見ゆれば七八日はそれにちかづけばかくは書るにや、此集に女の歌に妾の字をわれとよめる、をとこの歌には書べ

野の尾花菊ふき秋芽子の花をふかさね君かゝりほに、卷八に波太須寸珠尾花ホメさかふき黒木もて作れる家は万代までになどもありて、かり庵などふくには専ら尾花を用ひたる事とみゆればこの美草訓には彌久佐といふ訓のかたをよしとして彌久佐は薄をいへる也といへる説よくかなひたり、しかれば乎波奈といふ訓もよしありといふべけれどはじめより乎波奈とよまぜんとて美草と書しにはあらず、さるべければ猶文字のまゝに彌久佐とよむを正しとすべし、さて仙覺抄の一説にも水戸の本にも元暦の本にも乎波奈とあるは庵をふくには必尾花を用ふる事なれば其心をくみて乎波奈とはよめるものなり式などの頃より乎波奈を美草と書く事のありてそれによれるにはあらざるべし、さて式の美草は音にて訓べきにてうるはしき草といふ意にて廣く諸草をいふ事にてもあらんか又はみくさと口にいひなれたる名目にて常に唱へなれたるまゝに假字にしか書事にてもあらんか令に狹疊と書たるもいひなれたる名目なれば書る類なるべし、或人此式に見えたる美草を乎花なりと

いふを難して大嘗會は十一月行はるゝ事なるに其頃薄は枯てあるまじければ美草を尾花とせん事いかゝといひ又或人は尾花の枯たらん頃は何の草も皆枯てあるまじ、されば枯たる草の中にも尾花はきよらなるものなれば枯るゝ頃にもこれをと用ふる事も有べしといひ又或人は必枯ざらん草を用ひん事もホメなれば冬まで枯すしてのこらん草は山菅などなるべしともいひて、これをさまゝにいへるとホメかにかくに式に見えたる美草はいづれの草と定むべき證はなき事なり又卷八に草花と書て乎波奈と訓りと有は卷十にも草花を乎波奈とよめる所あり此草花と有につきて尾花は草の本にて専ら用ある草なれば草花とのみ書てそれと知らせたるものなりといふ説あれどいかになり草の中にて専らなる草なりとて草花とのみ書べき事はいかであらん又草の中にて尾花をのみ専らなるものといはんもことわりなし考るに卷八卷十に草花とあるは皆草字の誤にて草字となれるなり文字の形いと近きにはあらずや又卷十に麻花と書たる所有も同じ類なるべきを思ふべし

わろし、たゞ歌とのみいひいづべき事なりといへるはかへりてひがごとなり、かの序は末に詩の六義をかりてことをのべてかくの歌にもかくぞあるべきといへればかならず始には大和歌といふべきいきほひならずや（俊成三位の千載集序にやまとみこと歌と書たまへるはみことゝは御言のといふ意なるにやまた尊といふ意なるにや俊成口傳集に大和歌我秋津島の國戯れ遊なれば神の代より今に絶る事なしとあるによられたりとみゆ扱此口傳集に大和尊のとあるは大和尊歌はとありしを寫しあやまりしなるべしさらではこゝの文義通じがだし）又かの在滿が歌論の書を名づくるに和歌といふことをきらひて國歌八論となすけたるはいみじきひがごとなり國歌などいはんはもろこし人などに對ひてものいはん時の詞なり、は博士どもの詞に國語國字などいふを見て學びたるにや、そは今の世の博士どものくせにて常にもろこし人にむかひてものいふやうなる口つきの多かるはわらふにたへぬ事なるを、いかでならひつべきことかは

寛政九年後の七月十日あまり一日

○美草の考

萬葉卷一額田王歌金野の美草菰蒼云々、仙覺抄に此歌或はをはなかりふきとも、或はみくさかりふきとも點之と見え、又元暦本にも、をはなとよめり又新勅撰にも此歌をのせてをはなかりふきと有、又今井似閑が代匠記の頭書に大嘗會式美草を仙覺點又水戸校本にをはなと點せり、式等によればさも有べしとみゆ、宣長が玉緒琴に美草はをはなと訓べし貞觀儀式云々延喜式にも同く見ゆ、然れば必一種の草の名なり古へ薄を美草と書きならへるなるべしもし眞草の意ならんには式などに美草と美の字を假字に書きよしなしとあるは、またく似閑が説をとれるなりされど式などに美草と美字を假字に書べきよしなしといへるはしからず、かゝる類の物の名などには假字書きなる類も有る事なり職員令に狹疊と有を義解に狹疊猶云疊とあるは狹は假字書きにてやまと詞にての發語也、又式に（此間欠字本のまゝ）などいふことも見ゆれば、みくさを美草と假字書きに書べからずとはいひがたし、されば式の美草を必一種にてをばなの事なりとも定めがたし、考るに卷十にあきつ

といふにひとし、こはこと國の事まじはりおこなはるゝ世にてはいづこにてもさらではかなはぬことわりなり、さるをかならず漢の世にて漢詩といはず唐の世にて唐詩といはぬを例としてとおもへるはいたくなづめるわざになん、そもく天武天皇の御世に大津皇子はじめて詩賦を作り給へるよりほどなく其事世にさかりになりて詩をもて人の才を試みそれによりて及第などする事とさへなりておほやけたくしもはらなす事となりしかば、かれをばから歌といひわか國ぶりをば大和歌といはん事いとあたれる事なり(これは彼を尊みてもはらとなしわれをかたへとなす)大和といひてわかつにはあらずたいおのづからさらではまぎらはしきいほひなればなり此詞一本にいとあたれることなりとある下に入たり此にはまたいりたり此かたよく正しとすwww.livepool.com.cnさて古の詞に大和といふことを冠らせいふ類ひいとおほし琴笛錦舞のたぐひは神代よりあるものにてむねとわが國のものなれどから國のをもこゝにつたへて世にあまたあることゝなりしかば大和琴大和笛大和錦大和舞などいへり、又やまとなでしこ、やまとだましひ、や

まといふ、やまとさうなどいふ事あるもかしこのにまぎれじとていひたてたる事にあらずや、こはかれをたふとみてもはらとなしわれをかたへとなして大和といひてわかつにはあらず、たいおのづからさらではまぎらはしきいほひなればなり、かくくさぐさ大和といふ事を冠らせいふ事あまたあるをひとり歌にのみ大和といふをとがめん事こそ心得ね、かならず大和と冠らせいふ事をひが事とせばすべて琴笛錦舞のたぐひをも皆大和といふ詞をのぞかんか、いかでさるよしのあるべき、とまれ千とせにあまりていひなれたる事を今より改めんとするはをこなる業ならまし古きニテイナシ古きものをみるに源氏物語などには唐歌とならべいふ時にのみ大和歌といひて常はたい歌とのみいへり、こはもとよりことわりさる事にて論なし又大鏡などには唐歌とならべいはぬ時も大和歌といへる事もあり、こは一つの名となりしよりいふ事にて唐とならべいはでも大和琴大和錦などいふ類なり、これらはことのさまによりていづれをも學びてありぬべし、こゝにくしなづむことあるべからず、又或人の説に、古今集の序に大和歌と書出したるは

として天といふ字のそひしを皆アメとよみて高天原といへると且如天とある三所を如上と改てこれのみをアメとよまんとするなり今其説に従はゞ紀の自注にアマノイハクラ、アマノサクメなどあるをも此書にてはアメとよまではかなはぬやうなり、紀にてはアマノといひ此書にてはアメノとよまむ事いことわりなし、またアメと讀べき所にのみ注ありとせば天照大神とある下にもなどアメと唱ふべきよしを注せざるや、かつ紀をはじめていにしへにあまた例あるをすてゝたゞ一つある中巻の歌のみ證とせん事ころゆかぬ事なり、よりに舊説はあやまりなることしるゆれば今その説をあらため正してかく考へさだめつ

寛政の三とせの夏人々と古事記をよみ考へしついでにしろしめ

歌に大和といふことを冠らせいふ事の考

わが國の歌を大和歌といふ事万葉集には詩とならべいへる所にのみ倭歌倭詩など有て常はたゞ歌とのみいひ（万葉に長歌を賦といひ又短歌二を二絶など書る事もあり是はもと詩と同じものなれば心にまかせてかけるなり）續日本後紀三代實錄などにはかなら

ず倭歌としるされたり、これより古今集をはじめて世々の撰集皆必和歌集といひさて下りての世には歌の詞にも大和歌やまことの葉などよむ事常となりぬしかるを荷田在滿が説にわがくにの歌はたゞ歌とのみこそいふべけれ、そは漢の世にて漢詩といはず唐の世にて唐詩といはぬをもてなぞらふれば我國の人の口よりやまと歌といふはひがことなりといへり吾師も此説によりてひたふるに大和歌といふ事をきらひさけられたり、かくて近き頃古このめる人々たれも皆此説を守りてうたがふ人なし、げにも一わたりはことわりもさることのやうなれど今くはしく考るに必此説をよしともさだめがたきよしあり、先漢の世にて漢詩といはず唐の世にて唐詩といはざるはかしこにはこと國のことの葉などのたちまじれる事なかりしかばことのまぎるべきやうなければ漢といひ唐といひて其もとわかちをなさざるなり、もし我國にて大和歌から歌相ならびておこなはるゝたゞひの事あらましかばなどかかしこにても其わかちをなさゝらん今清國の人の書るものをみるに物ごととに満漢といひてわかちをなせり見よまたく我國にて和漢

はいはず、又古の天皇の御名にアメトヨタカラ、ア
メヌナハラなどいふ類下の語體にてノの詞をそへぬ
は皆アメとのみいへり、又アマノタチカラヲノ神を
日本紀竟宴歌にアメタチカラヲとよめり、これは詞
のあまるまゝに畧してものなれば下體の詞にてノの
詞をはぶく時はアマとはいはぬ格なる故にアメとい
ひかへたるなり此の格によりて上にいへる天比登都柱、天一
めの注なればノの詞をそへず、天知迦流美豆比賣の歌も、アメと讀べきた
してよむべきことをもしり またアマといひてノの詞を
はぶけるは下多くは用の語なり、そは天照大神アマ
トフ、アマツタフ、アマサカル、アマカケル、アマ
キル、アマタラスなどいふ類是なり、また下體の語
にても上にアマといひてノの詞をそへぬもあり、そ
は天雲天路などいふ是なり、これは下の詞みじかき
まゝにノの詞をはぶきてもしはるゝと見ゆ又熟語に
アメカニといふ時下に用の語あるはなし、そはアメ
トフ、アメツタフなどはいひがたければなり、アメ
キヨシ、アメタカシなどはいふべけれどさいふは熟
語にはあらざるなり、およそアメといひアマといふ
たゞ語勢によりてかはるのみにて意にことなること
はなし、されど定りたる例あればそれにたがひたる

はあるまじきなり、しかるに中卷の歌に比佐迦多能
阿米能迦具夜麻斗迦麻邇云々とあり、こはすべての
例にもたがひ、かつこれのみにあめのと云ふべきこ
とわりも見えず、こはまたく米と末の文字の形似た
れば誤りうつせしものにて是もそのもとはアマとあ
りける事うたがふべくもあらず又かの万葉集の中に
天香山とあるも皆舊訓の如くアマノとよむを正しと
すべきなり

舊説に如天とあるは如上の誤にて上とは訓高下天云
阿麻とあるをさしていへるなりといへるはおだやか
ならずまづ三所までまさしく如天とあるを皆上の字
の誤となさんこと強たるわざなり、かつ數章の後に
如上とばかりいひては高下天云々の注をさしていふ
ことゝは聞えがたし、そのうへかくいふ文法はなき
事なり、また下效此とあるはすべてをさしていふ詞
とおもはる高下天云々とあれば高天原といふ詞のみ
の注のやうにも聞ゆれど、こは高天原にのみかぎる
事にはあるべからず、かゝる注文の法は經傳などの
注疏にあることなれば、その法にて書るものならん
さてこれを如上と改めむとするゆゑは中卷の歌を證

比登都柱天一根天知迦流美豆比賣の三つは他とはことにて是よりはアメと讀べき名なるが始に下效此とことわりたればこゝに讀法の別なるよしをいはずは是もアマノとよむべきに疑ひあればことさらに讀天如天といふ事を注せる也さて訓天如天とのみいふことは訓天如天地之天といふべきを畧して如天とのみいひてしらせたるなりかゝる文法は漢文の上に常にある事なればその字法にて書るものも、注に某字如字などあるも此とおなじこゝろなり、アメといふは天の本語にてアマといふ字は音便なり、一言に天とのみいふ時はアマといふことはなきことなれば如天といひてアメとよむべき事をしらせたるなり、このほかに天神などあるは神の名にもあらず熟語にもあらねばアマとよむべからぬ事明らかなれば更に讀法を注せざる事始の天地と同じこれによれば神の名國の名物の名の天字のそひたるをば皆アマノと讀が古のとなへなる事しるし、さてこれに證おほくあり、神代紀に天吉葛此云阿麻能與佐圖羅といひまた天探女此云阿摩能佐愚謎といひまた天磐座此云阿麻能以簀矩羅といへるなどあるをみれば、此類皆アマ

ノと唱ふる事押てしるべし、又延喜天曆の頃よりこなたの歌どもに、アマノカクヤマ、アマノイハフネアマノウキハシなどよめる歌多かれど、アメノといへる事は絶て見えず、しかればアマノといふことはいにしへよりさだまりたる唱へとおぼゆ、又紀の訓點に天地天神などある外はすべて皆アマノと訓あり、これもいにしへよりの讀法のつたはりしものなるべし、紀の訓は後人の讀の交りたる所もあれど大かたは古訓のつたはりしものにて古人も既に古語の證にも引り、これらは後よりみだりにあらたむべき事にあらず、かつより所となすべきなり、またアマノハコロモ、アマノハシタテ、アマノナカ、ハなどいへるは後にいひ出たる詞ながらおなじ語勢なるをもおもふべし、今くはしくその語格を考るにすべて神の名國の名物の名などの下詞長くして體の語なるには上にアマノとノの詞をそへていふ事定りたる語勢と見えたり、すなはちアマノカクヤマ、アマノウキハシ、アマノイハフネ、アマノ某の神などいふ是也、またノの詞をばよく時はアマとはいはずでアメといふ事と見ゆ、そはアメワカヒコをアマワカヒコと

且見戀

枝直

吹風にうき雲まよふ夕つゝの見えみみにすみ物おもへとや

忍逢戀

常樹

わすれても人にやつけむ人しれず袖かへてぬる夜はのうれしさ

惜別戀

千蔭

あふ事のうれしかりしも時のものあかぬわかれにわすれはていき

恨絶戀

常樹

いまよりはなにかわたらんあすか川かはるふぢせば君かまに

傳聞戀

春道

みし江や玉江におふるあしのほのほの聞しよりえこそ忘れ

立名戀

秀倉

あはすして名にやはたてる今更にわりなくわふるひとの心か

稀間戀

春道

わきも子か手にまきもたる白玉のたま／＼にたもとふそうれしき

寐覺戀

枝直

たのめてし心かはると見し夢のさめてうれしきあかつきの空

山家煙

枝直

松の月た、松の月後の世からの字によりて松の生たててる門とてはかにそや源氏にも誤れり

田家鳥

常樹

ひたばへてもりし山田をけふ見れば人もいさはぬしきそたつなる

竊中關

秀倉

東路の清見か關をこゆる日は涙のしらゆふたむけにそかる

寄世祝

春

道

君か代にあへるをたれかよるこひの聲そあまねき遠つ國まで

此あげつろひは加茂の大人の書くはへられたるな

り此時の歌猶あまたありしがちりうせてこれのみ

のこれり

春海

○天字讀法考

古事記上卷に天地初發之時於高天原成神名天之御中
主神といへる下に訓高下天云阿麻下效此といひ又次
生伊伎島亦名謂天比登都柱の下に訓天如天といひまた
次生女島亦名謂天一根の下に訓天如天といひまた
娶天知迦流美豆比賣の下に訓天如天とあり今考ふる
に訓高下天云阿麻といへるは始に天地とある天の字
はアメと讀べきことのあきらかなればそのことわり
をいはで高天原の天字にはじめて阿麻と云といふ事
を注して讀法をしらせたる也さて下效此といへるは
これより下の文の天之御中主をはじめて天といふ字
をそひたる神の名國の名物の名など皆アマと讀べき
例をこゝにてことわれる也さて訓天如天とあるは天

柳 隔 水

公 庸

落たきちなかるゝ河しなかりせばよりて見てまし青柳のいと

濱 歸 雁

常 樹

秋ならてこぬみの濱の春の日にしはしやすらへかへるかり金

松 上 藤

枝 直

萬葉になみ木といひ人の名に藤松はあれと此歌にはいかかへてもなたらかにいふへき事なとがなからん

路 卯 花

維 寧

わくらにはとめくる宿のうの花をこのもかのもに道まとふなり

聞 郭 公

常 樹

峯にあふる松はちとせのこいちして山ほとときす一聲をきく

水 郷 橘

秀 倉

つちにはなをよむはた、古今集の一首により萬葉などとはさる事なし今はあまりにいひふて舟とめてむかしとは、やかのみゆる入江の里にほふたち花

夏 草 滋

公 庸

野へみれば夏草高く成にけりわけ行人や道たとららし

五 月 雨

千 蔭

なへて世のもののおもふ人の上までも空にしらるゝさみたれの頃

晚 納 涼

常 樹

ゆふつくるかけろふ庭の涼しきに月までいていゆかはゆかなん

外 山 月

枝 直

宿ちかきとやまの杉をしるしにてまたれし方に月は出にけり

風 告 秋

春 道

いとはやも秋はたちぬと世につけてげさしも袖にかよふ秋風

秋 夕 露

枝 直

萩の葉に秋風ささむ夕くれもこけの笹の露はくたけす

蕨 端 虫

公 庸

浅茅原こほるゝ露を此ころのなみたにかりて虫のなくらん

河 邊 霧

常 樹

秋されはすみた川邊をすみそめのゆふへのきりのたちそかくせる

讀 紅 葉

公 庸

此句めりては打はれてといふへからず

湊 千 鳥

公 庸

みなと江におひてまつまのかち枕れさめさむげくちとり鳴なり

網 代 木

秀 倉

ものゝふの宇治の網代木稗を寒みいさよふ波をまつ氷ける

曉 時 雨

公 庸

此三句用なしとことなり

庭 上 雪

千 蔭

我宿の花もみちなき時はひかりとたのむ庭のしら雪

歲 暮 戀

常 樹

ふたゆかぬ年の終をうつせみの身もたなしらすいそきくらしつ

みくにかもとにてよもすから人々と物語りして

もろともに家路わすれてかたる夜は草の枕と何かおもはん

廿三日みくにがもとをいでゝをみかはより舟にのり

てその夜銚子の浦につきぬ寺井節之がもとにやどり

こゝに六日七日ありてこゝかしこゆきかひす

飯沼の岡にて海つちを見て

うなかみや沖つやしほち雲消て浦わの千舟朝ひらきせり

雪とちり雲とみたれてよせきつゝ磯もとゆする沖つ白波

節之かもとにて題を分ちて、夏獵

立きよふなしかの角のつかのまの命あらそふみかり野のはら

なてしこの花の咲初たるを

かすゝも咲そめしより常夏のにほはん花は朝かけにみん

寺井田護か家にて

夏かりのさちある宿とみゆる哉いく薬をも世々に傳へて

こは薬をあきなふ家なればかくいへり

寶満寺にて帶を

かりそめにとけし花田の帶もうし結びもあへぬ契とおもへは

信太政慶かもとを問けるに歌よめとありければよめる

松かけにねばふかつらのむへしこそ千世のしめたる宿には有けれ

こは庭に大きな松ありてそのもとに郁子のひかゝりたれ

はかくいへり

節之かもとを明日いてたゝんとするに伊能美之か許より

故里とおもへは同じ武藏野の草葉の露をあはれともみよ

返し

今はとて直わかるともむさし野の草のゆかりを忘れましやは

この美之は江戸の人にて今は香取にすめるか此ころ海上に來

りぬしかはかくいひおこせしなり

廿九日節之がもとより舟よそひて日くるゝころ鹿嶋

にいたりぬ五月一日鹿嶋よりこぎいでゝ木おろしに

つくこゝよりくがちをかへれり

鹿島の御社にて

あられふるかしまか崎にいひ杉いはひそめしは神の御世かも

木おろしにてほとゝきすの鳴をきいて

故里やなれも戀しきほとゝきすかへれとおのか名にたてゝなく

○寶曆六年六月廿二日葛飾の別業にて會しける

時の當座のうた

立春霞

枝直

いつる日の影此句のそかはやもくもらぬあさみとり春のたつ名は霞みなりけり

田若菜

常樹

つくはれのすそ輪の田ぬに春たちて雪まの若菜けふやつむらん永なとこゝ似つかめ

寛政三年卯月一日

春海しるす

○舟路のすさみ

四月十八日橘ぬしにいざなはれて香取うな上のあたりとひ見んとていでたつ、あひともなふ人すべて三人ずさひとりをぐしたり十九日鎌がやの宿をたちて木おろしよりこぎくだりて其夜神崎に舟をとゝむ

かまかやの野にて鹿のむれ行を見て

眞萩原またうらわかし行鹿のむれわくはかりいつかなりけん

舟のうちにて

風をいたみ波立さはく雨の夜によるへもしらめとれの川ふれ

廿日神崎より佐原の永澤躬國がもとにいたりこゝに

三日やどれり

躬國がもとにて題をわかつて、くひな

おのつからぬせきをもるゝ澤水の聲にこたへて鳴くひなかな

さうひ

春のいろは思ひ忘れし夏蔭に錦を見る花その花

としへてあへる

年月におもひわたりし心をはまつなみたこそしらせめぬれ

馬にのりたる人ほといきすを聞く

郭公鳴音たとりて有明の月毛の駒にまかせ來にけり

よりにて下の字をマと轉用しものなり、ウマをマと轉用せしは紀中に改大倭爲大養徳といふ事見え、和名抄に安藝國賀茂郡養訓久爾とあるなどウを引たるをマと用たるおなじ例なり、かつ古は字音の引くこゑをば吾國のことばの通ふ例にならひて用しことありと見えたり、こは例多くありことしげゝれば今こゝにいはいれずウとマと吾國の詞のかよふことはオハシマスをオハサウスといひタマハルをタウヘルといふ類にてしるべし又合をカヒと用たるは合は入聲の字なれば韻を波比不閉保に廣く用る事古の常なり國郡の名などにその例多くあり合をカヒといへる類をいはば和名抄に播磨國揖保伊比薩摩國給黎岐比とある是なり揖も給も入聲の字にてイフをイヒ、キフをキヒと用たるなり、さて合もカフをカヒと用たること明らかし、かく古の字音の用ざまをくはしく考へみればウマカヒとよまるゝ事なにくたがふべき事もあらざるなりいかでただしからずとはいひけるならん

紀中馬養といふ名の人多し文忌寸馬養小野朝臣馬養佐伯宿禰馬養粟田朝臣馬養などみなウマカヒとよむべきなり

す

春 海

○宇合稱呼考

藤原の宇合を續日本紀の舊點にノキアヒとよみ、水鏡にウカフとよみたり水鏡印本に宇合と字に書てウカフと點あり作者のかくよみたるか又印行の時後人のつけたるか加茂翁の万葉考にはこれを改てウマカヒとよまれたり、しかるを或人は猶たゞしからずとてかの常の字音のまゝにウカフとよむをよしといへり今くはしく考るにウマカヒとよむを正しとすべし此宇合を又馬養とも書たり名の文字をさまぐに書事は古の常なれば更にうたがふべき事にもあらず續日本紀卷七靈龜二年八月癸亥正六位下藤原朝臣馬養爲副使遣唐の副使也同月己巳授正六位下藤原朝臣馬養從五位下、卷八養老三三年正月壬寅授云々正五位下藤原朝臣馬養並正五位上同年七月庚子常陸國守正五位上藤原朝臣宇合管安房上總下總三國又同五年正月壬子授云々正五位上藤原朝臣馬養並正四位上、卷九神龜元年四月丙申以式部卿正四位上、卷九藤原朝臣宇合爲持節大將軍とありて此後は皆宇合とのみ書たり、かく兩様に名を書たれば別人のやうに見ゆれど位階

を賜はりしついでをもて見れば同人なる事明らかなりしかる上に國史の例にて凡五位以上の位階を賜はりし事はかならず載せ又五位以上の人の卒したるは必記す事なり是を同姓別人とせば馬養の方に卒をしるせし文もなく又宇合の方に正六位下を始めて載べきやうもなし、ますく別人ならぬ事あきらかなり、近き頃水戸にて撰べたる常陸國志に藤原馬養訓宇合とあるは此記中に兩様に書たるが同人なる事を詳にせし事は得たれどたゞ馬養訓宇合とのみあるは常の字音のまゝにウカフとよむ事とせるならんか、さうらば猶あやまれり、さてノキアヒとよみたるは後人のみだりにせし點にていとことわりもなき事なればいふにもたらず、ウカフといふべからぬよしは馬はマとのみ畧しいふ事は古語の常なれどウとのみいへる事はなき事也又紀守に牛養猪養犬養鳥養などいふ名はありこれ皆養をばカヒとこそよむべけれカフとはいふべからず、カフといひては詞もおりぬねば名のとなへともなしがたし、こをウマカヒとよまるゝゆゑは字をウマと用たるは古の字音の用ざまにかゝる類あり、宇は上聲の字なればウ、と引たる音なり

世の人の板にゑらぬをためしにして印板いで來れる世の人の板にものをとがむるは琴柱にかはつくるたぐひにて、ものゝことわりにくらきにやあらん、またわが歌をみづから板にゑりつくるをひがわざなりとせばわが歌を人にかゝするもわろしいはんか、かの京極中納言の拾遺愚艸を大炊助親行にあつらへかゝせられたる事もあるにはあらずや書うつして傳ふるも板にゑりて傳ふるもなにのことなるけぢめかあるべき、かゝる事はたよりよきかたにこそしたがつべけれ、たとへば書籍といふものいにしへは卷物なりしを冊などいふもの出來てよりは冊子のたよりよきに從ふがごとし、もし書うつすがいにしへなれば印板を用ふべからずといはゞ冊子をもやめて卷物とのみなすべきやいかでさるよしあらん又名をもとむる事はもろこしにても大和にてもこゝろざしある人は誰もさるならひにて其骨はいまだ土の下にくちざらんほどにはやく其名の世にうせゆきなん事はいと口をしき事に古の人もいへりけり、いにしへの歌にますらは名をしたつべしともいひ、聖のをしへにも名を後の世にのこす事を親にかうあるを

はりなりとも見えなれば名をもとむとてとがむるはいと心得ず、むかしの歌人の秀歌をよみ得ん事をいのちにかへて神にいのりよき人にほめられたる我歌を錦の袋に入れて寶としもたるなどのたぐひの事おほくものに見えたるも皆ふかく歌に執するにて其ふかく執するは皆名のためにこそありけれ、かゝれば今の世にても歌にふかゝらん人の吾歌の今の世にも廣まり後の世にも傳はらん事をおもふはとがあるまじきにや、よみとよむ歌を心ともせずしてはふらしやらん事は此道執する人の本意にはあらざるべし、さて世をのがれ山にかくれなどして塵にそまぬ心より名の人にしられん事をいとふを高きみさを也とするためしもあれど、それは歌人などのうへにあづかりたる事ならねば引いでいふべくもあらずかし、そもそもおのがおもふにはすべてある人の難しいへる事はうけがたくこそありけれといへば、清よろこびてさりけり、かくてこそ世の人のあなづりをもふせぎつべけれとて此事をしるさん事をもとむればやがて筆とりて物にかきつく

享和のみとせさつき吉井清がもとめによりてしる

京極中納言の拾遺愚草とつけられたるはみづからへりくだりての詞なり、かく四つの品あるが中に、はじめの二つの品は後の人のつくれるなれば引出ていふべくもあらず、されば家集のためしとなすべきは後の二つの品にてそは人の手になれると、みづからあつめおけるとの二くさなり其二くさのうちに人の手になれるはまれにてみづからあつめたるぞおほからん右京大夫家集のはじめに家の集などいひて歌よむ人こそかきといむることなれ、これはゆめ／＼さにはあらずといへどもこは家集はかならずみづからかきといむるならひのものなればかくいへるなるべし又頼阿が家集に周制といふ人の西行上人自筆の山家集をつたへもてりといふ事見えたり、さるは上人もみづからあつめてみづからかけるにこそ又古人の家集に花の歌よめる中に月の歌よめる中になどもいひ百首の内に五十首の内にもいひて多きがなからより一首二首をひろひいでゝ載たる事常にありこは家集にのせむとてみづからの歌をみづからえらみたるにこそあらめ後の人のあつめかゝむものならば家集は撰集のたぐひにてもあらねば百首五十首のうち

よりわづかに一首二首をとりいでゝ残れるをすてん事はいかでかあるべき、かゝれば家集はむねとみづから書あつむるものと見ゆるをある人の其人あらずなりたる後に書あつめたるものなりとさだめいへるはなにゝよりていへるにかいといふかし、おそろくはいにしへの家集のありさまいかなるものともよく考へぬにぞあるらめ又吾家集にみづから序を作れる事は安法法師能宣朝臣曾根好忠など皆しかり安法法師が序にはいひあつめたる言の葉さま／＼につけておほかれどたい一つ二つおぼゆるをかきあつめたるなりとしるし、能宣朝臣はなまじひにしほめる花の詞をあつめてといひ、好忠は與謝の海に老の波かきかぞへ來る蟹のしわざと人も見よとかける其人々はいにしへに名高き歌人なれば其家集どもをば歌よむほどの人はたれもよきまてはあるまじき事なるをかのある歌人はいかですしもあうつらん又板にゑりつくる事は後の世にいで來たれるわざなればいにしへに例なきことはもとより論なし、もし印板といふものはいにしへの世にもあらましかば古の人などもかこれを用ひずしもあらんざるを印板といふものなき

名をもとめんとてのわざにや、いといと心得がたしといへり、いでこのそしりのがるまじきことわりにて世にもかたり傳へもていであざけりいはん人のおほくいであなましかば、わが師のいみじきおもてぶせにや侍らん君はいかにおもひ給ふぞといふ、おのれこたへけらくさるは物のことわりよくわかまへたらん人はうたがふまじきを、しかなんいふは翁が名高かるをねたみおもふあまりにいふ事なるべければ、すてゝとひ給ふ事なかれといへばいなゝみづから家集を板にゑり侍る事はいまだ世にためしもあらねば、かならず人のうたがひおひぬべきわざなり、ねがはくは吾師の爲に其ことわりあかしたまへさらではいとやすからぬわざなりとてかひさへいへば、さらばとて先いにしへの家集ども廣く考へ見るにおよそ古の家集に四つの品あり、其一つには人萬呂赤人家持卿菅原のおとゝなどのたぐひは、はやくより人のもてあそびたるものにて後の撰集にもこれより歌をとり出られたれど、まことは後の世にいつはり作れるにて其人の歌ならざるが多し其二つには業平朝臣友則興風などのたぐひは歌は其人の歌なれ

ど後よりものに出たるを拾ひて書あつめたるものなればまことの^オ家集とはいひがたし其三つには高明公齋宮女御などの御堂關白四條大納言などのたぐひは其時人の手にかきあつめたるにて、はしがきの詞を書あらためてよみ給へり聞え給へりかき給へりなどあがめ詞をもてしるせり、こは品高ききはの人にのみかゝるはありと見えたり貫之躬恒などのたぐひは其はしがきの詞もみづからかけたるまゝにて、みづからあつめおけるなりとはみゆれど題しらすといふ事の所々にあなるは猶人の手にあつめたるなるべし其四つには伊勢中務順朝臣能宣朝臣などのたぐひはみづから書あつめたるものと見ゆ又みづから心ありて名づけたるたぐひもあり、そは師氏大納言はいやしき海人のさへづりによそへて海人のてこらと名づけられ俊賴朝臣は散木集奇歌としも名づけられたり散木は用なきものゝたとへにて奇歌とは奇絶などいふから文の字心にあらで大和ことの葉にあやしのしづがやあやしの山がつなどいふあやしの詞なり俊恵法師の禁葉といへるはかの古今集の序に歌とのみおもひて其さましらぬなるべしとあるに本づきたるにて

ひ名ゆけはいなどの歌を引てふるくひがことをいせといひならはせる證に舉てことわられたるは論なし、たゞ何をてひがことをいせとはいふにか其ことわりわかちがたきをとかんとて齋王のをりざれ給ひし事をおもひてひがことのより所としてことありげにいひなされたるは、あまりに求すぎたる説にて、いたく強言なり、又古意に昔いせ人は心いとわろくて親子兄弟の物をかすめとりし事今昔物語にありて、それをより所にしていはれ、又伊勢や日向の物語などいふ事のあるを引れたるなどもうきたる事にてよしもなし春海今考るにこはいとえと音かよへば、いせをえせとゝりなして、ひがごとをいせとはいへるなりえせの假字定めがたし、なこの伊勢とかよはなせいでいへるにつきて衣の假字なる事なもしれりすべてひがみたる事をえせといへるは、えせすいりやう、えせはかせ、えせ歌などいへる詞いと多し、かく音のかよふ詞をとりて用ふる事は大和物語の歌に、しのつかのうまや／＼とまちわびしきみはむなしくなりぞしにける、とあるもうといと音かよへば今や／＼をうまや／＼といふによせてたるをホナなど同じ類とすべし、此たゞひ猶外にもあるべし、考ていふべきな

り、かくかろく心得る時はやすらかにして事もなし、さて此物語をえせ物語とするはあらはにしらるまじき男女のみそか事をしるしたるよりの名にて別に心あるにあらず、しかるをわざと事のたがへるさまにつくりなして、その心をしらせんとて名づけたる物なりなどいふ説はことわりあるやうに聞ゆれどかへりて後の世人の心なり、いにしへ人はいかでかさまではおもひめぐらすべき

○家集辨

橘千蔭年頃の歌ども數おほくつもりたるを、こたびみづからえらみ、みづから序作りてうけらが花と名づけて、ことさらに板にゑりて世に傳へぬ、このごろ吉井清來りてかたらく、わが師の家集世に廣まりけるをある歌人の見て難しいへらく、むかしより家集といひて傳はりたるはその人あらずなりたる後に書あつめたるにこそあれ、吾歌をわが世のうちにえらみあつめん事あるべからず又みづからの集にみづから序つくりて載せん事こそいにしへにためしもおぼえね、又わが歌をみづから板にゑりて世に廣むといふことは聞もおよばぬ事なり、こはあながちなる

織錦舍隨筆卷之下

○伊勢物語新義のおほよそ

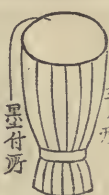
此物語はむかしより業平朝臣の事を世にいひつたへたることのあるを、其まことそらことをもとはず書あつめたるものにて、むかし男といへるはやがて業平朝臣の事をさしていへるなり、もと事のもとをも正さでしるせるものなれば時世つかさくらるなどのたがひて打あはぬ事もこれかれあれど、ことさらにもとめてつくりなしたるものにはあらず、かゝるたぐひの文はかりそめの筆のすさみにて、人のもてあそび草のためにしるせるものなれば正しき記録などに思ひくらべてあげつらひいはんはなかなかをこなり、さて大和物語は昔物語などに此物語に載りたるとして夫につきていはれたるはうけがたし、かの眞名本は其本は古き本とみゆれど眞名になしたるはいと後の人のわざとこそおぼゆれ

○いせと名づけたるは

此物語は伊勢の御の書たれば伊勢物語といふよし古

き説に見えたるを其誤なるよしは契沖法師が臆斷師の古意などにはくはしく見えたるにて事きれたり、又袋草紙に泉式部が本には伊勢の事初の條にありとあるによりて初條の事をもて題とせるならんといふ説はいとやすらかに聞ゆれど師のいはれたるごとく業平朝臣のいとわかゝりし程の初冠の事を後にしるしてその年たけたる後の伊勢の事を始にのすべきならねば泉式部が本によりて此事をさだめいはんも猶たしかならず又眞名本に伊勢國を妹背國と書たるによりて東萬侶ぬしのいせは妹背といふ意なりといはれしもわろし、そは古き詞にいせいもせをいせといへる例もなくいもを略していとのみいへる事もなしをも略しては、もとのみいふこそ古語の例なれ、眞名本にしか書るは後の世の人のみだりにさる文字をうめたるなり又東萬侶ぬしの説に袋草子に有密事之故爲構僻事之由號伊勢物語諺伊勢は僻と云故也とあるによりて、ひが事をいせといふよしを考られたる事童子問古意などにくはしく見えたり其説に忠房朝臣堀川院後度百首池の歌に、いせならはひかこ西行法師山家集にいせ人はひかことしけりさいくり鴨長明夫木抄に、伊勢人はひかのさ、にはなれて柴にこそなれ

ど入てよく煎じてすいのにてこして用るなり、はけは毛つよきがよし、はけわろき時は字いりがたし、玉は大さわたり二寸内外ほなる二ツ用るなり、う



玉形

墨付所

ちにまつき板を入其上にわたをお

き其上をあぶら紙にてつゝみ、さて

地の糸のめのあらき木綿にて上をつ

つみ、それに墨をつくるなり、其木綿のめにむらあ

ればわろし地をえらむべし一度用ひたる玉をかさね

て用ゐる時は、はじめはたゞ水にばかり少し筆にて

しめしてうつべし、それにて墨のつきかたまれるが

とくるなり、さて其後墨をつけて用べし、さて又紙

はこうらい唐紙白紙などをよしとす、すべてうすく

つよき紙よろし、紙のほしやう蟬翅はなまび烏金は

よくかはかすなり、烏金摺になさんには、ふのりを

用る所を水にかはを用るなり、さてよくかはきたる

上にてわたをまろくなし、それに墨の濃をつけて手

にもちて字の横よりするなり、又もめんになわたをつ

つみてもよしと、すりあげたる時甚少し蠟をきれに

つゝみて一通りの紙の上をなづるなり、又すりたる

うちに蠟を少しぬるなり、かびを出すは蟬翅にても
同じ、また唐本に烏金をたてにすりたるも有、これ
手ぎわよくなければ墨をいるゝ事なり水にかはは随
分よきにかはをうすくつくなり
こは韓大年數年の工夫をもて制し出したる法也
大年は字俗名中
壽大年は字俗名中
川長四郎といふ
○なまくさき香をさる(原本題名なし)
ものになまくさき香のうつりたるを菊あるはよもぎ
をもてゐらへば其香たちまちさるなり口のうちにな
まくさき香のあるも菊をかむべし、玄耶いへり

織錦舎隨筆卷之上終

二禁と書り腫物の名也、玉海續世繼など其外の書にも見えたる事あり、或人大小便閉ならんといへるは二禁の字によりていふなり、新撰字鏡癰、和名抄瘰、唐韵云昨禾反小癰也又云癰病源論云癰癰音子結反字亦名爾岐美作和名賀太福血結聚所生也字典瘰、說文小腫也、玉篇瘰也、博雅瘰癧也韓非彈瘰者痛飲藥者苦又瘰子結反音節癰也瘡也又癰、廣韵癰也正字通瘍類與癰疽別瘍之小者爲瘰又瘍音湯、說文頭創也、曲禮耳有瘍則浴、周禮天官瘍醫注瘍創癰也

○螺鈿

いにしへは蚌にて造もの也按に說文鈿金革也正韵陷蚌曰螺鈿、又按に通鑑陳紀云上性儉素私宴用瓦器蚌盤、注云蚌盤者髹器以蚌爲飾今謂之螺鈿、近來舶渡及琉球にて造作する者は錦具即夜及石決明などを用ふ蚌にて造る物罕也左氏介譜

○桐の木にものかく

桐の木にものかくに酒をひけはにじます

○扇にものかく

扇にものかくにとの粉を少しちらしてはきたてかけば墨をよくうくる

石摺古筆などに雙鉤にとる紙はうすやうの裏より木の實の油少し引て櫻の木の上にて表のかたより猪の牙にてすりて用ふ

右三條東江いへり

東江姓は源名は鱗字は文龍俗名牛田文次郎といふ東江は號なり

○打碑の法

最初板の上を木綿へ少し油をつけてぬぐひ、さて紙へ水をうすく引、水引きたる方を板につけてはるなり、さてふのりをはけにつけて其上をむらなくひき、いとうすきさをあてゝはけにて上よりうちまた其きれをとりてたいちにもうちいかにもよく文字を打いるゝなり、さてなまゝに干たる時玉壹つに筆にて墨をつけいまひとつの玉と打合てうつなりこれを蟬翅摺蟬翼摺などいふなり、墨はあまり濃からぬを少しづゝつけて幾度もうつがよろし、此法にて打たる唐本に、いとうすきもあり又烏金摺のごとく濃きもあり、うすくなさんには墨をうすくすり、少しづゝつけてうす墨を幾度もうつし、濃くなさんとも墨を少しづゝ幾度も打べし、すべて急になさんとはすれば字のうち墨いりてあしゝさで前にいへるふのりは茶碗に水二杯ほどならばふのり二寸三步四歩カは

もやられぬ志賀の山越」

○蓬壺

盛衰記に養和元年二月六日八條殿も焼ぬ此所をば八條殿の蓬壺とぞ申ける、蓬壺とはよもぎがつぼと書て、入道殿蓬を愛して坪の内をふたつしつらひ蓬をうる朝夕これを見給へども猶あきたらずぞおぼしける

○御こしをか

新六、爲家「みゆきせしふるき北野のみこしをかあはれむかしはさそな戀しき」裏書いふ御輿岡の事後撰に御こしをかきてと云々、又みこしをかにてとある本もあり、これにつきて異儀はべり、みこしをとこといふなり行幸の御輿岡に供奉するをみこしをとこといふ、一義はみこし岡は北野行幸の時献餉する所なりと云、後撰歌六帖に岡の部に入隨新撰六帖岡部爲家卿詠之邑の義治定か

以上名所歌枕異本にあり

○内官

左傳昭三年不虞先君之適注謂少姜以備内官焜燿寡人之望則又無祿早世云々

又曰内官不及同姓社曰謂嬪御也○六典十二官妃夫の類を云

○道理（を設く）さとき者は道理を盡さず（原本題名なし、今便利の爲に之）

碎玉話に秀忠公近習の人を召て事の次でに道理さとき者多は道理を盡さず是其才智に馳て事の根元をよく不察の誤なり是より外は有べからずと思事をも人に問ひ自省る時は此のさばかりかしこの患あり汝等常に此理をおもはし事を行ふに過少かるべし武士の自ら決斷して人口を不憚は各別の義ぞと仰らる、觀世左近は謠に名を得たる者後剃髮して安林と云、謠に三病あり聲のよき、覺のつよき、拍子のきゝたる此三事をなはれるもの多分謠に不成して止むと人に教ゆ又この何の道にも有べきことなり

○かきひたしの汁榮花物語後四卷
台記に柿浸といふ事ほしかきを酒にひたしたる物なるべし

○にきみ

和名抄座にきみ榮花物語根合の卷に御にきみの事おもらせ給はねば

し、俊成歌、よそながら今日の日吉の祭にもかもの
みあればあふ日なりけり（御あれ木、みあれ木にゆづしでか
けて神山のすそのいあふひいつか
んれ）

五社百首

此みあれを神生に別雷命の生ます日也と云説何に
出たる説にか可考

貫之集車にのれる人賀茂にまうづ

人も皆かつらかざしてちはやふる神のみあれにあふひ也けり

順集賀茂の祭さるの日みあれひくとて

わかひかんみあれにつけていのあることなる／＼鈴もまつきこゆ也

中務集四月みあれひく

神をのみいのりおきては打むれて立かへりなんかも川なみ

一宮紀伊集みあれの日人のもとより

ちはやふる荒人神にことよせつけふのあふひをひかさらめやは

夫木抄西行みあれ

思ふことみあれのしめにひく鈴のかなはぬほよしなかしとそ思ふ

長秋詠草加茂の社にあふひつけたる人まゐりたる所

神代よりいかに契りてみあれひくけふはあふひをかさしそめけむ

月詣集加茂社祭神館儀式あふひつけたる人の參詣し
たるに

けふみればかものみあれにあふひ草人のかみにぞかけてける哉
堀川百首葵、顯季

仲實

神山のそのいあふひをくさりつけふのみあれにかさしつる哉

師時

かけまくもかたしけなきは千早振神のみあれにあふひなりけり

○やらぬ

秋風抄、保季「いりやらでなををしむ月のやすらひ
にはの／＼あくる山のはそうき」

新拾遺、俊成「山櫻さきやらぬまに春ことにまたて

そみける山のはの月」

續千載、源兼氏「さのみやはまたさきやらぬはなゆ

ゑに見まくほしさの山ちくらさん」此類はいと多く

あり

草庵集「ほかよりかちりこそやらね櫻花あらしは山
の名のみなりけり」同「ちりやらぬ此ひともとに花
なくはたゝいたつらに春やのこらん」此二首の類は
宣長わろしといへり、猶古歌にも此類あるか可考
堀川後度常陸「みねつゝき花に心のとまりつゝゆき

てしかな鶴の毛ころもとしふとならば、おなじ七夜
によりてはべりける、千代をいのる心のうちのすゝ
しさはたえぬ家の風にそありける

○かきり

馬内侍集中關白おはせんとのたまひてまへわたりの
かきりをらせ過給ひぬれば

こち風にこのみしるくて橘の

たのめし事のすきぬめるかな

たち花のかぎりといふかぎりの詞源氏横笛にふたあ
ゐの直衣のかぎりをきてといふ事あり、同じ詞なる
べし東風をこち風とよめる事此歌などはじまりに
やなはふるくもあるこちのちは風の事なればこち風
とはいふべからずといふはかへりて誤なり、あらし
のしも風の事なるに、あらしの風ともいへり、おな
じ類なり、たち花のかぎりはたち花のみを折りて過
たまひてとはせたまはぬなり歌も其こゝろなり直衣
のかぎりは直衣のみをきてなり

○くもりたる月のおもしろき

顯輔、秋風にたなひく雲の云々、契冲云一天はれた
る夜の月をいはずしてかゝる所をもとめていふがを

かしきなり、俊頼、村雲や月のくまをははらふらむ
はれ行たびにてりまさるかな、風雅、後鳥羽院、薄
雲のたゝよふ空の月影はさやけきよりもあはれなり
けり、同集清輔、ひたすらにいとひもはてじむら雲の
はれまぞ月はてりまさりける

○屏風

屏風に錢形の屏風、絲つなぎの屏風、紙つなぎの屏
風あり、絲つなぎは雅亮襲束抄に見えたり、錢形は
類聚雜要に見ゆ紙つなぎは今の世の屏風なりこれも
よほど古くありしより官家の人のいひつたへたるよ
し西村出羽守正邦いへり、何ぞ元書に出たるか可考
あじろ屏風も絲つなぎのよし



かくの如くびやうをふちにうち三所
ほどにありと也

此ごとくなしたる堂上にて有こと山本清溪いへり

○みあれ

公事根源集解云祭を神生と云て別雷命生ます日也と
云實は申の日が神生にて酉日は神生を祝ふ儀なるべ

れば横ざまにはしりてあらぬちまたに迷ひゆく事あり、上手はかならずいふべき事をばもらさず、はぶきていはざる所にはかならずことわり明らかなる故あり、下手ははぶきて有べき事をも多くいひて、かへりていはではえあるまじき事を忘る、上手の文はよそごとをいひ、中たえたるやうなるも、心よくつゞけり、下手の文はいひつゞける事たしかなるやうなるも、をはりとほらず、上手のみじかく云とりたるは心ふくみて味あり、下手のみじかくいへるは心あらはなるに過ぎてことたらす

○ちかき世に文よく書きたる人

賀茂の翁の前にありて契冲法師東萬呂宿禰など、ひとときは其世にすぐれたり、翁の後にありては郡人に富士谷成章あり、江戸の人に村深庵あり、成章はから學もかしこく歌もよくよめりし人也、深庵は歌の名高かりしかどいうなる口づきとも見え得ざりしを文かくかたは得たる人なり

○苗字を賜はる定め

今の世に平民に苗字をといふものゆるしなくては稱する事を得ず、これはいにしへ賤民に姓をゆるすこ

との有しよりうつろひ來りしものなるべし、戸令放家人奴婢爲良及家人といふ條の集解に、穴云未除附之間稱良云々但未負姓名之間尙號賤耳又不申上給姓之由也、貞云放家人奴婢爲良日其姓所司可定更不可奏者私案官處分可開也臨時事故令行事主姓隨部字申送所司耳など云事あり

○榮花物語の事

改觀抄追考榮花物語第三十つるのはやしの巻の終に云、つき／＼のありさまともかた／＼有べし見聞給ふらむ人も書つけ給へかしと此詞跋に似て萬壽五年二月までを記して赤染衛門はこの巻にて筆を絶けるなるべし、第三十一殿上花見巻は萬壽五年と長元二年と三年の記をもらして長元三年よりかきはじめしとみゆ、赤染此巻にいたりてもつゞけてかゝば年記さだかなるべき事也、さるを此巻より出羽介の歌初めて出たれば、もしくは以下十巻は出羽介のつゞけかけるにや、されど赤染衛門は猶も長久のころまでながらへありしとみゆる事有り後拾遺集かく匡房朝臣うまれてはべりけるに、うぶぎぬぬはせてつかはすとてよめる赤染衛門、雲の上にのほらむまでもみ

らめ

○文つくるにこゝろえあり

文かく事は用廣きわざにてよろづ何さまの事もふみに載せたる後の世にも傳べきものなれど、おろそかになすべからず、もし其かきざまつたなき時は、このこゝろを盡す事かたし、かゝれば心あらん人はよく文のかくやうを學びてあるべき事なるを、今の世の人はたい月をあはれみ花をもてあそぶなどはかなき心やりぐさとのみおもへる人の多かるは、たがへり、この頃閑居筆錄といふものを得たるに文の事しるせるにいと心ゆく論あり、かの都に名高かりし伊藤の翁が東涯よはひの末にかゝれたる物とぞいふなる 其書にいへらく古人爲如病家作書請醫窮人寫帖貸錢唯恐其意之不達而聽者之不察何暇奇崛其句瑣績其詞以求勝哉古久難澁難屬讀者非當時故爲聲牙之語以窮人也如殷盤周誥一代大號令敷告天下者想當時府史胥從之賤鄉黨閭里之正皆能開曉不待講解但年也已遠言語日新傳至後世遂致難請加之訛缺亦不可無猶古碑廢印久歷星霜剝缺不完有自然古氣後世爲文中無許大見識強作文章本非得已而不已者故設奇語險句

以欲追蹤古人猶新置器皿故剝磨其形以古器也夫爲文而欲使人難曉不知所爲文者將何所用哉亦不過一技焉耳といへり、これよく文つくる心得をさとせり、さいへどから文の事はわがよくしらぬ事なればいはじ、近き頃の人の和文をつくるを見るにみだりに人の耳とほき古言をつゝりて人をおどろかさんとする人多し、もと文のつたなきもたくみなるもさとびたるもみやびたるも詞の古きあたらしきによるにはあらず、そは詞の用ひざま其趣を得たるとおもむきをえざると其人の心のさとりあきらかなるとくらきとにあり、ことのいひざまいやしからず心よくとほりてとゝのほり正しきをよき文とはいふになむ

詩有趣則可作、無趣則不可作也、無趣而強作則無味文、不多讀書則不可作也、無識則亦不可作也、不多讀書而作文則失乎淺易、無識而作文則陳言套語不過踏襲古人之作耳

上手の作れる文はたけたる鵜飼の鵜をつかふが如し、鵜の數あまたなれども手繩みだれずして心のゆかざるかたなし、下手の作れる文は目しひたる人の大路を行くが如し、行ことたゞ一筋なれど、とます

ならむと疑はれたるなどことわりさることなれど、
今おもふにこれは後人の加筆にもあらざるべし延喜
天曆の頃はすべて古の傳うしなはれたる事も多けれ
ば、さしもの貫之ぬしも世にいひ傳へる雜説により
て、おほき三の位とはいはれしにて、古を深く考へ
ざりしなるべし詞林采葉に石見國風土記を引て云々
とあり、こはまさしく延喜の風土記なるべし、風土
記には世にいひ傳たる雜説の國史などゝは異なる事
をも多く載たるものなり、貫之ぬしかならず此風土
記などの類の雜説によられたるにこそ有べけれ

○道風朝臣佐理の大貳行成大納言の筆の跡

今の世にいしへのよき手といへば、かならず道風
佐理の大貳行成大納言をむねとたふとみいへり、も
とより此三人はそのかみにも此道に名高き人々、其
名のきこえたる事國史記錄などにあまた見えたれ
ど、今は其名をいふ人もなく又其あとゝてつたはれ
るもの、一ふしだになきは、いかなるゆゑならん、
たゞ弘法大師のみは其名のかしましきまで聞えたれ
ど、その筆の跡も寫しつたへたる本ども世に多くあ
り、今の世に傳れるを見るに大師の筆のことにすぐ

れたりと見ゆるは東寺に傳へたる傳教大師におくれ
る書物などは、いとたぐひなくぞおぼゆる、又ちか
きころ常陸國人の大師のかゝれたる因明抄といふも
のを江戸にもて來てよきあたひを得てうらせしを見
しに、いひしらずめでたかりき、これは伊勢の國人
のかひとりてもてかへりしとぞきゝつる、此二くさ
を見てしも其名高きにはまことによしありとぞおぼ
えし、是をもろこしの人になづらへいはんに、唐の
世の人その名高きすぐれたるあたりにもぞくらべつ
べけれ、此外に寫したる本どもかれこれあれど、げ
にまことの跡なりともみゆるも折々あやしげなる文
字どものまじれるは大師の筆とてもまことの筋をか
き得たるならねば猶あらぬ心地す、又鳥のかたちな
どに書したる類などあるはいと心ゆかず、楊庵がか
けるものにみゝある類なるや又後の人のにせて書る
物と覺ゆるも多し大師の筆の跡なりとていろはをう
つしつたへたる本どもさまゝあれど皆まことの物
とは見えず、いろはが大師の作られたりといふ事興
教大師などいひ江談抄などにもみゆればそれによ
りて後の人の偽かきてしれ人をあざむけるにこそあ

常にきたるなり、今の世にも武家にて用ひらるゝし
しらのしめなどいふは四品以上ならではきぬ事なる
を大名の家士など其主のたまはればやがてきる類な
るべし榮花物語初花の巻に皇后宮の女房の禁色を着
たるやうなる事あり

○ひたたけ

ひたゝけはひたすらたけたる意又よたけといふ詞あ
るも世にたけたる意なるべし、やんごとなき人の事
を御身のほどのよたけさなど源氏に見えたり、又萬
葉たけそかに長の意か、そかはおごそかのそかなる
べし榮花物語望月巻に御おくりもひたゝけてあゆま
せ給ふ

○ふるとし

ふるとしといふ事は春よりいふ詞なれば年の内にあ
りてよまむ歌に其年をさしてふるとしとはいふべか
らず、しかるを師頼卿の歌に、よしの山つもれる雪
のきえゆくはまたふるとしに春やたつらむ、又俊頼
朝臣、あわ雪もまたふる年にたなひけはころまとは
する霞とそみる、などよまれたるはひがことなり、

さて永久四年百首に冬の題の内に舊年立春とあげら

れたるもとよりひがことなり冬の題ならんには年内
立春とこそいふべけれ、月詣集に範光、をしめとも
けふ暮はつるふる年の明れはなとて身にかへるら
ん、頼輔、かきくもりまた白雪のふる年に春とはい
はてはるは來にけり、是もふるといふ文字あやまれ
りたい暮はつる年のとこそいはめ永縁僧都の歌に、
きのふまで雪ふる年と見えしは今朝は氷を春風そ
ふく、かくやうによまんこそかなひぬべけれ又後の
世に逍遙院實隆公、いそのかみまたふるとしのしめ
のうちにいかなる春をこして來つらん、又基綱卿、
くはゝれる月の數のみ積りきてけふふるとしに春や
たつらん、などよまれたるは、すでに古歌に多くあ
ればかくよむべき例と定めてよまれしなるべけれど
かにかくにことわりなき事になむ

○古今集の序に人麿おほき三の位といへる

人麿を正三位といへるをいぶかしみて世にさまざま
の説どもあれど、もと人麿は萬葉にのみ見えて國史
にも其人を載られず、萬葉に其みまかれるを死と書
きたるにて六位以下の人なりしこと明らかなるにつ
きて、東麿の古今序考に三の位とあるは後人の加筆

といひかけたる、ことにいやしきにこそきこゆれ

○令法

飛彈の山中にりやうふといふ木あり、其若葉をつみて飯にませかしきて夫をりやうふめしといひて常にくらふといへり葉は茶の葉に似て大きくやはらかにて三四月の頃白きこまかなる花さくといへり此りやうふといふは令法の轉じたるならんかこれはたつもりなるべし此りやうふの木は事館のたかはたといふ人飛彈の國よりかへり來てかたりしなり

○長恨歌の繪

(此所に長恨歌の繪とあるべきを原本に露せしものなるべし令法とは全く別條なりけれ目次にも書き加へたり)

花鳥餘情に長恨歌の繪は亭子院の御時かゝせ給へるよし見え侍れど其繪とてするの世につたはりたることも侍らずしかるを通憲法師法名信西唐書唐歷楊妃外傳などいふ書をかんがへてあたらしく繪にかきしをぞ今の世には長恨歌の繪とは申傳へはべる是は平治の亂の有べき事をかゝして後白河院に御心をつけ申さんためにおもひくはだて侍るとぞ、あのごとく安祿山がやうなる信賴がふるまひ例すくなかりけること

なりその繪は平治元年十一月十五日に寶蓮花院に施入しはべるとて信西一紙を書へて遣したるよし舊記にも載はべるなりとあり、かの法師は平治のみだれあらん事をかねて知たるも又繪をもて帝をさとし奉らむとおもひまうけたるもいといみじきわざになむ

○禁色

いにしへゆるし色は其品ならぬ人はきまじき事なれど貴人などの給はりたるはきる事も有しならん源氏橋姫の巻に薫中納言の宇治の八宮の御もとの殿居人かの御ぬきすてのえんにいみじきかりの御ぞどもえならぬしろきあやの御ぞの、なよ／＼といひしらすにはへるをうつしまで、身をはたえかへぬものなれば、似つかはしからぬ袖のかを人ごとにとがめられめ。で(先三字今補之)る、なん中／＼ところせかりける、心にまかせて身をやすくもふるまはれず、いとむくつけきまで人のおどろくにはひをうしなひてばやとおもへど所せき人の御うつりがにてえもすすぎすてぬぞあまりなるやとあり、この殿居人など綾をきべき品の人にはあらずと薫中納言の給はりたればやがて

○太宰帥

日本紀天智八年春正月庚辰朔戊子以蘇我赤兄拜筑紫
カミこれより先六年紀に筑紫 率都督府といふことあり 持統三年閏八月丁丑以淨廣肆
 河内王爲筑紫太宰帥同八年九月以淨廣肆三野王拜筑
 紫太宰率續日本紀大寶二年八月以正三位石上朝臣麻
 呂爲太宰帥和銅元年三月粟田朝臣真人爲太宰帥、韻
 會入聲質韵率字法朔律切一日領也廣韻將也云云古作
 率通作帥同韻帥字注毛氏曰凡稱主兵者爲將帥則去聲
 言領兵帥帥則入聲 職原抄述解帥は去聲入聲の二聲あれども率
也、帥と通して所類切になるとも 字典率字注廣韻所律切集
あり下に字典を引たるに詳なり 韻會正韻朔律切然音蟀通韻表的也後漢何武傳刺史古
 之方伯方伯連一方表率也正韻同帥詩邶風施丘序方伯
 連率之職註率所類反史記建元以來方侯者年表渠率與
 帥同帥字註唐韻所律切集韻正韻朔律切並辛蟀又廣韻
 集韻韻會正韻然所類切蟀去聲廣韻將帥也

○三夕の歌

新古今集にならべあげられたるをいかなるをこの人
 の三夕の歌とはいひはじめけむ年比おのれと千蔭と
 自寛とにこの三ツの歌をかゝする人多かり三夕とい
 ふ名もいとはしく覺ゆれどおほくはやむごとなきあ

たりよりもとめ給ふなればさのみいなむべくもあら
 であまたものしにけり後見ん人のこれをこのみてか
 けりとおもはんははづかしきわざなり、いとみやび
 かならずおほゆるをや

この三つの歌どもいづれもよからぬ歌也西行法師の
 心なき身にもといへるはあまり卑下するに過ぎた
 り、鳴たつ澤のあはれをしらむ事はいかばかり心あ
 りてたけき事なりとおもへるにか心なき身にもなど
 いはんは深きゆゑよし有事にこそいひ出べけれ、寂
 蓮法師のそのいろとしもとあるはおもしろきやうな
 るいひざまなれど眞木たつ山なりとてさびしきその
 いろならず、さびしきが其色ならずともいふべから
 ず、さびしきに其色とさすべきものもあるまじく
 や花にても紅葉にても雪にても月にてもをりにふれ
 てさびしくも又花やかにもおもはるべき事なり、定
 家卿の歌は難すべきふしなし、あはれともさびしと
 もいはざる所二夕の歌にはまさりぬべし、これを或
 人の花も紅葉もなにはかた浦のとまやの秋の夕暮、
 とあらたむべしといへるはわらふべし、さてはいみ
 じきえせ歌とこそなりぬべけれ、花も紅葉もなには

り其ことは下文に見えたりさてこいに義解なるやに(本ノ)下文云寡妻妾無男子承夫之分と云ふこと、ふと讀みては均分の法なるやうに思はるゝ疑ひあれば、それを讀ものに迷はしめじとて茲に叮嚀にこゝとわたりたる也、然るを此義解を誤也と思へる説のあるは文意なくわしく考へ、養子亦同 四字本注也荷田在滿が説此兄弟之養子なり、其ざる失也、養子亦同 財主養子之自從嫡庶之法無疑故に上文に不云之と云り、この説によるべし、集解朱の説にも養子は兄弟の養子なりといへり、兄弟の養子は父の分を承くること實子にことなることなきをこゝとわれる也、さて此養子の上に女子半分と云四字有し本ありしにや、法曹至要養子承分事下にこいの文を引きて女子半分養子亦同と見ゆ、裁判至要養子分法の事の下に女子半分(養子亦同と見注云養子亦同と見えたり、然れども此は誤なるべし、こいに女子半分の四字ありては此養子亦同の本注女子のことに係屬して文義通じかたし、此は諸本に此四字無きを是とすべし、又法曹至要に養子之法無父之遺財也、若有嫡庶女子之時收養之子者分財產之日同于女子可與庶子之半分也矣とあり、裁判至要にも同じ趣にいへり、此は二養ともこいに女子半分の字ある本につきて誤れる説と見えたり、養子は出身の上にてはさまゝ差別あれど遺財を承るには實子にことなること有べきやうなし、此事は在滿も疑ひて法曹至要を誤也といへりさて此より以上は嫡庶の分法をあかせり、兄弟俱亡庶子均分 財主の子へる財主の孫ばかりなる時は嫡庶の分法によらずして均分するなり、其均分の法は義解にも見ゆ、諸子とは財主の諸孫也、其姑姉妹在室者各減男子之半、こいに姉妹と云へるは、諸子よりいへ兄弟の兄弟なり、其兄弟の内誰にても存在する時は、嫡庶の分法にて庶子の半分を承くる人也、即上に女子半分とあると同一人也、さて又兄弟子との半分也、姉妹は諸子の姉妹にて財主の、雖已出嫁未經分爲めには孫也、これも其分法は姉妹に同じきなり、財主の、雖已出嫁未經分財者亦同 十一字本注也、家に在る時一度分財を承たることあれば、出家の後には分を承けるなり、此に依つて考ふれば、室にあれば幾度も分財を承るるべし、さて改嫁せる妻妾は分を承ざるることなれば、この姑姉妹も出家しては分を承けるかの疑

あれば、本注にその由なくはしく、寡妻妾無男子者承夫分、こゝとわれるなり、以上均分の法なり、は又嫡庶の分法をいへる也寡妻妾は上の兄弟亡者といへる兄弟の妻妾也、父の分を承へき男子なければ、其代りに夫の分を妻妾承るなり是は夫の兄弟が存在せるものありて嫡庶の分法にて分つときのことなり、下若夫兄弟皆亡と云へるにて、こいは兄弟存在したる者ありて嫡庶の法にて分つ時のことなるに、こいは上文より云つたける文にはあらず、新に端を起したるなり、凡此條は兄弟の嫡庶の分法と又均分の法とならべし、さて寡妻妾の嫡庶の分法を承るることと又均分の法を承るることとならべし、此條文義隱晦なるやうなれど其文法正しくして條理あり、能其文理を尋れて讀べきこと也、上文の義解に嫡庶の分法をいへる時に、下文に云寡妻妾云々亦同此法也といへるは、よくせずと思ひ誤女分同上 四字本注也、寡妻妾に疑ふ人有べし、必迷ふことなけれ、若夫兄弟皆亡各同一子之分有男等也 此若夫以下十七文字を新刻に本注になしなるは甚誤也女分同上 此にては嫡庶の分法をいひてより均分の法をいへる文也、下文の謂在夫家守志者の七字は此十七文字の爲に注したる本注也夫兄弟皆亡とは己が夫兄弟も皆亡たるを云、兄弟の内一人存在すれば嫡庶の法にて財を分つべければ、皆亡たる時は均分 謂在夫家守志者の七字本注也、寡妻妾の家に在る志を守る者のみ此分法のことあることとこゝとわれる、以上均分の法を云、若欲同財共居及亡人存日處分證據灼然者不用此令 此若欲以下なくいりて云へる也、寡妻妾にのみかきりて云ふことには非ず、兄弟にても財を分たずして同居せんと願ふものは其まゝになす也、又亡人云々に財主の存日に分ることなれども死後にいたりては財主の存せる日に處分せしことのはたしかなる證據無ければ、其如くにはなしがたし、もし又たしかなる證據あらばいかやうに分財をなすとも、それは財主の存日になしおきたるまいになるべければ此令の分法にかい

ユスルカミといふ事古書に見えず髪をユスルといふ事はことほりも聞えぬ事にて此説は受られぬ事なりされば髪梳の字をユスルとよまんことほり更にあるまじき事也此ゆするといふ詞は髪を搔き上る時に消坏の水にて櫛をウチユスリて、其うるほひたる櫛にて髪をかきなづるよりいふ詞なり櫛をユスルための水を入る物なれば其器をユスルツキといふなり中世の物語文にもユスルマキルなどあるはユスルツキの事を即略していへる詞にて又轉じて鬢などとりつくるふ事の名目ともなれるなり是は萬葉などに有べき詞ならずユスルノラグシと訓てはノの詞穩ならずユスルと云事を體の語にいひなすも轉じたる後の事なるをや

○戸令應分條考

凡應分者家人奴婢氏賤不在此限

六字本注也、家人は累世家に傳たるものにて奴婢

よりは重し、奴婢は牛馬の類にて賣買をなす者也、此家人奴婢は賣財と同じく子孫に分つべきもの、さて家人は賣買をなすものにはあらざれども、暫く價に準じて分つとあり、集解に穴云問家人分法はいかに答ふ家人雖充賣買暫家内而平價處分先妨耳、新令問答云家人等皆混合准價作分也と見ゆ、氏賤は同姓の親族の裔、田家資財其功封などの故ありて奴婢となりて家にあるを云ふ 田家資財其功封唯入男女 九字本注也、功田功封とは田令に凡功田大功世に不絶、上功傳三世、中功傳二世、下功田子、義解に子は男女同也

といへり、又縁令に凡五位以上は以功食封者其身亡者大功減半傳三世、上功減三分之二傳二世、中功減四分之三傳子、下功不傳とあり、こに入男女とあるは功田功封の下なるものにつきていへる也、さて功田功封は妻妾などに及べきものにて、財物の法に依らずして男女の均分するなるべし、此法は本文に見えなれど、集解に跡云功田封戸は不別嫡庶子分均分爲師説也、とあるを見れば古來しかいひ傳へたるもにて、義解もそれに從へるか、又當時さの如くとりあつかふをなるによりて、かくいへるか、義解には此類のを折くあり、律令不行世より暗推するは、資財の多少によりて其分を定む、嫡母繼母及嫡子各二分 嫡母繼母とは子より云、妾同女子分、妾とは財主の妾なり、下に庶子の事をいへば妾は庶子の母なれば本注にまづことわれるなり 庶子一分女子半分 此四字舊訓にも新刻にも脱れたるは非也、今は古本によりて補へり、金玉堂中抄に此令のこの文を引けるに、庶子は一分女子半分とあり、又裁判至要の父遺財支配の事の下に、この文を引けるにも庶子一分女子半分とあり、然れば古今(本か)には此四字ありしを明かなり、さてこゝに此女子半分女子半分(女子半分四字衍歟とあり然れは古今には此四字なくては上文の本注に妾同女子分と云へるを照し合すべき文なし、然れば此妻家所得不在分限 至要に此文を釋四字は必關べからざる也 妻家所得不在分限 妻之祖家を己父母家といへり、此説にて此本注の意明らか也、夫婦は妻を同じうするものなれば、夫死して後財を分つ時に妻の物をも併せて分つべきに、疑あれば其妻のは妻に還し、兄弟亡者子承父分此兄弟とあるは、上文にいへる嫡子庶子の子を云、こゝに兄弟亡とあるは、兄弟とも皆亡ひたるにはあらす、兄弟の内兄弟亡ひて弟存したるは、下文に兄弟俱亡と云ひて其の別ちを承るなり、又此時兄弟の子に女子あれば、其父の半分分を承るなり、さて兄弟ともに亡ひて財主の女子と財主の孫ばかりある時は嫡庶を論せずして均分するな

ば殊更に我より改むべき事とも覺えずかゝる名目の類は世に従ふ事も有習ひなれば暫世に書なれたる文字を訓のまゝによみてあらんもとがなかるべし文をあやなす上には江戸とのみいひてはよからぬいきほひもありといはれきこれいとうきたる事のやうなれど詞を轉じ用たるには昔よりかゝる例なきにしもあらず古の歌に日知の宮などいへるはかならず天つ日嗣しろしめす事をいへるにて天皇にかぎりて申奉るべき事なるを奈良の宮の御時にいたりては此日知の詞を聖字の義オキナ後歌のひじりなどいふ事も專いふ事となり詞の義を正す時は意たがへど文字のかたにつきいはいはんにはとがなきに似たり、みやこといふ詞もこの例によりて世のならはしに従ひてもあらんか

附錄

今の世の大名の四位以上の人を四品以上と唱ふ是は文の上にもしかいひて有べし古きかな文に四位を四品といへる事もこれかれみえ又日本後紀の文に五位を五品といへる事もあり親王に品といひ諸王諸臣に位といふは定りたる事なれど又かゝるいひなしも

古くあり

○髮梳の小櫛

舊訓にツゲノヲクシと訓たるを髮梳の二字ツゲとよむ事の心得がたきによりて師説には此をクシゲノヲグシとよむべしといはれたり、されど髮梳の二字をクシゲノヲグシとよまむ事猶こゝろゆかず春海今考ふるに乃は之の誤ならん後人乃と之と同じ事と心得て書違へたるものならんか、さらば髮梳の小櫛は義を以て書きたる文字にて舊訓の如くツゲノヲクシと訓をあたれりとせむか、さるゆゑはツゲノ櫛はかゝるならす髮を梳る料の物にてさし櫛とは別なりサシクシはうるはしくかざりたる物なれば玉櫛などいへるにてツゲノ櫛ならぬ事明らかなりされば髮梳之小櫛といへば黄楊の櫛にかざるべければ舊訓の如くツゲノヲグシと訓む事疑なきやうなり、たゞ之を乃と誤れるより疑はしくなれるものなり田中道麿が説に髮梳の字をユスルカミとよむべしといへるはいたく違へり髮をユスルといふ事は有まじき事也是は冠辭考にウチヨスル駿河をユスルカミといふこゝろにいひつゝけたるなりと解れたるによりたるならめど

非苔也大明曰此卽石衣也長者可四五寸とあり青苔衣也とあるにてその形狀をおもふべし、すべてもうこし人の何衣と名づけたるものは苔の一つらにはひまとへるものを云と見えたり石草のさましたる物は衣とは名づくべからずさて和名抄に屋遊石衣垣衣烏韭とひとつに擧たるはこの綱目の説どもにも皆同じ類にいへるとよく合へりされども垣衣は石の上などにはゆる青き苔の類なる物にてそを和名しのぶ草といふなる事しるし、さていにしへ人の歌のさま板間垣根などに常にはゆる物にいへればよくかなへり、かの石草の如き草もたま／＼古き木の枝幹などにもはゆれど板間垣根などに常に有ものにあらず又しのぶもぢずりといへるも、しのぶは何のあやめもなきものなればずりもどうかしたるさまを、たとへていへるものとみゆ、世の物産の學をなす人はいにしへの人のいへるしのぶはいかなるものとも考へしからでたゞ石草の如き草也といふ説にのみよりてしのぶはさる物とおもひ定めて垣衣といふ文字をあてたるを誤也とおもへるはかへりて誤なり又和本草に烏韭をしのぶと訓せりこれも垣衣一名烏韭とあれど

一ツ物とせしなり綱目に烏韭を垣衣と別に出して同じ類にて少し異なる物とせり委しくいふ時はさるわかも有べけれど垣衣一名烏韭ともあれば我いにしへには烏韭も垣衣も一ツ物とこゝろえて和本本草にはしか訓せし物なり和名抄には和名と漢名との違へる物もまゝあれど此しのぶ草は違はざりし事明らけし



しのぶ草は形はかくの如き物としるべし
さてやいおひのびてたけ長きも有べし

寛政六年六月考へしるす

○東の都といふ詞

此江戸をさして東都と文字に書るは都會都邑などいふ字義によりて博士の輩の書をめたる事にて二百年ばかりこなた書なれたり扱これを大和ことの葉にあづまのみやこといふ事は縣居の翁の文にはじめてかかれたり、おのれ是をおだしからずおもひてむかし翁にとひしかば、げにもみやことは宮所の義なればみさとの外をさしていはんはいかなれど今は世の上中下の人おしなべて東都としも文字に書なれたれ

也 和名毛遇とあるにてモシの假字ならずしてもちの假字なる事明也チとトと通音なればモトといふもモチといふも同語なる事

しとありて鏤を和名抄にもちといへるは説文に鑽所以穿也とも有てもちりて穴をうがつ器ゆゑにもちとは名付たるものなるべしこれは詞の義少しことなるやうなれども落る所同じ詞なり

もちずりを戻り摺れる事とするとは古き注などの説も皆おなじ但古き説に髪をみだしたるやうにすりたるなりといひ石に戻の紋あるをすりたるなりなど有は心得がたしいにしへ陸奥より摺たる布を出せしをしのぶすりといひけるがそのさまもどうかしみだれたればもちずりといふ名は有べし一條禪閣は狩衣の紋にしのお草をすりたるなりといひ加茂眞淵も忍ぶ草を紋にすりたるならんといへりしかれども慥かなる證はなし唯もんみだれたるやうに摺りたる事は明らかなれど其紋のさまは今の世に其物なければ慥にはしりがたき事なり袖中抄に遍正寺の簾のへりにしのぶすりを用ひたる事を載せたれど其紋しのお草なりしといふ事はなし陸奥の信夫郡より出るなりといふ事はやくよりいふ事なればこれはさもあるべし

○しのお草

今の世の人しだの葉の形したる草を 本 しのお草といへどそは山にのみあるものにて、いにしへ人のいへるとあはねば誤なる事いとしるし、さて其誤なるをしりて石草の如くにてちひさき草を 本 しのお草ならんと云説ありそは何を證としていふぞとおもへば和名抄に垣衣を之乃布とあるによりて垣衣をその石草の如くにてちひさき草の事とおしはかりにおもひていへるにて別に正しき説はなし、こも又いたく誤れり、和名抄苔類に屋遊蘇敬本草註云屋遊 和名倍乃 屋瓦上青苔也石衣本草云石衣一名石髮 和名知比古介 衣本草云垣衣一名烏韭 和名之乃布久佐 とありこは皆一類の物なればかくならべあげたり和名抄に苔の類にはたゞ此數種のみを擧て石草の類は前に草の部に出せり、さればしのおは苔の類とせし事明らかなり又童蒙抄にしのお草は垣衣と書く苔類也ともあり本草綱目苔類の集解に別錄曰垣衣生古垣墻陰或屋上恭曰此即古墻北陰青苔衣也其生石上者名昔邪一名烏韭生屋上者名屋遊形并また烏韭の條下に時珍曰烏韭與垣衣相同別爲一類藏器曰生大石及木間陰處青翠茸々者似苔而

して論せずといへり今神代の事蹟も存して論せずし
てありぬべき事になん

○七夕といふ文字をたなばたとよみ習へる

七夕の文字をたなばたとよむ事は中頃よりの事にて
轉じ來れる詞なりこれは七夕の事を其はじめは棚機
のあふ日棚ばたのあふ夜といひたるをそれを略して
棚機の日棚ばたの夜とのみいへるをまた略して棚ば
たとのみいふ事とはなりたるより七夕の文字を棚ば
たとよむ事とはなれるなり、たなばたのあふ日を略
してたなばたの日といへる事は榮花物語初花の卷に
見えたり今歌の題に七夕雲七夕雨など有をたなばた
の雲たなばたの雨とよみ來れるは誤にはあらざるな
り、たゞ歌の詞にたなばたとあるを七夕とかく事は
七夕の事をたなばたといふよりうつりたる誤なり七
夕の文字をたなばたとよむことわりはあれど織女の
事をさして七夕といふべきよしなければなり
七夕の文字をたなばたとよむ事は飛鳥をあすか春日
をかすがとよむたぐひならむかといふ人あれどこれ
は事のおもむきを似たる事なれどしからず、まづ飛
鳥をあすか春日をかすがなどよむは古書の上にこそ

さるたぐひの事は見ゆれ中頃よりの事にいかでさる
ことはあらん又織女の事を七夕とかくは飛鳥春日の
たぐひなりともいふべけれど七日の夕の事を七夕と
かきてたなばたとよむをば何とかいはん何の鳥とも
なくたゞとぶ鳥の事をたゞちに飛鳥と書所の名なら
でたゞ春の日の事をたゞちに春日とかきてそれをあ
すかすがとよむべき事はなきにて同じたぐひのな
らぬをしるべし、かにかくに織女の事を七夕とかく
は後の世の誤なる事を疑ひなきをや

○しのおもぢずりのもちのこと

しのおもぢずりといふ詞古今集戀河原左大臣陸奥のし
のおもぢずり云々といふ歌にはじめて見え伊勢物語
にしのおのみだれとよめるも即右の歌に本づきたる
にてもぢずりはみだれたるものゆゑにしかよめるな
り、さてもぢずりはのもぢといふ詞は枕草子に山藍に
てすりもとろかしたる水干はかま云々狹衣に我心し
どももどろになりけり云々などあるもとろかしと
いへる事もしどろもとろどいへるも皆もちれみだれ
たる意にて同じ詞なり モテ、モトは通音なればいづれにもい
ふべし 辰字をモトルと訓たる同語なり
又和名抄考聲切韻云銀雷由反又音戾漢語抄鉞毛遲鑽

みれば神武より以前の日本の代いかほどか聞も及ばぬありつらんその證には國史に見えたるに能登近江遠江その外の國々より地中より鐸をほり出したる事あり其鐸は高さ三尺經一尺ありきなどいへることいくらもみゆこれはとにかくに人のたぐみて作れる物なるに神代より以來さやうのものを此國に用ひたる事は聞えず、されど又神代にそれらのうつはものをよく考へみれば二三百年も遠き代のやうに書きなされたるにて實は周の末秦の始などにあたるべし畢竟皇統を立てられむとて夫より先きの事は神代々々といひ消してまぎらはしたるにやあらんとはれたり、これは暗推なることのやうなれどみる所ありていはれたる事になむ

今和學のともがらに神代の事蹟は神代よりの正しき傳へなれば露も疑ふことなく信せよとをしへる人あり其教を信する人はかたくその説をまもりてうたがふ事なし此ころさる學する人のおのがむぐらふをとひ來りけるに神武紀に見えたる神代の年數はしかくのごとわりなるべしとておのが説をいひきかせければ其人いたくはらだちてのたまふ事はから心にこそ侍るなれ大和だましひもたらん人はさる説はき

くもうるさしといひければさらばわぬしは神代の事蹟はみなまことの事にて少しもうたがふべき事はなしとおぼすにやととひしかば、その人こそはやりかにて神典の上の事はいかでかうたがひはべらんとといひしかば、おのれいへらくさらばわぬしにとふ事あり神代紀に于時天地之中生一物狀如葦牙便化爲神號國常立尊とありこの神とあるはすなはち人の事にてこれは天地ひらははじまりて人といふものゝはじめていで來たるをいへるなり、しかるをそのはじめて人のいできたるときあしかびの形のごとに先おひ出たりといふ事は、人といふものゝいまだなからんあ世に誰か見てさはいへるにか、いとくうきたることにこそ侍るなれ是をおほかたにいにしへの傳へなりとしてうきおきなんにはさても有ぬべし正しき神代よりの傳へなりといはんにはまづ此一事にてもことわりたしかならぬ事にははべらずやといひしかば其人こたふるに詞なくてやみぬ、されど神代の事蹟は正史に載られたることなれば、今あながちに疑ひてもどかかもあしかるべき又これをかたくなに信せんもをこなるべし莊周がいへる言に六合のほかは存

そみの人に見ゆらん、かしこしとまさめに見れば、たなばたのいはたてゝ、おるきぬの身にまづはして、玉の緒のながきかしらに、ましらがの雪かきたりて、千代ふべき神のをしへの、世の人につたへむために、あまつふみ御手にとらせり、そのふみを見むよしもがも、神ごとをきくよしもがも、こひのみてたちゐをろがみあふげもろ人

○神代の年數

神代紀に天皇謂諸兄及子等曰昔我天神高彥皇彥靈尊大日靈尊舉此豐葦原瑞穗國而授我天祖彥火瓊杵尊於是瓊々杵尊闢天關披雲路駢仙蹕以戾止云々自天祖降跡以逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歲云々とあり此年數いと妄誕なるやうにて疑はしきぞよくおもへばこは史をしらざるの時にこゝろありてかくはしるされたる物とみゆ神代の事蹟はたゞ人口にのみいひ傳へ來れることにて實は其まこといつはりをつまびらかにいふべき事ならず、しかれども皇統の本づく所をしるさるゝにおぼめかしいふべき事ならねばかゝる年數をかりにまうけいひてその事蹟をたしかにいひなされたるものなり、さてその年數をま

うけいふにみだりにいひて幾ばくともいふべきならねば周易の无妄の卦爻によりて妄なる事なしといふ意をふくめてさてえもいはす遠き事にいひなされたるものなり、この年數を无妄の卦也といふは一百と七十と九萬との三つは陽數にて乾の卦也二千と四百は陰數にて七十は陽數なれば震の卦也さるは震下乾上は無妄の卦なるをあらすやかゝる心もなくばたゞおほよそに百七十九萬餘年とか二百萬年にちかしとかいひてありぬべきをかくこまかに年數を舉げられたるはさるこゝろをふくまれたる事疑ひなし又かゝる年數を實に昔しよりいひ傳ふべきよしもなければ神武の御詞に托してことさらにまうけられたる事もあきらけし新井君美朝臣の説に神武天皇を以て本朝人王の始として國史に見えたる所を據とするにわづかに周の末世にあたればあなたにてはそれより先きに殷夏なほ夫より先に三皇五帝などいくらもありて泰山に封禪の君七十二代の中管仲の聞およばれたるは十代孔子はそれよりすこしおほきしり給へりと史記封禪書に見えたり異邦にても太古の事は聖賢もしろしめされぬいくらもありとみゆ、これをもて

るもしりがたし、もろこしにはふるく其ためしあり
となん、清の王士正が帶經堂詩話今京師臘月賣牡丹
梅花緋桃探春諸花皆貯暖室以火烘之所謂堂花又名唐
花是也案漢召信臣傳信臣爲少府大官園裡冬生葱韭菜
茄覆以屋廡晝夜燠蘊火待溫氣乃生唐人詩內園分得溫
湯水二月中旬已進瓜蓋漢唐以來皆然といへり又おな
じ人の香祖筆記に宋時武林馬陸藏花之法紙糊密室鑿
地作坎覆竹置花其上糞土以牛溲硫黃然後置沸湯于坎
中候湯氣薰蒸則扇之經宿則花放今京師園丁亦然予嘗
以各月寄諸盆花約明年花樹不敗則酬其直唯桂花不能
如舊西湖志餘謂桂必清涼而後放法當置石洞岩竇間暑
氣不到處鼓以涼颼乃開今與桃樹牡丹之屬同置暖室地
害宜其不殖也此亦格物者所當知ともいへり

南のはし

今の世の繪師の福祿壽とてかしら長くたけみじかき
翁のかたちをかくは南極老人星也是を壽星ともいふ
明の丘濬が壽星の圖に題したる詩に南極之上有老人
星光芒燁煜昭示壽徵誰哉好奇古貌此壽者相身披織女
絹手握太乙杖軀幹何其短頭顱如許長靈臺無乃小局促
天庭胡用高軒昂神人自與凡人別顏如丹霞髮如雪誰知

天上人也有老時節嗚呼氣結爲星亦解毫人生那得長年
少我觀壽星圖爲作壽星圖爲作壽星詞奉以祝眉壽千百
歲爲期五緯星祥天宇清五嶽效靈地道寧中黃一氣分五
德幼形五老表壽徵仙風道骨煙霞袂大人廻與塵凡異五
總靈龜千歲塵七籤雲笈九天烝豈非受命大羅天駕風馭
氣來人寰永錫吾皇千萬年またかしらながいで巾を
きたるが鹿鶴などのかたはらになれたるかたをばこ
れを壽老人といひてことこと今の畫師はおもへど是
もおなじ壽星也もろこしにもかくやうにかけるもあ
りと見ゆ元の張天英が題南極老人像といへる詩に老
人爾何來年貌一何古身披五雲衣相半步瑤園自言南極
星乘風來帝所冉冉青鬚眉玉顏如處女仙鹿御之行仙禽
導之舞忻然願相從授以長生語但恐塵世中歲月不我與
何當駕鸞輪與子共高舉この二つの詩は題畫詩類とい
ふ書にのせたりちかきころある田舎人のもとより福
祿壽の手に卷ものもたる畫をおこせてこれに歌よめ
とこひければかの二の詩によりてふるきすがたの長
歌ひとつをつくりてかきつけてやりけるその歌は、
天なるや南の星の、くしみたまいつの世よりか、こ
の世にしあもりいまして、いひしらぬ神の姿を、うつ

の額に水分明神としるせりこの飯飼村はよし野川の南の岸よりてあり宣長が菅笠日記にこもり明神を水分神社とあるならんといへるはたがへりといへり、また本善寺にありしは春のころにてよしのの花をば日々に見侍りつれば

みよしのゝよしのゝ櫻たれかみる

咲そむるよりちりはつるまで

といふ歌をよみ侍りしとかたりき又あふみよりあたりにては雪のあはにふるといふ事ありとさきに村田泰足がいひ侍りしが、まことにさることありやと問しかば海量いへらく近江にてはさはいはねどちかき國にていふ事に侍りわれは美濃國廣瀬の山中にてさいふ事を聞きはべりぬ雪のふりにてこほりたる上に又あらたに降たる雪のいまだものと雪ととちあはぬ程に北風にさそはれてまづれ落つることあり、そはあたたかなるけにさそはるゝにはあらずこをあはとぞいふなる又そよともいふとぞ

さきに泰足がかたりけるは越前と近江の境に椿居村中の河内村などいふ所あり山多き所なり、ひとゝせ其あたりに宿りしに山あひの家の上に大木どもあま

たおひしげりたるをこはなどきらざると問つれば所の人の曰く冬にいたりて雪あはにふる時この木どもなければ家をうづめそのふ事あればきらであるなりといへり、あはにふるとはいかなる事ぞといへば雪のおほくふる事を、こゝにてはしかいふといへり、萬葉にふる雪はあはになふりそと有はまたくこれと同じ詞とみゆ、こは古言のおのづからに傳はりしなるべし、安幡を淡字の意とするも左幡の誤とするもみなひがことなるべしといへり泰足も近江の國の人なり

○むろざきの花

今の世にむろざきの花とて時ならぬ花をさかする事あり梅を神無月にさかせ八重櫻を正月に咲するたぐひよろづの花どもをすべて時に先だちてさかすめり、さるはおのづからむろの中にいれてさまゝにあたゝむるわざありてなす事となんいふなる、またなすび瓜などのたぐひも時ならではやく出来る事のあるはおなじたぐひのわざにて作り出たる事となんいふ、こはいつの頃よりはじまりたる事にか古き書などには見えぬ事なりされどはやくよりありし事な

野道生といふ人の土佐日記附注にといふものあり、
道生は今見えず凡例に疑しき事は羅山先生にとひてしるすといへり又その跋の末に萬治四年二月としるせり 其本
に廿四日新司馬のはなむけしとあり此新司を諸本
皆講師とありされどこの本の新司のかたまさりぬべ
し、新司とは新任の國の官をさえていふなればこゝ
によくかなひたり、附注の凡例に爲相卿のかゝれた
る本をもて標とすといへれば爲相卿の本にかくあり
しにや

○高瀬が庭のおくつき

肥後國細川の君の家士關根剛彦のかたらくくま本の
山崎といふ所に高瀬文平といふ人の家あり享和のは
じめの年その庭に井はらんとしけるに大きな石櫛
出たり蓋をひらきてみれば朱もてうづみたり其朱を
かきはらひたるに人のねたるその音ホまさしく残りて
うなばらに玉まどひてあり、その玉はまがりたるとく
だなるとの二種をひとつづゝはさみてならべつなぎ
たるさまにて糸は失せてなし又そのふしたる人の足
のもとに人のかうべ多くありきとなん剛彦正しく見
たりといへり又この三つのかうべは殉死などしける
人の頭をあはせはうぶりけるにやといへり又その玉

の色は青き白きうすにびなる事有しとぞ世にまが玉
といひてくにぐにてさまぐの玉を古塚のうちよ
りほり出る事常にありみなおなじたぐひなりかのう
なかせる玉のみすまるといへるは此ものにこそ

○海量がものがたり

近江國の僧海量といへるが來りてかたりけるは古今
集にあふみより朝たち來ればうねの野にたづぞなく
なるあけぬこの夜は、とあるはおほみをあふみと書
誤りたるなるべし近江國伊香郡に大箕村といふあり
そこに大箕山寒山寺とて眞言宗の寺ありこの寺の近
きあたりに木本宿といふ所ありてこゝより南のかた
にうね村といふ村ありされば大箕村より朝立來れば
とよめるにてうね村はやがてうね野なるべしといへ
りこれ實ならんか猶その國人にひろくとふべし又こ
の寒山寺のやまのいただきに池ありて其池より水な
がれいでゝ麓の大箕村のあたりにては大きな川と
なれりとぞ外に源あるにはあらで其池よりわきいづ
る水なりといへり又海量よし野の飯飼村の本善寺と
いふ寺に久しく在りし事ありて其寺らかきほとりを
ば、こゝかしことみたるに此村に水分神社あり鳥居

きくしうこそおぼゆれ、さるを一文字もしらでな
にのみやびたるこゝろもなきをこの、たゞこれを
大事とかまへて立居ふるまひ露ばかりもあとにこる
べしと心にかけて儀式官のおほやけにつかふるおも
もちに似たるはいとかたはらいたきわざなり、又調
度などもむかしの人はことそぎてうるはしからぬか
たをこのめるはゆるなきにあらぬど、今はこがねを
つみて其あたひをあらそふばかりなるを人ごとにい
どみあへるはうたてにぞおぼゆる、いにしへの名高
き人の筆の跡上手のかけるゑなどは其あたひのいみ
じうたかゝらんもとがなかるべしきたなげなるすゑ
うつは物などのふるびそこなはれたるを世になき寶
なりとおもへるは何事ぞや、されど家居の作りざま
調度のかたちなどには此わざこのめる人のまでたる
にをかきふしなきにしもあらず、そはいにしへの
みやびざまにはあらねど世にうづもれて事たらはぬ
わび人などのもてあそばんにはかへりてつきくし
きもありぬべし又あまりにこゝろをいれてつくりな
したるには品おくれといはしきもおほかりきちか
き頃茶湯このめる人の虎關禪師の手もたりとてほこ

りあへるあり同じすぎ人どもいひつたへてさばかり
めづらかなるは世に得がたしとてめでいふ人ありけ
ればたよりをもとめてゆきてみしに、げにも文字の
さまこゝろたかう筆すみてみゆるはかの禪師の手な
る事疑ひなしておのがことさらに見むとてとへる
をあるじよろこびてこは我家の第一たからにぞ侍り
けれ、されどわれは文才にうとく侍りてよくも得よ
みはべらず君のまで來給へるこそさいはひなれ是よ
くよみて給はれといへば、よみて見るに、何のもの
とほきこともあらぬ詩の詞とみゆれど、とみに句の
わかちがたかりければ、くりかへしみるに、もとは
七言四韻の詩なるを下のかた紙のやれて行ごとに二
字一字うせたるなりけりさて此くだりにかゝる文字
ありつらん次にはこの文字などいひておしはかりに
其こゝろをときてきかせければ、あるじ此文字よみ
得たるをばよろこびつれどおのれにみせしより其物
のそこなはれ物なる事をしりてその後さのみ人にほ
こる事得せずなりにきとなん、此事をかたりつたへ
て人のわらひぐさにぞなしける

○土佐日記の異本

寫妙法華蓮經十部住尼十人水田十町所冀聖法之盛與
天地而永流擁護之恩被幽明而恒滿天地神祇共相和順
恒將福慶永護國家開闢已降先帝尊靈長幸珠林同遊寶
刹又願太上天皇大皇后藤原氏皇太子已下親王及大臣
等同資此福俱到彼岸藤原氏先後太政大臣及皇先妣從
一位橘氏夫人之靈識恒奉先帝而陪遊淨土長願後代
而常衛聖朝乃至自古已來至於今日身爲大臣竭忠奉國
者及見在子孫俱因此福各繼前範堅守君臣之禮長紹父
祖之名廣紛群生通該庶品同辭愛網共出塵籠者今以天
平勝寶五年正月十五日莊嚴已畢仍置塔中伏願乾坤致
福愚君拙臣改替此願神明効罰とありこはまさしくそ
の國の國分寺のものになむ

仁和の帝の陵の塔

都仁和寺の西の方なる田の中に仁和の帝のみさゝき
のものなりとて石の塔ありしを千宗易ひきうつして
おのが茶室の庭にすゑてその下の處に穴をうがちて
火とむすべくなして灯籠にかへて用ひたりとぞ其後
富人ありてかひとりたりといふをいかなる人のま
たとりつたへたるにか今は江戸の麻布の里に天源寺
の内にありその塔九層にてかたち世にめなれぬさま

にてふるびたる事げにも千とせへたるものとぞ此塔
此寺にある事はすべて大業功記などいふふみにもし
るせり、そのかみ宗易つみなはれしは其とがのがれ
がたき事こそありつらめどおもふに此塔引うつした
る一事にても其人やすらかに身をへざらん事はしる
かりき、はかなきすすみにふけりて物をもてあそぶ
あまりにかゝるおふけなきわざをばなしはてたるは
うたである事ならずや、さはいへ今は其家世々にさ
かえまたかれが書けるものなどあれば高きいやしき
人もめでくつがへりてにしきあやによそひてかけ物
につくりなどして寶とすめるは身の後のさいはひの
ありとこそいはめ、身につみありてけがしき名さへ
傳へたる人もいみじき才藝ありし人はその才藝のか
たにひかれてするの世に其名のうせぬためしも有習
ひなれど、かの宗易がしけるわざは才藝などいふば
かりの事にもあらぬたはむれわざなるをやしづかな
る庵などかきはらひて庭に草木石などよしありてし
なして松のなみ音たてゝおもふ友などまで來たらん
は茶點してすゝめなど我ものみなとせんはいと心ゆ
くわざにて文人歌よみなどのもてあそばんいとつ

軒端に見えずなり行我宿はくものいたまそあればてにける

また一本には

軒端に見えずするける我やとはくものいたこそあればてにける

ともあり又同集に

玉のをい見にはかなきさゝかにのいかでしげしもかきかよははや

金葉集に大江公資の歌に

篠すゝきうははにすかくさゝかにのいかさまにせは人なひきなん

かくいたまいかでいかさまなどいひかけたるにて伊の假字なる事しるしさて和泉式部が歌にくものいかきともよめりいとまたくすといふにおなじこれをいとしともいふ事はいかなる事にかいまだ考得ず

○歌といふ文字を哥と書きならへる

今の世に歌といふ文字を哥ともかく事はやゝはやく世に人の筆の跡などにも見えたり、こは昔より文字をはぶきてかく事のおほくあれば、これもさる習はしにやとおもひしに、さにあらで哥歌通はして用ふる字と見えたり近頃もろこし舟のもて來つたへたる香祖筆記といふ書にも願鄰初日沈約宋書凡歌字皆作哥字予嘗官廣陵千一士大夫家見趙松雪家書凡哥字皆作歌字盖古通用也とあり、かゝればむかしはたがひ

に通はし用たる文字なりけんかし、さるはみかどの人も唐宋の世になどよりうつしまねびたりとみゆ

○聖武天皇の願文

豐後國岡の君の家士羽倉惟得（トビ）きたりていへらくこの頃わが國人のこゝに來れるが物語に寛政の八年の五月豐後の國佐伯の里に水高く出てよるづの物家なども流れたるに船藏のあるがもとにちさき箱のいとふるきひとつながれよりたる内にひとひらの紙にかきたるものあり、ひらき見れば聖武天皇の願文になん有ける、その手のさまもうるはしう紙のふるきありさま其時のものなるに疑ひなし、千年にあまりたる物のいづこにかくれて今かゝるなりにはあらはれ出にけんとかやしきわざなり其願文は今その里の大日寺といふ寺にをさめてありとぞ、さて其うつしなりとて見せしを見るに、菩薩戒弟子皇帝沙彌勝滿稽首十方三世諸佛法僧去天平十三年歲次辛巳春二月十四日朕發願稱廣爲蒼生遍求景福天下諸國各合敬造金光明四天王護國之僧寺并寫金光明最勝王經十部住僧廿人施封五十戸水田十町又於其寺造七重塔一區別寫金字金光明最勝王經一部安置塔中又造法華滅罪之尼寺并

むきをもよくあちはひしらん事こそあらまほしけれ
かれを見て心のさとりをまさんとのなきにしもあら
すかし、詩を論じたる書はさまざまあれど滄浪詩話
などは論正しくて大和うたの上にもおもひあはせら
るゝ事あり、この詩話をちかき世の錢滄益などいへ
るはいたくにくみそしりたれど王士正といふなるは
いとよしとてとれり、今よりおもふにこの詩話の論
はうごくまじき論なり、大和歌にこゝろよせん人も
よくあちはひて和歌のうへにおもひくらべ見ばたす
けあるわざならまし

○とみに

とみといふ詞は師説に土佐日記に、とにゝともいへ
るをおもふに頓字の音なるべしといはれたり此説に
よるべし宣長が玉あられに、とみにといふ詞はつか
ひやうの有詞にて、とみにも來ぬ、とみにもいでこ
すなどとはいへども、とみに來つ、とみにいで來つな
どはつかひたることなし此わきまへ爲べきなりとい
へるはとを委しくせんとてかへりておもひまどへる
なり、もと頓字の音なればとみにもきつともいはむ
に難なかるべし枕草子にとみにものもとむるに見出

たるうれしきも又たいいまめせばとみにてうへゝまゐ
るぞのといふ條などあるは宣長はいかでわすれけ
んものといふ條

○とらに刁の字を用ひたる

古寫の本に寅の字を刁とかける事ありこは寅の字の
頭をのみ略してかき來れるなるべし、かく文字をは
ぶきてかく事はいにしへ多くありし事なりこの寅寅
同音の字なれば唐の世などには通じ用ひたるを、こ
こにも習へるものならん、寅寅二字疑古通とは字典
にも見えたり

○名高き人のうせたる

享和のはじめの年世に名高き人みたりうせぬ都にて
相國寺の大典禪師二月八日小澤蘆庵七月十二日伊勢國に
て本居宣長九月廿九日皆ことほりのよはひなりといへ
どかゝる人々のあらずなりゆくはをしむにもあまり
あるわざになむ

○蜘蛛のい

くものいは伊の假字なるを爲の假字なりとして圍の
字音なるべしといふ人のあるはたがへり和泉式部家
集に

てくるひ侍るにこそあらめといへり、かゝれば麻の葉はおほくくらへば人の心をみだす物にこそ有けれ、此ものは醫書にもしかいへることありこは寛政十二年の夏このごろしかゝの事ありしとてその里人の來りてかたりけるなり

○から大和の歌のけぢめ

からも大和も歌はまたく同じものにて大かたは其おもむきことなることなし委しくはいから歌はとひろくとゝのほりてすがたもさまゝなり大和歌は事せばくしてかれにくらぶればたらはぬふしおほしこは國がらのしかるにやおのづからなる事なればあながちにうらやむべきことにもあらずまたしひてまねぶべきやうもなし古事記日本紀に載たる歌どもはかしの古歌謠のたぐひなりかしこにては三百篇楚詞などいふをことの本なりとすめれどこの國には此ふたつにたぐへむものは見えす萬葉にのせたる國ぶりの歌をかしこの三百篇のたぐひなりといふ人あれどそはおしあてにそこにたくらべておもふにて似たるものにはあらぬをしらぬなり漢魏の古詩などいふらんだぐひも此國にはなしたゝ萬葉にのりたる長歌こ

そ唐の歌行によく似たる物なれ藤原奈良のころの人はやがてかしこの歌行を見てまねびうつしたりと覺ゆるふしもおほく見ゆ短歌は五七言の絶句にて七言には少したらはぬばかりのものなり五七言の律詩はたぐふべきものさらになし神樂催馬樂はさながら樂府の詩のさましたる所あり又世々のすがたをもてかれとこれとをくらべいば萬葉の歌は初唐と盛唐をかさねたるおもむきあり古今集の歌は盛唐より中唐にてたるべし後撰拾遺もこれに同じ後拾遺詞花金葉などは中唐にて晩唐もまじれり新古今はまたく晩唐のおもむきなるものは歌にはなし、そはいかにといふに宋詩は氣を主としたるものなるに歌は情をのみいひて氣を主とするおもむきの事はたえてなければ頓阿法師などの新古今のすがたなどにはよらで、ひとふし清らにやすらかなるさまをねがへるは、元詩のたぐひなりともいひて又ちかき頃の人の、いにしへぶりなりとてよむ歌を見るに、其よきは明詩に似たりとやいはん、わろきはさらにあげつろふにもたえず、からはから、大和はやまとにてかれにならふべきものにはあらねど歌よまむ人は、から歌のおも

爾雅に愷悌發也とありて注に發は發行也とも見え毛詩に齊子愷悌とあるを孔穎達が正義によりてさて愷悌の意をもかねて愷悌還とはかゝれたるなるべし、これも唐の世の文辭によくかうやうにつかひたる事のあるをうつしまなばれたるものと見ゆ、かゝるたぐひの事なほあまたあり、國史をよむ人こゝろすべし、六國史の文辭はつたなくは見ゆれど、字義などを誤用ひたる事はをさ／＼見えず、今の世の博士の文字はいと巧には見ゆれど、委しくみれば文字のつかひやうなど唐の手ぶりにたがひたる事もおほきぞかし

○麻の葉に毒ある

上野の岡の北に谷中といふ里ありその里に西光寺といふ寺ありけりある時その寺の内ものゝおとひしめきていとさはがしかりければ、近きあたりの人ゆきてうが／＼ひしけるに、住持のひじりをはじめ若ほうしども下部などにいたるまで、みなうつしこゝろもなく立はしりて、佛の御帳など引きり經文引やりなどしてさらぬ調度ども、皆うちこぼちつゝたゞくゝるひにくるへば、こはいかなる故ぞといへどことふ

る人もなし、かくして里人ども四人五人つらねゆきてまもりをれどさらにせむよしもなければ日暮ぬれば皆かへりぬ、さてその夜もよとゝもに物こぼつおときこえけるが、あくる日のひる過る程になりてやみにけり、かくて里人ども又ゆきて見けるに、寺のうちにあるもの皆こぼちて其人々はこゝかしこにたふれふしておきもあへず血などはきたるもあり、ひぢりのかたはらによりて御心やつきたると、ひしに、からうじてかしらもたげたれば、きのふよりのことゝもかたうでゝとがめけるに、いでわれもさこそおもひあたりはべるなれよしなき事によりてみな人うつし心を失ひ侍るになん、きのふ物くはんとし侍りしにいひかしく男の子のいひ侍るは、ちりへの御園に麻おほくおひ立て侍り、かの若葉こそいとあちはひよきものには侍れ、江戸の人はいひはべらぬにや、田舎人はめで侍る物になんといひはべりしかば、調せさせてこゝろみ侍るに、いとうまく覺えければ、誰もあくまでまうはりつるに、やがて氣あがりて物はらたゝしくおぼへ侍り、夫より後はものもえおぼえ侍らずなんありし、さるは麻の葉にゑひ

詞を集めて、そをあはれといふ詞の本なりといふは、すゑをとりて本をおすなれば、いみじくうきたるわざなりかし、あはれといふはいと古き世の詞なれば其詞の本はともありなんものを

○鍛形といひ威といふ詞

鍛形はくわむがたをはぶける詞なりと伊勢貞丈の説に見えたりけるも、烏芋の葉のさましたれば、さもあらんか、さらば鍛形とかくは假名たがへり、又威といふ事も絲もても韋もてもすればその本は緒通といふことをはぶきていへるならんか、さらばこれも威と書きては假名たがへり

○妻の事をのみさしてさいしといへる

はさいの巻になつかしきさいしをうちたのまんよと有を、宣長が玉小櫛にさいしは妻子にてこゝはただ妻の事をいへり、古今集の歌に世の中をいとふ山路の草木とや云々とよめるも卯花は木なるを草木といへるとおなじ類のことなりといへり、こはひがことなり、字音の語に歌の詞を例にひけるはいとしなし、このさいしといふことは唐の世の俗語なるを、こゝにもいひならへるなり、杜子美が新婚別の

詩に結髪爲妻子席不暖君牀幕婚晨各別無乃太匆忙とあり注に結髪而爲君婦とも通篇皆新婚元意ともいへり又後の世にいたりて水滸傳などにも妻の事をのみ妻子といへること多くあり

○元白が詩筆

文徳實錄に適得元白詩筆奏上とあるを宣長が玉かつまに詩筆は古本にもかくあれど元白といひ帝甚耽悦云々とあるなどをおもふに詩集を寫し誤れるならんかといへりこは詩筆は詩文といふに同じことなる事をあらで誤字なりとおもへるなり樂天が文集自記に詩筆大小凡三千八百四十首と見え老學庵筆記に南朝詞人謂文爲筆唐人仍之亦稱杜詩韓詩とも見えたりすべて六國史の文には唐の世の文辭を學びてうつしかける文字多くあり唐の世の文辭のうへなどよく見まらぬ人のその世に目なれぬ文字のつかひざまなどあるを見てみだりに誤字なりとおもひてあらためんはいとおこなるわざにこそ又日本紀に卷申戡戈愷悌還といひ古事記序に愷悌歸於華夏などあるを見て愷悌は和樂の義なるをかくつかひたるは古の人の字義を誤たるならんといふ人あれどそはかへりて誤なり

かゝる世もあれはある世にすみた河なからふる身を
なにかこちけん

この歌どもを宮よろこばせ給ひて人々にも見せさ
せ給ひければ蘆庵などふかくめでたりとなむ

○あされ

物語文にあされといふ詞あるは古き源氏の註などに
されは左禮なりとあるはいとことほりなし、又師説
にあはあまえ、されは洒麗の字音なるべしとあるも
おだしからず、あまえをあとのみはぶきいふべうも
なし、今考ふるに新撰字鏡に醺は魚肉爛也豆久佐之
又阿佐禮太利と見え又古き博士家の訓讀に肉のあさ
れたるなど有るぞこの詞ナのなるべき土佐日記に玄ほ
海のはとりにてあされあへりとかけるも、あされは
魚肉などのそこなはれたるをいふ詞なれば魚肉の鹽
をくはふればあされぬ物なるを、人は鹽ある海のは
とりにて、あされあへりとははむれかけるなり、
舟路なれどうまのはなむけといひ、ひともしもしら
ぬものしか足は十もじにふみてぞあそぶなど、かけ
るたぐひのいひなしなり、もしあされにさるこゝろ
をふくまずばたゞ海のはとりとのみこそいふべけ

れ、玄ほ海とはことほるまじ、さて魚の肉のそこな
はるゝをあされといふは詞の本にて人の忍ひしれて
うちみだれたるをもやがてあされたりといふなら
ん、又されとのみいふも、あされのあをはぶけるに
て、されくつがへるされたる口つきされたる竹垣な
どいふみなおなじ詞なるべし

○あはれといふ詞の註釋

本居宣長が説にあはれといふ詞は、あゝと、はれと
の二つをあはせいへる詞なりとあるは本と末とをと
りたがへたるわざなり、あゝといふ詞は古書には見
えぬ詞にて中頃の博士の訓讀に嗚呼の字などを讀る
にのみ見えたる詞なるをおもふに、あゝはあはれを
略して訓讀に便なるやうに唱へたる詞なるべし、す
べて儒書の訓讀にのみ有て歌文などになき詞にはさ
るたぐひ多し、又はれといふ詞は、今の世の俗言な
るが上に、かたへの方言にてさる詞をいはぬ國も多
し、いかで古歌の證とはなすべきはもじは古語のつ
たはりたるにて、あはれといふと同じ意の詞ならん
ものならば古もやがてあはれのあを略したるにても
あらんか、ともかくにも二つながら古書に見えぬ

本備考におほせごとたまはりて千蔭がよめる歌の中に山居閑居などの題なるを奉らせ給ふ其歌は墨ながしの色紙十枚を賜はりつるに書て又おほせごとたまはりつる、かしこまりを長歌につらねて奉りけりその歌は

山居子日

吾山のふる巢をいつるうくひすもけふなはつれとおとろかしけり

山家皆梅花

都にて霞と見しは山さとなつゝめるうめのにほひなりけり

山家卯花

うの花は咲にけらしなまれにとふみやこの人の袖とみるまで

閑庭橘

立花のはなちるころは我やとのこけ路に人の跡もみえけり

月の夜山里をとふ

やまざとの月にとひきておほかたの秋のあはれのかきりをそみし

山里に日くらしの聲をきゝて

杣人の斧のひゝきは絶てしもなほ日くらしの聲そのこれる

山里に住て雪の降りたるをみる

花見むと入にしものを降りつもる雪も世にいぬみよしのいおく

山里に椎ひろふ

けさみれば吾ある山の木枯に落椎ひろふ里のあけまさ

草庵深鎖白雲間

よのつれのひえを外山にすむ庵はたいしら雲にとさゝれにけり

山家

山里のおのつからなる花になれもみちにあきて我世へなまし

かしこきおほせごとによりて歌奉れりける時よみはべりける長歌みじかうた

ゆく水のすみた河原の下つ瀬にすむなる鳥のみそらゆくつばさなければおのが名の都こひつゝ新玉の年をあまたにすぐし來ぬいでやむかしへ鳥がなくあづまのはてのひなにして其國ぶりをうたへりしためしければとむさし野のあら野の末にかりつめしことの葉草のいかなればあまつ雲のあなたまできこえあげけんしづたまきいやしき身をも捨まさぬおほせかしこみ迹水のにげかくるべきよしなくてほりかねのゐの深くしもおもひめぐらしふつこゑによるとはすれどおのが身の老のさかさへくはゝればわなゝかれぬる水ぐきのおぼつかなきもこつみよるみぎはになれて玉かつく淵だにしらぬすさびをばいかゞはせまししかはあれどかゝる御世にしながらへて此ひとふしにあひにける我身のさちぞなにゝたぐへむ

とぞ見えたりけるとあり、今昔物語などに赤き袍きたる人を見て檢非違使なりとておそれあへるよしをしるせる事あるも常の五位は赤袍をきざりければなるべし續世繼に王の四位と五位との袍のいろことなるよしをしるせるはいづれの時の定めにか慥にしりがたし諸王の服色の事は令に二位以下五位以上淺紫衣と見え日本紀略に弘仁九年の制に諸王二位以下五位以上及諸臣二位三位者依令條淺紫今改着中紫などは見ゆれど王の五位四位の服にわかちあるはいまだ考得ず

○文字をはぶくならはし

物しるすにいたく文字をはぶきてしるすことありこはそのはじめはいと事しげき人のあはつけきふしにたゞかりそめのこころえになしつるわざなりけんを心のどけて物こまやかにしるさるべき人もなべてさるならはしをまねぶ事となりたるは心ゆかぬわざなり記録などの類ひにその年の十二年九月廿四日などあるべきを十二九廿四などかけるあり年月日の文字をくはへかゝむにはいがかばかりのいとまをかついやす事とてかくまでははぶくらん、うちみるにも

月日何れとたどられてとみにはわかちがたくてよみがたしあまりにもものうきわざなりとやいはまし又源氏物語などの註に花散里を花散、未摘花を未摘、頭中將を頭とばかり馬頭を馬とのみかけるなどいと有まじきいひなしなり又歌集の裏書などの萬葉を萬、後撰を後、拾遺を拾、金葉を金、新古今を新、風雅を風、六帖を六などあるもいとまぎらはし、萬は萬代集後は後葉集拾は拾玉集など金は金玉集新は新葉集風は風葉集など六は六家集などいふものあるをや、すべてあまりにものをはぶきていはんは賤しげに聞ゆるものなりいにしへのみやびこのまん人はかゝることにも心をつけて詞正しくて有ぬべし

○橘千蔭か歌

妙法院宮は當今の御いろせの御子におはしますなるが、から大和のみやびことをこのませたまひて品いやしききはにてもその名きこえたる人々をばゆかしがらせ給ひて歌人の中には伴蒿蹊小澤蘆庵など常にめしあつめさせ給へりまた橘千蔭が名だかゝる事をはるかにきこしめして寛政の十とせの春一條右大臣東に下り給ふときその御供にてまゐれる大舍人頭岡

明順真人叙四位尤袍以三位袍送四位如何然而遣之其報云近代三四位袍其色一同又最初着用如此衣云々仍所驚示也爲奇不少と有によりて正暦の頃よりとはいふ也されど今おもふにこれよりさきはやく四位は紫をきたりける事とみゆ大和物語に、野大貳純友がさはぎの時うての使にさゝれて少將にて下りける、公オホヤケにもつかうまつり四位にもなりぬべき年にあたりければ、む月のかゝゐたうはりの事いとゆかえうおぼえけれど京より下る人もおさ／＼きこえず或人にとへど四位になりたりともいふ、或人はさもあらずともいふ、さだかなる事いかできかむとおもふほどに京のたよりあるに近江守公忠の君の文をなんもて來りたる、いとゆかしううれしうてあけてみればよろづの事もかきもていきて月日などかきておくに

玉簪ふたとせあはぬ君が身をあけながらやはあらんとおもひし

是をよみてかざりなくなしくてなんなげきける四位にならぬよし詞にはなくてたゞかくなんありけるとみえ、又後撰集に好古の返しの歌とて、

あけながら年ふる事は玉くしげ身のいたづらになればなりけり

と云ふ歌もみゆ、これによれば天暦の時四位はすで

に紫をきける事なり好古の此ころの使にさゝれたるは天暦三年なれば正暦三年よりは五十一年前なりけり古の紫は紫子にて染たるを中頃より後のは五倍子と鐵漿にて染けるなり紫の袍をふしかねにて染めたるよしは薩戒記などに見ゆ、いにしへの緋は茜草にて染たるを中頃より後に赤き袍といへるは蘇芳にて染たるなるべし飴抄に廷尉外記史等の袍を赤色といへるは蘇芳染と見ゆ又四位以上の袍を橡袍といへることもあり橡は奴婢のきるいろなるよし令に見えたれどかのふしかねにて染たるが其色橡に似たればやがて橡の袍とはいふなるべし

中比よりの世に四位五位おなじ色をきたりける時もありと見ゆ飴抄に四位以上橡五位有蘇芳氣六位綠廷尉佐大夫外記史大夫尉等赤色近代四位五位無差別不知故實云々、續世繼にある人の中されけるはつるばみの衣は王の四位のいろにてたゞ人の四位と王五位とはくろあけをき、たゞ人の五位のあけの衣にてうるはしくは有べきを今の人こゝろおよすげて四位は王の衣になり五位は四位の衣をきるなるべし、けびぬし上官などはうるはしうて猶あけを改めざるべし

移り行事をはしらすことの葉の名さへあたる露草の花

又和泉式部家集にうへのきぬをはりきりていとほしきこといひて、

露草にそめぬ衣のいかなればうつしこいろもなくなしつらん

また今昔物語九左京大夫付異名語、いまはむかし村上の天皇の御代に舊宮の御子にて左京大夫といふ人有けり云々、色は露草の花をぬりたるやうに青白にて、眼皮は黒くて鼻あざやかに高くて色すこし赤かりけり云々、

古はなでしこにのみありて古今集より後にはとこなつともなでしことも常にいへりこの月草も萬葉集にはつき草とのみあれど露草といふ名もすではやくよりありて詞はわろからず二つながら歌などによまむに難なかるべし歌によりては露草といひて詞のとりあわせよき事もありぬべきを今の歌人の露草といふ名は歌によまぬ言葉やとのみおもへるは古歌にひろくあたらぬよりさはおもふなり

○こまつふり

和名抄に辨色立成云獨樂有孔者也和名古末都玖利とあるを或人のいへるはまろき事をつぶらといへばこ

の玖の字かならず夫の字の誤れるならん獨樂は形のまろきものなれば蝸牛を加太豆夫利といふ豆不利とおなじ語なるべしといへりと源の躬弦いへりげに此説はいはれたり大鏡に行成卿の事をいへる所に御門をさなくおはしまして人々にあそびものまゐらせよとおほせられければ云々、此殿はこまつぶりにむかごの緒をつけて奉りたまへりければ、あやしのもののさまやこはなにぞととはせ給ひければまかゝとなんまうす、まはして御らんじおはしませ、けうあるものになど申されければ南殿に出させ給ひてまはさせたまひていと廣きものうちに残らずかへるべきあるけばいみじうけうせさせ給ひてこれをのみ常に御らんせあそばせ給へばことものはとめられにけりとあるなど、またくこの獨樂の事とみゆ、また散木集隱題の所に、こまつふりといふを題にて、はるの野にこまつふりつむあわ雪をとよめる歌もあり

○四位五位の袍のいろ

いにしへは四位は深緋衣五位は淺緋衣をきる事也しを四位の紫をきる事となりたるは正暦の頃より也と世の人みないへりさるは小右記に正暦三年九月一日

ぞをやぐとなん其時村人のうちに年高き人をえら
びて身をきよめゑめて其さへの神の家をやける火を
もてかへりてあつきやきといふ事をなさしむ其人を
火の土といふ、さてあつきやきは粟ひえ稻むぎをは
じめとして一年の内田畑の作りものゝみのりみのら
ざるをうらなふなり、其うらなふさは金の皿をそ
の火の中にいりて其中へ豆二ツづゝ入るゝになん吉
ならんには小豆をどりめぐりてやけす凶ならんには
たいちにやけぬとぞ又その火を十二に分ちおきて灰
になり行く色をみて一年の月ごとのはれくもりをう
らなふ事あり、灰の色黒き月は雨おほく、白きは雨
すくなしとなん、黒川盛隆が物語に南部にても大豆
をやきて十二月の天氣をしる事あり白き黒きは右の
如くにて其豆やくるに音あつてにゆるやうなるは風
吹ざるなりといふとぞ盛隆はいにしへの書にも委し
く歌にもよくよめる人にて世に南部の君につかうま
つれる人なり

○書の名

書に名づくるに大和ことのはもてつけんはさらなれ
ど、又賤しげなるもあり、かく文字の意もてつくる

もおのづからやすらかに聞ゆるはあしからず、岷江
入楚勢語臆斷などはあまりにからめきたる雜記、古
器考などはこともなくてよろし、又さゝめこと、河
社、うひまなびなどつけたるはをかしきを濱の真砂
秋のねざめ、詞の玉の緒、玉の小槩などいふは雅な
るやうにて雅ならず大かたの物より人このけぢめを
よく心得ぬはいかにぞや

○露草

つき草を露草ともいふは後の世にいふ詞なりと世の
人おもへどさはあらず、はやくよりいへる名なりけ
り空穂物語嵯峨院中露草して遠山をすれりとみえ又
祭主輔親卿家集に左馬のそうかねすけつかさえて後
露草うつしおこすとして、

手につみてみつから染し花なれと年はふれともいるもかはらず
かへし、

わか宿の垣根の草に咲ましろ花のいろこそうすくみえけれ

又俊頼朝臣の散木集に露草の咲たるに風の吹けるを
みて、

いかはかりあたに散るらん秋風のはけしき野邊の露草の花

また夫木抄に西行法師、

よしやはあらん、中頃より、なべてかゝるひがこゝろえの人のみありけるは、いまよりおもへばいともく／＼なげかはしきわざにこそ有けれ、古よりつたはれる書を只我のみ獨の寶とのみおもひたらんはあさましく賤しき心とやいはまし

書はとほき古よりもつたはり又今よりはるかなる世の末にも長くつたふべき物なるをわづか百年にたらぬ命のうちに暫これをも我ものとおもふともつひに身うせなん後その子むま子などのおなじ心ならねばこそあらめ其道このまざらん人ならむにはいたづらに文殿のうちに朽はて又はあらぬ人の手にも落ぬべしされば書をたくはへおきて子むまこにつたへんとするはやくなきわざなりたい書は私の物ならずと心得おきて公にひろく傳へて世にたえせざらん事をおもふべき事にこそ奈良の興福寺に傳はりたる書どもは内典の類のみならずからやまとの書どもの世にめづらかなるがあまたありといへりざるを其寺の法師ばらのならはしにて深くひめかくして人に見する事をえせずとなん是はいとをしむべきわざなり、むかし鳳潭といへるは世にすぐれたる法師にてことにかの

寺のいやしきやとわれ人となりて晝は人めをはかりよな／＼いをもねずてひそかにそのひめ置ける書どもをよみてからうじて香法師記芳法師記といふものを寫しとりて其後板にゑりて世にはつたへたりとぞ此書の世に出たるはこの法師のいさをしとなんいふなる、仁和寺には古き書どもあまた傳はりたれど宮の御おきてにて人にみする事をゆるしたまはず丹波雅忠が鑿心方といへる書は世にたえてなかりしを寛政のはじめのころ東にて廣くもとめさせ給へるにかの寺御くらに其書ありときこしめして宮にこひたまひてこなたにかりとり給ひてくすし多紀のなにかしにおほせてうつさしめたまひぬはじめ東よりこひ給へる時ふかくいなみ給へりしかば諸司代よりあまたゝび使ゆきかひてからうじてゆるさせ給へりとなん此ときの諸司代は太田の侍従となん聞えし

○あつきやき

信濃國水内郡飯山にて年毎に正月十五日にさへの神のおんへやきといふ事あり、これを又は道陸神のおんはやく佐陪の加美とあり和名抄にもありて古き詞なりおんへは御戸の義ならんか是も古語のこけるなり年の初の門松ぞめ繩を廣き所に多く集めてさへの神の家を作りて

織錦舎隨筆卷之上

村田 春海

○ちひさき水鳥

寛政六年の夏下總の國銚子浦に遊びけるにその浦人寺井節之がいひけるは、八とせばかり先づ年の秋この川口えめなれぬ鳥あまたむれ來りぬ其形はまたく鴨のやうにて羽のいろあひも鴨にことなることなく首あをきもまだらなるもありて、足はすこし長きかたにて大きさは雀などよりはちひさし、波の上にあまたさきゐたるを人々とらへ來て或は池にはなちあるひは水舟などにいれおきてもてあそびものとして、さて廿日ばかり有つるにひと雨つよう降て風はげしく吹ければ、いづれの家なるもいづち行けん皆なくなりぬ年者たる人などにたづねけるに昔よりかゝる鳥の來けんことはいひもつたへすとなんかたりける

○とはさき

下總國海上のあたりにて山松をきるとき千本が中に

一木ふた木ばかりを残しおくをとほさきといふ、それは山の神に手むくるなりとぞ又里人の門松ぬき捨たる跡に梢をみじかくきりて立ておくをもとよりとはさきといふといへり冠辭考に遠江の國の詞に木の最末をとほさきといひ越前土佐などにもまかいふよしみえたりさるはいづこにてもいふ詞にて古歌にとふさたて足柄山に舟木きりなどあるは此とはさきの事なる事疑ひなし

○書をゝしむならはし

古の書の今につたはらざるは中頃より世のみだれうちつゝきて寫しつたふる人はなくて、さる頃火にやけ失ぬるが多きなるべし、まかはあれど猶かつゝ寫しつたへたるもなきにはあらぬど中ごろよりひとつのわろき習はしありて、ひめかくしてたやすく人にみする事をなさゝりけるより亡ひ失ぬるもあまたありぬべし、今いにしへの書の残れるにむかし人のおく書あるをみるに或はこの本他見あるべからず或は可秘々々などしるさゝるはなし、そもく書は廣く世にもつたへ後の人のしるべともなすべき物にこそ有なれいたくひめかくして人にみする事をきらふ

一 大養徳國	五九八	一 上林下若	六〇二
一 大分青馬	五九八	一 みのゝ家つとの難	六〇二
一 ソハへの假字	五九九	一 ことはのしな	六〇六
一 まさか たゝか	五九九	一 町田清興の物語	六一三
一 多々良米	五九九	一 金魚袋	六一三
一 ふかすみ	六〇〇	一 木村長門守書札	六一四
一 つちはり	六〇〇		
一 つかうまつる	六〇一		
一 たまうて たまうける	六〇一		
一 ねんごろ ぬもころ	六〇一		
一 駿河植木	六〇一		
一 明阿法師墓	六〇一		
一 をかめ湊	六〇二		
一 うつは物語のついて	六〇二		
一 木鮒	六〇二		

織錦舎隨筆目録終

一長恨歌の繪 五五九

一禁色 五五九

一ひたし 五六〇

一ふるとし 五六〇

一古今集の序に人麻呂おほ 五六〇

一き三の位といへる 五六〇

一道風佐理行成の筆の跡 五六一

一文つゝるに心得あり 五六二

一近き世に文よくかきたる人 五六三

一苗字を賜る定め 五六三

一榮花物語の事 五六三

一かきり 五六四

一くもりたる月のおもしろき 五六四

一屏風 五六四

一みあれ 五六四

一やらぬ 五六五

一蓬壺 五六六

一みこしをか 五六六

一内官 五六六

一道理さとき者多くは道理を盡さず 五六六

一かきひたしの汁 五六六

一にきみ 五六六

一螺鈿 五六七

一桐の木に物かく 五六七

一扇に物かく 五六七

一打碑の法 五六七

一なまくさき香をさる 五六八

卷之下

一伊勢物語新義の大凡 五六九

一家集の辨 五七〇

一宇合稱呼考 五七四

一舟路のすさひ 五七五

一寶曆六年葛飾別業會の歌 五七六

一天字讀法考 五七八

一歌にやまといふことを冠せたる 五八一

一美草 五八三

一莫囂圓隣 五八四

一三山歌 五九二

一紫のにはへる妹とある歌 五九三

一和學大概 五九三

一火之夜藝速男神 五九七

織錦舍隨筆目錄

卷之上

一ちひさき水鳥	五三二
一とほさき	五三二
一書をいしむならはし	五三二
一あつきやき	五三三
一書の名	五三四
一露草	五三四
一こまつふり	五三五
一四位五位の袍の色	五三五
一文字をはぶくならはし	五三七
一橘千蔭が歌	五三七
一あされ	五三九
一あはれといふ詞の註釋	五三九

一鍛がたといひ威といふ詞	五四〇
一妻の事をのみさして妻子といへる	五四〇
一元白が詩筆	五四〇
一麻の葉に毒ある	五四一
一からやまとの歌のけぢめ	五四二
一とみに	五四三
一とらに刁の字を用ひたる	五四三
一名高き人のうせたる	五四三
一蜘蛛のい	五四三
一歌といふ文字を哥とかきならへる	五四四
一聖武天皇の願文	五四四
一仁和の帝の陵の塔	五四五
一土佐日記の異本	五四六

一高瀬が庭のおくつき	五四七
一海量が物がたり	五四七
一むろざきの花	五四八
一南のほし	五四九
一神代の年數	五五〇
一七夕といふ文字をたなばたとよみならへる	五五二
一忍もちずりのもちのと	五五二
一しのお草	五五三
一東の都といふ詞 同附録	五五四
一髮梳の小櫛	五五五
一戸令應分條考	五五六
一太宰帥	五五八
一三夕の歌	五五八
一令法	五五九

久矣と云へり 名物六帖器財の 武備要略日本兵制同一號

召也中國以金鼓彼則以唃囉 陳具 一人吹之衆人響應吹

大則衆兵頓合吹小則衆兵頓列分合布散如應呼吸、又

武備要略曰日本兵制所謂吹海螺爲號者也とあり海螺

は今云はらの貝なり、又初文に唃囉と云も亦海螺な

り今海螺の名をはら貝と云は全く上古の大角を波良

乃布江と云しに據てはらと名しなるべし又唃囉とあ

るははらの音を以假名書せしなり勿論はらはら、パ

はボの通音なり右圖する所の正僞は詳ならずと云へ

ども形容を以て考れば波良と云ふは唃囉の轉音にて

洞の義なり 古事記に中はほら也と云しも草中は 又小角を久

太能布江と云しも竹筒を以て制し吹くものゆへに管

の笛の義なるべし今軍器に海螺と竹筒を用るも前世

の大角小角の遺意なるべきにや猶考勘の不測あらん

ことを意ふ而已

又事物紀原を考るに角本出羌胡、一云出於越黃帝內

傳云玄母詣帝制角二十四以警象像、禮義纂曰蚩尤師

魍魎與黃帝戰、帝命吹角龍鳴以禦之蓋角肇黃帝氏也、

谷儉角賦曰夫角蓋會群臣於泰山作清角之音號令之限

度也、軍中置之以司昏曉故爲軍器也

右大角小角之事前世軍器並喪儀之條々名義ありとい

へども後世廢散して其形狀事實共に愚意の及ざるも

のなり今眞僞雖無差別書し圖して共に後見のオマケ 釐助を

得んことを欲するなり穴賢胡亂の最一なるべし後見

の明識 願ふが故に不秘不耻して及外見なり

寛政十二年十月八日夜 老邁の田夫

此書據黒川博士所藏本令書寫

編者識

蒼梧隨筆卷之七、八 大尾

六角 烏丸家なり

有馬 久我家なり

中條 樋口家なり

戸田 六條家なり

前田 押小路なり
高辻家なり

大澤 持明院家なり

長澤 外山家なり

日野 日野家なり

足利家分脈の家并新田源氏の家々

足利 大友

新田 由良

足利 土岐

今川 良

足利 上杉

新田 吉良

足利 畠山

同 品川

足利 京極

平内府信長公の分脈家々は

織田一統

新羅源氏甲陽

武田

大凡右の家々の家乗なるべし猶其家々にたづねて分脈を注し改むべし嘉樹密に按ずるに公家より分れたる家々の中にも其本家に又甲乙あるべしたとへば家系によりて六位より立て公卿までに至り給ふもあり又は新家として公家の家を立てらるゝもありといへども各共に先途公卿に昇り玉へば強て劣れりとも

謂ひがたきものか是等の事は愚意の及びがたきものなり猶系譜の道理知りたらん人尋明むべし

天明八年八月九日假初に記す 大判事嘉樹

○大角小角事

大角 和訓波羅乃布江、小角 和訓久太能布江

軍防令曰凡軍團各置鼓二面大角二口小角四戸通用兵

士謂鼓角通用也分番教習云々、喪葬令曰凡親王一品方相輜

車各一具鼓一百面大角五十口小角一百口幡四百竿云

々以下以上の品々の用度甲乙多寡なり略して不記之なり

大角小角の制器今詳ならず類聚和名抄を考るに角兼

名苑曰角本出胡中成或云出吳越以象龍吟也、楊氏漢

語抄曰大角波真乃布江小角久太能布江云々白石の軍器考圖に大

角小角共に圖あり印本の圖式に不乃左に寫す見古寫本にあり



東涯伊藤氏曰唐禮

樂志曰六軍各鼓十

二鉦一大角四角手

吹大角一通、然し

て字彙曰大角軍器羌胡吹之以驚中國之馬とあり按に東涯の角本起於胡後中國專用之以爲戈器有鼓角之名、案なり本朝も前世亦驚其用軍防喪葬皆有大角小角之名今廢

に居ることも三世なり何ぞ然るに今度の補任のやう
清華以下と等しき事以ての外の事なり夫當家は皇孫
として天子の臺を出たる事不遠都て人臣の中先祖天
子の皇より出たるを以て公家には是を親王家と云武
家には是を高家と云假令ば子孫民間に下ると云へど
も當官の大名と同位に禮義を行ふ、當家人臣に下る
といへども皇孫なり、攝家清華の輩當時高官たりと
云へども先祖より臣下の家なり故に公家は其家々の
古例に依て昇進極あり武家の高家は皇孫たるを以て
太政大臣正一位に昇るとも子細なしたとへば皇統
の斷絶に及ばんとする時は天下の人誰人を以て當今
の主とせんや假令民間に下ると云へども皇孫の人を
尋て主上とすべし何ぞ代々先祖より人臣たる家を取
立んや是我國神國の天竺宸旦に勝たる一の奇妙なり
と申されたることあり依て思ふに百寮訓要抄に云神
祇伯は伊勢大神宮以下の神事祭禮をつかさどる昔は
高家の人々は是に任ず中古以來は王氏とても姓も給ら
ぬ伯が黨任する也と云々

爰に高家の人々と云ふは家系貴き人々と云ことな
り職原抄に昔は諸氏混任すとあると同じ

右の文を以て比量するに當代に高家と稱せられて其
身は武家の御旗本たりといへども勤役し給所は常に
公家御往來の事に預りて恒例の御嘉儀には御使節と
して京上あり又臨時の御吉凶にも同く京上の事ある
なり然して至極の御重事には御家門御譜代の大名方
を御使節として上京せしめ給ふこともありと云へど
も其御副使並に西九亞相よりの御使節をば必高家の
方を上京せしめ給ふなり其餘は勢州への御代拜又は
日光山久能山等を始め神廟等への御代拜は各高家を
役したまふ事なり故に官位の昇進は尋常の大名より
は著く次第速にして正四位に敘し中少將を以て先途
としたまひて御家門の歷々また國持の大名と尤をな
じ趣きなり故に高家と稱せらるゝ家々は一世有功の
族にはあらずして祖先の家系を撰まれ又は當代新に
公卿の家より分脈ある人々を以て高家と定め給ふな
り其義全く義滿公の言葉に符合するものか嘉樹家系
并に姓屬の事に不覺悟なりと云へども大凡に人々の
談話又は古きを考へて其家々の事を今推し注する事
左の如し

公家分脈の家々は

字には直禮直會直相と書き其訓はなをらい又なふらい又なふあいなど様々ありて文字と訓義と異同區々也と云へども其義は各神供を御饗奉ることなり、去れば神祇に御饗するをば古語嘗奉るといふ大嘗祭新嘗會祭をはじめ神嘗祭等日本紀の嘗殯と云も又其義同じ是を釋日本紀に考るに其秘訓になめらひ奉ると訓あり又新嘗は新穀既に熟乃後饗嘗也と云ひてなめらひはなめあひの轉訓なる事を知るべし其なめあひは嘗饗にてエトヒとは通音なれば即なめあひとなるなり又猶直悉嘗のめの轉音にて會又相ともに饗の轉音なる借字なり公事根源抄神今食の條に曰神膳を供せらるゝ儀あり白黒の御酒まいりて本解にてそゝぐ、なふあひの御飯ときまいりぬれば宮主祝申す云々建武年中行事も又同じ且前に云へる延喜大膳式は直相と書て假名はなふらひとあり造酒式にはかな無、傍例を以勘るに鎌倉の地名甘繩と云所あり東鏡には甘繩をたまなはとかなあり北條九代記には玉繩の城を甘繩と書て假名はたまなわとあり此訓の異同のこ、と鎌倉志にあり和書多くは通音をとって假名書の借字あり即ち此直會の事も文字を以ては其字義に合ず、さらばとて和訓に依ても其

訓わからず爰を以て國史を探り舊記を検出して其轉音を牽合し假名書なる借字をも畢竟して朦々として愚意を注するなり猶又神宮の書記と和訓の義に委き人の考を俟のみ穴賢

追加

事の序に筆す今禁中内侍所より御供米を申出して頂戴することあり多くは年越の夜貴賤となく御所へ参りて拜戴して越年を祝す是を民庶の言葉にをくまを戴くと云ひ習せり今件のなをあい、なふらひに依て思に、をくまは御供米なるべし是や闕舌の轉語なり尋常に云勘解由小路をかでの小路と云ひ烏丸をからすま、東の洞院を東のとい、勸修寺をくはんしゆしと云ふ共に闕舌なり憶ひ考ふべし

寛政七年六月五日漫に筆す

○高家名目之事

鹿苑院殿記を考るに應永元年十二月十七日義滿公御嫡男義持朝臣九歳にて鈹箭あり勅使將軍の御亭に参向ありて從五位下左馬頭の任鈹の事を達せらる義滿公件の補任を拜見ありて以の外に腹立ありて申さるるは我既に天下の武將たること三代にして三公の位

の間養老に之を刊れること見へたり、如何ぞ大寶の律令合せて十七卷なるを養老に刊れるとして却て律令二十卷となるのことあらんや且天長令義解序に分て爲一十卷名曰令義解とあり養老より令十卷なる物ならば何ぞ義解を作れる時令爲一十卷といはん是義解を加へて張散の増せるに依て初て分て十卷とすること明なり、しかれば今の令の十卷なるは義解を加へたるよりの卷數にして養老よりの十卷にはあらず右弘仁格の序に各爲十卷とあるもあやまりなるか、または彼の序のうたがはしく眞ならざるかなるべし讀者熟察すべし穴賢

右令律の大意大寶養老の新古の差別のこと先師源惟長如神氏の壺井羽倉等の説に折衷して令義解を聞見するの一冊あり其中に件々の事を頭緒して筆しおけるを今愚老其頭緒に絶て續日本紀の條々を拔萃し且釋するに私説を交へて事繁く文長きに及べり穴賢此徵考は書して以て講會遺忘の副言なれば努々他眼に入ること禁するなり謹白

寛政二年十月二日夜燈下草稿す 嘉 樹
右一冊漸にうつし筆す後日に清書して一二の同志會

言すべきものなり

前令と云文義解にある條

公式令詔書式終文三を義解謂大少丞並在者亦以次注宣奉行爲准少輔以上故也、前令云少輔不在者丞見在者准此今改去餘官見在者故知錄亦得也

同下式 勅某國司官位姓名等義解云謂國司非一人故云等、其前令別有勅符式此令既除即知飛驒之外更無勅符

○直會之事并をくまの訓

或人云伊勢神宮に直會殿と云ありて御神供の御飯を頂戴せしむることあり然して直會の字義和訓共に詳ならずと就て考るに神宮のみならず國史舊記等往々直會の文あり所謂持統天皇御紀元年七月丙申嘗殯宮云々、續日本紀曰今敕文今日方大新嘗乃猶良比乃豐明開行日にと在云々、續日本後紀禊事卑御直相幄云々、延喜大膳式新嘗神態直相給食四十七人后宮亮一人進已下諸衛府舍人已上又造酒式新嘗會直相日雜器云々、延喜儀式曰更宣云今日波大嘗乃直會乃豐聞召日爾在云々、名目抄直會、又下學集直禮、內宮儀式には奈保良比と書く、外宮儀式には直會と書來れり如此古へより文

太政官符にも大寶に令を制せられ養老には令を刊修すとの文を別かてり因て今の令大寶のまゝにて改易せず養老に條を刪れるものあり選敍の法是なり集解を以て明むべし字を刪れるものあり賦役令に貢獻物の條の朝集使の三字あり義解に其事あらず凡又條を加へたることあり選敍令の除名限滿應敍の餘なり續日本紀にて是を明むべし字を加へたるものあり戸令に新附戸の條石城石脊の如字なり同紀に明なり又名目を改めたるものあり官員令を職員令とせる是なり續日本紀及格文にて是を明むべし次序を替たるものあり職員令の縫部司の縫女部直丁の丁にあり義解に其謂あり以上の如く名を改め字を刪り字を増し條を省て條を増したることのみなれば是刪定たること又何をか論せんや

今の令を養老の令と名付るは其もとは弘仁格の序より出たることにて拾芥抄の上の未の卷に見へたり然して其序文の中にも一所には養老二年不比等奉勅更撰律令と云ひ一所には天平勝寶の勅を引て養老年中刊律令と載たれば此序者の更撰すと云へるは刊修を指て更撰すと云へること見へたり是を以て養老新選

との證とはなし難きものなり況や此序に疑しき文もあれば猶更のことなり疑しき文のことは枝葉なれば爰に書く別に考へあり又拾芥抄は近世の書にて誤謬尤多き書にて其本弘仁格の序より書たると見ゆれば是亦論するに及ばず

又令卷數のこと世に云大寶令は十一卷養老令は十卷と今の令養老令なる故十卷と云る事は右の弘仁格の序に大寶元年不比等奉勅撰律六卷令十一卷、弘仁元年に又同大臣奉勅撰律令各爲十卷、又天長三年十月五日太政官符藤原太政大臣奉勅制令十一卷律六卷とありて又養老年中同太政大臣奉勅刊修律令各爲十卷と見へたるに依てなり、在滿考云天長官符の養老律令の事は三代格一本に刊修律令合爲十卷とあり是律と令と合て十卷と云事にて令ばかり十卷と云ふには非ず其各爲十卷とある本は傳寫の誤なり何となれば令は大寶に十一卷なれば刊て十卷と云ふも尤なり律は大寶に六卷なれば刊ては五卷以下なるべし刊て十卷と加増することはあるべからず加増せば刊ると云べからず唐律唐令は國律より繁蕪にして卷帙尤多し唐律ばかりあり唐令は今の世かつて其書絶てなければども今六典を以て是を考ふるなり大寶に律令を撰せらるゝや専ら唐の律令に據れるが故に其義繁蕪なる

中以上戸之粟以爲義倉必給窮乏不得他用若官人私犯一斗以上卽日解官隨職決罰其六 准令五世之王雖得王

名不在皇親之限今五世之王雖有王名已絕皇親之藉遂

入諸臣之例顧念親親之恩不勝絕藉之痛自今以後五世

之王在皇親之限其承嫡者相承爲王自餘如令其七 以上

の文を按するに令義解を注するの令條職員令に大納

言四人ありて中納言の官なく官位令正四位の條に中

納言なし今の印本の令從三位の條に中納言を加入れたるは本より後人の所爲にして古本并集解等になし況や中納言を從三位に定められたるは養老より後のことにして天平寶字五年の定なり

田令凡畿内置官田、大和攝津各三十町、河内山背各廿

町、大田横田各三十町、河田山田各廿町、每二町配牛

二頭云々とあり、續日本紀、靈龜二年三月癸卯割河内

國和泉日根兩郡令供珍努宮、同四月甲子割大鳥和泉

日根三郡始置和泉監とあり靈龜二は養老元より一年

前なり祿令に中納言の食封のことなく軍防令に中納

言の資人を載せず又祿令に四位に食封なく位祿の列

に有り并に三位以上の食封を定め正一位三百戸差降

して從三位一百戸とあり慶雲には加増して正一位六百戸に起りて四位八十戸までに定あり

選彼令長上以下の選代のこと六考を加て十二考を以

選の限と見ゆること、又賦役令に京畿内の人自輪調

の定めたること并正丁の庸布歲役二丈六尺とあるこ

と、賦役令に義倉の粟一位以下及百姓雜色人等戸別

に是を取ること慶雲三甲戸に止ること不省貧戸繼嗣のこと也

令に五世の王不在皇親の限事等、顯然として大寶の

令文なり養老の新令なるべくは慶雲の定改らるゝ條

々何ぞ是に載せざるべき此條大寶以後養老元年まで

の例に改め易へられたること若干餘あれども其改易

の式は今の令に見へす是等を以て大寶の令たることを知るべし

右文中の數條は慶雲二年同三年に大寶の令條の定を

改めらるべき詔なれば今義解を加へられたるの令養

老の新令なるべくは悉く件の改易の文に改め定めあ

るべし大寶の令條なる故右慶雲の制定は載せられざ

る也然して養老三年に淡海公の選せられたると云は

去る大寶の選定ある令を刊修あるなり故に天平勝寶

九年五月に至て勅すらく、去る養老年中朕外祖太政

大臣奉勅刊律令とあり又同年十二月壬午に大和宿禰

長岡等五人養老二年修律令功田と云る官奏あり是各

刊修と云ひ修とあれば大寶の令を制定あることにて

新選の令に非ること明なり故に天長三年十月五日の

くは天智の令を古令として大寶の令を新令と云しも
知べからず令の名義大寶に始て設け名付られたらん
には養老の修補ある令を新令とも云べきなり今に至
て爰に疑ありて新古の名義眞實を得がたし然るに今
存するもの天長に義解を加へらるゝ令と并に集解の
令は全く大寶撰定の令なること掲焉たり、されば古
令新令の名義は暫く闕き今の世用ひ學ぶ令義解の本
文并集解の本大寶元年の撰定ある最初の令なる事其
義分明なり謹て考るに件の令條の本文は大寶の令條
の書にして猶養老に加補し又滅者ある所の修飾の令
條と云べきものなり其義論壺井義智并羽倉在滿等の
考ある箇條と并嘉樹が先師榊原惟長の考書と共に校
合拔萃して今新に老邁の嗣筆を起すものなり猶又令
條に丹精ある人の助言あらん事を請ふものなり

續日本紀慶雲二年四月丙寅 勅依官員令大納言四人
職掌既比大臣、官位亦超諸卿、朕念之任重事密、充員
難滿宜廢省二員爲定兩人、更置中納言三人以補大納
言不足、其職掌敷奏宣旨待問、參議其官佐料祿准令、
商量施行太政官、議奏其職近大納言事關機密、位料
官祿不可便輕、請其位擬正四位上官別封二百戶資人

三十人奏可之、同書曰二月庚寅詔曰准令三位以上已
在食封之例、四位以下寔有位祿之物、又四位有飛蓋
之貴、五位無冠蓋之重、不應有蓋無蓋同在位祿之例、
故四位宜入食封之限、又案令諸王諸臣位封自正一位
三百戶差降止從三位一百戶冠位已高食封何薄、宜正
一位六百戶差降止從四位八十戶、又制七條事、准令
諸長上官選代皆以六考爲限餘色得選色別加二考以十
二考爲選限百官得選之限太遠、宜色別減二考各定選
限^{其一} 准令籍蔭入選雖有出身之條未聞預選之式、自
今以後取蔭出身非因貢舉及別勅處分并不在常選之限
^{其二} 准律令於律雖有除名之人六載之後聽敘之又令內
未載除目之罪限滿以後應敘之式宜議作應敘之條^{其三}
准令京及畿內人身輪調^{其四} 宜罷人身之布輪戶別之
調乃異外邦之民以優內國之口、輪調之式依一戶之丁
制四等之戶、輪調多少議作餘條例^{其四} 准令正丁歲役
收庸布二丈六尺當欲輕歲役之庸、息人民之乏并宜減
半、其太宰所部皆免收庸若公作之役不足傭力者商量
作安穩條例永爲法式^{其五} 准令一位以下及百姓難色人
等皆取戶粟以爲義倉、是義倉之物給養窮民預爲儲備、
今取貧戶之物還給乏家之人於理不安、自今以後取中

爰に注し加へぬるなり

癸丑のとししもふり月の五日

嘉 樹

○令條之書新古之差異

律令の書は國家政要の大典にして令は禁於未經として法令を制し定て天下貴賤をして國家の法則を守り勤めしめ、律は治於已然として令書の法制を背き犯せるものあれば其罪名を分別して刑を加罪を行の書なり唐書刑法志に曰令者尊卑貴賤之等數國家之制度也律者其有所違及人之爲惡而入于罪戾者一斷以律と云へり然れば令律の二書は國家の樞要にして政治の管轄なり今や其二書共に全書亡滅して天下の間法令の舊典備ふることあたはず是全く保元平治に洛中鹿を逐ひ元暦文治に逆浪公家を漂流せしむるに及び剩へ承久の一炬帝位を邊土に遷し奉りしより以來元弘建武に至て天地反覆するの大亂以來引襲して明德應仁に至て又々天下を震動せしむるの混亂あり如斯にして星霜を経る事凡二百五十有餘年引て天正文祿に至るまで君臣所在を異にし文武威權を浮沈するの時也令律ともに流行散在して舊式制度名實共に廢亡せり然れども今僅に存するもの令義解及同き集解の二本也

各並に殘闕ありて全套ならずと云へども猶其書の本意也律條も亦悉く散敗して今又僅に名例職制賊盜衛禁之四律あり並に三代格の式も共に亡滅して是亦宇宙に存するもの類聚三代格の殘本六冊幸に延喜式の全書五十冊已而にして弘仁貞觀延喜之格及弘仁貞觀之式悉く湮滅せり於是今世嗜法令之學者以令義解其基とし併せ考るに雖爲殘闕類聚三代格及延喜式の全套なり然して於令條有二義之論一に云令義解は大寶元年に撰定ある所の古令なりと又云養老二年大寶令を改定あるの新令なりと各一決落着なし且令中新古を論するに至て疑しきの文間々ありと云へども天長の義解の文に大寶養老の間の文なく往々古令新令の名義を舉られたる許なれば今更義解を以ても論じがたし抑令書と稱せられたるもの、起原は天智天皇元年に令二十二卷を制せられて持統天皇三年に至て諸司に班ち給へりとあり夫より以前推古天皇の御宇厩戸皇子憲法十七條を定らる是法令の起原たりと云へども令と稱するの名義なし然して文武天皇大寶元年に始て令と律と各其名義を立てられて以來其令を以新令と云へり然れば義解の中に古令新令とあるは若

以上の註の如く寢は居室の稱にて、路寢燕寢ハ寢と次第に其名義をわかつことにて、おのゝ居所を寢と云ふなり、古へ東三條の第の構へ二條の南にあり、件の第の寢殿東西に各對の屋ありて東西の中門の廊各對に屬す、寢殿と對との間に透渡殿あり、東西の腋并束の對の西面西の對の東面、及南面に各階あり云々、是を寢殿と云ふ法式ありて尋常の殿とは異なりと或記に見へたり、又三光院内大臣殿の御記に、主殿とも稱せらる即寢殿なり其結構に云ふ、主殿は七間四面西面通面七間之中妻戸二有之、其次之妻戸平生之客人之通路也其通於廣縁、々々の西面に又妻戸是公卿の座の入口也公卿座四疊敷也或六疊敷なり此間有置物、硯一面脇息灯臺等也、公卿間妻戸翠簾は捲之、本主殿の間有帳臺南面與公卿座之間被障子二間中央の左右客は入座之末障子謁主人、此對面所之後之座敷有押板此外間々有名不遑記之、凡主殿は兩中間有廊車寄別棟對の屋二束束一の對、西を號二の對、主殿の北の方東西也對の屋一行に如鳥翼作之、對と云は主殿に對する義なり、武士家に稱奥屋是なり堂階藏大臣家有之爲隨身所殿上攝上の諸家は號對屋となり可申行幸也關家有此品如禁中立日給簡云々

以上寢殿の構也

嘉樹考るに、天明年間禁中回祿の度に諸家の寢殿悉く炎上す、嘉樹件回祿以前二條殿鷹司殿の寢殿を拜見し、又近衛殿の寢殿を庭上より窺ひ見しに大凡其やう右の文の如くなるに似たり、殊更二條殿の結構、又外に拔群まされるやうにこそ覺へたるなり

右宸殿と寢殿とのことは壺井氏の官職或間に其荒増あり且東三條殿の寢殿のかまへを記せられたるを取て是を補註するものなり

寛政二年十一月五日

嘉樹

追加

つれづれ草に後徳大寺の大臣の寢殿に鳶のさわがしとて繩をはられたりけるを西行は見て鳶のゐたらん何かはくるしかるべき此殿の御心さばかりにこそとて其後は參らざりけると云々、井蛙抄後徳大寺に歌の間とて寢殿の西の角みに間あり是後徳大寺左府の西行に對面の所なりと云々
右所見のまゝ寢殿の名目を筆したる事なるをもて

百十四代
東山 年號 元祿十六
寶永六

丁卯 貞享四
廿八即位あり
治廿二年

百十五代
中御門 年號 寶永七
正徳一
享保二十

己丑 寶永六
廿一せんそ
庚寅 同七十一
即位
治廿六年

百十六代
櫻町 年號 元文五
寛保三
延享四

乙卯 享保十一
三即位
治十二年

百十七代
桃園 年號 寛延三
寶曆十二

丙寅 延享三
九廿一即位
治十五年

百十八代
上皇 年號 寶曆十三
舊號一
明和八

壬午 寶曆十二
八踐祚
治九年

百十九代
後桃園 年號 安永八

辛卯 明和八
四廿八即位
治八年

百二十代
當今 年號 萬々歳

安永八己亥踐祚
亥子年を此帝の元年とすべし
以往萬々億兆

右は年號と治世の數を改むるなり此外攝關並將軍家の
曆名も差謬あり追而可改又寶算女御御諱の三條は
不及考なり

朱書
此者可謂得矣

貞丈

○宸殿與寢殿同訓別儀之事

宸殿と稱するは即紫宸殿にて天子の殿なり紫宸訓して志之以と云
寢殿と云ふは攝家親王家清華大臣家等の正殿なり是
各正殿の名にして其訓も亦同きを以て相共に名義を
誤る事區々也故に今宸殿と寢殿の差別を引註して其
稱訓を分明ならしむるなり

宸殿

說文曰、宸屋宇也从_レ宀辰聲帝居曰_レ宸北辰之宮故从
_レ宀从_レ辰云々少補韻府職官分記云、紫宸殿者漢之前殿
周之路寢云々、
蠡海集曰、紫間色而天填稱_二紫微_一、豈非_二寓意之精_一乎、
夫紫爲色、赤與黑相合而成也、水火相交陰陽相感而後
萬物以之而爲生、是故爲萬物之主宰矣云々
如右紫宮微妙の所なるを以て天子の御居を紫宸殿と
稱するなり

寢殿

廣韻寢室也、天子所居曰_二路寢_一正朝也、次燕寢次小
寢、又寢廟禮記月令註凡廟前曰_レ廟、後曰_レ寢、爾雅室
有_二東西廂_一曰_レ廟、無曰_レ寢、又凡居室皆曰_レ寢、禮記庶
人祭_二於寢_一云々

光仁 年號 寶龜二より十まで 庚戌寶龜元十の朝即位
十一ヶ年舊號 天應元 治十一年

此帝去年神護景雲四十月一日改元同日

即位あり

五十代 桓武 年號 延暦二十 辛巳 天應元年十二廿三先帝崩あり
此年即位正統紀にあり

五十七代 陽成 年號 元慶八 丙申 貞觀十八十一廿九せんそあり
丁酉 貞觀十九正三即位同年四月十六日改元あり則元慶元年なり

八十二代 後鳥羽 年號 元暦一 癸卯 壽永二年八月踐祚
甲辰 四月十六日改元則元暦元なり
同 七月廿八日即位あり

九十二代 伏見 年號 正應五 丁亥 弘安十年十ノ一踐祚
戊子 十一年三月十五日即位
同 四月廿五日改元則正應元なり

九十三代 後二條 年號 嘉元三 辛丑 正安三三廿四即位
延慶二より三 戊申 延慶元年十一月即位

九十四代 花園 年號 正和五 文保二 治世十年

九十八代 崇光 年號 貞和五 戊子 貞和四十廿七せんそ
觀應三 己丑 貞和五十二廿六即位
同二月南へと 治四年

九十九代 後光嚴 年號 延和五 壬辰 文和元八十七踐祚あり
まで舊號三 治十九年

文和二年より四 應安四六一

百四代 後土御門 年號 文正一六 甲申 寛正五七せんそ
應仁二 己酉 同六二廿七即位
文長二 丙戌 十二十一改元

百五代 後柏原 年號 永正七 明應九十廿五踐祚帝の元年
文龜三 文龜より二十ヶ年をくれて
大永元三三三即位あり

百十二代 後西院 年號 明暦三 甲午 承應三十一廿八せんそ
明暦三 乙未 四月廿二改元明應元也
丙申 明應二正廿二即位あり 治九年

百十三代 靈元 年號 寛文四より十 癸卯 寛文三十四廿七即位あり
延和寶八 治廿三年
天和三 享三

右の系にて御分脈を考へ知るべし●印は御世統なり
紀印は紀伊家の統なり橋印は一ツ橋の統なり
又云吉宗公は紀伊家にては頼宣卿より五代神君より
は六世なり當大樹公は吉宗公よりは四代四世なり

以上止

跋言

右代世の差別或人の求に應じて神皇正統紀の趣を以
て書して以答ふ並に近代皇統の紹運を抄出して近き
を取て古を覺すなり事の序當大樹の御略系を注して
是も亦代世の事を詳に示すの一助となすなり其條々
尤探索して記するなれば半ば其妄あらん事を恐るる
なり失賢

天明八年七月十八日

橘嘉樹

○皇統授受圖の中差謬に疑ひある條々を左に記す

某帝の元年は即位の年を除き翌年を元年とするは一
年にして二帝あることを嫌ふによりて其年を以て先
帝治世の終の數に加え翌年より新帝の治世を算る也
某帝により即位の禮なきもあり又は二年三年或は
十年餘も後れて即位の禮あるもあり其れは踐祚の

年の翌年を元年と立つるなり又近世上皇の如き踐
祚の翌年に即位ありて又其翌年に改元あり是も亦
踐祚の翌年を以て帝の元年とするなり

此事は通鑑に見へたるよし改元考に記されたり踰年
改元と云ふ定制なり

先帝の舊年號を用ひらるゝ事間々あり又上皇の如き
は即位の次の年に改元ある故に改元治世の元年に一
年後れたり去れども一年舊號を用ひらるゝを定めと
す或は即位の翌日改元あるもあり一ヶ月二ヶ月後に
改元あるもあり同く此類は踐祚の年を除きて新帝の
元年とするなり(九十八崇神帝も如此、百四後土御門
帝も如此)

一文武帝大寶を以て我朝年號の濫觴として以後帝系
の授受の年期と改元の支干を正し前條の制を定めて
其差謬あるものを左に出すなり

四十七代
廢帝

年號

天平三より同八ま
で六ヶ年の間舊號
を用ひらる尤此帝
の年號は無之

戊戌天平寶字二八踐祚
治六年

四十八代
稱德

年號

天平神護二
神護景雲三
寶龜元

甲辰天平寶字八十廢帝
を流してせんをあり
治六年

紀四 ● 賴職卿 紀伊大納言

紀五 ● 吉宗卿

代四 ● 家綱公 豐有院殿

代五 ● 綱吉公 常憲院殿

代六 ● 家宣公 文昭院殿

代七 ● 家繼公 有章院殿

代八 ● 吉宗公 百德院殿

代九 ● 家重公 惇信院殿

一橋 ● 宗尹卿 刑部卿

二橋 ● 治濟卿 民部卿

□ 當大樹

代十 ● 家治公 凌明院殿

代十一 ● 家齊公

以上の釋文は、御實系御分脈の名目の次第を以て注するなり、凡て十五ヶ條なり

以上

天明八年七月十九日

橋嘉樹

追考

右皇統の代と世との事は神皇正統紀に據て記する所なり然して件の代世の差別は皇統のみの事にも限るべからず凡人と云へども其義は同じ謂なり因て其類例を考るに皇統と等く人々眼を屬して知覺べきもの

大神君

家康公

代二 ● 秀忠公

台徳院殿

代三 ● 家光公

大猷院殿

一紀 ● 賴宣卿

紀伊大納言

二紀 光貞卿

紀伊大納言

三紀 綱教卿

紀伊大納言

家康公十一男にて紀伊家の祖なり

吉宗朝臣

主税頭

は大樹公の御統系なり其餘は國郡の主たる人と云へども其家々の從者等までは知るべし推て大方に及すの事に非ず故に今爰に大樹公の代と世の事を注して猶其義を詳にす假令大樹吉宗公は神祖より第八代第四世なり並に當大樹公は是亦神祖より第十一代第七世なり其御略系を左に圖す

並紀伊國殿御家系又一橋殿御家系も附出す

從祖母

釋親考云父之昆弟也妻爲從祖母云々
親族正名曰從祖父の妻を從祖母と云となり
伊登古於知與女

從祖兄

釋親考云從祖父子相謂爲從祖昆弟衍義補之文
親族正名曰爾雅に文なし是從祖々父の孫從祖父の子
なり是を從祖兄弟と云 末多伊登古なり
又不多伊登古とも云不多も末多も俱に再なり

從祖母

釋親考云父之從祖姉妹爲族祖姑長胤曰族祖姑之祖可削
姑云々とあり
親族正名曰前文の如し末多伊登古女なり又不多伊登
古女とも云

再從姪

親族正名曰再從姪 末多伊登古知加比
釋親考云不見但再從兄弟を從祖昆弟とす再從兄弟の
子を三從昆弟とす會典に云族兄弟及族姉妹謂三從兄
弟姉妹同高祖者云々

外曾祖父

親族正名曰爾雅云母之王考 爲外曾王父母之王妣爲
外曾王母曰異姓故曰外云々 波々加多乃比於保知
釋親考に波々加多乃比々知伊

舅

釋親考云母之昆弟爲舅爾雅
親族正名曰爾雅云母之昆弟爲舅母之姉妹爲從母波々
加多乃遠知なり

舅母

釋親考云丘氏云母之昆弟爲舅其妻爲舅母俗爲 波々
加多乃遠知與女

從母弟

釋親考云從母男子爲從母兄弟爾雅
親族正名曰爾雅從母男子爲從母昆弟
波々加多乃伊登古

從母弟婦

爾雅云々上の如し婦は與女なり
波々加多乃伊登古與女なり

從母妹

釋親考云從母女子子爲從母姉妹爾雅
親族正名曰爾雅云後母之女子子爲從母姉妹
波々加多乃伊登古女

外從姪

釋親考親族正名共に外族は從母兄弟姉妹に止て名目
なし然れども今御世黨の從姪の系脈の名目を舉て外
の字を冠らしめて其御世黨を明にするなり
私考釋親考續編云從姪は伊登古遠伊にて伊登古之子
なりと釋あり又堂姪堂姪女と云事明律亦家禮儀節等
にありと云々

外從姪婦

同前姉は與免なり是亦私に考附く

外從姪孫女

義前に同じ從姪孫女を伊登古末姑免と云の訓は是亦
釋親考續編にあり

右御系脈を以て其名目を分る事左の如し

百十四代 東山院 百十五代 中御門院 百十六代 櫻町院 百十七代 桃園院

百十八代 仙洞御所 百十九代 後桃園院 百廿代 當 今 以上七代なり

御繼體を以て稱するときは

東山院 中御門院は御名目無之

櫻町院 御高祖父なり 大女院 青綺門院舎子 は御高祖母なり

桃園院は御曾祖父なり 女院 恭禮門院高子 は御曾祖母なり

仙洞御所は御祖母なり

後桃園院は御父なり 新女院 盛化門院綸子 は御母なり

御實系閑院宮之御分脈を以て云ふときは

中御門院は御從祖々父なり

櫻町院は御從祖父なり 大女院は從祖母なり

籌宮は御母なり 但し分脈にては御從祖姑なれども典仁親王の御室となり給ふにては御母となり給ふなり

桃園院は御從祖兄なり 女院は從祖兄婦なり

仙洞御所は御從祖嫡なり

後桃園院は御再從姪なり 盛化門院は再從姪婦なり

御實系之御母黨にては御母壽宮御方なり

東山院は御外曾祖父なり

中御門院は御外祖父なり

櫻町院は御外舅なり 大女院は御外舅女なり

桃園院は御外從母弟なり 女院は御外從母弟婦なり

仙洞御所は御外從母妹なり

後桃園院は御外從姪なり 盛化門院は御外從姪婦なり

女一宮は御外從姪孫女なり

以上辭案を以て御系脈を配當するなり、恐らくは謬訛あるべし、猶 皇家の御儀制によるべきなれば、凡卑の嘉樹が如き知るべき事にはあらず然れども 御實系の條に注せし名目は、東涯先生の釋親考、春臺先生の親族正名に爾雅會典等其外書典に據て、考へ注せられしものを撮て附會せしなり附會の齟齬は覺束なし、名義と和訓とは二先生に從ふなれば、強て失意する事はあるまじきや猶考へ分ちて、批評改正あらん事を欲するなり依て其二書の引文を左に註す

從祖祖父

釋親考云父之世父叔父爲從祖々父云々
親族正名曰爾雅云右に於保遠知なり

從祖父

釋親考云父之從父昆弟爲從祖父云々
親族正名曰爾雅云々と同じ伊登古遠知なり

百十四代

● 東山院

當仙洞御所

● 緋宮智子

中御門院

康仁

● 櫻町院

昭仁

● 桃園院

遐仁

● 籌宮

中御門院皇女
典仁親王室

當今

東山院御子

直仁親王

閑院宮

典仁親王

閑院宮
直仁子

當今

百十八代

● 仙洞御所

智子
緋宮なり

百十九代

● 後桃園院

英仁

女御綸子

號盛化門院
近衛內前公女

百廿代

● 當今

兼仁
閑院典仁親王第六御子

後桃園院白妾ナリ

女一宮

まことの繼躰とを分別せんために書分けたり但し字書にも其いはれなきにもあらず、代は更の義なり世は周禮の注に父死して子立を世と云とあり云々

又云第十六代十五世應神天皇は仲哀第四の子御母は神功皇后なり云々

嘉樹案に爰に字書とあるは玉篇也所謂世は相繼也代は更也云々

此次より後村上までの間の紀あまたあり今是を略す

又云第九十六代第五十世の天皇

號後村上

諱は義良後醍醐

天皇第七の御子御母は准后藤原の廉子云々

按に神皇正統紀は此御代までにて筆を止め給へり此後後土御門の朝に小槻宿禰續正統紀を撰集して九十六代光嚴院より第五代後土御門院に及までを記せり然れども後醍醐の天皇より朝廷南北に別れ給ひて皇統もさまざまに替り給へば惟代の統を數へ奉るのみにして其まことの世數をばかぞへがたし、是によて小槻の宿禰も前編に習ひて編集すといへどもたゞその紹運の次第を記するのみにして世の數は闕如するに及べり爰におゐて嘉樹僻案を加えて何れの御代にても其皇統の別れはじめ給へる所の御祖を本として夫より何世と數へ奉る也

今新に其書例をなす事覺束なきの恐れあれども毎事代と世との事を尋る人の爲にするのみ努々同志の外なる人へ示し悟すの義に非ず則左に是を圖す

當今は神武帝より百廿代に當り給へり、其紹運は史籍に揭焉として今更凡卑の筆端にも及ざる事なり、然して御世數を申奉るには 神武天皇より百十四代

東山院より第七代第四世と申奉るべし

百十九代後桃園院繼

躰の皇子在さるによて 當今御踐祚のよしなり實は

百十四代東山院の御曾孫にて閑院典仁親王第六の御子也御母

百十五代百十六代櫻町院御妹宮なりは中御門の皇女かす籌宮にておはしますなり然れども皇

統繼躰ましますによて 後桃園院の女御盛化門崩御

の度は一年の諒闇に定められたる事也其御略左のごとし

せり

右八講の事は其起原を云へるなり其後御八講を修せられしは禁中八講會は御八講と稱するなり村上天皇の天曆年月年月と計なり本の

記すに於弘徽殿爲先母公被修八講有堂具講師十

人賜法服鈍色聽衆廿人梵音錫杖鈍色五卷日殿上人持

御捧物立王卿前藏人荷薪若菜籠有御製倭歌六位不

進捧物今在法經寺御以上見西宮記臨時篇西宮記

字最多故に文義不詳事過半後日以後以奸本可正之なり爾來禁中にて御八講を修せら

る度は四箇の大寺よりは是を修行す所謂南都東大寺

同興福寺近江の延曆寺比叡山同園城寺三井寺

按に八講會の式は法中の大會にて其次第嚴重の義

な法義を辨へざる俗生の筆力に及びなき事なり

然して往々聞傳へたる趣を聊短筆に注して其大抵

を覺悟するの便とするのみ

八講會と云は法華經八卷を朝夕二坐に一巻づ講し

て第四ケ日に至て結願す其講するの事一卷を悉く講

するにあらず其要文肝文を取て問答講解する事なり

問ふものは問者と云其問者の問ひに答るは講師なり

然して講師の解論白地に通解せざれば推返して問ひ

責る、于時講師屈理閉口すれば判者出て是を捌き分

る事なり、講師と云ありて最初に法華經を讀上るなり是等の外御導師あり聽衆の僧あり尤探題の僧威儀師從儀師等役名繁多にて覺悟せざる事過半なる故に不注之穴賢

寛政七年五月十八日筆

橘嘉樹

加賀の國より產出する布を八講布と云ふは古へ八講會を修行ありしときに其僧徒へ布施に引れたる故に其名目ありと云へり假令正月賭弓に佐渡布を祿に賜るの類にて大藏省の官物なり今の世八講の事は禁中にて御修行なしと云へども其布の名目は残れり是亦古きを考るの一端なり

寛政七年五月十九日注す

老邁嘉樹漫筆

○代與世之差別

神皇正統紀曰第十四代第十四世仲哀天皇は日本武尊第二の子景行の御孫なり御母は兩道入姫、垂仁の女なり、大祖神武より第十二代景行までは世のまゝに繼躰し給ふ日本武尊世を早くし給ひ此天皇を太子としてゆづりまししより代と世とかはれるはじめなり、是よりは世を本としるし奉るべきなり注に云代と世と常の義差別なしと云かれどもおほよその紹運と

寫して捷見とするものなり妄昧不慮の筆記聊他見を憚るなり穴賢

寛政十一年十一月廿六日 老邁の田夫

○八講會之事

本朝八講會の起原は人皇五十代桓武天皇延暦十五年に石淵寺の勸操始て修行す其義法華經八卷を朝夕二坐に分つて講す四ヶ日にして講功終るなり

一説云法華經は本七卷なり勸操卷を分つて八軸として朝夕二坐に其講を終ると云へり此説は非なり臥雲が夢語錄に云切利天請釋慧明一分法華于八軸開講すと云々然れば勸操七卷を八軸とするに非ず況や羅什が譯せし妙法蓮華經八卷と云時は中國既に八卷の法華經あるにて勸操が分たざる事分明なり

抑勸操が八講會を開きし所以は始操大安寺に居れり大安寺は七大寺の中に於て大和の國にあり當時隣の房に榮好と云僧ありて常に操と睦じき同學のものなりしに榮好は母を養育し寺門の外に母の居所を室禮しつらいて小童一人を屬て養育せり是は寺中婦女を禁ずるによて老母と云へども同く居

を構る事能はざる故也然るに榮好俄に死亡せり勸操其母の歎き悲まん事を慮り榮好が孝志を助け達せんと思ひ密に件の童に言を懇に申含て好が死したる事を母に隠しつゝみ其遺骸をば夜陰に葬りを營みて法義によて他の寺門へ移り轉居せしと欺り朝夕の營みは現在の時の如くに童をもて養育懈らざりき然るに或時件の童寺中賓客の饗宴に侍して思ひはからず酒に酩酊して好が母への養を懈り遲滞せり母食料の遲きことを責り問ふとき童白するに好が死亡によて實には營み意に任せざる事と詳れり老母此事を開て頓に絶倒して敢なくも命終れり勸操深く此事を憐みて悔み痛めども甲斐なし依て寺門同行の僧八人を催して朝夕二坐に定て日數四箇日にして八卷を講談し畢れり全く榮好が亡母の菩提追善の大法會なりき、時は延暦十五年なり是よりして八講の大法會は起原りとかや爾來十講三十講と云事も此八講會に本ける事なりとかや十講は法華八卷に無量義經一卷普賢經一卷を加へて十講とせり三十講は廿八品に開結の二卷を加へて三十講となせるとかや承りぬ

以上のことは元亨釋書卷之二石淵寺勸操が傳に詳なり委細のことは瑞嚴比丘智達が便蒙解に悉く釋

に武家へも大樹公亞相卿御臺御方へ考へを上せらるる年々の御徳日は簾中抄拾芥抄等の八卦の部に抄出ある日月計羅木火水金土の九曜を配合あるの繰なり乃其くりやう左の如くなり ○印簾中抄無之

一 八 十六 廿四 卅二 四十

四十一 四十八 五十六 六十四 七十二 八十 八十一 八十八 九十六 百四 百十二

此數にあたる歳の人は申酉を以て徳日とす

二 九 十七 廿五 卅三 四十二

四十九 五十七 六十五 七十三 八十二 八十九 九十七 百五 百十三

右の數にあたる歳の人は卯酉を以て徳日とす

三 十 十八 廿六 三十四 四十三

五十 五十八 六十六 七十四 八十三 九十 九十八 百六 百十四

右の數にあたる歳の人は子午を以て徳日とす

四 十一 十九 廿七 卅五 四十四

五十一 五十九 六十七 七十五 八十四 九十一 九十九 百七 百十五

右の數にあたる歳の人は辰戌を以て徳日とす

五 十二 二十 廿八 卅六 四十五

五十二 六十 六十八 七十六 八十五 九十二 百 百八 百十六

右の數にあたる歳の人は丑未を以て徳日とす

六 十三 廿一 廿九 卅七 四十六

五十三 六十一 六十九 七十七 八十六 九十三 百一 百九 百十七

右の數にあたる歳の人は丑未を以て徳日とす

七 十四 廿二 三十 卅八 四十七

五十四 六十二 七十 七十八 八十七 九十四 百二 百十 百十八

右の數にあたる歳の人は卯酉を以て徳日とす

十五 廿三 卅一 卅九 五十五 六十三

七十一 七十九 九十五 百三 百十一 百十九

右の數にあたる年の人は辰戌の日を以て徳日とす

右一二三より百十九までの數は一歳二歳と云ふ生年の數なり百二十歳より上は始の一歳の處へ戻りて數るなり

以上所見を以て記注し且假初めに其くりやうの圖を

記を考れば子實云五月丙午日の中するとき陽燧を鑄爲て火を取るべしと云へりこれを五月は午の月にて日の中するは午時なりこれ極陽の時なり又上に云ふ百六陽九の尾に陽は火にして九七五三の數を以て災ありと云へばこれもまた陽氣のさかんなるにて物きはまりて變災あるの義なり易にいふ亢龍の悔なかるべけんや人そのこれを慮て丙午丁未の年にあたれば恐れ慎て其災を免るゝの意あるべきものか

天明六年丙午の干支なり因て是を注す

八月二日

大判事橋嘉樹

www.libtool.com.cn

蒼梧隨筆卷之六終

蒼梧隨筆卷之七、八

○徳日之事

抑徳日と云事は陰陽家日時の勘文に稱するの名目にて其實は生年の衰日なり凡そ奏上するの事義に言葉の善らぬは轉回して名目を憚る事多し假令ば有卦無卦と云事も有卦は子細なし無卦と云ふに至つては無の字を憚り忌て却て又有卦と稱し五歳の童女の髮の末を少し許そろえ截る事を深曾幾と稱す是其實は少く截事なれば淺殺と云べきを淺字を深字に轉じ殺と云字の善らぬを曾幾又木とも書なり又梨實なしの実の事をも奈支と云訓の無の訓を嫌ふをもつて有の實と云の類なり此衰日の繰やうは其本簾中抄に出て拾芥抄八卦の部にも註あり又同書の中に生年衰日と表出して子午生丑未生子寅申生巳卯酉生辰戌生卯己亥生寅假令子年未子時誕生人子、日子、時針灸忌レ之推可知、又和氣嗣成朝臣云、子午、生、人以三丑未爲三衰日、之說所レ用也、奥書說不用也とあり爰に奥書とあるは繼令子日子時云々とあるの事なるべし然して今陰陽家より 主上仙洞中宮等の御所々々へ奏上し并

るさへ毛足するに及べり經を誦し數珠をすりて死地たる居宅の清淨地となるにいたらば舊式の制定ある觸穢をば跡穢にてきよむるにいたれるの愚昧なる形狀なれば産家の觸穢はもちろん火災の不潔六畜等の死穢にいたりてはまことに諺に云ふ許魯が味噌とやらんにて馬の耳にその風なるべし抱腹の一笑恐るべし云々

兩三日冷風來て蚊も少なるまゝ燈下におゐて此漫言を快く筆する者文月廿七日の夜

老邁漫夫

○丙午丁未之災

吹劍錄曰丙午丁未年中國遇之必災近衢士上丙午丁未龜鑑謂自秦昭襄五十二年迄五代凡二十一次某年皆不靖文豹意者丙午丁未在天之中丙丁屬火皆在午位云々吹劍錄は宋の俞文豹が隨筆の書なり近衢士と云へるは、文豹が郷里に近きところに居せる書生なるべし名を稱せざるは左のみ學者と云ふほどの人にもあらざる人と見へたり丙午丁未の龜鑑とは秦昭襄王より以來の丙午丁未の年記を推しかんがへて其年々災厄のありしことを記して上書せしことな

り昭襄王より五代の末宋へうつるまでのあいだは凡そ千貳百五十年にをよべり此間の世變は二十一次なり所謂秦前漢後漢魏西晉東晉劉宋南齊梁陳後魏^{以下五代なり}西^東後梁北齊後周隋唐梁唐晉漢周なり此世々丙午丁未にあたれる年序をかんがへて各靖かならざることを舉たるなり龜鑑とは猶豫を決する意にて物のうたがはしきことなく慥なる書といふことなり然して文豹が意へるにも丙午丁未は天位の中にあるりて陽の盛なる支干なり、いはんや丙も丁もをのひ干と云ひ極陽の窮まれるものにてものきはまれば必ず變するの義なれば某々の年に當てわざわいのあるもまた天數なりとのことなり此こと五雜俎に百六會陽九の厄と云ことを論じて云へる吹劍錄にのす丙午丁未の年中國遇之必有災しかれどもまた不盡然云へるは文豹が必災ありと云へるせつをくだきしに似たるともこれは百六會陽九厄のことをうたがひやぶるの序に出しものにて丙午丁未のわざわいのことは盡く然らずと云へばしひて當らざると云ふにもあらず

^{百六會陽九のことはまた別にかあり合せ見るべし}又搜神

説者曰死人雖爲五體不具胎以下腹以上相連者忌三十日、式又云、全燒一身灰尙可爲三十日穢云々、新儀式云葬夜請僧敷隨身座從事者皆忌三十日、と見へたり

具に考ふるに、當時の服暇を以て論を設るに假令ば二十日の暇、九十日の服ある人、其身の暇は二十日にて暇とは東武にては忌みと云へり服は九十日たり共、其死たる人の居地に住するときは猶穢あるなり、又七日の暇、二十日の暇ある人も、その死地に居住すれば、服暇ともにかぎり除けりと云へどもなを穢惡の人たるなり、是服暇と云ふは、服は死者の因みによつて甲乙の日數を服するなりいはんや暇は死者の爲めにつゝしみて供養を營むべきために設け居するの暇日なり東武にて是を忌と云ふこととて忌と云ふなり去れば死者によりての名目たりといへども穢と暇と服とは各其忌義別なることを考へ別つべきことなり且穢には甲乙丙丁等のこと論は法曹至要抄拾芥抄等にも備ざるなり考へ辨ふべし

以上

這一冊は或人の問へるによて忽卒に筆し答るなり
穴かしこ

寛政十二年七月七日 老樹漫筆

○追加放言漫筆

今の俗習死者を葬送するの家は戸毎に跡祓ひと稱して賣僧山伏の如きものをやとひて其居宅を禳ひ清むることあり、この事流俗の所爲なればいまさらに論じ評することも及助なるに似たれども不敬とやいはん不義とや云ん子弟たるもの、本意ならざることなり孝子の本義は君父師等の家のほとりには廬すること三年など云ひて死者を追慕するの至誠本懷なることにあらずや、しかるに葬家輜車ヒツキを送るや否や卒爾として賣僧山伏の如きを誘引入れて家宅を禳ひ清むるの事義暫時をうつさる流例たり不義不信の甚き豈此外にあらんや抑死者の穢たるや舊式の定制ありて假初ならざる期日あり如何ぞ賣僧山伏の如きが數珠をもみ諷經を誦すればとてさだまりたる期を切約してきよきにいたることあらんや葬家の子弟たるものつゝしんで君親等の追孝をいとなみ謹慎して觸穢を憚り居すべきことなるに右様の所業今更筆す

爰に其ことを云ものなり

右の圖を以て大路を知るべし一條より九條までの四町々々の末の大路を當條の大路といふことは九條大路と云ふは九條の行外れを云ふにて明なり、しかるに一條大路と云べきは北邊下の大路より又四町下の大路と云べきは宮城待賢門の通りにて中御門通りと稱する故一條大路と稱せざるなり夫ゆへ二條大路以南の割つけの名目とは參差ありて同じからざるゆへ甚紛はしく通解しがたきにて今新に圖を作て是を見安からしむるなり

北邊と云は貳町

北の限りを上として土御門大路までなり

一條と云は四町

土御門大路を上として中御門大路までなり

二條と云は四町

中御門大路を上として二條大路までなり

三條と云は四町

二條大路を上として三條大路までなり

以下四條五條六條七條八條九條まで皆同く四町つゝにて九條大路を止りとするなり推て知べし右條路のことは拾芥抄卷の四京城指圖の條に見へたると並東涯先生の制度通にも考へありと云へども甚だ六ヶしき割つけにて紛らはしく解しがたきを以て今新に伴二書に據て老邁が思へるまゝを注

するなりされども他人は又其意を得がたきこと多かるべし猶又後案を欲するものなり穴賢

右者東鑑に保の稱ありて會坐其名目を苦む仍て戸令と拾芥抄に牽合して件の解を筆せしことあり然れども蒙々として明據することなかりしまゝ、今又舊京圖を求合せて過分の僻案を贅筆するなり曾雖_レ不_レ得_二精考_一苟且に誌しをくなり穴賢佗見を禁すべし

天明四年八月六日

橘嘉樹

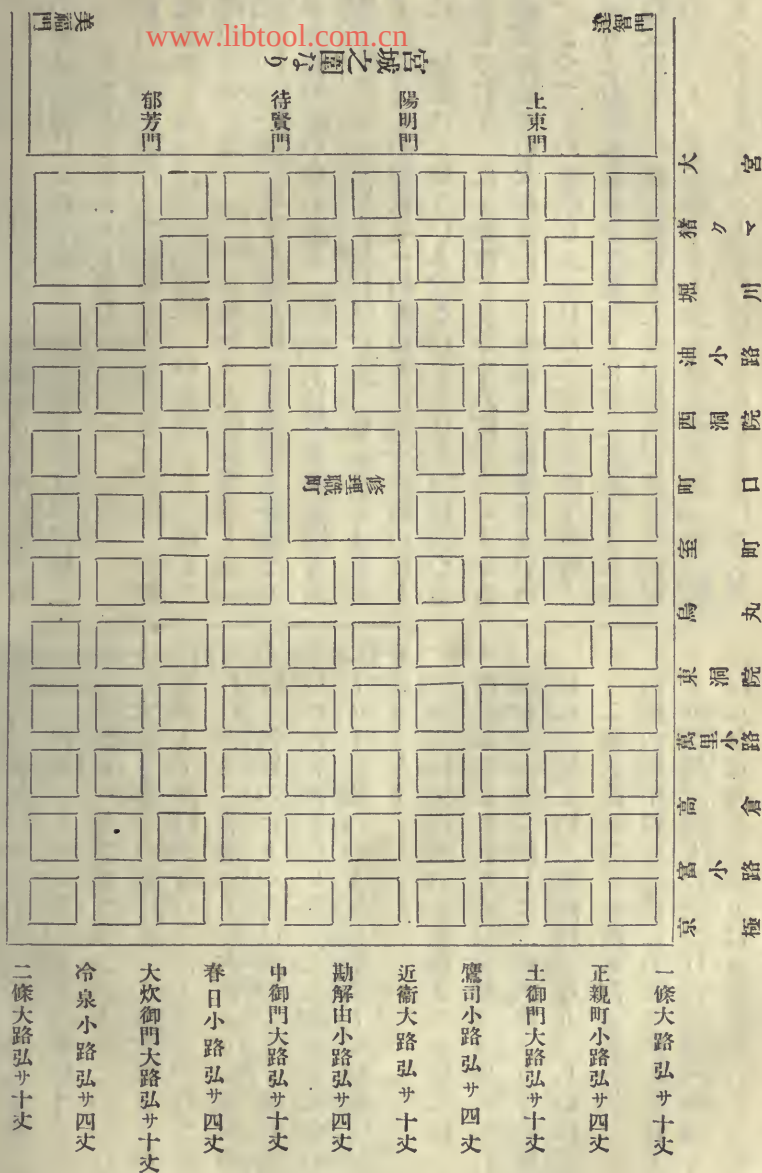
此一草冊京師にて此春丙丁兒に奪去らる仍幸に水谷敬典子の許に草稿のうつせるあるを求て連々に舊案を修補するものなり

天明八年十一月廿一日

老邁嘉樹

○死地觸穢ある事 附言葬家跡祓の難

或問人死するの地に穢ありや、且た其穢にかぎりたるや如何と、答曰人死たる地の穢のこと舊文其と斥たるのことは所見なしと云へども法曹至要鈔又拾芥抄等を考るに三十日の穢あるべし、神祇式云凡觸穢惡事可忌者人死三十日_{自葬日}始計産七日、六畜死五日_{六畜の産なり}三日、又云改葬及四月以上傷體並三十日、



但一條の上北邊の上の大路より二條大路まで十町
の間の一坊にあたるの處は宮城となるゆへ此十町
の間は二坊にあたる處を一坊として夫より二坊三
坊と計て其三坊にて止るなり

土御門より中御門まで四町の中央の通り南二町の間
を近衛通と云是乃陽明門の通りにて一條の坊門と云ふ

四町の中央の通り南二町の間を、大炊御門通と云是乃

待賢門通りにて二條の北二町の間を、二條大路より九條大路までの
坊門通りといふ是なり

間各の條四町中央の通り南二町の間を皆坊門と云

二條大路より二町下の通り三條大路より二町上
の通を三條坊門と云なり以下ことごとく倣之

するがごとく行程南北へ四町東西へ二十六町の間を

或は條或は二條といふ、これすなはち四坊づつを

合せたるにて、はゞ四町に長さ十六町なりいまは當

條の下の通りの大路を斥て二條通り三條通りといへ

り、よつてその地名を云ふには二條上る町下る町と

云へりこれも本義を以て稱せしには二條上ると云は

二條大路より一條大路にあたる中御門の通りへ行程

を云ふべく、又二條下ると云ふは二條大路より三條

大路へ行程を云ふべし今の稱するがときは其大路

を餘路と誤れるより其正しき地名をも共にあやまれ

るなり因て京師舊圖と拾芥抄等を考るに一條大路と
云へるは宮城の北のかぎりにて乃ち北邊と稱すると
ころ二町ありその二町の北を大路幅十丈のことなり
故に眞實に一條大路と云ふべきところをば中御門通
りの大路と稱せり幅十丈、二條大路より南方下の方
は九條まで四町四町にさだまりて、むづかしきこと
なけれども、北邊の上の大路より二條大路までの間
十町の名目のわりつけは右のごとく甚たまぎらはし
きゆへ私に拾芥抄に圖したる左京分九條の指圖をう
つしてその圖へいま案を折衷して條路と坊の名義を
分本分するなり

但拾芥抄又舊圖にも北邊より一條二條へかけて十
町の間には坊門の名目を脱せり依て新に坊門の名
目を加へ筆す然して二條大路より下の坊門を付る
には一坊二坊三坊四坊となり、しかれども北邊よ
り二條大路までの十町の間は其一坊にあたる所は
宮城の圍中に一二坊にあたる所を一坊としてそれ
より二坊三坊とわりつけたるゆへ四坊といふ名目
はなきなり是こと上にも筆したれども舊圖にもれ
たることゆへ見る人うたがひあらんことを恐れて

但此圖に一條と書たるは一條より二條三條と數るの一條にはあらず唯條一箇と云にて一保一坊の一と同じなり

右圖は左京東京なりを以圖し解す右京西の京なり是に准して知べし、又條のことも三條を以て圖す二條より三條より四町の條を三但し一條より二條までの條には宮城あるゆへ四坊を合せたる圖を畫しがたし故に三條をもちゆるなり

宮城の外一條より九條までの間の差別其大抵を左註す但是も左京を云なり勿論右京は左京に准し知べし

京師の縦は、北一條より南九條まで三十八町横は中央朱雀より東の京極まで十六町、又西の京極まで十六町合て三十二町なり此内上の方に宮城あり北は一條北邊より南二條の通りまで凡十町なり又東西は東大宮より西大宮まで凡八町なり宮城四方に十門上東上西二門を加て凡十四門なり

其門々は

北は	安嘉門	正中なり	東方なり
西は	談天門	正中なり	東方なり
東は	郁芳門	正中なり	東方なり
南は	皇嘉門	正中なり	東方なり
東は	待賢門	正中なり	東方なり
西は	藻壁門	正中なり	東方なり
北は	安嘉門	正中なり	東方なり

此諸門の中に百官百司の官衙ありて其内に宮門あり閣門あり閣門より内は諸殿樓閣也

但閣門の内にある官舎もあり又十二門の外にある官舎もありて各其掌りによるなり

悉くは宮城指圖にあり拾芥抄にも其大抵の圖あり

北より南までの縦の行三十八町の内

一條北大路より二町是を北邊と云東は大宮大路より西は京極大路よりなり凡十二町なり

土御門大路より四町是を一條と云右に同じ

中御門大路より四町是を二條と云右に同じ

二條大路より四町是を三條と云西は朱雀大路より東は京極大路迄凡十六町也

以下四條三條大路より五條六條七條八條九條各々上の大路より當大路まで各四町づゝにて廿四町なり西より東までのこ

り西は中央朱雀より東は京極まで横の行十六町の

朱雀門大路より四町是を一坊と云

大宮大路より四町是を二坊と云

西洞院大路より四町是を三坊と云

東洞院大路より四町是を四坊と云

京極大路より四町是を四坊と云

四坊一條圖

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100

此圖細畫ゆへ如右悉く町の略を引事を略す推て知べし

條と云は西より東へ坊を四つ合せたるを一條と云乃ち行程十六町なり南北は坊を合せざるゆへ一坊の數のまゝにて行程四町なり一條の内の路東西へ三行南北へ十五行あり

但此路は各丈數の外なり 坊を計るには西を上

但此路はゞも各
丈數の外なり

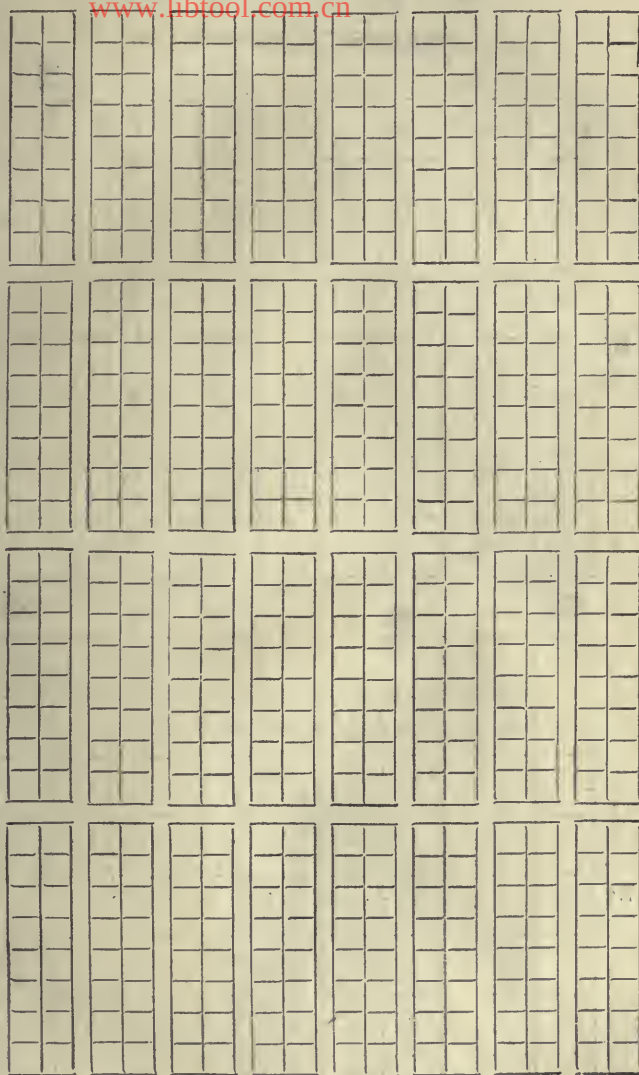
にして一坊二坊三坊四坊と東を下にもするなり此四坊に令一人あり乃坊令と云なり
式には條令と云へり四坊は一條なる故なり
 南北四行の中央二町の間を坊門と云ふ尤條毎に必ず坊門は中央の行にあるなり

式には條令と云へり
四
方は一條なる故なり

南北四行の中央二町の間を坊門と云ふ尤條毎に必ず坊門は中央の行にあるなり

四保一坊圖

www.libtool.com.cn



坊と云は一保を四つ合せて十六目結の如なるを東西南北に三通りつゝの路なり
但一町つゝの中
央の路もある也
一町を四つつゝ折
巡して凡四町四方
なり是を四保一坊
と云十六町なり
但東西南北へ通
る三行つゝの路
は丈數の外なり
又云一坊に長一人
ありて十六町を支
配するなり

く家二軒と云ふことなり

一町四行圖

金二十丈 金二十丈 總て四十丈は中道に外なり

四十丈	西より	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	四十丈
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

中路なり
此は五丈の外なり

金二十丈 金二十丈 總て四十丈は中道に外なり

町と云は八戸を四行なり夫を二行りづゝ裏合せにして四行の中央南北へ通する路あり計るときは北を上にして南を下にするなり一戸の面口五丈づゝにて八戸合て四十丈を南北の一町とし裏行十丈づゝ四つ合て總計四十丈是を東西の一町とす
但中央の路の幅は數の外なり
右の如くに町と云は四十丈四方と定るなり
又云行は西より計へ門は北より計るなり

寶曆甲戌元曆

今上寛政九年十一月より

新曆法

以上

寛政九年十一月廿一日

橘嘉樹

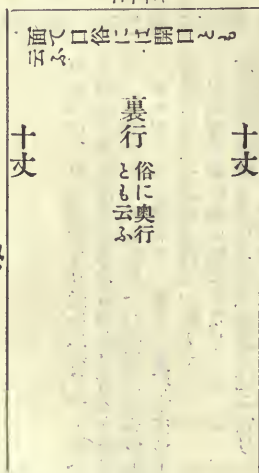
○京師條路圖解 並坊保町戸之解

戸令曰凡京每坊置長一人四坊置令一人掌檢校戸口督察奸非催駈賦徭云々坊令彈正式云條令也職員令曰坊令十二人云々左京職之條下拾芥抄曰凡一條之内有四坊一坊之内有十六町十六町之内有四保一町之内有四行一行之内有八門一戸至長十丈弘五丈云々又曰凡計坊者左京起西下東右京起東下西計町者左京起西北下南右京起東北南環計行者左京西上東下右京東上西下計門者左京起西北下南右京起東北下南

按に戸令無坊長一人と有は四坊にては四人也今云五人組と云ふ者のごとくなり令は四坊に一人とあるは乃一條に一人にて其一條を預り支配するもの今云名主と云ふものと同じ故令と長と身からには高下あれども其職とすることは同一なり依て職員令に坊令十二人と記して其掌を註せずして戸令の

坊長の條に共に其掌を記せられたるなり且職員令に坊令十二人とあれども四坊に令一人として計れば一條より九條までに九人北邊二町へ一令を置ても漸十人なり然して二人を剩すこと不詳條大路より土御門大路まで云なり拾芥抄の文に則の事は悉く左の圖の下にも解せり故に爰に注せず

一 戸 圖



戸と云は市家一軒なり是を一戸とも又一家とも云ふ其定の面て口五丈裏行十丈なり是を計るには西北より起て南を下にす是乃本文に門を計るものは西北に起て南を下にすると云へるなり門とは一口と云と同

清和天皇貞觀三年六月十六日停大衍曆及五紀曆用長慶宣明曆矣

是時より至靈元天皇貞享元年其年間凡八百有二十四年なり二十四年一本宣明曆は唐穆宗の長慶年中詔

徐昂令作之本朝にては貞觀元年渤海國大使馬

孝慎新貢長慶宣明曆大春日朝臣眞野麻呂試加覆勘理當固然仍以新曆比校大衍曆五紀曆等兩經且察天文且參時候兩經術漸以蠱疏令朔節氣候既有差云々

此奏によりて曆法改まりたるなり

百十三代靈元天皇貞享元年停長慶宣明曆而用貞享曆

是時より至桃園天皇寶曆四年其年間凡七十一ヶ年なり貞享曆は元の授時曆法と明の大統曆法合せ考へて

本朝の算學者保井算哲作進之元の授時曆本朝へ間の仇ありて渡來故ありて明到來なしと云へり大統曆は明の高帝洪武年中詔元統造之

桃園天皇寶曆四年十一月停貞享曆而用寶曆甲戌元曆矣

是時より至今年寛政九年十一月其年間凡四十四年なり、甲戌元曆者 靈元天皇の詔を蒙て土御門陰陽頭安部泰邦卿算學士等を會し集て作進あり實本

朝測量の術法なり

百廿代今上天皇寛政九年十一月停寶曆甲戌元曆而明年正月より新曆法の改曆頒行るゝの事公命あり

今年より以往萬々年

改曆法のこと元嘉曆儀鳳曆に起て及今年凡六ヶ度なり其曆法の名義は凡八ヶ數なり今是を捷見せしめん爲に左に其名目を注す

持統天皇の朝四年十一月より

元嘉曆

二法兼用らる

儀鳳曆

廢帝天皇の朝天平寶字七年八月より

大衍曆

文德天皇の朝齊衡三年

五紀曆 併せ用ひらる但五紀曆の法は小に六ヶ年なり

年なり

清和天皇の朝貞觀三年六月より

長慶宣命曆

靈元天皇の朝貞享元年

貞享曆

桃園天皇の朝寶曆四年十一月より

の懸緒執奏の後の免狀に明和四年閏九月四日有
明和四年任官の宣旨に明和四年後九月四日、又同時
の御宣案に明和四年後九月四日 宣旨と云々

是は正しく當時の公文なり或人云九月におゐては
後の九月と書く事若しくは漢書に必九月に閏を置
れし古文並みに倣ひて後九月と書ならん其餘は閏
何月と有べきかと去れ共承和八年に閏九月とあれ
ば必しも九月に限れる事共見へず今年や幸ひに正
月に閏あり此月又勅使發遣して下向有必しも文書
を齎し給ふべし猶其公文を窺ひ閱して古今の書法
を考へ定むべし穴かしこ

天明四年後正月十日

駿河臺陳夫

○本朝曆法沿革之事

抑本朝曆法の起原は推古天皇の御時百濟國僧觀勒始
貢曆術云こと三代實錄に見へたり日本紀不見又政事要
略曰以小墾田朝十三年歲次甲子正月戊申朔始用曆日
云々

按此時百濟國僧觀勒曆日のことを貢せしと云のみ
にて測量曆法の事且本朝にてその曆法を習學せし
人等のこと不詳以來文武天皇の朝に至まで曆日の

こと所見なし、されば唯曆日をもちひられたるこ
とのみとみへたり

^{四十二代}持統天皇四年十二月甲申奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆云
々

是時より至廢帝天皇天平寶字七年其年間凡七十二
ヶ年の間此二曆の法を用ひられたるなり、元嘉曆
は宋文帝元嘉年中何承天作進之、儀鳳曆は諸史傳
に曆名不詳、若しくは唐高宗儀鳳年中に唐朝より
傳來するものか 朝にては二法ならべ用ひらる
るなり

廢帝天皇天平寶字七年八月停元嘉曆與儀鳳曆而用開
元大衍曆

是時より至清和天皇貞觀二年其年間凡九十八ヶ年
なり大衍曆は唐玄宗開元年中詔僧一行令作之本朝
にては

文德天皇齊衡三年有五紀曆之法而與大衍曆併行也

是時より至清和天皇貞觀二年其年間凡六ヶ年なり

五紀曆は唐代宗詔郭獻之等令作之 本朝にては

寶龜十一年に遣唐使錄事故從五位下行內樂正羽栗
臣翼貢實應五紀曆と云へり

右之如く微音に餅をいたゝかしむる度く／＼に唱ふべし、すべて三度なり

一地敷寸法

東京錦は白地のにしきなり又染絹は黄地にすはうにてから花をかくべし

縦貳尺五寸

裏のをめりとも

横貳尺

右同斷二布なり

裏のきぬ表へ一寸つゝをめり出すべし

右は或人の所望によりて舊記の趣きをうつし進るものなり且座上の飾方懸物花瓶其外置物等又祝ひ方料理等の式は不覺悟なる事故不注之たゞ餅を戴會令の儀斗をうつし注するのみ穴かしこ

天明二年正月五日

橘 嘉樹

の閏月稱後幾月事

漢書高帝紀曰秦二年後九月云々、文穎曰即閏九月也時律曆廢不_レ知_レ閏謂之後九月、如淳曰時因秦以十月爲歲首至_三九月_一則歲終後九月即閏月、師古曰文說非也若以_三律曆廢_一不_レ知_レ閏者則當謂_三之十月_一不應有後九月、蓋秦曆法應_レ置_レ閏者總致_三之歲末_一觀其此意當取左傳所謂歸餘於終耳何以明_レ之據漢末改_三秦曆_一之前迄_三高后文帝_一書後九月是知故然非_三律曆廢_一也云々此文を以考れば漢の世曆法未だ定らざる間は先秦

の曆法を用て十月を以歲首とせしゆへ後の九月と書せしは閏月あるべき年なり是亦秦の法にならひて閏を置事はいつにても其年の終りに一ヶ月をあまして閏月とせし故此時の閏は必九月に限るべし、其後武帝の時御史大夫鬼寬等詔して夏の法を用て年を改て大初と號て太初曆を作らる是より今の正月を以歲首として曆法によつて閏月を置る事なれば餘りを歳の終りに取て歲末を以閏月となす事は止められしなり、しかれば閏月は何れの月にても閏何月と書すべき事なりされ共件の歲末を以て閏月とせし時閏九月と書せずして後の九月と書たるの例に習て以往も亦後の何月と書く事は其曆法に拘らずして古文の例を用る成べし

我朝公文を考るに國史並記錄の書には必閏何月と見へたり又世々太政官符式は 詔書の類も多くは閏何月と有所謂承和に鎮守將軍の僚仗を補すべき太政官符に承和十四年閏三月二十五日又官奏の文に出羽國の官員を増加ふべき奏書云々天長七年閏十二月廿六日又承和八年の官符に承和八年閏九月二日と云々は等の文各閏何月と見へたり近頃飛鳥井家より紫

雛形
あり

一 小兒へ餅を戴しむる人は長壽の人を請して其義を行はしむべしと

但貴人にても又は其家の長たる人にてても其仁林は主人の意にまかせて請して行しむるなり

一 其戴しむるの作法は小兒を乳母の人又は其家の長老たる人抱き保して祝の間へ出、着座の人々へ會釋する風情ありて夫より中央の座の上へ着座あるべし次に役送の人件の餅並品々とりたる手箱のふたを三方へ載たるを兼て其間の座上に置たるを揃て右の中央の碁局の前へ進め居ゆ南の方なるべし但其碁局の南の方聊東へよせて居るなり

次に小兒を抱保たる扶持の人間の碁盤の上に立しむ但南の方を向はしめて立しむべしと

次に長壽の人碁盤の前へすゝみて北面にて南を後ろにし
て小兒の方へ向ふなり手箱ふたに盛りたる餅を取りて先第一重れたる大の方を取るなり

壽の頰を唱えて小兒の頂へ觸しめて夫を左りの方の薄様しきたる手箱のふたへ置く

始め右長壽の人碁盤の前へすゝみたる時役送の人右薄様しきたる手箱のふたを持出て其長壽の人の座の左りへ置なり

此手箱のふたも三方へのせて置なり其敷く薄やうも紅のうすやうを二枚重てすぢかへに二ツにおりて敷べし但落散らざるため
に鎮子あるべし

次に中に重ねたるを取もて又壽の頰を唱て戴しむる事初めのごとし左の手箱のふたへ納
置事ははじめのごとし

次に小なる餅を戴しむるも悉く初のごとし右のごとく三度壽き祝しめて後件の紅のうす様に裹て初に盛たる手箱のふたへうつしのせて其間の上へ置く是又初めのごとく床の上へ入置べし

但右餅をつゝむとき橋一とふさと干あはび一枚をつゝみ添るなり

次に小兒を奥へ入しむるなり

一 右祝済て其間に飾たる品々を撤す

先後に出たる手箱のふたを撤し、次碁局を撤し、次地敷を撤し納む

一 此後の祝ひ方献し尋常の式に従ふべし尤其人の程にて式あるべし

以上

一 餅を戴しむる時の頰
齡ひかたかれ 富て貴とかれ

云々厄年のことなり

按に俗中七歳を云はず十六歳を以て十九歳の事とし廿五歳は乃用て其年とし三十四歳を以て三十三歳とし四十三歳を四十二歳として皆各々災厄あることとす然して五十二歳六十一歳を言ず、あまつさへ六十一歳は支干の本卦返りとして却て吉兆の年とする事等俗習何に據ると云ことを知らず六十一歳より以降百歳二百歳に至るまで又各九の數を加へて數ふるときは其義差ふことなかるべし尤つゝし、憚るべきこと類經本文の如く然り

右年忌厄年のことは或日於其他の家類經の年忌のことを抄出せるものを電覽して忽卒に俗に云へる年忌と厄年のことに思ひよせていさゝか僻案を述

大明六年五月九日の夜

橘 嘉樹

○小兒戴餅略式

小兒戴餅之式者承安三年正月一日月輪殿下兼實公註記之玉ふ事玉葉にあり是は康和に法性寺殿下忠通公御戴餅祝せ參らせらるゝ度雅實公の御例を用ひ玉ふ由なり其御式次第等素より尊貴のことにして凡卑の人移し學^{本ノマ}匠仍て即今件の御式に深曾木着袴等の義を

交へ考て白地に斟酌して及筆乘者

天明二年正月

橘

嘉樹志

一 小兒戴餅略式

一 祝之間裝束之事其程々に粧ふべし

一 戴餅之數三枚大中小と三様也

但大は七寸 中は五寸 小は三寸なり
厚さ各五六分ばかりなるべし

一 右三枚の餅を手筈の蓋に檀紙をすぢかへに折て打敷其上へ大中小と重ねてもるべし

但手箱のふたと云は今云小廣ふた様のもの也或は手箱のふたを用ひす三方を用ひても子細なし尤打敷の紙は有べし

一 大餅と同じく盛りかふる品々

橘三つなり 三枚實の數九つなり 齒固 二根大根なり

海松ふさ 三枚 干あはび 三枚

青石 二顆 俗云生き石也加茂の糺乃御手洗の石を用る事也其用意なき時は産砂の社の小石を請ひうけて用ゆべし、此石の大きさは小栗

程有べし 右品々を盛りかへたる手箱のふたを三方へのせて

役送の人持出て座の上置べし、上段の床へ居る也

一 尋て其祝の間の中央基局を居へ置く

但地鋪を用る事也地鋪の用意なき時は毛氈を敷て置べし

地敷と云は、表白地のにしき又は染めぬき其地黄地にして蘇芳にてから花を書く裏はすはうの平詣を用る裁縫寸尺等前に

ど名を憚恐れまた四十二歳のとき己が子二歳に及ぶ者あれば四十二の二ツ子とて殊更に忌きらひて俗習にて生れたる年かりそめに路傍にこれを棄るまねして他人の子のごとくにして、或は他の稱號を稱せしむるの類風俗なり此こと幾時より始まれりと云ことを知らざれども東見記曰四十二の厄のことは世繼物語にあり四二と云意なりと見へたれば一條院の御頃もはや此俗習ありしと見へたり世繼物語は赤染右衛門が書たる榮花物語の御時の人なり土州の儒官谷氏なる人の俗説贅辨と云へる隨筆にも四十二の厄といふこと本せつなし或人曰四二の音死の訓に通ふゆへにいむことにてその年に生る子は親に害ありとてころす四二の戯れたる出來口を以て子を殺すは大過大罪なりと論せり

嘉樹按に此論可なりと云へども其俗習のこと詳ならず四十二の年に生るゝ子を殺すのことはいまだ聞得ざることなり土州などの習はしなる俗習にや普くの俗習は上に云るごとく四十二の歳に二歳にあたる子は四十二の二ツ子とて是をすつるまねし、または他人の子のごとくすることは間々聞傳ることなり、去れば四十二歳に二歳を合すれば其

數四四にて死のことを死とも云へば忌みきらふ事に似たり、全く俗習なれども死字の音に嫌ある四二、四四を恐れ憚りて他人の子の如くなし又路頭へすつるまねするはしいて惡み下げすむることにも非るべし、已れに害ありとてころすに至ては人倫をやぶるの大罪なり谷氏の論尤いぶかし

以上年忌のこと又厄年のこと本據詳ならずと云へども兩事の本づく所は類經に見へたる年忌のことをあやまりて文字を取て亡後七七の忌に混して佛事法會の得意となしたるは例の浮屠家の俗人を誑惑するの巧言よりいでたるべし又厄年のことは本文の事理をとりて却て的當せる年忌の文字を用ひざるのあやまり差へるなりなをその文義を考ふべし、乃類經に曰岐伯凡年忌下上大忌常加七歲十六歲二十五歲三十四歲四十三歲五十二歲六十一歲皆人大忌不可不自安也感則憂矣當時無爲姦事是謂年忌云々、註曰年忌者有常數所以示人之避患也下上之人如上文五形或下之人其年忌常以七歲爲始此言年忌始於七歲以至六十一歲皆遞加九年者蓋以七爲陽之少、九爲陽之老、陽數極於九而、極必變故自七歲以後凡過九年皆爲年忌

出たり、され共いつ比よりと云ふ事を詳にせず少納言信西か十三年忌を櫻町中納言是を修せんとせらる其弟の僧高野の明遍同意せずして修せざりしかや
是佛家に本説なる事なればなるべし佛名は四十九日にして止む七々の弔祭は佛書に出たり輪墨大全などに七々の日毎に祭文ありと云々以上和事に續日本紀大寶三年二月祭卯是日當太上天皇七七遣使四天
王寺及四大寺山田等三十三寺設齋焉とあり是乃ち四十九日の御事なり林羅山の口語を記したる東見記曰佛者年忌のこと本無之一切經の中にも無之、少納言信西か十三年忌を櫻町中納言欲修之其弟の僧明遍不同之此兩人信西か子也佛者は四十九日而止其後儒者の祭法を假て年忌と云ことを始むと云々、京都相國寺の僧瑞溪考二一切經曰此經の内に忌年服紀の事曾無之故佛者借儒道而用之云々

嘉樹考るに抑年忌の字義あたらず、年忌とは逐年忌憚ることあるのことにて、今の世の俗習に厄年と云へることあり、これまた其義つまびらかならざることなれども、譬れば其厄年と云ふに合符すべし、厄年と云へば其々の年序を數てその身に

災害あることなりと云ひ傳へり、恐らくは佛事の年期なるべし、某年は可修法會の期にあたりと云ふことを七々の忌にあやまりて年忌とかきたるなるべし、七々の忌は亡人の服をうける人、他人にあふことをいみ憚るの謂なり、今忌月忌日といふも其亡人の死せる月、死せる日なるを以吉事に用ることをいみ、又謹て他事に混合せず忌み憚ると云ふ義なり、されども若くは法會佛事を行ふべき期年なれば、其年は他事を忌て吉禮のごときは行はざると云ことにや覺束なし、今の世禁中の御義に先帝の崩御在せし月は、御忌月とて吉事には除かせらるゝ例なりとかや御忌月のことは、先帝先々帝、またその先帝等にまで及せ玉ふ由なり
御忌月はあれども、御忌年と云へる義はなきことなり、但一周回の御年孝子除服の年なればかならず此年は他事をいむことにて、其餘逐年に忌憚るのことは故實和漢先蹤なきことなり

一厄年の事

俗間厄年とて恐れつゝしむ年期あり所謂十九、廿五、三十三等なり剩へ四十一を前厄とし四十三を後厄な

寬延三年六月廿一日爲武家傳奏于時大納言三十六歲 安永四年十月二十八日敍從一位 同五年十二月廿五日辭傳奏依病也

右從寬延三年至安永五年凡廿七ヶ年

並考寬延三年より安永四年迄の間大納言辭退二ヶ度還任二ヶ度凡四條脫落す追て改可補加也

柿小路前大納言藤原公文卿

寶曆十年十月十九日爲武家傳奏于時前大納言四十八歲 安永三年十月十八日辭傳奏

右從寶曆十年至安永三年凡十五ヶ年

油小路權大納言藤原隆前卿

安永三年十月日爲武家傳奏于時大納言四十五歲 同八年正月十一日辭權大納言、同日本座 宣下、天明八年正月十八日辭傳奏依病也

右從安永三年至天明八年凡十五ヶ年

久我權大納言源信通卿

安永五年十二月廿五日爲武家傳奏于時大納言 寬政二年八月廿二日兼右大將同三年十二月廿三日免傳奏四十八歲

右從安永五年至寬政三年凡十六ヶ年

萬里小路前大納言藤原政房卿

天明八年正月十一日爲武家傳奏于時前大納言六十五歲 寬政五年四月十三日免傳奏依有恩召也六十九歲

右從天明八年至寬政五年凡六ヶ年

正親町前大納言藤原公明卿

寬政三年十二月廿五日爲武家傳奏于時前大納言四十八歲 同五年四月廿八日免傳奏依有恩召也五十歲

右從寬政三年至同五年凡三ヶ年

勸修寺前大納言藤原經逸卿

寬政五年七月廿六日爲武家傳奏于時前大納言四十六歲

千種前中納言源有政卿

寬政五年七月廿六日爲武家傳奏于時前中納言五十一歲

○年忌之事 並厄年の事

俗間年忌として死亡するの後翌年一周回の月日を以て佛事法會をなし翌々年の月日を以て三年忌と號て同く佛事法會をなす、それより七年 十三年 十七年 廿三年 五十年 百年に至る 一には十三年なし又廿五年を以年忌とすと云へり

王公貴種より下庶人に及べり各其本説なきことなり 貝原氏曰十三回忌は國俗に出たり十二支おはりて又始る故に先支をむかへて追菓を致すよし元亨釋書に

右從正德二年至享保四年凡八ヶ年

中院前大納言源通躬卿

享保三年十月一日爲武家傳奏于時前大納言六十歲同四年十

二月十日還任權大納言、同九年二月八日辭權大

納言、同十一年九月十五日免傳奏六十八歲同月

十八日任內大臣、

右從享保三年至十一年凡九ヶ年

中山權大納言藤原兼親卿

享保四年十二月廿三日爲武家傳奏于時大納言三十六歲同七

年十一月十六日辭權大納言、同十一年九月還任

權大納言、同十二年五月廿七日辭權大納言、同

十九年十月廿四日辭傳奏依病也五十一歲同日准大

臣宣下敍從一位

右從享保四年至十九年凡十六ヶ年

三條西大納言藤原公福卿

享保十六年九月二日爲武家傳奏于時大納言三十五歲同十九

年十一月七日依病辭傳奏

右從享保十六年至十九年凡四ヶ年

葉室權大納言賴胤卿

享保十九年十一月七日爲武家傳奏于時大納言三十八歲同廿

年五月十七日辭權大納言、延享四年二月一日還

任權大納言、同年十二月十二日辭權大納言、同

月十九日辭傳奏五十一歲

右從享保十九年至延享四年凡十四ヶ年

冷泉前中納言藤原爲久卿

享保十九年十一月廿貳日爲武家傳奏于時前中納言四十九歲同

廿一年正月廿三日任權大納言、同年十二月十二

日辭權大納言、元文六寬保元年八月廿九日依病辭傳奏

五十六歲

右從享保十九年至寬保元年凡八ヶ年

久我權大納言源通兄卿

寬保元年九月十九日爲武家傳奏于時大納言三十二歲寬延三

年正月九日兼右大將、同年六月廿一日辭傳奏四十二歲

十二歲

右從寬保元年至寬延三年凡十ヶ年

柳原權中納言藤原光綱卿

延享四年十二月廿四日爲武家傳奏于時中納言三十七歲寬延

元年五月廿四日任權大納言、寶曆十年九月廿八

日辭傳奏依病也同日敍從一位

廣橋權大納言藤原兼胤卿

右從延寶三年至貞享元年凡十ヶ年

千種前權中納言源有能卿

延寶三年五月十八日爲武家傳奏于時前中納言六十一歲同四年

二月十二日任權大納言六十二歲同月十八日辭權

大納言、天和三年十一月廿七日免傳奏六十八歲

一右從延寶三年至天和三年凡八ヶ年

甘露寺權大納言藤原方長卿

天和三年十一月廿七日爲武家傳奏于時大納言三十六歲貞享

元年十二月廿六日止傳奏三十七歲

右從天和三年至貞享元年凡二年

千種權中納言源有維卿

貞享元年九月廿八日爲武家傳奏于時中納言四十七歲元祿四

年四月十三日任權大納言、同五年十二月廿九日

薨五十五歲

右從貞享元年至元祿五年凡九ヶ年

柳原權大納言藤原資康卿

貞享元年十二月廿七日爲武家傳奏于時大納言四十一歲貞享

四年二月廿九日辭權大納言、寶永五年十二月十

三日薨免傳奏、同日從一位御推敍六十五歲

右從貞享元年至寶永五年凡廿五年

持明院權中納言藤原基時卿

元祿六年十一月十二日爲武家傳奏于時中納言四十一歲同八

年十一月廿八日任權大納言、同九年十二月廿八

日辭權大納言、同十三年二月六日止傳奏四十八歲

右從元祿六年至十三年凡八ヶ年

高野前參議藤原保春卿

元祿十三年六月廿八日爲武家傳奏于時前三木五十一歲同年

八月廿九日任權中納言、寶永五年十二月廿一日

任權大納言、同六年五月廿七日辭權大納言、正

德二年五月廿四日免傳奏六十三歲

右從元祿十三年至正德二年凡十三ヶ年

庭田前權大納言源重條卿

寶永五年十二月十三日爲武家傳奏于時前大納言五十九歲享保

三年後十月一日辭傳奏、同日從一位御推敍六十

九歲

右從寶永五年至享保三年凡十一ヶ年

德大寺權大納言藤原公全卿

正德二年六月廿一日爲武家傳奏于時大納言三十五歲同三年

七月卅日兼右大將、享保四年十一月卅日依病免

傳奏四十二歲同日任內大臣

右從寬永十六年至慶安五年凡十四ヶ年

飛鳥井正二位前權大納言藤原雅宣卿

寬永十七年十二月廿八日爲武家傳奏前大納言
五十五歲慶

安四年三月十六日敍從一位、同月廿一日薨六十

六歲

右從寬永十七年至慶安四年凡十二ヶ年

清閑寺前大納言正二位藤原共房卿

承應元年二月十日爲武家傳奏于時前大納
言六十四歲同三年十

二月廿八日敍從一位六十六歲寬文元年五月廿三

日任內大臣七十三歲 同年七月廿四日辭內大臣、同

月廿八日薨

右從承應元年至寬文元年凡十ヶ年

野宮權中納言藤原定逸卿

承應元年二月十日爲武家傳奏于時權大納
言四十三歲同二年二

月三日辭權大納言四十四歲同三年正月五日敍正

二位四十五歲明曆四年二月十五日薨四十九歲

右從承應元年至明曆四年凡七ヶ年

勸修寺前權大納言藤原經廣卿于時權大納
言二十三歲

此間一行脫歟本マ寬文四年十月日免傳奏五十九歲

右從明曆四年至寬文四年凡七ヶ年

飛鳥井前權大納言藤原雅章卿雅宣卿男舍弟也

寬文元年十月廿五日爲武家傳奏于時前大納
言五十三歲同十年

九月十二日止傳奏六十歲

右從寬文元年至同十年凡十ヶ年

正親町前權大納言藤原實豐卿

寬文四年十月六日爲武家傳奏、同十年九月十二

日止傳家

右從寬文四年同十年迄凡七ヶ年

日野前權大納言藤原弘實卿

寬文十年九月十六日爲武家傳奏于時前大納
言五十四歲延寶三

年二月十日免傳奏五十九歲

右從寬文十年至延寶三年凡六ヶ年

中院前權大納言源通茂卿通村公孫

寬文十年九月十五日爲武家傳奏于時前大納
言四十歲延寶三

年二月十日免傳奏

右從寬文十年至延寶三年凡六ヶ年

花山院權大納言藤原定誠卿

延寶三年二月十日爲武家傳奏于時大納言
三十六歲同月十九

日辭權大納言、貞享元年八月廿三日辭傳奏四十

五歲

蒼梧隨筆卷之六

○慶長以來傳奏之次第

廣橋正二位權大納言藤原兼勝卿

慶長八年二月十三日爲武家傳奏于時權大納言即今

日家康公將軍宣下上卿元和四年十一月十四日任

內大臣六十歲同五年二月十七日辭內大臣、同六年

閏十一月十一日敍從一位六十歲同八年十二月二十八日薨六十歲

右從慶長八年元和八年迄凡二十年

勸修寺參議從三位藤原光豐卿

慶長八二十三爲武家傳奏于時參議同九年六月廿

六日任權中納言三十歲同十年四月十六日秀忠公將

軍宣下上卿同十一年正月廿一日敍正三位三十歲同

十七年十月廿六日任權大納言翌廿七日薨三十歲

右從慶長八年同十七年迄凡十ヶ年

三條西權大納言正三位藤原實條卿

慶長十八年七月十一日爲武家傳奏于時權大納言同

十九年正月五日敍從二位四十歲元和三年正月五

日敍正二位四十歲同九年七月廿七日家光公將軍

宣下上卿、同十年十一月廿八日兼中宮大夫立后

日寬永六年十一月六日任內大臣五十歲同月八日爲

院執事、同八年十二月六日辭內大臣、同十二

年正月五日敍從一位同十六年十二月廿九日賜今日位記同十七年六

月廿四日任右大臣六十歲將軍家光公御執奏、

同年十月四日辭右大臣同月九日

右從慶長十八年至寬永十七年凡二十八

中院權中納言源通村卿

元和九年十月廿八日爲武家傳奏于時中納言同十年

正月廿八日兼中宮大夫、寬永六年月日任權大納

言中宮權大夫如元四十二歲同年十一月九日止權

大夫同七年九月十四日止傳奏四十三歲

從元和九年至寬永七年凡八ヶ年

日野權大納言藤原資勝卿

寬永七年九月十五日爲武家傳奏于時大納言同十六

年六月十五日薨六十二歲

右從寬永七年至同十六年凡十ヶ年

菊亭權大納言藤原維季卿

寬永十六年八月十三日爲武家傳奏于時大納言慶安

五年十二月九日直任右大臣五十歲同日薨九歲

かと其儀叶へりとも申がたし一説云縁日具名ニ娑婆有縁之日、若レ爾用諸佛尊也初現ニ釋迦說經之座之日爲縁日と、又一説には尊也我朝にて堂殿建立して入佛せし日時を以縁日とすともいへり以上櫻陰腐談に見ゆるなり

僻案するに徂來のなるべしに云八日十二日を樂師の縁日といふはヤと訓するの八にかよふと十二神によりてなり外のも此類なるべしと見へし、左もあるべき事にや隣精舎の樂師佛を正五九月に開帳するに廿日を用て定日とす是は八日と十二日とを合せて廿日を用なりと聞し、すべての縁日も如此の値偶なるべし又月毎の八日夕を以吉時とし十八日も朝を以て吉時とするの事は文珠所說宿經云毎月十八日は威力日梵云毘紐神下宜擢敵除逆調習象馬四足諸畜等及訓獎惡人下賤之類營田種蒔有大爲作事皆吉十八日夜惡中夜以後還吉、又八日は力戰日、梵云婆娑善神下宜力用之事宜修造攻戰之具置邊衡險固城壘穿壕塹調乘象馬等事並吉、八日晝惡午後吉、又文珠師利說時日偈云黑三夜七晝十夜十四晝白四夜八晝一夜十五晝於此黑白月一夜不成就、日中

及中夜已後皆通吉

按に黒の三の夜は今の十八日夜なり白の八晝とは今の八日の晝なり凡そ頌を勸する事はなを省するを可とす宿曜經の時分は暦日今とは異なり子より已に至て晝分とし午より亥に至て夜分とするなり此趣を以繰り見る時は黒の三夜は今の十八日の夜にして凶時なり白の八の晝は今の八日の朝にして凶時なり是を以て凶時を省ひて吉時に拜詣するの義にての事なるべし

安永八年己亥六月僥倖に二尊因縁の時を得て此事を聞けるものなり

茅場街陣人 嘉樹

蒼梧隨筆卷之五終

ける云々 本文切約して其要文を撮記す

右は際ひ近き事を譬へて草鹿の的山と云しなり草鹿のあづちのことは波々伯部因幡入道宗岳が名ある小的のことを記したる細川高國の自筆の本より寫せし由にて或人の藏書せるを注したる文に云草鹿の衆は其あわひ弓杖十一に打て十枚の處に草鹿を狭むなりと云々

案弓杖と云は七尺三寸なり

一室家稱北方事

小右記曰左大臣殿大北方一條右府の始なり寛弘九六廿九

後拾遺集曰右大臣北方 右大臣は六條顯房公北方は權中納言隆俊女

中右記曰 保安元七廿二 法性寺殿内府北方 民部卿宗近の女宗近は右大臣俊宗の男なり

同 寛治三九五 右府北方 六條顯房公なり

後拾遺集左衛門督北方 左衛門督は師忠也土御門右大臣師房の四男なり

山槐記曰 保元二正四 頭辨北方葉室光賴

増鏡曰富小路中納言秀雄北方にておはせしかば云々

古今著聞集第五和歌部に云世中に時めき給ふ雲客か

つらよりあそびて歸給ふ日此むすめを取て車に乗せ

てやう／＼北方にして始終いみじかりけり

以上大臣より雲客までの通稱の證なり

一 雜色名目の事

其身程の色品不極侍たる者の子の任する故に雜色と云拾芥抄に雜色の名目不載但し雜色よりは非藏人となり又六位藏人となる出納は官の次第は雜色より上たれども藏人とならずなり

○朝觀音夕藥師因緣草稿

近隣に醫王殿あり日比此精舎を借りて觀音大士の尊像を開帳す參詣踵をついで賑榮り然して俗中朝觀音と稱て凡寅刻ばかりより僮俗男女結緣參詣實に錮を立るの地もなし又夕へには毎日地主の藥師を拜すとて是又朝の群集倍せり朝觀音夕藥師といへる義を知らず或博識の苾芻に便りて其所以を乞得たりされ共予記憶のうすく朝に聞て夕に廢するが故に伴の僧の物語を記して夕末茶話の一助となすなり、抑朝觀音夕藥師といへるは宿曜經を考るに月毎の十八日の朝を以て吉時とし夕へを以て凶時とす、又八日は夕へを以て吉時とし朝を以て凶時とす故其吉時を以て伴の二尊を拜し奉るの事なるべし此十八日八日共に觀藥二尊娑婆有緣の日なりさらば其緣日と申事は本據もある事にやと尋るに一二の説は侍れど各々かし

の引墨あり曾て是を昔年小林氏有之と云こと儒生に聞く唐書に斜封と云ことあり恐らくは右の引墨のさまを以て封じに用ることかと云へり惜かな其本文を聞脱せり今其有之も亡せり

以上舊記の所見並先達の言へること共をあげ注するなり今は棄省くの文に塗抹することをも點すると云ひ習せり塗抹とは文字の中間へ如斯墨を引く事なり草書の文を正書して事濟たる文へ何々之事如斯文字へ斜にかけて墨を引も是亦又塗抹なり考へわかつべし剩へ俗中には朱引するに中間へ——如此に二すぢ引を書の名とし又——如此に——とすぢ引を人の名とすることあり笑丁に堪へたり然して其を歌に作りて朱引する中の二つは物の本

左り二つは年號ぞかし

右地名中は人名左りをば

官の朱引と兼てしるべし

朱引の定は人名は右へ一すぢ引々地名は右へ二すぢ引々なり是等のことは人々の知れることなれども右のあされ歌を筆するにまかせて贅書するなり右勾點加點引墨等の事並塗抹朱引の參差あること或

孺兒の尋るに對るの草稿なり聊も窩中を脱す本ノマデ巨る也

寛政改元三月盡日 老邁嘉樹

○三ノ物四ツ物七ツ物等之事 並北方の稱雜色の事

太平記卷十稻村崎子潟となるの條に云島津四郎は濃紅の大笠印を吹そらさせ三ツ物四ツ物の取着てあたりを拂てはせ向ふ、同廿二卷畑六郎左衛門が條に云畑が甥に所の太夫坊快舜と云惡僧と又中間に惡八郎と云もの、三人の者共闇にたになれば或は帽子兜に鐐を着て足輕に出立時もあり、あるひは大鎧七ツ物持ときもあり様々に姿を替て敵の向城に忍入ると云々、又三十一卷笛吹峠軍の條に北條家 南朝本共に云福津小次郎はふすへ革の鎧に同毛の兜着て七ツ物山の如くに取付て鹿毛なる馬に馬鎧かけて薄紅の大笠驗に一丈あまりに見へたるかなさい棒誠に輕げに提けて云々

以上三ツ物四ツ物の名目見へたる文なり

太平記三十一卷笛吹峠軍の條に長尾彈正根津小次郎は敵の陣へ駈入て將軍を討奉らんと相謀て將軍の御内の者眞似して將軍は何國御座候やらんと馬の上よりのび上り見ければ相隔ること草鹿の的山許に成に

の靈によて運をひらき玉へるなどおの此鳥のた
めしに用ひ來りぬれば此度の御賀は去りし頃のよし
なし事をも打撰せおはします事漢高と右幕下の鳩の
靈にも似たる事などおもひよせて今此奉りものに作
りめで奉りぬと云々

彌生句九日

上 嘉樹

○加點之事

他人の間に可否を對るに加點とて其宜きに點を加ふ
ることあり又廻文散狀等に領諾して其書面を返抄す
るにも加點とて鉤をかけることあり或は又自記の草
帳の文義を政正して正書するときに事濟むに従て塗
抹すること各通して常に點すると云へり考るに此等
の稱言は一概の名目にして古實に違ふに似たり舊記
を考るに懸^レ鉤と稱し加點と稱し引墨と稱し又は塗
抹と稱して其體稍異同あり今小く所見の趣きを注し
て其參差あること共を述るなり、抑懸鉤と云ふ事は
其形象翠簾の鉤の如くに點することを云へり
山槐記 執筆要 勘文並申文懸勾樣^一又說^一可用何樣乎
之由申相府之處已兩說也但以^レ云^レ勾知之可橫翠簾鉤
歟可用端樣之由有答云々

達幸故實抄 陣右筆問事 懸鉤樣事

永萬元正廿一日切過定^一予懸鉤於表紙上文

勘解由大勘文

如此懸^レ之

了

資仲抄懸樣如此也然而鉤鉢以無割目爲善云々

飾鈔曰沃懸地劔、宿老人檢非違使別當等用之但中院
大理問答抄蒔繪沃懸地共有加點彼是可用歟云々

爰に加點とあるは^一如斯の點あることなり其義有職
問答に見へたり猶下に其文を引くなり

有職問答曰官位の唐名讀やうの事常には唐の音に讀
也^一大文字をはすみてよむ^一六文字をはりくとよみ
候よし仰出されて候畢此分んに候哉

此分んに候

右問へる趣きにて宜きとの義にて夫々の文へ御加
點あるの鉢也^一是又鉤の義なるべし

三口中傳卷四乙曰、引墨義事也但非^一秘藏事不^レ書^レ封
して引墨也

爰に引墨とあるは^一又々の鉢のことなるべし當時
公家の方にて白紙にて裏て出さるゝもの各右二樣

碑を——碑銘などなう米を——市中にては實を取て米をつくつしとること

打飽——熨斗敷の帛——まきくも

灌頂を——盆山を花を——遊宴の序にて賤者へ金銀をほうひすること

此數は物を爲事を打と云なり

打聽——忘——詠め——笑ふ——揃ふ

捨る——なぐる——遣る——過る——食ふ

出る——寄る——歎く——物語る——走る

田舎にてうつ——續く——付けに物を言——も寝なし

はに云ふ——直打をする物のあたへるを限ること氣を——寢返を——博奕

を——道樂を——身を——耳——入他人の非をなじ

云著す——破る器物をそぐ——割言入魂にもの批を——

此類は言葉にて打と云なり

右の外あまた有べし今注するものは風興意ひ寄りたることを筆に任せて書き集し許なり

寛政三年十一月廿六日

老邁嘉樹漫筆

此漫筆は此日六角少將殿へ参りて目白臺の下邸なり言談の

事を主人の書集せよとの命にて序上にて筆せし

ものなり歸由録又韻會の文は此夜の贅書なり

○梅の造り花に鳩をつけてさゝぐるおもむき

伊勢物語に云むかしおほきおほひまうち君と聞ゆる

おはしけり、つかうまつるおとこなか月ばかりに梅の造り枝にきじをつけて奉るとて

我たのむ君がためにもおる花は時しもわかぬものにぞ有けり、闕疑抄に云おほひまうち君は忠仁公なりつかふまつる男は業平、忠仁公の家禮なればいふ、作り枝をよめり今なが月は梅の有時に非ずされば時しもわかぬとよめり時しもは雉子をかくして題によめり忠仁公を説故に君かためにおれば花もときはになれるをとなり云々

今ひそかに此意を借り侍りて雉子ならずして山鳩をつけたるによて

我たのむ君かためにとおる花は

ときはを祝ふものにぞ有ける

と申意にてさゝげ奉るなり

源氏御ゆき卷の河海抄に松をもて鳩をつくる事あり

山鳩なりと云々今鳩をつけて奉るものは此例によれり

山鳩は東國にはなきよしなれば常の鳩を用ひ侍るなり、抑鳩は禮鳥にて愛たきためしに用ひ殊更に食

に噎せざるの表爾にて壽の賀には鳩のつえを造りて

奉り或は漢の高祖の幸ひを得たまひ右大將頼朝の鳩

を兩とし引兩と書事の據る處是を以て明むべし且日精を大中黒として一文字に引は(一)字の形象二ツ引兩を二文字に引くは月字の形様なり是もまた上に云へる軍器考に引れたる日月の謂ひにて考へ案すべき事なり

右は幟帛飾るの事を尋る人あり夫へ答る序子持筋の事におもひよりて漫りにおもへる事を筆するなり穴かしこ他見を憚るべし

天明四年五月五日

橘 嘉樹

此年此月に日記せしを今年正月晦日京師にて失火にあへる日に灰燼となせしによつて疇昔森田氏へ見せたるを同人の筆し置るありけり夫又借り戻して草稿を補ひ置ものなり

大明八年九月卅日

○打字之事義

歸田錄二曰一、晉陶潛著今世俗言語之誤而舉、世君子小人皆

同謬者惟打字爾切雅、吳義本謂考擊故人相毆以、物相

擊皆謂之打、而工造金銀亦謂之打可矣蓋有槌槌作擊

之義也、至於造舟車者曰打舟打車、網爲曰打魚汲

水曰打水、役夫餉飯曰打飯、兵士給衣糧曰打衣糧、從

者執傘曰打傘、以糊黏紙曰打黏、以三丈尺量地曰打量、舉手試服之舟明曰打試、至名儒碩學語皆如此解事皆曰之打、而偏檢字書了無此字丁雅切著、其主考擊之打自音謫歌以字言之打字從手從丁、丁又擊物之聲也、故音謫歌爲是不知因何轉爲丁雅也

小補韻會曰頃氏家說曰俗間助諸多與本辭相反其於打字用之尤多、凡打疊打聽打詣打量打膝爲非打者不但擊打之義而已云々

右の義を以考るに打字和訓に宇津と云、即打聽打量と義を同せり是槌槌の類、又手を以て打事ならずして鼓擊の訓をなすもの多し、いま苟且に其入口に尋常稱謂するものを舉たるなり、各々左に注す

車を打

舟を

弓を

鞍を

乗物を

紙の裏を、繪の子を

此類は物を作る事を打と云なり

蕎麥を打

木の枝を、田を、水を

間地を

幕を、鐵炮を、網を

門を

木戸を、馬を九折に馬なりなど人馬のやうなと

敵を

碁を、双六を、彈碁を

荒打土藏の壁に云ふ

波を

火を

紐を

○旗紋引兩之字義

太平記十四卷新田足利確執奏狀の段に云、義貞若宮の重寶共を拔見し給ふに錦の袋に入たる二引兩の旗あり云々又箱根竹下合戰の條に云勝ほこりたる敵なれば何かは少もひるむべき十文字に合て八文字に破る大中黒と二引兩と二つの旗を入替々々東西になびき南北にわかれてと云々、又同書卷十八瓜生舉簇の段にいふ誰とはしらず末座なる者二ツ引兩と大中黒と孰れか勝れたる紋にて候らんと問ければ美濃將監はあらじと覺ゆそのゆへは前代の文に三鱗をせられしが滅びて今の世に二ツ引兩に成す是を又亡さんずる紋は一ツ引兩にてこそあらんずらんと申ければ天野民部大輔勿論に候周易と申文には一文字をばかたきなしと讀て候なると云々

以上一文字を一ツ引兩と云二文字を二ツ引兩と云へるの證なり白石の軍器考に云新田の大中黒は日の字に象り足利の二引兩は月の字に象れり其本兩家は嫡男と二男家なるゆへに日月の二象を分つて旗の文と成したる由見へたり但如何なる故を以日

月の字を用て嫡家と二男家と分つて旗の文としたると云ことは記されず猶可尋明ことなり

右一ツ引兩二ツ引兩と云事引兩の義詳ならず或説に云横に黒く引たるを龍蛇の形象にとり上天騰蛇の勢に據れりと云ふ義にて一ツ引龍又二ツ引龍の謂ひをもて引龍の龍を兩と書くは假字の借字なりと云へり

辭案するに是龍を横に引とは鳥子紙に龍を二文字に引たるあり夫に思ひよせたる説なるべし然れども此引龍と云ふこと舊記の據るべき事なければ信用しがたきものなり

謹て考るに引兩の兩字は靈字の義にて引靈なり其據るところは胡曹抄に桃華葉の中天子御袍の文竹桐御兩鳳とあり是を權記に考るに藤原行成卿の御記なり天子御袍の文竹桐五靈鳳と書れたり是五は御兩は靈にて二字共に其字音を借りたる假名書なり胡曹抄以下定基卿の御勘物にありと見へたり抑一引兩二引兩は日精の二靈なりと有れば全く一ツ引靈二ツ引靈なり日精月精を靈と云ふことは

天照太神を大日靈貴と云ひ月讀の尊を月靈靈貴と云ふが如く靈とは日月精靈の事にてその靈の字を兩と字畫の省略にて借り用ひたるものなり去れば實には一ツ引靈二ツ引靈なり上に云へる權記の例にて其靈

を奪情從公とも云ふなり穢と云ふは死穢あり産の穢

あり井一つ家の中に六畜の産するあるも穢となることあり或は焼亡の穢食物の穢等

ありて其にふるゝものは神社へまいること君親は勿

論他の人へも見るとを憚るなり其上に甲乙丙丁等の

輕重ありて服暇と同一慎みあることなり去れば服暇

は除去すとも穢のことは除去するの事なししかれど

も其死穢の居地を脱去して他の居地に住すれば其脱

去するの日は穢ありと云へども翌日より穢はなき

ことなり去ればこそ觸穢と稱してけがれにふるゝと

云事なり觸とはたとへば手に物を採るが如くにて撒

去は跡なきの義なりと知るべし穴賢、見の答へなれ

ば猶又法律に委き人の意見を請ひ給ふべかれと云々

寛政十二年七月廿日

老邁嘉樹漫書

蒼梧隨筆卷之五

○新安手簡序跋

嘉樹自述

題辭

書銘題二姓氏一者倭漢之通規也 本朝有江家次第山中口傳等二異邦有孔氏雜說顏氏家訓之類一爲此書也新者新井氏安者安積氏也又有以書翰二有爲三冊子者翰墨全書滄溟尺牘明衡往來庭訓往來尺素往來等也一是記事義於書牘而或演掌固著明或事詞華言葉矣今立原伯時之所輯之新安手簡者是先賢博宏之遺訓而實本朝掌故家之骨髓也故重事實證徵而不拘文章英華一摺拾其正言者也臣嘉樹幸得其親書而謄書此矣仍不顧卑辭苟且演題子細云爾

寛政二年九月十一日

新安手簡之記者筑後守從五位下源朝臣君美號白石先生新井氏也

與水戸黃門卿文學安積覺兵衛號濟伯人也往返之尺牘而有和漢故實事蹟相互研究精密之議論也同藩之學生立

原甚五郎伯時輯以爲一書且終有鳩巢先生室新以下群

書生之尺牘數帖共合附其尾全備爲三帖直名新安手簡

云爾 大塚一郎衛門 嘉樹跋之

蒼梧隨筆卷之四終

九代目なり又法住院殿は十二代目にて義澄公なり、しかれば各義政公より後の事にて、義政の世の沙汰なし尤二書共に續太平記不審の書にて實録とは不見ものなり去れども續太平記に引處を以て尋らるゝ人あり是に答ふるの一條なる故義政公の時の徳政を以其論を述るなり室町殿日記と云書正しき書ならんには其書中の事を證として義政公の時とあるを本説ともすべけん二書共に同意の僞撰に紛冗すれば百歩五十歩の論なるべし故に最初の間に答るを以て右徳世のことを述るもの也云々

大明八年五月十八日

老邁嘉樹

○死地觸穢之事

或問人死たる家地には穢ありや且甲乙日數等もあるや舊儀の所見如何と、答法曹至要抄觸穢の條を檢するに人の死は三十日産穢は七日六畜の死は五日産は三日と見へたり且人は葬りの日を以初穢とす私考るに六畜の死は例へばとりするの時を穢の初めとすべし拾芥抄卷六觸穢の條にも此文あり又兩書ともに甲乙の次第もありていづれにも其宅地は三十日を以穢として其宅地に入ものは神社等への參詣忌み憚るべしと見へたり、又云六畜と云へど

も鶏の死又子を産するは憚にあらす且六畜と云へども馬牛犬に限るべし又畜鹿は馬牛犬に類すべしと見へたり

私に考るに俗習猫を畜ひ又猿を畜ひ兔を畜ひ或は鼠を畜ふものあり舊義其文見へすと云へども馬牛犬等に類して五日の穢たるべきか猶法家の例文を尋ね窺ふべし

又問其穢ある宅地に居する又暇有、暇廿日服九十日なれば暇の日數は終ると云へども服の日數を數の中なれば其穢を遙れざること勿論なれども若くは暇七日服十日の者なれば服暇共脱去すと云へども猶其死地の穢はのがれまじきや如何、答曰死地の穢はのがれまじ假令暇と服と穢とは三事更に思義別なり暇と云ふは亡人追福の喪の事を勤め贖ふべき爲に得る日數なれば其日數の中は他事を事とせず亡人追悼の事のみにつゝし居することなり今の世君親より暇の日數にむるは恐るは佛説なるべきを約め止て俗事に奔走せしむるは猶識者に尋問ふべし服と云はその亡人の恩義の淺深に因て喪服を脱せず復恩の誠意をつくすの日數なり、しかるを君親より除服して勤仕すべしとの命あれば君親の命の重きにまかせて除服することなり是

かに返濟可申と計もあり、左様之段錢主の申様による事なり將又天下一同之德政行るとも可返濟由堅雖申合御法之德政の時は借主之文言によらずかり狀にするなりと云々又青木氏草廬雜談に云室町日記にのせたる手形の文左の如し

一御借用料足百貫文者

六郎殿御内方御借用被成候來秋十七ヶ所之内二文子利を加急度御返濟可有之候段被行德世候此借議に於ては無相違御返濟可有之候仍狀如件

天文十二年

十二月八日

小杉

日向守
長高在判
長近

堺大小路天満屋宗清

同 轉内屋又右衛門參

右の奉書を見れば室町殿の時は德世と稱せられて件の政法を行れしと見へたり、これより以前に往古より王家の御治世は勿論頼朝卿天下をすべて摠追捕使となられてより北條執權九代を経て鹿苑院殿の治世に至るまで件の如き德世の名目なし泰時式目に見へしは天下に仁德を行ふべしとの事にて誠に聖賢の德政なり、然るを義政公のとき件の德政の文字を借り

て德世と稱し非分の利得を天下に施行せられしなり是は德政にはあらずして國家の毒政なり、如何となれば律令の書は古今制度の龜鑑にて萬世慣通の式法なり其律令の文にも出舉の利分の定め返辨のこと明細に記せられ并に借物は可辨又不可辨のことも同く法式の制あれども室町家の德世の如き返辨せざれとの義は曾て不見猶其本書の文を一二條下に舉ぐ考へ見るべし去ればこそ義政公の時より天下亂世となりて天子も武將も其威を失ひ日本國中一郡も安きに處るものなきに至れり是全く毒世の兆なりと知るべし雜令曰以私稻粟出舉任依私契官不爲理仍以一年爲新不得過一倍其官半倍、又曰以財物出舉條云、如負債者逃避保人代償、義解云雖負人身死而保人亦代償、雜律云借物被強盜之時不可備償被竊盜可辨事法曹至要抄云被竊盜是亡失之類也云々如此の文は數多あれども室町家の如き德世の事曾て不見を以て其非分の政道なる事を考へ辨ふべし右德世政作之事室町殿日記と云書には萬松院義晴公の時の事と見へて天文九年の制書に先規常德院殿法住院殿の御例とあり常德院殿は義照公にて義政の次

あるべきことなり故に或人の説を舉ると云へども余老は従はざるものなり

或人又云日本紀古事記は正史と云るも子細なし舊事紀を其部に加ふことは不審、舊事紀の書は先達多く以偽撰と云に嫌ひありと伊勢貞丈抔も論し云へり然るに足下此書を正史とすること如何なる故にやと云へり余老考るに先哲往々巨難あるあり又引用する人も亦多し其一に難ずるものは本紀に淡海御船が定奉れる御諡號を稱することを不審すると云へども日本紀印本にも悉く御諡號を加題す去れば其書體舊事紀は大書し日本紀は細書するのみにて別の異義なし是全く後人の加入にて書生捷見に便りならしむるなり、舊事紀は推古天皇の朝に成り日本紀は元明天皇の御世に撰あり共に諡號の制ありし前の事なり、釋日本紀に云神武天皇より以降の御諡號は孝謙天皇の朝に淡海御船が勅を奉て撰上すとあり、又續日本紀曰大寶二年夏四月庚戌詔定諸國國造之氏其名具國造記とあり其國造は舊事紀中の題目なり、續日本紀は菅野真道朝臣の撰なり其書嫌くは豈此文あらんや但又別に國造記と云の書ありや狹見の老邁確執して論

するには非ず惟其所見を述るまで也但續紀には國造記とあり舊事紀には國造紀とあり猶識者の論をまつのみ

寛政二年十月九日

老邁嘉樹白

○德政之事

室町日記には德世とあり

續太平記曰嘉吉二年七月義政公將軍の職に補せられ給ふとき下民の憂苦を濟ひ國家の長久を爲んとならば德政を行はんには不如として今年天下に賣買借物等交易出入の券を破る平均の德政を被行けり云々
三議一統曰借狀書やうの事

借用申折足之事

合五拾貫文者

右借用申所實正也加貫別五十文宛利平來秋迄可返辨申者也若天下一同之德政雖在之別而申合する上は更不可及_レ其儀萬一如此次第違背致無沙汰者知行分在所之事相當程可被召押候其時不可及一言子細者也仍借狀如件

年號月日

名字名乘判

大かた此趣也但かやうにくとくしからずして書事も勿論也、かり申要脚の事いかゞほど本利すみや

西行到筑紫國菟狹縣

菟狹地名此云字佐

又景行天皇紀曰十

二年秋九月甲子朔戊辰天皇到豐前國長狹縣

興行宮居故號其處曰京也今云國府京都郡是

也、和名抄云止與久邇乃美知乃久知、又止與久

邇乃美知乃之里と云は乃豊前豊後なり、是亦筑

肥のごとく本一國にて後分れて兩國となりたる

なり、以上の順尋常には筑豊肥と云拾芥抄に因

て今筑肥豊と書列す

大隅

續日本紀曰和銅六年夏四月乙未割日向國肝杯

贈於大隅始羅四郡始置大隅國云々

壹岐對馬

和名鈔壹岐島とし由岐と訓せり具原氏曰いはゆきな

リイとユと通す、浪白ふして雪の如しと云へり對馬は假名

書にて同書に都之萬と訓せり津島の義なり津島

は舊事紀又日本紀神功皇后五年春二月癸卯朔己酉

古事記に有新羅王朝貢其還るとき葛城襲津彥を副て遣す共

到對馬宿鉏海水門とあり兩國ともに島國に

て下國なり古より二島と稱して六十六ヶ國の數

の外なり

右國々凡て成務天皇以降の分割せる國なれば最初國

郡を興しときの國々に非るなり各國の名目都て十六

國あり又上下前中後の名ある國々は上下は一國を省

き前中後は二國を省て數れば都て七ヶ國あり上下の國

國二ヶ國然して壹岐對馬は本より省きたる國なれば總

て二十二ヶ國減じて當時の國數合て四十四ヶ國也

或人云四國を一島國とすれば三ヶ國を減ず九國を一

島國とすれば又八ヶ國を減ず淡路も佐渡隱岐と同じ

く島國なれば日本開闢の國として省かざるも如何なれ

ば佐渡隱岐壹岐對馬並に志摩の部類に加へて省くべ

きなり左あれば右省ける國四十四國を又七國減ずれ

ば此總計三十七ヶ國となると云へり但九ヶ國を一島とし

れ共始の減數に前後の國を一國として筑豊肥にて三國減、大隅をも

減たるなれば四ヶ國は始より減じてあり、依て或人の説にて減るも

少となるなり然れども右本文に減たる四十四ヶ國は成務天皇の朝

に國郡封境を定め給とあれ共日本紀を始め舊事紀古

事記等の正史に國郡封境の目不見れば今更考する事を

不辨、因て成務の御世以前より其御代までの紀傳に

明據あるものを舊國名とし成務の御世より以降の分

割ある國々を省て四十四ヶ國となせり並に淡路島を

舊國名に加へ伊豆志摩等を新國名とするもの嘉樹私

考なれば此等のことは制度の理に通達する人の作意

の義なり、當國は伯耆出雲石見等の沖に在島國と云事にて和訓を以て名とせしなり舊事紀に輕應神天皇なり島豐明朝の御代觀松彥伊呂止命五世の孫十揆彥命定賜國造云々去れば當國を開かれしは應神の御代にて成務の御代には未だ國とは稱せられざると見へたり

山陽道八箇國之内

美作 續日本紀曰和銅六年夏四月乙未割備前國六郡始置美作國云々

備前備中備後 具原好古曰昔三國を都て吉備國と云後代三國に分つと云へり、依て和名鈔には備前を吉備乃美知乃久知、備中を岐比乃美知乃奈加、備後を岐比乃美知乃之利と訓せり舊事紀に

以下次文

南海道六箇國之内

淡路 下國にして漸に郡を管するの小國にて始は淡路洲と稱し佐渡隱岐と同じ小島なれども日本開關の地なる故淡路國と稱して難波高津朝の御代より國造をも定めおかる佐渡隱岐或は壹岐對馬の如くにはあらざるものか

阿波讃岐伊豫土佐 四箇も一島の國なれども上古よ

り四ヶ國の名ありて阿波讃岐は應神の御代より國造を定められ伊豫土佐は成務の御代に國造を置れたれば最初より四國各別に國と稱せしなり筑前筑後 日本紀曰神武天皇甲寅年冬十月丁巳朔辛酉行至筑紫國免狹云々、始は唯筑紫國と稱して一國なりしを後に前後二國とわかつてるなり一

に云九ヶ國を都て筑紫と云といへど是は古へ筑前に太宰府をおかれて九國並に二島を管領せしゆへ其管する所の名目を以九國二島へ及ぼせしなり舊事紀には筑志と書く和名鈔には二國を稱して筑紫乃三知乃久知筑紫乃三知乃之里と訓せり然れば二國を以て筑紫の國と云しこと明なり肥前肥後 日本紀曰景行天皇十八年夏五月壬辰朔

從葦北發船到火國云々、又神功皇后紀曰元年夏四月壬寅朔甲辰北到火前國松浦縣とあり、又日本紀景行天皇十八年夏六月辛酉朔丙子日到阿蘇國云々、是阿蘇は肥後國なり和名鈔に比乃三知乃久知、比乃三知乃之利とあるは、即肥前肥後なれば此二國は本と一なること明なり

豐前豐後 日本紀曰神武天皇甲寅年冬十月丁巳朔辛

りと云ふは不詳

上野下野 本と一國にて今の中間に二つの野あり佐野笠懸野と云其野中に一つの川あり渡瀬と云又有川佐野中川と云此渡瀬を以て兩國境とす乃西を上野とし東を下野とす舊事紀景行天皇五十五年以彦狹島王_{是は百四十四國と定めしときのことなるべし}東山道十五箇國都督とあり島命初治平東方十二國爲封とあり然れば舊事紀に上毛野下毛野とあるは百四十四國の時の事にて其後兩國を併せて一國とせられたることは見へすと云へども上下を分ち云ふときは必しも約め稱するときは一國と云ふべきことなり上に云へる上總下總と同じ又山陽道の備前備中備後九州の前後の六ヶ國も共に約め云の理は同じ北陸道の越前中後も共に同じ義也

出羽 續日本紀曰和銅五年九月己丑始置出羽國同十月丁酉割陸奥國最上置賜二郡隸出羽云々

北陸道七箇國之内

加賀 倭名鈔弘仁十四年割越前國江沼加賀二郡置北國云々又弘仁格曰十四年二月三日割越前

國江沼加賀二郡爲加賀事准中國其後天長十年正月十日格曰加賀國定上國云々

能登 續日本紀養老二年五月乙未割越前國之羽咋能登鳳至珠洲四郡置能登國云々

越前越中越後 貝原好古云當三箇國を都て越の國と云近江美濃飛驒信濃の方より山を越て行也北國

を越路と云後代わかれて前中後となる前中後は郡の方より次第な又舊事紀首書に度會延佳曰越前越中越後

能登加賀皆稱越國云々、舊紀の正文はなしとい

へども以上五ヶ國にて其の本と一國たりしことは明なり且盛衰記に云越前加賀能登越中越後五

箇は本一國なり云々とあるも假名の記なれども中國の諺なれば一證たるべきものか

佐渡 續日本紀曰天平十五年二月辛巳以佐渡并越後

云々、又天平勝寶四年九月丁卯渤海使輔國大將軍慕施蒙等著于越後國佐渡島云々

山陰道八箇國之内

丹後 續日本紀曰和銅六年夏四月乙未割丹波國五

郡始置丹後國云々、和名鈔云々上に同じ

隱岐 和名鈔に於岐、舊事紀意岐共に假名書にて沖

北有脫字
到_二于此_一適會_三海潮太急_一因以名_レ國應神天皇之時始有_二攝津之號_一云々天武天皇六年冬十月置_二攝津職_一延曆十二年三月罷攝津職爲國司_{以上攝津志}按當時浪速國とは稱すれども攝津の號に非れば今六十六ヶ國の數には數へざるべき也

東海道十五ヶ國之内

伊賀 倭姫世記曰天武天皇庚申七月割伊勢國四郡立彼國云々、舊事紀曰伊賀高穴穗朝御世皇子意知別命三世孫伊賀津別命定賜國造、難波朝_{孝德}御世隸伊勢國飛鳥朝代割置如故と云へば成務の御代には伊勢の部内たること明なり

志摩 舊事作_二島津_一風土記抄云志摩者倭名也以伊勢

國島之意也放_レ地出_二海中_一島也後成_二國名_一云々此文據職原鈔秘錄中原職_〇註風土記抄と云もの眞偽其たがはきしものありといへども不_レ親見是否を不_レ詳_二其地勢を考るに全く伊勢國の部内たるものにて後國となるの說然るが如し

伊豆 日本紀曰日本武尊歷常陸至甲斐云々、此時の紀に伊豆名不見風土記抄云伊豆は倭名也東は相模西は駿河其間に出るの義にて下略して伊豆と云と云り日本紀應神天皇紀に云五年冬十月科_二

伊豆國_令造_レ船長十丈船已成_二浮_二于海_一便輕泛疾行如馳故名_二其船_一曰_二枯野_一_{註曰枯野者輕野の詠かと}舊事紀曰神功皇后御代物部連祖天甕粹命八世孫若建命定_二賜國造_一云々、日本紀舊事紀共成務天皇御時より後伊豆の名あり舊事紀又云難波朝御代隸駿河國とあれば其本は駿河より分れたるが如し安房 續日本紀曰養老二年五月割_二上總國之平郡_一安房朝夷長狹四郡置_二安房國_一上總下總 古語拾遺曰天富命更求_二沃壤_一分_二阿波齋部_一牽_二往東土_一播_二殖麻穀_一好麻所_レ生故謂_二之總國_一穀木所_レ生故謂_二之結城郡_一古語麻謂_二之總_一今上總下總二國是也

東山道八箇國之内

飛驒 風土記抄云飛驒本美濃國內也然建_二近江大津宮_一時自_二當國_一良材多出也駄負_レ木行_二大津_一如_レ飛也故號_二飛駄_一後改_レ駄爲_二驛_一と云へり然れば美濃を割て飛驒國とせしなり賦役令には斐陀に作る舊事紀も斐陀に作る且當國に國造を定められしは成務天皇也志賀高穴穗朝御世とあれば天智天皇也近江大津宮を作らるゝ時より飛驒の號あ

蒼梧隨筆卷之四

○日本古今國數之多寡

源平盛衰記に丹波少將成經朝臣の言へる日本は本三十三箇國也けるを六十六ヶ國に被分たりと云々日本卷七
廣狹の條 按に本朝國郡を分たりしは日本紀成務天皇五年秋九月令諸國以三國郡立造長縣邑置稻置並賜楯矛以爲表則隔山河分三國縣隨阡陌以定邑里とあれば此時より國郡と云ことを分てる始めとすべし、古事記にも云成務天皇の時建内宿禰定賜國々堺と爾來崇峻天皇二年秋七月壬辰朔遣近江臣滿於東山道使觀蝦夷國境遣穴人臣雁於東海道使觀東方濱海諸國境遣阿陪臣於北陸道使觀越等諸國境又孝德天皇大化二年正月畿内の國を定らる其後天武天皇十三年十月己卯朔辛巳遣伊勢王等定諸國境と見へたり以上悉日本紀
按に具原好古の倭事始に云、いにしへ日本の國數凡百四十四國ありしよし舊事紀第十卷に見へたり壤地偏小なるを以てのゆへに漸々に其國を并せて惣數を減じ或は其國のあまりに大なるは逐世割り

分つものもあり嵯峨天皇弘仁十四年越前國を割て加賀國を置給ひしより始めて六十六州となる、林逸が節用集に文武天皇の御宇六十六ヶ國に分け給ふとあるは誤なり續日本紀に此事なし況また文武帝の後國を分たれしもの數國あるをやと見へたり
按に越前の國を割て加賀の國と分たれし事は三代格にあり

以上日本紀の文并具原氏の考を以て合せ考ふるに成經朝臣の日本は本と三十三ヶ國なりと云れしことは成務天皇の頃の事なるべし成務天皇の時に定め給へる國々の名郡郷等のことは今更に考ふべくも非れども爾來分割ありし國々の事往々舊記に由て考れば大抵成務天皇の頃は其國數三十有餘國なるべし必定三十三ヶ國と云事は知ること能はず其分割の事所見の分左にあらはす

五畿内之内

和泉 續日本紀靈龜二年三月癸卯割河内國和泉日

根兩郡令供珍努宮同四月甲子割大鳥和泉

日根三郡始置和泉監

是當國の出來し始なり但始は守と稱せず監と云へり後守と改む監を守と稱せず

名なり

此倭文に番ふは金津と云各座の名なり

競馬の當日は一番に倭文金津と乗出す

但倭文左に立て儲を勝とするなり

一先勝とは左右共に先きへ乗越したるを云

一儲勝とは左の勝たるを云是兼て二段許も先きへ乗出すもの故儲けたる勝と云事なり

一追勝とは右の方左へ追すがりて勝を云なり

但左りは兼て二段許もおくれて乗出す故也

一持と云は相互に勝負木の邊迄乗出し其時の程合に

二段許も雁行する事子細なし

右勝負各勝負木迄之儀なり勝負を越しては甲乙あり

ても異論なし

○選鼓令中内分番一考入内長上者六考例圖

分番 上二 二階 中上 一階 初基

長上 中上五二 三階 中上 一階 初基

分番 中一 二階 中上 一階 初基

長上 中上五 二階 中上 一階 初基

分番 中一 二階 中上 一階 初基

長上 中中五九 一階 初基

一階 初基

一、分番二考以上入長上者以七考爲階圖

八番 上六 三階 中上 一階 初基

長上 中上五 三階 中上 一階 初基

分番 中一 二階 中上 一階 初基

長上 中上五 二階 中上 一階 初基

分番 中四 一階 中上 一階 初基

長上 中上 一階 中上 一階 初基

分番 中四 二階 中上 一階 初基

長上 中上三一五 二階 中上 一階 初基

長上 中上三一五 二階 中上 一階 初基

蒼梧隨筆卷之三終

馬場の中央に勝負木を樹ふ楓の木なり

勝劣は件の樹の前にわかつ見證の人なり

六月七日兩度岩倉へ至り昨日の勝負を議論す其日の装束日折の日の如し事畢て乗尻甲乙の目錄を奉行の人へ上る由

寶曆十四年五月五日競馬之記

毛付

倭文 左美作 金津 左加賀

安志 左播磨 福田 左阿波

脛長 左美濃 宮川 左若狹

舟木 左近江 淡路 出雲

竹原 左備前 正禰宜 正祝

權禰宜 權祝 片岡禰宜 片岡祝

貴船禰宜 貴船祝 新宮禰宜

以上

乘尻

一番 左 儲勝 豐前守保覺

三番 左 先勝 遠江昌直

五番 左 持 石見斗顯

七番 左 持 彈正保堯

城之助塞顯 (本のまゝ疑らくは城介ならんか)

二番 右 持 薩摩守教顯

四番 右 持 下野甫氏

六番 右 持 備前保從

因幡賀顯

八番 右 追勝 備前元保
十番 左 先勝 因幡兼時
丹後和季

九番 右 先勝 木工氏欣
伯耆客直

階下

左 從四位上賀茂澄直

右 從四位下賀茂義氏

着座

神主 正四位下賀茂正久

別當代 從五位下賀茂央顯

所司代 從五位上賀茂任顯

目代代 從五位下賀茂兼寶

以上

一、賀茂競馬聞書

右の書にふしんあるに、よて天明三年三月一日加茂氏人岡本内記にたづねて同人の釋を書記するなり

一馬場長サ凡一サクリ二筋 此は凡三二尺許か

一左リ赤地禰禰 右紺地禰禰 黒と稱す

一勝負木馬場の中程にあり楓木なり常に植おく木也

其木の高サ凡一丈にはまさるやうなり

一南方より乗出北方にて逗留るなり

一五月朔日神主、所司代、別當、目代等 各賀茂の立合毛

付を定む

一倭文は武家之所司代之方より出さるゝ馬の毛付の

す直に陛下の人を以て奏し上するなり本朝は神武天皇創業を開き給ふ以來百王不易に其皇統を嗣受給ふに因て天位の尊儀に於ては異邦に倍せり爰を以上古より以來執政の人は朝政に主宰として群臣の上言するとは勿論國家の政要大小となく先執政の人へ申奏するを以其義全く天子に等きなり故に執政の人を稱して殿下と崇め敬す去れば執政の臣へは必ずしも内覽の宣旨とて國家の政要群臣の奏事悉く先攝關の人へ申て其後至尊へ奏聞すべきとの詔を賜ふなり此義制は異邦と殊にして實に至尊の名義字義の如く有し給ふことなり是乃蜚の藻芥に云へる於内裏殿下人を

申は執柄之外は不可有之關白殿御參とも攝政殿に何事を申さるゝ共於御前中に諸人無異儀也親王をば於御前何殿とは申さる也とあるも全く殿下の稱の據る所なり

按に 本朝は殿下の稱謂のみにて閣下陛下等を以て稱せざるものは異邦にて天子へ上言するものは實に陛下の人を以て上言するゆへ陛下と稱し又殿下閣下あるひは執事と廣く其儀に合ふの謂を以て是を稱す本邦にては 天子を稱し奉るべき殿下の

名目を取て執柄の人を崇め稱するに因て直ちに廣く斥言はず惟に殿下の稱を執て以て其名目とする故陛下閣下執事の稱を用ひざるなり

止

自跋

宮殿の稱は和漢ともに宸居のことに限るや否の論あるを以漫りに老邁せるの僻言を筆す其事の序陛下殿下の事に及べり聊隨意的妄言多かるべし努々禁佗見ものなり云爾

天明六年端五日

大判事 橘嘉樹

實曆十四年五月五日
○賀茂競馬記錄(附註) 天明三年三月一日賀茂氏
人に承候處聞書に漫筆

毛付

乘尻

着坐交名

一、乘尻目錄之内

儲勝とは 左の勝なり

追勝とは 右の勝なり

先勝とは 左は勝負木より乗越す右は勝負木へ未だ至らざるを云ふ

右は勝負木より手前にて左と並べ乗を云

納陸言所以納人言之階陸也云々又初學記秦始皇始作前殿其制有經左城右平平以文磚相亞次城者爲階級云々

按に鄂とは字彙の註に根也音揚子雲甘泉賦紛被麗

其亡鄂矣とあり根は崖也地埒也界也とて今云限り

のこと也陸は卑也とはひくき處あることにて鄂の

根の如く高きに陸の卑きを交へて高低あるを云ふ

にて乃階級して上下すること也因て左城とて殿

の構へは東に階級あるを云城音戚砌也とて是も階級ある義なり又右平

と云は右の方は平にして文磚とて磚は文ある瓦を

以敷並べたることにて今云敷瓦なり納陸と云へる

は天子は衆人の言を納る事陸の卑きより階級して

進み升るが如きにたとへたり

殿の字は本と殿最とて從軍に上功を曰最下功を曰

殿殿は譬にて後なり論語云へる孟之反不伐奔而殿た

りといふ軍後を殿と云ふにて本朝にて後苑と云ふの

義なり、事物紀原に云殿は屋の殿にて軍後の象屋を擁

從するを軍の殿にたとへしなりと、是を以天子の

宸居を殿と云は宮室榭官舍寮司悉前と左右に存して

衆臣各其官舍寮司に擁護し奉仕す然して天子は其後

に居し給ふ即ち北辰の其位に在て南面するの謂なり故に天子の宸居を殿と云へり

一、殿下稱之事并異邦陸下閣下等の事

蔡邕獨斷曰陛下者陸階也所由升堂也天子必有近臣執

兵陳於陸側以戒不虞謂之陛下者群臣與天子言不敢指

斥天子故呼在陛下者而告之因早達之意也上書亦如之

及群臣上庶相與言曰殿下閣下執事之屬皆此類也

按に陛下と稱し又殿下閣下と云も各天子に附する

ことにて是陸は卑きの義にて殿堂へ昇るの階級の

ことなり故に其階下にある人を呼ぶ上言するを以

て陛下と云ふ夫より轉じて殿下閣下とも云なり執

事とは是も本階級の下に在て事を執る人を斥て云

ふの義にて執事と云共に以て至尊を指て云ふなり

との義なり

本朝にて殿下と稱するは執政を斥すなり是執政の人

は天子に代て朝政を攝錄し給ふ故なり異邦は大國と

いへども天子となりて革命する人は各死生の間に在

て國家を得て然して萬乗の尊きに居する人なる故に

創業の人は政令多く自らして必執政の人に委任する

ことなし故に群臣の奏言するものは執政の人に倚ら

の稱尤揭焉桓武天皇今の平安城へ遷都在しより殿堂樓閣坊舍廳衙南北十町東西八町其餘曹司寮司咸く枚舉に及がたし但宮城内外の諸門條坊等の各も亦數多あり共に拾芥抄に詳なり然して其殿堂樓閣及諸門の名義は悉く異邦政治洪福の號をうつし取て殊更漢唐の佳名を用ひらるゝは其據所は各異邦の書に詳なり故に今其據る處を以て左に舉て本朝の制度の異邦と等きことを明す

野客叢書曰古者天子之居總言宮其別名皆曰堂是也、故詩曰自堂徂基禮言天子之堂初未有稱殿者、秦始皇紀言作阿房宮甘泉殿、蕭何傳曰作未央殿其名始見、而阿房甘泉未央亦名宮殿皆起於此時、按黃帝有合宮、堯有貳宮、湯有鏹宮、周有蒿宮、楚有蘭臺宮、韓有鴻臺、齋有雪宮、列子有化人宮、神異經有天津、古之言宮者如此、宋玉賦謂高殿以廣意商君謂天子之殿、戰國策謂蒼鷹擊於殿上、說苑謂齊有飛鳥下止殿前、莊子謂入殿門不趨奉劔於殿下、史記毛遂定從於殿上優孟入殿門吉之言殿者又如此、則知宮殿之稱其來久矣非但始於秦始皇也、但未聞專名某殿而已、此二字者上下通用不拘至尊、如儒有一畝之宮、象往入舜宮、

霍光第中鸞鳴前殿、黃霸居丞相府舉孝子先上殿是也、藝文類聚謂蕭何曹參韓信皆有殿云々以上野客叢書の文小補韻會云師古曰古者屋之高嚴通呼爲殿必不宮中若王霸令郡國史條對有舉孝子先上殿々丞相所坐今惟天子宸居爲殿云々以上殿字註に見ゆ

按に此文の義古は宮殿の二字共に必天子宸屋の高大殿整なるを都て殿と云しを秦始皇阿房甘泉の二殿を作られしより漢も亦未央殿を作て殿と稱してより各天子の居のこととなりたる也是宮中の殿なるゆへ天子の宸居を宮と云こ、其宮の中に高嚴なる室禮を殿と云なりたとせば阿房宮の前殿と云にて考わかつべし夫な通稱と云なり必ずさかりそめにも至尊の外は宮殿と稱することなし尤古に宮と云しは黃帝の合宮より、齊楚の宮に至るまで天子諸侯のことにて庶人の居にはあらず列子の化人宮と云は寓言なり然るに如儒一畝宮又文字なれば其は制の外なり象の舜の宮に入の類並に丞相府を殿と稱せしことあれども古に天子諸侯の宮と云の類各惟宮と云殿と稱するなり秦始皇の甘泉阿房の二宮殿又漢の未央宮の如く某々の名號を立て何某宮何某の殿と稱せしことは始皇以降にて天子に限れることなり

劉熙釋名曰殿有殿鄂也有陸阜也有高阜也天子殿謂之

大中納言へは 梅花 金めつきにて作る

參議へは 山吹 右に同じ

右各冠へ挿賜を其儘にて退出あるなり

一、豐とはゆたかの義、明とは夜終の節會にて曉に及びて明かに賑榮るの義なり

但正月三節會と此豐明ともに四節會と云^{年々新嘗會の御時みと}

りあり 然るに今日をば豐の明と云ひ習せたり正月も又は臨時に節會あるをも各豐の明なれども今日に限りて豐の明りと云ふなり

但年々新嘗會の翌日は豐の明りの節會にて辰巳の如き節會はなし辰巳^{ユキスキ}の節會は大嘗會の時ばかりなり依て年々の豐の明りは辰の日にあるなり

以上

右大嘗會以下豐明に至まで其式は御次第書あり又三ヶ重事抄等に委く記せられたり況や江次第西宮記等にも明白なり然れども事繁多にて忽ちに見知れがたきによりて其大抵を一つ書にして申せよと或人の命せらるゝによりて唯其名目と趣とを百分が一を記すものなり

天明七年十一月

橘嘉樹

右一冊は下書なり猶又清書して糺し改め追て可入高覽候へ共當時御式行はるゝの事ゆへ内々草書の儘入高覽候は早く奉るを要とするのみなり穴賢あやまりも多かるべしと恐れ惶るゝなり 嘉樹

○宮殿之事

宮殿の稱和漢同じく天子宸居を斥えて稱す 本朝にて宮と稱せし始めは 神武天皇筑紫の宇佐に至り給ふとき菟狹國造祖狹津彥菟狹津媛造二柱騰宮^{フタタケノミヤ}而奉饗^{ホウケイ}徒執鉄離宮^{ツクセツリノミヤ}と訓せり是天子の居を宮と云へるの始なり其後古備國に徙り入給ふとき高島^{タカシマ}の宮を造りて行宮の宸居とす其より辛酉の年に至て始て大和國畝傍^{ウツナリ}山の東南橿原の地に都を定給ひて宸居を經營在す是即ち橿原の宮なり此より以降世々の遷都皆宮を以號とす所謂葛城高丘の宮片鹽浮孔^{カタシホウキナナ}の宮等なり 此餘數多の事繁多なれば爰に略す 又殿と稱することは 雄略天皇廿三年八月庚午の朔丙子天皇崩大殿と書され又顯宗天皇九年六月辛避暑殿奏舞會群臣設以酒食とある各宮と稱し殿と云へるの起原なるべし爾來 皇極天皇四年六月丁酉の朔戊申天皇御大極殿古人大兄侍ると云々^{以上各日本紀の所見} 是殿に號あるの始なるべし以來は宮殿

悠紀とは齋と云の略訓にて清淨潔齋の殿と云義なりイとユと通音にて中のツを略したるなり夫を悠紀と書くは假名書なり字義には拘らぬことなり主基とも次と云ことにてスと通じたる假名書なり依て悠紀主基と云は初に備へたまふ御膳を齋ホテと云ひ二度目の御膳を齋イキと云へる稱なり

廻立殿とは御支度遊ばされ候殿なり初め此所にて御湯を召し御支度ありて扱悠紀殿へ入御あり御献備はてゝ又此廻立殿へ入御ありて御支度あるなり故に二度還り入玉ふと云義にて廻立殿と名づく廻の字はかへると訓す是廻り立ち入らせ玉ふ殿なり右にて御神膳の事終るなり然して翌辰の日より己午と都合三ケ日は右の大嘗會事故なく終らせ玉ふの御祝義にて節會を行れて臣下ともに御酒きこしめして祝せ玉ふことなり其節會三ケ日なり則左に記す

節會の次第

一、辰の日を悠紀の節會と云是は悠紀の御膳事故なく奉らせ玉ふの御祝なり故に此日は悠紀の國司より近江守饌味とてたとへば松か梅の枝に鳥をつけて此鳥は雄子なり奉なり參役の公卿以下殿上人まで小忌を着

して參内あり是を私の小忌と云なり辰の日の酉刻より始りて曉方に終り退出あるなり

一、己の日を主基の節會と云是も亦主基の御膳も事故なく奉らせ玉ひたるの御祝なり此日は主基の國司より饌味を奉る是も又薄の板に髭籠を付て奉る髭籠の内には橘栗等の物入る由也其義辰の日に同じ但此兩國の奉る饌味は曉き方に及ぶなり其品大凡は右の如し

時によりて少しつゝ替ることもある由なり

一、午の日を豐明節會と云是は悠紀主基の御膳奉らせ玉ひて其節會も行はれて萬づ滯なく事はて玉ふ事にて公卿以下六位のまでに節會の儀あることなり各小忌私の小忌を着し心葉日蔭等辰巳兩日の如し但此日は挿華を賜ふなり

天子へも挿華を奉る大臣より奉なり公卿へは參議奉る夫より以下へは國司の人よりさし參らするなり此かざしは出納とて藏人所より調進す是も亦時によりて品々かわりあり

天子へは 菊 銀にて作る
大臣へは 藤の花 金めつきにて作る

り

一、御禊行幸として十月至て河原へ行幸ありて天子御禊をなして神事に預玉ふの式あり其河原は二條三條の河原なり是も昔は加茂川桂川葛野川等例あまたありとなり今は行幸の義なく唯其式のみにて御禊あるなり

一、由の奉幣と云は御禊の後大嘗會を行せらるゝ由を神祇へ告申さるゝ御奉幣あり是を由の奉幣と云は大嘗會行せらるゝ由の奉幣と云を略せし稱なり

一、五節舞 舞姫として舞妓五人袖をひるがへして五度奏舞ふ事あり大嘗會の前日にて寅日のことなり其前日丑日に五節帳臺の試として寅日の舞妓を習禮せしめて敬覽あることあり此事は年々十一月の丑寅の兩日にあることにて大嘗會に限ることには非れども年々の舞妓は四人に過ず大嘗會の年は五人にて悠紀の國司主基の國司より一人つゝ公卿より三人献せらるることとなるによりて大嘗會の式に記し加ふるなり

此五節のことは公事根源に委く記せり畢竟大嘗會に限りたることならぬゆへ爰に其子細を略す

一、卯の日御神供を献せらるゝ當日なり最初廻立殿

へ入御ありて御湯殿のことありて夫より悠紀殿へ入御ありて悠紀の御膳を奉らせ玉ひ又廻立殿へ歸御ありて又御湯殿のことありて夫より主基殿へ入御ありて主基の御膳を奉らせ玉ふなり此間のこと御神秘なれば主上並關白宮主の外は知ることなし

此間のこと大凡は三ヶ重事抄にあり尤委くは記せられず故恐れて今其大抵をも記せざるなり

一、寅卯の兩日殿上の淵醉と云ことありて殿上人など郎詠今様を諷て亂舞のことあり是亦大嘗に限りたることにあらねども寅卯の日にあること故爰に記す、淵醉とは淵はふかき心、醉は醉なりふかく酔て興する云ことなり但今は無之

一、大嘗宮は昔は大極殿の前龍尾道と云所に立らる今は紫宸殿の前に立らる其御構へ茅葺の黒木造り也黒木造とは皮付のはし悠紀殿一と構へ主基殿一と構へ其側にゆきすきの膳屋あり各別にあり又其後の方に廻立殿と云ありて其廻立殿の構の中に御湯殿あり各黒木造りなり

此悠紀主基の殿廻立殿とも主基の御膳奉らせ終りて後曉には委く取拂せらるゝなり

行はるゝは新穀の實りを神祇へ供せらるゝの時に宜きゆへなり

但即位の年に行はるゝこともあり夫は即位の時節によるなり又は故障ありて延引あることもあり各定例にはあらず時によることなり即位の年に行はるゝ早春か又は夏の初に即位ある時のことなり

大嘗會をおほむべと訓するは新穀を以て天神地祇に献せらるゝゆへ神祇の其新穀を嘗聞食ナキコシヌとの義なり年々十一月に行はるゝをば新嘗會と云是をもにいなめえと云代の始を大嘗會と云ひ年々の新嘗會と云なり是其義の嚴重なると尋常なるとの義を以て其稱かはるなり上に云如く代の始には殊更をこそかなるゆへ大の手を加へて大嘗會と稱するなり大嘗會は儀は其年の始めより式ありて散齋一月とて其年の十月より御齋一ヶ月にて行せらるゝなり

散齋と云は穢れ不淨のことを聞召さす萬に御身を清め玉ふなり故に朝廷の御政事はありて唯不淨穢汚を奏せぬなり大嘗會の日は致齋とて此日は前後三ケ日の間は一向に清淨に在すゆへ御政事も聞召さす唯神事にのみ預り玉ふことなり是を稱して散

齋一月致齋三日と云ふなり

其次第を大凡左に注す

大嘗會の次第

一、御即位の翌年に二月より九月迄の間を國郡卜定と云ことなり近例は大方四月にあるなり

國郡卜定とは大嘗會に供せらるゝ新穀を作るべき

國郡を卜ひ定めらるゝなり近代に近江を悠紀とし丹波を主基として郡は卜定によるなり

四ヶ國の中に定らるゝなり
り近年は本文の如くなり

悠基とは最初に備へ玉ふ御膳の事、主基とは二度

目備へ玉ふの名なり ゆきすきのこと
は又下に注す 此卜は卜部家の

秘説にて今吉田家にて行ふ其義龜の甲に墨を引て夫をやきて其ひびわれの入るを考ることの由なり

國郡卜定のことを行はるゝによりて近江の守と丹波の守とは其役にあづかるなり介スケも亦同くあ

づかることなり

一、拔穂の使とて神祇長上の官人悠紀と主基との國々へ行向ひて兼て作らせられたる稻を拔取るの式あり其後又稻舂とて其稻を舂調ることありて歌を詠することあり此歌は歌仙の人又は儒家の人詠するな

此輪の越様は先左の足を踏入て口の中にて左の歌を頌す水無月の和難ワナシの萩ハギする人は千歳の齡ナニひ延といふなりと稱し終りて右の足を踏入れて潜り越し又後ろざまに跡へ戻りて又始の如左の足より踏入、歌を頌すること等又同じ、如斯三度潜り越て右の手に持たる茅麻の萩を以て惣身を萩除清るなり

次に近侍の人事終る由を見て件の茅の輪を撤す次に近侍のもの又萩除終り玉ふ茅麻の萩を給て退く

夫より近侍の者始の竹九本と壺とを此萩に取添て次に候する人へ渡せば、次に候する人此三品を取て下部に取り持せて便宜の河原へ齎もち行きて後ざまに投入れ還り参り、事終りたる由を近侍の人へ申次に常の座へ復り入て祝のことあり

此祝のことは輕重甲乙其人々の意にまかせられて子細なきことなり

次に件の撤たる茅の輪を身近き方へ送り遣りて各越へ潜りて萩除を成さしめらるゝなり次に御身近き方の萩除終れば近侍の人より始て其程々に従ひ次第に末々までも萩除を學びをすることなり

但此茅輪を越たる時はいつも件の歌を三度づゝ頌するなり一説に 思ふ事皆つきねとて麻の葉をきり握りても萩除つるかなと此歌をも頌すると云へり

右者江家次第大萩十六月 或神祇令式等の趣を以て當時年中行事次第斟酌略式述る也

天明寅年六月晦日

嘉樹

右一冊は或貴家の御方の求によりて古式を斟酌して近代の趣を考合て次第を注するものなり、是を以て正式とするにはあらず只其次第如斯ものと云ふ事を知らしむるのみなり

駿岳蒼梧寓陳人 嘉樹記

右筆して置けるを去年正月晦日京洛にて丙丁童に奪去らる依て菅沼氏へ見せける時同人のうつし藏せるのよしなり一冊を乞戻して又再び潤筆乞て筆し設るものなり

天明九年正月十七日

嘉樹

○大嘗會大抵此式別に藤滿卿集成大嘗會の私記と云あり併せ見るべし

一、大嘗會と申は天子御一代に一度の大祀なるゆへ即位の翌年の十一月に行せらるゝことなり十一月に

り御當家三代大猷院殿家光公の妃となりて則綱吉公を産れ奉なり 綱吉公嚴有院殿の嗣となり玉ふに依て當寺殊に御願寺の勢ひ繁榮他に異なりと云

○和難祓除之次第略式

先當日便宜刻限酉刻を用昵近人禁中にては藏人五人勤之謂所節折 人なり候而竹之節を以て御身の長より始め所々の長を取量也、

此長を量るには篠竹の細きを用ゆ長さ一尺宛數九本調すべし、

其長の量やう、

先御襟の一の骨より御足の方迄至て量る一本、次御左右の肩より御足迄至量る左右二本、次御胸の中より左右の御手の指先迄至て量る二本、次左右の御腰より御足迄至りて量る二本、次左右の御膝より御足迄に至て量る二本、都合九本を用ゆ、

其長の量り様一尺程づゝに量りあて、終の所にて其餘る程の際に朱を以て印を付るなり、

次に九本の竹を一つにしてこよりにて結へて庇の間に置、次空壺一口近侍人蓋を撤て進上すれば、其空壺へ御氣を吹入玉ふこと三度、近侍のもの夫を給り

始め撤したる蓋をして能く封て件の御長を取候竹と一所に庇の間に置、

此封じ様は紙一枚を水にてしめして夫を蓋の上より覆ひをくなり、

次沐浴齒固、次改衣、

清き服を着するなり、其服は其人の意にまかせて着用するなり何の服と云定はなし但主上は御直衣を着御あり是趣に准て心得あるなり

次に便宜の間へ復た入玉ふ始め御長を量りし間なり

其間に兼て簀薦一枚をしきて茅輪を設くる也此茅輪に檀紙のして四つ同鈔紙四枚を所々に狹みをつく也此四手鈔紙は忌部氏の調することにて習ありとなり、去れども當時忌部氏なきによりて禁裏にては忌部氏の代として山科氏民部丞是を役とすと也並に茅と麻とを手にて執てよき程に束ねて本とを宿紙にて包其上を又茅にて巻く也此宿紙は禁裏にては圖書寮調進なれども自らの家には宿紙なきによりて檀紙杉原等を用ゆるなり

次に件の麻と茅とを萩として御右の手に執り玉ひ茅の輪を越玉ふなり

權師殿の仰の趣
を圖す

于時明和八年辛卯四月十四日於都督御亭五松樓
禁秘鈔の御會あり其度奉于書之

追加書

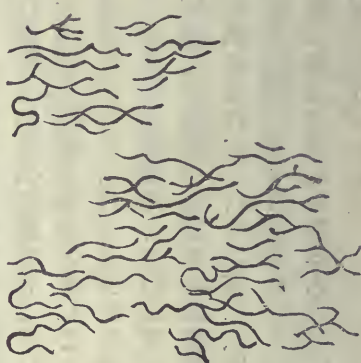
護國寺は眞言宗にて寺領千二百石なり、山を神齡山と云本尊馬腦石觀音唐佛なり、此地は武藏國豐島郡峽田領と云へり

橘 嘉樹誌



天明六丙午年三月より至五月江府牛込護國寺にて本
尊觀世音開帳あり此節當寺什物數多令拜其中に白平
絹の幔二條あり其文濃色と見ゆ今見る處は黒きなり形狀左の如
じ五月十一日田村氏靈寶場の苾芻に便て矢立の墨を
以て摸寫して退く嘉樹又其圖を欲て同生に請て爰に
臨寫す然して赫蹄本圖を臨寫爲しがたし僞て小に切
爲す

實に臨寫するものは別にありて聚頭假字函へ收め入
るゝなり



嘉樹考るに當寺は眞言宗にて京師の東寺の末派な
り然れば東寺にて長者灌頂の度用ひらるゝの帳朽
木形なれば往年當時は柳營の御歸依たるを以其寺
院の繁華なる勢あるを以潛王して擬したること
もあらんかと殊に感慨して僻案を述ぶ者

天明六年五月十七日

大判事橘嘉樹

(追考)石見國濱田の從臣伊下氏古畫の春畫を齋し
來て視さる其几帳の文件の朽木形の文あり

護國寺は

御當家五代常憲院殿綱吉公の御母君桂昌院殿の御
歸依なり桂昌院殿俗姓は本庄太郎兵衛宗利の女な

衛の淫聲と云ひて君子の惡む所也凡そのこと能程に終るを以て聖人の道として物にあやまちなきと定めたる物なり、萬の事調子に乗て程を過さぬを五節の舞樂に表して五聲の節と云ふ義にて五節と云なり

五聲の舞の起りは天武天皇の御故事なれども五度袖を翻たるより五節と稱、又五人の舞妓を奉より五節の名ありと云は一向無稽の説なり、五節の夜は殿上の淵醉とて公卿以下群參して饗を賜の御遊宴なり、故程よく退參して過度なきが爲に淵醉の作法は各酒に醉なる風情にして退出するを舊禮の古實とする也、五節の次第又淵醉の式は悉江家次第にあり大抵公事根源抄にも詳なり

右は或人の問來れるとき五節名義のことを對へしの舌草なり、たま／＼左傳の文を拔萃して考への基となすものなり

天明五年十一月

橘嘉樹

此草書此春京師にて焼失せしに仍て昔日森田氏良典氏のうつし置けるありといえるによりて借り戻して再び草稿を補すものなり

天明八年秋七月三日

嘉樹

○朽木形文之事
禁秘鈔曰清凉殿五間

帳
四面有几帳惟夏生以胡粉盡華鳥

冬朽木形云々

枕草子曰なまめかしきことのあたらしくもなくていたくふりてもなきひはたやにさりぶうるはしくふきわたしたる、あをやかなるみづの下よりくちきかたのあざやかにひもいとつや／＼かにてかゝりたるひものふきなひかされたるもおかし云々。榮花物語若水卷曰しんでんをみればみすいとあをやかにくちきがたのあをむらさきに匂へるよりにようほうのきぬのつまそでくちかさねなり云々。

已上朽木形の名義の古く見へしなり此外にも有べし、所見拙ければ注すること能はず滋野井權帥公麗卿の仰せに東寺にて長者灌頂の度に懸らるゝ所の帳の文朽木形の文にて古の物なり地は白綾なるか平絹なるか縞に見わけ給はざ文は濃色にて其形狀大凡左の如なる由、又仰春日御縁起畫卷物二十卷あり其中にも朽木形の帳あり其文の圖も亦共に同き物なるよし

嘗會の年は殊更の事、年々十一月新嘗會の豐明の節會には南殿の東階の砌に筵をしきて舞女一人五位の裳からぎぬを着して袖をかへして舞奏するの式有て伴の筵道のはとりを、樂前的大夫とて中務の丞なる官人束帶して二人也保護し巡る事侍るなり是全くそのかみの舞妓の倣なる式也

按に此舞妓の式は寅の日の事なり、然して丑の日に帳臺の試ありて舞妓の參入又は晚參とて寅の日の朝に至りてまいる事等、また卯の日は童女御覽の事等舊式最嚴なり、委くは江家次第にも見へたり今の世のたい其倣のみなれば大嘗會ある年は午の日豐明の節會の日に混じ、年は新嘗會の節會の日に混じて舞妓の式は侍る也、此事いつの頃よりの事とも其のうつろい來れるの時をば考へ合せざるなり

右五節の舞の起り又名義のことは江談抄、政事要略本朝月令等其餘も歌書に記こあり來由詳なりと云へども、國史には顯なる所見なし猶其來由を考へ正すべきにこそ嘉樹密僻するに以前の諸書に天女袂を翻すこと五度なるゆへ五節と稱、又は五節の名義に據て舞妓五人

を奉らるゝ泥て却て五人を以五節の名目あるの據とすること各以謬るに似たり、抑五節の字は左氏傳に見へたり所謂左の文にて明なり

昭公元年傳曰晉侯求醫於秦秦伯使下醫和視之曰

疾可爲也、是謂近女色一疾如蠱也蠱惑也非鬼非食

惑以喪志惑女色也良臣將死天命不佑其臣不匡救君過故將死而不

爲天、公曰女不可近乎、對曰節之先王之樂所以

節百事也、故有五節五聲遲速本未相及中聲以降之

後不容彈矣此謂先王之樂得中聲々成五降而息也降罷退於是煩乎淫聲

煽心耳乃忘平和君子不聽也五降不息則雜聲並奏所謂鄭衛之聲也

物亦如之言百事皆如樂不可失聲至於煩乃舍也已無以生疾煩

舍則君子之近琴瑟以儀節也非煽心爲心之節義使動不過度云云

此文の意は聖人の樂を造り翫ぶことは君子の道に合

へるを以てなり、遲速本未とは始めゆるやかに後は

早めにして序破急と云へるの拍子を考へて中聲以降

るとて遲速本未の調子程能きを計ひて舞ひ納るを中

聲以降ると云て爰に於て樂を終るなり、故遲速本未

中聲を五聲と云なり、此程よき時に樂を終らざれば

其調子も盛に面白なりて後には亂舞の如なる是を鄭

をもて舊筆せしごとく再び書うつして今に及て子供
孫どもへみやげを袂よりするものなり穴かしこ可笑

寛政二年八月七日

老邁嘉樹

○五節之事

江談抄曰清見原の天皇の時五節始也於吉野川一鼓

琴天下下降出前庭一詠歌云々依以其例始之歌曰
清見原の天皇とは天武天皇の御事なり○吉野川は大和國なり其吉野川ノ皇居ノ所を瀧の宮と云ふなり 乙女子賀乙

女佐比志毛加良太磨乎乙女佐比志毛其加良多磨乎

政事要略卷廿七年中行事條曰云一 右の文と同じ故に略して不記す

本朝月令曰云一云 是も亦右の文と同じ故に略す 公事根源抄曰天

平五年五月まさしく内裏にて五節の舞はありけり

此事闕史に 又曰神女袖をひるがへす事五度に及、

是によりて五節とは名付侍るなりその時御門御歌よ

み給へり

おとめ子が乙女さひすもからだまを袂にまきてお

とめさひしも

政事要略江談抄本朝月令等には天女の歌と有、爰には主上の御歌とあり何れ可なるや分りがたし

右の意は 天武天皇大友皇子に襲れ玉ひて御出家ま
しまさんとて大和國へ忍びまかり給ひて吉野川のほ

とり瀧宮といへる所におはしまして或夜御つれぐ
のあまり御琴を弾じ給へり 度々御琴とあるは和琴なり 其時御前なる
山に白雲たな引わたりて其雲の中に天女とおぼしき
乙女ありて御琴にあはせて舞を奏しけるを叡覽あり
て此御歌を詠しさせ給へり

おとめ子が乙女さひしもからだまを袂にまきてお
とめさひしも

と吟しさせ給へりとかや、此天女の天下りしさま
主上の叡覽ましませしのみにて外に見る人なしとい

へり

按に、此御事は實に御夢うつゝの如くに幻に、

御目にさへざりたる事にて眞實に天女のあま下り

し事には非るべけれ共、ふしぎに其後聖運をひら

かせおはしまして御代を知しめしける時吉野にま

しませし時の御吉瑞のためしとて爾しより後は年

毎に十一月の寅日に五節の舞妓を叡覽ありしなり

件の詔によて年毎に大臣以下參議の人まで夫々の

次第にまかせて年に舞妓を奉られしなり、公卿の

御息女を撰み奉られしゆへに舞女といはずして舞

妓とは稱し來れるなるべし、仍て今に至るまで大

産に備るものなり

抑御節會の式は内辨外辨の公卿武官の警固執柄の諸司等夫々の束帶して堂上砌下より集ひ給ふこと或は御帳臺え出御の御作法公卿の練足宣命の次第又庭上に版を設標を建烏瓶子とて頂に烏の形の五色に色どりたる大瓶子を居置れて御酒を設賜ふのありさま内辨の大臣の開門園司等を仰するの事、又は立樂を奏し舞妓の袖をひるがへし舞つるの事其義はて、月花門にして祿を給ふのまでも悉く三節會豐の明りに同じ次第也、然して今日の義の替れるありさま、其大抵を申さんには外辨の公卿南門より練り參らせられて西の階より昇殿まし、臺盤につかせられて御酒賜へる一献二献の間に立樂とて舞人樂人庭上にす、み出て音樂を奏し舞妓は東階のもとにて袖をひるがへして舞ひかなでしありさま、此時立樂前の大夫とて申務の衆束帶して舞妓を誘ひめぐるなり舞姫は五衣に裳からぎの袴を着す二人なり其間に庭上に立らるゝ烏瓶子より造酒司さの御酒うつすありさま内豎の進退殊に以て嚴也又此間に庭上に立られたる標版を徴して砂をならして庭の面を粧へば馬寮の頭日花門より馬部舍人を率て白き馬二疋庭上を引わたして月花門の方へ

わたるなり此二疋の馬には各々馬取をかけて引わたすなり此義は御帳臺の中より叙覽まし、群臣も共に拜見して事はて、入御まし、公卿も又西の階を下りて退りたまふありさまなり、扱月花門の許にて大凡省の官人祿のものをかつくありさま最嚴重なり

此節會辰の刻の催しといへ共やう、午の刻より少し前に始まる事、後には夜に入るゆへ退り給ふには庭門より炬火をとりて召具のもの共まうすありさま申も中、及びなき事なり

右の御式は次第悉く三節會の次第に委しく見べたりといへども、たまゝ田舎より參りて拜見在し事殊更御式の白日に改りしにて、老ての眊める眼を驚かしぬるの事を筆して家づと、なすものなり、堅固密々の草稿なり穴かしこ

天明八年正月十日記之

老邁嘉樹

右京師旅寓にて筆し置ける一とちを同じ月の晦日の火に灰燼となしぬ其後此事おもひよりもなかりしにふしぎに此間鈴木氏久慶といふ人書狀の中へ卷入ておくりし次第ありとて見せられしにて焼失せしもの、又存せるも奇代のふしぎなるまゝ、其おくりし草案

も成るは龍の媒とかや稱して其德種々なり

異邦にて龍馬と稱するものは其たけ八尺の馬をいへり其八尺を我邦の尺に考れば金さしの五尺七寸ほどの馬なり並云今馬に阿於と云毛あり其色は黒し是蠶海集に牛の色の黒きは蒼色とて青黒なるものをいへり、其譯は牛は陰獸なるをもて雜色いろ／＼ありといへ共其性の本色は蒼を本とすといへり馬も又しかり馬は陽獸なるをもて其毛色はさまざまあれども其本色赤しとかや見へたり、爰を以陰獸の形なる蒼色の馬は青陽に覽せるに叶ざるのゆへにて龍德を以賀し奉て白馬をひきつれわたる事なるべし、故に白馬と書て青陽の義をふくみてあをばと稱するよし也、古此節會には月毛の馬を廿一疋率出て庭上をわたる事なり則左馬寮より十疋右馬寮より十疋此外に餘馬と稱して左右馬寮より隔年に一疋つゝ率いだせるよし也是は大内裏時の義にて諸の官舎も備り庭上も其を行るゝにたへたる結構なるゆへなり、今は庭上もせば／＼しく左右馬寮も名のみなるをもてたゞ禮容を失たるの義のみにて廿一疋の十分一にてたゞ二疋を引わた

すのみなり、然れども節會に大小の二様あり、白馬と豐の明りは大節會にて元日踏歌などいへるより又一しほに嚴重なる趣きなるよし也、中世以來四節會共元日白馬踏歌豐明大凡酉の刻の催にて、日入て後の行事にて其御式のはてぬるは曉方に及べり然るを當今の御代に至りて殊更の僉議をもて馬を青春覽し玉ふ事は春の陽氣をむかへば邪氣をはらふの古實にて舊例も晝の間に馬を覽し給へる事なり去れば古は除目の義は六日の事なりしかども其式の繁多なるに及では曉に及べる事もありしに由て然る時は白馬の節會の妨なりとて五日に除目を轉せられて行るゝよし桃花の御説見へたれば古しへ白馬の御式は晝行れし事顯然たるもの也去程に今年の春去年の霜月に參上して其處此處逍遙しておもはず年を重ねたるの幸に伴の御式を拜し奉りし、其幾年來拜し來れるに聊も替れる事なく誠に嚴重なる御次第なりし、況や毎年拜見せしは夜の節會のみなりしに此年や幸に右のごとく改たりし白日の御式殊にもて田舍翁が眼を驚し奉る事のみなりし、たゞ荒々拜見の趣左に筆して孫子供への家土

衣服の形象を制して殊更に威重して頂戴せしむるなり抑此御雛形と申は如何なる故頂戴せしむるや思ふに已太々講の連衆たるは歴年なれども家業繁多にして參詣すること能はず去れば此雛形と申は年毎に代參を奉の故に己が神拜の服の形代などにや、然して夫をして加持念誦することありて御師の方より贈にや所詮其故を知らず誰連中へ尋問ふといへども白地に其こと分明ならず吾子其御雛形の子細を知るやと老邁答予謹て考るに正しく

大神宮の御衣をうつせる御雛形なるべし神祇令曰、孟夏神衣祭謂伊勢神宮祭也、此神服部等齋或潔清以三河赤引神調絲織ニ作神衣、又麻績連等績ニ麻以織ニ敷和衣、以供ニ神明、曰ニ神衣、云々

三河國赤引絲と者明は清にて阿加なり引は曳にて長の義なり大神宮儀式帳に云 御調荷前供奉行事赤引生絲四十斤郡内諸百姓等人別私家解除清氏御調絲持參向太神宮司止定氏絲遠令ニ編定御調櫃入氏監湯持氏御調倉進納畢云々

右は年例に神御衣を奉るゝの義也然して件の御衣は神宮の惶み尊み崇め奉の品にて凡下のものは拜する

ことさへ白地にはなし奉がたきものなり仍て神主以下禰宜内人等件の御衣を寫し形り奉て御雛形として拜賜せしむるものなり是全く神御衣の御形式の義と見へたり

以上の事神祇隨筆、神宮明辨等の赴を以て考るなり穴賢謹て白す云々

寛政六年七月廿一日

遞推量説

橘嘉樹

右楚忽一條努々可レ憚ニ他見事最非ニ假令ニ可恐秘事眞實也

○白馬節會拜見のありさま

正月七日の節會を白馬阿於と訓ずの節會といへり抑春は東方に位して木の徳あり木の色は青し、よて春陽共青春とも稱す然して年のはじめに馬を見れば其年の邪魔を除くといへる事禮記に見へたり、是を以今日主上群臣と共に白馬を覽し玉ふの義也されば春陽の義にて侍れば青馬を率出て 天覽に備ふべき事なれども馬に青き毛はなきを以て白龍化して馬となるとの本文によて馬は龍の徳あるを貴く名馬をさしては龍馬と名づく、史記にも天の用は龍なり地の用は馬なりといへり其龍は色青きに象りて四神の幟の文に

蒼梧隨筆卷之三

○荒海障子之事

建曆御記に曰清涼殿の弘廂に有荒海障子南の方に手長足長北面は宇治の網代布障子墨繪也云云

按に三才圖會云長脚國在赤水東其國人與長臂國近其人常負長臂人入海捕魚蓋長臂人身如中人二而臂長二丈云云

古今著聞集曰萩の戸の前より布障子を荒海の障子と名付て手長足長などかきたり其北うらは宇治のあしををかけり云云

按に件の布障子は凡高サ九尺ほどにて其畫は墨繪なり是乃ち金岡が圖せし物といへり

滋野井殿御説松陰拾葉にあり

然して今寫して世に傳る卷軸の圖は件の布障子を寫したるものには非ず其初巨勢の金岡が圖せしは卷軸にて鴨居殿の寶藏にありしを金岡自ら寫して布障子へ畫しものなり故に元本といへるは此卷軸の圖なり、よて布障子は燒失して亡びたりといへども其元本なる卷軸は現在するを畫所の預り土佐の家に其卷軸のうつし現在せるを滋野井故亞相入

道公麗卿のうつして藏し給へるを乞願て密にうつしたるものなり嘉樹素より土佐の家に件のうつし侍りて夫より熟望して寫せる人も多く侍れば此圖は世に流布する事尤なるべし、努々又世になき希代のものにも非れども嘉樹うつせしものは金岡が圖せしを土佐家へうつし夫をまた故亞相入道のうつして小傳を書添へ給へるを眞寫せしものなり故に今由來を筆記する事かくの如し

明和八年八月

橘嘉樹

〔附傳〕滋野井公麗卿仰云、此圖墨繪なりといへ共うすく藍をもて彩色したる圖也是畫家に云つたしなといへるものなるべし又此圖の中に希怪なる畫あり是海外遠方のものなれば其名も今考へがたし世の好事なる人さまざまに名を考へたるもあるよし也、是誣ひ名たるものにて却て僻言なるべしと仰示し侍る也舊本損壞せるに仍て

天明七年五月十七日改記

嘉樹

○伊勢御雛形守之事

或曰伊勢太々講の御祓以下種々の神物を手寄の御師より頂戴せしむ其中に御雛形と云ものありて紙を以

之祠祈爲百姓蒙祉福、師古曰王者施德澤則甘露降草木云々、通鑑綱目唐文宗太和元年紀曰甘露布文露浣宗均云甘露見其國布散者人尙武文采者甘露遲重云々、晉中興書曰甘露降者老得敬則松柏受之尊賢容衆則竹葦受之甘露者仁澤也其凝如脂其美如飴一名天酒云々

以上異邦甘露降之證徴也

和名類聚鈔曰甘露美露也降則物無不美盛矣、倭名豆由云々、延喜治部式甘露美露也神靈之精也凝如脂其甘如飴一名膏露上瑞也、日本紀天武天皇七年冬十月甲申朔有物如綿零於難波、長五六尺廣七八寸則隨風以飄于松林及葦原時人云甘露也、

廣博物志曰漢桓帝時雨白綿本草甘露條曰王者敬養耆老則降松柏尊賢容衆則降於竹葦皆瑞氣所感也、白虎通曰甘露美露也降則物無不美盛矣以上の解

谷川士清力考たる日本紀通證にあり

類聚國史曰元明天皇和銅元年五月庚申長門國言甘露降、八年五月壬辰伯耆國言甘露降、文德天皇嘉祥三年五月戊戌石見國甘露降、七月己酉石見國獻甘露味如飴饌、八月丙申公卿抗表曰石見國守從五位下笠朝

臣峯雄等奏僞、所管安曇郡川合鄉甘露降云々、謹詣闕庭陳賀以聞帝以居請難拒許之、仁壽二年五月甘露降京師樹上及大和越前加賀但馬因幡伯耆隱岐播磨長門等九國並言甘露降、齊衡二年秋七月丁未朔紀伊守從五位下紀朝臣眞高獻甘露降、三年四月庚辰駿河國言甘露降、文德實錄曰仁壽二年云々同類聚國史但大和國言之下者有紫雲見三延喜神祇式曰因幡國巨濃甘露神社、百十代明正院御宇寬永八年三月諸國甘露降歷代備考道德經曰天地相合以降甘露民莫之令而自均、王弼曰言天地相合則甘露不求而自降我守其眞性無爲則不令而自均也從去歲十二月至今今年正月柳營之前庭及諸家邸寺社並に市中毛有林木之所或道路橋上の類人々眼之及ぶ所往々木葉石上等悉甘露降矣於此今二三甘露之事實を尋求て寫認るもの也佗日又有事實ものあらば此末に筆し止むべき者也

寛政二年正月十九日

橘嘉樹

蒼梧隨筆卷之一、二終

有朔且冬至、而曆博士眞野麻呂等所上曆日冬至在十一月二日若於經史有可進退之理乎、宜議而奏之、是善等奏議曰謹案眞野麻呂所執以爲依日分小餘不足、不得合朔、論之曆術理若當然、但案曆經註云、月行遲疾曆則有六大大小、以日行盈縮增損之云々、當察加時早晚隨其所近而進退之、使不過六大大小、其正月朔若有交加時正見者消息前後一兩月以定大小、令虧在晦者以此言之、既有進退之理、而今當年曆八月大九月小十月大閏十月小、然則以一小小月爲大、自得朔且冬至、夫朔且冬至者曆數之所始帝王之休祥、既云避凶而在晦何不逐吉以退朔、昔唐太宗貞觀十四年有閏十月即得朔且冬至、太史令傅仁均以癸亥爲朔且冬至、而宣義卽李淳風案古曆分日、以爲、甲子宜在朔且、詔下公卿及諸有識於是國子祭酒孔穎達等十有四人尙書八座請從淳風議、有詔可之、雖然至於後年不見晷耀之愆、爰知一日進退未足爲妨、又尙書百釋云頻大消之案其意義每至章部之歲必欲令得朔且冬至、故類置大月至於三四、夫六大大小者曆術之常法況今唯置七大既得合朔乎、又勅從五位下行曆博士兼備後介大春日朝臣眞野麻呂外從五位下行附陽助兼權

附陽博士笠朝臣名高等曰、今諸有識等僉議云今年可置朔且冬至、若依此說逐吉置朔者於後年曆得節氣不錯謬歟、眞野麻呂等奏言謹檢術法無依吉進退之文、仍今年不置朔且冬至、依群臣議置之可無弦朔之差、於是詔從是善之議焉、廿五日辛未宣詔百官及五畿七道諸國云、今年當有朔且冬至而曆家偏依日分不足置於二日、今稽之故實既有改定之理宜改閏十月爲大、卽以十一月二日丁丑爲朔且冬至

寬政七年九月四日 假初乞潤筆也

橘 嘉 樹

右一冊の草書は今月今日に當りて弊屋に轉トするに
よて藏書悉く知己の藏舍へうつし置ぬ仍之偶々冬至
のことを檢出するに不便なるまゝ同學正綱生の藏書
を借り求てうつし取るもの也忽萃々
あやまり多かるべし

○甘露降事實

瑞應圖曰甘露者靈露也神靈之精仁瑞之澤、其凝如脂其甘如飴、一名天酒、藝文曰膏露卽甘露也聖人之德上及太清下及太寧萬靈則膏露下云々、漢書宣帝紀曰迺者鳳重甘露降集京師、嘉瑞竝見修興泰一五帝后土

然して今年迄一百三十七ヶ年に及べり
地震にて壊損
失せる寛文二
年より
なり

成廢年紀畧

初て造立せられたる天正十四年より慶長七年炎上の
度まで凡十七ヶ年なり、

再建立の事始慶長十五年より寛文二年地震の災にて
壊損あるまで凡五十三ヶ年なり

三度目建立造替の事始より當年寛政十年七月まで凡
百三十六ヶ年なり

並に數るに天正十四年

初て造立より今年まで 凡二百十三ヶ年なり

慶長十五年

再建の年より今年まで 凡一百八十九ヶ年なり

寛文三年

三度目建立の年より 凡一百三十六ヶ年なり

追加南京大佛像年序大概

聖武天皇御建立天平廿年御草創の年より高倉院御代
治承四年重衡放火せし年までは凡三百九十三ヶ年な
り

後鳥羽院御代文治二年俊坊重源再建せし年より正親

町院永祿十年松永と三好戰爭によて放火して灰せし
に及まで凡三百八十一ヶ年なり
以後二

復ひ再建ありし正親町院元龜元年より今年寛政十年
まで凡二百廿九年なり

又考るに初て造佛ありし聖武天皇天平二十年より當
寛政十年までは凡一千五十一ヶ年なり

此年序の事は續日本紀將軍家譜代備考本朝年代
記大閤記等に據て之を數るなり本より、京師大
佛の年記も同じ趣を以て數へ注せしなり、あま
たの年序のこと二三四五の求算あるべし恐れ々
々筆は同志の夜話の談柄となさんのみ呼々可惶
寛政十年七月六日午後

老邁駿岳嘉樹

三代實錄

○朔旦冬至之議 貞觀二年十月廿三日

三代實錄卷四貞觀二年閏十月廿三日紀拔書、廿三日
己巳地震勅從四位下行文章博士兼播磨權守菅原朝臣
是善 正五位下守權左中辨兼行式部少輔大枝朝臣
音人 正五位下守右中辨藤原朝臣冬緒從五位上行大
學博士大春日朝臣雄繼從五位下守主計頭兼行木工助
算博士有宗宿禰益門等曰今年一章十九年准據先例當

丈に五丈なり其一戸を八ツにて三十二戸なり夫を一町と云一町とは四十丈四方なり其一町を四ッ合せて一保と云二町四方なり其一保を四ッ合せたるを一坊と云二保四方なり則四町四方のことなり其一坊を豎に四ッ合せたるを一條と云長さ十六町に横四町なり以上古の町保坊條の定なり拾芥抄に委し爰に其大抵を云ふなり右は去る天明三年の春或人の間に答へしの副書なり然るを今年正月京師にて火に災せられて失ひけるにて水谷氏のうつし置るを借り乞て補ひ書するものなり

天明八年十一月十三日

橘 嘉 樹

○洛東大佛殿回祿之事

寛政十戊午年秋七月朔日夜亥刻頃より洛中洛外暴雨霹靂して實に木を裂き石を轉するが如くなり夜半の頃に及て洛外辰巳の方にあたつて一團の電光射下るよと見へしに忽ち方廣精舎の大佛殿の屋棟より猛火炎々として熾上し、さしも廣大なる大伽藍瞬息の間に灰燼となれり其餘煙回廊より仁王門に及で一塵の殘灰なく一片の焼土となしぬ猶餘光炎々として翌二日辰巳の尅の頃より漸々に鎮消せしと云り然ども幸

に方廣の本坊並に三十三間堂又は洪鐘等は延災なりしと云り誠に奇代の不測未曾有の珍事なり
事京師より發し來る脚力夫眼前に見得て下れり
とて五日午の上刻頃告げ來れり因に勘るに年曆
由來左の如くなり

抑平安城外大佛像は豐臣大閤南都東大寺の大佛像に准擬せられて過分の資財を費し民力を勞せしめて天正十四年より事を起して數の年序を歴て成就せしなり爾後慶長七年十二月四日回祿の災によて忽ち一時の灰土となりしを同十五年豐臣の二世内大臣秀頼公御父大閤の御願なるを以御再建あり元來南京の大佛像は唐金にて鑄建たるを大閤の意存速に造功を遂げしめんとて木像に削り作らせ膠漆を以て制飾して形のごとくにてありしなれば今度再建の義は南京本躰のごとくに唐金を以て造立あるべき旨 家康公の御意見によて過分の費弊を償ひ設けて造立ありとかや傳聞せり然るに寛文二年五月朔日地震の災にかゝりて件の金銅の佛軀壞れ損するによて今般執政の老臣故松平伊豆守信綱朝臣の思惟を以て大閤御造成の如く再び木像に改造らる同き七年月日事成矣と云へり

の門ありといへる事は左の如くなり
もかしの

或云虎書を圖するに十に八九は竹を以し又は巖石などを書き添て假初にも森林人家などに及ざるものは如何なる故にや其據ること定て子細あるべし吾子所見ありやと答云往々其不審あることにて書工までは掌國ちやうこくの人に問へどもその本據聞事なし然に予說郭の逸書中三十四五部を藏して旅行には必ず竹輿の中に携へ行て睡眠の友とせり頃日も亦下毛國二荒山へ登山の事ありて如例此書をたづさへ閱るに部中宋の龐元英が談叢の中に見ることあり所謂虎は常に趨鼠と云ふのを怖れ避く趨鼠は常に深山林木の枝上に隠栖て林中虎の過るを見れば必鳴噪して自らおのれが毛をぬきて虎の身に投ずればその着くところ必ず蟲はまゐりて偏身瘡いでき爛れてついに死にいたるゆへに林木中には虎至らざると見へたり此事は漁溪と云人山林中を遊歴して一僧の山居するを訪ふて此處山中に虎の患へにあへることはなきやと尋し時山僧の云へる如此林木繁れば地には虎の禍は曾てなきものとて右云々のことを筆せしなり曾て漁溪おもゑらく方に覺れり虎を書くもの皆平原曠野茅葦叢薄の中なるものを交へ書けども曾て林木を作ざるものは

誠に此謂なるべしと云へり予も亦考へ憶ふに五雜組事の部に云有_下人以釘鉸爲業者至山中遇一虎臥地呻吟するか見人舉爪示之を見れば一大竹刺の爪間に深く入りたるなり其釘鉸業の者爲に抜きて憐む虎悦べるの報にや忽ち鹿を含て來りあたへると云ふことなど全く虎の竹林中に在るの證徴なるべきにやと取證なく筆し止むなり

天明五年九月

老邁橋嘉樹

○門松建飾

門松は貴家に營建らるゝ事は無之の考つれど草に云大路のさま松たてわたしてはなやか
にうれしげなるこそあはれなれ

大路と云は、宮城の外にて二條より九條迄を云り

拾芥鈔云、宮城南大路禁中也廣十七丈次六大路

各八丈、六大路とは二條、四條、五條、六條、七條、八條等の大路なり南極大路十二丈

二尺九條の大云々是路中町々の事なり

堀川百首に「門松をいとなみたつるそのほとに春あけがたに夜や成ぬらん 藤原顯季

是も町々にて家ごと門松を建かざる中、にはや

中國

守一人

掾一人

目一人

史生三人

下國

守一人

目一人

史生三人

大郡

大領一人

少領一人

主政三人

主帳三人

上郡

大領一人

少領一人

主政三人

主帳二人

中郡

大領一人

少領一人

主政一人

主帳一人

下郡

大領一人

少領一人

主帳一人

小郡

領一人

主帳一人

右官員の成數は土地の廣狹と人民の多寡を以て定るの義にて土地廣ければ自然と人民も多し人民多けれ

ば種穀も繁多なり種穀多ければ正稅公廩も隨て豐饒なり土地ひろく人民多ければ國司に屬するの介掾目等並に郡領以下の官人も多かるべし、多からざれば政要も缺如の事あるによつて其國其郡にしたがひて官員を増しおかるゝこと其義尤明なり爰を以て考るに大國上國と比隣して較れば其風土の厚薄、四時、正偏、人物の美惡も其甲乙を分つの一勘なるべし並に中國と下國の次序も又その義に同じかるべし然して上國と中國とは比隣すと云へども甲乙懸隔の考へには較べがたきものなり

或人云令外の官に守以下權官ををかれ又或は掾目等の官員を増されたることあり此義は考へ加へざるは如何にと嘉樹憶ふに國の大上中下小、郡の大上中下小等のことは令條のさだむるところにして議論することなれば令以後の沿革は爰に考るに由なきことなり故に格式等のことには曾て議論を加へざるものなり穴賢

寛政四年三月廿九日追て筆す

老邁嘉樹

○虎畫風情

○上信濃國上國にして正税公廨の大上野國の大國に勝れども事は古への定めには反せり上野當は本と一國にて今の兩國の界とする佐野、笠懸野の間なる渡瀬川と云を一國の中間として兩國を合せ計ふれば正税公廨各六十萬束なり然るときは信濃國の正税公廨三十五萬束には莫大勝れるものなり去れども上野下野を一國とせしとも又夫を分つて上下二國とせしことも年紀詳ならずと云へども大抵國々に前後上下を分ちしことは延喜式より前に見へざれば是以て令條以後のこととなるべし

○越中越後上國にして田數大國の越前に倍れるものは三代格を考るに嵯峨天皇弘仁十四年二月三日越前の國江沼、加賀二郡を割て爲_三加賀とあれば本とより加賀は越前の中なれば、此二國を合せ計れば越前の田數凡二萬五千六十六町となりて越中越後にすぐれるものなり

○土佐の國中國にして田數上國たる阿波國にすぐれりと云へども淡路の國は元と阿波の國の島なれば淡路なり此田數二千六百五十町を阿波へ加

へ計れば凡六千六十四町となりて土佐國の田數に倍れるものなり

○又中土佐國正税公廨各二萬束にて大國たる紀伊國の正公は十萬束なるものは其多寡拔群の事に如何なる故と云ことを考へわくること能はず右の子細を密々註附せば國の大小中下は全く大は廣く上は夫に次ぎ中下は自然と狹少なるものにも幾からんか

寛政四年三月四日

橘 嘉 樹

追考

追て考るに國の大小中下を分つ事は一に其國の廣大狹少に拘らずとも云ひがたし如何となれば職員令を考るに左の如く見へたり

大國

守一人

介一人

大掾一人

少掾一人

大目一人

少目一人

史生三人

上國

守一人

介一人

掾一人

目一人

○山陽道八ヶ國之内

備後 郡十四

播磨 郡十二

以上は上國にして郡數の大國に倍れるものなり

○南海道六ヶ國之内

中土佐 郡七

上紀伊 郡七

中土佐 田六千四百五十一町

上阿波 田三千四百十四町

中土佐 正公各二十萬束

上紀伊 正公各十萬束

上阿波 正公各二十萬束

以上は中國にして郡數の上國と甲乙なきもの又中國にして田數の上國に倍れるもの又中國にして正稅公廩の上國に倍れる並に甲乙なきものなり

○西海道九ヶ國並二島國

此十一ヶ國は郡數、田町、正稅、公廩共に各右大上中下の名義の如く次第して異同なきものなり

右郡數田町正稅公廩の國の大上中下によりて異同あり

るもの、中郡數の多寡を以て國の大上中下を考ふる事是不詳、如何となれば令條の制を考るに郡に大上中下小の差別あるとは二十里以下、六里以上を大郡とし十五里以下十二里以上を上郡とし十一里以下八里以上を中郡とし七里以下四里以上を下郡とし三里以下二里以上を小郡とす其一里と云は五十戸を以てすと云々、しかれば凡當國々にて郡の大小ありと見ゆれども今某郡の大上中下小の甲乙あるの名義考へ得ざれば、郡數の多寡を以ては國の廣狹は考へがたきものなり爰を以今五畿七道を各路に分つて其田數と正稅公廩との甲乙を比較すれば國の大上中下に反するの甲乙漸く二ヶ國なり所謂左の如し

○上攝津國上國にして大河内の大國に勝れる事は靈龜以後のことなれば令條を定めらるゝ時は河内の田數正稅公廩ともに攝津にすぐれり續日本紀に靈龜二年四月河内國三郡を割て和泉監を置とあり然れば今和泉の田數と正稅公廩とを合すれば河内の田數は萬五千九百七町なり正稅と公廩とは各廿二萬九千四百四十七束にて大國上國の名順次の如くなり

所なり其繁雜にして見るに煩しきを以て其甲乙を約束すること又左の如し

○畿内五ヶ國之内

攝津 田萬二千五百二十五町
正一公一各十八萬五千束

大河内 田萬三千三百三十八町
正一公一各十四萬九千四百七十七束

以上は上國にして田數正稅公廩の大國に倍れるものなり

○東海道十五ヶ國之内

遠江郡十三

上總下總常陸各郡十一也

相摸正稅公廩各三十萬束

伊勢正一公一各三十萬束

伊賀郡四

安房郡四

以上は上國の郡數大國に倍り並に正稅公廩の甲乙なども又下國にして郡數の中國と甲乙なきものなり

○東山道八ヶ國之内

上美濃 郡十八
正一公一各三十萬束

大上野 郡十四
正一公一各三十萬束

上信濃 正一公一各三十五萬束

大上野 正一公一各三十萬束

上下野 正一公一各三十萬束

大上野 正一公一各三十萬束

以上は上國にして郡數大國に倍り並に正公各甲乙なきもの又並に正公各大國に倍れるもの又上國の正公各大國と甲乙なきものなり

○北陸道七ヶ國之内

上越中 田數萬四十町

大越前 田數萬二千六町

上越後 郡七
田數萬四千町

大越前 郡六
田數二千六町

能登

加賀 越中各郡四

以上上國にして田數大國に倍り又上國にして郡數田數共に大國に倍れるもの又中國にして郡數の上國と甲乙なきものなり

○山陰道八ヶ國之内

中石見 郡六

上伯耆 郡六

以上は中國にして郡數の上國と甲乙なきものなり

○上佐 郡七

田六千四百五十一町 正稅公各廨二十萬

下國一

○淡路 郡二

田二千六百五十町 正稅三萬五千束 公廨四

萬五千束

以上六ヶ國之内

中國 土佐郡數 上國紀伊と同じ

中國 同國田數 上阿波ニ倍事凡三千三十七町

中 同國正稅公廨 上 紀伊に倍事凡二萬五千束並

上阿波と同じ

○西海道九ヶ國並二島國

大國一

肥後 郡十四

田二萬三千五百餘町 正稅公廨各四十萬束

上國五

○筑前 郡十五

田八千五百餘町 正稅公廨各二十萬束

○筑後 郡十

田萬二千八百餘町 正稅公廨二十萬束

○肥前 郡十一

田萬三千九百餘町 正稅公廨各廿萬束

○豐前 郡八

田萬三千二百餘町 正稅公廨各二十萬束

○豐後 郡八

田七千五百餘町 正稅公廨各二十萬束

中國三

○日向 郡五

田四千八百餘町 正稅公廨各十五萬束

○大隅 郡八

田四千八百餘町 正稅八萬六千四十束 公廨

八萬五千束

○薩摩 郡延喜式十二
和名抄十三

田四千八百餘町 正稅公廨各八萬五千束

下國二

○壹岐 郡延喜式二
和名抄一

田六百二十町 正稅一萬五千束 公廨五萬束

○對馬 郡二

田四百廿八町 正稅三千九百束

右八郡數、田町、公廨、正稅の延喜式倭名鈔等見る

○隱岐 郡四

田五百八十五町 正稅二萬束 公廨四萬束

以上八ヶ國之内

中國 石見郡數 上國 伯耆と同

○山陽道八ヶ國

大國一

○播磨 郡十二

田二萬千四百十四町 正稅公廨各三十萬束

上國六

○美作 郡七

田萬千二十一町 正稅公廨各三十萬束

○備前 郡八

田萬三千百八十五町 正稅公廨各三十八萬一

千一百五十束

○備中 郡九

田萬三百二十七町 正稅公廨各三十萬束

○備後 郡十四

田九千三百一町 正稅公廨各二十四萬束

○安藝 郡八

田七千三百五十七町 正稅二十三萬束 公廨

二十萬八千八百束

○周防 郡六

田七千八百三十四町 正稅公廨各二十一萬束

中國一

○長門 郡五

田四千六百三町 正稅公廨各十萬束

以上八ヶ國之内

上國 備後郡數 大國 播磨倍事二郡

○南海道六ヶ國

上國四

○紀伊 郡七

田七千百九十八町 正稅公廨各十萬束

○阿波 郡九

田三千四百十四町 正稅公廨各二十萬束

○讃岐 郡十一

田萬八千六百四十七町 正稅公廨各三十五萬

束

○伊豫 郡十四

田萬三千五百一町 正稅公廨各三十萬束

中國一

○越前 郡六

田萬二千六町 正稅公廨各三十萬束

上國三 (越中ノ分誤脫力)

○加賀 郡四

田萬三千七百町 正稅公廨各三十萬束

○越後 郡七

田萬四千町 正稅公廨各三十三萬束

中國三

○若狹 郡三

田三千七百七十町 正稅公廨各九萬束

○能登 郡四

田八千二百町 正稅公廨各十五萬束

○佐渡 郡三

田三千九百六十町 正稅三萬八千束 公廨八

萬束

以上七ヶ國之内

上國越中田數大國越前倍事凡四千九百九十四町上

越後郡數大越前倍事一郡

同國田數大越前倍事凡千九百九十四町中能登郡數

は加賀越中國

○山陰道八ヶ國

上國五

○丹波 郡六

田萬六百六十六町 正稅二十三萬束 公廨二

十五萬束

○但馬 郡八

田七千五百五十五町 正稅公廨各三十四萬束

○出雲 郡十

田九千四百三十五町 正稅二十六萬束 公廨

三十萬束

○因幡 郡七

田七千九百十四町 正稅公廨各三十萬束

○伯耆 郡六

田八千六百六十一町 正稅公廨各二十五萬束

中國二

○丹後 郡五

田四千七百五十六町 正稅公廨各十七萬束

○石見 郡六

田四千八百八十四町 正稅公廨各十五萬束

下國一

下國三

○伊賀 郡四

田四千五十一町 正稅公廨各十三萬五千束

○志摩 郡二

田百二十四町 正稅一千二百斛

○伊豆 郡三

田二千百十町 正稅公廨各六萬五千束

以上十五ヶ國之内

上國 遠江郡數大國 上總大下總大常陸に倍すること

凡二郡並大伊勢と同じ

大相摸正公各大伊勢と同じ

下伊賀郡數中國安房に同じ

○東山道八ヶ國

(内國 三誤脱歟)

○近江 郡十二

田三萬三千四百二町 正稅公廨各四十萬束

○上野 郡十四

田三萬九百三十七町 正稅公廨各三十萬束

○陸奥 郡三十六

田五萬千四百四十町 正稅六十萬束 公廨八

上國四

十萬三千七百十五束

○美濃 郡十八

田萬四千八百二十町 正稅公廨各三十萬束

○信濃 郡十

田三萬九百八町 正稅公廨各三十五萬束

○下野 郡九

田三萬百五十町 正稅公廨各三十萬束

○出羽 郡十一

田萬六千六百九町 正稅二十萬束 公廨三十四

萬束

下國一

○飛彈 郡三

田六千六百十五町 正稅公廨各四萬束

以上八ヶ國之内

上國 美濃郡數大國 近江に倍すること 凡六郡 大上野

倍事 凡四郡並正稅公廨大上野 上信濃正稅公廨大上

野倍事 凡五萬束 上下野正稅公廨上野國

○北陸道七ヶ國

大國一

田萬二千五百廿五町 正稅公廨各十八萬五千東

下國一

○和泉 郡延喜式三和名鈔四

田四千五百六十九町 正稅公廨各八萬東

以上五箇國之内

上國攝津田數大國河内二倍すること、凡千九百町上同國正稅公廨大河内に倍すること、凡五百二十三東なり

○東海道十五ヶ國

大國五

○伊勢 郡十三

田萬八千三百三十町 正稅公廨各三十萬東

○武藏 郡廿一

田三萬七千五百七十四町 正稅公廨各四十萬東

○上總 郡十一

田二萬二千八百四十町 正稅公廨各四十萬東

○下總 郡十一

田二萬六千四百三十二町 正稅公廨各四十萬東

東

○常陸 郡十一

田四萬九十二町 正稅公廨各五十萬東

上國六

○尾張 郡八

田六千八百二十町 正稅公廨各二十萬東

○三河 郡八

田六千八百二十町 正稅公廨各二十萬東

○遠江 郡十三

田萬三千六百十一町 正稅公廨各二十八萬東

○駿河 郡七

田九千六十三町 正稅二十三萬東 公廨二十

五萬東

○甲斐 郡四

田萬二千二百四十九町 正稅公廨各廿四萬東

○相摸 郡八

田萬二千二百三十六町 正稅公廨各三十萬東

中國一

○安房 郡四

田四千三百三十五町 正稅公廨各十五萬東

方に荷擔せしなり去れども私意をもて他説を論ぜしことは努々はなきなり穴賢外覽を憚なりと云々

寛政九年正月八日試筆

老邁嘉樹

追考釋名之事

○國郡大小之差異

抑國に大國上國中國の差別あり郡に大郡上郡中郡下郡小郡の甲乙あり乃令條の定むる處にして從て國司の守以下官屬相當の次序並に官員の多寡ありて其制度顯然たり然と云へども大國にして郡數田町正稅公廩等の上國より劣れるあり並に中下國にいたりても又同く中國にして上國に倍し下國にして中國に勝れるありて大上中下の名義に反せるもの往々見ゆ、爰を以其因て名づくるの次第詳ならず各疑ひ意ふこと少からず於て是先哲重井義知令條の勘物又職原鈔の註釋に云へる凡國に大上中下の名あることは其廣大狹少を以て大上中を分つに非ず唯々四時の正偏水土の厚薄人物の美惡を以て國の貴賤を定るところなりと、此考勘誠に古今に通貫して後生を發蒙せしむる

の活然たるものなり恨らくは其考勘ある出自子細を筆し漏されたること如何せんや老邁爰に思を屈すること多年今更齒桑榆に傾き倒行逆施の時なるを以て事義の可に不可を顧ず苟初に延喜式、倭名鈔等の國郡の大小甲乙に預る物を拔萃して意へるまゝに其異義を推量附註すること左の如し短筆明細に抄註することあたはざるに依て假初に圖を作りて是を筆す所謂剩あるもの歟

諸國郡數田町正稅公廩等多寡圖

○畿内五ヶ國

大國二

○大和 郡十五

田萬七千九百五町 正稅公廩各廿萬束

○河内 郡十四

田萬千三百三十八町 正稅公廩各十四萬九

千四百七十七束

上國二

○山城 郡八

田八千九百六十一町 正稅公廩各十五萬束

○攝津 郡十三

るは日本紀の訓にて大分君をおほきたのきと訓し又おほきたのきみとも訓せしなり又和名鈔に筑前國新分郡をいきた郡と讀せたるも是分をきたと訓するの據る所なりまた段の字をきたと訓て神代に素盞鳥尊の八岐の大蛇を截斷て三段となし玉へるなり宮殿の階を段階と云も其階に高下をわかつの意にてきたはしと云ふなり今俗にきざはしと云はるやまりなり去れば分も段も共にわかつのことをきたとくんせしなり

又考るに分の字の訓をくまりとも訓せり古事記に水分神の注に分の字讀てくまりと云と註せり又延喜式に水分社の分の字をこまりと假名の釋あるも、こはくとの通音にてかきくけこくまりと云と同じなり抑きたと云ひくまりと云も共に日本紀に北陸道の字讀てくすかのみちと云へるなり、くすかと云もきたと云とく東西を分ちへだてたる陸の道と云ふのことなり、くすと云ふはキと云音の轉せしなり又タと云ふもカと云も共に詞の轉にて古にはくすがと云しを今はくがと云なり假令はじめは東をひんがしといひしを

後にはひがしと云ふがごとく始めはくすがといひしを今はくがと云なり、いにしへよりクとヒとの音にはんと云しなり讃岐國をさぬきと云も其義又をんと轉せしなりいまにては其訓を用ひざれば異なるやうにきこゆるなり、全く上世に朝夕の日の出と夕べの日の没とを分ちし方なるを以てきたと云なり山重りて日の出日の没をわかつとの義なり夫より今の世に至りては越の山の如く重り隔ざるをも海ならずして行く道をばくがと云ことに成たるなり此葦原の國のひらけはじまりし時は其南と東西とは皆海に望し地なり去れば北の方のみ山重りへだりて人の行き通ふ道もなければ唯山をもて此國の限りとなされたればくすかとは云し由なり依て今北の訓をきたと云習せしなり釋日本紀を照覽すべし具原氏の北は黒し黒きはきたなきゆえになきを下略してきたと解釋ありしも其叶へるに似たれども日本紀の釋には勝りがたきと思はるゝなり

以上の説は白石君の東雅の解に見へしを釋日本紀、和名抄の如きに牽合して聊愚見を以て己れが好める

東、して拙くも後昆便宜を請ひ欲すること左の如し
 日の光曜を始めてあらはすの方便なるを以日の出

る首と云ふのヲを下略してひかしと云こと意味
 的然たるものなり是は貝原氏の日本
 釋名の註釋なり

然れども古訓にひんがしと云ふ以て考れば景行
 天皇の日向國の縣に行幸し玉ひ又北の野にあそ
 び玉ひし時並に東の方を望み見て宣く此國は日
 の出る方に直に向へりとして日向國と名付け給ひ
 しは日むかし國と云へるの訓なり依て日むかし
 のヒを中略してひんがしと云しと見へたり後世
 ひんがしのしを轉音してひがしとのみ云へり釋
 日本紀に見へたるなり

西、

日の没方を古へは日禰之と云しをひねをニと轉
 音していにねの其日の字を吞訓してにしと云へ

るなり禰之には是亦通音なりねにとはなにぬ
 のの通音なり既に

萬葉集に渡津海の豊旗雲に伊理比禰之とある

も乃ち日の没方のことにてあればひねしと云ふ

は日の没方をさしてのことなり是等の訓に考へ

合すれば貝原氏のいにしの上略訓釋ありしより

明かに勝れりと思へり従ふべき也

南、

みなみとは海を見るの訓にてみなみなり是の假
 名轉じてナとなりたるなり

上のみは見ゆるのゆるを下略してみと云へるな
 り日本紀に都より東へ下り行には南の方に海の

見るによて海を見る國と云ことにてみなみのとなは
 なりと云ひし也と釋日本紀に見へたり故に古へ

は東海道をうみつみちと云へるも海つ道と云こ
 とにてつは休め字にて助語なり、見るをみと訓

せしは見へするの意にてするを略したるなり是
 南をみなと訓せし事の據る所なり又日本紀に武

内宿禰の歌に阿布彌能彌と詠せしは淡海の海と
 言ふ事にて侍る由釋日本紀に見へたり是も海を

北、

きたは分にてわかつの義なり上古のとき此葦原
 の中津國の地方は北の方は越の山重りて東西を

へだて分ちたり是も都より東へ下り行くときに
 南は東西に打つゝきて見へるが北の方は上にい

へるごとく越の山重りへだゝりて東西を分つな
 るによて分の字の義にてきたといへるなり即ち

南へ對したるの訓なり、分の字の訓をきたと云

又太平記に、大元國より日本を攻るときに鐵炮とて鞠の勢なる鐵丸ネダラを迸ハシラせて、坂を下る車輪の如く霹靂ハシラたること閃々として電光のごとくなるを、一度に二三千抛出たるに、日本の兵多く燒殺され城戸櫓に火燃付て打消すべきひまもなかりけりと、云々とあるは是名は鐵炮とあれども、全く石火矢または炮烙火矢の類なるべし、ひつきやう、種ヶ島より渡り來りし鐵炮と其品似たるによりて、太平記にも鐵炮としるしたるべし、是名は同じけれどもゆめ／＼今の鐵炮のことには非るべし、此大元より日本をせめたるは、九十代後宇多院の文永年中のことにて、種ヶ島へ鐵炮の來りしより二百四五十年も前のことなり

但太平記は三十九卷目にあり

右の説々にて其始めは正しく後奈良院の天文十二年の事を是とすべきものなり

寛政改元三月八日

嘉 樹

○丁巳年試筆東西南北之和訓

禮記内則曰六年教ニ之數與ニ方名一是數とは一二三四等の數の事を云ひ方の名とは東西南北の方を教ふる事

なり老邁嘉樹今年齡七旬に猶又七つの年を剩すと云へども思慮少く才氣空ふしていまだ其方の名ある和訓をだにわきまへず爰に於て忽卒に思ひよりて貝原益軒の日本釋名を探索して之を試るに幸に地理の部中に云へる東は日首のヲを下略してひがしと云よしを註せられ西は往去のイを上略してにしと言へりと、また南は萬のもの日の南にあるときは明らかに見ゆるの訓を取りてみなみと號るよし北は其方位黒し黒はきたなしといふ義にてなしを下略して、きたと云とも云へり

按ずるに、東の和訓は日のかしらにて下のらを略して、比加之と云ふのことは釋名なる解なり、然して西は、いにしのいを略したるとの説詳ならず如何となれば日のいにしと解釋はあれども、本文いにしと計にて、字のことは見るることなし、されば如何なるものキマににしにや、つまびらかならず最も不審、又南北の解釋も耳ミミく得たることなし、爰を以老邁、白石先生白石は新井筑後守の號なりの東雅に據て夫より遡のぼり、日本紀、古事記、萬葉、和名抄等の正記に牽合て、今又更に老邁が意のよる處を鈔出

へ異國船漂着せし事あり是則百六代後奈良院の御宇
 天文十二年八月廿五日の事也、その時種子嶋の司に
 時堯タカウといへる人あり、船中を點見して鐵炮を見ると
 いへども其ものゝ子細をしらず異國人に尋るといへ
 ども言葉通せずよつて禪僧を壹人頼て筆談せしめて
 武用の火器なる事を知れり然りといへ共又用ひやう
 をしらず禪僧も筆談にてわかり兼るによりて譯人フツシを
 一人招きて委く用やうを習ひ得て夫より異國人に價
 をつかはして件の鐵炮を求め得たり此時より鐵炮の
 事を種ヶ嶋といへり然るに此嶋に松下五郎三郎とい
 へる商人此術をよく覺えて居けるが或時異國人へ商
 ひに渡海する時難風に逢ひて吹戻されて思がけなく
 伊豆の國へ吹流されて久しく同國に在留する中鐵炮
 の術を其地の人へおしへけるより關八州に廣まりけ
 るといへり南浦文集に見へた
り略文して記す

一説は百五代後柏原院御時文龜年中に南蠻漂流の
 舟種がしまへ來りて此器を日本へ傳へたりともいへ
 り又一説には百五代後柏原院永正七年和泉の境より
 玉龍房といへる山伏求め來りて相州の北條氏綱に奉
 りしともいへり又一説には百五代後柏原院大永七年

西國浪人井上新左衛門と云もの此術を覺て武田信虎
 におしへたり共いへり此三説各後奈良院より前の事
 なりといへ共いづれも慥なる傳來に非ず、故に後奈
 良院の御宇の種ヶしま時堯が、得て松下五郎三郎が
 關八州へ廣めしといへるを先づ可とするなり其證文
 左にあり登壇必究曰大明嘉靖間始出之、最猛利、
 以ニ鍊鐵ニ爲レ管、木臺チニ承レ之、中ニ貯ニ鉛彈ニ所レ擊
 人馬ヲ洞穿、放レ之法、兩手ニテ握レ管、手ヲ不動、而
 藥線已燃、其管背施ニ雌雄二邀メアテノ以レ目對レ邀、
 以レ邀對下所レ欲レ擊之人上、三タヒ相直而後發ス、擬ニ、
 人ノ眉鼻、無ニ不レ著者、是倭夷用テ以肆ニ機巧、中國
 習レ之者也云々邀とは今云ふけんとう
のことにて目あてなり

按に明朝の嘉靖年中は本朝の天文の頃なり
 又徵崧錄云日本天正十四年秀吉以ニ平義智宗對馬守なり
 朝鮮王へ送れりとあり是朝鮮へは日本より渡せしの
 證據なり

按に雍州府志に足利將軍源義輝の時弘治年中の事
 とあるは、百七代正親町院の御宇にて天文十二年
 より十ヶ年程の後なれば、大凡同じ時代なるべし

○モンの字義

或云俗中金銀の分量を云ふに何匁と稱するに至て匁の字を以てするものは其字の義如何哉假令一匁と云ふ時は其秤の重さは錢一文の重さ也、爰を以一錢を以て一文と云より一文目と云事を合畫して一分と云を一匁と稱するに似たり、請ふそのよる所ありやと、答貴考の如く一匁は其目の分量如何にも一文目なりされとも件の文字に匁と書く事は文目の二字を合畫草書して匁と稱するにはあらず、たま／＼匁の字體と合畫するに似たるなれども篇海類編を考るに卷の二十冊中に匁字ありて注して曰匁は音錢與錢義同く俗用なりとありされば一文目は一錢目なる故に此字義ありと見へたり、今倭俗草書して一匁と書き又二匁など書くは全く一錢目、二錢目の事にて匁を草書したるなり、匁匁を共に草書の異體なりと見へたり然して事の序に新舊錢を秤目にて試るに寛永錢初錢といへる錢と文の字ある錢と又大佛の像を廢して鑄たる錢等は其懸目各一匁あり

近世鑄らる處の鐵屑錢は匁目比重するの限

に非又事の序に開永通寶、永樂錢等を懸合するに大抵各一匁ほど也、開元錢は一匁の品は希にして凡九

分程也是は年序の經たる故に磨滅せるものと見へたり其他の古錢は其徑りの廣き狹き又厚薄もさまざまあり況や又度量の多寡もあれば尤不合勿論の事ならんかし殊更に漢の代の五銖半兩等は素より銘文にてもわかり又其世の度量も考あるべし今は省く漢家通用の寶貨の記等にて辨へ知るべし今爰に答る所は匁字の證よりして眼前通用する所の錢を以て申もの也但異邦錢にても眼前の品たりといへ共清朝康熙の錢は其大小又金銀銅等の甲乙ありて一概に比量しがたし故に開元永樂等を以て眼前の理を申答るもの也穴かしこ

右一冊は假初に匁の字の義によりて一二のおもへる所を筆したる也もつて錢貨の輕重甲乙を申論するに非ず、必謗に不審することをゆるし給へ、かしこ云々

寛政十二年六月七日

嘉樹

老邁の漫筆也

○鐵炮始て渡事

鐵炮の日本へ渡り始は大隅の國の中に種子嶋といへる嶋あり大隅より十八里沖の方也此嶋の西村の小浦

一條なるべし

又紙幟とて紙を四半幡の如くに調して書くに和漢勇猛の勢ひあるものを書き又は龍虎の類まゝあり就中紙幟通書とするは鐘旭の像なり是を按に其故事の勇敢に取り又は外邪を避攘するの意なるべし如何となれば件の鐘旭の像は唐明皇開元中に疾病ありて晝日に睡眠して夢む一小鬼赤き犢鼻褌を着て一履を腰につけ一の履は足に纏て直に明皇の前に來て大眞の繡香囊と并上の玉笛を盗む上夢中に何者ぞと咎む鬼と云虚耗なりと且云虚とは空虚の中に人の物を盗て戯るゝが如し耗とは人家の喜事を耗すと云義なりと上怒て武士を呼ばんと欲し玉ふ所に俄に一大鬼の破帽を頂き藍袍を着し角帶を繫て朝靴を鞆たるが徑に件の小鬼を捉て忽ち其眼を割て之を啖ふ上問玉はく汝は如何なるものぞと大鬼云臣は終南山の進士鐘旭なり武徳中應舉のとき落第するに依て故郷へ歸ることを耻て殿階首を觸れて死す此時御旨を蒙りて綠袍と革チマを賜て葬らるゝ其高恩を報じ奉んが爲に今妖孽の虚耗を除くと言終て上の夢覺むゝ于時忽ち疾病の氣瘳玉へり、是に於て即時に畫工吳道子を召て件のあ

りさまを圖せしめ玉へりと云事唐逸史にありと事文類聚に見へたり一説曰鐘旭とは人の名にあらず齒の事也本紳服進士の名なりといふとも周禮工考記に終葵は椎の名なり齒の形象に似たり故に問ふ終葵と名く俗に一神ありて椎を執て鬼を撃形を畫くとあり是を以て好事の人名に作り其傳を書して云へるなりと綱目にありは終葵と鐘旭と音相通し又宋の將軍宗懿が妹を鐘旭と云又後魏のとき李鐘旭と云人と隋の將に楊鐘旭と云人あり是等の人名は同けれども件の故事又終葵の事に與らず然れば件の進士の故事の爲れる所は本紳綱目の時珍が記の如成べしこれ全く避邪の遺意なるべし

今日武者人形を門庭に飾ことは荆楚歲時記の艾人として艾を以て人の形を造り門上にかけて毒氣を攘ふの遺制なるにや

今世揚り冑と稱して紙を以冑と面頬とを作りて飾るは延喜式に五月五日供飾に用る騎射の裝束に金の畫る細布の甲形、金畫る冑形、丹にて畫る冑形など云こともあれば夫れと指すべきにはあらざれども一向あとなきことにもあらざるものか或衛府の式と彈正の式に見へたり

右者或人幟冑を建るの事は何れの頃より始まれるにや又兼て子持筋を畫くこと幟に鐘旭を畫く事を不審あるに依て卒爾に臆説を注して佳節の俗事を辨するものなり穴賢他人へ見すべきの一冊には非なるなり

天明四年五月五日

橘 よしき

を龍蛇の形象に取りて上天騰龍の勢に據りと、此
説利口の事にて、黒く横畫するものを龍蛇の形象
と云こと據る所をしらず、尤古書にも所見なきこ
となり、然して引兩の兩の字の義を按に諸本悉く引
龍と書ける
ものを見ず胡曹抄桃花葉葉の中
に見へたり天子御袍の文、竹、桐、
御兩鳳とありて、是に權記行成卿の
記なりに考るに天子
御袍の文、竹、桐、五靈鳳とあり御は五、兩は靈
にて共に其字音を借りたる假名書なりと、野宮定
基卿の御勘物に見へたり、然れば一つ引兩二つ引
兩共に兩は靈の字の義にて、是も假名書の借字な
り、如何となれば新田の大中黒は日の字に象り足
利家の二つ引兩は月字に象とれり、其本と兩家は
嫡家と二男家なる故に、日月の二象を分つて旗の
文となせしよし、白石の軍器考に見へたり去れば
如何なる故ありて、日月の文字を用ひたりと云こ
とは見へず

去れば右の幟旗を始てつくりたる畠山は足利殿の餘
流にて同く源家なれば本と其旗は二つ引兩と見へた
り足利治世の時は大凡、旗の文二つ引兩なれば件の
畠山が幟旗をうつしたるものゆへ各上に二つ引兩を

畫き其下に己々が家の紋を押たること、見へたり夫
より引襲して新田家は一つ引兩足利家は二つ引兩と
云事にも心を寄せず二つ引兩を畫くを幟旗の通文の
如くして剩へ太とく細く二條になして子持筋など云
名目をも付たるより様々の曲説も出來たるものな
り、若のみならず近世は中下の士庶の旗は其に引兩
の下へ己が家の文と又外家の文とを交へ押す事尋常
の習俗となりたり武家の男兒の祝事に其軍旗を學び
飾らんには如何にも我家の紋を押てこそ祝すべきに
外舅家の紋を交へ押す事甚謂れなきことなり、是を
按に中下の士庶の旗は男兒を儲けたる時多は其外舅
方より調しをくる幟なるに上例の子持筋を畫
きその下に父母の紋と稱して並べ押すことなり故に
斯様の事は高貴の家々にはなきことにて其家の紋な
るに明かり、又下りて農工商のものも男兒あれば最
らしく武家に眞似て毎戸幟を建てあまつさへ鎗薙刀
をも飾るに至れり聊抱腹するに堪たることなり然れ
ども市中にて建る幟には各々が家の紋を押て又其下
に様々の目出度きもの鶴龜、松竹の如き又は武者畫
の類を畫く事はせめては武士と町家の分ち目たるの

賤共に其營にかざることを東武のごとし此事幾頃より始れりと云事慥に考へ出されども恐らくは幟建る事は神君御治世以後の事にもあらんか木偶を飾り菖蒲、刀、薙刀など飾るは古くよりの故もあるにや各其據る所を風かに考ること左の如し

幟に耳付て竿に指す事は室町將軍の頃畠山左衛門督政長と同右衛門佐義就と故管領持國入道徳本の家督を諍ひて康正二年の夏河内國萱振と云所にて合戦に及しとき兩家同族にて其籍同ければ敵味方分ちがたきにて左衛門政長やがて己が旗に耳を付て竿に指けり然るに其旗戰場に進退奔走甚便利なるを以て當代の人々皆是に倣て耳付き旗を用る人多し爾後天下の旗の制一變して將軍家より始て諸家の旗の制咸耳付旗となりにき是を乃保利と名付ることは大諸禮に曰幟に耳付る事竹の本により順につけて登るなりと、去ればその耳付る制に由て名付しにやと筑後守君美の軍器考にも書したり如何にもその考のごとくなるべし、此等を以て考れば古くも足利家治世以後の事なること明也又件の旗に必子持筋とて上の方に二文字を畫く其制上は太く下は細し是を子孫をもふ

くるの祝辭とし又は陰陽の表示など云へり一に云本式の子持筋と云ものは二筋にて其様上は太く中は細く下は又上の如く太し是上下は父母にて中は子なり父母の間に子ある故に子持筋と云へりとなり此事人々口給に傳るのみにて其義古實の據る所なし、是例の俗中に多き杜撰の禮節者流の言へることにてあまつさへ言を小笠原、伊勢、今川等に託する人もありたとへば小笠原、伊勢、今川と云へども古實の據る所なきはとるにたらざるなり、抑軍旗の制は上古よりのことにて神功皇后三韓征伐のとき旌旗日にかいやくと云こと、日本紀にも見へたれば其始めは邈として考へがたし是を中世に考れば頼義、義家の朝臣より以來右大將家に至て用ひ玉ふ旗は無紋の白旗なり此事は源平盛衰記、平家物語、東鑑等にくはしく見へたりそれよりのち佐竹は頼朝卿より日の扇を賜て旗の文となし北條家の三鱗、新田義貞朝臣は家の旗とて大中黒、足利家には是又二つ引兩とて黒の筋二つを横に畫く等各旗に文あるの證也

按に、新田の大中黒を一つ引兩と云ひ足利の二つ引兩共に旗の正中に横にすじ引たるなり、これを引兩と云こと、異説ありて云其横に黒く引たる畫

々圓丸の義には預ず古言に麻呂と稱するは假名書の備字に丸の字を用ひたるより後世には麻呂を一字にあやまりて麿とかき又は舊文には萬呂とも書たること間々ありそも〱麻呂と云は某と云の義にて未だ其名の不定とき何麻呂彼麻呂と書しなり、其稱謂する所公式令義解、又集解、江家次第等に見へたり所謂公式令曰凡授位任官日喚辭、三位以上先名後姓、義解云謂假令喚云秦萬呂宿禰之類也、集解大伴麻呂宿禰是麻呂後世如云某而不定名也云々江家次第曰權椽正六位上某某丸と云云大抵麻呂の稱は是等の義に據れるなるべし野宮中納言定基卿の新井勘解由君美へ答へ玉ふの言に云何麻呂と申は周の世に子路、子貢、子張と申せし類にて往昔男子の通稱にて

候今も官家の童子は丸の字つき申候嘉樹案に官家のみに丸字く事尤多し法勝寺執行俊寛が童に有王丸と云あり工藤祐經小松殿つかへしときは金石丸と云曾我兄弟も一萬丸、箱王丸と云今も又武家にも往々何丸と稱せらるゝ童名あり牛飼童子は仙王丸、又彌市丸と云へり是等にて推知へし尤丸と申は、某の字の意にて候器物に丸と申は、筈に菊麻呂、笛に内裏丸、嘉樹案に一本に内宴丸とあり筆簾に海賊丸の類、此外あまた候、樂器に限らず船などにも丸の字をつけ候は、

皆其物を愛して人の如くに丸の字をつけ申意にて有べく候、唐にても扇子鏤子など申同じ心にて候なりと見へたり上にも云ごとく丸の字は麻呂、萬呂と書の借訓の假字なり定基卿の仰のごとく器物等に丸の字を用ひ名することはその物を愛して正しく人の如くに名付けしとの義、的論なり、まことに件の卿の博宏捷智と云べきにや器物のみならず或は生類をも愛しては今も人名をもて名る事あり此人名を以て名ることは傳へたる人の名を稱することもあり彼是を以て比量して船に名るに丸の字を用ふことは其本愛し惜せしより今は通例となりたるなり

嘉樹

○端午幟鑒引兩鐘旭附錄

五月五日の節を端午と云此日男兒ある家々にては幟兜鍪を門庭に飾り建る事關東の風俗なり夫より國々へ及で大凡其風俗の至らざる所もなきが如し京師にては公家々々は幟り立ることもし近世は公家の家々にても武家より内縁ある家には兜人形の類を小庭に飾らるゝ所もある内々は幟と建らるゝことあるべし市中町家にては此日、木偶をかざり薙刀の類をば飾れども未だ幟建る事はなし去れども武家の人には貴

より傳馬をつぎ出すべきとのことなり傳馬を云へば人夫もしたがつて繼ぎ辨することなるべし此時間屋と云名はなし旅客のもの其地にいたりて馬又は人夫の出すべき所を問ひてその所を知て宛て用る故に言を問ふ屋と云ふ義を取ていつとなく問屋と名づけしなるべしあまつさへ今世問屋と云ふは宿驛の役名となりて問屋役人と稱して其宿驛にては本陣問屋と定め用ひらるゝ事なり此事全く神君御治世以後のことなり夫より以前も宿驛の長又傳馬を沙汰するものは有れども今の如く本陣問屋の名目は一向に所見なきことなり

右行旅古今異同之事、依_ニ參河國舉母使君之求_一忽卒草之、聊隨意之所見也、猶由_ニ此義_一可_レ考、舊記は古書之所見可_レ有_レ聞之故に先記_レ之而備_ニ忽忘者也

天明五年七月二日

橘 嘉樹草之

○船名稱丸之事

或曰船に名つくるに丸の字を稱する事たとへば阿武丸、龍神丸、吉野丸、夷丸、川一丸等の類古今通じ

て其稱あり如何なるゆへを以て船に丸の字を名つくるや一説には船の名に丸の字を用ることは元來兵戰の船よりおこれたとへば大將軍の御座船は本丸に表し夫より漸々前後左右の船をは或は二の丸三の丸に擬して本丸の屬船とす是全く城壘を丸といふより轉じて名て以て船號とするなりと云へり、誰人の説にや又考へ合せたる書もなく唯利口滑稽の論なれば聊證徴となしがたし況や船の形象は豎長に造て聊も圓丸なるありさまなし、夫を名るに丸字を沓字とすること必しも從來思義あるべき義なり、吾子聞る所有やと

答老邁按に丸からざる物を丸と名することは舊義最も多し刀劔殊さらに繁多なり源家の重代と稱せらる髭切丸、膝丸是を變名して鬼丸、蜘蛛切丸、友切丸、平家重代と稱せらる鵜丸、小鳥丸、北條時政の鬼丸、景清が秘藏せし泥丸續太平記に二色家の重寶とあり等繁多枚舉事を盡さず拾芥抄に樂器にもあまた見へたり所謂笙に交丸、菊麻呂、横笛に音丸、内宴丸、筆簾に海賊丸等あり此外あまた略于此又鎧甲にも膝丸、胴丸等聞へたり其餘鷹に緑丸、犬に翁丸等古く耳なれたることなり是等各

普く天下に令して一里に一本十里に二本百里に五本を植させられたりと有り按に一里に一本とあるは一里五本とあるは是は旅行の人の息むが爲のとなり十里に二本百里に底隆を今の世に云茶屋立湯と云類の旅行を助けしなるべし魏文帝は一里毎に一銅表を置く高さ五尺にして里數を記せしとあり本朝にて一里塚に榎木を栽へしはそのころの奉行のもの云ふ一里塚には松杉を栽べきかと云へる信長公命に松杉は並木に等し餘の木を栽べしとの玉ひしを餘の木を榎木と誤しと云へども密に考るに榎と槐と其木相似て槐は少にして榎木は多きものゆへ得るに安く最松杉と異にしてひかげをなして大木となるを以て槐に代て塚の木となせしなるべし又考るに今並木とて松を栽て往來路傍の表示とするものも其始め何れの代よりと云ことを考へざれども中國にては周の世を其始とすべし國語曰周制有之曰列樹以表道立鄙食以守路と云へり本朝も列樹と云へる上世よりのことにや古今集の歌人に正六位上壹岐守春道列樹と云へる名ありこれ道の字に列樹の字を連綿せし名なり

又問今世宿驛毎に本陣と稱して貴人の旅泊を設けを

き又庶人は旅籠屋と號して宿泊の所となし且問屋と云へるものありて人馬往來の用辨するもの古にもありや如何に

答本陣は本所と云が如く一驛に宿泊する從者其主君の泊居をさして本陣と云しよりの名なり陣とは陣列の義にて人の集り居るの意なり旅籠屋とは旅客の糧食を役する家なり假令貴賤を分てるの名なり旅籠をはたごと訓すると旅字旗字に似たるに誤りてハタと云籠は食を炊ぐにイカキ飯糰を用ゆ是則ち籠又籠なり依て旅籠と書しを旅を旗に誤ハタコと云し古に本陣旅籠屋等の名なし各其地の民家に宿泊せるを貴人の民屋の中にて其地の長者の家を用ひしとなり故に古き物語の類には青墓の長又大炊長などと云へる是なり長者といふも長と呼ぶ今の世には名主などといふの類なるものなり東鑑に文治元年十一月二十九日今日二品被_レ定驛路之法依_レ此間之重事上洛御使雜色等伊豆、駿河、以西迄_三于近江國_二不_レ論權門_一在々所傳馬可_レ騎_二用之_一且於到來所可_二沙汰_一其糧之由云云是則旅糧のことは其所々にて沙汰し食すべしとの義則旅籠屋にて設くるの糧のことなり又海道において權門の庄内にても斟酌の事なく其宿驛

に里數を以てするものは是古と反するものにて却て辨理の定制なり此制幾頃よりの事にや

答行程を計るに里數を用ひず日數を以てするものは山川に嶮隘あり宿驛に遠近ありて或は四里五里にて日を没し或は七里八里にて夜に及事あれば里數を以て積るごときは過差不同ありて平均ならざる故日數を用ひて言しものなるべし又宿驛を記せしばかりにて里數なきものも山川の嶮隘と平地の安行とを意に隨て行き止るの義にて今の世の里數を考へて宿驛を割付するとは其事は類して其義は違へるものなり假令は上古も中世も行程里數のことは今の世のごとくならず其義まち／＼にて世々差ある故或は日數を用ひて積り宿驛を割付して其行程を明にせしものなり今世三十六町を一里と定て行程の法をたて、一里毎に塚をつきて一里の表示を明にし宿驛茶店等を地利に儲けて旅行を隨意に安行せしむるものは天正年間の頃織田信長公の下知に依て一里を三十六町に定めて其表示に板を栽させ旅人休泊の事を易からしめ給ふと云へり

按に東涯先生曰公式凡行程馬は七十里歩は五十里

車は三十里と本朝も古は中國の法にて一里の中に小名を立て何里何町と云こと見へず拾芥抄に二十六町を一里とすとあるは田地の積りにて方一町の田を三十六並べたるを云へり今路程の長さ三十六町を一里とするものは此等より轉じたるものなるべし本朝に里と云ふに三様あり戸令に五十戸爲一里と云は土地の廣狹によらず家數を以て一在所を立るの名なり雜令に三百歩爲一里と云は路程の法なり三百歩はかれさし六尺を一步として今の六尺を一間とすると同じく一步は一間にて今の五町なり是古の一又三十六町を一里とすることは田地の積りなり各其義一ならずと云へり又云今云三十六町を一里とし五十町を一里とすることはいづれの頃よりと云ことを諍にせずと云へり以上制度通にあり、今其要文を取て是をつ

す記

又事文類聚を考るに韋孝寬雍州の刺史として道の側に一里毎に一土塚を築きしに雨にて其土塚度々損頽するに因て又勘辨して土塚の處に槐木を植へしむ然して損頽の事なきのみに非ず旅行の人庇蔭を得て休息するに便ありて韋孝寬が德を仰しとなり周文是を可なりとして豈雍州のみならんやとて

廿七日菊川を發して手越の宿まで着御あり其路程は八里半餘なり

今手越と云は間の宿にて阿部川の西の立場なり此所古の宿驛なる由なり

右の積を以て考るに長日には一日に八九里短日には一日に六七里と見へたり頼朝卿の下向は十二月十四日京師を立て同廿九日鎌倉へ下着とあれば是短日の最中なり 宗尊親王の御下向は三月十九日に京師を御發興にて四月朔日鎌倉へ着御あれば是至て長日なり則上に云ふごとく宿驛の際に遠近あり山川に苦行平地に緩歩等ありて旅行の遲速は一ならざるに依て長途は夫を平均して行程の日數を計ふるなり以上の事を以て考れば上世は貴人と賤庶とにて旅行の日數過半參差あるの義尤然り畢竟貴人は輿馬に駕して行かへる故其輿馬に役せらるゝ人夫の勞煩を厭ひ且供奉の人數多ければ休息旅糧等の義も區々にて是又敢て取兼るものなり依て貴人は行程の日數多き定と見へたり頼朝卿鎌倉へ下向の度と又宗尊親王の御下向とは各七里より九里程までの旅行なるは倭名鈔の積り定よりは其路程小く増したるなり尤東鑑に記した

るは右の如くのみにて別に賤庶のものゝ旅行の事は見へず去ながら凶變等にて飛脚早追などの如き事は往々あれども其は格外の事にて旅行の定則とはなり難しまた行軍平行には一日に五六里を行く習ひなるよしなれども軍事は機變計策にて晝夜を別たす急速なることもあり又走ると逐ふとにては思ひよらず遠近をなすことあれば是もまた制外のことなり當時京都より武藏の江戸までの旅行貴人は大凡十三日賤庶は十日程を定期とするものは上世より見れば苦行なれどもこれ長日には強て難義なることもなし秋冬のごとき短日には粗夜行も爲ざれば右の日數には行がたきゆへ稍苦行とも云べきことなり又貴族の旅行には一日に七八里程づゝにて京都より江戸までを十五日又十七八日程づゝのことあり是は東鑑の旅行に等きなれば古今必しも多寡の參差はなきことゝ知るべきなり

又問倭名鈔の行程は里數を云はずして日數を以て積り又東鑑の旅行も宿驛を記する斗にて里數を云はず然れば古は旅行の定めに里數を以て積ることは無きと見へたり然るに當代は諸國の往返海上までを積る

式を考るに凡一里と云は今の五町なり

公式令所見

然るに

倭名鈔行程の定は里數を以て積りたるものゆへそれを今世の里數にて

三十六町を以て一里とするの定

考るに貴人は漸く一

日に四里五里程を旅行し賤人は凡八九里には過ぎざるべし今一二の國より京へ到るの路程を考へて是を

明るに武藏國の府中より山城國賀陽の離宮までの行程上は廿九日下は十五日なり

賀陽離宮は山城國の府中なり

又三河國

府より山城國へ到る行程上は十一日下は六日なり

此今

事を問へる人三河國の人なり故に答るに其國を以て答なり此日數を以て今の里數に配す

れば武藏國より山城へ到ること百廿五里程三河國よりは五十四五里なるを以件の日數に割付すれば上は

一日に四里餘を行き下は九里ほどを行なり又東鑑に

賴朝卿建久元年十月五日鎌倉を發して上洛ありける

時は十一月六日に京着あり此日數を計れば三十日なり

此年十月は小の月にて其入洛は十一月七日とあれとも京着あり

べき六日の日は風雨にて殊に日次惡きとて驛中に逗留ありて翌

七日に入洛とあれば日次を算れば六日の日着京ありし積を

以て云なり東鑑に七日とあるゆゑ爰に其ことを斷るなり是は天

下治平の後始て上洛故海道筋の成敗の沙汰或は公事訴訟等の事を下知ありて巡見の如くに旅行あれば路程の定めには用ひ難し、同十二月十四日京師を發し

て下向ある此驛程は日次毎に委く記されたれども、

是亦驛宿の地名今の世の驛宿の地名とは聊異同有て考難し、其中に今の驛宿に合へるの地所あるを取て

假初に是を積り見るに是も亦一日に七里内外なり其積り左の如し

京師より鎌倉までの道法今の三十六町一里の積にて

凡百十五里あり夫を十六日に割り付れば一日の程七

里六町餘となり然して

廿二日遠江國池田を發して同國かけ川驛へ宿せらる

其路程五里半餘なり

今池田と云は間の宿となりて天龍川の東の立場よりこの所古の宿驛なる由なり

廿三日懸川驛を發して駿河國島田驛に宿せらる其路

程四里半少し餘なり

又同書に宗尊親王將軍職となりて鎌倉へ御下向あり

建長四年三月十九日京都を發して同四月朔日鎌倉へ

御着あり其日數は十二ヶ日なり

京師より鎌倉までの道程は、上に同く百十五里なり、

夫を十二ヶ日に割つければ一日の道のほど九里

半餘なり、然して遠江國池田を發して同國菊川に着

今菊川と云ハ、間ノ宿となりて日坂と金谷の間なり、此所古の

宿驛なる由なり。

此圖は靈元院法皇の御金屏風に畫ありけるを永以老人のうつし置れしなり



○旅行古今異同

一古旅行の定日數を以て計る事（倭名鈔 東鑑）

一今旅行は里數を以て計る事

一里塚の事

一並木の事

一本陣問屋の名目之事並古今の義

一旅籠賄沙汰之事

或問今世旅行するもの貴賤の通規一日に大概十里を矩規として長日は十二三里に及び短日は十里に甲乙す勿論驛家の所在遠近に因て其里數の多寡あれども大抵は右の準則なり故に味爽に宿驛を發して又乙丙の夜に至て泊驛に到着する事間々ありしかれば重きを負ひたる奴隸歩卒は過分の勞を凌ぐ事なり旅行の風俗右の如なるは古へよりの定制なるや又近世の形狀なるや舊記の所見等あらば是を示せ予答曰古を考るに上古の事は邈として今知ることなし漸く村上天皇の御宇の頃を考るに源順の類聚倭名鈔に、五畿七道の諸國より京師へ到るの日數を記せり、然して夫に上下の甲乙あり抑古の里數は今の世の三十六町又は五十町を以て一里の定とすることなし、今大抵令

つく事になれり一條兼良公の雲井の卷に曰署上かつぎぬ引かつぎなどしてこそ立しかど此よりは今やうの事として小袖かつぎのなれすがたむかしの面影もうえにあるやうなれど時代にしたがふ習ひとして中々引かへ見ところおほく署下とあり然れば應永文明の頃より小袖かつぎとは成たると見え侍る下署

步障は洞院左大臣實熙公の禁中名目抄にも載られたり天子大行の時用ひ給ふとなり略中又同書に行障といふ名目をものせられけり疑らくは步障と同じ物なるべしと壺井義知のいえるはいかに先生按ずるに製造は同と云ども用ひ方は別なるべし順和名抄屏障具の

行障の下に唐鹵簿令に行障六具と載せ又同書に葬送の具の下に步障喪禮圖に云白布の帷以障婦人一案俗用是也と二品にのせられたれば日本にては葬禮の時是也步障と稱し常には行障と云と見へたり西土の步障と云も制作略也晋書石崇傳紫絲布步障作四十里錦步障作五十里言故事、卷七載石崇王愷奢靡之事、注

步障今山水障之類也とあり唐の步障と云るが日本の幕の類なり宮室に用ゆるを帳と云山野に用るを障と云と見へたり

右步障之儀も要文斗拔萃せし由なり並云柏崎氏の古今沿革考とて書たる草子は步障のみならずさまゝの古今沿革を考へものして凡そ紙數八十丁斗もあり畫圖もなく彩色あり全く寫すに及ばず此步障の義を寫して不佞が考への一助になすのみ穴賢

安永七戌の年秋九月

嘉

樹

又云步障の略圖左の如し但し本書彩色あり略して黒うつしとするなり

步障圖

此圖は古き土佐家の畫ける物語の巻物にありけるを壺井義知のうつし取て永以老人へ授けられしよしの圖なり



如く又衝立など云ふ者の類にて屏障の義也某に名の異なるは其制作の品によりて並鐵歩障と云は言語の譬にして丈夫なるヲホ敷ひと云ことと思はる又蒙求に謝女解圍と云る註に云凝之弟猷之嘗與賓談議、詞理將屈、道韞遣婢白猷之、曰欲爲ニ小郎一解圍、乃施ニ青綾歩障、自猷申猷之前議客不能屈と謝は道韞が姓なり此歩障は我朝の几帳の如くなるものに思はる各以て屏障のことなり字書歩布也禮堂下布武是也と云の意にて歩障は布障にて障を歩設るの義也と見るべし此方の歩障の意は歩は字書に一舉足曰跬と二舉足曰歩義にて歩行の歩なりされば路頭にかつき行くの障なりと見るべし名目抄へ壺井氏の考とて書入る注に織物紫を以て作る幔幕の類の物也事は大平御覽第七百一卷淵鑑類函三百七十七卷にありと是れは中華の歩障の義なり上に云し歩は布なりと註せし歩障なり我朝古代の物として圖書せる歩障には合はず若また名目抄並倭名抄の歩障中華の歩障の意にや註もなく倭訓もなく形狀もなく用度の義もなければ此二書の歩障の義は考へがたけれども全く古書を基として此二書に牽合して愚按を述べしなり

並云或人柏崎具元と云人の古今沿革を考し中に歩障の義ありとて示さる熟視するに我朝歩障の形狀の漸々に變革するの義を考へず西土の歩障の義も少々考出されたり是又一説なれば後來勸例の爲め左に寫すものなり

古今沿革考曰

此書の跋に享保元年丙申三月日持明院基輔卿門人柏崎具元書ニ於壺井氏寓居とあり

歩障 行障 被衣 綿帽子

天子の御乗物を鳳輦葱輦とてあり夫より以下の官人牛車或は手輦に及び肩輿あり中人以下には腰輿あり是を手輿ともいふ古此手輿にも乗る事ならざる凡人は男は其まゝ歩行しが女人禮記内刊にも女子出門則必擁蔽其面といへばさすがあらはに人に見ゆるをいとひ此歩障といふ物をかつきあるきけるに此歩障の制作は檜の木のうすき板にて笠のごとく四角に作りわたり一尺五六寸ばかり高さ四五寸ばかりに曲物にこしらへ足を八本付る足の長さ四尺ばかりの物にて手がるく作りなし此上にねりぎぬ六尺四方ばかりの物を懸覆ひ自持あるきしなり、其後便利になり歩障を用ひず其上のねり衣ばかり頭におほひあるきける是をかつきと云其後又略して常の小袖の單をか

蒼梧隨筆卷之一二

○步障並行障之考

大塚嘉樹

東山左府名目抄喪服篇に步障と記して註に天子大行

時不用之とあり印本名目抄に不字を脱す
るは非なり其義左に辨す又同篇行障の二字ありて註なし齋聖克通聲孟子與婦人家
衣乘輦而入於閤任云蒙衣亦爲婦人服與婦人相昌閑
巷門成公傳十七年六月
孔叢子上小爾雅廣名五
日諱死謂之大行云云

倭名類聚抄屏障の具の部に行障と出して唐の鹵簿令

曰行障六具と有て倭名を脱す又喪送具の部に步障と

出して喪禮圖云白布帷以障婦人今案に俗に用る步障と有て並

に倭名を抄出せず嘉樹按に步障の名義和漢一にして

其品は異なり土佐家の古畫なる由にて步障又行障と

云者は婦人の歩行する者路頭の間檜カヅキの簍カヅキを作りて帛

を覆ひて自ら左右の手にて捧げ行く體なり今の世被

の如し其體二様あり下婢と思しき者は上は差し囊を

さけたり文字の義に據れば步障並行障必此者なるべ

し今の世の被衣の濫觴と云べし然して名目抄の步障

の註に天子大行の時不用之と云ふを見れば其義不

審況や行障に註なし旁々難考事なり倭名抄に步障は白布の帷以障婦人として注に今俗に用る步障とあるは蓋圖面の如くなる步障に取合せて名義を立たるやう也尤不穩並行障の義は鹵簿令を引て六具とあれば步障とは混じ難きが華書に所見ある步障に似たり名目抄は全く倭名抄に泥て喪服篇に收められしやう也各二書共に難考博洽なる人の勘へを俟のみ

名目抄注に天子大行の時不用之と云へる文と倭名抄の白布帷以障婦人と云へるを混合して考れば婦人私の喪事には步障を被き行けども天子大行のときは步障を用ひざると見えたり此義は凡諒闇の輻車には男子は徒行して供奉し婦人は貴きは出車手輿等に駕、賤きは上差袋やうの物を頂行ゆへに別に步障なきと見えたり並に行障の義は別につとめがたきなり中華の書に云所の步障は甚異なり所謂晉書石崇奢靡而與貴戚相尙王愷竹紫絲步障四十里石崇作錦步障五十里と類書纂要、丘車韻瑞等に見えたり又天寶遺事、揚貴妃每宴便祿山、坐於御側、以金鷄障隔之、又世說言語部云玄度爲弟施十重鐵步障、劉眞長が言しことあり各考るに步障と稱するは幔の

一 小兒戴餅畧式

四九〇

一 高家名目之事

五二五

一 閏月稱後幾月事

四九二

一 大角小角考

五二七

一 本朝曆法沿革之事

四九三

一 京師條路圖解並坊保町戸ノ解

四九五

一 死地觸穢ある事附言葬家跡祓ノ難

五〇三

一 丙午丁未之災

五〇五

卷之七、八

一 徳日之事

五〇六

一 八講會之事

五〇八

一 代與世之差別追考大樹公御統系ノ事

五〇九

一 皇統授受圖の中差謬に

疑ある條

五一六

一 宸殿與寢殿同訓別儀の事

五一八

一 令條之書新古之差異

五二〇

一 直會之事井なくまの訓

五二四

蒼梧隨筆目錄終

蒼梧隨筆目錄

卷之一、二

一步障並行障之考	四一四
一旅行古今異同辨	四一七
一船名稱丸之事	四二二
一端午轆鑒 引兩附錄 鐘旭	四二三
一勿之字義	四二七
一鐵炮始て渡事	四二七
一丁巳試筆 並東西南 北之和訓	四二九
一國郡大小之差異	四三二
一虎畫之風情	四四一
一門松建飾	四四二
一洛東大佛殿回祿之事	四四四
一朔旦冬至之議	四四五

一甘露降事實

四四六

卷之三

一荒海障子之事	四四八
一伊勢御難形守之事	四四八
一白馬節會拜見のありさま	四四九
一五節のこと	四五二
一朽木形文之事	四五四
一和難祓除之次第	四五六
一大嘗會大抵	四五七
一宮殿之事 並殿下稱之事	四六一
一加茂競馬記錄 並聞書	四六四
一選叙令中内分番一考入	四六六
内長上者六考例圖	四六六
卷之四	
一日本古今國數之多寡	四六七

一德政之事

四七二

一死地觸穢之事

四七四

卷之五

一新安手簡序跋	四七五
一旗紋引兩之字義	四七六
一打字之事義	四七七
一梅の造り花に鳩をつけ	四七八
てさゝぐるおもむき	四七八
一加點之事	四七九
一三物四ッ物七ッ物等之事	四八〇
一朝觀音夕藥師因緣草稿	四八一
一慶長以來傳奏之次第	四八三
一年忌之事並厄年之事	四八七

ハ歳成於木トアルハ、一歳日至ニ始マリ十一月十二月萬物下ニ動キ
正月ニ至テ萌生スルハ心ニテモアリナン、然シ上ノ上チ承ケテハ無
キ方ナ
ルベシ

舞々

武家條目ノ末ニハ必猿樂田樂舞々ト連ネ言ヘリ舞々
ハ何モノヲ指シテ云フコトニヤト思ヒシニ謁者衆ノ
廻章ヲ見シニ幸若ノモノ、肩書ニハ舞々ト記セリ、
コレ舞々ハ幸若音曲ノモノ共ニカギリタル名目ナル
コトヲ知レリ

闕欠

關東ノ樂人共ガ御法事其外御用ヲ仰セ付ケラル、
時、~~モ~~シ病氣等ニテ音樂欠々ニ相成リテハ恐レ入ル
ニ付~~キ~~部屋住ノ者誰召シ加ヘラレ度趣願ヒ出ルナ
リ、例音樂欠々ト云フコトヲ書キ出スナリ、欠々ハ
見ナ~~ル~~ス辭ナレド定メテ闕如スルコトヲ云フニヤト
心得ガ、ソノ後正倉院ノ文書ヲ見シニ天平寶字四
年正月十九日ニ池田禾守ト云フ人上毛野名形麻呂^{ナガタ}を
校正ニス、メンコトヲ請ヒシ狀ニ若有闕欠望萬一用
トアルニテ欠々ハ闕欠ノ誤リタルコトヲ知レリ樂人
共ハ傳來ノ家記ナドモアリシニヤ且ハ上方樂人共ニ
モ交ルモノナレバ古キ語ヲ聞キ傳ヘタルニモヤ然シ

彼方ニテハ兼ネテ闕欠ト讀ミナレタルヤハ知ラズ

酣中清話下終

位袋ハ隨身ノ警囊ノ類ナルベシ警囊モ縷ニテ品
位ヲ分チシナリ唐志ニ二品以上金縷三品以上銀
縷五品以上綵縷トアル是ナリ或人位袋ハ隨身符
ヲ盛ル袋ナリト云ヘリ信ジガタシ

束帶の節計相用ひ衣冠の節は所用無之哉、武家にて
も相用候哉

按ズルニ魚袋ハ腰帶ニ著ルモノナレバ束帶ナラ
デハ用ヒザルナリ武家ニテハ用ヒラレタルコト
ナシモトヨリ

天皇別勅追喚ノタメナレバ武家ノ用ハ有ルマジ
キナリ

經籍著錄

六朝以前經籍著錄ノ書歴史中經籍志ニウツリテヨ
リ、ノ書ドモ亡失スルモノ多シ今ソノ書名ノミ知
ル人アレド、ソノ部類ノ目錄ヲバ知ラヌ人モアレバ
左ニ記シ置キヌ

別錄又云七畧別 漢劉向撰
錄二十卷

經傳

諸子

詩賦 向校

兵書

任宏校 數術 尹咸校

方技

李桂國校

七略七卷

漢劉歆撰

集略

六藝略

諸子略

詩賦略

兵書略

術數略

方技略

中經簿十四卷 又云中經 晉荀勗撰

甲部

六藝小學等書

乙部

古諸子家 近世子家 兵書 兵家 術數

丙部

史記 舊事 皇覽簿 雜事

丁部

詩賦 圖讚 汲冢書

七志七十卷 九篇 又云今書七志 宋王儉撰

經典志

六藝小學 史記雜傳

諸子志

今古諸子

文翰志

詩賦

軍書志

兵書

陰陽志

陰陽圖緯

術藝志

方技

圖譜志

地域圖書 道佛附

七錄十二卷

梁阮孝緒撰

經典錄

六藝

記傳錄

史傳

子兵錄

子書 兵書

入レテ帶ビタリ但兩官アル人ハ左右ニ帶ビシナ
 リ、其袋ニ金銀ノ飾ハナカリシガ後ニ魚符ハ銅
 ニテ作り袋ハ銀ニテ飾リシコトニナリ又三品以
 上ノ袋ハ金ニテ飾リ五品以上ハ銀ニテ飾ル事ニ
 モナレリ又紫ヲ衣ルモノニハ金魚袋唐人ノ官衛ニ
 アルハ緋ヲ衣ルモノニハ銀魚袋トアルニ
 賜紫金魚袋トハ云ハザルヲ賜フ事モアルナリ唐ノ時ニハ未ダ袋
 ヘ魚形ヲ附ケシコトハナカリシガ宋ノ時ニ至リ
 テ袋ヘ金銀ノ魚形ヲ作りテ附ケシコトニナレリ
 明ノ時ハハヤ魚袋ヲ用ヒズシテ牙牌ヲ作り用ヒ
 シコトニナリタリ

皇朝にて今日も所用と相伺候石帶などに附候ものに
 御座候哉

公式令云凡親王及大納言以上并中務少輔五衛佐以
 上並給隨身符左二右一右符隨身左符進内本注其隨
 身者仍以袋盛

延喜彈正式云凡魚袋參議以上及者紫諸王及五位以
 上金裝自餘四五位銀裝飾抄云魚袋公卿金魚袋四位
 以下銀魚袋付帶第二石右方或第一石隨人之肥瘦云云
 付緒紺絲或紫 四組黑漆或朱塗節會大嘗會御祝等付

之云云 服色管見魚袋條云云 は唐の服翫なり此朝に
 用ひらるゝ事は嵯峨の御宇よりなめり云々、古き繪
 の豐明の公卿の帶びたる魚袋は赤く綵色で金の筋
 をゑがけり今あなるもの鮫皮にて包みたり、箱の
 上に金銀の魚をつくめり、凡魚袋は節會已上の儀
 に五位已上附るなり、又春日祭の使臨時の祭の使
 加茂祭の使も附くめり

按ズルニ本朝ニテ魚袋ハ今モ用ヒラル、ナリ、
 サテ令ニハ隨身符トアリテ魚符ト云ハズ且義解
 ニ形制須有別式ト言ハレタレバ早ク辨ジガタキ
 モノト見エタリ、サレド式ノ文ニヨレバ唐ノ制
 ト同ジキナルベシ今ノハ宋ノ制ト同ジ様ニナリ
 タリ、飾抄ニ黑漆朱漆トアレバ、モト革ノ袋ナ
 ルベシ其後鮫ノ皮ニテツクリ四方ヘ開ク様ニセ
 ラレタリシガ、イツニカハコノ様ニナリタリ又
 蓋ヲシテ中ヘ物ノ入ル様ニセラレシハ今ノ

仙院後醍醐天皇ノ勅慮ヨリ出テタリトゾ聞ユ、又按ズ

ルニ衣服令ニ袋從服色トアル袋ハ位袋トイフモ
 ノニテ品位ノ階級ヲ分ツタメナリシガ養老六年
 二月二十三日ノ格ヨリシテ停廢セラレシナリ、

舊唐書輿服志云高祖武德元年九月改銀莚符爲銀魚符又云自武德以來皆正員帶闕官始佩魚袋

大學衍義補云魚袋之制始於唐蓋用以爲符契也

按ズルニ魚袋ハ唐ノ高祖始メテ作シナリ隋ノ銀

兎符ヲ改メテ魚符ヲ作り袋ニモリテ官人ニ帶セ

シメタルナリ其符ヲ魚形ニ作リシハ李淳風唐人ガ

識書ニ江中鯉魚十八子ノ説アリテ唐受命ノ符タ

リシコト見エタリ此事格古要論ニ詳ナリ起本ナリ鯉

ノ字ハ唐ノ姓ノ李ノ字ト音同ジク十八子ハ則李

ノ字ナレバ唐ノ天子ヲ保チシ兆ナルベシ中世裝

束抄ナドニハ二儀實錄事物紀原ニ引ヲ引テ三代以革爲

之謂之算袋魏文帝易之爲龜袋唐高祖給魚袋トア

リテ袋ハ古ヨリアル様ニカキタレド三代又魏ノ

コトハ皆妄説ニテ取ルニ足ラズ

右沿革及製作之事何之書ニ相見申候哉

六典符寶郎職云隨身魚符之制左二右一左者進內右

者隨身本注隨身仍著姓名竝以袋盛又云親王及二品

以上文武職事五品以上竝給隨身魚符

舊唐書職官志云隨身魚符之制左二右一太子以玉親

王以金庶官以銅佩以爲飾又輿服志云高宗永徽二年

五月開府儀同三司及京官文武職事四品五品竝給隨身魚符又云咸亨三年五月五品以上賜新魚袋竝飾以

銀天授元年九月改內外所佩魚並作龜久視元年職事三品以上龜又

云神龍元年六月郡王嗣王特許佩金魚袋又云自後恩

制賜賞緋紫兼魚袋之章服

新唐書車服志云隨身魚符者皇太子以玉契召勘合乃

赴親王以金庶官以銅皆題其位姓名官有貳者加左右

皆盛以魚袋三品以上飾以金五品以上飾以銀又云景

雲中詔衣紫者魚袋以金飾之衣緋者以銀飾之馬永卿

懶真子云魚袋乃古魚符唐人用袋盛魚今人以魚飾袋

爲非古制要亦未詳考其所由云

大學衍義補云其始曰魚符左一右一左者進內右者隨

身刻官銜姓名出入合之因盛以袋故以魚袋名焉宋因

之其制以金銀飾爲魚形公服則繫於帶而垂於後

按ズルニ唐制ハジメ銀ヲ以テ魚形ヲ作り魚ノ脊

ノ正中ニ官制ヲ刻シ、ソレヲ中分シテ兩片トナ

シ左符ハ内裏ニス、メ置テ臣下ヲ召シ呼ブニ左

符一ツヲモタセ遣シ、事急ナル時又一ツヲモタセ

遣スナレバ二ツ作リシナリ、右符ハ隨身ノ人袋

淮南節度觀察使禮部尙書監軍使太原郭公道冠方隅
勳崇南服淮沂既□蒸氓作而不朽存乎頌聲

貞元九年歲在癸酉五月

神仙傳東陵聖母廣陵海陵人也適杜氏師劉綱學道
能易形變化隱見無方杜不信道常怒之聖母理疾救
人或有所詣杜恚之愈甚訟之官云聖母姦妖不理家
務官收聖母付獄頃之已從獄窓中飛去衆望見之轉
高入雲中留所著履一雙在窓下於是遠近立廟祠之
民所奉事禱之立效常有一青鳥在祭所人有失物者
乞問所在青鳥即飛集盜物人之上路不拾遺歲月稍
久亦不復爾至今海陵縣中不得爲姦盜之事大者即
風波沒溺虎狼殺之小者即後病也

禮服冠

衣服令ニ諸臣禮服冠トアリテ前條ノ集解ニ玉冠是也
トアレドモ玉冠ハ今 天皇即位ノ時諸臣ノ冠ルモノ
ニテ恐ラクハ令ノ禮冠ニハアラザルベシ令ノ禮冠ハ
孝德天皇^{大化三年}制セラレシ冠ニテ七色十三階、イハ
ユル織冠繡冠紫冠錦冠青冠黑冠^{以上大小ヲ以テ品ヲ分ツ}建武是ナ
リ其後階級ハ廣クセラレタレド冠制ハカハラザリシ
ナリ舊唐書日本傳ニ長安三年其大臣朝臣真人來貢方

物冠進德冠其頂爲花分而四散身服紫袍以帛爲腰帶^{長安}
ハ武后ノ年號本朝ノ大寶三年ニアタル朝臣真人ハ粟田朝臣真人ナリ
續紀ニ大寶元年正月丁酉以守民部尙書直大貳粟田朝臣真人爲遺唐執
節使五月己卯入唐使粟田朝臣真人授節刀慶雲
元年秋七月甲申朔正四位下粟田真人自唐國至
冠唐ノ進德冠トコノ制全ク同ジキナリ、且書紀ニ、
此冠者大會饗客所著焉ト記シタレバ、真人ノ入唐ハ
則ソノ冠ヲ冠リシコト明ラケシ、唐書ニ、貞觀中大

宗初服翼善冠賜貴臣進德冠因謂侍臣曰云云、此冠頗
採古樣兼類幘頭乃宜常服可與袴褶通用トアリ、コレ
其冠袴褶ト通用スルコト此令トヨク合ヘリ今存スル
所ノ古畫西海大使吉士長丹像ソノ冠ブルモノ幘頭ト
頗相似タリ<sup>書紀白雉四年五月朔發使大唐大使小山上吉士長丹五
年七月朔西海使吉士長丹等云云授小山上大使吉士長
丹以下</sup>冠背左右ニ蟬翼ノ如キモノアリ又冠ノ上ニ花ノ
形アリテ四ツニ分レタリ、コレ書紀ニ其冠之背張漆
羅形如蟬小錦冠以上之鈿雜金銀爲之トアルハ是ナリ
續紀ニ大寶元年三月甲午始停賜冠易以位記トアレ
ド、コレハタゞ冠ヲ賜フコトヲ停テ冠ヲ廢スルニハ
アラザルナリ其故ハ同二年三月丁亥七年壬午ナラビ
ニ授船靈以從五位下賜以錦冠トアルニテモ知ルベシ

魚袋問答

魚袋何代より相始小島春庵問

ノト見エテ宋ノ徐兢ガ宣和奉使高麗圖經ニ杉扇不甚工惟以日本白杉木劈削如紙貫以綵組相比如羽亦可松風トアリ、宣和ハ宋ノ徽宗ノ年號ニテ本朝 鳥羽崇徳兩帝ノ御宇ニアタレリ

算袋

唐ノ時ノ人算袋ヲ佩ブルコト輿服志等ニ見エタリ如何ナルモノニヤト思フニ陳藏器ガ本草鳥賊ノ條ニ海人云、昔秦王東遊棄算袋於海化爲此魚其形一如算袋兩帶遊長墨猶在腹也トアリ、是算袋ノ形ヲ想像スルニ足レリ

爭坐蓐

顏魯公ガ爭坐蓐中尊者爲賊所偏トアル賊ノ字ハ賤ノ字ノ誤リナリ又別置一榻ノ下使ノ字ヲ重ヌ、コレミナ西土人ノ知ル所ナリ、タゞ隋及國家始升別作二品トアリテ升別二字ノ間ニハアリコレ升別ノ二字ヲ乙正シテ別升トナス意ナリ西土人コレヲ云ヒ及バザルハイカニゾヤ

聖母帖釋文

聖母帖釋文明ノ董其昌ガ書シタルヲ劍合齋法帖ニ載セタルトテ河米庵先生墨談中ニ載セラレタレド誤釋

アリテ其上全文ヲ釋セザレバ今訂正シテ全文ノ釋文ヲツクリ且聖母ノ傳ヲ附出ス

聖母心俞至言疾永釋遂奉上清之教旋登列聖之位仙階崇者靈感豐功邁者神應速乃有真人劉君擁節乘麟降于庭內劉君名綱貴真也以聖母道應寶籙才合上仙授之祕符餌以珍藥遂神儀爽變膚骸纖妍脫異俗流鄙遠塵愛杜氏初忿董誤怨神仙傳云杜患之或作烈誤責我婦禮聖母儵然不經聽慮久之生詆至於幽固拘同或誤羨里倏口霓裳仙駕降空卿雲臨照董誤戶顧召二女躡虛同外旭日初照聳身直上旌幢彩煥輝耀莫倫異樂殊香沒空方息康帝康帝

東晉成帝弟諱岳字世同以爲中興之瑞詔於其所置仙宮觀慶殊祥也因號曰東陵聖母家於董誤廣陵仙干東土曰東陵焉二

女俱外曰聖母焉遂宇既崇真儀麗設遠近歸董誤赴傾董誤吊董誤江淮水旱札瘥無不禱請神呪昭答人用大康姦

盜之徒或未引咎則有青董誤傳董誤青鳥董誤禽翔其廬上靈徵既降罪必斯獲閭井之間無隱隱焉自晉暨隋年將三百都

鄙精奉車徒奔屬及煬帝東遷運終多忌苛禁道侶玄元

口口九聖不承九聖蓋斥唐帝自高祖至德宗凡九君下云貞元九年即德宗年號慕楊至道真宮

祕府罔不旌建況靈蹤可訊道化在人雖蕪翳荒郊而冥禱雲集棟宇未復者艾衡悲誰其興之粵因碩德從叔父

醋中清話下

樂名ム鹽

樂目錄ヲ見ルニ安樂鹽、壹德鹽、合歡鹽ト名ヅクル
アリ鹽ハナニノ義タルコトヲ知ラザリシガ一日秋槎
雜清ノ劉履ヲ檢スルニ古樂府有昔々鹽昔猶夕々、鹽卽
引聲之轉而譌トアルニテ初テ鹽ノ義ヲサトレリ

洗硯重出文 少異

伊勢下野守貞賴ト云ヘル人ノ書ニ、硯をば蓮の實の
ぬけからを切て其虎口にて洗ひたるがよしト見ユ、
古人物ニ厚キヲ知ルベシ此事宋ノ高似孫ガ硯箋ニ
アリコトニテ此間ニテモ早ク行ハレシコト見エタ
リ硯箋ニハ洗硯用蓮蓬或皂莢清水半夏切平去滯墨ト
アリ蓮ハ卽チ蓮房ナリ

曲逆

陣平曲逆侯史漢トモニ曲逆ノ二字音セズ文選陸士衡
ガ頌ノ注ニ曲區句反逆音遇トアルニテ後人多ク誤テ
ククウト讀ムモノアリ然レドモ西土ニテモカク誤ル
モノアリ資治通鑑卷十一ニ帝過曲逆トアル注ニ班志

曲逆縣屬中山國張晏曰濡水出城北曲而西流故曰曲逆
云々、曲逆讀皆如字、文選高祖功臣贊注曰曲區句翻逆
音遇非也顏之推曰俗儒讀曲逆侯爲去遇票姚校尉日飄
搖票姚諸儒有兩音最無謂者曲逆爲去遇也トアリ彼土
ニテモ早ク誤リシコト、見ユ顏氏ステニ辨シオケリ
曲遇ハ別ノ地名史記曹相國世家ニ西擊秦將楊熊軍於
曲遇トアリテ索隱ニ曲丘禹反遇牛恭反トアレバ漢音
クキヨウ吳音クグウナルベシ

禮餼

毛詩漢廣ノ箋ニ云於是子之嫁我願秣其馬致禮餼示有
意焉鄭ガイハユル禮餼ハ卽チ秣ヲ云フナリ韋昭ガ魯
語ノ馬餼不過糧莠トアルヲ注シテ餼秣也ト云フニ同
ジ且小雅白駒ノ生芻一束ノ箋ニモ主人之餼雖薄トア
リテ正義ニモマタ主人禮餼待汝雖薄止有其生芻一束
耳トアレバイヨ／＼禮餼ハ秣ナルコト明ケシ、然ル
ニ漢廣ノ正義釋文トモニ餼ヲ釋シテ牲トスルハ大ナ
ル誤

杉扇

昔杉ノ横目扇ト云フモノアリ製作ハ檜扇トサシテカ
ハラザル様ナリ此扇高麗ヘモ渡リテ西土人モ見シモ

ヒタルコトナレバ一定セルコトナク同ジ字ノ省キシ
コトアルモアリ同シ聲ニテ字ノカハルモアリ草體ヨ
リ省キシハ、キ幾ノア字字七字ノ類ナリケハ古人
ハ多クケニ作レリ、コレハ介ノ字ノ省キテ今ニ作ル
尚書ノ釋文ニイッ唐碑ニモ亦チ宋ニ
作レリ漢碑ニ大介チ大今ニ作ルアリ
ヲ用フルナリ介ヲケノ
聲ニスルハ吳音古拜切ケナレバ也介ノケタルハ哀愛ノ
エトナルト同シキナリ
瓜ヲスニ用フルハ漢六ノサウヲ約テストヨビシナリ
サウノスハスレセノ字ハ唐ノ缺畫ノ字ヲトリテ兩借名ニ用ヒ
シナリ、ひハ草體ノ比ノ字ニテハニ作ルヲ用ヒタル
ナリ、んハ廣人草書佛經戲鴻堂帖ニ、ん无ノ字ナリ天ハ
字說文ニ見ユ出ス作ル此體ヨリ變ジタルナリ、ンハ无ノ省キナ
リ古人ハシニ作ルアリ、しトマガウヨリント改メシ
ナラシチノチニマカフヨ
リテニ改ムト同シ共ニ吳六ヲトルナリ无ヲ古人
元モハドトカキテモノカナニ用フルコトアリコレハ
南无ナモ无モヲトルナリ、廣韻莫胡切漢ソノハホ
吳ソノハモ音ノ中
ニ无ノ字ヲ出シ注ニ南无出釋典ニトアリ古人ハナモ
ト呼ナレタレバ借名ニモ用ヒシナリ空也聖人ノ歌ニナ
もあみたふトアリ
今人ハ誤テナムトトナヘタレバ疑ヲオコセル人モア
ルナリ、マハ萬ノ草體ノ變ナリ道風朝臣ノ書ニ少ト

草書

カ、レタリ、コトハ師說ニコトノ省キ或ハコト亨コト字コト事コトノナ
ド省キシカドモ云レタリ、メトント今人ハ分チナキ
モノ多シ、メハ女ノ省キノハ爲ノ省キナリ
草書ハ漢ノ時ヨリ始レリ體素自叙ニ漢ノ林度魯緩ヨリ起ル
ト云フ、王僧虔ガ能書人名ニモ京
兆杜度始テ草名
アリト云ヘリソノ草書ト云フハ後ノ章草ノコトナリ、
隸ヨリ變シテ草略ニカキタル也書斷唐ノ張懷瓘
アラハス二解ニ
散隸體隸ニ書之起レ俗急就謂ニ之草書トアル是ナリ、
又章草ハ即隸書之捷草亦章草之捷也トモ云ヘリ章草
ノ名ハ後ノ草書ニナリシヨリノコトニテ後漢ノ章帝
ノ時始ルヨリノ名ト云ヒ或ハ章奏ニ用フルヨリノ名
トモ云ヘリ、ソノ體ハ吳皇象ガ急就篇晉ノ索靖ガ出
師頌ト云フモノナド今法帖中ニ存ズ、コレニテ思ヒ
ミルベシ今ノ人ハ章草ト草書ト共ニ漢ヨリアルヤウ
ニ心得タルモアリ大ナルアヤマリ也

酣中清話上終

ガアルベキニ應和ノ時初テ見テオドロキシハ如何ゾ
ヤ思フニ日延ガワヅカニ將來セシヲ寺記ニハコト
ハシク飾リテカキシモノナラン、ソノ塔ノ數ノ虛
妄ナルニテモオモヒヤルベキナリ

椅

古書此字ヲ讀ンテ橋トナス椅ハ本碕字ナルガ遍ヲカ
ヘタルナリ西土ノ椅字チ椅字ニ作ルト同シ心ナリ碕ハ釋文ニ見エタリ即チ倚ト同キ
ニナリ尺宮ニ石杠謂ニ之倚トアリ廣疋ニモ倚歩橋也
トアリ石杠ハ石バシナレバ俗碕ニ作りシナリ歩橋ト
イヘル強チ石バシニモ限ラヌナルベシ椅ニ作り橋ト
同ク用フルモ可ナラシカ

憤悱

或ル儒者ノ論語ノ憤憤ノ鄭注ニ心憤々口悱々トアル
ヲ心ニ从フ字ヲ口ニテノ事ニ說シ、ハアヤマリノ様
ニ云ヒシモノヲ見タルコトアリ此ハ古今文字ノ變ヲ
知ラヌ人ナルベシ今ノ論語ガ鄭康成ノ時ノ本ニハア
ラズ漢以來轉寫スルコト數ヲ知ラズ今字ヲ以テ古字
ニカフルモノモアリテタゞニ論語ノミニ非ザルナリ
且說文悱ノ字ヲノセズ今アルモノハ徐鉉ガ新附ナリ
考フルニ悱ハモト誹ノ字カ又ハ非ノ字ニナルナルベ

シ發憤ノ憤楚辭情誦ニ發憤以拂情トアリノ注ニ憤懣也トアルニ依
レバ凡字問ノ事己ガ通ゼザルコトアリテ妄ニ師ニ問
フベキニ非ザレバマヅ己ソノ事ヲカンカベテ心憤懣
スルニ至ルナリ口モマタソノ事ヲ言ント欲スルニ言
ヒ得ルコトアタハズ人ヲ恨ミテ言葉ニ出シカネタル
ガ如キヲ云フナルベシ、サレバ晉語ノ注ニ非恨也ト
アリ、又荀子解蔽ニモ怨非トアル注ニ非或爲誹トモア
リ漢書晁錯王章傳ナリ誹謗ノ字多ク非ニ作ル憤懣非恨ソノ義
甚近ク心ニカケ口ニカケタルガタガヒアルナリ、モ
ト誹ノ字ナレバ言ニ从フ字心ニ从フモノ多シ或ハ上
ノ憤ノ字ヨリカブリテ易ヘタルモ知リガタシ本非ノ
字ナレバモトヨリ上ノ字ヨク邊ヲソヘタルナリ、イ
ヅレニモ悱ニ作りシハ六朝間ノ事ナルベシ文選嘯賦
ノ注ニ字書ヲ引キテ悱心誦也トアルハハハニ从フヨリ
作り出シタル訓注ナリ

借名

平借名モ片借名モ楷ト草トノ字ノ全文モアリ省文モ
アリ音ヲ用フルニ全キモアリ省クモアリテ古人常ニ
用フル文字ノ知レ易キヲトリテ書寫ノ勞ヲ省キシナ
リ、誰カ作り出セシト云フニモ非ズ各意ニ任セテ用

レ言ニ夜未ニ渠央ニ也ト云ヘリ正義ニ未レ央者前限未レ到

之辭トアリテ傳箋ノ義ヲ詳ニ云ハズ清儒傳ノ旦ノ字

ヲ本義ニ依テ釋シ又旦ハ旦ニ作ルガヨキトゾ玉肅ハ且未且夜半ト云ヘリ釋スルモアリコレハ段玉裁焦循等ノ說也トモニ定説トナシガ

タシ且ハ組ト古字通ジタレバ詩ノ釋文鄭ニ且六組往

也トアリ説文ニ𪛗且コノ且ハ將ト同ジ義ナリ往也王篇ニハ𪛗ニ作リ且往ト訓也廣韻𪛗ニ作

訓ス人且康聲昨誤切トアル𪛗モ往ノ義ナリ未レ且トハ

未往ト云フコトナリ説文央ノ字一ニ久也ト訓セリ顏

籀コレニ依レリ匡謬正俗往ハ久トソノ義チカシ義ノ渠

央ハ當時ノ語ナルベシ故ニ猶レ言ト云フナラン渠央

ハ遺央ニモ作レリ顏氏家訓ニ古樂府チ引テ遺央ニ作リ陶淵明集ニハ遺央渠央兩チウニ作渠ハ遺ト通用ノ

字ナ渠央ハ雙聲ノ字ニテ共ニ廣大ノ義ナリ禮鍾師注周

渠ナ大ト訓シ長門賦ニ央々廣貌トアリ及左傳襄九年注ニ決々ハ弘文ノ聲トモアリ

義示兒編也トスルハ非ナリ未ニ渠央トハモノ、廣カラ

ヌカキホドニト云フ心ナリ李翰ガ注ニ其夜未遽謂未

急明也トハ非ナリ遽央ヲ單ニ遽トモ云フナリ魏都賦

ニ其夜未遽毛詩ハ其ノ字上句ノ助字ナリ庭燎晰々トアリ遽ハ即チ遽

央ノ遽ニテ急遽ノ義ニハアラジ古詩ノ大人且安坐調

レ絃末ニ遽央、陶詩ノ嚴霜結ニ野草枯瘁未遽央、又方

與ニ三辰ニ游壽考豈渠央トアルニテモ渠央ナランノ義ヲサト

ルベシ

金塗塔

扶桑略記村上天皇應和元年記ニ云ク、寶篋印經、記云

應和元年春遊ニ在扶風ニ于レ時肥前國刺史稱ニ唐物ニ出

一基銅一本銅ニ作ル廣塔示レ我高九寸餘四面自ニ塔中

一囊落開見有ニ一經其端紙注曰、天下都元帥吳越國

王錢弘俶一作レ本寶篋印經八萬四千卷之内安ニ寶

塔之中供養廻向已畢顯德三年丙辰歲記也云々ハ王王冠

年カ見タル塔ノ型刺史曰當州沙門日延天慶年中入唐天曆

之抄抄ナリ歸來即稱ニ唐物ニ付ニ屬是塔ニ云々トアリ金

石粹編ヲヨミシ時王昶ミヅカラ金塗塔ニ跋シテ云フ

塔高七寸四面廣三寸トアリテ其文吳國王錢弘俶敬

造ニ八萬四千寶塔ニ乙卯歲記トアリ又張燕昌金石契ヲ

引テ右金塗塔紹定間程秘龍山勝相寺記吳越忠懿王

用ニ五金ニ鑄ニ十萬寶塔一以ニ五百遺遺レ使領ニ日本ニトア

リ皆寶篋印經記ニ云フ所ノモノナリ但シ勝相寺記ニ

云フトコロハ疑ハシ其數八萬四千ナルヲ十萬ト記シ

又錢弘俶ガ乙卯歲ハ後周五代ノ顯德二年ニテ本朝ノ天

曆九年ニアタレリ應和元年迄ハ七年ナリシモ五百モ

分シナラバ纔ニ六七年ノ間少クモナニカニ傳ヘタル

ルコトハ尙書ノ南詔史記ニ譌ニ作り毛詩ノ民之詛言
説文ニ譌ニ作ルノ類詳ニ尙書撰異ニノセタ是ナリ、サレ
バ寡ノ字ニアラサレバ據ニカヘントノ意通セザル也
盧沼了ガ考證ニソノ誤リヲ正サレシハ後學ニ示サン
タメ記シタルナリ

深會幾

京都ニテ 儲君五歳ニナリ玉フ時深會幾ノ儀ト云フ
儀式アリ此ハ何レノ頃ヨリ始メ玉ヒシヤ未考ヘ得ザ
ルナレド御髮ヲソギハヤスノ儀ナリ 御次第ニ撫ニ左
之御鬢ハヤス生レ之トアリ御鬢親トテ今度天保九年十二月二十七日ハ二
條左府公ニテアリシナリ儲君御裝束ハ御半尻狩衣ノ如クニテ尻
短キモノナ蘇芳二重織物、地文龜甲葉菊丸、御袖括白紅毛
扳形、續カシキ續入、御前張テハリ也、前大精好、後小精好、兩
面御重直衣ハナハナ白浮織物、文小葵、御指貫紫、二重織物、
地文龜甲臥蝶丸ナリト、コレモ御次第ニテ見侍リヌ
東人ハアマリ見聞セヌコトナレバオドロカシオケリ

清涼殿

内裏清涼殿ト云ヘル御殿アリ、此名大内裏ノ御時ヨ
リアルナレバ唐名ヲ取り玉ヒシナラン清涼ノ義ハ如
何ニゾト思ヒシニ三輔黃圖孫星淵ノ輯スニ未央宮有ニ

清涼殿夏居レ之則清涼也トアリ、シカレバ漢ノ時ヨ
リノ殿ナリ

合爪ガツシヤウ

古ヨリ合掌ヲ合爪トカキシコトアリ爪シヤウハモト説文ニ
爪トカキテ爪ノ字ノ反シタルナリ、コノ字元又仇ニ
作ルコト字書ニ見エタリ爪シヤウニ作ルハ宋ノ韓世忠碑ニ
合爪而逝ストアリ爪サウカ牙ノ字ト同ジ爪ハモト執掌ノ掌
ナルヲ掌握アクノ掌ニ用ヒシナリ

高麗犬

御即位ノ時咒ノ像ヲ造リテ庭上ニ設ケラレシ文安御即位調
見エタリコト、見エテ其圖ヲ見タリシガ一角ノ獸ニテ
牝メ角ナ 牡相對スルニ似タリ神殿ノ前ニアルアマ犬コ
マ犬ハ咒像ニカタドリタルナラン、コレヲコマ犬ト
云フハ多度寺ノ資財帳ニ見エタリ牝牡相對スルヨリ
一ツヲアマ犬トイヒシナラン西土ノ關帝ノ廟前ナド
ニモ獸像ヲ二ツ對ヘテ設ケタル圖ヲ見タリ、コレモ
咒ナルヤイナヤハ知ラズ今ノ世設ケタルハ全ク獅子
形ナリ、サレド高麗犬ノ名ハ今ニ云フコトナリ

夜未央

毛詩庭燎ニ夜未央トアル傳ニ央ハ且也箋ニ夜未トハ央猶

文アリ橋褐ハ雙聲ノ假借字ニテ荀子ノ儒效篇ニ遠者キハ竭蹶而趨レ之楊注ニ竭蹶ハ顛倒也ト云ヘト云ヒ又議兵篇ニモ亦云ヘリ此楊注ニハ竭蹶ハ顛倒ト云ヘリ橋褐ハ竭蹶ト同ジコト

ナリ説文走ノ部ニ趨キツク下ハ去吉切怒走也トアルハ橋褐

ノ字後ニ本字ヲ作り出セシナリ纂文一切經ニシテニハ義十五ニ引趨キツクニ作り立跳起也ト注セリ禮記ノ上典禮ノ注ニ橋ハ井ノ上ノ聲白平地トアリ準ハ井ノ

ナルユエ訓シタルナラン、コレ橋ト吉ト雙聲ナレバナリ古ヘハ文

字少キ故假借聲ニカナヘル文字多シ假借ハソノ義聲音

ニ存ス聲音ハ知レガタケレド後來ニ本字ノ出來タル

モアレバ善ク考フルモノハ知ルベキナリ古書ヲ讀ム

モノハ此一義ヲ辨ヘネバナラヌコトナリ

薦僧

職人盡歌合ノ畫ニ薦コモヲ着タル僧ノ笛ヲ吹クヲエガケ
リ、ソノコモヲキタルヨリ薦僧ト云フナリ、シカル
ニ今ノ世ノコモ僧ハ古ト事カハリ身分上リタル者ナ
レバ其名ヲ忘テ虛無僧ト云フ文字ヲ作り出シタルナ
リ、ソノ吹尺八ト云フ笛モ古ノ樂器ノ尺八ニハ非ザ
ルナリ初ハ一尺八分ニ作りタリシガ今ハコレチ一古ノ
尺八ノ長サニカナハス故後ニ一尺八寸ニ作りテ用ヒ
シナリ、サレドモ樂器此器ハ法隆寺ニアリテ洞簫ト云ヒツタヘダレド唐ノ小尺一尺八寸ニアタル

ナレバ即樂ニ用フル器ノ尺八ナリト師ノイハレキ尺八トハ大ニ異ナリ竹モフトク

無恙

ツ、ガナクトハ、ツ、ミツ、ミハ、モノ、ハ、ク、モレタルニ云フ詞ニテ人ニ何モ内ニ事ナキカ

ト云フナクノ義ニテ、人ヲ訪フ時ノ詞ナリ恙ハ憂ト訓

スル字ニテ西土ニテモ人ノウレイナキヤト訪フ時ニ

云フコトナレド俗説ニツ、ガハ蟲ノ名ナリ、上古穴

ニ住シ頃此蟲人ヲ食フニ依テ此ツ、ガハナキヤトタ

ガヒニ問ヒシコトヲ後世ニソノ事ヲ借りテ人ヲ訪ヒ

シナリト云ヘリ此説西土ニモ同ジキ傳ヘアルコト、

見エテ匡謬正俗ニ風俗通ヲ引テ恙恙噬噬人蟲善食ク人

心トアリ又手簡ナドニ無他ヤト云フモ無異カト問

撝謙

周易謙ノ爻ノ辭ニ撝キケン謙トアリ釋文撝鄭讀爲宣ト云
ヘリ此宣ノ字ハ寡ノ字ノ訛ナリ隸書ニ寡ヲ宣ニ作り
草書ニハ宣ニ作り、イヅレモ其形宣ニ似タレバ訛ル
ベキ也説卦ノ釋文ニ寡變本又作爲ニ从フ字クワノ二ツア

文ノ條例ニ今以レ墨書ニ經本^ヲ朱字辨^ス注用相分別使^{シム}較然可^ラ求^ムト云ヒ又五經文字ノ序ニ其字非ニ常體ニ偏有^レ所合者詳^ニ其證據^ヲ各以^テ朱書^ヲ記^レ之アレドモ此ハオシナベテノコトニハ非ズ余唐ノ時ノ周禮考工記ノ零本ヲ見シニ今ノ經注本ノ如ク注文ハ墨ニテ双行細書セリ釋文五經文字ナドハ全クハキト人ニ見セシメンタメニセシコトナリ、タマ續漢志ノ本注ノ如キハ書寫ノ本ノ頃ニハ文注ヲ墨朱ニテ分ケシナラン今本ニ本注ト題シテソノ下ニ注ヲ文ト同ジク大書スルハ刻本ニナリシ時ノ仕業ナルベシ律令ノ類本朝ノ例ヲ以^テ考フルハ定テ文注墨朱ノ差別アリシナルベシ今ノ唐律ナドハ後ニ書ノ體ヲ改メシモノナルベシ僞孔氏ノ古文孝經ノ序ニ朱以發經墨以起傳トアルハ朱墨ノ差別相違セシモノナリ

偏傍

傍

今文字ノ左ヲ偏ト云ヒ右ヲツクリトイフ偏傍ハ左右ノ定名ニハアラザレド然レドモ九經字樣ノ序ニ其偏旁上下本部所無者乃纂爲^ニ雜辨部^トアルハ偏傍ノ字ヲ文字ノ左右ニ分ケテ云ヒシナリ又偏ヲ邊トモ云ヘリ偏ヲ傍トハ云ヘドモ傍ヲ偏トハ云ハザルナリ顏氏

家訓書證篇ニ手邊トアリ釋文ノ條例ニ析旁^ノ此旁ノ字ヲ云フナリ下ニ引ク經旁^ノ著^ケ片離邊作^ル禹トモアリ、又傍ノ旁モツクリノコト也^也ヲ片ト云ヒシコトアリ顏氏家訓ニ巫混ニ經旁^ニ阜分^ニ澤片^ト見エタリ

之遠

今^ニ走^ノ隸^ノ省^ガリヲシンニウツ云フシハ^シノ之字カト思ヘドモ、ニウノ義^ヲアキラメザリシニ、明人ノ作りシ草訣辨疑ノ中ニ之遠^ニトアリ初テシンニウノ、シネウタルコトヲ知レリ之遠ノ之ハ^ニ似タルヨリ云ヒ遠ハメグル義ニテ旁ノ字ヲメクルヲ云フナリ宇冠^ハチ行人邊^ニ云フナドハ西土ノ頭法ニ曾頭^ニ云フ其脚^ハ云フト云ガゴトシ立草冠心^ニ云フナドハ西土ニモ云フコトナリ

洗硯

伊勢下野守貞頼^ノ大永頃ト云ヒシ人ノ書ニ、硯をば蓮の實のぬけからを切て其虎口にて洗たるがよしトカカレタリ後硯箋ヲミルニ洗^ハ硯用^ニ蓮蓬^ニモトハ房ノ字ニハア式皂莢^トアリ此間ニテモ古人ハヨク物毎ニ心ヲ用ヒシヲ知ルベシ

橋褐

韓詩外傳ニ曾子ノ事ヲ云ヒシ所ニ橋褐趨^ニ時ト云フ

假令名有春日王者春日山者棟東山耳とあり是にても
缺畫の事いはず又類聚國史に 天皇避諱の部ありて
代々御諱を避べき條を載たる中にも延暦四年の條に
比者先帝御名及朕之諱公私觸犯猶不_レ忍_レ聞自_レ今以
後宜_二道改避_一於是改_二姓白髮部_一爲_二眞髮部_一山部爲_二
山部爲_二山部_一又弘仁十四年の紀にも改_二大津宿禰_一爲_二
伴宿禰_一觸_レ諱也とあり、もし諱字に缺畫する程なら
ば山部を忌て山とも、大伴を避て伴ともせらるまじ
きや、これによれば只となへの同じきを避し字には
かゝわらざる事判然たり、然れば 御名を缺畫する
事は古_ニはなき事なり_一ト云レタリ

念_ニジウ

井_ニ説文_一ニハ廿ニ作リテ二十井ナリト注ス、コレハ古文ニテ二十ノ二
井字ナリ字ニ作リシニテ二十ノ反シニテシフナルヲ唐ノ
時ニハ十二字ノカノ字ヲ念トカクコトアリ兼明書ニ吳
ハリニ用フルナリノ字ヲ念トカクコトアリ兼明書ニ吳
主之_ハ女名_ハ二十而江南人呼_ニ三十二_一爲_レ念_ト、而北人不_ニ爲_レ
之_一避_カ也ト云ヘリ此ハ三國ノ時ノコトニテ後世マデ
センコトニハアラズ然ルヲ明ノ時多ク念ノ字ヲ用ヒ
タリ文章軌範ニ韓愈ガ文ヲノセテ後念九日復上_ル三宰
相_ニ書_トアリ今ノ人コレヲ見テ唐ノ時ヨリ井ノ字念
ニ作ルト思フハ烏乎ナルコトナリ、宋本ニハ後二十

九日トアリテ念ノ字ニハ作ラザルナリ、考異ニモ念
諸本作廿、音入俗音念_ニトアリ、サレバ念ノ字ヲ井ノ
代リニ用フレドモソノ音ハジフナルベキヲ今ノ音_ニ古
音_ハ井ト念_トニテネントヨブ咲フベキナリ西土ニテモ俗
人ハソノ誤アリシト見エタリ

長柄銚子

今長柄銚子ノ柄ノ上ニ口カクノ如キ形ヲ高クツケタ
リ、コレハ昔ノ鳥ノ形ヲ造リツケタルガソノカタノ
コリシナリ眞淵翁ノ古器考ニモ柄_上ニ鳥ノ形ヲ付ル
事後來マデモ有歟京ニテサル形アリ銚子ヲ見ツト云
人アリトカ、レタリ

書額忘三丙丁日

入木與義抄ト云フモノニ、額ニハ火ノ字堅_ニ忘_一人仍丙
丁ノ日ハ不_レ書也トアリシコト梅宮ノ神主筆記ニカ
キノセタリ此事西土ニモ似テ非ナルコトアリ論衡識
日篇ニ學_レ書_ニ諱_ニ丙日_一ニ云、倉以頡丙日死也トアリ、コ
レハ文字ヲ作リタル人ノタメニ其死シタル日ヲイミ
タルナリ

墨經朱注

經文ヲ墨ニテ書キ註文ヲ朱ニテ書シコトアリ經典釋

ドヨク初學ヲサトシタレドモ唐人反シノ助鉦昔サダ
カニ云ハズ余コノ事ヲ師ニ問ヒシニ二ト四トヲ用フ
ベシト云レキ、コレハイキシチニヒミイリキト、エ
ケセテネヘメエレエランノヒキヲ付テ呼ブナリ、
假令東ノ字ハ德紅切トチンテントウ、先ノ字ハ蘇前
切トシンセントナル、チンテンシンセンハ即助鉦音
ナリ他ハ此ニ准ジテ知ベシ

鳩杖

老人ハ食物ニムセルモノナル故杖ニ鳩ヲ造リテ付シ
ハ、ムセヌ爲ニスルコトナリ昔シハ内裏ニテ御賀ア
リシ時、鳩杖ヲ造ラシメテ奉ラシムルコトアリ、ソ
ノ制竹ニテ鹿杖^{カシノ}今ノ^{カシノ}杖^{ナリ}ヲ造リ杖ニ葉ノツキタル杖一
ツアリテ上ノ^{シモク}檀木^{ナリ}ノハシニ鳩ヲ造リテツケシナリ、
古畫ニ鳩杖ヲ用ヒタル多アリ、コレハ西土ニテ早ク
始リタルコトナリ續漢書ニ禮儀志三老五更八十九十
賜^ニ王杖長尺九^ニ脱字^{アル}端以^レ鳩爲^レ餽、鳩者不^レ噎^ハ之鳥
欲^レ令^ニ老人不^レ噎^ハ寶典^ニ引^トアリ

人日

正月七日ヲ人日ト云フハ寶典ニ董勛ガ問禮俗ヲ引テ

正月一日爲^ラ雞、二日爲^ラ狗、三日爲^ラ猪、四日爲^ラ羊、
五日爲^ラ馬、六日爲^ラ猿、七日爲^ラ人、未^ニ之聞^ハ也、似^ニ
憶語ニ經傳無^ニ依據トアリ、慥ナルコトニハナシトハ
見ユレドモ古クヨリノ事ナリ

本朝避諱

本朝ニテハ昔ヨリ御諱ヲサクルコトアレドモ西土ト
ハ同ジカラズアリシガ寶永ノ頃ヨリカ西土ノ如クニ
御諱ノ字ヲ缺畫スルコトニナリテ今ハ公ノ文書ニモ
缺畫アルコトナリ制度ノ變ジタルヤ又ハ私ニセシカ
公ニモセラル、コトニナリシカ詳ニハ知ラズ或人ノ
狩谷子ニ問ケル時答ヘラレタル手簡ニ、皇國にて
天皇また皇祖の御諱籍畫の事御尋に付愚案たゞ申
上候一體皇國は言を宗として字は言を通ずる奴隸
のごとくに用候事にて西土とは少々事異り申候夫故
諱を避候とも言の同じきを避候迄にて、文字を忌候
事は無之候避諱の事職員令に治部省卿一人堂本姓繼
嗣婚姻祥瑞喪葬贈賻國忌諱及諸蕃朝聘事と見ヘ申
候、此義解に謂諱避也言皇祖以下名號諱而避之也と
あり皇祖とは天皇の御祖先を申奉るにはあらで
御祖父以下を言なるべし、この集解に古記を引テ

今ニ至ルマデ用フル座具ニテ文字モカハルコトナシ
西土ニテハ今用ヒザルモノニテツノ文字イツカ椅子
トカクコトニナリシトミエテ清ノ武億ガ後唐ノ碑文
ハ椅子トアリノ跋ニ云ヘルハ陔餘叢攷ト、王銍ガ默記二書ミナ椅子
ニ作ル示兒ニ椅子ハ宋初ヨリ初マルト云ヘルヲ後唐ノ
編モ同ジ時コノモノアルコトヲ知ラザルトアリ自負ノ辭ニキ
コユサレドモ凡本朝式唐ノ永徽式ニヨリ玉フニ椅子アレバ唐ノ時
スデニアルモノナルコトアキラカ也、篇韻コノ字アルハ宋人ノ補酥ハ本蘇ノ字ヲ用ヒテ西邊ニハカ、ザリ
シ故本朝式ニモ蘇ノ字ヲ用ヒラレタリ今モ古學ノ人
ナドハ疑フコトモナキニ唐ノ明徵君ノ碑臨高寺ノ碑ニ
リニ蘇參拾斛トアルハ酥ノコトナルニ清ノ王昶ガ跋
ニ爾足ノ蘇ハ桂荏今ノ紫蘇アリトアルヲ引キテ油ヲトル料
ナランナド云ヘリ此等ノ類皇國ヨリミル時ハ一笑ス
ベキコトナリ

五十韻

五十韻ノ中アイウエオノ五音ノミ長ク呼ビテモ同ジ
ヒハキナリ、カサタナハマヤラワノ音ハ長ク呼ブ時
ハ自然アトナリ、キシチニヒミイリキハイトナリ、
クスツヌフムユルウハウトナリ、ケセテネヘメエレ

エハエトナリ、コソトノホモヨロヲハオトナルナリ、
初學ノ人ハ一字借名ノ字音ヲカヘズニ苦シムモノナ
リ右ニ云ヒシ理ヲ考フレバ一字カナトイヘドモヒ
キヲ思ヘバ二字カナノ如クニハキト定ルナリ、タト
ヘバ知ハチ陟離切コレヲ唐人反シスル時ハチチンテン
チトナル離ニイノヒヤキアレバ反ス字モ同ジヒヤキ
ナリ、五音ノ順ニタチツテト云フヤウニ呼ブ理ナ
レドモチチンテントハ反ヘラズトハオノヒハキニ
テ叶ハズ、一字借ノ字コレニ准ジテ知ルベシ、二字
カナハ下ノカナノ聲、三字カナ下ノ二字カナノ聲ヲ
トルベシ、スベテ反ノ下ノ字ノ音ニ准ズベキナリ、
イエオノカナハ開音ニ用ヒ、キエヲハ合音ニ用フ但
シ支脂之ノ韻ノ開音ハイキシチニヒミイリナレドモ
合音ハ拗音ヲ用ヒテウキ、クキ、スキ、ツキ、ヌキ、
フキ、ムキ、ユキ、ルキナレドモ、スキ、ツキ、ユ
キ、ルキノ外ハ今行ハズ哥戈ノ韻ノカ開クワ合寒桓
ノカン開クワン合佳皆灰咍ノカイ開クワ合陽唐ノ
ヤウ開クワウ合藥鐸ノヤク開クワク合ノ類ミナ開合
ニテカナツカヒモカハル也釋文雄ガ伐柯篇指要錄ナ

ノ名ヲ紫姑トカキテ、ソノ注ニ此間云ニ紫女トアリ
此ハ今世ヲサシテ云フ語ニテ昔ニ對ヘタルヤウニキ
コユ

三教

三教ト云フハ皇國ニテハ神儒佛ノ教ヲサスコトナレ
ドモ西土ニモ三教ト云フ名目アリコレハ先佛次ニ道
次ニ宣聖ナリ唐ノ大曆六年三教道場文ニ見エタルコ
ト金石萃編ニアゲオケリ

圓覺寺鐘銘

鎌倉圓覺寺ノ鐘ノ銘ニ、風調雨順國泰民安トシルセ
リ金ノ承安四年圓覺禪寺鐘款ニモ此八字アリ彼此同
ジ頃ニテ同ジ寺ノ名ニテ同銘ノ鐘ノアルモ珍シキコ
トナリ西土ニテハ近代寺觀梁注鐘鼎大カタ此銘アル
ヨシ王昶云ヘリ

擊鼓求亡子

掖齋師世ニアリシ時金石萃編ヲ對讀セシニ唐ノ石刻
ノ中ニ秋日宴石淙序ト云フアリ、ソノ文ニ名利口在
似三刻レ舟而訪寶劍禮義何施若三〇レ鼓而求亡子ト上
方格一ハ恐クハ安字、下ノ方格ハ
擊ノ一字カ打ノ字ナラント思フト云フコトアリ擊レ鼓而
求亡子トハ今世俗ノ大鼓ヲウツテ迷子ヲ尋ルコト

ナリ西土ニテモシタリシコト、見ユ

威

甲冑ヲ糸革ニテヲドスヲ專ラ威ノ字ヲ用ヒタルハ借
字ニテ伊勢君ノ說ニ、ヲドシハ緒穿ノ義ト云レタリ。
サテ此義ニアタル文字ハ庭訓往來ニ黑革綴トカキタ
ルコソヨクカナヘリ魯頌ニ貝冑朱綬トアル、毛傳ニ
以ニ朱綬綴レ之ト云々少儀ノ正義ニ毛詩ヲ釋シテ以
朱繩綴レ甲トモアリ又穿トモ云フ、費誓ニ穀ニ乃甲
冑トアル、正義ニ甲冑有ニ斷絶ニ當レ使穀理穿治
之トアリ、西土ニモ何系威ト云フヤウニカキタルガ
アルベシト思ヒシニ隋書ノ禮儀志ヲ見シニ第一團
爲團ノ云フ皆青絲連明光甲明光トハ犀甲ニ對スルニヨ第二
上ニアリアカ團絳絲連朱犀甲第三團白絲連明光甲、第四團烏絲連
玄犀甲トアリ、此ハ青絲威赤絲威白糸威黑絲威ト云
フコトニテヲドシト云フニ連ノ字ヲ用ヒタリ東厓先
生ハ清ノ會典ニ云ヘルノ綠線縹穿ヲ引テモヨキヲド
シトカキ附ケラレタリ

倚子 蘇

本朝ニハ李唐ノ禮樂制度衣服器械典籍文字西土ヨリ
ハ傳ハレルコト多キナリ今試ニ云ンニ倚子ハ古ヨリ

體ヲヨリ變ジタルナラント云レタレドモ漢隸ノ草字
ヨリ出ヅル理ナシ、余思フニ尋テ漢隸ニカクカケリ等
ノ字ノ下ハ又ニ從フナレ
ド隸文ニ從フ字多ク寸ニ從フ寸又變漢碑ニ鶴ヲ雀ト省キ
爵ヲ射ト省クモアリノ省文ナランカ、曼萬
音同ジケレバ借り用ヒシナリ
モ本蟲ノ名ニテ借字ナリ

相風

相風ハ今云フ風見ナリ晋令ニ車駕出入相風前引トア
リ、風見ノ竿ノサキニ鳥ナドノ形ヲ造リタルアリ、
西土ニテモ古クアルコトナリ傳玄カ相風賦ニ棲シニ神
鳥於竿頭ニ俟ツ祥風之來征トアリ、又述征記ニ長安靈
臺有風銅鳥トモアリ引用ノ書ハミナ
太平御覽ニ出ヅ

鸞眼

足利家ノ時代ニ錢ノコトヲ鸞眼ト云ヒ鸞眼幾足ナド
カキタルヲ見シコトアリ今鳥目ト云フモ同ジコトナ
リ鸞眼ト云フコトハ白氏六帖ニ宋略ヲ引テ太始中通
レ私錢アル錢謂ニ之鸞眼トアリ、コレソノ本ヅク所ナラ
ン

棟梁

今大工ノ長ヲ棟梁ト云フ、法隆寺ノ什物ニ金ノ大定
十八年造レル香爐アリ其銘ニ棟梁祇毗寺住持三重大

師惠据トアルヲミレバ物ヲ造ル長ナル人ニ云フコト
トミユ

廟神

今世ニ後架神ト云フハ白氏六帖ニ續幽怪錄ヲ引テ廟
神毎月六巡トアリ又柳宗元ガ文ヲ引テ廟鬼ト出セリ
皆ソノ事ナリ、サレド委ク知レガタキニ玉燭寶典ニ
劉升ガ異苑ヲ引テ紫女本人家妾爲ニ大婦ニ所妬正月
十五日感激而死故世人作テ其形於廟ニ迎テ之咒云子胥
云是カハヤ不レ在、曹夫以行云是小姑可レ出南方多クトアリ、
又俗云廟溷之間必須ニ清淨ニ然後能降ニ紫女トモア
リ、又白澤圖ヲ引テ廟神名停衣トアリ雜五行書ヲ引
テ後帝トアリテソノ下ニ異苑ヲ引テ陶侃如レ廟見レ人
自稱ニ後帝一着ニ單衣平上幘一謂レ侃曰君莫レ說貴不レ可
レ言將レ後帝之靈馮ニ紫姑一見レ女言上也ナド云フコトモ
見エタリ西土ニテモ古昔ハ專云ヒシコトニゾ有ケル
此間

此間

日本紀ハ漢文ニテカキタレバ華言ノ意ニ背ンコトヲ
思ハレシヤ本注ニ此間云ニ云々トアリ、此間トハ皇
國ヲ云ヘルナルベシ、西土ヲ彼トスル心ナラン、此
間ト云フ語ハアマリ見スコトナリ、玉燭寶典ニ廟神

肉^シ

俗ニ肉ノ字ヲ完トカケリ本^ニ宍^ニ出ス又宍^{唐ノ李靖が碑}トカキシガ誤リタルナリ琺玉集ニハ宍トカケリ完ニアヤマルユヘナリ

家樣^{イヘヤウ}

古ク家樣ト稱セルコトアリ尺素往來ニ跡^{フシ}權^{ケン}行^{コウ}成^{セイ}綱^{コウ}權^{ケン}中^{チュウ}カバ其手跡ヲ權跡ト云フ小野道風朝臣ヲ野跡藤原ノ佐理卿ヲ佐跡合テ三跡ト稱ス之子孫行能定成經朝以來彼一流尤繁昌舉レ世號ニ家樣トアリ塞驢斷餘ニモ世尊寺清水谷ハ能書ノ家也是ヲ家樣ト云也トアリミナ世尊寺行成卿ノ御家ヲサシテゾ云ナル今ハ青蓮院尊圓法親王ノ後能書ノ親王ツバキタレバ彼御流ヲサシテ御家流ト云フ家樣ニナラビテノ稱ナルベシ

中謝

ツレガシ

上表ノ文ニ始ニム誠惶誠恐頓首頓首死罪死罪ナドアリテ又中ニモ末ニモ同クアルコト也始末ハアル所知リ易ク中ニアル所知レガタキユヘソノアルベキノシルシニ中謝ト二字ヲ注ス文選李善注ニ詳ナリ同書ニ中謝ノ字アレドモ五臣注ノ下ニ入テ注ト同ジヤウナレバ知レガタキ故東厓モ或書引テ中謝ノ事ヲ

云ヒタレバ文選注ニアリシコトハ知ラザリシニヤト師ノ云レタリキ

毫釐錢抄^{モウリンセンマウイ}

今度ノ數ノ毫釐^{ガウリン}釐^{セン}抄^{マウイ}字也ノ字ヲ省キテ毛^{誤テモリノ}厘^{音ニヨム}ニ

作ル西土ニモ唐ノ龍華寺塔銘ニ一毛一滯トアリ清

ノ王昶ガ說ニ此ハ地藏經ニ見エタル文ニテ毛ハ毫

ニ同ジト云ヒ利唐ノ楊玄操ガ本草音義ニ厘音釐トア

リ毛厘ニ作モ古キコトナリ又衡ノ數ニ分トカケル

本錢ノ字ナリ此ヲモンメトヨムハ文目ト云フコトナ

リ唐ノ開元錢一^{文目方ナリ}目方ヲ錢ト云フコトハ宋ノ淳化ノ時ヨ

リ始リタルナリ^{此時錢ノ重サ開元錢ト同ジシカル}ニ錢ノ字多畫ニテ

不便ナルユヘ分ノ字ヲ用フ分ハ泉字ノ草體ナリ^周

時ハ泉字ニ分ノ字ニ用ヒタリシガ^{秦ノ時ニ始テ錢ノ字チカヘ用フ}示兒偏及比金ノ圓覺寺鐘

款ニ見エタリ又量ノ數ニ分トカキテサイトヨム幾合

幾与^{本句ノ字ナリ}幾戈ト云フ勾ノ次ノ數ハ抄ニテアレバ字

音ニ叶ハズ思フニ抄ヲ省テ分トカキシヲアヤマツテ

オノ字トセシナラン^{勾ノ次ノ數ヲ撮トスルモアレドサツノ音チアヤマツテサイトスルモ知レズサレ}

千萬ノ萬ノ字ヲ漢ノ時ヨリ万トカキタリ師ハ萬ノ草

万

ハ日讀ノ義ニテコヨミ曆ト云フモ同ジコトナリ 日ヨミ
日ヲカヅヘルモノユヘノ名ナリ、カヅヘルコ トチ今モヨムトイヘリ、ヒモチモ同ジナリ 日ヨミノ午ト云
フハ仙覺ガ萬葉抄十訓抄今昔物語等ニ見エタリ

錦文綾文

演繁露ノ柿蒂 シタイ 帶ト 同シ 錦ハ花菱ナリ 樗蒲 ウツク 鳥賊魚ノコフニ 似タルモノナリ 錦
ハ立誦ナリト師ノ云レキ白帖ニ錦ノ文ヲ出シテ翻鴻
走龍廻鸞舞鳳ナドアリ、孔帖ニモ杜甫ガ詩ノ瑞錦送ニ
麒麟ナド出セリ、又白帖ニ綾ノ文ヲ出シテ鶴文竹根
柿蒂馬眼蛇皮ナドアリ孔帖ニモ鳥眼魚口龜甲溪鶯十
樣花紋ナド出セリ其名ニ依テ考ルニ今存セル文モア
ルナリ裝束ノ紋ノ圖ナドニテ思ヒヤルベシ唐ノ法藏
禪師塔銘ノ石本ヲミルニ銘文ノ外郭ニ大ナル藻文ア
リ今ノ轡唐草ト云フ文ニヨク似タリ

銚尾

束帶ノ時用フル革帶ニ玉石犀角等ヲ飾ニツケ、ソノ
方ハルヲ巡方ト云ヒ圓ナルヲ丸鞞ト云フ、コレハソ
ノ形ノ名ニテ通名ハ銚又勝ニ作ル 匠式日本後紀弘仁元年
具トアリ廣韻ニ銚苦瓦切帶飾トアルハコレナリ、唐書
ニモ一品ニ品銚以レ金六品以上以レ犀、九品以上以
レ銀、庶人以レ鐵トアリ又朱子語類ニハ勝子ト云フ尤

銚ハ通名ナレドモ丸鞞ノ方ヨリ出タル名ニ似タリ、
孔帖ニ李靖破三蕭鉞一時所賜子圓玉帶十三勝七方六
剗各附銀以レ金固之ト云事ヲ出セリ、又格古要論ニ
元豐五年詔三師三公云々、以上綬文方團帶トアルハ並
ニ今ノ巡方丸鞞兼用帶ノ如キモノナリ孔帖ニ李賀カ
酬答ヲ引テ密裝腰鞞割ニ方玉トアルハ巡方ヲ云フナ
リ又今云フ上手ノ端ヲバ銚尾ト云フベキナリ唐書ニ
腰帶指ニ垂頭於下一名日ニ銚尾トアリ 銚ノ誤リアラシカ宋
華古今注ニハ樗尾ト云 志ニハ魚尾ト云ヒ中
フミナ同シモノナリ

謹

今俗書禮ニ謹ヲ抄トカケリ、ソノ體如何ゾト思フニ
尊圓親王ノ受戒疏ヲカ、レタル末ニ抄トアリ、サス
レバ謹トカクベキヲ省キタルコト明ナリ、今ハ一丁
字ヲ知ラザル俗書師ヘ傳來スルユヘ文字ノ由來分チ
ガタキコト多シ

宵

今宵ト云フ字ヲ宵トカクハ由來アルコトナラン子祿
字書ニ宵ノ俗字ヲ宵ニツクルトアリ即宵ノ字ナリ、
ヨヒト云フ義ニハ宵也トアリヲ用フベキニ唐ノ時ノ人
モマ、宵ノ字ヲ用フルコトアリ

ニハ登時トアリテスナハチトヨム賊盜律モマダ登時
唐律ニハ文ニ登時トアリテ字ヲ用フ案ズルニ登時ト云フ
モ同ジ義ナリ唐ノ時專ラ用ヒシ文字ナレバ古書多ク
用ヒラレシナリ登ト云フ即ト云フト同ジコトナリ周
頌小毖鄭箋ニ不ニ登誅^{スナハチ}之トアリテ正義登ヲ釋シテ登
時トカキ又釋シテ即トナス唐戴胄傳ニ階下登殺^{スナハチ}之
トアルヲ貞觀政要ニハ階下當ニ即殺^{ナリスナハチ}之トカケリ此登
ト即ト同キ据ナリ又通鑑南宋順帝紀注ニ登時猶ニ即
時一也トモアリ

薩摩

薩摩ノ薩ハ即チ菩薩ノ薩ナリ一切經音義ニ菩薩本
作ニ扶^{ササ}薛トアリ薛ノ字隸變ニテ薩ニ作ル唐人ハ菩薩
ノ字ハ薩ニ作リ又薩^{二畫}ニ作ル玉篇ニモ薩ニ作ル
廣韻ニハ薩ニ作リ^{又一筆}宋ノ時ハ改メテ薩^{又二筆}ニ
作リシ甚シキ誤リナリ^{此字ノコト宋ノ張有ハヤク論}此間ニ
テハ唐人ヨリ傳承ノ事ナレバ反テ昔ヨリ誤タズ薩ノ
薛ナルコトヲ知レリ薩摩國天平八年ノ正稅帳ニ國ノ
印ヲ踏オシタリシガ薩摩ヲ薩林ニ作レリ口遊ニモ入
聲薛ノ韻ヲ薩ニ作ル近尊圖法親王ノ書ニモ薩ニ作レ
リ今ノ人ハ明以後ノ字書ニヨリテ遂ニアヤマツテ薩

ニ作ルヲ正シト思ヘルハオロカナルコトナリ
法隆寺寶物ハ多ク聖德太子ノモノト云ヒ傳フ、ソ
ノ中ニ紅牙尺^{コウダシヤク}コレハ象牙ニテアカキ模樣ノアル物指ナリ五寸ノ
ルノニ常ニ用フ^{カンヂシハリツ}簪針筒ナドアリ此ハ稱德天皇^{御事ナリ}御物ニテ此寺ヘオサメラレタルニテ聖德稱德同ジ
トナヘニテノアヤマリナラント師ノ云ハレキ

尺

今鱈鮭ノ數ゾ何尺ト云フ尺ハ隻^{シヤク}ノ借字ニテ廣ク魚ノ
數ヲ云フニ用フベキナリ靈異記ニハ鰯三隻トアリ

反

今絹布ノ數ニ反字ヲ用フ此ハ端ノ字ヲ用フベキニ田
ノ數ノ段ヲカリ用フルニテ段ヲ草體ニテ改トカキタ
ルヲ誤ツテ反ニ作リシナリ、仮ノ字ハ假ノ草體ヨリ
偽ニアヤマルト同キナリ<sup>段ノ字チカハ用フルコトモ古キ世
ノ字チ</sup>用フ

酉

今ノ世酉ノ字ヲヒヨミノ鳥ト云フ、コレハ酉ニ從フ
文字多キ故ソノ名ノコリシナリ、昔ハ十二支ノ文字
ニハコノゴトクヒヨミヲツケテ呼ブコトナリヒヨミ

無^レ輪轂^ノ下横^ニ轆轤^ヲトアリ又輦^案釋^ニ名人^ノ所輦^{スル}也云々、
今輦^象輦^車而^不施^輪用^人荷^レ之^トモアリ又輿^ナ
制^如輦^而但^小耳^トアレバ強^チ輪^ノアルヲ^ノミ輦^ト
云ベキニモ非^ス全^ク輦^輿ハ大小^ニテ^ノ名^カハルコト
トミユサレバ鳳輦^{葱花輦}モ輿^トカキシハカヘツテ古
名^ニハアラザルナラン新儀式^ニモ鳳輿^トカ、レタリ

新發意^{シボチイ}

今ノ世新ニ剃髮スルモノヲシンホチト云フ、シンホ
チハ新發意ナリコレハ古キ名ニテ御堂關白道長公ヲ
入道ト云ヒケレバ此時天下入道號ヲイミテ新發意ト
云フヨシ羅山先生ノカ、レシモノニテ見及ベリ

所司代

京都所司代ハ足利家ノ時ヨリ起リテ貞和元年ニ都築
氏^以ノ職タリシコト谷川氏ノ說ニテシリヌ

相聞

今往復ノ書簡ノ案ヲカキタルモノヲ往來ト云フ、古
クヨリ明衡往來^{又雲州消息トモ云フ消息トハ}喫茶往來庭訓^{人ノ消息ヲ問フヨリノ名也}
往來尺素往來等アリ西土ニテハ相ト云フ鬱岡齋帖ニ
唐ノ無名氏ノ十二月往來ヲカキタルヲノセテ十二月
相聞書ト題セリ、顯昭ガ古今ノ注ニ相聞猶往來也ト

カキシハヨク解キタルナリ王僧虔ガ能書人名ニ鍾繇
ガ書三體ヲアゲタル中ニ三曰行押^{師ハ押ノ字ノ誤}書相
聞者也ト云ヒ又草薹^是相聞書也ト云ヘリ、清ノ顧藹
吉ガ云フ行押卽行書^{師說モ亦コレ}往復ノ手札ハ行草書
ニテカキタリシヲ云フナリ索靖ガ月儀章モ十二月ノ
書簡ナリ唐ノ時小兒ノマナブ書簡ヲ木觚章ト云フコ
トアリ顏師古ガ急就章ノ注ニ見エタリ

發語

賀茂真淵翁ノ枕辭ヲヨセテキタル書ヲ冠辭考ト名
ヅケラレタリ、枕コトバヲ冠辭ト云フハヨクモツケ
ラレタレド憶說ニテ古ヘ此名アルニハアラズ釋日本
紀ニ枕コトバヲ發語ト云フコトアリ此ニ依リタラバ
据アリヨケント師ノ物語リセラレシナリ右ニ云ヘル
冠辭考^{コチ}一ツ取^リ落シタル枕辭アリ古事記上ニ曰子
遲神ノ歌ニ蘇邇^{ソニ}杼理能阿遠岐美^{リノアヲキメ}祈斯遠^{ケシヲ}トヨミタリ本
居大人ノ傳ニ、ソニトリハアヲト云ンタメノ枕辭ナ
リシト云レタリ

登^{スナハチ}

日本紀神武天皇ノ紀ニ登謂^ニ高倉^一曰云々スナハチノ
借名ツキタリ登ノ字共ニス捕亡令ニ登共追捕萬葉集

馬寮御監

今將軍家此官ニ任ゼラレ玉フコレハ足利公方家ノ舊例トゾキコユ、マレニ任ゼラル、ハ定テ兵馬ヲ專ラニシ玉フ故ナランカ、サテ此官ハ職員令ニ載ラレズ又國史ニモ任ゼラレシ人ミエズ余ガ見ル所ハ弘仁馬寮式本朝月令引ゾ始メナル延喜式江次第等ニハミナ見エタリ内裏式儀式ニハ見エズ御監ハ青馬駒牽騎射ナドノ公事ノ時殿上ニテ馬ノ奏ヲセラル、事ヲセラルルナリ御監ナキトキハ納言ノ人セラル、様ニ見エタリ思フニ御監ハ馬ノ奏アル儀式ノ時バカリ臨時ニ任ゼラレテ常ニアルコトニハ非ザルナルベシ故ニ國史ニモ見エザルナラン但シ法隆寺獻物帳ニ賀茂朝臣角足ト云ツ人ノ官銜ニ左右馬監續紀ニトアルハ御監ト同ジキニヤ試ニシルシオケリ

大常

旗ヲ常ト云フハ通俗ナリ周禮ノ大行人ニ公侯伯子男ノ旗ヲモ常ト云フ故ニ天子ノ旗ヲ大常ト大ノ字ヲ添ヘタルナリ、鄭ガ大行人ノ注ニ常旌旗也ト云ヘリ賈疏ニ鄭欲見下常與旌旗皆總稱非日月爲常者上ト云フ、コレ常ノ天子ノミノ名ニ非ルヲ知ルベシ、タダ

常ト名ヅクル由ハ鄭注賈疏等ニミエズ釋名ニ日月爲常畫ニ日月於其端ニ天子所建言ニ常明也トアルハ信ジガタキ說ナリ余竊カニ思フニ常ハ旌旗ノ繆附正ニ正トアリ今ノ附正ニハコノ文ナシ周禮ノ巾車大ト旒トヲ合セテ行人ノ疏勿禮ノ親禮ノ疏ニハ引キ用ヒタリト旒トヲ合セテノ長サヨリイヅル名ナルベシ爾雅ニ繆孫注ニ黑纁廣充幅長尋曰旒郭注ニ帛全幅纁旒曰旒旒トアリ孫注公羊疏ニ帛績旒末亦長尋トアルゾ旌旗ノ長サノ正ナルベシ、スベテ此長サナルベキナレバ總名ヲ常トゾ云フナラン常ハ尋尺ニ倍スル長サノ名ナリ、シカレバ一丈六尺ガ旌旗ノ長サト知ルベシ鄭康成ハ禮緯合文嘉ニ天子ノ旗九及曳地諸侯七及齊轡大夫五及齊轡較士三及齊首トアルニヨリテ周禮ヲ注セシナレド如何アラン此文字羊義ガ十六年ノ疏ニハ禮稽命徵ヲ引テ云ヘリ又ハ何ト古今同字ナルベシ賈尼ニハミナ初ニツクルヲルマ

輦

松岡義行大人ノ輦車ノ說ニ輦ハ輪ヲ具シテヒキ行モノナリ、シカルニ供御ノ鳳輦葱花輦ハ即チ輿ト曰ベキヲ鳳葱花ヲ負ハセテ曰トキハ必輦ト云故ニ輦ハ輿ノ事ナリト思ヒアヤマレリ但小野宮年中行事ニハ鳳輿葱花輿ト書玉ヘリト云ハレタリ此說尤ナル事ナレドモ陪書ノ禮儀志ニ齊武帝造大小輦一竝如輦車祖

諱字^ニ作リ凡民^ニ從ヒ昏^ニ從フ字ミナ氏昏^ニ作ル
昏ノ字ハ説文^ニ民ノ聲ト氏ノ省キニ从フニ説アリ、漢隸^モ昏^ノ字^ハ二作リタレバ昏^ヲ省シヨシニテ實ハ別體ナ用ヒシナリ、民^チ氏^ニ作
ルモ昏^ノ字ヨ^クタ^ハ氓字ハ𠂔字ヲカヘ用フ豫^ノ代宗^ノ諱ハ豫^ニ
作リ适^ハ德宗^ノ諱^ニ適^ニ作リ誦ハ誦^ニ作リ順宗^ノ諱ハ純^ハ憲宗^ノ諱
ニ作リ恒^ハ穆宗^ノ諱^ニ恒^ニ作リ湛ハ敬宗^ノ諱^ニ湛^ニ作リ甚ニ从フ
字ミナ同シ右ノ如ク凡九廟ノ諱ヲ避クルニ似タリ五
經文字系部ニ純本文從^レ廿綠^ニ廟諱^ニ偏傍^ニ今經典並准^ニ
式例^ニ變トアリ是廟諱ノコト唐式ニソノ制ヲノセタ
ルナルベシ今唐式存セズソノ詳ナルコトヲ知ラズ、
金石文字^{清ノ頤炎武}カ撰ナリニ禮天子事^ニ七廟^ニ自蕭至^レ敬七廟
而高祖太宗創業之君不^レ祧者也、玄宗以上則祧廟也故
不^レ諱、文宗則今上也古者卒哭乃諱、故生不^レ諱ト云
ヘリ此ハ妄説ナリ、肅宗諱ハ亨ト云フ石經亨ノ字省
ク所^ハ石石臺孝經ノ題額ヲ肅宗ノ書シニ皇太子臣亨
題額トアレバソノ名モトヨリ元亨ノ亨ナルコト偲焉
タリ又舊唐書禮儀志ニ長慶四年正月禮儀使奏謹按^ニ周
禮天子七廟三昭三穆太祖之廟而七筭卿子曰有^ニ天子^ニ
者祭^ニ七代^ニ有^ニ一國^ニ者祭^ニ五代^ニ則知天子上祭^ニ七廟^ニ
典籍通規祖^ニ功宗^ニ德^ニ不^レ在^ニ其數^ニ國朝九廟之制法^ニ周

之文^ニ太祖景皇帝始爲^ニ唐公^ニ肇基^ニ天命^ニ義同^ニ周之后
稷^ニ高祖神堯皇帝創^ニ業經^ニ始化^ニ隋爲^ニ唐義同^ニ周之文
王^ニ太宗文皇帝神武應^ニ期造^ニ有^ニ區夏^ニ義同^ニ周之武王^ニ
其下三昭三穆之外是親盡之祖雖^ニ有^ニ功德^ニ禮合^ニ祧
遷^ニ禘祫之歲則從^ニ合食^ニ制從^ニ之トアリ石經ハ文宗開
成二年ニ成リテ長慶ノ後其制カハリナケレバスナハ
チ九廟ノ制ニテ諱ヲモ避シコト明ケシ太祖高祖太宗
凡三廟ハ祧^{遷廟ヲ祧}セザルモノナリ代德順憲穆敬六廟
ハイハユル三昭三穆ナリ肅宗以上ハ親盡ノ祖ナル故
諱マズ肅宗ハ諱中ニアラザレバ亨字ノモトヨリ缺畫
セザルコトモ著シ

八子

唐鞍ノ具ニ八子ト云フアリソノ製作ハ革ヲ細ク平ラ
メテ先ニ鈴ヲツケリ鞍ノ後ノ所ヨリ左右ニ四ツ宛サ
ゲルモノナリソノ名ハ八ツアルユヘ八子ト云フコト
トハ思ヘドモ不雅ナル名トゾ思ヒシガ隋書ノ禮儀志
ヲ見テ始テ本名ヲ知レリ、ソノ文ニ馬珂三品以上九
子、四品七子五品五子トアリ、シカレバ珂ト云フモ
ノニテソノ數ヲ幾子ト云フナリ唐詩ニ雙々鳴玉珂ト
云フモコノモノナリ

リハ夏竦ガ古文韵ニアヘルヨシ師ノイハレキ、シカルニ顔氏ノ韵ノ次第ノ韵書古ヘハアリシコト、見エテ口遊ヲ韵ノ名ノ字ヲ出セシガ至ク顔氏ノ韵ト契合セリ愉快ナルコトナラズヤ、今學者ノタメニ左方ニ記セリ、シカシ部中ノ字ノ廣韵トノコトナレバ支脂之韵ナドハ上去トモニ分チガタキナリ

東冬鐘江支脂之微魚虞模齊佳皆灰咍眞臻文般元魂痕寒刪山謂之平聲上卷戸主文字

般ノ韵ヲ廣韵ニ欣ト改メタルハ宋ノ宣祖ノ偏諱ヲサケシナリ韵ノ名ヲ戸主ト云ヒシハ戸令ノ戸主皆以家長謂嫡子也爲之トアルヨリ出タル名ナルベシ

先仙蕭霄肴豪歌麻覃談陽唐庚耕清青尤候幽侵鹽添蒸登咸銜嚴凡謂之下卷戸主文字董腫講紙俾旨止尾語麋姥薺蟹駭賄海

軫吻隱阮很旱讚產銑獮篠小九巧皓哥馬威敢養蕩梗耿靜廻有厚黝寢琰泰極等賺范謂之上聲戸主文字

俾ハ恐クハ衍字又九モ衍ナルベシ、此ハ巧ノ韵功韵ノ書ニテノ次第廿九巧トアリシヨリ誤ナラシ歟又平去ノ例ニヨレバ阮ノ次ニ混ノ韵脱賺ノ

次ニ檻ノ韵脱シナルベシ去聲ノ末ノ割ノ字ハ賺次ニア又平ノ次第ニヨレバ范ルベキカ誤脱テ下ニ入シニハ范サカシマ范ハ倒誤ナルベシ

送宋用絳寘至志未御遇暮秦霽祭卦恠夫隊代廢間震間厥願思恨翰諫欄叢線嘯笑效號箇禡勘闕漾宕敬諄勁徑宥侯幼泌艷柁證陷鑑梵嚴梵謂之去聲戸主文字

敬ヲ廣韵映ニ作ルハマタ宋ノ翼祖ノ諱ヲ避シナリ、又平上ノ例ニテハ證ノ次ニ燈アルベシ、又嚴ハ釅ノ邊ヲ落シタルナルベシ且梵ノ上ニアルベシ

屋沃燭覺質乙物櫛迄月沒未遇點屑薛錫昔麥陌合盍治狎葉估緝藥鐸職德業乏謂之入聲戸主文字

唐石經避諱

唐ノ石經諱ヲ避ケテ省所ノ字虎太祖ノ諱ナリ字序ニ作リ凡

虎ニ從フ字ミナ同ジ、淵字高祖ノ諱ナリ崧ニ作リ、嫺マタ娵

ニ作ル、世太宗ノ諱ナリ字セニ作ル九經字樣ニ近ノ下仕チ出シテ

省テセトナリシニハアラザルベシ、葉ノ字ノ中世ノ字ニ似タリトシテ古文ニ從テ葉ノ字ヲ用フルニヨレバ、世ノ字ナツ子ニ世トカキタルヨリノ省キタル泄繼二字洩綯ニ作リ此二字今ニ至棄ヲ弃ニ

作リ勣世ナ云ニ作ルハ果ナ葉ニ作リ凡葉ニ从テ字ミナ末

初刻石經ニハ葉トカキシモアリ、後ニ葉ニ改メタル葉ハ果ノ隸省葉ニ作ルニ依リタルモノナルベシ

ニ作ル民太宗ノ諱ナリ

同字說文ノ字ニ易テヨムナリ唐ノ石經ハ直ニ瘵ニ作ル
ニ見ユ石經ニハ終風ノ願言則違チモ誤ハ誤ナリテ鄭箋易トコロノ變ノ字ニ改ム文選思玄賦ニ差ニ
王芝以瘵飢トアルハ鄭ガ意ト同キニヤ又ハ韓詩ナ
ド瘵ニ作リテ共ニソレニヨリシモ知リガタシ

律十卷

今ノ律ハ養老ノ時改定セラレシニテ其卷數十卷ナル
コトハ明ニ知レタレドモ其篇目十二アレバ合卷アル
ノトコロ知レガタクテアリシガ偶源ノ爲憲ガ口遊ヲ
見ルニ、分卷ノ次第詳ナルニテ覺エス案ヲ打チヨロ
コビス因テ左方ニツラネオケリ

第二、名例上。第二、名例下(逸)。第三、衛禁職
制。第四、戶婚(逸)。第五、厩庫擅興(逸)。第六、
賊盜。第七、鬪訟(逸)。第八、詐僞(逸)。第九、雜律
(逸)。第十、捕亡斷獄(逸)。

伊呂波

師說ニ古ノ長歌ハ五七五七ナレドモ伊呂波ハ七五七
五ナレバ古體ニアラズ恐クハ謠物ニテ今様ナドノ類
ニモアラン。但シ涅槃經四句ノ偈ニ依リタルハサモ
アルベシトイハレタリ。コノ事平ノ春海ガ字說辨誤
ト云フモノニモ云ヒシコトニテ、花山一條頃ノモノ

ナラントモ云ヘリ。余口遊ヲミルニ借名文字ト云フ
アリ惜ムラクハ文讀ガタシ。サレド四十七字ニカハ
リナキ文字ヲツラネ疑ヒナシ。ソノ中一字脱シ一字
損セリオモフニヨノ字オノ字ナルベシ。タゞ文讀ガ
タケレバ補フコト能ハズ。今ソノ文字ヲ左ニ出シ後
哲ヲマツノミ。當時外ニモ借名ノ誦アルトミエテ爲
憲ガ今案ニ世俗誦曰何女都千保之曾アルベシ。里女之
訛說也、此誦爲勝ト云ヘリ。コノ借名文字アルヲミ
テハ當時今ノ伊呂波歌ハナキコト明シコノ書ハ爲憲ガ天
大爲爾伊天奈徒武和禮遠曾支美女須土安佐利比由
久也末之呂乃字知惠倍留古良毛波保世口疑ラグハ衣
不補加計奴謂之借名文字

于祿字書韻

于祿字書ハ唐ノ顏元孫ガ撰ニテ其序ニ云ラク、毎ニ轉
韻處ニ朱ニ點其上トアリテ俗通正ノ三體ノ字ヲ韻ニ
依テ次□□シ韻ノカハル所ニハ朱點ヲ加ヘシ也。コ
レハ當時書寫ノ本ノ事ニテ今轉刻セル石本ニテハ分
チガタク殊ニ廣韻ノ次第トモシカラザレバ西土ニテ
モ考得ザリシナリ但シ覃談ノ韻陽唐ノ上ニアアルバカ

セリ、コレニテ沛艾ノ義ヲ思フベシ。徒然草ニ御隨身
秦連重躬北面の下野入道信願を落馬の相ある人なり
といへる條きはめて桃尻にして沛艾の馬を好みしか
ば此相をおほせ侍りきトアリ、注家文選籍田賦ノ沛
艾ヲ引ケリ東京賦ニモ沛
艾ノ字アリ

竈ヘツイ

竈カマドヲヘツツイト云モ古キコトナリ催馬樂ニへついで
の竈トアリ。ヘツイノハカナヘナベノニテツイ
ハツイヂツイタテナドノツイナリ。今ノ築立ヘツ、
イヅ本ナルベシ、ヘツ、イヲ、クドト云フ所アリ。
クドハヘツ、イノ煙ヲ出ス穴ノ名ナルニ、ヤガテヘ
ツ、イノコトニナリシナリ

藥師クスシ

神名帳ニ大洗石藥師菩薩神社ト云フアリ、コレハ本
藥師神社トアリシヲ妄人菩薩ノ二字ヲ竄入シタルナ
リ。殊ニ藥師ヤクシハ如來ナルヲ菩薩トセシハ言フニ足ラ
ズ誤リナリ、サテコノ藥師神ト云フハ大穴牟遲命ノ
蒲花ヲ以テ人ノ病ヲ救給フコト古事記ニ見エタリ。
コレニ依テクスシノカミト稱セシナルベシト師ノイ

ハレキ

佐官

凡官ニ長官、次官、判官、主典ト四等アリ。主典ニ
アタル官ヲ文字ハカハリアレドモミナサカント云フ
古ハサウガント、ソノ字ハ佐官ナルベシ六典戸部尙書職
官便ニ引テヨブ、注ニ七品佐官ト云フコトモアリ

白文

今正文バカリノ本ヲ白文ト云フ明ノ袁聚ガ文選ノ跋
ニ見エタリ又白文ト云フ朱子文集ニ見エタリ釋日本
紀ニハ龜本ト云フ續日本後記現在書目ニハ龜文ト云
フ。龜本今素本ト云フ注ノ字細カナルニ向ヘテノ名ナルベ
シ書物ヲ本ト云フコトハ隋書ノ經籍志ニ見エタリ

魚殮

公羊傳宣公六年ニ趙盾ノ事ヲ云フ中ニ、方テ食魚殮ト
アリテソノ儉ヲ云フナレドモ注疏トモニ委カラズ。
儀禮ノ聘禮ニ宰夫朝設ニク殮トアル注ニ食不レ備禮曰
殮トアリテ下ニ傳文ヲ引テ証トス又楚語ニ士食ニ魚
炙ト云フコトモアリ傳ヲヨムノ一證ニ備フ

可以樂飢

毛詩衡門ニ可以樂飢トアルヲ鄭箋ハ樂ノ字ヲ瘵レウ

日高日子

日本紀ニハ天津彦穗瓊杵尊トカキテ古事記ニハ彦々ヲ日高日子トカケリ本居大人ハヒコタカトヨメリ。コレハ誤讀ナリ高ハコノ假名ニテ下ノ子ノ字トカキカヘタルナリ日本紀ノ如クヒコト重ネテ讀ベシ

天詔琴

古事記ノ天詔琴ヲ本居大人ハ天ノノリコト、ヨミタレドモ詔ハ沼ノ草體ヨリアアマリタルニテ即天ノヌゴトナリ沼ヲニモ沼字ヲ用ヒタレバ證トスベシ
ハ師說ナキトシマ
ニシルセルナリ

炙選

說菰雜言ニ厨人失ニ炙選ト云フコトアリ選ノ字竹縁ノ義ヲ以テヨミ或ハ鼎廣韵ニ炙肉 借字トスルミナ非ナリ禮記ノ喪大記ニ食ニ粥於盛不レ鹽、食ニ於盛者鹽トアリテ注纂竹筥也纂或作纂ト云ヘリ纂ハ選ト同ジキナリ釋文ニ纂本又作レ匱又作算トアリ匱ハ儀禮士冠ノ注ニ竹器名ト云ヒ算ハ史記鄭當時ガ傳ノ集解ニ徐廣ヲ引テ竹器ト云フ索隱ニモ算謂ニ竹器以言無ニ銅漆一也ト云ヘリ算異古音同ジ故ニ纂或體纂ニ作ルナリ諸書纂或ハ饌ニ作リ算或ハ選ニ作リ纂或ハ撰ニ作ルミナ證トスベシ纂ノ字徐邈ガ音撰從ベ

シ陸德明ハ息尹反トスコレハ纂籠ノ纂ニアヤマリヨムナリ從フベカラズ纂又選ニ作ル籠又選ニ作ルト同シ

狼狼

狼狼ノ義ハ人多ク神異經ノ狼無前足ニ附レ狼而行トアルニ依レリ此書ハ荒唐無稽ノ事ドモアリテヨルニタラズ孔叢子ニ吾於ニ狼狼一見聖人之志トアリ清ノ璧裁ガ云フ狼狼謂ニ狼跋之詩也狼即跋字狼即跋之訛コノ說詩經小學ニ見エタリ。サレドモ早グ文字集略ニ狼狼猶狼跋也ト云フコトアリシカラバ狼狼ハ詩ノ狼跋ニ其胡トアルコトヨリ出テタル字面ニテウロタヘル語トハナリスベシ。跋ノ字ハ跣トモカキシガ聲□類ニハ、狼狼ニ作ル。又爾疋ノ跋跋也ノ郭注ニ狼跋ヲ引テ證トシ、跋ノ音ヲ具ト出セリ。サレバ跋ノ跋トハ其字カハレドモ音モ義モガナジキ上ノ狼ノ字ニ蒙テ才邊ニ改メタルヲ印々虛々ノ說ニヨツテ妄說ヲツクリ狼ヲモ獸トセシナルベシ

沛艾

今云フカンノツヨク行作ノアシキ馬ヲ昔ハ沛艾ト云フ。盛衰記冊ニニハ沛艾ニツクル他書ニハ多ク沛艾ニ作ル。沛艾ノ字ハ漢書ノ司馬相如ノ傳下ニ見エテ張揖ガ云フ。沛艾駢駢也トアリ沛艾ハ駢駢ト一音ノ轉ジタルナリ說文ニハ駢駢ニ作リテ馬搖頭也玉篇ハナシ。廣韵ハ也ノ字ト注シ廣韵ニハ駢駢ハ馬惡行也ト注

ヲ異トオモヒタリシヨリ戴ノ字ヲモ戴ニ作り、畢ノ字ヲモ早ニ作ルハ大ナルアヤマリナリ

馬概

萬葉集ニ馬概トカキテマセトヨム。概ハ桓ノ字ナリ廣韵ニ桓ハ門外行馬トアリ。マセハ駒ヨセナリ今ノ世精靈祭ノ時マセ垣ト云フ。マセハ古名ノコリシナリ。マセノ義ハ拒馬ト云フコトナリ

多門

今渡リ櫓ノアル城門ヲ多門ト云フコトハ松永彈正少弼久秀永祿頃大和國多門ト云フ所ニオイテ初テ今ノ制ハ城ヲキヅキタリ因多門ノ名ノコリシトキケリ

庚作康

古金石ニ庚ノ字ヲ康トカキシアリ中世マデモカキシモ多シ。師ハ音ヲカリ用ヒシナラント云ハレタレドモ六朝以來庚ノ字ヲ多ク庚トカケリ因テ此間ニテ風ト康ニアヤマリシナランカ庚康モトヨリ音モ近ケレバナリ。西土カラニモ後漢書安帝紀ニ殤帝葬康陵トアリテ章懷太子ノ注ニ在頃陵塋中庚地庚與康相似但少許不同トアレバ康陵ニアヤマリナラントセシナリ劉頒刊誤ニモ前書平帝已名康陵不當重複ト

云ヘリ彼此アヤマリノ同ジキコトモアルモノナリ

八咫鏡

本居大人ノ説ニテハ八菱鏡ノ事トシテ八ツアタマノ鏡ナリト云ヘリ。シカレドモアタマハ天窓ノコニテ八ツヒヨメキト云フハ通ゼザルコトナリ西土ニテモ六朝マデハ製作ノ異ナル鏡ナシ唐ノ時初テ菱花鏡アリ。神代初テ鏡ヲ鑄ルニ八菱アランヤ思フニ八アタカバミノ、タハ手ニテ食ヒトサシユビキヤユビ指大指ヲノベテ寸ヲハカリシナラン。アハ開ク詞ニテアケケ明アサ朝アカリ燈ナドノアニ同ジ文選ノ中ニ跨ノ字ヲアツトコヘルトヨメリ。アトコヘルト云フ義ナリ。跨ハ跨マタヲヒロゲテマタグコトナリサレバ開クコトニ云フナリ。八アタハ手ヲ開テ鏡ヲ計ヲ云フ一タビ手ヲノベテ計リテハ足ラス故ニタビ手ヲノベシナリ八ハ彌ノ義ニテ物ノ二ツヨリ重リタルヲ云フ咫ノ字ヲ説文ニ八寸トセリ太神宮儀式帳ニモ八咫鏡八寸トアリ周尺ヲ以テ計ルニ今ノ曲尺六寸餘ナリ、サスレバヤアタハ大キナル物ノ通語トナリテ八咫鳥モ大キナル鳥ト云フコトナルベシ古事記ノ序ニ神武天皇ノ事ヲ引テ大鳥トカキシハ證トスベキナリ此事師ノ本朝度考ノ中ニツマビラカナリ

所ハミナヒロク先帝ヲサシテ云フコトナリ漢書ノ帝崩ジテ諡ナキ間大行ト云フコトアリ。コレモモト死ヲイミテノ名ナルベシ

郷音亮

道澄寺ノ鐘ノ銘ニ郷音亮^響自傳^{ラフ}トアリテ亮^{リヤウ}ノ字亮ニ作リタレバ誤テ高トヨムモノアリ掖齋師ハ亮ノ字楊貴氏墓志ノ中官亮^{リヤウ}ト同ジキニ依テ亮ノ字トハセラレタリ。タゞ郷音亮^{リヤウ}トカケル證ヲ得ザリシガ余文選吳都賦ヲヨミシニ鳴條律暢^ヒ飛音郷音亮^{タリ}ト云フ聯句アリ南唐謙公安公構造殘碑記ニモ猿聲郷音亮^{タリ}トアリテソノ證ニツヲ得テイヨ／＼師說ヲ信ゼリ

州

今ノ世專ラ諸國ヲ何州ト云フ。コレハ西土ノ州郡ノ州ナラヒシコトニテ正名ニアラザレドモ古ヨリアルコトナリ姓氏錄御立史ノ條ニ參河ニ參州トカキタル始ナランカ

什物

今寺ノ寶物ヲサシテ什物ト云フ。コノ什物ト云フニ二說アリ華嚴經ノ音義上ニ三蒼ヲ引テ什聚也雜也吳楚間謂ニ資生雜具ニ爲ニ什物也トアリ。又史記五帝紀

作^ルニ什器於壽丘ト云索隱ニ什器什數也蓋人家常用之器非^レ一故以^レ十爲^ス數猶^ニ今云ニ什物也トアリ司馬ガ說マサレル様ニ思ハル

十二門

今ノ京ニ内裏ヲ營造ノ時、諸國ニ十二門ヲ造ラシメ玉フ門ゴトニ造ル人ノ姓アリ拾芥抄ニノセタリ朱雀門ノ外ハ造ル人ノ姓ヲ好字ニカヘテ二字ヲ定メラレタリ其中安嘉門ハ海犬養氏トアリ續日本紀大寶二年六月甲子震^ス海犬養門^ストアレバ、古京ノ時ハ造ル人ノ姓ノマ、門ニ名ヅケラレシト見エタリ

異

今俗書翰ニ異ノ字ヲミナ吳トカケリ、コレハ何カ傳來シタル字ナルベシ異ノ字ノ草體ニハナクテ本ハ異ノ字ニテ異ヲ變シテ吳トカキタルナリ^{弄ナ美トカ}古異ノ字音同キユエ、カヘ用フルコト多シ尙書ノ釋文ニ^イ異鄭音異。又列子楊朱篇ニ何以^ラ異哉ト注ニ^イ異ハ古異字。又文選魏都賦ニ^イ異乎交益之士ト劉注ニ^イ異也又唐ノ宋璟ガ碑ニ何以^ラ異^ニ乎トアリ。イヅレモ異ノ字ニ用ヒタルナリ今ノ人ハ異ノ草書ト心得タレドモ異ハ美トコソカキテ吳トハカ、ザリシナリ。吳

田城介、ナドノゴトシ足利家時代ノ書マタ謠本ニハ
ミナジャウト云ヒテシロト云ハズシロト云フコトハ
山城ニカギリタルコトナリ山城ノ國ハモト山背ノ國
トカキシガ桓武天皇ノ詔ニ山河襟帶如^レ城ト宣テ山
城ト云フ字ニ改メラレテソノ唱ハモトノ通リ山シロ
ト云フベキヨシナリ故ニ城ノ字ニシロト云フ義アル
ニ非ズ古ハカクノ如ク文字ト唱ト別ナルコトアリ官
名ナド唱ハ本ヨクアリテ後ニ文字ヲ作りアテタルハ
ミナ然リ掃部^{サウボウ}ヲカムモリ^{モリ}今^{イマ}カト唱ルガ如クナリ

垂垂異字

垂ハ本坐^{イハ}缶ノ字ニテ玉篇廣韵ナド垂缶ニ作リ又甌^{オウ}ト
モカケリ漢ノ時ハ專ラ垂ノ字タレルト云フ義ニ用フ
後ノ世ニモ垂トカキタレバ同字ナリ垂ハ本邊坐ノ字
ニテ玉篇廣韵五經文字タレルト云フニ此字ヲ用フ垂
ノ字ト同ジカラズ此二字義ハ同クタレルトコトニ用フ
レドモ字ノ本ハ同ジカラズ今人ハ同字ノ様ニ思フモ
ノ多シ混フベカラズ邊垂ノ垂ハ後ニ陞ニ作リテ垂ノ
字ハ專ラ下垂ノ義ニバカリ用ヒシナリ

元從

唐ノ李輔光ノ墓志銘ヲ見ルニ唐^ノ故興元元從正議大夫

云々。又勳以三元從之號^ヲト云フコトアリ元從ハ何ノ
事ナルヤ知リガタク思ヒシニ後唐律ヲ讀シニ卷ノ四
名例律ノ疏議ニ太原元從給^レ復^ヲト云フコトアリ此ハ
高祖太原ヨリ起リシニ其時ヨリ陪從セシモノニ租調
課役ヲ免^ユシタマヒシコトナリ釋文ニ委ク云ヘリ。コ
レニテ元從ノ義ヲ發明セシナリ今 將軍家ニテ三河
御譜代ナド云フニ同キコトナリ

猿食^レ夢

猿ノ夢ヲクフト云フコト早クモ云ヒシコト、見エテ
後陽成院ノ寶船ノ帆ニ猿字アリ類聚雜用抄ノ枕ニ猿
ノ繪アリ。シカレドモ白居易ガ猿屏ノ贊ノ序ニモ寢^ニ
其皮^ニ辟^ニ溫^ニ圖^ニ其形^ニ辟^ニ邪^ニトアリテ夢ヲクフト云フ
ゴトシ。唐大典祠部郎中職ノ注ニ十二神ノ中莫奇食^ヲ
夢^ヲト云コトアリ莫奇ハ卽神ノ名ナリ莫奇ノアヤマ
ツテ猿トナリタルニハ非ズヤトオモヘリ莫奇食^ヲ夢^ヲ
コトハ後漢書禮儀志中ニアルコトナリ

大行

萬葉集卷一ニ大行先王伊福吉部德足此賣墓志ニハ大
行天王トアリ大行ハ死ト云フコトナリ小爾雅廣名ニ
諱^ヲ死^ヲ謂^フ之^ヲ大行トアルゾ證トスベシ集及志ニ云フ

酣中清話上

五一居士 小島 知足著

千字文

朱梁ノ李邕注千字文ニ推位讓國ヲ遜國ニ作リ鳴鳳在樹ヲ在竹ニ作ルコレ傳本宗刻ヲ經タルニヨツテ宋ノ諱ヲサケシナリ米芾ガ書ノ千字文モ遜ノ字竹ノ字ニ作レリ樹ハ英宗ノ嫌名諱讓ハ英宗ノ父濮王ノ偏名允讓ナレバナリ宋本ニハミナ此二字ヲ缺筆セリ

綸言如汗

俗諺ニ綸言如汗ト云フ 綸言ハ禮記ノ緇衣篇ニ王言如絲其出如綸ト云フヨリ出タルナリ。ソノ如汗ト云フコトハ何ニ出シゾト思フニ漢書ノ楚元王ガ傳ノ文モ易日渙ニ汗其大號ニ言號令如汗汗出而不反者也ト云フコトアリコレヲ取リソヘテ綸言汗ノ如シトハ云フナルベシ

手

今ヨク文字カク人ヲ手カキト云ヒ又手ガヨキナド云フ古モ云ヒシコトニテ源氏物語繪合ノ卷ニるはこせのあふみ、てはきのつらゆきかけり

除目成抄ニ讀妓自從八位下巨勢朝臣相見

繪師トアリ。てハ手ニテ紀貫之執筆ヲセシヲ云ナリ

伯夷叔齊

江談抄ニ先年木工助敦隆ガ來タリシニ首陽ノ二子何カ廉ナル勝リタルト問ヒシニ答フル様未見ニ其廉ニ歎如何伯夷勝歟天爲試ニ其廉ニ白鹿二令與之叔齊不堪飢心中欲食此鹿之處鹿知其心俄去了也トアリ此事何ニヨリシヤト思ヒシニ後調玉集現在書目五卷トアリ今十三十四兩卷存ス天平十九年ノ寫也ヲ見ルニ列士傳ヲ引テ伯夷殷時遼東孤竹君之子也與弟叔齊俱讓其位而歸於國見武王伐紂以爲不義遂隱於首陽之山不食周粟以微榮爲糧時有王廢子往難之曰雖不食我周粟而食我周木榮ノ字ノ壞タルベシ何也伯夷兄弟遂絶食七日天遣白鹿乳之逕由數日叔齊腹中私曰得此鹿食之豈不快哉於是鹿知其心不復來下伯夷兄弟俱餓死也トアリ敦隆此集ヲミテ覺タリシヨリ答フルナルベシ列士傳ハ劉向ガ撰ナル隋書經籍志ニミエタリ

城

近世城ノ字ヲシロトヨムハ誤ナリ城ヲ古ハキト云フ葛城磐城ノ類コレナリ中世ハ音ニテジャウト云フ秋

棟梁

三九三

廟神

三九三

此間

三九三

三教

三九四

圓覺寺鐘銘

三九四

擊鼓求亡子

三九四

威

三九四

倚子蘇

三九四

五十韻

三九五

鳩杖

三九六

人目

三九六

本朝避諱

三九六

念

三九七

長柄銚子

三九七

書額忌丙丁日

三九七

黑經朱注

三九七

偏傍

三九八

之遠

三九八

洗硯

三九八

橋褐

三九八

薦僧

三九九

無恙

三九九

擔謙

三九九

深曾幾

四〇〇

清涼殿

四〇〇

合爪

四〇〇

高麗犬

四〇〇

夜未央

四〇〇

金塗塔

四〇一

椅

四〇一

憤俳

四〇一

借名

四〇一

草書

四〇二

卷之下

樂名公鹽

四〇四

洗硯

四〇四

曲逆

四〇四

禮餽

四〇四

杉扇

四〇四

算袋

四〇五

爭坐囊

四〇五

聖母帖釋文

四〇五

禮服冠

四〇六

魚袋問答

四〇六

經籍著錄

四〇九

多胡碑

四一〇

十古文甲字

四一〇

舞々

四一一

闕欠

四一一

酣中清話目錄終

酣中清話目錄

卷之上

千字文 三七九
綸言如汗 三七九
手 三七九
伯夷叔齊 三七九
城 三七九
垂垂異字 三八〇
元從 三八〇
貌食夢 三八〇
大行 三八〇
卿音亮 三八一
州 三八一
什物 三八一
十二門 三八一
異 三八一
馬槌 三八二
多門 三八二
庚作康 三八二
八咫鏡 三八二

日高日子 三八三
天詔琴 三八三
疾邇 三八三
狼狽 三八三
沛艾 三八三
竈 三八四
藥師 三八四
佐官 三八四
白文 三八四
魚殮 三八四
可以樂飢 三八四
律十卷 三八五
伊呂波 三八五
子祿字書韵 三八五
唐石經避諱 三八六
八子 三八七
馬寮御監 三八八
大常 三八八
輦 三八八
新發意 三八九

所司代 三八九
相聞 三八九
發語 三八九
登 三八九
薩摩 三九〇
法隆寺寶物 三九〇
尺 三九〇
反 三九〇
酉 三九〇
錦文綾文 三九一
鏐 三九一
鈿尾 三九一
謹 三九一
宵 三九一
肉 三九二
家樣 三九二
中謝 三九二
毫釐錢抄 三九二
萬 三九二
相風 三九三
鷺眼 三九三

少作者古人之所戒張耒作四忌銘云著作忌早輓近學者頗失淳風妄言子思子十七作中庸蘇子由二十著詩傳乃鬪靡誇多災梨棗者日月孔多獨我梅園翁則不然此書之成在數十年前校覆之精援證之確其換裴葛至于此矣今茲齡八十始授之剞劂其持重不苟如此不翅驚其該博抑亦可見篤志一端也余弱與翁相識翁甚好生書余亦同好每一得生書必相借觀翁嘗云觀生書則徹夜不得交睫真書癖也余以投契之久見屬書尾余也陋巷腐儒不嫻文辭固不足爲之重聊述翁之好之深與志之篤以戒世之著書杜撰者若夫強記該覽質疑發蒙則讀者自知之余復何言乎哉

天保甲辰春二月

蘭溪西島長孫識

集の詩題に。柳元穀。以所得晉太康間家中杯及瓦券來。易余手繪券文云。大男楊紹云々下の文。養新錄に同じ。異なるは。一邱を一丘。四時爲任を。四時爲伍。廿九日を廿六日。破別を破剪。律を律に作れり。且石と瓦の異あり。今考るに。清朝の石刻は偽物なるべし。又儀禮節略に。清異錄。葬家聽術士說。例用朱書鐵券。若人家契帖。標四界及主名。意謂亡者居室之執守。不知爭地者誰耶。瘞墓前甃石若甃表之。面方長。高不登三尺。號曰券臺。金九臬抱甃集。墓前地名明堂。一名券臺。朱子語類云。不曉所以。後見唐人文集。中言某朝改爲券臺。按今地理書。有券臺之說。券也。理地契處。曰券臺地。用磚石爲之。上書財集。按。羣書歸正。若干錯。爲死者用財。歸正集。此二葬于此。山神土地。歸正集。龍。不不得爭競。と見えたるも是なり。皇朝にも此事ありし證は。引導要集便蒙に。地神祭文。弘法大師の作なり。を載て云。孝子等捧隨分錢財。奉乞一丈餘墓所とあり。

本書刻成て後に。僧靈玉が日蔭草。また山口氏の

押原推移錄等を見るに。此條に載たる。長光寺の境内より堀出たる。鏡の圖を出して。鏡面の陰款中に。當塗王經一字三禮一品一錢千部の文あり。日蔭草に。當塗王經は普門品一品一錢とある古錢は。千部の數を表せるにや。と云へり。されば此錢もと千錢ありし事しるし。然るを本文に。九百九十九文ありけんと云ひしは杜撰なりき。本書中此類の誤尙多かるべし。見出たらん人は。其說を記して卷尾の書肆へ投せられん事を乞ふ。嗣刻卷六に郷里姓名自號を舉げて其考を出さんとす。

梅園日記卷之五終

計九百九十九枚。土人云。以之辟邪最效。また崇川咫聞錄云。嘉慶七年壬戌夏四月。里人於查家壩橋。澹河西溝内。掘得古棺。棺前和朱書。維康定二年。歲次辛巳。五月己酉朔。十八日丙寅。丁氏六娘券身。年三十五歲。六月。生居城邑。殞安宅兆。龜筮協從。相地襲吉。宜於通州靜海縣。文安鄉。長樂村之原。安厝宅兆。謹用價錢九千九百九十貫文。買地一所。云々壩中有盜餅一。盜爐二。里人爲遷葬於高壩。錢仲樞明經樸林。有詩云。節略或疑續綱目。康定無二載。豈知慶祿按に清人國諱を避て祿字を廢字に假り用ひたり。嘉平方更始。此事目細微。本無關臧否。桑梓生恭敬。聊爲述所以。とあり。かく數多きは紙錢なるべし。また癸辛雜識別集云。今人造墓。必用買地券。以梓木爲之。朱書云。錢九萬九千九百九十九文。買到某地。云々。此村巫風俗如此。殊爲可笑。及觀元遺山續夷堅志。載曲陽燕川青陽垣有。人起墓得鐵券。刻金字云。勅葬忠臣王處存。賜錢九萬九千九百九十貫九百九十文。此唐哀宗之時。然則此事由來久矣。とあり。唐より先には。九の數に拘はらざりしにや。十駕齋養新錄云。周密癸辛雜識云々。頃歲山陰童二如。

游洛陽。得石刻一方。其文云。大男楊紹。從土公買塚地一邱。東極闕澤。西極黃滕。南極山背。北極於湖。直錢四百萬。即日交畢。日月爲證。四時爲任。太康五年九月廿九日。對其破。前民有私約。如律令。蓋晉時所刻。乃知人家營葬向土公買地。其說相承已久。不始於唐世。惜乎。遺山草窗兩公。未得此異聞也。按するに。此文。又潛研堂金石文跋尾續に。亦載て云。晉楊紹買塚地。前五年右楊紹買塚地。前文云々。案古人稱分券爲別。若今人合同文字也。周禮小宰。聽稱責以傳別。鄭司農云。傳別謂分券書也。傳。傳。著約束於文書。別。別爲兩。兩家各得一也。鄭康成云。傳別謂爲大手書於一札。中字別之。傳別故書作傳辨。鄭大夫讀爲符別。辨與別聲相轉。其義一也。說文無前字。釋名。前別也大書中央。中破別之也。唐韻。前分契也。前種概移蒔也。古者書契多以竹簡。故傳別字。或从竹。隸變作前。與移蒔之前相混。釋氏書。往往用記前字。亦取受記作符券之義。魏晉以前契券之式。傳於今者。唯此。故錄其全文。以證好古者。とあり。又按するに。明の徐渭が。徐文長文

人。湯若士牡丹亭用_ニ八人。今則用_ニ十人。一外。一末。二生。三旦。三淨。揚州畫舫錄云。梨園。副末以下。老生。正外。老外。大面。二面。三面。七人。謂_ニ之男脚色。老旦。正旦。小旦貼旦。四人。謂_ニ之女脚色。打諢一人。謂_ニ之雜。此江湖十二脚色。水滸後傳讀法云。既說。李俊爲_ニ暹羅國王。則李俊自是。本傳。正生脚色。增訂一夕話原序云。亦不_レ知_ニ生旦淨丑_ニ脚色。桃花扇傳奇凡例云。脚色。所_ニ以_ニ分_ニ別_ニ君子小人。曲話云。紅樓夢。以_ニ副淨。扮_ニ鳳姐。丑扮_ニ襲人。老旦扮_ニ史湘雲。脚色不_ニ甚相稱_ニ耳。また笠翁偶集_{詞曲部}に脚色の字面多し。參考すべし。又役者ならねども打扮をいひしは。金聖歎が水滸傳第八回の總批に。先言_ニ胖大。而後言_ニ皂布直裰_者。驚心駭目之中。但見_ニ其爲_ニ胖大。未_レ及_ニ詳_ニ其脚色_ニ也。とある脚色は。衣類顔色。總體の打扮を云へり。綿香亭_{第六回}に鍾景期と。雷天然といひし女。また景期が蒼頭の馮元と。雷氏の了鬚勇兒と。一夜に婚禮の事を記して。掌禮人請_ニ景期。單立了。又請_ニ新人出_ニ。那新人打扮倒_ニ也不_レ俗。穿_ニ一件淡紅衫子。頭上蓋_ニ著絳紗方布。就是勇兒做_ニ伴婆。扶著出來。拜_ニ了天

地。云々。然後夫婦交拜完了。掌禮人喝唱。馮元夫婦行_レ禮。那勇兒。丟_ニ了伴婆脚色。也來做_ニ新人。同_ニ馮元。向_ニ上拜_ニ了四拜。掌禮人唱道。請新人同入_ニ洞房。景期與_ニ天然。站_ニ起身_ニ來。勇兒。又丟_ニ了新人脚色。又來做_ニ伴婆。扶_ニ著天然。而走。云々とあるにて。脚色の打扮なる事を知べし。

附識す。ふるく脚色といひしは。官人の手札に。由緒書を記したるなり。唐六典注。文昌雜錄。臨漢隱居詩話。朱子文集。游宦紀聞。朝野類要。通雅。通俗編。隨園隨筆。恒言錄。等に出たり。

墓中買_レ地錢廿九

乘穗錄二編に。明和五年戊子正月廿八日。下野國那賀郡西見野村長光寺境内。山のくづれたる所より。古錢九百九十一文。壺中雲母紙經文。朽たると見ゆる塔高_サ七寸三重。中に觀音長一寸なると。鏡を掘出す。云々とあり。按ずるに。寺の境内なれば墓所なるべし。然らば此錢九百九十九文有けんを。八文は失せけるにや。墓に此數は錢を埋たる事は。唐土の風俗なり。尊鄉贅筆云。陝西慶陽府東山。有_ニ一古墓。忽崩裂。中有_ニ石室石床。堆_ニ古錢數處。散_ニ布四角。總

勅をうけて。書給ひしなりとあり。按ずるに。此
說非なり。大定通寶は。金史食貨に。世宗大定十
八年代州立。監鑄錢。其錢文曰大定通寶。とあ
り。大定十八年戊戌は。皇朝高倉院の治承二年
にて。大師遷化より。三百四十四年後なり

西國巡禮道芝記。近江國竹生島の寶物に。布袋。弘
法の御作とあり。是亦非なり。布袋は。梁貞明丙
子入滅のよし。傳燈錄に出たり。丙子は。皇朝醍
醐帝延喜十六年にて。大師遷化より。八十二年後

古玉接引佛聖像

接引如來阿陀
引來彌陀佛



保大年供

なり。又按ずるに阿彌陀の像。布袋に似たる物あ
り。それには非ずや。其像は。古玉圖譜に出たり
右玉版佛像。長三尺。濶二尺四寸。厚一寸一分。
玉色淡碧無瑕。版心琢刻接引如來。法相慈容整
肅。眞西方聖人之瑞相也。上刻接引如來阿彌陀佛
八字。旁刻保大年供。夫保大。南唐李璟之年號也。
此像蓋南唐宮中所奉者乎。以上。古玉圖譜

脚色廿八

鳩巢小説云。康熙天子ノ對聯。日月燈。江海油。風
雷鼓板。天地間一大戲場。堯舜且。湯武末。莽操丑
淨。古今來許多脚色。脚色ハ番付ノ事也。南郭遺
契云。脚色は役者ナリ。シクミヲモ云。撈海一得云。
脚色ハ狂言ノシクミナリ。傷寒論後條辨抄。見問筆記。亦同。按ずるに
南郭の役者といへる説あたれり。されども。士農工
商。其外の人物の容體に。出立たる役者にて。平生
には云はず。世事通考云。梨園子弟。有。生。旦。丑
淨。末。貼旦。小生。老旦。外。八樣脚色。夢憶
云。朱楚生女戲。班中脚色。足。以。鼓。吹。楚。生。者。留。之。
傷寒論後條辨云。生旦淨丑。一時脚色各現。書
隱叢說云。演戲脚色。初止。疊。弄。參。鶴。元。時。院。本。用。五

又按に。隸續に。漢碑所書地名。晉書音義に。特何に作れり。如莊柯。皆不用。柯字といへり。晉書音義に。結綺に作れり。漢書地理志の。結綺を。晉書音義に。結綺に作れり。漢書郊祀志の。縉紳は。縉紳なるよし。顏師古注にいへり。呂氏春秋本味篇の。陽樸を。齊民要術に。楊樸とし。淮南子覽冥訓の。恒娥を。續漢書天文志注に。張衡靈憲を引て。姮娥に作れり。楚辭王逸注の。環餅を。尙書故實に。環餅とし。文選班孟堅が西都賦に。萬方輻湊。玉篇に輻輳の字あり。晉書音義に。蹉跎字。當作蹉跎。また炮烙。上音砲。下公栢反。一作格。また陟帖字或作陟。とあり。韓愈が謁衡岳廟詩の。杯琰を。唐本には。杯校に作れり。朱子韓文考異にあり。山石詩の。爛漫を。爛或作瀾と。韓文五百家注にあり。十駕齋養新錄の。梅花喜尙書。爛漫之漫。不當从火傍。古人只用漫。昔侍沈歸愚字書。實無漫字。疑始於明代。今見南宋錢本已作爛漫。文苑英華に。梁涉長竿賦の。格澤を。格澤に作り。賈餗穿楊葉賦の。喫詬を。喫詬に作り。また穆怛を。獨狐及集には。穆怛に作れり。彭叔夏が文苑英華辨證にいへり。新唐書に。餒殍を。餒殍に作れり。新唐書糾謬に云へり。大般若經に。懈倦。下或作倦。また根本律攝に。檀轡を。轡轡に作れり。一切經音

義にいへり。弘決外典抄に。婉純純應作純。從義が注に。婉純と見えたり。此餘。幅隕を幅幘。嬌饒を嬌饒。蹢躅を蹢躅。湍湍を湍湍。模糊を模糊。狂榛を狂榛。結繪を結繪。踏駁を踏駁。紙謬を紙繆に作れる類。なほあるへし。俳諧の俳諧となりたるも。是等の類なり。正字にはあらねども。古今集以來の歌書なるは久しく書來りつれば。俳諧と書んぞ故實にはかなふべき。但し俳言俳文などいはん時は。俳字を用べからず。

李家墨模廿七

松井元彙が。古梅園墨譜後編に。南都之墨。始於元正帝時。中興弘法大師。嘗如唐。傳李家墨法。而還。於興福寺二諦坊。以佛幌輕煙造之。其所用之墨模。余家傳之。模以銅造焉。とあり。又藤貞幹が好古小錄に。乃樂興福寺。妙喜院ニ墨模アリ。銅ヲ以造ル。傳云。僧空海入唐將來スル所ト。面ニ龍ヲ雕リ背ニ李家烟ノ三字アリとあるは又一種なり。按するに。此二説皆非なり。いかにとなれば。李家の名墨は大師より後なり。漁隱叢話後集に。遜齋閑覽を引て云。墨工李超。其子庭珪。按に。紫雲齋集。澠水燕談錄。春

携歸。妻孥相笑還相問。赤脚蒼頭更阿誰。とあるを
参らすべし。

誹諧廿六

寐覺のすさびに。古今集打聞に。加茂翁の説とて。
今の本に誹諧とあるは。寫し誤れるなりとありて。
そのかたはらに細注して。秋成とかいへる人の云く。
草の手にて。誹とまぎれたるをおもはで。後にさま
ふいふは。いたづらこと也。と書たり。慎言按に。是
抄に。今本誹とあるは。俳字のなだらかなる草
書に。相似たれば。誹となるべしとあり。按するに。古今
集その外の書に。誹諧とありて。俳と書ることなし。
からくにの書にも。誹諧と書たるあり。隋書に。侯
白字君素。好學有捷才。爲儒林郎。通倪不持威
儀。好爲誹諧雜說。と見えたり。世說新語補の注に
も。誹諧とあり。草の手に誤り書るなりといへるは。
なかくにたがへり。俳と古音にては通せしならん
と南畝子申されき。以上れざめ
のすさびと云り。同じ南畝の俳
諧歌集の序に。按史漢有俳諧字。宋袁淑。有排諧
集。隋書侯白傳。稱好誹諧。然則。俳。排。誹。字
皆可ニ以通とあり。按するに。もと俳諧と書べきを。
下の諧字の言偏。上の俳字にうつりて。誹となりた

るなり。是に類したる證は。續筆乘に。俗於聯字。
有因_レ上誤_レ下者。有因_レ下誤_レ上者。駟僧。誤以_レ僧
从_レ馬作_レ駟。髻髻。誤以_レ髻从_レ齒作_レ齧。按に。駟配の
字。音書にある事。何紹晉音義に見え。高宗述三藏記にある事。慧林一切經音
義に見え。廣韻に髻或作齧と見え。千祿字書に。齧を俗と見えたと
れ。唐の時多。蹴鞠。誤以_レ鞠从_レ足作_レ踞。按に。蹴鞠の字。
呉藏新唐書糾謬に見え。此類甚多。明の焦竑いひ。其子
の焦周も。また説楮にいへり。此類おのれが覺えた
るは。易の。經論。亦作_レ綸。易略例の璇璣。又作_レ機。
毛詩の。佼好。又作_レ姣。歇驕。又獨獠。周禮の。紛
帨。又作_レ粉。環轅。亦作_レ環。儀禮の。肫髀。又作_レ脾。
と陸德明が繼典釋文に見えたり。尙書の。璫璣。唐
石經。璣に作り。祝啟。大司樂注。梧に作り。淫泆。
唐石經。佚に作れり。儀禮の濯漑は。釋文に從て。
概に作るべきよし。張淳が儀禮識誤にいへり。儀禮識
授を。釋文には。梧字從木と爾雅釋
盧文昭が抱經堂文集にいへり。舍人云。駟蹄者。注疏
本。駟誤_レ跟と。阮元が校勘記にあり。説文に。駟蹄字。
今別作_レ駟非。また櫬。瑚璉也。今俗作_レ璉非。是。また
檣。緇今俗作_レ檣と。俱に徐鉉いへり。按に。檣。魏受禪表
碑にあれば。此字亦
久しき史記天官書の。叶治を。曆書に。叶治に作れり。
漢書地理志の。牂柯を。續漢書郡國志に。牂牁に作

此シャウヘンすなはち榿編なるべし。さてかの地藏記なるは。魚腦を以て。榿編の形に作りし物にや。

又按するに續日本紀。養老六年十一月甲戌條に。造柳箱八十二。法隆寺資財帳に。合榿宮捌拾貳合。

延喜式内匠に。年料柳筥。一百六十八合。一尺六寸已下。一尺已上

料柳一百三連。織筥料生絲。一十二斤。巾料調布。

一丈。浸柳料商布。一段。など見えたり。この柳箱

の遺製にや。賦役令に。管柳一把。とあるは。筥作る料となる故に。かよひし弊。賀茂翁眞淵難

錄に。柳筥。延喜式には。筥柳などの料もありて。

柳して造れり。今俗の用る柳こりてふ物これなり。

名山藏手簡附錄。小瀬復菴書に。今世にかうりと

申候て。物を入申候器御座候。文字。或は行李の由

申説有レ之候へ共誤に候。栲栳に候。是亦朝鮮音にて

候。合も彼國人カウリと申候。和漢三才圖會家飾に。

字彙。箸筥屈竹爲器。北方多以柳條爲之。出

於但州豐岡同出石。織杞柳條一名柳行李。形長而方

也。可容衣一二領。因州用瀬之產次之。形橢圓長

其小者。用行人堪貯飯ナリルニ。などあり。又按するに。

もろこしに柳條の器物は。字彙のみにあらず。今こ

こにあぐ。唐六典戶部注に。滄州柳箱。通典食貨

賦稅

に。景城郡。貢細柳箱八十合。太平寰宇記に。滄

州土產。五色柳箱。九域志に。滄州土貢。柳箱一十枚。宋史地理志に。滄州貢大箱大柳箱。鄭

樵爾雅注に。施。杞柳也。可編爲棖箱。范成大

石湖詩集。固城の詩の自注に。用柳作大棖汲井。

謂之涼罐。楊崇吾檢盡隨筆に。齊民要術柳罐。柳

斗也。周祈名義考に。京師人謂柳斗曰。頗羅。高士奇扈從東巡附錄に。呼

柳斗也。編柳條爲之。用以汲泉量粟。清一

統志河間府に。河間出柳箕。斗之類。唐時土貢柳

箱。是其遺業也。字貫器用に。廣韻。栲栳柳器也。

按即今之柳斗。盛道路菜蔬。蘇州府志物產に。杞

柳。其條柔爲栲栳。細者爲箱筐。日下舊聞考に。

柳條器。簍。箕。斗。升。井桶。車箕。筐。撮米斗。

擔米斗。析津志張履祥農書に。予旅食歸安。見居民

於水濱。徧插柳條。秋冬斬伐柳條。可爲栲栳之

用。など見えたり。又高麗にもあり。鷄林類事に。日

早晚爲市。皆婦人挈一柳箱一小升。といへり。和

漢三才圖會の。行人堪貯飯と。字貫の。盛道路菜

蔬と相似たり。圖會また可容衣一二領とあり。

唐土の柳箱も衣服を納る器なる事は。楊萬里が誠齋

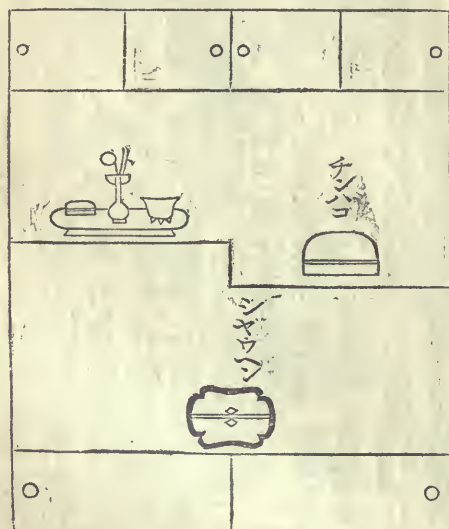
集四十曬衣の詩に。亭午曬衣哺褶衣。柳箱布襖自

潼。掌文昌府事。及人間祿籍。故元加號爲帝君。而天下學校。亦有祠祀者。夫梓潼顯靈於蜀。廟食其地。爲宜。文昌六星與之無涉。宜勅罷。と有る六星なり。卽史記天官書の斗魁戴筐六星爲之文昌。一曰上將。二曰次將。三曰貴相。四曰司命。五曰司中。六曰司祿。これ也。また明史の外にも。文昌星の。文昌帝君に干らぬ事を辨じたるは。曝書亭集。經史問答。三魚堂文集。南州文鈔。按に三魚堂を蹈書隱叢說。悅親樓詩集。陔餘叢考。潛研堂文集。隨園隨筆。蜀輜日記。詒經精舍文集。等なり。三才圖會にも。梓潼帝君を圖し。また魁星をも圖したり。

櫃編廿五

桂川地藏記に。魚腦櫃ノシヤウブン挽。象牙引壺。頗黎卮。瑠璃壺とあり。先年岩瀬京傳。この櫃挽はいかなる物ならんと問しに。知らざるよし答へたりき。後按するに。尺素往來に。六納櫃挽。三入葛箱。又下學集に食籠。櫃輓。或編撮壤集に。葛籠。皮籠。櫃輓。異制庭訓往來に。簞篋。按に慶長板節用集二松會板遊學往來に。犀皮。堆紅。堆朱。堆漆。鷗楊。桂漆。雲朱。世良田等之香箱。納櫃挽一荷借進之一。寛

文二年板。遊學往來に。朱漆木枕。厨子。ツス櫟子馬上チヤツ盡。唐折敷。同黒漆赤漆折敷。各三束。納楊編一荷借進候。類集文字抄に。傷編。印籠。食樓。など有を合せ考るに。簞楊傷は。俱に櫃の假字なり。挽輓篋は。松會板遊學往來の。櫃皆編の假字にて。正字は。櫃字の誤り也。櫃字の音はタイにて。吳音チャヤなれども。聖紀の祕訓に。櫃岸山明を。セイカン字の吳音シヤウとひがよみしたるなり。釋日本器なり。天文十一年池坊專應記に。シヤウヘンの圖あり。下に出す。



將_ミ渡_レ江_シ涉_レ海。伺_ニ候_ニ津_ノ之道_ノ傍_ニ。とあるにて知べし。
 此事は近年の隨筆にも出たれども。それは先年彼人。魁星の圖を新年
 の贈物になすとて。予に乞しかば幾山堂外紀を書て。あたへしなり。

魁星圖二廿四

生駒峨眉答_レ人書に。魁星圖狀の原始。さだかなる所
 見無_ニ御座_ノ候。但先年河保壽が家にて。魁星を自畫
 讚に作り。書簾の上蓋に押申候を見候て。即保壽に
 相尋候處。總じて此圖狀を書編の卷端に印記する事
 の始は。李唐の世。四の書庫を造られ候時。每庫此
 神狀をきざみて。安置せられし事より起る也。と君
 嶽が話なりとて。語きかせ候ひき。然しながら。其
 書證何書よりぞとも聞く所なしと承候へば。猶分明
 ならぬ說にて御座候。又諸葛監が寫し候物とて。麻
 冕をかうふりたる唐人の。驢馬に跨りたるうしろに。
 從者とおぼしきが二人。ひとりばまろき囊をもち。
 一人は琴など納めたりとも見ゆる長き囊を持たる狀
 を。ゑがきたる上に。六星の位次を模しとめたる。
 魁星の圖をも。覽仕候と有り。按ずるに君嶽が話は。
 珍書考の説を傳へ誤たるなり。彼說に。唐本ノ表紙
 ノ端ニ。鬼形ヲ畫事ハ。漢ノ文帝ノ朝。天子ノ文庫
 ニ怪鼠出テ。經史ヲクラヒ損ザシケレバ。帝是ヲ憂

給夢ニ夜叉ノ如キ者云ケルハ。我は恒山ノ下ニ住。
 司書鬼トテ書籍ヲ守護ノ神也。秦代ヨリ。世人我ヲ
 シラズ。今君ニ此趣ヲシラシメン爲に出タリ。文庫
 ノ怪鼠ヲ退ント思給ハ。我ヲ恒山ノ下ニ祭給へ。
 彼麓ノ窟ハ。余ガ徒ノ住所ナリ。ト云テ夢覺給フ。
 明日人ヲ以テ試給一果シテ然リ。因テ祭給へバ。終
 ニ怪鼠ノ憂ナカリシト也。ソレヨリ司書鬼祀トイフ
 事一年ニ一度也。其以後六朝ノ間ヨリ此祀絶タリ。
 故ニ今ニ書卷ノ端ニ右ノ司書鬼ノ形ヲ畫也。此事ハ
 不求人全書廿七卷ニ見エタリ。攝山記ニモ出タリ。
 と有れども是皆偽說なり。唐の明皇の鍾馗を。夢見
 しと云ふ故事事文類聚前集と除夕に司書鬼を祀れば。書籍
 を鼠嚙す。秘閣閑話とあるを混合して。影撰したるもの
 也。また諸葛監が寫したるは。魁星に非ず。文昌帝
 君梓潼帝君とも云ふ也。驢馬に跨りたるは。文昌事略に。乃作
 儒士_ト跨_リ白驢_ニ。文昌化書に。乃と有り。從者二人は。事略に。二青童自天而下。日天驄。日地曜。と有り。
 上に六星の位次とは。明史禮志に弘治元年。禮部
 尙書。周洪謨等言。梓潼帝君者。記云。神姓張。名亞子。
 居_ニ蜀_ノ七曲山。仕_レ晉戰沒。人爲立_レ廟。道家謂。帝命_ニ梓

皆カヒコさるを中昔より。かひともしひしかば。後には貝とあやまりたるにや。卵をカヒといひしは。忠見集に「すもりこも出にけるかど見る時はかひなき身さへうらやまれける。又能宣朝臣集に物申につれなくのみ見ゆる女に。鳥の子をいつゝやるこて」すにすめるみをわびつゝも鳥の子をいつかひ有と物をおもはむ。此外後撰集。拾遺集。輔親卿集。蜻蛉日記。空穂物語。大和物語。古今六帖。源氏物語。保憲女集。金葉集。草根集。等により。竹取物語の。つばくらめのこやすがひも燕卵なりと。河社に史記を引ていへり。近き頃のものには。禰津松鷗軒が鷹記。貞徳が油糟。等に見えたり。

魁星圖一廿三

鹽尻云。もろこしより渡す印本の表紙うらに。鬼形の物を朱にておしたるは何ぞや。答。魁精踢斗といふ星のすがたなり。留青集等に見えたり。北斗魁星は。文章を司りて。筆と紋銀とを執と云故に。書林魁本の象印とす。和漢俗談故事 訓栞亦同按するに。魁星の事は堯山堂外紀八十云。天順癸未。崑山陸文量。按。此事は崑山の陸文量に容字は文量が。裁園雜記二卷中に当たり。會試寓京邸。戲爲ニされば雜記には。崑山陸文量の五字なし。

魁星圖。左手握筆一枝。右手握鐏一錠。取必定意。文量左手よりこれまで。十八字。雜記になし。題ニ其上云。天門之下。有鬼踢斗。癸未之魁。必定入手とあり。鬼の斗を踢たるは。魁字のかたち也。筆錠は必定と同音也。宋の文天祥の。文山集に。葵三山莊之龍魁星とあれば。陸文量始て魁星を圖したるに非ず。筆と鐏を持たるを。圖し始たるなり。編卷九云。世人奉魁星踢斗圖。以爲宜シト科名。夫魁字。乃鬼抱斗。鬼之脚右轉。如踢北斗然。所謂魁星踢斗者不過藏一魁字。以爲得魁之兆耳。

これにて彌明かなり。また北斗はかいで。量器をもちたる圖あるは。斗ます也。尤侗が西堂雜俎一集に。魁星像賛に。胡取平筆。論文章。胡取平斗。盛饌糧。胡取平金。通津梁。云々とあり是も魁字のかたちなりしにて。學問の試に。第一になるを魁といふ。名義考曰。魁。亦曰大魁。毛奇齡經問に。制策家以。さるゆるに。擧首。爲魁。因祠文昌。而併及魁星。爲擧首之效。

書籍の題首に。魁星圖の印を鈐すなり。これ擧人祝してかはん事をはかりてなり。近頃。こゝの書肆もならひてすれども。こゝには選舉といふ事なければ。いかにぞやおぼゆ。又此魁星の魚の如きものに乘たる圖。三才圖會にあり。それは鰲なり。寄園寄所寄に。張天民魁星像賛を載て。一足反踢。豈將屈膝乞憐。冀得短中取長。一足踞鰲之脊梁。豈

和歌。爲合點被送大極禪門。十日。彼千首合點之後。於常盤御亭更被披講。今夜以合點員數被定座次第。又任點數分懸物。又文永二年。十月十九日。於御所。有御連歌御會。若宮別當僧正。相具百種懸物參上。凡日來連々應召。つれく草云。何阿彌陀佛とかや。連歌しける法師。夜ふくるまで連歌して。只獨歸りけるに。小川のはたにて。猫また足もとへよりきて。やがてかきつく。肝こゝろもうせて。小川へころび入て。連歌のかけものどりて。扇小箱など懷に持たりけるも。水にいりぬ。親長卿記云。文明十四年五月廿五日。參内。御月次御連歌也。百韻了被引出引物。扇。杉原。筆等也。句數各取之。予扇二本。杉原二帖。筆二双也など見えたり。

疱瘡忌貝廿二

本朝醫談二編に。類聚符宣抄の。天平九年の太政官符を引て。廿日已後。若欲喫魚菜。先能煎炙。然後可食。但乾鰯堅魚等之類。煎否皆良云云。本文に乾鰯の事あり。世疱瘡に貝類を忌とて。のしあはびを用ひざるは妄なり。痘毒目に入たるにのしを黒焼

にしてさす事。醫療羅合に見えたりとあり。慎言云。のしあはびを忌のみならず。すべての貝つ物を。家の内へいれだにせぬ程にいめり。按するに痘疹傳心錄の。諸藥性口訣に。淡菜。味甘鹹。氣微寒。和肺氣。益腎氣。蛤蜊肉。性冷。養食潤五臟。止消渴。開胃殊功。牡蠣。味鹹寒。入腎經。消煩滿。化痰凝。固精止汗。石決明。鹹平。入肝經。消障翳。點赤膜。また外消散。治陰囊腫亮。大黃。牡蠣。各五梢硝。右爲末。取田螺洗淨。以水活過一夜。取水調前末。塗腫處。即愈。とあるを見ても。貝つ物いまぬを知べし。考ふるに。是は蘇沈良方の。治痘瘡。無癰の條に。瘡家按に和板伊良子氏千之堂本及び鮑氏知不足齋本俱に瘡癰に作れり。今程氏六醴齋本に不可食雞鴨卵。食即時盲。腫子如卵色。其應如神。不可不戒也。幼幼新書の。瘡疹愛護面目一門に。熟雞鴨等卵。未有不損目者。雖瘡愈。宜數月不食。痘疹傳心錄に。或恣食諸卵。害目など見えて。くひて目しひとなるは。雞鴨等の卵なり。卵をふるは。カヒゴといへり。日本紀。萬葉集。類聚名義抄。字鏡集。平他字類抄。倭玉篇の卵。又日本書紀。玉造小町壯衰書の鰈。類聚名義抄の鰈。伊呂波字類抄倭玉篇の鰈。

十五卷^ヲ。選中^ミ二百八十名^ヲとあり。この二千七百三十五卷。卽作者二千七百三十五人にて。人別一卷なり。選にあたりたる人。二百八十名なり。

葛原詩話後編に。春日田園雜興詩の後に枕^レ易の題にて。詩を徵せる事。宋詩紀事に載たりとあり。今宋詩紀事を閱するに。七十九卷黃庚小傳に。遊^ニ越中詩社。試^ニ枕^レ易題^ニ推爲^ニ第一^ニとありて。月泉吟社の詩は。八十一卷に載たり。此前後の次第に據れば。枕^レ易詩。先なるに似たり。

今人誹諧の賞物を。景物といふ。されども上に引る。道古堂集に従ひて。潤筆とぞいふべき。陳水紀聞。孔氏雜說等には又作の甲乙を定めて。第一二三を。天

地人といふは韻致なし。元の泰定閒に。大有^レ年とふ題にて。詩三百三十七卷を得て。陳定宇と。胡初翁と甲乙を定め。中者三十名を取て。第一を都魁といひ。第二を亞魁といひ。第三を鼎魁といひたる事。元詩選癸集に出たり。按に第三を鼎魁と云し事。既に宋の戴埴が鼠璞に見えそれにならば雅馴ならん歟。或人云。誹諧

は連歌の一種にて。連歌は又歌の類なり。唐土の事にならはんやといへり。慎言云建仁元年十二月。

仙洞句題五十首和歌の點者は。御點。攝政殿。前大僧正。三位入道。定家。寂蓮なり。みな點あひたる歌には。肩書に及第とあり。是歌なれども。唐土の科名にならへるなり

潤筆の委しき事は。文房四譜。容齋續筆。野客叢書。紫桃軒又綴。日知錄。言鯖。通俗編。陔餘叢考。唾餘新拾等に出たり

歌連歌懸物廿一

前條にいへる。誹諧の潤筆。もと歌連歌にならへるなり。古今著聞集和歌篇云順德院御位の時。當座の歌合有けり。作者の名を隠して。衆議判にて侍けるに。古寺月といふことを。知家朝臣。つかうまつりける。「むかしおもふ高野の山の深き夜に曉遠くすめる月哉。此歌叙慮にかなひて。しきりに御感有けり。厚紙を懸物につまれたりけるに。事はて、人々罷出けるに。藏人左兵衛權少尉橘季長を御使にて。知家朝臣出けるに追つかせて。古寺の月の歌殊に叙感あり。勅祿を賜ふ也とて。かさねて紙を賜はせけり。吾妻鏡云。弘長三年二月八日。今日於^ニ相州常盤御亭^ニ有^ニ和歌會^ニ一日千首操題^ニ被^レ置^ニ懸物^ニ。九日。昨日千首

娼妓之前。豈可レ不レ耻。なごいへり。

選^ニ俳句^一贈^ニ賞物^一廿

撈海一得に。京の誹諧師。諸國の俳句數萬をあつめ。警句を選び集となし。其賞として。金屏等の什器。或は綵段を贈る。是元朝にもありし事なりとて。徐氏筆精を引て。吳渭月泉吟社をむすび。至元二十三年。十月望に。春日田園雜興と云題を出して。翌年正月望までに。作者二百八十名。詩二千七百三十五首を得たり。皆本名を隠して。僞名をもちひ。謝翺を考官として選しめ。三月三日を揭曉と定め。選にあたりし詩。六十首を刻して世に行ひ。詩賞として。羅布筆墨の類を。第一名より。五十名までに贈りたる事をしるせりといへり。按するに葛原詩話後編に。此後枕^{トス}易^ヲといふ題にて。詩を徵せること。宋詩紀事に載たりとあり。また秉穗錄に。兪州續稿に。勝國末。吳中饒介之。以^ニ醉樵歌^一。試^ム諸名士。獨張孟簡第一。得^ニ黃金一挺^一。高季迪次^ク之得^ニ白金三斤^一。餘各有差とあり。又按するに。廿二史劄記に。四友齋叢説を引て云。松江呂璜溪。嘗走^テ金帛。聘^シ四方能^ク詩之士。請^テ楊鐵崖^ヲ爲^ニ主考^一。第^ニ其甲乙^一。厚有^ニ贈遺^一。一時文人

畢至。傾^ケ動^{カス}三吳^ヲといへる。皆元の時なり。明朝にての事は。雍正揚州府志に。甘泉縣影園。明職方鄭元勳別業。崇徵庚辰夏。園中開^ニ黃牡丹^一。名流滿^ニ座^一。賦^ニ七言律詩^一。至^ニ數百首^一。元勳糊^レ名^ヲ。易^ニ書^一。送^テ虞山錢謙益^ヲ評^ニ次^一。錢以^ニ嶺南黎遂球^一十首^ヲ爲^ニ冠^一。元勳製^ニ金觥^一。二^ニ內鑄^一黃牡丹狀元字^ヲ贈^ニ之^一。とあり。此書國諱を崇徵に作れり。庚辰は十三年なり。此年諸説同しからず。靜志居詩話に。崇禎初とし。觥續編に。戊辰とし。花間笑語に癸未とするものは皆非なり。その證は。徐^カ本事詩に黎遂球が燈船曲を載て。其序に。庚辰五月。揚州不^レ雨云々。とありて年月照合すれば。府志の説を得。又清朝にては。杭世駿が。道古堂詩集題引に。欖溪^マ麥氏。以^ニ昌華苑懷古題^一。開^ニ社^一。得^ニ詩千首^一。順德潘守戎憲勳。獨冠^ニ一軍^一。其潤筆。則東坡全集。而以^ニ銀。孟。線。紗。薰。茗。帑。筆。副^一之。亦數十年來一盛事也。とあり。また袁枚が隨園詩話に。雍正間。廣東有^ニ詩會^一。好事者張^ニ飲分^一題。聘^ニ名流^一。品^ニ題甲乙^一。首選者贈^ニ綾絹^一。其次贈^ニ筆墨^一。亦佳話也。と見えたり。

附識す。上に舉たる撈海一得に。筆精を引て。作者二百八十名。詩二千七百三十五首を得たり。と書るは誤なり。今筆精を閱するに。收^ニ二千七百三

に。盃に泛るのみに非ず。すべて青柚子をば。か

うとうといふとぞ。東國にても相模の小田原近き郷

村にて此となへあり。さて太平記南方峰に起條。湯河莊

司が宿の前に。作者芋瀬の莊司と書て。宮方の鴨頭

になりしゆの川は都に入りて何の香もせず。とあり。

太平記音義に。鴨頭カウトとあり。撮壤集食物に類

鴨頭カウト。續狂言記鴨頭に。ゆのかうとうに。貝杓子お

つ取をへ。など見えたり。又按するに。四條流庖丁

書云。參ラセ物ノ上ニ置。カウトウノ事。香頭カウ申。

鴨頭カウ申也。文字ニ書時。兩説有ニ口傳。白鳥菱喰鷹

ナドノ皮入ノ時ハ。ヘギ生姜ヲカウトウニ可置。萬

美物ノジメ句有夏ノ時分ハ。柚ヲヘギテ可置。是物

ノ句ヲ爲レ可紛也。當世吸口ト名ヲ付テ。萬ノ每物

香頭ヲ入ル、事。如何ナル仕立ヅヤ。非ニ當流ニ不可ニ

承引。といへるに據れば。柚子にはかぎらざるを。

今は青柚子にのみ。此名殘れるは。鴨頭の文字に。

なづみたるもの歟。たゞし鴨字アフの音なるを。天

台六十卷音義に。カウとあり。昔は此音もありし歟。

庖丁書の鴨字は。字書に見えず。鴨の誤歟。鴨はコ

の音なり。香頭の字を用ふべくや。

婦人不識字十九

橘窓自語に。今時も佐渡國の婦人は手ならひをせず。

物よむ事をしらすといへりしが明太祖高皇帝。洪武

九年。有ニ内使ニ言ニ政事。上曰。寺人干政。亂從生

矣。今制。内侍不レ許ニ讀ニ書識ニ字。止供ニ洒掃ニ而已。

と史略に見えたり。これらの事より。婦人に物を書

せざるにやと思ふなり。といへり。按するに。内侍

を。こゝとひとしく。婦女とおもへるにや。内侍は

男子の官名なり。明の李日華が官制備攷卷下に。周

禮天官。有ニ宮正宮伯内宰内小臣閹人寺人内監之屬。

各掌ニ王宮王門之事。隋置ニ内侍省。宋初有ニ内班院。淳

化中改爲ニ黃門。又改爲ニ内侍省。皇朝初。内侍監。奉

御凡六十人とあり。明初の制かくの如し。但しかし

こにても。婦女はものかゝぬをよしといへるは。徐

學謨が。歸有園塵談に。婦人識ニ字多致ニ誨ニ淫。また

賴古堂藏書に。收たる亦書影卷首。昭代叢書にも載たり。清の周文煒が。

觀宅四十吉祥相に。婦女不識字と題して。注に列

女閨範諸書。近日罕見。淫詞艷語。觸目而是。故

寧可レ使ニ人稱ニ其無才。不レ可レ使ニ人稱ニ其無德。至ニ

世家大族。一二詩章。不幸流傳。必列ニ於釋子之後。

年。皇朝の延享元年なり。今墨譜正編を閲するに。癸亥夏。朝鮮國。竹隱散人跋あり。癸亥は。延享元年の前年。寛保三年なり。又按するに。書中の墨圖の背面に。日本官工。古梅園松氏製の歟。屢あり。いかで國を誤りけん。琉球國程順則が。古梅園墨讚あるによりて。誤りしか。又梁玉繩が元號略三に。

正徳日本と標して。注に。見松井氏墨譜。未_レ知_二何時_一。青白土集卷十四とあり。今墨譜後編を閲るに。正徳の號。

玄字卷。黃字卷に出たり。又同人の贅記_{卷七}に。同里

汪翼滄鵬。三至_二日本_一。攜_レ歸其國松井氏墨譜一帙。所

造墨數百品。佛足碑墨爲_レ最。余于_二汪處_一見_レ之。小

楷圖式。皆絶精。汪云。有_二王衍墨_一。長寸餘。濶八分。

兩頭如_レ圭。凡誤_二書文字_一。不_レ假_二刀水_一。直_レ以_二墨就_一誤

處。磨_レ之。一掃無_レ痕。惜購_二不_レ可_レ得_一。青白土集卷二十四又按す

るに。佛足石碑墨圖は。墨譜後編。天字卷に出たり。

墨譜正編。貞字卷に。王衍墨。膽_二寫文字_一。無_二差誤_一

者鮮。古今用_二雌黃_一。滅_レ之者衆矣。然其色。與_二素地_一

不_レ類焉。且難_二遽乾_一焉。病_レ之者不_レ少也。余今製_二

一品。以_二公_一諸四方。其用不_レ假_二硯與水_一。直就_二誤處_一。以摩_二擦之_一。用_二指頭_一收_レ之。而後施_二正字_一於其上_一也。

則盼然爲_レ絢。一掃歸_レ故矣。嗚呼其功。幾_下乎如_上王衍塵談不_レ使_二人知_一其言之玷痕者_上也。因命曰_二王衍墨_一云。とあり。汪氏は。正編を見ざりしかど。此事を傳へ聞たるなり。さる故に墨の狀も濶さもたがへり。今圖を出す。



香頭十八

東涯先生の。閱史隨抄に。宮方の口頭になる柚の皮は都へ入て何の香もなし。と太平記に在り。口頭は何事なるをしらず。或人。防州字都宮氏の宅へ往語る。酒食など出さるゝに。僕を呼て。口頭を出せよといひければ。やがて一物を携へ来る。是を見れば。柚の吸口なり。其由を尋ねれば。在所にては柚の吸口を。コウトウといふを。口頭と書なりと云て。此歌を引けりと。桂川氏の口語。とあり。按するに秉穂錄に。ゆづの綠色なるをへぎて。盃に_二泛_一ぶるを安藝の人。鴨頭と命ぶとぞとあり。慎言彼國人に問ふ

同書に千歳菓汁。和名阿末都良。按に和名抄汁字なく。都を豆に作れり。有りて甘蔗には非ず

酒加水十五

昨日は今日の物語云。奈良の伊勢屋といふ酒屋。やす酒には水を入れて賣ければ。或人は是を買ひ。伊勢屋の酒はさんくあしきとて。狂歌をよみける「酒の名も所によりてかはるなり伊勢屋の酒はよそのごぶろく。伊勢屋是をき返し」よしあしといふは難波の人やらんおあしをそへてよきをめされよ。按するに。酒に水を入るは久しき事なり。日本靈異記に酒加水多沽多取直。靈異記攷證補に。正法念經云。加益水等而取酒價。と見えれば。天竺にもするわざなり。もろこしにも亦あり。孔氏雜説に。俗言添甕。定斗以水投酒。謂之甕水。馬融笛賦注。甕猶増益一也。留青日札に。酒肆自古有之。所云沽酒市脯。是也。肆中酒。先清後濁。先濃後薄。不獨今時之弊。在唐已然矣。韋應物詩。主人無錢且專利。百斛一釀斯須美。初濃後薄爲大偷。飲者知名不味。是當時酒。亦皆有名也。文苑英華。五百四に。酒正以水入三酒一判あり。

藥王十六

本草啓蒙に。桐陰舊話を引て。藥王を狗の異名とす。今桐陰舊話を閱するに。忠獻公。年六七歳。病甚。令公與夫人。守視之。忽若張口飲藥狀。曰有道士。牽犬以藥飼我。俄汗而愈。後因畫像以祀。按列仙傳。韋善俊。唐武后時朝。京兆人。長齋奉二道法。嘗携黑犬一名烏龍。世俗謂爲藥王云。とあり。此藥王は犬にはあらず。善俊をいへるなり。其證は。七修類藁辨證に。唐武后時。藥王韋善俊。有犬名烏龍。蓋黑狗也。とあるにて。明らかなり。元末以來。唐の韋慈藏を藥王といへるは誤なる事。辨あれども。長ければ爰にはいはす

古梅園墨譜十七

厲鶚が樊榭山房續集四卷に。試燈前一日。按に。正月十三日なり。月令廣義。正月令に。十四夕試灯とあり。同人。集趙谷林小山堂。觀流求國官工。松元泰新刻墨譜。用山谷松扇韻。詩に。疎梅刺簷蠶撲紙。澹澹春杯歲相似。酒半娛賓更絕奇。一帙歡斯副墨子。佛帳煤新翠餅寒。是中望若三神山。我疑徐市逸書本。只在東瀛支島間。流求去日本甚近故。用歐公日本刀詩意。按するに。是詩甲子の作に係る。甲子は。清の乾隆九

金石萃編に。諸碑所載事物緣起云題名稱謂之陋。ナルハ明昌二年三官宮存留公據碑題名。書予氏者二人。予即錢字省筆。今俗書予字防此。ハシメル又按するに。梁廷枏が碑文摘奇に。金圓覺禪院鐘款。錢作不とあるは予の誤刻なるべし。又畢沅が或云といへるは。明の趙宦光が。說文長箋に。泉草書作予。とあるをさせるなるべし。考るに。予は泉の篆書。凡より出たるにはあらずや。篆文を楷書の如く書たるは。三條偶筆に。唐天寶元年。元元靈應頌。前有序文云。時戶部郎中沛國劉同多云云。多乃升字篆文。升字作予。碑用篆文。而稍變之。とあり。

遊仙窟十四

遊仙窟は。峨嵋天皇の御時。諸儒。讀者なかりしを。學士伊時。木島の社頭に居たる老翁につきて。假名をつけたり。彼老翁は。大明神の化現ならん歟と。序にいへれど。神には非ざるべし。此書の訓點に。誤あればなり。書中に云。桂心將下酒物來。東海鯔條。西山鳳脯。按するに。將下酒物來。こよむべし。下酒物は下の鯔條鳳脯を斥て云り。太平廣記百九虬髯傳に。客曰。吾有下酒物。按此三字。亦研北雜志及ひ。

酒類に。戒菴漫筆の。下酒具も。亦サカナなり。武林舊事の。下酒羹湯は。スヒモノなり。下酒の二字。ふるくは。晋の葛洪が神仙傳に。葛玄。每逢友。輒坐樹下。斫樹。汁而飲之。皆如好酒。取土石草木。以下酒。唐の劉恂が嶺表錄異に。水蟹螯殼內。皆鹹水。自有味。廣人取之。淡煮吸其鹹汁。下酒。なごあり。これらの下酒は。サカナトス。とよむべし。宋の司馬光が書儀婚儀上。親迎條の注に。殺者。乃今之下酒也。とあり。東京夢華錄。水滸傳等の下。中吳紀聞。飲酒條に下物とあるも。サカナなり。序云。下飯は飯。蘇子美語錄。過庭錄。齋居紀事。貴耳二集。武林舊事。山居新話等により。水滸傳名義考。呂氏四禮翼なるは。飯の菜に。肉を用ふるないへり。

遊仙窟又云。

鴛子鴨卵。照曜於銀盤。麟脯豹胎。紛綸於玉疊。按するに。玉疊とよむべし。和名抄漆器類に唐式云。飯碗疊子各一。楊氏漢語抄云。疊子。字流之沼利乃佐良。遊仙窟云。玉疊。今案以玉爲疊子也。鑑真東征傳に。銅疊。古鈔本玉造小町壯衰書に。煮鮑煎蚌。燒蚶焦蠟。蟹螯螺膽。龜尾鶴頭。備於銀盤。調於金机。饌於鈿蓋。膳於鏤疊。なごあるにて知るべし。遊仙窟又云。甘蔗。按するに。甘蔗アマツラに非ず。本草和名に。甘蔗。陶景注曰。取汁爲沙糖。と有り。さてアマツラは。

陰山道云。疎織短截充_三足數。藕絲蛛網二尺餘。など見えたる。藕絲といへる織物のありし故の作なるべし。さばかり凡夫の織得がたきもの、かくあまたあるは。いかなる事ならん。今ごろうたがひ居たりしに。宋の蔡條の書をよみて。その説を得たり。蔡氏鐵圍山叢談云。錢塘之龍華寺。有_三傳大士眞身。仍藏_下所謂敲門椎。頌金剛經。拍板。與_三藕絲燈_二三物。藕絲燈者。乃梁武帝物也。謬謂。藕絲織成。實不然。但疑當時最上錦爾。張本云。最上品絲爾。其所織紋。實華嚴會釋氏說法相狀。凡七所。即所謂。七處九會者。是也。とあるにて藕絲は錦。あるひは絲の名なる事をしる。又近頃李賀が詩語の藕絲裙の吳正子が箋注を見るに。絲之精如_三藕之絲_一也。また曾益が釋にも。藕絲形_ル其細_一とあるによれば。叢談は張本の最上品絲とあるを是とす。しかる時は。藕絲とあるに。よくかなへり。又太湖備考に。吳莊が葉金山詩の自注に。山形如_三藕三節_一。人以_三種_二苧績_レ線爲_レ業。俗云_三藕絲_一也。これ苧にも。亦藕絲の名は有なり。此事近人の隨筆にも出たれば。捨てられず。舊稿に載たれば。すてかれ。所謂鶏肋なり。

禾字十三

月堂夜話に。銀何禾ト書。正字は文目ヲヤツシタル者ナリ。一説ニ。久ノ字ノ内へ。片假名ノメノ字ヲ入タルナリ。數學夜話。亦此說あり。按するに。此說非なり。禾字は錢字なり。もろこしの書に出たるをこゝの人も記しおけり。護園餘編に。禾。海篇玉鑑云。音錢。義同。俗用也。同文通考に。糧用脩ガ説ニ。今人ノ用ユル楷書ニモ。數體アリ。文人奇士。多クハ古字ヲ用ヒ。官府文移ニハ。今字ヲ用ヒ。吏胥下流。市井米鹽ノ帳簿ニハ。即省訛俗字ヲ用フ。錢ノ字。禾ニ作り。聖ノ字。禾ニ作り。盡ノ字。禾ニ作ル。是ナリト見エタリ。續昆陽漫錄。亦此事を云て。續文獻通考を引き。金銀圖錄には。升菴外集を引り。按に。元は丹鉛餘錄に出たり。百譚に。禾ハ錢の俗字と。篇海にあり。唐土の俗字なり。なごあり。又按するに。此字趙宋の時よりあり。宋の王觀國が學林に。字爲_レ俗書。改其體_一者甚多。如_三錢之禾_一。齊之齊。學之學。凡此皆。流俗不_レ曉_二義理_一者。咸用_レ之。孫奕が示兒編。また此說あり。清の畢沅が中州金石記。宋の慶歷三年。淮源廟鐵鐘。識_レに。下列_三拾_二鐵捨_一禾人名。錢字作_レ禾。已見_三于此_一。或云。泉字草書。陶南望が草韻彙編。錢字の草に禾を載て。下に芾と注せるは。宋人米芾の書にあるをいへり。王昶が

後奈良院御撰何曾に。三里半。よりかゝりなごあり。此物今も貴人にはあり。娶入記等に同じきものなるべし。

藕絲十二

蓮の絲にて機を織事は。まことにかたきわざなれども。當麻寺の曼陀羅の。たやすくなりたるは。化女のしわざゆゑなり。また法隆寺靈寶目錄に。藕絲袈裟。中將姫織。寺社寶物展閱目錄に。當麻寺什物。中將姫所製藕絲袈裟一被など見えたるは。化女の方法を傳へ給ひしにや。其外も同寺の什物に。微笑尼。新製藕絲袈裟一被。又東大寺什物鑑真和尚。將來藕絲袈裟一被。發心集云。運俊といふ僧ありけり。いかで傳へもちたりけん昔文殊のみとりとき給ひける時の。御けささて。蓮のいにておれるけさなり。新修往生傳云。沙門重怡。沐浴。更著新淨袈裟。以蓮絲織之。臨終料。豫所設也。又云。比丘尼戒妙。自繆藕絲。織袈裟三帖。季瓊日錄云。寛正三年。七月十九日。讃岐國根香寺。勸進帳。御判之事披露之。此寺天平年中建立之在所也。天人以藕絲。織淨土曼陀羅。尤奇異之物也。類聚往來云。此外天衣。佛衣。僧伽梨衣。

金縷布襖藕絲等類。在之。容易。不レ可レ用者也。圓光大師行狀翼贊云一書ニ。僧都明遍。出定シテ。壇ヲ見レバ。忽ニ藕絲ノ袈裟。一紙ノ文アリト。イヘリ。攝陽群談云。西成郡。太融寺寶物。世尊說法ノ藕絲ノ御袈裟。鎌倉志云。明月院寺寶。九條袈裟一頂。藕絲ニテ織ト云。觀跡聞老志云。陸奥磐井郡。中尊寺珍藏。九條袈裟。以藕絲織之。又云。江刺郡。黑石精舍。珍藏。藕絲袈裟。もろこしにて太平廣記六十云。開照寺有釋迦藕絲袈裟。陳簡齋集。賦佛圖詩注云。臨安志。錢忠獻王。往婺州。發傳大士塔。取骨殖及藕絲織成彌勒像云々等。欲置於彌勒院。林下詩談云以藕絲連螭錦作囊。亘史外紀云。王養玉。服藕絲履。僅三寸。天水冰山錄云。藕絲素雲段三匹。藕絲段三匹。など見えたり。また詩文には萬曆普陀山志云。王勃觀音大士讚序云。身挂雲羅素服。藕絲織。而色映寒霜。石溪雜錄藕絲觀音讚云。頂戴阿彌。不假花冠之累累。肩披藕絲。不レ必璎珞之垂垂。李賀が昌谷集。天上謠云。粉霞紅綬藕絲裙。才調集に。元稹白衣裳詩云。藕絲衫子柳花裙。白居易か白氏文集。新樂府。

明らかなり。此物亦天竺にもあり。一切經音義卷四云。

天竺國風俗。不用下木石ヲ爲ス枕ト。皆赤皮。或赤色布

作リ囊ヲ。貯リ以テ觀羅綿ヲ。及以テ毛絮之類ヲ爲ス枕ト。或用枕

頭ヲ。或作ス倚枕ト。朝鮮にも亦あり。明の董越が朝鮮

賦注云。俗皆席レ地而坐。以ニ布帛一爲ス一大枕。中塞

以レ草。爲ス坐者所ニ依凭スル。などあり。

附識す。本文に。三國志云々。六朝人云々。どありて

は。時代をも辨へぬ。兒女子は。皆三國志の文と

や思ふべき。又梅窓の語とせんには。假名書の筆

記に。漢文あるべくもなし。されば出處を引べき

也。此語は。明の楊慎が藝林伐山卷十又升菴文集卷六

七陳仁錫が潜確類書卷九に出たる語なり。さて柔

軟可レ倚の下。楊書には又便ナリ於歛案ヨリの五字あり。

陳書には。又勝レ歛案ニの四字ありなければ語をな

さす。按ずるに。曹公作ス歛案ニ臥視レ書の語。三國

志にはなくて廣韻卷八大平御覽卷七事物紀原卷八研

北雜志卷下に出たり。されば三國時の誤りにや。廣

博物志卷十九自得語卷一に。亦此事を載て。文楊慎に

同じくして。三國志の三字なし。名物六帖。器財

ダイと譯せられたるは。誤りなり

寄掛十一

東大寺の寶物の御寄掛は。近きころ名付たるものに
て。古名は隱囊なるべし。いかにといふに。一種よ
りかゝりといふものあり用は同じくして。制のこと
なるものなり。愚祕抄云。躬恒が住吉の松を秋風の
歌。但しこれは晴の歌の體なり。されば誰やらん。
此歌のたとへとて申たるは。八旬有餘の老翁の白髮
なるが。錦の帽子に。紫檀のよりかゝりに。虎皮を
松下に石巖に敷て。うそふき遠見して。和琴かきな
らすひいき。嵐時々おとづれ通へる夕暮を。見るこ
ちする歌とぞ申ためる。伊勢守貞陸娶入記云。よ
りかゝり。寸法はみちのものこしらへて出すなり。
おきあげに。ゑなごかき。ふたにこうもるとりのは
なご入て。上はあやにてはるなり。室町殿日記長慶
内方
入用云。よりかゝり但しこれは花ぬり。ぬめにて。甲
之事云。よりかゝり。何にても。きぬにてつゝみ。かつかうよく御ど
のへさせあるべく候。くわんは金めつき。たくぼく
かうの紅梅然るべく候なご有にて知るべし貞丈雜記
にもあり
め
のどの草紙に御手はこ。よりかゝり。御草紙のはこ。

與レ巖敵^ス。有^ニ郭^{トイフ}籌者^ニ相善^ス。其議^{スルニ}事^ヲ以^テ書^ヲ相示^シ。則^レ焚^{ケル}之^ヲ。今^ニ寫^{シテ}書^ヲ曰^ク「乞^ニ火^ヲ」之^ヲ。蓋^ス祖^{トス}レ此^ヲ。按^ニ此事新唐書路巖傳及^ニ通鑑唐懿宗紀^ニ見^レえたり。成通十四年十月のされども是より先に。法書要錄。右軍書記の條に。上方寬博多通。資生有^ニ十倍之覺^ニ。是所^ニ委息^ス。乃有^ニ南眷情^ニ。足^レ謂^フ。何以密示^ス。一勿^レ宣^ス此意^ヲ。爲^ニ與^ニ卿共思^ス之^ヲ。省^テ以^テ付^レ火^トとあり。右軍は晋の王羲之なり。又是^ニより先なるは。太平御覽^{九百五十一}に。虞翻與^ニ弟書^ニ曰^ク。其餘幾收^ス。老更^ニ衣希^ニ。爲^ニ蚤虱^ニ所^ニ咋^ス。故一二相告^ス。省^レ書^一過^ス。悉^ニ以^テ付^レ火^トとあり。

隱囊十

梅窓筆記云。南都東大寺。三藏寶物圖^ニ。御寄掛ト云^モアリ。三國志。曹公作^リ欵案^ヲ臥視^テ書^ヲ。六朝人作^ル隱囊^ヲ。柔軟可^レ倚^ス。トアリ。此隱囊ニテヤ有^{ケン}。按^スするに。御寄掛。隱囊なる證は。通鑑^{百七十六}陳紀の胡三省注云。隱囊者。爲^リ囊實^ニ以^ニ細軟^ニ。置^ニ諸坐側^ニ。坐倦^ハ。則側^ニ身曲^レ肱^ヲ。以^テ隱^レ之^ヲ。雅俗稽言云。按^ニ尊生八箋^ヲ。隱囊之制。以^ニ五色帛^ニ。裁縫^テ夾囊^ヲ。圓形。約徑^一尺餘。中實^ニ以^ニ綿^ニ。高五寸許。乃古人坐^ニ榻上^ニ用^ス。或枕用者^ニ。尊生八箋ハ遵生八箋なり。此書を引^テて。尊生に作れるものまいあり。さて八箋の起居安樂箋に隱囊の制あれ

ども。稽言に引^{ケル}。厄林^ニ明楊^ニ。云。壬戌夏。按^ニ明の天子於^ニ啓^ニ二年なり。荻渚^ニ與^ニ崔孟起^ニ。泛^レ舟而下^ス。至^ニ石碓^ニ。密雨連江。輕舟凝滯。繙^ニ南史^ニ。陳後主時。百司啓奏。並因^ニ宦者蔡臨兒李善度^ニ。進請^ス。後主倚^ニ隱囊^ニ。置^ニ張貴妃^ニ於膝上^ニ。共決^レ之^ヲ。予問^ニ孟起^ニ。隱囊何義^ニ。答云。今京師。中官坐處。常有^ニ裁^レ錦爲^レ褥^ニ。形圓如^レ毬^ニ。或以^テ抵^レ膝^ニ。或以^テ指^レ脇^ニ。蓋是物也。通雅^{車類}云。軟韋囊。在^ニ車中^ニ。所^ニ憑伏^ス一也。曰^ニ隱囊^ニ。按^ニ此語。顏師古。急就篇注の文なり。曰^ニ隱囊^ニ。囊の三字を。今謂^ニ之^ニ隱囊^ニの五字に作れり。今用扶^レ手^ヲ。其面韋中以^レ糠實^レ之^ヲ。使^ニ要可^レ伏^ス。其遺也。天香樓偶得云。牀帳中憑倚之圓枕。用^ニ細絹^ニ一包裏^ス。曰^ニ隱囊^ニ。以^ニ蒲爲^レ之^ヲ。曰^ニ團蒲^ニ。又蒲團に作る。山堂即蒲團也。古詩。小睡凭^ニ蒲團^ニ。僧坐禪蒲墩即此。又按^ニ。叢殘倚蒲團の字面。太平廣記七十七。及^ニ百五十三^ニ出^{タリ}。小語云。顏氏家訓云。梁朝貴游子弟。坐^ニ綦子方褥^ニ。憑^ニ班絲隱囊^ニ。隱囊。蓋即今之圓枕。俗名^ニ西瓜枕^ニ。又名^ニ拐枕^ニ。內實^ニ棉絮^ニ。外包^ニ綾緞^ニ。設^ニ於牀榻^ニ。柔軟可^レ倚^ス。顏氏家訓盧文弼補注云。隱囊。如^ニ今之靠枕^ニ也。聞見齋香錄云。隱囊。即今之肘枕。其製或圓。或方。倦^レ坐時。斜^ニ以^レ肘倚^レ之^ヲ。故名^ス。札樸云。今牀榻間。方枕。俗呼^ニ靠枕^ニ。即隱囊也。なごあるにて

たてう。たてじのこうらんして。なかふわになりに
けり。此事を平家物語には。同十六日按に元暦渡邊福
二年二月島兩所にてそろへたりける船どもの。ともづな既に
とかんとす云々。とありて。日もあはず。神崎と福島
と所もあはず。劔の巻に又云。されども義經は大風
にもおそれずして。わづかに船五十艘にどりのつて。
五十よきにてはせわたる。平家物語には。只五艘出
てぞ走りける。とありて船の數たがへり。劔の巻に
又云。義經は平家のいけごりどもあひぐして。關東
へ下向ありけるが。梶原が讒言によつて。腰越に關
をするて。鎌倉へはいれられず。平家物語には。金
洗澤に關居て。大臣殿父子うけとり奉りて。それよ
り判官をば。腰越へおひかへさる。なごあはぬ事ど
もあるにて。ささるべし。その上。平家物語に附す
べくは。小鳥。拔丸。母子丸等の。平家の太刀をこ
そ載べきを載ずして。源氏の太刀のみをあげたるに
ても。別なる書なる事を明らむべし。

錢有聲八

異域同日譚云。世に所謂。錢ウナルの呻といふ事を。五雜
俎に。五代の袁正辭。積錢盈ツ室。室中常有聲如レ

牛。人以爲妖。勸其散積以禳之。正辭曰。吾聞
物之有聲。求其同類耳。宜益以錢。聲乃止。按
撈海一得に此事もと五代史雜傳。袁象先傳
に附載す。正辭は象先が第二子なり。又夷堅志
乙集云。靖安張保義者。貲産甚富。藏錢不勝多。
至築工庫數十所。作貯積處。閱三十年。暮歲忽聞
庫內錢唧唧有聲とあり

焚書簡一九

今の人。他人に見せじと思ふ書簡には。火中の語を。
書加ふる事あり。これふるきならはしなり。山密往
來云定參差僻言非一候哉。高覽之後。速可被投
火中者也。耕雲口傳云。他見は禁制なれども。此
人へ一目見せて後は。すみやかに丙丁童子にさづけ
らるべし。按に丙丁童子は火なり
碧巖錄第七則にあり宗長手記大永五
年條云。古今
集開書五冊。口傳切紙八枚。氏輝へ參らせおき侍る。
あそこはかもなきこと。はづかしく思はぬには侍らね
ど。氏輝廿にもあまり。此道いたり深くならせ給ひ
て。後自見ありて。無用の物とも思ひ捨給は。八
人童子にあたへらるべからんや。按に西陽雜俎靈史篇に
八人乃火字也とあり此
事唐土にもあり湧幢小品云。路巖親吏邊咸用事。富

人^ト爲^レ郎^ト。孤寡^ノ老公也。また顧老とも書り同書に。顧老者。言^ニ宿娼^ノ之人^ニ。但顧^テ眼前一時之好^ヲ。不^レ顧^ニ日後之老^ヲ。言^ニ顧老^ノ者。反^{スル}之耳^ニ。また寰宇雜記に故老とあるも是なり。また升菴外集に。要雅。娼謂^テ游壻^ヲ曰^ク嫖嫖^ノ。俗作^ニ孤老^ノ無^レ謂^ニ。按^ニ說文士無行者曰^ク嫖^ノ。嫖嫖也。可以互證^ス。亦此說あり。また名義考に。俗謂^ニ私倡者^ノ曰^ク嫖老^ノ。秦以^ニ市買多^ニ得爲^レ嫖^ノ。蓋負販之徒^{ナリ}。及老猶^レ言^ニ客人^ニ。此說あり。堅瓠集。亦雅俗稽言に。俗作^ニ孤老^ノ無^レ謂^ニ。或作^ニ孤樂^ノ亦屬^ニ臆說^ニ。なごの説。皆穩ならず。又按するに嫖客^ノのみにあらず。水滸傳^{趙員外。重修文殊院條}に。金老といふ者。我女兒翠蓮は。趙員外が外宅の妾とされることを。魯提轄に語るに。我女兒常常對^{シテ}他孤老^ノ說^ク提轄大恩^ヲとあり。孤老は趙員外をさしていへるなり。又同條に。金老。趙員外を魯提轄に遇する處に這個便是我兒的官人趙員外とあり。是前に趙員外の居ざる時は。孤老といひ居る時は。官人といひるを考るに。孤老は官人の事ならんとおもひ居たるに。後明證を得たり。事林廣記^{門語}に。官人孤老とあり。もと雜劇家より出たる語なるべし。野獲編に。元人雜劇中用^ニ四人^ノ曰^ク末泥色^ノ。曰

副淨色。曰副末色。又或一人裝^ニ孤老^ノ。猥談に。生淨旦末等名云云。孤乃官人。元曲選卷首に載たる。丹丘論^レ曲に。雜劇^ノ狐。當場粧^レ官者是也。今俗訛爲^レ孤。通俗編に。江湖人市語。官曰^ク孤。なご見えたるにて知べし。

劔卷七

參考太平記凡例に。印本今行^{ハル}于^ニ世^ニ者。首有^ニ劔卷^ノ。活字古本。及九部異本。並無^ニ。嘗於^ニ南都^ノ得^ニ劔卷^ノ。舊本。題云^ニ平家物語劔卷^ノ。蓋劔卷。元當^ニ附^ニ平家物語^ノ。而近來誤附^ニ太平記^ノ耳^ニとあり。又屋代輪池翁。所藏古寫本平家物語に。亦劔卷を附したり。されば平家物語に附すべき事。論なきに似たり。然るに承應二年開板の單行本劔卷三卷有を見しに。卷首につるぎのまきと題して。あひだく^ニに繪あり。按^ニ新増書卷^ノとあり。今考るに。もと繪卷物にて。平家物語にも。また附したる物にはあらで。各別なる書なるべし。いかにといふに。平家物語と。劔卷と。抵牾する事あり。劔卷云。同じき二年^{元暦}二月十一日に。又平家せめにわたらんとて。わたなべかみざきにて船^ノろへをしける時。九郎判官と梶原と。ふねにさかろ

熟肺腸。碧鷄漫志に。雨淋鈴。世傳。明皇宿上亭。雨中聞牛鐸聲。悵然。而起。問黃幡綽。鈴作何語。曰。謂陛下特郎當。特郎當。俗稱不整治也。明皇一笑。遂作此曲。按。下の特。衍字ならん。客座贅語に。南都方言。其敗事曰郎當。戒菴老人漫筆に。方言大略。人之頹敗。及身病摧靡者。云郎當。注に。唐明皇。聞駝馬鈴聲。頗似人言語。黃幡綽對曰。似言三郎郎當。康熙松江府志に。郎當。詩有鮑郎當舞袖長之句。今呼人之衰憊者。雍正西湖志山水志に。捫壁嶺俗郎當嶺。左迫峭嶂。右臨深溪。緣木攀蘿。方可舉趾。故稱郎當。また蓮邇ともいふべし。金壺字考に蓮邇。音臘榻。不整貌。皇明日記に蓮邇。不檢束之貌。古今類書纂要に。蓮邇。作事不敏捷也。不謹也。通俗編に。廣韻。蓮邇。不謹事也。七修類稿。鄙猥糊塗之意。明史。有張蓮邇。徐禎卿異林載其事。作張刺達。青溪暇筆。作張刺闇。今言。作張儼。方輿勝覽。載項世安釣臺詩。辣闌山頭破草亭。其字又別。蓋形容字。例以音發。不必深泥也。なご見えたり。また闌單と云へるもこれにや。史通二體篇に。漢志之志傳百卷。併列於十二紀中。將恐

碎瑣多蕪。闌單失力者矣。史通通釋に闌單未詳。大抵是當日方言渙散不振攝之意。盧照鄰。釋疾文云。草木扶疎分若此。予獨蘭蹕兮不自勝。疑卽此二字之別寫也。三餘續筆に史通および通釋を引て。又云。余按。東晉近游賦。乘韋路之偃蹇。駕蘭單之疲牛。則此二字。沿用久矣。非唐時之方言也。開天傳信記。載蘇妲己。免詩此二字又作蘭蹕。蓋古字單與蹕通用也。釋疾文作蹕。蹕唐何切。音駝。馬名。雖云別寫。恐屬誤文。清異錄衣服門に。諺曰。闌單帶。疊梁衫。肥人也覺瘦。闌單破裂狀。疊梁補袂。蓋掩之多。なごあり。これは轉じて破裂の狀といへり。按するに。朝野僉載卷三に。上麥索下闌單の語あり。其義また詳ならず

孤老六

開卷一笑の譯本に。孤老をオヤチヤクと譯し又水滸傳解に。孤老金ツカフ大ジンノコト。孤ハ顧ト同音通用ス。顧ハ看顧照顧ニテ。目ツカケテヤルコト也。彼推量俗語ノ徒。孤ノ字ヲ獨客ト譯セシ本アリ。一噓ヲ發スベシなごあり。按するに古今類書纂要に。孤老者。世稱丈夫。曰老公。娼家無夫。而以他

參内之後。於^ニ腋陳下^一。披^ニ見返事^一云。世中乎^ハ無^ハ墓物^{ナキ}

止^{シテ}知^ラ如何^ニ爲^ス猿止^{ナニカ}何加^{ナゲル}歎^{ナゲル}鑒^{ナゲル}清少納言枕草紙云「夜

をこめて鳥のそらねははかるとも世にあふ坂のせき

はゆるさじ。心かしこきせきもり侍るめりと。きこ

えければ。たちかへり。あふさかは人こえやすき關

なれば鳥もなかねごあけてまつとか。榮花物語^見に

夢^卷の云。圓融院御をうさう。紫野にてせさせ給ふ其程

の御有さま思ひやるべし。一とせ御子日に。此わた

りのいみじうめでたかりしはやと。おぼしいづるも。

かなしければ。閑院の左大將^{朝光}云々行成兵衛佐。いと

わかれれど。これをきいて。一條攝政の御孫の成房

の少將の御もとに。『おくれじとつねのみゆきはいそ

ぎしをけふりにそはぬたびぞかなしき。』亦宇治大納言物

拾遺集^{哀傷}又^{日隆}云。正月十五日。按^{長和}一條院の御

念佛に殿ばら皆參らせたまへり月のいみじうすみの

ぼりてめでたきに。事はてゝ出させたまふとて。殿

道長^公のおきへ。云々。このたまはすれば。侍從中納言。『こ

ぞのけふこよひの月を見しをりにかゝらんものとお

もひかけきや。新千載集^{哀傷}に。いにしとしこよひの月を見

しときにいとかくものを思ひやはせし。さある

も同じ。又御賀^卷云。治安三年十月十三日。殿のうへの御

賀なり云々。殿原の御土器も。あまたたびなれば。孟

の光りもさやかに見ゆるほごに。侍從大納言。『めづ

らしきけふのまどるは君がため千代にやちよにな

かくしこそ。』また萬代集。王紫^{集賀部に出たり}此外にも。新勅撰集釋教

部。萬代集夏^{亦新拾}哀傷部。玉葉集風

雅集の釋教部などに載たるを見て。此大納言の歌よ

みなるを知べし。

猴郎達樹五

坤齋日抄に紫薇花。邦俗謂^フ之^ヲ猿滑樹^ニ謂^フ其樹無^レ皮。

猿不^レ能^ル攀^ル也。唐名亦有^ニ與^レ之^ノ同者。酉陽雜俎云。紫

薇花。北人呼爲^ニ猴郎達樹^一。謂^ニ其無^レ皮猿不^レ能^ル提^ス也。

是也。とあり。一友人此語を舉て郎達の義を問ふ。

答云。格物總論には。號爲^ニ猴刺脱^一とあり。郎達刺

脱。ともに郎當の音に近し。同義なるべし。郎當は

形容整はざるをいふ。後山詩話に楊大年。傀儡詩云。

鮑郎當^ニ筵笑^ニ郭郎^一笑^ニ他舞袖太郎當^一若^ニ教^ニ鮑老當^一

筵舞^ニ轉更郎當舞袖長^一語俚而意切。相傳以爲^ニ笑^一

侯鯖錄に。張文潛。戲作^ニ雪詩絕句^一云。六出裝來百

獸王。日頭出後便郎當。爭眉霍眼人誰怕。想^ニ你應^ニ無^ニ

道長公案論子

是月「借」春とあり。十二月冬至に作れるも亦誤なり。紀聞拾遺に。大忌三丙午冬三月一の語によれば。もとは十月立冬にて二字多きにや又は十一月冬至の誤りにや

保昌朝臣三

笠澤筆塵に。元良親王の歌に「あさまだきおきてぞ見つる梅のはな夜の間の風のうしろめたさに。とよめり。然るに。野守鏡曰。藤原保昌の歌に「早朝に起てぞ見つる梅花夜陰大風不審々々」と。妻和泉式部ははしてよめる。「あさまだきおきてぞ見つるむめのはなよのまのかせの不審ウツフカさにとあり。親王の歌に似たり。保昌のころは風雅さかんなるにかゝることは。うたがはし。この説はおもふに。いつはりならんとあり。按するに此論是なり。其證は。後拾遺集賀に大中臣輔長。はかまき侍りけるに。内外戚のおほぢにて。輔親公資。侍りけるを見てよめる。藤原保昌。「かた／＼の親のおやごちいはふめりこの子の千代をおもひこそやれ。又夫木抄春三に家集中。右馬頭保昌朝臣のもとに。紅梅の枝にきじをつけておくるとて。祭主輔親。「春の夜のきいすの羽風あふげども

ねぐらの梅はちらずぞ有ける。かへし。藤原保昌朝臣。「うぐひすのねぐらの梅ときくものを。とりたがへたるこゝちこそすれ。なご有を見て。野守鏡の非なるを知べし。

行成卿四

大鏡謙徳に。此大納言殿行成よろづとひのひ給へるを。和歌のかたや少しおくれたまへりけん。殿上にてうたろ論義ぎといふ事いできて。そのみちの人々。いかいもだふすべきなど。歌のがくもんより。ほかの事なきに。この大納言殿は。ものものたまはざりければ。いかなる事ぞとて。なにがしの殿の。なにはづにさくやこの花冬こもり。いかにと聞えさせ給ひければ。とばかりものものたまはで。いみじうおぼしあむするさまに。もてなして。えしらすと。こたへさせたまへりけるに。人々わらひて事さめ侍りにけりとあり。按するに。此説非なり。此大納言の權記云。長保二年十二月十九日。壬戌。早朝差。苦雄丸ヲ送書狀於少將許。其詞云。世中乎如何コノナニヲイカニ爲ニ狼止オモヒト思シ當ト起キ臥程ス爾ニ明ミ昏ク須ス假名則世間無常之比。觸ス視ス觸ス聽ス只ニ催ス悲感ニ。抽ス中心難ニ忍ス之襟ニ。示ス肝膽不隔之人ニ也。

四年三月三日辛卯記に。或人曰。賀茂氏人夢。三月三ケ日如元三。可儲禮儀云云。五六月之程。世間拂底死去也。可恐之とあり。又妙法寺記に文明八丙申。門松二度立ル也。とあり。子細はしれねども右のたぐひなるべし。是を流行正月といふ。冬の日といふ誹諧集に「つるべに粟を洗ふ日の暮。といふ句に」はやり來て撫子かざる正月に。と付たり。冬日注解に。前句のさまを女の業也と。見たれば撫子は子といふ語縁にして痘瘡か麻疹のまじなひに。正月を任直して。祝ふなるべし。時ならず正月のはやるといふ事。都鄙ともに有ることなり。昔も四月朔日親枕をもて。豆打して。年を取直せば。疫難を除く也とて。正月のはやりし事ありけることぞ。とあり。また叢桂偶記に。凡世俗遇疫邪災疾凶荒之歲。則不問何月何日。假作正月模樣。以爲除舊迎新。凶災可轉。相呼曰流行正月。香祖筆記曰。乙酉夏。二東多疫。忽有下鄉人持齋素一者。言以五月晦。爲除夕。禳之則疫可除。一時村民。皆買香燭。祀神祇祖先。亦妖言也。乃知西土亦有流行正月とあり。又按するに。靖康紀聞拾遺學津討源本に。去年按靖康元年なり十二

月立冬。術者王浚明。學海類編本。王浚明に作れり以謂。國家大忌。丙午冬三月。可下於此日。借春致祭打牛如立春。朝廷從之。聞者或以爲笑。天時豈可借也。但京畿之陷。竟不在此月。理或近とあり。流行正月の漢名。借春なり。また熙朝新語に。嘉慶乙丑三月。簡州徐刺史鼎奉檄赴嘉定催銅。夜夢五人從東來。自稱行疫使者。將赴成都。問何時回去。曰過年看龍燈。方回。後徐回省。適見瘟疫流行。憶及所夢。告之總督。令府縣曉諭民間。以五月朔。大張燈火。如元宵故事。自錦江門達鹽市口。金鼓震地。燈花燭天。花炮烟火。徹夜不絕。各官復捐俸延僧道。設壇誦經。如是者五日。時疫遂平。豈癘鬼亦可術紿之耶。或曰。是良有司。痼疾在抱。足以感嘉祥而消沴氣也。と見えたるも似たる事なり

附識す。靖康紀聞拾遺の。十二月立冬。誤なること論なし。按するに。四庫全書提要に。靖康紀聞拾遺。不著撰人名氏。考東都事略。載靖康元年。閏十一月癸巳。迎土牛以借春。不言其故。是書則謂。去年十二月冬至。術者以爲大忌。因於

即行既到決獄。一句之中。延_ニ千人之命。其時旱雨
滂霈^{以上}。なご有にて知べし。又漢書夏候勝傳云。蝗
蟲大起。赤地數千里。注云。師古曰。言_レ無_ニ五穀之
苗_一。海錄碎事云。古人謂_ニ空盡無_レ物曰_レ赤。如_ニ赤地
千里_一。此二書は。早にはあらざれども。赤地は尺地
に非ざる證に舉ぐ。

附識す。錢謙益が初學集に。寒食後雨不_レ止。書_テ示_ニ
隣里_一詩に。甲子冥冥雨浹旬。錢會が注に。五色線。
諺曰。春雨_ニ甲子_一。赤地千里。云々を引るは。誤な
り。寒食は。冬至より百五日にて。三月の節より
前なり。されば元人の田家五行の。春雨_ニ甲子_一。乘_レ
船入_レ市を引べし。五色線は。宋人の撰なり。此
語はすなはち朝野僉載の文にて。赤地は早を云り。
會注の誤りなるを知べし

流行正月二

文化十一年夏のころ。某の國某の山にて。獮^{サル}人の如
くものいひけるやうは。ことし疫病にて人多く死ぬ
るなり。ことしは過て。來年の正月になりぬるさま
に門松たて。雑煮餅くひなごせば。病をまぬかるべ
し。といへりどて。かの説の如くになしたる人も。

いと多かりけり。これ亦前にも有しことなり。龜岡
宗山の後見草云。寶曆九年の夏のころより。誰いひ
出せるといふこともなく。來る年は。十年の辰の年
なり。三河萬歳のうたへる。みろく十年辰の年にあ
たれり。此年は災難多かるべし。此難をのがれんに
は。正月のことぶきをなすにしくことなしと。申ふ
らしたり。是によりて。雑煮を祝ひ。蓬萊をかざり。
都鄙一同の事とはなりぬ。又伊勢安齋翁の洗革記云。
安永七年五月晦日。江戸にて。大晦日と稱して。節
分の如く。鬼やらひの豆をうち。厄拂の乞食いで。
六月朔日を。元日と稱して。門松をたて。雑煮を食
し。屠蘇酒をのみ。鏡餅を設祝ふ。町家にては。商
をやめ。戸を立よせ。簾をかけ。買人來れば。雑煮
を出し。酒をすゝむ。寶舟の畫を賣者も出たり。江
戸中かくの如くしたるにはあらざれども。此事をな
す者多し。もと若狹國よりはやり出て。諸國につた
へけるとぞ。彼國の土民。山中にて異人に逢しが。
かくの如くすれば。疫病を除く_と。教へし故に行ひ
はじめたりといふ。<sup>後見草。半日閑話にも。此事をいへり。ま
た中陰漫錄に。香祖筆記を引いていへるも。</sup>
此時のこと。按ずるに。此事の古く有しは。玉藥。承元

梅園日記卷之五

甲子雨一

天文九年の守武千句に「なご大黒をかたらはざらん。
 「甲子にふりつることよ雨のくれ。といへるは。今も
 いふ甲子の雨にて付たる句なり。また多聞院日記に。
 天正三年三月廿五日。天氣快然。春ノ甲子ニ雨下レ
 ハ。大炎ト百姓申。先以雨不レ下。珍重候。とあり。
 按ずるに。朝野僉載に。諺云。春雨ニ甲子。赤地千里。
 全唐詩。徐寅詩に。夏雨ニ甲子。乘レ船入レ市。孔氏談苑に。乘
 豐年甲子春無雨。夏雨ニ甲子。乘レ船入レ市者。雨
 多也。陳師道。后山集。和黃預久
 雨詩に。甲子猶逢夏連朝雨脚垂。秋雨ニ甲子。禾頭生耳。杜
 千家註補遺に。此八字齊民要術にありといへり。昌黎
 文集五百家注に朝野僉載を引て木頭垂耳に作れり。春雨ニ甲子。日旱夏
 鵲巢下レ地。其年大水。雨ニ甲子。四十日旱。秋雨ニ甲子。四十日
 澇。冬雨ニ甲子。とあり。かの百姓の申しは。これによれ
 るなるべし。さて今は四時ともに。甲子の雨は。長
 雨のしるしなりとするは。田家五行に。春雨ニ甲子。一
 乗レ船入レ市。言平地可レ通ニ舟楫也。夏雨ニ甲子。一
 地千里。一云赤尺古字通用。言爲水阻。跬步若ニ千
 里之艱也。秋雨ニ甲子。禾頭生耳。冬雨ニ甲子。飛雪
 千里。牛羊凍死。また雨航心錄に。除光訓曰。子爲ニ

水位。雨ニ於甲ニ則水徵。なご見えたる説によれるな
 るべし。されども赤地を尺地とするは非なり。韓非
 子十過篇に。晉國大旱。赤地千里。論衡感虛篇。及び紀天篇
 に。亦此二句を引たり。
 淮南子天文訓。及び覽冥訓の高誘注に。赤地旱也。
 後漢書臧宮傳の。旱蝗赤地注に。赤地。言在レ地之
 物皆盡。說苑曰。晉平公時。赤地千里。今本說苑此
 文なし。
 易緯通卦驗注に。赤地千里。旱甚。且廣千里。星經
 上卷。心宿條に。客守犯ニ大旱。赤地千里。又下卷。
 虛宿條に。木星與レ土合守。名ニ陰陽盡。爲ニ大水災。
 期三年。當ニ大旱赤地千里。火星守。赤地千里。抱
 朴子明本篇に。或洪波橫流。或亢陽赤地。字典に。早
 曰ニ亢陽。
 金樓子自序篇に。余初至荊州トレ雨。時孟秋之月。
 陽亢日久。月旦雖レ雨。而便晴。有レ人云。諺曰。雨ニ
 月額千里赤。蓋旱之徵也。藝文類聚卷一黃帝占書曰。
 日中三足鳥。見者。大旱赤地。又神異經曰。南方有
 レ人。長二三尺。袒身而目在ニ頂上。走行如レ風。名曰
 レ魃。所レ見之國大旱。赤地千里。詩雲漢篇正義亦同し。
 今本神異經。結尾の四
 字。又汝南先賢傳曰。袁安爲ニ楚相。一拜ニ楚郡太守。會楚
 王英事。互相牽引。原本奉別に誤れり。今太平
 廣記百七十に據て改む。拘繫者千餘
 人。三年而獄不レ決。天用災旱。赤地千里。安受拜。

不^レ知^ニ以^レ理裁^{スルコト}而乃以^ニ身爲^レ犧。開^ニ後世用^レ人祭^ニ祀之原^ニ乎。天不^レ信^ニ湯平^ニ日之誠^ニ而信^ニ湯一日之^ニ祝^ニ。湯不^レ能^レ感^レ天。以自修^ニ之實^ニ而徒感^レ天以自^ニ責^ニ之文。使^ニ後世人主^ニ一遇^ニ水旱^ニ。徒紛^ニ紛^ニ於史巫^ニ。則斯言作^レ僞矣。

余按。公羊。桓五年傳云。大雩者。旱祭也。註云。君親之南郊。以^ニ六事^ニ謝^ス過。自責曰。政不^レ一與。民失^レ職與。宮室崇與。婦謁盛與。苞苴行與。讒夫倡與。疏云。皆^ニ韓詩傳文^ニ使^ニ童男女各八人舞^ニ而呼^レ雩^ニ。故謂^ニ之雩^ニ。然則是以^ニ六事^ニ自責^ニ。乃古雩祭常禮。非^ニ以爲^ニ湯事^ニ也。僖三十一年傳云。三望者何。望祭也。然則曷祭。祭^ニ泰山河海^ニ。註云。韓詩傳曰。湯時大旱。使^ニ人禱^ニ于山川^ニ是也。然則是湯但使^ニ人禱^ニ于山川^ニ。初未^ニ嘗身禱^ニ而以^ニ六事^ニ自責^ニ也。況有^ニ以^ニ身爲^ニ犧者^ニ哉。且雩祭^ニ天禱^ニ雨也。三望祭^ニ山川^ニ也。本判然爲^ニ兩事^ニ。雖^ニ今詩傳已亡^ニ。然觀^ニ注文所引^ニ。亦似^ニ絕不^ニ相涉^ニ者^ニ。不^レ識^ニ傳者何以誤合爲^ニ一^ニ。而復增^ニ以^ニ身爲^ニ犧之事^ニ以附^ニ會^ニ之也。張李二子之辨當矣。又按諸子書。或云。堯有^ニ九年之水^ニ。湯有^ニ七年之旱^ニ。或云。堯時十年九水。湯時八年七旱。堯

之水見^ニ於經傳^ニ者多矣。湯之旱何以經傳絕無^ニ言者^ニ。堯之水不^レ始^ニ於堯^ニ。乃自^ニ古以來^ニ。積漸氾濫之^ニ水^ニ。至^ニ堯而後平耳。湯之德至^ニ矣。何以大旱至^ニ於七年^ニ。董子云。湯之旱。乃桀之餘虐也。紂之餘虐當^ニ亦不^レ減^ニ於桀^ニ。周克^ニ殷^ニ。而年豐。何以湯克^ニ夏^ニ。而反大旱哉。然則湯之大旱。且未^ニ必^ニ其有無^ニ。況^ニ以^ニ身爲^ニ犧^ニ。乃不^レ在^ニ情理之尤者乎。故今併不^レ錄。と云へり。此文に世傳云々と云へる湯王の事は尸子。此論は荀子。帝王世紀。等を集録せし物なり。後に見たれば。こゝに載す。本書刻成て

也。これを横算に置て。たてさまに取なして見る時は。亥といふ字になるなり。吾二萬六千六百六十の算のすがた。かくの如し。と見えたり。

梅園日記卷之四補遺

車軸雨

清の崔述が東壁遺書の商考信録に。世傳。湯時大旱。太史占レ之曰。當ニ以レ人禱。湯遂齋戒剪髮斷爪。素車白馬。身嬰白茅。以爲禱牲。禱于桑林之野。以ニ六事。自責曰。政不節與。民失職與。宮室崇與。女謁盛與。苞苴行與。讒夫昌與。言未レ已。大雨乃數千里。宋南軒張氏。明九我李氏。皆辨其謬。今載ニ於左。

張南軒曰。史載。成湯禱雨。乃有剪髮斷爪。身爲禱牲。之說。夫以湯之聖。當極旱之時。反躬自責。禱於林野。此其爲民籲天之誠。自能格天致雨。何必如史所云。且人禱之。占理所不通。聖人豈信其說。而毀傷父母遺體哉。此野史謬談。不レ可レ信者也。

李九我曰。大旱而以人禱。必無之理也。聞有殺不辜。而致常暘之咎者矣。未レ有旱而可以人禱也。古者六畜不相爲用。用人以祀。惟見於宋襄。楚靈。二君。湯何如人哉。祝史設有是詞。獨

瑣碎錄云。芒種後遇壬入梅。遇雷電謂之斷梅。葛原詩話に。放翁か詩とありの自注を引たり

附識す。呂氏春秋順民篇に。

湯の時大旱にて。五年不收フサグなり。湯桑林に禱り。其髪を剪り。其身を鄺レキして。剪髪斷爪フサグに作れり。身を以て犠牲とし。福を上帝に祈りしかば雨大に至れりとあり。大旱の時。

薪を積て。身を焚んとせし時に雨ふりしは。戴封と諒輔なり。俱に後漢書獨行傳に出たり。諒輔が事は亦搜神記華陽國志などにもあり。又蘭洲瑣語に禱雨フサグ自焚之說。蓋自殷湯始也。野史所傳弗可フサグ信。とある野史は。いかなる書をさせるにか湯王雨を禱り自ら焚んとせし事。關關衍釋十二朝軍談等の俗書にも見えず。愼言が管見には。世話支那草のみにあり。

夢五臟のわづらひ卅五

藝文類聚賦門に桓子新論曰余少時見楊子雲麗文高論。不レ量年少。猥欲レ逮及。常作カフ小賦。用ニ精思。大劇。而感動發病。子雲亦言。成帝上甘泉。詔使レ作賦爲レ之。卒暴倦臥。夢其五臟出地。及覺レ覺大少氣。病一歲。とあり。夢は五臟のわづらひといふことは

これにもとづくにやと先に四當書屋筆談にしるせるは誤なりき今按するに。素問方盛衰論に。肺氣虛。則使人夢見白物。腎氣虛。則使人夢見舟船溺人。肝氣虛。則使人夢見菌香生草。心氣虛。則使人夢見救火陽物。脾氣虛。則使人夢見飲食不足。此皆五臟氣虛。陽氣有餘。陰氣不足。云々とこれによりたる諺なるべし

亥字卅六

孔廣森が。經學卮言清經解七に。春秋左氏傳。亥有ニ二首六身。下ニ二如身。是其日數也。襄公三十年注曰。亥字二書在上併ニ三六爲身。如算之六。宣城梅氏。以レ此證ニ古籌算縱橫。記數之法。按。宋元人算筆。六七八九。或爲ニ三二二二。或爲ニ三三三三。蓋權ニ與自ニ古射禮釋獲縱縮相變。即其遺象。留侯發ニ八難ニ云。請。以レ籌當ニ籌時方食ニ兩箸。復借ニ高帝前箸得ニ四箸。每發ニ一難。輒下ニ一籌。至ニ五橫ニ之。六丁之。七丁之。八丁之。故用ニ四箸ニ而足篆文亥爲レ兩其レ與レ上相似。刀與レ下相似。是有ニ三六形ニ。若移ニ首上二畫ニ。下置ニ身傍ニ。則成レ𠂔。正如ニ布算橫列ニ四位。起ニ二萬。次六千。次六百。次六十也。とあり。按するに。此解こゝにふるくあり。一條禪閣兼其の源語秘訣抄に。三が一といふ名目は。左傳の十九卷にある事也云々。日の數二萬六千六百六十日

作に。燭李壁箋注に龍注レ雨如ニ車軸箋注に、華嚴經龍王於彼大海中雨滴如ニ車當ニ是獨字。法苑珠林大三災に依ニ起世經ニ云注ニ大洪雨。其滴軸ニ車甚蠱。或如ニ車軸。或復如ハタシ杵。とあり。また世話支那草に。篠をつく雨といふこと。篠を束たる如くにふる雨なり。「むさし野のしのをたはねてふる雨に螢ならではなく虫もなし 誹諧崑山集に。正和「しのをつきふりくるや鍵梅の雨 吉野拾遺卷一に。またかきくもりしのをつくが如くふりいでければ云々。按するに。吉野拾遺ニ二の卷は。僞書也とて。群書類從に除かれたるは。卓見といふべし。しのをつくと云こと無下に近き詞也。是も亦僞書の一證也。古くはしのにふるといへり。無名子永亨三年道之記に。かしは原といふ所より。秋の雨しのにふる。また逍遙院殿の雪玉集に。むまや「袖もさぞふりくる雨はしのつかのむまやのすいのさよふかきこゑ。とよませ給ひしもこれなり。又今さりがたきことのあるとき。鎗が降ともゆくべしといふ俗語あり。韻語陽秋に。詩人比レ雨如レ絲如レ膏之類甚多。至ニ杜牧ニ乃以ニ羽林槍ニ爲レ比。念昔游云。水門寺外逢ニ猛雨。林黑山高雨脚長。曾奉ニ郊官ニ爲ニ近詩。分明攬攬羽林槍。大

雨行云。萬里横タラ牙羽林槍。と見えたり。又卯の刻雨に笠をぬげといひて。明かたにふりいづる雨は必晴るといふ。重修臺灣府志に。稗海紀遊を引て。味爽時雨。俗呼ニ開門雨ニ是日主ル晴味爽是初明時也。かしこにもいふことなり。又春は海はれ秋は山はるれば。日よりなりとて。春海秋山といふ。これも同書に。赤嵌筆談を引て。春日晚觀ヲ西。冬日晚觀ヲ東。有ニ黑雲起ニ主ル雨。諺云。冬山頭。春海口。といひて雨をしるなり。又朔日に雨ふれば。その月中雨おほしといふ。吳中田家志に。上旬交月雨。謂ニ朔日之雨也。主ル三月内多キ雨風吹キ。また江戸にて廿四五兩日は。おほく雨ふるといふ。もろこしには。この日ふればなが雨なりといへり。陸游が劔南詩彙八十秋雨詩に。屋穿況值ニ雨騎ニ月。自注に。俗謂ニ一十四五雨爲ニ騎月雨ニ主ル霖霪不ル止。また毎年三月十五日。江戸は雨ふる事おほし。俗人梅若の涙雨とよぶ。唐土にては大風ふくといへり。明の鄭仲夔が耳新に。每年三月十五六。俗相戒爲ニ馬和尚渡レ江日。必有ニ大風敗レ舟。中山傳信錄風暴に。三月十五日。眞人颶。なごあり。又雷鳴あれば梅雨はるゝといふ歳時廣記に。

とよまんこと。いとやすかるべければなり。二書とは新撰萬葉集に夏之夜之霜哉降禮留祇見左右丹荒垂宿緒照月影とあるは。もと寛平御時后宮の歌合に「夏

の夜の霜やおけると見るまでにあれたる宿をてらす

月影。といへる歌なり。又新撰に秋來者天雲左右丹

裳不黃葉緒虛佐倍驗久何歟見湯濫。これも歌合に「秋

といへばあま雲までにもみぢしを空さへしるくなご

か見ゆらんまた新撰に。音丹菊花見來禮者秋之野之逍迷左右露

句脱たり。そのか。曾起塗。これもまた歌合にあれども今の本には下の

みは有けんか。とあるを合せ考ふるなり。但今本の新

撰には點あれども。後人のわざにてふるくは有まじ

きなり。群書類従本には點なし或人云。書籍は時として。あらは

れもうづもれもするものなれば。新撰萬葉。寛平歌

合を順の見られぬ事もはかりがたし。されば仙覺

などの説。そらこどもいひがたくや。慎言云。順

の和名抄のうち。燈火類。織機具。工匠具。草類等

の門に。新撰萬葉集と引れたれば。此集を見られた

る事論なし。又和名抄稻賀鳥の下に。萬葉集とあれども。此鳥

しけるにや。萬葉にはなくて。新撰にあれば。新撰の二字を落

契沖云れき又後撰集秋中に。寛平御時きさいの宮の

歌合に。よみ人しらず「浦ちかくたつ秋きりはもし

たり順は後撰の撰者五人がうちなり。歌合も亦見られたる事。明らかなり。

車軸雨卅四

三浦氏の世話支那草云。車軸。ある人のいはく。こ

れは大粒にふりたる雨のたまりて。その水の上にま

た落るあと。車の軸の如くに飛上り。自然に輻ソッのか

たちをなす故に。しかいふと。又あるひとのかたり

しは。大唐にて殷湯の時。早魃甚しくしければ。湯

王の徳のたらざる事をなげき給ひ。薪をつみあげみ

づからその上に坐して。火を四方よりはなちたまへ

ば。にはかに黒雲たなびき。大雨おびたしくそゝ

ぎ來て。火程なくきえければ湯王つゝがなくて車に

乗て歸り給ふ。道すがら雨水車軸を流せしより。こ

の詞おこるとなん」按するに車軸の雨こゝにもふる

くよりいへり。台記に康治元年五月十二日秉燭程降

雨如三車軸。宇治拾遺物語に車軸の如くなる雨ふり

て。承久軍物語に。大雨しやちくをふらし。又平家

物語。吾妻鏡。曾我物語。太平記等にも出たり。字都

語俊隆卷に車のわの如くなる雨ふり。湯王の時車軸を流したとあるは軸を輪と誤りたるにや保物

かずはかづにて。和の義にや。

めぐり卅一

玉勝間つら／＼に。いはゆる菜さいをは昔はあはせといへり。清少納言枕冊子などに見ゆ。又伊勢神宮の書にまはりどあるは。伊勢の言歟。此國の今も山里人など。まはりといふ所あり。又枯野のすいきの巻に菜さいをはまは御廻みまわ八種はつしゆ按するに。伊勢國のみの言に非ず。京及び筑前などにてまはりといふとぞ。海人藻芥云。御菜ヲバメグリト云。常ニオマハリト云ハ。ワロシ。四條流庖丁書云。タコキリモルベキ事。飯ノ御回ナラバ。如何ニモ薄ク丸ク可切。大上臈御名之事云。女房とば。さい御まはり。などあるにて知べし。扱あつかまはりはめぐりの俗言也。菜をしかいへるは。古畫を見るに飯をば中に。菜をばめぐりにおきたれば。しかなるべしにや。

卯酒卅二

大鏡云。この殿兼通には。後夜にめすばうすの御さかなには。只今ころしたるきじをぞまゐらせおけるに。もてまゐりあふべきならねば。よひよりぞまうけておかれける。ばうすを一本には卯酒と書り。後

夜は。雲圖抄裡書に。後夜自みづ子之刻。至三丑二刻半。とあり。されば夜中より。卯の時まで飲む酒の意と聞えたり。然れども。卯酒は夜中より飲む事にあらす。朗詠集私注に。卯時飲の酒謂三之卯酒とある説是なり。白居易が詩に多き語なり。中州集に。宋九嘉が卯酒詩に。臘蟻初浮社サカ饗カ。宿醒正渴卯時投。醉郷凡ニ陶陶裡。底事形骸底事愁。東坡集。蘇軾が午窓座睡詩に。體適劇卯酒。李厚が注に。白樂天詩。未レ如三卯時酒。神速功力倍ニこれらを見てささるべし附識す。雲圖抄裏書は。何に據たるか。瑜伽論二十に。言三初夜一者謂夜四分中過二初一分。是夜初分也。言三後夜一者謂夜四分中過二後一分。是夜後分。とあるに據れば。初夜は酉の初より戌の五刻まで。後夜は丑の五刻より。寅の終までなり。

左右卅三

源順。萬葉集の左右の文字をよみごきかねて。石山の觀音にいのり申て。までとよまれたる事を。仙覺注。また石山寺緣起等を引て。梅窓筆記にしるせり。按するに。これはそらごとなるべし。いかにとなれば。下に引る二書をあはせ見たらんには左右をまて

誤りなり。又安齋翁の尺八笛にあはせは飯のさいの事也飯にあはせてくふ故なり」とあり。又按するに。類聚雜要抄に四種。酢鹽酒醬。また厨事類記に。四種器。酢酒鹽醬。或止醬用三色利。裡書云。色利煎汁イロリトハ。大豆ヲ煎タル汁也云々。或鯉ヲ煎タル汁也。といへり。また門室有職抄に。人々羞酒飯儀の條に圖あり。圖を檢るに。高坏十二本の内。第二の高坏に四種を居て。下に注して云。四種はミソ。シホ。ス。サケ也。近代ハ酒ヲ略シテ蓼ヲ用。蓼ナキ時ハ。ワサビ。ハジカミ。ミソ。蓼心説酢也とあり。又今川大双紙に。しきの御肴に。はじかみ鹽なごをすへて[]きに入て參らす事は。云々。はじかみは。物の味はひをよくする物なり。きこしめす時。味はひわるき時は。入てきこしめせばよきとのころなり。又鹽もきこしめす物に不足ならば。入てきこしめせとの義なり。とあるも人々の好にしたがひ。上の四種の類をくはへて。あはするなり。さる故に。あはせと名づけしなるべし。笈埃隨筆に。豊後のうちやう汁の膳の上に。小猪口に醬油を入て出す。もし汁淡味なるには。是を加ふ。又御湯殿上日記云。慶長三年五月四日。じゅここの御かたより。御そへ

おかすどて。御まならる。と見えたるは。今も婦女のいふ。おかすなるへし。數々あるをいへる歟。又

信貴山縁起

伴大納言繪詞



八幡太郎繪詞

異疾草紙



同右

石山縁起



が攻婉集^{七十}に劉允叔夢^三茄子^二而作^三含萌^一題^二其後^一して云。退之送^レ窮而延^ニ上坐^一。子厚乞^レ巧而甘^レ抱拙^一。若^レ允叔之含萌^一。則真驅^レ之。雖^レ未^レ能^レ絕^ニ紫瓜之生^一。畏^ニ君之詞^一。自^リ爾當^レ不^ニ復敢入^一吾夢^一矣。然此種一名^三不落^一。彼夢滿飢^三顛^一。不^レ妨^ニ甲科釋褐^一者。殆以此。又似^ニ不^一必力驅^レ之也。爲書^ニ其後^一以壯^ニ昆季西上之氣^一。舍萌^ハ。周禮占夢に。舍^ニ萌于四方^一以贈^ニ惡夢^一。注に。玄謂。舍讀^ハ爲^レ釋。舍萌。猶^ニ釋菜^一也。萌菜。始生也。贈送也。釋文に。萌。亡耕。西湖遊覽志餘。二十二卷。委卷。紹興二年。兩浙進士類^ニ試於臨安^一。湖州談誼謁^ニ上天竺觀音^一。祈^ニ夢^一。夢人以^ニ三^一樓^ニ貯^ニ六茄^一爲^レ餽。惡^ニ之蓋杭人^一。以^ニ茄爲^一落蘇。而應^レ試者。以^ニ落蘇^一爲^ニ下第^一也。

あはせ廿

夏山雜談に。俗にいふ飯のさいの事をあはせといふなり。宇津保物語。枕草紙にも見えたり。【ごあり。

按するに宇津保物語

藏開

上卷

御かゆの

あはせいをのよく

さ。しやうじのよくさ。

精進

又同中

ちうのわんは。

御わけ

へちにすこしわけて。

しもの御あはせなど。

もてまゐ

れり。又同下

ゆづけして。

あはせいときよげにて。と

みにまゐる。

卷

落窪物語云。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

あはせいときよげにて。

俗に蚰蜒ゲジの舐りたる痕といふは誤れり。これ皮膚に風熱のあつまりたる病にて。其名を鬼舐頭禿ニと云あり。按するに此説はなりたし此びじくは。下食時の誤りなり。曆林問答集に。尙書曆云。下食時者。沐ニ髮ニ忘ニ其時ニ也。また和名抄に。病源論。鬼舐頭。人頭或如ニ錢大ニ。或如ニ指大ニ。髮ニ生也。注に。師說ニ三天狗下食所ニ舐是ニ。江家次第抄に。歲下食。其日注ニ曆ニ。下食者鬼神之名。此日沐浴。則鬼舐頭而髮落。故憚ニ之ニ。とあるにて知べし。されば九條殿師輔遺戒にも。惡日不レ可レ浴。其惡日寅辰午戌。下食日也。と記し給ひ口遊。簾中抄。拾芥抄等に下食の日に。湯あみの誦文を載たり。下食時は一時を思ひ。歲下食は一日を思ひ。此一條。伊澤蘭軒と暗合したれども。彼人の説は土木せざればこゝに載す

善人稱佛廿八

寒夜筆談に。秉穗錄云。空同集に。俗謂ニ善人ニ爲ニ佛處士ニ又曰治レ佛。因號曰佛王忠ニと。今も善人をはごけといふと同じとあり。按するに是より先に。輟耕錄云。鎮國上將軍福建宣威使。費榮敏公案。吳興人。器度弘厚。不レ以ニ富貴ニ驕ニ人ニ。輕レ財好レ施。勇ニ於爲ニ義ニ。人皆稱曰費佛子ニといへり。慎言按するに。

輟耕錄は元末の書なり。水滸傳に。正值ニ有ニ箇當案孔目姓孫名定ニ。爲ニ人最硬直十分好レ善ニ。只要ニ週ニ全人ニ。因ニ此人都喚ニ做孫佛兒ニ。又先なるは宋末の周密が。癸辛雜識後集に。先君子於ニ紹定四年辛卯ニ。出宰ニ富春ニ。九月到ニ任ニ。未ニ幾值ニ慈明太后上仙ニ。應ニ辨ニ梓宮百色之穴ニ。先子優ニ爲ニ之ニ。略無ニ科擾ニ民稱ニ之ニ。爲ニ周佛子ニ。又先なるは。宋初の陶穀が清異錄に。滑州賈寧性仁恕賑ニ饑救ニ患ニ。耆稚愛ニ慕ニ之ニ。以ニ寧多ニ髻。遂皆以ニ髻佛ニ呼ニ之ニ。又先なるは唐の張鷟が朝野僉載に。澤州都督尹正義といふは善人なりしが。後に王熊といふ惡者に替りければ。百姓歌曰。前得ニ尹佛子ニ。後得ニ王癡癡ニ。など見えたり

夢三茄子廿九

一富士。二鷹。三茄子とて。これらを夢に見るを吉徴とす。その子細をしらず笈埃隨筆に。或人いふ。この三事。夢の判にあらず皆駿州の名産の次第をいふ事なり。富士はさらなり。二鷹は富士より出る鷹は唐種にて良なり。こまかへりと云。三茄子は此國第一に早く出す所の名産なり。とみえたり。しかるに唐土にては茄子を夢に見る事を忌なり。宋の樓鑰

る僧のはじめけるにや

石燈一座廿五

初學文軌に。一先生。石燈籠ノ事ヲ記ストテ。渾石坐燈籠一座ト書リ。渾石トイヘバ。上屋ヨリ下駄マデ。一全石ニテ爲タルニ紛ハシ。坐燈籠。尤モ語意ヲ害ス。下ニ又一座ト云。座同音ニテ。義モ相近シ。ソノ形狀。座トハ云ベカラズ。但石燈一株ト云テ。ヨク通スとあり。按するに。渾石坐燈籠は。誤りなるべけれども。石燈一座といひても。難あるまじくや。其證は。吳越備史補遺に。珍珠燈。傳燈錄に。鏡燈。天水冰山錄に。古銅燈。禪真逸史に。船燈などを。皆一座といひ。清虛雜著補闕に。塔燈二座といひ。日下舊聞に。燈籠一百八座といへばなり。友人云。その擧たる諸灯は。皆こゝの行灯の類にて。座を移すに自由なれば。幾座といふべし。石に幾座といふまじくや。答云。石に幾座を以て稱したるは。故宮遺錄に。石門三座といひ。眞臘風土記に。石塔。塵餘に。石碑。昌平山水記に。白石坊。日下舊聞に石鐙柱。十七史商榷に。石幢。秋燈叢話に。石墳などを皆一座といへり。俱に持あるくべき

物に非ず。此外山林園城臺宅室樓館閣房亭榭廳舖店寺廟庫閤等にも幾座といへる事。かぞへ盡し難し

焚香知時廿六

龍鳴抄に。むかしかしこかりけるくわけんのものゝ。香の火も見ず。かひの聲もきかず。ほしのくらゐをもたづねず。月のたくるをもさたせず。人々たゞ今いく時といふに。もしは子ども丑ともいふを枕にあるはしをもつて。たゞいまは子にこそありけれ。丑にこそありけれど。しりけるにこそはあむめれ。又新撰六帖に。光俊「もえつゝかうのけぶりの時うつりひつじのあゆみけふも程なし。又鎌倉志。常樂寺。寺寶定規に。初後夜之時。以_レ香爲_二定式_一などあり。今も常香を焚ものゝ。時をはかる事あり。さてこれも。唐土の製にならへるなり。疑耀に。昔張忠定公。數領_二郡事_一。其寢室中。必張_レ燈炷_二香_一。通夕宴坐。郡樓更鼓。必令_二分明_一。倘一刻差誤。必詰_レ之。また香乘に。熙寧癸丑歲。待次梅溪。始作_二百刻香印_一。以準_二昏曉_一。久増置_二五夜香刻_一。とあり

鬼舐頭廿七

夜光珠といふ書に。故なくして頭のまるく禿るを。

以^レ卑上^レ尊曰^二不備^一。朋友交馳曰^二不宣^一。強爲^二分別^一。其說非^レ是。金壺字考^二集云^一。天香樓偶得。車若水脚氣集云。王右軍帖。多于^二後結^一。寫^二不具^一。猶言^二不備^一也。有^レ時寫^二不備^一。其不具草書。似^二不^一。蔡君謨帖。竝寫^二不^一。亦不^レ失^レ理。按^レ此則知。今人于書束後。每書^二不^一。其原始^二于右軍^一也。又陳琳爲^二曹洪^一與^二魏文帝^一書。辭多不^レ可^二一^一。龜舉^二大綱^一。以當^二談笑^一。注^二一^一委曲也。王羲之。十七帖。足下所^レ云。皆盡^二事勢^一。吾無^二閒然^一。諸問想足下。別具不^レ復^二乙乙^一。蔡帖之不^レ一。或本^二乎此^一。

萬人講廿四

快元僧都記に。天文四年三月二日。神宮寺事。萬人講興云事可有^二勸進^一歟とあり。もろこしにも萬人講に似たるは歐陽修が。集古錄に隋龍藏寺碑。金城王孝德。奉^レ敕勸^二弊州人^一一萬。共造^二此寺^一。また陶望齡が天衣寺募^二萬人緣^一疏あり。歇庵集に見えたり又千人講ともいふべきは鎌倉建長寺。建長七年鐘^レ款に。圍^二範洪鐘^一。結^二千人之緣疏^一。是も似たる事あり。朱彝尊が曝書亭集。遼雲居寺二碑。跋に右王正智光雲居寺二記。共勒^二一碑^一。碑額篆書。重修雲居寺一千人邑會

之碑。一稱^二結^一。二千人之社^一。合^二此字^一。鷹鷲が遼史拾遺に従て一千之心^一。一稱^二完^一。一寺^一。結^二邑千人^一。近年京城發^レ地得^二仙露寺石函記^一。後有^二三千人邑三字^一。尼曰^二邑頭^一。覽者疑^二是地名^一。合^二此碑^一。觀^レ是。則知^二千人邑者^一。社會之名爾。錢大昕が潜研堂金石文跋尾に後唐重修定晉禪院。千佛邑碑。天成四年九月。右千佛邑者。合^二千人^一。出^レ錢布施之名。亦曰^二千人邑^一。此碑稱^二邑首都維那三^一。次維那十人。共稱^二良圖^一。互相勉導逐^二處鄉邑^一。次維那舉^二其萬法之門^一。結^二會千人數^一。當時^二勸^一立^二邑會^一。其制大略可^レ見。遼金之世。諸寺各立^二千人邑^一。見^二於碑^一刻者。未^レ易^二更^一僕數^一。讀^二此文^一。乃知^二濫^一觴于五代也。

附識す。近年江戸にて。行人多き橋のほどり。廣き道の側なごに羅漢の木像をすゑて。前に櫃を出し置事あり。是歸依の人は櫃の中へ錢を投せよとてなり。僕元賢が鼓山志に。宣德庚戌年。布政司前譙樓災。而還珠閣久廢未^レ復。當道欲^二兩建^一之。但所^レ費不^レ貲。計無^レ所^レ出。乃請^二鼓山了心和尙^一。任^二其事^一。了心設^二櫃于途^一。聽^二樂輸者自投^一櫃中。僅一年而兩役告成。三山爲^二之壯觀^一。とあり。是を讀た

金箔五十度。然後棄去。爲藥鋪包^レ朱用。さて漢名は匱紙といへり。法帖譜系^上_{雜説}に。紹興中。以^ニ御府所藏淳化舊帖刻板^ヲ。眞^ニ之國子監^ニ。當時御府。拓者多用^ニ匱紙^ニ。蓋打^ニ金銀箔^一者也。升菴外集^{八十}に。南唐昇元帖。以^ニ匱紙^ニ摹^レ。李廷珪墨拂^レ之爲^ニ絕品^一。匱紙者打^ニ金銀箔^一紙也。とあり。

官窰廿二

鹽尻に詩行革朱傳曰。古器物^ヲ歟識^シ。歟ハ内へ切^レコミタル字。識ハ外ニ鑄^レアケタル字。磁器ノクワンニウモ歟入ナリ」とあり。按するに。磁器のクワンニウの文字。遊學往來に。續乳^{一本に}。尺素往來に。官用。茶具備討集に。瑠瑤。運歩色葉集に。鐘窰。とあり。さて君臺觀に。瑠瑤土ムラサキ色也。藥モウ^ヲ紫色ニテヒ^キタルヲ云也。青キ茶碗ニモヒ^キアリ。青クワンニウト云也。又定州ヒ^キ云也と見えて。碎紋あるをいひし也。今はきず有て。いまだわれはなれざるをいふは碎紋よりうつり來ぬる誤なり。さて上に引ける文字は皆假借にて。正字は官窰なり。輟耕錄に。宋葉寅垣齋筆衡云。政和間。京師自置^レ窰燒造。名^ニ官窰^一。格物要論。華夷珍玩續

考。竝云。官窰器。宋修内司燒者。土脉細潤。色青帶^ニ粉紅^一。濃淡^ニ不一^一。有^ニ蟹爪紋^一。有^ニ黑土者^一。謂^ニ之鳥泥窰^一。僞者皆龍泉所^レ燒者無^ニ紋路^一。博物要覽に。官窰色取^ニ粉青^一爲^レ上。淡白次^レ之。油灰色。色之下也。なご有を考ふべし。これ官窰は碎紋あるなり。さればクワンヨウの音便にて。クワンニウといへるより。後には。クワンニウと訛れる也。

不備不宣不具不一廿三

今書牘の結尾に。不備。不宣。不具。不一。なご書り。その始めを記す。清波別志云。五代劉岳書儀。以^ニ不宣不備^一分^ニ輕重^一。今之尺牘尤謹^ニ於此^一。文選楊修答^ニ臨淄王^一書末云。反答造次不^レ能^ニ宣備^一。仍併言^レ之。蓋著^レ裁刻不^レ克^ニ周悉^一意^一。二字其果有^ニ輕重^一耶。三四十年前。書辭修敬。以^ニ頓首再拜^一爲^レ重。今非^ニ上覆^一。則有^ニ簡驩之嫌^一。要知^ニ拜重^一於覆^一。訂譌雜錄云。野客叢書云。漫錄謂。文選楊修答^ニ臨淄王^一牋末曰。造次不^レ能^ニ宣備^一。書尾用^ニ不宣語^一起^レ此。僕觀。漢高祖初定^ニ天下^一。諸侯王上疏云云。末云。大王功德。著^ニ於後世^一。不宣昧死再拜。此正不宣語之所^ニ從出^一也。案^レ此。則東軒筆錄謂。宋人書問。自^レ尊與^レ卑曰^ニ不具^一。

至元二廿

乘穗錄二編に。汪澤民游_三黃山一記に時_{至元}再元之六年庚辰歲也。宋を滅すの翌年を再元とするなり」とあり。按するに。宋は祥興二年。元の至元十六年己卯に亡びたれば。其翌年は庚辰なれども。六年の文聞えず。今考ふるに。元の時に。至元の年號二たびありし也。前條にいへる世祖の至元元年甲子より七十二年の後順帝の元統三年乙亥にもまた至元と改元あり。其事は。元史_{三十}順帝紀に。至元元年十一月辛丑。改元詔の略に云。世祖皇帝。在位長久。天人協和。諸福咸至。祖述之志。良切_三朕懷。今特改_テ元統三年。仍爲_三至元元年。とあり汪氏か記を作りたるは此順宗の至元なり。元年乙亥なれば六年は庚辰なり。前代に一たび有し年號なれば再元とはいひしなり。諸書に。後至元。或は重紀至元。或は至元後と記したるは。皆順帝の至元なり。又後の至元に對して。世祖の年號を前至元と云なる。又按するに。汪澤民の游_三黃山一記は。名山勝槩記六卷中に出たり。其記に。昔大德戊戌歲。得_三茲山圖經。とあるにても。世祖の至元より後なる事_{世祖の至元三年丁酉}。大德と改元す。戊戌は大德二年なり。又元史_{百八}に汪澤民傳ありて云。至正十五年。長槍賊起。遇_{十五}

害。年七十。これにて推せば。汪氏は。世祖の至元二十三年丙戌の生なり。秉穗錄にいへる庚辰は。この澤民生れし丙戌より。六年前なり。岡田氏は。元史をも讀し人なるに。いかでかく誤りけん。

附識す。錢大昕が元史汪澤民傳、攷異に。按宋景濂撰^{スルニ}澤民神道碑。澤民壽八十三。而傳作七十。澤民族子克寬。預^{ルニ}修元史。宋景濂又爲^ニ總裁官。而史文舛誤。如此。蓋官書不出^ニ于一手。而意在^リ速成。往往有^ニ此失^一也。とあり。此碑に従ひて。八十三とすれば。至元十年癸酉の生れにて。遊記の庚辰は。澤民八歳の時なり。

風呂屋紙廿一

金銀の箔打たる紙を。風呂屋紙といふは。これにて面を拭へば。よくあぶらけをされば。浴ユアヒしたるにひとしとの意にて。名付しにや。又蠟紙といひしは。紙の色の蠟に似たればなるべし。續連珠誹諧集に。「打なれし俤むかふ盤のうへ」ふれつる肌を思ふ蠟紙と季吟法印のつけあり。おのれ若かりし頃は。繪具屋。藥種屋なごにて。朱を此紙に包みてうれり。唐土にもさる事あり。天工開物黄金條に。毎紙一張。打三

弓。今通鑑二百四十八卷。史昭釋文引薩波多論云。西天度地以四肘爲一弓。去村店五百弓。不遠近。以閑靜處爲蘭若。今以唐尺計之。蓋二里許也。とあり。一弓七尺二寸なれば。五百弓は三百六十丈なり。さて二里許といへるを二里とすれば。一里は百八十丈也。皇朝の一町六十間は三十六丈なり。是にて百八十丈。宋の時の尺皇朝と多くはを除すれば。五となる即皇朝の五町なり。又楊氏東坡が詩といへるは誤也。鶴林玉露。五雜俎等に。王荊公詩とあるを。是とす。

鬼寶十八

保元物語に爲朝島の名を問給へば。鬼が島と申。しかれば汝等は鬼の子孫か。さん候さては聞ゆる寶あらば取出せよ見んこのたまへば。昔まさしく鬼神なりし時は。かくれ蓑。かくれ笠。うきくつ劍なんど云寶有けり」と云り。按するに。經律異相四十に。雜譬喻經を引て曰。向東海邊。見二人共誦隱形帽。履水靴。殺活杖とあり。隱形帽を隱蓑隱笠とし。履水靴を。うきくつとし。殺活杖を。劔にかへたり。此事百喻經卷上にもいへり。

至元一十九

鹽尻に。下に元の字ある年號の歲をば。一年と書べきにや。元史二百八に。世祖の至元一年とあり。秋齊閑語にも。按するに。元史はより前。百三十一亦此說あり。至元一年。入備宿衛。九年。世祖命使海外。入羅字國と見えたり。されども卷五。世祖至元年紀には。八月丁巳。改中統五年爲至元年とあり。必一年と書べきならば。爰にこそ記すべきを。さらぬにて。鹽尻の説は。うけがたきを知るべし。紀の外にも。至元年の文。諸志。諸表。諸列傳中に多く出たり。又八十七百官志二。至大一年。始置諸物庫とあれば。一年と書も。至元に拘りたるには。あらざるをしるべし。

附識す。鄭所南の心史の大義略叙に。端平一年。開慶一年。德祐一年。改德祐二年爲景炎一年。改景炎四年己卯爲祥興一年などあるは。元の字をにくみて。一年と記したり。又戒菴漫筆に。余家先世。分關中。寫吳原年洪武原年。俱不用元字。想國初惡勝國之號。而避之。故民間相習如此。史書無所考見。姑記之。以詢之熟典故者焉。など見えたり。

然也。最須敬重繪詞に。如信上人は。奥州大綱東

山トイフ所ニ。居ラシメ給ケルニ。カノ禪室ヲサル

事。坂東ノミチ三十里。西ノ方ニヨリテ。金澤トイ

フ所ニ。乘善坊トイフ人アリなどいへるは。皆六町

一里なるべし。此後。廻國雜記。梅花無盡藏宗長手記河越記にしるせるも。皆此定なり又語林類

葉に。引たる外にも。太平記に。三十六町を一里と

いひたるは第五卷に。切目王子より十津河迄を三十

餘里といひ。七卷に。麻耶より京迄を二十里といひ。

十一に書寫山より比叡山までを三十五里といひ。兵

庫より京までを十八里といひ。十八に。山路八里と

いひ。廿一に。京より湊川までを十八里といひ。流布本八里とある湊川より賀久川迄を十六里といひ。廿五に楠

が館へ七里といひ。廿九に。七里半の山中といひ。

三十八に。白峯と歌津と其あはひ二里といへるなど

は。皆三十六町一里なり。又同書に。六町一里をい

へるは。十卷に。四方八百里に餘れる武藏野といひ。

三十一に。小手差原より石濱まで。坂東道四十六里

といひ。三十九に。宇都宮より武藏國迄を。坂東道

八十里といへるなど。みな六町一里なり。十卷に義貞三

里引退て。久米川に陣をぞ取たりける。入

兩陣相去る其間を見渡せば。三十餘町に足ざりけりとあり。此文を

見ては。六里を三十餘町にたらずといふことく。思はるれども。あ

ひみては三十六町あれば六里なれども。さしわたしには三十餘町に

たらずといふ事にて。甲陽軍鑑にも。上道東道といふ事多

く見えたり。其中にも。謙信他界の跡さだつ事とい

へる條に。三郎殿たまらずして。越後の内。府中の

お館といふ城へ取籠給ふ。春日山城よりお館の城へ

は上道一里半。東道九里也とあり。是にて。上道は三

十六町一里。東道は六町一里なる事。明らかなり。

相模の七里が濱上總の九十九里の濱。みな此定めな

り又百因緣集花園左大臣事に。京ヨリ男山ハ。遙ノ程ゾカ

シ。注に。及二十里大玉里也とあり。王は三の誤

にて。大三里也なるべし。此書正嘉元年。常陸にて

の作なれば。京の事をも。東國の六町一里にて記し

たるなり。大三里は渡天行程記にいへる大里にて。

三十六町一里なり。六町一里にて。二十里は。百二十町なれ

なれど。成數を

いへるなるべし

附識す。渡天行程記に。六町一里を記したるは。

唐土此定めなりといふこと。むかしもいひしなら

ん。されども六町一里にあらず。其證は楊萬里ガ誠

前。囊腹脹滿。因急縛囊口。懸著樹間。二十許日。漸消。下開視。有_二一二斤毛_一。狀如_二狐毛_一。女遂大差。と出たれば最久し。

一里町數十七

玉勝間に。道の程を。三十六町を。一里とするは。いつの世よりのさだめならん。ある説に。織田大臣の世よりの事といふはたがへり。堯孝僧都の富士の道記に。近江のむさの宿を。都より十三里といひ。美濃のたるゐを。むさより十四里なごいへる。すべて今の世のさだめと同じ。此事なほ他書にもあるべきを心つかず。是はふと心づきたるまゝに。書おけるをあげたるなり」とあり。按するに語林類葉に。上の文を舉て。又云。太平記卷十三。龍馬奏進の條今朝卯の刻に出雲のさんだを立て。酉の刻のはじめに京着す。其道すでに七十六里とあり。拾芥抄田藉部云。三十六町爲_二二里_一とあるは。富士の道記よりは。太平記先なりとの意なるべし。なほ先なるは。東大寺造立供養記に。文治二年周防國より。材木を出し、事を記して。木津至_三于海_一七里。注に三十六町爲_二二里_一とあるは。東國一里は六町にてたがへば也。明恵

上人渡天行程記に。從_二大唐長安京_一。到_二摩訶多國王舍城_一五萬里。小里定也六町一里定。按。原本此注逸す今補ふ。即當_二八千三百卅三里十二町_一也。大里定也三十里。小里定也三里。十六里廿四町定也。とあるは。唐土は六町一里といひけん故に。かく記したるならん。又平家物語瀬尾最に。備前國福隆寺繩手は。はたばり弓杖一杖ばかりにて。遠さは西國道の一里也。とあるも。三十六町一里なるべし。長門本平家物語に。兵庫島のはたよりおきへ。一里三十六町出してぞつき出したりける。といひ。沙石集に。高野の大塔は不二の惣體なり。それより改所へ五里百八十町に。彌勒の御坐は云々といへるは。一里と三十六町。五里と百八十町には非ず。三十六町を一里とし。百八十町を五里。是も三十六町と。したるを。しらせたるあり。梅松論に。建武三年三月二日。筑前の道を記したるも。又此定めなり。又東國の里程は。吾妻鏡に。文治五年九月十一日。今朝令_レ立_二陳岡_一給。自_レ是厨川柵者。依_レ爲_二廿五里行程_一。未_レ屬_二黃昏_一。著_二御件館_一とあるは陸奥の事なり。虎關の濟北集に。正和壬子四月十二。相之海水變_レ赤。西自_二豆駿_一。東距_二武總_一。沿_二海濱_一三百餘里。朱瀾丹濤。注々

女は及ぶへからずとなり。又按ずるに此書の點誤り多ければ。こゝも可^{シトス}醜^{シトス}陵園妾^{ノケモ}と改むべきか。さて醜女の説は。王代一覽。賴朝三代記。鎌倉北條九代記。本朝通記。武德鎌倉舊記。類聚名物考。等なり。たい本朝列女傳。坂額が傳に。賴家戲曰。此女面貌雖^レ非^レ不^レ姝。思^ニ心之猛毅。誰有^ニ愛念哉といへるはよく文義を解したるなり。

附識す扶桑見聞私記。六十。此事を記して。畠山重忠。

和田義盛。小山朝政。比企能員。三浦義村以下侍所

に候す。其座中央進居簾下に通ず。
按に吾妻鏡には通ず其座中央進居于

簾下。と點あり。通はトホルとよむべし。見聞私記はよみ誤れり。此間聊諛氣なし。又憶せ

按するに此四字
吾妻鏡になし
凡勇力の丈夫に比といへども。敢

て對揚恥べからざるの粧なり。但其長六尺有餘。手

足太逞して。偏に二王を作損ずるがことし。按に但其長よりは

まで二十六字吾
妻鏡に載せず
顔色に於ては。殆
陵園妾よりも醜べ

廿九日阿佐利與一義遠主。奥方の

當時の語に女房を以て申云。越州の囚人女。既に配流

に定まらば。態と預り申さんと欲すと云々。終に以

て。義遠にめし給はる。阿佐利是を賜ふ。妻として

甲斐國に下向し。先年木曾殿の妾巴女。鎌倉に召下

さるゝの時。和田義盛これを申賜ひ。妻として。朝比奈義秀を産たり。與一義遠主。是をうらやみ。今度坂額を申賜ふ。巴は無双の美女なり。坂額は無双悪女なり。力に於ては。勝劣なき歟。貌に於ては。天地懸隔の差有と。諸人評じけるとなり。按に。先年木曾殿以下諸人の評。吾妻鏡になし。又吾妻鏡態欲_レ申_レ預と點あるは。板本の誤なり。欲_レ申_レ預と點すへし申_レ預の語。著聞集武勇篇に有。此誤りをうけたるにても。見聞私記の偽書なる事明らかなり。

吹葱十六

小兒の葱を吹ことは。清朝にてもするなり。夜譚隨

録に。某領催のオノノ啾啾シュシュ作セ聲。如ニ小兒吹フ葱然リ。と云り。

明朝にてもあり。明良記に。武宗在三宮中。偶見黃蘗。

促之コメ作イキテ聲ヲ爲戲。宦官遂以車載進御。葱

價賤貴數月。また宋の時。蘇軾が東坡集被酒獨行に。

總角黎家三小童。口吹葱葉送迎翁。テヲスチと見えたり。

太平御覽七百王憲晉書曰。韓友善卜占。行

京費狀勝之術。劉世則女病鬼魅。續年友誼之。

命作布囊。女發寺長。囊著窓牖間。友朋百作氣。

若有所驅逐。斯頃之間。囊大脹如吹葱葉。因更

收○女乃大發。友乃更作。皮囊二枚。皆長之。施加

害也。遂誕^ニ后東朝禁中。三日洗兒。憲聖臨視。戲^ニ祝曰。使^ニ汝長^ニ福祿及^ニ吾。左右皆失笑。雖^ニ一時戲言。後乃符驗云。按に。西湖志餘帝王都會篇。亦云。楊萬里。賀^ニ必遠叔四月八日洗兒詩^ニ。願^ニ兒長成讀^ニ祖書。再起^ニ門戶光^ニ鄉閭。誠齋集二十四黃尊素忠端公集に。長安竹枝詞。四民到^ニ今盡無^ニ分。半作^ニ長班^ニ半作^ニ軍。隣媼生^ニ兒齊下祝。他年跟^ニ得一官員。下舊聞補遺に引たりなごみえたり

仁智十四

橘窓自語に。琴譜をかける書に。仁智名ある事は。琴の底を沈智といふより。起れるなるべしとあり。按するに。琴は箏の誤なるべし。其證は。仁智要録は。箏譜の書なり。又教訓抄八卷云。箏。或曰。蒙恬所造也。上圓象^ニ天。下平象^ニ地。中空準^ニ六合。絃柱擬^ニ十二月。斯乃仁智之器。豈象恬亡國之臣。所^ニ能開^ニ思運^ニ巧。とあり。按に。教訓抄の此文は。藝文類聚四十四に。傳子に引。通典百四十四に。傳子筆賦序を引ると。互に。教訓抄又云。箏。清仁。甲名也。小異あれども。皆同説なり。依^ニ甲高^ニ名^ニ仁。故仁者是天名也。沈智腹名也。依^ニ腹乙^ニ名^ニ智。故智是地名也。仍名^ニ箏號^ニ仁智^ニ矣。といへるは上の語につきて作りし憶説なるべけれど。仁智は箏なる事の明證なり

坂額非醜女^{十五}

坂額を醜女といふ説は。吾妻鏡を讀て。文義を味ざる誤なり。彼書云。建仁元年六月廿八日。藤澤四郎清親。相^ニ具^ニ囚人資盛姨母^ニ。號坂額女房。參上。其疵雖^ニ未^ニ及^ニ平滅。相^ニ構扶^ニ參云々。左金吾可^ニ覽^ニ其體^ニ之由被^ニ仰。仍清親相具。參^ニ御所。左金吾自^ニ簾中^ニ覽^ニ之。御家人等群參成^ニ市。重忠。朝政。義盛。能貞。義村以下。候^ニ侍所^ニ通^ニ其座中央。進居^ニ于簾下。此間聊無^ニ諛氣。雖^ニ比^ニ勇力之丈夫。敢不^ニ可^ニ耻^ニ對揚^ニ之粧也。但於^ニ顔色^ニ殆可^ニ醜^ニ。醜ニクナルノヨリモ陵園妾。廿九日。阿佐利與一義遠主。以^ニ女房^ニ申云。越州囚女。被^ニ定^ニ既配所^ニ者。熊欲^ニ申預云々。金吾御返事云。是爲^ニ無双朝敵^ニ殆望申之條。有^ニ所存^ニ云々。阿佐利重申云。全無^ニ殊所存^ニ。只成^ニ同心之契約。生^ニ壯力之男子。爲^ニ奉^ニ護^ニ朝廷^ニ扶^ニ武家^ニ也。云々。于^ニ時金吾件女面貌。雖^ニ似^ニ宜。思^ニ心之武。誰有^ニ愛念^ニ哉。而義遠所^ニ存。已非^ニ人間之所^ニ好由。頻令^ニ嘲哂^ニ給。而遂^ニ以免給。阿佐利得^ニ之。下^ニ向甲斐國云々とあり。按するに。殆可^ニ醜^ニ陵園妾^ニといへる陵園妾は美人なり。白氏文集に。陵園妾といふ。花命如^ニ葉とあり。此意は陵園妾より。醜しとも。尋常の婦

へり。此論頑愚の至といふべし。其書出たる中に。蘆火たくまやのすみかは世の中をあぐがれいづる門出也けり。又物思へば澤の螢も我身よりあぐがれ出る玉かぞを見る。此難者。宣長が古今集遠鏡に。あぐがれはうかるゝなり。とあるを。例の金玉どのみ思ひて。其廓を出ることあたはず。他にかへり見ざる僻論。いふに足らず。月にあぐがれ花にあぐがれといふも。月花をめでゝわが在所を離れ行事なり。此意をもて古歌にあぐがれとよめるも文詞にあぐがれとあるをも。引合して考へなば。委く貫通して。違ふ事はあらずとあり。書頭に。久守云。貫之家集に思ひあまり戀しきときはやごかれてあぐがれぬべきこゝろこそすれ。慎言按するに。俊頼朝臣の如く。梅が香はよむべく夕顔にはよむまじきなり。いかにといふに。夕顔は蔓の延るのみにて。本體をはなれねば。梅か香とは。同じからぬを考ふべし。

祝^ス赤子^ヲ十三

子生れて祝する事。和漢ともにあるなり。平家物語に。御産平安のみならず。皇子にてこそまじくけれ。小松大臣は。いそぎ中宮の御方へまゐらせ給ひ

て。金錢九十九文。皇子の御枕におきて。天を以ては父とし。地を以ては母と定め給ふべし。御命は。方士東方朔が齡を保ち。御心は。天照大神入かはらせ給へとて云々。義經記に。御産安々とし給ひけり。武藏少人のむつかる聲を聞て。すゝかけに押卷て。抱たてまつる。何とはしらねども。御臍の緒をつぎ參らせて。御湯をひかせ奉らんとて。水瓶にあけたる水にて。洗ひたてまつり。やがて御名を付參らせん。是はかめわり山。龜のまこうを取て。鶴の千歳をなぞらへて。龜つる殿とぞ付奉る。云々くわほうは。をぢかまくら殿にあやかり參らせ給へ。力かひくしくは候はねども。辨慶にあやかり給へ。御命は千歳萬歳をたもち給へ云々。白氏文集。有^ニ一子^一自嘲詩に。持^テ杯祝願無^ニ他語^一。慎勿^ニ頑愚^一似^ル汝爺^ニ。朝野遺記に。長秋所^レ生母。舊隸^ニ德壽^一爲^ニ樂部^一。以^レ久次出。適^ニ於外^一矣。一日奏^レ樂。上以爲^レ不諧。中貴人奏。近老舊者。得^レ旨嫁出。今皆新習未^レ能^レ申。便欲^レ使^ニ己嫁出者^一。通籍復入。庶^ニ新故參教^一。上可^レ之。自^レ是悉還。然后母在^レ外孕身。已數月矣。將^レ及^レ期。宦者奏。乞復^ニ外館^一。憲聖后曰。第令^ニ產^一仙韶院。無

るき事なり。わくらはの御法の。牛飼は新車に強牛をかけ。力者はいろ／＼に足をふみて。こしをかくと見えたり。又輿のみにあらず。外の事をもなす力者。山槐記等に出たり。又唐土にも力者あり。太寧坊力者張幹と。西陽雜俎八卷中に有り

生姜酒十一

鹿門筆記云。生姜酒を風邪に用る事。宜き法なり。孫對微が丹臺玉案。といふ書に出たり。神仙粥と號たり。按するに。丹臺玉案は。明の崇禎丁丑。孫氏の自序あり。丁丑は。皇朝の寛永十四年なり。それよりさき。酒飯論に。冬の寒くてこいえたる。はじかみ入たるわかし酒のめば。風こそよりつかねとあり。酒飯論は。後成恩寺殿兼真の御作なりとぞ。此殿八十歳にて。文明十三年四月二日に薨じたまひしよし。攝關補任次第。宣胤卿記等に見えたり。寛永十四年にさきだつこと百五十餘年なり。さればふるく唐土の書に。此事有べくおもひしに。醫方類聚に。瑣碎録を引て云。卒感風寒。用生姜汁調。熱酒一盞。則發散。とあり。陳振孫の書錄解題に。瑣碎録二十卷。溫革撰。陳昱增之。孫奕示兒編には陳晔とあり。周輝清波別志には宣

政貴人所と見えて宋朝の書なり
集也

あくがる十二

信濃漫錄略文云。生出しおのが垣ねをあくがれてふせやにあまるゆふがほの花。右の歌は。垣ねより夕顔の生出て。ふせやの上にはびまつはり。猶軒の外までひろがりあまりて。花さきたる繪によみて書付たる。おのが歌なり。ある人いふ。或人古歌に月にあくがれ花にあくがれなごいひて。彼にあくがるべき物有て。それに對て。いへる言とおぼゆるを。あかるべき物もなくて。かくよめるは。例なきひが言なりといへり。といへば。傍に在ける若人。俊賴朝臣の歌に。梅が香はおのが垣ねをあくがれてまのあまりにひまもとむなりといふ歌。千載集にのせられたり。俊賴朝臣謬り給はじ。又俊成卿そのひが歌を辯へずして。千載集に撰び給ふべきに非ず。其後又彼人來りていふ。難者に俊賴朝臣の歌をいひしに。あくがれといふ言をよめる歌も。文詞をもあまた書出して。是が中に。あくがるべき物なくていへるは。いと／＼まれにて。多くは物に對へていへる言なり。例少きを採て。例多きを捨べきに非ずとい

驗記。杉原本保元物語。法然上人繪詞。類聚大補任
 等に出たり。吾妻鏡。嘉禎四年。二月十七日。又仁
 治二年。十一月四日。又建長四年。四月一日等の記
 に。御輿御力者三手。とあり。康正二年慈照院殿八
 幡社參記を見れば。三手は十八人なり。乘輿の力者
 十八人の事。荒曆。至德二年八月廿七日に出たり。
 さて六人を一手とすることは六人にて輿かく事あれ
 ばなり。吉事畧儀。及び宣胤卿永正十四年六月十日記に出たり。
 そのさま。古畫に見えたり。また塞驢嘶餘云。門跡
 御輿昇。八瀬童也。十二人を一結といふ也とあり。
 十二人の輿昇の事は。秋夜長物語。神祇官年中行事。
 太平記。山門歌花營三代記。應永廿九年十月廿一日條季瓊日錄寛正四年八月十條等義仲の事をいに。海人藻芥に。僮僕事。力者十二人。
 又長門本平家物語へるところに云。京には力者三十人
 をそへ。もしもの事あらば。院をとり奉り。西國へ
 御幸なし奉らんと支度して云々。とあるも。五手なり。
 天龍寺臨幸私記に。三百年來。佛法日衰。似沙門形
 而非沙門者多矣。田樂法師。力者法師等は也。と
 あり。按するに。此記は。崇光院の觀應元年庚寅に。
 夢窓國師の作也三百年前は後冷泉院の永承七年壬辰

春日驗記



なり。そのころより。力者の名は有けるなるべし。
 さて上にいへる觀音驗記なるは。清和天皇の御代と

あり。太
 平記なる
 は。村上
 天皇應和
 三年の事
 をいへる
 なり。こ
 れみな。
 後世より
 記したる
 事なれ
 ば。はや
 く清和村
 上などの
 御時よ
 り。力者
 のとなへ有しとも定めがたくや。又今はれの時乗物
 かく者。足ふみして。拍子とるわざあり。これもふ

をいへるは。消息耳底秘抄云。女房ノ許へ消息ノ事。或説云。艷書ナンドヲバ。上下一寸許ヅ、折返シテ。引結テ。上ノ封ニハ。行ノ字ヲ草ニ書ナリ。是ハ。

互ニ逢テノ後ノ文體ナリ。麒麟抄云。女房ノ文ニ

ハ。立文ノ紙ヲ長クスルトイヘドモ。當時必左モセザリケリ。檢目ニハリ。此程ニ上ヨリ下へ長引也。

など有に據るに。り字古説なり。又按するに。り字は。

もと拜字の草書より。誤れるなるべし。其證は。清

の胡鳴玉が訂譌雜錄云。今人書翰。用_ニ又行_ニ二字。不

詳_ニ所_ニ出_ル。且不_レ解_レ所_ニ謂_フ。予偶檢_ニ一帖_ニ云。十月

十七日。州民王操之。頓首頓首。舊京先墓毀。動聞

問傷惻痛不_レ可_レ言。未_レ得_ニ陳慰_一。白牋不備。操之再

拜。拜字草書。與_ニ行字_ニ無_レ異。因悟_ニ又行之行_ニ。乃是

拜字。又拜即再拜。初非_ニ另作_ニ一行_ニ意_ニ。これ唐土に

ても。拜を行に誤たるなり。

附識す。胡氏の説によれば。明の張丑が眞跡日録。

及び日録二集に。載たる。米芾が書。また李日華

が六研齋二筆に。載たる。趙孟頫か荆記等に。再

行とあるも。再拜の草書を誤讀せしなるべし。胡

氏の。拜字草書與_ニ行字_ニ無_レ異とあるによりて。今

草字彙を閲するに。拜字の草書にりと舉て。注に大令とあるは。王獻之が書にありしをいへるなり

ろくしやく十

醒睡笑云。京にて乗物をかき。あるひは庭にてはた

らく男を。六尺とはなごいふらん。さる事候。屋敷

につけ。家につけ。疊につけ。一切堅横間を定むる

に。田舎のは一間を六尺にさる法なり。都のは間尺

を六尺三寸に取て。一間とする法なり。されば亭主

をば。都六尺三寸の間にとり。つかはるゝ男をば。

田舎六尺の間にさる。その故は。主人たる人の心と。

下男の心と。物ごとばらりとちがひて。まにあはぬ

故に。かの下人を六尺とはいふとなり。私かた咄

云。むかしのり物かく男を。六尺といふは。いかな

る故ぞととふ者あり。答て云。乗物の棒は。一丈二

尺の物なりそれを二人してかたぐるにより二つにわ

れば六尺なり別本世話支那草。亦此説あり。南嶺子云。乗物かく人

を六尺といふ事。史記秦始皇本紀に。秦は水徳を以

て王たる故。六の數を用。輿は六尺。」と見えたり。

和訓栞亦此説あり按するに。上の説ひとしく非なり。ろくしや

くは力者リキシアを訛れる也。力者の輿昇事は。長谷寺觀音

ば。阿難身長一丈五尺四寸なり。宛委餘編の阿難あやまりならずともいふべけれど。佛の小弟ならねば。難陀のあやまりなる事。明らかなり。又尺は周尺なり。傳教の無量義經注釋云。丈六者一丈六尺。當用周尺。準唐代尺。當八寸也。と見えたり。

濁醪

誹諧新式に。ごぶろくとあるを。誹諧通俗志には。醪醴澆と見えたり。是より前。大和本草。唐土には黄色あり。故に黄色のにこり酒を。花白く千葉なり。云々。唐土といふ酒の如くならん。とあるは。唐土のことないへるなり。松岡怡顔齋の詹々言にも。トブ Rok は醪醴緑の轉語なり。といへるを。其子の松岡洙が按語に。ドブ Rok は。濁醪の轉語歟とある説あたれり。濁醪の文字ふるくよりあり。和名抄に。濁醪は毛呂美。本朝無題詩に大江佐國翫卯花詩に。尋訪野村醉濁醪。又藤原周光屏風詩題に。石瀬之邊。有釣漁人。濁醪滿樽。魚膾堆俎。新猿樂記に。酒濁醪肴煎豆。伊呂波字類抄太部。及び下學集に。濁醪。天文二年。尊海僧正。あづまの道の記に。醒が井の里にて。濁醪といへるをのみて云々。節用集大全に。濁醪白酒也。などあるを見てしるべし。もとは。文選の魏

都賦恨賦等に。出たる字面にて。杜甫。韓愈。白居易。李賀。杜牧。皮日休などが詩にもあり。

文書封字九

嘉良喜隨筆云。女中の夕。これは。封の字の草也。

口決云。夕。此本字は封の字なり。笠澤筆塵云。或曰。女の文の封に。夕と書は。行の字を草書に斜に書たるなり。斜行は急に行意なり。後に略して

とかく。トといふ字にあらず。行の字を書たる轉なり。庭響錄云。狀の封目に。といふ字を書候事はいか。答に。行といふ字をかくことのよし。詞花懸露に見ゆ。又宗五が記には。二つ引て。點を打なり。封といふ字を草に書たる體なり。假令は如此

夕。物など包ての封には。一引へし、一つ引て點打は。さげたることなり。かくの如しと云々。宗五が説。封の字の草書といひたり。行といふ字と大きに相違す。しかしながら。此ことは前に。歴々御沙汰ありて。行といふ字。可然のよし。承たる事候故。愚老などは。行の字と心得候。宗五は武家の事なれば。又別に子細も候へし。慎言按するにはやく此事

元と標して其下に。明晉安徐燭筆精云。陳中丞達。

得^{ナリ}二石盆^ヲ。甚巨。背刻^ニ中元庚申僧本茲造。按漢世

祖。建武中元無^ニ庚申。且其時尙未有^レ僧。此刻不

レ知^レ何代とあり。按するに。是は本文にいへる三

元甲子の中元にて年號に非ざるなり。潜研堂金

石文跋尾又續に。太上感應篇附注。錢唐陳賢君。

實所^レ編仇達爲^レ跋。泰定甲子上元繡梓。而嗣子從

仁復刊^ニ石於湖山堂。蓋在^ニ至正中^一と。按するに。

錢氏上元の説なきは正月十五日と思へるにや。泰

定甲子上元とは。三元の上元なるべし。跋文作ら

んに。前に刻板せし月日までは書まじく思はるゝ

なり。錢曾が讀書敏求記に。政和五禮新儀二百四

十卷。冠^ニ以^ニ御製序^一。題^ニ政和心元三月一日^一。不^レ知^ニ

心元何謂^一。鄭居中等。政和三年四月廿九日進呈也

と。按するに。政和三年四月廿九日進呈の書に。

三月一日の序あるは四年の御製なるべし。四年

は甲午なり。さて甲子より癸巳まで三十年。甲午

より癸亥まで三十年にて甲午は一元六十年の半な

れは。心元といへるにや。政和は元豐甲子下元中

にあり。

阿難調達身長七

常山樓筆餘に。釋迦如來、長一丈六尺ありしといふ。

宛委餘編にも。佛長一丈六尺。以爲^テ神^ト。然其小弟阿

難。與^ニ從弟調達^一。俱長一丈四九五寸。といふこと見

ゆ。佛長一丈六尺といふことは。彌勒下生經に見え

たれども。何難等の長の事は。いまだ見すと。吾方

外の友。江西禪師かたりき。但し其尺は、周尺にてし

るせしには非るべし。詳ならず。」とあるは。阿難調

達の長。一丈四尺五寸のことをいまだ見すとにや。

按するに。阿難は難陀の誤にて。一丈四尺五寸は。

一丈五尺四寸の誤なり。佛說十二遊經云。調達以^ニ四

月七日^一生。佛以^ニ四月八日^一生。佛弟難陀以^ニ四月九

日^一生。阿難以^ニ四月十日^一生。調達身長^ニ丈五四寸^一。佛

身長^ニ丈六尺^一。難陀身長^ニ丈五四寸^一。阿難身長^ニ丈五三寸^一。

法苑珠林十四に。佛本行經を引て。又經律異相七に。普曜經

亦同し。今の佛本行經に此語なし。又經律異相七に。普曜經

第十六云。佛弟孫陀羅難陀身長^ニ一丈五尺四寸^一。中本

經上卷云。白飯王有^ニ三子^一。一名阿難。身長^ニ一丈五

尺三寸^一。一名調達。身長^ニ一丈五尺四寸^一。とあり。俱

に阿難は一丈五尺三寸なり。但し文句^{第一}に阿難身與

佛相似。短^キ佛三指云々。佛指闊二寸。これによれ

一十八年也。以三三百八十^{スレバ}除之。今中元之末。河元之内也。三合之運當^ル在^ニ明年^{云々}。去天平寶字三年己亥歲。當^ル三合之理運^とあり。三元の事は。舊唐書。傅仁均傳に。以三三元之法。一百八十^{スレバ}去^ニ其積歲^一。武德元年戊寅。爲^ニ上元之首^と見えたり。錢大昕が舊唐書攷異に。按三三元甲子之說。始^ニ于遁甲九宮^一。每歲行^ニ一宮^一。九歲而偏。六十歲未^レ復^ニ其初^一。必轉^ニ三甲子^一。而後終^ニ九宮之局^一。仁均既以^ニ武德戊寅^一爲^ニ上元^一。則隋仁壽四年甲子爲^ニ上元^一矣。今蘇州虎邱寺。有^ニ五代顯德五年石幢^一。後題^ニ下元甲子歲在^ニ戊午^一。按^ニ錢大昕が潛研堂金石文跋尾三續^一に。崇化寺西塔基記後。唐下元戊午七月二十八日。戊午爲^ニ周世宗顯德五年^一。乃稱^ニ唐下元^一。遜甲三元術。以^ニ唐興元元年甲子^一爲^ニ上元^一。會昌四年甲子爲^ニ中元^一。天祐元年甲子爲^ニ下元^一。戊午乃^ニ下元甲子之第五十五年^一。其始^ニ而言^一。故云^ニ唐下元^一也。戊卯石幢。題^ニ下元甲子顯德五載^一。龍集戊午。雖^ニ以^ニ顯德繫^一年。仍冠^ニ以下元甲子^一。亦同^ニ此例^一。依檢仁壽四年甲子爲^ニ上元^一。則麟德元年甲子爲^ニ中元^一。開元十二年甲子爲^ニ下元^一。興元元年甲子。又爲^ニ上元^一。會昌四年甲子爲^ニ中元^一。按^ニ羅隱が羅昭諫集^一に。中元甲子。以^ニ辛話^一に。是を引て。按^ニ僖宗中和元年辛丑正月^一。幸^ニ東都^一。避^ニ黃巢之難^一。詩爲^ニ僖宗作也^一。とあり。即會昌の中元なり。天祐元年爲^ニ下元^一。顯德戊午尙有^ニ下元篇^一也。以上按するに。貞觀の中元は。會昌甲子の中元に合て。和漢相同じ。

又周密が癸辛雜識別集。天市垣の一條に。伯機云。揚州分野。正直^ニ天市垣^一云々。又術者云。近世下元甲子用^ニ事^一。正直^ニ天市垣^一。所以人多好^ニ市井牟利之事^一。按するに。天祐甲子の後は。乾德甲子上元なり。天聖甲子中元なり。元豐甲子下元なり。紹興甲子上元なり。嘉泰甲子中元なり。其次の景定五年より。周氏のいへる下元甲子なり。此後秦定甲子上元なり。其後は陳繼儒が羣碎錄に。洪武十七年甲子爲^ニ中元^一。正統九年甲子爲^ニ下元^一。弘治十七年甲子爲^ニ上元^一。嘉靖四十三年甲子爲^ニ中元^一。とあるも上の次第に合へり。然るに大難書といふ書の。一代八卦の條に。上元の生れは。永祿七年甲子の年より。元和九年癸亥まで。六十年の間なり。中元の生れは。寛永元年甲子の年より。天和三年癸亥まで。六十年の間なり。下元の生れは。貞享元年甲子の年より。寛保三年癸亥まで。六十年の間なり。八卦掌中指。南亦おなしとあり。さて永祿七年甲子は。明の嘉靖四十三年にて。かしこにては中元なるに。こゝは上元なり。此次第いつよりたがへたるにか。

附識す清の梁玉繩が年號補遺の補佚號の條に。中

又北史藤穆王瓚の傳に。瓚好_レ書愛_レ士、時人號曰_ニ楊三郎_一とあり。此瓚は。楊忠の第三の男なる故に。かく云るなり。又北周の文宗の族子。宇文慶が子鼎。その第三の子なる故に宇文三郎と稱せるよしを云り。これ等。姓に配して幾郎とあれば。皇朝にて。古へより源三郎など、稱するの本づく處なり。又通鑑に。陳臨海王光大元年に太后曰。今伯宗幼弱_{ナリ}。政事並委_ス三郎_一と。胡三省の注に。文帝居_ニ長_一。頊居_ニ次_一。故稱爲_ニ三郎_一と云り。これらによれば。六朝以來この稱呼有なり。安積翁たま／＼此を考證に遺せるならん。」按するに。湖亭涉筆云。創業起居注曰。軍中以次第_ヲ呼_ニ太子秦王_一爲_ニ大郎二郎_一云々以_ニ四郎元吉_一爲_ニ太原郡守_一。按世俗呼_ニ長子次子_一。爲_ニ大郎二郎_一。亦此義也。とありて。大郎二郎とよぶ證をのみあげたるなり。下に四郎元吉をいへるは。上の大郎二郎の次第を明らかにしらしめんとなり。されば餘筆に引たる。通鑑陳紀の二郎は。考證に遺せりといふべけれど。三郎五郎などは。涉筆にあづからぬなり。又按するに。晉書王悅傳に。導性儉節。帳下甘果爛敗。令_レ棄_レ之云。勿_レ使_ニ大郎知_一とあり。導は悦が

父なり。六子ありて。悦は長子なれば。大郎といへり。これ大郎と稱せし始なるを。安積翁のいはぬは考證に遺せるなり。餘筆にも。亦遺漏あり。宋書顧覲之傳に。負_ニ三郎_一責_ニ皆不_レ須_一還_ニカヘス_一とあるは。韻之が第三子の綽をさし、語なり。又南史宋王訓傳に。訓幼警有_ニ識量_一。僧王惠超見。而奇_レ之曰。四郎眉目疎朗云云。又隋書來護兒傳に。不_レ畏_ニ官軍十萬衆_一。只畏_ニ榮公第六郎_一。又姓に配して幾郎といひしは南齊書陳顯達傳に。當世快牛。稱_ニ陳世子青_一。王三郎鳥_一とこれらなり。

附識す。餘筆に。次郎と記したれども。涉筆には二郎とあり。又隋の業起居注。と書たるも亦誤なり。涉筆には隋字なし。舊唐書經籍志に。大唐創業起居注とあり。以後の諸書目亦同し

三元甲子六

三代實錄に。貞觀十七年。十一月十五日甲午。陰陽寮言。黃帝九宮經。蕭吉九宮篇云。承_ニ天之道_一。因_ニ人之情_一。上占_ニ三元_一。下用_ニ五行_一。三神相合。名曰_ニ三合_一。所謂_ニ三神者_一。大歲。害氣。大陰。是也。今自_ニ上元己亥_一。至_ニ子本朝_一。貞觀十八年丙申。積_ニ年四千九百

物の中に。ちやつか。づすかどあり

附識す。世説音釋云。銅壘、盛肉器名。通雅曰。宋史。鉦如大銅壘。南蠻之語也。南宋市肆記。酒器沙羅水。沙羅水盆。以金銅爲之。即今之銅面盆也。また世説箋本云。銅壘盛肉器。通雅云。南蠻之語也。按するに。盛肉器とは。觶の誤りをうけたるなり。此器素食をも盛たるは。朝野僉載に一椀、槌餅。白氏文集に。元日對一椀膠牙餠。北夢瑣言に。臺上用椀盛果實。曲洧舊聞に。一椀生蘿蔔などあり。又鑑真東征傳。唐土より將來の物のうちに。一尺銅壘八十面。少銅壘二百面。安祥寺資財帳に。白銅小壘子二口。白銅壘子一百三十口。新羅同二十口。徑五寸唐。とあり。僧家に用れば。素食を盛る事。明らか也。又通雅卷三樂器部の。原文を閲するに。宋史は宋志に作り。語也を器也に作り。沙羅水の三字重文なく。羅を鑼に作り。金銅を金銀に作りて。即の下に如字あり。されども市肆記の語は。樂器にあらざれば引用せしは。通雅の誤なり。又銅壘にあづからぬ事なれば。音釋に引るも亦誤なり。又宋史の樂志を見るに。

此語なし。宋の陳陽が樂書百二に出て。文は通雅に同じ。鉦如大銅壘の下に。懸而擊之の四字あり。按するに。樂書は唐杜佑が説によれる也。杜氏通典百四鐃鉦也。形如小鐘。軍行鳴之。以爲鼓節。周禮以爲金鐃。節鼓。近代有如大銅壘。懸而擊之。以節鼓呼曰鉦。といへり

大郎五

玉勝閒云。現報靈異記に。文忌寸氏の人に。字曰上田三郎。といへることあり。聖武天皇の御世の事なり。そのころより。三郎などいふ名ありしにこそ。字といへるは今の世の俗名のごとし。按するに。これよりさきに大郎あり。日本紀に。皇極天皇。四年六月。高向臣國押。謂漢直等曰。吾等由君大郎。應當被戮。按に。鎌足傳に。入吾堂者无如。こある是なり。又講習餘筆に。長子次子を稱して。大郎次郎といふこと。安積翁の湖亭涉筆に。隋の創業起居法を引て。具さにこれを記せり。然るに北史を按するに。北齊の彭城景思王の傳に。王洸は神武第五子也。博士韓毅。見洸筆跡未工。戲曰。五郎書畫如此云々とあり。これ第五の子を以て。五郎と稱するなり。

索解には。未_レ詳といひ。世説抄撮には。疊_ヲ疑疊字といひつれど。其謬誤を知て。鈔撮集成には。可_レ疑北史亦同といひ。世説講義には。未_レ詳蓋酒器也。といへり。是皆唐土の書をば多くよみたれども。皇朝の書をよまぬ故に。しかぬる也。和名抄を見れば。たやすくしるゝ事なり。彼書漆器類に。唐式云。飯椀。羹椀。疊子。各一。



楊氏漢語抄云。疊子。字流之沼利乃佐良。遊仙窟云。玉疊_{今按以玉爲疊子也}と見えたるにて。銅疊は銅のさらなるこ

と明らかな也。但し和名抄によらずとも。唐の段成式が酉陽雜俎_{諸阜記下}に。和州刻錄事。食_ニ餼數疊_ヲの一條を。

宋の李昉等が太平廣記_{二百}に引て。疊を椀に作れり。又明の黃一正が事物紺珠_{二十}瓦什器類に。碟を擧て。注に。椀同と有を見て。疊は椀となり椀また碟となりたるを考ふべし。さて碟は陶器のさらなることは。薛俊が日本國考略_{寄語}器用類に。碟を擧て。注に。晒_{サラ}頼_ラ沙_サ頼_ラとあり。王圻が三才圖會_{器用十卷}に。今之曰_レ碗。曰_レ盆。曰_レ碟。制雖_レ不同。皆屬_レ陶耳。とい

ひて。碟の圖を出せり。これらを見れば。明らか也。さて此器もと銅にて薄く作りて。かさぬるによりしければ。疊とは名づけしならん。

宋の程大昌が演繁露_{十一卷}云。酉陽雜俎。劉錄事食_ニ餼數疊_ヲ。今俗書_{クハ}二牒字_ヲ誤。以_ニ其可_レ疊_{カサス}。故名爲_レ疊_ト也。

然牒_レ字乃疊_レ札爲_レ之則以_レ疊爲_レ牒亦有_レ理也。明の張存_神積言。亦此説ありて。從_レ木作_レ牒俗といへり。本邦にも牒_子の字を用ひたるは。日本靈異記。大安寺資財帳等なり。清の王_神祠が金石萃編_{一百三}に。唐貞元十三年。濟瀆廟北海壇

祭器碑を載て云。椀二百箇。疊子五十隻。其跋に。

疊子_{ヤシ}厠_ニ三子_ニ椀後。即今俗名_ニ牒子_ト疊有_ニ三重累之義_ト。牒音_ト舌。集韻云。治_レ皮也。不_ニ與_レ碗同_ト類_{今俗作_レ碟非也}。

なごあるを考ふべし。又宋の袁文が甕牖間評に。古

者。椀_レ牒以_レ木爲_レ之。故椀牒字皆從_レ木。とあるは其頃陶製の椀牒行れし故なり。其證は夷堅志志庚集の天慶道人章に。陶牒あり。されば明に至りて。石邊にしたがひて。碟字に作れるなり。こゝには古製をうけて。今も釋家に木器ありて。チャツとよぶ。璫囊抄に。ヅス。チャツナンドト云字ハ。何ゾ。牒子_ト大ニ淺シ。豆子_{ヅス}小深ト書リ。と見え尤草紙にも赤き



中道塔石。長三丈。濶一丈。厚五尺。派シテ順天府寺八府民夫二萬。造リ旱船ヲ拽運ス。派シテ府縣佐二官督シ之。每里掘リ一井。以澆シ旱船。資シ渴飲シとあり。此旱船も。癡車の類なるべし。按に。名物六帖器財箋。車輿輻輳の條下に。旱船あり。異物なるべし。

机上持ニ水椀三

手習ふをさなき者の。師の教へに従はで。習はぬ時は。机の上にのせ。茶椀に水をいれてもたするに。その水こぼるれば。うつといふ事あるは。菩薩處胎經第四頌に。智者將下護身堅固不傾動上。如彼犯罪人。擎ニ持滿ル鉢油ニ。若棄シ油一滯ヲ。罪交入ニ大辟一。左右作セドモ妓樂。懼レ死不顧視上。菩薩修シテ淨觀一。執意如ニ金剛一。毀譽及ニ惱亂一。心意不ニ傾動一とあり。此事又難阿含經廿四。及び北本涅槃經廿二などにも出たり。ゐなかの手習の師は。多く法師のわざなれば。これらの經文によりて。しそめけるが。ならはしとなりけるなるべし

銅壘四

世說新語補紙漏篇に。祖孝徵。司馬世雲が家にて酒飲テ。銅壘二面を藏せりとあり。此銅壘の解。世說觸の説は。いふにもたらぬ杜撰なり。世説考と。世説

いふこゝ。古志波佐之。注に。かまの上。松杉のと見えたり。

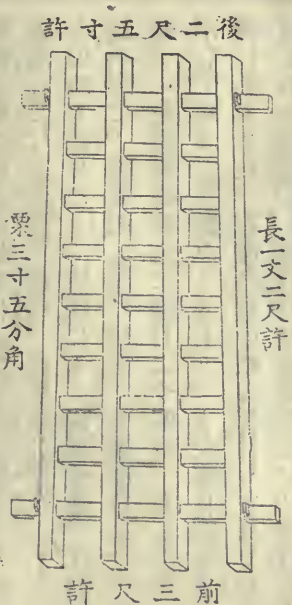
修羅二

伊勢氏の武藏鎧云。節用集ニ。修羅。注云。引ニ大木
慎言按當材木一也トアリ。軍器考。火器類大友ガ家ノ事シ
ルセル記ニ。天正四年ノ夏。宗麟入道ガ領セル。肥
後國ニ。南蕃ヨリ。大石火矢來レルヲ。入道彼國ヨ
リ。修羅ヲ以テ。豊後國臼杵ノ庄。丹生ノ島迄引ヨ
セテ。云云。檜村長高ガ室町殿日記卷二十。小天狗ノ
篇中。大佛殿造營ノ事ヲ云ル章ニ云。石垣ノ大石ヲ。

鹿ガ谷ヨリ引レケルニ。蒲生飛驒守承リテ。六疊敷
ノ大石ヲ引ニ。二千五百人力ニテヒケリト聞ユ。楠
木松ノ虹梁ヲ以テ。修羅車ヲ造リ。是ニ引ノセ。道
筋ニ六丸太ヲ敷テ。其上ニアラメラマカセテ。ヌメ
リヲ以テヤリニケル云々。今世地車ト云物ノ大ナル
歟。按するに堪囊抄卷一に。石引物ヲシユラト云ハ
何事ゾ。大石ヲ動カス事。脩羅ニアラズバアルベカ
ラズ。仍テ名ツクト云々。とあり。是は修羅は帝釋と
聞ひし故に。大石を帝釋に取なし。帝釋を動かす車
を修羅と名づけし也。(阿修羅與帝釋聞事出長阿含經廿一)節
用集の太石は。大石の誤り也。地車に非ず。慎言先

年靈巖島の伊豆屋といへる石肆にて。修羅と稱する
器を見たり。其圖左の如し。又北越雪譜に。雪車ソリの
制作種々あり。大なるを修羅といふとあり。又江戸に。
いふ船あり。積たる物を船底までいれじとて、小べりこい。修羅船と
ふ所の高さとひさしく、板を敷ならべたる造りかななり。此車も
ろこしにもあり。宋の孟元老が東京夢華錄三般載雜
賣の一條に。車。大者曰ニ太平。其次有ニ平頭車。又

修羅の圖石肆所貯



有ニ獨輪車云云。平盤兩輪。謂ニ之浪子車。唯用レ人拽、
又有レ載ニ巨石大木。只有ニ短梯盤而無輪。謂ニ之癡
車。皆省ニ人力也。といへる癡車は。修羅と同物なる
べし。明の馮夢龍が智囊補。卷八明鄭端簡公の一條に。
大車旱船あり。又賀盛瑞の一條に。嘉靖中修ニ三殿。

梅園日記卷之四

竈神一

古事記傳云。竈は加麻と訓べし。和名抄に。四聲字苑云。竈ハ炊爨處也。和名加萬とあればなり。又閑都比と云名も古し。神樂竈殿遊歌。に止與戸川比と見え。枕冊子に。御へつひとあり。加麻とは差別ありしか。未思得ず。按するに伊呂波字類抄に。竈神をへついと訓たり。また塵添瑤囊抄。竈神事條に。へつイヲ祭ルト云ハ。竈ノ神歟。沐浴ノ神歟。此國ニ釜ヲバ湯ワカス器トス。大國ニハ飯スル器ナリ。是故ニ釜ノ神ヲ福神トス。此朝ニハ釜飯スル事ハ。オボロケニハ無ケレドモ。其神ヲハ祭。へつセ祭ルト云フニヤ。なごあるを見て。へつイハ竈神なるをしるべし。又是にて神樂歌の。止與戸川比美阿曾比寸良志。又木工權頭爲忠家百首に。神祭を。親隆歌。ならがしはそのやひらでをそなへつゝやどのへつひにたむけつる哉。なごあるもよくきこゆる也。閑際筆記に。東武及諸州。毎月晦日巫來り。竈ヲ祭。其禮甚鄙猥トイヘドモ。亦禁遏スベカラズとあり。

此日此神を祭る事は。唐土にならへる歟。今古養性錄に。抱朴子竝西陽雜俎云。竈神有ニ六女。常以三月晦上^ニ天^ニ白^ニ入^ニ罪^ニ狀^ニ俗間每^ニ晦日^ニ使^ニ婢巫^ニ以^ニ禱^ニ祥^ニ蓋出^ニ於此^ニとあり。又按るに。尙古く。太平御覽百八に。萬畢術云。竈神。晦日歸^レ天。白^ニ入^ニ罪^ニまた十六に。萬畢術云。竈神。晦日歸^レ天。白^ニ入^ニ罪^ニまた雜俎の後には。中州集に。劉從益が歲除夕次^ニ東坡守歲韻^ニ詩に。南隣祭^レ竈^ニ喧^ニ北里驅^レ儺^ニ譚^ニとあれば。金の時も晦日なり。清朝にも。硯壽堂集。江鄉節物詩小序に。除夜祀^レ竈^ニ曰^ニ接竈^ニ言^ニ竈神自^ニ天上^ニ歸來也。乾隆建德縣志に臘月二十四夜。祀^ニ祭竈^ニ有^ニ不^レ及^レ舉者^ニ待^ニ除夕^ニとあり。また晦日團子とて此神に供ふるは。石湖詩集の祭^レ竈詩に。豆沙甘鬆粉餌圓とあり。姑蘇志に。此詞を引海鹽縣圖經に。臘月二十四日。暮祀^レ竈^ニ謂^ニ之^ニ送竈^ニ用^ニ糖粉團^ニ清嘉錄に。六月初四。十四。念四。比戶祀^ニ司竈^ニ謂^ニ之^ニ謝竈^ニ祀時以^ニ米粉^ニ作^ニ糰^ニ素羞四盤。八月二十四日。煮^ニ糯米^ニ和^ニ赤豆^ニ作^ニ糰^ニ祀^ニ竈^ニ謂^ニ之^ニ糰^ニ十二月念四夜。送^ニ竈^ニ比戶以^ニ米粉^ニ裹^ニ豆沙餡^ニ爲^ニ餌^ニ名曰^ニ謝竈^ニ糰^ニまた竈神の前に。小松の枝を手向るは。萬葉見安に。爾波奈加阿波須能乃可美爾^ニ注に。かまごの神なり。あしもとの神と

皆此四木の采の名なるべし。後世むきさいといひしも。此かりうちにや。十訓抄に。みかど一伏三仰不來待書暗降雨戀簡寢と。かゝせ給ひて、是をよめど。給はせけり。月よにはこぬ人またるかきくらしあめもふらなんわびつゝもねん。とよめりければ。御氣色なほりにけりとなん云々。わらはべのうつ。むきさいといふ物に。按に四つなからあをむきか。うつむきかするを。貴采として。むきさいといひしにや一つふして。三つあふむけるを。月夜とはいふ也とあり。萬葉に據れば。一仰三伏と書べきを。ひが覺して書誤り。それにつきて。説をまうけたるならん。按に十訓抄に。江談抄に本つきたるにや。彼抄に一伏三仰云々の歌のみをのせたるは。今本は詞を佚したるなるべし。又按するに。櫓は梟にや。梟を貴采とせしは。韓非子。戰國策。周禮考工記注。孔子家語。前後漢書注。晉書。異苑。等に出たり。

與史語不合。然謂樗蒲久廢不傳。賴有此文。而五木之形製齒數。粗亦可考。顧大韶作五木辨。則謂按以古六博格五之法。殊相繆戾。知此經是駒所戲作。借古樗蒲盧白雉犢之名。以行打馬之法。實非古之五木。所引後漢書梁冀傳注。及列子楊朱篇注。考證甚詳。合二人所論。觀之。則是書爲駒自出新意。明矣。とあり。按するに。五木經の説。史語に合へる事。右にいへるが如し。程氏の合すと疑へるは。樗蒲經にあはぬなり。又顧氏の五木辨は。いまだ見ざれども。梁冀傳の格五の注。列子の六博の注を以て。考證せしは。論するにも足らぬ誤なり。是等は五木とは。もとより異なる戲なり。五木は晉以來に見えたるを。李翱は宋の數を定しならん。

折木四 切木四廿四

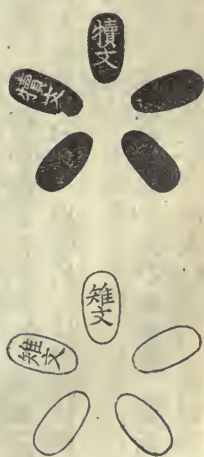
萬葉集十卷に。切木四之泣ガネとあるを。代匠記に。注して云。六卷の長歌の中の。折木四哭をも。このの歌を引て。かりがねと讀べきよし。釋し侍りき。折木。切木ともに。茹義なれば。かりといふに借用ゆへきを。彼處にも。此處にも。四の字を添たるは。

ふつに心得られず。狛諸成が萬葉考云。此切木四を。鴈に假たるは。幹葉枝葉の四つを。一手に切は。鎌もて茹とるばかりの小木也。萬葉集略解云。折木四哭。或人云。折は斷の誤也。孟莊子造鋸。截斷木器。とあり。四は器の誤なるへし。鋸の音かりくと聞ゆれば。かりのかなに用たるならんといへり。』なごあり。按するに。代匠記の折木四哭を。かりがねとよむべきの説。誠に是なり。解は諸説ともに皆非なり。考ふるに。折木四。切木四。みな前條にいへる。五木の類にて。四木にてなす戲れ也。折字。又切るは。長木ならぬ。いへるなり。四木亦、もろこしにもあり。演繁露に。樗蒲經。舊畫只有四木。四木者博子四箇也。と見えたり。さて四木を。カリの假字に用ひたるは。和名鈔雜藝具に。陸詞云。棧音軒。棧子。樗蒲采名也。又雜藝類に。樗蒲和名加利字知とあり。五木は。盧を貴采としたれども。四木は棧を貴采とせしなるべし。棧をうちたるを勝とすれば。樗蒲の名とせしにや。按に。樗蒲を五木と云し事。晉書載記にあり。又萬葉十卷の三伏一向をツクとよませ。按に。新撰萬葉に。三里をツクとよませたるも。是にて里文を里と十三卷の一伏三向を。コロとよませたるも。書たり。

るは。上に擧たる。細素雜記に引たる。演義の文を。いさゝか改たる謬説なれば。本文に載ざるなり

五木卅三

或人問ていはく。五雜俎に。五木の事をいひて。史載。劉裕與諸人一戲。餘人並黑牘以還劉毅擲得雉。及裕擲四子皆黑。一子跳躍未定。裕厲聲喝之即成盧。又曹景宗擲得盧。遽取一子反之曰。異事。遂作塞。則盧與牘塞。皆差一子耳。大約黑而純一色者爲盧。相半者爲雉。黑而有雜色者爲牘塞。と見えたるを。演繁露には。四黑而一白。則其采名雉。とありて。説異なり。いづれをか是とせむ。答云。五雜俎の盧と塞の説は是なり。其外はすべて非なり。演繁露の五木の説は。藝林學山。通雅等にも稱譽したるなり。確論ならんと。誰も思ふべけれども。いふにもたらぬ。今五木經。及び國史補にて。考るに。五木經に誤字あり。國史補にて五木は兩面にて。一面は黒く一面は白し。其うち二木の黒き面に。牘をゑがき。其背の白き面に。雉をゑがけり。其圖左の如し。演繁露に圖あれども誤あれば。今あらたにあらためり



右に出せる圖。上なるは盧といふ采。下なるは盧の背にて。白といふ采なり。二雉三黑を雉とし。二牘三白を牘とし。一雉一牘三黑を塞とするなり。また演繁露に。雉なりといへる。四黑一白は禿なり。此餘も采名あれども。こゝに用なければいはず。五木經。國史補を見て知べし。知新錄に。雉牘塞を誤れる事五雜俎に同じ。潛確類書に雉を紅點と注したるも亦誤なる事論なし

附識す。五雜俎に。曹景宗擲得盧云々といひしも。亦誤なり。景宗にあらず。韋叡なり。梁書韋叡傳に曹景宗擲得雉。叡徐擲得盧遽取一子反之曰。異事遂作塞とあり。是は景宗雉を得たるに叡盧にては。雉に勝ゆるに。わざと一牘を反して。雉を出して塞の采となしたるは。雉に負んとてなり。四庫全書提要百十に。五木經一卷。唐李翱撰。記。樗蒲之戲。元革爲之注。程大昌演繁露。疑所記述

腹癢_ニ於酒。既得_レ酒巡匝。更貪_ニ婪之。故曰_ニ咻尾_ニ咻字從_レ口。是明_ニ貪婪之意。按に是まで。演義の文なるべし。今本の演義。この條脫文おほし。此說近_レ之。余觀宋景文公。守歲詩云。迎新送_レ故只如此。且盡燈前婪尾盃。又云。稍倦持_レ螯手。猶殘婪尾觴。又東坡寒食詩云。藍尾忽驚_ニ新火_ニ後。遨頭要_ニ及洗花前_ニ。注引_ニ樂天寒食詩_ニ云。三盃藍尾酒。一椀膠牙餠。按に。寒食の詩にあらず。七乃用_ニ藍字_ニ。蓋婪藍一也。年元日對酒五首の其三なり。とあり。藍牛尾の説は。引たる蘇鶚すら。正にあらずといひしを。錦所の取れるはいかにぞや。藍尾は唐の代の俗語にて。後世知れがたき語なり。されども今諸説を舉て參考に備ふ。清異錄云。婪尾酒。乃最後之盃。容齋四筆云。白樂天。元日對酒詩。三盃藍尾酒。一椀膠牙餠。又云。老過占_ニ他藍尾酒_ニ。病餘收得到_ニ頭身_ニ。歲盡後推_ニ藍尾酒_ニ。春盤先勸_ニ膠牙餠_ニ。而藍尾之義。殊不_レ可_レ曉。河東記載。申屠澄與_ニ路傍茅舍中_ニ。老父嫗及處女_ニ。環_ニ火而坐_ニ。嫗自_ニ外挈_ニ酒壺_ニ至曰。以_ニ君冒_ニ寒_ニ。且進_ニ一盃_ニ。澄因揖遜曰。始自_ニ主人翁_ニ。即巡_ニ澄當_ニ婪尾_ニ。蓋以_ニ藍爲_ニ婪_ニ。當_ニ藍尾_ニ者。謂_ニ最在_ニ後飲_ニ也。葉少蘊石林燕語云。唐人言藍尾多不_レ同。藍字當_レ作_レ咻。出_ニ於侯白酒律_ニ。謂酒巡匝。

末座者。連飲三盃。爲_ニ藍尾_ニ。蓋末座遠_ニ酒_ニ。行到常遲故連飲以慰_レ之。以_ニ咻爲_ニ貪婪之意_ニ。或謂咻如_レ燥。如_ニ鐵入_ニ火_ニ。貴_ニ其出色_ニ。此尤無稽。則唐人自不_レ能曉_ニ此義_ニ。葉之說如_レ此。予謂不然。白公三盃之句。只爲_ニ酒之巡數_ニ耳。安有_ニ連飲者_ニ哉。侯白不_レ聞有_ニ酒律之書_ニ也。蘇鶚演義。亦引_ニ其說_ニ。庚辰集注云。呂東萊詩律武庫曰。婪尾。猶_ニ吳越人稱_ニ臨尾_ニ。蓋鄉語也。七修類稿云。藍澱也。說文云。澱。滓_ニ也。滓_ニ也。渾濁也。據_ニ此則藍尾酒_ニ。乃酒之濁脚。如_ニ盡_ニ壺酒之類_ニ。故有_ニ尾字之義_ニ。宛委餘編云。婪尾。又曰_ニ咻尾_ニ。一云咻爲_レ燥。如_ニ鐵出_ニ火_ニ貴_ニ其出色_ニ。此尤無謂。名義考云。白居易詩。三杯藍尾酒。藍又作_ニ婪_ニ。廣韻。飲_ニ酒半罷_ニ半在_ニ曰_ニ闌_ニ。當下作_ニ闌尾_ニ爲_ニ是_ニ。淳子髡所謂。主留_ニ髡而送_ニ客_ニ。當_ニ此之時_ニ。能飲_ニ一石_ニ者也。月令廣義正月。容齋隨筆云云。今按。藍者助語辭。猶_ニ俗云_ニ撒尾_ニ也。如_ニ作_ニ闌珊之闌_ニ亦可。なごあるを考ふべし。皇朝にては白詩に依て三盃飲事をいへる也。

附識す。錦繡萬花谷。及び知新錄。並云。或云。藍頰水。其深三丈。時人知新錄元取以爲_ニ酒_ニ。とあり。此二字

青衣江樹。對立如夫婦之相向。古老相傳。東石從西乞。子將歸。故風俗云。人無子祈禱有應。閩書に。福寧州。霍童山。那羅巖。有石室數十丈。寺建石室之内。頂石如彈。搖之則動。祈嗣者。祝彈爲應。莫不如響。などいへり

石不可踏廿九

和州舊跡幽考に。添上郡祓戸宮の垣。森のほとりに、劔先の石といふあり。此石をわすれてもふみなばあしかりなん。といひつたへける」とあり。按するに。もろこしにも。錄異記云。新北市。是景雲觀舊基。有巨石。大於柱礎。人或坐之蹈之。遂巡如火燒。應心煩熱。因便成疾。往往致死。又云。蜀州晉源縣山。亭中有二大石。各徑二尺已來。出地七八寸。人或坐之。心痛往往不救とあり

摩挲石卅

雍州府志云。愛宕郡。月讀神宮。祈安產者參詣。摩挲神石。則必有感格云。按するに。もろこしにも。産にはあらねども。大明名勝志云。湖襄陽府。襄陽縣。龜山。上有礫石。襄人以三月三日來遊。臥擦其上。謂可免災患。と見えたり

石咒病卅一

雍州府志云。葛野郡。櫻宮。今患者、詣斯社。拾社邊之小石。而歸家則其病果瘳。而後始所拾之石。又添一箇石。置社頭也。按するに、もろこしにも。肘後方云。治寒熱諸虐咒法。發日執二石於水濱。一氣咒云。智智圓圓。按に外臺秘要に。崔氏を引て智々團團に作れり。行路非難。捉取瘡鬼。送與河官。急急如律令。投於水。不得廻顧。とあり

藍尾卅二

錦所談云。列見ノ藍尾。西土ノ説多トイヘドモ、湘按に細に素雜記云。酒巡匝爲藍尾。南朝。有異國進貢藍牛尾。長三丈。人傲之以爲酒令。コノ説是ナルベシ。其藍牛尾ノ長シテ。盤桓タル兒ヲトリテ云ナラン。此間ノ制コレヲ以テ知ベシ。按するに。此事。細素雜記卷三云。蘇頌演義云。今人以酒巡匝爲咄尾。卽再命其爵也。云南朝有異國進貢藍牛。其尾長三丈。一云藍潁水。按に漁隱叢話前集に。細素雜記を引て此下に。牛の字あり。其尾三丈。時人傲之以爲酒令。今兩蓋從其節也。此皆非正。行酒巡匝。卽重其蓋。蓋慰勞其得酒在後也。又云。咄者貪也。謂處於座末。得酒最晚。

卽此意。知新錄云。燕北錄云云。齊呼ニ沿襲離。沿

襲離者。如中國之呼ニ萬歲也。今人家小兒。每嘵嘵。

其母必呼ニ千歲。亦又此意。直語補證云。燕北錄云

云。齊聲呼ニ治襲離。按に遼史拾遺國語解。亦治襲離に作

猶漢呼ニ萬歲。今鄉里俗傳。小兒女嘵嘵。亦呼ニ百歲及

大吉。以解之。四分律云。世尊嘵。諸比丘咒。願言

長壽。時有居士。噓反。按に法苑珠林。禮拜比丘。佛令三比

丘咒。頭言ニ長壽。按に此事。四分律第五十三に出て。文長し。

轉用せり。通俗編云。法苑珠。林世尊嘵云々。按今

童婦輩猶相承襲。古今譚槩云。安給事磐蜀人。初

度避生。同僚尾至ニ所在。蔡巨源戲曰。聞一老鼠。避ニ

一瓶中。猫捕レ之不得。以鬚略レ鼠。鼠因嘵嘵。猫在

外呼曰ニ千歲。鼠曰。汝豈真爲ニ我壽。誘我出欲レ囓

我耳。安遂出。按に蜀人なあざけりて。鼠といふ故に。つ

事。近輩聞略湖海搜奇。燕居筆記。言歸。堅瓠。蜀人な鼠と云

集。通俗編。霏屑集。餘叢考。等に見えたり。笑林廣記。部。

云。昔有二猫。擒鼠。鼠入ニ瓶内。猫不レ捨。猶在ニ

瓶邊ニ守候。鼠畏甚不レ敢出。猫忽打ニ一嘵嘵。鼠在ニ瓶

中。曰ニ大吉利。猫曰。不相子馮爾奉ニ承得我。好。只是

要レ吃レ爾哩。枕草紙に又云。したりがほなる物

正月一日のつとめてさいそにはなひたる。源爲憲の

世俗諺文。寬弘八。年自序。嘵則禱言。四部律云。時世尊嘵云々

按に文。珠。今案。今俗正月元日。若早旦嘵。卽稱曰ニ

緣也。何只在ニ元日ニ哉。尋常須禱禱之。とあり。

按にはなひるはあしきことなりといふを。元日

はことさらにいふときゆる。かへりてよき事とい

ひかへたるなり。元旦嘵の事。もろこしにてもいへ

り。帝京景物略云。正月元旦五鼓時。不ニ臥而嘵。嘵

則急起。或不レ及レ衣。曰臥嘵者病

乞子石廿八

肥前國風土記云。船帆郷。同天皇巡狩之時。按經向日

天云々。御船沈石四顆。在ニ其津邊。此中一顆。代宮御宇

一顆。高四尺。徑五尺。無子婦女。就此二石。恭禱祈者。必得ニ

妊産云々。竹村潮橋立。日光參詣記云。子種石、長五

尺ばかり。前に鳥居あり。子なき人此石にいのる時

は。必しるしありとぞ。と云り。按するに。此事も

ろこしにもあり。太平御覽五十。に郡國志云。乞子石。

在ニ馬湖南岸。東石腹中出ニ一小石。西石腹中懷ニ一小

石。故焚人乞子於此。有驗。固號ニ乞子石。太平寰

宇記。七十。戎州南溪縣。乞子石。在ニ州南五里。兩石夾ニ

人の事をおもひ企るに。はなひればならずといへり。后宮

枕草子云。われをばおもふやとどはせ給ふに。御いらへにいかにかはとけいするに。あはせて。臺盤所の方に。はなを高くひたれば。あなこゝろ。そらごとするなりけり。よし／＼とていらせ給ひぬ。

云々。さても。誰かかくにくきわざしつらんど。大かたこゝろつきなしと。思ゆれば云々。」これを考ふるに。物いふ時他の人はなひるは。いふことそらごとなり。といふ諺有しなるべし。つれ／＼草云。ある人清水へまゐりけるに。老たる尼の。行つれたりけるが。道すがらくさめ／＼といひもて行ければ。尼御前。何事をかくの給ふぞと。とひけれども。いらへもせず。猶いひやまざりけるを。度々とはれて。うちはらたちて。や／＼はなひたる時。かくまじなはねば死ぬるなりと申せば。やしなひ君の。比叡山におはしますが。只今もやはなひ給はんと思へば。かく申ぞかしといひけり。文段抄云。乳母方のならはしに。其兒の嘔る時。かたはらの人はなを合すどて。又くさめといふなり。もしはなを合せざれば。そのはなひたる兒に。害ありといひならはせり。其故に。

今も守刃などに鼻の糸とて青き糸をつけて。兒のはなひる時。彼はなを合すかはりに。その糸をむすぶなり。

按に此糸も久しきことなり。むかしは白糸なりき。永久四年百首顯仲七夜歌に「しらいとをむすべることこよひまでいくよろづ代のかずつものらん」山槐記治承二年十一月十二日未二點皇子降誕御鼻員以練糸結之如恒

軍陣聞書云。鼻をひ。馬の身ふるひする事。落馬いづれも凶なり。上帶をもしめ直し。腹帶をもしめ直すべし。隨兵次第事云。馬のいばゆるについて。吉凶まじなふ事。同其主はなをひる事。又まろびたを

れたる時は。具足の上帶を解て。ゆひ直し。譚指たんしすべし。」など有も皆あしき事としたり。夜光珠云。小説家の書に。嘔る時の呪に。休息萬命急々如律令。と唱ふるといふこと有。此息萬の反。産なれば。休産命といふべきを。よこなまりて。休息良恵といひ

ならはせるなるべし。按に此咒文。籠中抄。鑑藏抄。拾芥抄云々につなご見えたり。等に見えたり眞俗雜記には。伏息萬命くれり。なご見えたり。按するに。今小兒の鼻ひる時。かたはらにて。ごこ萬歳といふは祝しなほす意なり。もろこしにも此事あり。資暇集云。今人毎嘔。

必祝^三所^レ祈云云。疑耀云。宋王易燕北錄。契丹俗。戒主及太后嘖嘖。近位番漢^シ臣僚。齊道^シ沿襲離^シ華言^シ萬歳也。今嶺外人。嘖嘖。亦或呼曰大吉利市^三者。

犬をおそるゝ事は。北戸録に。鵠鵠。即姑獲。鬼車。鵠鵠類也。姑獲。玄中記云。好取小兒食之。今時小兒之衣。不欲夜露者。爲此物愛。以血點其衣爲誌。即取小兒也。鬼車今猶九首。能入人屋收魂。爲犬所噬。一首常下血滴人家則凶。荆楚歲時記。夜聞之振狗耳。言其畏狗也。太平廣記四百六。酉陽雜俎引。杜鵑。廁上聽其聲不祥。厭法。當爲犬聲應之。今本酉陽雜俎大聲に作れり方以智通雅。蒼鷗有九首。智在松江。親聞之。市人爭作犬聲相逐。相傳。一頭流血。著人家即凶。と見え又千金方に。姑獲。喜落毛羽於人中庭。置兒衣中便令兒作癩病必死。是以小兒衣被不可露。七八月尤忌。とあれば。七八月は殊にまじなふなるべし。上に引る大府記八月廿七日の記に。先日は女房奉仕とあり。廿七日より前にも。書たる事明らか也。烏を禳ふのみにあらず。犬は小兒の厭勝となる事は。外臺秘要五十に。小兒夜啼方取犬頭按に。聖濟總錄百七十。頸。下毛。以絳囊盛擊之。兒兩手立效。總錄止に作れりとあり。婦人養草に犬はりこといふ物は産屋に用ゆる器なり。産衣を先此犬箱に著せはじめて。其

後子に著する。箱の内へは守札等。又は産屋にて用ゆる白粉疊紙。又は眉はらひなど入るなり」といへり。此犬はり子もまたまじなひなり。さて額にかくは。荆楚歲時記に。八月十日四民。今本荆楚歲時記に。八月十四日民とあり。今太平御覽。歲時廣記等に據て。四日の二字を乙す。玉燭寶典。潛居錄等には八月一日の事とす。荆楚歲時記。此條の注にも一日の事を載たり。されば竝以三朱墨二點二小兒頭額。名爲三天灸。以厭疾。と見えたる説をも。合せたるにや。養生類纂に。瑣碎錄を引て。小兒額上。寫八十字。此乃旃檀王押字。兒祟見則廻避。とあり。是も似たる事なり。

哇廿七

古今集誹諧歌出てゆかん人をとゝめんよしなきにとなりのかたにはなもひぬかな 興義抄云。事のはじめ物のさきに。はなひつればあしき事にて有にや。物をいふにあしきさまにさしいらへするをば。はなひるやうに物いふなど申すめる。又はらへするをりはなひるをも。いむは此ころなり。袖中抄云。はなひるは何事もよからぬ事なりされば人のもとへ行んずるはじめに。となりの人のはなひんを聞てもくすしからん人は。立どまるべきなり。或云。物いふ

但有退兵之策^{モノハカヘツテサノイリシテ}。到陪房^{モトモ}。斷送^{ヲアタヘテカレニセン}鴛鴦^{ユウヤ}。與他^{ヨヒヒナス}爲妻^{シメセヨ}。水滸傳に清河縣裡。有二箇大戶人家。有二箇使女^{シメセヨ}。小名喚^{ヨビナス}做潘金蓮。年方二十餘歲、頗有^{ヒトリ}些顏色^{シメセヨ}。因爲^{シメセヨ}那箇大戶^{カネモチ}要^{ゼシカフ}纏^フ他^{カノ}。這使女、只是去告^{ツグ}主人^{ウチカタ}。婆意下不^ニ肯^レ依從^フ。那箇大戶。以此恨記^シ於心^ニ。却倒賠^テ些房奩^{モトモ}。不^レ要^ニ武大^カ一文錢^ヲ。白白地嫁^{カレニ}與他^{カレニ}。金瓶梅に。倒賠^{カヘツテ}房奩^ヲ。要^ス尋^{タツネントル}嫁得^ニ一箇相應^ニ的人^ヲ。なご有にて知べし。女房は女のすめる房なり。實にもろこしにも女房の字面あるなり。華陽國志^{蜀志}云。乃自^ニ前堰上^ニ。分穿^ニ羊摩江^ニ。灌^ニ江西^ニ於玉女房下^ニ。水經注云。芭水出^ニ南山芒谷^ニ。北流逕^ニ玉女房^ニ。水側山際有^ニ石室^ニ。世謂^ニ之玉女房^ト。太平寰宇記^{七十}云。永康軍。導江縣。玉女房。李膺益州記云。其房鑿^リ山爲^ニ穴^ヲ。深數十丈。中有^ニ廊廡^ニ。堂室屈曲。似^下若神功非^中人力上矣。又八十益州記曰。閬中盤龍山。南有^ニ一石^ニ。長四十丈。高五尺。當^レ中有^ニ戶及扇^ニ。若^ニ人之掩^レ戶^ニ。故老以爲^ニ玉女房^ニ。輟耕錄^{宮闈制度}云有^ニ侍女房^ニ三所^ニ。なご出たり。

小兒額書^ニ犬字^ニ 廿六

年山紀聞に。大府記^{爲房卿}。康熙五年。八月廿七日云。東宮遷^ニ御高松第^ニ。戊辰刻御出。宗通卿。御額奉^レ書^ニ犬字^ニ。先日女房奉仕。爲房卿の子息。顯隆卿日記に。戊刻行啓依^下可^レ奉^レ書^ニ阿也都古人^ニ。事^上以^レ予爲^ニ御使^ニ。被^レ申院。爲章按するに。犬字をかく事を阿也都古人をかくといひけんかし。と云り按するに。依^下可^レ奉^レ書^ニ阿也都古人^ニ。事^上云々。とよむべし。阿也都古の名義は。いまだ考へず。此後も此事は玉藥。承久二年四月十六日乙亥記云。皇太子。始供^ニ魚味^ニ。御年曉更行^ニ啓于高陽院^ニ。天明之後。右大將自^ニ閑所方^ニ參入^ニ。奉^レ書^ニ犬字^ニ之間。出御。二十三日。今朝資賴朝臣。以^ニ書狀^ニ示送云。行啓事。一切奉行宮司不^レ候。云々。抑奉^レ書^ニ犬字^ニ。誰人可^レ宜候乎。予答云。犬字如^ニ先度^ニ。右大將被^レ參可^レ宜歟。二十六日今曉東宮行啓一條第^ニ。右大將參入^ニ。直衣^{爲書}也。とあり。考ふるに。是小兒を守護の爲の厭勝なり。其證は菟玖波集^{詳譜}連歌に「犬こそ人の守りなりけれといふ。良阿法師」みどり子のひたひにかける文字を見て。とつけたるにて知べし。さて此もとは。前條にいへる。鬼車鳥は。犬を畏るれば。彼鳥を禳はんとてのわざなり。

庶名稱。若今計帳。若今云者。是唐時人有此語也。今帳字俗皆作帳。字書無此字。顧祿爲清嘉錄に。前漢武帝紀。明堂朝諸侯。受郡國計。計若今之諸州計帳也。韓愈寄崔立之詩。當如分合支注。今時人謂析產符契爲分支帳。今俗作帳。古無此字。など見えたり

不能爲此錯二廿四

通鑑八十唐紀に。天祐三年。羅紹威。既誅牙軍。雖去其逼。而魏兵自是衰弱。紹威悔之曰。合六州四十三縣鐵。不能爲此錯。とあり。澁井太室が讀書會意に。此事を載せて。錯鏹也。言雖用多之錯。此失竟不銷磨也。安積覺釋爲誤者非也。按するに。安積氏の湖亭涉筆に。錯釋爲誤取鑄鐵爲諭とあり。又按するに。通鑑胡三省の注に。羅以下殺牙兵之誤。取鑄錯爲諭とあるをみれば。安積氏の釋は非ならず。錯を鐵と澁井氏の説かべりて非なり。失は錯を以て銷磨すべき物に非ず。羅氏といへるは。吾所部の六州。魏相博衛具澁なり此下に四十三縣あり。其縣中にある鐵を。皆合すとも。此大きな錯は爲ことあたはじとなり。是表には錯を云て。裡に

は錯をいへり。通鑑綱目集覽に。錯七各反。摩鏹銅鐵之具也。今俗謂事差誤亦曰錯。魏博藩鎮所部有六州六縣四十三。今羅紹威謂合此州縣中鐵亦作不成這一箇大錯。蓋自悔前所爲太差也。とあるにて。明らかなり。もと此事は北夢瑣言十四卷に出て。六州四十三縣鐵。打一箇錯。不成也。と見えたり

女房廿五

本朝俚言に。女房の二字をあげて。鄧耶代醉編云。室家女房。奩五百千。以禮遣之。と引り。茅密漫錄に云は。此邦のみにあらず。鄧耶代醉編按するに。此事は代醉編十五卷に。鄭景望記聞云。乖崖。按に宋人張詠帥蜀時。給滌濯紉縫二人。垂厓悅一姬。中夜心動而起。繞室行。但云張詠小人人。遂止。將歸出帖子。議親云某室家女。房奩五百千以禮遣之。蓋未嘗有犯也。とあり。室家女を句とすべし。房奩の二字は。連續したる語にて。よめいの支度をいふなり。其證は夢梁錄に。嫁娶前一日。女家先往男家。鋪房掛三帳幔。鋪設房奩器具珍寶首飾動用等物。西廂記白馬に。崔夫人云。此計較可。雖不是門當戶對也。解圍に。強如陷于賊兵之手。長老在堂上。高叫三兩廊僧俗。

ふこと見えたり。他にはいまた見ず。とあれども。明の周祈が名義考に。今俗謂簿籍曰帳目。韻書帳幃也。帷也。無有以簿籍爲義者。按漢制郡國歲時上計。顏師古曰。計若今諸州計帳。是師古亦用帳字。其來久矣。張宣光が説文長箋に。帳張也。此以張訓帳。釋名義也。今帷幔通爾。又借物數開單也。正取張義。清の周亮工が因樹屋書影に。北魏書釋老志曰。元象元年初。詔曰。城中舊寺。及宅皆有定帳。今人出入之籍。曰帳目。始此。王業が知新錄に。帳帷幔之通稱。武帝時有甲帳乙帳。而後計事物之數。亦曰帳。查唐太宗時。大理少卿胡演。進每月因帳。唐六典。歲錄其民之數與地廣狹。爲鄉帳。又具來歲度支爲計帳。以冊籍爲帳。當是唐前之語。至唐始見於書也。翟灝が通俗編に。周禮遺人疏。當年所稅多少。總送帳于上。漢書光武紀注。郡國計若今之諸州計帳也。北史高恭之傳。祕書圖籍。多致零落。詔令道穆總集帳目。按幃幃曰帳。而計簿亦曰帳者。運籌必在幃幃中也。今市井。或造帳字用之。諸字書中皆未見。趙翼陔餘叢考に。賬簿。古人作帳字。北史宋世良。括丁河

内。魏孝莊帝。勞之曰。知卿所括。過於本帳。若官皆如此用心。便是更出一天下也。又後周蘇綽始制計帳戶籍之法。隋書開皇十年詔。凡流寓之人。悉屬三州縣。墾田籍帳。皆與民同。又裴政傳。趙元愷造職名帳。未成。劉榮云。但須口奏。不必造帳。及奏。太子問。帳安在。元愷曰。劉榮謂不須造帳。唐書宇文融傳。鈎檢帳符。得僞勳亡丁。甚衆。皆作帳。梁玉繩が警記に。魏書官氏志。太和十九年詔。詳定北人姓。三月一列簿帳。送門下以聞。釋老志。城中舊寺。及宅並有定帳。似帳字始見此。漢書孝武紀。後漢書光武紀注並有計帳語。北周書蘇綽傳。始制文案程式。朱出墨入。及計帳戶籍之法。顏元孫干祿字書序。籍帳文案。皆在此後。唐書百官志。左暄か三條偶筆に。爾雅釋訓。幃謂之帳。釋名帳張也。張施于牀上也。後世以帳爲計簿。唐書百官志。有掌戶籍計帳者。有察戶口流散籍帳者。有掌工人工簿帳女工者。有掌外府雜畜簿帳牧養者。而顏師古註漢書武帝紀。受計于甘泉。謂受郡國所上計簿。若今之諸州計帳。章懷註後漢書光武帝紀。越雋人任貴自稱太守。遣使奉計。謂計者人

六蛇。冬壬子癸亥六人死右四箇日。佛事。移徙。嫁娶。起土、

送葬。拜官。出行。公事。大凶也。吾妻鏡又云。

建長四年。四月四日丁巳。親王家御演出。并御弓始

以下。日次等事有其定。ナ藏少輔泰房申云。十四日。

廿日陰陽大允晴茂申云。十四日爲吉日。廿日頗不

宜。五離日也。就中被用兵杖可有憚。要目

集成又云。五離ハ。申酉ノ日ヲ云嫁娶ニ忌日ナリ。

按に拾芥抄に五離日。申酉日號之嫁娶等憚之とあるに據れり又按するに。廿日は癸酉な

り。されども嫁娶の事ならねば。こゝにはあたらす。

考るに。五離日は。針灸を忌日なる故。兵杖を用ふ

るも。憚有べしと云しならん。黃帝蝦蟇經云。戊申

己酉。天地壬申癸酉。鬼神甲申乙酉。人民丙申丁酉。

江河申辛酉。禽獸日右五離日忌。不可灸判。と有。

按に判は判の訛り。判は刺の俗字なり灸刺の字面素問以下の醫書。及び急就篇にありまた五行大義論合

云。五離者。甲申。乙酉。天地離。月令廣義毎月令にの文ありて下に云。

忌開市丙申丁酉。日月離。月令廣義に。戊申己酉。人民

離。月令廣義に。庚申辛酉。金石離。月令廣義に。壬申癸

酉。江河離。月令廣義に。と見えて。戊申己酉のみ嫁

娶を忌て。蝦蟇經の説と異なり。さて判を判に誤れ

へり。又按するに 皇朝の古書判を判に作れるもの多し。天台六拾卷音義刀下に判字あり。判字判に形似たる故に誤りし也

帳廿三

珍書考云。後漢ノ桓帝ノ時。賣買ヲスル市中ニ。假ニ木綿ノ素帳ヲ張テ。官人ノ往來スル道ヲ分ツ。時ニ寶郭ト云者ノ賣物。甚ハヤリテ。寶市一日に千金ヲ納ルナド、文人ノ詞アリ。然ルニアマリ繁昌シテ。一日ノ賣販ヲ書シルス竹卷ヲイトナム暇ナカリケレバ。彼木綿帳ノ端ニ。取アヘズ記シ置ケレバ。是ヨリシテ。世ノ人。紙ニ書付ル賣買ノ紀錄ヲ。帳ト云。右ノ説ハ。兩漢博聞別錄七卷廿九枚メニ出タリ。日本ニ此帳ト云事ハ。後宇多院ノ比ヨリ云ト見エタリ。とあり。此事僞説なり。兩漢博聞といふ書十二卷あり。一より七に至て。前漢書の語。八より十二に至て。後漢書の語を。類を分て抄録したる書なり。されども別錄といふものある事なし。又木綿皂帳は。梁書武帝紀に。始めて見えて。漢の時にはまだあらざるもの也。また俗耳談云。事を記するものを帳といふ。是即唐語也。五雜組に。染帳とい

云々。蓋六朝以來。屢以^テ本言^ヲ之也。但白氏六帖載漢河間獻王從^レ民約。借^ニ善書^一。必好書寫^レ之。留^ニ真本^一。加^ニ金帛^一。賜以招^シ之。然此據^{ルニ}漢書河間獻王傳。原作^レ留^ニ其真^一。無^ニ本字^一。白氏即由^下師古注^上真正也。留^ニ其正本^一之言。而加之耳。然則當^下以^上延篤所^下言爲^上始也。閑意按^ニするに。文選魏都賦注。李善曰。風俗通曰。案^ニ劉向別錄^一。讎校。一人讀^レ書。校^ニ其上下^一。得^ニ誤謬^一爲^レ校。一人持^レ本。一人讀^レ書。若^ニ怨家相對^一。爲^レ讎とあるを始とすべし

附識す、今皇朝類苑の全文を閲るに、開元中、有^ニ朝衡者^一。隸^ニ太學^一。應^レ舉。仕至^ニ補闕^一。求^レ歸^レ國。授^ニ檢校祕書監^一。放還。王維及當時名輩皆有^ニ詩序^一送別。後不^レ果云。歷^ニ官左右常侍安南郡督^一。吳越錢氏云々とあり又唐會要卷一百一に日本國。開元初遣^レ使來朝。云々。其偏使朝臣仲滿。慕^ニ中國之風^一。因留^ニ不去^一。改^ニ姓名^一爲^ニ朝衡^一。歷仕^ニ左補闕^一。終^ニ右常侍^一。安南都護。舊唐書東夷傳に。朝衡。仕歷^ニ左補闕^一。上元中。擢^レ衡爲^ニ左散騎常侍^一。鎮南都護。とあるに據れば。安南郡督は。朝衡が歷官なるを。燕談に吳越錢氏に屬せしは誤なり。又舊唐書。類苑。互

に誤あり。舊唐書。左散騎の左は右の誤り。鎮は安の誤り。類苑。左の下に。補闕の二字を脱し。郡督は都護の誤りなり

八龍日九虎日五離日廿二

吾妻鏡云。嘉禎四年正月十八日乙丑。將軍家。御上洛事。有^ニ評議^一。來廿日御出門。廿八日可^レ有^ニ御進發^一。而件日。八龍日也。御出門之後者。不^レ可^レ憚事歟。

東鑑要目集成云。八龍日ハ三輪寶ナリ。亥寅午ノ日ヲ。三輪寶ト云。

(安徳天皇御五十日記治承三年正月六日乙丑今日東宮御五十日也去月十一日十二月十二日降誕日御衰日三日四日五日八龍日次之間及今日也○慎言按五日甲子也)

俗ニイボヲ結バ。火災アリト云リ。按するに三輪寶は三隣亡に作るべし。篋篋内傳に出たりされども八龍日は三隣

亡に非ず。上件の廿八日は。乙亥なり。春の乙亥は八龍日にて。出行をも忌日なり。又百練抄云。平治

元年八月十六日。上皇仙居。高松殿炎上、或記云。

件御所。去月十九日。加^ニ修理^一。有^ニ御移徙^一。九虎日御渡。人傾^ニ申之^一。果有^ニ此災^一といへり。日本長曆に據

るに。是年七月は。壬午の朔にて。十九日は庚子なり。秋の庚子は。九虎日にて。移徙をも忌日なり。

日法雜書云。八龍。春甲子乙七鳥。夏丙子丁九虎。秋庚子辛

亥八人死。亥七人死。亥九人死。

女名なりしものを擧て亦其類也といへどもうけ難き
説なり。按に男人女名の事。陰餘。また袁枚が新齋語に。
叢考。小知錄にも出たり。

蜀人滇謙六。富而無子。屢得屢亡。有星家教以
厭勝之法云。足下兩世命中所照臨者。多是雌宿。

雖獲雄無益也。惟獲雄。而以雌畜之。庶可補

救。已而綿谷生。謙六教以穿耳梳頭裹足。呼爲
小七娘。娶不梳頭不裹足不穿耳之女。以妻

之。果長大入泮。生二孫。偶以郎名孫即死。于

是每孫生。亦以女畜之。燈月緣傳奇に。陳貞玉

といふ女子。故ありて。男粧に扮て。家を逃れ出し

途中にて。田登といふ官人に遇ひて朱子辰と名氏を

僞り。登が養子となり。姓名を田豊と改たる事あり

て。養母房氏の問ふ言に。兒阿彌縁何兩耳有穿疤

とある答に。不瞞母親説。兒在幼年。多病恐養

不大。那時女扮過の。と云り。又子のそたぬもの。

赤子を捨て。他人に拾はせ。やかてそれを乞うけて

育るあり。是も亦似たる事あり。宋の吳箕か常談に。

今人有子艱育者。多乞他姓。其來蓋久。後漢憲帝

數失子。何后生子養史道人家。號曰史侯。王美人

生子協。董太后自養。號曰董侯。以他姓爲小字。

非獨今世也。また劉宋の劉敬叔が異苑に。臨川太

守謝靈運。初杜明師夜夢。東南有二人。來入其館。

是夕即靈運生於會稽。旬日而謝玄亡。其家以子孫

難得。送靈運於杜治。養之。十五方還都。故名

客兒。自注に治音稚。奉道之家靜室
也。とこれら亦似たる事なり

客問。書籍言本。有明據哉。答曰。皇朝類苑。日

本下云。安南郡督吳越錢氏。多因海舶通信。天台

智者教五百餘卷。有錄而多闕。賈人言。日本有之。

錢俶置致。按に致に作るへし音。書其國主。奉黃金五百兩。求

寫其本。盡得之。訖。今天台教。大布江左矣。白河
燕談

佛國記に。北天竺諸國。皆師口傳。無本可寫。

とあり。晉時書籍を本といへり。寒夜
筆談 孔子家語後

序。天漢後。魯恭王壞夫子故宅。得壁中詩書。悉以

歸子國。皆所得壁中。科斗本也。トアレバ。本ト

云コト久シケレドモ本義明ラカナラズ。昆陽
漫錄 書籍を

本といふ事。後漢書に草本と見え。皇朝類苑に本と

ばかり見え正本は北史に見ゆ。和訓
葉 先賢行狀云。延

篤少從唐溪季度。受左氏傳。欲寫無紙。乃借本

誦之。藝文類聚。後漢
書廷篤傳注引 又北齊祖珽傳。寫畢退其本。曰。

木一得銀龍作物也。續古事談 亦同しなご見えたる閒木は。

いかなる物ぞとおもひしに。玉藥。承久二年正月二

日記云。今夜御戴頂之儀。生上上ノ蓋取餅。大根三

枝三丸當御頂祝言曰。位カタカレ。命幸カタカレ。

則返給大夫。次取大根。其末ヲ一結シテ。當御頂。

祝言如初置閒木上。玉海。承安三年正月一日記

云。參關白第一。是當腹小兒爲令戴餅。余取餅

作三枚取令戴。若君額上三度俗有祝如元置蓋

中。取橋并齒固等各三。置東面妻戸上長押上。是定

事也。玉藥。承元四年正月一日記。又云。有小兒

戴餅事。於寢殿東面妻戸。有此事。余令戴之。先

取餅令戴。作蓋祝詞。官位カタカレ。命幸カタカ

レ以餅三度當頂了。則以蓋返給女房。次取橋觸

頂。上長押打揚橋三。次第如此。三度。次取大根。觸

兒頂詞皆如此了。又打揚筋三。是は小兒五

歳まで。初春頂餅又いふことのあるを。記し

給へる也。さて上に引たる。承久二年の記に。大根

橋を閒木上に置と見え。承安三年の記に。東面妻戸

上長押上に置といひ。承元四年の記に。上長押に打

揚とあるにて。閒木は上長押なる事明らか也。さる

を契沖師校本のかけるふの日記に。すゝもまきて。

うちあげなご云々と。改めたり。解環も此校本に従ひ

て。數珠もまろばし打あげ亂かはしきさまをいへり

と。注せるは。誤り也。ついでにいふ。新撰六帖に。

行家「をさな子の春のはじめのいたいきにつかさ位

はそなへあげつゝ。と見えたるは。かの玉藥承元四

年の祝詞の如く。官位かたかれと。祝ふをよめりし

也。官位のみに非ず。古事談に。安藝守基明。嬰子之時。正月戴餅之間。少納言入道祝言。才學如祖父などとい

へ遵生八牋云。呂公記。九日天明時。以片糕搭兒

女頭額。更祝曰。願兒百事俱高作糕と高はこれ三聲同音なり

重陽にて。日はたがへどもよく似たるわざ也。

男兒作女粧廿

今子あまたまうけても。育ち難きに。男子をば。女

の容カタチに作りて女の名をつけ。女子をば亦容をも名を

も。男になして。育つる者あり。もろこしにても久

しきならはしなり。唐の匡李父が資暇集に。俗生男

必給云女。女給云男。意者。以オモフニ其形新魄ニ。慮

鬼物知而逼攝。不欲誠告とあり。今清朝にてもな

は然り。梁玉繩が警記云。杭俗生子。多以姑娘

呼之。取其易養也。最爲陋習。此下に男子にて

手記に。大永四年七十七。五年七十八。六年七十九。七年八十なる事見え。又同人享祿三年の記に。八十三歳のよしあり。是等に據るに。宗長は。文安五年戊辰の生なり。文明十二年庚子には三十三歳なり。

筑紫紀行。宗長ならぬを知べし。又東路のつと羣書類従本には。宗長とあり。一本に宗祇とありても。書中を讀見れば。宗長なる事しらるゝ也。書中云。

横手の繁世。此一座に出合。必駿河に尋ね來たるべきよし。侍りしかば「我庵はうつ山の邊の松にはふ薦の葉とづる谷の細道。とぞをしへし。」とあり永正のはじめより。宗長駿河國の宇津山にすめる事宇津山記にあり。東路のつとに又云。綱重こゝよりかたみに別をしみて。又いつかはなごゝいひ袖をむかへて六十あまりおなじふたつの行末は君が爲にぞ身をもをしまん。綱重長阿同年のよしといへば。たのまぬ身にしも。又行末を思ふ心なるべし」とあり。長阿は即宗長なり。六十あまり同じふたつは。六十二なり。文安五年戊辰の生なれば。永正六年己巳。實に六十二歳也。同書を按に「かり衣霧やふきはす伊香保風「冬かれや萱が下葉の秋の風。の句あり。

此二句宇都山記に。新田の靜喜の閑居にて。かり衣云々。また武藏野のあたり。歸りのぼるに旅宿にてふと興行「冬かれや云々。是等を參考すれば。東路のつと。宗長が作なる事いよく明らか也。

閑木十九

かげろふの日記云。ひごろれいのかうもり。すべておこなひつるも。にはかになげちらし。すゝも。まきにうちあげなご。らうがはしきまでに。いとぞあやしき。今昔物語集十六第十條云。新羅國ニ國王ノ后有ケリ。人ニ通ジテケリ。國王大ニ嘯テ后ヲ捕ヘテ。髮ニ繩ヲ付テ。閑木ニ釣リ係テ。足ヲ四五尺計引上テ置タリケリ。又十九第二條云。夏比麥繩多ク出來ケルヲ。客人共多ク集テ。食ケルヲ。食殘シタリケルニ。少シ此レ置タラム。舊麥ハ藥ナド云ヌレバト云テ。大ナル折櫃一合ニ入テ。前ナル閑木ニ指上テ置テケリ。又廿八條云。荒卷三卷ヲ閑木ニ捧置テ宇治拾遺物語亦同。台記康治元年五月十六日記云。今夜御物語之次。及三法皇誕生時事。仰云。朕在レ孕時。贈后母。祈ニ生男ヲ於賀茂之明神。夢中居ニ衣袖ニ通ニ言語一。他日又夢當ニ生男ヲ。可レ取ニ下ニ閑木一之物。夢驚探ニ閑

なるに。べにいたくさしになるは。むくつけくさへこそ見え侍れ。」とありもろこしにも古今事物考冠服門云。染紅指ササ甲。唐楊貴妃。生而手足爪甲紅。謂白鶴精也。宮中効之。また鳳仙花にて染るよし癸辛雜識續集に見ゆ又すくなき事を爪のあかほごいふは。犬筑波集に。爪くそほごもおもはれぬ中。隆寛の捨子問答に。積所の惡業煩惱。十方の土よりも多く。一期の念佛は。喻るに爪の上の土よりも少し。なごあり。是は雜阿含經十六云。甲土ツツ甚少耳。此大地土甚多無量。又涅槃經卅四とあり。又婦人小兒なご。手指の爪に。白き小點あらはるゝを。ものきはしととなへて。衣服作るべきしるし也。といへり。是も格致鏡原に。物類相感志。人或爪甲上。生白瑕。拂拂然。謂之爪花。得服飾之兆。俗人爲驗常無失とあり。又掌のかゆきも人の物くるるしるし也。といへり。宋本泊宅編に。王黼每有慶事。則徹庠而動搖。率以爲常とあり。掌にはあらねども似たる事也。因に云通俗編に。物類相感志。人或下顧無故癢。搔不止。當食異味さみはたり

筑紫紀行 東路のつと十八

群書一覽云。西國記行。宗長法師。文明十二年。周防山口へ下る道の記也。一本筑紫記行と標せり。此

記行を。宗祇の作とするは誤也。乗穗錄云。宗祇筑紫紀行は。文明十二年なり。二毛の昔より。六十の今に至るまで。といふ詞あり。東路のつとは永正六年にしるせり。文明十二年より。廿九年後なり。宗祇の年八十八九なるべし。高年にて。旅行の事いぶかし。他書に文龜二年に卒すといふ。永正六年より。七年前なり。いづれか是なるや。隣女語言云。宗長の宗祇終焉記には。文龜二年七月晦日。八十二歳にて。終をとりたるよししたしか也。然るに。宗祇筑紫紀行は。文明十二年なり。其年六十と見えたり。又東路のつとは。永正六年とみゆ。文龜二年より七年の後なり。雪玉集に。永正十一年七月廿九日。當宗祇十三回之遠忌。是によれば。東路のつとは。誤なるべし。なごいへり。慎言云。今宗祇終焉記に従ひて。文龜二年を。八十二歳として。前へかぞふるに。文明十二年は。實に六十歳なれば。筑紫紀行。宗祇なる事論なし。或云。宗祇宗長もし同年ならんには。筑紫紀行宗長ならずとも。定がたし。羣書一覽所見ありて。いへるなるべしと云。考るに。宗長字津山記に。永正十四年。七旬のよしあり。又同人

爲康の掌中歴に。永久三年。三年の二字拾芥抄に據て補ふ七月の比。

都鄙に鶚ありしに。十日。十二辰。十二月。十二歳。

廿八星の號を。方に書て縣たる事見えなれば。こゝ

にも周禮の説行れたるを知るべし。後世の書にも。

清異錄に。梟見聞者。必罹^{ガハル}殃禍^ニ。急向^{ニヒツク}梟連唾^ニ。十

三口。後靜座。存^{スル}北斗^ヲ一時許。可^レ禳^ル。また埤雅釋

鳥に。傳曰。梟遊^{ササ}星名^ヲ。これ亦星の惡鳥を禳ふ事を

知るべし。彼鳥夜中飛行すといへる故に。六日の夜

より。七日の朝まで。七草を打なり七草雙紙に七草

を柳木の盤に載て。玉椿の枝にて。六日の酉の時に

芹をうち。戌の時に薺。亥の時にごげう。子の時に

たばらこ。丑の時に佛の座。寅の時に鈴菜。卯の時に

すいしろをうちて。辰の時に七草を合て。東の方

より。岩井の水をむすびあげて。若水と名つけ。此

水にてはくが鳥のわたらぬさきに服するならば。一

時に十年つゝの齡をへかへり。七時には七十年のど

しを忽に若くなりて。云々此はくが鳥の事は。いふに

もたらぬ作りことなれど。今も六日の酉の時よりた

たく也。亦根芹の諺にも云り桐火桶に七度たゝくどある證とす

べし

七草爪十六

正月七日七草爪とて。人ごとに必爪きるは。前條に

いへる鬼車鳥。人の捨つる爪をとる。といふ説あれ

ば。とらせじとて。かの鳥を禳はん料に。たゝきつ

る七草を水に浸し。其水にて。爪をぬらしてきる

なり。日次紀事には。七草をゆてたる湯にて。爪をひたすと云り。かの鳥。爪とる事は。

玉燭寶典卷十に。博物志云。鵂鶵鳥。晝目無^レ所見。

夜則目明。人截^キ爪葉也。此鳥拾取。知^ニ其吉凶^ヲ。鳴

則有^レ殃也。今本博物志。北戸錄卷上に。陳藏器引^キ五行書。除^キ手爪。埋^ニ之^ヲ戸内。恐^ニ爲^ニ此鳥^ノ所得。其鵂鶵。

即姑獲鬼車。鵂鶵類也。續表録異にも。亦此説あり。と見えたるにて

知るべし。さて正月ならぬ時も。小兒の爪はみだり

に捨ぬなり。清朝にてもしかり。盧文弨が鍾山札記

に。淮南子高誘注云。鵂鶵謂^ニ之老菟。夜則目明。合^ニ

聚^ニ淮南子各本拾^ニ人爪^ヲ以著^ニ其巢中^ニ。今人翦^ニ小兒指甲^ヲ。

牽置^ニ隱處^ニ。不^レ欲^ニ棄^ニ擲^ニ庭院間^ニ。則亦^ニ高説^ニ以爲^ニ

戒耳^ヲ。とあり

爪十七

爪のついでにいはん。爪紅さす事は。女郎花物語云。

ふかつめとりたるゆびのさき。そりかへりたるやう

入^レ道詩^ヲ。誤爲^{テスルヲ}陳彭年送^ル中國長公主爲^ニ尼詩^ト。とあり。按ずるに。讀書齋本に。此事を載て。妓人出家詩と標して云。唐顧陶大中丙子。編^ニ唐詩類選^ヲ載^ス陽邨伯作妓人出^レ家詩^ヲ。盡出^ク花鈿^ヲ與^ニ四鄰^ニ。雲鬟剪落向^ニ殘春^ニ。暫驚^ニ風燭難^ニ留^レ世^ニ。便是池蓮不^レ染^ニ身^ニ。貝葉欲^レ翻迷^ニ錦字^ニ。梵聲初學誤^ニ梁塵^ニ。從^レ今艷色歸^ニ空後^ニ。湘浦應^レ無^ニ解^ニ佩人^ニ。湘山野錄乃謂。本朝申國長公主爲^ニ尼^ニ。掖廷嬪御。隨出^レ家者三十餘人。太宗詔^ニ兩禁^ニ。各以^レ詩送之。陳彭年作詩八句。今考^ニ其詩^ニ。與陽邨伯所作一同。首句盡出^ニ花鈿^ニ散^ニ寶津^ニ。一句不同。豈後人改^ニ邨伯詩^ニ。而託以^ニ彭年之名^ニ。而文瑩又不^レ考之過邪。按に文瑩は野錄の撰者なりと見えたり。かく提要にあへるにて。官本と同じきををしれり。さて此文すなはち。能改齋漫錄卷三に出て。寶津を玉津に作れるのみ。又按ずるに。眞本優古堂詩話は。李日華が紫桃軒雜綴卷二。初學集卷九卷十の錢曾が注。厲鶚が宋詩紀事。卷九。十一。十二。十五。十六。廿八。卅三。卅五。四十一等に引たり。されども其詩。讀書齋本には。一首も載る事なし。

七草十五

世說故事苑に。七種を搥事。事文類聚に。歲時記を引て曰。正月七日多^ニ鬼車鳥度^ニ。家々搥^ニ門打^ニ戶^ニ。滅^ニ燈燭^ニ。禳^ニ之^ニ。和俗七種菜を打つ唱に。唐土の鳥。日本^ノの鳥。渡らぬさきにと云るは。此鬼車鳥を忌意なり。板を打鳴すは。鬼車鳥不^レ止やうに禳也といへり。按ずるに。此説是なり。桐火桶定家卿の作と稱すに。正月七日七草をたゝくに。七づゝ七度四十九たゝく也。七草は七星なり四十九たゝくは。七曜。九曜。廿八宿。五星。合て四十九の星をまつる也。唐土の鳥と。日本^ノの鳥と。わたらぬさきに。七草なづな。手につみいれて。亢^ニ觜斗張^ニ。とあり。亢^ニ觜斗張^ニは。廿八宿の中^ノの星の名なり。また旅宿問答に七日の七草は在天七星在地七草とあり星の名を書て。鬼車鳥の類の天鳥を逐事は。周禮秋官に。折^ニ箴^ニ氏掌^ニ覆^ニ天鳥之巢^ニ。以^ニ方^ニ。書^ニ十日之號^ニ。十有二辰之號。十有二月之號。十有二歲之號。二十有八星之號。注に自^ニ辰^ニ至^ニ角^ニ至^ニ軫^ニ縣^ニ其巢上^ニ則去^ニ之と云り。天鳥は鬼車の類なり。元の陳友仁が序ある。無名氏周禮集説に。劉氏曰。天鳥者陰陽邪氣之所^ニ生^ニ。故欲^ニ妖怪而不^ニ祥^ニ於人間^ニ。夜則飛騰所^ニ至^ニ爲^ニ害^ニ。若^ニ鬼車之類^ニ皆是^ニ。書錄解題に。周禮中義八卷。祠部員外郎。長樂劉彝執中撰とあり。劉氏はこれにやと見えたり。三善

なる庵室をつくるとて。たくみをつかひ侍りしか
又一日の御家づと。ゆめかましく見え侍りし。又も
ろこしの詞にも似たる事あり。王若虛遼南詩話三に。
蕭閑云按に。金の蔡松年字伯堅。蕭閑老人と自號す。今絶妙好詞箋に。風頭夢雨吹無跡。原本雨字を脱す。話を引たるに。從ひて補ふ。蓋雨之至細。若有若無者。
謂之夢。田父野婦皆道之。賀方回。有風頭夢雨吹
成雪之句。又云。長廊碧瓦。夢雨時飄灑。と見え
たり

七日忌歸十三

春湊浪話に。今の世の俗に。外へ行事ありて。七日
を經て歸るを。忌事はふるき事也。桓武天皇。延暦
四年八月に。平城へ行幸ありし其留守に。早良太子
人をして。種繼を射殺さしめ給ふ事ありて。還御の
後に太子を廢せしめ給ひ。程なく薨し給ひける比。
行幸ありし丙戌の日なりしか。壬辰の日に七日にて
歸り給ふ。是より七日を經て歸る事を忌事になりし
と。水鏡に見えたりとあり。按するに。管見野水抄
云。七日俗忌事。台記久安二年三月廿五日。具今九
參近衛殿。依吉日也。入夜歸宅。今丸來此亭
之後。當七日。有俗忌。但自他不可忌由。尼御

前御命。按に本書此下に仍將參の三字あり又按するに。台別記云。仁平
元年二月十六日。是日今麻呂加元服。廿二日。大夫
歸對東廂。元服之前。在此廂。與元服後。當七日。
仍不渡本所。寢他所。依避俗忌也。又按する
に。拾芥抄云。七日并十三日。歸本所忌。字治殿
御時議定。字左記。仁平四三廿見。天喜四四一土御門記又按するに。速水氏見
聞私記云。當七ケ日忌還家事。平戸記曰。仁治
三年。四月八日庚申。今夕可有還宮一歎之由。有
沙汰之處。猶以延引。云々明日相當七日之間。今
夜之儀。俄出來也。一昨日有沙汰。殿下令問予。
經七ケ日還家。公私忌之。世俗之法。古今之例也。
可被憚之由申了。など見えたり

優古堂詩話十四

讀畫齋叢書中に收めたる。優古堂詩話は。悉く能改
齋漫錄を抄出したる偽書なり。されども清の文淵閣
なる官本は。眞書なるべ、おもひしに。讀畫齋本と
同じきをしれり。其證は。四庫全書總目。百九十五優古
堂詩話の提要。讀畫齋本に。符合すれば也。今悉く
引んは。わづらはしければいはず。總目。百四湘山野
錄の提要に。吳玕優古堂詩話。論其以陽郇伯妓人

寛元年十二月廿六日。九條亭ニテ出家。女院小傳

云。建禮門院。壽永二七廿五赴^ニ西海。元曆三五一爲

尼^{廿九眞}。文治元四廿九歸京。著^ニ吉田。今夜御出家。

など見えたり。さげ尼のさまは。花鳥餘情^{總角}云。

女の戒を受るといふは。ひたひの髪をはやして^{按に}

すはそぐさげあまといふものになるをいふ也。又按

するにさげ尼歌にもよめり。新撰六帖。衣笠内大臣。

「黒髪の色はかはらぬさげあまのまことのすぢに身

はなびきつゝ。」さて有髪尼は天竺にもあり。四分律

第三云。六羣比丘尼。自莊^ニ嚴身。梳^ニ髮。香塗^ニ身。

諸居士見。皆共嗤笑。十誦律^{第五}云。爾時助^ニ調達。

比丘尼^編三頭髮。諸居士呵責言。汝比丘尼出家人。何用

編^ニ頭髮。また唐土にもあり釋氏要覽^{卷上稱}云。式又摩

那。此云^ニ學法女。似^ニ今尼長髮也。皇宋類苑^{卷二}云。

泉州奏。未^レ剃僧尼。係^レ籍者四千餘人。其已剃者數

萬人。池北偶談^{卷二}云。尼高^レ髻。盛^レ粧。衣^ニ錦

綺。行纏羅襪。年十八九好女子也。^{按に松筠閣鈔異卷一にも亦いへり}

ゆめといふ詞十二

少しの事をゆめといふこと歌によめり西宮左大臣集
「うつゝにもあらぬ事こそかたからめ夢ばかりだに

みつといはれん 萬代集^戀大江嘉言「あふ事のゆめ

ばかりにもなぐさまばうつゝにものはおもはざらま

し 和泉式部日記「けさのまは今はひぬらんゆめば

かりぬると見へつる手枕の袖^曲千載集^上内侍周防

「春の夜の夢ばかりなる手枕にかひなくたゝむ名こ

そをしけれ 俊賴朝臣集雜歌百首「うれしさは夢は

かりだになけれどもかべにむかひてよをすぐす哉

隆信朝臣集^六「いかにしてまごろむ程になぐさめて

夢斗だにあふとみるべき 家隆卿集戀部「うらみわ

びしのお衣のかへしてもゆめばかりだにとはれても

見む 風雅集^戀爲家「いきて世の忘れがたみと成や

せむ夢ばかりだにぬともなきよは 續千載集^戀よみ

人しらす「忘るなよ結ふ一夜の新枕夢ばかりなる契

りなりとも 又^戀龜山院「おなじ世に見しはうつゝ

もかひなくて夢ばかりなる人のおもかけ。又文には。

宇都保物語^卷後隆 ゆめばかりにても。たいこのくは

する物にかゝりて。今昔物語集十六。^{廿九}夢許も

驗无かりけり 落窪物語。たきものは此御もぎに給

はせたりしを。ゆめばかりつゝみおきてはべりとて。
いとかうばしう。たきにははす 發心集。夢の如く

て。太宰大貳高遠卿「ころふねにゑふ人ありときゝつるはもたひにこまるげにやあるらん。なほさきなるは。鑑真東征傳に。天寶三載。六月二十七日。至

楊州新河ニ乗^ル舟。風急波峻。水黒如^ニ墨。沸浪一透^{リテ}。如^ク上^ル高山。怒濤再至。似^{タリ}入^ル深谷。人皆荒醉。但

唱^ニ觀音。と見えたり。又車に酔ぬるは。今昔物語集廿八^{第二}に。紫野槎ニ遣セテ行ク程ニ三人乍^ラ。未

ダ車ニモ不^レ乗^ラザリケル者共ニテ云々。三人乍^ラ酔ヌレハ。踏板ニ物突散シテ。烏帽子ヲモ落シテケリ。

云々。此ノ者共車ニ酔タル心地共ナレバ」とあり。又按するに。和名抄に。辨色立成を引て。苦船布奈夜

毛非^{モヒ}と云り。苦車苦船の字西溪叢語に出たり。太平御覽九百十八。王隱言書曰。祢詵母病。苦車。及^レ亡。不欲^レ車葬。貧無^レ以^レ得^レ馬。とあれば。苦車は久しき語なり。此外。肘後

方。病源候論に。注車注船といひ。表異錄に。蛙船蛙轎あり。蛙轎は。こしにふなり。直語補證。注轎。褒福問評に。注轎子あり廣東新語。南

越筆記に。船暈。また朱子偶記に。暈缸とあり。通俗編に。苦船云々。集韻亦作^レ瘡。按即今所謂暈船と

見えたり。また唐土にても。酔船といへり。惠濟方に注船。即俗名^ニ酔船^トまた詞雅に。范曄が減字木蘭

花の題注に。北人不^レ善^レ乘^レ船。謂^ニ之苦船。南人謂^ニ

之^ヲ酔船^ト。又謂^ニ注船^ト。とあり。注船。大時。渴飲^ニ水者。即死。と丹溪心法類集。惠濟方等に云り。知おくべき事也

さげ尼十一

梅窓筆記に。今の世に髪切の尼と云は。さげ尼なり。

さて又後に。髪をおろして尼になりし事もあるべし。續世繼^月もち。長曆三年。五月七日。御くしおろさせ給

ふ。あきどもの入道中納言「世を捨て宿を出にし身なれども猶戀しきはむかしなりけり。とよみて。この女院へ。たてまつりたまへる。御返事に。「つかの

まも戀しきことのなぐさまば二たび世をもそむかざらまし。とよませ給へるは。はじめは御ぐしそがせ

給ひて。のちみなおろさせ給ふなるべし。と云り。按するに。此女院は上東門院なり。また大鏡裏書云。

上東門院。萬壽三年正月十九日出家。年卅長曆三年五月七日。於^ニ法成寺。剃^ニ除鬚髮^トとある是也。これ

よりさきには。婚記久安四年七月廿日條云。鷹司殿源倫治安元年十月出家。或説。長曆元年三月十四日。

於^ニ法成寺西北院。有^ニ御出家事^ト。先度垂尼歟。また上東門院の後にも。女院記云。皇嘉門院。保元元年十

月十一日。法性ノ別業ニテ爲^レ尼。年卅五。垂尼^{サゲ}。長

條。みな唐土の語なり。宋の陸游が老學菴筆記に。

古謂^二帶一^一爲^二一腰^一。周武帝賜^二李賢御所服十三環金

帶一腰^一。按^レに。周書及び北史の李賢傳に。皆一要に作れり。廣韻

賜^二九環金帶一^一。腰駿馬一疋^一。又^レ。今作^レ腰。また隋書李德林傳に別

裴傳に賜^二綵三百匹金九環帶一^一。是也。近世乃謂^レ帶爲^二一

條。語頗鄙。不^レ若^二從^レ古爲^二一腰^一也。とあり。陸氏

は帶一條といふを近世といへれど。唐の時よりいへ

り。昌黎文集。白氏文集。因話錄。酉陽雜俎。廣陵

妖亂志。なごに出たり。舊唐書。又冊府元龜にも。

見えたり。又幾具ともいへり。深窓秘抄。連阿不足

口傳抄。名目抄等にあり。是も亦唐土に例あり。東

觀漢記^{鄧遵}北堂書抄。百二藝文類聚七十等に見えた

り

馬代九

筵響錄に。小島の口すさみに。貢馬十疋内裏へ奉る。

其外別して名馬なごゝて。送りたびたりしかば。か

ひあるこゝちぞせしと。是は何とやらん。今いふ馬

代のやうにおもはれ候歟。』といへり按するに馬代の

事を。あらはに記したるは。季瓊日錄云。永享十一

年十月九日。正諫院。三寶院。實相院御坊。馬代被^レ獻^レ之。康富記云。寶德二年八月廿八日。午刻參^二

大炊御門殿。若公^九有^二御讀書始^一。欲^二罷出之處^一。被^レ

下^二引出物^一。御馬^{太刀}祝著^了。御劔^{金覆}御馬^{代百}日件

錄云。康正二年三月廿九日。到^二大智院^一。予出^二一緇

馬代^一。宣胤卿記云。永正五年。八月六日。大内四

品禮事。先年上杉四品之時。余上卿。馬代千疋太刀

送之。後奈良院宸記云。天文四年九月廿一日。壽

梁西堂長老被^レ成。爲^二其禮^一云々。大内親王へモ。當

年禮太刀一腰馬代千疋。御產所日記云。天文五年

正月十二日。御馬代參百疋。拜^二領之^一。なごあり。も

ろこしにても。五代會要云。開成中任圖奏云々。伏

見^二本朝舊事^一。貢獻雖^二以^レ進^レ馬爲^二名^一。却將^二綾絹金

銀。折^二充馬價^一。今乞^二從^レ之^一。舊五代史唐明宗紀には。とあり。

天咸二年三月の事とす

醉船十

寒夜筆談に。船にゑふといふこと。むかしよりいへ

り。太平記^{東宮還}云。何なる人も。船には酔物にて

候ぞと云々。とあり。按するに是よりさきに。土左

日記に。かのふなるひのあはむしまのおほいごみや

こちかくなりぬと。いふをよろこびて。ふなぞこよ

りかしらをもたげて云々。夫木抄^{維十}に。太宰任に

て下たるにふなるひおきて。もたひといふとまりに

方岳が詩に。黃鸝を教得て書を讀くことを解せしめ。能蒙求中の一句を記せしむと。いへる句なごをも混じたるにや。方岳秋崖集獨立詩に。村夫子挾兔園冊。教得黃鸝。自注に。蓋俗以其聲爲呂望非熊。此詩中に一句百盤嬌兒可憐。月舟が驚詠豪求詩。翰林五鳳集に見えたり。ば倭筆に引たる。古抄の説。やゝ是に近しといふべし。さて唐人なごのものいふを。さへづるといへるは。敏達紀韓語言萬葉集二卷に。言さへくわらの崎なるまに。さひづるや。からうすにつき。冠辭考に。か宇治拾遺物語珠價無量一條に。唐人すべきやうもなくて。貞重と向ひたる船頭かもとに來て。その事ともなくさへづりにければ云々。又頼時胡人見たる條に。胡人さて繪に書たる姿したるもの出なご見えたり。さいもしらぬこをさへづりあひて云々なご見えたり

錢若干字セ

今錢幾文を幾字といふ人あり非なり。僧景三の京華集に。慈得菴主。東陽遼公首座。予故人也。壬寅之冬。有書問予安否。又孔方兄八百字。副書見贈。惠意之厚。不_レ知所以裁也。小詩一篇。謝萬二云。兩個青錢雙白璧。一封墨蹟百黃金。曾遊二十年。前事胡蝶夢中千里心。とあり。これ兩個青錢とあるは二百文なりそれを八百字といひたれば。一文は四字也。是後世は錢面に必四字あればなり。もろこしにても此定なり。自得語三十云。佛印持二百五十

錢。示東坡曰。與爾商此一個謎。東坡思_レ之。少頃。謂佛印曰。一錢有三四字。二百五十個錢。乃一千個字。莫是千字文謎乎。佛印笑而不答。七修類稿二十云。藥方中一字者。卽錢文之二字。蓋二分半也。とあり。

石帶幾筋ハ

筵響錄に。石帶を一筋二筋とも申よし。不_レ苦事に候哉。何に出たる歟不存候へ共。普通には。一腰二腰と申様に覺申候。一丁二丁とも申候歟。台記。久安四年十月十九日。謁見禪閣。賜帶二丁とあり。按するに帶幾筋といひし事中右記元永三年十月廿四日吾妻鏡貞應三年二月永仁御即位調度記。蜷川親元記寛正六年四月廿九日月録延徳二年正月六日多聞院日記永祿九年八月五日などに見えたり。さて筋は條の假字なり。壺囊抄に條ヲハスゲトヨム。五色糸一條ト云ハ一筋也。遊仙窟に岸柳絲條安祥寺資財帳。大安寺資財帳。法隆寺獻物帳。阿彌陀院寶物目錄。太神宮儀式帳。延喜式。長曆送官符等に帶の條を以てす。台記の丁字も。條字の音を借たるにはあらずや。又幾腰といひしは。河海抄若菜に。李部王記を引て。犀御帶一腰。また西三條裝束抄に。金青玉ノ帶二腰など見えたり。さて一腰一

本あり。注云。鷹の野をかける時は爪をふかく嗜也。小鳥を殺さずして。我こぶしをあたゝめて。明れば放つなり。かれをはなちやり。其方へ三日ゆかざる處を。つまねの情をしると申にや。又按するに。此事唐の代よりいひし説なり。朝野僉載五に。滄州東光縣寶觀寺。常有蒼鶻ニリテ集重閣。每有鶻ニリテ數千。鶻冬中。取ニリテ一鶻以煖足。至曉放之。而不殺。自餘鷹鶻。不ニ敢侮之。柳宗元文集卷十六鶻說。又有鶻曰鶻者。穴スル于長安薦福浮屠有年矣。冬日之夕。是鶻也。必取ニ鳥之盈握者。完而致之。以煖其爪掌。左右而易之。且則執而上リ浮圖之趾キニ焉。縱之。延シテ其首以望。極ニ其所如。往必背而去焉。苟東矣。則是日也不ニ東逐。南北西亦然。白氏文集三十遇物感興因示子弟詩に鳩心鈍無惡云々。鶻欺擒暖脚と作れるもこれなり。文苑英華百三李邕鶻賦に夫其嚴冬近寒。烈風迅激。或上ニ棘林。或依ニ危壁。身既稟ニ於喬木。骨將斷ニ於貞石。營ニ全鳩。以自暖罔害ニ命以招ニ益。信終夜而懷ニ仁。仍詰旦而見ニ釋。また埤雅五難狙なごにも見えたり

勸學院雀六

勸學院雀轉ニ蒙求一といへること。實物集。八幡愚童訓等に出たり。富樫の舞。賴政の謠にもいへり。曾我物語にも。勸學院の雀とかや申ければ。なごあれば久しき諺なり。日本國風。勸學院雀の一條に。閑窓倭筆を引て云。雀とは。勸學院に仕れて。水を汲薪を運ぶ。小女の名也。其女此勸學院にて。朝夕學問する人の蒙求を誦を聞て常に口まねをする故に。雀の名にたよりて轉ニといふ也。按に勤勵讀書の聲を。雀も聞覚えて。王戎簡要なご一轉やうにきかるゝなるべし。以上日本國風按するに。閑窓倭筆に。又云。古來蒙求抄の題注にいへる。蒙求の作者の李潛がつかふ女の名を雀といふ。それまでが。此蒙求を轉ニ云とあり。甚非也一。古來の抄とは蒙求聽塵に一とあり。今考るに。蒙求の開卷に載たる。李良が薦ニ蒙求一表に。李瀚撰テ古人狀跡一編ニ成音韻一。名曰ニ蒙求一。瀚家兒童。三數歲者。皆善諷誦とあり。瀚家兒童云々をつゝめて。瀚が家の兒童は蒙求をさへづると。ふるき諺にいひしなるべし。唐人なごのものいふをば。さへづるといへれば也。さるを後に瀚が家を。勸學院と誤り。さへづるといへるより。兒童を雀と誤たる也。又宋の

し。案山は。増集續傳燈錄四卷如珙傳にも。拈却門前大案山。放ニ爾諸人東去西去。など。禪家にて。よくいふ語也。又按に。此語はもと堪輿家とて。地理の事を業とするもの。いへることも唐土にては。人を葬る土地むづかしくて。親など死たる時。葬るべき地を撰に。彼堪輿家をたのみて。撰ばするなり。もしよき地を見あたらぬ時は。數年葬らで置事などあり。撰みてもその詮もなき事あり。西湖遊覽志餘倭倅盤に。蔡京之父準。葬ニ臨平山。山爲ス駝形。術家謂。駝負ハ重ヲ乃行。遂作リ塔山頂ニ以テ浙江ヲ爲ス帶水。秦望爲ニ案山。何其雄也。富貴既極。一旦顛覆。幾ニ于滅族俗師風水之說。安足ニ憑ム哉。按に。これもと陸游の宿臨平。臨平者太師蔡京。葬其父準於此。以錢塘江爲水會稽山爲案。山形如駝駝老學菴筆記にもまたこの説あり。是なり。さて諸話に。案山は低く。上平らかに机の如き意ならんとあれど。平らかならぬをいふべし。机の説は是なり。明の徐世彥が地理玄關第三卷朝案説に。朝輿案。皆穴前對峙之山也。所居之方位雖同。所處之名分定異何也。案者。乃隨龍之餘氣。推ニ于前。爲ニ穴之證佐一者也。如下人之坐處。必有案。則手足方有所憑依。須シ要ス不レ逼不遙端正潔

淨。開面ニ情爲レ上ト。苟歪斜破碎。面飽脚飛。皆非案山之善者。細想シ弊ニ几一歎案。不レ設テ于正人君子之前。更認得案山之眞性ヲ矣。また鈴錄に。南にあたりて離れ山とあれども。離れずともいふべし。正南にも。限らず。其證は。徐霞客遊記に。遊黃山一日記に。望獅子峰已出。遂杖而西。是峰在ニ菴西南一爲案山。とあり。また山ならぬをも案山といへり。夷堅三志。周十翁墓章。十翁墓處。左右前後。唯產茅茨。獨對穴有古松一株。指爲案山。とあり

ぬくめ鳥五

雅言集覽云。後京極鷹三百首「鷹のとるこぶしのうちのぬくめ鳥氷る爪根のなさをぞしる。西園寺殿鷹百首「空さゆるひとよの鷹のぬくめ鳥はなつ心もなさけ有かな。但此歌稿本に見えず。鳥柴雪といふ書に出たり。かの書の異本なるべし。」按するに。別本にて然も注あり。按に臂鷹往來云。鷹書者。西園寺入道相國。鷹居百首一冊。園羽林注云。ぬくめ鳥とは。如何にも寒き夜。小き鳥を生ながら。鷹の兩の手にて取かくし。足をあたゝむる也。其朝はなちやりて。此鳥やとらんとて其へ行ず情をなす也。とあり。又前の後京極殿三百首にも。亦注

亂了。注に。或云。華甲、華六十也。北磻小參尾云。致令六十華甲子。都打亂了。梅村載筆。笠澤筆麈。俱に此説あり京華集の。天用立才禪尼。秉炬文に。過華甲子。則六十年。また達溪因公都寺。預修秉炬佛事文に。殘生過華甲子者二年。翰林五鳳集。六十一歲試筆詩に。華年加一老生涯。策彦の蠡測集に華甲子トハ六十甲子ノ事ゾなぞ見えたり。されども唐土の書に。花甲の字を。華に作りたるものなし。正宗賛も白文本ハ花字なり。北磻文も改たる事論なし

案山子四

玉池雜藻三編に。案山子禪語に出。愚此文字を鹿驚に當る事。或禪師に問しに。云案山とは。大山に添し小山を云。人ならば。前に書案を置形也。陰に有て不用の山故。影法師の意にて。用立ぬ人を。案山子と云。是にて思へば。わらにて作り。人の影法師同前の物ゆゑ。右の文字をかり用ひしなるべし。とあり。按するに。いふにもたらぬ僻説なり。隨齋諧話に。鳥驚の人形。案山子の字を用ひし事は。友人芝山曰。案山子の文字は。傳灯錄。普灯錄。歷代

高僧錄等。並面前案山子の語あり。注曰。民俗刈草作人形。令置山田之上。防禽獸名曰案山子。又會元。五祖師戒禪師章。主山高案山低。又主山高峻嶮案山翠青々などあり。按るに主山は高く。山の主たる心。案山は低く。上平かに机の如き意ならん。低き山の間には。必田畑をひらきて耕作す。鳥おごしも。案山のはとりに立おく人形故。山僧など戲に案山子と名づけしを。通稱するものならんといへり。徂徠鈴錄に。主山案山輔山と云ことあり。多くの山の中に。北にあたりて。一番高く見事なる山あるを主山と定めて。主山の南にあたりて。はなれ山ありて上手に。つくゑの形のごとくなるを。案山とし。左右につゞきて主山をうけたる形ある山を。輔山といふさあり。又按するに。此面前案山子を注せる書。いまだ讀ねども。この人の作と見えて。取にたらず。此事は和板傳燈錄卷十道膺禪師傳に。僧問。孤迥迴。峭山巍巍時。如何。師曰。孤迥峭巍巍。僧曰。不レ會。師曰。面前案山子。也不レ會とあり。和本句讀を誤れり。面前案山子。子也不レ會を句とすべし。子とは僧をさしていへり。鹿驚の事にあらぬは。論な

なる證は。如面譚二集の注に。六十爲^{ラス}花甲一周^ト。翰墨琅璫の六十請^ヲ人書に。浮生碌碌花甲初周^ノ。七修類稿に。杭劉泰。成化癸巳六月。適當^ニ六十^ニ同時^ニ。詩人。皆以^レ詩祝^ス。張錫云。一週花甲等閑過。沈寧云。花甲循環喜^ニ一週^ヲ。劉英云。花甲忽過遭^ニ。又六十をいへり。陶淵が印心。又六十一歳をも周花甲と云しは。魏石屋文鈔に出たり。又六十歳をも周花甲と云しは。魏禱が魏叔子文集外篇に。賀^ス羅翁六十又一^ニ文^ニ。惟翁時值^ニ桂秋^ニ歲^ニ周花甲^ニ。馮浩が孟亭居士詩稿に。乾隆壬子鄉闈。孫男得^ニ舉^ニ。一周花甲重叨蔭。とあるは。雍正壬子より一周なり。また仇遠が金淵集の。丁未元日の詩に。花甲喜^ニ循環^ニとあり。集中を按に。仇遠は宋の淳祐丁未の生なり。是も支干循環して。元の大徳丁未。本命の年となりたるを喜ぶと也。又按に。六十以上ならば幾歳をも。周花甲といふべき也。四庫全書提要百二元の劉壎が隱居通議の條に。其水雲村稿中。延祐己未。重題^ニ梅氏海棠^ニ詩^ニ有^ニ花甲^ニ重周人八十之句^ニまた豈有此理の還魂童生の一條に。近今六十以後周花甲矣。名^ニ花甲童^ニなごいへり。また此花甲の花字は。もろこしにてもしれかぬる事也。其證は。帶經堂詩話の。張宗樞が附識に。愚嘗^テ不

レ解^ニ六十花甲之義^ヲ。皇華紀聞^ニ中^ニ言^レ之^ヲ甚明^ニ。鐵樹如^ニ棕櫚^ニ幹甚奇古^ニ。葉而不華^ニ。在^ニ廣城提學公署^ニ。見^レ之^ヲ。按^ニ王濟雨舟^ニ云^ニ。六十花甲子^ニ。以^ニ鐵樹^ニ開^ニ花^ニ而^レ名^ニ。此樹遇^ニ六十年^ニ方開^ニ花^ニ。昔宮^ニ橫州^ニ親見^ニ此樹^ニ在^ニ一指揮圖中^ニ。其人言^ニ。洪武十年。正統九年。宏治十七年。三開^ニ花^ニ矣。今當^ニ於嘉靖四十二年^ニ再^ニ花^ニ云^ニ。按^ニ皇華紀聞^ニ言^ニ洪武十年^ニ下^ニ脫^ニ七字^ニ。聖祖王集引^ニ碧里雜存^ニ作^ニ十七年^ニ爲^ニ是^ニ蓋^ニ洪武十七年^ニ正統九年^ニ弘治十七年^ニ嘉靖四十四年^ニ皆當^ニ甲子^ニ也^ニ。又此說あり。按^ニ此說^ニ亦非^ニなり。淵海子平に。夫甲子者。始成^ニ於大撓子^ニ而納音成^ニ之^ニ於鬼谷^ニ。象成^ニ於東方曼倩子^ニ。時曼倩子既成^ニ其象^ニ。因^ニ號^ニ花甲子^ニ。と云る説是なり。さて納音とは干支に五行を配して。甲子乙丑は金。丙寅丁卯は火。戊辰己巳は木。庚午辛未は土。壬申癸酉は金なごをいふ。象は花甲子なり。留青日札に。李淳風六十花甲子歌。甲子乙丑海中金。丙寅丁卯爐中火。云々とありて。五行に某の金某の火等の名目を加へ。即其象あるをいへり。象すなはち花なる故に花甲子とはいへり。附識す。花字を華に作れるは。葛原の創説に非ず。舊き説なり。然れども六十をいへり。正宗贊^ニの注^ニ本^ニ。保寧禪師贊に。杜撰巡宮華甲子。指輪上一時

無數^ヲ上對^レ之竟^レ日^ヲ。喜不^レ可^レ言。至黃昏時。上自散^ニ置^キ宮中^ニ几^ニ上。令^ニ宮人^ヲ闔中^ニ摸取^ヲ。以^ニ多寡^ヲ精粗^ヲ。爲^ニ勝負^ヲ。謂^ニ之^ヲ圖巧^ヲ。以爲^ニ歡笑^ヲ。など見えたり。

食素 素畫二

皇朝刻本。宋の許親が本事方。拒風丹の論證に。母氏平時食素。氣血羸弱。とあり。食素の傍訓は誤なり。食素と訓べし。素とは蔬菜をいふなり。其證は。顏師古が匡謬正俗に。喪服傳記云。飯^ニ素食^ヲ。案素食。謂^ニ但食^ニ菜果糗餌^ヲ之屬^ヲ。無^ニ酒肉^ヲ也。又班書霍光傳。載^ニ光奏^ニ昌邑王^ヲ過失^ヲ云。典^ニ喪服^ヲ斬衰^ヲ。無^ニ悲哀^ヲ之心^ヲ。廢^ニ禮誼^ヲ。居^ニ道上^ニ不^ニ素食^ヲ。王莽傳云。每有^ニ水旱^ヲ。莽輒^ニ素食^ヲ。左右白^ニ太后^ヲ。遣^ニ使詔^ニ莽^ヲ曰。聞公菜食憂^ニ民^ヲ深矣。今秋幸孰。公勤^ニ於職^ヲ。幸^ニ以時食^ヲ肉。據^ニ此益知^ヲ。素食は無^ニ肉^ヲ之食。今俗謂^ニ桑門^ヲ齋食^ヲ爲^ニ素食^ヲ。蓋古之遺語焉。又錢大昕が潛研堂金石文跋尾又續に。大和七年青蓮寺碑。有^ニ素畫彌勒佛之語^ヲ。按^ニ說文^ニ無^ニ塑字^ヲ。唐宋碑刻。或作^ニ素^ヲ。亦俗。不^レ若^ニ作^ニ素^ヲ之爲^ニ得^ニ也。と云り。是素を素の正字と解したり。廣韻に。素捏^ニ土容^ヲとありて土像なり。此解誤れり。按に禮記樂記の注に。素生帛也。とある素

にて。素畫は帛に畫をいへり。其證は。不空表制集に載たる。大曆十二年十月。沙門惠勝進^ニ興善寺^ヲ文殊閣内外功德^ヲ數^ニ文^ヲに。奉^ニ勅^ニ素畫^ニ文殊^ヲ六字^ヲ菩薩^ヲ一鋪九身^ヲ。云々其所^ニ畫^ニ素^ヲ大聖福田^ヲと云り。此集は彼國には佚して。錢氏見ざれば誤れるも宜なり。然れども文苑英華を讀めば知らるゝ也。英華^{六十八卷}梁肅が三如来畫像贊序に。予嘗齊^ニ心命^ヲ工裂^ニ素^ヲ作^ニ繪^ヲとあり

花甲子三

葛原詩話云。范成大丙午新正ニ。祝^ニ我剩^ニ臘^ヲ。按に石湖詩集周花甲子。謝^ニ人深勸^ニ玉東西^ヲ。ト丙午ハ石湖本命ノ歲ナリ。花ノ字華ニ作ルベシ。華ノ字。字畫成ニ六十一。故ニ本命ノ年ヲ華甲子ト云。夜航詩話云。六十一歲曰^ニ華甲^ヲ。蓋^ニ拆^ニ華字^ヲ爲^ニ六十一^ヲ。猶^ニ四十八^ヲ曰^ニ樂字^ヲ年^ヲ也。何^ニ祇夢^ニ非生^ヲ桑事^ヲ。西遊記^{第十回}年壽幾何。道癡長六十一。行者道。好好華甲重逢矣。按に本書花甲范石湖。丙午新正詩。祝我剩^ニ周華甲子^ヲ。按に本書周花甲子石湖元命之辰也。などちるは華字を離せば華となる故に。六十一となるといへり。是よろしき説とさこゆれども非也。石湖の詩意は。本命丙午の元日。周花甲子六十年に剩れるを祝せる也。周甲子の六十歲

梅園日記卷之三

福引一

正月福引とて。圖にて人に物とらする事あり。物に見えたるは。月堂夜話に。或人云。正月の福引は。昔は兩人して。餅を引合て。兩方の多少取たるを見て。其年中の禍福を見しことあり。今代は種々の器物に取り代へたる也。餅を引取故に福引と名付」とあり。又寶引ともいひけるにや。西鶴織留に。さる大名方に御吉例とて。正月三日の夜。大書院にて。家久しき者ばかり召よせられ。寶引を仰付られける。ふすま障子の内より。五色の長緒を數百筋投出して。手毎に一筋づゝ引取。此緒の末に付置れし物を。下されける。小せう引出す繩に。桑の木の鐘木杖。家老職の引出す繩に。銀錢一貫文。或は唐織の巻物。御物拵の脇差。白の古きにあたるもあり。提重箱。長刀。印籠。巾著。日傘。張子の夜著蒲團。ふり抄子をどるもあり。」と云り。按に是に似たることふるくあり。續日本紀に。天平二年正月辛丑。天皇御ニ大安殿。宴ニ五位已上。晚頭移ニ幸。皇后宮。百官主典已

上。陪ニ從踏歌。且奏且行。引入ニ宮裏。以賜ニ酒食。因令探板本採に作れり今一本及類聚國史七十二に從ふ短籍。書以ニ仁義禮智信五字。隨ニ其字ニ而賜物。得ニ仁者絶也。義者絲也。禮者綿也。智者布也。信者段常布也。とあり。またこれに似たる事漢土にも亦あり。太平御覽八百十七に布帛部。中記云。石虎以ニ辰日。臘。子日祀祖。大會ニ群臣於太武殿上。使ニ各三探。乃有得ニ絹百疋者。有得ニ數十疋者。有得ニ一二疋者。虎輒大笑以爲樂。武林舊事に。二月二日。宮中排ニ辦挑菜御宴。先是内苑。預備ニ朱綠花斛。下以ニ羅帛。一作ニ小卷。書ニ品目於上。繫以ニ紅絲。上植ニ生菜薺花諸品。俟ニ宴酬樂作。自ニ中殿以次。各以ニ金篋挑之。后妃。皇子。貴主。婕妤。及都知等。皆有賞無罰。以次每斛十號。五紅字爲賞。五黑字爲罰。上賞則成號。眞珠。玉杯。金器。北珠。篋環。珠翠領抹。次亦鈿銀。酒器。冠鈿。翠花。段帛。龍涎。御扇。筆墨。官密。定器之類。罰則舞唱。吟詩。念佛飲冷水。喫生薑之類。用此資ニ戲笑。王宮貴邸。亦多倣之。卿嬪記に致虛閣雜俎を引て云。七夕。徐婕妤。雕ニ鏤菱藕。作ニ奇花異鳥。擗ニ于水晶盤中。以進上。極ニ其精巧。上稱賞。賜以ニ珍寶

上梁之致語也。世俗營構宮室。以擇吉上梁。親賓裹麪。今呼雜他物稱慶。而因以犒匠人。於是匠人之長。以麪拋梁。而誦此文。以祝之。棟上に餅をなぐる事。今も同じとあり。又按するに上棟に餅をなぐる事。皇朝にてもふるくありし也。時房公建内記云。正長二年七月十日。淨華院佛殿上棟也。云々。今夜自寺家。送餅已下祝着之物。賞翫祝著了。と見えたるは。餅は抛たる残りにや。一友人問云。唐土の上棟にも餅を抛る事。乗穗錄に見えたり。又錢を抛る事もありや答云。只似たる事あり。明の葉盛が水東日記云。嘗見兵後復守獨石等八城人家。瓦屋中有無斷裂。蓋流俗。凡建宅第。中脊中。或置銀錢。故也。張居正が太岳雜著云。皇城北苑中有廣寒殿。萬曆七年五月四日。忽自傾圮。其梁上有金錢百二十文。蓋鎮物也。上以四文賜余。其文曰。至元通寶。按至元。乃元世祖紀年。則殿崩於元世祖時。清の李玉肺が蚪菴瑣語云。秀水鄉民。張姓者。號新發。張邑之豪族也。子孫貧落。祖遺大房。售與郡宦盛姓。諱萬年。拆卸時。棟下獲銀錢四枚。上鐫富盛萬年字。蓋張氏祖。建房時。特鐫是錢。鎮

壓柱礎。欲其富盛久遠之吉語耳。詎知已符盛宦之名矣。數之前定如此。石成金ガ傳家寶多能云。造住房。安中柱一法。住宅主房。必要中柱著地。不可造架柱。其廳房則不拘柱之上下。其四處可各留小空隙。於豎柱日。安放銀錠。主招大富。此錠不拘輕重。只要一様四整錠。なご見えたりと答たりき。後に新渡の宋の李攸が宋朝事實を見しに。錢と餅を擲たる事を記せり彼書道釋篇云。大中祥符元年。建玉清昭應宮。大初紫微殿寶符閣。上梁日。皆親臨護。其日大合樂。工人以文縉裹梁。金飾木寓龍。負之輅以昇。伶宦讀文。其上設機木。散擲金錢餅果。修宮使以下。及營繕掌事者。賜以衣帶金帛。有差。從官咸賜衣服金犀帶。又ふるく。唐僧不空が表制集卷三に。大曆八年十二月廿日。恩賜文殊閣上梁。饌餅見錢等物。謝表に。文殊閣。先奉恩命。取今月十四日。上梁。天澤曲臨。特賜千僧齋飯。上梁赤錢二百貫。饌餅二千顆。胡餅二千枚。茶二百串。香列湯十甕。蘇蜜食十合。梨甘橘子十五箇。甘蔗卅莖。と見えたり。

之物。緣鯉魚屬北方癸。化至夜朝北。項盤七點。龍如神龜。鱗類聖蛇。放此三物。表無殘害之心。三元延壽書卷三云。眞武啓聖錄。大忌食龍。係四足。狀如神龜。夷堅志集丁に。潘元寧嗜食龍。漁者持一巨龍來。潘見而喜。即欲烹食。妻曰。今日上七不應食此。姑留之以俟明旦也。と見えたるも。眞武によりて忌しなり。燕翼貽謀錄卷三に。北俗。遇三月二十七日。不食酒肉。蓋重道教之故。とあるにて知べし。また龍を食ざるとてあざけりたるは。席上腐談上卷云。賈秋壑曰。眞武之龜。不可以為烹。龜鯢不辨。何以治民。客乃求郡者也。座客同戲之曰。鰻興鯢鯉。皆不可食。象眞武之蛇也。滿座皆笑。これなり。

上棟廿六

梅窓筆記に棟上の時。大工の衣冠するも古き事也。玉海。承安二年二月三日。建春門院。新御堂上棟。上棟。大工束帶。自取麻昇屋上。とあり。按するに。又棟上に弓矢を用るも。ひさしきわざ也。竹林抄。雜連歌上に「弓矢にあまたしる事ぞある。宗砌「棟上に時日をとるははかせにて。と付たり。古畫には。眞如堂縁起に

出たり。又秉穗錄に。文體明辨に。上梁文者。工師



眞如堂縁起上棟圖

月は。辛酉の朔にて。七日は丁卯なり。二月の卯も。亦合へり。又久安四年。十二月十九日立春なれば。五年正月廿日は。二月の節なり。されば卯厭對なり。

定家卿明月記云。嘉祿元年。十一月廿三日。及未

時。大允通重來。解賀可_レ忿_二申日時_一。強雖_レ非_二上吉_一。以_二早速_一可_レ爲_レ先之由示_レ之。答云。今日上吉日也。

當_二國忌廢務日_一。是勿論事也。明日道虛。明後日厭對日被_レ忿者吉例多_二云々_一。按に。明月記原本厭日に作れり。長曆に據に。嘉祿元年十一月は。戊午の朔にて。

廿三日は庚辰。その明後日。廿五日は壬午なり。十一月の午は厭對なれば。今對字を補ふ。吾妻鏡云。

寛元二年。九月十九日。大殿明春御上洛日次事。二月一日可_レ有_二御進發_一之由。被_二思召_一。被_レ召_二問維範

晴賢等朝臣_一。各定申云。二月九日吉日也。一日御進發。有_二十四日御入洛_一者。厭對日也。出行可_レ憚_レ之。

旁可_レ被_レ用_二九日_一。按するに。十四日。原本十六日に作れり。然るに。吾妻鏡寛元三年の記を逸せり。長

曆に據に。三年二月は丙寅の朔なり。十四日己卯にて厭對なり。十六日は辛巳なれば。誤なる事明らか

なり。この故に今改む。厭對も亦漢土の字面なり。周

禮占夢疏に。張逸問_二占夢註_一云々答曰。日月在_二辰尾_一。夏之九月。辰在_二庚_一。嘉靖板に従ふ。汲古閣本。房に誤れり。未。有_二尾星_一。建

戌厭_レ寅。寅與_レ申對_二云々_一。問曰。何知_レ有_二此厭對_一之義乎。答曰。按堪輿黃帝問天老事云。四月陽建_二於

巳_一。破_二於亥_一。陰建_二於未_一。破_二於癸_一云々。按するに。九月建_レ戌厭_レ寅とは。九月戌に建す月にて。寅を厭

日とす。寅與_レ申對とは。九月の厭對は申なり。又四月陽建_二於巳_一。陰建_二於未_一とは。四月巳に建す月にて。未を厭日とするをいへり。厭對とは。厭に對するの

意にて。毎月の厭日の七ツめに當る十二支なり。

鼈蚺氷上山仕者卅五

大内家壁書云。長享元年九月日。鷹鉗鼈龜禁制之事。爲_二鷹鉗_一不可_レ用_二鼈龜_一并蚺也。既爲_二氷上仕者儼

然_二之處_一。不_レ存_二其惶_一之族。忽神罰不可_レ遁也。於_二自今以後_一。堅固所_レ加_二制止_一也。按するに。和訓栞に。

周防吉敷郡。高原氷上山は。多々良家より千餘年。毎年二月十三日に。北辰尊星を祭りし所なりといへ

り。とあり唐土にても。北辰玄武をいたいき祭るものは。鼈をくはぬなり。勸善書卷二云。二月三日。

乃眞武眞君降生之日。放_二鯉魚鼈鱉之類_一。此眞武大避

占夢注に。天地之會。建厭所處之日辰。疏に建。謂斗柄所建。謂之陽建。故左還於天。厭謂日前一次。謂之陰建。故右還於天。故堪輿天老曰。假令正月陽建於寅。陰建在戌。これ正月は。寅に建して。戌を厭とす。千金方等の説にあへり。

附識す。類聚名物考時令云。秋齋閑語に。延喜式

雜式篇に曰。凡諸國鎮害氣者。於國郡鄉邑。

毎年正月上厭日作坑云々上の申日の事也。厭はい

とふとよむ字。猿の音を借しかとおもへば。いと

ひさるの心あり。是をもておもへば。十二支みな

この例なるべき歟。今按に。申のかはりに。厭字

を用ひし例。いまだ見ず。其外十二支の代字とい

ふ事。いまだきかず。以上名物考按に。厭日は上に擧

がる厭日にて。正月は戌なり。さて上戌日といは

で。上厭日とあるは。正月の節に入ての上戌日を

いへり。上戌日といひては節前にても。正月にな

りて。はじめの戌の日をいへばなり。

厭對廿四

台記云。久安三年三月廿七日。庚余及宰相中將經

定卿。率弁少納言參外記。于時執松明。是一上

後初著也。先日問吉日於雅樂頭泰親。申曰。廿八日

可也。不レ成勸文。不レ擇吉日。因之欲行レ之。而

今日々暮。明日可レ奏御賀舞樂。故今夕行レ之。今朝

問今日吉不於泰親。申曰。厭封有レ憚者。勸例。延

喜十年二月七日。貞信公著座。見御件日厭封。依

彼例。今日著之。著坐猶不レ憚。何況一上後初行レ政。

不レ可三強求吉日一之故也。婚記云。久安四年十一

月廿六日使親隆問始御書使。後朝使。供餅。露顯

等日於陰陽師。陰陽師。書折紙獻。

始御書日 正月十四日丁酉

後朝使日 正月廿日癸卯厭封

厭封日例陽明門院後朝使始有御返事

按するに。天平勝寶八歲曆日に。四月六日己丑。歸

忌厭對。また永久三年曆日鎌倉莊國所藏に。三月八日戊寅

厭對。俱に厭對ありて。厭封なければ。厭對に作る

べし。對と封とは。誤り易き字なり。清の何焯が義門讀書記云。史記魏

其武安侯列傳後不敢堅封。封作對又云前漢書霍光傳。人人自使書對字。對作封封誤也。さて厭對は。日

法雜書に。厭對正二三四五六七八九十二とあり。天

平勝寶八歲四月の丑。又永久三年。久安三年の三月

の寅。皆雜書に合へり。又長曆に據に。延喜十年二

リ。とあるにて知べし。又按するに。もと此事は。北本涅槃經聖行云。如三鳴椎集僧嚴鼓誠吹貝知レ時。是名ニ法世一。これにもとづく。又佛國記にもあり。亦漢土の寺院にもありし事、洛陽伽藍記、昌黎文集。杜陽雜編。北夢瑣言等にみえたり。皆唐以上の事なり。元代にありし事は。程鉅夫が雪樓集にいへり下日。舊聞に引たり

厭日廿三

平定家朝臣。天喜六年二月二日記に。爲ニ殿御使ト參ル右府。令レ問云。明日中納言可シ著座ス。而來八日始參政如何。彼日當ニ厭日一。厭日俗所レ忌也。但貞信公。延喜八年二月五日丙午著座。同八日己酉。始被レ參政。偏可ニ隨ニ彼例一歟。如何者。令レ聞給云。貞信公彼時爲ニ參議一著座。公卿與ニ參議一。其儀相異。左右難ニ進退一者。また師時卿長秋記に。大治四年八月十六日辛卯。以テ消息一問ニ家榮一。今日雖ニ厭日一可シ憚。自ニ明日一凶之日也。仍西刻參院とあり。或人問曰。右の二記に據るに。八日十六日を厭日といへるにや。答曰。あらず。千金方に。月厭正二三四五六七八九十十一十二。按に。黃帝龍首經戌酉申未午巳辰卯寅丑子。に。亦載たり。さて天喜六年は。八

月廿九日に康平と改元あり。いま日本長曆に據に。康平元年二月は。壬寅の朔なれば、八日は己酉にて。厭日なり。延喜八年二月も。亦己酉にて。厭日なり。長秋記の、八月辛卯。亦厭日なり。按に。觀古雜帖に。天平勝寶八歲具注曆の零本を載て。三月三十日癸未。立夏四月節天恩九坎厭。四月六日己丑。歸忌厭對とあり。四月は未厭日也。さればふるくより有し也。又按に、淮南子天文に、訓フ。北斗之神。有ニ雌雄一。十一月。始建ニ於子一。月從ニ一辰一。雄左行。雌右行。五月合レ午謀レ刑。十一月合レ子謀レ德。太陰所レ居辰爲ニ厭日一。厭日不レ可ニ以舉ニ百事一とあり。今淮南子の説に據て。圖を作りて。童蒙に示す。

黒字の十二支は雄にて。

月建なり

白字は雌すなはち太陰にてこれ厭也但し曆日八將神の大陰には非ず



また月建を。陽建といひ。厭を陰建といへり。周禮

る貝の聲のうちにつき出す鐘もまよふ松風。などあり。伊勢大輔集に。輔親。伊勢にたてたる寺のかひなむうせにたるとて。そうのこひにおこせたるに。そへてやりし。かすかなる谷のほらをぞ思ひやる秋風のみや吹てとふらむ集にも入たりと新拾遺と見えたるも。時の貝なるべし。又歌のみならず。經國集に。滋野善永和惟治中秋日臥疾華嚴寺之作一首に。吹螺山寺曉。鳴磬谷風餘。と作りたるもこれなるべし。又扶桑略記に。天曆九年。天滿天神託宣記云。此邊仁。法華二昧堂也波立天奴。法螺也波毎時吹世奴。權記に。寛弘五年。九月廿五日壬午。此夕女人有惱氣。疑在産事。仍初夜間許。爲向慶圓僧都。赴妙法蓮華寺。云々于時螺後。僧都被出。同載歸。續本朝文粹施入金銅火に。天台山法華三昧堂者。云々法鼓法螺。六時之勤無虧。今昔物語集卷十二第二に。比叡ノ山ノ西塔ニ。圓久ト云僧有ケリ。云ニ。愛宕護ノ山ニ入テ。南星ノ谷ト云所ニ籠居テ。无缘三昧ヲ行テ。十二時寶螺ヲ吹テ。六時。滅法ヲ行テ。云々。台記に。久安三年六月十七日。未二刻。法皇登天台山。予候之。云々吹丑螺後。罷退私廬。龍鳴抄に。香の火も

見す。貝の聲もきかず。星の位をも尋ねず。月のたくるをもさたせず。人々たい今いく時といふに。もしは子とも。丑ともいふ。云々。閑居友に。ねうしのかひをかぞへて。時よくなりけりとて。おきゐて聲を高くして。念佛十反ばかり申て。いきとまりにけり。又清少納言枕草子。保元物語。撰集抄。源平盛衰記。長門本平家物語等にも見えたり。又多聞院日記文祿元年二月十日の記に。午貝とあれば。このころまで吹し事也。かげろふの日記に。時は山寺わざの。かひよつふくほごになりたり。とあるは。亥の時に四つ吹をいひ。稱名院公條吉野詣記天文廿二年三に。宿出て五の貝を吹からにこゝは六田のかすむ青柳。是は辰の時に五つ吹をよませ給ひし也。塩囊抄に。寛海記を引て云。午刻。第九識。大日也。故九ヲ吹也。未尅。第八識。阿闍。故八ヲ吹也。申尅。第七識。寶生。故七ヲ吹也。酉尅。第六識。无量壽。故六ヲ吹也。戌尅。身識不空成就タル故ニ五ヲ吹也。亥尅。眼。耳。鼻。舌。四識也。普賢。文殊。觀音。彌勒。四菩薩也。是ヲ合爲ニ尅。故四ヲ吹也。此說十二時ノ螺ノ數ノ事ト云故ニ。各吹ト云

はつきなごにいて。ふたよくおほひて。そくひし
てかみをおして。よくみづいるまじく封じて。梅樹
のもとに埋むべし花鳥餘情云。薰物を埋む源を尋れ

ば。梅花は梅のもと。菊花は菊のもとに。埋むをさ

さとせり。又按するに。土中に埋むは。もと唐土の

方也。澄懷錄云。凡香須入窖。貴燥濕得宜也。合和

訖。乾器收。蠟紙封。埋屋地下。半月餘。香譜には。瘡
之日

り。是也。又かしこにも。梅花薰物あり。瀛奎律髓。

曾茶山返魂梅詩注云。此非梅花也。乃製香者合

諸香。令氣味如梅花。號之曰返魂梅。と見えたり

附識す。後柏原院の柏玉集に。池蓮を。水近く

うづめばまさる。一くさのにはひも。これが池のはち

す葉。三玉桃事抄。此御製の注に。梅枝卷のみ

を引て。荷葉といふ薰物のあるを。かけてよませ

給ひしをもらせり。今補ふ。薰集類抄に。荷葉擬

荷香也。夏月殊施芬芳。後伏見院薰物方に。春

は梅花。夏はかえふ。はちすのかによそへたり。

侍従。秋風涼しく心にき折によそへたり。黒方

は。冬さむくさえたるに。ふるかひある匂ひなる

べし。とあり。一くさと云事は。むくさのたねの

序に。たきものゝ方。さま／＼なれどつねにあは
するは六種なり。注に。梅花。荷葉。菊花。落葉。
侍従。黒方。と見えたり。

時螺卅二

柳巷談苑云。時の鼓うつ事は。延喜式に見えたり。

時の貝をも吹けるにや。けふもまた午のかひこそふ

きつなれひつじのあゆみちかづきにけり。と赤染衛

門が集に見えたり。按に。家集には見えす。奥義抄。千載集。
きねらんとあり。ちかづきにけりは誤なり。發心集に出て。結句ちかづ

發心集第三句ふきにけれとしたりも亦誤也。按にこれのみなら

ず。時の貝を歌によみたるは。夫木抄雜九に。

花山院「かひのねに更ゆく空はたぐひつゝ月見るほ

ごにあげぬべき哉。又雜十六に仲正深夜
子時をカ。歸雁「くもわ寺

ふく貝きけば歸るなりかりかねにこそ夜はなりにけ

れ。木工權頭爲忠朝臣家百首に。頼政。「聞はごに

ねになる貝も吹さして時をたがふる時鳥かな。又爲

盛。「ほどゝぎすいづかたどだに聞わかず野寺のと

らの貝のまぎれに。又親隆。「なごやかくうしの貝ふ

く時しまれ月はむまにもかげのなるらん。新撰六帖

に。知家。「山寺の時うつりしてふく螺にねもすぎぬ

とぞおごろかれぬる。正徹草根集に。「山陰や時うつ

彌陀名號印廿九

遠碧軒隨筆云。遊行上人くばる札は。一年中遣はすを。正月十一日にくらがりへ入て。上人自身すりおく事なり。上一枚へ板にておせば。下五六十枚へもうつると也。妙なることいひ傳ふ。按するに。錦繡萬花谷前集卷三に。張天師道陵字輔。漢建武十年正月十五日。生於天目山。得道善以符治病。桓帝永壽元年。於靈峰白日上昇。唐天寶七年封三天師。子孫散處無聞。惟信州有族甚盛。世有二人。類天師。襲其號。傳其印。印之所異者。累紙百幅。而丹文必徹也。とあるは。似たること也。

内損 暑氣卅

夜光珠云。世間に常々酒肴を嗜好みて。多く飲食ひ。其毒氣つもりて。腹中より腐るを。俗語に内損といひ。又内瘡といふ。俱に誤なり。此症は。外科全書に。内疽といふ病なり。酒肉の熱毒にて。腹内に癰疽を發する也。本草綱目酒の條下にも内疽とあり。按するに。華氏中藏經論服餌得失篇云。石之與金。有服餌得失者。有二年少之輩。富貴之人。恃其藥力。恣其酒慾。誇弄其術。暗使精神内損。と見えなれば。内

損といふも誤にあらざる也。又くぼのすさびに云。

俗に夏わづらふをあつけといふも。古語なり。狹衣に。夏つかたより母うへなやましげにし給を。れいもあつけにはさのみこそと云々。又按するに。うつはの物語初秋に。ひごろあつけにや侍らん。又國讓に。かたへはあつけなとにやとぞ見給へ侍る。日頃はかくごくねちの頃に侍ればなり。又落窪物語に。女君はあつけにや。なやましうてみたまはねば云々。など見えたり。聖濟總錄四十中喝統論に。俗號暑氣とあれば。醫書より出たるとなへ也。

薰物埋土中卅一

堤中納言物語云。ひんがしのたいのこうばいのしたに。うづませ給ひしたきもの。けふのつれづれに。こゝろみさせ給ふとてなむとて。えならぬえだに。しろかねのつなふさふたつけ給へり。源氏物語梅枝云。右近の陣の、みかは水のはとりになすらへて。にしのわた殿のしたよりいづるみぎはちかう。うづませ給へるを。兵衛尉はりて参れり。按するに。薰集類抄。埋日數付埋條云。承和御時。被埋右近陣御溝邊地。後代相傳不變其處。茶碗のつば。もし

佗別傳。有_ニ灸_ニ此各七壯_ヲ語_ニ。三條贅筆。醫家用_レ艾。一
 灼_ニ謂_ニ之_ニ一壯_ヲ。沈存中言。以_ニ壯人_ニ爲_レ法。其云_ニ若干
 壯_ニ。壯人當_レ依_ニ此數_ニ。老幼羸弱。量_リ力減_レ之。按_ニ此說
 未_レ是。周禮攷工記。巢氏云。凡鑄_ニ金之狀_ニ。金與錫
 黑濁之氣竭。黃白次_レ之。黃白之氣竭。青白次_レ之。
 青白之氣竭。青氣次_レ之。然後可_レ鑄也。注云。故書
 狀作_レ壯。杜子春日。壯當_レ爲_レ狀。疏云。此巢氏鑄冶
 所_レ候烟氣。以知_ニ生熟之節_ニ。讀_ニ此則知_ニ。灼_ニ艾所_レ云
 壯者。亦候_ニ烟氣節_ニ耳。灸法出自_ニ上古_ニ。故自與_ニ故
 書_ニ合。杜子春改_ニ其文_ニ。乃杜之偶誤。沈存中憑_ニ臆
 爲_レ說。亦未_レ詳攷_ニ乎此_ニ。と見えたり。此說新奇なり
 といへども。是なりとも定がたし。沈存中の説は夢
 溪筆談_{技藝篇}に出たり。臆説には非ず。千金方灸例に。
 凡言_ニ壯數_ニ者。若_ニ丁壯遇病。病根深篤者_ニ。可_レ倍_ニ
 多於方數_ニ。其人老小羸弱者。可_レ復減_ニ半_ニ。とあるに
 もとづける也。されども穩ならず。又炷の誤字なり
 といへるは。論ずるにもたらぬひがこと也。考るに。
 楊雄方言云。草木刺_ニ人_ニ。北燕朝鮮之間。謂_ニ之_ニ策_ニ。
 方言各本に策に作れり。今盧氏抱
 經堂本戴氏疏證本等に據_ニて改む_ニ。或謂_ニ之_ニ壯_ニ。郭璞注に。今
 淮南人。亦呼_レ壯。壯傷也。とあり。灸も亦草にて

刺ごときわざなれば。壯とはいへるなるべし。

玉練槌廿八

葛原詩話云。搗衣ノ杵。音節ヲ調_レフ花杵ト云。杜臆
 ニ。搗衣杵有_ニ音節_ニ。俗謂_ニ之_ニ花練槌_ニ。又元人月泉吟
 社詩。村酒柔_レ情玉練槌ト。花練槌ト同キカ。按_ニする
 に。玉練槌は酒の名なり。留青日札云。酒名玉練槌
 浦江月泉吟社詩。山歌聒_ニ耳_ニ烏鹽角。（烏鹽角曲名。其
 名錄。山堂肆考。填詞
 名解。風雅遺聞等）村酒柔_レ情玉練槌。（また事物紀原云。
 酒異名玉練槌）天池秘集云。唐時造_ニ甘體_ニ名_ニ玉練槌_ニ。味香美。杜詩
 云。村酒柔_レ情玉練槌。なごあるにて知べし。又按に
 徐炬が酒譜に此詩を引て杜少陵が作なりといへる
 は。格調をも辨ざるみだりごとよ。山居雜志に載
 たりと。王士禛が蠶尾文。また居易錄等にあり。（上
 引る。天池秘集も。かく一首の詩のうへにて。和漢の人
 亦杜詩を誤れり）のあやまれるは。まれなる事也。さて村酒を月泉吟
 社には。社酒に作れり。（社酒の
 酒なり）武林舊事。諸色酒名
 門に。玉練槌を載て。注に祠祭とあるによれば。社
 酒に作れるを是とす。されば。宋朝にて祭にもちひ
 し酒なるを。天池秘集に。唐時に造りし甘醴と。い
 へるも亦誤也。

濕暑薰蒸病所^レ伏。一國之人走如^{リテ}狂。歲歲迎^{ヘテ}神事^ヲ。歐逐^ヲ。巡^ニ行縣鄙^ニ示^ス周知^ヲ。觀者駢闐如^{シテ}蟻^ノ族^ノ。鏡鼓聲喧列^ニ畫旗^ヲ。雲仙導引乘^ニ丹轂^ヲ。府史分^ニ曹半孺童^ヲ。篋與坐擁司^ニ文牘^ヲ。執戟郎趨^ニ武衛^ヲ森。華裯吏捧^ニ衣冠^ヲ。肅。亦有^ニ行厨^ヲ備^ニ綺筵^ヲ。玉杯象箸紛^ニ肴饌^ヲ。繡蓋新張色樣鮮。珊瑚翡翠圍文黻。大纛高牙取次舉。朱旛十丈連^ニ雲蓋^ヲ。寶鼎龍文健獨扛。衆中賈^ニ勇誇^ニ責育^ヲ。負^ニ戴嬰兒^ヲ百戲陳。隨身傀儡持^ニ竿木^ヲ。或崩^ニ厥角^ヲ稽首齊。千夫頂禮偕匍匐。又支^ニ雙臂^ヲ。蔓鈎懸^ニ香蕪^ヲ旃檀^ヲ。燎^ニ肌肉^ヲ。左右威驚對簿嚴。于思睥目^ニ瞞^ニ其腹^ヲ。小部笙歌入^ニ耳清^ヲ。兩行宮監移^ニ絲竹^ヲ。舞袖輕裾接^ニ腰嬈^ヲ。氤氲夾道爐煙馥。迤邐傳呼仙仗來。神容睟穆臨^ニ黃屋^ヲ。吁嗟^ニ巧力各自呈^ヲ。盡瘁馳驅無^ニ怨譴^ヲ。媚^ニ神惟欲^ニ逐^ニ神床^ヲ。疾疫潛除還降^ニ福^ヲ。我聞神異本天生。照^ニ夜光芒下^ニ魁宿^ヲ。但修^ニ明德^ヲ神所^ニ歆^ニ。底用奔忙恃^ニ巫祝^ヲ。なごあり。

附識す。鹽尻云。卜部兼俱。明應三年十一月の中臣祓聞書を按するに。祇園牛頭天王は。清和帝。貞觀中。天下疫癘流行す。兼俱二十代前。日良麻呂勅命を奉して。京中の男女を率ゐ。六月七日と

十四日。神輿を飭り。神泉苑へ疫神を送りし。其次の年。又疫有故に。去年の如く送り。其次の年も。民疫病に苦しかば。前の如く神輿を捧げ。京師の男女癩子ごとをして。神泉苑へ送りし。夫より年々六月疫神を送り。歲毎に神輿を造るも。大儀なれば。置所を定むべしと。東山感神院に。神輿を納ける。其堂もせばかりけるにや。昭宣公の御殿を參らせられ。かしこに立て。神輿を納め。祇園精舎と號せし。仍て素盞烏尊を勸請したるにはあらず。彼神輿を宿せしまゝ。おのづから神所となりける斗也。此說二十二社注式にそむけり。但昔疫神を送りしといふ事は。さもあるべきにや^{以上}。按するに。疫神を送るとて。船をつくるは。此神輿よりうつれるにて。もろこしにならへるにはあらざるへし。

灸幾壯廿七

松蔭醫談云。灸一壯二壯といふは。壯人をもて準とする詞なりと。古人の注し侍るはいかなる事ぞや。予是を考れば。炷壯字形の似たるより。いつしか寫し誤るのみ。按するに。通俗編^數云。後漢書^注引^ニ華

除^キ瘟^{アリ}驅^{アリ}瘡^{アリ}鬼^{アリ}。以解^ケ中^ニ瘟^{アリ}氣^{アリ}。各鄉莊村疇置^ニ會^{アリ}首^{アリ}。一年一家。聚^ニ父老長幼^{アリ}。乃於^ニ溪河之中^{アリ}。擲^ニ鼓大^{アリ}喊^{アリ}。競渡龍舟。以送^ニ瘟鬼^{アリ}。會首置^ニ物食之類^{アリ}。使^ニ其爭搶競奪^{アリ}。以爲^ニ樂^{アリ}。豐年之事^{アリ}。また木舟もあり。知新錄云。徵郡。春初必賽^ニ神^{アリ}。爲^ニ舟^{アリ}以送^ニ瘟^{アリ}。黃黃生有^ニ神船^{アリ}八章。其詩曰。刻^ニ木爲^ニ舟^{アリ}。束^ニ帛爲^ニ人^{アリ}。首尾象^ニ龍^{アリ}。綵繪如^ニ神^{アリ}。臺灣縣志^志云。每三年。即大斂^ニ財^{アリ}。延^ニ道流^{アリ}。設^ニ王醮^{アリ}。二三晝夜。謂^ニ之送瘟^{アリ}。造^ニ木爲^ニ船^{アリ}。糊紙像^ニ三^{アリ}。按^ニ。重修臺灣府志^志。儀仗儼如^ニ王者^{アリ}。盛陳^ニ優觴^{アリ}。跪進^ニ酒食^{アリ}。名爲^ニ請王^{アリ}。愚民爭投^ニ告牒^{アリ}。畢。乃奉^ニ各紙像^{アリ}。置^ニ船中^{アリ}。競賽^ニ柴米凡百器用兵械財寶^{アリ}。以^ニ紙或綢爲^ニ之^{アリ}。無^ニ一不具^{アリ}。推^ニ船入^ニ水^{アリ}。順^ニ流揚^ニ帆^{アリ}。而去則已。或洄泊^ニ岸側^{アリ}。其鄉必更設^ニ醮^{アリ}。造^ニ船以禳^{アリ}。按^ニ府志^志。或泊^ニ其岸^{アリ}。每費累^ニ數百金^{アリ}。少亦不下^ニ三百金^{アリ}。則其鄉多屬^ニ必更禳^{アリ}之。雖^ニ窮村僻壤^{アリ}。罔^ニ敢吝^{アリ}。以爲^ニ禍福立至^{アリ}。噫此誣^ニ神惑^ニ民之甚者也。また草船もあり。岳陽風土記云。民之有^ニ疾病者^{アリ}。多就^ニ水際^{アリ}。設^ニ神盤^{アリ}。以祀^ニ神^{アリ}。或爲^ニ草船^{アリ}。泛^ニ之^{アリ}。謂^ニ之送瘟^{アリ}。月令輯要云。楚通志。正月十八日夜。燒^ニ燈^{アリ}。以^ニ草爲^ニ船^{アリ}。實以^ニ紙馬^{アリ}。送^ニ至^ニ江渚^{アリ}。焚^ニ之^{アリ}。謂^ニ之禳災^{アリ}。また蓮船もあり。吳門

補乘云。乾隆二十年乙亥。吳下奇荒。丙子春。復遭^ニ大疫^{アリ}。巡撫莊公有恭。延^ニ穹窿道士^{アリ}。建^ニ醮十日^{アリ}。以^ニ蓮船^{アリ}。送^ニ祟^{アリ}。焚^ニ于盤門外^{アリ}。街坊徹夜。鳴^ニ金伐^ニ鼓^{アリ}。以祛^ニ之^{アリ}。また鹽尻云。甲午^{按^ニ正德四年}。四五月の比。肥前長崎の港。疫疾大に流行し。六七月。難波京師に及び。染疾の家々。苦しみ愁ふ。泉南尤甚しく。堺の商家死亡數千人なりし。京にては組を定め。人形を作り。夜に入數十人。金鼓には疫を送る。喧びすく。前代未聞の姿なりし。東海談云。享保十八年。七月上旬より。東都大に疫癘はやり。上下貴賤。みな此氣に中りて病す。十三日十四日の比は。大路の往來もたえ^ニなり^{アリ}。是は醫書に。いはゆる天行時疫といふもの歟。邑里ともに。藥にて疫神の形を作り。かね太鼓をならして。是を南海へ流しぬ。なごあり。これ今もなほするわざ也。又按するに。是も唐土にあり。萬病回春^條云。鬼脈。乃邪祟爲^ニ之也^{アリ}。不用^ニ服藥^{アリ}。但宜^ニ符咒治^ニ之^{アリ}。或從^ニ俗送^ニ鬼神^{アリ}。亦可^{アリ}。八絃譯史云。吐蕃。疾病不^レ知^ニ醫藥^{アリ}。鳴^ニ鼓焚^ニ柴^{アリ}。以逐^ニ疫鬼^{アリ}。篤信^ニ咒詛^{アリ}。梁玉繩說彙云。杭城賽神。東嘉忠靖王。尤盛以逐^ニ疫也^{アリ}。戲作。江城五月多^ニ炎燄^{アリ}。

入を引て。俱にケヌキヤ。と譯したるは誤なり。カ
ミコヒ。と譯すべし。其證は。僧居簡が。贈ニ刀鐻
工。文に。天台刀鐻工初來杭。余髮方壯。鬚鬢如
蠟。試其技。瑟瑟如蠶食葉。若無刀焉。云々ナガク北
文集。僧大觀が。贈ニ刀鐻詩に。彈鐻山林垌。豪門
次第登。技能雖自負。心手要相應。適意惟杯酌。
營家只斗升。數煩來薙我。短雪易ホウソウ物利殿鬚語六
墨客揮犀に。呼ニ刀鐻者。使刺其眉尾。鄭氏規範
に。諸婦不得用ニ刀鐻工。剃面。山菴雜錄に。有
金墮刀鐻蔣生者。爲師剃髮。なごあるを考ふべし。
さて刀は剃刀なり。
附識す。秉穗錄云。賢奕編に。鐻工稱ニ待詔と。
見聞錄に。待詔者。吾松櫛工之稱也。二說同じ
きにや。按するに。俱にかみゆひ也。吳風錄に。
剃工爲ニ待詔とあるも亦同しものなり。又霏雪錄
の鐻肆は。かみゆひとこ也。鐻字の義は。唾餘新
拾に。吳俗稱ニ鐻工爲ニ待詔。今剃頭遇有ニ鼻毛白
須。亦兼鐻云。故有ニ此稱。といひたる事。拙著俗語類譯
に出せり。

送ニ疫鬼ニ廿六

日次紀事云。凡疫癘。春初多流行。若然則民間大
人小兒。每鳴ニ鉦鼓。而追ニ疫鬼。或以ニ綠樹條。作ニ小
船。捨ニ郊外。而歸。或以ニ生芻並生草。造ニ偶人。捨ニ野
外。而歸。是亦驅ニ疫之一術。而唐土造ニ紙船。之類
乎。按するに。紙船の事は。閩書風俗云。正月上元十
三四五日。各里造ニ紙船。送ニ瘟鬼。五雜俎云。閩俗。
瘟疾之疾。一起即請ニ邪神。朝夕拜禮。以ニ紙糊船。送ニ
之水際。天門縣志風俗云。以ニ紙糊龍船。沿ニ門遍收ニ
米穀。將ニ牌納ニ船內。送化ニ水際。謂ニ之收瘟攝毒。妄
妄錄云。乾隆五十四年秋。淳安縣城大疫。居民齋醮。
扎ニ紙船草人。焚ニ芻送ニ於河。謂ニ之送瘟船。大ニ於小
艇。底ニ浮薄板。以レ是不沈。順ニ流浮。漢口叢談云。
楚俗以ニ五月望日。爲ニ大端陽節。剪ニ紙爲ニ龍船。中坐ニ
神像。自ニ朔旦起。至ニ十八日止。鼓鉦爆竹。鑼火喧
闐。晝夜不輟。處處皆然。楊林口爲ニ更盛。數十人
駕ニ一小舟。衆槳齊飛。疾如ニ風雨。鼓聲人聲。與ニ水
聲相應。岸上觀者如ニ堵。謂ニ之龍舟競渡。亦有士
女坐ニ四柱青幔之船。竹簾傍挂。肴饌笙歌。出游助興
土人云。將ニ以驅ニ瘟疫也。また紙船にはあらざれ
ども。是に似たるは。懼仙神隱云。五月五日。宜

食は。後世の硯水とは。異なるべし。又按するに。運歩色葉集云。硯水咸陽宮作時。依高硯水凍。入硯酒則硯水不凍。餘酒大工飲之。今世傳來曰。硯水也。とあるによれば。硯水はもと酒をいへるを。うつりて他の食物をも。工匠にあたふるをば。硯水とよべるならん。さて酒を硯水とよべるは。玄水の假字にや。僧無住の雜談集に。峨嵋淨金剛院ノ院主。道觀房。淨土宗學生。後峨嵋法皇御歸依ノ僧ト聞シガ。弟子律僧。夏比爲對面來事有ケルニ。人ヲ召シテ。大乘茶參ラセヨト云。何物ニヤト思程ニ。打銚子ニ。玄水ヲダブ〜ト入テ來レリヤ。御房是メセ。梵網經ニハ。酒ノ器ヲ過セバ。五百生無手報ヲ得ト説レタリ。サレドモ道觀ハ極樂へ參ズレバ。カタハモノニハヨモナラジ。タゞメセト云ニ。慎テ言ナシ。イデ〜トテ。我三杯飲テ。弟子ヘサス。弟子二杯ノム。又モテ來レトテ。又三杯ノミテ。内野ニテ醉サマシテ。寺ヘ歸ラレヨト云。弟子又三杯飲テケリ。此事ヲ聞侍シヨリ。大乘ノ名モナツカシク。覺エ侍ルマヽニ。多ノ名ノ中ニ。大乘ノ茶ト申ナレタリ。玄水ハ醫書中ニ見エタル名也。或ハ僧ノ中

ニハ。般若湯（般若湯出東坡志林）トモ云ヘリ。本説不レ知侍リと見えたるにて知るべし。醫書とは。證類本草なるべし。彼書卷六。菖蒲の下に云。夏禹神仙經。菖蒲薄切。令日乾者三斤。以絹囊盛之。玄水一斛清者。玄水者酒也。懸此菖蒲密封閉一百日。出視之如綠菜色。以一斗熟黍米。内中封十四日。間出飲酒。則一切三十六種風。有不治者悉效。また此二字は。淮南子詮言訓云。樽之上玄樽。高誘注云。樽酒器。所尊者玄水。とあるに本づけるにや。附識す。僧徒宏の緇門崇行錄云。唐玄鑒。澤州高平人。性敦直。數有繕造工匠繁多。或送酒者輒止之曰。吾所造必令如法。寧使罷工。無容飲酒。時清化寺。脩營佛殿。州豪族孫義。致酒兩輿。鑒即破酒器。流溢地上。賛曰。今時之餉工役。非惟用酒。兼復飪腥。至於堅棟安樑。賽神宴客。且復赤丁垣之刀矣。天堂未就。地獄先成。豈虛言哉。司營繕者。當痛以爲戒。これを見れば。唐土にても。工匠の勞を慰むる事あり。

刀鏞工廿五

名物六帖に。増續韻府の刀鏞工。堯山堂外紀の刀鏞

飢。或在ニ水飯之前。予近預ニ河中府蒲左丞會。初坐即食。晷生飢飢。予驚問之。蒲笑曰。世謂ニ飢飢ニ爲ニ頭食。宜爲ニ群品之先。可レ知矣。意其唐末五代。亂離之際。失ニ其次序。また明の胡侍が眞珠船に。今人宴終。必薦粉粉故名。頭食ニ後人宴終方ニ此味。蓋失ニ其次ニ耳。薦薦此味。蓋失ニ其次ニ耳。。其來頗遠。源齋問覽云。太祖內宴先令進清の王榮が新錄に近世點心亦名曰頭膳とあるも麤類よりうつれるにや。。或人云。上に引る初學記の文に據れば。饅頭は専ら祭にのみ用ひて。宴席の食物ならねば。頭食の類とはいふまじくや。答ていはく。藝文類聚の束皙が餅賦に。若夫三春之初。陰陽交際。寒氣既濟。溫。不レ至熱。于レ時享宴。則曼頭宜レ設。とあるにて宴席にも用ひたるを知べし。

附識す。知不足齋本游宦紀聞に。黃長容云。饅頭當用ニ慢字。見ニ束皙餅賦「束皙餅賦」とあり。盧文弨が跋に此語を引て。今攷ニ束賦中ニ自作ニ曼字。即字書中亦無レ慢と云り。按するに。廣韻。上平聲一十六桓部。慢字の注に。慢頭餅也とあり。其下に饅字の注に。俗とあり。慢は正字。饅は俗字なり。

硯水廿四

東臚子云。農民餽時前に食するをケンズイと云。間炊なるべし。建水と古く書來れど。據をしらず。

閑田耕筆云。今世造作せる職人に。三時の食物の外に。勞を慰むる爲に。酒餅の類をあたるを。けんすいといふ。其字も義もしらず。唯ならはしにて。

いふものも。聞ものも。此事と心得る也。然るに此頃。藤叔藏。藏する古文書零紙を見るに。硯水の字を用ゆ。天正十九年六月。櫓造作入目注文と題する數條の内。三十文。棕硯水一日分。同ヲガ引ノ内十六文。酒硯水。硯水と書る子細は未聞。もし硯の乾きたるに水をうつすが如く疲たるものに酒菓をあたへて。是を慰め。用をなす義にや。されど是は推量の說也。橘洲は。間食ケンズイかといへり。按するに。間食の字面は日本靈異記卷上にあり靈異記考證に。造酒式云。酒部二人官人。云々仕丁二人。云々釀酒日。給ニ間食。稻舂女丁。亦同者是也。主稅。織部。大膳。大炊。掃部。内膳。主水式。亦有ニ間食。屋代臨池先生曰。間食謂ニ於朝夕食時之外食之。行阿假名遣。作ニ硯水。古寫本。或作ニ間水。皆假借也。今京都及大和國。俗語即爾。愚按周禮。膳夫職云。凡王之稍事設ニ薦肺醢。鄭司農注云。稍事謂非ニ日中大舉時。而間食。謂ニ之稍事とあり。されども。靈異記。延喜式の間

又號^ス枯道人^ト。關西士族也。薙髮爲^シ沙門^ト。性行純粹。心地高潔。好遊^ニ諸名勝^ヲ。因^テ過^リ雲間^ヲ。與^ニ之談^ス詩詩奇^{ナリ}。與^ニ之飲^ス酒。酒可^ニ中上戸^ヲ云々。又^ニ書^ス酒上戸^ヲと標目して云。新安有^ニ販^ル木大賈^{ナリ}。善飲^ス酒。自^ラ詫天下無^シ二。挿^テ標木筏上^ニ云。飲者能勝^タ我。取^テ筏^ヲ去。有^ニ京僧某^ヲ聞而赴^リ之。裏^ニ一物^ヲ負^フ項背間^ニ曰。僧酒徒也。願就^テ飲^ス。賈出^ニ銀碗^ヲ約容^ニ三二五升^ヲ。僧一吸而盡。既而咲曰。此物瑣碎。僕有^ニ酒瓢^ヲ在^ル。解^キ裏^ヲ。乃大銅磬也。連飲^ニ三聲^ヲ而別。賈如^ニ數許^ヲ之。又清の曹寅か棟亭文鈔に。二杯銘云。南董先生。弗^レ良於左臂。藥石有^レ瘳。自議^レ止^メ酒既而曰。孰與^ニ我杯^ヲ。我數而飲^ス之。偶有^ニ二杯^ヲ。埏埴大者類^ニ豆^ヲ。小者若^レ尾。二合有^レ溢不^レ堪^ニ上戸^ヲ云々など云へり。

饅頭廿三

事物紀原に。蜀の諸葛亮が孟獲を征し、時に。蠻神を祭らんとするに。蠻俗は人の頭を以て祭るならはしなりと。いふものありしかど。もちひずして。羊と豕との肉を麵に包みて。人の頭にかたごりて。祭れりとぞ。それより饅頭ははじまりけるよしをいへり。同話録にも此説あり。七修類藁には。もと蠻頭

なるを饅頭と訛れりとすと。委しく藝苑日涉に記せり。按するに此事又誠齋雜記。演義三國志。古今事物考。などにも出て。誰もしれる故事なり。されども誤なり。いかにとなれば。初學記に。盧諶祭法曰。春祠用^ニ曼頭^ヲ。餠餅。餠餅。牢丸。荀子四時列饌傳曰。春祠有^ニ曼頭餅^ヲ。以上初學記。造りそめたるものを。さしつぎの神を祭らんとて。造りそめたるものを。さしつぎの晉の祭に。盧諶は。晉人なり。晉書に傳あり。そなへん事は。あるまじくおもはる又按に。漢の劉熙が釋名に。脰、脰也。脰、細密之肉和^ニ薑椒鹽鼓^ヲ已乃以^ニ肉脰^ヲ裏其表^ヲ。而炙之也。と見えたり。是つゝむに。肉と麵とかはり。熟せしむるに。炙と蒸とのたがひはあれども。其製は。またく饅頭なり。されば此もの。諸葛氏より前にある事も。亦明なり。蠻神を祭るに始らされば。人の頭にかたごりて。饅頭と名つけたりといひしも。ひがことなること論なし。今名義を考ふるに。曼は脰を覆ふ義ならん。明の趙宦光が説文長箋に。曼幕也。曼有^ニ覆義^ヲ。故从^ニ曼^ヲとあり。頭は宴會などの時。最初に出せる物の名にや。麵類を最初に出せる證は。宋の王闢之が澠水燕談錄云。士大夫筵饌。率以^ニ脰^ヲ。

てさきの商人をよびて。しかくなり。かの守にかくと申せと云へば。かの人。さるかしこだてなることをいはい。うとみ給ひて。今より後は。おのれがうるものをばかひ給はじ。とうけがはず。日頃誤給へる事を。あきらめ給なば。いとうれしとこそおぼすらめ。しひて申せといひつれども。うちわらひてかへりぬ。

附識す。或人。某雑誌といふ書を作りて。誤もあらば記せよとありしゆゑ。いさゝか書しうち。有波斯^{トシモノ}常^{カウデ}とある所の批語に。有波斯^{カウデ}常^{カウデ}と點すべし。波斯は。波斯國なり。といへりしを。彼人此事をまた書に著して。有波斯^{シモノ}常^{カウデ}と點したり。また誤れり。有波斯^{シモノ}は。波斯國の人ありてなり。波斯國にありてならば。有にはあならず。在字なり。是右にいへる俗說辨に同じ讀誤り也。彼作者。此字義を辨へぬ人にはあらねども。雕刻をいそぐ故に此類の事多し。

上戸廿二

今昔物語集^{卷十}云。上戸ニテ有ケレバ酒ノ欲サニ云々公事根元集釋云。上戸。江次第ニハ高戸トアリ。唐

ニテハ大戸ト云。餘冬序錄^{四十}云。人能飲。不能飲。大小戸之稱。唐宋酒令。詩話。言之多矣。今人殆相循而云爾。或問此稱。定起何時。吳志。孫皓每饗宴。人以七升爲限。小戸雖不入口。立澆灌取盡。是三國以前。事麴藥者。已有此品目也。^{蘭洲瑣語云今謂大飲爲上戸不知何謂晉王忱嗜酒醉輒經曰自號上頓上戸上頓之說與}白河燕談云。客問。多酒者呼上戸。小酒者呼下戸。其由何耶。答曰。白氏文集曰。猶嫌小戸長醉。韻府曰。以飲多者爲大戸。小者爲小戸。松廼落葉云。酒をよくのむ人を。上戸といひ。えのまぬを下戸といふは。いにしへ百姓の戸口をいふに。その口の多少によりて。上戸中戸下戸といふことありしかば。酒のむ事の多少を。それになぞらへていへるになむ。戸口のこと。日本書紀。持統天皇の卷に。大臣よりつぎ。宅地をたまふことをいへるくだりに。至無位。隨其戸口。其上戸一町。中戸半町。下戸四分一。とあるを見てしるべし。按するに。上戸の語。宋元よりありもやしけん。かしこへ渡りたる僧などの。傳へ來し詞なるべし。慎言がはじめて見たるは。明の陳繼儒が白石樵真稿。^{卷二}寄緣結弗疏云。寄緣名真觀。

二月後日益多一尾纔百錢耳と。今江戸にてかつを、
買ふと^ル同し。松陰快談云。東都人嗜^ニ松魚。其出在^ニ
春末夏初。始出^ル一尾直萬錢。都人爭買之。中下之戶。
最先食^レ之。以^ニ晚食^一爲^レ恥。傾囊典^レ衣。惟恐不^レ
得也。至^ニ四五月之際。出益多。一尾纔百錢耳。石林
詩話曰。云々。是彼此相似者。河豚有^ニ毒。往々殺人。
松魚亦有^ニ微毒。其不^レ鮮者。能中^ニ傷人。鮮者亦不^レ宜^ニ
多食^一也。」按するに。爾雅翼に。鯧。今之河豚。其
出有時。率以^ニ冬至後^一來每三頭相從。號爲^ニ一部。一部^ニ啗^一
云。得^ニ一部^一典^ニ一袴^一言烹和所用多也。とあるも。
亦快談の典衣といへるに似たり。江戸の卑賤の者。
河豚を鋏炮といふは。あたれば即命を失ふとの意な
るべし。是も似たることあり。梅堯臣の宛陵集に。
范臈州。座中客。語^ル食^ニ河豚魚^一詩に。庖煎苟失^レ所。
入^レ喉爲^ニ鏑鏑^一とあり。鏑鏑は古の劔の名なり。

墓息 廿

源平盛衰記^{大地震}事條に昔モ今モ。怨靈ハ怖キ事也。墓ノ
息。天ニ上ト云事モ有^ニザカシ^一とあり。のみの息天
へあがるといふは。近き頃の諺にて。長頭丸油かす
以下の書に見えたり。されども墓の字を。ノミとよ

まじ事あるまじく思ひしに。南浦文集に。我日本之
諺。有之曰。蝦墓之嘆息。其氣昇^{イキ}天。とあるに據
れば。盛衰記の墓は。ヒキとよむべし。白氏文集。
蝦墓の詩に。常恐飛上^レ天。跳躍隨^ニ姮娥^一。往往蝕^ニ明
月^一とあり。これらよりいひ出せるにや。今豊後に
てひきのおもひも天に通ずといふは。古諺の傳れる
なり。

馮永功 廿一

先年。書畫をあきなふものゝいへるは。ある國の守
の給ふやう。むかしもろこしの馮永功といひし人。こ
こに來りて。山水を畫きたる事。ものに見えたり。
今も其筆跡あるべし。いかでかはやとて。しきり
にもどめ給ふよしをいひき。さて四五日過て。俗説
辨を見つるに。畫史云。馮永功字世勳。有^ニ日本^一著^ニ著^一
色^ニ山水^一畫とあり。おもふに此書を見てぞのたま
ひけん。たいし是は。訓點のわろきなり。有^ニ日本^一
著色山水畫とあらたむべき也。馮永功は。日本人の
かきたる。彩色の山水の畫をもてり。といふこと也。
日本にありてなれば。在^ニ字^一。有^ニ字^一にはあらぬなり。同じ畫史に。王球字夔玉有^ニ三兩^一
漢而下。至^ニ隋古帝王象^一とあるにても明らか也。さ

昌邑の令。王密と云は。昔楊震が秀才に舉せし人なり。王密金を懷に入て。夜來て此を乞ふに。楊震不_レ受。王密が云く。情を報する也。人のしれるなければ。世に不_レ可_レ聞と。苦に云り。楊震答て云。天知地知れり。汝しれり。我しれり。既に四知ありとて。終にうけず。』といへり。流布本の蒙求注を見るに。天知神知我知子知とあり。舊注蒙求。及び學津討原本の蒙求注。後漢楊震傳。俱に神知とありて。地知とはなし蒙求和歌注の誤にやと思ひしかど。是よりさきなる。寶物集云。楊震道ヲ行ニ。金ヲ求タリキ。是ヲ不_レ取シテ有ケルヲ。俱ニアル者。如何ニ是ヲ不_レ取ゾト云バ。天知。地知。我知。人知。如何ニ主ニモ知レズシテ。物ヲバ可_レ取トテ取ズ。是ヲ四知ヲ耻トハ申ス也。又後なるは。十訓抄に。此事を載せて。天も知。地も知。我も知。人も知とあり。河海抄_{若菜}に。いかに隱密なる事も。四知とて。天地人我の四は知る也。八幡愚童訓に。天知。地知。吾知。汝知。太平記_{仁木没}に。只二人して云ことだにも。天知。地知。我しるといへり。寢覺記に。隠れてする事。天しる。地しる。我しる。人知。是を

四知といふ。産衣に。『心のしるを何かくすらん。』「愚なる身は天地に恥もせで。宗祇なごいへり又。三教指歸覺明注に。東觀漢記曰。楊震字伯起。弘農華陰人也。爲_ニ東萊太守_一。及_レ行_ニ郡_一。經_ニ昌邑_一。昌邑縣令王密。是故震所_{モト}舉秀才也。密夜懷_ニ金與_ニ震_一。以_テ報_ニ往昔之恩_一也。震曰。故人知_ニ君_一。君不_レ知_ニ故人_一何也。密曰。夜暮無_ニ人知_一之。震曰。天知地知神知子知我知。已有_ニ四知_一。何謂_ニ無_一知也。遂辭不_レ受。王密慙而去と云り。是地知の字あれども。又神知の語ありて。五知となれり。是は異本を見たる人の傍注を。傳寫の人。正文に疊入したる也。清朝にて編集したる。東觀漢記を閱するに。地知の二字なし。又白氏六帖清廉門に。楊震が事を載て。天知。地知。子知。我知に作れり。此ごろ。袁宏が後漢紀を閱するに。安帝紀。延光三年二月戊戌の下に。此事を載て。君知。我知。天知。地知。と記せり。されば古本の蒙求注には。地知と有けんかし。

河豚十九

乘璉錄云。石林詩話に。河豚方出時。一尾直千錢。然不_ニ多得_一。非_ニ富人大賈預以_一金噉_ニ漁人_一未_レ易_レ致。

臨渭亭^ニ應制詩に。須陪^ス長久宴^ニ。歲歲奉^ス吹花^ヲ。唐詩紀事^{卷一}。中宗。九月九日。幸臨渭亭。登^ニ高作^ニ云。泛^ニ桂迎^ニ。滿。吹^ニ花向^ニ酒浮^ニ。又德宗。豐年多^ニ慶九日^ニ示^ニ懷^ニ云。芳^ニ滿^ニ。衢室^ニ繁^ニ吹^ニ凝烟^ニ空^ニ。又^ニ王景^ニ慈恩寺九日應^ニ制^ニ云。綴^ニ葉^ニ披^ニ天藻^ニ。吹^ニ花^ニ散^ニ御筵^ニ。又^ニ張說^ニ。三相同^ニ日拜官^ニ。奉^ニ和^ニ御製^ニ云。菊花吹^ニ御酒^ニ。蘭葉拂^ニ天詞^ニ。なごあり。

風車十七

小兒の玩物の風車は。ふるくよりありしもの也。長谷寺觀音驗記に。鳥羽院御宇。當寺に法師丸と云ける小童有き。少より父に別て。貧母一人字くみけり。七歳に成ける保安二年の秋の比。同様成者七八人集り。面々風車^{按震筆御八講記亦有風車}を持て遊け共。此法師丸には作りてとらする者なし。浦山しさの餘に母に泣悲て乞ければ。自ら作て取せたりけれ共。敢て廻らざりければ。又母を責けり云々。正徹の草根集に。享徳元年十月廿七日。右京大夫の家の會に。寄車戀。手にとればそなたより吹風車めぐりあふべきしるしとぞ見む。後奈良院御撰何會に。風車の謎を。嵐は山を去て軒のへんにあり。尤双紙に。或連歌の

まへ句に。「あぢきなやたゞまはしても見ん」みどり子のなきがかったみの風車。など見えたり。此ものもろこしにもあり。水滸傳^{王教頭私に}。把^ニ一條棒^ニ使^ニ得^ニ風車^ニ似^ニ轉^ニ。帝京景物略に。剖^ニ秫^ニ猪^ニ二寸^ニ。錯互貼^ニ方紙^ニ其兩端^ニ。紙各紅綠。中孔以^ニ細竹^ニ。橫安^ニ秫竿上^ニ。迎^ニ風張^ニ而疾趨^ニ。則轉如^ニ輪^ニ。紅綠渾渾如^ニ暈^ニ。曰^ニ風車^ニ。また紙風車ともいふ。日下舊聞補遺に。浮山集を引て。簸^ニ泥錢^ニ。跳^ニ白索^ニ。轉^ニ紙風車^ニ。踢^ニ石毬^ニ。鞭^ニ陀羅^ニ。擊^ニ太平鼓^ニ。放^ニ空鐘^ニ。京師小兒雜戲也。と見えたり。賓退錄に。路德延孩兒詩曰。相教放^ニ風旋^ニ。弋說の積書說に。子孫束^ニ書^ニ于高閣^ニ。或零落散佚。村婦人。竊爲^ニ線貼^ニ。而痴孩子。碎^ニ爲^ニ風輪^ニ。なごある。風旋。風輪も此ものにや。又朝鮮にもあり。彼國人。李德懋が清脾錄に尹治字子精。號^ニ玄圃^ニ。嘗有^ニ陸士龍^ニ絶倒病^ニ。成均館月課見^ニ鄰席之士^ニ。傘上搜^ニ風車^ニ。颺然。回回不^ニ止^ニ。予是捧^ニ題軒渠^ニ竟日不能^ニ已^ニ。仍曳白而出。とあり。

天知地知十八

天しる地しるといふ諺も。蒙求和歌注云。楊震東萊の太守として。任に赴に。昌邑と云所を過けり。

て。逸したる歌ならんとおもひて。補へるなるべし。
もしはなふく秋の詞につきて。注すべくは。第三右
の歌より廿首前に。『理大夫顯季の。六條の家にて。
殘菊留^ム秋^ヲといへ^ニ』をよめる』をしまれてはなふく
秋もうつろへる菊をばえこそ見すてざりけれ。とあ
るをこそすべきを。それをおきて。後の歌をあげ
たるにても。後の人のしわざなるをしるべし。此注
にかなへるは。第八戀部に。『はねかづらあかものす
そにくりためてはなふくいもをふれすはやまじ。と
ある歌なるべし。さて花ふく秋とは。重陽に。菊酒
飲に花を吹事あるをいへり。重陽過ても九月をば花
ふく秋といひしなるべし。重陽なるは後の歌ながら。
夫木抄酒の題に。隆季。『竹の葉の籬の菊を折そへて
花をふくらん玉の盃。』竹の葉は酒の異名なり又詩にも作れり。田
氏家集の。九日侍宴賦菊暖花未^ル開^ケ應^ケ制詩に。縱
浮^ニ盃^ヲ盡^ス吹^ケ還^テ重^シ。菅家文草の。九日侍宴同賦吹
花酒^ヲ應^ケ制詩に。把^テ盃^ヲ無^ク嫌^ハ斟^ミ分^ニ十^ニ吹^ケ花^ヲ乍^チ到^リ唱^ス
遲^ニ三^ニ。又同^ニ諸才子。九月三十日。白菊^ヲ襲^ヒ邊^ニ命^ス飲^ス詩
序に。九日吹^ケ花^ヲ之^ヲ飲^ス。就^ニ公宴^ニ而^モ未^レ遑^ハ。又客中
九日對^ニ菊書^ニ懷^テ詩に。口未^レ吹^ケ花^ヲ淚^ヲ滿^リ盃^ニ。又九日

侍宴。群臣獻^ニ壽應^ケ制詩に。祝^シ盃^ヲ吹^ケ花^ヲ自^ラ笑^ス。又
九日侍宴。觀^ニ群臣插^ニ茱萸^ヲ應^ケ制詩に。口嫌^ハ酒^ヲ菊^ヲ吹
先去^リ。朗詠集菊門に。紀^ニ納言^ニ。先^ニ三遲^ニ兮。吹^ケ其
花^ヲ。如^シ曉星之轉^ニ河漢^ニ。私注に。三。江吏部集の。菊有^ニ三
遲者酒名也。延年術^ニ詩に。酒上吹^ケ花^ヲ嘲^リ雪^ヲ子^ヲ。離東近^ニ月^ヲ吟^ス雲
孫^ヲ。新撰朗詠集酒門に。菅庶幾。戴^ニ酒訪^ニ幽人^ニ詩
に。荆籬客醉斜^ニ吹^ケ菊^ヲ。柴戶人稀緩^ニ酌^ニ蘭^ニ。無題詩。
藤原敦光。賦^ニ菊花^ニ詩に。玉蘂吹來唇自^ラ冷^{ナリ}。又藤
原茂明。同題詩に。浮^レ花吹得^ニ三澆酒^ニ。なごあるを
あはせ考れば。花を吹とは。盃中の菊花を吹事にて。
厭勝なるべし。此事もと唐土より起れり。乘穗錄に。
九月九日を吹花節といふ。宋^ノ宋^ノ祁^ノ後苑燕射賦に。月
著^ニ授^ニ衣之令^ニ。日紀^ニ吹花之遊^ニとあり。』又按するに
月令廣義。九月初九日條に。吹花節。注に。宋詩と
あり。是は楊萬里が誠齋集^{卷十}賀^ス皇太子九月四日生
辰^ニ詩に。重九吹花節とあるをいひしにや。されど
も吹花。宋に始るに非ず。藝文類聚^{卷四}に。梁庾肩吾。
侍^ニ讌^ニ九日^ニ詩曰。玉醴吹^ケ花^ヲ按^ニ初學記^ニ。四。銀床落^リ井
桐。文苑英華^{百六}十九に。蘇頌。九日侍宴應^ケ制詩に。
降鶴因^ニ昭德^ニ吹花入^ニ御詞^ニ。又^{百七}趙彥昭。九日幸^ニ

王未^デ會相喚^ハ。乃自求^{ムル}押到^ナ何也。と押字の義似たるやうなり。「按するに。此押字は警固して行意なり。人のすべき事を自らするといへる也。靈應錄に。有^ニ漁者^ニ死。信宿而活。云。被^レ人追^ニ往^ニ一處^ニ。見^ル先舅氏^ニ在^ニ其間^ニ。似^レ爲^ル世之曹吏^ニ。曰追者誤矣。呼^テ追者^ニ曰。速押^{カニ}斯人^ニ回去^ニ。夷堅支志に。劉四暴卒^ニ。爲^ニ兩吏^ニ領^ニ。至^ニ幽冥中^ニ。入^ニ閻王殿庭下^ニ。云々王命^ニ吏押^ニ回劉^ニ。夷堅三志に。俞一郎者。被^レ病困危。爲^ニ一鬼^ニ拽^ニ。出行及^ニ一門樓^ニ。問爲^ニ何所^ニ。曰地府也。俄押往^ニ殿下^ニ。檢^ニ生前所^ニ爲^ニ。者舊續聞に。有^ニ數獄卒^ニ。押^ニ其女^ニ。あるにて知べし

唐土俗語十五

唐土の俗語の書をよむは。無益なりといふ人あり。答て云。鴻儒碩學といへども。俗語をしらずして。誤れるものあり。無益ともいひがたからん歟。其證は異稱日本傳に武備志を引て。日本考津要に貿易用^ニ金銀銅錢^ニ。憑^ニ經紀^ニ。名曰^ニ乃隔依理^ニ。と點す。これ經紀の俗語なるを知ざる也。憑^ニ經紀^ニ。と改べし。經紀は此國にいふ。スアヒトリなり。乃隔依理は中入にて。賣人買人の間に入の謂なり。經紀の事は。品字

箋に。世俗以^ニ牙行^ニ爲^ニ經紀^ニ。とあり。牙行は即スアヒトリなり。知新錄に。今人謂^ニ主^ニ貿易^ニ。爲^ニ牙行^ニ。とあるにて知べし。また講習餘筆に。唐李義山ガ雜纂ト云書アリ。其書ニ。必^ニ不^ニ來。客作^ニ偷物去^ニ。と點す。是も亦客作の俗語なるを知らざる也。客作偷^ニ物去^ニ。と點すべし。能改齋漫錄云。客作兒者。傭夫也。肯綮錄云。今人指^ニ傭工之人^ニ。爲^ニ客作^ニ。三國時已有^ニ此語^ニ。焦光飢。則出爲^ニ人客作^ニ。飽食而已。長洲縣志云。罵^ニ傭工^ニ。曰^ニ客作^ニ。注云。漢書匡衡傳。乃與^ニ客作^ニ。而不^ニ求^ニ價^ニ。已集通俗編。等に出たり。堅瓠などの類なり。

はな吹秋十六

顯昭散木集注云。秋もつひにくれ。都の人もかへりぬれば。とめかねて。なにかさもはなふく秋にかはりぬる冬はみゆきをもたぬものかは。はなふくとは。けはふ心也。けはふ時ははなふくらかすなり。按するに。此注此歌にかなへりとも見えず。よく考ふるに今本の散木集注は傳寫せし人。こゝの歌を遺脱して。注のみを寫しを。後の人。散木集第三秋の部に載たる。右の歌に。はなふくの詞あるにより

關のしみづにかけみえて今やひくらむもち月の駒。
考るに此歌は萬葉集「かはづなく神なび川に影見えて今や咲らむ山吹の花」といふをおもひてよめるなるべし。兼盛が衣うつべき時やきぬらん。とよめる歌を。時文が難せし時。貫之が歌をもてこたへたるは。萬葉集をばわすれたるにや。」といへり。按するに。是は十訓抄を讀ての説なるべし。彼抄云。天曆御時。月次の御屏風の歌に。擣衣の所に兼盛詠云。秋深み雲井の雁の聲す也衣うつべき時や來ぬらん。紀時文。件の色紙形をかく時。筆をおさへていはく。衣うつを見て。うつべき時や來ぬらんと詠するはいかん。兼盛に尋らるゝに申云。貫之。延喜御時の御屏風に。駒迎の所に。「逢坂の關の清水に影見えて今やひくらむ望月の駒。と詠する其難ありや。いかに。時文口を閉づ。しかも時文は。貫之が子にて。かく難じたりける。いよくあさかりけり。」とあり。時文。兼盛が御屏風の繪の歌を難じける故に。貫之が御屏風の繪の歌をもてこたへし也。もし萬葉の歌をもてこたへんに。時文いかで閉口すべき。又按するに。十訓抄印本には。右に引てかこみをつけたる。

貫之云々の十六字脱たれば。今古寫本にて補ふ。五老古本を見たらんには。此説はいふまじき也。たにし古本を見ずとも。此事は。袋草紙。顯昭拾遺抄注。著聞集等に載て。皆古本のおもむきなり。ここに著聞集は。此人のあらはし、雅言集覽に。往々引用たるに。これにこゝろつかざりしは。いぶかしきこそ

視月占水旱十三

誹諧紅梅千句に。「ひでりうらなふ初秋の頃」「三日月のなりことの外かたぶきて。と長頭丸つけたり。按するに。江隣幾雜志に。劉師顏視月占水旱。問之云。諺有之。月如懸弓。少雨多風。月如仰瓦。不不求自下。七修類稿天地に。俗云。月而仰。水漸長。月而昴。水無滴。蓋月。行陽道則旱。行陰道則潦。月借日爲光。月生時如仰瓦。是行陰道矣。如弓絃景樣。是行陽道矣。故知旱潦者以此。留青日札に月初生行南爲陽道。則無雨。行北爲陰道。則有雨。仰瓦則北彎弓則南驗無爽。

兼穗錄云。俗に招かざるに赴くを。おして行といふ。鶴林玉露に。楊誠齋善クヌ謔。嘗謂テ好色者曰。閻羅

押字義十四

る。とつれたり。又俗に左右の手の拇指を屈して。四の指にておさへて寝ぬれば。おそはるゝ事なしといふは。病源候論^三云。卒魘者。屈也。謂^四夢裏爲^三鬼邪之所^ニ魘屈^ニ也。養生方^ニ導引法^ニ云。拘^三魂門^一。制^三魄戶^一。名曰^ニ握固^一。法屈^ニ大拇指^一。著^ニ四小指內^一。抱^レ之。積習不^レ止。眠時亦不^ニ復開^一。今^ニ人不^ニ魘魅^一。聖濟總錄^{百九十}法^ニ題^一して。此法を載たり。とあり。又梁の下に寝る事は。文海披沙云。今人寢忌^ニ壓梁及當^レ戶^一。曰。能令^ニ人魘不^レ寤。淮南子曰。枕^ニ戶^一。揖^ニ而臥者^一。鬼神蹶^ニ其首^一。則知俗忌久矣。千金方^{道林}云。臥勿^レ當^ニ舍脊下^一。また朱子語類^{鬼神}云。雨。風。露。雷。日。月。晝。夜。此鬼神迹也。此是白日公平。正直之鬼神。若所謂有^レ嘯^ニ于梁^一。觸^ニ于胸^一。此則不正邪暗。或有或無。或去或來。或聚或散者。とあり。梁と胸とを。いへるを見れば。上の事をいふに似たり。

良運歌十一

ねざめのすさびに。續江戸砂子に。後拾遺。「山里のかひもあるかなほとぎすこしもまたで初音聞つる是は良運法師の歌也。山城大原の里。勝林寺の中に。良運の舊坊有。障子に書つくる所の良運の筆。今に

きえずと云。考るに後拾遺集に。良運の郭公の歌見えす。たゞし春の下に。三月つごもりに。郭公のなぐを聞てよみ侍ける。中納言定頼「ほとゝぎす思ひもかけぬはるなけばことしもまたで初音聞つる」と有。今の良運の歌と。下句またく同じ。按にまたく同じからしはまたされば。良運が歌にさる歌ありもすべし。後拾遺集にありといへるはひがこと也。」とあり。按するに。袋草紙云。人々大原ナル所ニ遊行ニ。各騎馬。而俊頼朝臣俄ニ下馬ス。人々驚問^レ之。答云。此所ハ良運ガ舊居也。イカデカ不^ニ下馬^一哉。人々感歎シテ皆以下馬ス。件良運ガ房于^レ今存云。或僧語云。障子良運ガ所ニ書付^レ之歌未^レ消。山サトノカヒモアルカナホト、ギスコトシモマタデハツ子キ、ツル。在^ニ後拾遺集^一。定頼歌ニ末同歟。何レカ先ニ詠哉」とある。續江戸砂子の撰者は。此説を書る也。さて是は袋草紙に。點つけし者の誤なり、今點を改めて。此歌。在^ニ後拾遺^一。定頼卿歌ニ、末同歟、とよめば。語意明らか也、

兼盛歌十二

ねざめのすさびに。拾遺集秋部に。貫之「あふ阪の

我國中世ヨリ文字ニ疎キ故。讀誤ルヲ多シ。牛牛字似タル故。牛頭ヲゴツトヨミ。牽牛花ヲ。ケンゴ花トヨムハ。悔シキヲナリ。按するに。牛の吳音ゴなり。誤には非ざる也。

杉湯丸

續詞花集雜上云。大齋院御あしなやませ給を。すぎの湯にてゆでさせ給べきよし申ければ。ゆでさせ給へど。しるしも見えざりければ。齋院宰相「あしひきのやまひもやまず見ゆる哉しるしの杉とたれかいひけん。かへし齋院「しるしありとすぎにしかたはさくものをわがこのみわのやまぬなるべし。按するに。證類本草に。唐本注云。杉材木水煮汁。浸ニ將脚氣。また本草圖經曰。杉材。醫師取其節煮汁。浸ニ將脚氣殊効。唐柳柳州。纂救三死方云。元和十二年二月。得脚氣。夜半痞絕。脇有塊大如石。且死。困塞不_レ知_レ人三日。家人號哭。榮陽鄭洵美。傳ニ杉木湯。服半食頃。大下三次。氣通塊散。杉木節一大升。橘葉切一大升。北地無_レ葉。可_ニ以_レ皮代_レ之。大腹櫛榔七枚。合_レ子碎_レ之。童子小便三大升。共煮取_ニ一大升半_一。分_ニ兩服_一。若一服得_ニ快利_一。即停_ニ後服_一。按に本書方にも。

亦柳氏方
を載たり

本草衍義に。杉作_レ屑。煮汁浸_ニ洗脚氣腫滿_一。とあり。また續門葉集雜上云。大藏卿隆博。藥湯のために。杉の葉をこひ侍りける。返事にそへ侍りける。法印公紹「君がとふしるしども又なりにけり杉のみたてる秋の山本。又按するに藥湯のためにとあれば。これも脚氣ゆでん料にや。梶原性全の頓醫抄三卷脚氣部云。凡脚氣ノ人ハ。家ニモチフルトコロノ桶杓ナラビニ。板ジキマデモ杉ノ木ヲ用フ。又杉ノ葉杉ノ木。常ニ煎ジテ足ヲユデ竝腫タラン處ヲユデオ。キハメテシルシアリ。濟生方ニハユヅルヲ。イマシメタレ。ユデ、愈タルシルシ。オホクミエタリ。とあり濟生方脚氣論曰用湯淋洗者醫之大禁杉木の桶の事は。續博物志に。脚弱病。用_ニ杉木_一爲_レ桶濯_レ足。といへり

夢魘十

俗に胸に手をおきて寝。又梁の下に寝ぬれば。おそはるといふは。久しきならはし也。源氏物語御幸卷に夢にとみしたる心ちして侍てなん。むねに手を置たるやうに侍と申給ふ。湖月抄に。おびゆる心なりとあり。又誹諧紅梅千句に。「藥寢にはおそはれましや小夜枕といふ句に。「胸にある手をのけてのびす

作霖。分明滴滴是黃金。後村千家詩 曾幾が六月十四日。

大雨連朝詩に。黃金北斗高。何似六月雨。茶山など作

りたるも似たることなり。楊萬里が雨後田間雜紀

詩に。稻田滴水價千金。誠齋集三十四 高汝礪が雨後詩に。

時雨兩三日。田家家萬金。有年天子慶。憂國老臣

心中州集 夏の雨の作なるべし

夏雨分ニ馬脊一八

學海餘滴卷十に。續博物志續博物志說原出于埤雅 三云。俗以三五月

雨。爲三分龍雨。一曰隔轍雨。本邦諺曰。夏雨分ニ馬

脊。既隔ニ車轍。則其理必應分ニ馬脊一也。とあり南按に

莠言亦此按するに。田家五行拾遺に。夏雨分ニ牛脊。とあり南按に

類聚に。自然一對。夏雨分ニ牛脊。秋風實ニ驢耳。とあり。牛を午と讀あやまれる

人の。いひそめたるにはあらずや。其ひとつふたつ

をいはん。牛を午と誤りたるは。古寫本世俗諺文三葉

に九牛之一毛を。九午と誤り。續日本紀。大伴宿禰

牛養を。印本八卷十に午養と誤り。空也上人繪詞傳

中卷十に。牛頭天王を。午頭と誤り兒戲笑談四卷十に

牛角を午角と誤り。板橋雜記の牛頭阿旁を。和板上

牛角には午頭と誤れり。又午を牛と誤りたるは。唐

崔午爲崔牛。斷笞四十。徵銅四斤。不伏の題あ

り。宋本太平御覽二十に。孝經說曰。斗指午爲夏

を。明板に指牛と誤り。著聞集の午刻を印本廿卷に

牛刻と誤り。山陰雜錄上卷に。午時を午時と誤り。

年中風俗考四十行餘隨筆上卷並に端午を端牛と誤

れり。また午を牛と讀誤りたるは。學海餘滴卷八に。

遜齋閑覽云。李安義者。謂富人鄭生。辭以出。安

義於門上二大書牛字一而去。或問其故。答曰。牛不

出頭耳。此亦昔人題鳳意上今謂門書牛字。直是呵

言不レ如鳳字之隱微一也。といへり。又按するに。遜

齋閑覽は。說郛中に收たれども。節略本にて。此事

を載ず。事文類聚別集に。遜齋閑覽の此文を引て。

大書牛字一と見えたり。餘滴の牛字は。誤なり。鄭

生が頭を出さるを嘲りて牛なりとて。午字を書た

る也。これ牛字の頭を出されば。午字となればな

り。牛字を書んには。其故を問ものあらんや。牛とは

附識す。續黔驢編云。俗牛勞ヲゴバウト呼ビ。牛

頭天王。亦ゴツト呼ブ。是牛午の字似タルヨリ。混

ジテ音ヲ誤ルノミ。平東海雜章なるべし識語云。

妙。大啓^ニ後學^ヲ。余茲來^ニ南海^ニ。留^ニ三日。去而爲^ニ風濤^ニ所^レ阻。復返^ニ山中^ニ。是日大病。夜深方愈。次日。忽蟲食^ニ殘牙^ヲ。自落。余因法^ニ南峯和尚之旨^ニ。且答^ニ大士攝受之恩^ニ。亦請^レ僧轉^レ咒^ヲ。埋^ニ於塔下^ニ。中略此牙得^レ藏^ニ寶地^ニ。依^ニ大士慈光^ニ。則我身心全體^ニ。在^ニ光中^ニ也。云々。また小兒のぬけ齒。上齒は地上に捨。下齒は屋根に上る。是ももろこし人の説也。養生類纂に。小兒退齒。上齲者置^ニ床下^ニ。下齲者抛^ニ屋上^ニ。云々使^ニ齒速生^ニ。注に。瑣碎錄とあり。按に博聞類纂。亦此説あり。又齒の痛に咒して。紙一枚を疊みて。柱にあて。釘にて打つくる事。事林廣記に出たり。

あさり六

癸亥隨筆云。俗間に小石をざりといふ。歌にさゝれどよめと同言なるべし。さゝれもさりも。さら／＼しやり／＼といふ音を。形容したる也。十訓抄に。三井寺の覺議僧正。年高くなりて。有職^{（藤中抄云曰講有職といふ）}をゆりざりけるが。熊野に詣て。山川のあさりとならでしづみなばふかきうらみの名をや殘さん按するに。著聞集に亦此事を載て。山川のあさりとならでよぎみなばなけれもやらぬものやおもはんとあり。ざりといふもふるきこと也。按するにあさは。ざり

にあらず。水の淺きをいへり。覺議の歌も。それにてよく聞ゆる也。其證は。發心集^{（武州入間河洪に。いづちともなくをよぎゆけば。白波の中にいさゝか黒みたる處の見ゆるを。もし地かど。からうして。をよぎつきて見れば。流れ残りたる。蘆の末葉なりけり。かばかりのあさりもなかりつ。こゝにてしばし力やすめん。と思ふあひだに。したいに悉くまどひつくを。驚きてさぐれば。皆大くちなは也。水に流れ行くちなはごもの。此蘆に流れかゝりて。次第にくさりつらなりつゝ。いくらごもなくわだかまりありけるが。物のさはるを悦びて。まさつくなりけり。むくつく。けうとき事。たどへんかたなし。空は墨をぬりたらんやうにて。星一つも見へず。地はさながら白波にて。いさゝかのあさりだになし。』とあるにてしるべし。}

夏雨金七

五六月ひでりの頃。たま／＼雨ふれば。農民はかねのふる也。とよろこぶ。誹諧玉海集に。宗珠か。雨乞^{（云太刀ニタ立チカメ）}とゆふだちはこがねかたな哉。とよめるは是なり。もろこしにも。趙崇森が久旱喜^{（喜）}雨詩に。五月炎歆化

人も。又役人以下も。赤き衣をきず。疊も白へり也。

蠟燭

らつそく盃等までも。白きを本とする也。宗五一冊

云。わたましの時は。公私ともに。蠟燭は朱をかけ

ず候。又衣装も男女ともに白し。増鏡老の波の巻云。六

條殿の長講堂も焼にしを作られて。其ころ御わたま

しし給ふ。(替花傳祕書云移徙の花の事云々赤きもの松たてす候)卯日のはじめつか

た也。院のうへひさしの御車にて。上達部殿上人御

隨身。えもいはずきよら也。女院の御車に。姫宮も

たてまつる。出車あまた。皆白きあはせの五ぎぬ。

こき袴同しひとへにて。三日過てぞ。色々の衣ぎも。

藤つじなでしこなご。きかへられける。なご見え

たり。然るに世俗淺深秘抄云。移徙夜。女房用ニ紅袴

打衣等、不憚レ之。而中古以來憚レ之。知足院入道。

鳥羽院御堂御所御渡夜。調進御裝束。並女房裝束。

皆不憚ニ赤色。然而近代不レ用之。古今之作法異也。

可レ依ニ時儀ニ事也。とあれば。ふるくは忌ざりし也。

されば落窪物語に。人のいとよき所えさせたるを。

この十九日にわたらん。人々のさうぞくし給へ。こ

こもすりせさせん。とくわたりなん。いそぎ給へど

て。くれなるのきぬ。あかねそめくさごも。いだし

給へれば。云々此物語つくりし頃も。家うつりに。い

また赤色をいまざりしなり。

移徙粥四

物類稱呼に。世俗わたましに。赤豆粥を煮て祝ふ事

あり。一説に是はもと。伊豆國風にて。三島明神の

氏子。伊豆の豆と。三島の三を象りて。豆三粒入る

より。今通して世上の流例となるといへり」とあり。

按に此説非なり。寫本年中行事秘抄に。十節云。高

辛氏之女。心性甚暴惡。正月十五日。巷中死。其靈

爲ニ迷神。按に。原本迷神に作れり。於ニ道路ニ憂。今過レ路人

相逢。即失レ神。人々令ニ盜火。此人生好レ粥。(群書類本年中行事秘抄速神作惡神生作性百作有)故以ニ此祭ニ其靈ニ無ニ咎害。凡作屋。

産レ子。移徙。百恠。則以ニ粥灑ニ於四方。灾禍自消除

矣。按に公事根源。とあり。

抄亦此説あり

齒五

我國の人。落たる齒をあつめて。高野山。或は黒谷

なごへ納るものあり。もろこしにも。萬曆普陀山志

に。載たる。聊城人傳光宅か普陀山大士塔下。藏ニ零

牙ニ志に嘉靖初年。有ニ南峯和尚。過ニ山東之靈巖寺。

遺ニ一齒。請僧轉レ咒。藏ニ之塔下。作ニ零牙記。詞意精

勘申。當_ニ梁年_一事。造内裏事定也。諸卿參被_レ行_レ之。按するに。正史の隋書中に。梁年は酉なるよしをいはす。隋の書といふことにや。隋人蕭吉が五行大義に。右白虎。大梁之文とあり。右白虎は西方にて酉なり。但百練抄の文を。梁年に當るとよみしは非也。當梁年とよむべし。さて當梁年は。なべての酉にはあらず。己酉也。百練抄なるもみな己酉なり又己酉のみにあらず。戊子己卯戊午も當梁なり。其事は日法雜書云。犯_レ土造作凶年。戊子己卯戊午己酉。名_ニ當梁_一。餘子午卯酉無_レ忌凡天地梁柱及當梁年。忌_ニ正堂正寢上_レ梁堅_レ柱_一。陰陽書_一出_ニ新撰_一とあるにて明らか也。又按に唐餘屋舍無_レ忌_一。

云。婦姑不_ニ相見_一。按起居郎呂才。奉_ニ太宗詔_一。定_ニ官陰陽書五十卷_一。並無_ニ此事_一。今亦除_レ之。(唐會要八十三云十六日勅云今時俗以子卯午酉年謂之當梁其年娶婦舅姑不相見蓋禮無所據亦口禁斷)とあり。此說によれば。すべての子午卯酉を。當梁ととなへて。婚姻に忌來りしかども。呂才が陰陽書には除きしを。後に王榮が新撰陰陽書には。(舊唐書經籍志に。陰陽書五十卷。呂才撰。新撰陰陽書三十卷。王榮撰。とあり。日本現在書目録には。大唐陰陽書五十一卷。新撰陰陽書五十卷。呂才撰。とあり)子午は戊にあたる歲。卯酉は己にあたる歲をば。なほ當梁といひて。

正堂正寢の上梁堅_レ柱を忌しなり。又元史塔本傳の附載に。鎖咬兒哈的迷失傳に。至治元年春。起_ニ大刹_一于壽安山_一。上_ニ章極諫_一。以爲東作方始。而興_ニ大役_一。以耗_レ財病_レ民。非_ル所以祈_レ福也。且歲在_ニ辛酉_一。不_レ宜_ニ興築_一。と見えて。辛酉を忌たるは。所據ある事なるべし。

附識す。初學記に晉張華感婚賦。方今歲在_ニ己巳_一。將_ニ次_一四仲_一。婚姻之者。競赴_ニ良時_一。餐麗之觀。相_ニ繼_一於路。嫁娶之會不_レ乏_ニ乎日_一。乃作_ニ感婚賦_一。曰。彼婚姻之俗忌。惡_ニ當梁之在_一。斯_ニ逼_一來年且_ニ至_一。迨_ニ星紀未_レ移_一。云々。と見えたるも。來年は庚午にて。當梁なれば。今年のうちに婚姻するをいふならん。當梁といふ事。はやく晉の時ありし也。又舊唐書_{后妃}傳に。憲宗懿安皇后郭氏。元和元年八月。冊爲_ニ貴妃_一。八年十二月百寮拜表請_ニ立_一貴妃_一爲_ニ中皇后_一。上_ニ以_一三歲暮來年有_ニ子午之忌_一。且止とあり。按に元和八年は癸巳なれば來年は甲午なり。これも當梁の俗忌ならん。

移徙忌_ニ赤衣_一。今川大草紙云。移徙の時。祝言の初獻は。出仕の人

梅園日記卷之二

蚯蚓不鳴一

嗚呼矣草云。蚯蚓は鳴を以て。本草には鳴砌と云。續博物志には。歌女と云とかや。或人これをためし見しに。蚯蚓はなかつ。螻蛄の鳴にぞ有けるとかや。然ども。千載是を蚯蚓鳴として。すまし來れば。今改めて益なし。然ども。螻蛄の鳴は一奇說故。こゝに記し後の鑒定に備のみ。按するに。螻蛄のなくは奇說に非ず。和名抄螻蛄の下に。能啼不能嘖聲。云々見。蔣勗切韻。又宋の寇宗奭が本草衍義に。螻蛄。月令謂之螻蛄。鳴者是矣。其聲如蚯蚓。此乃是五伎。而無一長者。雅爾雅翼。本義綱目。大戴禮補注等。なご出たり。又鳴ものは螻蛄にて蚯蚓は鳴すの説唐土にてもふるくいへり。宋の樓鑰が玫瑰集七十に。跋注季路所藏書帖云。易晉卦之九四。晉如鼫鼠。從鼠石聲。陸德明釋文。音石。五技鼠也。引本草。螻蛄一名鼫鼠。始深疑之。攷許叔重說文解字。注云。五技鼠也。能飛不能過屋。能緣不能窮木。能游不能度谷。能穴不能掩身。能走不能先

人。是真螻蛄也。荀子所謂梧鼠。按に勤學篇。梧鼠に作れり。五技而窮。楊倞所注。乃出于叔重。唐本又曰。六技鼠也。下又有云。能歌不能成曲。成曲。一作度曲。暑月雨後。土中有聲若長哦者。俗謂之蚯蚓唱歌。余既得六技之說。嘗于夏夜。傾聽久之。篝火發土。果螻蛄也。元の俞琰が席上腐談云。崔豹古今注云。蚯蚓。一名曲蟬。善長吟于地下。江東人謂之歌女。謬矣。按月令。螻蛄鳴。蚯蚓出。蓋與螻蛄同處。鳴者螻蛄。非蚯蚓也。吳人呼螻蛄爲螻蛄。故諺云。螻蛄叫得腸斷。曲蟬乃得歌名。と見えたり。

當梁年二

結託錄云。百練抄ニ。梁年ノ字アリ。何ナルヲ知レ難シ。某入道公。隋書ヲ閱シ玉フニ。梁年ハ酉年ナリト有ル由。或人云。東方蒼龍箕星。一名梁星ト云。本邦ノ故事ニ。歲酉ニアレバ。宮室ヲ營造セズトナリ。百練抄。後三條院。延久元年己酉二月十日。依當梁年。今年不可作内裡之由。被定之。諸道勘申。後深草院。建長元年己酉三月十九日辛卯。當梁年。内裏造營可被問諸道。云々。八月壬寅。諸道

文集新樂府立部役に。舞^ニ雙劍^ニ跳^ニ七九^ノ。なご見えたり。

附識^す徐氏筆精に走^レ竿^九劍之戲。古已有之。

至^ニ宋齊^一尤盛。何承天詩云。脩標多巧捷。九劍亦

入^レ神。標竿也。九劍能縮劍成^レ九。而復伸^レ之也。

今倭國有^ニ軟刀^一。亦九劍之遺制。と有り。按するに

此說非なり九劍は九と劍なり。文選張平子が西京

賦に跳^{モテツツ}九劍之揮霍^{アガリサカリ}。注に。張銑曰。跳弄也。九鈴

也揮霍鈴劍上下貌。と有にて明らかなり。正文に

引たる北堂書抄以下も九劍二種の證なり。

武字をとらと訓む廿七

掌中歷云。七十二候。大雪十一月節。武始交^{トラハジメツルム}。曆

林間答集云。武始交。交猶^{トラデム}合也。璫囊抄云。曆ノ

注。十一月ノ節ニ入テ。武始交ト書ケルヲバ。ト

ラハジメテツルムトヨム。武ト云字ヲトラトヨム。

是曆道ノ口傳ニテ。頗難^ル讀事ニ申メリ。按するに。

虎を武と書る事は。本草和名に。虎杖。一名武杖。

注に諱^レ虎故也。和名抄に虎杖一名武杖釋日本紀。卷十及び隋書

禮儀の。白武通は。白虎通なり。尙書順命の虎臣を。

漢書古今に。龍臣に作れり。注に。師古曰。尙書作^ニ

武臣。^五太平御覽九百に。周處風土記を引て。犬則飛

龍。虎子。とあるを。白氏六帖九十二に飛龍犬。武子犬

文苑英華六百に。李舟爲^ニ崔中丞^一進^ニ白鼠^一表に。白

武。白鼠。皆金行之祥也。且獸之大者。莫^ニ勇^ニ於武^一。獸

之小者。莫^ニ怯^ニ於鼠^一。前志有^レ之。曰。用^レ之則如武。不^レ

用則如鼠。則武之與^レ鼠。其類之極乎。按用之の二句。漢書東方朔傳に出で。

二の如字とも。なご見えたり本草和名に。諱^レ虎とある

は。唐朝の人。國諱を避たるをいへる也其事を記した

るは。野客叢書に。唐祖諱^レ虎。凡言^レ虎。率改爲^レ武。如^ニ

武賁。武丘。武林。之類。是也。と是士名の虎賁。地名の

虎丘。虎林を改めたるをいへり。なほ吳地記。注釋柳

宗元集。祖庭事苑。學林。中吳紀聞。雪谷雜紀。四朝聞

見錄。方輿勝覽。齊東野語等にいへり。皆璫囊抄より。

前の書なり。後の書は擧るにたへず。皇朝にても

彼土の書をうけて。記し來れるなり。

附識す。別雅に。北史羊祉傳に。熊武斯裁。即雄

武也。とあるは誤りにて。熊武は熊虎なり。柳宗

元が詩に。熊武負^ニ崇牙^一。童宗說注釋に。唐諱^ニ虎

字。以^ニ武字^一代。と見えたるに同じ。北史を修撰せ

し李延壽も。亦唐人なる故。虎字を避たる也。

梅園日記 卷之一終

刀玉卅六

孝養集云。浮世ノ捨ガタキ事。只夢幻ノ中ニ。劔ヲ玉ニ取ルガ如シ。發心集云。田樂猿樂ナドノ中ニ。刀玉ト云テ危キワザスル者アリ。是ヲ見レバ。刀六ツヲ三人シテトル。ムネト上手ナル者ヲバ中ニタテテ。前ニ向ヘル者一人。ウシロノ方ニ一人。各刀三ツヲモチテ。前後ヨリ我劣ラジト早ク投カクルヲ。中ニテ前ヨリナグルヲ取テ。ウシロヘ投ヤリ。後ヨリナグルヲバ前サマヘナゲヤル。スベテ六ノ刀ヲトカクサバキヤルサマ。凡夫ノシワザトモオホヘズ。人ヅテニキカバ信ズベクモアラヌ事ナリ。太平記云。貞和五年六月十一日。抖藪ノ沙門アリケルガ。四條橋ヲ度サントテ。新座本座ノ田樂合セ。老若ニ分テ能クラベラゾセサセケル。云々。一ノ鯨ハ本座ノ阿古。亂拍子ハ。新座ノ彦夜叉。刀玉ハ道一。アヤイ等。中門口ノ鼓ヲ鳴ラシ。云々。文安田樂能記云。刀玉バ玉阿今阿。兩人勤レ之。其役常之儀ハ壹人也。季瓊日錄云。寛正六年。九月廿七日。今日春日社御祭禮。隨兵田樂一曲。一舞。中門口。刀玉。本座。新座。ヤブサメ三番射之。又云。文正元年。閏二

月十六日。有ニ田樂。曰ニ德阿彌。來而轉ニ刀玉。其遊戲自在。轉ノ物之妙。滿座人。皆觀レ之無レ不レ奇也。十七日。德阿來。重轉ニ刀玉。其奇也。其妙手如流。彈丸ニ乎。類聚往來云。刀玉。鬢機。高脚。扇笠。また和名抄類雜藝に。楊氏漢語抄云。弄槍和名保古斗利。とあるも此類にや。此戲前條に引る列子の弄ニ七劔ニ迭而躍之。五劔常在ニ空中一の林氏口義に。今人亦有ニ此戲。法苑珠林に。西域女戲五人。傳弄ニ三刀ニ加至レ十。溪蠻叢笑に。藝精者。擲ニ刀空中ニ接之。名ニ跳雞摸。なごあるも同じわざなるべし。また刀と玉とを弄たるは續日本後紀云。承和四年七月丙戌。天皇。御ニ後庭。命ニ左近衛府。奏ニ音聲。令レ弄ニ玉及刀子。朝野群載。帥江納言の傀儡子記云。男則或□ニ雙劔ニ弄ニ七丸。僧周信が空華集云。柏庭歸京過ニ西宮。觀ニ俗所レ謂劔珠者。余以レ疾不能同行。作レ偈奉レ贈。袖裏摩尼一顆圓。靈光夜射九重天。若從ニ沙竭宮中一過。龍女神珠不直錢。此技も唐土にあり。北堂書鈔百十に。劉梁七舉云。秦俳趙舞。奮袖低仰。跳レ丸躍レ劔。騰レ虛踏レ空。隋書音樂志に。舊三朝設レ樂。二十八。設ニ鈴伎。二十九。設ニ跳劔伎。白氏

ろの人。君に申候て。御手跡にても。御念珠にても。給はり候て。身にふれ候ものは。我にをかさるゝ事候はず。まして御加持なご候なれば。あたりへだにもよらず候。是により候て。水のほしう候事。堪忍ふべくも候はず。たすけさせおはしませと申候へば。いとをししく思召て。誠に聞がごとくならば。不便なることなり。是より後こそ。其心をえめとて。御盟にみづから水を入させ給ひて。給はせければ。うちうつぶきて。世にこゝろよげに。すはくどみなのみてけり。」とあり。此説もろこしにても亦いへる事なり。宋本太平御覽七百六雜物部繩門に述異記曰。武康徐氏。宋太元中。病瘧。連治不レ斷。有レ人告之曰。可レ作ニ數團飯一出ニ道路一呼ニ傷死人姓名一云ニ爲ニ我斷瘧一今以ニ此團一與ニ汝一擲ニ之徑還一勿レ反顧也也。病者如言。乃呼ニ晉故事騎將軍沈充一須臾有ニ乘馬一導從而至。問汝爲ニ何人一而敢名ニ官家一因縛將去。舉家尋覓經日。乃於塚側叢棘下得之。繩猶在。時瘧遂獲瘥。元板千金翼方に黃帝曰。瘧鬼十二時。願聞之。岐伯對曰。寅時發者。獄死鬼所爲。治之。以瘧人著密上。灰火一周。不レ令火滅即差。卯

時發者。鞭死鬼所爲。治之。用ニ五白衣一。燒作灰。三指撮。著酒中。無酒清水服之。辰時發者。墮ニ木死鬼一所爲。治之。令瘧人上ニ木高危處一。以棘子塞ニ木根間一即差。巳時發者。燒死鬼所爲。治之。令瘧人坐。師以周匝然火即差。午時發者。餓死鬼所爲。治之。令瘧人持ニ脂火一於田中無人處。以火燒ニ脂令香一。假拾薪去。即差。未時發者。溺死鬼所爲。治之。令瘧人臨ニ發時一三渡東流水。即差。申時發者。自刺死鬼所爲。治之。令瘧人欲ニ發時一以刀刺ニ塚上一便得ニ姓字一。呪曰。若差我。與汝拔却。即差。酉時發者。奴婢死鬼所爲。治之。令瘧人確梢上捧上臥。莫令人道ニ姓字一即差。戌時發者。自絞死鬼所爲。治之。左索繩。繫其手脚腰頭。即差。亥時發者。盜死鬼所爲。治之。以刀子一口箭一隻灰一周。刀安瘧人腹上。其箭橫著底下。即差。子時發者。寡婦死鬼所爲。治之。令瘧人脫衣。東廂牀上臥。左手持刀。右手持杖。打令聲不絕。瓦盆盛水著路邊。即差。丑時發者。斬死鬼所爲。治之。令瘧人當ニ戸前一臥。頭東向血流頭下。即差。按に醫心方十四に。范汪方を。など見えたり。引て。鬼名及び治方異なり。

將樂縣。義茶亭。洪武十三年。道人張子儀建。先是里人王夢得。僞造楮幣。子儀密得_ニ其狀。白_ニ于官。夢得伏_レ辜。詔賜_ニ子儀白金二百五十兩。并藉夢得家資。悉_レ卑_レ之。子儀以_ニ賜金_一構_レ亭。入_ニ田二百六十畝。俾_ニ守者歲收_ニ其租。市_レ茶以_ニ施_ニ行旅_一。と見えたり。また施茶亭ともいふべし。清の呂陽が薪齋三集_六に。滁州黃連縣舖。施茶亭疏あり僧戒顯が因果隨錄に。路口建_レ亭施_レ茶なごあり。

さし櫛卅四

三條院皇女禪子

禪子乳母

大鏡云。一品宮ののぼらせ給へりけるに。辨_ニのめのとの御供に候が。さしくしを左にさ_レれたりければ。あこよなごくしはあしくさしたるぞこそ。仰られけれ。とあるは。櫛は右にさすべきものを。左にさしたるを。三條院の見とがめ給へるなり。まさすけ装束抄云。たうにちは。さしくしといふものを。右の物いみのかしらに。よこさまにさすなり。類聚雜要抄云。五節童女頭。物忌付事。二所ニ付_レ之。左ハ耳ノ上程。右は頗後ニ寄天付之。其故ハ用_ニ差櫛_一時ハ。此物忌ノ上ニ横サマニ差也。なごあるを見て知べし。もろこしにても。斜にさす事あり。

漁隱叢話後集に花葉有_ニ逸詩_一云。羅衫玉帶最風流。斜_ニ挿_ニ銀篋_一漫理_レ頭。また春渚紀聞に。秦少章詞に。斜_ニ挿_ニ犀梳_一雲半吐。と見えたり。桃花影二回到美女卅非雲が形容をいへる語に。牙梳斜_ニ挿_ニ雲窩_一とあり。又明畫に。金梳を斜に。挿たる圖あり。

瘡卅五

今田舎人の瘡わづらふ時。餓鬼の所爲なりとて。僧にあつらへて。施餓鬼修行せさするに。その功德にて。おつる事ありとぞ。此餓鬼の説。むかしよりいひ傳へし事なるべし。古今著聞集變化篇に。五宮の御室。_{覺性法親王鳥羽院第五子}靜なるゆふべ。只いま御手水めして。たゞ一所おはしましけるに。御簾をかへげて。長一尺七八寸ばかりなる者の。足一ある顔すがたはさすが人のなりながら。かはほりのつらに似たる参りて。御前に候しけるをあれは何ものやうたいぞと。仰られければ。おのれは餓鬼にて候なり。水にうゑたる事。堪がたく候。世間に人の煩ひ候。おこり心地と申候事は。おのれが致候ことに候。われと水を求候へは。いかにも得がたく候て。人につきて。それが飲候にうゑをやすめ候なり。然あるをもつも

其後^一。踊^{ラシ}身張^{ナリ}手跳^{ナリス}前^ミ。以^レ足偶^レ節踰^ナ水^ヲ。復却^テ坐^ス如^ニ燕^{スル}之浴^也也。張銑曰。狹^ニ以^レ草爲^レ環^ヲ。插^ニ刀四邊^一。伎人躍^リ入^ニ其中^一。胸突^ニ刀上^一。如^ニ燕^{スル}之飛濯^テ水也^一。これ燕戲にて。張注の絶倒投^レ狹^ニの伎なり。平津館本抱朴子辨問篇に。踰^レ鋒投^レ狹^ニと有^ニまた此技なり^一。附識す。皇朝刻本の列子張注。先僑人^キの上方に。校者の批語に。僑人疑^タ技人^カ。とあるは僑は技の誤ならん^ニの意。道藏及び湖海樓本列子釋文に。僑人^ノ音喬。寄也。とあるは。蘭子の張注に。凡人物不^レ知^ニ生出^一者。謂^ニ之^一蘭^也也。とあるに據て。僑寓の僑と解せるなり。皆非なり。說文に僑高也。の義にて。雙枝脛に屬する技人を。僑人といふなり。其證は。山海經海外西經に。長股之國。一曰^ニ長脚郭璞注に。或曰^ニ有^ニ僑國^一。今伎家僑人。蓋象^ル此身と見えたる是なり。さて喬と僑は通ずる字なり。春秋三傳異文釋に。左氏傳。文十一年傳。獲^ニ長狄僑如^一。魯世家作^ニ喬如^一。釋文云。僑本作^レ喬。成二年經。叔孫僑如。漢書五行志。作^レ喬。襄廿二年傳。公孫僑。呂覽下賢注作^レ喬。隸釋。元寶碑同。後漢陳寵傳美^ニ鄭喬之仁政^一。案釋詁曰。喬高也。

說文云。僑高也。喬高而曲也。漢劉向傳。張子僑。師古注或作^レ喬。列仙傳王子喬。漢樊敏碑作^レ僑。二字同音古通。此書。別可齊叢書中に收たり。通典百四十五中。瑯琊王軻家。有^レ鬼。歌^ニ子夜^一。殷允爲^ニ章郡^一。僑人度僧虔家。亦有^レ鬼歌^ニ子夜^一。殷允爲^ニ章郡^一。亦是太元中。（兩家鬼歌。子夜。說原並出。異苑卷六。而晉武作晉孝武。王軻作王軻之。不載。殷允爲章郡。亦是太元中。通鑑晉紀十六に。僑人蓋施。胡三省注に。寄寓者曰僑人。とあれども皆雙枝脛に屬するの技人なるべし。又案するに。此二條皆晉の時の事なり。列子山海經の注者。張湛。郭璞も亦ともに晉人なり。然れば當時此伎行れしならん。

義茶亭卅三

閑田耕筆云。先年金龍道人。祇園林にて菴を結び。茶を施すよしにて。義茶亭と名づく。義字のことを尋けるに。唐山にて蜜湯を施すことを。義蜜湯といふとばかり答て。出所に及ばず云々。慎言云。義蜜湯の出處はしらず。もし義漿のひがおぼえにはあらずや。義漿の字。搜神記十一。太平御覽八百六十一。容齋隨筆六に出たり。義茶亭あり。弘治八閑通誌^{七十}宮室誌に。延平府

馳弄^{セシ}七劍^ヲ。迭而躍^ヲ之。五劍常在^ニ空中^ニ。元君大驚。

立賜^ニ金帛^ヲ。列子口義云。雙枝屬^ニ於脛^ニ。今人所^レ爲

接脚之戲是也。雙枝者雙木也。隋書音樂志云。舊三

朝^ニ按^ニ宋齊^ノ設^ニ長躡伎^ヲ。通典百四十六。升菴外集^ニ器用^ニ云。趨

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

戲^ニ按^ニ此二字。亦雅俗^ノ。趨^ニ按^ニ此二字。趨起^ハ豈切^ニ。緣

燕戲廿二

事物異名錄^ニ云。列子有^ニ以^ニ燕戲^ニ于^ニ元君^ノ者^上。按

燕戲。即所謂雙枝屬^ニ脛^ニ之戲。今謂^ニ之高趨^ニ。按^ニ此。即所謂之三字及^ニ之。また李調元童山詩集^ニ二十弄譜百詠^ニ云。燕戲多從^ニ大禮^ノ陳。雙枝續^ニ脛^ニ走如^ニ神^ノ。莫^レ噴^ニ此輩^ノ頻邀^ニ賞^ノ。先得從來提^ニ足^ノ人。自注^ニ。高趨即燕戲。とあるは題なり。按するに。右の三書は。列子を讀^ニこの委しからざるなり。上に引たる列子の立賜^ニ金帛^ノの下に云。又有^ニ蘭子^ノ又能^ニ燕戲^ノ者。張湛注^ニに如^ニ今聞^ニ之^ノ。復以^ニ于^ニ元君^ノ元君大怒曰。昔有^ニ異技^ノ于^ニ寡人^ノ者。先僞人^ノ技^ニ无^ニ庸^ノ。適值^ニ寡人有^ニ歡心^ノ。故賜^ニ金帛^ノ。彼必聞^ニ此而進^ニ。復望^ニ吾賞^ノ。拘而擬^ニ戮^ノ之。經^ニ月乃放^ニ。則功賞^ニ不可^ニ預要^ノ也。此注に技同^ニ云々。とあるより誤れるなり。注の意は。僞人も。燕戲も同じく技藝なり。といふことなり。同じわざの技なり。といふことにはあらず。されば燕戲の張注に如^ニ今之絶倒投^ニ狹者^ノとあり。前の以^ニ雙木^ノ屬^ニ其脛^ノと異なる事論なし。林氏口義に。燕戲者。燕飲之間。雜弄之技也。此解非なりといへども。僞人の技と。異なるをいへり。考ふるに。文選。張平子西京賦に。銜^ニ狹燕濯^ノ。胸突^ニ鉅鋒^ノ注に。薛綜曰。卷^ニ草席^ノ以^ニ矛插^ニ其中^ノ。伎兒以^ニ身投^ニ從^ニ中過^ノ。燕濯以^ニ盤水^ノ置^ニ前坐^ニ

運歩色葉集に。驚足小兒處乗之物。とあるは。今も

遠江駿河常陸上野豊後にて。驚足といひ。薩摩にてさ

ふは驚足の相摸美濃下野陸奥加賀周防にて。高足とい

なり。なへて。竹二本に足踏かくべき木を横に結つけて。

小兒の戯れに乗物なり。京江戸大阪にては。たけ馬といふ。他國にもさいふ所あり。肥前にて。高馬さいふ。たけ此物ふるくよりあり。保元物語。爲義の罪馬は高馬の詠り歎。名定むる所に。

長徳ノ比。花山法皇。紅ノ袴ヲツギノベサセ

テ奉リ。高アシニメサレ。築垣ニ御腰ヲ懸サセ給

ヒ。ヨナノ御遊事アリシヲ。とあり。半井本保

元物語云。花山法皇。化モノ、マチシテ。道ヲ行給。

前足ト云物ヲ召。築垣ニ御尻ヲ懸テ。紅ノ袴ヲ續集。

土ニサガル程ナルニ。云々。按に。是はサキ足とありけん。を。誤て前足と寫しゝならん。

朝野群載に載する。洛陽田樂記云。高足一足。云々。

古事談云。永長元年。大田樂事云。一足顯雅。懸鼓

經忠。高足宗輔。敎訓抄云。庶人三臺。此樂。相

撲節ニ。アラ。ギト云事ノアリケレドモ。近來ハ舞

絶了。古記云。舞出レ自ニ樂屋ノ時。其長甚短。漸進ニ

臺上ノ時。其長隨長承明門懸尻。舞丁入時如レ本漸

減。幼主之時。被ニ停止了。子細者見ニ一條院御記。

其舞名ニ阿良々木。女房舩。云々。按に。高きを塔に見なして。あらゝきといへる歟。太神

宮儀式帳忌定に。塔。續古事談云。一條院御時。相撲ノヌ

キデノ日。アラ、木舞ト云舞。御覽ジケリ。是ハ樂

師寺風俗トゾ。女姿ニテハジメハ人ノタケ程ニテ。

ヤウノ高クナリテ。一丈ニ及ケリ。案に。此二條も。亦高足なるべし。

古寫本庭訓往來注云。田樂入道申樂也。至神前

踏高足。是樂田畠豐饒之祈禱也。季瓊日錄云。文

正元年閏二月十七日。德阿語。昔南都御社參九月

廿七日。春日祭之時。著高脚。上南大門石階。彼人

皆以爲奇云。さて後世には一足をも。高足また驚

足といへり。足本醒睡笑云。豆腐を串にさして焙る

を。など田樂とはいふ。されば田樂の姿。下には白

袴を著。其上に色あるものを打かけ。驚足にのり躍

る姿。豆腐の白きに味噌をぬりたてたるは。彼舞體

に似たる故。田樂といふにや。夢庵の歌に。たかあ

しをふみをこなへるめんばくをはひにまぶせる冬の

田樂日次紀事九月篇凡切豆腐以竹串貫之傳味噌燒而食之。田樂是謂田樂。其形似田樂法師乘鷲脚。故云爾。元出。自南都興福東大。二箇寺之僧語。鷲脚杖臺本。其本末橫。械以兩手。持杖頭。兩脚踏。杖末。械上。而行其狀似鷲脚之行。故。按するに。雙木脛に屬する技。漢土にふるくよりあり。列

子說符篇云。宋有蘭子者。以技干宋元。宋元召而

使。見其技。以雙枝。長倍。其身。屬。其蹻。並趨並

篠の葉。杉葉を。酒はやしといふと。季吟法印の山之

井にあり。ふるくは酒帚といへり。奇異難談集客僧。女に成し事

條のに。二僧同道して。他所にゆく。路次の小家に酒

帚あり。二人よりて濁醪をのむ。」と見えたり。帚を

出せるは。下學集に。掃愁帚酒異名也。とあるに據

たるにや。唐土の酒店にても。帚を出せるは。宋の

洪邁が容齋續筆に。今都城與郡縣。酒務及凡鬻酒

之肆。皆揭大帘於外。以青白布數幅爲之。徵者

隨其高卑小大。村店或挂瓶瓢標帚杆。樓鑰が北

行日錄に。十二月十六日丁酉。按に乾道五年なり宿臨洛鎮。道

傍數處。賣酒。皆掘地深濶可三四尺。累塊上風。

以禦寒。一瓶貯酒。茗帚爲望。石炭數塊。以備

暖盪。魯智深大鬧五臺山條水滸傳。市稍盡頭一家挑出箇

草帚兒來。智深走到那里。看時。却是箇傍村小酒

店。また見下籬笆中。挑著一箇草帚兒。在露天裏。

清嘉錄に。吳云。冬釀名高十月白。請看柴帚挂

當檐。一時佐酒論風味。不愛團圞。只愛失。な

ご見えたり。酒の異名を掃愁帚といへるは。東坡集

の洞庭春色詩に。應呼釣詩釣。亦號掃愁帚。集

注に。李後主中酒詩。莫言滋味惡。一簣掃閑愁。

とあるを出處とすべし

燕巢三十

三國塵滴問答云。民間ノ古ニ。紫燕來巢ハ。主ノ家

富ヲ益ト云ヘリ。溫故要略云。燕巢ツクルハ家ノ嘉

瑞ト云傳事。抱朴子云。燕知戊己者。其日巢ヲツ

クリソムルニヤ。又事林廣記舉燕巢邊書戊字。即

燕不來。」なごいへり。されども嘉瑞の證なし。按

するに。蟲天志八卷に陶隱居曰。燕有二種。紫胸輕小

者是越燕。胸斑黑聲大者是胡燕。俗呼胡燕爲夏

候。其作窠喜長。人言有容一疋絹者上令家富。

珍珠船卷一に。俗傳。燕巢人家。巢戸内向。及長過尺

者吉祥也。集賢張公。每歲燕巢正寢。其長可容三疋

練。戸悉内向。數年遂登庸焉。湧幢小品二十に。繁

昌縣治。舊俯大江。後有縹緲臺。形勝極佳。天順初。

縣内徒其趾。爲豪人所占。後奪歸官。又有二侵

者。萬曆四十年贖出。建同仁書院。凡有名士出。則

院中結一燕巢。古今醫統九十に。燕來窠主家興旺。

諺云。燕巢長主吉昌。通俗編卷八。俚語對句に。鵲

巢只揀旺處。燕子不入愁門。とあり。

鷺足廿一

和。皮日休釣侶詩云。一斗霜鱗換一濁醪。注云。吳中買魚論。斗。酒即稱斤。其來遠矣。通雅。吳中市魚斤。さある升はこれにていよく明らか也。

附識。白河燕談に。類說云。南朝呼食爲頭呼。呼魚爲斗斗。とあり是は一呼字を衍していよいよ誤れり。

忌穢廿八

伊勢安齋翁の日蔭蔓に。世俗の説に。酒酢醬油味噌醴等を造るにも。染物なごするにも。月水の女。或は男にも。穢ある者の手を觸れ造りたるは。必其物成就せず。食物は味變じ。染物は色變じて。快からず。と云傳へたり。予は如此の俗説を信せず。奴婢等が穢を忌すして。其事をなさしむるに。其造る物快く成就せず。必穢の驗あり。何の理と云事悟り難し。是を以て諸事を推すに。穢をば必忌べき事也。神事に穢を忌事尤なり。と云り。按するに。染物にはふるくいめり。顯昭の散木集注に。懷胎の女をば。目きたなしといひて。染色を見せぬ也。見れば色のかへる也。とあり。もろこしにても。晉の葛洪が抱朴子金丹篇云。今之醫家每合好藥好膏。皆不欲令ニ

雞犬小兒婦人見之。若被シ諸物犯之ニ。用便ニ無驗。又染彩者惡ニ惡目者見之ヲ。皆失ニ美色ヲ。按に孫思邈千金方の脚氣門膏篇。亦此説。又味噌醬油に類したるは。後魏の賈思勰が齊民要術作醬法門云。術曰。若爲ニ妊娠婦人ニ壞ル醬者。取ニ白葉棘子ヲ。著ニ甕中ニ。則還ル好ニ。とあり。又すべて穢を忌事は。唐の段成式が酉陽雜俎廣知篇云。金曾ヘテ在ニ丘塚ニ。及爲ニ釵釧渡器ニ。陶隱居謂ニ之ヲ。辱金ニ。不可ニ合練ニ。宋の樂史が太平寰宇記卷百五云。池州貴池縣。孝娥廟。在ニ縣西北四十里ニ。吳大帝時。孝娥父爲ニ鐵冶官ニ。遇ニ穢鐵ニ。不レ流。女憂ニ父刑ニ。遂投ニ爐中ニ。鐵乃湧溢流注ニ入ニ江ニ。娥所ニ躡屣ニ。浮出ニ于ニ爐ニ。時人號曰ニ聖姑ニ。遂立ニ廟焉ニ。龐元英が文昌雜錄卷二云。昔有ニ三印經ニ。陳長文。章仲將。許允。皆傳ニ授此法ニ。允初拜ニ鎮北將軍ニ。以ニ印ニ不善ニ。使ニ更刻ニ之ニ。如ニ此者ニ。允曰。印雖ニ始成ニ。而已被ニ辱ニ。問ニ送ニ印者ニ。果懷ニ之ニ。而墜ニ於廁ニ。按に此事もと。魏志夏侯尚傳の注に。魏略を引いていへり。明の方以智が物理小識云。鑄ニ劍鑄ニ鐘ニ。合ニ煉丹藥ニ。皆忌ニ裙釵之厭ニ。なご見えたり。按に武器避邪一條に。引たる太平記。列異傳。參考すべし。

酒帚廿九

云々。蟻著^ニ其開^ニの注。今案^ニ是開^ノ字也。俗云。或^ニ以^テ此字^ニ爲^ニ男陰^ト。以^テ開^ノ字^ニ爲^ニ女陰^ト。其說未^レ詳。とあり。然れば蘭は此方の字にて。義を山女の陰に取て作りしならん。長頭丸が油かすに山の奥には何わらふらん。まつかいに見ゆるあけひが口あきで。とあるなどもおもふべし。^{以上}諺因

見しとよみし歌廿六

建久六年。民部卿家歌合廿一番。左。沙彌性照。山花歌「櫻花ちりそめしまで見し程になぬかになりぬ志賀の山越。判詞云。みる程にとやいふべからむ。しの字にては少ことだがへるにや。慎言愚按には。作者のよめりしまゝにて。見しといへるをよしとおもへり。其證は古今集に。よみ人しらす。「うつせみの世にも似たるか櫻花さくさ見しまにかつ散にけり。大江千里。句題和歌に。晚歸^{ハクハレ}多是看^テ花回^{ナリ}いまははやかへりきなましみちなりし花を見しまに程ぞへにける。詞花集に關白前太政大臣。牡丹を「咲しよりちりはつるまで見しほに花のもとにてはつかへにけり。後拾遺集に。赤染衛門。「やすらはでねらましものをさよ更てかたふく迄の月をみし哉。などの

歌の見しとあるにて知るべし。再按に。右の判詞は。ちりそむるまでとやいふべからん。しの字にては少ことだがへるにや。とありけんを。後のひがうつしにはあらずや。上の詞花集の御歌にちりはてしまでとはなくてちりはつる迄とよみたまへるを考ふべし

斗々廿七

運歩色葉集云。倭國小兒。呼^テ魚曰^ニ斗々^ト。類說云。南朝呼^レ食爲^ニ斗頭^ト。呼^レ魚爲^ニ斗故^ト。慶長板節用集に。按するに。類說是。宋の曾慥が編集にて。六十卷あり。此文は十三卷に。北戸錄を載て。南朝呼^レ食爲^ニ斗頭^ト。以^テ魚爲^ニ斗^ト。梁科律。生魚若干斗。と見えたり。さて南朝にては。宋齊梁陳などは。江南に都ありし故。南朝といふ也。食をかぞふるには。幾頭といひ。魚をかぞふるには幾斗といひし也。魚を斗といひたるにはあらず。其證は。上件の事を。北戸錄全本にて見れば。下卷にありて云。前朝短書雜說。即有^ニ呼^テ食爲^ニ斗頭^ト。梁武帝謝賜淨饌一頭云。瑤器自石蟹。又謝賽三功德食一頭云。天厨淨饌。菴羅法果。又劉孝威謝賜聖僧餘福果食一頭云。五杏七桃。靈瓜仙棗。以^テ魚爲^ニ斗^ト。梁科律。生魚若干斗。とあるにて知べし。また墨莊漫錄云。墨莊漫錄下空一格。吳中魚市以^テ斗計。一斗爲^ニ松陵唱（今據留青日札補注字）二斤半。

今昔物語談集卷五第に。猿ハ木ニ登テ。栗柿梨子ナツ棗（桑葉）

出本草和名。柑子橘栢カヤ榛郁子山女等ヲ。取テ持來リ。

云々。俊頼朝臣の散木集。運歌に。山女を見て。仲實

「けふみれば山の女ぞあそびける。つく」の、おきな

をぞやらむとおもふに。三口中傳の調膳様事の條

下に。山女晴菓子不ハナ見ミ。内々事歟。食時二皮切テ弃テ

羞ル之不レ惡。但稱シテ似タリ虫不レ切人在レ之。此一條ハ大江草

リ。按するに。これらの山女は。アケビとよむべし。

其證は。新撰字鏡に。蘭開音。山女也。阿介比。

伊呂波字類抄。山女アケビ俗用下學集。草木アケビ通草又云山女。

類集文字抄草アケビ山女。通草子。藻鹽草に山女「ますら

をがつま木にあけびさしをへてくるればかへる大原

の里。などあるにて知るべし。又按するに。行宗卿

の源大府集に。琳賢がもとより。いが栗あけびなど

つかはして。いが栗は心よわくぞ落にけるこの山姫

のゑめる顔みて。返し。いが栗は君がこゝろになら

ひてや此山姫のゑむに落らん。とある山姫も。詞に

よるに亦あけびなり。又のゝおきなトコロは。薺トコロなり。和

名鈔に。薺。和名土古呂。漢語鈔用ニ野老アケビと見え

り。野老を野のおきなといへるは。海老をうみのお

きなどいひたるに同し。海老海老は蝦なり。海老の二字。田氏家

のうきなどよみし歌。古本。又按するに。野の扇をぞやら

んとおもふには。やかんとおもふにの誤なるべし。薺

は多く焼てくひし物也。和名抄に。崔馬錫食經云。薺。味苦

後陸奥にありしわらはいてきぬ。れいのいもところ。やきてうじて

比。とらせてうせぬ。實方朝臣集に。世中の家々のおほくやけたりし

ところなき人はいかゝ見るらん。なご見えたり。それを

老人を茶毘する事にかけてよみしなり。

附識す。越中國にて。あけびを山をんなといふ事

を。加賀の大島氏に聞て。記し置たりしかど。其

筆記の焼けし事を。太田全齋方にかたりければ。

余もきけるまゝに。著述の諺因に記せりとて。抄

録して贈れり。其書云。賀藩大島維直ガ曰。越中國

新川郡にあけびと云る二村あり。一は明日と書き。

一は山女と書り。何故にあけびに。山女の字を充アケビ

たる事をしらざりしに。後出羽の佐竹侯の領を過

て。一店に歇ヤスしに。主翁やまをんなをまゐらさん

やと云り其物を見ればあけびなり。是にて凝滯釋

然たりと。語れり。後に古寫本節用集を閱れば。

通草アケビ。又作山女とあり。又後新撰字鏡を

ば。こゝの今の繪馬にあてたるは。南郭の誤なり。
 さて紙馬は紙錢なりとは。正字通に。楮錢。古者祭
 祀用^フ牲幣。秦俗牲用^マ馬。淫祀浸繁。始用^マ馬。唐
 玄宗^マ瀆^マ于鬼神。王璵^マ鑿^マ格爲^マ錢以代幣。今俗謂^マ祀
 鬼神^マ之錢爲^マ紙馬。是也。とあるによれるにや。考
 ふるに。清朝の俗語に。楮錢を紙馬といへりて。
 南郭の詩を難したるも亦誤なり。紙錢と紙馬とは。
 二種のものなり。其證は。松窓百說云。鑿^マ格象^マ錢
 印^マ繪車馬^マ而焚^マ之。六書故^マ注^マ云。凡禱祠。必
 用^マ紙錢。加以^マ畫馬^マ。鄭氏規範云。凡遇^マ忌辰。孝子
 當^マ用^マ素衣^マ致祭。不^マ作^マ佛事。象錢寓馬。亦併絕
 之。西湖志餘^マ衛技^マ云。楮錢甲馬焚^マ爐中。猶園
 云。迎^マ賽社公。紙馬上挂^マ紙錢數千。淨慈要語云。
 燒^マ錢化^マ馬。祭^マ禱妖鬼。蚶菴瑣語云。世俗祭祀。
 必焚^マ紙錢甲馬雲鶴云々。紙錢衣帛。可^マ作^マ冥資。畫
 馬鶴龍。可^マ供^マ騎御。などあるを見てしるべし。

挾將基 飛將基廿四

宋本太平御覽^マ七百五 藝經曰。夾食者二人。黃黑各十
 七基。橫列^マ於前第四道上。甲乙迭推。二棋夾^マ一爲
 食。棋不^マ得^マ食^マ兩。不^マ得^マ邊食。不^マ由^マ道則不行。棋

入夾不^マ取食。一棋爲^マ籌。賭^マ多少。隨^マ人所^マ制。これ
 はこゝの挾將基なるべし。金川瑣記に。夷俗奕棋有^マ
 二種。一名^マ三板帶屑。二人對。下^マ枰內二十四位。人各
 十二枚。子先盡者爲^マ輸。これも似たる戲にや。酉陽
 雜俎續集に。小戲中。於^マ奕局。一枰。各布^マ五子。角
 遲速。名^マ蹙融。予因讀^マ坐右方。謂^マ之蹙戎。言^マ靖に。
 夢溪筆談。蹙融。漢書。謂^マ之格五。止用^マ五基。共行^マ
 一道。亦有^マ能^マ否。徐德中善移。遂^マ至^マ無^マ敵。其法已
 常欲^マ有^マ餘裕。而致^マ敵^マ人于險。雖^マ知^マ其術。止如是。
 然卒莫^マ能勝^マ之。今之兒童以^マ黑白基各五。共行^マ中
 道。一移^マ一步。遇^マ敵則跳越以下先抵^マ敵境。者爲^マ勝。
 疑即格五歟。五雜俎に。委巷兒戲。則有^マ行棋。或五或
 七。直行^マ一道。先至者勝。此古蹙融製也。書隱叢
 說に。格五之戲。止用^マ五基。共行^マ一道。謂^マ之行基
 相塞。其法已^マ不^マ傳。或云。即今跳虎。此下以^マ黑白基各
 至^マりて廿七字。言^マ靖に。是即格五之遺。未^マ知^マ然否。跳虎古
 名^マ蹙融。小知錄に。奕基取^マ一道。人行^マ五子。名^マ
 蹙融。融戎也。黃帝蹙鞠戎旅之間戲也。漢書。謂^マ之
 格五。今名^マ豁馬跳。などあり。こゝの飛將基なり

斬^テ之以^ヲ狗^{ガフ}。於^ニ是^ニ一軍肅然^{トシ}。無^ク敢^テ出^ス聲氣^ヲ。續宋編年資治通鑑に。高宗紹興十一年。韓世忠^カ曰。岳飛忠孝出^ツ于天性^ニ云々。行^レ師秋毫無犯^ス。有^テ取^リ民一縷^ヲ。按^ニ宋史岳飛傳^ニに依^リて。民麻一縷に作^レれり。以^テ束^フ芻者^ヲ立^テ命斬^レ之^ヲ。なご見えたるも。亦似たる事なり。

紙燭かなまりの歌廿二

梅窓筆記云。當時ノ戲ニ火廻ト云フアリ。昔バ脂燭ノ詩ト云フアリ。玉海。壽永二年正月廿五日。召^ス中將^ヲ於^ニ前^ニ。脂燭詩兩度令^ム作^ル。一度二寸^ハ開山花^ト未^レ遍^ル春^ニ。一度五寸^ハ竹間露^ト又^ニ續世繼^ハはるの歌をこのませ給ひ。あさゆふさふらふ人々に。かくしだいよませ。しそくの歌。かなまりうちて。ひいきのうちによめなごさへおほせられて。トアリ。以上筆記。按^スするに。續世繼に歌このませ給ひ。云々。とあるは。崇徳院の御事なり。その時の歌。今は傳はらぬにや。これより後なからしそくの歌は。雅經卿の明日香井集云。紙燭一寸にて讀ける歌のうちに月前菊花を「うつろへる色なかりせば月影にまがひやせまし白菊の花。又かなまりの歌は。是よりさきに。俊賴朝臣の散木集云。堀河院御時に。二間にてかなまりをうちならさせ給て。そのひいき

のうちに。雨中瞿麥。といへる事をよませおほしけるに。つかうまつれる「いにしへは塵をだにこそいとひけれ雨にしほるゝなでしこの花。さてこれらみな。もろこしのわざにならへる也。南史二十王泰傳云。每^ニ預^ニ朝宴^ニ。刻^ニ燭賦^ニ詩^ヲ。文不^レ加^ニ點^ヲ。帝深賞歎^ス。又^ニ五^ニ王僧孺傳云^ニ。竟陵王子良。嘗^ニ夜集^ニ學士^ヲ。刻^ニ燭爲^ニ詩^ヲ。四韻者刻一寸。以^テ此爲^ニ率^ニ。文琰曰。頓燒^ニ一寸燭^ヲ。而成^ニ四韻詩^ヲ。何難^ニ之有^ニ。乃^ニ與^ニ令^ニ楷江^ニ洪等^ヲ。共^ニ打^ニ銅鉢^ヲ。立^ニ韻^ヲ。響滅則詩成。皆可^ニ觀覽^ス。また劉孝綽賦詠。得^ニ照^ニ基燭^ヲ。刻^ニ五分^ニ成詩^ヲ。玉臺新詠に見えたり。

紙馬廿三

乘穗錄云。南郭詩に。雕梁挿^ニ紙馬^ヲ。中有^ニ莫愁名^ヲ。と紙馬は繪馬なごのやうに聞ゆ。然れども紙馬は紙錢なり。誤用るに似たり。按^スするに。南郭遺契云。紙馬。博異志。王昌齡。至^ニ馬當山^ニ。謁^ニ廟^ヲ。乃^ニ命^ニ使^ニ資^ニ酒肺紙馬^ヲ。獻^ニ于大王^ニ。丹鉛錄。吳太伯祠。廣記^ニ在^ニ閭門之東岸^ニ。春秋市人多圖^ニ善馬^ヲ。綵與美女^ヲ。以^テ獻^ニ之^ヲ。今按。邦俗懸^ニ挿神祠^ニ。梁間^ニ者^ヲ。可^ニ以^ニ相證^ス。これ詩語の出處なり。唐土の紙馬は焚ものなれ

リ。門前ニ禁榜アリ。條目ノ文ニ。門前百姓。於ニ非法有レ之者。可レ爲ニ一錢切。ト按ニ一錢切。詳ナラズ。清政記ヲ考ニ。太閤清政ニ賜リシ。高麗陣中ノ制札ニ。軍勢於ニ味方地。亂妨狼藉輩。可レ爲ニ一錢切。トアリ。戰國ノ頃アマネキ詞ト。猶亦可レ考。按ニ一錢切ト云ハ。犯人ニ過料錢ヲ出サシムル事ナラン。切ノ字ハ限リナルベシ。犯人ノ貯持タル錢。有限リ取上ル。譬ハ僅ニ一錢持タリモ。其一錢限リ不レ殘取上ルヲ云ナルベシ。】といへり。按するに。讀史餘論に。此人豊臣太閤の御事なり軍法ニヨリテ。一錢切ト云事ヲ始メラル。タトヘバ一錢ヲ盜メルニモ死刑ニアツ。と見えたるを得たりといふべし。漢土にもその例おほし。隋書刑法志に。高祖開皇十七年。盜一錢已上者皆棄市。(漢書高祖紀注棄市取刑人於市與衆棄之)通鑑後梁紀に。貞明元年六月。以ニ沁州刺史李存進。爲ニ天雄都巡按使。有ニ訛言搖レ衆及強取ニ人一錢已上者。存進皆梟首。磔ニ尸於市。大金國志太宗紀に。粘罕禁ニ竊盜。及ニ一錢者罪死。此高慶裔勸ニ以ニ重刑止盜也。爲レ盜者知。劫竊均ニ于一死。故竊盜息而劫盜盛。歸潛志に。金天興二年正月。崔立曰。禁ニ諸軍士。取ニ民一錢。處

レ死。鶴林玉露に。張乖崖爲ニ崇陽令。一吏自庫中出。視ニ其鬢傍。巾下有ニ一錢。詰レ之。乃庫中錢也。乖崖命杖レ之。吏勃然曰。一錢何足道。乃杖我耶。爾能杖我。不能斬我。我也。乖崖援筆判云。一日一錢。千日一千。繩鋸木斷。水滴石穿。自杖。劒下塔斬。其首。申ニ臺府。自効。崇陽人至今傳レ之。蓋自五代以來。軍卒凌ニ將帥。胥吏凌ニ長官。餘風至此時。猶未盡除。乖崖此舉。非爲ニ一錢。而設上。其意深矣。其事偉矣。なごあり。また太平記高家列傳に。義貞西國の打手を承て。播磨に下着し給時。兵多くして糧乏し。若軍に法を置ずば。諸卒の狼藉絶べからずとて。一粒をも刈。民屋の一をも追捕したらんする者をば。速可レ被レ誅之由を。大札に書て。道の辻々にぞ被レ立ける。とあるをも考ふべし。是も魏志。武帝紀注に。曹瞞傳曰。常出軍行經ニ麥中。令ニ士卒無敗レ麥。犯者死。遼史拾遺本紀四に。宣府鎮志曰。會同六年契丹主。將レ有事於征伐。徵ニ山後諸州兵。因下レ令曰。兵行有下傷ニ禾稼。損ニ租賦者。以上ニ軍法論。名臣言行錄前集。狄青條に。軍人有下奪ニ逆旅菜一把者。處

硯筒。皆以^ニ牛角^ヲ爲^ス矣。^{ツクル}嶺外代答^{器用}云。交人以^ニ墨^ヲ與^ニ角硯^ヲ。併垂^ニ腰間^ニ。趙翼^ガ甌北集の。扈從途次雜詠の題に。銅硯。注に狀如^ニ方匣^ニ。以^レ絮漬^ニ墨汁^ニ。實^ニ之^ヲ可^シ以^ニ蘸^ニ筆^ヲ。以^ニ其便^ニ於携帶^ニ也。などあるは皆矢立の類なるべし。近年 皇朝の文人。此物を記して墨斗とす。按するに。和名抄工匠具に。漢語抄を引き。名物六帖に。升菴集。及び郷談正俗を引て。匠人の墨斗をスミツボと譯す。矢立にはかなはざるにや。されども清の魏際瑞墨斗銘に。墨斗者平池硯也。刻^ニ其腹^ニ多受^ニ墨銘^ヲ曰。庶乎窠^ニ空^ニ。其獸足^ニ以容^ニ。^{魏伯子文集}とあり。是は硯にや。さればスミツボにも限らざるや。

朝あけ廿

七五集に。家良。「山のはもかすむと見ゆる朝あけにやがてふりぬる春雨の空。按するに。朝あけのあけはあかきをいふ。今いふ朝やけなり。あの聲のやのごとく聞ゆるは。歌合根合などのたぐひ也。又新撰六帖に。衣笠内大臣。「山のはにほてりせる夜はむろの浦にあすは日よりと出る船人。とよみ給へるは。夕あけにや。されば朝あけは雨。夕あけは日よりと

ふるくよりいへる諺なるべし。唐國にても。范成大^ガ石湖居士詩集の題に。曉發^ニ飛鳥^ニ。晨霞滿^ニ天^ニ。少頃大雨。吳諺云。朝霞不^レ出^レ門。暮霞行^ニ千里^ニ。駭^ニ之^ヲ信然。升菴集に。素問云。^{按素問六。元正紀}（大論。倒此二句。）^{（元正紀）}震擁^ニ朝陽^ニ。雲奔^ニ雨府^ニ。楚辭云。紅蜺紛^ニ。其朝霞^ヲ夕淫淫^ニ而淋雨^ニ。唐詩云。朝霞晴^ニ作^ニ雨^ニ。俗諺云。朝霞不^レ出^レ市。升菴外集に。儲光義詩。落日燒^ニ霧明^ニ。農夫知^ニ雨止^ニ。歌緯詩。向^ニ月微月^ニ在^ニ。報^ニ雨早霞生^ニ。此即諺所謂朝霞不^レ出^レ市。暮霞走^ニ千里^ニ也。また朝やけ夕やけともいふべくや。友人西島蘭溪長孫が坤齋日抄に。唐俗亦有^ニ朝燒晚燒之語^ニ。司空曙詩。晚燒平蕪外。朝陽疊浪東。又李獻吉晚燒吟云。早燒不^レ出^レ門。晚燒行^ニ千里。楊用脩詩。丹林初曉清霜重。紫谷斜陽赤燒微。とあり。又上に引る衣笠大臣の御歌山のはにはてりせる夜。とよませ給ひしは。夕あけにはあらぬにや。さらば田家五行に。日沒返照^ニ主晴^ニ。俗名^ニ日返塙^ニと。是なるべし。

一錢切廿一

安齋翁の二上峯に。房總志料云。望陀郡。眞里谷村ニ。天寧山眞如寺ト云。上總。曹洞派。總録ノ寺ア

ご見えてまじなひ也。此物を厭勝アウシヨウとなすも古き事也。戒菴老人漫筆云。青州城北。豐山下麥地古塚。得タリ厚蛤壳カキ。每壳中。各色マダナヒ畫樹木人物。率保形男女。交感カウ橫斜。俯仰上下。異態不可カ具言。正類サニフ今之春畫。沈辯之得デ百枚ハツ。回ル。或是北朝時魔鎖物マナモノ。爲ナリ近シト。猶園云。關洛周齊間。有レ人畊メ田。嘗掘デ出古磁器チキモノ。栝クサ栝クサ之屬。千形萬變。並是絲シ繪男女祕戲之狀ル。者老相傳。是五胡亂ル華時。元魏。北齊。懼ミ其地有ニ王氣。瘞デ此爲ニ厭勝之具。なごあり。又菽園雜記云。成化間。漕河築ケ隄。一石中斷。中有ニ二人ナス作ニ男女交媾狀。長僅三寸許。手足肢體皆分明。若シ彫刻而成者。高郵衛某指揮得デ之。以獻メ平江伯陳公銳。銳以爲ニ珍藏ト焉。此等事雖モ善カスル格物カクモノ者ト莫ム能究ム其所以ナラとあり厭勝の具なりと心づかざりしにや。

矢立墨筆十九

類聚名物考調度部に。今の世。硯のかはりに持ある

く物を矢立ヤタテといふ。昔は箆の中にも入置し故。さいふともいへり。又おもふに。今有物は。其さま胡簾の形に似たれば。さいふにても有べし。俗に土俵空穂ツバキといふ物は。猶更似たるもの也。筆をさし置さま

も矢を立しに似たれば。かく名づけしなるべし。太平記後基被硯硯ヤアルトノタマヘバ矢立ヲ御前ニ指置誤事。バ。硯ノ中ナル小刀ニテ云々。また。同記高氏願。匹壇書事。妙玄。鏝ノ引合ヨリ。矢立ノ硯取出シテ。とあり。按するに。是より先に。源平盛衰記新八幡。覺明馬ヨリ下。木曾ガ前ニ跪テ。箆ノ中ヨリ矢立取出シ。墨和シ筆染。疊紙ヲ押開テ。古物ヲ寫ガ如ク。案ニモ及バズ書ク之ヲ。とあるを見れば。矢立といふものは。箆の中にあるをのみいふべきを。同記是よりさき高師。流罪に。時忠卿。大講堂ノ庭ニ進出テ。懷中ヨリ矢立宣事に。墨筆取出テ。所司ヲ招。硯ニ水入。疊紙二筆書テゾ給タリケル。とあり。これは公卿の懷中にあるをも矢立とよべり。僧頓阿の續草庵集に。年頃花見侍時。ふところに入て。思ひ出るに隨て歌書侍る旅硯を。將軍家に參らせしつゝみ紙に「おもひ出て哀とは見よ七十の春をかさねし花のなごりを。と見えたるは矢立のたぐひとは異なるものによ。唐土の書には。文房肆致圖說云。鐵硯。歐陽文忠公。稱ス其製作頗精シト。然患シ其不レ發シ墨ヲ。往往函ニ端石ハナシタ於其中。人亦罕ナリ有ル。唯研簡便ナリ於提携。官曹往往持テ之。以自從爾。今之

字而敏作醢恐
朝鮮國俗字

學中號曰「宋橘」上舍金處禮。作「橘賦」曰。洞庭之橘。天作之橘也。克明之橘。人作之橘也。陸績陸績事出吳志本傳不レ能レ爲レ母而懷歸。陟之安能飲酒而并吞。とあり。また惡少年。蜜柑の皮をむきて。瓣の多少にて賭とするは。鬪柑の類なり。廣東新語に。廣州兒童。有二賭一蕉闔蕉ハスラ柑之戲。蕉蕉ハスラ以レ刀自尾至首破レ之。不レ偏ニ一黍一。又一破直至蕉首。者爲レ勝。柑以ニ核多一爲レ勝。また核柿とて。核の數をあて、勝負をなす。是も清異錄に。吳越稱ス「薯上瓜」錢氏子弟。逃レ暑取ニ一瓜一。各言二子之的數一。言定剖觀。負者張レ宴。謂ニ之瓜戰一。南畝莠言に。瓜戰の事をなご云へり。

覆面十七

眞俗交談記云。二閒御鏡。嵯峨天皇御記云。每月朔朝。御代鏡奉レ拭之。伯督所ナリ役也。著ニ淨衣一用ニ覆面一。細細要記云。貞治四年八月十二日。神木御歸座。云々。神官等覆面。本社ノ御神。五所ノ御正體ヲ捧奉ル。神樂日記。太平記亦同。今川大雙紙云。尊主の前の加用之事。始をばり迄一人なり。いかにも衣裝を改め。ふくめんをすべし。豫章記云。贊殿御臺盛者。覆面ヲ垂テ。水火ヲ淨ケルト申傳タリ。按するに。眞俗佛事編云。

覆面ハケアイノニ畢ニ醢ニ經下云。持誦スルキ新帛ニ繫ニ其面門一。是覆面ノ本説ナリ。又餘軌ニ名ニ淨帛一。又もろこしなるは。天祿識餘云。元仁宗安ニ群臣於長春殿一。供事内臣進ニ饌一。有ニ咳病一。帝惡ニ其不潔一。命爲ニ疊金羅一。半面圍レ之。許ニ露ニ兩眼一。下垂至胸。自レ是進ニ饌者一。以此爲レ例。通雅ニ服一云。屏息。奉獻以掩ニ鼻者一。遼園曰。太常供奉祭品。如ニ羹醢一之類。其奉獻人口鼻。用物作ニ長袋一。繫ニ頸後一。俗名ニ抵鬚一。非也。志名曰ニ屏息一。太廟以ニ黃羅一。他祀以ニ紅紵絹一爲レ之。と見えたり。但覆字おほふとよむ時は。フウの音なるを。誤來れり。太平記音義にもフクメンとあり。

春畫十八

武家俗說辨。鎧色談附錄等に。春畫を具足櫃にいれ置事の論あり。慎言若かりし頃には。衣櫃のうちにもしれ置ものありき。但これはもうこしにもするわざ也。青藤山人路史云。有ニ士人一藏書甚多。每ニ匱必置ニ春畫一冊一。人問レ之。曰ニ聚ニ書多惹ニ火一。此物能ニ厭ニ火災一也。世傳。藏書家皆然。此恐假言以掩ニ醜耶一。物理小識云。春宮圖。謂ニ之底底書一。以レ之辟ニ蠹一。乃厭レ之也。春宮圖は枕繪なり。通俗編云。春畫云々。宋畫苑ニ有ニ春宮秘戲圖一。所ニ畫ニ蓋ニ此類也一。故亦謂ニ之春宮一。な

蜜柑孟十六

き給。其上に色の小袖。其上に又白小袖を著給ひ。かつきをめして出給ふ也。」とあり。もろこしの婚禮にもかつきに似たる物あり。倘湖樵書二編云。近時娶婦。新婦。以三帕或綾紗蒙其首。其禮不知起于何年。按通典杜佑議曰。婚姻王化人倫之本。拜時之婦。禮經不載。自東漢魏晉及于東晉。咸有此事。按三其儀。或時屬艱虞。歲遇良吉。急于嫁娶。爲此制。以三紗蒙其首。而夫氏發之。因拜舅姑。便成婦。由是觀之。蒙首之法。其傳已久。但古爲失時急娶。不備禮者而然。而今遂爲通行耳。方以智通雅云。儀禮士昏禮。加景。注景之制。如三明衣。加之以行。道御。塵。智謂非御。塵。以爲蔽也。北齊納后禮。有所謂加景去幘。即此字。今俗親迎。其首曰蓋頭。詩綱衣。一作類衣。黻衣。景衣。加幘亦尙綱之遺。儀禮節略云。呂東萊婚禮。壻婦交拜後。舉蒙頭。遂就坐。按內則女子出門。必擁閉其面。蒙頭即擁面也。俗謂之蓋頭。以錦爲方帕。橫直四尺。女辭父母。拜畢。即以帕蓋頭。升車至夫家。交拜必毋爲去帕。乃合卺。此俗之近理可從者。なご見えたり。

蜜柑の皮を盃となす戲は。小兒のするわざ也。もろこしには大人橙の盃あり。金章宗壁燈爲軟金盃詞云。風流紫府郎。痛飲烏紗岸。柔軟九回腸。冷怯玻璃盃。纖纖白玉葱。分破黃金彈。借得洞庭春。飛上桃花面。歸清元の耶律楚材贈蒲察元帥五首第三に。輕分茶浪飛香雪。旋壁橙杯破軟金。元詩選劉因賦孫仲誠席上四杯。うちに橙の詩あり。瀟湘千樹暮林平。風露詩腸快一傾。蜜戀金絲仍可意。香分綠蟻最關情。洞庭春色元無恙。南國幽姿護濁清。誰辨酒缸千萬斛。棹歌和月捲江聲。靜修明の瞿佑橙杯の詩に。平分半殼洞庭秋。香霧霏霏勝玉甌。左手持觴增醞藉。東籬賞菊勝風流。胸吞雲夢言非誑。曲奏吳鹽一味頗。投寄語黃甘井陸吉。較勳輸我醉鄉侯。詠物新題詩集朝鮮にも亦此事あり。橙に非ず橘なり。彼國人の著したる太平閑話云。上舍吳涉之。嘗過一縣。佳賓咸集。紅妓滿座。吳生後至。居客之末。舉止羞澁。主人壁橘作盃。孟行到吳。飲訖并喫。一座喧嘩。有上舍宋克明。鼻醋。按字書無醋字意。酸醜俗。

置侍る。」とあり按するに。ふるき書とは。今物語に。
ひえの山よかはに住ける僧のもとに。小法師の有け
るが。坊の前に柿の木有けるを。切てたかんとて。い
ちのきれをわりたりける中に。くろみの有けるが。文
字に似たりけるを。あやしと思ひて。坊主に見せたり
ければ。南無阿彌陀佛と云文字にて有ける。ふしぎ
なごもいふばかりあし。沙石集に。蓮養房といふ
山寺法師。前栽に柿の木を植て。年來愛しけるが。
他界の後。弟子の僧。此木を切て湯木にせんとてわ
りて見るに。文字の勢二寸ばかりにて。蓮養房と文
字あり。黒木の如くして。木の中にわれどもく。同
牀にて有けり。谷響集に。客云。拆木中有文字。
嘗於勸脩寺八幡神祠。親見矣。或謂多是柿木也。夢
溪筆談云。木中有文字。多是柿木。治平初。杭州南新
縣民家。拆柿木。中有上天大國四字。予親見之。書
法類顏真卿。名臣言行錄後集に。澧州進柿木成
文有太平字。公言。今四海騷然。未見太平之象。
請不宣示於外。公。歐陽修なり。輿地碑目。弘治八閩通
志拾遺に。宣和五年春。順昌縣交溪廖懋。以奉議大
夫。家居。役夫解柿木爲新。木中有文。曰聖元

天何四字。字體製端楷。墨色瑩然。春渚紀聞に。
晉江尤氏。其鄰朱氏。圃中有柿木。高出屋上。一夕
雷震。中裂木身。亦若以濃墨書中。尤家二字。連屬
而上。不知其數。至於木枝細者。破視亦隨枝之大
小成字。談撰に。柿木中間多有文。物理小識
に。柿木畫皮生文。など見えたるをやいはれつら
ん。又いと近きは。友なる本間眠雲。游清が鶴鴉集に。
文化十一年甲戌の春。伊豫國大洲領。宇和川村に
らくといふ處あり。畑中に大なる柿木有て。作物
の障になれば。畑主其柿木を伐て。本の所を斧にて
二ツに割たるに文字あり。太王左明のよし。文字は
濃藍の色にて。墨もて縁を双鉤したるが如し云々と
あり。又按するに。柿ならぬ他の木にも書畫ありし
事。和漢の書に出たり。

新婦綿帽子十五

今世婚禮に。新婦の綿帽子といふものは。かつきより
うつれる也。伊勢貞陸の。よめむかへの事といふ書
に。よめいりのよ。いしやうの事云々。かつきはし
ろおりもの。是もさいはひびし。うきおりものに
て候。女鏡秘傳書に婚禮其日の衣装の事。下に白

是は幽明録と云書に。願長康と云人ひとりの女にあへり。女家にある事程なし戀思ふ事やすめかたし。すなはち女の形を繪に書て。其胸の程にかむざしをさして壁にさしつ。女ゆく事十里ばかりして。忽に胸のいたき事さすが如し。又ゆく事あたはずといへる心也。」とあり。是は上の故事の異説なり。

篠船十三

今をさな子のもて遊びに。竹葉にて船を作りて。ささ舟といふ。此物古くより有り。夫木抄冬云源仲正「うなる子が流れにうくる笹船の泊りは冬の氷なりけり。伯耆卷云。夜に入て。彌風強く吹ければ。御船も危くていかなるべしとも不覺。主上忠顯を被召。竹の葉やあると御尋有ければ。船中に可キ有ル様なかりけれども。可キ尋ユ由を勅答申て。御前を立給。かゝりける所に。不思議やな。苦の下に竹の葉一枚あり。是を取て参りけり。此竹の葉を被レ召。御手自船を三ツ造らせ給て。御守より御舍利を三粒取出させ給て。此篠船に一粒づゝ入させ給て。海上に浮べさせ給て。御祈念有ければ。無レ程海上静りぬ。詞

林采葉抄云。一天下ノ神無月ヲバ。出雲國ニハ神在月トモ。神月トモ申也。我朝ノ諸神參集給故也。其神在ノ浦ニ神々來臨ノ時。少量ノ作レル如クナル篠舟。波上ニ浮事不レ可レ及ス算數。巡杖記云。越中五ヶ山に。いにしへより神樂をどり。こきりこ唄とて。はやしものあり。こきりこ唄。思ひと戀と笹舟にのせりや。思ひはしづんで戀はうく。」按するに。唐土にも此ものあり。江湖後集に。陳必復。戲折ニ竹葉一爲レ舟示奚奴詩あり。乃翁兒戲可レ憐生。折ニ葉一浮ニ舟一趣ニ岸一行。有レ便信風翻覆易。無心逐ニ水一去留輕。觸ニ崖一頗ニ似ニ乘ニ時意一藏ニ壑一浮關ニ逐ニ世情一。幸喜此身元不レ繫。底須壁上覓ニ雲瀛一。〔故事出太平廣記〕と見えたり。

柿木文字十四

白石先生の記に。かこみ一尺餘も有つらん木の。半よりさけし所に。おのづから天下の字有を。人の見せたるに。是は柿にやといひしかば。かの人驚きて。いかに知給ひぬらん。是はある寺なる濫柿を切て。薪にせんとて割しに。此文字のあらはれしかば。めでたき物なりとて。薪にせで京より來りし也といふ。柿木にはかゝる事有よしを。ふるき書ごもにしるし

らぬ思ひをば人のうへにぞかきうつしつる。陳云。

長康隣女を艶して。繪にかきて逢たる事なり。これは

太平廣記。引三名畫記云。晉顧愷之字長康。嘗悦

一隣女。乃畫女於壁。當心釘之。女患心痛。告長

康。遂拔釘乃愈。とあり。太平廣記は宋の太平興國

三年にいできたれど世に行れず。明の嘉靖年中に梓

行して。世に傳へたり。こなたにては。後柏原院の御

宇にあたりて。顯昭の頃よりは數百年の後なり。も

し名畫記など傳はりてありしにや。此師の博覽しる

べし。と隣女晤言に見えたり。按するに。此書かく

名づけしも。開卷に此事をしるしたれば也。閑田耕筆

歌の謡に。廣されども此一條誤多し。廣記世に行れずと

いひつれども。廣記卷首に。談愷云。宋太平興國間。

太平廣記。鏤板頒行。言者以廣記非後學所急。收

板藏太清樓。於是廣記之傳鮮矣。とあり。かく板

にも彫て頒行けれども。板を藏したれば。傳ふるこ

どすくなしとなり。たえてなしといふに非ず。され

ば宋人の書中に。此書を引たるもの。愼言がおぼえ

たるも三十種斗はあり。其うへに。遂初堂書目に。京本太平廣記と見えしは。京本ならぬもありしにや。

さて爰へも早く渡り來りし證は。萬葉集仙覺注。異

制庭訓。醫家千字文注。佛牙舍利記。日件錄。曉風

集。四河入海。帳中香。梅花無盡藏。湯山千句注等

に引たるにて知るべし。是一つの誤なり。又明の嘉

靖年中。こなたにては。後柏原院の御宇云々。按に廣

記梓行は嘉靖丙寅なり。丙寅は嘉靖四十五年にて。

皇朝正親町院の永祿九年なれば。後柏原院崩御

の大永六年丙戌よりは四十一年後なり。是二つの誤

也。また名畫記全部十卷は。王氏畫苑。津逮秘書等

に。收てあり。學津討原にも收たれども。それをしらで。

廣記によりたるは。三つの誤なり。また晉書文苑傳

に。顧愷之字長康。嘗悦一鄰女。挑之弗從。乃圖

其形於壁。以棘針釘其心。女遂患心痛。愷之因致

其情。女從之。遂密去針而愈。とあり。顯昭の歌は

これにより。いとわはれての五文字は。挑之弗從の

文にてよみし也。さるを名畫記を引るは。四つの誤

なり。

附識す範兼童蒙抄に。別れゆく君が姿を繪に書て

胸のあたりをさしやとめまし。古歌也。昔人。女

の遠き國へまかりにけるを。戀わひでよめる也。

按ずるに。寄園寄所寄に。客中間集を引て云。春明門外。當路墓前有^レ堠。題云。漢太子太傅蕭望之墓。有^レ官見而怪^レ之曰。春明門題額^レ正^レ方。加^レ之字^レ可^レ耳。如^レ此^レ堠^レ直^レ行^レ書。只合^レ題^レ蕭望墓^レ何^レ必^レ之^レ字^レ。とある也。紀談に。この正方を楷書とし。直行書を行書と見たるは誤なり。正方は俗にいふ四角なり。直行書はかきくだしをいふなり。客中間集の意は。春明門の額は。四方なる故に。之字を加へたるは可なり。四方なれば。二行に書故に。春明門の三字の此堠は。書くだしまにては。一字だけあきて見苦ければなり。書くだしなれば。之字を加ふるには及ばすといへる也。其證は。懶真子云。今印文榜額有^レ之^レ字^レ者。云々。有^レ三字者。足成^レ四字。有^レ五字者。足成^レ六字。但取^レ其端正^レ耳。とこの端正といへるは。偶の數なれば。文字ならびて。つりあひよきをいひたる也。また演繁露云。扁額字數。奇而不^レ耦者。古今往往皆增^レ之^レ字^レ。また寒齋綴錄云。内外諸司印文字用^レ成^レ雙^レ不^レ及^レ雙者^レ足以^レ之^レ字^レ。鈴木善教云。學古編にもなご見えたるにて明か也。又按するに。紀談に。明の春明門といひしも誤也。此話はもと。錢易が南部新書己卷に出て。新書の文。客中間集とは四唐時の事なり。宋本太平御覽八

十に。韋述が西京新記曰。春明門有^レ蕭望之^レ墓。宋敏求が長安志に。唐外郭城東面三四。中曰^レ春明門。注に當門外有^レ漢太子太傅蕭望之^レ墓。と見えたり。韋述は唐人。錢易。宋敏求は。俱に北宋の人なり。明の時ならぬ事明らか也

下針十一

古今著聞集^{弓箭篇}云。賴光朝臣の郎等季武。第一の手きにて。さげはりをもはづさず射けり。京師本保元物語云。爲朝ハ空ヲ翔ル翼。地ヲ走ル獸。サゲ針ヲモハヅスト云事ナシ。又云。惟行。弓ハ三人張。矢束ハ十三束。サゲ針ヲモ射ント思フ者ナリケルガ。源平盛衰記云。金剛左衛門ハ。下針ヲモ射上手也ケレバ。異名ニハ養由左衛門共云。按するに。もろこしにても。針を射たる事あり。北史。魏宣武靈皇后胡氏傳云。幸^ニ西林園^ニ法流堂^ニ命^ニ侍臣^ニ射^ニ不^レ能^レ者^ニ罰^レ之^ニ。又自射^ニ針孔^ニ中^ニ之^ニ。大悅^ニ賜^ニ左右布帛^ニ有^レ差^ニ。五代史。唐莊宗紀云。射獵或掛^ニ針於木^ニ。或立^ニ馬鞭^ニ百步射^ニ之^ニ輒中^ニ。なご見えたり。

寄繪戀歌十二

六百番歌合。寄^{スル}繪戀。顯昭。いとはれてむねやすか

是にて考れば。細字に書を敬とする也。按するに。これよき考なり。周必大が玉堂雜紀に。安南國王。表章字如蠅頭。幾不可辨。玉音每嘉其恭順。とあるにて。いよゝあきらかなり。また明の王佐が灼艾集に。禮部胡尚書。嘗云。太宗命予使外。瀕行諭曰。人言。東宮所行多失。當南京可多留數日。試觀如何。密奏來。奏疏書字須大。晚至我即欲觀云々。清の余金が熙朝新語に。邵陽張大有。爲漕運總督。奏言。寫字手顛。請奏摺代書。上諭云。忙時令人代書亦可。若密摺。仍須親寫。即字畫粗大。略帶行草。亦屬無妨。辭達而已。敬不在此。我朝待大臣之寬容脫略如レ此。なごあるを見れば。明清に至りても。なほ此定なり。さて史記匈奴傳に。漢遣單于書。牘以三尺一寸。辭曰。云々中行説。令單于遣漢書。以三尺二寸牘。及印封皆令廣大長。倨傲其辭曰。云々。と見えなれば。書札細小を敬とし。粗大なるを不敬とするは。漢土にても久しき事也。皇朝にても昔は此定なりき。法然上人繪詞四十に。僧正又重たる狀云一紙の趣。深く肝に銘じ候。一代の聖教を載らるゝといふとも。これに過べからず候

歟。愚意の所存。秋毫も違せず候間。信仰無極。候。抑彼へ進上の書札。細少を爲先。文字も今少しちひさきやうに。御書寫ありて給べく候。御自筆上覽の爲に宜かるべき間申候也。とあり。按に僧正は承圓にて。上覽は後鳥羽院の御覽をいへり。

之字十

過庭紀談云。凡扁額墓碑ノ類ノ題署ニ。篆隸八分正楷ナドニ書ハ。多ハ之字ヲ入テ書。タトヘバ。朱雀之門。白馬之寺。ナドノ類也。草書行書ニテ書ハ。之字ヲイレヌモノ也。是ニ付テカシキ話アリ。明ノ春明門外ノ路バタニ。漢ノ蕭望之ノ墓アリ。行書ニテ。漢太子太傅蕭望之墓。ト題シアルヲ文盲ナル官人見テ。怪テ曰。春明之門ノ題額ハ。正方ノ眞字故ニ。之字入テアル筈ナレドモ。行書ニテ書シ墓ノ題署ナレバ。之字ヲ加フベキ様ナシ。只蕭望墓ト題スベキ事也。ト云シヨシ。客中間集ニ見エタリ。名高キ漢ノ蕭望之ノ名ヲ知ザリシハ。文盲ナレドモ。正方ノ文字ノ題署ニハ。之字ヲ入ル筈ト心得。草行ノ文字ノ題署ニ。之字ノ入シヲ怪シハ。唐人ダケ也。本邦ノ歷々ノ諸大儒モ。ソレハ却テ知ラヌ人アリ。

煩^レ哉。玉かつま^{から}あに。愚管抄に。後の京極殿と。の、字をそへて書たり。これ後の京極と申し、證也。とあり。和長卿の御説の證とすべし。さて實定公をも。後の徳大寺殿と申べき也。其證は。隆信朝臣集の詞に。のちの徳大寺の左大臣。大納言と申し時云々^{宵柏九代抄。新古今の條}とあり。又續世繼^{こけ衣}に。のちの二條殿の御子には。云々^{後ノ徳大寺左大臣}と云り。すへてのちとよまん事論なし。又帝王の御追號をも。ふるくのちの某と申奉りしなり。今昔物語集卷十二^{第廿二條}に後ノ一條院ノ御代ニ。云々筑波問答に。此御所のありさまも。後の鳥羽院の御時よりよく見侍し也。増鏡^{老の波}の卷に。後の堀川院の御女にて。神仙門院と聞えし。草根集詞に。永享元年十月三日。右馬頭家にて人々六首の題をとりて。後の小松院へ。御詞を申されし歌合の中に。なごあるにて。あきらかなり。又袋草紙に。先ノ朱雀院ノ御時とあれば。後の朱雀院と申奉らむ事亦論なし。

魚鱗鶴翼ハ

寒夜筆談云。魚鱗鶴翼ノ陣ト云ハ。魚麗鶴列ヲ誤タルナリ。酉陽雜俎ニ。王固ト云モノ。竹筒ヨリ蠅虎^{ハトリ}

子數十ヲ出スニ。行ヲ分ツテ二隊トナリ。對陣ノ勢ヲナシ。鼓ヲウツタビニ陣ヲ變ジ。天衝地軸。魚麗鶴別。備ハラザルハニシトミエ。又文苑英華ニ。獨孤及ガ風后八陣圖記ニ彼魏之鶴列。鄭之魚麗トアリ。按スルニ魚麗ハ左傳。鶴列ハ莊子ニ出タリ。燃犀錄云。鈴錄ニ云。和軍ニ魚鱗ノ備ト云ハ車輪陣ヲ。古ノ博士ガ。ギョリント。讀傳ヘタルヨリ。魚字ヲ付替タルカ。又魚虎陣ヲ誤リタルナリ。鶴翼ハ虎翼陣ノ唱ヘ誤ナリ。按ズルニ。唐太宗帝範序曰。夕對ニ魚麗之陣。朝望ニ鶴翼之圍ト。シカレバ鶴翼ハ古ノ陣ノ名ニシテ。誤ニハ非ズ。且魚鱗ハ魚麗ノ訛轉ナルコト明ナリ。愼言按するに。文苑英華^{七百三}に。載たる帝範序も。亦魚麗に作れり。されども魚鱗陣の文字。漢書陳湯傳に出たり。魚鱗の字。是ならめと思ひたりしに。果して清の武英殿本の帝範序には。魚鱗として。全唐文卷十にも此序^{載て。亦魚鱗に作れり}。元人の注ありて云。魚鱗鶴翼。皆陣兵之形勢也。と見えたり。

細書爲^ス敬^ト九

秉穗錄二編云。通鑑綱目。宋高宗紀に。馬進以^テ大書牒^ヲ索^レ戰。張俊以^ニ細書狀^ヲ報^レ之。進以^テ俊爲^レ怯と。

今世多解除。擲去破弊器物。名爲送窮。太平御覽
四百七云。錄異傳曰。昔廬陵邑子甌明者。從客賈道
經彭澤湖。每輒以舟中所。有多少。投湖中云。以爲
禮。積數年。後過見湖中。有大道。有數吏。乘車
來候云。是青洪君。以君前後有禮。故要君。必有
重送。君者。皆勿收。獨求如願。爾去。果以緋帛。送
明辭之。乃求如願。神呼如願。使隨去。如願者青洪
婢也。明將如願。所欲輒得之。數年大成富人。
歲朝鷄一鳴。呼如願。如願不起。明大怒。欲捶之。
如願乃走。明逐之於糞上。糞上有昨日故歲掃除聚薪。
明乃以杖捶使出。久無出者。因曰。汝但使我富。
不復捶汝。今世人。歲朝鷄鳴時。轉往捶糞云。使
人富也。これ歲朝に。昨日故歲掃除とあり。除日に
掃除したる事明らか也。夢梁錄云。十二月盡。俗云。
月窮。歲盡之日。謂之除夜。士庶家。不論大小。家
俱洒掃門閭。去塵穢。淨庭戶。僧明本の中峯廣
錄。鴈蕩除夜頌云。茅屋三間冷似水。灰頭土面十餘
僧。掃除自己閑枝葉。不。諸方爛葛藤。就手揭
開新歲曆。和光吹滅舊年燈。頂門別具三摩。越
死超生似不曾。楊循吉除夜雜詠云。除塵舊室

攻。遂安縣志云。除夜掃宅會。南野堂筆記云。梅
里。薛鹵齋廷文。五十未娶。(按未娶原誤而娶今有)除夕
詩云。獨送窮愁。獨掃塵。一回除夕一傷神。來朝
記取年多少。不敢分明說與人。みな除日の煤掃な
り。

大臣稱號後字七

樋口殿記云。臣下ニ後トヨムハ。後京極。後德大寺。
後成恩寺。バカリ也。有職玉の枝云。後といふは
天子の號計にて候哉。答其通りにて候。然れども後
德大寺。後京極。是は古へよりごとよみ來る故。其
通りよみて不苦候。其外は後と讀たるがよく候。後
成恩寺殿などよみ申候。關秘錄に。後京極。後德大寺は音に
後と唱ふ。是は其人品德義を賞美し
てな按するに。常昭愚草伊勢貞
陸記云。帝皇をば後鳥羽

院などへ申也。攝家をば後成恩寺殿などへノチと申
也。年山紀聞云。和長卿日記云。凡儒中ノ故實者。
天子之追號。後字用音讀。大臣稱號之時。後字用訓
讀。是通法之故實也云々。又大臣稱號之内。後京極之
一號。人皆後字用音。歟。是無殊事。只以三言好之
義也。故自由之讀也。何後の京極殿可申事。有。其

江南曲^ヲ詞意非^ス祥^ニ生慰^ソ解^シ之^ヲ曰^ク首句嫁^ニ得^{タリ}瞿塘^ノ買^ハ即^チ已^ニ大吉^ニ何^ニ不^レ祥^ニ之^ヲ與^ラ有^ニ女^ヲ乃^チ稍^ク憐^ミまた婦女子^ヲ筭^ヲを投^テた^ニみ算^シといふ事^ヲをす^ニ是ももろこしに^ニ其^ノさまはしれね^{ども}釵^トといへるあり^ニ浩然齋雅談^ニ云^フ鄧林號^ス謙谷^ニ臨川^ノ人^{ナリ}嘗^デ客^ニ孟氏^ノ塾^ニ歐^ニ降^ニ紫姑^ヲ得^レ詩^ヲ云^フ隔^テ溪^ニ雲^ニ薄^ニ雨^ニ飄^ニ蕭^ニ欲^ス采^ニ荷^ノ花^ヲ不^レ見^レ橋^ヲ釵^ト無^レ憑^ル芳^ニ信^ヲ杳^ニ酸^ニ風^ニ空^ニ度^ニ鳳^ノ臺^ノ簫^ヲ

晦日掃六

今の世に晦日掃^{とて}。毎月^ノの晦日^ニに。家内^ヲを掃除^スするものあり。是は久しきならはし也。延喜民部式^ニ左右兵衛式並云^フ毎月^ノ晦日^ニ。令^ム諸司^ノ仕丁^ヲ掃^ス除^ス宮中^ノ大内家壁書^ニ云^フ從^ニ築山社頭^ニ至^リ松原同小川^ノ掃^ス除^ス之事^ヲ。可^キ爲^ルニ毎月^ノ晦日^ニ也。なご云^フり。もろこしにも似たる事あり。荆楚歲時記^{廣秘}云^フ正月^ノ晦日^ニ送窮^ニ。注云^フ。金谷園記^ニ云^フ。高陽氏^ノ子^ニ瘦約^ニ。好^ミ衣^ヲ敝^ニ食^ヲ糜^ニ。人作^ニ新^ニ衣^ヲ與^レ之^ニ。即^チ裂^キ破^シ。以^テ火^ヲ燒^ス穿^ス著^レ之^ニ。宮中號^曰窮子^ニ。正月^ノ晦日^ニ巷^ニ死^ス。今人作^ニ糜^ニ棄^ニ破^ニ衣^ヲ。是日^ニ祀^ス子巷^ヲ。曰^ク送窮鬼^ニ。猗覺寮雜記^ニ云^フ。唐人^ノ以^テ正月^ノ月下旬^ニ送^ス窮^ニ。韓退之^ノ有^レ文^ヲ。姚合^ノ有^レ詩^ヲ云^フ。萬戶千門看^ニ無^ニ人不^レ送^ス窮^ニ。海錄碎事^ニ云^フ。池陽風俗^ニ。以^テ正月^ノ二十

九日^ニ爲^ス窮九^ト掃^ス除^ス屋室^ヲ塵穢^{ハク}投^テ之^ニ水中^ニ謂^フ之^ニ送窮^ニ。なごあるを見て。唐土^ニにても。正月^ノ晦日^ニ掃除^スする事^ヲをしるべし。又十二月^ノの煤^ス掃^スも。もとは晦日なりしにや。俊賴朝臣^ノの散木集^ニ云^フ。としの暮^ノの歌^{とて}よめる。『さらひするむろのやしまのこごこひにみのなりはてん程^ヲぞしる哉^ニ顯昭注^云。さらひするとは權^ニとかけり。掃除^スする事^也。むろのやしまとは竈戸^ヲをいふと。古髓^{ズキナウ}に書^リ。除夜^ニに民^ノの竈戸^ヲをさらひて。こんする年^ノのうちの事^ノの吉凶^ヲみな見ゆといへり。火^ヲを日々にあてゝ。きえきえぬを見てしるなごもまをすめり。こごこひとは。みんな思事^ヲを云^フ也。それに。我身のなりはてんほごをもしる^と讀^ス也。祇園修行日記^ニ云^フ。貞和六年十二月廿九日。今日^ノ晦日^也。始^メ煤^ス掃^ス。宣胤卿記^ニ云^フ。永正元年十二月十九日。朝陰^ル屬^ス晴^ニ。比屋煤掃^ス。亂以前^ノ。晦日^ノ式日^也。嚴島道芝記^{年中行}云^フ。十二月晦日御煤掃^ス。上番^ノの社司^ノ。衣冠^ヲ引繕^ヒ。國文代^ニ。下番等^ノ。立まじはり。御殿^ヲを^チ奉^ル也。』また草根集^ニ云^フ。歲暮^ノ。家々^ニにはらひつくすをあやにくに空^ハはすゝけておつる雪哉^ニ。とよめるも除日^ニなるべし。是も亦もろこしにあり。玉燭寶典^{卷十}云^フ。歲暮^ニ

饒^{オホシ}ニ蝦蟹^{エビカニ}。寅年足^ルニ虎^{チユ}。張籍^カ云。江村亥^カ日長爲^レ市。

と見えたるにて。白氏張氏の詩語によりたる事しるし。さていかなる子細ぞと思ひしに。諸書を讀て其

説を得たり。能改齋漫錄^{七卷}云。豫章^カ古漁父詩云。魚

收^メニ亥^ニ日^ニ妻到^ル市^ニ。見^ル李淳風^ニ易鏡^ニ占^ニ漁獵勝負^ニ篇云。

取^ル魚^ニ卦^ニ宜^ニニ水^ニ。又云。取^ル魚^ニ宜^ニ見^ル水忌^ニ土^ニ。蓋亥子

屬^ス水。乃知^ル魚收^ニ亥^ニ日^ニ所^ニ自^ニ。文苑英華辨證^{九卷}

云。分寧縣。武寧縣。(按武寧縣以下十字原作本武寧縣之常州亥市也九字今據太平實字記卷百六訂)本當州之亥市也。嶺南村落。有^レ市謂^ニ之虛^ニ不^ニ

正^ニ。常會^ニ多^ニ虛^ニ日^ニ西蜀^ニ曰^レ疫^ニ。如^シ疾^ノ疾間^ニ而復作^ニ也。江

南^ニ曰^レ亥^ニ。本與^レ蜀同。惡^ニ以^レ疾稱^ニ止^ニ曰^レ亥耳。合

璧事類別集^{十卷}云。荆吳俗。有^レ取^ニ寅申巳亥^ニ日^ニ集^ニ于

市^ニ故謂^ニ之亥市^ニ。(徐鉉脩水志(原本脫三脩字今據三書錄解題補)などあるを考ふべ

し。なみにいふ。八雲御抄云。たつの市。辰日たつ

也。按するにもろこしにも此類あり焦氏說栞^{五卷}云。

滇人以^ニ辰日^ニ爲^レ市。號曰^ニ龍街^ニ。(鴻泥日錄云嘉慶七年。二

龍場。故名狗場。居人諱^ニ之。三四年來易^ニ今名^ニ。大書揭^ニ市門^ニ。然行人

呼^ニ狗場^ニ如^レ故。三月初三日^ニ至^ニ陡坡^ニ。有^レ橋爲^ニ猪場河^ニ。點俗以^ニ支辰^ニ

名^ニ場^ニ。此地以^ニ亥日^ニ市。遂呼^ニ猪場^ニ與^ニ龍狗場^ニ同^ニ。(又海錄碎事云。池州聚落至有期日虛集處謂之子午會)明詩綜^{卷七}

施武街子詞云。猪街纔罷又龍街。注云。滇中以^ニ作^ニ市

曰^ニ街子^ニ。逢^ニ辰亥戌未^ニ日^ニ爲^レ期^ニ。堅瓠^ニ丁集^{三卷}云南中諸夷。每以^ニ丑卯酉日^ニ爲^レ市。故曰^ニ牛場兔場雞場^ニ云。とあり。似たる事なり

初雷四

日次記事云。凡一春之中。雷始發聲。是謂^ニ初雷^ニ。京

俗節分之夜。貯^ニ置所^ニ撤^ニ家内^ニ之熬豆^ニ。聞^ニ初雷^ニ時。

則三粒食^ニ之。寒夜筆談云。世ノ人初雷ノ鳴時ニ。

節分ノ豆ヲクフハ。鵺冠子ニ。夫耳之主^ニ聰^ニ。兩豆塞^ニ

レ耳不^レ聞^ニ雷^ニ。ト此說ヲツタヘ誤タル也。按する

に。玉燭寶典^{卷十}に。荆楚記云。家家留^ニ宿歲飯^ニ。至^ニ

新年十二日^ニ。則棄^ニ街衢^ニ以爲^ニ去^ニ故納^ニ新除^ニ貧取^ニ

富^ニ。又留^ニ此飯^ニ。須^ニ發^ニ雷^ニ鳴^ニ。擲^ニ之屋扉^ニ。令^ニ雷聲遠^ニ

也。(太平御覽八百五十に。時鏡新書を引。これより出

歌ト五

婦女子無心にて。百人一首の草紙をひらき。其歌を

もてうらなふを歌トといふ。もろこしにも似たるわ

ざあり。卷トといへり。聊齋志異^{白秋練條}云。女一夜早

起挑^ニ燈^ニ。忽開^ニ卷^ニ悽然淚瑩^ニ。生急起問^ニ之^ニ。女曰。阿

翁行且^ニ至^ニ。我兩人事。妾適^ニ以^ニ卷ト^ニ展^ニ之得^ニ李益

生姜おひ出る物なり。自然に出来たる物故に。取あへず神に奉りし事。例になれり。又大石千引の。野乃舍隨筆に。神明祭に生薑を齋事は。論語郷黨篇に。不撤薑食。とある注に。薑通神明。去穢惡。故不撤とあり。これより誤るかとある人いへり。なごあり。按するに。これらの説うけがたし。皇太神宮年中行事に。四月十四日。遠江神戸所進種薑。子良宿館南垣内所奉殖也。九月御祭之時御饌。所供進也。とありて。伊勢の神宮にて。九月の御饌に奉りしを。そのかみこゝにうつしたる遺風なるべし。

茅柴二

葛原詩話前編云。俗ニ村店ノ薄酒ヲ。鬼コロシト云。即村店壓茅柴ト云。是ナリ。又茅柴酒トモ云ベシ。韓子蒼詩アリ。飲慣茅柴。詰苦硬。不レ知如蜜有ニ香醪ト。堅瓠集ニ。茅柴ノ胸ニコダワリテ。下リ難キヲ。惡酒ニ喩フトナリ。又後編云。茅柴。前編ニ解ス。然ルニ事物紺珠ニ。茅柴。言如ニ茅柴。焰易レ過薄酒也。此解甚佳ナリ。東坡詩。幾思壓茅柴。禁網日夜急。按するに。事物紺珠は。明の萬曆十三年乙酉。

黃一正が撰なり。これより百四十餘年さき。皇朝文安甲子の序ある下學集に。茆柴濁醪也。一醉而即醒。如下燒茆柴。火便滅とあれば。古く唐土の説あるべくおもひしに。果して宋人の錦綉萬花谷前集に。韓子蒼詩云。謂苦硬之酒。如茅柴火易レ過。とあり。さて葛原。茅柴と壓茅柴を同物とせしは誤なり。施注蘇詩云。茅柴。乃村落所釀酒也。又黃州人造私酒。俗謂之壓茅柴と見えて。壓茅柴は隠し造り也。

附識す。該餘叢考云。酒之劣者。俗謂之茅柴酒。東坡詩。幾思壓茅柴。蘇叔黨詩。茅柴一杯酒。然曰。壓茅柴。蓋酒之新釀。用茅柴。壓而醱之耳。といへるも葛原の誤に同じ。解も亦壓字に因ての臆説なり。茅柴を壓倒する意にて。壓茅柴と名付しなるべし。

亥日三

無題詩に。藤原周光が賦漁父詩に。卯時要飲江村霧。亥日成群沙岸風。とあり。亥日の事は。韻語陽秋卷十云。元微之適通州。白樂天有詩云。寅年離下多逢虎。亥日沙頭始賣魚。後又有東南行云。亥日

梅園日記卷之一

江戸 北 慎言 著

飯倉神明一

吾妻鏡。壽永三年五月三日記に。被_レ奉_二寄_一附_二兩村_一於_二所大神宮_一。內宮御分。武藏國飯倉御厨。外宮御分。安房國東條御厨。又神鳳抄_二所大神宮の御領_一に。武藏國飯倉御厨。當時四實文。と見えて。また飯倉御厨_{五十町}とあれば。此國に飯倉といへる地名。二所ありしならん。

一所は今の江戸の三田なる神明の地なるべし。其證下に

舉ぐ。又一所は武藏鑑に。見玉郡飯倉あり。是にや。是神領なる故に。社を立しならん。例ある事也。其證は。上件の安房國なるは。朝夷郡の東條に。今も神明社ありときけり。吾妻鏡。

又文治二年七月廿八日記に。新日吉領。武藏國河肥庄と云り。今川越の養壽院に。文應元年の。新日吉山王の古鐘あり。川越の地志也。養壽院の條

に。寺記を引て。往古此所。新日吉山王社頭也。とあり。吾妻鏡。又承久三年八月七日記に。鶴岡八幡宮御分。武藏矢古宇郷司職。五十餘町と云り。今當國足立郡。谷古宇村に。八幡宮ありて。此時の古文書を藏

棄せり。其文に。可_レ令_二早爲_一鶴岳八幡宮社領。武藏國矢古宇郷事。右以_二當郷_一可_レ爲_二社領_一之狀。依_レ仰下知如_レ件。承久三年八月三日。陸奥守平花など。見えたり。玉業。建曆二年三月廿二日宣旨に。知行之單。壓_二社未社於神領之中。さふなも考ふべし。を飯倉の舊地なり。といへるは。望海每談に。芝神明宮。もとは新堀の南の方。有馬中務大輔殿の。屋舖の後長屋に添て。神明の宮あり。是古の宮所也。江戸草創のはじめ。上方よりの往還の地にて。當所賑やかなれば。是へ出す。今に繁昌の地なり。古宮の跡へもまつりたり。又新編江戸志に。小山神明社。窪三田飯倉神明の舊地なり。山上に社あり。など云り。又此あたりに。飯倉町六町。其餘飯倉某町。と唱ふる所多く有を考べし。今は三田と飯倉町との間に。新堀といふ川あれども。昔はなかりしなり。昔々物語に。昔は芝新堀無_レ之。元祿之比。被_二仰付_一候と見えたり

附識す。毎年九月。此神明祭に。參詣の人。必生姜を貰ふ事あり。山中稠有の。芝神明宮開始縁起石塚豐に。生姜を此神へ奉る事は。昔社を造立せし芥所藏に。飯倉山は。近邊皆赤土也。赤土には種を殖すとも。

濁膠

三百二十三

善人稱佛

三百三十七

文書封字

三百二十三

夢三茄子

三百三十七

ろくしやく

三百二十四

あはせ

三百三十八

生姜酒

三百二十六

めぐり

三百四十

あくがる

三百二十六

卯酒

三百四十

祝三赤子

三百二十七

左右

三百四十

仁智

三百二十八

車軸雨

三百四十一

坂額非三醜女

三百二十八

夢五臟のわつらひ

三百四十三

吹三葱

三百二十九

亥字

三百四十三

一里町數

三百三十

車軸雨

三百四十四

鬼寶

三百三十二

甲子雨

三百四十六

至元

三百三十二

流行正月

三百四十七

至元

三百三十三

保昌朝臣

三百四十九

風呂屋紙

三百三十三

行成卿

三百四十九

官密

三百三十四

猴郎達樹

三百五十

不備不宣不具不一

三百三十四

孤老

三百五十一

萬人講

三百三十五

劍卷

三百五十二

石燈一座

三百三十六

錢有聲

三百五十三

焚三香知三時

三百三十六

焚三書簡

三百五十三

鬼舐頭

三百三十六

隱囊

三百五十四

寄掛

三百五十五

藕絲

三百五十六

禾字

三百五十七

遊仙窟

三百五十八

酒加水

三百五十九

藥王

三百五十九

古梅園墨譜

三百五十九

香頭

三百六十

婦人不識三字

三百六十一

選三俳句一贈三賞物

三百六十二

歌連歌懸物

三百六十三

抱瘡忌三貝

三百六十四

魁星圖一

三百六十五

魁星圖二

三百六十六

檀編

三百六十七

誹諧

三百六十九

李家墨模

三百七十

脚色

三百七十二

墓中買地錢

三百七十三

梅園日記目錄終

慕息

二百六十八

花甲子

二百八十六

帳

三百三

馮永功

二百六十八

案山子

二百八十八

不能爲此錯

三百五

上戸

二百六十九

ぬくめ鳥

二百八十九

女房

三百五

饅頭

二百七十

勸學院雀

二百九十

小兒額書犬字

三百六

硯水

二百七十一

錢若干字

二百九十一

曉

三百七

刀鐻工

二百七十二

石帶幾筋

二百九十一

乞子石

三百九

送疫鬼

二百七十三

馬袋

二百九十二

石不可踏

三百十

灸幾壯

二百七十五

醉船

二百九十二

摩望石

三百十

玉練槌

二百七十六

さげ尼

二百九十三

石咒病

三百十

彌陀名號印

二百七十七

ゆめといふ詞

二百九十四

藍尾

三百十

内損暑氣

二百七十七

七忌歸

二百九十五

五木

三百十二

薰物理土中

二百七十七

優古堂詩話

二百九十五

折木四切木四

三百十三

時螺

二百七十八

七草

二百九十六

竈神

三百十五

厭日

二百八十

七草爪

二百九十七

修羅

三百十六

厭對

二百八十一

筑紫紀行東路のつと

二百九十八

机上持水碗

三百十七

龍蛇永上山仕者

二百八十二

閒木

二百九十九

銅壘

三百十七

上棟

二百八十三

男兒作女粧

三百

大郎

三百十九

卷之三

福引

二百八十五

書籍曰本

三百一

三元甲子

三百二十

食素素畫

二百八十六

八龍日九虎日五離日

三百二

阿難調達身長

三百二十二

梅園日記目錄

卷之一

飯倉神明	二百二十七
茅柴	二百二十八
亥日	二百二十八
初雷	二百二十九
歌ト	二百二十九
晦日掃	二百三十
大臣稱號後字	二百三十一
魚鱗鶴翼	二百三十二
細書爲敬	二百三十二
之字	二百三十三
下針	二百三十四
寄繪戀歌	二百三十四
篠船	二百三十六
柿木文字	二百三十六
新婦綿帽子	二百三十七
蜜柑盃	二百三十八
覆面	二百三十九

春畫

矢立墨筆

朝あけ

一錢切

紙燭かなまりの歌

紙馬

挾將棋 飛將棋

山女 山姫

見しとよみし歌

斗々

忌穢

酒筵

燕巢

鷺足

燕戯

義茶亭

さし櫛

瘡

刀玉

武字をとらと訓む

二百三十九

二百四十

二百四十一

二百四十一

二百四十三

二百四十三

二百四十四

二百四十四

二百四十六

二百四十六

二百四十七

二百四十七

二百四十八

二百四十八

二百五十

二百五十一

二百五十二

二百五十二

二百五十四

二百五十五

卷之二

蚯蚓不鳴

當梁年

移徒忌赤衣

移徒粥

齒

あさり

夏雨金

夏雨分馬脊

杉湯

夢魘

良選歌

兼盛歌

視月占水旱

押字義

唐土俗語

はな吹秋

風車

天知地知

河豚

二百五十六

二百五十六

二百五十七

二百五十八

二百五十八

二百五十九

二百五十九

二百六十

二百六十一

二百六十一

二百六十二

二百六十二

二百六十三

二百六十三

二百六十四

二百六十四

二百六十六

二百六十六

二百六十七

むかしから人いへることあり君と一夜ものかたりせ
は十とせ書よむにまさらんといへりさる人のつくり
なしたる書よまはどゆかしきこゝちさへいてくれと
見ぬもろこし^よゑらぬ世かいのうへなれはいかゝはせ
んよしやせむすへありともさるとほきさかひ五百重
のなみのよそまてなにかはもとめん此國にもそれに
まさりたらんとおほゆる人こそあなれそは今の梅園
の大人になむおはしける此大人はわか母かたの祖父
の友たちにて今はよはひ八十をこえられたるかわか
くおはせし時よりしるされたる書いくとちとなくお
ほかりしかいにし文化のはしめの火のさわきに灰と
なりぬるはいたくをしむへき事なりかしさてそれよ
りこなた四十とをはかりかほとまた日々にしるされ
たるかかはこたつものにみついつゝあなるをどちわ
けてはいく百とちになりにぬらんそかうちをえりい
てゝ今はまつ一帙五とちとはせられたりきなほつき
くゝあらはされぬへしそもく随筆といふものもろ
こしには宋の代の洪邁といへる人の容齋隨筆にはし
まりこゝには後成恩寺のおほきおとゝの東齋隨筆に
おこりてこれもかれもことのくはしからぬはその世

の手ふりなれはなるへしそれよりこなたうちつゝき
てさるふみどもおほかめる中にも圓珠庵の川社本居
氏の玉勝間などをこそ世にはもてはやすめれかなた
にも顧炎武か日知錄錢大昕か養新錄を一つかひにい
ひてくはしきするひつのためしにそするそれらの
書つくりし人々といふどもこの日記を見たらましか
はおもてにあせあえてはつかしとやおもふらんされ
はかの一夜の物かたりを十とせ書見んにくらへしを
おもへはこの日記見ん人はいくそとせいく車の書を
まなひたらんにもまさりぬへしかゝれは物學ひのか
たにとりては人のよはひをつき命をのふるにひとし
き大人ともいふへくやみつから世の長人におはす
のみかは人のよはひをものちをものへんはうれし
くかたしけなきうしにこそかくいふはどしの名弘化
とあらたまりたるつきのとし五月はかり平由豆流に
なむわかおほちの友なる大人のつくりられたる書のは
しにこそかきをふれはわれさへ世のなかひとのかす
にやいりなましあはれうれしとやいはんたのしとや
いはむ

梅園日記序

大平三百餘年。奎運大哉。文教日昌。方此時。都下有以工商而學問淵博。精於古而詳於今。不求聞達。著述自樂者二人焉。一曰狩谷掖齋。富商也。其學專奉漢唐注疏。不屑宋明理氣。性最嗜古。古刻本。古寫本。古器古物。乃至碑版法書之類。可備採錄者。與夫珍書異典。金匱之秘。名山之藏。博物君子未經見者。廣搜而多聚之。精擇而詳言之。其攷尺度。注和名鈔。考證精覈。發明極多。一曰北靜廬。貧工也。其人以讀書爲性命。博學洽聞。古今無遺。一物不知。引以爲恥。嘗著梅園日記若干卷。古今並舉。雅俗互陳。闢幽表微。辨訛訂闕。皆人取未發。每攷一事。引證書目。殆及十數部。洋洋灑灑。務爲反覆辨論。窮原竟委。歸於至當而後止。其詳且盡。無復剩義矣。但盡皆瑣細。事必叢脞。識小而遺大。人或以是病之。靜廬則謂。吾輩小人。性好讀書耳。若其說理義論政體。非分也。吾不忍爲。然於言語文字之間。正是非。別同異。亦風流罪過。吾不能已。故目長之。耳飛之。不論古今。不問雅俗。凡有文字者。必無不讀。讀必

有得。隨得隨錄。要是一時漫筆。豈可與學士文人著述一例言之哉。學士文人。其分重矣。其職大矣。說理義論政體。以資天下治教。固宜也。吾輩小人。承其餘澤。樂々利々。忘帝力於何有。即有所言。亦不過爲擊壤之歌耳。是蓋遜語也。而實事也。賢者識大。不賢者識小。小豈獨小而已哉。亦有文武之道在焉。則小何可不識乎。若徒曰書札喪志。是理學家之言。非篤論也。掖齋久已物故。遺書散佚。子孫不能永保。識者憾焉。靜廬年八十。雖已老矣。精神奕々。視聽無改。日夕耽讀。手不釋卷。汲々屹々。猶以著述爲業。所謂梅園日記者。案頭成堆。皆平生精力所存。不可不傳也。志千堂主人。與靜廬交善。前後料理。先刻五卷。而急傳之。其餘將陸續開雕。以垂不朽。是不獨爲靜廬謀不朽。亦所以謳歌太平德化於無疆也。甲辰十月。朝川鼎撰

男 慶 書

○雉

雉は五色のつばさあるゆへに物のかざりとするなり
衣裳の蒙んに雉ぬいゑがく事は人の文章あるべき義
にかたどる也又雉しぬる時はけなげなるゆへに士の
さゝげものに雉を用る也又君の御膳に夏雉のほした
るそなふる事有これを雉膳と名く又山梁の雌雉を子
路とゝのへて孔子にまひらせたる事も侍る也周禮の
六禽も其内の一つは雉也食品の貴きものなり又二足
のむまきものは鷓鴣也と云事も有鷓鴣はやまどり也

鷓鴣

うづら
やまどり

鷓鴣に鹽をつけてあぶり食へばよしと交州記にみえた
り禮記にはあづものにするこゝとも有或酒にひたし蓼
をかてゝむして食ふともみえたり

庖丁は庖はくりやなり丁は人の名也くりやをつかさ
どりて肉をよくきるゆへに後の世に魚鳥をきる刀を
庖丁と申也むかしは刀にすゝを付てきる時に鈴の音
ときる音と拍子にあふその刀を鸞刀と申也毛詩にも
禮記にも鸞と鑾と通じてすゝなり莊子に云こゝろは
庖丁の刀をつかふとき其音よく舞にも音律にもか
なふと云り又割刀と申はすゝはつけずたいよきものき

れ刀を云也

慶安五曆孟春中旬

崑山館道可處士鋟板

庖丁書錄終

螺とも申なりかひに九つ孔あるをよしとす熨斗は銅にて作る火を入れて物のしはをのす物なり晋の韓康伯が母康伯がために衣をぬふ時康伯熨斗をとる母又はかまをとゝのへきせんと云ければ康伯はや無用なり火斗中にあれば柄も熱し衣をきたらばすそもさむかるまじと云けり康伯幼少にしてかく云は孝も智もありと母もあやしめりあはびを長くけづりほしてのしとするをうちあはびとも申也又漢の世に威斗は五色の藥石を以てつくる或は銅を以ても作る長二尺五寸にして座のかたはらにをくもろゝの兵氣をおさゆるまじなり此等のかたちにかたどりてうちあはびをすることにてや侍らん

○鶴

昔周穆王の時巨蒐氏白鶴の血をたてまつる是をのめば人の氣力をますと云り又漢の世に玄鶴を射て奉る事漢書文選などにもみえたり又琴を聞て淫亂の音をこのみ鶴をあいて國をほろぼす故事有ゆへに琴を焼て薪とし鶴を煮て食ふと云ふことあり鶴は仙人ののり物にていのちながきゆへにめでたき鳥なり

○鵠

鵠を天鵠と名づく日本にて白鳥と云は是なり食物の上味なりと云事飲膳正要にのせたり是を食へば人の氣力をますと云へり

○雁

雁秋北より南に來る春は南より北に歸る其まことありて偽なく陰陽にしたがひ雌雄たがひにみだれざる事あるをもてまろこしにてはよめをとる時はじめて雁をやりて約束を定むる也毛詩に弋三鳬與雁とあるは雁と鳬とを射てとるを云なり楚辭にも雁をいり物にとゝのゆる事あり後漢書に或人雁門の太守になりたれば雁を食てむましやとたはむれたる事有

○鴨

野鴨はかも也家鴨はあひるなりまろこしにて無官無位なるものゝ貴人へまみゆる時鶩を贄とすと禮記にあり鶩はかも也贄は進上の物を云なり九月より以後立春の時分まで鴨を食へば人によろし腹中をとゝのふと云り

○鷄

まろこしにてはとりわけ鷄を賞味する事をくみえたり鷄卵も同前の事なり

と名づくなまなからほしたるを淡齋たんさうと名く是皆する
めの事也

○章舉しやうぎよ

章魚しやうぎよはたこの事也閩國いんこく越國えつこくの人ははじかみの酢にて
是を食ふ韓退之が詩に章舉馬しやうぎよば甲かう柱ちゆう闘たう以怪自呈
と云へり又其身小にして足ながきを石距せききよと名く鹽を
付てやきて食ふとも云り石距はてながたこなるべし
日本にて蛸さうの字をたことよむは本説たしかならず蛸
はあしたかくもなりがたち相にたるゆへに字をかり
てよむなるべし

○海月くらげ

海月くらげは眼なし水にうかびてかたち絮わたのことし其そば
に蝦えありて人來てとらんとする時蝦水中に入れば海
月もついてしづむ也文選に水母目すいぼめ蝦えと云事は是也
又水母すいぼ借か二蝦目えめと云句も有水母くみづはははくらげ也又石鏡せききやうと
も海鏡かいきやうとも海蛇かいさとも申也石はい明礬めいばんの水にて茄なすの木
の灰に鹽をまかせて海月をひたし其後あらひとのへ
てはじかみの酢にて食ふ

○蝦え

蝦えの字と鰕かの字とかよへりるびなり江湖かうこより出る物

は色しろし溪池けいちより出る物は小にして色あをしいづ
れも湯に入ばあかくなる也もろこしにては酢にして
食ふむしても食ふはじかみの酢にても食ふ其大なる
物をば海鰕かいがと名く海より出るゆへ也鰈れいにしても食ふ
ほしても食ふ也海鰕は伊勢るびの類なるべし

○干物ほじりもの

ほしたる魚を鮑はうと云事は魚のつゝむべきものなるゆ
へに云也禮記には是を鼈魚べいぎよと云へりなまながらをし
をかけてほしたるをば淡魚たんぎよといふくしにさして風に
ふきかはかし或ははらはたをさりて繩につなぎほし
たるを法魚ほうぎよと名く鹽を付てほしたるを醃魚えんぎよと名くい
づれの魚にてもかくのごときの類は皆乾魚なり又別
に鮑魚はうぎよとて海中の魚の悪くくさき物ありこのしろと
云魚の類なるべし日本に鮑はうと云はほしたる串鮑くしはう
をば干物ほじりものなれば鮑魚はうぎよと云べきか生鮑なまはうをば鮑はうと云がた
し鰈魚れいぎよとも決明子けつめいしとも云なり野曲やまきまに我家わがやにとばり帳
をもたてたれば大きみきませむこにあせん御さかな
にはなによけんあはびさたをかゝせよけんと云へり

○鰈斗れいとう

あはびをほしてのしとすあはびを石決明せきけつめいとも九孔くこう

に清盛が舟へ鱸の飛入たる事有

○鮒

鮒魚は鮒魚なり莊子に車轍の中に鮒ありとあれば古より名ある魚也呂氏春秋に魚のうまきものは洞庭の鮒なりといへばむかしよりの美味なり蘇子美が詩に松橋待^{せうけう}金^{きん}鯽^{ぎょ}竟^{やう}日^{にち}獨^{どく}遲^ち留^{りう}とあれば金色の鮒魚もあるにやその池を金鯽池と申なり松江は鱸の名所洞庭は鮒の名所也たとへば近江鮒淀鯉と云がごとし

○鯛

むかし神代に彦火火出見尊釣をたれたまふ時赤女其釣りを吞たり龍王赤女をめて釣をとりて尊へかへし奉る又口女吞たりとも云り赤女は鯛の事也口女は鯛の魚の事也然れば鯛は神代より名ある魚ならずや長門國の風土記に赤間關は赤女の魚あるによりて名づけたりあかめのせきと云べきをあやまりて赤間關といふ也又延喜式には平魚と書て鯛のことなり

○鮭

奥州の衣川又越後の國は鮭の名所なり其ほしたるをば楚割鹽引干鮭など云名有源賴朝へ梶原が楚割を奉りたること有又四條大納言隆親卿からざけと云も

のを供御にまいらせられたりけるをかくあやしきものまいるやうあらじと人の申けるをきゝて大納言鮭と云魚まいらぬことにてあらんにこそあれ鮭のしらばし何條事あらん鮭のしらばしはまいらぬかはと申されけりもろこしにも此魚を貴味すとみえたりされば庚果之食^{ゆくはしくらふいけつてあり}鮭嘗有^{はつなきこゑをいはず}二十七種と云事南史にみえたり又老杜が詩に自愧無^{みづからをぢ}鮭^{さけ}菜^{さい}山谷が詩に婦能養^{よめよぞをなふ}姑供^{こをけふす}珍鮭^{ちんあいを}とあり本草をかんがふれば鰾音桂さけとすべきかと云人もあれども今たい日本に古來かきならはしたる鮭の字をしるし侍る

○王餘魚

もろこしにて吳王闔廬江を渡る時に鱸を食て其餘を水中に入れば則化して魚となる是鱸殘魚と名づく又王餘魚とも申也一説に越王の鱸の残りなりとも云り

○烏賊

此魚烏をとらんとて水にうかぶを烏ついはまむとする時はをまいて水に入て食ゆへに烏賊と名づく海邊の人の云傳へしは昔秦王東海に遊ぶ時算袋を海中に捨つ化して此魚となるがゆへに魚のかたち袋に似て腹中に墨ありと申なり是に鹽を付てほしたるを明鰯

まひらせんとあれば亥の子の残を翌日もくふとみえたり

○節分豆

節分に大豆をいりて屋内にまきちらす鬼はそと福はうちとなふる又是風俗也禁中にては追儼おこなはる是はもろゝの邪鬼をかり出すを云なり鬼やらいと申也又此夜赤丸五穀をまじへそゝぎまく事後漢書の注に見えたり五穀の中に豆あり古人の詩に除夜の豆を詠じて暗中信手頻抛擲打着諸方鬼眼睛と云也大豆をまひて鬼の眼をうちつぶすなり

○鯉

詩の陳風云豈其食魚必河之鯉とあり鯉はうろくつのうちの美物なり孔子の子をうめる時魯の君子を鯉とおくられければ孔子君のたま物をよみんじて其子を鯉と名づけ字伯魚と云り誠に目出度魚也大河の源は崑崙より出で積石山をへて龍門となる此所に三級として三重みなぎり落る急流有其波の音百千萬の雷一度にはためきなるがごとし春三月の比桃花の浪なぐるゝ時魚此所をのぼる鯉龍門にのぼれば化して龍となる諸魚のぼりゑざれば水にたゝきをとされて

死して腮とをさらす也うろくすの中に此心ざしあるはすぐれたる魚なるべし龍となりて雲にのぼり霧をつかみ天地の間に飛行自在なるごとくなるべしと此魚をいはふなり又魚は陰類也陰数は六つなれば六々三十六にて鯉は大小にかぎらず一とほりに三十六鱗ありよの魚は死て後にうろこの色かはれども鯉はうろこの色かはらず

○鱸

周武王孟津を渡る時白魚をどりて舟に入るめでたきしるしにて遂に殷紂をうちほろぼして天下をとれり此白魚は鱸にてや侍らんと申傳へけるとかや魏曹操が座上に色々の美物をまうけゝるが今かく物とては松江の鱸魚なりといひければ左元放と云仙人術をもて銅盆に水を入座中にて鱸魚を盆より釣り出して諸人の興をそへたり晉の張翰は蓴菜のあつもの鱸魚の膾をおもひ出して松江へかへり東坡は巨口細鱗の魚を得て赤壁にあそぶ此魚色白くあざらけきゆへに銀魚となづく膾につくりてはいとすじのごとくなりて絲膾とも玉膾とも申也隋帝の玉膾は東南の佳味也と云へるはこれ我朝にても平家の繁昌せんしるし

七月七日の夕牽牛織女天河を渡て相逢ことありとて瓜果をつらね食物をそなへて二星をまつる也男女ともに才能をいのるゆへに乞巧奠と申也

○盂蘭盆

七月十五日竹をくんで盆盂のごとくにし米飯をもち素饌をそなへ秋の神をまつりて五穀のよぐみのらん事をいのる是を簋盆と申なり簋盆はかごかたみの類也是むかしよりの風俗也今の世の蓮の葉の強食は此義なるべししかるに世にいひつたふるは目蓮の母餓鬼道に落たり目蓮これをすくはんとて通力をほどこせとも或は食物火焰を生じあるひは母のどの穴針のごとくせば成て物を食ことあたはず目蓮かなしんで佛にとひければ佛百味の飲食を盆にそなへて一切の衆にあたふべしとをしへらる目蓮したがひければ母のくるしみをすくへり是をうらぼんと云はくるしみをたすくるの梵語なり此事も七月十五日なれば取合てする事簋盆と盂蘭と音にたるゆへなり

○八朔

八朔の禮義むかしはなし建長の頃よりはじめておこなはる當年の秋の田のみのることをいはふ故にたの

もの朔日と世俗に云ならはせり

○菊酒

九月九日菊花の宴あり是を重陽の宴と申也天子より臣下に菊の酒をたまはる御帳左右に茱萸の囊をかけ御前に菊瓶をおく又茱萸の房を折て頭にさしはさめ桓景にかたりていはく九月九日汝の家に災あるべし茱萸の囊をぬいてひじにかけ山にのぼりて菊酒をのまば此災きゆべしと申ければ其日にいたりてをしへのごとくせしかば其身はつゝがなくして家中の雞犬羊ことごとく死たりかやうの功能侍るより今日は菊酒をのむと云傳へたり

○亥子餅

十月上の亥の日に内藏寮より此餅をそなへ奉るあさがれいにてきこしめす十月の亥の日餅を食すれば病なしと云本説あり此事いつ比よりはじまるとも見えす延喜式にのせたれば往古よりはや有ける事ならんかし承安四年に沙汰ありて大外記頼重師尙など勘文をまいらすそれも本朝のをこりはたしかにも申さず皆本書本記をのせたり源氏物語に子のこはいくつか

りのごとくにし或は五色の糸を縄になふてじゆすのごとくにつなぐも有或はだんごのおとくして九つゝらぬるも有いつれもまこもの葉をもてつつむ也是を角粽とも角黍とも云なりむかし屈原が姉これを作りて屈原を弔ひける也月令廣義にみえたり、屈原が姉の名を女嬃と申也

○氷

六月一日を賜氷節と名く仁徳天皇の時六十二年五月に額田大^{ぬかた}中^{なかつ}彥^{ひこ}皇子^{みこ}鬪^{むす}雞^けと云所^{ところ}にかりに出たまひて山に上り野中を見やり給ひしかば廣庵^{ひろいほ}を作りたるやうなる所有人をつかはして見せたまふに窟^{あな}なりと申其時かの山のあたりに侍る人をめしてとはせたまふに氷室^{ひむろ}なりと申皇子のいはく其氷をばいかやうにして納めたるにか答て申さく土を一丈あまりほりて草を其上にふきて茅^{あしか}萱^かなどをあつめとりしきて氷をおきたるに氷^{こほり}ていかやうなる大旱にもとけず是をとりて熱月に用るとなん其時皇子此氷を仁徳の聖の帝に奉らせたまひければ斜ならず敬感あるよしやまとぶしなどにもせたり是氷を献る初也其後より季冬^{きとう}ごとに是を納て國々所々氷室をおかれ侍し也又禁中にて

は元日に氷^{ひのりめし}様を奉ることあり是は氷のあつさうすさのかたちを奏聞する也周禮に凌人^{れいじん}職と云は氷室をつかさどる也去冬の極寒に深山^{しんさん}幽谷^{ゆうこく}より氷雪をとりて是をおさめて夏にいたりて暑氣をさけんがために氷を出して群臣にわかちたまふ也毛詩に二之日^{ふたにち}鑿^う氷^こ沖々^{しゅうしゅう}三之日^{さんにち}納^{いれ}之^を凌陰^{れいゐん}と云り左傳に日在北陸^{ほくりく}而藏^{かく}氷^こ西陸^{せいりく}朝^{あした}靦^{にみ}而出^で之^をと云り是皆氷をおさめていたすことを云なり晋の石季龍^{しんきりゅう}三伏^{さんぷく}の日に氷井臺^{ひようせいだい}の氷をとりて大臣にあたふることあり日本にても近き世まで丹波のおく山に氷室ありけるとなん

○嘉定

六月十六日に嘉定有^あ近頃世俗には申傳ふるは室町家大樹^{たいじゆ}の時に六月納涼のあそびのために楊弓^{やうきう}を射てかけものとしまけたるもの嘉定錢十六文を出し食物を買てかちたるものをもてなすなり嘉定は宋の寧宗の年號にて十七年有^あ其年毎いたる錢に元年より十六年迄のしるしあるを十六錢あつめて今日一人ごとのもてなしものゝ代に定むるなり右の本説たしかならざれどもならはしきたる事如^{ごと}レ斯^し

○七夕

種ははこべらちしやせりわらびなづなあふひ芝ゑも
ぎ水蓼水雲松なり松の字を菰の字に成す説も有菰は
こほねなり松の字なれば十一種に松をうへて奉り
けるとかや正月七日に七種の菜を供する事文類聚
にみえたり此日はを食へば萬病をのぞくと云へり

○御粥

正月十五日に御粥を奉るむかしもろこしに蚩尤と云
惡人ありけるが黃帝と申帝とたゝかひて正月十五日
に蚩尤終に殺れぬ其後は天狗と成り其身は地靈とな
り是によりて今日亥時あづき粥をにて庭中に案を立
て天狗を祭て其後東に向ひ再拜してひざまづき是を
食すれば年中の疫氣を除くと云本證有又高辛氏の女
子ありしが是も心あしくて正月十五日巷中にして失
ぬ其魂といまりて道路にさまよひて行人を惱す此人
平生粥をのみこのみけるゆへに今日はを祭れば災ひ
なしとかや此二説いづれをよしとも定がたし大かた
わたまし養産の時など粥を四方にいてそゝぐことも
かやうの事のおこりに覺る寛平の頃より年ごとに是
を献る其外三月三日などの御節供も此御時より同く
定らる七種の粥とは白穀まめあづき粟栗柿さげな

どなりと九條の右丞相の御記にみえたり正月に地黄
粥防風粥紫蘇粥などをくへば人によるしきと云事千
金月令にみえたり

○餅草

三月三日に草餅を用る事周幽王の時よりはじまると
云傳へたり出處は未詳又此日艾をとりて納てくす
りに用てよしと千金月令に有

○粽

五月五日粽を食事也むかし高辛氏の惡子五月五日に
舟にのりて海をわたりし時暴風俄に吹て浪にしづみ
けるが水神と成て常に人を惱すある人五色の糸をも
つてちまきをして海中になげ入しかば五色の蛟龍と
なるそれよりして海神人を惱さずこぎ行舟もさいな
んに逢はずと申傳たり又は屈原が汨羅にしづみ魚腹
に葬りしを祭りし時の供物なりとも申にや又粽は惡
鬼にかたどりたれば是をねちきりて食ふは鬼を降伏
する義也と安部清明が説に有となん申傳へたり唐の
代に端午の粽其品おほし角粽錐粽菱粽角黍百素粽九
子粽有粽を角のごとくにし又錐のごとくにし又ひし
のごとくにし又竹の筒のごとくにし又はかりのおも

代のむかしをたづねれば天照太神天にまし／＼てあし原中津國に保食神ありときこしめして御弟月夜見尊をあまくだらしめて保食神のもとにいたりたまふ保食神かうべをめぐらして國にむかへば飯いづ海にむかへばはたのひろものたのさものをのづから出づ山にむかへば毛のあらもの毛のうもの又をのづから出づ此くさ／＼ものみなそなへても／＼とりのつくるにあさへてみやへ奉りこれぞまことに天地自然の飲食のはじめ成べし人の代と成て一日片時もなくてかなはざるものは飲食也代々の君此禮を重むするゆへ官を建てつかさをまふく此道をもとゝするゆへにあちはひを知て性をやしなふいかんぞ一日一口腹のむまゝなるのみならんやもろこしの易牙は溜水瀧水のまじはりあへるを分ちしり庖丁は牛を切て歌舞音曲にかなふ我朝の高橋氏は數代の饗膳をつかさどり園別當は百日の鰹魚を切る此道をしたふもの美談せずといふことなし今そこなる人は君のくりやを司どりかしはでを知る事なればからやまとの庖丁の事いひきかせてんやとしきりにせむればいなどはるいはでかれこれ聊ぬきしるしなげやり侍る

○腹赤

景行天皇筑紫へ行幸有ける時に海人此魚を釣りて奉る聖武天皇の天平十五年正月十四日に太宰府よりは奉るこれより後毎年元日の節會に供せよと定らるる也是を腹赤の贄と申也此食やうとて食さしたるを皆取渡して食けり腹赤とは鱈の魚の事也毛詩にも九罏之魚鱈魴なりと有

○吉野國櫨

應神天皇吉野へ行幸し給ふ時此山のおくより國櫨人參て酒を奉り歌をうたひける此人よし野の河上にありて道さかしければ常に參ことかなひ侍ずとすと申けるが其のちは時々まいりて年魚様々のものを奉りける今元日に國櫨の奏とて歌をうたひ笛をふきならすことはとしのはじめに吉野より参りたりといはふ心なり年魚とは鮎の魚の事也清見原天皇の吉野におはせし時も定てくす人まいりたる事も有べし

○若菜

正月の上の子の日に若菜を奉る事寛平天皇の御宇よりはじまる也延喜天曆の比にも奉る事有七種の若菜は薺はこべらせり菁御形すゝしろ佛の座なり又十二

庖丁書錄

羅浮先生道春

いにしへあめつちはじめてひらけて人其中に生る其時鳥けだものをころし其肉をくらひ其血をすゝり其毛を衣とし其かはをきていまだ衣服飲食の禮あらず後の世に聖人出て宮室を作り衣服をとゝのへ飲食をそなふことさら伏羲氏の天下の王たる時に鳥けだものをかりうろくづをすなどりてまつりの牲とし人々にはじめて庖厨の事をのたまひければ其名を庖犧氏と名づけ奉る神農黃帝あひついで此道彌々よく治りける是より五帝三王にわたりて杜康儀狄ははじめて酒を作り伊尹は割烹をもて天下の滋味を論ず周文王武王成王の時に及で武王の弟周公旦天下の攝政として泰平をいたせり是にをひて周の禮儀官位をさだめらるゝに膳夫庖人内饗食醫など云官をたてたり膳夫は帝王后妃太子の御膳をつかさどる其供御の品々一百二十種ありて鼎十二をあげたり此下の屬官はなはだおほし庖人は鳥けだものゝ品をわきまへ其善惡を

しりて御膳をとゝのへ祭禮にも賓客にも施行する也是にも屬官有内饗は内々にて御膳をとゝのへ王后太子にたてまつるしなごにまづなめこゝろみてあぢはひを知る也外饗は王の御膳にはかまはず祭禮の神供と客人の時と其そなへものをつかさどる也各々皆屬官有、食醫は御膳をとゝのふる人よく醫藥をしるべしよろづの能毒をしる時はもとより合食禁なくしてたゝりなし若又あやまりて合食禁あれば膳夫を罪すべしと律にいましめ有是等の官にかたどりて日本にも大膳主膳内膳など云官をたてたり大膳職は宮内省に屬して所々の饗膳の事をつかさどるもろこしの大官署にあたり内膳司はもつぱら御膳の事を司るもろこしの尙書局なり此下に奉膳典膳の名有もろこし尙食奉御なり膳部の官なれば高橋氏の家に相傳て補任せり主膳監は東宮坊に屬す内膳かねて坊の御膳を知るゆへに近代はかならずしも別に任せずもろこしの典膳局にあたり此外に造酒司主醬首主漿主菓餅なんといへるも皆膳部の官也文武天王の御宇に淡海公不比等勅をうけ給はりて官位令を撰れしは周禮唐令を習ひまなびたまひけるとかやされば本朝神

庖丁書錄目錄

一 腹赤	二二三	一 鱸	二二七	一 鵝	二二〇
一 吉野國櫟	二二三	一 鯉	二二七	一 雁	二二〇
一 若菜	二二三	一 鮒	二二七	一 鴨	二二〇
一 御粥	二二四	一 鯛	二二八	一 雞	二二〇
一 草餅	二二四	一 鮭	二二八	一 鶉	二二一
一 粽	二二四	一 王餘魚 きすこ	二二八	(原書目錄ナシ今便利ノ爲ニ之ヲ作ル)	
一 氷	二二五	一 烏賊	二二八		
一 嘉定	二二五	一 章舉	二二九		
一 七夕	二二五	一 海月	二二九		
一 盂蘭盆	二二六	一 蝦	二二九		
一 八朔	二二六	一 干物	二二九		
一 菊酒	二二六	一 熨斗	二二九		
		一 鶴	二三〇		
				一 雉	二二〇
				一 鵝	二二〇
				一 鴨	二二〇
				一 雁	二二〇
				一 雞	二二〇
				一 鶉	二二一

庖丁書錄目錄終

住す大湖太郎と號す、重俊より十代の孫大湖彥太郎重治初て武州牛込に移り居す、其子宮内少輔重行其子宮内少輔勝行に至りて北條家に仕へ、改て牛込を稱號す○家傳に云、重行大湖宮内少輔法名宗參勝行牛込宮内少輔從五位下属仕北條氏康時賜于書勝行曾領武州牛込并今井櫻田日尾谷其外下總堀切千葉一居住干牛込依之天文二十四年正月六日達于氏康以改大湖氏爲牛込且於武州牛込兼日建立一寺號宗參寺寄附美田十石之地天正十五年七月廿九日卒行年七十五法名清雲

一當時雲居山宗參寺碑銘 但一基合せ記す

昔天正十五年七月廿九日

參秀院殿前牛込太守從五位下外心清雲庵主

天文十二年癸卯年九月十七日

雲居院殿前大湖太守寶翁宗參大庵主

左之方

大湖宮内少輔藤原朝臣重行者住上州大湖城鎮守府將軍武藏守秀郷朝臣後胤大湖重俊十代嫡孫也移武州牛込之城七十八歳卒

右之方

從五位下宮内少輔藤原朝臣勝行者重行嫡男也武州住牛込之城天文十二申辰年造雲居山宗參寺寄美

田十解之所天文十四乙卯年改大湖氏號牛込矣八十歳卒

右宮内少輔勝行子牛込彥太郎後改三郎右衛門北條氏政氏直に仕天正十二年九月十八日繼家督此時氏直賜家督相續之手書同十八年北條家滅亡同十九年始奉拜謁神君則奉仕之已後子孫綿々

相考るに碑銘天文十二年甲辰に非ず癸卯なり同十四年は乙卯にあたらす

寛政二年庚戌十一月十九日以瀨名氏本書寫畢猶以好本可校合也

南畝書

安政二年十月十三日流覽一過 活東子

南向茶話 大尾

乾の角の地に存在す神田明神も此所に鎮座古老云

平河一水を隔て今の三ノ丸は江戸の郷日輪寺の方

は神田の郷なり尤此所は神田郷芝崎村と云し所な

り神田今の社地の舊名は篠崎と云しとかや

一本所壹ツ目通りさかさゐ迄堀通して一二三四五の

橋を懸け通路なさしめられしは 台徳公の御代元

和より寛永五十六年迄の間の義なり

一八丁堀と云は尤汐入の地 台徳公の御代寛永年中

に仰出られ船通用の爲長サ八丁に堀通されしと也

一汐干觀音四ツ谷戒行谷眞言宗銀敬山眞成院

一赤坂圓通寺鐘名 源草元政作 十二支の句

鼠山流光人未驚 牛王出世振梵聲 虎狼野干氣縱

橫 兎角方便誘群情 龍宮高處聲華鯨 蛇室睡破

覺心生 馬腹忽變聖胎成 羊鹿牛車休復轟 猿啼

霜降月色清 鷄人未唱客先行 狗不夜吠三舍城

猪觸金山轉崢嶸

一 紫一本全六卷 跋に云

此紫の一本は櫻田に住し光融入道所勞の頃故あり

て相集覺違もあらば加墨せよと有て某に渡し玉ふ

を清書す

天和三年癸亥霜月 遺佚入道判

○凡考るに江戸近邊の在名を稱號武士には先武州世

多ヶ谷吉良の家系に云、是則義氏の末男長氏其子義

繼始て三州吉良東條に住、吉良と稱し夫より十壹代

の孫成高是則、將軍より武州世多ヶ谷相州蒔田を賜

る、其子左兵衛佐賴康其子左兵衛氏朝に至り此地に

居住する所に、天正十八年小田原陣に領地沒收 神

君へ拜賜同十九年上總國に於て千百石地賜る、其子

の賴久の代に仰に曰、吉良は壹人の外不可有稱號由

依 台命始蒔田と改左兵衛佐と號す、今に子孫連綿

たり、是により世田ヶ谷は吉良古墳事跡と申傳ふよ

し、又豐嶋氏は平氏にて前に記す如く豐嶋村の産也

板橋と稱するは、豐嶋より別れて武藏板橋に居住し

て稱號せる由、家の紋は丸の内に三ツ家を用る家傳

に始て板橋に移りし頃家數三軒有けるによりて、後

に家紋としける由、當時は丸の内に山形を廻りに付

るなり家三軒の略のよしなり、品川氏は今川治部太

輔氏實芝品川寓居の頃、次男新六郎高久出生に付て

品川を以て家名にせる由母は北條氏康女牛込氏は、藤原姓

秀郷の流也、家傳に曰秀郷より八代重俊上州大湖に

草堂門前より花川戸押上より古三谷古隅田川と云にかへり往來せしなり

一 常盤橋舊名は大橋と云町年寄奈良屋市右衛門承り改名しける

金葉集

太夫の侍傳の歌に

色かへぬ松によそへて東路の

常盤の橋にかゝる藤浪

常盤橋は近江の名所のよし

一 江戸上宿人足問屋

大澤主計

本は龍之口巽の角に住す後に今の傳馬町一丁目に移さる

下宿問屋

馬込勘解由 同所同斷（覃按馬込の家寛政四

年壬子斷絶す）

佐久間平八 此家元祿の頃の後斷絶す

馬借問屋

宮部又四郎 小傳馬町

一加賀町名主平四郎草分頃よりの諸記ども明暦大火

にも不失御觸等今に所持す

一下谷養玉院と云天台宗の寺は本は大手の向に有て

三藐院と云寶永年中に養玉院と號す元祿の繪圖に

ヤウギヨクインと有二月八日涅槃像を見せる大幅にて南光均の讃あり

右柏崎永以芝泉岳寺ニ墓有 其子柏崎三郎左衛門 其參郎竹之と稱す、父子記録者也

○遺佚著す紫一本に

一日南窪麻布之内六本木より下る南の谷なり南の日

うけ能坂日南と云世の人云よきまゝ日ヶ窪と云

一 僧司谷鐘の銘に僧司ヶ谷と有本の寺は法明寺六老

僧の御影ある寺は東陽坊本堂より手前西に鬼子母

神の社あり其邊茶屋有且七月十六日夜本堂の前に

毎年相模有近郷の百姓集り角力興行するなり

一 玉川爰に一説有澁谷淨雲寺の末寺此所にあり其地

より古き銅の筒を堀出てけるに年號甚古し多波川

と有と祥雲寺の往持被申き祥雲寺に納置れしなり

見せ可申と住持被申しが日暮しまゝ歸りぬ

一 江戸川の水流通今の水道端の上方より飯田町の下の

眞名板橋に懸り即今の一ツ橋今少東南の方に流て

白銀町油町濱町に行水脈は則平河と云し川なり其

河の北の端に時宗藤澤の末寺神田山日輪寺と云一

宇有只今の三ノ丸凡艮外當今松平右京太夫居宅の

已上貳拾八貫八百六拾文

一江戸石濱會下領 其高不見

江戸遠山丹波守 西郡 中郡 江戸廻り

知行所 比企郡 葛西

都合貳千四拾八貫四百三拾五文

小日向彌三郎

貳拾貳貫八百四拾文 小日向彈正屋敷

奥津加賀守

知行六拾四貫二百拾六文

江戶廻り
落合 同 櫻田 小日向

梶原日向守

五拾壹貫文 六郷之内 新井宿

右奥書跋に云

金湯山早雲禪寺現住 大英 方代

天文五年季秋十五日

此本帳者高野山高寶院

武州豐嶋郡若一王子宮別當

金輪寺弟住宥相

元祿五年壬申正月日寫之

○大道寺友山の著述せし落穂集にもれたる事跡を記

せる柏崎永以のあらわせし事の序と云書に

一岩淵夜話別集 大道寺友山武州王子岩淵に寓居之頃の著述之由に候 曰、されば神

君御取開なさるゝ時田畑とては凡八百石許の御費

之外無之由御自慢被遊候事老輩申傳ふ

一人見又兵衛 友元嫡子 桃源と稱す

一傳へ云今世西丸御裏門前の古樹を諸人槐と云、あ

れはいにしへあの所に居住したる名主の門の榎な

りとぞ

一御玄關前辨慶櫓は慶長御造營の時京都大工辨慶小

左衛門作りしに依て此名有と云との古來より申傳

ふ

一古老語て曰末代に紅葉山御宮の後に唐銅の鳥居立

たる稻荷社壹ヶ所御鎮座なり是は元來太田道灌を

祝ひたる社にて今下乗橋の外北の方下勘定所二の

丸の間に有之候御城普請之時被移候よし

一元龜三年此平川の地より赤坂に移たる平川山源照

寺淨土宗と云も尤御入國遙に已前といへども此地

にありし事顯然たり

一奥州海道稻毛池上西の丸下に出て本町通りにかゝ

り旅籠町を北にわかれ小傳馬町 昔は六本木と號す を通り淺

當所方一里の地を新に開きけるせつ時の奉行横山氏山崎氏へ祈て同二壬寅年社地を給り同三癸卯年神殿新宮宮殿なり橋心の池宰府に順此年八月祭禮神輿の儀式此太宰府の例式に則て本所の地を巡行す同十一辛亥夏信祐上京七月十八日新院上皇宮へ參内御簾近く緣起をよむ歡感ありて官女出羽局に勅し御衣下し玉ふ同月廿五日後水尾法皇より尊號の震筆を賜ふ

延寶五丁巳年二月十二日幕下御鷹野の席に入御風景上覽御入興あり

享保三丁酉年五月十一日幕下入御

同五庚子年十一月五日御成御殿造營成就

神寶 天國の太刀

寶曆二壬申三月開帳之(烟消之)以後再興に付而なり始祖信祐二代信政三代信欽四代信隆

○相州箱根金湯山早雲寺什物

一北條家分限帳之内に江戸廻りと稱する分

南 上平川 下平川 櫻田 國府方 阿左布 比々

谷 大根原 目黒本村 下澁谷 三田 新倉 銀

三田の郷 品川南北 馬込 世田ヶ谷 川崎 局

澤 六郷 大師河原 大井 前野 泉邑

西 牛込大胡 小日向領主奥津 落合 中新居 千駄ヶ谷

小石川 雜司ヶ谷加賀守 富塚 原宿 市ヶ谷 石原

板橋坂橋之内 大谷郷イ大藏ノ口 志村 練馬 高田 葛谷 横山

出志田 此留方 山中分 金谷

北 下谷 湯嶋 本郷 駒込 芝崎 鳥越村 廣澤

代山内 根岸 赤塚 神田内新堀間 中栗 新堀

箕輪守屋 西京 田端在家 三川ヶ崎 石濱 豐

島瀧ノ川 十條 江古田 尾久 上野 金杉 千

東 石神井内谷原在家 無戸分 阿佐谷 池袋

梶原堀内

葛西と稱する分

金町 遠山彌九郎葛西在城 諸役御免

東 小岩 飯塚 奥戸 猪俣 上平井

在ヶ江 西小松川 平井郷 木毛川 堀切 梨郷

堀内在原一間 澁江 長崎島イ 高堀

一 淺草寺家 四拾貫九百文 淺草

貳拾貳貫八十文 下平川ニ伏ス

三貫六百元 上平川ニ伏ス

三貫百拾文 牛込之内ニ伏ス

家有之所也と云又或人の説に古へ鱒川といふ川あり當時穴八幡宮前より早稲田村裏通りを流るゝ小川なりと云只今は古川と小名に呼候川筋なり

前編に記せる鎌倉街道舊説により只今大久保百人組の木戸より西の方に大木の榎あり此木古街道の節の一里塚也と所に申傳へ候よし

○谷中三浦坂の上甘長山領玄寺といふ寺身延山三十三世日亭上人此寺に退隱す上手自栽る所の櫻樹實曆三丁酉年十一月廿二日亭三十三回忌の刻花咲今に至り例年花開放に享師櫻と稱す

碑に云享保六辛丑年十二月廿六日寂す

○白鳥の池當時江戸川中の橋の下曲流の處は往古は大なる池にて白鳥の池と號す埋れて其余池南の方久永氏の宅地にのこれるよし

○目白の稱或説に此所の下上水の橋を駒塚橋と稱す只今水神の宮逆氷川明神を祀る所に古は駒塚とて塚あり傳云古此所より白尾の名馬出る由則其塚有と或は右大將の時の事也ともいふ右に依て所を目白に移しけるとかや

○市谷八幡舊地 市谷古き書には市實に作る

市公御門の内當時大番所の北の方向角山本氏の屋敷の隅に大木の榎あり此所元宮殿の跡也寛永年中遷座の由今に至り此榎を神木と稱尊敬の由也

○加藤氏敬豐本庄邊遊行雨のやどりと云書に一石原濱屋敷神明社釋迦大像の所古來の本社の跡のよし

一中の郷牛嶋の内上宮太夫寶珠山如意輪寺

一法恩寺始は本住院と云太田大和守資高亡父太田六郎左衛門資康法名は法恩齋日思菩提の爲に武州三田村の内を此寺に寄附其時改て法恩寺と號す此寺は平河にあり平河より谷中へ移る元祿の始當所へ移る

一牛田藥師堂此邊古の關屋の里のよし古法眼が畫虎の水を吞たる

繪馬あり、角田川邊、小屋村、野村、こやの池

一本庄宰府天満宮略記

正保三年丙戌筑紫太宰府社職菅原善升苗裔大鳥居信祐ある夜の靈夢に

十立カッて榮ふる森の若枝かな

と云發句を得て宰府に有之處の飛梅をもつて新に尊像を刻奉る其後當地に下り寛文辛丑年台命有て

組六組を此所に置せられ毎日の場にて弓を射せしむ其後寛永年中鬼門に東叡山御建立ありて此弓組他所へ移させらる故に御弓町と稱するよし

○小石川鶴場元祿の初 常憲公上野御佛參の時私考石川御殿へ御成の刻ならん上鶴一羽御駕籠の側へ舞來る是野への御通行の道筋ならず

を取らせられて目出度嘉瑞也とて放し飼に被仰付此鶴早稻田邊と此鶴場に常に遊び居たり毎日見分として御徒目付を遣はさる今日は早稻田に罷在候今日は

小石川に罷在候と日々見分して申上げるが多くは此鶴小石川の鶴場に居候故此所を鶴場といふ御他界以後は此鶴も何方ともなく飛去候由右見分に罷在候御

徒目付の子物語也私考先編の鶴の札等之儀鎌倉の舊記に相見私に承り違候歟是説是ならん

○大塚太田道灌相圖の爲に所々に狼烟を上る此塚ものろしを揚る爲に築たる塚なる由私考に明和二年春此所平地となす節塚内より石出る文字彫刻あり此塚は同所日蓮宗法傳寺境内也故此石悉く法傳寺へ遣はし候由追て右の石に彫刻文字等可相

記此所波切不動は元御入國以前には只今安藤家屋敷裏の方に池あり雨天ならんと欲する時は霧立て又す

がもの方よりも霧立ち出此所にて双方の霧ならび合せる故に竝霧と小名に申習し候故今波切と稱するよ

し此所の古老物語也

○牛込榎町古老云昔は大木の榎有依て號する由是木は古來鎌倉海道の由申傳

○姿見橋 大猷公此邊御鷹野の節御鷹それけるを此橋の邊迄は御鷹の姿を見けるゆへ御鷹匠やうくし

たひ來り御鷹を得たり御悅にて以後此橋を姿見と申べしとの御上意の由早稻田の古老の物語也

右五所の説近藤氏

右條の内榎町鎌倉街道の説只今に酒井家屋敷の内に

も古木ありて右の街道と申傳ふ又此屋敷の所御先手組屋敷牛込寺町より二ツ目の横町に小坂あり組屋敷

への入口也此坂を昔は臚の坂と稱し此坂より北へ田地を越服部への街道ありと申傳へ候當時此坂より見

申候へば服部坂は正面に相當り見へ候此説も故有る歟

○山吹の里の舊地は昔時太田道灌の雨具を乞れしとき賤女の古歌を引て辭しけるときの所也予高田邊落

合の内にあるよし所の小名に山吹と呼候所ありと承しゆへ先年所の者に承候得共耽と不知候然るに或人の説に只今高田馬場の末より姿見橋へ參候處に百姓

清光か

○醫王山清光寺眞言古義沼田村常光寺末六あみた二番目

○橋場石濱神明は古來より勸請なり此邊田地の中に昔の首塚を誤りて蛇塚とて残りありけるを神明の社司支配しけるが近き頃辨才天を勸請せしと也

○武州石濱千葉家之考

鎌倉大草紙云尊氏の御時千葉家二方に分れ宮方將軍方とありしが宮方は九州へ下り其後終に下總へ渡り給はず關東一統にてありけるが今度又馬加は成氏公と一葉として原越後守胤房同筑後守胤茂何れも千葉の近親なり

是を主として千葉へ移り千葉の跡を繼ける其後原は小金の城に居住す上杉より今度胤直と千葉介入道一常瑞の子也

所に申移入道了心の子息實胤自胤を取立下總の國市

川の城に楯籠て千葉又二流となる同七月廿六日改元あり年號を康正元丁亥年と改む爰に其の頃公方の近

臣東下野守常縁といふ人あり是は昔の常胤の六男東六郎太夫胤頼の嫡流なり總州本庄を知行しながら代

々公方の近臣歌人にて在京しけるが今度千葉家兩流になりて總州大に亂ければ急罷下り一家の輩を催し

馬加陸奥を令退治實胤を千葉へ移し可申由御下知を

蒙り御教書を帶し下向す中略康正二年正月十九日終

に城を總州市川也攻落し實胤は新助と武州石濱へ落行自

胤は次郎と武州赤塚へ移る私云兩人は申移入道了心が息子

之新田義貞と共に北國へ下りし千葉介入道常瑞が事も太平記に有

葉介宗胤が子胤貞より五代孫なり又千葉介孝胤は先年父陸

奥守入道常輝を相伴ひ本書に據るに此陸奥守入道常輝は故千

葉一跡を賜りける其胤直の一跡として實胤千葉介

に任じ上杉より下總へ差遣すといへども成氏より孝

胤をひいきにて千葉へ居られける間實胤は千葉へ入

部不叶して武州石濱葛西邊を知行して時を待て居た

りしが世中を述懐して遁世して濃州に上りて閑居す

其兄の自胤を上杉より取立實胤の跡を賜り千葉介に

任じ武州の千葉と稱す

東亂記二卷目に云、總州關宿城攻の條に此城攻の時

武州石濱の城主千葉次郎討死下總千葉の庶流故有て武州に任ず首をば

關宿衆菊間圖書取也其跡目男子なくして北條常陸介

氏繁の三男を養子にして千葉次郎と號すと云々下略

本書茶話或人へ見せ侍るに右のごとくの舊説を記

しおくらるゝ

○本郷御弓町元和の頃御城より鬼門へ當る故に御弓

考に延文六年 辛丑改康正元より今明和二酉年に至り

凡四百五十八年天神鎮座舊說此邊往古は入江にて右

大將賴朝公此所に御船を寄らる御夢想のありて勸請

ありと云其刻御腰を懸られしといふ石は裏門の外通

り坂下水野藤次郎門前牛石と稱し有古社は是より東の方に

あり神木松一樹あり船繫松と稱しけるよし右御船を

寄られ候故の由當時水戸侯の館になりし後に右の舊

社の跡には稻荷の社を祭られし由に候此社裏門の外

の坂を網か干坂と呼びしも入江の節の舊名の由此所

諏訪町諏訪社も此寺の兼帶也傳云中古此寺の住持信

州諏訪の産にて夢想の事ありて此に勸請しける由小

日向土水端道祖神の建久年中の石碑相尋に今は無之

候

○大塚の事此所安藤對馬守屋敷東の方森川小左衛門

屋敷の内に塚有て古の大塚なりと申傳へたり

○本所中ノ郷業平天神近年開扉あり候刻予も詣て拜

し奉る黒衣にして朱衣に非ず尋常菅神の尊像のごと

く容貌壯年の御影也略縁記に云元慶年中在五中將歌

枕尋給んと此東路に下り給ひ武藏國入間郡三芳野の

里に住ところ求んとて五百崎島に舟逍遙し御歌に

眞つち山五百崎島に舟よせて

いさことゝはん汐のたへまを

別當元は在泉寺と號じけるが今は南龍院と改む又業

平朝臣の假住なりし故里人共中將郷といひしを里諺

に誤て中の郷といひならしけるとぞ古老の村夫かた

り傳ふ

○豊島村熊野權現の事

當時は紀州大明神と稱し當村の鎮守にて神主は鈴木

伊賀守と云扱此村に清光寺といふ眞言宗寺あり寺僧

の云昔豊島清光の建立せしによりて清光寺と號する

よし元は豊島代々菩提寺にて元祖康家清光の衣冠像

もありしに先年自火ありて燒失しけるよし清光の塚

の松とて大木松一株ありて土民豊島の大松と稱する

也只今權現の社左の方に康家の社清光の社とて兩末

社あり又此村の庄屋大原與兵衛と云本は荒井氏にて

先祖は紀州の産にて豊島氏の家臣也と申傳ふ

考るに康家清光兩人何れの頃の人にや

東鑑治承四年庚子十月二日辛巳武衛相乗に常胤廣常

等也舟機濟大井隅田兩河精兵及三萬騎赴武藏國豊島

權頭清光葛西三郎清重最前に參上す下略とあり若此

説に云此寺の前昔は大なる池あり鏡が池といふ故に則此寺の山號を大鏡と號じけるといふ鏡が池の名により橋を姿見とは名付ける由也

○僧司谷號紀州醫師立野春節著述、二蒙集、鎌倉口號と江府雜詠と合て二蒙集と號す、寛文五乙巳冬十一月梓行

江城之西北に有レ村曰ニ僧司谷下略

○鬼子母神勸請の一説あり

只今大塚より下板橋へ行道巢鴨本村といふ所道より左側に眞言古義瑠璃山福藏寺〔覃按瑠璃山福藏寺巢鴨本村に有十羅刹女の宮あり大なる銀杏の木二本あり石の鳥居有鬼子母神を奪取て十羅刹女をのこせしなるべし〕と云寺ありて鬼子母神の社ありて村民信仰せり然るに此寺の舊説に盜ありて此寺へ忍入鬼子母神の像并雜物を盜取只今の尊像出現と申所の畠中にて雜物を取分像をば此所に捨て去ぬる故村民重右衛門喜右衛門善右衛門といふ三人申談し法明寺の寺内東陽坊へ持參しけると也東陽坊は今大行院と改候由也又境内に千體佛堂あり其堂札に相記如左
此御堂は嵯峨天皇御宇飛彈工建し堂也弘仁九戊戌年

當山之住僧白源上人祖師日蓮を尊敬し宗を弘め高祖の尊像を此寺に安置し奉る也又升柁曲尺有之鐘の銘に曰

寛永廿二甲申十二月武州豐島郡雜司谷威光山法明寺十一世遵成院日延雖鑄之及破損今亦廿四世本量院日達代新奉鑄之者也于時享保十七壬子歲十一月吉日隨順院法圓日悟居士爲菩提

俗名水野頼母源信久

江戸神田鍋町鑄物師大田駿河守

久兵衛藤原正義

○牛込上水端道祖之古石碑建久年中にはあらず牛天神別當天台宗泉松山龍門寺に長き板石に勸請の碑とてあり左のごとし

道

明徳二年十二月十九日

考ニ明徳二年辛未ヨリ今明和二年乙酉年ニ至凡三百七十五年

□□

左の脇に道の一字右の脇に二字程の跡あり消て字正しからず又天神勸請の石碑あり銘に

延文六年 辛丑二月日

左右に梵字三字あり

今組屋敷の内の松は大友の家は兩人従ひ來る吉良傳左衛門深栖七右衛門也右吉良傳左衛門營作せる數寄屋の樹也傳左衛門は關ヶ原一亂に父義統へ使に罷成て終に西國に止る又深栖七右衛門は義延へ隨身して主君早世の後に子孫酒井讃岐守忠勝に寄食して末葉今にかの家であり又此近所當時御持組屋敷の内稻荷も勸請は大友のせられし由にて元は大友のいなりと號しける由也

○梶原堀内村梶原塚の事此地の名主に名兵衛と申者物語の由にて梶原塚は古來寺にてシンセウ寺と云寺ありけるが川へ缺入て地所狹りて沒しぬ後に寺號は他へ譲りて今は谷中邊に有之候由也

○もちの木坂今尋るに此坂の上中程青山七右衛門屋敷裏にもちの大木ありて凡古小川町邊よりも見ゆる也依て云爾

○諏訪大明神別當龍池山玄國寺といふ也近年開帳有其刻略縁記如左當社諏訪大明神は何れの時より此地に鎮座し玉ふといふ事を知らず然るに人王五十四代仁明天皇の御宇承和年中在原業平卿當國流邊の時夫妻道を失ひ一夜此森に谷を隔て宿し終夜妻は夫を思

ひ夫は妻を戀かなしみの餘りに神力を祈て一首詠す歌に云、あすわかたこゝにうつしの宮居かなそのねき立をきくや神垣と心に深く詠す時に感應のふしぎにや夢の如く夫婦枕をならべて秋心の思ひをとく、しかしより以來當山に憶の森戀の森といふ事の秘書の靈地なり爰に人王八十二代後鳥羽院の御宇文治五年の春源賴朝公逆徒退治の爲に奥州へ發向の砌幸當山御道筋にて御社參あり惡徒退治の御願をなし輒て敵をしたがへ其後社頭御造營あり又近頃人王百九代後水尾院御感ありて今の御神體を御寄附あり是只神德奇瑞の威光ならんと云々武州江戸大久保諏訪龍池山玄國寺

右の刻予も參詣神拜神影業平像も御寄附の由にて新く見ゆる三千佛の像の残れる也とて像形あり境内に思の森戀の森と川を隔て杉大木二本あり村老の説に龍池山と號する事古は大寺にて境内廣く南の方唯今尾州豊山屋敷内より流水寺内へ流れ入北の方土屋氏の屋敷迄一ついきにて大きな池あるゆへ龍池山と號するよし今に寺内に小川の流あり又姿見の橋北に藥師堂あり別當は眞言宗にて大鏡山南藏院といふ舊

作四時之會所謂茶瑞草魁又云相知不在干盃酒一盞之
清茶亦醉人焉高用常易鳳嶺之產聊鍾此產吹鳳嶺之二
字依掛一首云云

彌重山苗日月長 近秋爽氣一襟涼
綠芽曉洒金莖露 天下看從鳳嶺香

又

悼道灌生涯三季忌之時 橫川 叟景三

東遊雖遠任君招 冤血無端洒九霄

借枕三年哉夢見 風吹不破却芭蕉

○攝州大阪城舊名石山

三好記享祿五年居山科の本願寺證如上人を頼ませ玉
へば上人同心あり攝州の石山へ下向あり(下略)

天文二年然るに堺には本願寺門徒衆上人始めこもり
けるを廿九日細川晴元責られけるを門徒衆ものきの
きは各戦しけれども不叶して堺を落て石山へ引籠る
同年五月五日より石山の城を責らるゝ城は攝州第一
の名城なり(下略)

○小石川安房殿町と云此處を切支丹御用屋敷へ勤番
の與力同心衆居住所なり舊名は吹上と云し由傳云寛
永年中北條安房守切支丹改の儀被仰付候に付與力同

心支配被致候に付安房守組屋敷故に小名に呼び來り
しよしなり

○三年坂の號虎の御門の内舊名ハ虎山王へ至り候處
今俗に蠼螺尻と申所の小坂をも三年と呼候も先書に

見へたる通ならむ

○芝の稱號の事彼地の古老云芝と云は凡この海邊の
惣名を芝浦と云子細は海岸近き所に木の小枝をなら
べ置て海苔懸り候を取る木の小枝を俗に芝と云故に
此浦所々に右のごとく海苔を取候故惣名を芝の浦と
呼び來ると云

○府中六孫王山經基寺の事近年予も六所明神へ參詣
の刻相尋候處に明神の向に神事の鎬矢馬の馬場有其
側に淨土宗にて稱名寺と云寺有山號を經基山と號す
傳へ云此所當國任之内其居住し玉ひし舊地なるよし
元は正明寺と號じけるよし也

○かふがひ橋の事或古老の語に此所舊名は國府村と
いふによりて國府方の橋といふよし也

○大友の松大友家の傳説に云宗五郎義延旅館は今の
濟松寺の所にて大友屋敷と號し大なる松有ける後に
寺となり蔭涼山濟松寺と號せられけるも此故と云且

由承及候又武藏鐙之事伊勢物語の歌にも相みへ承り傳へ候所上古鐙の製は兩方へ相續き中華の鐙の製に似たり當國より只今相用ひ候鐙を製し出せり其故に歌にも片おもひなる意ありと云其鐙製作の工人代々傳り近代胄を製作せし早乙女と申たるも此末葉にて候由近頃迄も千住邊には其末葉有之候と古老の物語也彼地案内者に委く尋ね極め度事に被存候

茅屋向陽故名亭

寛延四年辛未二月初午日

此一帖瀬名貞雄所藏也松本雁奴家山田屋半右衛門佳元飯田町借山口生筆令書寫遂一校畢

寛政二年庚戌仲冬三日

杏 花 園

南向茶話 追考

往年當府古跡の事を見聞の儘に記し侍りぬ年をへて右記しぬる事跡にもれたるを考へ委しからざるを尋ね略せるを益して追考をなす前編に合て見給ん事を希ふのみ

○萬里和尚古詩

杜詩絕句に有之杜子美蜀成都草堂作四首の内兩箇黃鸝鳴翠柳一行白鷺上青天窓含西嶺千秋雪門泊東吳萬里船

○江亭記

相州鎌倉住柄天神寶物鎌倉志に所記文如左但江亭記文別卷にのす

右江亭記詩之作者補菴景三撰せし百人一首載之太田左金吾え贈る詩文如左

凡古之人無老無少文武禮樂之暇構休息之居樂各自得之道于今源太夫公廓遊觀爲騷人墨客之會矧盡臺之上仙々景象遊目无隙不如九華山有仙洞前臺後臺相去及數百步松風度曲无然之有調茶烟輕颺彰山舍隱常陽之羊如石固而似彼仙駕華山落雁傳信於蘆花淺水邊嗚呼春花容秋實賓染心腑於詩歌者可不品評矣故側儲茶竈

の方池沼多くして足入の地なるが故歟往古の道筋は今の青山百人町の西北の方原宿と申所をへて千駄ヶ谷八幡の前此地今に所の小名に鎌倉海道と呼ぶ大窪へ過高田馬場より難司ヶ谷法明寺脇通り護國寺後通り只今の中仙道の道を横ざり谷村瀧の川村を経て豊島村より千住の方へ古の道筋也といへり右物語を案するに其間の道筋三ヶ所迄舊名残り候得ば其據なきにあらず只今青山百人町より直に相州小田原へ往來道を俗に中道と呼び東海道より二里近く日本橋より相州小田原迄十八里の由也又豊島村に往古豊島左衛門と云士有と六阿彌陀縁記にも見へたり治亂記にも豊島左衛門と申士上杉管領家へ仕へ近隣の合戦ありし事見へたり按ずるに此豊島村は元此郡の府なるべし又此近所堀内村に梶原塚あり予若年の刻此所を過けるに杉の木立有て古き石碑ありしなり後年數寄者ひそかに盜取ける故に村民又印の石碑を建改めけるに又々紛失しける由今は荒川の端畑の中に少々土地残れり按に此梶原は鎌倉時代の義にあるべからず中古太田の一類梶原美濃守なるか或は北條分限帳にも梶原日向守と云人見へたり此等の一族たるべし此地の古老の物語に此塚

の所はむかし寺有候所に川へ土地缺入候に付地狭り寺は敗壞仕候由なり且又此所元木村の内に熊野權現の社有社司は鈴木氏なり舊説に云此神社紀州より相移され候刻神職も紀州より來れる末葉なる由今の王子權現と同時に相移されけるよしなり此村の内に寺あり其寺に古く傳れる木像有束帶の形なりし由昔此處の領主にて其姓名等委く記し傳り候處に彼寺自火ありてことごとく燒失しける由可惜事也右に付て案るに王子は右の熊野と同社にして後に別當と神職と相わかれ候哉と被存候

問曰武藏國俗に二十四郡と申候得ども只今は二十二郡に過ず此儀御聞及びも候哉

答曰仰之通に候當國二十二郡ならで無之候を二十四郡と呼候は二十餘郡の義を二十四郡と誤れりと被存候既に葛西郡さへ中古は誤りて下總國とせる所に近頃武州に相定候得ば二十四郡の事不慥有之候得ども余は省之畢高麗郡の名目古書にも上古高麗人五百人歸化せし故其人を武藏野に居住せしめらるゝ故に高麗と郡を名付候由此郡人の物語に所の鎮守高麗の神と號す彼國より持來れる所の兵器を以て神寶とする

より川上壹町程に古の橋杭残り折ふし往來の船筏にかゝり候由なり神明社あり石濱明神と云古來の名は石濱と云よし右の橋何頃に候哉難斗事に候又説に此處往古砂尾修理太夫と云人有太田道灌と合戦有石濱の戦と云し由砂尾建立せし寺あり天台宗にて砂尾山不動院橋場寺と號す小院なり又此地法源寺の事砂子に委く記せり予も彼寺に至り寺僧に見へ尋候得しに答云實盛の石碑此寺に築候事は往古其時代の住持實盛の一族なりし由外に青き生石の碑有文字分難く漸々と見るに四辻家の姓名三人の官位實名あれ共慥に知れず勿論其由來もしれ難し又古老の説に橋場の下宿の小溝を駒洗川と呼鎌倉右大將家隅田川合戦の刻馬を洗れし所の由其合戦の首塚は只今總泉寺の後畑の中に有由俗に誤りて蛇塚と呼候由也堯惠北國紀行に此地に暫く止宿せられ候事跡見へ候得共今據とするに足る所なし

問曰本庄と本所とも相記し候何れか正字ならむ梅若の來由に付て舊地と被存候如何御聞傳へも候哉

答曰本庄は舊名なるよし武州熊ヶ谷先にも同名有元

祿年中故有て本所と相改候と云梅若事跡の義近年尾州人縁記を相記し其記には上古圓融院の御治世の事跡とすといへども愚案に足利家の時代亂世の頃の事跡なるべし近頃猿樂傳とて謠の來由并四坐太夫家傳を相記し候書を見侍りし其内に關東御入國の後武藏の國謠初鮮く候に付梅若事跡隅田川の謠を作らせらる其頃に夫婦の非人ありて梅若の有様を物真似して步行けるとあれば久しき事とは相見へず文明の頃五山僧横川叟景三の詩集にも梅若童子悼といへる詩あれば其頃の事にや將又當所業平天神の事諸説に其説多し愚案に伊勢物語に寄りて業平の神を祭れる地なるべし塚の名にかゝはるべからざる歟武州川越の城内にも業平の神を祭れると云是も入間の里に居住の故なるべし彼地の人の物語に川越の神像は朱衣なる由是其所の神像も委く尋ね度事に候

問曰王子村の脇に谷村と申處ありて畑道の間を鎌倉海道と申傳へ候古へ當國の往來筋の由申候如何承度候

答曰仰之通りに予も承候此所谷村と呼申候に付畑道も鎌倉海道と唱へ候哉と被存候所に古老の説に當國

て考るに右大將家御治世より五百有餘年に及候得ば
鶴齡千歳も空言ならざるにや又巢鴨の號の事風土記
足立郡の内に見へ候は舊地にて候哉併北條家の分限
帳には相見へ不申候又大塚の事諸説有之候得共愚案
に王塚か其故は武州比企郡之内大塚村といふ有り由
來に鎌倉將軍守邦親王亂を去りて此地にて逝去し塚
ある故に大塚と稱する由此類ひなるべし此大塚より
巢鴨へ至る田間小石川に懸り小橋を猫又橋と俗に申
傳ふ此地農民の説に云昔は今より流れ細くして田畑
の通路道にて木の根ツ子を以て橋に渡し候故之名な
りと云り土民は木の根本を根ツ子と唱ふ

問曰本郷舊名に候哉但湯島の本郷にて候哉或
説に駿河臺土手に有之候稻荷を太田稻荷と名
付候太田氏の塞跡にても候歟

答曰御尋の通本郷の名目北條分限帳にも載之又治亂
記にも出候へども湯島は風土記に載之候へば定て湯
島の本郷にて可有之候其所入込分ちがたし太田稻荷
の儀太田の塞之儀所見なし但治亂記に太田新六本郷
の宅地を立去り密に武州岩付へ落行けるとあればこ
の稻荷の邊も太田の宅に候歟

問曰上野下谷邊忍ヶ岡等に御聞及も候歟

答曰上野の號所見なし砂子にても其説有併古老の説
に此地昔より上野村と呼し處也共云下谷は風土記に
も下谷の岡と出たり左候得ば舊名か忍の岡は和歌名
所にて其名高し本は忍ひの岡と詠るよし不忍池の南
の方長井庄と申傳ふ由諸記に有之齋藤別當實盛古墳
の跡只今は湯嶋天神の下藤枝氏の宅地の裏に有昔は
碑石ありし由近頃此土地移轉に付て紛失しける由可
惜事なり長者町の義諸記に載之所の此脇一柳氏の
宅地に池ありて長者ヶ池と呼來れり此所其事跡なら
ん

問曰淺草邊の義承り度候

答曰淺草の名舊記にも相見へ候得共其由來しらす茅
町瓦町居民の説昔は瓦町にて瓦を作り候茅町は茅の
賣買をなしけるといへり凡八丁堀の茅場町は往古茅
商賣の所なり其後明曆年中已後此處兩國橋向へ被移
候其後元祿初頃に只今の本所四ツ目へ被移候由也是
は茅問屋數代商賣致候者の物語也橋場邊の義此地の
古老物語にいにしへ此處に橋有候故に橋場と號しけ
ると云委く其儀尋候所に只今隅田川渡しし舟有之候所

程道より左之方畑の中にて農民耕作の序に堀出し只今の別當大行院へ納けるゆへ只今の堂の東鳥居あたりに小堂を建て安置しける後半込忠左衛門二三間はどなる草堂を建立せられ其棟札に姓名を記され候元祿の始の頃に只今の所へ移し堂を建立しける由右に付て只今に右堀出したる地にて大行院より僧をつかはし讀經し火を焼候よし也又此近邊に柳下井にセイトウといふ小名あり字知れず尋聞度事に候又法明寺の内の鐘の下廻に升斗子十露盤を鑄付たり古く相見へ候何様所謂有之鐘に候哉承り度候

問曰小石川は舊名の由舊記等にも有之候哉

答曰小石川の名目舊記にも見當り不申候宗祇之廻國記に名にしあふ小石川を渡ると云々然れども廻國記は實書ならぬ様に被存候宗祇にて無之様に沙汰有之候其外は所見なし惣名とする地廣く候南は小石川御門堀通りより北は大塚の大道迄は小石川と號す牛込邊も上水の通牛天神下迄は小石川の内也此所今金杉と稱する町屋あり舊名此地金曾木村といふ所にて古河公方家臣豊前山城守と申仁居住の所なる由其家傳にあり宅地の所は今の**新坂**俗に今井坂共云其上なるよし申傳

ふ金剛寺坂の下は舊名小石川鷹匠町と呼し所也明暦年中出火は此所より起れりと承候又上水道端に道祖神の小社あり牛天神の別當龍門寺の持也建久年中之石碑ありて此寺に納まれりと云へば此小社は舊古よりの神社と被存候其碑を尋一覽仕度儀に候

問曰丸山巢鴨の名目如何承度候

答曰丸山來由承り不傳候此所梨木坂はいにしへ大木の梨木ありし由戸田茂睡老も此地に居住ゆへ梨本と稱せられけると也菊坂は昔菊作りし畑なりといふあぶみ坂其形鐙の形に似たるゆへ也と申傳へたり富坂の儀元は鳶坂なり其子細は元祿の頃命有て鳶鳥を捕へ候其役有て所々にて捕て此所の坂中に小店をかけ多く養ひ置て後遠國へ被遣しと也其刻世話に鳶坂と呼候由後に富に改むるよし落穂集に載て富澤町の儀と同じと被存候也且又極樂水橋戸町東の方に鶴場と申小名あり單按橋戸町橋より南の方東側町屋の裏を今に御鶴場と云古老の物語に元祿中此所の田畑へ鶴飛來り數日留り居申候事度々也其鶴の足に金の小札あり賴朝卿の被放候鶴の由にて候此故に所の民に被仰付鶴の留り居候内は番小屋をかけ晝夜守り候べき由故に今に至り鶴場と呼び候由依

も又は面影の橋とも申候由緒有之候様に承傳
へ候如何

答曰 予も此所に居住せし古老の記し置たる書を見侍
し其略曰 明應年中之頃此里に和田鞆負佐守祐といふ
士あり男子二人守護祐親と云女子一人於戸姫といふ
容色勝たる故に婚姻を求る人多けれども免さず父守
祐事ありて他國にまかりし頃近き邊りに關といへる
者徒を催し彼家を襲ふ俄の事にて男子兄弟賊を討け
る其隙に關奥へ入於戸姫を奪取逃去しに板橋に至り
姫絶入して人心あらざれば彼所に打捨て關は逃去ぬ
此板橋に杉山三郎左衛門と云る貧き夫婦老人あり耕
作の爲に此野へ出此女を伴ひ家に至り養育せり程經
て後此近邊小川左衛門次郎義治といふ士杉山に嫁を
求る事再三なりければ彼小川に婚せしと也然るに村
山三郎武範といふ士彼小川と親しく交りけるに妻女
を奪んとたばかり小川が宅へ行對面し透間を見て小
川を差殺ける於戸姫長刀を以て村山と相戦ひ逃んと
するを村山が右の足を投げれば從者おり合て村山を
討留む妻女悲哀にたへず髪を切り夜に紛れ家を出で
去ぬ此川邊に至りて

變りぬる姿見よとや行水に移す鏡の影に恨し
と詠じけり又月の出るを見て

限りあれば月も今宵は出にけり

昨日みし人今はなき世に

其後此河に身を投死るよし右の詠歌の儀に付て後人
姿見橋と名付けると云々案るに民間の里談にて右の
記の姓名等曾て他書に相見へず信用しがたしといへ
ども暫く其説を載する而已又高田馬場西に諏訪の社
あり別當を玄國寺といふ此寺僧の説に云く俤の橋は
往古在原業平朝臣東國へ下向の頃此橋にて詠歌あり
依て名付るよし其詠歌は予忘れたり此玄國寺往古大
寺にて三世の佛三千佛を安置しける由兵亂之頃に多
く紛失して今僅に残ると云右の詠歌も所の舊地故に
此寺に残りける由なり右兩説何れかはならん

問曰 雜司谷舊地の由申傳へ候如何

答曰 法明寺は舊地にて候由紀州の醫師何某の古紀行
に僧司谷と記せり判本にて候其書の名は忘れ候然れ
ば此處は古へ法明寺より領地して司とりけるにや鬼
子母神は中古より勸請せしよしにて候古老の説に鬼
子母神の神像は只今護國寺より鬼子母神へ參り候中

捨てかひある命なりせば

と宮の詠じさせ給ひしにや其陣所は今の武城の乾徳山法泉寺の古跡となん天野信景説按に法泉寺は高田穴八幡の近隣也と云々信濃宮は後醍醐帝第三の皇子宗長親王也禪英山寶泉寺成べし乾徳山法泉寺は大窪の先き中野にて高田とは場^{ウチ}れり殊に右の通り舊説にも申傳へ候得ば此所たるべし又寶泉寺舊説に此寺内に富塚と云所ありて所之名も富塚村と云けるよし今は戸塚村と號す上杉治部大輔朝興此寺を建られ稻荷社を勸請せられける由疑らくは禪英の號は朝興の追號かと被存候又右大將家御在陣の事御尋之趣に予承傳へ候隅田川一戰後當國東の方は池沼多ければ此地に御在陣もゆへ有之聞傳へ候牛込の内牛頭山行元寺の觀音の緣記にも頼朝卿之御所持之佛にて隅田川一戰の後此地に安置なさしめ給ふと申傳へたり

問曰穴八幡の地も古來より古戰の内にて候哉答曰穴八幡之社勸請之事に付て承傳へ候義有之候此地は元早稻田村の内に中嶋と小名に呼び候所に青柳津六兵衛と申富有農民あり元は北條家へ仕ける士といふ此者の持傳へたる地にて松樹生繁りたる山林に

て一本の松暗夜には折々光りありければ其松を光松と名付し由然るに寛永年中秋の頃の場を築候とて一ツの穴を得たり深き事七八間穴の内暗くして人々怪みて入らず漸松明を點じて入て見れば金像佛一體鐘鉦一を得たり鐘鉦には文字彫て有之し由又白き事雪のごとくなるものの中に有りしに沈痾の病に用るに効あり人々乞求し由右青柳津が末のものの物語也其頃嚴有院様御誕生に付則此社を御尊敬被爲成ける由又説には御庖瘡の刻御宿願之御喜に此社を營せられ院主等も被仰付候由さるに依て其刻 大樹御近臣各營作に預らる裏門は内藤豊前守普賢堂は松平左近將監御手水垣増山兵部少輔也と云り又此地の古老之説には此八幡の邊より南尾州御屋敷大窪迄近郷秣場にて候由昌連と申富有農民ありて百八の塚を築候其塚此八幡の地より相續大窪迄有之候ひしと云右昌連と申人傳記不相知候其塚は佛供養の爲に築けると也今に尾州の御屋敷内には相殘候哉承度事に候案に右の塚は陣所遠見の爲に築候哉左候は、此八幡之地も陣所の内と存候

問曰高田の末より向へわたり候橋を姿見橋と

し殘候なり説に右船河原は只今の大阪の下一説に逢坂と云

たり迄にて今に此所少斗りの町を船河原と呼候なり此邊其刻迄は民家寺院まばらに有之候處外廓出來の刻民家は町家となり寺院は只今の牛込榎町邊へ移され寺院七ヶ寺にて候故今に七軒寺町と呼候由此地の寺院の舊説なり扱牛込御門市ヶ谷御門升形出來已後俗に市ヶ谷を櫻御門牛込を紅葉御門と稱し候由是は其所に有之候樹に依て號しけるか又は何ぞ子細も候半か其段承傳不申候

問曰右榎町の邊大友屋敷は大友氏族居住致され候よし其姓名等委く相見不申候其上居館慥ならず候御聞傳も候哉

答曰御尋の通大友氏の姓名等予も其説を不承候所に近年其説を得たり大友左兵衛督義統文祿年中朝鮮征伐の怠り有りて領國沒收し毛利家へ被預其後又改之常州佐竹義宣へ被預彼地にて卒せらる義統の嫡子宗五郎義延は關東へ被預候に付此所の居住せられける義延は叙從四位任侍從ゆへ世に豐後の小侍從と稱しけると也慶長五年關ヶ原亂後に此地并常州筑波郡にて都合三千五百石の地を被下領地せられけるが無程

て早世也と云々右居住の地今の濟松寺の東の方也といへり天神町と稱せる所へ太宰府の宮を被移候由其天神今程は高田馬場前へ又々遷座あり大橋長右衛門奉納三十六歌仙之繪馬今になほ存る也組屋敷有之松は庭前の由なれば何様天神町の邊居館の跡たるべきか榎町も元は大木町と號する故或説に扇町成よし故は太宰府天神の門前民屋を扇町と號する故に大友氏故郷之稱に依りて名付られし共いふ宰府一覽之人に尋度事に候

問曰高田馬場邊は古戰場之由承傳候源賴朝卿角田川の合戰勝利之後暫く此地に屯せしめ關東の勢を集められしとも云傳へ候如何承度事に候

答曰高田邊古戰場之儀今の禪英山寶泉寺の所古へ新田家の陣所の由申傳へ候境内に今に旗立櫻とて有之候冑掛ヶの梅とて只今稻荷社の前池の邊に有之候由先年枯て植つき候はぬ由に候日夏繁高の編輯せし兵家茶話と申書に云後村上天皇正平七年新田家信濃宮を供奉して武藏野の合戰ありし君が爲代の爲何か惜からん

集は八年の間江戸中往來致し所々にて承り合委く書記致し候なり然共傳記相違有之候よしにて又々後編を相記す是によつて當府の地名に説委しけれども予も彼書に有之分は相記さず菊岡子の功大なりと云べし牛込御殿山と稱する地は今築戸明神の後禪宗萬昌院と號する寺の地なり此寺は元市谷長圓寺の塔中にて候處に明曆年中火災に付て定火消役被仰付候刻御用地に成今の左内坂火消屋敷の地より此所へ移される由今に此所少斗の町屋を御殿山と呼候なり勿論右御殿山は寛永の頃迄は御鷹野の刻御假屋形有之候となり小日向邊其頃迄は田畑にて候所安藤對馬守奉行被致此處山を崩築立候故今に築土と號す右により御殿の跡も狭り其處少々相見へ申候なり扱又當所八幡の地は往古上杉管領時代の塞の跡にて其城主の弓矢を以て祭ると申傳ふ此儀は予幼年の刻或る古老の物語なり其刻幼年故委く承り置ず遺恨なり且古神樂坂の脇若宮八幡もこの宮より掌れりといへり築土明神は諸記に相見へ申候通往古平川村に有之其後に牛込御門の所へ遷座有て寛永年中外廓出來之刻今の所へ又々遷座なり或古老の説に築戸元は次戸と書す往

古は江戸明神とて御城内の鎮守たる由江と次と字形近き故何れの頃よりか誤れりと云云予若年の頃迄は築戸明神と堂上方の筆にて額も有之候處に近頃は築土と書改候なり古老の説を予も相考候所に風土記武藏國豐島郡の内に江戸或ハ大寶二年壬寅所祭素盞雄尊なりと云々又治亂記十五卷江戸城築の條下に載之津久戸大明神は氷川と同體の由なれば素盞雄尊なりしかれば據なきにはあらず暫く相記て後哲をまつのみ

問曰寛永年間外廓出來以前にも市ヶ谷より小石川の方へも川流有之候哉たゞ今目白下より流候川筋を江戸川と名付られ候へども古來は枝川の由承り候左候は、大川筋も有之候半か答曰御尋之趣尤に候予も市ヶ谷邊久々住居し人に承り候得は御外廓無之以前にも今五段長屋下より小流有長圓寺谷の内大沼あり候て落合ながれ候よし此水筋にて田地の用水に仕田町邊は皆々田地なり只今揚場町と稱し候處元名は船河原と申候由仍てどんと橋は俗の名にて本名は船河原橋と云由是によつて相考候に只今に長圓寺谷の内安藤氏屋敷後の邊沼の跡少

大已貴與少彦名園韓也號小六者以古呂故岡之名也とあれば舊地たるべし愚考に赤坂の號赤土の地なれば稱するなるべし濃州赤坂も後に山ありて山の土赤き事朱のごとし三州赤坂も山中赤土の處なり青山號慥ならずある說に此地青山氏の屋敷有之故地名とすと云へり此青山の末に恩田と號する所有先年恩田と稱號しける人に參會致し候其人の物語に先祖近江源氏佐々木の末流にて此地に居住して恩田を稱號し北條家へ數代仕へられしといへばもとは恩田なれども誤りて唱ふるなり又此邊より南の方笄橋の儀此地の古老物語に舊名此處鸛ヶ谷村と云其村の橋故に鸛ヶ谷橋なりといへり

www.libtool.com

問曰四ツ谷の義田舎にて民家の家數によりて三軒家四ツ家など申候へば其例に以前民家少き時の號なるべしと被存候左候は、谷の字誤りにて候半歟如何

答曰仰之通り我等にも左様に相心得居候處彼地に久しく居住せし老人物語致され候は古來此地今の麴町六七町の内の所谷あり又今の鹽町の所も谷にて坂有之其所に民家一軒有之候て夫婦居住せし故に俗に夫

婦坂と呼しなり寛永十三年外廓出來の刻御堀端土を以東西の谷を埋候故に平地となり谷なしといへども舊名殘る鹽町の入口を坂口と小名に呼び候は此故なりと云此地東西南北ともに谷有故に四ツ谷と號する由此所末に忍町と號する所あり此南の方御先手の組屋敷邊を忍原と號する事此所の人物語に承り候は此所御先手組先祖天正十八年 御入國の刻駿府より罷越相州小田原城番を相勤られ其後慶長五年より武州忍城の御城番に相勤寛永十年忍城を松平伊豆守信綱に被下候に付御當地へ來此所に居住せし故に忍衆と呼び所の名を忍原と號し候となり

問曰牛込小日向筋御聞承及も候哉

答曰此地は數年居住仕候故幼年より承り傳へ候儀も有之候先年牛込の名目は風土記に相見へ不申候得共舊き名と被存候凡當國は往古曠野の地なれば駒込馬込目黒何れも牧の名にて込は和字にて多く集る意なり小日向の名近年菊岡沾涼の江戸砂子に其說出たり右に申候小田原北條分限帳の内にも小日向彌三郎と申士あれば彼人の領地故に呼候となり沾涼は字藤右衛門と申候予も知人にて篤實なる老人にて候砂子編

問曰番町の名目壹より六迄有之候事由來も有之候哉

答曰此地に數代居住せし古老の物語に 御入國の始麾下の士に此地を下され候刻、六組に分て勤仕致し故に壹より六迄の名目ありて前後入込候由五番町と申所は只今少斗残り候は粧町の内へ入申候由なり又彼老人の物語に六番町の方へ市ヶ谷御門より上る坂を三年坂と呼び候事寛永十三年外廓出來の刻新に開ける坂故に云爾と云々は是に付て思ふに牛込神樂坂より北へ築土へ出る小坂をも三年坂と號するも同意なるべ 京都東山清水觀音門前より横へ北へ下る坂をも三年坂と號するは清水は大同二年に草創同三年に此坂を開ける故に云爾と舊記に載之と同日の談なるべし又麴町貝坂は元は芝青松寺の舊地にて此寺青松甲斐と云人の草創成由此所(當時)玉虫氏の屋敷に其跡あり故に甲斐坂と云よし

問曰芝邊品川筋之儀に聞及も候はれける事も

候哉承度候

答曰芝邊の事居住不仕候故聞傳へ稀に候芝の事近頃東海子平維章と申仁の編集せし不問談と云る書に云

江戸斯波を芝と云は誤りなり足利家の管領斯波氏あり下文不
相見依て考るに昔時斯波氏の居住せしにや又品

川の號或古老の物語に元下無川と云り子細は此所川海岸に近く川下直に海にいる故なりと此説慥ならず存候に近頃俳偕人齋藤徳元寛永五年冬京都より關東下向の紀行の内に云かの川此町の中に橋のかゝれる川あり水上のなき川なればとて上無川と號すかむ川なるをかの川とは申とかや略下今云神奈川宿の事なれば右之説是に似たり芝の内三田郷の義風土記には荏原郡の内に有之て御田郷或は簗多と相記す古代渡邊仕、充、綱三代共に此所に居住せられけるよし此あたりに綱坂と云所有て松平肥後守下屋敷内に綱が生る節産湯の井とて有之由承及候當所の八幡は上古より有之候哉風土記にも所祭應神天皇なりと記す承平兵亂に六孫王經基主も此地へ府中より出張ありて麻布一本松は其舊地なりと申傳へたり經基主の府中御居住の地は只今六孫王經基寺と申候よし予彼寺に不至尋ね問度候

問曰青山赤坂邊の儀は如何承度候

答曰赤坂の號風土記にも荏原郡に載之小六天神所祭

今の二の御丸邊に相見へ候愚案に内櫻田御門を只今俗に桔梗の御門と呼候へども古き御城の事を相記候書に吉祥御門と記し有之候を先年及見候其上右草庵は旅僧招請の爲として建たる故にて今の内櫻田の邊にても候半歟扱吉祥庵は 御入國以來小石川水道橋の北の方へ移され吉祥寺と號す依て古江戸繪圖には此橋を吉祥寺橋と相記し候其後明曆年中大火災の時節水戸侯館元は竹橋御門の内より此地へ被移候に付吉祥寺は又々今の駒込へ移り候由右由緒に付道灌城築の刻都五山より贈り候詩文江亭記も此寺に相傳り右に記し候堀出したる鐵印も相傳候由江戸咄と申書にも江亭記を此寺にて一覽致候由相見へ申候鑄倉志に荏柄天神の神寶に江亭記有之候は子細有之傳寫して相納候事と被存候由緒承度義に候右吉祥寺の一件は吉祥寺に申傳へたる趣にて方丈の物語なり

問曰只今の田安の事は如何御聞傳へも候哉

答曰今の田安御門の内外天正年中 御入國の刻は皆皆田畑民家にて候由其後右の民家共を只今の牛込寺町白銀町邊へ被移候其子孫予若年の頃迄には間々有之候て物語候なり然ども此地面田安と申候哉其儀不

慥候予先年相州箱根早雲寺にて北條家の古き分限帳を一覽仕候ひし其中にも田安の號見へず上平川村下平川村斗り有之候へば右の平川村の中にてても候哉其以來田安御門内は天樹院の御居館となり田安御門は天樹院の御附人より勤番被致候由其子孫の仁物語なり今の扇の稻荷と申は天樹院の御庭の内に御勸請の稻荷にて後に扇の稻荷と號し候けるとなりまた雉子橋御門内外も民家にて候處 御入國以來召上られ只今の牛込御徒町の邊へ被相移寛永年中小日向田畑築候以後又此地へ移され候由にて改代町と號するなり

問曰田安平川の邊其説を得たり吹上と稱し候

事如何御聞傳之義有之候哉

答曰吹上の事曾て見當り不申候しかれども落穂集に御入國御草創の刻の義悉く相見へ申候通實説たるべく候櫻田邊一圓の江沼にて足入之地なる由櫻川とて川流も有之候由左候は愚案此所江河に望める高き地なれば吹上と號するなるべし駿州富士川邊吹上武州荒川邊吹上いづれも川に望める地なり又小石川水川明神南の向も舊名は吹上と號するも小石川に望める地なり此所只今は俗に阿房殿町と號するなり

南向茶話

按スルニ近代著述目錄ニ酒井助之進名忠昌南向亭此書即其人ノ著選ナリ

ある日例のごとく二三の友参りつどひ古今の談に或人問て曰抑當御地を江戸と號じ候事何れを指して申候哉

答曰仰のごとく近代當所名跡等を記し候書も數多相見へ候得共江戸の號の事慥ならず候愚が管見仕候に山中氏被相記候中古治亂記拾五卷江戸城草創の條下其畧に扇谷上杉修理太夫定政の老臣を太田備中守資清入道道真と云武州都築郡太田郷の地頭なり其嫡男鶴千代九と云成長の後太田源六資持と號す後に受領して任備中守改資長剃髮して道灌と稱す當御城を康正三年に普請初め繩張して長祿元年四月迄僅兩年の内巧匠の功成就しける都五山の僧萬里和尚古詩を引て是地をみたる詩に云窓含西嶺千秋雪門繫東吳萬里船、又五山より被贈たる詩の内に江戸城高不可攀我公豪氣甲東關三州富士天邊雪快作青油幕下山と云々右の詩の句にも江戸城と有て別號なし然れば道灌城築の時に其地名に依て直に名付たるべし既に鎌倉將軍の時代より江戸と云稱號の士あり此八平氏類

葉よりして武藏の士と稱すれば江戸と云地名其所有べし愚案に江戸と申は江に望める意なるべし抑當

御城天正年中 御入國以前今の雉子橋の外より北の方大沼にてこゝより西の方もちの木坂まで入江にて有之由小川町も寛永年中外廓無之以前は牛込よりの流はどんど橋の向へ直くにもちの木の方へ流れ行又小石川の流は今の土手三崎稻荷の邊より一ツ橋の御堀の川へ流行候由なり然ば只今 御城内古へより江戸と名付る所なるべし惣名となりし事は其頃近邊の根城たるによりてなり類を以て考るに攝州大阪も元は石山城と云享祿五年本願寺證如上人始て所築なり御城内雁木坂本は大阪と號する故に城を大阪と名付られて後惣名となれりと云も此類なるべし右道灌元より禪法を尊敬しける故に城内に於て一字の庵室を建られ旅僧のやどりとす其草庵の邊に(小)井を掘けるに土中より吉祥と彫ける鐵印を堀出せり故に其庵を直に吉祥庵と名付られけると承り傳へ候

又問曰其吉祥庵 御入國以來いづれの地に移され候哉

答曰吉祥庵の地は大道寺氏友山記せし落穂集には只

事伊通卿被_レ進_二二條院_一造紙之中有_レ之云云按するにこゝに消息と云は漢文なり當時詩文を以て及第して出身する法もすたれ狂言綺語を風雅とせしより文學措紳にふるはざる基となれり歎息すべし

○遣唐使祭_二神祇_一於春日山_二事

續紀實龜八年二月戊子遣唐使拜_二天神地祇_一於春日山下去年風波不_レ調不_レ得_二渡海_一使人亦復頻_二以相替_一至_レ是副使小野朝臣石根重脩_二祭祀_一也これを以て考るに遣唐使春日山下に諸神を祭ることは萬葉十九藤原皇后清河入唐の時賜ふ御歌にも春日祭_レ神の日とありて春日山にて渡海を祈こと流例なる歟然れば安倍仲滿唐國にて三笠の山に出し月かも云歌を春日山にて祈し昔を思出てよめると云俗説ながらも據ある歟

○敷砂

文治三年正月一日玉海云及_二晴時_一天晴雖_二庭濕_一敷_二乾砂_一院拜禮有無問_二遣定長許_一可_レ被_レ用_二晴儀_一之由有_二返報_一○建曆三年十一月十九日明月記臨時祭條云此間雨雪漸休陽景晴猶可_レ爲_二晴儀_一可_レ敷_二乾砂_一之由下_二知_一之○文永十年五月廿三日吉續記

最勝講條云此間雨降殿上小庭水湛可_レ被_レ敷_二乾砂_一歟不_レ然者不_レ叶之由示_二頭中將_一頭中將被_レ下_二知出納_一また弘安二年四月廿八日竹林院左府記にも見えたり因_二云徒然草_一に鞠の時鋸屑を敷ことあり西土にも晋書陶侃傳云積雪始晴聽事前餘雪猶濕於_レ是以_レ屑布_レ地これ知べし

○立砂

承久三年閏十月十九日家光卿記云門前立_二砂_一了先規不審也然而不_レ立之條可_レ宜之由有_レ仰云云また承和裝束鈔云除目の詞聞書にいりていでぬれば先家を掃除す砂をひく近來立砂となづけて飯をもちたる様にたてをくことはひが事也あまねく庭にちらさむ料にまづまぐばりをきて後にちらすべき也」按するに今世門前或は門内に砂を盛置こと此時代既にありてかく難せりしかれども今にとりては其古風の遺りたる知べし

錦所談卷之二終

橘は今の蜜柑なり大柑子は今の柑子なり小柑子は今の橘なり或小柑子を今の金柑とす按ずるに金柑は盧橘にて今の夏蜜柑なり又三代實錄仁和二年正月廿九日太宰府例貢小柑子以十一月三十日以前爲貢進之期先是不立期限故今定之とありて其盧橘ならざること知べし

○胡沙

胡沙の説近來種々あれども未だ明辨なし按ずるに教訓鈔云通憲云胡國には胡沙とて白砂の草木も不生之地二百町有之胡人等毎逢月夜着裁袍一騎馬して二三百人同音に彈比巴其音如風吹云これ以て考るに爲家卿こさふかはくもりもそするみちのくの蝦夷には見せそ秋の夜の月の歌も右の白砂秋風に吹上て空を曇らせ月を見せぬと云義知べし

○二禁

二禁病名のこと諸記に見ゆれども未だ明説なし和名抄云齧鼻野王音砂和名邇岐美波奈鼻上炮也これ今俗に云ざぐろ鼻の如きものなるべし二禁を邇岐美と讀くと承保四年八月十三日水左記云左肩有仁君令付

これを以て知べし又小野の傳授類聚鈔云自安元二年六月廿三日奉爲建春門女院御二禁被始行五大虛空藏法日記阿闍梨權大僧都勝賢伴僧八人師云御二禁とよむなり女院御面に御にきみの出で見苦しき故に御祈に被此法修ける歟云同鈔裏書云師親ら問之御答出雲僧都御房被仰云醍醐の勝賢僧正建春門院御二禁の御祈に此法を被勤行之時先師阿闍梨御手替被勤仕之彼僧正故阿闍梨をば隨分に扶持して有識にもなされたり然問無内外受法もせられたり云云問云御にきみ程の事に及御修法候ける歟被仰云彼御腫物也尋常には腫物をにきみなんと被名たり而を二禁と云事は腫物には殊に姪酒の二を被禁故に如此被名云云これを以て考るに二禁は全く一種に限る瘡名に非ず凡て腫物の惣名なること類聚鈔の如し故に諸記にも支體面部を定めず發し或は大小の異療法の不同あるこれを以て知べし

○古昔無文事人不昇卿相事

古事談云不作詩之人昇卿相事始自顯雅卿云云不書消息之人昇卿相事始俊忠卿云云此

發遣のこと久壽三年三月十三日人事記に委く見え

○横笛^{ヨウフエ}たり

平家談ようでう按するに永保元年二月十日水左記改元條云人々申云永長對馬音似^ニ笛名^ニこれ其證とするに足^ルわうてきと云ば其音王敵に通ずるを以ての義歟猶後考を俟

○宿紙

宿紙は元藏人所の反古^{ハウコ}を還魂^{スヰカヘ}せるものにて或は紙屋紙と稱せりこれ紙屋川にて製する故の稱なり又源氏にかんや紙と云も皆種々の還魂せる紙にて今云奉書十帖の如き皆古の紙屋紙なるべし因云打墨と稱する紙は元西土のものなる由三井寺所藏の智證大師歸朝の時將來の經文義疏の類皆此紙を用と云り

○美濃紙

西宮記臨時裏書天德四年七月十日少内記時文書宣命注云内裏穢時或召大臣家紙或令進圖書紙而大臣輕服也其室物有疑慮又圖書忽不進子^レ時美濃守真材在京仍令進^ニ年料紙充^ニ此料^ニまた

薩戒記に引ところの治曆四年七月卽位記云宣命書^ニ黃紙^ニ一件紙自所給也、例用^ニ美濃國所^レ進紙^ニ而爲^ニ美麗^ニ新召^ニ紙工^ニ令^レ進^ニ之^ニこれ今の美濃紙と稱する紙とは異なるべけれども其製の美なること知べし民部式にも美濃國紙麻を貢すること見えたり

○姓細書事

源底集云位署書之事姓を細く書は名にて墨をつぎまじきためなり又よみあげはいつも燈下也名乗をいちじるしく見せむ爲と云云按するに位署の法姓は細書淡墨と極りたるにあるべからず古文書を見るに連署の人我名は各自ら書する故自然濃墨或は大字となること知べし又西土の位署も唐以後此例多し

○墨之訓

墨をすみと云は則ち隳^ス糜^ミの義なり前漢地理志に隳糜縣ありて六典に隳糜墨とあるはこれ隳糜縣より出る所の墨と云義なり今すみと云は墨を略して其縣名を呼こと知べし又炭をすみと云も此轉語なるべし

○橘、大柑子、小柑子

なるべし又散所雜色も同義なるべし

○帶刀、木鳥

顯統本百官鈔に帶刀者撰^テ重代^ニ侍^ニ補^レ之自^ニ公家^ニ被^レ補^レ之也昔者源平重代^ニ武士補^レ之長^ニ二人近來一人先生是也連^ニ廿人此内木鳥左右各一人とある此木鳥解すべからず按ずるに仁安三年三月九日人車記坊官除目條に籠取とありこれを以てみれば訓讀してことりなるべしことりは則部領にして連の中の長たること知べし

○角下諸大夫

近衛殿様には今も角下^{ツモト}諸大夫として御車の前左右二行具せらることあり按ずるに正應二年四月廿一日勅仲記高山寺殿家基公關白拜賀條云次角本松明諸大夫二人内裏以後中經家重動之前刑部權少輔宗成朝臣刑部權大輔清賢○康安二年四月廿七日忠光卿記後深心院殿道嗣公關白拜賀條云次角下^{ツモト}諸大夫二人近衛之流代々如此云云傍家無此儀前大膳大夫口光朝臣前中務少輔宗茂これ牛角の下に候する故角下或は角本の稱あるなり則ち古事談云東三條殿被^レ參^ニ石山^中略中宮大夫騎馬近^キ立御牛角下これを以て知べし

○百子帳

久壽二年十月廿九日人車記云百子帳表葺^ニ檳榔^ニ裏有^ニ黑漆骨^ニ檳榔下覆^ニ黃綾^ニ其體如^ニ唐笠^ニ立^レ骨三面骨又如^ニ羅文^ニ懸^ニ綾帷^ニ東西兩面開^レ口御帳内敷^ニ毬代^ニ供^ニ茵其前有^ニ平敷御座^ニ敷^ニ茵また仁安三年十月同記云百支帳蓋葺^ニ檳榔^ニ以^ニ紅梅色絹^ニ爲^レ裏其廻懸^ニ麴塵色涌雲綾帷六帖^ニ先例或用^ニ小葵文綾^ニ云云每幅有^ニ紐南西北垂^ニ帳東面褰^ニ帷廻^ニ引帽額^ニまた一條禪閣御代始抄に百子帳と云は檳榔をもて頂をおほひて四方に帷をかけて前後にひらきて出入するやうに饒りたり」此等を以て其制知べし然れども百子と稱する義西土に數説有といへども紛々として是非を知ず按ずるに和名鈔引^テ兼名苑^注云檳榔葉聚^ニ樹端^ニ有^ニ十餘房^ニ一房數^ニ百子者也これ等に據に全く檳榔葺の帳と云義にして其百子の嘉名をとる歟又荒涼記に百子帳と讀こと見えたり

○先使

先使と云は國司交替の時新任の國司の宣を帶て先其國廳にある所の官人等え使するを云なり今も藤澤遊行上人の前使と稱するものこれに類せり先使

課役」とありて按ずるに定氏之社とは伊勢荒木田渡會を以て禰宜とし賀茂縣主を以て禰宜祝とするの類他姓を混せず一氏奉仕の社を云なり

○石版位

寛治六年正月七日後二條關白記云宣命使中着宣

命使版位白石也○仁平四年六月廿日人車記云貢士等

登省也略庭中有版石○永曆元年九月八日山槐

記齋宮群行大極殿儀云東南庭中務省西面相並置

中臣忌部版位白石也○達幸故實鈔云壽永二四五予

以下就標閑院、儀中門、北掖三ヶ間無板數北第二、此所

見のまゝこゝに載す

○印用三名下字一事

長保四年十月三日權記云早朝淑光朝臣持來成字

印文即差茂方遣内匠屬服時方許これ行成の

成ならむ按ずるに酒人内親王の印に酒額長公の印

に類或は除目大間書等の封書にも皆名の上の字を

用ゆとみえたり而て此印は名の下の子を用ゆる故

こゝにのす又日野藥師に藏する所の眞夏等の夏の

字の印はこれ偽物證とするにたらず

○洛雉字

○義經改名

博物志云舊洛陽字作水邊各漢火行也忌水故去水而加佳又魏於行次爲土水得土而流土得水而柔故復佳加水變雉爲洛焉これ冷然院數度の回祿によりて冷泉院と改らる類同日の論なり

愚管鈔云九郎義經とぞ云し後の京極殿の名にかよ

ひたれば後には義顯とかへぞせられにき按ずる

に義經は文治五年閏四月廿九日奥州にて自害すと

きに三十一歳なり後の京極殿は文治五年閏四月八

日權中納言に任ずるときに二十一歳にして内大臣に

任ずるは六ヶ年後のことなりこれを以てみれば大

臣名を避にあらす攝關の御息たるを以ての故歟

○散所隨身

長和二年正月四日小右記云將監保信云中將朝臣雅

消息云白馬儺近衛稱散所隨身不勤其事前例

不然之事也隨報可行者答云稱散所何處哉申

云左府及大將隨身也仰云至子家隨身早可令勤

仕仰左相府隨身如何云中將云申事由可令勤

者これ本府え候せずして他に附屬するを云な

り又江次第に散所衛士とあるも他に出役するを云

○外記法申

北山鈔外記政條云無^レ申文^ニ者先外記法申上卿無^レ答按するに洞院家廿卷部類外記政條云次上臈辨起^テ摩^レ靴^ニ或先下^ニ正笏微音申云司乃申セル政申給ト申ス即居^ニ法申^ニ上卿無^レ答これ申文なき時は外記かたの如く申て其實なきゆえ法申と云なるべし

○花園帝御讀書

正中元年十一月晦日 花園院御記云凡今年所^レ讀

目六

本朝書并記錄

日本紀

續日本紀

日本後紀

續日本後紀

文德實錄

三代實錄

本朝世記合廿卷

章任侍讀

律廿卷

章任侍讀

古事記

古語拾遺

三代御記

一條院御記

後朱雀院御記

後三條院御記

人左記

小一條左大臣記

小野宮右大臣記

宇治左大臣記

謹て按するに以上十八種卷數計がたし今の人の六國史を通讀することすら容易ならずここに載玉ふは國書のみなり猶漢籍をも讀玉ふべければ其御勞

苦推量恐察すべし古へは帝王かくの如し況や人臣たる者勉勵せざるべけんや頼長公は車中にも群書を齎て見玉ふこと記を以て知べし

○本朝世記

今の世本朝世記と稱して廿餘卷あるはこれ史官記にして信西入道の著する所の本朝世記は治承三年十月十一日玉海に未刻大外記師尙來依^ニ兩息之慶^ニ歎餘仰^ニ本朝世記可^ニ進借^ニ之由^ニ申^ニ可^ニ持參^ニ之旨^ニ件文信西法師作^レ之寬平一代國史云云而給^ニ師元朝臣^ニ令^ニ書^ニ寫^ニ之傳^ニ在^ニ師尙之許^ニ他人一切不^レ持云云仍所^ニ尋召^ニ也十四日^ニ戊戌天晴大外記師尙持^ニ參本朝世記上帙十卷^ニ信西法師^ニとありこれ花園院御記に所^レ謂本朝世記なるべし而て今傳らず惜哉又今稱する本朝世記の外に別に本朝世記と題して康和年間のことを記したる廿紙に足ざる小冊あり其記牀史官記と頗る違へり猶後考を俟

○定氏之社

民部式凡諸社神主禰宜祝者擇^テ八位以上及六十以上堪^ニ祭事^ニ者^ニ補^ニ之雖^ニ元來定氏之社并神戶百姓^ニ而先盡^ニ八位及六十以上^ニ然後及^ニ壯年白丁^ニ即免^ニ

○結政^{カタナシ}

かたなしとは大辨以下參集して庶事を受付^ケ又八省以下の申文等の政に預るべきことを以前に先かたねなすと云義なり結政所は外記の正廳の南にありて西宮記に所謂南舎これなり又官の結政所は延喜太政官式に參議於^ニ辨官結政所^ニ捺^ヌ印とありこれ元來政は官廳にて行^ハべきを其程遠く不便なるを以て外記廳にうつりしなるべし外記廳は三代實錄貞觀十三年六月十七日壬辰是日太政官候廳前晨見^ニ鬼跡^ニ所謂候廳者公卿聽^レ政外記所^ニ直侍^ニ之處也とありて既に續後記に外記曹司廳とあるこれならむ尤外記廳は建春門外にありて陣え近く便宜なるを以て官廳の政自ら外記廳にうつりしなるべし又諸書に申文を結^{カタ}とあるは披閱して讀上るなりこれ結詞^{カタナシ}などあるを以て知べし寶治元年七月廿三日葉黃記云後日殿下於^レ院御雜談之次被^レ仰云親賴作法不得^ニ其心^ニ事多々^中略又結文之音太微音也これ親賴は辨官にて其結詞の微音なるを殿下の科め

○内文^{ウチブミ}外文^{ウチブミ}

内文は内印を捺す文、外文は外印を捺す文を云なり則長保四年十一月廿九日史官記云中納言藤公任卿權中納言同齊信卿參議同有國卿源俊賢卿着^レ廳覽^ニ内文并外文^ニ請印畢^ニ移^ニ着右仗座^ニ被^レ行^ニ東三條院周閤御齋會僧名事^ニ次内印畢成刻退出これにて其義明なり

○外記三度申

江次第除目直物條外記三度申注云雨儀二省立^ニ於軒廊東二間^ニ云初度大臣問外記申^ニ候由^ニ次度外記申大臣無^レ答次度外記申大臣仰^ニ可^レ召由^ニ按するに右注にて三度の義解すべしといへども山槐記口傳故實に三度申上卿^{外記三}先外記參^ニ上小庭^ニ上卿仰云^{省兵省}候外記稱唯退入第二度外記參上申云式省兵省候^{上卿仰云令^候外記退入第三度外記參上申云式省令^候上卿仰云召^セ已上三度如^レ此也又一說云初度上卿云式省兵省^ハ候^ヤ外記申云式省兵省候^{上卿目}外記唯退次外記又申^候之由^{上卿無^レ答又外記申^候由^{次上卿仰云召^セ此說一說也猶以^ニ前說^ニ可^レ用^レ之とありて其義知べし此外直物鈔等に數說あれどもこゝに畧す}}}

は高麗端に紫端を續敷と云義にて臂折敷になりたるは續紫に非ず前文の如く一行に敷を云なり因云臂折敷とは臂を曲たる如く横え折て敷を云なり則貫首秘鈔云經家被談曰上皇御前座一ノ人在座上之時頭不着公卿座末若其座臂折敷之時、頭接之無憚是執柄候給時之事也これを以て臂折敷は絶席の意なること知べし

○左筆

繪尻鞘或は馬具等に左筆と稱する物は右筆に對したる稱なるべし管見記御禊行幸服飾部類繪尻鞘、劔注云、鰐文地虎文、色取其上書鰐文也、右ハ左筆是地ノ虎文許也是ヲ左筆ト稱ス按ずるに鰐文の方は其形を工みに畫がけり又左筆の方は唯虎の斑を蚯蚓の如く畫がき其工みなきを以て右筆に對し左筆と稱するなるべし

○瀬々幔

延應元年六月四日忠高卿參議拜賀記云左大臣家賜御車云云車宿第三間引瀬々幔西北二面付柱引廻之按ずるに瀬々はせせらぎ膳所をせ々と云類にて今の臺所の邊に引幔と云義にて尤下品の幔なるべし

○縫殿寮有磁石事

言談鈔云往年は縫殿寮に磁石ありこれ御衣をぬひて後に針などやあると心みん料也今はいときこへず

○卷纓

菅別記云卷纓事吉事之時者外方へ卷凶事之時者内方へ卷是諸家多分之說也日野流者不卷纓云云勸修寺流者依用卷纓也云云予今度内方へ卷畢内方トハ中山槐子ノ方ナシ也說者吉事凶事共内方卷也當家近代受中山家說之間如レ此

○外記門前下裾

長寛二年三月廿七日山槐記外記政條云於陽明門下車入南門至外記西折南召使等來向此邊隨身以下留之於外記門前下尻過了取之注云此事不見諸家次第記等依大納言殿御命也爲敬外記廳主君神猶可下也云云可尋これ敬神の禮仰べしこゝに大納言殿と云は忠雅公にして即花山院家の御說なること知べし、卜家記に外記廳守神事大宮賣神、注に太玉命故師季朝臣存知ニ云住吉神也とあり

考るに御即位の時御禮服等は古來皆古物を用ひ玉ふことにして内藏寮以下諸寺或は鳥羽殿の御倉等の古物を時によりて召ること知べし尤其中に臣下の禮服を請に任せて召寄らるることとみえたり其古物の體右等の記を以て粗知べし

○反帶事

嘉保三年三月廿八日明月記云一昨日花山院入道右府亭有_ニ鞠與_一資雅朝臣柳雁衣反○正安四年二月廿三日

實躬卿記院御鞠條云賀茂神主經久練貫、白襖、丁子染、帷反、帶差、扇、中門内、差、經久子忠之、柳反、帶差、扇、了中略、寄ザマニ、同基久、差、扇、跪、木下、差これ皆狩衣帶と同色なるが故其裏を反すこと知べし

○眞紐垂頭

水子に眞紐垂頭の二つあり按ずるに眞紐は狩衣の如くくびを立紐を結なり垂頭はくびを下え折て紐をいゝるなり則明德三年十一月青蓮院引付云眞紐とは水子にくびかみをさしたるにて候おり頭は常に兒などの着用候やうにくびを折たるにて候」是を以て知べし因云水子の字義山槐記口傳古實云是水子を着して乘に依て水子鞍と云に非ず毎事に通

用し仍又水子と云裝束も其儀也

○勢多折

嘉吉三年五月廿八日康富記云六月會也云云於_ニ河原_一大原_ニ力者_一雜色等各脫_ニ白張_一勢多折爾成經_ニ紉河原_一東_ニ下鴨_一到_ニ雲母坂之麓_一これを按ずるに勢多折は背折と云ことにて今云東_ニアヅバ_一せ折なるべし東ばせ折は背筋のすそを高くかゝげ其左右の端を又折かえす由なり

○盤繪

盤繪の盤の字諸裝束鈔諸記錄等に皆蠻につくれり按ずるに西宮記に盤につくれり是なるべし盤繪は總て鳥獸草花の形狀一物二物を盤櫃とめぐらし圓くえがきし故盤繪と云るなるべし盤を濁音に唱へしより後世蠻に書誤しならむ集韻に盤は曲也とあるを以て知べし

○續紫

三口中傳云大臣家端一行敷_ニ高麗_一末敷_ニ紫一座_一是藏人頭并大辨座也大辨家高麗對座敷_ニ之其末對座敷_一紫端帖各一枚爲_ニ大夫史大外記等座_一大中納言已下客亭には不敷_ニ續紫_一これを以て考るに續紫

御冠 不_レ及_二殊破損_一正元被_レ修_二理_一之歟

大袖 紫色也有_レ繡日月七星等也

小袖 同色也無_二繡文_一

御裳 同色有_二繡文_一

牙御笏入_二錦袋_一

御轡 白地錦一具

御舄 赤皮以_二金銅_一爲_レ飾

綬 一具

玉珮 二筋也

已上入_二虎猫一合_一(虎猫者唐櫃之義乎俟後考)内々

進_二置御所_一自余等今夜即返_二納禮服倉_一○同日管見

記云是日御即位禮服御覽也_中御幸櫃二合_{各御}禮服御冠

宮二合_一合男帝御冠_一合關白遲參之間及_二數刻_一_中内

々有_二出御_一玉冠禮服委有_二數覽_一凡御禮服有_二五具_一

一具男帝御裝束御冠巾子樣不_レ異_二凡人_一_{但非}前後

有_二御形_一_{有_二金筋_一押鬘_{以_レ金}御巾子上置_二方物_一以_レ羅}

爲_レ之如_二折敷_一者金筋四面端立_二玉有_一莖其前後

垂_二玉環路_一十二流_{所謂十}其頂_{少寄_二御}有_二日形_一傍_二日

中_二有_三三足赤鳥_一以_二水粘金_一作_二日形_一_{赤鳥_二鱗_一付之}

又有_レ光_金大袖_{緋色}繡_二日月星火焰鳥龍虎猿_一小

袖_{其色同}無_二繡文_一御裳_{色同}繡_二折枝斧形_一已字等_一也

一具童帝御裝束御冠下作如_二男帝御冠_一但無_二巾子_一

頂有_二日形_一_{正面_二鳥同上而方_一}以_二金玉_一飾_二之但無_二十

二章_一御額立_二鳳形_一正面_二開_レ羽_一_{大炊御門云此鳳可_レ有}

_一若_二落失歟云_一子按_二之可_レ有_二中央_一正_二面_一外方_一以_レ之按_二之若可_レ有

_一有_二歟於_二女帝御冠_一者一方若_二落失歟_一之由長元_一記等同不

_一有所見_一但女帝御冠當時無_二其跡_一仍不_レ及_二見伺_一大袖小袖

裳等_二色繡皆同_一前一具女帝御裝束御冠當時無_二其

實_一破損之間納_二加于童帝御冠下_一仍不_レ見_二其體_一

_一但如_二長元_一記者御冠有_二平巾子_一無_二御形_一押鬘_{上_二有_三三花}

形_一以_二花枝形_一飾_二之前_一有_二鳳形_一少寄_二左立若_一右方之落失歟

大袖小袖裙等皆白綾無_二繡文_一小袖下縫_二付白羅_一

如_二男裳_一者也一具皇后御裝束大袖小袖裙皆青色

大袖裙等圖_二繪雉形_一小袖無_二繪又別_一額額御裙一腰

一具皇太子御裝束御冠又無_二跡形_一仍不_レ及_二記_一_{但長}

_一記云御冠只有_二巾子_一大袖小袖裳等色文等大略同_二御裝

束_一但無_二日月形_一天子御笏一枚_{納_二赤地錦袋_一其頭方少}

細但無_二曲折_一綬有_二三四具_一_{以_二白絲_一組_二之短綬相_一具}

佩_二二流_一流入_二管長元_一記云四_二御沓_一二箱_二赤革_一鼻_{中_二三四足_一}

_一小_一又烏皮_一沓一足_{其色頗黑鼻_二此外赤皮_一沓_二頗長_一片足}

有_二之_一古人_{傳_二云号削_一御機_一箱_二赤地錦_一二足_二白地錦_一五又御冠}

圖二卷_一_{一卷_二佐保_一朝廷禮冠圖_一一卷_二忘却_一○右_一諸記を以て}

行一或紛失或朽損甚不便云云寮官藏人相共加檢知
 注目六可三分附歟○建久九年二月廿七日三長記
 云入夜左少辨相具東大寺禮服上洛廿八日丙申
 參殿下一申東大寺禮服事暫可宿納便宜所可
 申院又申明日政始申少納言散狀重可催先以參
 內東大寺禮服暫納殿其次覽之白練絹練綾禮服二
 具玉冠二頭天子冠也一頭付短冊注先帝御冠由不中用之物也被取
 出之間有二三事煩無其要歟今度御即位供奉人
 多以申請禮服仍諸寺寶藏等各有尋皆以無實法
 勝寺有八部衆禮服云勝光明院土御門相府進納之禮服云云不能物云云蓮花王院云今度求之處紛失不知鳥羽殿
 方金剛勝院雖被申殿富門蓮花王院云云鳥羽殿
 御倉大袖一領玉佩一流綴一帖笏已上院所禮服宿納之由
 雖有風聞今度已無其實鳥羽御倉物等今夜
 送別當許了○東大寺續要錄云仁治三年正月九日
 院四條先帝崩御同三月十八日當今後嵯峨院御即位而爲御
 即位開勅封被召上玉冠并諸臣禮服冠了三月
 月十二日勅使下向同十三日被開勅封倉了其後
 入倉中任記錄披見御冠櫃取出之即玉冠四頭
 諸臣禮服廿六領云云凡玉之御冠四頭之中於二頭一
 者女帝御冠云但其銘云先帝云是孝謙天皇御冠

歟今二頭者聖武天皇御冠也其銘書付太上天皇
 云云今度即位以太上天皇御服用御即位了諸臣
 禮服冠同被着用之抑於四頭玉御冠路次之間
 散々打損了是公家御無沙汰歟勅使落度歟一向被
 煩持難夫之間不知子細振損之不便云云○
 仁治三年三月十四日平戶記云傳聞一昨日右少辨時
 繼申拜賀即向東大寺爲取出御冠也今朝已
 上洛云云仍遣尋之處件寶藏爲盜人鎰紛失之後難
 開之衆徒評定之間時刻推移昨日申刻打破戶令
 取出只今京着者以消息申殿下云御冠到來云云
 但太上天皇御冠并前帝御冠不可被取入內裏
 歟所有先聞也御返事此由尤神妙可有御存
 知此旨又爲見知御冠可參會內裏歟只今可
 有御參內者仍發參先是殿下前內府參候被見
 知御冠之間也但前帝御冠太上天皇御冠等也○弘
 安十一年二月廿一日伏見院御記云今日禮服御覽
 也爲俊朝臣兼仲等向內藏寮禮服倉臨昏相具禮
 服參中公卿等退出於鬼間內々委見之關白信嗣
 公衛卿等在之一具撰留之仁治正元等被用是
 之由信嗣卿申之

等にて張ある故其張を上ると云義なるべし則嘉吉三年四月廿六日康富記云洞院殿右大將御拜賀也中略次如木雜色一人注云平禮搖上バ結チ也これにて考知べし然れども上張を上バ上ばちと稱することチをリの轉語とも云がたし竊に考るに結を高く上る時は自らすべりて持がたし故に袴のマデ跨を引上てもたすべし依て上まちと云義ならむ歟猶考べし

○禮服等古物追考

久壽二年十月十八日台記云有官別當忠親持ル來興福寺禮服玉冠等○永萬元年七月十八日山槐記內藏寮所レ在禮服御覽條云

合納

男帝御裝束一具

大袖一領赤地有繡日月小袖一領同色

御裳一腰同色綬一帖同

御帶一帖唐綾如綬玉佩二流入細長

御笏一帖牙御沓一足黑漆

御鞆

有延久四年目六有相違等

一合納

童帝御裝束

大袖 小袖 御裳

已上色繡同男帝只頭大小分別也

女帝御裝束

大袖 小袖 御裳

已上皆白色無繡

皇后御裝束

大袖 小袖 裙

已上青色大袖并裙有畫圖又副額裳腰

太子御裝束

大袖 小袖 裳

已上色文等同御裝束但無日月形

玉佩二流小也童帝御料歟綬一帖

御沓三足赤革此中又一足黑色

御鞆二足赤革表沓片足弓削法皇沓云云

已上一合納如此御裝束各別入黑漆方

篋

文治二年正月十八日玉海云仰下宗隆事三箇事一者諸司之中有納寶物之所々就中內藏寮有應神天皇御禮服云云近代長官已下如此事慥不尋

世に普く知ところにして又久安四年八月廿八日台記云女院仰曰略中諸神社及奉幣之時着唐衣不レ着小褂これ小褂は褻の服なるが故唐衣を着するのと知べし（萬壽二年七月二日小右記云早朝小女參祇園奉幣注云例紙幣更加色紙幣）

○ハヅキ之本字

永和三年二月廿八日後愚昧記云今日上薦着帶也略中仍卽渡レ彼所了自身引折注云薄衣不レ着袴これを以て考るに諸裝束鈔等皆假字を以て書り此記を見るに薄をすりたる衣と云ことなるべし今用ゆる所みな薄すりなるを以て知べし

○轆轤袴

口傳祕云譜代之先達名轆轤袴短而曳蹙用也故實云亦結足頸說有之宜者也とあるは口傳にろくろ袴といふは普通の袴の様なをみじかくして結をひきすべて鞠をけるなりたいの袴にしたり足のくびに結轆のつゝのくびに結なりひきすぶといふはすこしすふるなり又地下の五位六位衣冠關腋布衣依官隨人何も可レ着也これを以て其制知べし又蹇驢嘶餘云轆轤袴布をかちに染てくゝりを入

て下ぐりとてくるぶしの上にてくゝるなり衆徒内々の時着するなり山上雪深し其時用也

○ぶたご上ばち

物具裝束鈔云御厩舍人事注云如木之時平禮亂緒ブタゴ之時細烏帽子藁沓○同鈔雜色條云平禮白張上下衣單沓襪或平禮上パチ亂緒蛙鈔車副條云毛車等時晴日は如木注云平禮白張上張車副無垂亂緒垂裾褻時無單袴○同鈔牛童條云、大臣以下貴賤晴日如木上緒張褻時無單袴袴衣細藁沓かくあれども古來明説なし按するに觀應元年青蓮院御門跡院參引付云牛飼二人虎石丸カリギモノノウラチ付キモノ 康安元年同引付云御牛飼四人毗德羅丸シノウラチ付 同書云列御童子若鶴丸申云當御門跡ブタゴ無先例ハ單狩衣所被用也云但予加問答大乘院殿御院參始之時ブタゴを被用了如何晴儀上バチならざる時は單狩衣也ぶたごと云は狩衣に裏を付たるを云と云云今度單狩衣也とあるを以て物具裝束鈔蛙鈔等の無單袴考知べし又花山院故前右府公の仰に無單袴は單下袴等を着ざる時の稱なりと此御説頗字義にかなへり又上ばちは上張なるべし凡て袴の結のところは下袴

○玉冠在東大寺庫事

康治元年五月六日史官記法皇及入道相國東大寺にて受戒間條云早旦開勅封倉御覽寶物昨日俄有議召遺辨一人藏人少辨源師能大監物藤時貞等隨身鑑參向件鑑在件鑲相澁數刻不開得有一議切局畢寶物之中聖武天皇玉冠及鞍御被枕基局篲竹簾八竿其形如篲王右軍髦毛屏風侍臣等運置之件屏風有良田讚召判官代高階通憲令讀之○仁治三年三月十日平戸記云東大寺寶藏天子御冠二額相殘歟若可摸者可被召出哉○古事談云大嘗會之時代々令着給玉冠應神天皇之御冠也相其御禮服在內藏寮また西宮記にも冕冠の類内藏寮東大寺にあることみえたり因云大祀の日御禮服のことを按ずるに紀略弘仁十一年二月甲戌朔詔曰其服大小諸神事及季冬奉幣諸陵則用帛衣云云の文を以てみれば此時より大祀に用ひ玉はざると分明なり古事談の如きは弘仁以前の事を記されしなるべし弘仁以後は臣下も禮服を著せず小忌服を着すと見えたり

○大文差別

園大曆云藤長卿昨日來問諸篇注送事尋申云奴袴

文藤丸與大文一差異如何貴命云大文名字世俗稱之不_レ得其意三重たすきの事も夏直衣又同_レ之此文壯年公卿并禁色殿上人なる時或着用生奴袴一件文用_レ之藤丸老少一同通用也年少の時ハ鳥襪也これ世に普く知ところといへども記文明かなるを以てこゝにのす

○淺黃指貫雖壯齡夏着用

正治三年七月十五日猪隈殿記云午時許着直衣冠等注云帷白下袴綾指貫如例但淺黃指貫藤丸夏の淺黃指貫は壯齡之人着之常事也これを按ずるに淺黃は水色に似て清涼なるが故壯年といへども夏は着するなるべし此時家實公廿三歳なり

○袖單

或記に袖單と云名目あり按ずるに帷端に單の袖を付たるなるべし則永萬元年七月山槐記御即位禮服を着る次第條云次着張單注云次第如此可_レ着之然而依炎熟予出今案解放袖許付小帷上一全不可見之故也これ袖單なるべし

○女房神拜法

桃花藥葉云女房神拜兩段再拜乍居四度禮之これ

權大納言公保卿權中納言實熙卿已上兩卿例袍也不
着_レ小忌_ニ謂_ニ之大忌_ニ對_ニ小忌_ニ之稱歟按ずるに古
小齋大齋の衣差あること知べし又康富記に例袍也
小忌を着せずとあり因に云ふすべて小齋は致齋大
齋は散齋_{アラハ}の義なるべし

○青摺袍

踐祚大嘗祭式云小齋親王以下皆青摺袍五位以上紅
垂紐_{相副}自餘皆結紐内親王及命婦以下女孺以上亦
青摺袍紅垂紐_{五位以上亦}自餘皆結紐_{親王以下女孺以並}
ト食訖_テ乃給これを以て見るに貞觀延喜の間青摺の
制令と異なり垂紐と云は今も青摺の肩に結垂たる
なるべし結紐は諸司の小齋の如く組て肩に付たる
なるべし中古の小齋は今の石摺の如く形木にあて
て_{すり}青摺は紙形にてすり或は畫_く様に見えたり
又延喜の比は綿を入たる由式文に見ゆ
○御禮服之外不_レ出_コ入_タ朱雀羅城等門_ヲ事

余嘗て裏松故固禪君の御談を聴に 柏原天皇延暦
十三年長岡より平安城え遷都の時禮服を著し玉ひ
御輿にて羅城朱雀應天會昌等の門を入龍尾道を経
太極殿高御座に着玉ふ尤禮服着御なき時は右等の

正門を出入し玉はぬが故實の由を記せる古書を見
たりしに今は其書名すら忘却せし由を歎_キ玉ふ余こ
こを以て數年探索すといへども今に所見なし惜哉
按ずるに後世鳥羽殿え朝覲或は八幡行幸にも朱雀
羅城の兩門は皆腋門を出入し玉ふこと諸記を以て
知べし

○狐尾袍

西宮記に狐尾摺衣野行幸時、小野、篁橋、廣相等着
之とあり按ずるに柱史鈔に仁和二年十二月芹河
行幸内記日記を引て云橘廣相子_レ時參議右大辨文
章博士着_ニ狐尾袍_ニ着_レ靴是承和小野篁滋野貞主等
例云云是即儒服今國幹朝臣_{左大}正幹朝臣_{治部}須_テ着_ニ
狐尾袍_ニ不_レ失_中舊例_上按察大納言云芹河行幸王公皆
着_ニ摺衣腹卷行膝_ニ唯廣相朝臣不_レ着_ニ行膝腹卷_ニ着_ニ
袍衣尾自長故曰_ニ狐尾袍_ニ云云これを以て狐尾袍は
闕腋なること知べし又文官闕腋を着すること既に
内宴には文武を論せず闕腋なり如_ニ行幸_ニ群臣悉く
腹卷行膝を着せしに廣相朝臣は儒官たるを以て闕
腋のみにて腹卷行膝を略せしを其時狐尾袍と稱せ
しにて全く別制あるべからず只一時の稱なるべし

あれば卽十三日壬寅なりまた屋の上の字疑らくは糟カスヤコホリにして糟屋評造なるべし糟屋は筑前國郡名なり又評の字郡の字の義なり繼體紀に背評ヘゴホリとあり廢帝紀に氷高評儀式帳に難波朝廷天下立ニ評これ等を以て見れば全く筑前國糟屋郡造の鑄ところの鐘なること知べし

錦所談卷之二

○御祭服帛御裝束差別

仁安三年十一月廿二日人車記大祀條云次着御祭服闕腋御袍半臂下襲以生絹調之表御袴柏單大口等召本御裝束一件祭服曉夕料各一具也縫殿寮調進之略中卯刻改祭服着御帛御裝束これ以て御祭服は生なること明なり又帛御裝束は練なること令義解に帛衣は白練衣也とありて知べし按ずるに生絹は生糸を以て織たるま練絹は其生絹を湯にとほして用るにより生絹の潔清なるに及ばざる故に最初廻立殿までは帛御裝束又神饌御供進の時は嚴重に御祭服に改られ其儀訖て廻立殿へ還御の後又帛御裝束を着御なり

○小齋大齋差別

造酒式云青摺調布衫四十領注云四領着赤紐小齋人四人料三十六領大齋人三十六人料また大炊御門良宗卿裝束鈔云身の二つあるを大忌と云一あるを小忌と云永享二年十一月十八日康富記云大忌公卿

可_レ來而爲_ニ不_レ來之人_一滿_ニ其巡_一也公卿何重給哉事
旨無_レ理また江次第鈔云四獻召_ニ侍從_一賜_レ酒之時以
前三獻分令_レ飲也故號_ニ闕巡_一也一巡時不_レ飲之闕也
これにて闕巡の義知べし又待油は待膏にて大臣家
の大饗等に尊者いまだ來らざる前に納言以下の辨
少納言の座に於て勸盃するを云なりこれ尊者を待
て行ゆえ待膏と稱するなるべし又世俗立要集に藏
人所瀧口のまぢざかなまぢざかなといふは事をす
る日いまだよらぬさきにざせきにすへまうくるな
りとありこれ待膏には非ずといへども其待と云義
これを以て知べし

○以精進物_ヲ摸_ニ魚味_一形_一

寛元三年二月廿六日平戸記云兼賴宿禰羞_ニ孟飲_一之
聞_ニ佛衆聞信尋來也_一京宿所云云不_レ知_ニ此經廻之
故也相_ニ具一箇_一佳肴等_ヲ以_ニ精進物等摸_ニ魚味_一形_一興味
太深如_レ此之間日景推移臨_ニ夕_一各分散

○片字

中古片字を用ること經賴卿記を糸束記と云信範卿
記を人事記と云が如きは佛家より起れるなるべし
密宗など秘密多きゆる片字を用て人に秘する料な

るを何の世にかうつりしならむ灌頂や水丁と云大
和國室生龍穴を宇一山と云も皆密家の語なるを以
て知べし

○房官

今の世門跡方の房官に坊の字を書は非なり僧房の
政事をとる故房官とは云なり凡て台家の記には房
坊の差別なしといへども御室の記には正しく房の
字を書す因云房官を殿上法師或は諸大夫法師と云
綱所の輩を侍法師と云こと諸書に見えたり

○者頭

今の世物頭と云名目あり按するに元祿の比春日若
宮祭禮の時本多下野守殿家禮役付に者頭と見えたり
これ武者或は者共の頭と云義にて物頭と書は非
なるべし

○法金剛院鐘

今妙心寺にある所の法金剛院の黃涉調の鐘の款識
扶桑鐘銘集に載たれども今こゝに其書體を臨寫す
戊戌年四月廿三日壬寅收繕屋許齒泰米連廣國鑄鐘
長曆を以て考るに文武天皇二年戊戌四月庚寅朔と

臣避^レ座而進喚^ニ采女^ニ一聲采女^ニ擊^ニ御盃^ニ來授^ニ陪膳^ニ
采女^ニ常嗣朝臣跪唱^ニ天皇爲^レ之舉^ニ訖^ニ行酒人進賜^ニ
常嗣朝臣酒^ニとあり按ずるに唱平は人に酒をすす
むるに其人の酒量に應じ平均に飲べしと云義なる
べし僧は治病のため酒を許すといへども酒量に平
に至まで飲べからざればこれがために平を唱こと
を得ず故に俗といへども酒を飲に自唱べきよしな
し即江次第鈔に長兼記を引て云抑唱平事自飲之時
受^レ酒了自唱^ニ之可^ニ自飲^ニ之由或注^ニ之予按^ニ之自唱^ニ
自飲^ニ其理不^レ可^ニ然とあり(追考るに江次第鈔の説
其據ありといへども諸記を以て推に或は人の爲に
唱^ニ或は自唱^ニことあり故に強て此説によりがた
しこれにて知べし因^ニ云其音を以て唱ること新撰
六帖衣笠内府の歌に持ながら平を唱るさかづきの
きよくにくくぬみ代の久しき

○藍尾

西宮記列見條に藍尾のことあれども其義詳ならず
而して北山拾遺雜鈔裏書に西宮記を引て云内宴及
列見考定時其座雖^ニ相對^ニ以^ニ一觴^ニ行酒唱平至^ニ末
座^ニ逆上至^ニ對座第一^ニ尙唱謂^ニ之藍尾^ニ按^ニズル^ニ謂^ニ之藍
尾^ニノ四字今ノ西

宮記^ニ又同鈔都省雜事列見の條に上卿進着^ニ西面座^ニ
以次之人入^ニ自^ニ母屋中央間^ニ相分着座^ニ第一^ニ人着^ニ北^ニ辨
少納言入^ニ自^ニ第三間^ニ着座外記史入^ニ自^ニ第一^ニ間^ニ
着座^ニ少納言外^ニ第一^ニ座辨起座取^ニレヒ^ニ第一^ニ史先起^ニ進^ニ至^ニ尊
者南邊^ニ盛^ニ酒退立唱平尊者飲畢次第^ニ如^ニ之^ニ廻自^ニ
南座末^ニ更逆上至^ニ北^ニ第一^ニ人^ニ飲^ニ三盃^ニ謂^ニ之藍尾^ニ
とありて其儀知べし此外江次第及諸記錄にも其説
數多あれども惣て北山鈔の如く明かならざるを以
て贅せず又西土の説多といへども湘素雜記云酒巡
匣爲^ニ藍尾^ニ南朝有^ニ異國進^ニ貢藍牛^ニ尾長三丈^ニ二人倣^ニ
レ之^ニ以爲^ニ酒令^ニこの説是なるべし其藍牛の尾の長
じて盤桓たる貌をとて云ならむ此間の制これを
以て知べし

○關巡待油

西宮記に或記を引て去天祿四年十一月十一日參^ニ
春日^ニ使歸^ニ饗所^ニ第一^ニ民部卿勸盃舞人春延申云待
油關巡者民部卿云不^レ知^ニ先例^ニ行酒^ニ恒平朝臣已爲^ニ
府故人^ニ如何^ニ云云恒平申云有^ニ例事也^ニ使陪從等又
行^ニ待油關巡^ニ云云民部卿從^ニ之春延擬^ニ申中宮大
夫^ニ放盃之後大夫云不^レ可^ニ有^ニ關巡^ニ故何者關巡是

籤符のこと延喜式に其給べき差別見ゆれども其制明ならず又類聚符宣鈔に不_レ待_二本任放還_一給_二籤符_一赴_二任國_一狀及朝野群載にも給_二籤符_一文等あれども何の文をさして籤符なりと云ことをしるさるが故其制をしらず或家に藏する所の古文書案に籤符と注したるありこゝにのす

籤符 此二字銘也

内印

建仁三年十月十六日宣旨 權中納言左中辨

正五位下行式部權少輔兼東宮學士淡路守藤原朝臣範時申請殊蒙 天恩因准先例不待本任放還給籤符赴任國事

依請

下知付不見可有内案

籤符也

太政官符 淡路國司

正五位下行式部權少輔兼東宮學士藤原朝

臣範時

右去建久七年正月廿八日任彼國守畢國宜承知官物一事已上依例分附緣海之國亦宜給瓶

符到奉行

左中辨藤原朝臣 左大史小槻宿禰

建仁三年十月十六日

建仁三年十月國宗宿禰引遣馬於範時朝臣許是爲神拜來月十日依下向淡路國也存受領望之輩必可引云云其次籤符事雖作儲官符請印不輒之間于今不施行近年被官宣下_メレバ鎮西奥州_口外無沙汰歟_{口口口口}請印事_{口口口}可申沙汰之由被示遣訖

按ずるに右の文全く任符なり説文に籤は驗なりとありて其任國え赴人隨身して路次及國司え證とする故任府と同物なれども籤符と云なるべし餘の籤符も右の文に准じて知べし

○唱平

帝王編年記云承和二年三月十五日順曉阿闍梨語曰依_二大乘開文之法_一治病之人許_二鹽酒_一但同座之次不_レ得_二唱平_一云云また續後紀承和三年三月壬辰天皇御_二紫宸殿_一賜_二餞_一入唐大使藤原朝臣常嗣副使小野朝臣篁等_二命_二五位已上_一賦_下賜_二餞_一入唐使_一之題_上于時大使常嗣朝臣欲_レ上_二壽先候_一進止_二勅許訖常嗣朝

其餘の例考べし

○百五物

江次第御齒固具を盛青瓷の注に尾張百五物とあるを先輩百五の二字を貢の字の誤としたり按ずるに長保二年四月九日權記云此夕參宿雜色藤原賴經去年爲_レ催_二百五物_一之使_レ下_二越前國_一于_レ今未_二參上_一仍解却其替補_二賴經_一これを以て見れば強ち貢の誤にあらず百五とは百五人など云數の名より貢物の稱となりたるなるべし

○美福門院號

久安五年八月三日史官記院號定條に右府被_レ申云美福門者南方門也后是陰位也陰是水也南是火也水火相剋定爲_二違亂之基_一歟加之伉儷之間又有_二不和事_一歟仍於_二美福門_一者一切不_レ可_レ被_レ用也_中略光賴參院申此旨此間經時刻_二遂及_二秉燭_一人々云殿下往反之間如_レ此歟此間移_二着端座_一召_二官人_一令_二置_二膝突_一一小時光賴着_二膝突_一仰云停_二皇后宮職_一爲_二美福門院_一とあり按ずるにこゝに右府と云は八條相國實行公なりかく難せらるといへども遂に美福門院に一定して十年をまたず彼大亂おのづから美福門院

にいづ實行公の明察これを以て知べし因_二云天明改元難陳の日花山院故前右府公難せられて云天明の二字炎上の兆ありとこれ同日の論なり

○一本御書所

西宮記云一本御書所在_二侍從所_一南_二有_二公卿辨別當預書手熟食_一書_二一本_一進_二公家_一進_二月奏_一仁王會相分書_二元願_一按ずるに古は諸儒經書等を講論し難義と稱し數多の書を著述して此所に納めしこと符宣鈔に見え又大藏の野倉に納る由見ゆ一本とは内の御書所を始嵯峨冷泉等の院の藏書を一本寫し副本を後世に傳ふ爲の義なるべし

○露臺

紫宸殿と仁壽殿の間仁壽殿と承香殿の間等にありこれ仁壽殿は南北其階なく簀子のみにてくらき故右二殿の間の簀子に今云天窓をあけて明りをとる故其下の簀子は雨露を承るなり依て露臺の名あれども實は臺に非ず又西土の制漢書文帝紀露臺の注に以_二臺上不_レ屋顯露_一爲_レ名非_レ謂_二承露_一也とありて知べし

○籤符

如_二去年_一いたくかたくせめけり猪をとりいでゝと
らせければ使すてゝいぬ國司行事所へ送てけりこ
れ等の文を以て考れば前記信じがたし

○祝詞宣命等曲節

祝詞宣命の類を誦するに曲節ありて神も人も感動
することなり三代實錄貞觀九年正月十七日二品仲
野親王薨_{略中}親王能解_奏壽宣命之道_{音儀}詞語足
爲_二摸範_一當時王公罕_識其儀_勅參議藤原朝臣
基經大江朝臣晉人_就親王六條第_受習其音詞曲
折焉故致仕左大臣藤原朝臣緒嗣授_{此義}於親王_{親王}
襲持不_失師法焉薨時年七十六これを以て
知し中古以來段々微音になり今は其由のみなり
歎し

○稱唯

(永正十四年正月九日宣胤卿記云稱唯注云せうい
と書てさかさまによむ也唯は仰を飲解詞也)續後
紀承和九年五月壬戌中務大輔從四位下高階真人石
川卒從四位下淨階真人之子也_{略中}俄遷_{少納言}父子
相襲居_{斯職}以_レ富_二聲音_一也時論以爲_二稱唯之音細
而且高猶勝_二於父_一とありて其是非を論すること知

べし因云神武紀に稱唯ヲ、トマウスと訓せり今も
住吉社にて高祝詞と稱するは全く大音の稱唯なり
これ古の遺風ならむまた承元四年正月十四日玉海
云御齋會竟也仍午刻着_{束帶}參_二官廳_一余召_二召使_一
音唯注云ウツウツと云稱唯也これ考べし

○五位朝臣

今の世五位は忽て書ながしにて朝臣を加へず按ず
るに公式令に凡授位任官之日喚辭三位以上先_レ名
後_レ姓四位以下先_レ姓後_レ名以外三位以上直稱_レ姓若
右大臣以上稱_二官名_一四位先_レ名後_レ姓五位先_レ姓後
_レ名六位以下去_レ姓稱_二名唯_一於_二太政官_一三位以上稱_二
大夫_一四位稱_二姓五位先_レ名後_レ姓其於_二寮以上_一四位
稱_二大夫_一五位稱_二姓六位以下稱_二姓名_一司及中國以
下五位稱_二大夫_一とありて江次第大臣大饗條に召_二
第一_一史名_一五位可_レ加_二朝臣若宿禰_一また釋尊條に
上卿喚_二文章博士一人名_一_{四位官朝臣}これ正しく令條
によるとは見えざれども此等を以て見れば今の世
五位を朝臣と稱すること難あるべからざる歟既に
承安五年七月五日玉海軒廊御卜條に次余召_二爲定_一
加_二朝臣_一給_二解狀_一_{略中}次召_二時晴_一_{依四位召主}とあり
稅助朝臣

王毛部玉照神 萱口息部神

三毛郡十三前

借從五位下三前

大島神

日目島神

藤田神

已上三前時吏奉授位也但位記紛失不知叙日

正六位上十前

塙生國玉神

垂水國命神

栗栖田神

上巳酉神

大城神

三宅神

屋山神

小村神

黑崎神

立神社

右太宰府去三月四日符今月三日到來僞件諸

神位記案依天慶四年九月十日同五年六月廿

五日兩度官符旨可寫進狀仰下頻了而多送年

月于今未進然間重被太政官去年八月廿二日

符今年二月廿三日到來僞檢事意件神名帳造

進既有其期況太政官去年九月下彼府符僞管

國島神名帳悉以朽損難可據勘宜仰管國島早

令注進者而于不進府之緩怠責而有餘大納言

正三位兼行右近衛大將陸奥出羽按察使藤原

朝臣實賴宣奉勅宜仰彼府神名本位慥以勘錄

令言上之者府宜承知依宣行之者方今彼國每

官符到仰下頻也而徒有下知之營更無寫進之

勤已依國宰之緩怠責口府司之不勤國宜承知

件諸神位記案并神名帳等早速進上若其本位

記散逸不存叙位年月依官符旨改口據具注

言上不得重意者今檢案內高良玉垂命神豐比

咩命神并二前御位記適納國底足爲後代之鏡

仍詳注叙日兼寫位記進上如件但至諸神或國

司商量奉授借位或位記紛失不知叙日如此之

類唯錄當階及神名同以言上以解

天慶七年四月廿二日

守從五位下吉志宿禰亮 正六位上行椽秦宿禰

○祈年祭白鷄白猪

祈年祭に白鷄白猪を奉るこの白猪は純白なる猪を

云にあらす若き猪の色のうすき也と云り按するに

史官記に今は白猪なき間作て被進鷄は今も生を

被献とありまた言談鈔云祈年祭料白猪は近江國

よりまいらする也行任國司なりけるに件猪を責ら

れければ當時なくて無術て米百石をせめられに

けり後年猪をもとめて暫はなきよしをいひければ

歲給神	石神社	神樹南所神
國玉神	神言神	久留會神
下石神	守部神	田中神
上八目津女神	下八目津女神	倭木奈神
青銅神		
山門郡廿六前		
正六位上		
磯上物部神	大神神	大神社
田島神	大江神	物部阿志賀野神
鴨下神	城樹神	立野神
飯江神	物部田中神	堤大國玉神
佐樹神	窪福神	小河神
主沼神	物部田中神	樹原神
五百木部蛭臥神		郡三宅門神
廣田泉澄神	已止眞神	金鏌神
垂水三宅門神	山村神	青淵神
泉神	五百萬神	伊佐良神
天夫支神	山田神	伊田奈比神
國玉神	立石神	大木神
中天水神	和伊勢神	宗形本神

大神國玉神	大石男神	天下地主神
片島中根神	比志口神	長島國神
白口國玉神	物部山國神	天下皇神
宇津良比女神	大神神	初年神
止々目神	國玉神	國神社
上妻郡廿四前		
借從五位下四前		
坂部神	山板神	似山神
眞豆津姬神		
已上四前感其神驗時吏奉授位也但位記紛		
失不知叙日		
正六位上十九前		
宗形神	郡守神	鋤御忌神
八多良男神	與曾男神	牟家神
息比咩神	神野神	朝祝神
得山神	國形神	佐伯神
上多神	朝家神	中臣神
家面神	牟留支神	白神社
馬頭神		
下妻郡廿前		

淵志命神(高良玉垂命神第四王子)

借從五位上

借從五位下九前

酒見東社

酒見西社

大神神社

谿上命神(高良玉垂命神第五王子)

借從五位上

大神社

勝益社

物部社

那男美命神(高良玉垂命神第六王子)

借從五位上

御縣神

奈津支神

坂本命神(高良玉垂命神第七王子)

借從五位上

正六位上卅四前

大神神社

大神社

物部神

安子奇命神(高良玉垂命神第八王子)

借從五位上

大石兵男神

玖留見神

賀々神

安樂應寶秘命神(高良玉垂命神第九王子)

已上八前元慶八年四月四日奉授正六位上

水江神

神瀧社

玉葛神

神野神

天水神

曾門神

天御古神

玉垂媛神

比留子社

延喜十五年五月十三日奉

國津神

桑水賴神

八佐賀太刀男神

豐伊久志男神

豐豐岡示神

天下電神

秦小倉天照神

御祖神

三毛豐照神

若草社

大神社

高敷堰守神

長柄社

氣若草神

比支阿志支神

阿志支神

宗形金已召神

宗形神

三潞郡五十三前

但馬神

平松神

山島神

正六位上十六前

失不知敍日

已上四前感其神驗時吏奉授位也但位記紛

息部神

下口神

御井郡六十前

正一位高良玉垂命神

延曆十四年五月九日始奉授從五位下

承和七年四月廿一日奉授從五位上

同八年四月十四日奉授正五位下

嘉祥元年十一月二日奉授從四位下

同三年十月七日奉授從四位上

(以文按文德實錄仁壽元年三月甲戌加筑後

國高良玉垂神正四位下)

仁壽元年九月廿五日奉授從三位

天安二年五月十四日奉授正三位

同三年正月廿七日奉授從二位

貞觀六年七月廿六日奉授正二位

同十一年三月廿二日奉授從一位

寬平九年十二月三日奉授正一位

已上勅授位記

正四位上豐比咩命神

嘉祥三年十二月廿九日奉授從五位下

天安二年五月十四日奉授從四位下

貞觀六年七月廿六日奉授從四位上

同十一年三月廿二日奉授正四位下

寬平九年十二月三日奉授正四位上

已上勅授位記

借從四位上

斯禮賀志命神(正一位高良玉垂命神第一王子)

右神以來元慶八年四月四日奉授正六位上時

吏依其口驗顯然延喜十五年五月十三日奉授

借從五位下以同廿年十二月十一日奉授從四

位下當時守吉志宿禰公忠又感其神驗之明以

去天慶六年五月十九日奉授借從四位上

正五位下伊勢天照名神

正五位下高樹名神

正五位下物部名神

已上三前召問古老申云元來公家奉授之位

也者而位記紛失口敍日

借從五位上

朝日豐盛命神(高良玉垂命神第二王子)

借從五位上

暮日豐盛命神(高良玉垂命神第三王子)

借從五位上

此間の律にこれを除は則上古宗廟の制なきこと必
せりしかれども西土の制に準せば伊勢は則宗廟た
り而後世 伊勢八幡を以て妄に二所の宗廟と稱す
これ野史の私言固より朝典にあらず

○神借位

筑後國高良社大祝家に藏する所の古文書に神に借
位のことあり臣下借位は國史にもあれども神借位
いまだ見ざる所なり故に左にのす

□名神御厨

把笏高良玉垂名神祝外少初位下物部大繼事

□太宰府今月十一日符備被太政官去□□□今

日下式部省符備得神祇官解備檢案内□□鹿島香

取等神社神主并祝禰宜等皆是□餘神社未預此例

祭祀之日拱手從事儀式□民無別望請三位已上名

神社神主并祝禰宜等把笏以增神威謹請官裁者右

大臣宣奉□者依請白丁者不在此限者省宜承知依

宣□今而後立爲恒例者府宜承知者國宜承知□者

國依符旨施行御厨宜承知依件行之□奉行

□田真人庸吉敬爰

掾八多朝臣湊(虫喰)

大目秦忌寸桑田

神名帳

借從五位下

大多良男神

借從五位下

大多良咩神

已上二前々司守和朝臣利親在任之時、以

去延喜廿三年三月□日奉授伴位

正六位上卅二前

大中臣神社

高吉神社

推牟手玉照神

小彥神

宗形神

國城大照神

大神神社

天彥奈古倉神

因祇吉留姬神

□嶋田神

宗形若草神

天照豐穗神

河原□井中賀咩神

芋原神

鳥栖神

止々比咩卷男神

止々神

大神社

田毛島神

未由介山立神

御氣須若賀姬神

味永御井神

參以神

大神八佐賀美男神

□照鑒山天社

宗形御井天社

螭部天社

大神小根古天社

禰榎天社

權大目葛城朝臣

少目建部(虫喰)

齊衡三年六月十九日

主水式御生氣御井祭條に前冬土王令_ニ牟義都首_ニ漂治_一卽祭_レ之至_ニ於立春味且_ニ牟義都首_ニ汲_レ水付_レ司擬_ニ供奉_一一汲之後廢而不_レ用とありて其牟義都首の御井のことにあづかる義を按ずるに續紀養老元年九月丁未天皇行_ニ幸美濃國_一丙辰幸_ニ當耆郡_一覽_ニ多度山美泉_一十二月丁亥令_ニ美濃國立春曉_一起_ニ禮泉_一而貢_ニ於京都_一爲_ニ禮酒_一也などありて此時牟義都首これらの中に預たる故其後葉立春御井のことに預なるべし故如何となれば景行紀に時大碓皇子愕然而逃_ニ草中_一則遣_ニ使者_一召來爰天皇責曰汝不_レ欲矣豈強遣耶何未_レ對_ニ賊_一以預懼甚焉因_ニ此遂封_ニ美濃_一仍如_ニ封地_一是身毛津君守君二族之始祖也とあり又古事記に大碓命娶_ニ弟比賣_一生_ニ子押黑弟日子_一王此者牟宜都君等之祖と云則和名鈔に美濃國に武藝郡ありて身毛津君の住せしこと考知べし

○草馬

欽明紀に草馬をめうまと訓じて集解に爾雅等を引て解すといへども字義詳ならず按ずるに匡謬正俗云牝馬謂_ニ之草馬_一何也答曰本以下牡馬壯健堪_ニ駕乘_一及軍戎_ニ者_一皆伏_ニ卓櫪_一芻而養_レ之其牝馬唯充_ニ蕃

字_ニ不_レ暇_一服役_ニ常牧_ニ于草_一故稱_ニ草馬_一耳これにて其義明なり

○肅拜

儀式肅拜_注云用_ニ扱地拜_一また中務式肅拜_注に用_ニ扱地拜_一謂_ニ著_ニ兩手_一於地_ニ首不_レ至_ニ于地_一他皆倣_レ此とありて此間の制知べしまた周禮大祝肅拜_注に但俯_ニ下手_一今時擡是也と云儀禮士昏禮婦拜扱地_注云扱地_ニ手至_レ地也婦人扱地猶_ニ男子稽首_一これ合見るべし、西土にも宋以後諸說紛々詳ならず故に贅せず

○火鎮木

北山踐祚要鈔大嘗會條に召_ニ火鎮木_一事_二具仰_ニ大和國_一とありて火鎮の義解すべからず按ずるに龜卜傳書に大和國伊古麻社より昔大嘗會の時火燧木を奉る此生駒社は卜部祭_レ之と云また儀式に火鎮二具延喜式に火鎮三枚などありて火鎮木恐くは火鎮木の誤なるべし古事記にも火鎮曰火鎮杵みへたり

○宗廟之稱

名例律謀大逆の註に謂_ニ謀_一毀_ニ山陵及官闕_一とありて唐律山陵の上に宗廟の二字ありこれを以て考に

勅願之社一濫觴者元慶元年疾疫瘡起于天下貴賤尊卑云云これらによりて考に播磨國廣峯よりうつせしと云るは誤にして春日より勸請せし事知べし

○園韓神社職號

園韓神社に預あること朝野群載に

園并韓神社

請特 天裁被下 宣旨差賜官使勘注神殿難

舍廻垣等損亡令別功輩致修造狀

右謹檢案内御社去治暦二年修造以後漸及廿箇

年神殿舍垣等多以破損難避風雨二季禮奠諸官

供奉忌敬之間蒸嘗有煩請 天裁被下 宣旨差

賜官使勘注損亡將令別功輩早致修造仍勒在狀

謹解

永保二年正月十三日預宮主從五位下行神祇

大副卜部宿禰兼宗

これにて其預あること知べし、又或家に藏する所

の古文書に禰宜祝の連署あり左にのす

園并韓神社

□日言上依今月廿日申時大風南門西砌棟樹

□口徑一尺折懸間門北檐破損事
五六寸計

右當社神殿南門四面築垣等去建長二年若狹國司所被造進也而件大木折懸間門北方皆破損亦可有修造沙汰歟二季祭并鎮魂祭之時依無一字之舍屋雨雪之日難用帷幄因茲上卿以下可被着北門座及大樹者於事不便歟且去年冬長角築垣復一本余雖被盜取口爲少事未言上以此次注進如件謹解

建長六年七月廿二日

權 祝宗岡包□

祝 安部久種

權禰宜宗岡包員

禰宜 安部 久賴

○古事記髮字

古事記に神倭伊波禮毘古命從其地廻幸到熊野

村之時大熊髮出入即失とありてこの髮の字先輩

種々の説あれども卜部兼隆朝臣撰する所の神書に

日本紀に大熊髮髭出入とあり按するにこゝに日本

紀とあれども日本紀に此文なし恐くは古事記の誤

ならむ髭髭の二字萬葉によればはのかと訓すべく

して此ところの義をなす

○牟義都首汲ムギツオウト水

條不可有^ニ所見^ニ云云此事猶不審事也などありて
専ら源氏の人々社のことに預は如何となれば元より
源家に限す惣て王氏の人は預べきこと儀式平野
祭條にも皇太子行啓及王氏の見參等のこと有て敬
神嚴重なり又江次第祈年祭條に源氏若江氏類^ニ平
野幣之後可^レ出歟などありて考に宇多村上等源
氏の社とて鎮祭なし抑桓武天皇は平宮に遷都し
千歲不變の都城を造玉ひ國家の爲に叡慮をつくさ
れたれば代々の天朝此德を仰ぎ其外祖神を氏神とし
皇太子諸王氏に至まで祭に預なるべし行幸御幸
等も又其故なりこれ八幡行幸御幸も元天慶の兵亂
しまりたる神德を畏^{カシ}ます代々の天皇の敬神をつぎ
後世までも崇敬し玉ひ御幸等あるがごとし是
等によるに平野社を源家の氏の社とすること何の
憚^ハあらむ因に云平野社家は源氏の長者宣なり其
案通所見のまゝ左にのす

從一位 源朝臣 御判

御判 長者鹿苑院殿

從四位上行神祇權大副兼左京權大夫卜部兼敦
被長者宣僣件人宜爲平野社頭預職者

明德元年八月四日

別當右兵衛權佐藤原朝臣重房奉

御判

權禰宜正五位下行縫殿頭卜部朝臣兼村

祝正五位下行刑部權少輔卜部宿禰兼音

被長者宣僣件等人宜爲平野司職者

明德元年八月四日別當右兵衛權佐藤原重房奉

○祇園社爲春日社末社

祇園社はもと春日社末社水屋社なり則天永四年四
月九日長秋記に頭辨申^ニ左府^ニ云祇園本春日末社也
不可^レ爲^ニ山領^ニ如^レ本に可^レ爲^ニ春日領^ニとあり。ま
た參語集に南都春日水室の宮是祇園本社也春日都
遷の時白川の祇園に奉^レ勸^ニ請^ニ之^ニと云とあり按ず
るに春日社記に水屋明神は午頭天王也とあれば水
室は水屋の誤なるべしまた祇園社記に云祇園社草
創以來代々勸願次第清和天皇御宇當社草創根元者
貞觀十八年南都圓如上人始建^ニ立^ニ之^ニ是最初本別記
に云貞觀十八年南都圓如先建^ニ立^ニ堂宇^ニ奉^ニ安^ニ置藥
師千手等像一則今年夏六月十四日天神東山之麓祇
園林令^ニ垂跡^ニ御坐^ニ云陽成院御宇當社始而被^ニ成^ニ

しより此號大に盛なり後の國史を讀者菅公の特筆を仰時世の得失を考ふべし

○美阿禮

賀茂祭に美阿禮と云ふ元より賀茂兩社第一の深秘にて後世其傳をしらざれば論すべきにあらざれども竊に考に美阿禮は祭日に限ての稱なるべし大神のあれまず日は山城國中の人國魂の神の天降ます日として御社に參皆人の葵草をかざせし也其葵を阿禮と云は神のあれませし地より生出し故其所の名をとりて名づけしなるべし内藏式に阿禮料五色帛各六疋盛阿禮料宮八合とあり五色帛は葵草をつゝ料也

宮とは柳宮ヤナヱバコの如宮キなるべし故に宣命にも此日參集の男女官を惣て阿禮男阿禮乙女と稱せりこれ葵をかきす故の義なるべし又阿禮の葵なると古歌にもみあれひくとよめり

○石上社伴佐伯二殿

臨時祭式に凡石上社門カラカギ鑑一口匙二口納官庫ミ臨祭在前遣官人神部卜部各一人開門掃除供祭自餘正殿并伴佐伯二殿各一口同納庫不レ得輒開

とありてこの伴佐伯の二殿古來明説なし按するに永久寺所傳石上緣起云所謂石上社所納神寶稱天神庫者上古物部氏守護之或布留宿禰爲神主而延曆以後伴佐伯兩氏守護之分衛神殿在正殿左右左者伴氏右者佐伯氏掌之延喜式所謂伴佐伯二殿是也今は右殿のみ形の如殘て寶劔を唐櫃に納て藏し祭日これを出と云り

○平野社可爲源氏々神事

平野社桓武天皇外祖神なる故平家の氏神なると勿論なるを源家の氏神とすると諸人訝べきとなれども則元久元年六月九日仲資王記に當社無遺水去比招仁和寺石立僧立石兼又遣水了年來無此事今度始之件水荒見川水也入田之流也穿北築垣入水於社内也即內侍屋前渡橋云其尻出南水門歟于時長者源大納言通資被參會社頭修造猶以優美也山水之條も依此事出來歟殊可悅申之由可觸予之旨源亞相有命云云また文明十三年三月二十五日十輪院內府記に兼俱卿參會平野奉加等事也凡源氏神以平野社爲正也於八幡宮清和源氏義家以來事也云云往古以八幡爲氏神之

錦所談卷之一

錦 所以文談

孫 有年錄

○小稅^{コヤカラ}。大稅^{オホセ}。斤稅^{ハカリ}。

太神宮式に小稅大稅斤稅の三稅ありて其義を辨せず竊に考に祝詞式所謂懸稅の料にして即儀式帳に懸稅の稻一千四百卅七束之中細稅二百廿束^{以二一一把一號二束}大半斤百八十束^{以二五把一號二束}大半斤千卅七束とありてこの細稅、大半斤、大斤の三つなるべし細稅は一把を以て一束とする故細稅或は小稅と云ふならむ大半斤は五把を以て一束となし則拾芥鈔に三斤爲^三大斤^二大十斤爲^三稻一束とありてこゝには大十斤の半を以て一束とする故大半斤と稱するなるべし延喜式大稅はこの大半斤にして小稅に對したる稱ならむまた大斤は十把を以て一束とすれば則拾芥鈔に大十斤を稻一束とすとある是也故に大斤或は斤稅と稱するなるべし因に云稻を秤と古今六帖に我つめるいたつら稻のかすならはあふはかりなしなかけまし。『また新撰六帖に民の戸にあきさめするいなはかりとしあるみよをかけてしるら

し』などありて知るべし又稻に大斤を以てすると雜令に凡度^レ地量^二銀銅穀^一者皆用^レ大とあり。また懸稅は儀式帳に懸稅^平内外重玉垣懸奉畢とありて神料の稻のみのりたるを神覽に供する意なるべし又懸稅に大中小をつくるは懸に便宜のためか今世伊勢懸稅は絶たるよし歎べし又春日社には弘安三年祐春記に稻籬とありて今も兩度の祭にありこれ伊勢にいはいゆる懸稅なるべし

○賀茂八幡次第付菩薩號

類聚國史神祇部に伊勢賀茂八幡と次第せり賀茂鎮坐は八幡より前にして齋院を置れて此京に至伊勢につぎ崇敬他に異なるを以て菅公此の如次第し玉ふなるべしこれ永世の常典なり八幡は聖武孝謙の御世神託ありしより尊敬し玉ひしと續紀を見て知べし此比八幡大神或は八幡大神宮と稱して未菩薩號はなかりし也天長年間より大菩薩の號往々見えたりこれ空海頻に所々に勸請して菩薩號を稱せしより既に延喜神名式に八幡大菩薩宇佐宮等の稱あり又常陸國に樂師菩薩の社あり是亦八幡に效て流例となれり尤貞觀中大安寺の行教石清水に勸請せ

姓細書事

一八三

墨之訓

一八三

橘大柑子小柑子

一八三

胡沙

一八四

二禁ニキミ

一八四

古昔無ニ文事ニ人不レ昇ニ卿

相ニ事

一八四

遣唐使祭ニ神祇於春日山ニ事

一八五

敷砂

一八五

立砂

一八五

錦所談目錄終

www.libtool.com.cn

狐尾袍

一七一

盤繪

一七七

定氏社

一八〇

玉冠在ニ東大寺庫ニ事

一七二

續紫
ツギムラサキ

一七七

石版位

一八一

大文差別

一七二

左筆

一七八

印用ニ名下字ニ事

一八一

淺黃指貫雖ニ壯齡ニ夏着用事

一七二

瀬々幔

一七八

洛維字

一八一

袖單

一七二

縫殿寮有ニ磁石ニ事

一七八

義經改名

一八一

女房神拜法

一七二

卷纓

一七八

散所隨身

一八一

ハヅキ之本字

一七三

外記門前下レ裾

一七八

帶刀木鳥

一八二

轆轤袴

一七三

結政
タカシ

一七九

角下諸大夫

一八二

ブタコ上バチ
アゲ

一七三

内文外文
ウチブミトブミ

一七九

百子帳

一八二

禮服等古物追考

一七四

外記三度申

一七九

先使
サイブカヒ

一八二

反帶事

一七七

外記法申

一八〇

横笛
ヨウヂウ

一八三

眞紐垂頭
マヒモタレクビ

一七七

花園帝御讀書

一八〇

宿紙

一八三

勢多折

一七七

本朝世記

一八〇

美濃紙

一八三

錦所談目錄

卷之一

小稅大稅 ^{コデカラオホ} 斤稅 ^{ハカリ}	一五五
賀茂八幡次第 ^リ 付菩薩號	一五五
美阿禮	一五六
石上社伴佐伯二殿	一五六
平野社可 ^レ 爲 ^ニ 源氏々神事	一五六
祇園社爲春日社末社	一五七
園韓神社職號	一五八
古事記髮字	一五八
牟義都首汲 ^{ムギツノオウツ} 水	一五八
草馬	一五九
肅拜	一五九

火鎮木

一五九

藍尾

一六八

宗廟之稱

一五九

闕巡待油^{マチアブラ}

一六八

神借位

一六〇

以^ニ精進物^ヲ摸^ニ魚味^ヲ形^一

一六九

祈年祭白鷄白猪

一六四

片字

一六九

祝詞宣命等曲節

一六五

房官

一六九

禰唯^{ミヤコ}

一六五

者頭^{モノガシラ}

一六九

五位朝臣

一六五

法金剛院鐘

一六九

百五物

一六六

卷之二

美福門院號

一六六

御祭服帛御裝束差別

一七〇

一本御書所

一六六

小齋大齋差別

一七〇

露臺

一六六

青摺袍

一七一

籤符

一六六

御禮服之外不^レ出^ニ入朱雀

一七一

唱平

一六七

羅城等門事

一七一

錦所談序

燕坐之間有疑而問有問而答而聞者或失之於前或忘之後是以前其環論綺話多爲風前之雲甚爲可惜也吉田祠官阿波介藤原以文廣遊於縉紳閥閱之間多讀其前世之家乘見其舊時之法物人以稱博識家則有嗜古者多就吓而以文隱凡應對酬酢辨折如鋸之吐屑如簞之泛塵聞者折服饜飫而退焉有孫有年者自傍聽而錄之名曰錦所談錦所以文之號也嗚呼世多博學宏識者而其妙言珍辭能傳于後世者抑幾人乎如以文者可謂有錫類之幸而又拙談圃之緒

也余深嘉之爲題數言

天保五年十二月十七日

右大辨菅原聰長

義公施_ニ菜資_ニ存問不_レ絶元祿十四年正月二十四日疾
革命_ニ徒質_ニ其所_レ疑焉弟子涌泉問曰師今住阿字本不
生之域_ニ乎答曰然凡人應_ニ須平等_ニ而差別_ニ泉曰平等差
別將_ニ無_ニ大異_ニ邪曰心雖_ニ平等_ニ事有_ニ差別_ニ差別之中
心當_ニ平等_ニ二十五日結_ニ印_ニ座而化_ニ年六十二臘五十
葬_ニ于庵後_ニ遺稿二十卷曰漫吟集隱士長流爲_ニ之序_ニ
平日所_レ著有_ニ厚顏鈔三卷勢語臆斷四卷百人一首改觀
鈔三卷源注拾遺八卷勝地吐懷編三卷河社二卷類字名
所外集七卷名所補翼抄八卷和字正謚抄五卷皆所以
講_ニ明禪_ニ補于和歌之學_ニ也宗門疏鈔亦若于卷以傳_ニ其
徒_ニ師爲_ニ人清_ニ介而和怡其所_ニ應接_ニ無_ニ道俗_ニ盡得_ニ其
歡心_ニ又素善_ニ開獎_ニ每有_ニ不善徒_ニ一經_ニ師指導_ニ輒改_ニ
行者甚多其所_ニ到人初雖_ニ不_ニ甚信愛_ニ而及_ニ去盡莫_ニ
不_ニ思_ニ慕焉其守_ニ宗法_ニ甚嚴正人或_ニ有_ニ造_ニ爲邪說_ニ
欲_ニ以亂_ニ其宗_ニ者師乃毅然_ニ之無_ニ復顧避_ニ其所_ニ論
辨_ニ當時有識亦盡莫_ニ不_ニ嗟服_ニ嗚呼師乎歌學高深議
論英發實今時之所_ニ少而雖_ニ古人_ニ恐亦多_ニ不_ニ及也世
人或_ニ知_ニ其門牆_ニ而未_ニ得_ニ窺_ニ其堂奧_ニ漫欲_ニ加_ニ評_ニ
批_ニ是可_ニ哀矣雖_ニ然問_ニ師之所_ニ業_ニ則釋氏之教也倭歌
則其餘事也豈_ニ可_ニ獨贊_ニ於師_ニ邪但爲章向以_ニ義公

之命_ニ往就_ニ師庵_ニ親稟_ニ其說_ニ情誼交_ニ密聞_ニ訃痛_ニ惜謹
具_ニ其所_ニ知_ニ之狀_ニ以寫_ニ景慕之志_ニ云爾

元祿壬午正月十一日

水戸藩邸彰考館後生安藤右平爲章拜撰

年山紀聞は世にいふ年山打聞の元本にて流布せし
におほくもれしことゝもあり此ふ典故を考に益
あるのみにあらずまのあたり人のをしへとなるべ
き事實をものせられたり年山先生の手書をうつし
て水府よりのぼせられしをもて板行せしなり第一
巻のはじめに「老のものわすれに備へ侍るなり
もしあまりのよはひも侍らば取捨して清書せん」
と云るしおかれし隨筆なりければひとわたりよみ
あはせしばかりにていふかしきとおもふ所々もあ
へてあらためざるなり

享和三年八月

春の梅津人

橘 經 亮

年 山 紀 聞 第六終

菅廟之靈來告曰我感汝至誠除病延命他日爲僧
自覺後病瘳師告父母以夢中事懇乞出家父
母不聽於是自絕腥葷常唱佛號父母不得奪
志遂許焉受業州之今里妙法寺手定密師時年十一歲
手定始授般若心經讀四五遍背誦暗寫十三歲薙髮
登高野山謁東室院左學頭快賢留而事焉賢愛其
法器加意誨誘居之數歲學行益進稍爲時輩所推
稱賢遂授以五部灌頂聽列兩部大阿闍梨位寬
文二年爲檀越所請往住攝州生玉曼茶羅院既而
厭其隣城市作倭歌題壁間而遁去一笠一鉢隨
意周遊詣和州長谷寺絕飡念誦一七日登室生
山練行三七日其他山川靈異吉野葛城等無不躋攀
復還高野山受菩薩戒於圓通寺快圓比丘持律精
苦往泉州久井里愛山水奇掛錫數年盡該三藏
通悉雲旁窺諸宗章疏涉獵經史子集名聲益顯
從遊者多既而屏居州之池田川側徧讀皇朝實
錄日本紀以來諸書專好倭歌博探其書延寶五年
就河州鬼住延命寺覺彥受安流灌頂彥以爲得其
人師寫儀軌二百餘卷納和州生駒寶山寺八年手
定寂遣命住持妙法寺師雖非所好而以老母在

今里不得已而往焉傍構一室移母孝養吾水戶
侯源義公方恨下萬葉集世無善註而其詞義甚不明慨
然有爲之志聞師才名欲召託其事師雖固
辭不就而竊喜於公盛舉遂作萬葉代匠記二十卷
總釋二卷上之如第一所載雄略帝御製籠字舊不
知其訓師援神代紀無目籠訓加太麻謂籠也
夫雄略去神代未遠則師所訓實得其旨義公
見之嘉其卓見且奇其合素意賜白金一千兩絹
三十匹勞焉師不以自奉充治寺費贍給貧乏又
著古今餘材抄柿本人麻呂明石浦和歌舊說以爲眺
望或爲送行師以爲人麻呂自述旅懷也故紀氏
收之羈旅部所謂島陰行者猶萬葉集防人得太理
歌曰島陰漕舟上也不可必論島之有無也其落
句古註曰惜行舟將隱也師以爲自憐舟中伶倖也
猶在原業平八橋歌憶羈旅之句法也蓋言人麻呂
過明石浦家山日遠前程無期漂漂乎朝霧朦朧之
間則其羈思如何也義公讀之抵掌以爲千古發明
賜書欲一來見辭曰林壑之性不慣謁公侯遂不
應至母沒退院卜居難波東高津號圓珠庵屏謝
俗客清修自適

尙西王寺契山和尚にまじはりて經卷祖錄の講説を聞
座禪を修して隱逸の心ざし養ひ五十四歳の二月十五
日に果山禪師を戒師として剃髪しみづから朴翁居士
と稱せらる播州網干の龍門寺盤珪和尚をとぶらひて
その禪要をたゝきまた年々にあるひは靜齋源公宗心
法師智玄律師などをいざなひて中國西國の名山靈場
をめぐりをがみ今はおもひのこせる事なければ先祖
の高風を玄たふべしとて貞享二年五十九才の夏より千年
山のふもと抱琴園を修理して長くかくれゑりぞきた
まふ詩あり

利門名路兩相忘

深掩山扉座草堂

終日偶然似泥塑

惺々襟宇發天光

山家の記は六十歳の作なり

おほよそわかし時よりの詩歌文
章等貞享元年京師の火災に類焼

し侍り六十一歳より法華金剛讀誦の日課をはじめ後
におのゝ千部の功をはりて東光寺に供養の石碑あ
り七十一歳の春常州水戸に下向その趣はひだち帶と
いふ紀行に見えたり明るとしの春千とせ山に歸り元
祿十五年七十六才八月十六日よりいさゝか病にふし玉ふ
廿日のあした爲實去年二月水戸より
かへりて侍養に語りたまはく予
久しく禪門に入て無工夫の工夫をこらし六十歳の二

月六日の夜忽然として礙膺の物をおろし生死一如に
して内外のへだてなし命分は古稀に過て生涯無病お
はよそ此世に一毛の不足なしこのたびのやまひはふ
たゝび起まじきぞそのこゝろもちひあるべしとのた
まふに爲實もし御辭世の詞などもやさふらふと申す
にもとより不來不去なむの辭世といふ事かあらんふ
ようの口業なるべしとてその後は常に口馴たまふ誦
經のみなりおなじき廿三日の曉爲實によりかゝり法
界定印をむすびてねぶるがごとくをはり玉ふ尾口邑
の内平野の上の墓所にほうぶり長徳院眞門一傳居士
と號す

不肖爲章謹誌

○圓珠庵契冲阿闍梨行實

師諱契冲字空心姓下川氏其先住江州馬淵邑祖元宣
君稱又左衛門仕肥後守加藤清正考元全君稱善
兵衛元宜君之季子也仕攝州尼崎城主播磨守青山幸
利寛永十七年庚辰誕師子尼崎甫五歲母問氏口授
百人一首和歌旬日能記父亦試讀實語教不日又記
父母駭異殆非庸兒七歲患疫巫醫不驗在蓐每日
密書天滿天神號一百遍如此三七日夜寢異人自稱

允元熙のむすめ實は妾某氏十一歳にして定明を喪し十

四歳の春嫡母河合氏のをしへに従ひて東光寺の適首

座嫡母を師として大學中庸を讀をはれり嫡母婦徳あ

りて三人の男子定爲定賀所生にはあらねどもかひく

しく教育し玉ひ定爲一生の文字はひとへにこの御恩

なりとつねに稱嘆し給ひけるこれより十五六七八九

歳の間に孝經論孟毛詩書經易經を習ふに其頃は印本

まれにしてみづから一二章づゝ寫しよみ玉ふとぞ二

十歳にして京師に出て三木主膳冬仲と、もに下冷泉

爲景朝臣のもとにまゐりて四書等の講義をうけかつ

春秋禮記以下の素讀をまねび玉ふ冬仲は三木大和守か子

兄弟の約始終かはらず爲景朝臣に玄たがひ東山の長嘯翁

にまみえて歌の門弟になり玉ふたゞし源氏物語一

部の切紙は爲景朝臣の講義也連歌は宇都谷の圓立法

師にまなびらる二十三歳の秋嫡母の命によりて山田

氏時二を娶りたまふこれ爲實爲章督子久子が母な

り二十五歳の秋伏見殿貞致王時二御母儀少納言局

其故は貞清親王の御次男邦道親王の母儀と御長男邦

尙親王貞致御父の母儀共にか貞致王御利運をひらき伏

見殿御相續ましゝけるはひとへに定爲のちからな

りと世の人も感じ侍りける三十歳にして從六位上右

京進三十一歳の夏故貞清親王の御むすめ貞致の御姉

樹嚴朝の御臺所に定りて江戸におもむき玉ふ定爲供

奉して大樹へ拜謁これより後毎年歳首には江戸へ參

り大樹及び御臺の御方へ拜謁あり三十二歳にして從

五位下右京亮にすゝめらる貞致親王にいさめ奉りて

琵琶を西園寺左府實晴公琴を今出川右府公規公の御

弟子となしまゐらせやがて定爲もその御門弟をゆり

て樂道稽古ありまた和歌は鳥丸亞相資慶卿の御弟子

となり儒學は北村恭菴小出三省加藤半左衛門など手

跡は鳥山巽甫を竹園にまねぎておのゝ其道を親王

へすゝめまゐらせみづからもまねび玉ふ三十五歳に

して正五位下内匠頭四十二歳の正月十一日山田氏卒

去三十九才なり淨心院おなじとしの冬繼室湯川氏を迎へ

るこれ爲興爲宣艶子留子が母なり寛文九年四十

月十一日は曾祖長松軒惟翁の百年遠忌なり丹州へ下

向し東光寺にて追福を修し近郷の男女老少二百餘人

に齋食非時食をほどこさることし從五位上に加階五

題しらす

千とせ山みねの玄ら雲とぢはてね

みやこのつてをきかまくもうし

後の一首は今に小口村古老の口すさびにもとなへ侍り惟翁よのつね堆髻長鬚方袖にして藜の杖をたづさへ八境を徘徊し近村を遊歩しあるひは簑笠をきてちとせ川に釣糸をおろし或は藥囊をふところにして里民の病有ものにはどこしあるひは松杉柿栗のこのみを近村ところへにまき植て爲人のこゝろざしふかうおはしけるとぞ御はらからおほかりし中に貞康親王は伏見殿を御さうぞく其外は法親王にてぞましましける惟翁と智曉阿闍梨大原に閑居と申けるは一生隠遁の御すまひにてをはり玉ふ元龜元年四月十一日惟翁四十一歳にて卒去惠日光院覺圓了空居士と申す東光寺の北の山中にほうぶる御息三人定實安藤緒五郎僧祖東光寺中興女子中川兵庫等也定實母は左衛門尉安藤淨泉和尚修實宗實子むすめなり元服のち母かたの氏をなのりて安藤満五郎と號すむまれつき勇壯にして大志あり惟翁かくれ玉ひてのち名倉中川人見の人々をかたらひ出雲村の黨將をせめほろぼしそれより山内内藤を

もゑたがへて近郷を領しいききはひつよくなり給ふころ織田家より明智日向守をつかはして當國をたひらげ、るに定實の防戦利なくして出雲の城柵を出奔し丹後の宮津へおもむき姓名をかへて稻津甚左衛門と號す年へて尾口へ歸り快翁と號す慶長十年九月七日卒去東光院宗外別傳居士葬所上に同じ男子四人定高早世定吉病身定明定高養子家督相續定則なり定明母は名倉氏元服して安藤新太郎と稱すいとけなきより淨泉和尚のもとにならひて學問のこゝろざしふか、りければ快翁逝去のち出京して惺窩先生の弟子となり相國寺のほとりに住たまひけるを後妙莊嚴院貞清親王きこしめしてあながちにめしよせて從六位上右京亮に申なさせ玉ひしがもとより隱逸の志をゑめて病によせて尾口の里へゑりぞき閑素をあまなひ禪寂をたのしみて年月をおくりたまふ後に落髮して了翁居士と號す寛永十四年五月廿三日六十一歳にて卒去小口村の内平野の上にはうぶり法雲院喜愠宗慶居士と號す男子三人定爲朴翁居士是なり定賀定繁等なり定爲寛永四年丁卯四月十四日抱琴園にして誕生安藤新五郎と稱す定明五十一歳の長子母は河合右馬

ど申せしはみな伏見殿より出たまへる由緒により
て惟翁十餘歳のころ鹿苑院の弟子に申こはれけるを
宗實ふかくをしみまゐらせ御本家相續の本意にてう
ち過侍りけるに竹園の御嫡子貞康親王生れさせ給へ
ば宗實が素望もむなしくて終にかの院の弟子になり
たまふべき催しながらいまだ御剃髪ましまさざりけ
る頃三好細川などが戦いできて都のうち騒亂まきり
なりければ宗實惟翁をいざなひて所領につきて丹州
桑田の郡千年の郷のうち尾口或は小口の里へかくれえり
ぞき侍りける後に宗實が子のやうにておはしけると
ぞその頃は丹州も世とともにみだれて武士村民おの
おの黨をむすびせめあひ侍しに小口をば宮村と稱し
ているひ申さざりけるとぞ惟翁よのつね詩歌をもて
あそびて日をおくり給ふあまり千年山の山中山下に
八境をえらびて假名の記を書たまふいはゆる管雲洞
嘯月岩洗耳泉愛蓮塘吟雪橋賞竹徑嗅梅塢抱琴園なり
その記は別にうつす詩歌の稿あまたつたへ侍しを過
し延寶五年五月八日京師の火災に類焼し侍しぞいと
も念なき事になん猶幸に御眞跡のわづかにのこれる
をこゝにうつし侍り

野遊

碧天連野野連天 四顧霞晴草色鮮
莫怪孤筇急携酒 良晨美景雨難全

山居卽事

茅屋柴門枕谷阜 凭欄山靄襲藍袍
夜深村落寂無聊 一曲瑤琴漢月高

示徹禪者

隣寺穿林一徑通 孤筇直到法堂東
老僧延接煮茶話 半日清閑兩腋風

橘

をりしもあれむかしをみつるうた、ねの

夢のまくらにかはるたちばな

月

ながめやる千さとのほかに雲きえて

秋かせたかくすめる月かげ

すてはてし身にはいとほじながむれば

老となるてふ夜半の月かげ

雪

しづかにとすみなす宿はとふ人の

おもひたえたる雪ぞうれしき

たむけの神ぞしるべかりける

契沖師いはく此こと葉書の意ぬさを結びて袋に入
てといふ義ならば歌の二三の句はそのぬさをいふ
か又袋をたとへば網なとすけるやうにむすべるを
結袋といひてそれにぬさを入たらば二三は其袋に
付てよみて下句は中のぬさをいふか榮花物語に箱
ひとよろひにたき物いれてつかはすこゝろ葉梅の
枝なりとあるは薰物の箱の上に梅の作り枝をさし
たらんを心葉といへるにやとおぼし源氏物語繪合
にえむにすぎたるちんの箱今按これも沈といふ義かにおなじき心ばのさま
などいといまめかし

○もすの草ぐき

萬葉第十

春なれば伯勞鳥の草ぐきみえずとも

吾はみやらん君があたりは

御釋に袖中抄の中の正説をとりていはくくきはく
くるといふ詞なりモス鴉は春と夏のはじめには鳴かず
されば鴉の草ぐきる事はみえずとも我は君があた
りを見やらんとよめるは彼は見えすとも我は見や
らんと親切にいはん爲にまうけてよめる歌なりく
きと云證に神代卷を引れていはく自ヨリ指間クキオチニ漏墮

シカ者また古事記に自タテマタ我手クキシコナリ俣久伎斯子也このくきと
いふ詞も手の俣よりくゞりしといふ事なり以下御
釋の要をえるす

○卯花に鶯

萬葉第十

鶯のかよふ垣ねの卯の花の

うき事あれや君かきまさぬ

拾遺集云 山里のうの花に鶯の鳴侍りけるを

平公誠

卯の花をちりにし梅にまがへてや

夏のかきねに鶯のなく

小町集

うの花の咲る垣ねに時ならず

我こそとなくうぐひすの聲

○長松軒惟翁の傳定實 定明 定爲附

惟翁をさな名は喜多麻呂いみなは邦茂のちに惟實と
あらたむ後安養院邦輔親王の庶子享祿三年月日に生
れ給ふ御母儀は内藏權頭安藤宗實がむすめなり親王
いまだ御若年のころみそかにめして惟翁を嬖ウツ孕あり
けるとぞ親王御元服以前の御子なりとぞ今按享さればあなが
ちにつましうゑたまふものから宗實が家にて産育
しまゐらせけりそのころ鹿苑院の住持に宗山文山な

記をあまねく探りたまへども今は總て世に傳はらず惜むべき事なり他人一切不持の故也すべて書を秘しておのれのみ物えり顔するさもしき人情ゆるゑにはては其書たえて世につたはらぬ事になりゆくものなり

○五百代小田

萬葉第八坂上郡女
玄かとあらぬいほしろをだをかりみだり

田廬たふせにをればみやこおもほゆ

御釋云五百代小田とは凡田は方六尺を以て一步とし三十六歩を一畝とし十畝を一段とし十段一町とす七十二歩を積て一代とし五代を一段とす然れば代は二畝なり日本紀には頃の字をえろと訓せり唐には百畝を頃とすれば本朝とはかはれり又云一所に五百代あらば計るに十町なれば小田とはいふべからず五百はかならず數を限りていふにはあらず五百重山などいふごとくたゞ多きをいふ詞なれば山田の一代ばかりなるが棚のやうに段々にいくらともなくあれば玄かともなき小田の數の一代づゝ五百ばかりもあるをいふなるべし

○舍人親王

六帖に

とねりのわうし

ますらをや片戀せむとなげゝども

おにのますらを猶戀にけり

かくあれば舍人の二字ふるくはとねりとよめり後の人これを考へずしていへひとゝもやとゝもよむは推量なり又六帖に據ヨルとしもなく推あてにとねりとよむ人あればそれを笑てとねりは卑賤の稱なりさよむべからずと申めり其頃の名に門部王牛飼馬飼といふ名さへみえたり

○をそのたはれを

舊説に獺ヲの戯士タビシといひ或はきたなきたはれをといひ又は偽のたはれをと説々あり西山にて御夜話の次で以上の説皆かなはずこれは鈍ヲの風流士タレナにて心のにぶくて我戀ふる心を速に意得ぬ人よとよめるなり委しくは釋萬葉を見るべしとのたまひけり

○こゝろ葉

拾遺集雜上に物へまかりける人のもとにぬさを結びふくろに入てつかはす

よしのぶ

淺からぬ契りむすべる心ば、

今按職原鈔本所の侍といふ所に引べし

○茶

類聚國史三十三日嵯峨天皇弘仁六年六月壬寅令シノブ畿内竝丹波播磨等國殖シノブ茶每年献シノブ之

今按茶はこの國にも久しき物なれども近世のやうに賞翫せし事ふるきものに見えず

東鑑二十二卷第一葉建保二平正月四日己將軍家聊御病

惱諸人奔走ス但無殊御事是若去夜御淵醉餘氣歟葉上
僧正ナリ候ニ御加持ニ之處聞ニ此事ヲ稱ニ良樂一自ニ本寺ニ召コ
進茶ニ蓋ニ而相ニ副ニ一卷書ニ令レ献レ之所ニ譽ニ茶德ニ之書
也將軍家及ニ御感悅一云々

今按梅尾の明惠房もこの榮西の宋よりもて歸られし實を梅尾に蒔植られしとぞ今は宇治の茶梅尾より盛りになれり又今の世にもてはやすたばこは天正文祿のころ南蠻より渡りはじめけるとかや始は卑賤のもの、み煙を吸てもてあそびけるとぞ今は天子大樹より奴僕にいたるまで夜晝となく手すさび客人來れば先づこれを出してもてなしとすあるひは娼妓洞房のうちにはこれを吸かはしてたはぶれをなすとぞうけたまはるされば茶もたばこも

國々に作り出してその品おほく農家の利を得て歲貢の助をなせり今より後の代には又いかなるものか出てきて人の賞翫となり侍らんよ

○水無月はらへ

六月に閏あれば水無月秬を閏月におこなふよし山槐記にみえたり

○まゝ母

世繼物語に花山院の女御弘徽殿恒子のまゝ母のさがなくて御門の女御へ渡らせたまふうちにはしなどに人のいかなるわざをまたりけるにか我ものぼらせたまはず上にもわたらせたまはずとありきりつばの巻に始に引べしすべて源氏物語に書たる事は世間にありしさまをふまへて作りたり小右記等の舊記をよむ人は知りぬべし

○本朝世記

玉海曰治承三年十月十一日大外記師尙來余仰下本朝世記可ニ進借一之由上申下可ニ持參ニ之旨上件文信西法師作レ之寛平一代國史云々而給ニ師元朝臣令レ書ニ寫ニ傳ニ在ニ師尙一之許ニ他人一切不レ持云々仍所ニ尋一召ニ也
今按 西山公日本史を撰ばせたまふにつきて此世

ていまだ葬り奉らぬほどを申詞なりされば端作といひ歌の意といひ註といひ何れも男の歌なるを新敕撰に持統天皇とのせられたるはあしき考也ことに下の句の意言葉は持統のおぼしめしよらぬめれぎぬをきせ奉らるゝ事也古き明匠たちにもかやうの大きなあやまちありかつ當時の人々この難をいふほどの人なかりしにや所詮その頃の人々萬葉集に不沙汰なりしよりの事なり

○秋さり衣

萬葉第十
たなばたの五百はたててゝおる布の

秋去衣たれかとり見む

御釋云秋去衣は集中に春は來にけりといふ事を春去にけりとよめるやうに秋來ての衣といふ意に名付たり給をいふといふ説あり^スか^キるべし秋興賦云於^{チシリク}定乃^ニ屏^ニ輕^ニ箒^ニ釋^ニ織^ニ絲^ニ藉^ニ莞^ニ蕪^ニ御^ニ給^ニ衣^ニこれに叶へり待賢門院堀河「旅にして秋さり衣さむけきにいたくな吹そ武庫のうら風」八雲御抄に七夕布也とあそばされしは此萬葉の哥にてあらゝ注せさせたまへるなるべし

○花生子 傳生子

大明律箋釋云花生子謂婦女懷甲後娶爲妻妾而生かしこにてはらみたる女をこゝにめとりてうみたる子の事なり又云傳生子謂妻妾假裝身孕使令傳遞他人之子^ハとひて子をほしがる女の夫あるひは主人の前にてはらみたるまねして他所に實にはらみたるものにあらかじめいひあはせ置て其期にみづからうみたるふりにもてなしたる子の事なりやまともろこしともにまれゝは世にある事なるべし

○本 所

東鑑第十九^葉 承元四年五月十一日^{戊戌}御家人中可^ニ參^ニ候本所瀧口^ニ之由被^ニ仰下^ニ之間早任^ニ敕宣^ニ可^ニ構參^ニ之旨今日被^ニ下^ニ御書^ニ小山千葉三浦秩父伊東宇佐美後藤葛西以下家々十三流奉^ニ之云々皆是有^ニ譜弟之寄^ニ云々同年^葉 十月二十日曰今日五月五日申剋非暴風^ニ非^ニ地震^ニ內裏瀧口本所屋顛倒所^ニ置之箭皆打損^ニ策二十七^葉 安貞二年閏正月廿六日曰瀧口無^ニ人間仰^ニ經歷輩^ニ之子孫^ニ可^ニ差^ニ進^ニ之旨被^ニ下^ニ院宣^ニ已^ニ記^ニ仍日來有^ニ其沙汰^ニ小山下河邊千葉秩父三浦鎌倉宇都宮氏家伊藤波多野此家々可^ニ進^ニ子息一人^ニ之旨今日被^ニ仰下^ニ

今按六帖の歌に七子とよめるは神功紀七子鏡とあるを刀の事とおもひ誤りてよめる歟七枝のさやとよめらば本文にかなふべきにやさて二さやの刀七さやの刀といふはいかに作れるにかあらん製法不審なり上代の事はかりがたしまた兩枝船もおぼつかなし

○天 狗

台記宇治左府久壽二年八月二十七日の文人打ツクキテ釘於クニ愛宕護山天公像目グノ、ニ云々余唯知ニ愛宕護山天公飛行ニ未レ知ニ愛宕護山有ニ天公像ニ云々

森尚謙云世傳有ニ天狗者ニ主ニ災禍ニ是非ニ天狗星ニ之類ニ地藏經云天龍夜叉天狗土后依ニ此排次ニ是一種鬼神也易曰鬼神害ニ盈而福ニ謙若夫誇ニ盈滿ニ者鬼神惡ニ之加ニ災禍ニ彼天狗之災必有ニ理而然矣

○賴政上階

玉海曰治承二年十二月廿四日癸丑京官除目也云々今夜賴政叙ス三位第一之珍事也是入道相國奏請云々其狀云源氏平氏者我國之堅也而於平氏者朝恩也普一族威勢殆滿ニ四海ニ是依ニ勳功ニ也源氏之勇士多與ニ逆徒ニ當ニ誅罰ニ賴政獨其性正直勇名被レ世未レ昇ニ

三品也餘ニ七句ニ尤有ニ哀憐ニ何覽近日身沉ニ重病ニ云々不レ赴ニ黃泉ニ之前特授ニ紫綬之恩ニ者依ニ此一言ニ被レ叙ニ三品ニ云々入道奏請之狀雖賢時人莫レ不レ驚ニ耳目ニ者歟

今按此年皇子誕生安徳帝清盛入道の外孫たれば入道相國何にても善根を修し行末の繁榮を期せらる、心よりかの成經康賴等をも島より召返せり賴政を三位に申なされしも此心底よりなるべしされど當時入道の詞に其性正直勇名被世といふ八字は賴政の實事にして眉目を後世にひらくるなるべし

○新敕撰に作者のあやまり

萬葉集第一卷の末に大行天皇幸ニ于吉野宮ニ時歌みよしの、山下風のさむけくに

はたやこよひもわがひとりねん

右一首或云天皇御製歌

かくのごとく載たれば先は行幸に供奉の人の歌なりと云かるを或人は天皇の御製なりといふよしを註したるなり此端作の大行天皇は文武天皇なり註或云天皇とあるもすなはち端作の大行天皇をさしたる詞なり大行といづれの帝にても崩じたまひ

葦をさしてたづ鳴渡る

御釋云俗説に片雄浪といひ出て浪の一種とし或は所の名とおもへる人もあり實に口の端にもかくまじき事也すでに涵乎無美と書て涵の無なるをいへり第二卷に人丸の歌には涵無とてにはなしによまれたるもあり

○久木

萬葉六赤人
ぬば玉の夜

の更ゆけば久木おふる

清き河原にちどりえは鳴

御釋云久木は久しき木にて老木の意也楸にはあらず第十に梅櫻をよめる間に「去年咲し久木今咲いたづらにつちにやおちん見る人なしに」といふ歌のはさまれたるは梅櫻の内をよめりと見ゆ又第十一に「浪間より見ゆる小島の濱久木久しくなりぬ」とよめるも楸なりとも久しくとはつゞくべけれど皆久木とのみ書て久しくとつゞけたり清き河原は吉野の川べを指ていへり別に名所にはあらず

今按舊説は楸とおもへり右の浪まよりみゆる小島の濱久木の御釋云々此小島は備前の兒島にや前後地名をよみたる中にあればかくおもひよれ

り此歌を伊勢物語にはまひさしとあるは傳寫のあやまりなるべし

○二鞘の刀七枝刀

萬葉第四大伴坂上郎女
人ごとをえげみや君を二さやの

家をへだて、戀つ、をらん

御釋云二鞘は兩枝刀を刺す鞘歟中に隔のあれば家をへだて、といはん爲なり古事記の下卷に仁德天皇御製に文漏邪夜とよませたまふも諸鞘にて二鞘に同じき歟日本紀の神功皇后紀云七枝刀一口七子鏡一面この七枝刀といふは本は一ッにて末の七つにわかれたる刀なるを七つ鞘にをさむる故になつさやのたちといふ歟兩枝船をふたまたぶねとよめるごとくな、またのたちとよむべきか六帖刀の歌に「あふ事のかたなさしたる七子のさやかに人の戀らる、かな」又鞘の歌に「七子のさやのくちぐちつどひつ、我を刀にさして行なり」二首共に神功紀に依る歟さて萬葉の歌の意は人の物いひまげきにわびてや君と我二さやの刀の隔たりて面々に有ごとくまぢかながら家をへだて、よそにのみ戀つ、をらんなり

今按時世のいきほひやむ事を得ず君父をすて、遁れられけむ心の程おしはかりていとをしくこそまかしながら後醍醐帝の人をえらび用ひたまふ御眼くらかりし故なり此入法名は侃山と申せり妙心寺の第二世といふはたしかなる證なし名人なれば寺僧のおしていへるなるべし

○端午のかぶと

増鏡第五の雪うちの後深草院いまだをさなくおはします所にいはく五月五日所々より御かぶとの薬玉など色いろにおほくまわれり

○八朔

八十年代後深草ノ年號辨内侍日記實治元年の下に云八月一日中宮の御方よ

りまゐりたりし御たきもの世のつねならずにはひうつくしう侍りしかば

けふはまたそらたき物の名をかへて

たのめばふかきにはひとぞなる

按ずるに此内侍の歌そらたき物とたのめばふかきとにらみ合せたりさればたのむの節といふ事此歌に見えたり

梅松論足利尊氏卿の心ひろく物をしみの氣なきをい

ふ所に 八月一日憑などに諸人の進物ども數もまらずありしかどもみな人に下したまひしほどに云々

大外記中原康當日記文安五年八月一日乙卯參局務文第奉謁八朔禮事何頃より有之事哉之由尋申候處後鳥羽院末ッ方より出來歟但不得所見體所詮先代より沙汰初歟鎌倉より事起之由所語傳也清家之記嘉元之頃九十三代後二條の年號之記此事見之近年如此之由注付云々又今日尾花之粥事其由來何事哉自然見及歟之由令問之給未見及未知其子細候由返答了 海人藻芥云八月朔日小花粥内裏仙洞以下令用給良藥云々彼粥調法薄黑燒粥入合也

○いきみ玉

親長卿日記文明八年七月十一日云參内若宮御方以下有御祝之儀いきみたまと云々

今按いきみたまといふ事文明の前頃よりはじまりたるか七月の盆に亡者の靈魂の來るよしをいひて祭るより移りて現存の父母兄弟などの生御靈を祝ふ心なるべし

○かたをなみ

萬葉第六赤人若の浦にまほみちくれば滴カタナを無み

名づけてひめおかれ侍りし馬路は千年山の西千と
せ川の東なる村也

右のごとく河に里に社に寺にみな千とせの名を得
たるは山をもととしてよびかよはせるなるべし

○天地始終

森復庵尙謙考

或問釋氏說天地有_二成住壞空_一四相却盡災起天地滅
却突_レ然復_レ始_二詳見法苑珠林_一有_レ之乎曰有_レ之據邵子皇
極經世書_二元會運世_一歲月日辰此八_二層皆始_一子
終_レ亥積_レ辰至_レ元累_二十二三十_一之數天地始終如_二一晝
夜_一自然之數也十二辰爲_二一日_一三十日爲_二一月_一十二
月爲_二一歲_一三十歲爲_二一世_一一世有_二十二萬_一十二世爲_二一
運_一一運三百六十歲有_二十二運_一一會一會一萬八百年有_二十
二會_一爲_二一元_一一元有_二十二萬_一天開_二於子會_一地闢_二於丑會_一
人生_二於寅會_一以上邵子以_二實數_一推得者而朱氏蔡氏
及臨川吳氏雙湖胡氏等諸大儒皆據_レ之胡氏曰十二會
至_二戌會_一之中爲_二閉_一物而人物俱無矣當_二亥會_一之中
地悉融散與_二天混合_一故曰_二渾沌_一亥會終昏暗極矣是
天地之_二一終也_一又肇_二一初爲_二子會_一之始是謂_二大始_一
一元之始也_二出性理大全_一而_二今當_一一元午會之中袁明善
曰禹即位後八年得_二甲子_一初入_二午會_一前至元甲子初入_二

午會之第十一運_二依_一此推_二今世_一當_二午會第十二運_一釋
氏舉_二大數_一說_二成住壞空_一其理亦同古今論_二天地之生
滅_一唯邵子與_二釋氏_一也

○藤房卿の歌

世をのがれて後都より召ありけるに

何事のうらやましさに歸るべき

世にありとてもいとひこそせめ

父宣房卿岩藏へ尋ねおはしたるに藤房入道はやく

何方へかのがれられけん庵室の障子に書付おかれ

し歌

住すつる山をうき世の人とは

嵐や庭のまつにこたへん

牧童をやとひて實世卿の許へとておくられけるこ

の卿とは年ごろ心まりの友にて有ける

君が住宿のあたりをきてみれば

むかしにぬらす墨染の袖

鷹巢山におこなひたるを新田義助とぶらはれしに

石の上に歌を書つけてうせられける

こゝも又うき世の人の問くれれば

空ゆく雲に宿もとめてん

君が代は千年の里のみつぎ物

はこぶよほろの聲を賑はふ

今按丹波國に千とせの里といふ所別になければ此歌千年山のふもとの里をよまれたる事なりぬべし

光嚴院御行脚記曰到_二着丹波地_一此間寺社御參詣文略之到_二千年河西岸_一呼_二渡守_一不_レ頓棹舟中略詣_二千年山金仙寺_一去觀應兵火之後不_レ能_二再造_一只殘_二寺院之礎石_一昔智證大師創基時

山ノ名ニ契テ結ブ法ノ水千年ノ末モ不絶トゾ思フ

如此所詠之法窟也下略

等持院贈左大臣尊氏公短冊出雲社藏

我たのむ千年のやまの宮ばしら

すぐなる道を猶やあふがむ 尊氏

今按此宮ばしらとよみ玉ふは當國の第一宮出雲大明神なり尊氏公殊に尊崇して上下の社宮竝に三十

六所の末社まで修造したまふよし千秋藏人高範が

記に見えたり

新名寄宗祇法師撰五畿内名寄

兼好法師

千年川みかさにくだす笈士の

とまりやいづこ嵯峨の山本

今按此歌を以ておもふに今の俗千年川といふ本名をわすれて大井川ともたゞ大川ともいふは誤りなりたゞし大井のほとりにては大井川といふべし大井の里を過ぎたればなり其末を桂川といふも其所の名をよぶなりされば千年山の麓にてはすなはち千年川といふべし

淨泉和尚遺狀曰領分之事昔千年郷之人千年社爲_二產神_一千年寺爲_二產寺_一寺社共富饒也上下略之

今按此和尚は長松軒の子なり千年社は出雲社なり

千年寺は金仙寺なり今は東光寺とあらためてかた

ばかりの禪庵の尾口村に有なり

幽齋玄旨法印

妙外集

仙木ひく千年の川のさみだれに

馬路の田をこゆる白波

今按玄旨公の本集は飛鳥井亞相雅章卿えらび玉ひ

て衆妙集と名付させたまふは後水尾院の敕題なり

慈光寺中務大輔源冬仲朝臣玄旨公をえたはる、あ

まりかの撰びすてられし歌を拾ひあつめ妙外集と

茅檐秋月

資慶卿鳥丸大納言

□□□□山下水をこゝろにて

かやが軒ばの月もすむらん

松崎夕照

雅章卿飛鳥井大納言

影うすく残る夕日のまつがさき

秋を帯たる風の色かな

平田落雁

具起卿岩倉中納言

山里は秋ぞ身にしむはるぐと

稻葉色づき鴈おつる頃

隣雲夜雨

通茂卿中院中納言

こよひ聞雲のとなりの夜の雨に

たれ名にしおふ江をも忍ばん

叡峯暮雪

雅喬卿白川神祇伯

時雨ふる雲は夕の峯こえて

雪にさやけきひえの山風

今按修學寺は後水尾院の離宮をいとなませたまひ

たり右の歌よむべきよし諸卿へ命せられしころ中

院通茂卿

千時中納言

夜雨の題を得てある夜雨のふりけ

るを待てひそかに離宮へ参りよもすがら雨を聞て

よみ玉へり殊勝の志なるべし

○千年山

丹波近江出羽筑後などに同名ありてふるくよりまぎ

らはしき中に古歌によめるは丹波なる證は小右別記

小野宮右大臣實資公日記

天元五年六月二十二日記曰傳聞兩新發

去十九日自愛太子一到千年山金仙寺住覺行坊上

下略之

今按此記に國郡ををるされすといへども左近少將

惟章右近將監遠理兄弟到神名寺剃髮即到愛太

子山白雲寺と右の文の前にあるされたれば神名

寺といひ愛太子山といひ丹波にたよりありされば

近きころ久我中納言通名卿隱遁の後は靜齋殿と申

けるが朴翁居士の幽居尾口村をとぶらひ玉ひしつい

でこの山にのぼりて懷古詩

寛平草創梵王臺

物換星移已廢頽

源氏弟兄栖隱處

登臨只見白雲堆

按小右記天元五年之卷源惟正卿子惟章遠理出家隱千年山金仙寺因句中云爾

祭祠部類大嘗條下

祭祠部類大嘗條下

永仁六年大嘗會の歌の中に丹波國千年の里を

參議經尹

すおきつ島守の神とは別段の儀なり

○ねよとの鍾

萬葉第四笠女郎

みな人をねよとのかねは打なれど

君をし思へばいねがてぬかも

御釋云宿與殿金は亥の時の鐘なり日本紀天武云十三年冬十月己卯朔壬辰逮于八定大地震これ同じ日本紀に日没を酉の時とし昏時を戌の時とよめるとく亥の時に人寢て定まればかくは義訓せり延喜式第十六陰陽寮式云諸時ニツコト擊鼓子午各九下丑未八下寅申七下卯酉六下辰戌五下巳亥四下並トモニ鍾依刻數いねがてぬかもはいねあへぬかななりかものかすみてよむなり

○玉津しま

御釋はく續日本紀云神龜元年冬十月丁亥朔辛卯天皇聖武幸紀伊國云々甲午至海部郡玉津島頓宮ミヤ留トモ十有餘日云々又詔ミコトノミコト登山望海タマシノミタ此間最好不勞セ遠行一足レリ以遊覽スルニ故改メ弱ヤカ濱名ナ爲シテ明光浦アカミツノウラ宜置セ守戸テ勿レ令ミコトノミコト荒サマシ儀春秋二時差シ遣官人ハシ奠ツツ祭玉津島之神明光浦之靈ミタマ忍海手人大海等兄弟六人除ハシ手人名ナ從ハシ外祖父從五位上守連通姬ハシこの玉津

島の神を衣通姫といひそめたるは推量するに聖武天皇弱浦を明光浦と名を改め玉ひ紀に守連通姫といふ事などの有によりて好事の者のいひ出せるにや續日本紀をば日本紀などのやうに古來も翫び來らざる歟に依て章句の錯亂文字の差舛等すくなからねば今引く文も津守連通ツモリムラシカヨウカニ姓といふを津を脱し姓を誤て姫に作れりとおぼえたり津守連通は玉津島の祝部大海が母は通が娘なるにより手人といふは其頃賤しき戸のやうなる事にて通が姓の連に従がはせて忍海連になさせ玉へるなるべし

○修學寺八景和歌

修學晚鐘

堯然法親王

この寺は瀧のながれにひゞきそふ

入相のかねもよそにかはりて

村路晴嵐

中務卿知忠親王

夕嵐吹のこしてや山もとの

雲よりさきにかへる里人

遠岫歸樵

道晃法親王

ながむれば暮る、もをしくはるくと

柴おひつれてかへる山人かみい

る所以は續日本紀第十五聖武紀に天平十五年五月に孝謙天皇時に太子にてまじくけるに五節を舞しめ玉ひて橘諸兄公を以て元明天皇の太上皇にてまじくけるに奏し玉ふ詔にみえたり其上天武の御製ならば如斯は取用らるまじき歟或は天女が歌ひけるともいへどそれにても過量なるべきにや

續日本紀を考ふるに天平十五年五月癸卯宴三群臣内裏一皇太子親隣五節右大臣橘宿禰諸兄奉詔奏太上天皇曰天皇大命爾坐而奏賜久掛母畏伎飛鳥淨御原宮爾大八洲所知志聖乃天皇命天下平賜比所思坐久上下平齊倍和氣無動久靜加令有示禮等樂等二都並志平久長久可有登隨神母所思坐此乃舞平始賜比造賜比伎聞食氏與天地共爾絕事無久彌繼爾受賜波利行牟物等之皇太子斯王爾學志頂令荷氏我天皇大前爾貢事平奏

今按この詔書の趣は禮記に禮節民心一樂和二民聲一政以行レ之刑以防レ之禮樂刑政四達而不悖則王道備矣又いはく樂至則無怨禮至則不爭揖讓而治三天下者禮樂之謂也又いはく樂也者聖人之

所樂也而可^{シテ}以^テ善^ク民^ノ心^ヲ其^ノ感^ヲ人^ヲ深^ク其^ノ移^ル風^ヲ易^ス俗^ヲ故先王著^ス其^ノ教^ヲ焉かやうの本文にかなはせ玉ふ天武天皇の叡慮より五節に舞樂を造らせ玉ふと見えたり天女現形して舞たるよりおこれりといふは例の中古の人の憶説妄談なるべしすべて歌書には正史にかなはざる偽りおほし

○おきつ嶋もり

萬葉第四卷笠女郎
八百日ゆく濱のまさごも我戀に

あにまさらめや興津島もり

御釋云神代上卷にいはく於是日神先食^ヲ其^ノ十握劍^ヲ化生兒瀧津島姫命亦名市杵島姫命されば興津島守は奥にます神なり八百日ゆく濱の眞砂も我戀の數にはまさらじとたとふるによりてやがて其まさらぬ事は興津島姫の知しめさんと偽なき事を海邊に便りある神をかけていふなり土佐日記に「我髪的雪といそべの白波といづれまされりおきつ島守」と貫之のよめるは此歌をおもひてなるべし爲章按するに萬葉第二十家持の歌に「今替^{ハカ}る新防^{ニヤミ}人が船出する海原の上に浪なさきそね」とよまれ後鳥羽院の我こそは新島守よとあそばせしは申に及ば

楊貴妃 基熙公

玉のをのなが、らぬしも長き世に

残す恨やうきさゝめごと

赤 壁 道晃法親王

さかづきのひかりもそひて思ふどち

あくるもゑらぬ小舟さす也

陶淵明 道寛法親王

かはりゆく世の名もよそにうつろはぬ

菊に心をそめしかしこさ

黃 河 雅章卿

君が代は千世のかぎりにすむ河の

幾たびすめる数はゑられじ

老 子 弘資卿

あさくやは數ふればなき小車の

わきてことなる道の教は

楓 橋 光雄卿

とまり船ふた、びよせし昔さへ

月おつる江の波にうかびて

唐 堯 通茂卿

一年の月日の數を定め置て

授けし時は今もたがはず

渭 濱 雅喬卿

濁りなき流は釣の跡とめて

見て知る名さへ世々にかしこき

今按その頃五山の僧におほせて菅家芳野山聖徳太子天橋立弘法須磨浦道風神泉苑晴明武藏野といふ題にて唐詩を作らしめたまひ易然といふ題號は後水尾法皇の名付させ玉ひけり其侍どもは歌におよばされば寫し侍らす

○五節のはじめ

萬葉第五山上憶良^{カサシム}哀世間難住長歌句にをとめらがをとめさびすもから玉をたもとにまかし云々

御釋云天武天皇吉野にまし／＼ける時琴をひかせ

玉ひて御心をすまし給ふに向ひの峯にあやしき雲

立て天女現形^{アマメカサ}して舞事^{マキ}をばしなり其時帝

をとめ子がをとめさびすも韓玉を

たもとにまきてをとめさびすも

とよませ給へりといひ傳ふるはもし此憶良の四句に古風をおもひて第二の句を再び返して一首としていひ傳るにや 天武天皇の五節の舞作らせ給へ

見る君なれば今更たれをかおもはんとなり思草を
うけて思はんといへり

○易然集或は抄 寛文十二年壬子冬

孔子 御製後水尾院

たれ道をうけつがざらん四をたち

四を教る跡しならは

盧山瀑布 新院御製後西院

昔たれすみけん庵の名に残る

山より高き瀧のしら波

揚貴妃 基熙公近衛殿

くらべ見む色香もいざやゑら露に

一たびゑめる花のかほばせ

赤壁 道晃法親王照光院

此夕さかなもとめて露霜の

たち葉の後の月をこそ見れ

陶淵明 道寛法親王聖護院

聲なきは有にまされることわりを

ゑるれもむきのゑらべ高しも

黄 河 雅章卿飛鳥井

千代の秋なかにすめる河の名や

老子 弘資卿日野

關の戸にあらはす千々のこと葉こそ

かくれて名なき道しるべなれ

楓 橋 光雄卿鳥丸

月もおち霜みてる夜の明がたに

近き聲聞かねぞ身にしむ

唐 堯 通茂卿中院

かしこしなまづのをだまきいやしきも

よきをばあげてゆづる位は

渭 濱 雅喬王白川

あひにあひぬ心の水もにぐりなき

名におふはまに釣たれし人

易然の後詠

孔子 御製

吾道はひとつもてこそとばかりに

残すをしへも知る人やしる

盧山瀑布 新院御製

瀧津浪昔聞しもあらはねば

わがかきながすたぐひやさしき

順の和名にも舜和名木とばかり出されけるにや今の
 點は後にあらためたるか下學集に宋人の詩を引て云
 槿花離下點ニ秋事ヲ早有ニ牽牛上リ竹來ニ槿花と牽牛花
 とかくのごとく別なるに朗詠集に牽牛花と題すべき
 を槿花と書て漢にも槿花の詩文をとられて和漢混亂
 せるは四條大納言のあやまりなり

今按右の引用の書の中に陸機疏云舜一名木槿とあ
 れば槿をあさがほとよみたるより詩經の舜華をも
 後人あさがほのはなと點じたるにや公任卿とても
 あやまりあるまじきにあらねば其あやまりをはや
 くあらためて今よりはあさがほの題には牽牛花と
 かまほしく

○鹿火屋

御釋ニ云説々あれど山田に猪鹿のつく所に少き屋作り
 て塵埃チリなにくれの臭き物に火をくゆらかし烟をたて
 て鹿をやらひやるをいふと意得べし或は香火屋また
 は置蚊火オカヒなど字をかりて書る跡もあるによりてまど
 ふ人もあれど用ふべからず云々又火の濁てよみて顯
 昭が飼屋の説にまがふべからず

○おもひ草

萬葉第十
 道のべのを花が下のおもひ草

今さらになに物かおもはむ

御釋云おもひ草の事先達の説々あれどよりどころ
 たしかならざれば信じがたし今按尾花がもとに
 かぎらず物の陰に生ひたる陰草をすべて思草とい
 ふか六帖に思ひ瘦ヤスといふ題に入れたる歌

初蒔ハツマキの麻生マナの下草陰しげみ

有かなきかにわびつゝぞふる

櫻麻サクラマの苧生オナの下草やせたれど

たとふばかりもあらず我身は

蟬の鳴雲の上なる陰草の

かげにやせみのこひやせぬらん

これら陰草はやすする物なればよそへよめりされば
 陰草のやすするは下思にやすする人に似たる意にて思
 ひぐさとは名付たる歟此集第十一に「我せこにわ
 がこひをれば吾やどの草さへおもひうらかれにけ
 り」此くさ、へ思ふといふは思草の意にて我戀や
 すれば我宿の陰草さへ物思ふやうに玄なへてう
 らかる、となり中略されば今の歌の意は尾花の陰
 に生たる草のごとく思ひ瘦てそのかひありてあひ

三笠山みねの梢に陰なびく

星の位はくもらざらん

後宇多院

時しあれば谷より出る鶯に

世をたすくべき人をとはいや

古語曰天子之職莫大於擇宰相宰相之職莫大於進賢宰相不下以進賢爲急而惟以貨殖爲心非爲上爲德爲下爲民之意

今按今の世の大樹幕下より列國の大名たる御身は執政以下の諸役人を撰び用ひらるゝ事簡要たるべしその人をえらび用ふる事は其主人の眼正しからずしてはえらびそこなひふるべしそれには四書五經資治通鑑などの學問をたしなみ玉ふべしこれらの書は大工の準繩のごとしあやまりて刻薄の人奸佞の人を用ひらるれば士庶百姓の憂をまねきて随て滅亡のあやうきにいたる事古今の跡あらはなるものなり

○長歌短歌

これは文字のまゝにていとも意得やすき事なるをふるくは誤りおぼえたる先達おはかりみな萬葉集を見

られざりし故なり萬葉に歌一首並短歌と書れたるにて三十一字のは短歌なる事明らかなれば長きは長歌といはざれども勿論の事なる上に第十三卷に載たるよみ人しらすの長歌一首ありてその反歌一首の後に註していはく

右二首但或云此短歌者防人妻所作也然則應知長歌亦此同作焉

これ分明に長短をことわられたり

○あさがほ

萬葉集御釋云これに二種ありて久しくまがひ來れり一つには牽牛花和名阿佐加保これ常に歌にもよみ俗にもいふ朝貌也和語の意は朝に見る顔の意なり花はすべてうつしきものなれば女にたとへていへり夕顔もおなじ擊壤集にのせたる牽牛花の詩よくかなへり二つには槿花朗詠集に見えたり埤雅云々爾雅云々此間に引用今略これらによるに槿花はきはちすといふべきを此和名流布せず俗にはむくげといふは木蓮の音の訛なり今按此ころ關東にてきけば木蓮のほなをきはちすといへり鄭風云有女同車顔如舜華アサカホノナ流布の本の點かくのごとしもし天曆のころまではきはちすの花のごとしとよみたるかの故に

き^{今の} 由^{今の} め^{今の} あり^{今の} こ^{今の}

あ^{今の} う^{今の} ら^{今の} ぶ^{今の} み^{今の}

と^{今の} 久^{今の} け^{今の} け^{今の}

あ^{今の} ま^{今の} は^{今の} ま^{今の} ま^{今の} ま^{今の}

ほ^{今の} の^{今の} ち^{今の} ら^{今の} ら^{今の} ら^{今の} ら^{今の}

い^{今の} う^{今の} う^{今の} う^{今の} う^{今の} う^{今の}

あ^{今の} ま^{今の} ま^{今の} ま^{今の} ま^{今の} ま^{今の}

あ^{今の} ま^{今の} ま^{今の} ま^{今の} ま^{今の} ま^{今の}

源氏物語に御帳の前に御硯などうち散らして手習す
て給へるをとりて中略草にも眞名にもさま／＼めづ

らしきさまに書ませ玉へり 又云手を書たるにもふ
かき事はなくてこゝかしこてんながにはしりがき云
云紫式部が比のは右の歌合の書ざまより又古風なる
べしそれより前貫之のころは又々古體にして今の眼
にてはちとよみときがたき姿なるべし然るに近世古
筆家に貫之の手跡なりとて大かた後世の假名に書た
る物を重寶にするはいともおぼつかなし貫之より後
の人の寫し置たるをあやまり傳へたるにや侍らむ

○字

萬葉集第十六云有^ニ大舍人^ハ土師宿稱^シ 水通^ニ 字^ニ曰^ニ
志婢麻呂^シ也^ト於^ニ時^ニ大舍人^ハ巨勢朝臣^シ豐人^ハ字^ニ曰^ニ正月麻
呂^シ又^ニ曰^ニ有^ニ吉田連老^ハ一^ニ字^ニ曰^ニ石麻呂^ハ
玉海月輪禪定^シ 兼實公日記^シ 曰^ニ安元三年四月二十日^ハ 宣旨依^テ奉^ル
射^ニ三神輿^ハ給^ニ獄所^ハ輩^シ

平利家字平治同家兼字平五田使俊行字難波五郎藤原通久
字加藤太同成直字早尾十郎同光景字新次郎

爲章按するにこれらの説によれば今の世に俗名と
いふを古くは字といへり唐山^{アサナ}の風にはかなはざら
めど本朝の故實なれば尤此説をも用ふべし

○求賢

順徳院

三韓の人また唐人おほく渡り來りこなたの人もある
また入唐したればおのづから習ひ傳へ侍らまし頼
長の御息今麻呂のか、れたる以呂波の字様はおも
ふに古風なるべし左にうつす俊頼のか、れたる字
様を見ておもひやるべし

○俊頼朝臣の手跡

西山公の御本に俊頼あそん眞筆の十五番歌合ありそ
の假名のやつしやう

左

實之

あふふふふふふふふふふ
ふふふふふふふふふふふ
ふふふふふふふふふふふ
ふふふふふふふふふふふ
ふふふふふふふふふふふ

右

補昭

あふふふふふふふふふふ
比と皮けふふふふふふ
とた乃りふふふふふ
あふふふふ

大體かくのごとしその頃までは文字の正體たしかな
り今の世のいろは假名はあまり簡便にやつし過て文
字の本體うせ侍りぬ右の歌合の中にて拾ひうつす
に

あふふふふふふふふふふ
あふふふふふふふふふふ
あふふふふふふふふふふ
あふふふふふふふふふふ
あふふふふふふふふふふ

出じとおもへと言のえげ、く

いろにも出じといふを葉の字のそひたるは言にも
といふべきをことの葉といふ類なり壬二集にも寄
海雜

淡路島なにはをかけて見渡せば

波の色葉のあしで也けり

以上契冲師説なり按するに日本紀古事記に歌をか
かれたるを見るに常に目どほき字を一字づ、音を
用ひて佛經の陀羅尼をみるがごとくにかゝれたる
はそれよりむかし漢字の渡り來ての書體のまゝ、
歟但舍人親王以下のえわざか萬葉に載たる人麻呂
集の歌などはおほく訓を用ひて三十一字の歌をわ
づかに十字前後にかゝれたりそれより後家持卿の
前かどよりにや義訓假字の風おこりてたとへば戀
水と書てなみだ丸雪とかきてあられとよむ類は義
訓なりこれらは其前後の歌人たち心々に才智をい
どみて書れたるにやとおもふ又たゞの詞のつるか
もといふに鶴鴨と訓を假て書たる事おほし其外は
吳音漢音和訓もしは和字など無窮に書れたる中に
かの神道者流のいふやうなる文字は一字もなし

四十七字のいろは字もめちかき字をえらびて吳音
漢音和訓うちまじへ國音の有かぎりをあつめて古
風長歌の體に作られたり作者を空海師といふは實
にや何にもふるき文にゑるしたる物なしとぞ釋日
本紀日本紀纂疏などの説は一向に信用しがたし空
海は悉曇の音學にも通じ又能書といひ才智英俊と
いひいろは歌もまた弘法のおもむきなればその作
といはんも遠からぬ説なるべし
片假名はそれより前吉備公の作といへどもこれ又
古き物に其證なし宇治拾遺に嵯峨天皇の御時かた
かなの子文字十二かきて小野篁によませられたれ
ばねこのこのこねこえ、のこのこし、とよみとき
たりといふ物語を載られたるをおもふにいかさま
にも嵯峨の御時よりよほど前かたに出きたるなる
べし吉備公は在唐二十五年の間に官位殿門禮樂ま
でも習ひとりて歸り玉ひ大内裏以下の制度を始て
朝廷の尊嚴をいやましたる程の器なれば漢字を
略して片假名作られん事これ又遠からぬ説なるべ
し今のいろはの字様を空海師よりといふはいか
が侍らんさまの草書はそれよりはるかの前に

年山紀聞第六

○いろは

台記久安六年正月十二日記云今日今麻呂參御前
依敕書以呂波

今按台記は宇治左府頼長公の日記なり久安は近衛院の年號今麻呂は頼長の御息なり童子の時いろはを習ふ事ふるくよりなり此便りに會て承り置しいろはの正字をゑるす

以^{吳音}呂^{同波}上^同仁^{吳音}保^{吳音}奧^{說々あり}止^{訓和}知^{吳音}利^同
奴^{吳音}留^同遠^{吳音}和^{吳音}加^{吳音}同^{漢音}太^{漢音}禮^{同會}同^{訓和}同^{訓和}同^{訓和}
奈^{吳音}良^{同武}上^{吳音}武^同爲^同乃^{吳音}略^那於^{吳音}久^同也^{吳音}末^{吳音}
略^{吳音}計^不吳^漢己^{吳音}江^{訓和}同^{吳音}安^{同略}同^{吳音}漢^同後^同由^{吳音}女^{訓和}
美^{吳音}之^同惠^{吳音}比^{吳音}毛^同世^{吳音}寸^{吳音}略

此四十七字みな漢音吳音ばかりにて和訓なしといへるはあやまれりこれより前日本紀古事記に載られたる歌専ら音を用ひられたれども苦^{とま}迹^あの津^つかやうの字は和訓なるを見る人は此疑ひなかるべしへ

の字へとも又梵字の一點とも或は反の字のへを取と

も邊の字のへをとりたるとも説々いづれにか侍らんの字は利の旁をとりたるをおもへば反か邊かのへを用ひられたるも知べからず萬葉等に毎々反邊の一字をへといふ所に用ひられたり片假名全假名通用すまじきにもあらず 何の字は下に見えたり漢字のわたらざりし前に此國には文字有たるにやなかりしにやおぼつかなしあらば梵字胡字阿蘭陀字の様なるべし神道家にて神代の文字とて靈符の字のやうなるを秘し侍れど字様まことしからず後の人のゑわざと見ゆ又日本紀等の史にも今より國字を止て漢字を用ひよとの詔敕なども見えずかへすくもおぼつかなき事なり八雲立などの神詠よりはじめ神武御製等いかにして傳へられたるにや

萬葉集第十八家持の長歌に安我末川君^{アガマツキミ}我待^{我がまち}續日本後紀第十五濱主が上表の中に歌を載たるに萬飛多^{マンヒタ}天萬川流^{アママンカハナガ}也^也さればつもじ片假名にはツとかけるも何の草なるべし此外にむづかしき字とおもへるは叶ふべくもおぼえ侍らず色葉^{イロハ}雖句^{スナハタ}とこ、ろうべし色者雖句とおもふはあし、萬葉第十秋相聞のうたにももみぢ葉に置しら露の色葉にも

年山紀聞 第六

目 録

いろは	一二五
俊頼朝臣の手跡	一二七
あざな	一二八
賢をもとむ	一二八
長歌短歌	一二九
あさがほ	一二九
鹿火屋	一三〇
おもひ草	一三〇
易然集 後詠	一三一
五節のはじめ	一三二
おき島もり	一三三
ねよとの鐘	一三四
玉つしま	一三四
修學寺八景	一三四
千とせ山	一三五
天地の始終	一三七
藤房卿の歌	一三七

端午のかぶと	一三八
八朔尾花のかゆ	一三八
いきみたま	一三八
かたをなみ	一三八
久木	一三九
二鞘刀七枝刀	一三九
天狗	一四〇
頼政卿	一四〇
新敕撰集	一四〇
秋さり衣	一四一
花生子傳生子	一四一
本所の侍	一四一
茶	一四二
水無月菰	一四二
ま、母	一四二
本朝世記	一四二
五百代小田	一四三
舍人親王	一四三
をそのたはれを	一四三
心葉	一四三

もすの艸漏 クキ	一四四
夏の鶯	一四四
長松軒傳	一四四
圓珠庵契冲行實	一四八

○續千載集の歌

法皇御製

いとまた民安かれといはふかな

我身世にたつ春のはじめは

唐の徳宗も始初清明其行事無_レ愧_二於先王_一とあり
いづれの人主も世を嗣はじめ玉ふころは御身もち
正しく臣下のあひしらひもよきものなるが後々は
色におぼれ酒にふけり土木をこのみ萬事我まゝに
なりて舊老諫争の人をいみきらひ新進便佞の人を
え_レな_レしみたまふより政事みだれて諸臣の心はなれ
民庶うらみて世の中おだやかならずなりゆく事な
りよくゝたしなみてわが身世にたつ始初をかへ
り見たまふべし

年山紀聞 第五終

て原佐と稱し仁齋と號しけるわかきより心を經學に專らにして博く學びたり宋儒理學の風をきらひて直に論語孟子によりて身をもおこなひ人をもをしへけるその趣は童子問^{卷三}にみえたり此外語孟字義中庸發揮論語孟子の古義などいふ書をつくりて弟子にさづけ、る委しき事はその子伊藤原藏長胤が書たる行狀にのせらればこゝにはあるさず爲章は弟子の數にはあらざりしかども過し年その講説を聞人品をも知たり物やはらかに愛相よく謙退ふかくまことに君子とはかうやうの人なるべしとおぼえ侍りされど程朱の學風をきらひてみづからの見識を立たれば世の人にくきものにたもひけるもとより歌學はせざりしかども折にふれ興によりては口にまかせたる歌記憶せし計を

菊の花をみて

秋をへてつひに紅葉ぬ松はあれど

霜に花さく庭のむら菊

題しらす

上が上かぎりもあらじ我よりも

下の下なる人をみるべく

人ばかりおとりしもせし月も日も

空にひかりのかはりなき世は

述懷

我身世にふるから小野のもとかしは

もどかしとまも人の見るらん

父の三年の喪のはてに

三年とて定めしかずの限りあれば

けふぬぎすつる藤衣かな

前庭をながめて

風わたる竹のかれ葉をそのまゝに

梢にとむるさゝがにの糸

七夕

さかしらに誰れいひ初めてたなばたの

こよひなき名の空にみつらん

月をながめて

代々を経て詠し人の數にまた

我をもゆるせ秋の夜の月

戒愼恐懼の意を

思ひとれば此身の外に道もなし

身を守るこそ道をあるなれ

陽理矣此道也防乎玄古漸乎中葉

大寶

延喜之間彬々其彌文之密殆軼姬周一用以建大中植

有極而羣

皇圖于億萬斯年使下義軒迄漢唐不能儔焉猗歟盛

哉維我先人夙披往史思求古今君臣事蹟逮讀

典故諸籍則有以睹夫禮教之用其切若斯矣私

以諸公卿大夫士諸練其事能讀源氏記藤氏抄江

氏次第以叙述見聞者前後數十百家所載造因隆

殺殯儀末節旁及綸命聽合書疏議論爲至周備

參而取之皆足以資例徵而代殊人異彼詳此

畧未聞有哀爲一大成典可憾也乃多方請借

募致就所獲以造編書則標原名一文則仍舊簡

芟其蒼汰其冗引歸其類綜以恒例臨時

總之五百一十卷附圖二卷一十易秋春成雖

僭越之不揣而編摩之稍力矣往嘗憑右大臣藤原

公規奏

太上皇以撰次

稱

旨特出秘閣書若干帙勅俾增緝先人之生其榮

也不肖孤網條不克克挖揚成業箚藏之久適

值

大將軍幕下勵政餘暇留

心典章

命而訪求之懼感仍發不知所厝謹以繕寫

呈

上先人之歿其榮也而茲編光價因以騰軒障曜幾

與古律令格式竝行指紳子弟就採一二肄于綿

叢試于

廟廷俾之小補

祖

宗之不憲而側弼中

邦家之休治焉則先人之所以恪

奉於

上者賴而盡矣榮其躬也哉

寶永七年寅庚八月

權中納言從三位源朝臣綱條謹序

○處士維楨

京堀川出水通を下る所に居たりし儒士なり伊藤氏に

城へ歸り玉ふとて村松山日高寺水戸御領のうちを一見し別當の龍藏院といふに立よりやすみたまふ折ふし床上の盆石を見て

しらざりき遠き境の海山も

手にとる石の上に見むとは

と書つけ龍藏院に見せられしを後に

西山公の御覽に入侍りしかばその僧にかはりて御返し

しらざりき遠き境のなさを

手にとる文の上にみむとは

○もろこし船

元祿三年西山へ御隱居の時にてや有けん江戸をた、せ玉ふあした年頃したしく參られし人々御名残をしみの詩歌どもおほき中に堀田宮内一之のぬしのよめる

はるかにも思ひなされてしたふぞよ

もろこし船のわかれならねど

御返し

いとゞ猶名残をぞ思ふ老の浪

たち歸るべき世をもしらねば

折ふし雨ふり侍りたるに御輿の内より送の人々にむかひて

立わかれ又逢こともしら雲の

ひまなき雨をなみだとは見よ

或人のいはく右二首の御歌は元祿七年の春將軍家へ御對面のため西山より江戸へ出させたまひて御歸國の時の御詠なりといへりなほ尋ぬべし

○禮儀類典序

在昔

神祖

聖宗之建邦也惟敬以事天凡百臣工之奉君也惟恪以弼治上下勤恤靡遑而其畏保勵翼同寅協恭之實積而溢表流融顯著遂將形而爲視瞻容色之則動而爲進退揖揚之度飾以爲辨裳珮纓之章列以爲觴豆醴羞之數宮廬車旂之制而以之格鬼神而紀人類以之施

王朝而推州邦而家而鄉位置等品纖悉曲折整然不可毫爽焉蓋仰而思其隆也可想邪僻不設僭武不崩胥以儼立鎔範規矩之中則民志厥何以不定君綱厥何以不張尊卑辨而天地位矣貴賤差而陰

べしあづまへ下りし道記に寛永十四丁丑十月日露
底軒宗好とあり

○櫻 戸

日野亞相弘資卿中院亞相通茂卿武家傳奏にて毎年歳
首の敕使として彌生のころ江戸へ下りおはして 大樹
幕下および御三家尾張侯紀伊侯水戸侯の藩邸へむかひ玉ふい
づれのたびにか有けん小石川邸のはなざかりを見せ
たまひたりし時 西山公干時宰相の御詠

櫻戸の花をあるじとたのますば

いかで待べき雲の上人

兩卿の歌をもうつし置侍りたるがいづこへかまぎ

れはべりけん今さぐり得ず

又いづれの年いかなる敕使にてか秋の末つかた通茂
卿江戸へ下り玉ふ時 西山公より菊をおくりたまひ
たる謝狀のおくに

手折つる心もふかき色に香に

垣ねの露をおもひやられて

御返し

ことの葉のふかき心の色かには

露もはえなき宿のしら菊

○都 鳥

中院内府通茂公干時前大納言いかなるゆゑによりてかまば
らくこもりおはせし頃 西山公干時宰相より角田川の都
鳥トビにて香奩をつくらせ内に何くれの名香に金銀にて
花紅葉の形をさざみまじへて贈りとぶらはせたまふ
とて

すみだ川波まにあさる都どり

やがて雲井に立やかへらん

御返し

思ひきやしづむ身くづを都鳥

心にかけてこと、はんとは

また 西山公中納言にならせ玉ふを内府公より賀し
まゐらせらる、御文のすゑに

待えたる恵みの露や紫の

色こき袖にさぞあまるらん

今按この御返歌をわすれ侍りたり後日に問もとめ
て頭書にも加ふべし

○盆石の歌

奥州岩城の城主内藤左京亮義概朝臣は和歌をこのみ
て藩邸へもたび／＼参りたまへり或とし江戸より岩

離にいたるまでの恒例と御踐祚より國忌薨奏の臨時を類聚せさせたまふそのところを彰考別館となづけ水戸城内にかまへられたり總裁には前右兵衛尉藤原爲實をまねかせ玉ひて貞享丙寅の秋より編纂をはじめらる書目あれども略してのせず參館のともがら總裁一人考勘十五人書寫二十八人校合十人出納四人檢察三人隔日に辰の半漏にまゐりて未の半刻にえりぞくたゞし書體を仙洞へ奏覽しかつは群卿批評をうけたまはんために四方拜御藥朝賀三節會朝觀行幸二宮大饗などを類聚して今出川の内府公規公にたのみきこえさせたまふ君侯もとより武林に生れさせ給へば有識の道にはうとくしくなでふ事かあらんと措紳のともがらおもひけち玉ふめるに凡例にかゝせたまふごとくいさゝかも御私の才學をまじへられすたゞ舊記のままにまかせて公事一會を首尾と、のひて採摘し部類たがふことなく編集せられたればみな感賞してのたまはくあはれ朝廷さかりなる世なりせば敕撰の書ならましをいつしか公武地をかへてかうやうのくはだてをあづまの奥にておもひたちたまふことよなどそゞろに涙もよふすかたぐもおはしけるとぞ仙洞

叡感淺からずして禮儀類典と題號をたまはりかつ書目にもれたる撰集祕記新儀式後伏見院御記深心院關白記後深心院關白記など借し下されまた官庫に見えざる記録をめし借らせ給ふおほよそかくのごとき秘書珍記をこの一館にあつめさせ玉ふはかの史傳のおぼしたちより事おこりて京師田舎にたよりをもとめ名山靈區のおくまでをあまねくさぐり尋ねてこゝらの年をへてこそむなぎにみち牛もあせするばかりになんなり侍りぬ爲章むかし都のうちにそだち侍りたれどかうやうにあまたの舊記を見聞ことは侍らざりしを今は日ごとにあたるき代々の事どもをまのあたりのやうに熟覽し侍る幸のいたりも身におはずおぼえ侍るいにしへの人はよろこぶことあればかならずえんとかいふ事をおもひいで、いさゝかこれをかきつく

○隱士岡本宗好

京外の白川にこもり居てよめる歌
のがれきてすめば都の白川も

浮世に遠き秋風ぞふく

宗好が履歷とひあはせてかさねて頭書にも書つく

典御編集の場なり家兄前右兵衛尉爲實その總裁にてぞ侍し

○西山公江戸へ赴かせ給ふを送り

奉る和歌并序 藤原爲實

我中なごんどの遯の上九を得おはして西山にまくら
を高ふし給ふる後はじめて武城にとて出立玉ふは元
祿七の春きぬキヌさらぎ末の八日になん山里に残りと
まる人びとはさらなりなべての木すら鳥すらまでも
行すゑはるかなる御さかえをよろこび且はかりそめ
の御名残をもをしみ思ひ奉れる心なくてやはとぞ覺
え侍る人なみに御ことぶきを聞えあぐるもかへりて
はおほそれおもひ侍れど御道すがらをいのり奉るこ
との葉はさへの神の手むけにもなどかならざらんや
とて蜂腰五首をつらねて御ともにさぶらふ中村願言
ぬしが馬をひかへてさ、げ侍り

たび衣たもとゆたけきよろこびを

御池の鳥の音にも立らし

むさしの、はなはありともみねの松

まつらいろいろを君わすれめや

さきいづる花の梢もいかゞ見ん

君をまつまのはるのやま里

わかれても今かへり來んうれしさの

いろにやかねてにほふ梅が香

一すちにいのるこゝろのまことをば

道のちまたの神もうけずや

按に元祿七年の春幕府靈廟御たいめんありたきよ
しにて西山より江戸小石川の邸へ上らせたまふ

○彰考別館の記

藤原爲章

あが君封域のまつりごとに御心をもちひ給ひて仁刑
あやまちたまはねば士にむらいるふるまひなく民
によこしまなるうたへを聞ずしておのづから筑波山
の風も枝をならさず那珂の湊浪しづかなるまゝの御
いとまに武備文事ふるきあとをえたりひおこさせ玉
ふなかに本朝の史傳くはしからずして古人の履歴か
くれうづもれぬるをうれはしみたまひて武州小石川
の藩邸に彰考館といふをたて、四方の儒生をめしあ
つめ神武よりはじめ後小松院にいたるまで本紀列傳
をえらびたまふがなほも、しきやふるき大宮の公事
ども年々にすたりもてゆくをはいなうおぼしてかの
饌羊にもたぐひねかしとて舊記のうち四方拜より追

之

一論文考事各當竭

力若有他所駁則

虛心議之勿執獨

見

一在席勿怠情放肆

この館にして神武天皇より後小松帝までの本紀なら
びに公武諸臣の列傳を史漢の體に撰ばせたまふ其中
に神功皇后を后妃傳に大友皇子を帝紀に載せ三種神
器の吉野よりかへりたるまでを南朝を正統とし玉ふ
なん西山公の御決斷なりけらし館の諸儒たちさま
さま議論ありて御顔ばせを犯したる輩も有しかど
もこれ計は某に許して當時後世われを罪する事
をえといへども大義のかゝるところいかんともし
がたしとて他の議論を用ひたまはず此館の藏書には
瓢の形の中に彰考館といふ字をえりたる印を押たり

○彰考別館紅葉の宴詩歌の序

藤原爲實

吾相公縁の岡より御かへさのついで此館に入らせ玉
ふは神無月中の九日なり人々格勤の有様を見そなは

し且はねぎらはせ給て御さかづき何くれとあかち玉
ふ折しも軒端の楓そめわたしてまことにきさらぎの
花よりもくれなるふかきに夕附日さへかげさし添て
あたりのおはしまをてらせばことさらにめでおはし
てや、打ずし給ふと見奉るほどにやがて四七の玉韻
なりぬすなはち森の利渉をして是をか、しめ猶この
ともがらのをもめして一卷となさしめこのみたちに
さぶらふ人々にくだし玉ふ唐もやまともおのがじ、
思ひをのべ侍るべきよし仰するに或は龍田川の錦を
おもひあるは吳江の霜をねたみ心々の風情をあらは
すかゝる仰をうけ給り傳ふる爲實まことにぎえ短く
こと葉つたなくしてさらにおもひよるふしも侍らぬ
を此まゝにもだしはてんのかしこまりにたへずして
ひなりぶとかやひとつつつりいでしをそのまゝ、一卷
の數にもらさせ給はぬなんこがねにまじるいさごの
心地しておもてのあせをさめがたくぞはんべる

万代につたへててらせもみち葉の

いろもはえある軒のひかりを

按ずるに是は貞享四年 西山公時相御在藩の秋の
事なるべし彰考別館は水戸城内に構られて禮儀類

まづひとよりとあはすたか人

十二月雪の内に早梅咲たる所 通 躬

雪にまづほころびそむる宿の梅

陰なびくべき春や待らん

色紙形不書作者 前大納言實業卿書之

杖和歌 通躬詠之 前大納言基時卿書之

此杖にいはひぞそむることしより

はるかに花のさかゆかんよを

翌日饗膳及屏風杖等贈_ル阿爺許_ニ返歌

はるく_ニと花のさかゆく杖なれば

つたへて世々に千代はかぞへん

書_ニ短冊_ニ結_ヒ付件杖_ニ返_ニ授通躬_一

爲章按するに慈親長者の齡を賀する事公武と

もに同じ心なり古き儀式は今にうつりがたき

事も有ぬべし右の次第はちかく當時の儀なれ

ば武家にて賀をまうけ侍らば衣冠は袴肩衣に

かへ歌遊は能の謠にかへ披講は只よみあげて

もありなんまづ大體を知りて置べし

○遊女妙

明月記建仁三年五月十三日御幸_ム記雨降時々止_ム已_ム時

參_ニ上御向殿_一小時還御遊女着座神崎の妙_ヲすへりて顛仆_ス

今按_ニこれは西行と贈答ありし遊女なり新古今にて
も妙_トよむべし

○將 基

圍碁雙六はふるくより物にも見えたれと將基はいつ頃よりといふ事をしらす同記四年十二月十日宇治御幸記其傍置_ニ圍碁雙六將基等盤_ヲとあり後日に家兄爲實の云く台記に大將基といふ物みえたり其文にいはく 康治元年九月十二日參_ニ新院_一於_ニ御前_一與_ニ師仲朝臣_一指_ニ大將基_一余負

○彰考館

明曆年中武州小石川の邸中高き地に建給ひて彰考館三字の額は則ち 西山公の御筆なりこの文字は左傳序に彰_ニ往考_一來といふよりとり給ふとぞ額の傍に

史館警

一會館者可辰半入

未刻退

一書策謹不可汚壤

紛失之

一囂談諍論宜最戒

さかゆく宿の春はつきせじ

雅季

七十の残りのほどもことしより

いまいく千とせ宿にかぞへん

屏風和歌

正月澤邊に若菜つむ所

實業卿

春はまつ心は野への澤水に

ともなひ出て摘若菜かな

二月松に櫻の立ならびたる所

通躬

松にのみ千年はいはじ世と、もに

ちらでともなふ花もこそあれ

三月たがへすところ

實陰卿

ながき日はいとまをしまでかへす田に

しづも心のゆたねまくらし

四月簾に葵かけたる家居に時鳥鳴わたる所

通誠卿

今日にあふ釣簾のあふひに千代かけて

なく音かたらへ山郭公

五月橘の咲たる所月も有

通清

花の香は幾世ふりぬるたちばなに

今もむかしの月やとふらん

六月みな月はらひする所 定基

おいの浪よるせにはらふ御祓河

けふより千世の秋を待とて

七月ませに萩薄かきたる所 通誠

七十の秋をはじめに幾千世も

かくこそはみめ萩もすゝきも

八月海邊に雁のあそぶ所落るかりもあり

實陰卿

おくれけむ波路の友もまたひきて

うらなれゆくや秋の鴈がね

九月山の紅葉に夕日出たる所 定基

夕日影てりそふ紅葉いろぞこき

しぐれも霜もまた染にして

十月入江の蘆邊に鶴のむれる所

通清

浪よするあしべはさむき冬の日も

心のどかにあそぶ友づる

十一月鷹狩する所 實業卿

みかり野や分ゆくいぬにたつ鳥を

七十のよはひをちよのはじめにて

猶行するの春もつきせじ

通 茂

な、そちの今日のまとのそのまゝに

いざ万代もともにかぞへん

基 時

としぐにさかえむ和歌の浦波を

ふべきよはひの數にとらばや

基 量

する遠くいはふ齡はこの宿の

松のちとせにとりそへてみん

實 業

千世かけていく七十の春かへん

まつかげなびく松をためしに

通 躬

代々の跡にこえてさか行老らくに

ことぶきそへん春もいく春

永 福

いく春か宿にかぞへん七十や

ことしを千世のはじめにはして

七十をかぞへはじめて今年より

惟 庸

千世のさかえを待やたのしき

基 長

千世の春もかくしこそみめ七十の

としのはじめに契ることぶき

定 基

老の春を今日の若菜に摘そめて

八そち百とせ千代もかぞへん

通 清

行末もあかぬ心にまかすべき

よはひはいく世七そちの春

輔 通

七十の春をかさねて今よりや

千世万代も宿に契らん

輝 光

ことしより千年の春も和歌の浦に

よる白波をかぞへてぞへん

實 岑

七十のけふを千年のはじめにて

主人饗

赤木机一脚建仁例也長二尺五寸弘一尺五寸

綾伏組蘇芳濃薄二筋組末總角有三玉藥心葉松已上

大概摸打敷弘二尺七寸二幅飯坑一口樣器汁物

二杯鮑汁實窪坏二口老海鼠小窪二坏口酢鹽干物二

口魚條燒蛤生物二坏鯛菓子二坏梨子箸七有臺龜洲演形

安例土器准入追物二坏雜足酒盞一口折敷三枚樣器

鳥銀片口銚子一口機鑿用銚子又久安例也

公卿肴物衡重人別一合高七寸余生物二坏鯛干物二坏魚條

小窪器二口酢鹽箸臺土器酒盞一口用深草折敷一枚樣器

瓶子一口樣器

諸役事

主人 寒簾事

陪膳 前源中納言通躬

役送 左近中將定基 同通清

公卿肴物 諸大夫前美濃守仲義薩摩守源盛清

初献勸盃前美濃守仲義二献勸盃 定基

瓶子 仲義 三献勸盃 通躬 瓶子 侍從雅季

歌遊 笙前大納言基量卿篳篥通躬通清

地下召人前肥後守高秀宿禰前伯耆守近家笛 左近將監近任笙

朗詠東岸西岸初反初句 基量卿詠之 第二句

通躬詠之 第三句 定基詠之 第二反 初句

定基 第二句 基量卿 第三句 通躬 篳篥 通

清 笙 近任 笛 高秀

嘉辰令月三反 初反 通躬 第二反 基量卿 第三

反 定基 篳篥 如先 笙 近任 笛 近家

召人座青侍敷之

披講 文臺 仲義 圓座 仲義盛清替役之

置不參人和歌 仲義 置主人和歌 定基

在座公卿 前大納言基量卿 前大納言實業卿 前中

納言通躬

讀師 實業卿 講頌 通躬 通清 講和歌儀

殿上人二反 公卿三反 主人和歌五反

人々裝束 主人直衣 白單衣 基量卿直衣 實業卿直衣 通躬直衣 紅

括定基 直衣 紅綫打衣 出之 通清 衣冠 諸大夫 各衣冠 地下 召

人各布衣 懷紙和歌 寄歲祝

寄歲祝

通 誠

鶴龜の齡に契れ萬代の

はじめとけふを祝ふ行する

熙 定

へにかはれり

今按逢と藍とかよはしてよまれたるをそしりたり
げに尤もなる事なりかやうに中頃の先達不吟味な
りしゆゑに假名つかひみだれてわけもなくなれり
四聲をわきまへぬ人の詩を作れるがごとし此外中
古の歌にかやうの不吟味あまた見えたり

○賀儀定基朝臣の作なり

七十賀中院儀

當日平明装束殿東面其儀懸簾於四面副南簾西第
一間立四季屏風二帖鋪高麗端一帖爲主人座
其西置副北簾下鋪高麗端二帖爲東折同端一
帖行南北爲公卿座東面簾卷之

刻限主人出座雲南簾東ノ間出之次公卿着座南面上次居主
人膳息公卿倍膳息公卿奏之次居汁物追物等次酒盞饒子次主
人三酌之後陪膳復座次居公卿肴物次一献五位ノ諸大夫

凡納言家如此儀先例不分明如大臣家大饗則
初献主人也今日主人勸盃無便宜又如賀茂祭近
衛使出立儀則初献殿上四位二献垣下公卿也今日
來會公卿皆賓客而不垣下又無便考舊例天治

二年待賢門院養產九ヶ夜皆諸大夫勸初献盃見左花
大臣有仁公記

次二献殿上四位勸盃次三献息公卿勸盃次殿上

人着公卿座末次諸大夫置管絃具次地下召人

着簀子座先是鋪菅圓座次呂調子調子次春庭樂

只拍子次朗詠東岸西岸柳次鳥破樂拍子次同急次律平調子

次萬歲樂樂拍子次朗詠嘉辰令月次三臺鹽急

今日歌遊准久安富家禪閣七十賀儀一件時催馬樂

也其曲調斷絶仍以朗詠代之

次諸大夫立文臺硯盞蓋次諸大夫鋪讀師以下座菅圓

座次諸大夫置不參之人和歌次在座公卿以下

各置和歌次息殿上人起座着主人座下賜和歌

置文臺上次讀師着座次講師着座次講師人々

着座次講和歌次各起座以下爲先次主人起

座入簾中息公卿奏簾如先屏風

高五尺月次倭繪裏形薄蘇芳遠菱文縁赤地錦依類聚雜要抄

調建仁依延喜例用四帖和歌色紙形

鳩杖有和歌建仁家長日記云和歌繡杖袋其日後京極

攝政記云造竹形和歌書竹葉同日之記甚有相違但爲家卿自筆記亦載書竹之由仍用後京極說

の跡なり此比は住持もなく庵も破れ侍り智證の跡は金仙寺なり聖海のなみだの事はつれづれにみえたり宮ゐは出雲の社なり國分寺の智觀和尚もまた法友なり愛太子山白雲寺は天台宗なりそもそも先考此山住にて清閑の福をうくる事十八年にして元錄十五年壬午八月二十三日七十六歳にして身まかりたまひぬ法號は長徳院眞門一傳居士尾口村の内平野の上の山に葬る此記をとりいで、追慕のなみだを硯の水にそへ侍りぬ

○冬の鹿

拾遺集

神無月玄ぐれしぬらし葛の葉の

うらこかるねに鹿もなく也

○八重ざくら

新古今集に八重ざくらを折て人のつかはし侍りければ

www.tpoool.com

道命法師

白雲の立田の山の八重ざくら

いづれを花とわきて折けん

内大臣に侍りける時望山花といへる心をよみ侍りけるに

京極前關白太政大臣
玄ら雲のたなびく山のやへざくら

いづれを花と行てをらまし

契冲師いはくしら雲のたなびき立山に八重櫻よまんこといかゞ歌は打まかせてよむ事も有べけれどもこれらは口拍子にかゝりて實事わすれたりといふべし撰者もまた意を用ひられざりしに似たる歟

○嵯峨の隱君子

玉海

兼實公

治承四年八月四日云大外記賴業、眞人語曰

嵯峨隱君子算道命期勘文不可改平安宮之由有

所見貞觀之頃依大極殿炎上時人可有遷都之由

謳歌隱君子聞之云桓武聖主鑒此地久可爲帝都之故

上新處營給一也其記文長今略之

○かなづかひ

契冲師がいはい俊成卿の歌に

たのまずばしかまのかちの色をみよ

あゐそめてこそふかくなるなれ

萬葉には以と爲遠と於これらをさへかよはせる事なしまして以爲と比など更にかよはさず後世はいにし

ひたれば先生と翁と世をことにする事をわすれて身をあはせたるをおもふ東光寺淨泉庵はよるひるとなく來りて恭うちものがたりす或はいざなひてかの名付おきたまひし岩ほにのぼれば谷のひゞき嘯の聲をのこす洞の戸ぼそはくだけたえてゑら雲のみぞうづ高き耳あらひ玉ひけん泉もあせておとかすかなり池の塘草青けれどはちすにははす竹のこみち今は民の家ゐとなりぬ雪をながむる橋ばしらもながらのためしよそならず梅の立えは枯れ残れど鶯もやどりとらずさてもかの世をさり玉ふは元龜のはじまる年なれば百とせに十とせ餘りの露霜にやあれにけん山人さりて曉の猿かなしふといひけんもおもひいでぬ園の名をだにむなしうなさじと御忌日四月十一日ごとにかならず琴をえらべて法樂にそなふ今さへか、れば後々の子孫はいづこそこのほど、いふ事をもわきまへしらじとつたなき筆にうつし家にも傳はれとて

ちとせ山八のさかひをうつし繪の

これだにのこれとふ人のため

とぞいふもじ日かげのどやかに風やはらかなるをりは智證大師千とせの末もとよみし寺院の跡ををがみ

てはやく法の水のたえにしをいぶかり聖海上人なみだおとしけん宮居に詣で、その駒犬をたづぬあるひはすそわの田井に根芹を摘み沼の淺みにひしを拾ひえげき木陰にくさびらをかり清き流に竿をなげもしは國分寺をとぶらひて禪門の商量をはげみ愛太子の峯をよむて教乗の議論をいどむおほよそこの山ずみのたのしみあめつちのあひだにまたたぐふ人あらじとみづからたれりとしひとりほこりて餘年を雲水にはふらかしすみやかに草と同じく朽なん事をあまなふ時に貞享三のとし卯月三日の夜隱士朴翁ねざめのまくらをもたげてゑるしをはりぬ

爲章按するにこれは先考六十歳の作にてぞ侍し阿爺は右京亮定明法雲院宗慶居士後妙莊嚴院の宮は伏見宮貞清親王なり雲竹子は野田氏京師の能書にて侍し靜齋公は久我前中納言通名卿也瑞岩寺は禪宗見窓見外二代の和尚は先考の法友なり千とせ川は馬路村池尻村の西をなぐる、川也俗に大川とも大井川ともいへり明智日向守光秀はたれくもしれり先生の集とは陶靖節の集也東光禪師は現在せり淨泉庵は東光寺中興大中和和尚祖溪長松軒の次男老年に隱居

とにといふ詩を書付みな静齋公の筆なり窓のはとり
に明窓淨机筆硯紙墨皆極精良自是人生一樂といふを
板に書たるは雪峯といひし朝鮮のはかせなりたくは
ふる物琵琶琴おの／＼ひとつ笛はいきともしくなり
てえしもふかねとすがたのめでたければうちもや
らず文ばこ圍碁のばんからやまとのうつし繪ひとは
こみなかすかなる住居の友とうとまれず此所のさま
ちとせ山ひがしによこをれて松のあらしうき世の
塵をはらひ白雲みやこの夢をへだつ南は山祇の森こ
ずるものふりて池のみどりもいとふかく藤浪さへた
ちかかりてやよひのすゑにはさながらむらさきの雲
にほひみちたりすこしひつじさるのかた一里計りに
白妙のついで高くおほそらにそびへたるなんよろづ
代ふき龜山の城なりこの見渡さるゝぞ山里めか
ずうるさけれど城市のいそがはしかなるを思ひやる
につけて翁が心えづかに世のにごりのがれしよろこ
びをすゝむるなかだちとかへりて嬉しきものになが
めなしぬ西には瑞岩の山おろしはげしくて主人公を
よびさまし千とせ川水たえずしてゆくものはかく
のごとしとさとりぬ北に竹のはやしみどりをふかめ

て春の鳥夏の風秋は月に冬は雪によりしく四の時な
さけすぐさぬすがたをあはれむこなたの軒に猗翠の
字をかけて茶室をかまへその具をたくはふ湯のにゆ
る音いとにあらずたけにあらずかきねのすゝ虫にま
がひ木ずるの蟬に似たりねられぬよひの耳に友な
ひめさむるあしたさらにこゝろも清し尾口の里はお
はしまのもとにつゞきたればもりあかすかと田の面
のいなむしろ吹しく風をまくらにぞ聞といふにかな
へり此里はおほちの御時まで御母かたのゑる所な
りしを明智光秀といふものにかすめられてのち領主
もうつりかはりたれどなほふるきよし思ふ人おほく
て此かたゐおきなをもあはれめばよろづにたよりあ
しからず今はむそぢにみちたれば鬢の霜ふかくはだ
への波よせまされどひとみのうるほひさのみにかは
かねばつねにおしまづきにより居て文をひらき見ぬ
世の人にまじはり生れぬ時のよしあしをかうがへ
しらぬさかひの海山にさまよひたどつれ／＼わぶる
事をしらすことに先生の集はむかしよりめなれてそ
のみさをゆかしければかならずこれを讀よむごとに
あちはひます／＼ながうして翁がおもむきにかな

なしくくちなんもみづからは心やすくて中々うれし
きさいはひならし

右の八境は丹波國桑田郡千年山下尾口村今は小口村と書り出雲

田村の北麓にあり管雲洞千年山中有嘯月岩同上洗耳泉同上愛蓮

塘東光寺の前の吟雪橋小口村の中南北に今賞竹徑といふ所

池の塘なりの間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

にあり梅塢の間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

にあり梅塢の間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

にあり梅塢の間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

にあり梅塢の間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

にあり梅塢の間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

にあり梅塢の間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

にあり梅塢の間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

にあり梅塢の間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

にあり梅塢の間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

にあり梅塢の間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

にあり梅塢の間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

にあり梅塢の間にあり抱琴園東光寺の西隣長松軒の隠栖

西 山 公

○隱士朴翁に贈ること葉

我家に隱君の曾祖長松軒の書玉ふ八境の記をうつし
もつ事とし久しつねにそのこと葉のうるはしきを賞
しその文字のさだかならぬを憂ふ此ごろかの眞蹟を
隱君よりつたへかりてもとより持しとあはせ校るに
日ごろよみときがたかりし文字はやくこゝろを得た
りよろこび思ふ事かぎりなし今ぞ眞蹟を返しおくる

にたゞにもたさんも無下なればとてこしをれひとつ
書付てその山びこの笑を催す

はるかにもあふぎこそ見れ千年山

山としたかき君がみさをを

今按これは先年續拾葉集あつめさせ給ふ時の事に
てぞ侍し其御志とげずしてかくれ玉ひぬすべて古
人の爲に残念なることなり

○山家の記

朴翁居士

千とせ山のふもと抱琴園はおほぢはじめて隠れすま
せ玉ふ所にして阿爺につたへてなほ庭のたゞすまひ
おもしろくすみなし玉ふを此翁またはやうより後妙
莊嚴院の宮にめされ侍しかばみつのこみちあれまさ
りて久しくうづらの床とゆづり置いてしをみやづかへ
かへし世のまじはりたちてのち更にむかしのいしす
るをや、西にはこびてかやが軒ば竹のとぼそいと
いぶせけれど膝をいるゝにたれりとして容齋と名づく
よものかべに靖節先生歸隱の國をみづからうつしそ
のこと葉を雲竹子にかゝしむこのひだりにつゞき
たる軒に嘯傲のもしをかゝげて堂の名とし東軒のも

もゆらあるよし書たれど證を出さず爲章大坂東高
津にまかりて萬葉集の事聞侍し次でに師のものが
たりに夫木第二十二に神祇伯顯仲卿の家集を出し
ていはく

曉やをじまが磯のまつかせに

衣かさねよゆらのうら人

此由良丹後國與謝郡にありまた新拾遺集旅部に大
納言通具

とまりするをじまが磯の浪枕

さこそはふかめ與謝のうら風

この歌に與謝の浦にをじまをよみ合せられたるに
顯仲の歌を引合せて見るに丹後にも由良ある事明
らかなりとかたられき實にも曾禰好忠は丹後掾な
りければ所居の名所をよみ侍りてん一首の釋は
改觀鈔に見えたり

○千年山に八境を題する記

長松軒惟翁

みやこをいで、十とせ餘り一とせのほどことせの山
のみねのましらにともなひ尾口のさとの里人とゑた
しみてよろづの事のぞむこゝろをやすめひとつのみ

ちさとらまほしかれどひが／＼しきほんじやうのあ
らためがたくてひたすら花鳥のいろねにふけりやう
やくえんかのかたくなしきやまひにふせり猶やむま
じき心のすきにやそこら見そなはしてふかき洞の戸
に隠れてはぬしなき雲をゑるよしにもしたひらか
なる岩はにうづくまりてよひ／＼ごとの月にうそぶ
きよき泉にけがれたる耳あらふもかしこかりし人の
まねめきてをこがまし草のゑとねにおりては濁に
しまぬはちすをあはれみあるはから歌のおもむきも
す、むにやと谷川の一木橋に雪をながめ或はくれ竹
のこみちにたゝすみて心むなしきまじはり結びす
がはらのおとゝのさのみめでけんも色にのみはあら
ざめりとにほひゆかしく梅がえをよぢあるは十あま
り三の緒をしらべて靜なる靈のあめつちをあがも
のとゑむるも千年の山の名にかなふやま人とし人は
いふめりさればかゝるゐなかずま居もおのれのみか
はふし見の里の露にたもとをそぼち魚の山べのあら
しにくしけづり給ふとはつおやもおはしけるぞやさ
れどそをまねびたまへ侍るにはあらずおのづから竹
のそのふにおひたつふしをにくまれ谷のむれ木む

梢よりあらそひおつるもみぢばの

もろくなり行我身なりけり

かくれさせたまふ日

おとにのみ聞しも今日は身の上に

わけやのぼらん死出の山道

なき人の三年忌によみ給へる長歌

はじめあれば かならずをはり あることを
かねてよりしも 聞し かど あだにも人を
なしはて、 見ぬめのうらの う つ せ 貝
むなしき名のみ の こり つ、 とてもかへらぬ
あだなみの かなはぬ世とは おもへども
過にし かたを 手ををりて ほどなき事を
かぞふれば 三とせのけふに めぐりきて
そのおもかげも なつかしや ひるはひめもす
なきくらし 夜はすがらに おもひねの
曉か けて なく 千鳥 よそに聞ても
ぬる、袖かな

返 歌

なき人のその面かげもかみな月

しぐれに袖や猶ぬらすらん

爲章按するに書樓の記といふ御和文もありしかど
えうつしとり侍らず叱 姫君は近衛關白信尋公の
御むすめ尋子と申まゐらせける承應三年御十七歳
にして 西山公^{二十七八歳}に嫁し萬治元年閏十二月二
十三日江戸駒込の御別荘にてかくれさせたまふ^{十二}
一 法光院圓空覺心と申す後に哀文夫人と諡まゐら
せらる御生質の美なるのみならず詩歌をさへこの
み玉ひて古今集いせ物語はそらにおぼえ八代集源
氏物語などをよく覺えたまひしとぞまた三體詩を
も暗記したまひけるとぞながらへさせたまはゞい
かにいみじき御ざえにてか侍らまし御早世のほど
をしみ奉るべき事なり 西山公御物語のつひで此
御上におよびてはうちをたれさせたまひける御
互に御ざえありけるいもせの御中らひいかにむつ
まじくやおはしましけん

○ゆらのと

ゆらのとを渡る舟人かちをたえ

行へもしらぬこひのみちかな

曾丹が歌にて百人一首にのりてより諸鈔に紀伊の
國のゆらと定められたり契沖師が改觀鈔に丹後に

註には子負たる女をとらへて人柱に立たりといへり
今程猿樂などの能には男を人柱に立られけりとも見
ゆ凡ながらの橋の事古の歌仙も在所をばたしかに不
知と云々わだの邊のあたりにかけたる橋と云々

爲章按に此伏見殿宮御方とは貞常親王の御事なる
べし契冲師が書たる物に文德實錄を引ていはく仁
壽三年九月戊子朔戊辰攝津國奏言長柄三國兩河頭
年橋梁斷絶人馬不通請准堀江川置二雙船以
通濟渡許之橋あれば河ある事なれど長柄の橋と
のみよみて河はよみならずよせあらばよむべし

○泰姬君の御詩歌

たましく記憶せしばかりを書付

梅なかばひらくる

梅の花かたえばかりに咲そめて

ふかさいろ香は猶やをしめる

月映梅花

春霄深月清雲上

梅葉逞_レ香玉滿_レ枝

此景有_レ誰得_二繪盡_一

曉風一陣撲_レ鼻吹

聞 花

花ざかりその人傳に聞しより

水 鶏

しらぬ山路もゆく心かな

月ならでさすともみえぬ櫛の戸を

叩く水鶏に夢ぞ驚く

せ み

春秋を去らで過てふうつせみの

おのがあはれやなきくらすらん

きりくす

なきあかす小篠がもとのきりくす

いかなるふしをおもひそめけん

九月十三日

紅葉隨_レ風舞_二閣前_一

賦詩酌_レ酒不成眠

嬋娟明月中秋外

復賞_二今霄婁宿天

名所によする戀

夜もすがら思ひあかしのうらみつ、

しほたれ増る袖の上かな

題しらす

今日とはひあすはとはる、夢のよに

なき人忍ぶ我もいつまで

御病中に

年山紀聞 第五

○露とまづく

末の露本のしづくや世の中の

おくれ先だつためしなるらん

契冲師の物語に此歌を古來もよく聞わけられざり
しやらん續古今集に

本末究竟等の意を有家卿

「あさち原風をまつまの末の露つひにはそれも本のしづくを」とよまれたりその外の人々も此定にて末の露と見ればやがて本のまづくとなると意得られたり然らばおくれ先だつためしといふ詮聞えずこれは末の露と本の滴いづれまづ消て何れまづし残らんともまづりがたきを人の世の老少不定なるためしにたとへたるなり六帖に雨と露と滴と別々に出せるにて心得べし露のおちかゝるをまづくといふとのみおもはるゝより有家卿以下の歌よみふりなり

○立志

新千載集に

藤原信良

水くきの岡べのさゝの一ふしを

この世に残すことの葉もがな

續拾遺集

丹波經長朝臣

仕へこし身は下ながら我道の

名をや雲井の代々にとめむ

此世に残す一ふしを願ひわが道の名をおもへるにもにこゝろざしを立たる人なるべしまことに中人以上と生れて志を立ざるは奴僕にひとしかるべしその志の立やうを最初によく／＼わきまふべし

○ながらの橋

中原康富朝臣日記曰嘉吉三年四月二日亥参伏見殿宮御方被仰云古今序ながらの橋もつくるなりとよめるは盡と造との二儀あり長久の名ある橋も盡はてぬ我戀はいまだ縁なしとよめる心なり一にはふりはてぬれば又造義もありとなり又ふりぬる物は長柄の橋と我となりけりともよめりふりたる事と云習歟弘仁三年に造らるゝよし國史に見われば弘仁より伊勢が時分まで百年の内也ふりぬると可讀條如何然者弘仁は新造歟不可辨之由も見えたり又古老傳人柱たてられたりともみゆ最初的事とも見えす密勘の

年山紀聞 第五

目 録

露としづく	一〇三
立志	一〇三
ながらの橋	一〇三
泰姫君の御詩歌	一〇四
ゆらのと	一〇五
千年山八境の記長松軒	一〇六
朴翁に贈る詞西山公	一〇七
山家の記朴翁居士	一〇七
冬の鹿	一一〇
八重さくら	一一〇
嵯峨隱君子	一一〇
假名づかひ	一一〇
賀儀 中院通茂公 七十賀の儀	一一一
遊女妙	一一五
將 基	一一五
彰考館	一一五

彰考別館紅葉宴の序前右兵衛尉爲實

奉送西山公序同人

彰考別館の記爲章

隱士宗好が歌

さくら戸

都 鳥

盆石の歌

もろこし船

禮儀類典序

處士維楨・

續千載の歌

一二六

一二七

一二七

一二八

一二九

一二九

一二九

一二〇

一二〇

一二一

一二三

るしみけるに彌作おのれが膝を枕にあたへて撫さずりなどいたはりやりていやしけり母魚肉をおもふ時は彌作ちかき水邊にはしり行て何にてもあさり歸りて味をとゝのへす、めけるおほよそよのつね母にあたふる飲食をば神佛などに奉る物のごとくにきよめえらびておのれは其餘りのあらしくよごれたるをたべる母もし寺院の談義を聞まほしくいひ或はえたしきもの、方へゆかむなどいふ時は彌作手をひき腰をおし脊中に負などしつ、母の面白かるべき物語うちして行歸りける彌作四十歳に及ぶまで

かくおこなひければ其里人もいとをしきものにいひあひ郡奉行などいふ人ども、傳へ聞て不便なる事に思ひけり過し延寶二年 西山公御在藩のをりふしたまふ玉造へわたらせたまふ時此事を聞しめして御嘆賞のあまり御馬の前にめしいで、田島黄金など賜ひつ御感淺からざりけりそれより家の内もや、ゆたかになりていよく孝志をあつくして同じき八年に母身まかりける時も奴婢をたのますみづから醫師の方へ行あつらへてはしり歸りては煎じあたへなと志をつくしなき跡のかなしみは他人のなみだをさ

へおとさせけり其後に妻をむかへて農業をつとめければほど／＼に富さかえけるにつけてもあはれ母の世に有し時かくあらましかばよろこびたまはましものをとてくやみなきけり元祿七年甲戌に六十歳なほ世におこなひ侍るとぞ

今按中村新八郎願言遺文の中に彌作傳一篇あり爲章みづからかへり見るに先考先妣の在世の時これぞとおもふ孝志をもつくさやりしなん無念餘りある事にこそいかなればさもいやしき彌作が心操にはおとり侍りけんかし今や神主を拜して膳をそなへ香をたきなきさけびてもかひなし父母もたらん人のこれをよみたまはゞ其生前にはやく孝行をつくしたまへかし没後の悔何の益か侍らん

年 山 紀 聞 第四終

君が千とせを松にのこして

藤原忠顯荻牛五郎

幾とせかふかき惠の露を今

袖のなみだにそへてまぼる、

清原長秀牧木工介

驚し心をおもひまづめてぞ

なみだは袖におちもそめける

藤原治之岡見治平

誰しばし招もとめむ西山や

雲がくれゆくあかつきのかげ

有間治部少輔光近は廣橋儀同三司兼賢公の孫なり

伏見宮

親王

に仕へて爲實爲章とはらからのやうに

交り侍りける致仕して素朴居士と號し京師塔段に

すまひしがとし頃ゆるありて御恩顧ありけり此計

音を聞てよみておくり侍りける

いかならんなげきのもとにもるしづく

思ひやるだに袖のひがたき

四方の人あがめあふぎし西山の

たかきによらぬならひかなしき

千代までと誰も心をつくばねの

○孝子彌作

よけくはあらでうしや世の中

常陸の國行方郡玉造村に彌作といふ民あり生れつき
實やかにして母につかへて至孝なり家に田産なけれ
ば備力ひとにやとほれてわたらひける寒夜にも衣衾ふすまなければ母の
さむきをかなしみて彌作がきたる物を脱ぬぎて母におほ
ふに母もまた彌作がさむからん事をうれへてたがひ
にあひゆづりぬ母のことばにそむくをおそれてもと
のごとくうちきて母のよく眠りたるをうかゝひてひ
そかにおほひきせてあとまくらをつくろひと、のへ
彌作も其かたはらにふしぬあるひは爐火をたきて母
をあた、め彌作は火をまもりながら居ねぶりなどし
けり人にやとはれもしは役にさ、れて他に出る時は
となりむかひの家にゆきて母をかへり見たびねかし
とてなみだぐみてたのみつ、出けり手づから焼飯し
て午餐ひるめしにあたふればいつもうちいたゞきてふところ
にいてひねもす人のためにはたらきながらくらは
ずして夕さりは家にもて歸り母にあたへておのれ
はけふは某が酒のませ或は某が何くれはせ侍れば
腹ふくれたりといひのがれける母時々頭痛の病をく

往事

頭辨輝光

はかなしな昨日のこと、見しもみな

あはれ一夜の夢の世の中

無常

右中將有慶

有はてぬ習をえればなき數に

もる、もつひの夢の世の中

釋教

前大納言實業

えたふぞよ鶴の林のいにしへも

けさふる雪の木々にしられて

此外諸方より追悼の詩歌文章あつめて一大冊なり

哀挽餘響と名付たるを過し癸未の十一月三十日小

石川よりの大火に焼侍りぬなほうちおぼえたるば

かりをとて左にうつす

船橋式部少輔清原經賢は故ありて先年出家して眞

言宗となり常覺と名のり自息軒と號すもとより親

しきゆゑあれば家兄爲實の水戸の家に養ひたるを

西山公きこしめして扶助し給ひ折々御山居に參

りて御つれづれのかたらひ人なりしが御薨去の明

る春御墓まうでに梅花を手向るとて

咲はまづ誰にかとをる梅の花

おもはぬ山に手向つるかな

鹿島郡宮田郷岩船山願入寺惠明院如晴上人は本願

寺常如上人の弟なりしを延寶の始まねかせ玉ひて

いともえたしくもてなし給ふ薨去の後雪のふる日

御墓まうでして

小野山や雪ふみわけて君を見し

ためしを苔の下にとふかな

三の教まどはぬ君が行さきは

ひとつこゝろの月やてらさむ

薨じたまふとしのえはすつごもりに

中山備前守信敏藩府第一補相也

今日といへば残る月日もなき影を

したふおもひよいつつきぬべき

西山の御跡へまゐりたるにいつしか人げすくなく

軒ばの松のみつれなくなてりければ

市川味禪翁三左衛門弘道入道

君まさで今はた誰かみねの松

ひとりいく代の春かへなまし

源行正肥田十大夫

祈りこしみぎりの山のかひをなき

なき世まで誰かしたはぬ何事も

正せる道のふかきこゝろを

伏見宮邦永親王の御姉繁子は元祿帝の女御に入内

有べかりしを故ありてその儀やみ侍りければ永く

深窓におはしまして學問和歌にのみ御心をいれさ

せ給ふよし爲實爲章が日頃の物語を 西山公聞た

まひてめづらしき歌書どもをたび／＼參らせられ

て遙に御いとをしきものに訪ひ申させ給ふを姫君

もとし頃御嬉しき事におぼしたるに此計音を聞し

めして右衛門督の局して仰せ下されし御歌

常陸の權中納言源のあそむその國の西山といふと

ころにてはかなくなりたまひぬるよしをきゝて

よろづ代といのりしこともむかしにて

さだめなき世ぞ更にかなしき

七そぢや三とせの暮をはつか餘り

残りおほくもおもほゆる哉

左にうつす十首はとしごろ申かはさせたまふ御か

たぐゝ題をまうけてよみて贈りたまふ

時 雨 前大納言通茂

雲と今消しも同じ七十の

落 葉 参議實陰

あく時もあらじ千種のもみち葉を

さそふ習もうき嵐かな 前中納言通躬

寒 草

野邊の色の秋は千種と見しも今

夢とぞしのお艸の冬がれ

冬 月 左中將通清

見はやさん人もことしはなきやどの

月や時雨にさぞくもるらし

歳 暮 左少將實岑

行年の名残にそへてまばるらし

なき影またふ袖のなみだも

述 懷 左中將定基

恨あれや心の友とたのみこし

身は五とせをあはで過ぬる

此朝臣は五年前より書齋の御許借にて申かは

させたまひて御對面はいまだなかりしなり

懷 舊 前中納言實種

末とほくながれての名はとゞむとも
かへらぬ水のあはれ世の中

誦年十三抵武江。義公廩祿之使就懋齋野傳肆業研覃經義。咀嚼史鑑。孤往獨契議論。出人意表。藻思敏贍。咸謂青出於藍。既長。與修彰考館。史書淹貫。密察多所發明。旁通皇朝典故。雖詞意深邃。事實不可捉摸者。考究研覈。能得其要領。櫛比縷析。歷如觀目前。至今當史局者。見所論著。莫不難其精確。長於編削。殆劉道原揭曼碩之流亞也。義公知其能。善遇之。屢使京師。購求遺書。使予長崎。與清人張斐接。斐稱其才。元祿九年。鳳山公擢爲近侍。掌編修事。素疰羸多病。至是增劇。不能視事。以十二月十二日終年。不滿強仕一歲矣。妻森氏生一女。葬豐島郡谷中鄉養泉教寺。從其志也。嗚呼。居山有經濟之具。而不見於施爲。有博洽之才。而未盡其底蘊。接人和煦溫醇謙遜寡言。知與不知。知皆悅慕之。而制行端方有毅然不可奪之操。家道艱軻。雖得於君。而貧病乘除。無年無子。窮耶通耶。銘曰。才不勝德。命胡不臧。惟其卓乎有立。是以久而彌彰。

大井廣貞

安藤爲章建

正德四年甲午

水戸府下士

安積覺撰

雪蘭子が人品おほむねこの碑文に見えたり。過し元祿二年爲章と同じく京上して一とせの程なづさひ侍りぬ。今此小石河にすまひて折々その墓を訪ひ侍るに。妻も一女もはやく死したれば。碑をたつる人もなく。後々は亡廢せんを見るに。忍びず。松隣子大井介衛門廣貞居士の吹舉といひあはせ侍るを。安積覺にて彰考館の總裁なり。森尙謙加藤宗伯神代木工大夫熹矢野長九郎重好中島平治爲貞など。聞てみなむかし居士と玄しく交りたる朋友なれば。おのゝ助力して。碑石成就しなほ。碑位をも養泉寺に安置して。永く冥福を修し侍る事になりぬ。

○哀悼の歌

元祿十三年十二月六日。西山公薨したまふ事。京師へもはやく聞え侍りけるに。清水谷大納言實業卿とし頃舊記歌書の事にて申かはさせたまひければ。爲章が許へおほせ下されける。聞にその千里へだつる涙さへ。

おどろく袖にかけてしぼるゝ

廿八日に薨去なり

○釋萬葉集の跋

萬葉集之不_レ明_二于世_一也久矣如_二顯昭仙覺_一雖_二纔窺_二一班_一未_レ能_レ通_二其全_一況_二其他哉_一常陽水戸西山梅里公負_二文武才_一藩_二于一方_一政治之暇把_二玩此集_一思_レ爲_二之解_一凡歷_二幾年_一所_二功成爲_一卷五十題曰_二釋萬葉集_一辱_二聞_二愚嗜_一之日久_一使_二其臣定藤子爲章_一資_二藁本_一來_二命_一加_二校正_一其爲_レ書也解_二辭達_一意考_二字正_一點或遠參_二和漢古今之典_一或近就_二集中_一比_二較前後_一自相發明精詳周備無_レ有_二餘蘊_一揭_二作者之意_一于千歲之上_一解_二學者之惑_一于千歲之下_一真如_二宵得_一燈_一而渡得_二船_一公之賜不_レ大哉何更須_二愚有_一所_二增減_一也因_レ述_二其意_一以爲_レ跋

元祿庚辰孟秋星夕

難波東高津圓珠庵契冲拜書

義公ことしの春より痞積の病おこり玉ひて御不食まし_レけるがはやく神識にまゐらせたまひてにや正月末にて侍し御釋を大坂へ持上り契冲に委しく一覽し伏藏なく是非をまゐるし申べきよしをあつらへよとのたまひしかば爲章二月に水戸を發して東

高津のかたはらに寄宿して七月の末まで契冲翁に對話し何くれの不審を申はるけ侍りけり御不食月々におもらせ玉ふようけ玉はりしかば八月の末つかた水戸に下向し西山へ参りまか_レの御答を申たるにいとまよろこばせ給ひしぞかしはたして其年の十二月六日に薨去まし_レける契冲師も明るとしの正月廿五日に身まかられけり義公は文武兼備の英將契冲は古今無比の歌學その間に徘徊せしは身の幸にてぞ侍りしそれもはやうた、ねの夢とさめはてたる人間世を觀して懷舊のなみだおさへがたうぞ侍る

○雪蘭居士大申元善碑陰

居士歿之明年弟僧高順襲_二石使_一余碑_一之未_レ及_二書羅_一災石焚訖不_レ能_二成_一今茲僚友井松隣藤年山諸君買_二石立_一之徵_二余舊文_一懽然不_レ能_二記感_一其篤誼_一悲且泣曰余與_二居士_一相知之厚不_二但骨肉_一忍_レ使_二其墳無_一碑乎吾負_二吾友_一久矣因_レ人成_二事錄_一々固不_レ足_二齒雖_一然諸君周_二旋之_一敢不_レ銘乎居士諱_二元善_一字_二子平_一姓_二平氏_一平野鞠_二子祖母大串氏_一冒_二其氏_一稱_二平五郎_一號_二雪蘭_一父五郎兵衛母佐藤氏生_二于京師_一幼_二小聰悟絕_一倫過_二目成_一

○和漢同趣

萬葉第二十天平勝寶六年四月二十八日大伴家持の歌に

八千種に草木をうるて時ごとに

さかん花をし見つ、まのばる

御釋云鷗陽永叔種花詩云淺深紅白宜相間先後仍須次第裁我欲四時携酒去莫教一日不花開これ國は和漢をわかち人は先後をへだてたれどよく似たる歌なり

○おきなが河

萬葉第廿には鳥の於吉奈我河はたえぬとも云々

御釋云には鳥はよく潜て息長ければ息長河とつゝけたり源氏の注又連歌家の説に澳の中を指てながれ入る河と心得るは深く考へぬ僻事なり奈我とかける假名にも心を付べし又日本紀の天武紀上にも息長横河と書り近江の坂田郡にあり

○男房 女房

小右記永觀三年四月晦日御産記以三十貫令賜男房十貫給女房とあり盛衰記にも男方を男房と書たり是等の例によりてにや 西山公先年太田郷久昌

寺にて和歌披講おこなれたる時女の聽聞所を女房男がたを男房とし僧衆のを僧房と標すべきよし命じたまふ

○くそふく

かげろふ日記道綱母の日記五月五日所云く此ごろはめづらしげなうほとゝぎすのむらがりくそふくにおりわたるなどいひのゝしるなれど空をうちかけりて二こゑ三聲聞えたるは身にまみてをかし

又

明惠上人の歌に

山寺は法師くさくて居たからず

心きよくばくそふくにても

今按くそふくは廁などをいふか

○二 禁

舊記に二禁といふは何にてもすべて瘡なり長秋記時師

御日 元永二年九月廿日參梁園御二禁有増氣云々

廿一日云々廿三日參梁園丹波重忠語云宮御瘡與

一昨日同事也云々宮仰云於瘡者不知増減此兩

三日辛苦甚敢不可存命者云々

右者家兄爲實の拔書にありき梁園は輔仁親王とぞ

はらひのこせるうき雲もなし
こよひしもからにやまとによむ歌の

心々を月にとは、や

秋 夕

あはれをもおもひたどらぬ夕さへ

そこはかとなく秋はかなしき

忍 戀

此まゝにたへてゑのぶの森の露

消ははつともいろにいでめや

夜をつらねて待戀

たのめつ、これよあまたのいつはりに

こりぬこゝろぞ我ながらうき

以上 本院の御前にて當座くによみだまへるよし
本院は後水尾帝の皇女御母は東福門院にておは
しける御諡は明正院と申奉れり

○由 句

長阿含經増一阿含經起世經並云須彌山高八萬四千由
旬俱舍論作三八萬由旬智度論作三三三二十六萬里一
森尙謙云由旬長短諸說不一智度論云由旬大者八十
里中者六十里下者四十里名義集云印度國俗乃三十

里聖教所載唯十六里按俱舍論云七麥爲一指
節二十四指節爲二肘四肘爲一弓五百弓爲一
拘盧舍八拘盧舍爲一踰繕那踰繕那乃由旬同今
以日本里數計之一由旬二十四町餘也

○一 里

風俗通三百六十步 公羊注疏三百步 輟耕錄二百四
十步 日本一里七千餘步

○隱岐直清

字は文左衛門と稱す三浦壹岐守明敬朝臣に仕へてそ
の參政俗に用人といふをつとめたり彰考館の一松拙字は又と
舊友なりけらしことし正徳三年の夏一松氏が亭を訪
來り見しやそれともわかぬばかりに三十餘年をへだ
て、たがひにむそぢふりにし事ども語りあひ武夫の
かひへしき眼にもさすがなみださしぐみつ、當座
に直清がよめる

年を経て逢見し人の面かげや

我すがたみのかゝみなるらん

返 し 一松拙

廻りあひて名のりをせずばもろともに

しらぬ翁とみてや過まし

開山見性坊阿闍梨きたられしがその弟子智玄律師はもとより殊勝念佛者にて俗縁もちかゝりければ側にそひ居て淨土の法文をしへ聞えられしにかぎりとおぼえて念佛したまへと高やかに呼びけられし時目をひらき見あけて

あらざらん此世の外のすみ所

もとめにとてにしにこそゆけ

とばかりありて事きれ玉ひぬ叔父定賀^{ヨシ}姉督子は十八歳にてつとそひ居られしかばたしかに聞とりてやがて書付おかれたり後に中院内府通茂公^{其時中納言}聞玉ひて和泉式部が句と伊勢物語のこと葉といかに口なれ耳ふるしても今はの病苦まきりなる中にてにをはをもたがへずかくつらねられしは奇特のためしなるべしこれも年頃この道すきの冥加なりとてかへすべし稱歎まし／＼けり家兄爲實過し頃平生の歌の残れるを拾ひて一集となし通茂公^{于時大納言}へ見せ申されければ奥書をかき加へたまへり

此集上下卷山田氏龜子法號淨心院霞屋妙仲眞尼所詠和歌也眞尼從少好歌暗記三代集讀源氏狹衣等會侍于本院仙院被召今式部局長子右兵衛尉爲實編

纂請於題名予曰彼仙院賜稱可謂後代美談也因名今式部家集云

延寶乙卯季春 通 茂

集にもれたる歌九首本院小督の局の尼になりて北野におはしたるがもとに自筆もちたまへるをこひ得てこゝにうつす

澤若菜

春はまだあさ澤水のうすこほり

とくる日かげにわかなをぞつむ

月の前梅

かすむ夜の月をあはれむ袖の上に

をりしもさそふ風の梅が香

ほとゝぎす

夕月夜かげほのかなる雲まより

さやかになのる山ほゝぎす

雨の後の蟬

夕立の過ればやがてなく蟬の

聲もすゞしき森の下かげ

八月十五夜

名にしおふ月のかつらの下風に

浮_ニ子德_一也古_ノ之婦人不_レ目_レ才稱_ニ目_一德稱_ニ及_ニ漢_一班婕妤曹大家輩_一始_ニ目_一才顯而德亦媿焉魏晉流猶有_ニ幸_一憲英明敏端慧豫_ニ料_一成敗_ニ若_ニ蔡文姬流_一君子不_レ取焉夫才德兼備者丈夫且難_レ矧_ニ在_ニ婦人_一乎苟或有_ニ之希世_一而一見若_ニ一靜_一者其殆庶幾乎典_ニ畫園_一三十餘年內人咸懷_ニ其惠_一婉嫕貞淑頗通_ニ書史_一所_レ詠倭歌不_レ下_ニ一千首_一晚年悉焚_ニ其稿_一止留_ニ三百五十餘首_一問作_ニ詩亦焚_一之所_レ留和歌必其可_レ傳者而所_レ焚未必皆不_レ可_レ傳者取舍之嚴毅然不_レ顧而處_ニ身範_一物操守_ニ之篤益可_レ知矣友人安藤爲章釐正成_ニ卷題曰_一蝶夢集_ニ敍_ニ其才德_一徵_ニ目_一紫娘之言_ニ可_レ謂擬_ニ於其倫_一者也余久忝_ニ近侍_一熟知_ニ其爲_一人雖_レ列_ニ之於古_一之婦女良無_ニ所_一愧儻使_ニ之爲_ニ丈夫_一從_ニ容政事之堂_一贊_ニ襄徵猷_一必有_ニ可_レ觀此非_ニ余之私言_一而與人之誦也一靜名吉子村上氏更稱_ニ左近既老削_ニ髮爲_ニ尼自制_一名曰_ニ脩之字一靜_一正德癸巳之秋

澹泊齋安積覺跋

○今式部のおもと

先妣山田氏龜子_ハ丹州桑田郡千年郷中村_{出雲村の南}の産一睡軒山田道夢居士の四女なり居士は連歌を好て秀

逸の句おほく愛太子山の興意法師宇都谷_{タニ}の圓立法師など、名をひとしうせられたり山田氏記憶つよき生れつきにて居士のかたはらにならびて古歌三千首ばかり暗におぼえ給へば幸に歌よむ事を教へて寛永の女帝のおりゐさせ玉ふ仙洞にゆかりの女房のさぶらはれたるによせて宮づかへの心よういに過されけるころ先考_ハ翁の嫡母河合氏そのかたち心ざまうるはしく裁縫にさとき手かき歌よむかたにさへまめなるよし傳へ聞てわりなく乞むかへつ、二十歳の時先考に配せられけり先考もとより歌連歌藝古の折ふしこ、ろざしあひかなひていとむつましく督子爲實爲章久子うちつゝき產生ありけりよのつねかの仙院にも東福門院御所あるひは好君の御方_{伏見宮の御息所}など何くれの御遊にも参りなれてうち／＼御歌あそばさるるくさはひつたなからざりしかば今式部のおもと、召しはやさせ給ひけり嗚呼かなしきかな生縁かぎりありて寛文八年戊申正月十一日の夜病の床にかくれたまひぬ時に三十九歳遺骸は東山眞如堂の葬地にをさめ法號は淨心院霞屋妙仲眞尼と申牌位をすなはち玉藏院に安置し侍りぬ其折の戒師には北野西雲寺の

曉別戀

小夜衣なにかさねけん亥の、めの

明るわびしき名残おもへば

述懷

かくて世にいつまで草のいつとなく

あはれはかなき歎をやせん

求むとて何かはかなふ世の中に

待ならひけんねれぞはかなき

露むすぶ草の庵のかりの世に

えはしの夢はなげかざらなん

姉なりける人のむすめを養ひて富永大藏元

長のぬしにめあはせけるがはかなくなりし

ころ

ねぎごともし今はあだなれ露の身の

消てかへらぬ世のならひには

年頃座禪などつもりけるが或時

思ふともおもはぬとしもおもはねば

思ひの外におもひ入ぬる

水戸へ下るとて長岡といふ所の松原にて

ときはなる君が御蔭にたちなれて

榮行末やながをかの松

岩船の願入寺にまうで侍しに松陰の岩ねを

めぐりて清水のながるゝをあるじの上人

瑛兼上人なり祝の瀧と名づけたまふよしのたまひ

しかば

松高き祝の瀧のまら糸は

千代をかけてや結びおくらん

流轉生死の意を

吹風にちるかと思れば又ぞおく

はかなや六つの道しばの露

いくたびか浮世の中にまよふらん

かへらぬ道の關もありもがな

上品上生の心を

ます鏡むかふ心のまことより

佛のかげはうつりきにけり

辭世今按正徳二年壬辰七月二十三日卒七十二歳
法名脩之一靜大眞尼

又も來ん人をみちびくえにしあらば

八の苦しみたえまなくとも

跋

閨閣才子世必竝稱清紫ヲ其實紫優レリ於清ニ蓋シ目ニ才不レ

りふしごとによみいでたる口ずさみをもみづからこ
しはなれたりと思ひけちてにやおほかたそのをりす
ぐさすかいやりすてられしかば身の、ちに残れるは
かすいとすくなくてわづかに三百五十余首やまとふ
み六篇を猶子村上時長此ごろ拾ひものして心の花に
ぬる蝶の夢といふ歌のこと葉をもてやがて集に名付
家にひめおき侍らんを玄かくゑるしてよとのたま
はするが難波津のよしあしをもてとかくいふなんそ
のほいにもあらざるうへ何がしがおよぶべきこと
にしもあらねばうち置侍りてたゞ年ごろ見もし聞も
したる婦徳のこれはしもとなんつくまじきは此人な
めりといはまの水のつぶくとかたりつたへまほし
くて夏野ゆくをじかのつの、みじかき筆のつたなさ
をわする、ものならし

ふち原のため章

集中の歌のうち覺えたるを書付

三十の年の元日に

思へ身に春は立つてふけふだにも

としのみそぢにかなふこゝろを

子の日に人々さそひて後樂園にあそびて

子日して引手あまたの姫小松

いづれの袖に千代をこむらん

山里の花を

今按此里は駒込
御別荘なり

あはれとも誰にかたらん山里に

ひとりながむる花の下かけ

橋 螢

橋姫の思ひをうちの河波に

もえて螢のかげみだらん

白蓮を

白妙のはちすが上の露のまも

いさぎよからんこゝろともがな

薄

我宿の一むらす、きはにいで、

たのめもおかね誰まねくらん

秋のけしきを

萩の露をばながもとに虫鳴て

見せも聞せも秋のあはれさ

朝 霜

吹まよふ落葉が上も風たえて

しづかにむすぶけさの初霜

むかし紫の君が雨夜の品定に女の是はしもと難つくまじきはかたくもあるかなと書いで、かみなかまものまなぐをわきまへおほよそ五十四帖のうちこの人のうへをむかし物がたりにうつしてをしへとなしいましめをのこせり又かの日記にまさしくその世にありし女ごちのさまをゑるしたるをみるに物語と同じおもむきにして婦徳ゆたけき人のこと葉なるべしひとへにぎえをもていひつたふるは梅に菊にいろ香をのみめで、霜にはこり雪をまのぐのみさををわするゝに似たりいでやそのをしへにかなへらん女のためしにはあが左近のつばねをやとり出侍らまし此人村上長治ぬしの家に生れてかたちなん世の人にまされりけるまだあげまきの頃より近衛殿下 信尋公の櫻の御所に召し出られ

泰姫君のこなたへいらせたまふにゑたがひ奉りて

義公より今の 主公につたへとし久しきみやづかへのほどかぎりなき人のまじらひにつゝしみをこたらす紫のいひけむいと口をしくねぢけがましきおぼえなくひとへにもものまめやかにまづかなる心のおもむきをまもりおいらかにのどやかにわれさかしく人を

なきになさずおもにくゝひきいらすまたひたゝけくさまよひさしいですよきほどに折をりのありさまにゑたがひすべてよろづの事なだらかにかたちよりは心なんまさりたりけるとみなまのび侍るぞかし義公と姫君の御かたと玉くしげふたみあひかなはせ玉ひつゝおほんざえあるいもせの御中にならひてもとよりのさとしさも打あひたれば五經三史の道々しきふみをよみからのやまとの歌にもたどくしからずものかくこともいにしへやうのまことのすぢをこまやかにまねびりちのゑらば女のものやはらかにかきならしたるつま音けしうはあらずなどいひつゝけむもあまりものほめがちにやされどよろづたちいらぬさまにおぼめかしくもてなしかの一といふもじをだにかきわたしにくゝしていと手つゝにこめきたる人よと見ればはかなきあだごとをもまことの大事をもいひあはせんにかひなからずおほやけわたくしにつけてゑねんに耳にも目にもとめていたりふかくをとこにて見侍らばはかぐしき世のかためともなるべきまことのうつはものなるべしとたれゝもいひあへりしぞかしさるは歌にまつはれぬ心からを

酸くして苦ければ美味にあらず凡橘と柑とも詳らかにわがちがたかるべし 皇神の神とは垂仁天皇なり

○山たちばな

萬葉第四春日王
あし引の山橘の色に出て

かたらひつきてあふこともあらむ

御釋云山橘は言塵抄云世俗にやぶ柑子といふ物也髪そぎの時山菅にそへたる草なり 今按此集にあまたよめる中に第七寄草歌の中にあり六帖にも玄かなり清少納言に木はいへる中に山橘とあるはおほつかなし延喜式造酒式の大嘗會神供物の註文に弓絃葉。寄生。眞前葛。日蔭。山孫組。山橘子。袁等賣草。各二擔とあり實の珊瑚の如くなる物なれば色に出てといふべき序におけり古今に友則歌にも山橘のいろに出ぬべしとよめり

○うけらが花

萬葉第四東歌
こひしけば袖もふらむを武藏の、

うけらが花の色につなゆめ

御釋云發句は戀しければなり或は戀しくば歎字氣良はをけらにて白木なり和名鈔云爾雅注云木反諸律和

名平云々本草綱目云夏開花紫碧色 又云莖端生花淡紫碧紅數色云々かくのごとく花の咲ものなれば其花のごとくゆめく色に出なと人をいましむる也俊賴朝臣の長歌にうけらが花の咲ながらひらけぬことといふせきに云々是は萬葉にうけらが花とよめる歌どもをひらけぬと意得られけるなめり此卷にうけらが花とよめる歌みな色に出るをかりて其如く色に出なとよめり本草の諸説もさきながらひらけぬ意見えず 爲章按ずるに古人は萬葉をくはしく沙汰せられざりし故にかやうの誤りおほくその誤りを又うけつぎて歌學に胡亂なることあまた見ゆめり俊賴などのあやまりをうけてうけらが花ひらけぬよしに今も意得たる人おほし

○通茂公の歌

藩邸の侍醫板垣法橋眞庵を京師へ上せられし時幸に百人一首和歌の講義を中院通茂公へうけたまはり侍しによりてたまはせし歌

おくまでもなほたづね見よをぐら山

くらさしるべに道もまよはで

○蝶夢集の序跋西山公の侍女左近局の集也

夢ちをさそふ山ほと、ぎす

返し

夏のよの夢ちはかなき跡の名を

雲井にあげよ山ほと、ぎす

明日廿四日婦人をさし殺し勝家切腹して中村文荷といふものに首をうたせ文荷もやがて其刀にて自害しぬ文荷が歌にいはく

思ふどち打つれつ、も行道の

ゑるべや死出のやまほと、ぎす

右の二件は寮友故大串平五郎元善が物語なり秀吉遺事に出たりとぞ三木柴田城を守りて死し婦人もいさぎよく夫の手にかゝり治忠文荷主人に従て切腹るな豪雄の氣象おもひ見るにさわやかなり歌をさつたなからずよみ置たるはためしすくなくぞ侍る

○渚 鳥

萬葉第七よみ人しらす
まとかたの湊のすどり浪たてば

つまよびたて、へにちかづくも

御釋云圓方の湊は伊勢也渚鳥は八雲御抄に海洲也と注せさせ給ふは何れの鳥にまれ洲に居る意にや

今按第十一に大海の荒磯の渚鳥とよみたるに又みさゝるる洲にをる舟ともみさゝるるあら磯ともよみたれば渚鳥とはみさゝをいふかと聞ゆ毛詩云關々鳴鳥在河之洲今の歌につまよびたて、といふも此詩にかなへる歟

○山 菅

和名鈔云本草曰麥門冬和名稜末須介御釋云琉璃の色して山橘の大きな實のなるなり萬葉第七に「妹がため菅の實とりに行われを山路まよひて此日暮しつ」とよみ其外山に菅をおほくよみ文字を山草とも書るはかならず此麥門冬としも聞えねば只山に生ふる菅なるべし

○たちばな

萬葉第十八天平感寶元年閏五月廿三日大伴家持卿の橘の長歌に かけまくもあやにかしこし すめろぎの神のおほ御世に 田道間守タチマノモリ 常世にわたり下略御釋云和名抄曰橘一名金衣和名太知波奈南方草木狀云白華赤實皮馨香有美味 今按此橘といふは今の世に蜜柑と名付る菓なり俗にたちばなといふは柑子に似て少く皮のいろ黄にしてあか、らず味も少

もまた勇傑のかひありてはやく諫言を用ひたまふ
事後世人君のまねびさせたまふべき美事なるべし

○辭世の歌

天正八年播州東郡の守護三木の城主別所小三郎長治
舍弟彦之進友之伯父山城守賀相等秀吉公と防戦かな
はざりしかば籠城し諸卒の命をたすけてみづから切
腹せん事を秀吉に約し共に妻子を殺して自殺しぬ城
中より命をたすかりて出たるものかの辭世の書たる
をもて出て人に玄めしける

長 治

今はたゞ恨もあらず諸人の

命にかはる我身とおもへば

長 治 妻

もろともに消はつるこそうれしけれ

おくれ先だつならひなる世に

友 之

命をもをしまざりけり梓弓

末の代までの名をおもふとて

友 之 妻

たのめこし後の世までにつばさを

雙る鳥の契うれしき

賀 相 妻

後の世の道もまよはじおもひ子を

我身にそへて行末のそら

三宅肥前入道治忠は長治が家臣にて殉死せしに

君なくばうき身の命何かせん

残てかひのある世なりとも

又

天正十一年四月秀吉公北國に赴き柴田修理亮勝家を
攻玉ひし時勝家さしもの良將なりしかども防戦利を
うしなひて同廿三日の夜としごろまたしき家臣又あ
またの女房を本城一所によびあつめて今生名残の酒
宴をなし夜ふけぬれば勝家夫婦まばらく聞に入て婦
人にむかひつゝそこは故内府公信長の御妹なれば秀
吉もたすけ奉るべし明朝此城より出たまひて恙なく
おはせよと再三いさめけれども婦人もろともに死ん
事をちぎりて何くれとはかなき物語の折ふし杜鵑の
聲を聞て

小谷御方信長公妹

さらぬだに打ぬるほどもなつの夜の

主人より身のいとまをたまはりて流浪人となり或は商賣の利を失ひて貧困のなげきをこりつみ其外生るかぎりの苦患のさま／＼なるも皆一定の數とおもひあきらめてなげきをはるけ侍るべき事なり

○蟻とはし

琅邪代醉編にいはく小説云孔子得コソフツニカラノ二九曲珠スルニ一欲レ穿ウカシテ不レ得遇タマフ二女フタリノ教ヲ以テ塗ニ脂ヲ於ス線ニ使シ蟻アリ通ス焉ヲ
本朝にてありとほしの故事は此小説をかたりうつせるにや

○もなかの月

正徳二年の八月十五夜小石川の藩邸へ 養仙院君わたらせ玉ひたるに 主公の御詠

こよひ三五の月くまなきをりしも

養仙院の君問きましてもろともに賞したまへば庭のけしきもはえあるこゝちして猶幾秋のひかりをも桂の陰にまちえばやとてなん

從三位 綱條

秋もなけば月ももなかのこよひしも
君がひかりを
そへてくまなき

今按養仙君はじめは八重姫君と申て憲廟の御女故中將君 吉孚の御室にして主公の御よめ君なり寶永六年の冬御やもめにならせ玉ひてより本殿をさりて邸中山の御殿にすませたまふ

○雄略の皇后

此帝葛城山に狩獵したまふ時噺猪ありて草の中より暴ヒカに出で人を追ふ獵カウヒト従ヒトみな恐れて或は樹にのぼりにげさりぬ天皇舍人某に詔してのたまはく猛獸たけきけたものといへども人に逢ては憚る汝逆射てかつ刺殺さしころと云かるにその舍人懦弱をちよはくて樹にのぼりて色をうしなへり噺猪直たうちに來りて天皇に向ふて噺奉らんとす天皇もとより勇壯ゆうさうまし／＼ければ弓を以て刺止め脚をあげて踏殺ふみころ給へりさてかの舍人を斬むとし玉ふを皇后みくら 嬪へい諫かんてのたまはく陛下田獵みかりを樂しみ玉ふすらよからざるに況や噺猪の故を以て人を殺したまふは慈愛めくみなき御心なりと天皇すなはち皇后と共に御車に上りて歸りたまひつゝ萬歳と呼て人は皆禽獸を得つ朕は善言ぜんげんを獵得たりとよろこばせ玉ふ 日本紀雄略紀に見えたり

今按此皇后の御諫言はまことに賢后と申べし雄略

とある前齋院の三字は後の宮といふを書寫のあやまりなるべし其夜やがて内の御前へま見え奉りしは實にめづらしき高名なるべし式部がありさま云々紫日記にもみるにはあやしきまでおいらかこと人かとなんおぼゆるとぞみないひ侍るにはづかしく人にかうおいらかものと見おとされてけるとは思ひ侍れどたゞこれぞ我心とならひもてなし侍るありさまと書たるは前後の文によくかなへりすべて源氏よむ人はまづ紫日記をくはしく見るべし爲章かつて紫家七論といふもの作りて源氏は式部が一手に出てあの才氣にてはさのみことくしくおどろく物語にあらず思ひの外たやすく作りたるなるべしと論じ侍りたり先達はかの日記をくはしよまれず物語のみをよみてことくしくおどろかれたり

○天子の法諱

台記賴長公 久安三年六月十八日云法皇談話及我朝古事法皇好見古記 仰云後三條院法名人不_レ知_二之不_レ見_二日記明我朝舊事 朕獨知_二之金剛行申_ス 又仰云我朝天子出家時法名多是三字雖誤所行已久余奏云何以知誤乎

仰云寛平法皇法名空理灌頂號金剛覺灌頂時名_{ヅク}之灌頂後御消息與猶書_テ空理不_レ書_玉金剛覺則知僧灌頂號猶男_{コシノ}字_{ナリ}而古賢以爲金剛覺是法名不_レ知_二有_二空理之御諱_一是故天子法諱三字又有金剛之字雖古賢不_レ免_二失誤_一依_レ知_二此事_一朕名空覺也

按法皇鳥羽院御事也

○吉凶前に定る

もろこしのト珣と郭璞とふたりながら妙に易學に通じたる人にてぞ侍りしある時郭璞つら／＼ト珣を見てそこにはかならず兵厄をまぬかれたまはじといふト珣がいはい吾は四十一歳にして大將軍となりて禍をうけて死ぬべしそなたにもまた終をよくしたまはじ郭璞がいはい吾わがはひは江南にてあるべしといふ後にはたしてト珣は劉聰が大將となりて軍にまけて死しぬ郭璞は王敦がために殺されたり

今按此二人易道にくはしくして其身の吉凶をあらかじめえれりさらばその禍をさくる用意もすべき事なれど避るにさけられぬ運數をしれるなるべしおよそ生死禍福みな一定の數あり或は子におくれ妻に別れて思ひを胸にこがしあるひはたのめる

萬十一
鴨川ののちせまづけみ後もあはむ

妹には我は今ならずとも

御釋云後瀬は下瀬の意なり神代記云上瀬は太
疾下瀬是太弱云々今按まづけみは弱の義なり

○白酒 黒酒

萬葉第十九天平勝寶四年十一月二十五日新嘗會肆宴
乃歌

從三位知奴麻呂真人

天地と久しきまでによろづ代に

つかへまつらんくろきしろきを

延喜式第四十造酒式云新嘗會白酒二酒料云々又云造
酒者米一石以三斗八升六合爲一斗七斗一升四
合爲一飯合ニ水五斗一各等分爲二一甕一甕得ニ酒一
斗七升八合五勺一熟後以久佐木灰三升一和コ合一
甕日一方稱ニ黒貴一其一甕不和是稱ニ白貴一
白酒黒酒の制はくさきの灰を入るといれざるに
よりの名なり

○紫式部

今は昔物語云今はむかし越前守爲時とてざえあり世
にやさしかりける人は紫式部が親なり此爲時が源氏

は作りたりこまやかなる事どもをむすめにはか、せ
たりけるとぞ前齋院の宮此事を聞召てむすめをめし
出たりける初て参りける夜内のお前關白殿などいか
なることをかせさせ給ふべきなど申させ給て殿の申
させ玉ひたるたゞ今夜見えさせたまふべきぞと申さ
せ給ひければやがて其夜さしむかひ見えさせたまひ
けり世にめづらしくめでたき事といひの、しりけり
式部が有さまかゝるめでたきことゞも作り出したる
人とおぼえす裳からぎぬきたるすがたやう體もて
なしなどいとあやしう心もとなげにてぞ侍りける此
源氏作りたる事さまゝに申傳たり参りて後に作り
たりとも申しづれかまことならん

爲章按するに源氏物語の大綱は爲時が作りてこま
やかなる事を式部にかゝせたりといふ説は文章の
くさりをもわきまへぬ無下の人の申傳へなるべし
卷々の意を見るにをとこにては思ひもよらぬ事の
みにて決して婦女の趣向なるうへ言葉のつゞき一
人の筆ならでは書くだされぬくさりなり一部に
わたりてくはしくよむ人は此説に迷ふべからず前
齋院の宮此事を聞召てむすめをめし出たりける

向ふす極^{ムカ}。たにく、の。さわたるきはみ

御釋云第六に高橋虫麻呂もかくよみたるに谷潜^{タニカクレ}と書り心は谷く、りにて蝦^{カヘル}の異名なりかへるはいかなる谷にも有て水をくれば此名をおふせたるなるべし草をく、る鳥とて鵲^{セウ}をかやくきといふが如し延喜式第八祈年祝詞に谷蟬^{トシコノツト}能狹度極^{サウタルキハ}とあるをたにかまと點せるも後人のあやまれる點なりこれをもたにく、と點すべし

○勤^{イシノオム}臣

天平勝寶元年に駿河守猶原造東人に賜へる姓なりいそしのおむとよむべし文德實錄第四に見えたり東人は九經に通じたる名儒と載せられたり

○いなせ

萬葉第十六に否も諾も下略

御釋云諸本いなもうもと點す今按日本紀に諾をせとよめりなかればいなもせもとよむべし後の歌にもいなせともいひはなたれずとよめり

○玉はいき

萬葉第十六卷の中の題に詠^{ウタ}玉掃^{タマハカ}鎌^{カマ}天木香^{アマノキヨウ}梨^{ナシ}歌此御釋云玉掃は第二十に寶字二年正月三日内裏にて

王臣に玉帚^{タマハカ}を賜りて肆宴^{シヨウエン}ありける時に家持の始春のはつ子のけふの玉帚とよめるに付て先達の異説まちくなれど今の題竝に歌に依るに玉帚は草の名なりと見えたりされどいかなる草といふ事をしらず字書を見るに帚^{ハカ}によろしき草多し爾雅に云蒿^{コウ}王^{ナリ}華^カ郭璞注云王帝也似^ニ蓼^{リウ}其樹可^ニ以^テ爲^ス掃^{ハカ}王^{ナリ}東呼^テ之^ヲ曰^ク落^{ラク}帚^{ハカ}又云莽馬帚注似^ニ著^{シテ}可^ニ以^テ爲^ス掃^{ハカ}玉篇云薨^{コウ}草^{サウ}可^レ爲^ス帚^{ハカ}此中に先達の説に著をいふと申されたれば王帝これにちかきにや^{御釋なり}

玉はいきかりこ鎌^{カマ}麻呂^{マロ}むろのきと

なつめがもと、かきはかむため

御釋云鎌に麻呂の名を付て奴^{ヤツコ}などのやうにいひなせり

御追考云たまはゞきかりこ鎌丸とよみたれば玉は後に付たる褒詞にあらず初よりの名なり但帚とばかりは木竹にてえたるをもいへば初名付る時にこと葉をくはへて只の帚に簡^{カン}びけるなり本草地膚の下に獨帚落帚王^{ナリ}華^カ王帝掃帚これらの異名に叶へり王帝を玉篇には玉帝に作れり

○後 瀬

ちどりはくれど君ぞきまさす

御釋云もりとむれと同音にて通ずれば群てはむとよめるか又おのく榎の實を守りぬてはむといふにや 百千鳥は鳥のおほきなり百鳥とも五百つ鳥ともよめるに同じ百千鳥といふ鳥の一名にあらす二たびたゝみていふ時百を捨て千鳥といふにてもゑるべし八雲御抄に鶯の所に又榎實をくふと遊ばされたるは鶯を百ちどりと云説に依て此歌を思召たがへられたるが一首の意は第七に鳥はすだけど君は音もせずとよめるとおなじ

○なまじひ

萬葉四山口女王
物思ふと人に見えじとなまじひに

常におもへり有ぞかねつ、

御釋云奈麻強は愁の字なり和語の意は生強也生とは熟すべき物のまだ熟せぬにいへる詞なりなま心なま上達部などいふ類なり強は其なましきをうちおかで強てなすこゝろなり今の俗語に或はなまなかと申めるはなま／＼にして半なる意なり假令水をわかすに火の氣のとはりもはてぬは水にもあらず湯にもあらずしてわろきやうなるが愁なりされば

此歌の意思ひを人に得しもゑのびあへぬゆゑに色にみせじとおもひしはなまじひなる事なりとなり

○やさしき うつくしき

玉島の此川上にいへはあれど

君をやさしみあらはさすありき

御釋云我住所は此川上にあれど君は心ありてはづかしき人なればさきに問たまひつれどそのほどとあらはしても答へ申さばりきとなりやさしみは耻かしきなり俗に情ある人をやさしき人といふは情ありて耻かしき人といふなり美麗なる人をば人のうつくしめばうつくしき人といふがごとしゑかるを美麗をうつくしと體に訓して心得やさしきをも則情ある事と思ふは誤なり古今に年のおもはむことぞやさしき竹取物語にきのふけふみかどののたまはむことにつかむも人聞やさし云々源氏真木ばしらに今はゑか今めかしき人を渡してもてかしづかむかたすみに人わろくてそひものしたまはんも人聞やさしかるべし是等みなはづかしきなり

○谷く、

萬葉第五山上憶良令反感情一長歌の中に 天雲の

みなみのかたに出玉ひて惟光めしてこのもちひかう
かすくゝに所せきさまにはあらであすのくれにまゐ
らせよ惟光ねのこはいくつかつかうまつらすう侍
つらんとまめだちて申せば三がひとつにてもあらん
かしとのたまふにこゝろえはてゝたちぬ

河海抄に亥の子の餅は色いろなり三日夜の餅は一
色なれば数々にはあらでといふなり 契沖師がい
はく所せきさまにはあらでといふにてゑるべし數
數はたゞ數のねほきなりいろくをいふにはあら
ず亥のこの餅のおほかりしその三分が一ばかりせ
よとのたまへるなるべし紫の上の事は嫁娶の本式
にもあらでぬすみとり給へる事なればたゞいはひ
のゑるしばかりにて穩便ならむがためなりみつが
一つを今の世にはみつの物ひとつといへり常のこ
と葉なれども本文はあり史記云晋悼夫人食輿人之
城^レ杞者^ニ絳縣人^ニ或^ニ三年長^ニ矣無^レ子而往與^ニ於食^ニ有^ニ
與疑^ニ年使^ニ之年^ニ曰^ニ臣小人^ニ也^ニ不^レ知^ニ紀年^ニ臣生^ニ之歲^ニ
正月甲子朔四百有四十五甲子矣其季^ニ二^ニ之一^ニ也吏走
問^ニ諸朝^ニ師曠^ニ曰^ニ魯叔仲惠伯會^ニ鄰成子承匡^ニ之歲也
七十三^{ナリ}年矣

○とのゐもの
赤染衛門家集にかたがへに來たる人のとのゐ物を
出したればつとめていひたる

よやどりの朝の原の女郎花

うつり香にてや人はとがめむ

返し

宿かせば床さへあやな女郎花

いかで移れる香とかこたへん

宇治拾遺に平貞文が本院侍従が局へ亥のびたる所に
云つばねに行たれば人出て上になれば案内申さん
とてはしの方にいれていぬ見れば物のうしろに火ほ
のかにともしてとのゐ物とおぼしき衣ふせごにかけ
てたきものしめたるにはひなべてえならず云々

宿直物の事此外にも書抜おき侍りたりかさねて探
りいでゑるすべしたゞ夜着^{ヨキ}の事なり亥かるを禁
中にて殿上人の宿直する名をゑるしたる札を入た
る袋なる故にとのゐ物の袋といふといふ説は無下
に物よまぬ人の作り言なり

○も、ちどり

萬十六
吾門のゑのみもりはむ百千鳥

年山紀聞 第四

○後柏原院御製

をさめしる我世いかにと浪風の

八十島かけてゆくこゝろかな

按するに此御代は足利家の末になりて京都の騷亂諸國の蜂起としゝに兵革のみなればおのづから禁中を守護する輩もなく天子はたゞ御名のみにて衰周のむかしにもおとりたる世の中なれども天子とふ御名のたふとさは外の人によまぬ御歌ぞかしされば儒道に名の一字を眼目とせられし事はげにゆるある事なるべしさて天子大樹より列國の大名たちまでも此御製を座右の銘として天下國家を治めたまはゞ士農工商おのゝ其所を得て王道にちかゝるべし

○揚名介

薩戒記定親卿日記 應永卅三年三月廿七日除目所今度右府臨時被申之文揚名介申文也件文云被任常陸介

正六位上藤原朝臣國貞

望諸國揚名介

應永卅三年三月廿七日

廿九日記云揚名介事自院以葉室中納言被尋下云揚名介先例任國竝請文等可注進者此事迷惑凡任國山城上野上總常陸近江等之由見抄物一事大内記爲清朝臣後日談曰上皇就揚名介事被尋仰少納言良賢入道常宗常宗注進五箇國其時被散御不審云々此事若以如源氏物語之說可定一國之由思召所今度申文望諸國揚名介云々依之御不審出來歟云々或古人物語云圓明寺關白見物賀茂祭之時山城介渡之由人々稱之圓明寺殿被仰云揚名介渡ルニヤト被仰人々聞之其後諸使等渡大略之時又同揚名介渡ルヨト被仰了揚名介祕事也而無左右山城使渡之時被仰出忽覺悟爲令隱揚名介事後々每度被仰云々此時以來人々皆揚名介知山城介事云々爲章接するに賀茂祭の揚名介は山城介に限るべし源氏物語のは何れの國と定めがたし右の諸國の間なるべし作り物語なれば只あるじの留守をいはんためまでに書るなるべし

○三がひとつ

葵の卷にそのよさりゐのこのもちひまゐらせたり君

年山紀聞 第四

目 録

後柏原院の御製

揚名介

三がひとつ

とのゐもの

も、ちどり

なまじひ

やさしきうつくしき

谷く

勤 臣

いなせ

玉はびき

のち瀬

白酒黒酒

紫式部

天子の法諱

吉凶前定

蟻とはし

もなかの月
雄略の皇后

辭世の歌

渚 鳥

山 菅

たちばな

山たちばな

うけらか花

通茂公の歌

蝶夢集の序跋

今式部のおもと

由 句

一 里

隱岐直清

和漢同趣

わきなが河

男房女房

くそふく

二 禁

釋萬葉集跋

八五

八五

八六

八七

八七

八七

八八

八八

八八

八八

九二

九四

九四

九四

九五

九五

九五

九五

九五

九六

大串元善碑

哀悼の歌

孝子彌作

九六

九七

一〇〇

でそのやまひいえけりこれ世の中の養母繼母のいましめとなり侍りてん更に家婢をえらびて綱治にめさせその婢をもまたいとをしきものにをしへみちびきて裁縫何くれまで女職ならはせたり古人のいはくおよそ婦人のむまれつき妬を甚しとすもし妬なければ百拙を掩ふべしとぞ嗚呼霄子や妬うすければ世の中の妻女のをしへとなり侍らしました綱治久しく召つかひたる若侍おほけなく霄子に心をかけてさまぐにいひなびけんとせしが或時綱治他行せし留守にそのねやにゑのび入しを兼て用意やしたりけんかねよきわきざしにてかひぐしく切ければたゞう、といふ聲ばかりにて死にけりかたはらの衣裳うちかけてさりげなくものし綱治歸りたるにはじめてゑかぐのおもむきはじめをはりを語りけるとぞおよそ女の密夫する事かくれてもあらはれてもたまぐ聞えて其身一生の耻のみならずおやはらからまでの名をけがす事なるに此霄子のいさぎよきこゝろもちひ綱治手をもいたはらす家のうちのさわぎもなさふるまひはまたためしすくなくぞ侍る以上婦徳を思ふにもろこしの書に賢女節婦烈女などことぐしくゑるした

るにはいやまさりてぞおぼえ侍る正徳二年春より病づきて同じき七月廿四日に卒去年四十二歳江戸駒込の大乗寺といふにほうふり妙珠院月澄日冷とわくり名せりまことにをしむべくたふとむべき貞烈の婦人ならざらめやも

年山紀聞卷三

年山紀聞 第三終

させ玉ふらめそもこの山のとのづくり南にむきて谷水をみはしのもとにたへたり松のはしらにちがやぶき蘆のわたどの板びさし小萩がまがき柴の門さしてむかしになぞらへばひじりの御代のまつりごとその身のをぎりしりぞけてたみのちからをますといふをしへまもりて四の書五の經のまきくをひもととき玉ふそのあまりやまとしまねの神のみち關の戸ざしにあらはせし李氏のこと葉のそのみか佛のとさし千々の法さぐりきはめてまどひなしなほ春秋の花もみちをりにふれたるからうたのなさけもふかき山のおくさびしともいざしら坂のしらすきしかた行するもならふ人なき此君のこよひ幽賞をうれしとおもひ玉ふるよし聞えあげ侍るべしといとうるはしきさるのみ耳にとまりて酔のねぶりおどろきさめぬえりかいつくろひおまへに參ればおほん盃のめぐりなかなばにしてさぶらふ人々今やうとりくうたひにぎはふに君はいとのどやかにながめはれて今宵はじめてあふ三五の秋とすしおはするほどなりけり

此拙き言葉を白坂の寓舎にて書おき侍りしを侍醫

井上玄桐ひきかなぐりて御つれなくさめに御覽に入れ侍りしかば長歌の變體めづらしき趣向なれども御うへを過稱するはあが家の佛たふとしといふ類なるべし又歌はぬしからといひしごとく名ある人のこれを作りたらばこそかたりも傳へめて笑はせ玉ひぬおもひ出ればこれも一場の夢さめにけり

○長山霽子

霽子は水戸府城の士長山七平某が女に奉行職師岡左衛門綱治妻なり夫妻のあはひむつまじく奴婢をかへりみてめぐみありすべて内ををさむるの婦徳うるはしきが中に善助綱常は家婢の所生なりしをやがてみづからの子としその婢をふかくいたはりて湊村の某に嫁せしめ綱常を愛育する事わが所生のごとくなれば母子の情いさ、かもへだつることなく綱常もまた孝行ふた心なくもとよりかの家婢のうめるといふ事十四五歳まではえらずぞ侍しそのをさなかりし時病をうれへたりしに霽子醫藥をなめこゝろむるあまり人めをつゝみて夜にまぎれ神崎寺の觀世音菩薩へすあしゝて參詣し祈りける感應のとわりむなしから

て懷舊あさからぬまゝ、書うつし侍り

○西山の賦并序

藤原爲章

萬葉集に布勢海、賦立山、賦二上山賦と題したる長歌あり清輔朝臣與義抄の序にも長歌をもろこしの賦になぞらへられたりそのものろこしの賦には古俳律文の四のすがたありいはゆる長歌は性情を専らにしてこと葉あつく六義をかねてすがたゆたかなればまことに古賦の正しき體といふべし今や爲章かの文賦にならふて長歌の變體を製すすなはまはじめをはり文にして中ごろ長歌なるものありあるひは前半篇は長歌にして後半篇は文または文と長歌とがひに問答するものありあゝ性情ますゝ遠して六義をうしなふのそしりをゑるといへども好事のくせにそゝのかされて識者の笑をわするゝものなり賦していはく

これ元祿四かへりの秋名にしおふ望月の夜爲章宴にはんべりてゑへることはなはだしやをらゑぞきておはしまによりかゝりつらづゑつきておぼえずまどろみぬ夢のたましひかるらかにとひて西山のいたゞき

にのぼる山しづかに松ふかうしておのづからうき世の人げあとたゆる岩ねづたひもたごりなく空すみわたり露おちて桂かをれるあまつ風たかまのはらのすめ神の宮ゐにしもや來にけるとあやしみ見れば久かたの嫦娥のかたちいときよらに氷綃の衣をひき翠鳳の冠をいたゞき瓊紋の履をふみ雲のみづら星のまなじり光彩あたりをかゝやかし爲章をむかへていはく中納言の君としごとによひの佳會をもよほして逸詞雄篇みな廣寒のよそほひをまし蟾精のひかりをみがくといへども猶人間富貴のけはひ天上のまなこをよろこばしめがたかりしに今霄なんはじめて此山水のきよければながれたづねてすむかげもすゞしきよはの更行を空にをしみてうば玉のひと夜を千夜にのばへまし今はむかしへ有きてふ佐竹の氏の世世へてもしらでかくれし不老澤その玉藻の時しあれば君がかる手にあらはるゝ山もうれしとよろこびの聲ふきつたふ久茲のはま綱引の魚をはこびきて太田の市のにぎはひも増井の寺はほどちかしひがしにあたる瑞龍のたかねは君がかぞいろの御靈のひかりかぎりなくするのむまごのさかえをぞまもりてら

かしこさのおのが心につながれて

うきをましらもなく聲をきけ

世を渡る人の上にもかけて見よ

何かこゝろのまゝの繼はし

○さゝなみ

玉葉集湖邊松

よせ歸り浦風あらきさゝなみに

しづえをひたす志賀の濱松

契冲師がいはい浦風のあらきに猶さゝ波なるはこ

とわりおぼつかなし

○にはふといふことば

玉葉集

はつせめの峯の櫻の花かつら

空さへかけてにはふ春風

又はいはくにほふとは色にて有ぬべかりけるを春風

とてはてたるにて梅が香をやどらせたらむ心ちす

るにや

○櫻の本色

玉葉集

けさよりは立田の櫻色ぞこき

夕日や花の時雨なるらん

又云くこれは櫻の本色をわすれたる歌なりたくみ

をもとむればや、もすればかやうになるなり

月前旅行

玉葉集從二位行家

こえやせん夜は深くとも逢坂の

鳥の音またば月もこそいれ

これは關のことわりをわすれてよまれけるにや

○ひゞきのなだ

壬生忠見集に伊豫にいきたるによしあるうかれめの

いひたる

音にきゝめにはまだみずはりなる

ひゞきのなだと聞はまことか

此なだの有所この歌に分明なり

○老の鶯

元祿六年二月のころにて侍し西山より湊村の御別

莊へ渡らせ玉ひたる折しも座前の梅さかりなりけ

れば白井民部伊胤口にまかせて「千代ふべき君が

御園の梅が香のふかき恵をあふぎてぞ見る」と申

侍しにそのまゝ御返し

西山公

千代ふべき若枝の梅の花の香を

たむけにうくる老の鶯

其時あそばせし短尺を此ごろおもひかけず拜見し

此外わすれ侍りたり

○反名

公卿補任云大伴宿禰旅人

天平二年十月朔任
大納言改名淡等

今按名をあらためられしとあるは誤なり旅人を淡等とも多比等ともかゝれたるは史を不比等とかき馬飼を宇合など書れたる類にて反名なり此反名の事その頃はやりたりと見ゆ萬葉第五天平元年十月七日に大伴淡等謹狀とあり二年二年元年元年の字にそのうへ續日本紀聖武紀に旅人薨とあれば始終あらためられぬ事明かなり反名といふ事を知らぬ人の所爲なるべし又安積覺サトルハより文の次で中古にも紀長谷雄を發昭とかき三善清行を居逸と書申されて候

○家持は美男

業平の容貌うるはしかりしを世にいひ傳ふるは伊勢物語をよむ人おほきゆるなるべし家持の事は萬葉集ふるくより流布せざりしゆゑに人しらず萬葉第十七卷平郡氏女郎が歌十二首の御釋に家持は風流の美男なりけるにや第三に笠女郎カサノヲトメが託馬野の紫ふかくおもひそめしより第四第八および今この女郎にいたるまであまたの女の心をくだけり

○隱士石外

石外わかきほどは長野采女と名のりて眞田伊豆守信幸朝臣に仕へたり劔術の諸流を極め手かく事大かた能書にて侍し神道家にたちいりて道をたふとみ禪教の學に深く歌林にさへあそびてよめる歌おほく侍しがみなわすれたりたま／＼記憶せしとて東湖禪師の唱へられ侍し

みよし野は櫻の外に峯もなし

花やつもりて山となりけん

人の家にて庭のさくらを

一木こそ静にはみれ咲つゝ

山は花より心ちるもの

隱遁の後は左右軒と號しける正徳三年より二十年ばかりあなただ東海道の沼津にて身まかりぬ七十二歳にて有けるもとより隱逸の志ふかく妻子をももたず侍りけるとぞ

○吉川惟足

神路山にふかくわけ入て正直の教をひろく江戸にひろめつひにその道をもて大樹へ召れ家を起せし人なり歌をもよみ侍りける

ふ松虫とよまれ候も閑居友より出申候又申候悦目抄
序に萬葉のこと葉なればとてちるぞめでたきなど云
云是は古今にあり御存の如く萬葉集にはまたく無御
座候まぢかき事の物わすれかなと存候

○辭 世

烏丸亞相資慶卿

さめにけり五十年の夢よ見しやなに

龍田のにしき三よしの、雲

松平大和守直矩朝臣

限りあればゑらぬ昔にかへるなり

跡はかはらぬ代々の月花

今按大和守殿の歌ことばの作りやうはみよしの、
雲たちおよばざらめどかはらぬ代々をおぼしや
りたる意の花は咲まさりて感情ふかくや侍らまし
此朝臣は元祿八年亥四月十五日卒去五十五歲號天
祐院鐵船道駕居士

○杉若柯求翁歌

松響堂と號す江戸に住して歌このみたる人也
元祿三年に七十歲卒

七十になりける春

けさぞ身のおもひて知やいにしへも

春月幽

まれなる年の春をむかへて
ふかき夜のあはれをこめてあかすみる
月 はかすみのなかぞらのかげ

古郷春月

里はあれて空にかすめる光のみ

のこる難波の春の夜の月

風靜花薰

梢さへうごかぬ花の春風に

猶をり／＼に香はさをひきて

神無月のころ甲斐國にまかりし武藏野にて

鹿のなくを聞て

むさし野や秋より後もかれのこる

草のはつかにをじかなくなり

待逢戀

霄のまのしげき人めに待ふけて

かはす枕の夢ぞみじかき

信濃國に住ける姉の身まかりしころ

心のみかよひしきそのかけ橋も

たえてふみ見ぬ世となるはうし

後京極攝政

おほふべき袖こそなけれ世の中に

まづしき民のさむき夜な／＼

春宮太夫師兼卿

千首

なべて世の民の愁のふかき江に

身をつくしてもすくひてし哉

一雙の好歌合なり此心を以て君を輔佐し侍らば伊周といふとも恥べからず上をこやしてをごりををしふる人臣は此兩公の罪人といふべし

○ふるき女の名

伊勢、齋宮寮、頭藤原相通といひしもの、妻を藤原の小忌古曾と云けるよし小右記見えたり水戸城下吉田社の文書のうちに字男云女の名あり假名はあさをとこ書たり今の世にてはおかしき名なるべし

○市人稱官名

本朝にても末の世には治工筆工のたぐひまでも官名を稱する事になりぬもろこしも同じ事なり陸容菽園雜記曰吏人稱外郎者古有中郎外郎皆臺省官故僭擬以尊之今人稱郎中鑄工稱待詔磨工稱博士師巫稱太保茶酒稱院使皆然此帥率名分不明

之舊習也國初有禁

○ひめはじめ

資益王日記明應十年正月一日云諸社之遙拜之後三献有之次看經次御コワ次比目始 海人藻芥中御門宣方卿ノ子惡命院僧正 曰公家御膳飯者強飯也執柄家等如此姫飯全宣守作分畧儀也但人々依好惡用之強飯時飯湯也而近代姫飯時ヲモユマイラセヨト召不叶理者也

按和名集編糲和名比女或説云非糲とありて其次別粥を出して和名之留加由薄糜也とあれば編糲はひたす

らの粥にあらず曆にひめはじめとあるは年始に編糲を喰はしむる事なるべし

○色葉和難 閑居の友

契冲師よりの文にいはく和難集の中を考へ候尊氏將軍以來天台宗僧撰と見え申候然に慈鎮和尚の作あるひは顯昭の作など申候得共この兩人の手より出とは見えす拙き物御座候閑居の友と申書も慈鎮の作と申候披らき見申候入宋の事御座候松尾澄月房慶政上人作と存候此僧へ家隆卿の餞別歌ありて入宋致され又明惠上人と得意と見え候明惠傳にもまた末集に入たる僧歎道心者にて候 長嘯子もろこしもなれば有て

○源氏目錄の長歌

逍遙院内府 實隆公

源氏のすぐれて やさしきは はかなくさえし
 きりつばよ よそにて見えし は、きゝは
 われかられになく うつせみや やすらふ道の
 夕 が ほ は わかむらさきの いろことに
 にほふすゑつむ 花の かに にしきと見えし
 紅葉の 賀 かせをいとひし 花の えむ
 むすびかけたる あふひぐさ さかきの枝に
 おくしもは はなちる里の ほとゝぎす
 すまのうらみに しづみにし のびてかよふ
 あかしがた たのみしあとの みをつくし
 しげき蓬生 秋 ふ かみ 水にせきやの
 かげうつし しらぬゑあはせ おもしろや
 やどにたえせぬ まつかせも ものうきそらの
 うすきもよ 世はあさがほの はなのつゆ
 ゆかり思ひし をとめ子が かけつゝ、玄のぶ
 玉 かつら らうたき春の はつねのひ
 ひらくる花に まふこてふ ふかきはたるの
 おもひこそ そのなつかしき とこなつや

やり水涼しき かゝり火の のわきの風に
 ふきまよひ ひかりくもらぬ みゆきには
 花もやつるゝ 藤 ば か ま まきのほしらは
 わすれしを 折る梅がえは にほふやと
 とけにし藤の うら葉かな なにとてつみし
 わかなども もりのかしはぎ ならのはよ
 よこぶえのねは おもしろや やどのすゝむし
 こゑもうく くらき夕ぎり 秋 ふ かみ
 みのりをさとりし いその あま まぼろしの身の
 ほどもなく くもかくれにし 夜半の 月
 きく名もにほふ ひやうぶきやう うつろふ紅梅
 色 ふ か し のぶふしなる たけ 川 や
 やそうち川の はしひめの のがれはてにし
 しひがもと とともにむすびし あげまきは
 はかなくもゆる さわらびも もとの色なる
 やどり木や やどりとめこし あづまやの
 のちの名もうき 舟の う ち 契りあだなる
 かげろふを おのがすすみの 手ならひは
 はてぞゆかしき 夢のうきはし

○民の愁

公薨し玉ひしころ館の總裁中村願言字新八郎奉_レ悼
の詩十首の中に其四

立言皆大義

修史最精明

特筆壬申亂

雄論南北爭

叱難難繼統

姦猾不逃情

異代酬_レ知己

建_レ碑弔_二上成_一

○弔楠公文

今井弘濟

浩_二濤_一沙之渚遠_二合_一淡路_二以望洋亂峯鬱紆之境橫控_二
播州_一而爲_レ疆人煙扶_二疎_一乎丘岡_二雲樹上_二下_一於斜陽_二蓋
以_二三海之勝界宜乎兵庫之爲_一名_二仄間楠公死_二節於斯_一
湊河_二卽其古戰場也特詣_二墓塋_一敬_二弔_二魂靈_一嗚呼哀哉寒
威凜冽之歲惟有_二松柏_一而凌_二霜國家喪亂之秋特_二降_二剛
正_一而示_二貞昔者元弘之際王道凌遲武臣放_二橫帝怒整_二
旅大整伏_一刑當_二斯之時_一髦彥如_二雲英俊似_二星裂_一土
分_二第功銘_一旗常_二天下初定人仰_二治平_一何意皇綱_二綱_一
解禍復起_二于蕭牆_一女_二謁行_一今_二藤房去_一議_二說進_一今_二護良
死於_二是足利叛_一亂赤松_二起州郡_一合姦雄虎視向_二之
所_一謂壯夫健將變成_二特_一勇脅_二主之子_一循吏文人翻_二
爲_一賣_二降恐_一後之士_二斯時也貞烈慷慨整暇從容始則

奮_二佐命_一之威_二終則全_二殺_一身之義_二畧_二埒_一樂毅_二而有_レ餘
忠比_二諸葛_一爲_レ匹者唯有_二楠公_一而已公嘗遇_二風雲之_一
會_二得_レ挺_二龍鳳之姿_一夢_二兆有_レ類_二乎傳巖_一猷謀不_レ
恥_二於下邳_一深抱_二盡瘁之志_一遂舉_二勤王之師_一沉_二毅難_一
察_二攻_一守_二奇策誰測_一正奇_二轉化_一因_レ敵剛_二柔隨_一宜巧
盡_二守備_一墨翟之所_二以全_一孤城能用_二小技_一田文之所_二
以養_二鷄鳴_一及其朝_二廷失_一鹿元師敗_二外公之良策不_レ
用嘉_二謀無_レ取_二既受_一節_二度于_一人_二進退不_レ由_一乎已_二卒_一
練而法_二嚴雖_一曰_二節制之兵_一將能而君御遂成_二羈_一縻_二
之軍_一於_二是公同_一天之力無_レ施貫_二日之忠彌純_一擊_二
電_一掃烈氛于_二雲蹠_一血吃_二劍沙_一石朱_二般_一遂決_二必死之_一
心_二忽殞_一不_レ資_二之身_一嗚呼噫嘻死或重_二于泰山_一或輕_二
鴻毛_一公之云_二亡謂_一之人_二乎謂_一之天_二乎然而數百歲之_一
下聞_二公之義_一者懦夫立頑夫廉老者壯窮者堅是大有_レ
裨_二于風化_一也一杯孤墳萬代功名梅之先_二春_一公德惟
芳松之後_二凋_一公節惟_二貞對_一墓樹_二而懷_一古望_二山河_一
而悲傷_二墓上有梅松二株_一

今井弘濟字は小四郎水戸の産舜水先生の弟子彰考
館に侍り先年西國へつかはされし時湊川の廣嚴寺
へたちより硯を借て書付し文なり

名にしおはゞあけの衣はときぬはで

緑の糸をよれる青柳

契沖翁のいはくみをつくし立たる所をみをつくし
と名付るごとくかうふり柳ある所をやがて名付た
るなるべしふせ屋におふるは、き木の例ならば冠
のなりにまげれる柳の有けるにや

○建^{チ、ヲ、ス}碑^ス弔^ス正成^ス

元祿五年の秋にてぞ侍りし楠正成は忠義始終もつは
らにして王事に死したる人ながら墓表のあらざる
を

西山公ねんなき事におぼして佐々介三郎宗淳を攝津
國湊川につかはされ碑をたて田地をその近邊にもと
めて廣嚴寺に寄附せられ永冥福を修し侍るべきよし
命じ玉ひぬその碑面^{八分書}の八字はうすき紙に御みづから
筆を染てつかはされけり

嗚呼忠臣楠子之墓

碑陰には曾て舜水先生のか、れし正成畫像の讃辭を
刻^キまれたり

忠孝著^{ハル}乎^ニ天下^ニ一日月麗^{ツク}乎^ニ天^ニ天地無^レ日月^レ則^レ晦蒙
否塞人^レ心廢^ニ忠孝^一則^レ亂賊相尋乾坤反覆余聞楠公
諱正成者忠勇節烈國士無雙蒐^{スル}其行事^ス不^レ可^レ概見
大抵公之用^ル兵審^シ強弱之勢^ヲ於^ニ幾先^ニ決^ス成敗之機^ヲ於^ニ
呼吸^ニ知^ル人善任體^ニ士推^シ誠^ニ是以謀無^レ不^レ中而戰無^レ
不^レ剋誓^ニ心天地^ニ金石不^レ渝^ニ不^レ爲^レ利回^ニ不^レ爲^レ害
怵^レ故能與^ニ復王室^ニ還^ス於^ニ舊都^ニ諺曰前門拒^ケ狼後門
進^ニ虎廟謨^ニ不^レ臧元^ニ兇接^ニ踵^ニ擣^ニ殺國儲^ニ傾^ニ移鍾虓^ニ
功垂^ニ成而震^ニ主策雖^ニ善而弗^レ庸自^ニ古未^レ有^ニ元師
妬^ニ前庸臣專^ニ斷而大將能立^ニ功於外^ニ者卒^ニ之以^ニ
身許^ニ國之^ニ死靡^ニ他觀^ニ其臨^ニ終訓^ニ子從容就^ニ義記^ニ
孤寄^ニ命言不^レ及^ニ私自^ニ非^ニ精忠貫^ニ日能如^ニ是整^ニ而
暇乎父子兄弟世篤^ニ忠貞^ニ節孝萃^ニ於^ニ一門^ニ盛矣哉
至^ニ今王公大人以及^ニ里巷之^ニ士^ニ交^ニ口而誦說^ニ之不^レ
衰其必有^ニ大過^ニ人者^ニ惜乎載筆之者無^ニ所^ニ考信^ニ
不^レ能^ニ發^ニ揚^ニ其盛美大德^ニ耳

朽

右故河攝泉三州守贈正三位近衛中將楠公贊明徵
士舜水朱之瑜字魯璵之所撰勒代^ニ碑文^ニ以垂^ニ不^レ
後之二行は 西山公の御筆なりされば 西山

があるべき

○ふたむら山

堀河院中宮の上總が歌に

時鳥ふたむら山やこえつらん

あけはて、のみ聲の聞ゆる

又いはくこの歌かゝみとも玉くしげともいはでふ
たむら山といふをそれになしてあけはて、のみと
いひてはいかゞ侍るべき

○自棄のいましめ

わりなしや人こそ人といはずとも

みづから身をや思ひすつべき

續古今集に出て紫式部歌なり吟じ味ふに自暴自棄
の戒となりぬべし其頃才女多き中に此式部は婦徳
うるはしき生質の程此歌ならでもその日記の趣に
てはかりしられたり又源氏物語をよくみぬ人はた
だ誨淫の書のやうにのみおもへるが日記とくらべ
合せてみるにもはら女の誠にまうけて風儀用意を
諷諫したる物なりくはしく源氏物語七論といふを
さいつころ爲章しるし侍りぬ當否は後の人の考を
まち侍るになん

○黄河そが菊

後葉和歌集序にそがきくのいろなる河一たびすみて
と書たるは黄河の五百年に一たびすむといふ故事と
そが菊は黄菊なりといふ説を用ひたり此序は長門守
藤原爲經入道寂超が作なり崇徳近衛の朝の人にて大
原三寂のうちなり近きころ飛鳥井雅章卿は「千代の
秋なかばにすめる河の名やうすきもみちの色をかる
らん」とよみたまへり

按ずるに右の序の一本にそがきくのいづちかは一
たびすみてとあるはあしき本筋なり契冲師がいはい
くいぬをいけと書たがへ又後にいつをいけと寫し
かへたるなるべしなるとちと又書たがふべしまた
るの字落したる傳轉のあやまりと見えたりといへ
り今は伏見宮貞致親王の御本に依れり

○かうふり柳契冲ものがたり

拾遺集にかうふり柳を見て

河柳いとはみどりに有ものを

仲文

いづれかあけの衣なるらむ

うつほ物語菊の宴になにはのはらへにかうふり柳に
いたりたまひて大宮

花も世に似ぬいろ香みすらし

余近歳愛^ス玩牡丹^ヲ

上皇嘗^ニ賜^ヒ

内園奇品^ヲ公侯亦各見^レ惠^ヲ賜^セ當時稱^{スル}名品絶種^ト者^チ

遂爲^ニ園裏物^ト清水谷藤亞相以^レ嗜好相符^ニ賦^ニ和歌^一

見^レ贈^ニ勝^ニ感慰^ニ漫綴^ニ唐詩^一一絶^ニ耐^レ之博^一喙

斯花今古擅^ニ佳名^一 愛賞不^レ分^ニ縑素情^一

春樹暮雲相濶久 何時得^カ下會^ニ洛人^一評^上

一品公辨法親王

○沙玉集

此集は後崇光院後花園帝の御父
伏見殿の始祖の御集なり先年御親筆

をおもひかけずこの江戸にて拜し侍りぬ御歌數二千

餘首も侍りけんかし其うちを四五十首も書拔侍りし

を火災にうせたりたゞ二首記憶残れるまゝ

袖 露

世を秋の物おもふ袖の露ばかり

野分の風もはらはざりけり

埋 火

さえこほる霜夜の床にふしわびて

起いで、向ふ埋火のもと

○童形の懷紙

親長卿日記曰文明五年七月廿七日内裏和歌御會伏見

殿宮御方無官無位
御童形御懷紙重様を論せられたる所無官童

形は公卿上^ニかさねべきよし後花園院の御時及^ニ御沙

汰^ニ了^ト云々此度も其例たるべきよし議論有しが所詮

可^レ被^レ交^ニ女房懷紙之中^一治定せり

今按伏見宮邦高親王御童形の時也

○耳にさはる歌

俊成卿九十賀屏風春帖に花 有家卿

けふまでは梢ながらの山ざくら

あすは雪とぞふる里の空

契冲師いはく歌は面白きを九十になる人は耳にさ

はるべくや用意あるべき事也

○をろのはつ尾

新拾遺集に湖上水鳥

には鳥はをろのはつをにあらねども

かゞみの山の陰になくなり

契冲師いへらく萬葉に山鳥のをろのはつをにかゞ

みかけとよめるをろは雄にてろは助たる語なりさ

れば今の歌をろとのみいひて山鳥とせん事やいか

○新續古今集の序

天なり地さだまりて云々しかのみならず左のおほいまうちぎみ源朝臣えびすをたひらぐるいくさの君のつかさをかねてあづさ弓やなぎのいとなみえげきはかりごとをとばりの内にめぐらし云々

今按に柳營は周亞父が故事より將軍を申て營は軍營にて和名にいほりと訓したりさしもの兼良公もおほしめしあやまりて經營の營となされたり
契以上
物語
なり

○常世の國

垂仁紀日本曰時天照大神誨倭姫命曰是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也又曰田道間守至自常世國雄略紀曰水江浦島子到蓬萊山歷觀仙衆

これらは神仙の境あるひはもろこしなどを指ていへるやうに聞ゆ

舊事紀云天照太神中略乃入于天窟閉アハノイハヤニ磐戸イハ而幽居焉ユカカガシ往ユキカガシ常世國ニ日本紀第一云少彥名命行至熊野之御碕ニ途適ニ常世鄉ニ第三云三毛入野命亦恨之曰我母及姨嬭是海神何爲起波瀾以灌溺乎則蹈浪秀而往ニ常世鄉ニ矣オホノスヤヒメ第四雄略紀曰不謂遭疾アハシ彌ニ

留至トコノフニ於大漸ニ

これは黄泉に神さり玉ふをいふ

○牡丹の和歌并序

清水谷 亞相 實業卿

一品宮さいつころより木芍藥を庄園にかすしらすうゑたまひて愛憐せらるひもときわたる花ざかりには天香まことにあまつそらにもみてる心地すわきて桐壺一もとは父帝の手づからうゑたまひて咲はじめし花なれば雲のうへ洞のうちならではさらにたぐひあらざるをや世こぞりてとりぐにもてはやすめれとなすらひににばさるべき素艶はまたなきものならじもとよりから人の花王といへるも今この花にこそと思へるさまなりむかしよりうとからずおぼさる、宮なれば花の頃はかならず参りて根撥に高下をえるほどならずとも落蕾を見てだに奇葩の品をも論ずべきに遠きさかひなるはたやすくまうづべき道なきをうらむるころ幸にこの花の歌よみてまゐらすべき命あれば蕪詞一篇をつりて卑懷をのべかつ尊和を乞ことまかり

ふかみ草千ひろの竹の園生には

契冲師物がたりにいはく此卿は南朝にて右大將大納言を経てまた累代の人なるを北朝の後の集に明巍法師とて載られたるは心なきに似たり又此卿の書たまふ仙源抄跋を林家の道春法印の野槌に明巍はをおえるいるの類うちませて自由に書べきやうにのたまへるよし延政門院のかさねもじ牛のつの文字の所にかかれたりいま仙源抄跋をくはしく見るに長親卿の説は一理ありてみえたり林氏は明巍の説何にありとは申されねども必定かの跋の見ざまかはりてぬれぎぬをさせられたりとおぼゆ

○大伴と大友

又いはくこれは別姓なり大伴は道臣命ノオムノの末にして昔の武將の家なり淳和帝位につかせ給てより御名大伴なる故に大の字をさりてたゞ伴とよぶ大友は近江滋賀郡の郷名なり大和物語に黒主の事かけるかの郡の住人と見えたり長明抄に滋賀明神は黒主なりといふも證なり古今集眞名序にすなはち大友黒主とかけり和歌の作者に大伴黒主とかけるは傳寫の人本源を知らぬ誤なり

○後拾遺集の序

此序はすなはち通俊卿か、れたるに後撰には古今の歌をふた、びとらず拾遺には古今後撰の歌をとらずとあるは此集どもをよく見られぬと知れたり後撰に古今の歌あまたあり拾遺にまた兩集の歌ふた、び出たる事おほしわづか三部の集をもおぼえられずして撰者となられたる事不審也 又按するに古今後撰の作者の歌は今とらずとあれば庵主と後撰の増基と別人なる事しられたり

○千載集の序

大和みことの歌はちはやふる神代よりはじまりてならの葉の名にねふ宮にひろまれり云々此やまとみことの歌といふ詞新後拾遺の序にもありみことは御言歟山にみ山雪にみゆきなどいふ類みは眞なり萬葉に眞草をみくさと點せる是也萬葉第十六に妹が御袖とよめり至尊ならでも本朝に御の字すこしよくいふ所には用ひたればやまとみこともやまとこと葉といふ意にや尊命の字共にみこと、訓して貴人にいひ敕詔の字をみことのりとよむに聞ならひて此詞耳に立也又喜撰式に敕撰のよし書れたるは不審なり 濱成式は表にそのよしあり

文武於鳳詔と書たるは右御製の言葉を思へるなるべし其全篇にいはいはく

嗚乎我

公而至此耶

公之德可三以鎮山河山河不能容

公之身於日東

公之氣可三以蓋萬夫萬夫不克回

公之車於蒼穹量包天地骸何不與天地久長才拔

萬類骨胡爲與萬類俱亡鼓盪武武於鳳詔仙化奚

鞭麟之遙拾収墜葉於扶桑玉碎奈與霜林飄天

將使史策垂成而廢耶又安知非使文星殆昌條

銷歟忠臣孰使之嗚呼亂賊誰使之嘲吒又將孰使

之師蹈海魯仲連而懷通信斐文籍乎嗚乎

公惟知其可三以益人而不三知其未三益已惟知其

可以據古傳後而不三知其未三必同調於里耳

惟知三慨三良嫉三姦猾而不三知三因循徇流孱懦恐

毀惟知三惜三名器揭綱常而不三知三納笑宮闈求媚

俗吏嗚乎世以爲三智歟所三知者義人以爲三不智歟

所三不三知者利故正三笏幕府三内外使信猶三之九鼎

陳廟華夷可三鎮誰謂重器無三烹粥之進三婆娑林丘

遐邇傳誦猶三之翺虞出三敷四海爲三頌誰謂瑞物無三
銜轡之用三夷齊逝三矣誰不三厥子三而惟倫三厥倫三
文王邈三矣誰厥君而厥臣以三臣西山之鬱

公擇而居梅里之馨

公題以碑桃橋烟鎖龍塋雲歸別春會剪梅之詞已三矣已

矣臣將何期嗚乎哀哉

栗山成信拜

○子を思ふやみ

續古今集

前大納言基良卿

たらちねの心のやみをえるものは

子を思ふ時の涙なりいり

續千載集

源有長朝臣

えららめや子を思ふやみの夜の鶴

わが世ふけゆく霜になくとは

子をおもふなみだ夜の鶴のなくねいづれも心の闇

ふかくよまれて勝負おもひあきらめがたく侍れば

持と申べしやとてよき一つがひの歌合なるべしこ

れらの歌を見て親に孝心うすき人は禽獸にひとし

かるべし

○右大將長親卿
法名明鏡耕雲と號す

なるに敕撰ならましければかくまでおぼつかなくは侍らじかし

○鳳足硯銘并序

西山公

夫硯者大道之藪澤也聖賢漁筆海一釜經典騷人獵墨林一蹄文章豁然鑑往古儼然誠來今此莫匪一涓一滴之餘澤也斯硯

太上法皇之舊物也若州所產其色凝紫溫潤如玉長一

尺許濶七寸許厚一寸三分實存天生不加琢磨

名曰鳳足蓋取諸米元章硯史語也

今上聖主常置几案間晨夕之左右之如硯美

牆然

御愛豈在硯一

叡思在於孝耳臣聞

孝理行於上

德教加於下萬邦靡然嚮風黎民於變時雍天爲之

示嘉祥一地爲之呈靈瑞左史所記右史所書布

在方策

功化永垂豈非所謂立身行道揚名於後生者乎哉

孟子曰五十而慕者是之謂也今茲天和二年秋忝

敕臣作之銘臣素慣弓馬曾疎鉛槧臨紙幾汗

顏操筆屢措手然而

王事無監戰兢以銘曰

覽

玄德光爰止

御牀不聽歸昌足履文章磨民墨場致

君軒唐

○寛文帝の御製

鳳足はさるあやしきうつはものにしもあらねど

故院の御硯なればとて端溪の秀石にもかへずこに

宰相中將源のあそむ武を備へ文を兼總代の名士なり

よりて命じてかの硯の銘をゑるさしむその文心忠義

の氣をふくみこと葉金玉の聲をなせりこれにむくふ

るにわれ何をかせんたとほくこの硯をつたへて久

しく此文をのこさんといふ言葉にいはいく

つたへゆくすゝりの石のよはひもて

代々にのこらむことの葉ぞこれ

西山薨じ玉ふ時彰考館總裁栗山源助成信が鼓盪

令

川上のいつもの花のいつもく

きませわがせこ時しけめやも

此歌第四卷と第十卷に出たり

をとめらが袖ふる山のみづ垣の

久しき代より思きわれは

此歌も第九卷と第十卷

さよ中と夜は深ぬらしかりがねの

聞ゆる空に月渡る見ゆ

此歌も第九卷と第十卷にのせられたり

かやうの類なり後の撰集にもたま／＼撰者の覺えた
がひて一集の中にふた、び出たる歌もあれど只一二
首の事なり舊記のごとく萬葉もし敕撰にて諸兄公以
下諸大夫達のえらびたまはんにはたとひ十首前後は
重復ありとも四十八首までの多きには至らざるべし
さればこそ家持卿年々見聞に隨て書のせ／＼置れて
いまだ清書におよばざりし故なるべし 又古今集雜
下に貞觀の御時萬葉集はいつばかり作れるぞと問せ
玉ひければよみて奉れる

文屋有季

神無月時雨ふりおけるならの葉の

名におふ宮の古ごとぞこれ

今按萬葉集中終の年號天平寶字より清和天皇貞觀
の始までわづか百年のあひだに此集の事上ざまに
おぼつかなくなりて末ざまなる有季に敕問ありし
を思ふにも敕撰ならぬ事えられたりもし諸兄公以
下奉敕の集ならましかば舍人親王の日本紀などと
並び行れて顯然たる大典ならまし又古今の詞書は
有季が家集をそのまゝにて寫し載せられたりとお
ぼゆるにいつばかり作れるぞと敕問の御詞も私撰
の物とおぼしめしたるやうに聞ゆる歟うるはしき
敕撰の物とおぼしめさば「いづれのおほん時にか
えらばせ玉ふぞ」など有べき事のやうに覺ゆ有季
がならの葉の名におふ宮のふること、よみたるは
奈良宮の敕撰といふ儀歟あるひは奈良宮の時代の
私撰の物といふ儀か心得たるやうおぼつかなし奈
樂は七代おはしますをならの葉の名におふ宮との
みよみて何れの御代とえらる、歟此敕答の歌よみ
やうおぼつかなし或は平城の帝と心得たる歟平城
の大同元年より貞觀元年まではわづかに五十四年

こそさふらめ古き撰者たちにかやうのひが事する
人おほく見えたり今按これはかの道の記をうつし
あやまりて高砂やとありたる本につきて吟味もな
く集にとられけるなるべしまことに敕撰の集とて
も意をつけてよむべき事なり

○雲の聲

新後撰集戀

權中納言師時

忍ふれど物おもふ人はうき雲の

空に聲する名をのみぞたつ

契沖師のいはく是は雲の聲をなき名のたつにそへ
られたり 曾禰好忠家集詞書に石間の水の立かへ
り青柳のいとくり返し見れば心にそなへるも、ち
のうたひとつすつべきなくあまたのこと葉のうち
にくものこゑのそらごと見えす云々 此くものこゑ
をくものうへと書たる本はあし

○衣かつき

今川了俊の書たる物に和歌不審といふもの一卷有其
中に云く内裏にて節會の夜爲兼卿きぬかつきをけさ
うせられけるに夜さりよと仰られければ此女房見か

へしてあの顔やうにてと申けるを袖をひかへて
さればこそよるとはちぎれかつらぎの

神もわが身もおなじこゝろに

又いはく是も内裏にて節會の夜爲世卿きぬかつきを
けさうせられけるをこの女房あらけなくつきたはし
申てあの年やうしてと申ければおきなほりて

はかなくも人のこゝろのあらいに

おもひかけ、る老のなみかな

今按似たる事のそのころ節會の夜などはいづれの
上達部殿上人もかやうのたはふれ有ぬべけれどか
かる常座の名歌なければ何によりてか人もいひつ
たへ侍らましかつらぎの神も爲兼卿のためにまも
りをそへあら磯の浪は爲世卿の袖にをりふしよく
かけ、るなるべし

○萬葉集は敕撰ならす

此事は 西山公釋萬葉集をえらび玉ふ時二十卷の中
をくはしく考へられてまたく敕撰の體にあらず大
伴家持卿わかきころより私にあつめ置れたるものな
りと證據正しく論じたまへり後に契沖師書置たる
物を見るに集中全同の歌およそ四十八首に及べり假

漂_レ泊交趾遯羅之間_一艱苦萬狀往而復返蓋志有_レ爲而
事竟無_レ成也其在_二長崎_一貧不_レ能_レ支門人安東守約析_二
俸之半_一而養_レ之寬文五年我_二水戸侯梅里公聞_二其學
植德望_一厚禮而聘_二徵君慨然赴焉待_二巨_一賓師_一禮遇甚
隆每_二引見談論_一依_レ經守_レ義啓沃備至教_二授學者_一臺々
不倦雖_二老而疾_一手不_レ釋_二卷天和二年四月十七日卒_二
於江戶駒籠之第_一享年八十有三葬_二於常陸久慈郡大田
鄉瑞龍山下_一梅里公諡曰_二文恭先生_一彰_二其德_一也親
題_二其墓_一曰_二明徵君_一成_二其志_一也其在_二鄉里_一子男二人
大成大成妻葉氏所出女高繼室陳氏所出皆先歿

徵君嚴毅剛直動必_レ目_レ禮學務_二適用_一博而能約爲_レ文典
雅莊重筆翰如_レ流平居不_二妄言笑_一惟_二目_一邦讐未_レ復
爲_レ憾切_レ齒流涕至_レ老不_レ衰明室衣冠始終如_レ一魯王
敕書奉持隨_レ身未_二嘗示_一人歿後始出今猶見在凡古今
禮儀大典皆能講究致_二其精詳_一至_二於宮室器用之制農
圃播殖之業_一靡_レ不_二通曉_一如_二其遺文_一則有_レ集存焉

元祿乙亥之夏

○をさく

此詞の始は萬葉集第十四東歌に等夜乃野爾乎佐藝禰
良波里乎佐乎左毛禰奈敵古由惠爾波伴爾許呂波要

この意は玄のびても申けるむすめの有けるに其母
の聞つけて狩人の魂をねらふごとくうかゞひて見つ
けられしがをさくも寝ぬ女ゆゑに母にきらはれた
るとなりころはえはきはえなり 大和物語に云故
兵部卿の宮この中納言の君に玄のびてねたまひそめ
てけり時どきおはしまして後此宮をさくひとたま
はざりけり云々源氏物語は、きゞにつれゝとふり
くらして玄めやかなる霄の雨に殿上にもをさく人
ずくなに御とのる所も例よりはのどやかなる心ちす
るに云々是等を合せて心得るにをさくは大かたと
もすこぶるともいはむがごとし

○遠江の道記

増基法師の作なりその中にいはく

夜ふけて鹿のなくに

高師山松のこするにふく風の

身にしむ時ぞ鹿もなきける

新拾遺秋下に此歌の五文字を高砂やと載せられた
るにつきて契沖師のいはく右の歌は高師山にてよ
めるうへ高師山と置てこそ歌に感ずる所もさふら
へ高砂やとありてはいかゞ侍らんさらば高砂のと

と同じ事なるべし

○權の北の方

世繼物語に東三條兼家公に本室なくして家の女房大輔といふをつかひ給ひて時めかしたまひけるを權の北の方にてめでたしと書たり女どちのさがなき言葉ときこゆれどいにしへのは雅にぞ侍し

○後龜山院御製新葉集

あつめては國のひかりとなりやせん

わが窓てらす夜半の螢は

古語曰帝王之學^{アラヌ}匪^ニ藝^ニ匪^ニ文^ニ畏^ニ天之威^ニ主^ニ德^ニ爲^ニ最^ニ

後世の大樹幕下匪^ニ藝^ニ匪^ニ文^ニの御學問をつとめたまひて天が下のひかりとなさせたまふべき御事なるべしこれに次で一國一城の侯伯よりなほその次々もおなじ事なるべし

○明故徵君文恭先生碑陰

安 積 覺

徵君姓^ハ朱氏諱^ハ之瑜字^ハ魯璵號^ニ舜水^ニ明^ニ浙江紹興府餘姚縣人曾祖詔詒贈榮祿大夫祖孔孟詒贈光祿大夫考正總督漕運軍門詒贈光祿大夫上柱國妣金氏前封安人詒

贈一品夫人有三子焉 徵君其季也生於萬曆二十八年一類悟夙成九歲喪父哀毀踰禮及長受業吏部左侍郎朱永祐精研六經一通三毛詩少抱經濟之志有識期目公輔擢自南京松江府儒學學生舉恩貢生考官吳鍾巒貢劄稱爲開國來第一天啓降政理廢弛國是日非故絕志於仕進而有高蹈之風崇禎末蒙徵辟不就弘光元年又徵卽授重職其薦出於荆國公方國安而大學士馬士英當國徵君不欲累於姦黨故辭不受臺省交章劾其偃蹇不奉朝命徵君星夜逃于舟山時清兵渡江天下靡然薙髮變服徵君惡之乃浮于海直來我邦轉抵交趾復還舟山監國魯王駐蹕舟山文武諸臣交薦之豫料其敗上疏固辭凡蒙徵辟始自崇禎前後十二皆力辭焉監國九年魯王特敕徵之徵君適在交趾奉敕獻款欲往赴之會安南國王撤取流寓識字之人差官應旨徵君國王召見逼而使拜徵君長揖不拜君臣大怒將殺之徵君毫無沮喪辨折彌厲久而感其義烈反相敬重既而欲還舟山謝恩陳情聞其已陷進退失據於是熟察時勢已去不可復振決意稅駕因住長崎實我萬治之二年也流落海外幾十五年數至我邦

秀歌の中の秀歌とて撰ばれたるにも有べからずお

はくはまめやかなる歌のよきをえらばれたりとみ

えたり以上契と書たるはこの百首十分精撰とおも

はざりし書沖説が契沖が眼はいと高くぞ侍りし在世

に此明月記の趣を見せ侍らぬぞ念なき事に侍る所

詮は蓮生入道が撰にてもあれ定家卿も同意におも

はれたればこそ染筆はしたまひけれ契沖がいはい

るまめやかなる歌のよきをあつめたる物よとみて

もてあそぶべくこそ

かゝ筆にまかせて書ゑるし置たる後に釣月庵主よ

り此頃或所にて定家卿自筆の百人一首の一卷を見

侍りたりこれは色紙形にはあらでこまやかに事つ

らねたる一卷にてぞ侍し其奥書寫しやり侍る此一

巻もとは京師にて或納言家のいとまづしくおはせ

しが富家の金をかりたまふとて質といふにあたへ

たまひしかどもふたゝび本家にかへるべき術なく

して轉傳しつゝ今は江戸にて某氏の寶となれるを

便り有りて見侍るになんとぞ其奥書にいはい

嘉禎二年丙申建春三月廿六日未刻家隆卿來臨内々約

諸候撰歌依所望不憚老筆九十七首書寫禁他見可給候

右壬生え遣

明靜 判アリ

釣月庵主私云百首之内三首闕候は寂蓮定家家隆ノ歌
三首不被書之候

此事を彰考館にて語り侍りしかば或人のいはいを
れば往年古筆商人某といふもの藩邸へもて参りて
好價を望み侍りたるに奥書の年號嘉禎よりはるか
の前にてありしかば右の明月記の文を申聞せて汝
が似せやう拙しと笑らひかへし、物なるべしそれ
を又年次あらため似せたりと見えたりとなん爲章
がおろかなる心にてはいかにとも決定しがたし但
し此奥書の文體は日記の書ざまにて奥書ともみえ
ず又全文日記ともいはれずいかさまにもいぶかし
きものなり

○つばね

世繼物語若ばえの巻に里の人々は参りて臺盤所にて
はかなく屏風木丁ばかりをひきつばねてひまもなく
わたり

按につばねといふ詞のもととは是にて心得べし紫日
記にも屏風ひきつばねとありしやうにおぼゆ花の
つばみ又からかさなどをひらきつばむるといふ詞

母は宇都宮彌三郎頼綱が女なり頼綱入道して蓮生といへり此入道の事歟爲家卿を中院大納言と申せしも頼綱が婿なれば後に中院の地を譲りまゐらせなどして爲家の居たまひし故にやさてもこの色紙形は彼入道の懇望によりて定家卿京にて筆を染たまふなり

みづから小倉山莊にて書たまふよしにいふは如何

歌を撰びたるも彼入

道にや雖極見苦事愁染筆送之古來人歌各々一首とある書やうはたゞ染筆のみにて定家卿の撰ともみえざる歟蓮生法師も歌よみて集にも入たる人なれば是ばかりの物撰ばむことかたかるまじさて又今の世の百人一首は後鳥羽順徳を卷尾に載せたるは誰にても後に次第をあらためられたるにや但し當時の臣下なる故に及家隆雅經卿とかかれたる歟右の明月記の文を以て見れば此百首の事先達の説うたがはしくおぼえ侍りかの契冲師はさしもこまやかなる考にてありしかども此明月記の文を見ざりし故に改觀抄百人一首のおもむき先達の説によれり以下改觀抄此百首に入べきがいらぬもあり入たるも作者のむねとおもはぬもあるべ

ければ人の見ぬ所におされけるを後に子息爲家卿書あつめて作者の名をつけて世にひろめらるといへりされどその末の人びともてあそばで久しくうづもれけるにやとおぼしきことあり續後拾遺集に定家卿

難波なる身をつくしてもかひぞなき

みじかき蘆のひとよばかりは

新後拾遺集に雅經卿

思ひ入山にても又なく鹿の

なほうきときや秋のゆふぐれ

初の歌は元良親王と伊勢が歌とを以てよまれたれど此百首の中の皇嘉門院別當が歌に詞も似こゝろもかはらず後の歌は後成卿の歌をかすめられたり此百首そのころもてあそばましかはいまひく所の二首えらび取らるべからずや又家隆卿風をよぐならの小川の歌は新勅撰集に載て寛喜元年によまれたるをこゝに取られたれば新勅撰より後などに此百首をばえらばれけるにや又詠歌大概などに取られぬ歌ども、入たればかならず作者おのゝの

年山紀聞 第三

○百人一首

此和歌の事を先達の説に新古今は花を先として實を
かたはらにせられたるを定家卿の心になはざるゆ
ゑにむかし今の歌の中に實ある歌を百首めぐりて色
紙形にみづから書てひそかに小倉山莊の障子に押れ
たるを定家卿かくれ給ひて後爲家卿とりあつめて作
者の名をしるし給ひしより二條家の骨髓となれりと
いへりまかるに明月記定家卿日記をよみていさゝか不審お
これり先記を拔書して今按をしるし申べし

嘉禎元年四月今按四條院の年號定家卿
ことし七十四歳なり

十二日 甲戌 今按今日など定家卿出京して嵯峨の山莊に到り給ふ
とみゆれども明月記傳寫の誤おほければたしかに考

へか
たし

十三日 乙亥 日出以前出賢寂冷泉來嵯峨賢寂一宅也午後終金
吾相具少將來暫可_レ在中院云々

今按賢寂冷泉は兩人の名と見えたり何人といふ事いまだ考へず金
吾は爲家卿なり此年參議右衛門督なり少將は爲氏なり此四人京よ
り嵯峨に來られしなり中院は後にも見えたり或人云く賢寂は寂蓮

なりと

十九日 辛巳 金吾來明日可_レ出京云々 今按爲家卿中院より
定家卿の山莊へ來ら
なりし

五月

一日 癸巳 午終自中院頻招請雖_レ飾壁耳依_レ難逃
乘_レ興入北土門出逢入道引_レ率_二三人子弟_一皆好士云々
列坐東庇予金吾左京彼入道在_二南面_一中務加_二東面_一
始_二連歌_一過半之間窮屈入障子西_レ臥聞_レ之

今按飾壁耳とは定家卿の身の上歟あるひは中院入道が身には
かる子細ありたるなるべし 土門の下出逢の上には脱文あるべし
總て文章のつかぬ所は落字あるべし 入道の事は後に申べし金
吾は爲家卿京より又さがへ來られしなり左京中務はいまだ不_レ考
五日 丁酉 早旦乘_レ興參_二栖霞寺_一此間 略す次拜_二阿彌陀堂_一
河原大臣退出此間 略す食訖出_二宿所_一出_二京_一過_二左近馬
所安云々 午時歸_二蓬門_一今按今日定家卿嵯峨を出
て京へ歸りたまふなり

廿七日 己未 予本自不知_レ書文字一事嵯峨中院障子
色紙形故予可_レ書由彼入道懇切雖_レ極見苦事愁染_二筆_一
送_レ之古來人歌名一首自_二天智天皇_一以來及_二家隆雅經
卿

そもく中院入道は誰といふことをしらす爲氏の

年山紀聞 第三

目録

百人一首
つぼね
權の北の方
後龜山院御製
舜水先生碑陰
をさく
遠江の道記
雲の聲
きぬかつき
萬葉は敎撰ならず
鳳足硯の銘
寛文帝の御製
子をおもふやみ
右大將長親卿
大伴と大友
後拾遺集の序
千載集の序

新續古今の序
とこよの國
牡丹の歌詩
沙玉集
童形の懷紙
耳にさはる歌
をろのはつ尾
ふたむら山
自棄のいましめ
黃河
かうふり柳
楠公の碑
弔楠公文
源氏もくろく長歌
民の愁
古き女の名
市人稱宮名
ひめはじめ
色葉和難閑居の友
辭世のうた

柯求が歌
反名
家持は美男
石外がうた
惟足が歌
さゝなみ
句と薰と
櫻の本色
ひゞきのなだ
老のうぐひす
西山の賦
長山氏

七二
七三
七三
七三
七四
七四
七四
七四
七五
七六

おとらぬ人品なりけらし長流が述作は累塵集萍水
集續歌林良材枕詞燭明抄萬葉名寄等なり

www.libtool.com.cn

年山紀聞 第二終

泉なる泉と聞ばすむが上に

すまん久井のそこぞしらるゝ

山居せむとあらましけるころ

世の中のわたらひ草をふみからし

山路のわらびいつかつまゝし

契沖が山住とぶらはんとおもへど冬のうち

はなるまじければ春かのさわらびの生出る

ころにといひつかはしたればかれよりおこ

せたりける

さわらびのもえむ春にとたのむれば

まづ手を折て日をやかぞへん

そのかへしに

岩そゝぐ久井のたるひとけなばと

われさわらびの折いそぐなり

山家のこゝろを

うしとても宿かりそめし稚が本

しひてわが世はこゝに過さん

世の中の波のさわぎをうれしくも

吉野の瀧の聲にかへつる

位山みねなる人をふもとゝも

わがみよしの、奥よりぞみる
山里にけふきて見ればあらましに

年へしわれをまつぞふりぬる

年ふれば花より外もみなれ木の

しる人おほくなれる山里

わが袖の苔を山風はらふより

心も塵の外にいでにき

岩ねふみかためし心今更に

うき世にうごきいでんわれかは

我ぞ此谷の戸さゝで守るべき

古巢あづけよ春のうぐひす

捨る身は虎もおそれぬおく山に

猶世のうたは蜂ふかれつゝ

栗柴をかきほとするを便にて

なれくる山のこのは猿かな

今さらにうき世のことは山里の

す戸のかけがねかけじとを思ふ

爲章按するに長流が歌大かたこれらの風體なり長
流は儒學まさり契沖は佛學にふかし在家出世のさ
まはかはりたれども清操ともにむかしの隱逸にも

まにしるせるなるべし

○隱士長流

わかき時は下河邊彦六共平と名告たり和州宇多の産父は小崎氏名を忘れたりいかなる故にか母の氏をとなへ侍りけるもとより妻子なくして中年より津の國難波のかたはらに隱居をえめ靜かに書をよみ中にも歌學をこのみ萬葉集古今集伊勢物語などは暗記したりその學問おのづから傳へ聞えて大坂の富人おほく弟子となれり生得世にへつらはぬ人がらにて心のおもむかぬ折は富家の招にも應せず訪來れる人にも物いはすまゝらを高してあるひは眠り或は書をよみて心にまかせて過しける西山公その才を聞しめして召けれども終にしたがはざりしかば紙筆をたまはりて萬葉の註を乞たまふにも心におもむきたる時は一二首づゝ註してまたをこたりがちに侍しまゝはたさずして貞享三年丙寅六月三日身まかり侍りぬ六十圓珠庵の契冲師とまじはりふかゝりければ遺稿をあつめて晩華集と名づけたりその集の中の歌

述懷のこゝろを

桂川こゝろにかけし一枝も

をられぬ水に身はしづみつゝ

ゆづかづらあふげばいとゞ高き木の

きることかたきやまとことのほ

よみとよむ我ことの葉はあしわか

うらみやせまし住吉の神

和歌の浦をしらぬ板井の蛙だに

聲はこと葉の數にやはあらぬ

わかの浦にいたらぬまでも紀の國や

心なくさのやまとことのは

末の集の歌どものむかしの歌におほくおと

りゆくと見ゆる

難波津のながれにおふるあしつゝの

末の世見えてうすきことの葉

契冲が山にかくれてよめる誹諧の歌に「世

の中にうめる心は山柿の岩ほにおちてくだ

けぬるかな」とよめるを聞て

世をうみのやたよりみてぞこのもしき

その山柿にみのなれる人

契冲がすめる所は泉の國泉郡久井といふ山

里なりければよみてつかはしける

をし貴妃がむかしをおもひいづめれば風吹おくる野
 邊の草葉の露と、もにきえにしあとぞはたにげな
 らずやはあるまかるを何のゆゑありてかきよらな
 る花なんこれやひとしいふめるはいとはしたなく
 ぞ聞ゆか、るうらみのそこはかとなくおもひたゆた
 ふまゝ、まかすがにやみなんもかつくちをしとてにぶ
 きふんでのほこさきをにらきいさゝかこゝにしるし
 て一えだの梅によすはなもし心あらばこれが和答せ
 よとぞことしよろこびやすき春江東の遊子それがし
 日新齋のうちにしてつゆをしたらて侍る

按するに慶安のはじめは 西山公まだ二十一二歳
 にもやおはしましけんもろこしもこゝも世にぬけ
 出たる人は才智はやく秀でたるものにこそ其頃御
 方仕に仕へまゐらせし老人の語り侍しはまだ十四
 五の御時より學問このみたまひて夜など大かたは
 鶏鳴までも書をよみたまひたるとぞ貴公子の梅ぬ
 すみたまふは好古事となるべし御老年までこの花
 をこのみ給ひて白坂より西山まで六七町の谷あひ
 に梅と桃を二千本あまりうゑさせ給ひたるが年々
 にしたがひて花盛のころはたぐひなくぞ侍し

○安シ分無レ求ム 無名氏 鶴林玉露に
 膠擾勞^{トノス}生^シ 待^タ足^{タラシ}後^ノ何^{レノ}時^カ是^レ足^ル 據^リ見^ミ定^ニ隨^ニ家^ノ
 豐儉^ニ 便^チ堪^{マリ}龜縮^ニ 得意濃時休^レ進^ミ歩^ヲ 須^ニ知^ル

世事多[「]翻覆[」] 謾^{モダリニ}教^ニ人^ヲ白^ニ了^セ少年頭^ヲ 徒碌碌^{コトナリ}
 誰^カ不^レ愛^セ黃金屋^ヲ 誰^{シムカ}不^レ美^ウ千鍾祿^ヲ 奈^{イカシ}五^ニ行^ニ不^レ
 是^レ這般題目^ニ 枉^ケ費^ニ三^ニ心^ヲ神^ヲ空^ニ計^シ較^ス 兒孫自有^ニ兒^ノ
 孫福^ニ 也^{マタ}不^レ須^ニ採^ニ藥^ヲ訪^ニ神^ヲ仙^ヲ 唯寡^タ欲^{ナレ}
 ちかきころ清水谷亞相實業卿の歌にも

おもへ猶あかぬ心にかかせては

身の程々につきぬねがひを

○平家物語誤契沖師物語

千載集にみこにおはしましける時鳥羽殿にわたらせ
 たまへりける頃池上花といへる心をよませ給ふけ
 る

池水に汀の櫻ちりしきて

院 御 製

なみのはなこそさかりなりけれ
 これを平家物語には大原御幸の道にてよませたま
 へりと書りおもふにそのころ千載集あまねく流布
 せざりしゆゑ平家の作者人の傳へあやまりたるま

木のことなきも物ごとになぞらへてもてあそぶ人ま
さきのかづら長きよにたえず晋の陶淵明が菊を東
籬の下にとり濂溪の翁ははちす葉のにごりにしまぬ
をたのしみぬともにゆゑあるにやかれすらまかりい
はんやむめのひとりあでなるみさをつくりてたてる
ぞこよなうめでたしとみゆなかに雪のふりたる曉
などの我身もひえあるやうにおぼえて空のけしきは
げしかりしにおやのいさめかけにと覺えてひらけさ
しつゝ、をかしきばかりの句なりこれぞ難波の冬ごも
りとはいふべかりけるをあらたまの春のあしたはひ
ときはまさりてみゆ夕ばえの色はなやかにあやまた
ずて月はいでけりな人めも枝もおなじ色にうつされ
てそれともみえずかをたづねてとながめしみつねが
ことまでおもひいでぬいとしろうおきまさるゑもか
とあやまたれてとぶとりもまなこをぬすまれこてふ
のはらわたもたちぬべくみはやされ影もなめに窓に
さし入りたるけはひはいみじきゑしといへども筆か
ざりありければいと句ひなしさればもろこしにもわ
れにひとしき人やありけらし上林の園松風のうてな
何遜がながめし廣平が賦せしもことならず庾嶺の春

のふたゝびにほへるぞよのつねのとしよりもをさを
さおもしろかるべけれ世の中に花のはかせといひけ
んもにげなからず玉色明道にたとへ深衣の司馬かと
いぶかりし人こそあなれいともかしこしはい所の月
のこゝろもとなきをかなしみとひともて行にやひと夜
のうちに千里をしのぎしといひつたへけんもはたか
はゆしゑかるをたれか草木は心なきとやはいふめる
いにしへをき、今をみるにつけてもはなこそあるじ
梅や友なんとおもふ物からともすれば日ぐらしさし
むかひふる文なんどとりちらしつゝ、もろこしのうた
どもうちずんじぬればみるにしたがひてうたてはか
なきことこそおほかめれむかしつ人のまことにまれ
あだごとになれかゝるいさぎよきはなもて國の城の
それすらかたぶけんとすらむ女にそへしぞうたては
かなしな柳子がいはいゆる羅浮の山は見はてぬ夢のな
ごりをとゞめ壽陽公主のひたひよそほへるすがたの
えんなるこやの真人のたをやかに雪のはだへのいと
みやびにらうたけしもさぞありけん飛燕がかるやか
なるすがた久かたの日かりのどけき春の日にかゝや
きていとゆふのみだるゝ世となし侍らんはいとくち

をらでそのまゝ見るよしもがな

今按 西山公まだいとわかくて少將殿と申せしころの御筆なり讃州太守は御兄頼重朝臣の御事なり

○梅花記

西山公

花時鳥月雪のときと永福門院のよませたまふもさる物から春はあけぼの、やう／＼しろく成ゆくまゝ、によもの山々はかすみわたたりてあやしの玄づののきばかりかくうぐひすのはなやかに鳴いでたる青柳のいとほそくあやめもゆらになびきあひつ、櫻は青葉がちにて庭の木だちもこぐらき中に卯の花の垣ほにのみとおもはずしも咲かゝりて山ほとゝぎすまちがほなるに軒のたち花はむかしおもはずしもあらずややみはいとさらなり月の頃もほたるの三つ四つふたつなどどびちがひたるまどのまへはふみなんずしつべくおぼえていとをかし秋はゆふぐれのゆふ日はなやかにさして山ぎはいとちかくなりたるにかりもこゝら鳴わたたりて頃しも月やあがれる紅葉やさかりなどあらそひいひの、しるもげにおぼえてあはれふかしやうやく木がらしの風身にいとふなりもてゆくまゝ、に

す、きのかれ葉のかしらに霜おきまよひ虫の聲もかれ／＼に枕にちかききり／＼すのおのが衣のつゝりさせてふとてまことに折にふれ時につけつ、物のあはれは侍るめれど梅のはなのいよやかなるありさまのいづれなみせんともおぼえずいとやんごとなしいづれの所にかありけん今はわすれつ梅の木のあるをもてる人なんありしほどにやつがれ日をわたり月をへてもとめしかどもあるじの人つひにゆるさずいかがし侍らんとおもひわづらふほどある夜雨いたうふりぬかのあるじのまへをとほりにけるついで今ぞかうとふとおもひいで、ひそかにこれをぬすみみづからねこじておひつゝ、からふじて行ありさま人やき、つくらんとせちに玄のびたる心のうちいとけうありて白玉かなにぞととひしあくた河のほとりましておもひわたさる色にめづる心のはなはだしさはわれも人もかはらざりけりつひにそのふにうつしてよるひとなく此十とせがをち心をつくしあいしもてあそぶといへども橐駝がをしへにしたがひて子のごとくしすつるがごとくせよかへりみることもなくおもんはかる事なしそれいにしへより今の時にいたるまで草

尾乃長永夜乎一鳴將宿

右の歌は作者未詳うたなるを本歌を新千載戀二に人丸とのせ或本の歌を拾遺集戀三に人丸とてのせらる此誤りをおもふに右の歌より五首過て問答の歌に眉根搔鼻火紐解待八方マノヘカキハナヒヒモトキマダイモ下の註に右上見ユ柿本朝臣人麻呂之歌中但以問答故累載於茲也とあるをすべて上にわたりたる註と見あやまりて作者を人丸と定められけるなるべし此註は眉根搔一首をさしての筆なるものをすべて中頃の人萬葉集にうとかりし故かやうのことおほしあしびきの山鳥の尾の歌を百人一首といふ物にのせて以後今はたれくも口なれ耳ふればおどろかし申なり

○讚州太守に答へたまふ和歌序

せうと拾遺の御もとよりとてせうをここにそへて紅の梅一枝もてきたれりながら驛使の春に逢心ちしてむはらのつゆに口す、ぎひらき見るにいみじき序ぐしたるやまと歌なりたうとさもたゆくまき返しつ、ちたびとなくこれをすし腹にあぢはふればきのふやつがれふりはへとぶらひたてまつらんとあらかじめ

ちかひものせしかども父命もろいことなふしてそのこともだしてやみにしかば此ごろ外よりねこじてうつし給ひし軒ばの梅にほひあくまでさきみつるをとにもに見はやし給はんと吹くる風も袖をおほふばかりにおもほし給ひしすぢいとねんごろにまめやかなりし御心ばえのいたらぬくまなくいとまかしこしやまことと葉のかみさびたけたかうむくさの玉みが、れいで九つのまなのおづからそなはりいともありがたきすがたいへばさら也まことや山部柿本の風ふたたび吹かへし貫之躬恒が跡こに見るかといふかりしもおぼろげの事にはあらざりけりなしくならく王仁が難波の宮にそへし歌も御はらからの御事なればそれもこれもつらなる枝はたかきもくだれるもかうぞあらまほしきわざなんめりなにやかやとおもひたゆたふま、にながき春の日もくれか、るま、にまかすがにやむべきにあらねば豹尾をものするあざけりをわすれけふのはそのぬのはたはりせばくしてあやなきよしなしごとを岩間の水のつぶくとかいづくればいとあやしうこそ

わがために待しそのふの梅が、を

述懷

まきのやに音だにたてぬ春雨の

しづかにて世にふるよしもがな

二十九になりける年

我身いまみそちもちかの鹽がまに

けぶりばかりの立ことぞなき

題しらす

冬ふかき越路の雪は我なれや

めづらしげなく世にもふるかな

かくしつゝ老その森や霜かれん

もゆとしげるとめをうつすまに

足引の山をぬくてふ手力を

身にはおもはずこゝろにもかな

おもへども松のみさをのおよばねば

しだり柳に我やならはん

よそになど夢はむ虫をおもふらん

世のからきにも人ならひけり

世の中の心つくしにそむかずば

のりのみちのくいつかいたらん

○女貧家

陳蕃上疏曰又采女數百食肉衣綺脂油粉黛不可

計鄙諺言盜不^レ過^二五女門^一以^二女貧家也^一今後宮

之豈^レ不^レ貧國乎^上

この上疏のおもひきは無用の費おほき事のみを述

たり接するに國家をまつしうせざる前に先その主

人の精髓をまづしうして次で命をはろばされまし

高きもくだれるも色欲をつゝしむべき事なり

○清少納言

契沖翁いはく古説に清少納言は老の後四國の邊にさ

すらへたるよしありたしかなる出所あることにや續

千載集雜中に老の後こもりゐて侍りけるを人の尋て

まうできたりければ

清少納言

とふ人に有とはえこそいひ出ね

我やはわれとおどろかれつゝ

此詞書によれば都のかたほとりにこもりゐけるな

るべし

○誤定作者

萬葉集第十一に念友念毛金津足檜之山鳥尾之

永此夜乎或本の歌に曰足日本乃山鳥之尾乃四垂

作り契沖は長流が没後に家集をえらびて序をかけ
りともに難波にかくれ萬葉の古風をこのみて近代
の風にへつらはす同氣あひ得たる耐久明といふべ
し湧吟に載たる契沖師が歌

山家のこゝろを

忘れても都のかたにながめせば

風吹とぢよ嶺のしら雲

山里に折たく眞柴めづらしく

花より外の香ににはひつゝ

都人庭にうつせる山にだに

わがしら雲をまばしかさばや

山河の龜のこゝろを心にて

尾をひくことをならひてぞすむ

やま里のおどろの道の青つゝら

くりひろふべきうなゐだにこそす

述懐の歌の中に

山にても猶わすられぬこのみゆる

心の猿はしづけくもなし

ちからをもいれぬ歌さへおもにとや

つらづえつけど腰のをるらん

われこそはあしの下をれひとふしの

有とて誰か有と見るべき

としの暮に

山里の柴をりくぶる冬ごもり

煙ぞ春にまづかすみゆく

病しける時

ひるよりも夜は誰をかともし火の

咲散る花もひとりのみ見て

曉更寢覺

ともし火の残る光のかすかにも

ねざめの床にかねは聞ゆる

世中饑饉のとし

かまど山民のけぶりのたゆるより

恒のこゝろもたゝずなりゆく

題しらす

陸ゆけば駒のあなゆみ波の上は

舟やすからぬ世の中のみち

春のおもしろく秋のあはれなる心を

春秋をくらぶの山の花もみち

かすみも霧も下にやはたつ

さるまじきふるまひをもしむくつけき詞をいひあひ侍るぞかし聖人そこを憂へたまひてかの自然の道理なる物はづかはしきたしなみの情にもとづきて教をたて給へり夫婦の別のみならずすべて人倫のまじはりたしなみの情第一なりたしなみは敬の字にもかよふべし物はちせずたしなみなければ禽獸にもおとりもてゆくものなりよく／＼わきまふべしと仰られる頼機なる御答にして玄かも我等ごときおろかなるものも心を得る御教なるべし

○漫吟集序 契沖師の集也 隠士長流

苔のころもつゞりの袖にやまと歌もてあそびし人ふるくはまづあしがら山に舟木きりそめしたくみのこき出ていにしあとのしら波たちつゞきあるは世をうぢ山の峰の雲より人のさかひをはなれたる一首をつたへあるは石上ふるの山邊の霞にきえながらの瀧もとづろに高き名を残しあやしきためしにはまた天の川の水をひきて苗代水にいひながしたる人も有けんそれよりさきに出たる人は僧といへどすべてみな歌の林のひた人のみぞおほかる玄かるを淺香の山の井ながれを尋てくみならふ道のいつとなくひと坂く

だりぬと見しより今の世までのあひだにはたゞ西行寂然らを上にたて、下にやう／＼ならふべき桑門の歌よみをよびを折て十まではふしがたしとさだめきぬるをはるかにちとせの後にいつ、満誓沙彌が古き斧のえをつたへて八雲たつ山のしげみわけいたりたてよこにたつきの音をなして岩垣ぬまのかくれ昔の人の見いでざるところをみいで、物名俳諧の歌にいたりていひのこせる事なく無常をのべたる長歌はその詞のおほかることと和歌の浦より千里の濱のまさごをつくせりいまだ我國にかゝる長篇を見ざればかのから人の十とせをへてなせりとかいふなる都ふたつの賦にぞいひつゞくべき猶こゝろみに土になぐれば玉のひゞき數しらすこれなん僧契沖がみづからえたるこがねのつもりなりけるをわれとも／＼にそのはこをひらき見て中にいまだちひさきものをばところ／＼取すて、えらびさだむ此こがね世をへてくちすまじければ今より後かのちにもやまと歌に心を変て見る事あきらかならん人は是を見あらはし聞ことさとからん人は是におどろかざらめやは

爲章按するに長流は契沖が生前に歌を集めて序を

此一條不審の事候雄略記の意も浦島子が歸たればこそ蓬萊に至たることは知れ候へ語は別卷ありと候得ば此條を記したる書もありと見え候又萬葉第九の歌明らかに天長よりは遙の先に歸候國史の中にさへかやうの不審なる事御座候雖然慥なる史の文に候得ば萬九の御釋に御引加可被成候哉

右は契沖師より書おこせし物なり 西山公久しく

日本後紀を探りたまふといへども眞の本を得たまはずいにしころ京師より一本來りしを彰考館にて吟味せられたるにはやう僞書にてぞ侍し契沖翁の見たる本も此筋としられたり近き頃師盤禪師のあつたる僧傳の中にも浦島子が事を載たるに右のごとく天長に蓬萊より歸りたるよしを書たるは此老師もかの本筋に依りたりとみえたり契沖師盤はともに博才の人なれ共かうやうの吟味はいかでか彰考館の學者たちに及ばんやうも此僞書作りたる人は何ものぞや害を後世に残す事すくなからずにくむに堪たる罪人なり契沖いへるごとく萬葉第九にて見れば浦島子は淳和の天長よりはるかの以前に歸りたるものなりかつまた右の文章も國史に

類せざる書ざまなり眞の日本後紀は類聚國史と日本紀略に引れたるのみぞたしかなる全本はいつの頃より絶はて、侍るらんむかし梓行の不自由なりし世に公家にあるひは二三部などうつし持たまへるが度々の火災に焼うせたるにぞ侍らん類聚國史も今は全部つたはらず

○夫婦の別

御夜話の折ふし或人申さく五倫の中に夫婦のべつといふ事小學等の書面ばかりにては何とやらん十分心におちがたしいか侍らんやとおのかじ、申あひける時 仰にいはいくそれはいと心えやすき理なりおのおの妻もたる身はおぼえ侍るらん嫁娶の夜媒人待女房饗膳なにくれと程々の禮をつくしたがひに衣紋つくろひたしなみふかく九獻の盃かはし新まぐらとりどりに後朝の對面もなにとなく物はづかはしくたしなみあへる心もちやがて別なりこれ自然の道理にして他の教によらず其心もちひを後／＼までもわすれずば夫婦ながくむつまじく愛相よかるべしされど年月ふるまゝに心やすさの過てたがひに物はづかはしきたしなみうせて氣キズイ隨ズイになりもてゆくよりさま／＼

の月なれば雷の聲のをさまりはつる故に無雷月とはいふなるべし同集に神の如聞ゆる瀧とよめるも後撰集に「ちはやふる神にもあらぬ我中の雲井はるかになりもゆくかな」とよめるも雷神なり伊勢物語に神さへいといみじうなりと云々神なるさわざに云々此外猶證歌おほし考へてあるべしとのたまはせたり

○安元の火

玉海安元三年四月廿八日云曉更人告云夜前火猶未消京中人屋多以焼亡中略以使者訪二位中將及源大納言等各報云以存命爲事云々納言文車六兩之内三兩全於其殘雖引於輪破令焼失了云々隆季卿文書不殘一紙焼失了云々又隆職文書多以焼了宮中文書拂底歟凡實定隆季資長忠親雅賴俊經等皆富文書家也今悉遭此災我朝衰滅其期已至歟又尹明文書六千卷同時焼了云々焼亡所々大極殿以下八省院一切不殘

會昌門 應天門 朱雀門 神祇官八神御正體焼失 民部省圖書倉不焼亡云々 主計寮 主稅寮 式部省 眞言院 兩界曼陀羅同以焼亡 主水司 大學寮 孔子御影 勸學院等云々 公卿之家 中略 此外殿上人以下不知幾多凡東富小

路南六角西朱雀北大内併次焼亡古來未有如此事云々

按ずるに人みな古書の失亡をいふに應仁の兵火をのみかたりてこの安元の天災をしらず其頃は異域の書いまだ多く渡りきたらざれば文書といふは神書國史あるひは諸家の日記歌書等なるべしふかく惜むべき事なり

○日本後紀の偽書

日本後紀第十七云天長二年今歲浦島子歸郷雄略天皇御宇入海至今三百四十七年也浦島子者丹後國水江浦人也昔釣得大龜變成婦人國色無雙卽爲夫婦被婦引級到蓬萊通得長生銀臺金闕錦帳繡屏仙樂隨風綺饌彌日居之三年春月初暖羣鳥和鳴煙霞養蕩花樹競開歸歟之計婦曰列仙之陬一去難再來縱歸故鄉一定非往日浦島子爲訪親舊強催歸駕婦與一宮曰慎莫開此若不開者自再相逢浦島子至本郷林園零落親舊悉亡逢人問之曰昔聞浦島子仙化而去漸過三百年爰悵然如失步於邯鄲心中大恠開匣見之於是浦島子忽變衰老皓白人不去而死

はしたるを藤原の宮より覧まし／＼たる御即興
と見ゆほすてふはほすといふ義なれば文字にもか
なはず又人づてにきこしめしたるやうにて寂慮の
即興にもそむきぬべし字のまゝほしたり或はさら
せりと點じてはともにいひはて、こと葉も古質な
りなど思ひていづれの世の人かほすてふとあらた
めてやさしくけだかからんとおもはれされどふる
き歌は古質にてこそ時代の風もしられて殊勝なり
すべて撰集に古歌の詞をあらためて當時の風にし
なざる、事意得がたし又此御製を近代の註に春は
かく山に霞たなびきてさだかにもあらざりしに夏
來りて明白に見ゆるを白妙の衣とはよみなさせた
まゐなど、釋したるは香久山の宮とて宮殿の有し
を考られず今の眼をもての癖案なるべし今按此御
製百人一首に載てあまねく人のしりたる故にたま
たかも右の正義を用ふる人もあらんやとて書付侍
りぬ後に契冲師の百人一首改觀抄といふ物を見侍
れば御説とまったく同じ

○耕雲千首に

しづのをが門田の春にあはれなる

かへす／＼も秋をたのみて
五代後周世宗留^ニ心農事^ニ常刻^ニ木爲^ニ農夫蠶婦^ヲ置^ニ
之^ヲ殿庭^ニこの外古歌古事おほし尋て知べしせばく
もひろくも土地をたもつ人は人間の艱苦をしりて
あはれみ給ふべしされどその主人としてあまねく
下の情をしるべきにあらねばそれ／＼の有司の人
がらをえらびて用るなん主人の職といふべしむか
しよりの世を見るにたゞ上の御爲に聚斂する人を
忠とのみおもひて却て下の恨を負する惡人といふ
ことを察したまはず耕雲は大納言長親卿なり南朝
に仕へて名譽有し人なり

○神無月

十月を神無月と名付るを輿義抄には此月諸神出雲の
大社に集りたまふ故に名付るとありつれ／＼草には
此月太神宮の御許へ諸神あつまりたまふ故に名づく
といへどおぼつかなしと書たり 西山にて御夜話の
次で此事に付て仰にいはいく萬葉集第十三の歌に霹靂
之日^ヒ香天之九月^{クハツノクニ}乃鍾禮^{ノネ}乃落者^{ノノ}といふ歌あり月令には
仲秋之月雷始收^{チム}聲^{コエ}とあれどそれは大方の事にて右
の歌には九月にさへ霹靂をよめりされば十月は純陰

これは伏見宮圓實照院貞致親王過し頃

嚴廟へ御對顔のため江戸下向まし／＼ける時の御

詠なり當時は親王攝家より以下こと／＼く

大樹家の御代始には御對面とて下向まし／＼ける

此例古來なき事ゆゑ御述懷と聞ゆる歎

○別 戀

慈光寺中務大輔冬仲朝臣

はしたなくあけ過ばとて衣／＼を

心の外にいそぐさへうき

このぬし始は圓實照院の諸大夫なりしがもとより

慈光寺の家にて代々藏人所にさふらひければ親王

より申させたまひて極薦までつとめられけり學問

は細野爲景朝臣歌は中院通村公の御門弟にて螢雪

の功つもりし人なり先考内匠頭定爲朝臣とむつまじく兄弟

ばかりのまじはりなりしかば爲章又十四五歳の頃

よりこの人に歌よむことならひ侍りておほくは夜

にいりて詠草もてまゐり子丑の漏までそこはかと

なく玄どけなき事のみ問聞侍りしにぬしは霄より

袴うちきて膝をもなほさすいさ、かも怠慢のけしき

なくいつも心よくあひしらひて歸されけるおもひ

出れば寛厚の長者にてぞ侍りし謙退ふかき生れつ
きにて 禁裏院中の御會に出頭の外はみづからの

歌を人に見せほこる事なかりしかば公家より外に

しりたる人すくなし源氏物語に熟しておもふどち

の懇望にはうち／＼講せられける家兄前右兵衛尉爲實今は内匠と

稱の古今集傳授はこのぬしよりつたへられける年

頃の歌百二十首うつしとめ侍りたるを過し頃の

火災にうしなひ侍りたり右の一首のみ記憶のこれ

るま、書付侍り今は泉下におはすればかさねて其

子孫にかりて寫し侍らまし

○持統天皇

春過て夏きにけらし白妙の

衣ほすてふあまのかくやま

これは萬葉集第一に春過而夏來良之白妙能衣乾有

天之香來山と書れたる御製なり 西山にて御夜話

のついで仰にいはいく第二の句きたるらしとかきぬ

らしとか點すべし來の一字をきにけらしとは集中

の例點じがたし第四の句は流布の本にもころもさ

らせりと點したり或はころもほしたりと點すべし

此御製は衣がへの節香來山の宮にまし／＼て夏衣

得道字

小池友賢伊之助

舊事風流迹如掃

蒼茫人一世入愁早

王孫不歸春欲回

霜冷青草湖畔道

得矣字

木下寅亮平三郎

淋漓遺墨鳳鸞翔

想見西園公子美

星沒銀潢慘途深

風摧玉樹情何已

呂臻大學寶藏家

蘇軾御書輝滿紙

盛德古今於不忘

忽然長逝維時矣

此一卷を乞のお草と名づくべきよしのたまひし備州

真人信敏もわづかに一とせをへだて、ことしの卯

やとひはじめの八日いえがたきやまひに身まかり給

ふこれもなほみそぢあまり三とせのよはひになんあ

りける梁山一雲居あはれうるはしき

藩府の御うしろ見にておはしければ上中々をしみ

あへることおしはかるべし予もとし久しくかへり見

をうけうちとなくむつびたまひてそのきはまでもか

たはらはなれずあつかひきこえ侍しかばかの御うへ

をまたひ奉りし時のたもとをさらにしほりそへ侍り

て

爲章

しのぶ草露のかけてもおもひきや

またうゑをへて袖ぬれんとは

○中務家集

袖ひちてうゑし春よりまもる田を

誰かはしらで狩にきつらん

五代唐明宗敕解縦シトバツ五方鷹隼トビノ馮道曰陛下可謂仁

及禽獸矣唐主曰不然朕昔嘗從武皇獵時秋稼

方熟有獸逸入田中遣騎取之比及得獸餘

稼無幾以是獵有損無益故不爲耳中務はい

かなる故事によりてよみたるにや此歌を見る人は

鷹がり鹿狩など時節考へられべき事なり民の艱苦

をおもはぬ人は無下に心なしといふべし漢武帝嘗

入南山下射獵馳騫禾稼之地民皆號呼罵詈

されば西山公かつて御在藩の時に講武のためと

て城下の士庶をひきゐて鷹狩鹿がりなどしたまふ

にも秋稼をはり春耕いまだおこらざる時節をえら

びたまふて百姓のわづらひにならぬやうにとのみ

のたまひける

○富士の歌

東路にくだり行世のうきふしも

忘れて向ふ富士の山まゆ

天何爾命何爾

縱然吹簫徜徉

逝者若逐流水

膏車百里及

千里萬里不得覓

只令下人間有涕從上

得所字

德輝不久照

歡樂餘風光

行雲惹愁懷

悠悠寤寐間

得先字

夙爲士民表

問寢孝子意

譬如卞氏玉

久要天下寶

常悲人事乖

傍苑梅猶發

宿昔歡娛物

音容無由覓

由來受玉不卑

除韻遠不可知

解纜纒以自瑤池

策馬千里之

光陰代謝空相移

數字寓意一幅貽

松浦守約新之允

仙遊倏風舉

瞻望迷處所

落雁送哀語

斷腸何多緒

多湖直源三郎

聲望有誰先

謙抑德日全

韜光却粹然

奈何不壽年

忍看時序遷

入樓月欲圓

風流皆堪憐

此恨深九淵

峴山今在否

得後字

萬金擲冀北

爛斑雲錦色

餵以玉山莸

輕塵夕不起

徐々按中道

一揮珊瑚鞭

縱爾朱汗滴

將橫行沙塞

感君愛所萃

公子今何在

得則字

從罷視膳朝

多材兼韜鈴

既同抱鳥號

拊膺呼蒼天

得近字

美人錦瑟紅羅粉

尋跡無由入白雲

有淚碑可鐫

三宅緝明九十郎

六閑列殿後

色別成隊部

候飽親試走

涼蔭交槐柳

虬舞始蚴蟻

電影忽紛糾

兩轡齊在手

而圍獵楚藪

知我恩難負

仰天酸嘶久

佐治昆理平次

後來何所則

餘事及翰墨

空教仰鴻德

浮雲慘無色

森保定丈助

薄霧淡烟長袖隱

桃源路遠何山近

入_レ池舞_二魚龍_一
天心猶未_レ至
懸象光彩沈
哀響虫添_レ怨
錦帷仰_二遺影_一

得事字

一朝玉樹摧_ラ
主鬯業未_レ央_ラ
風鑑更_レ英明
忠誠出_二孝心_一
藝圃曾_テ精勤
馭_レ臣恩有_レ餘
養素遠_二浮靡_一
侍讀都如_レ夢
永歎望_二帝傍_一
得有字
寂寥霜後園
美玉忽_レ全埋
月沈曉鴈悲
往事夢須臾

徹_レ幽驚_二蛇蝎_一
風悲雲靄々
萬籟歡聲遏
哽咽情難_レ奪
我懷靡_レ由達_二

森尙謙

滿城盡_レ哀毀
謝_レ世行何_レ駛_ラ
天姿本純粹
武備兼_二文事_一
經筵恒_レ講義
奉上敬無_レ貳
好_レ問納_二讜議_一
攀_レ輜唯添_レ淚
馨德欽_レ所_二遺_一
中村惠迪紋四郎
滿目皆烏有
恩光長不_レ朽
雨暗風葉走_レ
醒來偏疾_レ首

得終字

雲昏天_一慘月朦朧
榮錫將_レ膺_二青社寄_一
百年入_レ夢龍眠熟
愁似_二長江流不盡_一

得始字

三山不_レ可_レ航
聞_二道瑤臺頭_一
鈞天星斗表
又_レ傳張_二廣樂_一
云何無何鄉
冥茫音信絕
呼_レ天天不_レ應
明月如_レ有意
霜淒心_一一愴
耿耿夜向_レ曙
得知字
公元閨苑一仙子
嘗辱_レ侍_二玉席_一
風彩今如_レ視

大井廣助衛門

斷雁聲哀號_二北風_一
美才今見黑頭公
半夜無人鶴馭空
千廻萬轉幾時終

鶴飼眞泰橋平

縹緲阻_二弱水_一
鳴_二珂戲_二仙子_一
去_レ人幾萬里
嘗宴_二軒轅氏_一
一逝到_レ輒止
洋々遠耶邇
憑_レ誰當_二相理_一
低_レ光照_二鳥几_一
風葉鳴不_レ已
何復故原始
一松拙又之進
十二樓中福祿茨
講餘及_二我私_一
德容寧已而

しのぶたもとの露ぞひがたき

從五位下備前守丹治真人信敏

したふぞよながきかたみとみづくきの

あともたゞしき道のをしへを

寶永六年己丑孟冬十二日

水戸世子從三位行左近衛中將源公逝去其病間手書

物有本末事有終始知所先後則近道矣十六

字藏之篋底家臣從五位下備前守丹治真人信敏

偶聞其事一切求得之以爲遺物恭敬珍藏追慕悲

泣之餘分抑其文字以爲韻各作懷舊之詩而抑

憂戚嗚呼在則人亡則書手澤現存雖不能讀清容

洋々如在其上一字一淚萬感萬嘆察其哀情不

堪哀痛余亦依其求備其員乃作一律以述

餘意

天降龍種欲貽厥

墨瀟流芳擒藻詞

羽林儀表武維揚

豈意常山圭璧珍

寶永六年己丑仲冬

遠入佳城嘆鬱鬱

彩雲認跡留朱紱

宗室雋望氣未屈

埋光長作地中物

大學頭藤信篤

得有字

粲々園中梅

群芳欽歛襟

霜雪不得欺

中有蘭麝薰

明日春滿城

暴風無意思

幽人驚周章

桃李何多榮

洒淚訴蒼昊

寒禽迷空林

得本字

秀潤仰儀表

問安奉晨昏

暇豫憂民瘼

豈意瓊樹姿

丹旆激悲風

帳望遼海鶴

得末字

水輪上高空

中村願言新八郎

結露映軒牖

桂菊求爲偶

清標凜相守

臨風心期久

應在百花右

一朝委草莽

如失左右手

樗櫟何多壽

茫然空搔首

飛鳴無所有

安積覺兵衛

風範欽凝遠

省躬化宮壺

彌縫敦邦本

摧折歸閭苑

繡帷驚曉晚

雲霄何日返

酒泉弘彦太夫

明輝照毫末

時の間もわすれやはするありし世の

ふかきめぐみをしたふ心は

竹田 法橋恕安 以下五人
ハ醫師

この葉散る宿はむかしをおもひねの

夢ぢさだかに見るとしもなき

今井 法橋元昌

ろもかいもとる手物うし君まさで

みいけの舟のよるべなき身は

田中通庵

おしなべてあふぎしたはぬ人もあらじ

なれしむかしのひろき恵みは

吉田慎齋

きたへの袖もくちなんこしかたを

たえず忍ぶの露のみだれに

大橋徳甫

るりをしきゑがける軒も今はたゞ

むかし語りの夢ぞはかなき

中原惟清 今井新平

ともすれは袖にながるゝなみだがは

やどれる月にむかし尋ねて

源春可狩野文八

きかばやとせめてたづぬる人も哉

忍ぶにたへぬむかし語りを

敬勝岡山次郎左衛門

はしたかのみかりの風もなつかしく

いはでぞ忍ぶ有しむかしを

一成林平四郎

見し夢のさめてくやしき枕には

むかしをしのぶなみだ露けき

源信行小原政之允

ちゝになほしのぶむかしのことの葉に

おき餘る露のかわくまもなき

菅原直宣吉見治部衛門

にしにいろ月は過にし名残ぞと

おもふにつけてしたふ山のは

藤原爲章安藤右平

ちとせをもかけてたのみし玉かづら

おもかげさらすしのばれてうき

藤原治之 岡見治平

かみな月時雨ふりにし君が代を

心にはわすれぬもの、ありし世を

したふばかりはえこそいはれぬ

從五位下野守丹治真人直好

とゞまらぬ月日にそひていにしへを

しのぶにたへぬあとの水ぐき

從五位下主水正源義達

しきたへのまくら露けくゑたふかな

むかしを見つる夢の名残に

藤原宏綱宇都宮彌三郎

うかりける世のならひかなきのふまで

見しも夢なるむかしがたりは

從五位下立蕃頭藤原友嵩

いたふぞよ治る國のまつりごと

ふるきをすてぬ世々のむかしを

久満丸信成男
信順後任
東市正中山主殿

ありす川ありしみかげをみつぐきの

ながれての世も猶ゑたふらし

源和貴山本勘平

流水のかへらぬを見ても日にそひて

むかしの夢をえのぶかなしさ

藤原重陽谷小左衛門

せめてこのよるのころもをかへしても

したふむかしを夢にだにみむ

藤原爲實安藤内匠

むさし野のゆかりともなき草木だに

ふしあふことのいつをはてなる

源德基岡田新太郎

事にふれ折につけつ、なげかれて

たれもむかしのめぐみをぞ思ふ

平伊胤白井忠左衛門

うかりけりもとのしづくや末の露と

消にしたまのむかしがたりは

源綱治師岡與左衛門

すぎし世をおもひつゝけてしのぶにも

猶あまりある泪わりなき

源之幹三木左太夫

るゐもなくかしこき君がいにしへを

あふげばいと袖ぞぬれそふ

藤原陳員小野覺太夫

たてまつらぬ事に侍りたるにこの一まきながく眞人の家につたへなほ誰々のうち聞にもとめはんべりければそのかぐはしき御名は空行月のくもりなく山した水のたえやらすながれての世までも斐ある君子つひにわするべからずとまたひ奉らん事玄かしながら眞人の志の誠によれるなるべし眞人その誠をおしひろめ藩府の御政をたすけて賢良をすゝめ士林のならばしを正し民庶のしわざをはげましたまはゞかの御水くきのをしへむなしからずして鹿島がたなみしづかに筑波根の木する枝をならさぬよろこびのみありて世子猶いますがごとくの御蔭をあふぎ奉りてんもまた眞人のこゝろざしに依べしといふ事しかなり

藤原爲章

懷 舊

もち月の雲かくれにし君が世を

したふ心ぞいとやみなる

高壽院故中山備前守信成妻
備前守信敏養母

野べは今霜にかれゆく朝な夕な

むかし去のふのたねぞしげれる

本智院信敏姊信治女
中山勘解由直正母

ほどもなき夢と見ながらさめやらぬ

やみのうつ、にしのおはかなさ

瑞仙院信敏姪故市正信行女
故堀田外記妻

むかしともおもひぞあへぬきのふけふ

ありしみかげはめのまへにして

俊子信敏妻鍋島
紀伊守元武妹

またさらにとめてぞしたふいにしへの

おもかげうつす水ぐきの跡

繁子信敏養女
實信成女

つくぐとうちまもりつゝしたふかな

むかしおぼゆる水ぐきの跡

從四位下黒田本氏中山豐前守丹治眞人直重

秋に見し庭のちぐさもむかしにて

木かげさびしき松の夕風

從五位下中山隱岐守丹治眞人信庸

理のまゝに身をおこなひし君があとを

しのぶにたへぬ涙とぞしれ

丹治眞人直正中山勘解由

き東坡赤壁賦にその音をよく形容して書たり此こ
ろ我國にてはこも僧といふものこれを吹て活計の
なかつたとして上つかたの人はいやしき物のやう
におぼしめされたり或人のいはくこも僧の尺八は
洞簫とは形ちもかはれりとぞ

○しのお艸序

物有本末といふは大學のふるごとなるをいまあらた
に一ひらのきぬにうつしたまへるは昔

水戸の世子三位中將君 西山公の御孫今の主公の御嫡御いみな
日に薨したまふ御よはひ二十
五歳恭伯と諡たてまつれり 御やまひひまありし時の御筆

にして備前守丹治眞人信敏の申こはれし御かたみぐ
さなかけらし眞人のたまへらくおほよそ書は心の
書にしてその人を思ひ見る事これにしくものなしい
はむやこの十六字は徳を明らかにし身ををさむるを
本として家におこなひ民の末葉にかゝるめぐみの露
ふかきことばとき、にたれば

世子ひそかにわれををしへたまへるにもや侍りけん
かしされば御筆の跡といひ道のをしへといひ至重ま
すものあらじとて掛軸あらたにものし御五十日にあ
たれるゆふべ壁にかゝげて前に香案をそなへかつ拜

しかつなげきながらそのふるき御うへをしのびたて
まつるやまと歌からうたを披講せらるゝにあらかじ
めかの文字をあかちくばりてすべて五十一首になん
披講は御あらましの御本意をとげま
ぬらせらるゝとぞ其式別にしるす おのゝしたひかなし
び奉る心のおもむきこと葉の外にあらはれたればけ
ふのむしろにつらなれるともがらみなみだをひ
そめうけて 世子の世をはやうせさせたまひぬるを
更にいたみ奉り眞人の志の誠を 神靈もいかによろ
こびうけさせたまへらんなどうちさゝやきてまかり
侍りぬ時に寶永六のとしはすはじめの二日になん
ありけるそもゝ

世子孝敬のみさをあつくして問安をこたりたまはず
溫良の御ほんじやううるはしくして慈愛ふかくつね
に儒雅のともがらをえたしみて御つれゝの折ふし
は御みづからもちゝ經傳を講じたまひて議論を
くはしくしあづさ弓とりゝの兵術をこゝろみさせ
馬はことにその情をしらせたまひなどなにをひだり
に何を右にとかくくすゑたのもしきあめがしたの御
うしろみがねにものせさせたまひたれどいまだ主恩
の御つとめのみにてましゝたればあまねく人しり

是貞のみこの家の歌合によめる

藤原としゆきの朝臣

秋萩の花さきにけり下略

さればよみ人しらすの歌なるに何の書によりてか猿丸大夫とはたしかに名を出しけんそのうへ眞名序に黒主^カ之歌古猿丸大夫之次也とあれば黒主よりも古き人としられたるにそれが是貞親王の家に参りて忠峯敏行など、會せん事笑ふに堪たり是貞は光孝帝第一の御子宇多帝同母兄なりこの家の歌合は寛平年中の事と見えたり

○世繼物語 今いはゆる榮花ものがたりなり

この物語四十帖をいつのころよりか赤染衛門が作といひならはしそのうへ誰の書たるにか目錄系圖一卷を添たるに赤染衛門記^レ之とあり 爲章つら／＼考ふるに赤染が作にしては時代かなはずその筆ざまにあらざるところおほければ私考一卷しるして彰考館へ納め侍りぬ事ながければこゝにはのせずまた大鏡第四の奥に世繼の名と標して一月宴二花山たづぬる中納言より末々の巻の名を出したるはみな榮花物語の卷々の名なりまた續世繼の序にいはくおほちはむ

げにいやしきものに侍りき後の宮になん仕へまつり侍りける名は世繼と申きおのづからも聞せたまふらん口にまかせて申ける物語とゞまりて侍るめり下略同第十四藤浪の巻にいはく世繼入道おほきおとゞの御榮えを申さんとして下略また増鏡の序に言く世繼とか四十帖の艸子にて延喜より堀河の先帝まではすこしまやかなる下略是等みな榮花物語さして世繼とか、れたるに赤染が作といはずおほちはむげにいやしきものに侍り名は世繼と申きとあればふるくは男子の作とおもはれたること爲章が考をまたずぞ侍りける又拾芥抄に載たる定家卿の押紙にも世繼物語とあるは今の榮花物語なり

○尺 八

源氏未摘花に例の御あそびならず大ひちりきさくはちの笛などのおほこゑをふきあげつ、云々 續世繼第三内宴の巻に後白川天皇の保元三年正月廿二日内宴をおこなはる、所に尺八といひて吹たえたる笛このたびはじめてふき出したりとみえたり

今按尺八の笛ふるきものなり保元の中興とみえたり唐山^{タンゼン}にては洞簫といふよし心越禪師かたられ

りは後生なり古今の序にては同時の人のやうに見ゆるが二人ともに諸國の椽目などにてをはられけるなるべし後世の躬恒忠峯のたぐひに身はいやしけれども歌にはあやしくたへなる人なるべし山邊と書たるはあやまりなり山邊は種姓また別なり

今按萬葉集のうち大伴家持の詞書に幼年未_レ還_二山梯之門_一裁歌之趣詞失_二乎藁林_一矣とか、れたるをおもへば兩歌仙の名はやく世にあらはれたり

○猿丸大夫

この人は尸姓も見えず國史萬葉等ふるき物に一向沙汰なむたゞ古今集眞名序にのみ大友黑主之歌古猿丸大夫_カ之次也とみえたるまでにて猿丸と名の出たる歌一首もなく左の註にこの歌はある人のいはく猿丸が歌となんと書たる所もなく公任卿の撰びたまひしといふ三十六人歌仙の歌のうちに猿丸大夫とてをちこちのたづきもしらぬ山中にといふ歌をあげたりこれは古今集にて題も讀人もしれぬ歌なりもし勅勘の人などにて集には名をあらはしにくき故によみ人しらずとは書たれども別猿丸の歌といふ事を古今の撰者にても其他の先達などのしるされたる物の公任卿の

ころまでは残りたるによりてたしかに名を定めたまへるにや今に至ては不審なきにしもあらずまた三十六人歌仙家集といふ物に人麻呂猿丸等の家集あれどもみな萬葉古今等のうちよりぬきあつめて後人の強て名をつけたる物と見ゆれば信用しがたし鴨長明が方丈記に田上川をわたりて猿丸大夫が墓をたづぬと書たるをおもふにいかさまにもいにしへ其人ありたれども微官あるひは早世などやしたりけんおぼつかなきことなるべし今の世に流布する百人一首といふ物におく山にもみぢふみわけの作者を猿丸大夫とつけたるは誰人の所爲ぞやこの歌も古今集秋の上に

是貞のみこの家の歌合のうた

たゞみね

山里は秋こそことにわびしけれ

鹿のなくねにめをさましつゝ、

讀人しらす

おく山にもみぢふみわけなく鹿の

聲きく時ぞ秋はかなしき

題しらす

歌二首あり又

是貞のみこの家の歌合によめる

藤原としゆきの朝臣

秋萩の花さきにけり下略

さればよみ人しらずの歌なるに何の書によりてか猿丸大夫とはたしかに名を出しけんそのうへ眞名序に黒主之歌古猿丸大夫之次也とあれば黒主よりも古き人としられたるにそれが是貞親王の家に参りて忠峯敏行など、會せん事笑ふに堪たり是貞は光孝帝第一の御子宇多帝同母兄なりこの家の歌合は寛平年中の事と見えたり

○世繼物語 今いはゆる榮花ものがたりなり

この物語四十帖をいつのころよりか赤染衛門が作といひならはしそのうへ誰の書たるにか目録系圖一卷を添たるに赤染衛門記之とあり 爲章つら／＼考ふるに赤染が作にしては時代かなはずその筆ざまにあらざるところおほければ私考一卷しるして彰考館へ納め侍りぬ事ながければこゝにはのせずまた大鏡第四の奥に世繼の名と標して一月宴二花山たづぬる中納言より末々の巻の名を出したるはみな榮花物語の卷々の名なりまた續世繼の序にいはいくおほちはむ

げにいやしきものに侍りき後の宮になん仕へまつり侍りける名は世繼と申きおのづから聞せたまふらん口にまかせて申ける物語とゞまりて侍るめり下略同第十四藤浪の巻にいはいく世繼入道おほきおとゞの御榮えを申さんとて下略また増鏡の序に言く世繼とか四十帖の艸子にて延喜より堀河の先帝まではすこしこまやかなる下略是等みな榮花物語として世繼とか、れたるに赤染が作といはずおほちはむげにいやしきものに侍り名は世繼と申きとあればふるくは男子の作とおもはれたること爲章が考をまたず侍りける又拾芥抄に載たる定家卿の押紙にも世繼物語とあるは今の榮花物語なり

○尺 八

源氏未摘花に例の御あそびならず大ひちりきさくはちの笛などのおほこゑをふきあげつ、云々續世繼第三内宴の巻に後白川天皇の保元三年正月廿二日内宴をおこなはる、所に尺八といひて吹たえたる笛このたびはじめてふき出したりとみえたり

今按尺八の笛ふるきものなり保元の中興とみえたり唐山にては洞簫といふよし心越禪師かたられ

りは後生なり古今の序にては同時の人のやうに見ゆるが二人ともに諸國の椽目などにてをはられけるなるべし後世の躬恒忠峯のたぐひに身はいやしけれども歌にはあやしうたへなる人なるべし山邊と書たるはあやまりなり山邊は種姓また別なり

今按萬葉集のうち大伴家持の詞書に幼年未_レ逕_二山柿之門_一裁歌之趣詞失_二乎藁林_一矣とか、れたるをおもへば兩歌仙の名はやく世にあらはれたり

○猿丸大夫

この人は尸姓も見えず國史萬葉等ふるき物に一向沙汰なしたゞ古今集眞名序にのみ大友黑主之歌古猿丸大夫之次也とみえたるまでにて猿丸と名の出たる歌一首もなく左の註にこの歌はある人のいはく猿丸が歌となくと書たる所もなく公任卿の撰びたまひしといふ三十六人歌仙の歌のうちに猿丸大夫とてをちこちのたづきもしらぬ山中にといふ歌をあげたりこれは古今集にて題も讀人もしれぬ歌なりもし勸勤の人などにて集には名をあらはしにくき故によりみ人しらずとは書たれども別猿丸の歌といふ事を古今の撰者にても其他の先達などのしるされたる物の公任卿の

ころまでは残りたるによりてたしかに名を定めたまへるにや今に至ては不審なきにしもあらずまた三十六人歌仙家集といふ物に人麻呂猿丸等の家集あれどもみな萬葉古今等のうちよりぬきあつめて後人の強て名をつけたる物と見ゆれば信用しがたし鴨長明が方丈記に田上川をわたりて猿丸大夫が墓をたづぬと書たるをおもふにいかさまにもいにしへ其人ありたれども微官あるひは早世などやしたりけんおぼつかなきことなるべし今の世に流布する百人一首といふ物におく山にもみぢふみわけの作者を猿丸大夫とつけたるは誰人の所爲ぞやこの歌も古今集秋の上に

是貞のみこの家の歌合のうた

たゞみね

山里は秋をことにわびしけれ

鹿のなくねにめをさましつゝ、

讀人しらす

おく山にもみぢふみわけなく鹿の

聲きく時ぞ秋はかなしき

題しらす

歌二首あり又

あるひは伯叔兄弟にてもやありけんかし柿本の姓は臣なりけるを天武十三年に朝臣と賜へり續日本紀には聖武の御代從五位下柿本朝臣建石外從五位下柿本朝臣濱名從五位下柿本朝臣市守等なり孝謙の御代に外從五位下柿本朝臣小玉ひとりみえたり文德實錄仁壽元年に柿本朝臣枝成といふ人從五位下に叙したりこれらのうちに人丸の子孫などもやあるらん萬葉集に人丸の歌はみな藤原宮と標題したる下に載たれば天武持統文武の朝の人にて聖武の御代までは存命なかりしなり萬葉のころは律令をかたくまもりて崩天薨^{位四死六以下}上卒^{位四死六以下}庶人^至の字みだりならざりしに人麻呂在三石見國臨^死と^かれたれば六位以下なる事明らかなり委しくは釋萬葉に論せられたり今は御物語の趣をうち覺えたるまゝにあらしく書つけ侍り又元明天皇和銅三年に都を奈良^{平城}へ遷させたまひたればそれより以下をならの御時と申べし古今集の序に奈良の御時おほきみつの位柿本人丸とか、れたるは時代をも官位をもよく考へられざりしなりおもふにそのころは國史も萬葉も梓行なかりしかば或は官庫にひめおかせたまふまでにて誰々も考索にく

はしからざるがゆゑなるべし又柿本人丸入唐の事は拾遺集の外は何にもたしかなる物にみえず拾遺はあやまりおほきものなり孝謙天皇の御時勝寶四年正月以正七位下山口忌寸人麻呂^{爲新羅使}また袋草子に遣唐使大伴宿禰佐手麻呂の事をいふ中に上道人麻呂玉手人麻呂と出たりかやうの同名異人をあやまり傳へたるをふかく沙汰せずして柿本人麻呂とせざるなるべし又古今集傳授の系とて百年ばかりあなたの人かけるとおぼしき手跡にて正三位權大納言柿本人麻呂卿と書たる物をさへ見侍りぬいかなる人の作りけん一笑にたへたりそれに赤人を宰相とせりこの系の事後日に一松又之進拙語りていはく先年畠山牛庵宅にて見侍りしが連歌師兼載法師が手跡にまがひなきよし牛庵申けるとぞ牛庵は藩邸の醫師にてありしが古筆をこのみてそのめきゝに名を得たり

○山部赤人

顯宗天皇の御代に播磨國司^{クメベナ}小楯といふ人に始て山部の氏を賜はりたり赤人も其後とはしられたれどまさしく父祖官位は國史に見えず萬葉集に神龜元年より天平八年までの歌みえたりと云ければ人麻呂よ

よもにけぶりて今ぞとみぬる

日本紀竟宴和歌二卷は宗尊親王眞跡のうつしなり又按に後撰に天智天皇秋の田のかりほの庵の筈をあらみといふ御製も日本紀古事記などに載られたる御歌の體よりもはるかに後の世の風と見ゆこれも疑しき御歌なり代々敕撰の集といふものに撰者たち不吟味なる事おほく見ゆれば一向に信用しがたし 又いはく續古今集賀に九月ばかり菊花を聖武天皇

百しきにうつろひわたる菊の花

にほひぞまさるよろづ代の秋

この歌もとは何に出たるにかおほよそ萬葉集には菊をよめる歌一首もなし又歌のすがた更に上古の體にあらす

○古萬葉集の序 文は扶桑拾葉集第一卷に載られたり今略之

この篇中御門宣胤卿の親筆を 西山公わかき御時に京師よりもとめ出たまひていともめづらしきものにおもほし中院通茂公日野弘資卿へも見せあはせたまひて扶桑拾葉集の卷頭に載せたまへりその後萬葉二十卷に熟しておもほし合するにまたく不類にして

後人の僞作あきらかなり宣胤卿もいさゝか萬葉をこのみたまへるとは見ゆれどさのみ吟味にも及ばずうつしおかれたるなるべしさて拾葉集より拔すてたっておぼしけれども既に奏覽をはりて梓行せさせたまひたれば御心にまかせられぬまゝ、釋萬葉集のうちにくはしく論じおかせたまひぬこの序の事は後に契沖翁もうなづき申さゞりけり

○裏さびし

古歌にうらさびしうらかなしなどよめるうらは心さびしなといふ義なりそれを浦にも又は衣のうらにもいひかけたるものなり毛詩の古點に不屬_{フカ}于裏_{コ、ロニ}といふべきをうらもとなくとよめるに合せて契沖講じたり

○柿本人麻呂

日本紀古事記を考るに柿本氏は孝明天皇の御子天足彦國押人命の後なりちかく人丸の父祖とおぼしきも人丸も國史に見えず日本紀_{天武}に柿本臣_{オサナル}といふ人は續日本紀_{元明}に和銅元年四月從四位下柿本朝臣佐留卒とあるに同人なりこれ人麻呂と同時と見ゆれば

年山紀聞第二

○時代不同の歌

續後拾遺集

前中納言定房

一すぢに人をも身をもおもふかな

うつ墨繩のすぐなれとのみ

雪玉集

前内大臣實隆

なにごともりのをこえ行世の人の

心にかたき關もりもがな

すみ繩のすぐなる心よりおもひよればおのづから
教誡となることいづれかおとりまさり侍らんおほ
よそ和歌は狂言綺語にして花鳥風月神祇釋教閨情
の料とのみおもひ過し侍りたるにかゝる目出たき
いさめのやまとことばはやがて聖經賢傳にもをさ
をさたがふまじくなんこれらの心つきて身をつ、
しみ行をたしなみ侍らば和歌の徳實にも天地神明
もにかよひ侍らまし

○君主の明

萬葉集第十九

中納言家持

秋の花くさぐさにあれど色別に

見し明らむるけふのたふとさ

御釋云臣下の才徳忠功を程々につけて見そなはし
わくる折ふし秋のつかさめしの頃なれば喩へて秋
の花とはいへり 今按まことに臣下の才と不能を
よく見わけてそれぐにめしつかはれ忠と倭とを
察して進め退けらるゝ事君主の明と申べし

○疑はしき歌

契冲師いはく新古今集賀部に仁徳天皇の御歌とて

高き屋にのぼりて見ればけふりたつ

民のかまどはにぎはひにけり

この御製上古のすがたにあらずもし元慶六年日本紀
竟宴に仁徳天皇を題に得たてまつりて誰ぞのよみた
まへるにや朗詠集に刺史の歌とす刺史は國の守なれ
ばもはら此歌の心あるべき故に意を得てとられける
かもした延喜六年日本紀竟宴に藤原左大臣時平の
よみたまへる歌のかくあらたまりたる歟おほかた似
たる詠なり

爲章按に延喜六年に左大臣時平公の仁徳天皇とい
ふ題を得てよみたまへる歌は

たかどのにのぼりて見ればあめのした

年山紀聞 第二

目録

時代不同の歌	二七	漫吟集の序	四四
君主の明	二七	夫婦の別	四三
疑はしき歌	二七	女貧家	四六
古萬葉集の序	二八	清少納言	四六
うらさひし	二八	誤て作者を定む	四六
柿本人麻呂	二八	西山公の和文	四七
山部赤人	二九	同	四八
猿丸大夫	三〇	安分無求	五〇
世繼ものがたり	三一	平家物語の誤	五〇
尺八の笛	三一	隠士長流	五一
しのぶ草	三二		
中務集の歌	三九		
富士のうた	三九		
別戀	四〇		
持統の御製	四〇		
耕雲千首	四一		
神無月	四一		

手跡をならひたればなま／＼の右筆はづかしくものしける毎日卯のはじめに起て小蒲團に安座し前に机をおきその上に筆硯のみをせたりこれは門弟の清書もち來りたる時みちびきをしふる料とぞ公家のいへ／＼にも正惠が筆をならひたまふ御方ありけれどあなたへ參る事なきまゝこゝに來りたまふ時も送迎する事もなくよのつねの弟子のつらにぞあひしらひけるひねもす儒佛の書をよむ事もなく花鳥風月をもてあそばず茶器より以下翫好する物もなしたゞ端座して泥塑人のごとく夜の戌の刻までかりそめにも横に臥ことなく戌の漏を聞てはやがていねけるにも夜のふすまめくものもたくはへずして紙子といふもの二つみつうちきてふせり爲章ある時間ていはくかく毎日何事もしたまはねばつれ／＼にぞ侍らまし書籍はよき友にてさふらふになでうよみたまはずや正惠答ていへらく治國經濟の身にあらねば儒書に用なし地獄をにくみ極樂のねがひもなければ佛書に用なし長生久視ののぞみあらざれば道書に用なしもとよ詩歌このまねばそのかたのふみよまむとも思はずすべて書をよめば及ばぬ願望おこりて心いそがはし

きものなれば我はたゞ晝はおき夜はいねたるまでにて既にとし久しくならひつゝつれ／＼わぶる心も侍らず爲章又いはくしからば先生は莊子の座忘か列子の心死か禪家の百不思議などをまねびたまふにや正惠微笑してよしそなたよりは何とも名つけたまへ我はたゞ夜はいねひるは座して生涯をはたし侍らまし無用のものがたりをやめはやくかへりて手習學問にこゝろをいれたまへといはれて手をもみて退ぬ元祿某の年月日正惠七十六歳にて病中にも横臥せず醫藥をもちひず身まかり侍りぬ

このごろ書肆にて續本朝名公墨寶といふものを見れば正惠翁が筆跡は載られたれどもその人品小傳もみえねばいさゝかこゝに書つけ侍りぬ手跡にかくれて心性をやしなひ世間一切聲色嗜好洗得淨一切榮辱得喪看得破したる眞の隱逸といふべし

歌合につがひ侍らば勝負いづれにか侍らんまことに人と生れて聖賢の書をよまずばうたてき事なるべし讀てもまた身をたしなますばかりなからまし

○隠士正惠

わかきほどは岡尾庄六正惠マサチカと稱すその生國をわすれ侍りまだ十四五歳の時父母にはなれ京師の商家に縁有てやしなはれたり人がらまめやかにしてよろづにさとき侍りしかば家翁たのもしくおもひ後にはわが家をもゆづりてんとあらましける庄六天性手かく事をこのみてひるのいとまをぬすみ夜はよふくるまで手習に心をつくしける廿五歳の時家翁病づきて身まかり侍るに庄六を子にして家をゆづりてんといふ庄六おもへらく商家となりては人にへつらひ利倍をむねとする業なんみづからの堪る所にあらずとて固辭して他人にゆづりのがれぬ家翁金五十兩を庄六にあたへて行末の産となさしむそれより建仁寺の内某院の寮舎をかりて儒佛老莊の書にわたたりて手跡を三井寺の尊悟僧正にまなびて數年のあひだ建仁寺より三井まで風雨をいとはすかよひたりかの五拾金を書

籍紙筆にのみ用ひけり僧正逝去に及て庄六が志をあらはれみて尊圓親王より尊朝親王に至るまでの眞蹟一櫃をゆづりたびけり是を得ていよくまねびたれば大かた御家流の能書の名をあまねくしりて京師の人庄六にまねぶともがら數十人におよびぬさるはその門弟いひあはせて衣棚出水なる所につかはしき家をもとめてわりなく招請しおきければ門弟いよくおほくなりて主従三四人ともしからてぞおぐりける金銀をあたふればひらきても見す舊門人大文字屋宗清入道といふものにあづけものして飲食衣服の資となしたりそのかみかの寮舎に入し頃おもへらく人は妻子あるゆゑにこそ世にのぞみも出くれとて廿五歳より誓て男女の色欲をたちもとゞりをはなちいはゆるなでつけ髪して正惠シヤウヱと名をあらためける京の家に移りし日より門弟故舊の招にも應せずまた我かたへ人を饗應する事もなく父母とかの家翁が忌日にその墓へ參詣する外はつひに門を出る事なし門弟も十八九歳よりのち元服したる人のみ一月のうち一日まぜに十五日おの／＼清書をもち來りてみちびきをうけ、り家僕兩人ありしが年久しく仕へておのづから

なしといはんをれるこゝろのうれしきはといふに同じく見るべきかわがために花を惜む心ならばいとちひさきをこそ折べきにかゝる枝を折て心させるは惜むべき花をさへ惜まずと見えてうれしきとにや清少納言にも大きな櫻の枝を折てかめにさすを面白き事にいへり其間に用心かはるべし

○節 儉

西山公常のたまへらく天下國家の主より士庶人にいたるまで儉約を第一の徳とす今や天下久しくをさまりて人々おぼえずしらずに衣服馬鞍腰刀のかざりもろ／＼の器物食物家作りにおよぶまで男女ともに奢侈におもむきたるゆゑにその國用家費たらはず是しかしながら上たる人の心をもちひられずたゞ榮花にのみならひくらし玉ふよりその風俗おのづから下におよべりあまさへへつらひの進献に美をつくしなほその執事近習の輩に至るまでもおの／＼美物をあたへておひげの塵をはらふ此風一たびおこなはれて後々は天下の窮困となれりいはんや土木をこのみ玉ふ代には諸國の手つだひをかりたまふゆゑに國主萬金をつひやす國主くるしむゆゑにその士農工商を乏

へたげて一國の困窮となれり治平久しければいづれの世もこれなり舜禹の徳を玄たふまでこそあらざらめせめて漢の文帝の節儉にましませし故に天下ゆたかに人々其所を得て安堵のおもひをなせし時を人主は目あてにして身もちをつゝしむべき事なり士庶人のせばき家の内とても程々にしたがりて儉約をまもれば親類友だちをたすけやすく子孫に藝術をしふるもまどしからず但し節儉と吝嗇とまぎるゝものなり此あひだをよく／＼わきまふべし吝嗇なれば上たる人には諸人なつかず下たるものも親族朋友むつまじからずして人倫の義理をかく事のみなりなどこまやかにをしへかたらせたまひたれど十が一をだにおぼえ侍らずその大意なりともていさゝか書つけ侍りぬ

新續古今雜

權中納言通俊

たづねずばかひなからまいにしへの

代々のかしこき人の玉づさ

夫木集

うたてなどやまとはあらぬから文の

跡をまなばぬ身と成にけん

璽及傳國璽と見えたり大刀と契は二物なり

○官底

職原鈔准大臣乃下擬階、奏連署之時被尋問官底と點したり官底と點すべし其故は公卿補任弘安六年源基資、下擬階、奏連署之時被尋問法家とあり

小右記寛仁二年十二月廿日、文賀茂、神領、叡山領、相論所、抑々天台四至、官府在天台、歟又官府之案在官底、歟同記、大嘗會、事官底、無前例と云文もあり

山槐記仁安二年四月廿三日、文朝負廳年始政始于今懈怠廳底陵遲之基也

長秋記后宮大夫師時卿記

長承

元年五月十五日陣定、文長和、官府栗田左大臣長者

云々符、案皆ナ在官底など、見えたりされば官底、底、

字を誤、官位の程ライラ被尋問と心得るはあし、舊

記に官底と指は外記局の事也職原鈔の文も公卿補任

のごとく被尋問法家と改め見れば不審なし後日、

佐治理平次昆、云底、字韻會引、海錄碎事宋人、所編、曰凡

公文、中書謂之草、樞密院謂之底、三司謂之

檢、秘府有、梁朝、宣底三卷、コノ梁ハ五代ノ梁ナリ

五代史安重誨傳論曰予讀、梁宣底云々、コノ傳論ハ歐陽永叔所編ナリ

されば案すなはち底なり本朝にてももとは唐の字の

用ひやうなるべきを後にあやまれたるなるべし

○擬階、奏

吉記吉田大納言經房卿記、壽永元年七月六日、云外記、史生季俊

持、來擬階、奏、加、署返、給、之、

○藍尾

山槐記忠親公日記、仁安二年六月二十五日、云今日列見也

此間略之、有、藍尾、自註、大辨取、拘、入、酒、於、盃、退、立、摩、

靴、唱、平、予、以、右、手、取、盃、飲、之、如、元、置、之、不、波、

寄遣次、又大辨盛、酒次第如、元、予、又、飲、之、如、此、合、

三度也謂之藍尾也家兄の云く藍尾の字は白氏文集にも見えたり

○歌の聞やう

契冲師が書おこせたる物にいはく赤染衛門家集に人の櫻の枝のおほきなるを折ておこせたる時

わがためにをれる心はうれしくて

花をしますと見ゆる枝かな

つれづれ、艸の注にはてはおほきなる枝を折といふ所

にこの歌を引る心は上下の句の心を別に見てちひさ

き枝をこゝろざ、ばうれしくて心あるほども見えん

を大きな折れるは情なしとなり打き、てはさも聞

ゆれど案するにいかでか向ふさまに心ざせる人を情

も侍るかなをしむべき事にも侍るこゝにやつがれ彼の翁がともがきの數にまじはれる事としはとをといひつゝ、みつのはまべに同じくしほたれぬれどもとよりつゞりのそでにして尾花よりもせばければ何のひろひおけるみるめもなきをくゝつむなしからむとは流りたまはで聞おけることもや有思ふやうもやあると木こりにも問ひ草かりにもはかりたまへれば彼翁がまだいとわかゝりし時かたばかりしるしおけるにおのがおろかなる心を添て萬葉代匠記と名付て是をさぐおほくはおのがむねより出て憚おほけれどなめかたのこほりなめげなるつみをわすれてあしほの山のあしかるとがをもゆるし玉ふべし誠にざへはあしほゝよりもうすくしてかははほゝの木ばかりあつけれどたゞこれせりをつみてまづくの田井をとほのあふみにそへ奉るものなりとあられふりかしまのささのかしこまり申になむありける

今按 西山公の萬葉このませたまふ事此序にてもしるべしかくのごとく諸方の才士にとひはかりたまひて好説をあつめて釋萬葉五十冊をえらませたまひけるまた此序にて見れば長流は契沖よりまさ

りたるやうなれどこれは契沖が謙退の詞なり二人の書おきたる物を見るに契沖は今すこしこまやかなる所をよく考へたる學問なりされば歌學の才は長流にまされり此序も今やうをぬけ出て古風なる筆ざまなるべし

按これ序文元祿のはじめころの作と覺えたり意たかく詞古めきて近來めづらしき文章といふべし常陸の名所をのみいへるも 西山公に奉りしには新奇と申べし 西山公萬葉このみたまふことこの序にいへるごとく二十巻を大かたそらにおぼえたまへりされば此集は歌の根源なるにいにしへよりこれをうとくしくもてなして古今より以下にてよろづ沙汰するがゆゑに歌學にあやまりおほくなり來りたり

○傳國璽

三種ノ神器を傳國璽といふ人ありこれ臆説なり小右記小野宮實資公長和五年正月廿二日云々御讓位式從リ大納言許一被レ見レ送リ傳國璽不レ知何物一仍被尋ニ其事一天長十年ノ記ニ見ニ大刀ノ契ノ仍被件ノ記昨日送ニ之一即被レ載ニ式文一了ル 又云々大臣以下列ニ左使ノ前ニ相待寶劔神

長壽樂を舞たるにあだかも少年のごとし舞をはりて歌を奉りていはく

おきなとてわびやはをらん草も木も

さかゆる時に出て舞てん

紀には萬葉かきに文字を用られたりその明るとしも百十四歳にて舞たり剛健なる老人なり

○くすしき

宇治拾遺第二右近將監下野厚行となりの死人を我家よりいだす所に厚行が妻子ども我家の門より隣ひが事ないひぞたゞ厚行がせんやうにまかせて見たまへ物忌しくすくいむやつは命もみじかくはかばかしき事なしたゞ物いまぬは命も長く子孫もさかひたゞ物いみくすしきは人といはず下略

今按源氏物語品定のほうげづきくすしからんといふ詞これに合て講すべし

○代匠記の序 西山公に奉りし序なり

契沖阿闍梨

西山公は清和源氏なる故に水ノ尾より出てといへり
みな河その水の尾より出てながれ久しき源の朝臣
物部の道をならはし玉ふいとまに文の道をもこのみ

たまひてひだり右をそなへ給ふ五つの車牛はあへげと積つくさす四つのくら棟をさへてをさむばかりなるをあかず見玉ふるとて菅の根の春の日にもゆふけの時をうつし山鳥の尾の秋の夜にもねよとの鐘をかぞへたまはでからやまとの歌も月雪の時につけたるなさけの世にきこゆる櫻川の波のはなこと葉の林の枝にかよひなさかの海の玉藻心の池の水にうかべりゑかあるのみにあらずゑたのうきしま誠すくなきをおきてつく波山の高く神さびたるをとり玉ふとやまと歌の中にはわきて萬葉集をもてあそびて弓と、もに手にとりつるぎとひとしく身をはなち玉ふことなしそもく古くより此集をばしはすの月夜見る人まれにしてたまさかに見る人も峰のしら雲たゞよそ目なりければなかがろ是をとくとせしものもへみにあしをゑがきていとゞ狐の疑ひをむすべり此ことををしみ給ひて下河邊長流と云ものつたへおける文ありてよくこの集をとくよしを聞たまひてこれが抄つくるべきよしをおほせらる筆をとらんとする折しも少し心地をこなひてためらふとせしほどにいつとなくあつしれて年経て身まかりぬる事はさいはひなく

このみかどの世を思ふゆゑに物おもふ身はとよま
せたまふにあはせて此御製を拜吟し奉るにかけま
くはかしこけれどまことに人主の御歌と申すべし
天下國家のあるじたる御身は座右に書付てこの御
志をしたひ玉ふべき御製と申すべし但し内に慈愛
惻隱の御心ふかくて年月おだやかにをさめたまは
ばおのづから道ある世ぞと人はしる事に侍るべし
ようせずば外をかざるのつひえいでき侍るべし

○松蟲鈴むし

おのゝ聲によりて名つけたり色をもていはゞ黒は
まつ黴あめいろなるはすゝむし賀茂の神官むしえら
びして禁裏院中に奉る事ふるくよりまかなり關東に
てはとりちがへておぼえたり

○三十六人集

先師圓珠庵契冲阿闍梨の云く三十六人集はみづから
集めたるもあり後に人のあつめたるもあり貫之集な
どのやうにみづからあつめたるだにいかなる故にか
あらんおぼつかなき事まじればまして後にあつめた
るには疑のこらざるにあらず又康秀喜撰黒主貞文棟
梁元方千里深養父忠房等を除てこれらには及ぶまじ

き後の作者を入られたる事おほきもおぼつかなし人
麻呂の集はひたぶる信じ難きものなり萬葉集の中よ
りぬしゑらぬ歌までぬき出たり六十よく物を物の名
によめる歌は殊に用るにたらぬものなりさすがに歌
のすがた延喜天曆の後の作者のしわざなるべし
「ふるみちにわれやまどはんいにしへの野中の草も
しげりあひにけり」是は拾遺集の物名にもやまと
をよみて讀人不知なり

爲章按するに先師の隨筆を河社と名つけられた

り河社の事を卷頭にかゝれたればなり先年

西山公の釋萬葉集えらばせたまふ時命をうけて

大坂東高津なる圓珠庵のかたはらに旅宿し侍り

しころ河社をも借り寫し侍りしを此小石川にて

類焼せしはいとも念なき事なりそれに此三十六

人集の難義をあまたのせられたり今こゝに載す

るは家兄爲實の曾て抄寫しおかれたるが反古堆

の中にありしをだにとて寫し侍るなり

○濱主

續日本後紀承和十二年正月に伶人外從五位下尾張、
連濱主といふもの百十三歳にして帝のお前にて和風

以上宣胤卿の歌なり

同記大永五年二月廿五日聖廟御法樂和歌

閑庭薄

かたみとて植けんたれを玄のすき
風一むらの庭のつゆけさ 康親

名所

擣衣

さよふかみうちたゆむまや立いで、
月に衣をさらしなの里 應猷

深夜

千鳥

ふけぬとてなくやいそぢの友千鳥
わが世おどろく夢のまくらに 資直
もしほ草かきつくしてもあまのすむ
うらみを人にいつもらすべき 濟俊

怨戀

旅行

友なくて旅にはゆかんかりそめも
あふ人あればわかれちもうし 御製

同

こしかたを思ふにつけてはる／＼と
こゆべき山を見るもくるしき 伊長

同

今さらになにかはかりねあとさきの
よの中やどを夢路なる身は 宗清

寄水

懷舊

涙てしれ世はみなするゑのにごりにも
その水上の清き心を 康親

○仲麻呂の詩

阿部仲麻呂ふりさけ見ればの歌は古今集に載たれば

人みなしりたり詩一首文苑英華二百九十にみえたり

卿^レ命使^ニ本國^一

朝衡唐ニテノ名ナリ或ハ
晁衡トモ書タリ

卿^レ命將^レ辭^ニ國^一

非^レ才忝^ニ侍^ニ臣^一

天中戀^ニ明主^一

海外憶^ニ慈親^一

伏奏達^ニ金闕^一

駢驂去^ニ玉津^一

蓬萊鄉路遠^ク

若木故園鄰

西望懷^ニ恩日^一

東歸感^ニ義辰^一

平生一寶劍

留贈^ニ結^ニ交^ニ人^一

歌詩おの／＼一首ながく天地の間に残れるも不可
思議の事なり

○伊勢の上人

永祿元年日記

記者後六月二日中山亞相^{神宮}傳奏被^レ談

云去月廿三日神宮

宮外上棟無事令^ニ沙汰^一之由注進有

之或比丘尼號^ニ上人^一

先皇御代被^ニ下^ニ上人^一號女房初例歟名はし號^ニ慶光^一

院^ニ以^ニ諸國勸進之力^一此^ニ上棟取^ニ立^ニ者^一也内々又^ニ内

宮^ニ上棟存立^ニ云々雖^ニ不相應^ニ之事^一末世如^レ此之儀神

慮有^ニ子細^一歟不^ニ測知^一事也

○後鳥羽院御製

奥山のおどろが下もふみわけて

道ある世ぞと人にしらせむ

書傳ふべきことの葉ぞなき

返歌

契りをば浅からずこそ結しか

木の下水の何よどむらむ

今按報狀の歌は俊成卿なり返歌は兼實公なり師弟子と云られたり

○中古の冠

三長記長兼卿日記 承元二年十二月廿五日東宮順德院御元服記云々次加冠理髮兩人起座退下各々被參下干北

廟被改御衣服之所又内府左大將自本令候此所被理改御髻又御冠令廣之御冠師候恭禮門内是先例也取出針絲等放延御冠閉付之少進棟基持參了

今按今の世の冠はかやうに即座に放延べくもなし靴の沓も今は紐を細き銅にて引まはし釘にて打付たりすべて衣冠の制古様にては侍らじ

○貝の歌

宣胤卿日記文明十三年三月十日云々又貝ウチ裏ウラノ歌、事自二條前ノ宰相ノ方ニ所望書様事尋ニ一條亞相ニ一首、時上句可キ在キ右ニ此事雖ニ度々令書爲ト後證ト今

注レス之

同記長享三年八月九日云々今日自中山黃門貝ノ歌、

事所望書様、事一條亞相、返事如斯但貝ノ左有ニ各々

一首書レ之贈答、歌書、之間贈右ニ答ラ左ニ所書也古今

戀ノ歌書レ之

貝ノ裏ノ歌、事左右ニ一首をわけ候て御書候は、右の出

貝ニ上句を可書候歟以前承候し忘却候其方に先年御尋被成候時申つる歟

同記の中に

春聲

夏聲

海邊

時鳥

秋聲

寄月

占戀

無常

沓のなるあらはしりの雲の上に

この殿うたふ月ぞさえ行

光あるかざり車のたますだれ

かけてあふひぞけふを時めく

山ちかきすまのうらはのほとゝぎす

なみこゝもとに聲ぞまぎるゝ

やすくねぬちかきまもりの夜めぐりに

夜ながきころやしげく聞らむ

この暮の月にやすらふつじうらも

逢はずはまつや空を恨みん

いつよりかなき數ならんとばかりを

ある世に思ふほどのあはれさ

其後、儀式ハ依^テ平日之德行ニ諡號^シ、或以^ニ後院ノ御所ニ
證成^ス、此二字本追號有^ニ山陵之由緒^ニ有^ニ庵號之遺詔^ニ

彼是非^レ一^ニ者乎

勸修寺前中納言 教秀卿申詞これ
も前後を略す

如^ニ爲長卿ノ記^ニ者元明天皇ノ敕命^ニ以^ニ其國其郡^ニ可^レ
爲^ニ諡號^ニ之由分明也

○梅 雨 よみやう

同記長享二年十月二日和歌披講之記ニ梅雨ト云題アリ爲
富卿は音にて梅雨とよむべしと云々親長卿は是ヲ笑^テ
若^シさみだれと可讀歟としるされたり

爲章按ずるに古き家々の集あるひは女房の日記な
どに歌の題を書たる所を見るにたとへば立春をた
つはる初春をはつはる早春をはやきはるなど假名
にて書たるを思へばいかに漢字にて書たればとて
よまる、かぎりは國音によむが古風と云られたり
されば梅雨も親長卿のたまひしやうにさみだれ
とよむが正義なるべし五月雨も梅雨もみな萬葉か
きの義訓としるべし

○慶德庵

同記長享三年三月十二日ノ記慶德庵 舊院ノ御代祇
候貞久三位嬪 一昨

日死去七十八歲歟貞久令^レ書^レ影令^レ見^レ之處臨終ノ詠
歌年來數寄也
不便云々

殘してもなに、かはせんあだし野の

くさ葉にきゆる露のおもかげ

○龜 居 筒居
丈六居

同記明應六年三月廿六日宣胤^正返書ニ龜居筒居丈六居
龜居ハ膝ヲ突^テ居候筒居ハ膝ヲ突候ハテツクバヒタル
居樣歟ノ覺候

今按丈六居ハ座像ノ佛ニ譬たる名目なるべし

○王氏の是定

小右記長元四年三月一日ニ云式部卿親王可^レ被^レ留^ニ王
氏ノ爵ノ之是定^テ歟今年可^レ有^ニ朔旦叙位^ニ以^ニ他ノ親王^ニ
可^レ令^ニ是定^ニ歟

今按橘氏ノ是定をのみ沙汰して王氏にも是定の人
ある事を世の人云らずこの式部卿親王は敦平なり

○兼實公俊成卿贈答

玉海治承四年二月卅日戊午俊成入道之許ニ送^ル消息^ニ
自筆爲^レ謝^ニ一日ノ之遺味^ニ也其次^テ和歌ノ抄物爲^ニ勞熱^ニ
可^ニ傳受^ニ之由示^シ送^ル報狀^ニ云

ふりにける木の下水の淺ければ

こゝの夜日にはとをかを」と申せしは連歌の始とするか上下合せて見れば旋頭歌の始にてもあるなり

○物の名

仲文集に紀の國の郡どもをよめるいと伊都なかな賀なくさ名草ありた在田あま海部ひたか日高むろ幸漏

いとながき夜はなくさますあまりあり

たえずひたかんむろにすまばや

三十一字の中に七郡十七字をかくしたるはやすからぬ事なり

新拾遺集に

まやう ふえ ひちりき こと ひは

讀人ゑらす

うしやうし花匂ふえに風かよひ

ちりきて人のこと、ひはせず

これは草庵集にあるをいかで頓阿法師とはしるされざりけん不審なる事なり

○みをつくし

萬葉十二卷水咫衝石心盡而といふ歌の御釋云延喜式第五十雜式云凡難波津頭海中立三潞漂云々字は潞漂とかけど名の意は水脉津鐵にてつは助語なり此歌に水咫衝石とかけたる咫の字不審なり音訓とも

にをと用ふべき證を見ずもし越の字の傳寫のあやまりにや云々

今按水脉に木を立おきてゑるしとすれば往來の舟

それを目あてにするなりされば水脉に立る鐵といふ意なり

○婚姻の和歌

元祿中久我三位中將輔通卿へ一條殿姫君成君と申す御婚姻の時中將殿より中院通茂卿代作なり

そこひなき心のほどぞわかかへる

岩井の清水いはずともしれ

かへし成君の御方野々宮中將定基朝臣代作

世々を経て絶ぬ後こそ汲しらめ

岩井の清水そこひなしとは

この婚姻の贈答もたえて久しくなりぬるをかやうにおこしたまふ事殊勝なることなるべし

○天子の諡號

親長卿日記後花園院ノ院號定ノ時中院大納言通秀申詞をのせられたり文長ければ前後を略す

凡諡法事起於周道遠及日域者歟神武已來至文武四十二代者是淡海公所製事已幽合也

義也故自由之讀也何^ソ後乃京極殿^ト可^レ申^ス事有^ニ其^ヤ煩^ニ哉

○盆彼岸

源順集七月十五日ばむもたせて山寺にまうづる所

けふのためをれる蓮の葉をひろみ

露^露おく山に我は來にけり

蜻蛉の日記^{左大將道綱母の作なり}にいほく二月も十よ日にな

りぬ^{中略}ひがむにいりぬれば略

今按時正を彼岸といふ事ふるくよりなり

○うはぶみ

又いはく^{道綱母此時西山の鳴瀧邊に居たまへり}内侍のかむのとのより訪

たまる御かへりに心ぼそくかきく^{ウハ}てうはぶみに

西山よりとかいたるをいか^{ウハ}おぼしけん^{上下略}

今按日本紀にも題^{ウハ}と點じたり今の世にはうはがき

とふ但し伊勢物語にうはがきにむさしあぶみと

かきてとあれば是も古き詞也

○かしく

又いはく八月まつほどにそこにひ^ハしうもてなした

まふとか世にいふめるそれはしもうめきもきこえて

んかしくとあり^{上下略すこれも文のこと葉なり}

女の文にかしくと書事古くよりなり日本紀に恐懼の字をかしこしと點したるに同じ意なり阿那恐といふあなは古事記の自註に甚切なる時の詞とあれば誠恐などいはむが如し字を假りて穴賢と書たるに付て俗説あり用べからず

○旋頭歌

萬葉古今集などふるくは五七七。五七七とよめり續千載集に

俊成卿

みどり子と。おもひし人も。老ぬとて。

そむく世を。見るかなしさは。夢かうつ、か

かへし

隆信

ありてなき。夢もうつ、も。たれにかく。

とはれまし。君が見る世に。そむかざりせば

五七七々とよめるは此外になし 續草庵集に六地

藏に法樂し侍し六句の歌

月はいり。また日はいでぬ。中ぞらの

やみをてらすは。曉との。ちかひなりけり

これは五七七七七によみたり又按するに日本紀に

載せたる日本武尊の「にひはりつく波を過ていく夜

かねつる」とのたまふに秉燭者の「か、なへて夜には

心有流水自清淨といふ事を
行河の清きながれにおのづから

心の水もかよひてぞすむ

上近章が江戸より訪來れるに

かた糸の又もよりきてけふこゝに

あふことのねはしる人ぞしる

御弟大炊頭頼雄朝臣の訃音を聞たまひて

山ふかく世をのがれても世の中の

うきは問きてぬる、袖かな

稻葉氏なる人身まかりし時

はかなしやこむといひつゝ、いなば山

松をしるしの塚に見る世は

いたくわづらはせ玉ふ秋のころ

風をいたみだる、草の露の上に

えはし宿かる月のはかなさ

大樹殿下 靈席の侍醫謙徳院玄建法印を

西山へまゐらせられて江戸へかへり侍りけ

る時「筑波山まげき恵みを千代までといのり

つゝ、たつたびごろも」かなと申侍りければ

千代までといのりつゝ、立たび衣

きても又みよ草の庵を

丹波の國千年山の隠士朴翁安藤居士がもと
よりの文に「松たかき千とせの山の名にか
けて君をぞいのる萬代までに」と申おこせ
たりしに

山の名の千年は君にゆづり置て

よみぢとをくも我や別れん

西山公もとより武林の豪傑なる御生質なり
しを武は文を基とせざれば經濟謀略ともに
鄙拙なりとはやく御心づきて御としわかき
程より藩政講武の御いとまには經義をくは
しくし歴史をこのみたまひたれば詩歌はた
だ興に筆にまかせらるゝのみにてねりたま
ふ事なくぞ侍し朴翁居士は爲章が先考なり

○よみくせ

和長卿日記云凡々儒中、故實者天子之追號後、字用ニ
音讀ニ大臣稱號之時後、字用ニ訓讀ニ是レ通法之故實也
後深草院、一號ハ者後ノ字用ニ訓讀ニ云々其様御不孝之
讀不ニ聞好ラ之義也後深草院 又大臣稱號之内後京極殿
之一號人皆後ノ字用ニ音讀是レ無ニ殊事ニ只以ニ言好ニ之

ぎすうはのそらにもおとづるゝかな 香玉詠藻は 泰姫君
の御集なり

夕立

夕だちの風にきほひてなる神の

ふみとゞろかす雲のかけ橋

山家納涼

石そゝぐ音も涼しな山里の

かけひにあまる庭のやり水

残暑

風のおともまだ秋浅き草の戸は

残るあつさも一しほにして

月前草花

露むすぶ尾ばなが末を吹風に

さえ行月のかげぞこぼるゝ

雲間月

たぬぬはぬ天津少女の雲の袖

つゝみあまりていづる月かけ

八月十五夜那珂の湊にて

名に高き月をみなとの浦風に

雲も跡なくはるゝ空かな

ながりやる海づら遠く雲はれて

波より出る月のさやけさ
月の夜人々とひきて糸竹まらべ侍りけ
れば

行雲もたちとまるべくいと竹の

聲すみのぼる秋の夜の月

暗夜聞鴈

むば玉のよわたるかりやこれぞ此

からす羽にかくもじの一つら

初冬紅葉

置むすぶ霜より後の松ならで

又あらはるゝみねのもみちば

落葉

くれなゐにちるもみち葉を吹まきて

風も色ある山里の庭

埋火

ねざめする板間のあらし音さえて

わが世もふくる埋火のもと

萬葉の詞をとりて海といふ事を

天雲のそゝへのきはみはるゝと

おなじみどりのおきの鹽さい

年號六年は廢帝卽位の四年なり、靺鞨國は舊唐書北狄傳に見えたり、在京師ノ東北六千餘里、東至三於海、西接三突厥、南界三高麗、北鄰三室韋とあり、すなはち肅慎の地なりとぞ。又按、續日本紀天平勝寶六年の下に太宰府に勅して國の行程を牌、云るさしむといふ事あり、壺の碑もその類とみえたり。

○西山の御詠たまく記憶せしばかりを書つく

初春鶯

うぐひすの聲のあやをもおりはへて

霞の衣春は來にけり

春水

氷のし池の心も春くれは

風のまに／＼とけてのどけき

霞

花鳥の色ねもあれどおしなべて

霞むや春のしるしなるらん

山家梅

山ふかみ人は問こぬ柴の戸に

ひとり春しる軒のむめがえ

春月

八重霞へだつるかげを見ればなほ

心づくしの春の夜の月

花のころ

老らくの身につむ年はわすられて

花待えたる春を嬉しき

春の色はこの一枝にこもりくの

はつ瀬の山の花のおもかけ

白雪の八重たつ山のかくれかも

花さくころは人にとはる、

雨後花

露をもき花は軒ばに白妙の

雲を残してはる、雨かな

殘花

色も香も今はめづらしさくら花

この山かげに春を残して

夜聞郭公

ほと、ぎすなく一聲に中たえて

わたしもはてぬ夢のうき橋

後に香玉詠藻を拜見し侍るにこのほといさすの御歌は
西山公まだわかし御時御臺所泰姫君の御方へまゐらせられ
たるなりこの御返歌に いといさへさびしきやどをほとい

助神作徒之大合言喻字故ニ無_レ翼_サ長_ク飛_ヒ無_レ根更固_シ

右のいしふみ荒野の中にむなしく埋れある由を

西山公聞しめして佐々介三郎宗淳に命じたまひ石

をたゝみ碑亭を立て再興せさせたまふその時宗淳

が私考に

右那須ノ國造ノ碑在_リ下野那須ノ郡湯津上ノ里ニ碑ニ云

永昌元年己丑四月飛鳥淨見原ノ大宮那須ノ國造追大

壹那須宣事提評督被_レ賜歲次ニ庚子ノ年正月ニ壬子ノ

日辰節彌故意斯麻呂等立_レ碑ヲ貞享四年ノ之秋子奉_ニ

君命_ヲ至_ニ那須_一親寫_ニ碑文_ヲ元年ノ上ノ二字不_ニ甚_タ分

明_ナ乃摸印_ヲ見_レ之永昌ノ二字也然_モ本邦無_ニ永昌ノ號_一

焉飛鳥淨見原天武朝也天武有_ニ朱鳥ノ號_一永昌ノ字形

稍似_ニ朱鳥_一想_ニ是歲月ノ之久_一字體訛缺也因_テ推_{シテ}爲_ニ

朱鳥_ト歸後考_ル之朱鳥元年ハ歲在_ニ丙戌_一而此曰_ニ己

丑則非_ニ朱鳥_一也明矣今按唐ノ武后永昌元年歲在_ニ

己丑_一而當_ニ持統三年_一此時本邦年號闕故_ニ假_ニ用

異域ノ年號_ニ乎彌故_一二字於_レ義不_レ安疑_ハ是物故之訛

乎庚子ノ年ハ是文武四年也蓋_ニ那須ノ國造天武ノ朝ノ

人物而歷_ニ仕持統文武_一者也凡上世碑碣今存_ニ于世_一

者此碑_ト與_ニ陸奥ノ壺_一碑_ニ也而壺_ノ碑爲_ニ好事者_一往

往摸寫此碑在_ニ荒墳茂艸之間_一無人ノ識_ル之者_一自_レ

非_ニ我_一君侯好_レ古之深_ニ安_一得_レ傳_ニ之_一世間_ニ乎死者

若_シ有_レ知那須ノ國造忻_ニ々然_一於地下_一焉

○壺 碑

奥州宮城郡市川村にあり佐々介三郎宗淳先年
西山公の命をかうふりて一覽のためにかの所にいたりてこ
れなうつし侍りぬ今加_レ點_ヲ高サ六尺三寸横三尺一寸厚一尺

多賀城

去_レ京一千五百里

去_ニ蝦夷ノ國界_一一百廿里

去_ニ常陸ノ國界_一四百十二里

去_ニ下野ノ國界_一二百七十四里

去_ニ韃靼ノ國界_一二千里

此城神龜元年歲次ニ甲子_一按察使兼鎮守將軍從四位上

勳四等大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歲次ニ壬

寅_一參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使

鎮守將軍藤原惠美朝臣朝獨修造也

天平寶字六年十二月一日

按するに大野東人は糾職大夫果安の子なり天平十

四年十一月卒す朝獨は惠美押勝が三男なり寶字八

年九月十八日誅せられたり天平寶字は孝謙天皇の

とし柏は石なり岩門にある石といふ詞なり石を
かしはといふ本説は日本紀景行云、天皇初、將討
賊次、于柏峽大野、其野有石長六尺、廣三尺、厚
一尺五寸、天皇祈之曰、朕得滅之、土蜘蛛者將、
石如柏葉、而舉焉、因蹶之、則如柏上、於大虛、故
號其石曰、踏石也、これに依て、かしはとも又ほ
めて玉柏ともいふなり

○十二ひとへ

此名目ふるき物に見えたるは源平盛衰記卷四十三、
十三葉の裏、女院は御焼石、御硯箱、を御袂に宿入御
身重、ツバキテ海ニ入給、此間彌生ノ末ノ事なれば藤
重ノ十二單ノ御衣ヲ召云々

○月代

玉海兼實公安元二年七月八日、建春門院崩御の記にい
はく、自二件ノ簾中一時忠卿出、其髪不正月代太、見苦、面色殊損、正、左大
臣以下二云下略

爲章按するに時忠卿は女院の兄なれば御簾中へ出
入せられたるべし月代の事ふるきものには此記に
はじめて見えたり撰集抄は西行法師の作のよし
人の添入とおぼ、これにも月代といふ事あり

○菊の歌

萬葉集には一首もみえずそれよりのち桓武天皇の御
製を類聚國史七十五卷に載られていはく延暦十六年
十月癸亥曲宴酒酣、
皇帝歌曰、コノコ乃已呂乃志具禮乃阿米余菊乃波奈知利
曾之奴倍岐阿多良蘇乃香乎賜五位已上衣被
今按いまも菊の花は九月中ごろもしくは末つかた
より十月までさかりなり萬葉に淡路廢帝天平寶字
年中までの歌を載られたるに一首も見えざるは稱
德光仁の御代あるひは桓武のころなどもちよ
り菊のわたりたるにや

○那須の碑

永昌元年己丑四月、飛鳥淨御原大宮那須、國造追大壹
那須、宣事提評督被賜歲次庚子年正月二壬子日辰節
彌故意斯麻呂等立碑銘、墓の堅八間横七間碑の高四尺三寸濶壹尺五寸
厚八寸八行十九字すべて百五十二字云尔

仰惟、テラサ殞公、シキリニ廣氏、尊胤國家、タヒヨミカル棟梁、一世之中、セシヤ重被貳
照一命、之期連見、ニ再甦、ニ碎骨視、ニ體豈、ニ報、ニ前恩、ニ是
以、ニ曾子、之、ニ家無、ニ有、ニ嬌子、ニ仲尼、之、ニ門無、ニ有、ニ罵者、ニ行、
孝、ニ之子、ニ不、ニ改、ニ其、ニ語、ニ銘、ニ夏堯、心、ニ澄、ニ神、ニ照、ニ乾、ニ六月、ニ童子、ニ意、ニ香

るべし清淨なるさまなりあしはらの繁りたるほと
りの小屋は上古おのづから質素の體さも侍るべし
余理姫は事代主神のむすめ神武の嫡后にして綏
靖天皇の御母君なり是より皇統萬々世に傳はりて
日のもとのひかりあまねく照させたまへば此狹井
河の波はかの出雲八雲になほたちまさりておぼえ
侍れば王道哥林にたふとむべき御製なるべしそも
そも夫婦は人倫の初め父子兄弟君臣朋友の道もこ
こに基ゐるれば聖人やがて別の字をもて教を立た
まへり心ある人はくはしく問正し侍るべき所なり

○公事根元

この書を後成恩寺殿兼良公の撰とのみおもひ侍りつ
るにそれよりさき年中行事歌合の奥書にして後普光
園院殿兼良公の作なりそれを兼良公抄出して題號を
あらため將軍家へまゐらせられたるなるべし

○眉ぬき齒くろめ

紫式部日記寛弘五年十二月に云くつごもりの夜つゝ
なはいとくはてぬればはくろめつけなどはかなき
つくろひどもすとしてうちとけゐたるに云々 ときか
へばや 作者未詳彰考館の御本は合冊にて四冊あり の中に云くかしらあらは

せなどして髪もかきたれなどして見ればあまのほど
にふさ／＼とかゝりたり眉ぬきかねつけなど女びさ
せたれば云々 建内記 時房公日記 永享三年十二月云々
予カ女九歳有祝着事齒久呂美三筆予付初之眉毛
スク事母是ヲスク次ニ三献云々

按ずるにとりかへばやは源氏さ衣などより後に作
れる艸子と見ゆ宣耀殿 實は權中納言女也 兄妹をと
りかへて作れり

○小兒の額に犬の字

大府記 爲房卿日記 康和五年八月廿七日云東宮遷御高松、
第二戌ノ四刻御出宗通卿御額ニ奉書犬ノ字ヲ先日ハ女房
奉仕爲房卿の子息顯隆卿日記には戌ノ刻行啓依テ可
奉書阿也都古人ヲ事ト以予爲御使被申院
爲章按ずるに犬ノ字をかく事を阿也都古人をかく
ともいひけんかし

○いはとかしは

萬葉第七よみ人しらす 吉野川いはとかしはときはなす

我はかよはんよろづ代までに
御釋云いはと云は唯岩と云にはあらず岩ある河
門也第十三に川の瀬のいはとわたりてとよめるが

今霄雅頌聲

五

元長卿日記永正三年二月七日

賦耕於東郊各分一字

詩 探得翁

權中納言元長

天氣降和春雨濃平

田水蘊識年豐勸農

只在東郊舍耒耜荷來

白髮翁

同五年正月廿五日內裏之御會

春日同賦宮梅動

詩興詩以紅爲韻

宮樓簾颭帶香風樹々

梅花白又紅御宴最宜

動詩興羅浮春色滿樽

中

宣胤卿日記文龜二年正月二十五日禁裏御月次御會

春日同詠竹不改色

和歌

權大納言藤原宣胤

名字ハ歌ヨリ少サガルヘシ

二水記 鷺尾隆康

春日詠花色春

久和歌

從二位藤原隆康

長閑なるはるを

ひかりと彌年の花

にくはゝる千代の

陰かな

○神武天皇御製 人の世となりて三十一字のはじめ也

古事記 芦原のまけこき小屋に営たゝみ

いやさや敷てわがふたりねし

これは伊須氣余理姫の狹井河城上郡の家に幸し

たまひ一宿御寢まして後に余理姫入内し玉ひたる

時よませたまへりまけこきは繁きなり営たゝみは

営壘なりいやさは彌清にて夢壘八野敷たまふな

此字配分今日各々不レ然又末ノ三字ノ事不レ加ニ讀名ニ可レ爲ニ三字ニ云々依レ人ノ不レ然今日爲廣卿美多計ト書レ之

中殿御會以前タル間不書應製臣上等之字高檜紙二枚ヲ重テ書之ヲ高サ一尺三寸二分端作ノハシ三寸五分斗ナリ高檜紙聊ヒロキ間一サアマリ縮ナリ懷紙寸法古今無定様云々雖然大方聞合テ書之畢二枚重事是又無益事歟然とも當時料紙以外輕薄タル間以了管如此也古クモ又カリアリト云々今度人々所爲區々也

七種をおもひつみける

程も嬉しな

かきりなく君もふるすな

行するのしるへとたのむ

千世の榮えを

もてはやすなさけそ

くむに淺からぬ

世に七十のかす

ならぬ名を

○和歌に關字

宣胤卿日記永正四年閏十月一日ニ云自ニ濃州左衛門

督基音彌狀到來先日ノ返事也有歌

心ある 君にとはれて三とせふる

あつまのたひのうさもわすれつ

彼ノ狀云歌ニ闕字平出ノ事近代不見及候公宴などにも

無其儀候歟但シ京極黃門建仁元年之度峯月照松と云

題にて

さしのほる

君を千とせとみ山より

松をそ月の色に出ける

とか、れ候此外不見候御所見ノ事候は、承度候此歌
黃門自筆ノ懷番先年於此ノ金吾許ニ一見シ了誠ニ公宴
可レ有ニ故實ニ歟平出までは嚴重之事也

○社頭の文臺

明月記定家卿日記建永二年三月七日ニ云御ニ幸賀茂ノ社有ニ

歌合以ニ榊ノ枝ニ爲ニ文臺ノ枝ノ本ヲ向ニ御社ノ方ニ以ニ木ノ

葉面可レ爲レ上之由有レ仰其儀了又幸ニ上御社ニ有ニ歌

合以ニ松ノ枝ニ爲ニ文臺

○詩歌の懷紙

岡屋關白兼經公日記建長二年六月廿七日余カ詩ノ書様

如レ斯書ニ高檀紙ニ

夏日同賦聖恩覃草木

應製一首 以榮爲韵

攝政從一位臣藤原朝臣兼經上

我后聖恩人識否遍覃 九

草木萬方平殿前再 八

奏金芝色省下重開 八

瑞折榮太昊氏風傳 八

盛德汾陽縣月契長生 九

微臣扶老侍斯席悅矣 九

る残りやだにとて年月の次第にもよらずその事の類
をもわかつたすなほこのごろの事をも只筆のまゝにう
つして老のものわすれに備へ侍るなりもしあまりの
よはひも侍らば取捨して清書せまほしくなむ

○七十賀

中院内府通茂公于時
前大納言は 西山公と和歌の友がきむつま
じく申かはさせたまふ元祿十三年四月十三日かの誕
生の日をえらび七十の賀をまゐらせられける内府の
御門弟なりとてその賀使に爲章を京師へのぼせられ
侍りぬ目錄の中に壽桃とあるは大きな饅頭に紅を
もておの／＼壽の字を書たり長壽香はべに大清よりわたり
たるながき線香なり壽燭は長き蠟燭を金銀の箔に
てかざり下の穴に五色の絲をさし入たり壽麴はいと
も長き索麴なり仙禽は鶴にてぞ侍し

謹具

壽燭貳樹

長壽香貳百枝

壽麴壹筐

壽桃百顆

仙禽雙翼

壽酒朋樽
壽詞壹章

賀敬
奉申

前權中納言西山源御諱拜

これより別紙也

賦短律一章恭奉祝

中院前亞相古稀初度

七句華旦月南極

爛儲精輓々蒲輪

輶欣々槐木榮嚴

霜高氣節藝圃檀

歌名仁者元惟壽

何爲羨老彭

庚辰四月十三日

前權中納言西山源御諱拜

大納言殿より和したまふ歌の書體

和壽章芳韻和歌

散位源通茂

和かえよとわかなにまさる

年山紀聞 第一

安藤爲章

○西山

常陸の國久竈の郡太田の郷の西にあたりて十町ばかりもあなた白坂といふ里の奥なり水戸府城より太田までは五里ほどなり

梅里公また常山とも稱したまふ御いみな光圀御あざなは子龍この山に隠居し給ふ

は元祿四年辛未五月九日になんありける于時前權中納言六十四歳

それより前に山あひの木をきり草をかり土をたひらかにして松の柱かやが軒端竹あめる扉かりそめなる御かまへなり此御かまへの時くちたる櫓をほり出したるを見ればいづれのむかしまではこの山の麓までも久竈の海などや入きたり侍りけむ今はその海までは一里にあまり侍らまし陵谷の變はかりがたき事なるべしこの山に入らせたまひて後の詩歌などには西山樵夫ともかゝせたまふさふらふともがらもあるはとし老あるは病つきて府城の奉公に堪がたきをわづかに五六十人ばかりえらびつかはせたまふその人私人居もこゝかしこ谷のくまゝ松の木かげにかりそめながら物きよくしつらひたればかの桃源の

仙郷もかくやあらましとおぼえ侍り軒ばの山より流るゝ泉をたゝへておまへの池とし鴛鴦などあそばせ谷あひの田の面には丹頂の鶴ひとつがひやしなはれたりおましの左右にはからやまとの書の外は剩物なし御友なひには彰考館江戸小石川の藩邸にありの學者たち四五人づゝかはりくに参りて詩歌の唱和あるひは本朝史記釋萬葉集以下御編集の議論どもおもしろかりし年月にぞ侍りしあるひはまた神職出家のともがら御領常陸のうちはいふにも及ばず江戸よりもちかき國よりも年ごろ御めぐみを得たる輩玄たひ参りて學問なにくれの物がたりども聞えまゐらせて御在藩の御時よりは中々なれむつび奉られける此山中にすみ玉ふ事おほよそ十とせに及びて元祿十三年十二月六日に薨したまふ御諡は義公と申す西山より一里ばかりなる瑞龍山にはうふりその儀儒禮をもちひらる希世の名將のかく一たびすませたまへば後々名所の數にてぞ侍らまし爲章も水戸に侍りし時参り仕へ侍りたれば今此御うへに及ては懷舊のむねいたましくなみだをすゞりの水にそへ侍るぞかし其あいだ見もし聞もしたる事どもをふところ紙に書付おき侍しが過しとし小石川の回祿にぬすまはれた

年山紀聞第一

目録

西山

七十賀

和歌に闕字

社頭の文臺

詩歌の懷紙

神武天皇御製

公事根源

眉ぬき齒くろめ

小兒の額に犬の字

いはとかしは

十二ひとへ

月代

菊の歌

那須の碑

壺のいしふみ

西山の御詠

よみくせ

盆ひがん

うはぶみ

かしく

旋頭歌

物の名

みをつくし

婚姻の和歌

天子の諡號

梅雨

慶徳庵

龜居 簡居丈六居

王氏の是定

兼實公俊成卿贈答

中古の冠

貝の歌書やう

阿部仲九の詩

伊勢の上人

後鳥羽院御製

松虫鈴むし

三十六人集

伶人濱主

くすしき

代匠記の序 圓珠庵契沖

傳國璽

官底

擬階の奏

藍尾

歌の聞やう

節儉

隱士正惠

一九

二〇

二〇

二一

二三

二三

二三

二三

二四

二四

卷

年山記聞は年山安藤爲章博士の筆にまかされたるものなり此頃めづらなる文好む人のまわざにやあらん書ぬきたるが連りはふはあれど全きは彰考館の御ものとかやみることかたくなおぼえしを彼はかせのこのかみ素軒爲實博士のはつこ爲端ぬしは橋本經亮ぬしに従ひて國つまなびする人にしあなれば勸めて彼御本をまうし出して世に公にせしむとなり凡世に隨筆てふものは多かめれど御くにぶりともしぶりのかたわきたるをこは然らずその故はもとより三史五經にくらからぬ人の西山義公につかへまつりしのは同じく召に従ひてつどへるはかせたちの名たるをともしとして見き、をひろめはた契沖あざりのもとへ御使になんまばくいきかひたまへればこなたのいにしへぶりの廢れたるをおこせる時にあひてめづらなるかうがへのせちをもえつもとよりかの君のつどへさせたまへるくさく書のとも大かたの世にまれなるが多かめるをわたしみて心にとゞめ筆にうつしかれこれいづちもかよはしてまなびに富たるぬしからかたくよらぬ中ぞらの心の月のく

まなきにことばの花のにはひも深きはさることぞかしこれなん世にひろまらば誰ためもよきたまものとぞいふべきやつかりは何のわいだめなき山かつの老しれたるものからこの書をよみて晷のかたぶくをしらねばいでさらばいさ、けもはしがきせよと橋もとぬしのもとめ給へるまにくつたなき筆を染ぬ

閑田庵蒿蹊

年山紀聞序終

刻年山紀聞序

先輩年山安藤子以冠冕之裔長于輦轂之下與其兄素軒竝以通典故見稱及其應聘本藩也入則侍義公出則在史局徧接一時名士又嘗屢奉使京畿之間常與契冲師周旋異聞不謬其平生耳目所覩記隨筆爲冊凡六名曰年山紀聞嗚呼久者易失遠者難記年山沒距今殆百年猶如交臂一堂聽其晤語者獨賴此書之存則不爾幸乎且其萬葉諸說以下稱

義公之言者雖率出一時談話之餘亦皆滄海遺珠崑山片玉尤可珍也近時此書頗爲世所推傳播千里而讀者或恨其多謬誤頃有京人欲上梓者就肥後守橘朝臣謀諸余余喜其舉取年山手書原本謄寫一通以贈橘君時素軒玄孫爲端在京師爲橘君門人橘君即使爲端重校再訂然其書固屬一時隨筆語涉疑似者爾不少皆存其舊不輒改之云余嘗西遊與橘君有舊因使余序其由故題卷首爾
寬政十一年己未春三月

水戶

小宮山昌秀序

友人

吉田尙典本助書

下馬のおとなひ

七百三十五頁

松の落葉

七百四十七頁

河社

八百九十六頁

以上



百家說林續編上卷

目錄

年	山	紀	聞	錦	所	談	南	向	茶	話	庖	丁	書	錄	梅	園	日	記	酣	中	清	話	蒼	梧	隨	筆	織	錦	舍	隨	筆	ね	ざ	め	の	す	さ	び	還	魂	紙	料
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一頁

百五十一頁

百八十六頁

二百十一頁

二百二十二頁

三百七十七頁

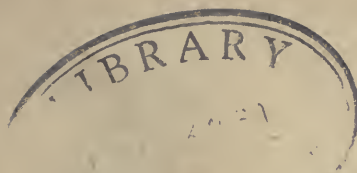
四百十二頁

五百二十九頁

六百十五頁

六百七十一頁





www.libtool.com.cn

PL
772
H9
1905
v.3



www.libtool.com.cn

百家說林

續編上

www.libtool.com.cn

www.libtool.com.cn

PL Hyakka zeirin
772
H9
1905
v.3

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
